

令和5年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

令和5年2月14日 開会 }
令和5年3月30日 閉会 } 45日間

沖 縄 県 議 会

1. 会期日程	9
1. 開会日に応招した議員	11

○第1号（2月14日）

1. 開会年月日時	13
1. 議事日程	13
1. 本日の会議に付した事件	13
1. 出席議員	15
1. 説明のため出席した者の職、氏名	15
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	15
1. 開 会	15
1. 諸般の報告	16
1. 日程第1 議席の変更	16
1. 日程第2 会議録署名議員の指名	16
1. 日程第3 特別委員の変更の件	16
1. 日程第4 会期の決定	16
1. 日程第5 甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から乙第24号議案まで	16
1. 知事（玉城デニー君）の提案理由説明	16
1. 人事委員会（島袋秀勝君）の意見	27
1. 日程第6 陳情第3号及び第5号の付託の件	27
1. 委員会付託	28
1. 休会の議決	28
1. 散 会	28

○第2号（2月21日）

1. 開議年月日時	31
1. 議事日程	31
1. 本日の会議に付した事件	31
1. 出席議員	31
1. 説明のため出席した者の職、氏名	31
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	32
1. 開 議	32
1. 諸般の報告	32
1. 日程第1 代表質問	32
仲田 弘毅君	32
又吉 清義君	49
下地 康教君	70
1. 散 会	85

○第3号（2月22日）

1. 開議年月日時	87
1. 議事日程	87
1. 本日の会議に付した事件	87
1. 出席議員	87
1. 欠席議員	87
1. 説明のため出席した者の職、氏名	87
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	88
1. 開 議	88
1. 日程第1 代表質問	88
照屋 大河君	88
山里 将雄君	101
比嘉 瑞己君	114
玉城ノブ子さん	129
1. 散 会	138

○第4号（2月24日）

1. 開議年月日時	141
1. 議事日程	141
1. 本日の会議に付した事件	141
1. 出席議員	141
1. 欠席議員	141
1. 説明のため出席した者の職、氏名	141
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	142
1. 開 議	142
1. 日程第1 代表質問	142
仲村 未央さん	142
次呂久成崇君	155
上原 章君	169
當間 盛夫君	178
1. 散 会	186

○第5号（2月27日）

1. 開議年月日時	189
1. 議事日程	189
1. 本日の会議に付した事件	189
1. 出席議員	190
1. 説明のため出席した者の職、氏名	191
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	191
1. 開 議	191
1. 一括議題	191
{ 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から 乙第24号議案まで }	

1. 一般質問・質疑	191
島袋 大君	191
大浜 一郎君	199
仲村 家治君	208
仲里 全孝君	215
石原 朝子さん	224
小渡良太郎君	233
島尻 忠明君	240
新垣 淑豊君	246
1. 散 会	257

○第6号（2月28日）

1. 開議年月日時	259
1. 議事日程	259
1. 本日の会議に付した事件	259
1. 出席議員	260
1. 説明のため出席した者の職、氏名	261
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	261
1. 開 議	261
1. 一括議題	261
日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から 乙第24号議案まで	
1. 一般質問・質疑	261
座波 一君	261
新垣 新君	272
中川 京貴君	281
西銘啓史郎君	292
花城 大輔君	302
末松 文信君	309
呉屋 宏君	317
照屋 守之君	325
1. 散 会	332

○第7号（3月1日）

1. 開議年月日時	335
1. 議事日程	335
1. 本日の会議に付した事件	335
1. 出席議員	336
1. 説明のため出席した者の職、氏名	337
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	337
1. 開 議	337
1. 一括議題	337
日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から 乙第24号議案まで	

1. 一般質問・質疑	337
金城 勉君	337
大城 憲幸君	346
島袋 恵祐君	355
西銘 純恵さん	364
当山 勝利君	374
喜友名智子さん	383
比嘉 京子さん	392
玉城健一郎君	399
1. 散 会	407

○第8号（3月2日）

1. 開議年月日時	409
1. 議事日程	409
1. 本日の会議に付した事件	409
1. 出席議員	410
1. 説明のため出席した者の職、氏名	411
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	411
1. 開 議	411
1. 一括議題	411
{ 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から 乙第24号議案まで }	
1. 一般質問・質疑	411
玉城 武光君	411
平良 昭一君	421
渡久地 修君	431
山内 末子さん	441
仲宗根 悟君	448
國仲 昌二君	454
上原 快佐君	462
1. 予算特別委員会の設置	471
1. 予算特別委員会委員の選任	471
1. 委員会付託	472
1. 休会の議決	472
1. 散 会	472

○第9号（3月9日）

1. 開議年月日時	475
1. 議事日程	475
1. 本日の会議に付した事件	475
1. 出席議員	475
1. 欠席議員	476
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	476
1. 開 議	476

1. 諸般の報告	476
1. 日程第1 乙第20号議案	476
1. 委員長報告（土木環境副委員長）	476
1. 採 決	477
1. 日程第2 甲第25号議案から甲第36号議案まで	477
1. 委員長報告（予算特別委員長）	477
1. 採 決	478
1. 日程第3 陳情第33号の付託の件	479
1. 委員会付託	479
1. 休会の議決	479
1. 散 会	479

○第10号（3月17日）

1. 開議年月日時	481
1. 議事日程	481
1. 本日の会議に付した事件	481
1. 出席議員	481
1. 欠席議員	481
1. 説明のため出席した者の職、氏名	481
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	482
1. 開 議	482
1. 諸般の報告	482
1. 日程第1 甲第37号議案	482
1. 知事（玉城デニー君）の提案理由説明	482
1. 質 疑	482
大城 憲幸君	482
1. 委員会付託	486
1. 散 会	486

○第11号（3月30日）

1. 開議年月日時	489
1. 議事日程	489
1. 本日の会議に付した事件	490
1. 出席議員	493
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	493
1. 開 議	494
1. 諸般の報告	494
1. 日程第1 乙第1号議案から乙第4号議案まで、乙第18号議案及び乙第19号議案	494
1. 委員長報告（総務企画委員長）	494
1. 採 決	495
1. 日程第2 乙第14号議案及び乙第15号議案	495
1. 委員長報告（経済労働委員長）	495
1. 採 決	496
1. 日程第3 乙第5号議案から乙第13号議案まで及び第17号議案	496

1. 委員長報告（文教厚生委員長）	496
1. 討 論	498
小渡良太郎君	498
照屋 守之君	499
新垣 淑豊君	499
喜友名智子さん	500
座波 一君	502
1. 採 決	503
1. 日程第4 乙第16号議案	504
1. 委員長報告（土木環境委員長）	504
1. 採 決	504
1. 日程第5 委員会提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の 再興に関する条例の一部を改正する条例	504
1. 経済労働委員長（大浜一郎君）の提案理由説明	504
1. 採 決	505
1. 日程第6 乙第21号議案から乙第24号議案まで	505
1. 委員長報告（総務企画委員長）	505
1. 採 決	506
1. 日程第7 甲第1号議案から甲第24号議案まで及び甲第37号議案	506
1. 委員長報告（予算特別委員長）	506
1. 甲第1号議案に対する修正動議の提出	510
1. 西銘啓史郎君の提出理由説明	510
1. 討 論	511
比嘉 京子さん	511
下地 康教君	512
1. 採 決	513
1. 日程第8 委員会提出議案第2号 第88回国民スポーツ大会及び第33回全国障害者スポーツ大会の 招致に関する決議	514
1. 経済労働委員長（大浜一郎君）の提案理由説明	514
1. 採 決	514
1. 一括議題	515
日程第9 議員提出議案第1号 沖縄を再び戦場にしないよう日本政府に 対し対話と外交による平和構築の積極的 な取組を求める意見書	
日程第10 議員提出議案第2号 我が国の平和を維持するための外交・防 衛政策の推進を求める意見書	
1. 國仲 昌二君の提案理由説明	515
1. 質 疑	515
大浜 一郎君	515
下地 康教君	519
照屋 守之君	521
1. 花城 大輔君の提案理由説明	522
1. 討 論	523
渡久地 修君	523
仲村 家治君	525
小渡良太郎君	526
1. 採 決	527

1. 議員派遣	527
1. 日程第11 陳情令和2年第110号、陳情令和3年第84号の2、同第160号、同第174号の2、同第226号、同第229号の2、同第233号、同第236号及び陳情第18号	527
1. 委員長報告（経済労働委員長）	527
1. 採 決	528
1. 日程第12 陳情令和2年第56号、同第109号、同第196号、陳情令和3年第41号、同第42号、同第104号、同第105号、同第203号、同第206号、同第240号、同第249号、陳情令和4年第34号、同第107号、同第126号、同第170号、陳情第15号、第24号及び第26号	528
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	528
1. 採 決	528
1. 日程第13 請願令和4年第3号の2、陳情令和2年第29号の2、同第85号、同第87号、同第88号、同第177号、同第199号の2、同第204号、同第221号、陳情令和3年第43号の2、同第115号、同第134号、同第142号、同第177号の3、同第211号の2、同第229号の3、同第233号の2、同第235号、陳情令和4年第46号、同第60号、同第71号、同第72号、同第82号、同第102号、同第111号の2、同第115号の2及び同第173号	528
1. 委員長報告（土木環境委員長）	528
1. 採 決	528
1. 日程第14 閉会中の継続審査の件	528
1. 採 決	528
1. 閉 会	529

○巻末掲載文書

1. 知事提出議案	531
1. 委員会・議員提出議案	625
1. 諸般の報告	631
1. 議案付託表	635
1. 委員会審査報告書	637
1. 閉会中継続審査及び調査申出書	649
1. 予算特別委員名簿	667
1. 陳情文書表	669
1. 議案等処理一覧表	701

令和5年第1回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期45日間
自 令和5年2月14日
至 令和5年3月30日

	月日	曜日	日 程	備 考
1	2月14日	火	本 会 議 (議席の変更) (会議録署名議員の指名) (特別委員の変更の件) (会期の決定) (知事提出議案の説明)	請願・陳情付託
2	15日	水	議案研究	
3	16日	木	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4	17日	金	議案研究	一般質問通告締切（正午）
5	18日	⊕	休 会	
6	19日	⊖	休 会	
7	20日	月	議案研究	
8	21日	火	本 会 議 (代表質問)	
9	22日	水	本 会 議 (代表質問)	
10	23日	⊕	休 会	天皇誕生日
11	24日	金	本 会 議 (代表質問)	
12	25日	⊕	休 会	
13	26日	⊖	休 会	
14	27日	月	本 会 議 (一般質問)	
15	28日	火	本 会 議 (一般質問)	
16	3月1日	水	本 会 議 (一般質問)	
17	2日	木	本 会 議 (一般質問) 本 委 員 会 (予算特別委員会設置)	議案付託 請願・陳情提出期限（特別委）
18	3日	金	議案研究	
19	4日	⊕	休 会	
20	5日	⊖	休 会	
21	6日	月	委 員 会 (予算特別委員会・補正予算審査)	
22	7日	火	委 員 会 (常任委員会・先議案件審査、採決) (予算特別委員会・補正予算採決)	
23	8日	水	議案整理 委 員 会 (議会運営委員会)	
24	9日	木	本 会 議 (補正予算・先議案件委員長報告、採決) 本 委 員 会 (予算特別委員会)	請願・陳情付託（特別委） 請願・陳情提出期限(常任委)
25	10日	金	委 員 会 (常任委員会)	
26	11日	⊕	休 会	
27	12日	⊖	休 会	
28	13日	月	委 員 会 (常任委員会)	
29	14日	火	議案整理	
30	15日	水	議案整理	
31	16日	木	委 員 会 (予算特別委員会)	請願・陳情付託（常任委）
32	17日	金	本 会 議 (知事提出議案の説明、質疑) 本 委 員 会 (予算特別委員会)	
33	18日	⊕	休 会	
34	19日	⊖	休 会	
35	20日	月	委 員 会 (予算特別委員会)	
36	21日	⊗	休 会	春分の日
37	22日	水	委 員 会 (常任委員会)	
38	23日	木	委 員 会 (常任委員会)	
39	24日	金	委 員 会 (常任委員会)	
40	25日	⊕	休 会	
41	26日	⊖	休 会	
42	27日	月	委 員 会 (特別委員会)	
43	28日	火	休 会 (予備日)	
44	29日	水	議案整理 委 員 会 (議会運営委員会)	
45	30日	木	本 会 議 (委員長報告、採決)	

(注) 3月17日は休会の日と議決されていたが、3月16日の議会運営委員会の協議に基づき、「甲第37号議案」を審議するため、特に会議を開いた。

開会日に応招した議員

赤 嶺 昇 君
照 屋 守 之 君
次呂久 成 崇 君
喜友名 智 子 さん
島 袋 恵 祐 君
玉 城 健一郎 君
上 里 善 清 君
大 城 憲 幸 君
上 原 章 君
小 渡 良太郎 君
新 垣 淑 豊 君
島 尻 忠 明 君
仲 里 全 孝 君
上 原 快 佐 君
新 垣 光 栄 君
國 仲 昌 二 君
瀬 長 美佐雄 君
山 里 将 雄 君
当 山 勝 利 君
當 間 盛 夫 君
金 城 勉 君
新 垣 新 君
下 地 康 教 君
石 原 朝 子 さん

仲 村 家 治 君
平 良 昭 一 君
仲 村 未 央 さん
玉 城 武 光 君
比 嘉 瑞 己 君
照 屋 大 河 君
山 内 末 子 さん
西 銘 啓史郎 君
座 波 一 君
大 浜 一 郎 君
呉 屋 宏 君
花 城 大 輔 君
又 吉 清 義 君
仲宗根 悟 君
崎 山 嗣 幸 君
玉 城 ノブ子 さん
西 銘 純 恵 さん
渡久地 修 君
瑞慶覧 功 君
比 嘉 京 子 さん
末 松 文 信 君
島 袋 大 君
中 川 京 貴 君
仲 田 弘 毅 君

令和5年2月14日

令和5年
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第1号）

令和5年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第1号）

令和5年2月14日（火曜日）午前10時開会

議事日程第1号

令和5年2月14日（火曜日）

午前10時開議

- 第1 議席の変更
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 特別委員の変更の件
- 第4 会期の決定
- 第5 甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から乙第24号議案まで（知事説明）
- 第6 陳情第3号及び第5号の付託の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の変更
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 特別委員の変更の件
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から乙第24号議案まで
 - 甲第1号議案 令和5年度沖縄県一般会計予算
 - 甲第2号議案 令和5年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
 - 甲第3号議案 令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
 - 甲第4号議案 令和5年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
 - 甲第5号議案 令和5年度沖縄県下地島空港特別会計予算
 - 甲第6号議案 令和5年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
 - 甲第7号議案 令和5年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
 - 甲第8号議案 令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
 - 甲第9号議案 令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
 - 甲第10号議案 令和5年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
 - 甲第11号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
 - 甲第12号議案 令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
 - 甲第13号議案 令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
 - 甲第14号議案 令和5年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
 - 甲第15号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
 - 甲第16号議案 令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
 - 甲第17号議案 令和5年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
 - 甲第18号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
 - 甲第19号議案 令和5年度沖縄県公債管理特別会計予算
 - 甲第20号議案 令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
 - 甲第21号議案 令和5年度沖縄県病院事業会計予算
 - 甲第22号議案 令和5年度沖縄県水道事業会計予算
 - 甲第23号議案 令和5年度沖縄県工業用水道事業会計予算
 - 甲第24号議案 令和5年度沖縄県流域下水道事業会計予算

- 甲第25号議案 令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第7号）
- 甲第26号議案 令和4年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第27号議案 令和4年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）
- 甲第28号議案 令和4年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第29号議案 令和4年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第30号議案 令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 甲第31号議案 令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 甲第32号議案 令和4年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
- 甲第33号議案 令和4年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第34号議案 令和4年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 甲第35号議案 令和4年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第36号議案 令和4年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）
- 乙第1号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第2号議案 指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関する条例
- 乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県県土保全条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県地域福祉基金条例を廃止する条例
- 乙第6号議案 沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第11号議案 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第13号議案 沖縄県差別のない社会づくり条例
- 乙第14号議案 沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例及び沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 乙第15号議案 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例
- 乙第16号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第17号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 乙第18号議案 沖縄県暴力団排除条例の一部を改正する条例
- 乙第19号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第20号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第21号議案 名護市と今帰仁村との境界変更について
- 乙第22号議案 包括外部監査契約の締結について
- 乙第23号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 乙第24号議案 専決処分の承認について

日程第6 陳情第3号及び第5号の付託の件

出席議員(48名)

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	照屋守之君	24番	平良昭一君
1番	次呂久成崇君	25番	仲村未央さん
2番	喜友名智子さん	26番	玉城武光君
3番	島袋恵祐君	27番	比嘉瑞己君
4番	玉城健一郎君	28番	照屋大河君
5番	上里善清君	29番	山内末子さん
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君
12番	上原快佐君	37番	仲宗根悟君
13番	新垣光荣君	38番	崎山嗣幸君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	山里将雄君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	瑞慶覧功君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	47番	仲田弘毅君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君
副知事	照屋義実君	土木建築部長	島袋善明君
副知事	池田竹州君	企業局長	松田了君
政策調整監	島袋芳敬君	病院事業局長	我那覇仁君
知事公室長	嘉数登君	会計管理者	名渡山晶子さん
総務部長	宮城力君	総務部財政統括監	名城政広君
企画部長	儀間秀樹君	教育長	半嶺満君
環境部長	金城賢君	公安委員会委員長	比嘉梨香さん
子ども生活福祉部長	宮平道子さん	警察本部長	鎌谷陽之君
保健医療部長	糸数公君	労働委員会会長	藤田広美君
農林水産部長	崎原盛光君	人事委員会委員長	島袋秀勝君
商工労働部長	松永享君	代表監査委員	安慶名均君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	山城貴子さん	課長補佐	城間旬君
次長	前田敦君	主幹	宮城亮君
議事課長	佐久田隆君	主査	親富祖満君

○議長(赤嶺昇君) ただいまより令和5年第1回

沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案60件並びに今期定例会提出予算説明書、積算内訳書、令和5年1月末現在の令和4年度一般会計予算執行状況報告書及び同一一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く陳情23件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺 昇君） この際、申し上げます。

去る2月7日の議会運営委員会において「演壇及び質問席における発言については、マスクを着用せずに行うことを認める」ことが決定されておりますので、御報告いたします。

なお、自席におかれましては、これまでどおりマスクを着用していただきますよう御協力お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1 議席の変更を行います。

議員の所属会派の異動に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更いたします。

仲田弘毅君を47番に、照屋守之君を48番にそれぞれ変更いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

40番 西 銘 純 恵 さん 及び

48番 照 屋 守 之 君

を指名いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第3 特別委員の変更の件を議題といたします。

議員の所属会派の異動に伴い、特別委員を変更する必要があります。

よって、お諮りいたします。

委員会条例第4条第2項の規定により、新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員の照屋守之君を花城大輔君に変更いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月30日までの45日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月30日までの45日間と決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第5 甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から乙第24号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

令和5年第1回沖縄県議会の開会に当たり、議員各位の御健勝を心からお喜び申し上げますとともに、日々の御精励に対し深く敬意を表します。

令和5年度の当初予算案などの重要な議案の審議に先立ち、まず、県政運営に当たりまして、私の所信の一端を申し述べ、議員各位及び県民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

第1に、県政運営に取り組む決意について申し上げます。

本県は、本土復帰50年の節目となる令和4年5月に「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」を策定し、新たなスタートを切りました。

同計画は、沖縄の自主性と主体性の下、沖縄の優位性や発展可能性を存分に引き出すことで「沖縄21世紀ビジョン」で掲げる県民全体で共有する沖縄の将来像の実現と固有課題の解決を図り、本県の自立的発展と県民一人一人が豊かさを実感できる社会の実現を目標としています。

同計画においては、国連が掲げるSDGsを取り入れ、社会・経済・環境の3つの枠組みに対応する形で、「誰一人取り残すことのない優しい社会」の形成、「強くしなやかな自立型経済」の構築、「持続可能な海洋島しょ圏」の形成の基軸的な3つの基本方向を示すとともに、施策展開の基本的指針として「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成を掲げております。

昨年9月には、同計画に掲げた各施策を具体化し、着実に推進するための活動計画として「新・沖縄21世紀ビジョン実施計画」を策定したところであり、県としては、これら計画に基づく施策を推進し、県民が望む将来像の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

私は、1期目の就任以来、祖先（ウヤファーフジ）への敬意、自然への畏敬の念、他者の痛みに寄り添うチムグクルを大切にするとともに、「自立」、「共生」、「多様性」の理念の下、包摂性と寛容性に基づき、様々な施策を推進してまいりました。

2期目の県政運営に当たっては、誇りある豊かな沖縄の未来を開くため、1期目に着手・推進した施策をさらに深化させ、各種施策を展開してまいります。

あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による深刻な経済状況や子供の貧困問題等、重要性を増した課題等を踏まえ、「県経済と県民生活の再生」、「子ども・若者・女性支援施策の充実」、「辺野古新基地建設反対・米軍基地問題」の3つを特に重点的に取り組む大項目として掲げ、各種施策を展開してまいります。

復帰当時、日米安全保障条約や日米地位協定が適用されることで沖縄の米軍基地も「本土並み」になると言われてまいりました。沖縄県の米軍基地は、復帰時から減少はしたものの、この50年の間に沖縄県以外の米軍基地が大幅に減少したことから、国土面積の約0.6%の本県には、戦後77年が経過し、復帰から51年目を迎える今もなお、在日米軍専用施設面積の約70.3%が集中し続けており、応分の負担にはほど遠

い状況にあります。

広大な米軍基地の存在が本県の振興を進める上で大きな障害となり、また、日常的に発生する航空機騒音をはじめ、自然環境の破壊、航空機事故のほか、米軍人・軍属等による事件・事故等が県民生活に様々な影響を及ぼしています。

このことから県は、令和3年5月に日米両政府にさらなる在沖米軍基地の整理縮小を要請したところであり、引き続き両政府に対し、「当面は在日米軍専用施設面積の50%以下を目指す」とする具体的な数値目標の設定と実現を強く求めてまいります。

特に、普天間飛行場については、市街地の中心部に位置しており、住民生活に著しい影響を与えていることから、周辺住民の航空機事故への不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっており、同飛行場の一日も早い危険性の除去と早期閉鎖・返還は県民の強い願いであります。

一方、政府が唯一の解決策とする辺野古移設については、軟弱地盤の存在が判明し、提供手続の完了までに約12年を要するとされ、さらに、今般の変更承認申請が公有水面埋立法に照らした厳正な審査の結果、不承認となり埋立工事全体を完成させることがより困難な状況となりました。

県としては、辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないと考えており、政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めていくとともに、平成25年に県議会議長及び全41市町村の首長・議会議長が「米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設断念すること」を求めた建白書の内容、そして、これまでの県知事選挙や県民投票で県民が一貫して示してきた辺野古新基地建設反対の思いを実現するため、ぶれることなく県民の先頭に立ってまいります。

昨年12月に閣議決定された「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」、いわゆる安保関連3文書においては、日本が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しているとした上で、「第15旅団の師団への改編」や「空港・港湾等の整備・強化、訓練による使用」等、沖縄における防衛力強化に関連する記述が多数見受けられます。

私は、安全保障環境が厳しさを増していることは認識しておりますが、しかし、二度と沖縄を戦場にしてはならないとも考えております。だからこそ、昨年5月に手交した新たな建議書においては、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成を求めたところで、それにもかかわらず、国民的な議論や地元に対す

る十分な説明がなされないまま、沖縄を含むと考えられる「南西地域」を「第一線」とする安保関連3文書が策定されたことは、熾烈な地上戦の記憶と相まって、県民の間に大きな不安を生じさせるものと言わざるを得ません。

これらについては、今後、政府に対して、詳細な説明や協議の機会を設けるよう求めるとともに、記載された内容が県内において具体的にどのように展開されるか等について調査研究等を行い、沖縄県として日米両政府が取り組むべき平和構築の在り方等について発信してまいりたいと考えております。

また私は、沖縄の基地負担の軽減は、米軍と自衛隊を併せて検討される必要があると考えております。

軍事力の増強による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを強く懸念しており、ましてや米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な基地機能強化により沖縄が攻撃目標になるリスクをさらに高める事態を生じさせてはならないと考えております。引き続き、政府に対して、このような事態が生ずることのないよう最大限の努力を払うとともに、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成に取り組むよう強く求めてまいります。

昨年、沖縄は復帰50年の節目を迎えましたが、現在においても、米軍基地が集中し、自立型経済の構築もなお道半ばとなっております。

復帰50年を機に実施した50年先の沖縄に望む姿についての県民意見募集においては、自然環境の保全や県民所得の向上、平和な社会を求める意見など様々な分野に関する意見が寄せられました。

これは、県民が望む沖縄のあるべき姿、ありたい姿を描いた「沖縄21世紀ビジョン」における5つの将来像と重なっており、我々が目指すべき方向性を改めて示すものであります。

こうした県民の思いや復帰当時の先人たちの願いを踏まえるとともに、いまだ残る課題への対応や県民が望む沖縄の将来像の実現に向けた未来への決意等と併せて、新たな未来を展望する観点から米軍基地の整理縮小等の4項目を建議事項として取りまとめた「平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書」を昨年5月に策定し、岸田総理大臣等に手交するとともに、県内外に発信いたしました。

私は、平和を希求する先人たちの思いを引き継ぎ、未来を生きる子や孫たちのためによりよい未来を創造するため、新たな建議書に込めた全ての願いをかなえられるよう県民の皆様とともに、50年先の未来に向けてひたむきに沖縄のために取り組んでまいります。

私は、誰もが輝き、誰もが尊重され、そして誰もが希望のうちに喜びを見つけることが当たり前を実現する島、幸福が真に実感できる沖縄を目指し、職員と一丸となって、全力で取り組んでまいります。

第2に、沖縄を取り巻く現状の認識について申し上げます。

世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響からの持ち直しが継続する一方、物価上昇による回復ペースの鈍化、景気後退が懸念されています。

我が国においては、コロナ禍からの社会経済活動の正常化、景気の緩やかな持ち直しが続く一方、物価高騰の継続による景気の下振れリスクが依然として残る状況にあり、本県においても、電気料金・生産資材価格の高騰等により、家計の負担増や県内事業者の収益減少などが懸念されています。

このような状況を踏まえ、県としては、国に財政支援を求めるとともに、特別高圧受電事業者に対する補助を含め、引き続き、電気料金を含めた物価高騰による県民生活や経済活動への影響に緊急かつ機動的に対応してまいります。

また、昨年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻から1年が経過しようとしています。既にウクライナ、ロシア両国に多くの犠牲が生じており、現在も憂慮すべき事態が続いています。国連安保理の常任理事国であるロシアが、国連憲章に背いて武力を行使するという事態は、国際社会の秩序の維持という観点からも決して看過できるものではありません。

東アジアでは、米中対立のさらなる顕在化、中国の軍事力の強化や尖閣諸島周辺海域等における活動の継続、台湾をめぐる問題、国連決議に違反する北朝鮮の相次ぐ弾道ミサイル発射の問題など、安全保障環境がより一層厳しさを増しています。

このような状況だからこそ外交の知恵が求められており、米中間、日中間では、首脳会談を含む対話が行われ、日本政府は中国に対して「建設的かつ安定的な日中関係」の構築を呼びかけていると承知しています。

私は、アジア・太平洋地域における、関係国等による平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成、そしてそれを支える県民・国民の理解と行動が、これまで以上に必要になると考えております。

そのため、沖縄県が有するソフトパワーを生かし、アジア・太平洋地域における観光、物流、科学技術、環境、保健・医療、教育、文化、平和など多分野にわたる国際交流を通じて築いてきたネットワークを最大限に活用し、同地域における平和構築に貢献する独自

の地域外交を展開するため、知事公室内に地域外交室を設置いたします。

第3に、県政運営に取り組む決意及び沖縄を取り巻く現状認識を踏まえ、特に重要な政策について申し上げます。

令和5年度は、平和で誇りある豊かさ「新時代沖縄」をさらにその先へ進めていくため、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」等に掲げた取組を加速させ、計画を着実に推進していくとともに、昨今の社会課題など重要性を増した課題等を踏まえ、公約において重要政策として掲げた各種取組を展開してまいります。

加えて、「沖縄県SDGs実施指針」及び「おきなわSDGsアクションプラン」に基づき、SDGs達成への貢献と地域課題の解決に向けた施策の一層の充実強化を図り、各種取組の相互関係性や相乗効果を重視した施策の連携を促進してまいります。

「県民のいのちと暮らしを守る」について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症発生以降、幾度もの感染拡大を経験する中、次の流行に備え振り返りを行い適宜、課題に応じた措置を講じてまいりました。引き続き、県民の命と暮らしを守るため、これまでの経験や今後の感染症法上の位置づけの見直しを踏まえ、感染の拡大状況に応じた病床等の確保や高齢者施設等への支援、PCR等検査体制の強化、ワクチンの接種推進などの措置を時期を逸することなく迅速かつ適切に取り組むとともに、感染症研究センターを設置し、感染対策と社会経済活動の両立に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により、多大な影響を受けている県経済の回復に向けて、県内事業者の事業継続に資する資金繰りや雇用維持等への支援に加え、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの推進等、ニューノーマルに対応する取組を進め、強靱で持続可能な県経済の構築を目指してまいります。

「辺野古新基地建設反対をつらぬく」について申し上げます。

辺野古新基地建設に反対する県民の民意は、過去2回の知事選挙をはじめ、平成31年2月に行われた辺野古埋立てに絞った県民投票において圧倒的多数で明確に示されています。さらに、辺野古新基地建設の是非が明確な争点となった昨年9月の知事選挙においても揺るぎない形で反対の民意が繰り返し示されたことは、極めて重いものであります。

これから先、50年、100年もの間、子や孫の世代に基地被害を押しつけるわけにはまいりません。

私は、県民の民意にも応え、普天間飛行場の早期運用停止、閉鎖・撤去と辺野古に新しい基地を造らせないという公約の実現に向けて、引き続き、全身全霊で取り組んでまいります。

「子どもは沖縄の未来」について申し上げます。

「島の宝」である子供たちが夢や希望を持って成長できる社会の実現に向けて、子育てや貧困を地域や社会全体の課題として捉え、子供につながり、支援につなげる仕組みを構築するとともに、親の妊娠・出産期から子供の社会的自立に至るライフステージに即した切れ目のない総合的な施策を展開し、誰もが安心して子供を産み育てることができる環境を整備していくことが重要です。

子供の貧困対策を県政の最重要課題に位置づけ、子供の権利ファーストの理念の下、1期目に増額した貧困対策推進基金を活用して各種施策を展開するとともに、中高生のバス通学費支援を遠距離に伴う高額負担者にも拡充するほか、就学援助制度及び給付型奨学金の拡充、学校給食費の無償化に向けた取組を進めてまいります。

あわせて、中部地区への特別支援学校の設置に向けた基本設計やヤングケアラーに対する相談支援体制の強化等支援の拡充、児童相談所等の体制強化、社会人としてスタートした18歳から20代半ばまでの若年者に対するファーストステージ支援等に取り組んでまいります。

「安全・安心の沖縄へ」について申し上げます。

心豊かで、安全・安心に暮らせる沖縄を実現するためには、あらゆるリスクから県民の生命や財産が守られ、人権が尊重され、離島や過疎地域においても豊かで安心・安全な生活を享受できる環境を創出する必要があります。

P F O S等による水道水源等汚染については、県民の健康に関わる極めて重要な問題であることから、汚染源である蓋然性が高い米軍基地について、情報の提供、基地内への県の立入調査、国または米軍による原因究明調査と対策の実施を日米両政府に対し求めてまいります。

基地への立入調査が認められないことについては、基地の管理権を規定する日米地位協定がもたらす構造的な問題があると考えており、引き続き、環境保全に関する日本国内法の適用や環境条項の新設など、日米地位協定の見直しを求めてまいります。さらに、生活環境の保全を図るため、米軍基地周辺だけでなく、土壌と水質の全県的な調査に取り組むとともに、可能な限り国管理ダムを活用するなど、水道水のP F O S等

低減化に取り組んでまいります。

また、「沖縄県防災危機管理センター棟（仮称）」の建築工事に着手するとともに、消防防災ヘリの整備に取り組んでまいります。あわせて、昨年12月に県内で初めて発生した高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病の侵入防止に向け、引き続き、各関係機関連携による危機管理体制の強化に取り組んでまいります。

差別や偏見のない社会づくりに向けては、今議会に上程しております「沖縄県差別のない社会づくり条例（仮称）」に基づき、取組を進めてまいります。

離島振興については、救急・災害時を含む離島医療提供体制の構築、住民の交通コストや生活コストに係る負担軽減、離島の条件不利性を軽減する情報通信基盤の整備等に取り組んでまいります。

「自然環境と文化・伝統が調和する沖縄」について申し上げます。

「沖縄21世紀ビジョン」で掲げる「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島」の実現に当たっては、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」表明自治体として脱炭素化の実現に向け取り組むとともに、生物多様性に富んだ豊かな自然環境を次世代へ継承し、琉球王朝時代より培われてきた伝統文化を継承・発展させていく必要があります。

脱炭素化に向けて、「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画」における温室効果ガス削減目標の引上げに加え、太陽光発電事業に係る補助、税制上の特例措置等の活用促進、活用技術の調査などクリーンエネルギーの導入促進に取り組みます。さらに、世界自然遺産等自然保護地域の適正管理に取り組むとともに、生態系や生活環境を保全し、人と動物が共生する社会の実現のための条例の制定に向けて取り組んでまいります。

しまくとぅばの保存及び継承に関する取組や、琉球文化・伝統の発信と継承に取り組むとともに、首里城の復興については、国内外からの寄附金を活用した各種製作物復元や伝統的な建築等に係る人材育成、安全性の高い公園管理体制の構築、首里社地区の歴史まちづくり推進等に引き続き取り組んでまいります。

「限りない沖縄の可能性を未来へ」について申し上げます。

強くしなやかな自立型経済の構築に向けては、県民所得の向上につながる県内企業の「稼ぐ力」の強化、新型コロナウイルス感染症の拡大により入域観光客数が大幅に減少したリーディング産業である観光産業の回復とさらなる発展に取り組むことが重要です。

世界から選ばれる持続可能な観光地の形成をはじめとする新たな観光振興戦略の展開に向けては、国内観光需要に対するターゲットに応じたきめ細やかかつ積極的な誘客活動や近隣のアジア市場、欧米等からの海外客の回復に向けて取り組むとともに、大型MICE施設整備については、PFI法の手続にのっとり取組を推進するとともに、地元町村と連携しながらリゾートタウンMICEエリアの形成に取り組んでまいります。

「稼ぐ力」の強化等に向けては、県内企業や農林水産業など全産業において、DXの加速化やイノベーションの促進等による生産性・収益性の向上に取り組むとともに、海外展開やビジネス交流等による競争力強化、スタートアップが継続的に生まれ成長するスタートアップ・エコシステムの構築に向けて取り組んでまいります。

加えて、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの早期導入に向けて、持続的運営を可能とする特例制度の創設を国に求めるとともに、引き続き、道路や港湾等の社会資本整備に取り組んでまいります。

職員が公務への従事を通して、達成感や充実感を得られ、かつワーク・ライフ・バランスを実現しながら、一人一人の持つ能力が最大限に発揮され、困難な課題に意欲的かつ柔軟、的確に対応する県庁づくりを進めます。また、リスク対策としての内部統制を徹底しながら、限りある行政資源の下で、多様な行政需要に対応する組織の編成に取り組めます。

第4に、内閣府予算案及び税制改正について申し上げます。

令和5年度内閣府沖縄振興予算案においては、約2679億円が確保され、子供の貧困対策や新たな沖縄観光サービス創出支援等に関する予算が計上されたほか、スタートアップ支援等に向けた事業が新たに盛り込まれました。

また、令和5年度税制改正においては、本県と経済界が一体となって要望してきた沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置の延長が認められました。

県としては、沖縄振興予算及び税制を積極的に活用し、沖縄の自立的発展と県民一人一人が豊かさを実感できる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、これまで申し上げた取組に加え、令和5年度に主に取り組んでいく施策の概要について、御説明申し上げます。

第1は、「経済分野」に関して一新時代沖縄の到来の視点一であります。

まず、企業の「稼ぐ力」の強化と産業の振興につい

て申し上げます。

デジタル社会に対応した足腰の強い経済構造の実現を目指し、「リゾテックおきなわ」による産業DXの取組を官民挙げて推進し、産業の高度化や労働生産性の向上に取り組むとともに、中小企業者等を支援することで稼ぐ力の強化を図ります。

情報通信産業が競争力の高い産業へと成長できるよう、ビジネスモデルの高度化や転換、企業連携による高度なITビジネスの受注拡大の支援に取り組みます。

アジア有数のスタートアップハブを目指し、産学官金が一体となった「おきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアム」との連携により、スタートアップの促進に取り組みます。

コロナ後も経済発展が見込まれるアジアの活力を取り込む国際物流拠点の形成を推進するため、物流ネットワークの強化に向けて運休路線の復便や新規路線の誘致に取り組むとともに、「沖縄大交易会」等の開催促進により、全国の特産品を沖縄からアジアへ輸出する流通拠点化に取り組んでまいります。

海外市場への販路拡大に向け、各市場のニーズに対応した商品開発や展示会等への出展を支援するとともに、県内事業者の海外展開促進に向けたビジネス交流拠点の形成、海外事務所の機能強化等を推進します。

国際物流拠点産業集積地域制度等を活用した高付加価値を生み出す企業の誘致、航空関連産業クラスターの形成など臨空・臨港型産業の集積を促進するとともに、その効果が地元企業の技術力や製品開発力の向上等につながるよう、企業間のマッチング支援に取り組みます。

また、下地島空港等の離島空港を活用した航空・宇宙関連産業の展開を推進します。

ものづくり産業については、付加価値の高い製品開発や基盤技術の高度化など県内発注を促進する取組に加え、国の研究機関等と連携した県内企業への先端技術導入を促進するとともに、泡盛製造業については、業界が行う自立に向けた取組を支援します。また、本県の優位性を生かした機能性食品や先端医療等の研究開発及び事業化の促進に取り組みます。

共同研究等の支援や産学連携等を推進し、OISTや琉球大学、うるま市州崎地区等を核としたイノベーション創出拠点の形成を促進してまいります。

伝統工芸産業については、おきなわ工芸の杜を拠点として、関係機関等の有機的なネットワークの構築に取り組むとともに、人材の育成、魅力的な商品開発やビジネスモデルの創出を推進します。

地域資源を活用した特産品の振興を図るため、コロナウイルスの感染対策を徹底した「離島フェア」等の開催を進め、離島特産品の販路拡大・プロモーション支援に取り組んでまいります。

中小企業者等の支援については、ゼロゼロ融資からの借換え需要等に対応した資金繰り支援に取り組むとともに、経営革新等による生産性の向上、円滑な事業承継の推進等に支援機関と連携して取り組んでまいります。

世界から選ばれる持続可能な観光地の形成について申し上げます。

地域社会、経済、環境の3つの側面において適切なバランスを長期的に維持し、旅行者・観光客と地域・住民が価値を共有するサステナブル（持続可能）／レスポンシブル（責任ある）・ツーリズムの推進を図ってまいります。

SDGsに適應する観光ブランド力の強化を図るため、ユニバーサルツーリズムの推進や、多種多様なニーズに応じた受入れ環境の整備に取り組むとともに、本県の自然環境や伝統文化等のソフトパワーを生かした、付加価値の高い多様なツーリズムの推進に取り組みます。

ビッグデータを活用した調査分析手法の導入や仮想現実（VR）等による観光体験コンテンツの創出による域内消費の拡大など価格競争に陥らない観光モデルの拡大や、年間を通して観光需要を平準化する取組等、多彩かつ質の高い観光を推進します。

また、国内外の観光客が安心して満足する質の高いサービスを提供できる観光人材の育成や確保に取り組みます。

スポーツコンベンションの核となるJ1規格スタジアムについては、プロスポーツと連携し、整備に向けた検討を進めてまいります。

今年の夏、FIBAバスケットボールワールドカップ2023が開催されることから、スポーツ振興課内に新たに室を設置し、世界のトッププレーヤーとの交流等により子供たちが世界に目を向ける機会を創出するとともに、関係市町村等と連携し、地域・経済の振興に取り組んでまいります。

農林水産業の振興について申し上げます。

本県の特性を最大限に生かした農林水産業を展開するとともに、離島・過疎地域における基幹産業としての地位も踏まえつつ、特色ある農林水産物や豊かな農山漁村景観等を活用し、観光産業等との連携による地産地消の推進や各種ツーリズム等の体験交流プログラムの提供など、域内経済循環の促進に取り組みます。

本県の優位性を生かしたブランド産地の形成に向け、生産や経営規模の拡大、スマート農林水産技術等の研究開発の推進、生産基盤の整備など、定時・定量・定品質の実現による生産供給体制の強化に取り組みます。

また、生産段階での衛生・品質管理の徹底や輸送コスト低減対策、マーケットインを意識した出口戦略の強化、中央卸売市場の再整備の方針策定に取り組みます。

サトウキビについては、生産性向上に向けた取組や製糖工場の設備の老朽化対策に向けた支援等を推進してまいります。

担い手の育成・確保や経営力強化に向け、経営安定対策や農地の集積・集約化の促進、新規就業者支援の取組を加速するとともに、次世代農業担い手の育成の拠点となる県立農業大学校の移転整備について、令和6年4月の開校に向けて取り組みます。

このほか、耕畜連携等の資源循環型農業の推進や総合的な赤土流出防止対策、地域農林水産物等の活用による6次産業化支援などに取り組みます。

畜産業については、生産基盤の拡大、産業動物獣医師の確保、飼料自給率の向上等による生産資材価格高騰への対応など、各種施策に取り組みます。

林業については、自然環境に配慮した森林施業のほか、県産キノコ類の生産性及び品質の向上と消費拡大に取り組みます。また、去る1月に行ったウッドスタート宣言を契機として、世界に誇る沖縄の森で育った樹木を多くの県民に身近に感じてもらうため、木と触れ、木の良さを知る「木育」を推進してまいります。

水産業については、持続可能な資源管理型漁業や沖縄型のつくり育てる漁業の振興のほか、昨年10月に開設したイマイユ市場を中心に、高度衛生管理による水産物の安定供給や販路拡大等を推進してまいります。

さらに、日台漁業取決め及び日中漁業協定等の見直しを引き続き国に要請するとともに、昨年8月に締結したパラオ共和国との覚書の下設置される農水産業、環境・公共インフラ等の分野別ワーキングチームにおいて、水産技術交流等を着実に進め、漁業者の安全操業の確保や本県漁船の操業継続に取り組んでまいります。

働きやすい環境づくりと多様な人材の活躍促進について申し上げます。

高齢者、障害者、女性及び若年者など、多様な人材が活躍できる環境づくりと総合的な就業支援、正規雇用の促進に取り組むとともに、離転職者・女性・若年

者等の職業能力開発や、業界団体等が行うリスクリングの促進などに取り組みます。

企業の「稼ぐ力」の強化に向け、経営の効率化やイノベーションを牽引する産業人材を育成するとともに、企業内でDXを推進するITエンジニアやデジタル人材等の高度人材の育成に取り組みます。加えて、奨学金返還支援等、企業による積極的な人材投資の促進に取り組みます。

男性の育児休業取得、多様な働き方やワーク・ライフ・バランスの促進により、女性が活躍できる環境づくりに取り組みます。

経済活動の再開に伴う人手不足対策については、多様な人材が活躍できる環境づくりや、求人と求職のマッチングによる労働者の離職防止に加え、各分野における課題やニーズに合わせた人材の育成・確保に取り組みます。

教育分野においては、国際的視野を持ち、国際社会において主体的に行動できる人材育成のための外国語教育及び国際理解教育の推進、ICT環境等の整備をはじめとする情報教育の充実、科学技術人材の育成に向けた理数教育の推進等に取り組んでまいります。

また、産学官相互が恒常的に対話し連携を行うための「地域連携プラットフォーム（仮称）」構築に向けて、引き続き大学等と連携して取り組んでまいります。

自立的発展の実現に向けた基盤整備について申し上げます。

昨年9月に策定した「沖縄県DX推進計画」の下、民間の力も活用し、行政、生活、産業など様々な分野においてDXを推進します。

那覇空港については、国や関係機関と連携し、利便性の向上、機能強化及び拡充に向けて取り組みます。

那覇港については、港湾計画の改訂により、将来にわたる沖縄全域の持続可能な発展の推進力となる「みなとづくり」に取り組みます。

中城湾港については、新港地区の機能強化・拡充、泡瀬地区におけるスポーツコンベンション拠点の形成、西原与那原地区のスーパーヨット等の受入れ環境の構築に取り組みます。

過度な自家用車利用から公共交通利用への転換を図るため、沖縄都市モノレール3両編成車両の運行開始を早期に実現するとともに、基幹バスシステムの導入や交通結節点の整備促進、沖縄自動車道の利用促進など、切れ目のないシームレスな交通体系の構築に取り組みます。

また、離島については、空港及び港湾の機能強化を

図るとともに、航空路や航路、路線バスの確保・維持に取り組めます。

「ハシゴ道路ネットワーク」の早期構築を図るため、国が実施する那覇空港自動車道の整備を促進し、南部東道路等の整備を推進するほか、良好な沿道景観の創出に取り組んでまいります。

第2は、「平和分野」に関して一誇りある豊かさの視点一であります。

まず、米軍基地から派生する諸問題の解決と駐留軍用地の跡地利用について申し上げます。

沖縄の過重な基地負担を軽減するためには、普天間飛行場代替施設の県内への新たな提供を除き、既に日米両政府で合意されたSACO最終報告及び在日米軍再編に基づく統合計画で示された嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還が確実に実施される必要があると考えております。

しかし、SACO合意から26年、在日米軍再編計画の合意から16年が経過し、統合計画による返還が全て実施されたとしても沖縄の米軍専用施設面積は全国の69%程度にとどまり、沖縄県民が復帰時に期待した、いわゆる「本土並み」には依然としてほど遠い状況にあります。

米軍基地が集中することにより、騒音、水質汚染等の環境問題、米軍関係の事件・事故は後を絶ちません。普天間飛行場、嘉手納飛行場やその他の訓練場の周辺住民は、昼夜を問わない訓練等により、騒音や排気ガスの悪臭等に苦しめ続けられています。

日本の安全保障が大事であるならば、日本国民全体で考えるべきであり、その負担も全国で担うべきであります。県としては、このような基本方針の下、過重な米軍基地負担の軽減に取り組んでまいります。

普天間飛行場については、引き続き、普天間飛行場負担軽減推進会議等において、県民の目に見える形で負担軽減に取り組むよう求めてまいります。

また、普天間飛行場の固定化は絶対に許されないことから、県内移設の断念やオスプレイの配備計画の撤回を求める建白書の精神に基づき、同飛行場の早期閉鎖・返還を日米両政府に求めてまいります。

辺野古新基地建設問題については、少なくとも全国61の地方議会において、国民的議論で問題解決を求める意見書等が採択されているほか、沖縄の米軍基地を本土に引き取る運動を行う団体が、沖縄を除く全ての地方議会に向けて意見書の採択を求める陳情書を送付しております。これは、全国において沖縄の基地問題について議論が深まりつつあることの表れであると考えており、引き続き、トークキャラバン等を通じ、辺

野古新基地建設に反対する県民世論及びそれを踏まえた私の考えを広く国内外に伝え、問題解決に向けた国民的議論を喚起し、理解と協力を促してまいります。

さらに、国連や国際社会に対し、沖縄の基地負担の現状、辺野古新基地建設問題に反対する理由や基地から派生する諸問題の解決の必要性などを発信してまいります。

また、沖縄県が辺野古新基地建設に関し行った処分に対し、国は、本来国民の権利利益の救済を図ることを目的とする行政不服審査法に基づく審査請求を行いました。地方自治体が行った処分に対し審査請求の手続を通じて大臣が関与する「裁定的関与」については、自治体が自らの判断と責任において行政を運営するという地方自治の保障の観点から問題であることから、全国知事会と連携し、政府に対し、この「裁定的関与」の見直しを強く求めてまいります。

沖縄の基地問題の解決を図るためには、日本政府のみならず、一方の当事者である米国政府に対しても沖縄県自らが直接訴えることが重要であると考えております。これまでの訪米活動やワシントン駐在の活動等においては、連邦議会関係者等に対し、普天間飛行場の現状と辺野古新基地建設の技術的課題に関する説明に加え、米軍基地周辺のPFOS等の問題、米軍人・軍属による事件・事故などを説明し、国防権限法案等に沖縄の基地問題に関する記述が反映されるよう継続して働きかけております。また、米国議会向けメディアやウェブ系メディア等が県内を直接取材した際には、私から沖縄県の考え方を発信するなど、様々な取組を通じて、連邦議会関係者等だけではなく、広く米国内において沖縄の基地問題への理解と認識が広がりつつあると考えております。

引き続きワシントン駐在を活用し、米国内での情報収集及び情報発信、有識者と連携した会議の開催及び連邦議会関係者への働きかけ等により沖縄における基地問題の解決に取り組んでまいります。

また、米国政府、米国連邦議会議員の理解と協力を得るためには、私が直接、沖縄の米軍基地問題の実情等を訴えることも重要であると考えており、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、訪米活動を行いたいと考えております。

日米地位協定に関しては、沖縄県が実施した他国地位協定調査の結果を全国知事会や渉外知事会と共有するなどの取組を通じて、全国的に認識が広がりつつあり、全国知事会においてはこれまでに2度、「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で決議しております。引き続き、日米地位協定の抜本的見直しの実現に

向けて、全国知事会や渉外知事会等と連携するとともに、様々な機会を捉えて全国に情報発信を行うなど、取組を強化してまいります。

基地周辺住民の生活環境の保全を図るため、嘉手納飛行場、普天間飛行場から日常的に発生する航空機騒音の測定・監視調査を実施し、米軍等関係機関に対し航空機騒音の軽減を求めてまいります。

県土構造の再編につながる戦略的な跡地利用の推進に向けて、関係市町村等と連携を図り、普天間飛行場をはじめとした返還予定地の跡地利用計画の策定を促進します。西普天間住宅地区跡地においては、国及び関係機関と連携し沖縄健康医療拠点の形成に取り組みます。

尖閣諸島をめぐる問題については、中国公船等が接続水域の航行や領海への侵入を繰り返していることを踏まえ、関係機関と連携を図り、正確な情報収集に努めるとともに、日本政府に対し、同諸島周辺海域の安全確保、平成26年の「日中関係改善に向けた話し合い」の合意事項の意義を尊重し、冷静かつ平和的な外交・対話を通じて日中関係の改善を図ること等を求めてまいります。

平和を希求する「沖縄のこころ」の発信と継承について申し上げます。

戦後77年余が過ぎ、沖縄戦の悲惨な体験の記憶が薄れていく中で、平和を希求する「沖縄のこころ」の発信に向け、平和の礎やちゅらうちな一草の根平和貢献賞などの取組を推進するとともに、沖縄戦の実相・教訓を正しく次世代に伝えていくため、平和学習の充実、次世代へ語り継ぐ担い手の育成・確保等の取組を推進してまいります。

住民を巻き込んだ熾烈な沖縄戦の軍事的中枢施設である第32軍司令部壕の保存・公開に向けた取組を推進するとともに、アジア太平洋地域の平和発信拠点について、その在り方等の検討を進めてまいります。

また、アジア太平洋地域平和連携推進事業を実施し、同地域における緊張緩和、信頼醸成に向けて様々な分野で連携を図ってまいります。

ウチナーネットワークの継承・発展、国際協力の推進について申し上げます。

「海外ネットワークに関する万国津梁会議」の提言を踏まえ、国内外のウチナーンチュとの継続的交流や、沖縄文化等の継承を担う人材の育成等に取り組みます。

ウチナーネットワークコンシェルジュ機能を拡充しつつウチナーンチュセンターの設置について検討を進めるとともに、第7回世界のウチナーンチュ大会の成

果を踏まえ、海外県人会を訪問して意見交換を行い、次世代を担う若者や経済等の交流に取り組みます。

また、在住外国人等が住みやすい地域づくりや県民の異文化・国際理解促進、様々な分野の交流推進に取り組んでまいります。

心豊かで、安全・安心に暮らせる島づくりについて申し上げます。

全ての県民の尊厳をひとしく守り、互いに尊重し合う共生の社会づくりを目指し、多様な性の在り方に関する理解促進に向けた啓発活動や相談支援等に引き続き取り組むとともに、女性が社会のあらゆる分野で活躍できるジェンダー平等を実現するため、男女共同参画を積極的に推進してまいります。

配偶者暴力相談支援センターの拡充等により、配偶者からの暴力相談機能等の充実を図るとともに、「国際家事福祉相談所」を活用し、米軍人や軍属等を相手方とする離婚や子供の養育費などで悩みを抱える県内女性等への相談支援体制の強化を図ってまいります。

また、犯罪被害者等の支援について、「沖縄県犯罪被害者等支援計画（仮称）」の策定に取り組み、さらなる支援体制の強化を図るとともに、消費者被害の未然防止と早期救済に向けた市町村相談体制の充実や消費者への啓発、成年年齢引下げに対応した消費者教育に取り組みます。

深刻化するサイバー空間の脅威や薬物犯罪、組織犯罪等、多様化する犯罪に的確に対処するため、警察施設を含む基盤整備を推進します。

交通事故のない沖縄県を目指して、交通ルールの遵守とマナーの向上、飲酒運転根絶に向けた取組を進めるとともに、「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例」に基づき、部局横断的に水難事故防止対策を推進します。

また、「ちゅらうちなー安全なまちづくり条例」に基づき、DVやストーカー事案への対処や性犯罪等の未然防止など、社会の変化を捉えた犯罪抑止対策や適正飲酒の働きかけを推進し、「ちゅらさん運動」を一層深化させます。

大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくりに向けては、無電柱化の推進、道路や港湾、河川、砂防関係施設、海岸堤防等社会基盤の計画的な整備・更新等ハード対策と併せて、市町村と連携し、ハザードマップの作成や県民への周知、より実践的な防災・避難訓練の実施などの防災・減災対策に取り組んでまいります。

戦後処理問題については、不発弾処理の早期解決及び沖縄戦における戦没者の遺骨収集の加速化に取り組

むとともに、所有者不明土地問題について、国に対し抜本的解決に向けた法制上の措置及び財政措置の取組を加速するよう求めてまいります。

第3は「生活分野」に関して一沖縄らしい優しい社会の構築の視点一であります。

まず、子育て支援・福祉サービスの充実について申し上げます。

「沖縄子どもの未来県民会議」と連携・協働し、児童養護施設退所児童等に対する給付型奨学金の給付や食支援体制整備など、子供の学びと育ちを社会全体で支える県民運動を推進してまいります。

また、ひとり親家庭等に対して、生活支援や就労・学び直しの支援等を行うとともに、多様な保育ニーズに対応可能な体制整備、こども医療費助成、「母子健康包括支援センター」の設置促進など、子育て支援を推進してまいります。

若年妊婦等については、相談支援や通所型居場所の支援に取り組むほか、宿泊型居場所の提供について検討してまいります。

待機児童解消に向けては、保育士の確保・定着に向けた処遇及び労働環境の改善、潜在保育士の復職支援、認可外保育施設を含めた幼児教育・保育の安全確保と質の向上に取り組めます。

社会生活を営む上での困難を有する子供・若者及びその家族等に対しては、関係機関と連携し、多角的支援に取り組むとともに、児童養護施設等退所者の自立支援に取り組んでまいります。

子供の多様な居場所づくりに向けては、公的施設を活用した放課後児童クラブの設置促進や放課後子ども教室への支援などに取り組んでまいります。

また、関係機関と連携した非行防止活動や立ち直り支援により、少年の規範意識の向上と健全育成に取り組めます。

これらの子供施策に加え、国における「こども家庭庁」の設置に伴う新たな取組に対応できるよう、県の組織編成にも取り組んでまいります。

高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりに向けては、地域包括ケアシステムの推進、認知症施策や介護人材確保対策の強化、特別養護老人ホーム等の整備支援など介護サービスの充実に取り組んでまいります。

また、沖縄県ちゅうらパーキング利用証制度の普及や医療的ケア児等障害のある人への支援強化等に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等により生活再建に向けた支援を必要とする方々や生活困窮者に対する包括的な支援など、適切な福祉サービスが利用できる体制の構築を推進します。

医療の充実・健康福祉社会の実現について申し上げます。

医療提供体制の充実を図るため、現状を踏まえ、地域医療連携体制の強化や不足が見込まれる医療機能の病床の整備などに取り組むとともに、北部、離島地域の医師不足及び県内全域における医師の診療科偏在の解消などに取り組んでまいります。

また、看護師等の確保と資質向上に取り組むとともに、薬剤師の確保を図るため、県内国公立大学における薬学部設置の早期実現に向けて取り組んでまいります。

公立沖縄北部医療センターの早期整備に向けて、設置主体となる沖縄県北部医療組合を設立し、実施設計等に取り組むとともに、離島診療所への医師派遣や専門医による巡回診療、離島患者の経済的負担の軽減などに取り組んでまいります。

県立中部病院については、その果たす役割や医療機能等の在り方を整理し、将来の建て替え等も含めた構想策定に取り組んでまいります。

感染症対策については、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、あらゆる感染症を想定し、検査体制を迅速に構築できる環境整備、各種予防接種の接種率向上、結核の蔓延防止等に取り組んでまいります。

健康づくりに対する県民お一人お一人の意識の醸成、生活習慣を改善するための環境整備、地域や職場等の日常生活における健康づくりを官民一体となって取り組むとともに、令和5年度に口腔保健支援センターを設置し、歯科口腔保健対策の強化を図ってまいります。

生活基盤及び生活環境の充実・強化について申し上げます。

水道施設の計画的な整備や更新・耐震化、本島周辺離島8村の水道広域化に取り組むとともに、持続可能な下水道施設構築に向けた広域化・共同化、施設の増強・更新・耐震化や、都市の浸水対策に取り組めます。

住環境の整備については、県営住宅の計画的な建て替え等の推進、住宅の省エネ化やバリアフリー化を促進するとともに、高齢者・子育て世帯等の住宅確保要配慮者への居住支援に取り組んでまいります。

災害時の避難場所、環境緑化や自然の保全、緑と触れ合う憩いの場所の創出、レクリエーション活動の場としての都市公園整備等に取り組めます。

離島・過疎地域の持続可能な地域づくりについて申し上げます。

離島・過疎地域におけるオンラインの活用も含めた

交流促進や観光振興などにより、島々の多様な魅力を発信し、県内外からの離島訪問を促進するとともに、離島におけるテレワーク等の活用を推進します。

また、離島・過疎地域を含む県全体でバランスの取れた人口の維持・増加を目指すため、移住相談会や体験ツアーの開催など、U J I ターンの促進・支援を行います。

離島航空路の確保と維持に向けて、離島空港において空港施設の更新整備と機能向上に取り組みます。

空港、港湾等の交通拠点を相互に連結させるため、石垣空港線等の整備を推進するほか、定住条件の整備を図るため、離島港湾の物流・人流機能の向上や利便性向上等を推進してまいります。

情報通信については、南大東島と北大東島を結ぶ海底光ケーブルの令和7年度の供用開始に向けて整備に取り組むなど、災害や障害に強い安定した情報通信基盤を構築してまいります。

世界に誇る自然環境・生物多様性の保全・継承について申し上げます。

環境分野においては、「第3次沖縄県環境基本計画」を策定し、自然環境の保全・再生・適正利用や地球温暖化対策などを推進するとともに、持続可能な循環型社会の構築などを目指してまいります。

脱炭素島嶼社会の実現に向けて、公用車の電動化に加え、新たに事業系バスの電動化に係る補助を行い、取組を強化するとともに、県民一体となった全島緑化の取組を推進します。

生物多様性に優れた本県の自然環境の保全・継承を図るため、希少野生動植物や沖縄固有種の保護対策、外来種対策に取り組むとともに、北部地域の水源の維持や環境保全、地域振興などヤンバルの森・命の水を守る取組を推進いたします。

加えて、「第7回「山の日」全国大会」の本年8月開催に取り組むとともに、国立沖縄自然史博物館の設立の早期実現に向け、県民一丸となった設立・誘致活動を加速して取り組んでまいります。

赤土等の流出のさらなる防止に向けて、「第2次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」を策定し、総合的な赤土等流出防止対策を推進するとともに、廃棄物の3Rや適正かつ効率的な処理体制の構築、使い捨てプラスチック使用の削減促進、海岸漂着物対策等に取り組めます。

また、食品ロスの削減に向けて、多様な主体が連携し、県民運動として展開していくための各種施策を推進してまいります。

沖縄文化の保存・継承・創造とさらなる発展につい

て申し上げます。

琉球歴史文化の日を中心に、沖縄の歴史と文化への理解を深めるとともに、「しまくとぅば普及推進計画」を着実に実施するため、「しまくとぅば普及推進室」を設置し、沖縄文化の基層であるしまくとぅばの保存・普及・継承の促進に取り組みます。

また、文化の継承に向けた担い手育成や伝統的な食文化の普及、文化資源を活用した地域づくりや産業の創出・振興に取り組んでまいります。

沖縄空手の保存・継承・発展のため、指導者・後継者の育成や沖縄空手会館を拠点とした「空手発祥の地・沖縄」の発信、沖縄空手世界大会の定期開催に向けた取組に加え、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた取組を強力に推進してまいります。

沖縄の先人たちの英知が刻まれた貴重な文化財の保護と保存状態を考慮した利活用を推進するとともに、新たな指定に向けた調査や戦災文化財の復元等を進め、貴重な文化遺産の後世への継承に取り組めます。

教育振興について申し上げます。

学校教育については、幼児・児童生徒が豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となるよう、学校経営の充実を図り、学校の特色化・魅力化に取り組んでまいります。

また、障害の有無にかかわらず、可能な限り共に学ぶ環境を推進するとともに、障害のある幼児・児童生徒の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備し、特別支援教育の充実を図ってまいります。

教職員が授業づくりや児童生徒と向き合う時間を十分確保し、働きやすい環境を整えるため、業務の効率化に向けた取組など、学校における働き方改革やメンタルヘルス対策の取組を推進してまいります。

確かな学力を身につける学校教育の充実を図るため、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における学力向上の推進、主体的・対話的で深い学びを実践できる教職員の指導力の向上に取り組んでまいります。

高等学校がない離島からの通学・居住に要する経費を支援し、家庭の経済的・精神的負担の軽減に取り組めます。

不登校児童生徒の社会的自立に向け、校内自立支援室の設置等、多様な教育機会の確保や個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援を行うとともに、いじめや不登校等の未然防止、早期対応を図るため、スクールカウンセラーの全校配置や就学継続支援員の配置など、

生徒支援体制の構築に取り組んでまいります。

学校における体力向上や食育などの健康教育、交通安全・災害安全等の安全教育の推進に取り組むとともに、子供たちが被害者にも加害者にも傍観者にもならない「生命（いのち）の安全教育」に取り組んでまいります。

また、教科や総合的な学習の時間等において、地域の歴史や平和に関する教育などに取り組み、平和を希求する心を育ててまいります。

児童生徒等の健やかな育成及び生涯学習環境の充実を図るため、各種関係機関等との連携・協働により、学習情報や学習機会を提供できる体制づくりに取り組みます。

子供たちが未来に夢と志を持てるよう、教育活動全体を通して、個性を大切に、個々の能力を伸ばす教育やキャリア教育の充実を図ることにより、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる基礎的・汎用的能力の育成を意識した取組を推進してまいります。

次に、甲第1号議案から甲第36号議案までの予算議案について御説明申し上げます。

令和5年度は、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の取組を加速させ、誇りある豊かな沖縄の未来につなげていく重要な年であります。

このため、「重点テーマ」を踏まえつつ、「沖縄県PDCA」等の反映及び「新沖縄県行政運営プログラム（仮称）」の推進のほか、変化する社会経済情勢や県民ニーズを捉え、的確に対応するとの基本的考え方により、令和5年度予算を編成しました。

その結果、令和5年度当初予算は、

一般会計において、8613億9500万円

特別会計において、2584億7618万9000円

企業会計において、1463億7673万3000円

の規模となっております。

令和4年度補正予算につきましては、甲第25号議案「令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第7号）」から甲第36号議案「令和4年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）」までの議案において、事業の執行状況に応じた所要の補正を行うこととしており、一般会計において195億8234万2000円を計上しているほか、10の特別会計及び病院事業会計において所要の補正予算額を計上しております。

これらの補正予算につきましては、先議案件として御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、乙第1号議案から乙第24号議案までの乙号議案につきましては、条例議案が「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」など

19件、議決議案が「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」など3件、同意議案が「沖縄県教育委員会委員の任命について」の1件、承認議案が「専決処分の承認について」の1件を提案しております。

このうち、乙第20号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更」につきましては、先議案件として御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、今回提案いたしました議案の説明といたします。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ ウニゲーサビラ。イッペーニ フェーデービル。タンディガータンディ。シカイトウ ミーファイユ。フガラッサー。ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、この際、意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長 島袋秀勝君登壇〕

○人事委員会委員長（島袋秀勝君） おはようございます。

人事委員会の委員長を務めております、島袋秀勝でございます。

ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づき人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

乙第1号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、国及び他県の状況等を考慮し、航海中における警備等の業務であって、特に困難な作業を伴うものに従事する警察職員に係る海上業務手当の支給額等を改正するものであり、適当であると考えます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第6 陳情第3号及び第5号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

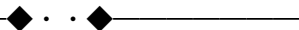
ただいまの陳情2件については米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。



○議長（赤嶺 昇君） この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明2月15日から20日までの6日間休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、2月15日から20日までの6日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、2月21日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時16分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 西 銘 純 恵

会議録署名議員 照 屋 守 之

令和5年2月21日

令和5年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第2号）

令和5年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第2号）

令和5年2月21日（火曜日）午前10時開議

議事日程第2号

令和5年2月21日（火曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出席議員（48名）

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	照屋守之君	24番	平良昭一君
1番	次呂久成崇君	25番	仲村未央さん
2番	喜友名智子さん	26番	玉城武光君
3番	島袋恵祐君	27番	比嘉瑞己君
4番	玉城健一郎君	28番	照屋大河君
5番	上里善清君	29番	山内末子さん
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君
12番	上原快佐君	37番	仲宗根悟君
13番	新垣光荣君	38番	崎山嗣幸君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	山里将雄君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	瑞慶覧功君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	47番	仲田弘毅君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	総務部長	宮城力君
副知事	照屋義実君	企画部長	儀間秀樹君
副知事	池田竹州君	環境部長	金城賢君
政策調整監	島袋芳敬君	子ども生活福祉部長	宮平道子さん
知事公室長	嘉数登君	保健医療部長	糸数公君

農林水産部長 崎原盛光君
 商工労働部長 松永享君
 文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君
 土木建築部長 島袋善明君
 企業局長 松田了君
 病院事業局長 我那覇仁君
 会計管理者 名渡山晶子さん

総務部財政統括監 名城政広君
 教育長 半嶺満君
 警察本部長 鎌谷陽之君
 労働委員会事務局長 下地誠君
 人事委員会事務局長 茂太強君
 代表監査委員 安慶名均君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 局長 山城貴子さん
 次長 前田敦君
 議事課 課長 佐久田隆君
 課長補佐 城間旬君
 主幹 宮城亮君
 主査 親富祖満君

○議長（赤嶺昇君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

土木環境委員長から、2月14日の委員会において委員長に呉屋宏君を互選したとの報告がありました。

次に、説明員として出席を求めた人事委員会委員長島袋秀勝君及び労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日、22日、24日及び27日から3月2日までの会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、人事委員会事務局長茂太強君及び労働委員会事務局長下地誠君の出席を求めました。

この際、念のため申し上げます。

本日、22日、24日及び27日から3月2日までの7日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（赤嶺昇君） 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田 弘毅君 おはようございます。

沖縄・自民党の仲田でございます。

去る2月18日に朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）による弾道ミサイル発射及び我が国の排他的経済水域に着弾したことに対して、質問通告後に発生した看過できない重大な問題であり、議長と執行部には連絡を済ませており、先例を踏まえて質問を行います。

1、本事案に対して、2月18日に地方六団体による共同抗議声明が発せられていますが、沖縄県としての見解について伺います。

2、本事案に引き続き、2月20日にも弾道ミサイルの発射がありました。連日のミサイル発射に対して、沖縄県としても北朝鮮に対し抗議を行うべきではないか伺います。

代表質問に入ります前に、若干の所見を申し上げさせていただきます。

トルコ・シリア大地震の発生から16日目となり、死亡者が4万6000人を超えるなど、東日本大震災を上回る天災となっております。地震大国日本人の一人として大変心が痛む思いであります。被害に遭われた皆様に対し、哀悼の誠をささげるとともに、御遺族の皆様への心痛をお察し申し上げたいと思います。一刻も早い復旧・復興に、自民党としてもでき得る限りの協力を一生懸命頑張ってまいりたいと思います。

さて、私事で恐縮ではございますが、去る12月17日、自由民主党沖縄県連大会において会長の大役を仰せつかることとなりました。議員各位におかれましては、引き続き御指導を賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

令和5年を迎え、初の議会ではありますが、ロシアによるウクライナ侵略からはや1年が経過し、いまだもってなお終息のめどが立っておりません。また、中国政府による観測気球が多くの国々で目撃され、意図ははかりかねますが、我が国を取り巻く生活、安全保障環境は、一段と緊迫の度合いを増しているのが現状であります。我が国においては、昨年末に公明党さんの御理解も踏まえて、いわゆる安保3文書が改定され、防衛力拡充や南西諸島における自衛隊配備の強化、反撃能力の確保など専守防衛をより実効できる政策決定もなされております。自衛隊基地、米軍基地を多く抱える本県であります。沖縄・自民党として県民の生活をしっかりと守り抜く、その前提の下で、政府に対して不安や誤解を生じさせないように、これまでで

上に丁寧に説明を引き続き求めていきたいと考えているところでもあります。

玉城知事、14日の本会議における所信表明演説を拝聴させていただきました。同じうるま市与勝の出身として、県民のため、私も一生懸命頑張る決意を新たにしているところでもあります。

少し心配になることがあります。知事公室長が3月末をもって退職されること、そして病院事業局長も退職、八重山病院の院長、副院長が辞職されるなど幹部職員以外にも有能な人材がどんどん職を離れていっていると聞いております。知事はこの実情をどう受け止めておられるのか、私は大変遺憾な状況にあるのではないかと、憂慮しているところでもあります。特にコロナ禍の中で職員の皆さんは疲弊し切っております。無論、知事、副知事も大変お忙しい日々を送られていることと存じ上げておりますが、このような現状の中でも組織の長として、離島などの出先機関をはじめ職員一人一人の労をねぎらい励ましていただくことを切に要望し、会派を代表して質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、知事公約実現率について。

ア、知事公約実現率の考え方について、一貫して変更はないか伺います。

イ、予算措置すれば実現されたとカウントする、そういうことですが、それでは令和5年度予算が成立したら実現率は何%になるのか伺います。

(2)、知事公室長は11月議会一般質問において、8月に名護市のほうに訪問し、ぜひ久辺3区の方々と意見交換をやってみたいということいろいろアドバイスをいただきました。そういったアドバイスを踏まえ、久辺3区の方々と意見交換をぜひつづけていきたい。このような答弁をしております。

そこでお聞きします。

ア、それ以後、久辺3区の方々と対話の機会は設けられたのか伺います。

イ、久辺3区の地域振興策について、具体的な取組を伺います。

(3)、那覇軍港跡地開発について、那覇市との連携をどう進めるのか伺います。

(4)、相次ぐ公共施設等への爆破予告等を受けた危機管理対応について。

ア、防災危機管理センター棟整備事業の進捗を伺います。

イ、公共機関における総合的リスク管理、いわゆるERM手法を取り入れた内部統制強化について伺います。

ウ、民間事業者のサイバーセキュリティー対策について、業界団体の連携も含めて、県としてどのような支援を行っていくのか伺います。

(5)、県議会土木環境委員会は、去る1月25日から30日まで米国ワシントンを訪れ、国立自然史博物館誘致に向け、関係者との意見交換を行ってきました。多くの面でその効果の高いプロジェクトであることを改めて認識しているところですが、令和5年度予算にあっては、前年度プラス500万円程度にとどまっております。誘致に向けた知事の本気度について伺います。

(6)、昨今、アダムズ方式や参議院合区の問題など、地方の声が中央に届きにくくなるのではないかと懸念が生じております。憲法における自治体の位置づけを明確にし、選挙区割りや国民の人口だけでなく、自治体や地域の概念も加味して、多少の格差を前提としながら決めていく、そして改めていく必要があると考えますが、一地方自治体の長として、憲法改正への姿勢を伺います。

(7)、知事公約に掲げた学校給食費無償化について。

ア、知事は、異次元の少子化対策の一つだとして、文部科学省へ支援を要請したとのことですが、要請内容と政府の対応について伺います。

イ、学校給食費無償化に係る公費負担はどの程度の規模になるのか伺います。

ウ、市長会からは全額県費負担による無償化を求める要請決議がなされておりますが、県としてどのような対応を講じる考えか伺います。

(8)、知事の訪米について。

ア、知事は3月に訪米するとの考えを定例記者会見で表明しておりますが、目的・意図は何か伺います。

イ、ワシントン駐在は、まさに知事の名代として活動を行っているのではないのでしょうか。なぜ知事自らが訪米する必要があるのか伺います。

ウ、知事及び随行する職員の渡航に伴う経費の見込みについて伺います。

エ、今回の決定は計画されていたものなのか、年度末の予算消化ではないかという指摘もありますが、1月末時点での特別旅費の執行状況について伺います。

2、令和5年度沖縄振興予算について。

(1)、復帰51年目となる令和5年度予算の目玉は何か伺います。

(2)、一括交付金の計上状況について。

ア、県と市町村の配分に関する考えを伺います。

イ、令和4年度の執行見込みについて伺います。

(3)、デジタル田園都市国家構想推進交付金について。

ア、制度概要を伺います。

イ、県及び市町村の活用状況について伺います。

(4)、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画に掲げられた事業を実施するため、必要な当初予算は確保されているのか伺います。

(5)、振興予算の減額が続く中で、事業財源確保のため、各省個別補助金を活用する道も推進すべきと考えますが、裏負担の措置についてはどのような手当てがなされているのか伺います。

(6)、沖縄振興特定事業推進費について、市町村からの活用要望に対する機動性要件をクリアするためには、これまでのソフト交付金事業のデータベース化・オープンソース化を図るなど、市町村への支援を進めべきと考えますが、見解を伺います。

3、子ども・子育て支援について。

(1)、異次元の少子化対策について。

ア、いわゆるN分N乗方式に対する県当局の見解について伺います。

イ、こども家庭庁発足について、本県の事業執行体制は盤石となっているか、特に児童相談所等の出先機関の体制整備について伺います。

ウ、昨今、自治体ガチャ、子育て罰という表現を耳にしますが、県として子育て政策の現状をどう認識し、対策を講じる考えか伺います。

(2)、子供の貧困対策について。

ア、今年度も子どもの貧困対策推進基金が積み増しされておりますが、令和5年度予算ではどのような事業計画と事業費を計上しているか伺います。

イ、県政の最重要課題と位置づけている一方で、玉城県政において子供の貧困率は悪化しています。どのような成果指標を設定して取組を進めていく考えなのか伺います。

ウ、18歳未満の子供が家族を介護するヤングケアラーの問題が指摘されて久しくなりますが、国の動向や予算措置及び本県における実態とその対応について伺います。

エ、新型コロナウイルス感染症の影響で生活困窮者の相談件数が増加しています。自立相談支援機関に寄せられた相談について、本県の状況とその傾向について伺います。

(3)、里親委託解除事案に関する調査報告書について。

ア、子ども生活福祉部の対応状況及び課題として、子供の声を拾わない、議員への説明でも里親の印象を

一方的に悪くする説明をしている、印象操作的手法、本庁幹部が部全体の指揮マネジメントをしていないなどの指摘がなされています。本庁幹部とは具体的にどの階層を指しているのか。また、子ども生活福祉部として、この批判をどのように受け止めているのか伺います。

イ、議員に提示された報告書概要には、「一部を黒塗り非開示とすればよい」という委員の意見も示されております。今後の対策を練るに当たって、重要な子ども生活福祉部の対応状況と課題部分が略されておりますが、どのような判断の下で非開示とされているのか伺います。

(4)、児童虐待防止対策について。

ア、児童虐待相談対応件数が全国ワーストとなる中、令和5年度以降どのような目標の下で取組を強化していく考えか伺います。

イ、令和4年12月に策定された新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランによれば、児童相談所体制強化・専門性強化が掲げられていますが、県としてどう対応する考えか伺います。

ウ、児童虐待を予防・防止するための具体的な対策は何か伺います。

4、文化観光スポーツ行政について。

(1)、文化振興・交流推進について。

ア、群馬県では、予算の一定割合をアートの振興に関する施策に充てることなどを定めた「群馬パーセントフォーアート」推進条例を制定するとしております。文化振興への予算を通常予算と同様に扱うのではなく、思い切った抜本的な対応が求められているのではないのでしょうか。万国津梁会議の議論も踏まえ、琉球文化ルネサンスについて、どのような取組を講じていく考えか伺います。

イ、ウチナーネットワークの強化を掲げていますが、具体的な最終目標と取組について伺います。

(2)、観光振興について。

ア、観光事業者への電気料金値上げの影響と対策について伺います。

イ、宿泊日数を増やすため、家族連れターゲットイング、保育サービスとの連携など、沖縄観光の質的転換をどう果たしていくのか伺います。

ウ、沖縄県マリンタウンMICEエリア形成事業基本計画によりますと、令和5年度中の工程がはっきりしていません。具体的にどのような取組を実施するのか。また、推進事業にかかる予算及び財源はどうなっているのか伺います。

エ、新型コロナウイルス感染症5類への引下げを受

け、観光再興に向けた基本的な考え方について伺います。

オ、今後新型コロナは、第5類感染症となりますが、GoToトラベル等の観光支援事業はどのようになるのか。その影響について、県は状況をどのように把握しているのか、今後の見通しについて伺います。

(3)、スポーツ振興について。

ア、今年8月に沖縄アリーナで開催されるFIBAワールドカップに関し、受入れ体制整備について、市町村・民間事業者との連携をどう図っていくのか伺います。

イ、Jリーグ規格スタジアムの整備計画を伺います。

ウ、空手ツーリズムの推進について伺います。

5、人材育成・確保、教育行政について。

(1)、人材確保策について。

ア、介護に関わるホームヘルパーは高齢化が進行し、深刻な人手不足に陥っている状況にあり、訪問介護の利用者は増加傾向にあります。本県の取組を伺います。

イ、新型コロナ感染症の影響で多くの医師や看護師等が離職しています。その後本県の状況はどのようになっているか。また、離職者を職場に呼び戻す方法があると考えますが、県の認識を伺います。

(2)、教職員の確保・働き方改革について。

ア、教育庁は令和5年度から働き方改革推進課を設置し、教職員のメンタルヘルスケアを進めるとしていますが、取組の具体策について伺います。

イ、新聞報道によれば、教員不足を理由とした40人学級の可能性に言及しています。子供たちの学びの機会を確保し、少人数学級を継続するには、特別免許・臨時免許制度の活用を積極的に行うべきではないか伺います。

ウ、中学・高校における部活動指導員の確保が進んでいない状況にあります。兼業・副業に対応した勤務条件の整備や実業団との連携などがネックとなっていないか、課題と対策について伺います。

(3)、学校の空調設備の改修について、令和4年度の進捗状況と令和5年度予算における措置状況を伺います。

(4)、コザ高校自死事案に係る損害賠償訴訟について、県はどのような方針で臨む考えなのか伺います。

(5)、夜間中学の設置促進について、教育機会確保法15条に基づく連絡調整を行うため、協議会を開催する必要があると考えますが、今後どのような方針で設置促進を図る考えなのか伺います。

(6)、南部地区における中高一貫校の設置について伺います。

以上、答弁を聞いて再質問を行います。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

仲田弘毅議員の御質問の前に、一言お話をさせていただきたいと思えます。

議員におかれましては、この間、県立八重山病院で退職する幹部級職員へのお気遣い、そしてコロナ禍で3年余にわたる様々な取組に激務の中で頑張っている職員へのねぎらい等いただき、心から感謝を申し上げます。あわせて、地元与勝出身の先輩としての御意見もしっかりと受け止めさせていただき、県政運営に全力で誠意を持って当たらせていただきますことも併せて私の思いとしてお伝えさせていただきたいと思えますので、どうぞ今後とも御指導よろしく願いいたします。

では、御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(1)のアと(1)のイ、知事公約の実現率についてお答えいたします。1の(1)のアと(1)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県知事選挙において、私は、1期目の公約の取組状況について、予算を立て、事業計画に沿って進めている取組や条例制定に向けて調整・手続等を行っている取組など、具体的に取組を進めている公約の割合を示すことが、県民の皆様にとってより分かりやすいと考え、推進中と評価した施策について、その割合を実現率と表現したものであります。2期目における公約の進捗状況の示し方については、県民の皆様になお一層分かりやすく丁寧に説明するにはどのような表現を用いるべきか、改めて検討してまいりたいと考えております。公約の進捗状況については、今議会に提案している予算案が、2期目において初めての本格的な予算となることから、今後、予算を活用した取組状況や条例制定に向けた取組など具体的な取組状況も勘案して、評価を行っていきたくと考えております。

次に1の(5)、国立自然史博物館の設立誘致に向けた私の思い、いわゆる本気度についてお答えいたします。

国立自然史博物館の設立誘致については、これまで機運醸成のためのシンポジウムの開催などに取り組んできたところであり、今年度は、経済界の関係団体や

学識経験者等を構成員とする事業推進会議や全庁横断的な取組を推進するための庁内連絡協議会を設置いたしました。また、副知事をはじめとする執行部と県議会土木環境委員会による米国の国立自然史博物館・スミソニアン博物館の視察や、事業推進会議委員による国内視察などを実施したところです。令和5年度においては、国全体の機運醸成を図るための東京でのシンポジウムの開催、県民会議の設立促進、国等への働きかけ等、精力的に行っていきたいと考えております。引き続き、国立自然史博物館設立の早期実現に向け、県民や経済団体、学識経験者等、県全体が一丸となった取組を推進してまいります。

次に、文化観光スポーツ行政についての御質問の中の、大型MICE施設の整備についてお答えいたします。

沖縄県では、大型MICE施設の整備に向け、マリンタウン大型MICE施設整備・エリア形成事業において、PFI法で定める所定の手続を進めてまいります。令和5年度に実施方針条例（仮称）を議会に提案し、議決を得た後に実施方針の策定や特定事業の選定の手続等を進め、令和6年度の入札公告、令和7年度の事業契約の締結に向けて取り組んでまいります。

なお、財源につきましては、地方債、一般財源、民間資金等の活用を想定しており、引き続き、民間事業者の意向を確認するサウンディング調査などを踏まえながら、整備費や運営収支等の精査を進めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 嘉数 登君登壇〕

○知事公室長（嘉数 登君） 1、知事の政治姿勢についての(2)のア、久辺3区との対話についてお答えいたします。

去る2月1日に、地域の実情及び要望等を把握し、今後の施策に生かすため、私が現地を訪れ、3区の区長や行政委員長の皆様と意見交換を行ってまいりました。意見交換の中では、代替施設の認識に異なるところもあるが、どこかで一つになれるのではないかとといった御意見や、県はもっと早めに来てよかったが来てくれたことはありがたいといった御意見があり、現地を訪問した意義はあったものと認識しております。知事と久辺3区の皆様との対話については、今回の意見交換の結果を踏まえて、日程や内容等について検討を進めているところであります。

同じく1の(2)のイ、久辺3区の地域振興策につい

てお答えいたします。

意見交換で3区の皆様からいただいた御意見や御要望については、知事に報告するとともに、関係部局にも共有したところです。久辺3区の振興については、国、県、市の適切な役割分担の下で行われるべきと考えております。今回要望のあった事業で県に関わりがあるものとして、県道13号線の整備事業、農業集落排水事業等があり、既に着手している事業もあるものと承知しております。

同じく1の(6)、選挙区割りの改正に係る憲法改正への姿勢についてお答えいたします。

選挙制度については、国会での幅広い議論を経て成立し、現在に至っているものと承知しております。議員御指摘の選挙区割り等の懸念につきましても、国会において議論されるものと理解しております。

同じく1の(8)のア及びイ、知事訪米の目的及び必要性についてお答えいたします。1の(8)のアと1の(8)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

知事の訪米は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、令和元年10月が最後となっておりますが、辺野古新基地建設問題、PFOSなど、沖縄の基地問題の解決を図るためには、日本政府のみならず、一方の当事者である米国政府に対しても、ワシントン駐在による日常的・継続的な活動に加え、知事が直接出向き、訴え続けることが重要であると考えております。また、昨年11月の米国中間選挙により新議員が選出されたことや、いわゆる安保関連3文書や2プラス2共同発表で示された沖縄をめぐる状況を考慮すると、知事による3月中の訪米が必要であると考えており、現在、検討を進めているところであります。

同じく1の(8)のウ及びエ、知事訪米の経費及び特別旅費の執行状況についてお答えいたします。1の(8)のウと1の(8)のエは関連しますので、こちらも一括してお答えいたします。

知事訪米については、現在検討を進めているところであるため、経費の見込みをお示しできる段階ではございませんが、令和4年度の知事訪米に要する予算としましては、特別旅費737万1000円、委託料143万8000円など、合計約987万円を計上しております。当該予算については、本年1月末現在、特別旅費の執行はありません。

次に3、子ども・子育て支援についての(3)のア及びイ、里親委託解除事案に関する調査報告書についてお答えいたします。3の(3)のア及び3の(3)のイは関連しますので一括してお答えいたします。

去る2月2日に公表した里親委託解除事案に関する調査報告書（概要版）中の「本庁幹部」については、6ページに「管理職」との記述がございます。また、同概要版中の第3章、沖縄県子ども生活福祉部の対応状況と課題については、1ページから2ページにかけての目次に内容が記載されていることから、重複を避けるために、当該箇所では「以下略」と記載されているものでございます。

次に6、北朝鮮による弾道ミサイル発射及び我が国の排他的経済水域に着弾したことについての(1)、地方六団体による共同の抗議声明についてお答えいたします。

抗議声明においては、「これまでの弾道ミサイルの度重なる発射も含めた一連の行動は、日本、アジアだけでなく国際社会の平和と安全を脅かす、決して許せない暴挙である」と厳しく北朝鮮を非難しております。この抗議声明は、地方六団体として、我が国の地方自治体を代表して発表されたものであり、県民の生命財産の安全を確保する観点から、県としても同様の見解を持つものであります。

同じく6の(2)、北朝鮮に対する抗議についてお答えいたします。

今般、北朝鮮が弾道ミサイルを発射したことは、我が国を取り巻く安全保障環境を一層厳しくするものであり、非常に遺憾であります。このような北朝鮮の動きについて政府は、我が国地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものであり、断じて容認できないとしております。また、このような弾道ミサイル発射は、関連する安保理決議に違反するものであり、北朝鮮に対して厳重に抗議したとのことです。政府においては、国民の生命財産の安全を確保する観点から、不断の外交努力により不測の事態を回避していただくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 儀間秀樹君登壇〕

○企画部長（儀間秀樹君） 1、知事の政治姿勢についての(3)、那覇港湾施設の跡地利用についてお答えいたします。

那覇港湾施設の跡地利用につきましては、那覇市において、平成28年度に跡地利用計画策定に係る検討体制、プロセス、合意形成活動等をまとめた跡地利用計画策定手順書（原案）を策定し、それを基に取り組んでいるところです。

県としましては、平成25年1月に策定した中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を踏まえた市の跡

地利用計画の策定を支援しているところであり、今後とも課題の把握や情報提供に努めるなど、密接な連携を図ってまいります。

続きまして、同じく1の(4)のウ、民間事業者のサイバーセキュリティ対策への支援についてお答えいたします。

県・市町村においては、国の示すガイドラインを踏まえたセキュリティ基本方針等を策定し、全市町村とインターネットの接続ポイントを集約した沖縄県情報セキュリティクラウドを共同運用し、攻撃に対する防御を行っております。また、県内公共機関、重要インフラ事業者等で構成する沖縄県サイバーテロ対策協議会への参加により、民間事業者を含めた連絡体制を確立するとともに、各種セミナーや対処訓練等の受講により、セキュリティ対策の強化を図っているところです。

県としましては、引き続き、県警等関係機関と連携し、セキュリティ対策の強化に取り組んでまいります。

続きまして2、令和5年度沖縄振興予算についての(2)のア、ソフト交付金の県と市町村間の配分についてお答えいたします。

令和4年度のソフト交付金の配分については、令和3年度の配分額の割合である11対9と、一部の市町村から意見のあった1対1を市町村に提案し、沖縄振興会議において、1対1の場合、県が実施する本県の特殊性に起因する不利性等の対策に影響が生じることを説明し、理解をいただいたことで、11対9の割合で決定されました。令和5年度政府予算案においても、同交付金が前年度と同水準となったことから、引き続き県として不利性等の対策を着実に進めていくため、その配分は前年度と同様の11対9の割合で決定されたところであります。

続きまして、同じく2の(3)のア、デジタル田園都市国家構想交付金の制度概要についてお答えいたします。

国は、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組を深化・加速化するため、令和5年度から、従来の地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、デジタル田園都市国家構想推進交付金を一本化し、デジタル田園都市国家構想交付金と位置づけております。具体的には、地方公共団体が実施するデジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に係る取組、地域再生計画に記載された先導的な取組等に対し、必要な経費を支援するものとなっています。

続きまして、同じく2の(3)のイ、デジタル田園都

市国家構想交付金の活用状況についてお答えいたします。

同交付金のデジタル実装における活用状況は、令和4年度分については、県2事業、市町村2事業の計4事業が、優良モデルを横展開するタイプ1事業として採択されており、現在実施中となっております。令和5年度分については、現在、同様のタイプ1事業として、県1事業、市町村18事業の計19事業を国へ申請しているところであり、これらについては、4月には採択結果の通知、公表が行われる予定とされております。

同じく2の(4)、新・実施計画に掲げられた事業の実施に必要な当初予算の確保についてお答えいたします。

県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画及び同実施計画に掲げた取組を効果的に推進するため、県の施策全般に通底する基本的かつ重要なコンセプトを重点テーマとして設定し、予算編成に反映させることとしております。令和5年度当初予算においては、「県民の命と暮らしを守る感染症対策と県経済の再生」、「恒久平和の願いと希望の未来の発信」等の重点テーマを踏まえつつ、変化する社会経済情勢や県民ニーズを捉え、的確に対応することとしており、必要な取組に適切に予算計上したものと考えております。

続きまして、同じく2の(6)、沖縄振興特定事業推進費の活用に向けた市町村への支援についてお答えいたします。

特定事業推進費は、ソフト交付金を補完し、機動性を持って迅速・柔軟に対応すべき市町村等の事業に対して、国が補助するものとされております。

県としては、市町村が、ソフト交付金と併せて同推進費も効果的に活用し、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げる諸施策の着実な展開が図られるよう、交付金の活用状況に関する情報共有を含め、引き続き市町村の取組を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 宮城 力君登壇〕

○総務部長（宮城 力君） 1、知事の政治姿勢についての(4)のア、防災危機管理センター棟（仮称）整備事業の進捗についてお答えいたします。

県では、集中豪雨や台風などの自然災害のみならず新型コロナウイルス感染症など、複雑・多様化する危機事案に迅速かつ的確に対応する拠点として、常設の災害対策本部室や非常用発電機等を備えた沖縄県防災危機管理センター棟（仮称）を整備することとしてお

ります。現在、令和5年度の工事着手のための実施設計業務を行っているところであり、令和7年度中の供用開始に向けて取り組んでまいります。

同じく1の(4)のイ、ERM手法による内部統制強化についてお答えいたします。

統合的リスク管理、いわゆるERMとは、組織全体でリスクマネジメントを推進し、企業価値の向上を目指すもので、市場金利や自然災害などの外部要因を含む、あらゆるリスクが対象になるものと認識しております。一方、地方自治法上の内部統制は、適正な業務遂行の確保を目的に、リスク管理の対象は県の内部事務に限られます。

県では、今年度、国庫請求の錯誤、議会議決を欠いた契約等の事案が発生し、内部統制の徹底が必要となることから、今後とも、財務、情報管理、業務・サービス管理、施設管理の事務について、適切なリスク管理に努めてまいります。

次に2、令和5年度沖縄振興予算についての(1)、令和5年度当初予算の目玉についてお答えいたします。

令和5年度当初予算は、「県民の命と暮らしを守る感染症対策と県経済の再生」などを柱とする6つの重点テーマを踏まえて適切に予算計上したものと考えております。主な事業としては、大型MICE施設をPFIによる整備とし、PFI法に基づく実施方針の策定及び地元市町村と連携しながらマリンタウンMICEエリアの形成に取り組むための事業、那覇一粟国間などの小規模離島の離島航空路を確保維持するためのチャーター便運航の支援のための事業、電気料金の高騰対策として国の支援の対象とならない特別高圧受電事業者に対する支援のための事業などの新規事業を計上しております。

同じく2の(2)のアのうち、ハード交付金の県と市町村の配分の考え方についてお答えいたします。

令和5年度ハード交付金の県と市町村の配分については、令和5年度予算額が前年同額の368億円となる中、引き続き、市町村事業が着実に実施できるよう前年度並みに確保することを基本に関係部局と調整を行った結果、市町村への配分額は約168億円となり、前年度と比べて約9億円の増となっております。

同じく2の(2)のイ、一括交付金の執行見込みについてお答えいたします。

令和4年度ソフト交付金については、当初予算額394億円に対して、繰越予算額59億円を差し引いた今年度の執行見込額は335億円となっております。また、ハード交付金については、当初予算額368億円に

対して、繰越予算額166億円を差し引いた今年度の執行見込額は202億円となっております。

なお、繰越予算額は、現時点における最大の金額で見込んでおり、実際には今年度の執行額が増加し、繰越額は縮減する見込みであります。

同じく2の(5)、各省の個別補助金の活用についてお答えいたします。

令和5年度の予算編成に当たっては、沖縄振興予算に加え各省計上予算の積極的な活用を図ったところであります。その結果、新たな取組として、公立学校教職員メンタルヘルス対策に関する調査研究事業や認可外保育施設保育士資格取得支援事業などの23事業、総額6.2億円を計上しており、その裏負担2.9億円については一般財源で措置しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 1、知事の政治姿勢についての中の(7)のア、学校給食費の支援要請についてお答えいたします。

去る2月9日に玉城知事から文部科学省に対して、次代を担う子供たちの健やかな成長を支える学校給食の支援について要請を行いました。その趣旨は、昨今の社会及び経済状況など子育て環境が厳しい中、少子化の解消に向けて、家庭の経済的負担軽減等、子育て支援の一環として学校給食費無償化の支援を国へ要請するものです。文部科学省からは、学校給食費だけでなく教育費全体を軽減していくことが、子育て支援、少子化対策として大事なことと位置づけているとの回答がありました。

県教育委員会としましては、学校給食費無償化支援の国への要請について、今後、九州地方教育長協議会並びに全国都道府県教育長協議会にも働きかけていきたいと考えております。

同じく(7)のイ、学校給食費の公費負担についてお答えいたします。

令和3年度の沖縄県における学校給食費の総額は、公立小中学校が約64億8000万円、県立学校が約1億2300万円、合計約66億300万円となっております。

同じく(7)のウ、学校給食費の全額無償化の要請についてお答えいたします。

市長会からの全額県費負担による学校給食費無償化を求める要請決議については、新聞報道等で承知をしております。

県教育委員会としましては、令和5年度には、実施方法等について市町村と協議を行うこととしており、

それを踏まえ、予算規模、財源及び実施時期について検討してまいります。

続きまして5、人材育成・確保、教育行政についての中の(2)のア、教職員のメンタルヘルス対策についてお答えいたします。

令和5年4月1日に設置する働き方改革推進課では、これまで取り組んできた予防事業、相談事業、療養及び復職等支援などについて検証し、強化を図ってまいります。さらに、国の公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業等も活用し、教員の精神疾患による病気休職の原因分析等に取り組むこととしております。

県教育委員会としましては、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できるようメンタルヘルス対策の取組を推進してまいります。

同じく(2)のイ、教員不足解消のための特別免許状等の活用についてお答えいたします。

昨今、全国的に教員不足が大きな課題となっており、本県においても同様の状況にあります。県教育委員会では、教員不足解消のため、新たにペーパーティーチャーセミナーの実施や、臨時的任用職員の応募の呼びかけについて関係機関へ依頼するなど、教員の掘り起こしを行うとともに、特別免許状等も活用しながら、教員の確保に努めているところです。

同じく(2)のウ、部活動指導員の確保についてお答えいたします。

県教育委員会では、令和元年度から教職員の負担軽減と生徒への専門的指導による活動の充実のため、部活動指導員を配置しております。部活動指導員の配置については、地域に指導者がいないことや、兼業における労働時間との関係等から成り手が確保しにくいという課題があり、大幅な増員ができていない状況であります。

県教育委員会としましては、今後とも市町村と連携を図りながら、部活動指導員の配置拡充に努めてまいります。

同じく(3)、県立学校の空調改修の状況等についてお答えいたします。

令和4年度における県立学校の空調設備の改修については、これまで高校220教室、特別支援学校49教室を行っておりますが、現時点で空調設備に何らかの不具合がある教室数は、高校405教室、特別支援学校53教室となっております。また、令和5年度の空調を含む修繕工事費については、1億5600万円を計上しており、緊急性を考慮し順次修繕してまいります。

同じく(4)、コザ高校自死事案に係る損害賠償訴訟

についてお答えいたします。

令和3年に起こったコザ高校の事案につきましては、あってはならないことであり、重く受け止めております。

県教育委員会としましては、二度とこのようなことが起こらないよう、部活動の在り方に関する方針の改定など、再発防止の徹底に努めているところです。今回の訴訟提起につきましては、まだ訴状が届いておらず詳細は把握しておりませんが、訴状が届き次第、内容を確認の上、真摯に対応してまいります。

同じく(5)、公立夜間中学の設置についてお答えいたします。

県教育委員会では、平成29年度に県、市町村、有識者で構成する検討委員会を立ち上げ、ニーズ調査や設置主体案の取りまとめを行いました。その結果を基に、通学の利便性等の観点から、市町村に対し、検討・設置を促しているところです。今後は、市町村の状況を踏まえ、対応を検討していきたいと考えております。

同じく(6)、南部地区の中高一貫校の設置についてお答えいたします。

県教育委員会では、平成19年度に与勝緑が丘中学校、平成28年度に開邦中学校及び球陽中学校を設置し、中高一貫教育の推進に取り組んでまいりました。現在、名護高等学校附属桜中学校の開校に取り組んでおり、新たな南部地区への設置など中高一貫教育の推進については、県全体や地域の状況等を踏まえ、既設校の学級増や新たな学科の設置検討を行うなど、様々な可能性を検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) 3、子ども・子育て支援についての御質問の中の、N分N乗方式に対する県の見解についてお答えいたします。

いわゆるN分N乗方式は、世帯の構成人数が多いほど所得税が軽減される制度であり、国会でも取り上げられていることについては承知をしております。国は、従来とは次元の異なる少子化対策について検討を進めているところであり、県としましては、その動向を注視してまいりたいと考えております。

同じく(1)のイ、こども家庭庁発足に伴う事業執行体制等についてお答えいたします。

令和5年4月に発足するこども家庭庁においては、子供の視点に立った施策を立案し、全ての子供が安全・安心に成長できる環境の整備に取り組むものとし

ております。これを受け、県においては、従来の施策に加え、こども家庭庁が行う新たな取組に十分に対応できるよう、体制の構築に取り組んでいるところです。また、児童相談所については、令和5年度に大幅な増員を行う予定であり、引き続き、相談体制の強化と専門性の向上に取り組んでまいります。

同じく(1)のウ、子育て政策の現状認識と対策についてお答えいたします。

国は、少子化が進み、人口減少に歯止めがかからない危機的な状況を踏まえると、「こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務である」としております。国会では、「従来とは次元の異なる少子化対策」について、議論が行われています。

県としましては、国における検討の動向を注視するとともに、誰もが安心して子供を産み育てることができる環境を整備するため、引き続き、全国知事会等を通じ、子供関連の政府支出拡大等について要請してまいります。

次に(2)のア、子どもの貧困対策推進基金を活用した事業についてお答えいたします。

令和5年度予算においては、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し、市町村を支援する事業として、就学援助の充実や子供の貧困対策に係る交付金事業に3億円を計上するほか、県が実施する事業として、ヤングケアラー等を対象とした訪問支援や支援体制の強化に係る事業、ひとり親や低所得の子育て家庭向けのヘルパー派遣事業、給付型奨学金や県外大学等への進学をサポートするため沖縄子どもの未来県民会議への負担金などに3億円、合計4億円を計上しております。

同じく(2)のイ、子供の貧困対策における成果指標についてお答えいたします。

第2期沖縄県子どもの貧困対策計画では、子ども調査から得られる「困窮世帯の割合」や「経済的な理由により医療機関を受診しなかった経験の割合」など全45の成果指標を設定しております。

県としましては、設定した指標の改善に向けて、子供のライフステージに即した切れ目のない支援や教育に係る負担軽減、保護者への支援、雇用の質の改善に向けた取組など、総合的かつ、きめ細やかな支援に取り組んでまいります。

同じく(2)のウ、ヤングケアラー対策の国の動向及び県の実態についてお答えいたします。

国においては、令和4年度から6年度までをヤングケアラー認知度向上に係る集中取組期間として、各種

広報啓発活動を行うとともに、各自治体のヤングケアラー支援体制構築に対する財政支援を行っております。県においては、現在、今年度実施した児童生徒向け実態調査の分析等を行っており、年度内の公表を目指しております。また、令和5年度のヤングケアラー対策としては、関係機関職員向けの研修を今年度に引き続き行うとともに、新たに関係機関や支援団体等と連携して適切な機関へつなぐヤングケアラー・コーディネーターの配置、ヤングケアラー本人や保護者からの相談に対応する相談支援体制の強化等を行うこととしております。

同じく(2)のエ、自立相談支援機関における相談状況等についてお答えいたします。

県及び市の自立相談支援機関における新規相談受付件数は、コロナの影響等により、令和2年度は前年度比約7倍の2万7510件と急増しましたが、令和3年度は2万3888件と減少、今年度12月末時点は前年同期比75%減の5448件となっております。県における相談内容は、令和2年度は約8割がコロナ関係でありましたが、今年度12月末時点では、コロナ関係が約3割、物価高騰関係が約6割となっております。

県としましては、引き続き、自立相談支援機関の体制及び各種支援制度の周知を強化し、関係機関と連携しながら、生活に困窮する世帯へのきめ細かな支援に取り組んでまいります。

次に(3)のア、調査委員会最終報告の受け止めについてお答えいたします。

県では、令和4年6月の調査委員会の中間報告を踏まえ、当該児童を支える新たな体制をつくり、児童の意向を尊重しながら、その最善の利益や権利が守られるよう取り組んできたところです。また、同年8月に児童相談所相談体制の充実に向けた対応方針を策定し、子供の意向を酌み取る取組の推進やケースワークの在り方の見直し、里親支援の強化等に取り組んでおります。今回の調査委員会最終報告についても重く受け止めており、御指摘のあった課題や提言等を児童相談所と共に精査し、子供の権利ファーストの理念の下、児童相談業務のさらなる充実に子ども生活福祉部全体で取り組んでまいります。

同じく(4)のア、児童虐待防止対策についてお答えいたします。3の(4)のアと3の(4)のウは関連しますので、一括してお答えいたします。

沖縄県における令和3年度の児童虐待相談対応件数は2509件で過去最多となり、前年度と比べ36.7%増加しております。その要因として、全国と同様、心理的虐待の増加がありますが、特に、県と県警察との情

報共有や連携強化の取組により、早期発見につながっているものと考えております。県では、児童相談所の体制強化や県民への広報啓発活動、市町村支援、関係機関との連携強化を図るなど、引き続き、児童虐待の未然防止と早期発見に努めてまいります。

同じく(4)のイ、児童相談所の体制強化等についてお答えいたします。

国の新プランによると、令和5年度から8年度までに、全国で1060人程度の児童福祉司を増員し、児童虐待防止対策をさらに進めることを目指すとしております。県としましては、令和5年度に中央児童相談所に7名、コザ児童相談所に6名の計13名の大幅な増員を行う予定です。また、引き続き、職員の専門性向上に資する研修の充実や、県警察などの関係機関、県本庁と人事交流を積極的に行うことで児童相談体制の強化と専門性の向上を図り、児童虐待防止に取り組んでまいります。

次に5、人材育成・確保、教育行政についての御質問の中の(1)のア、訪問介護員確保の取組についてお答えいたします。

令和3年度介護労働実態調査によると、訪問介護員の不足を感じていると回答した事業者は、全国で80.6%となっており、県内においても同様に厳しい状況にあると認識しております。そのため、県では訪問介護員の確保に向けて、資格取得に向けた入門的研修や訪問介護など介護職の魅力発信、訪問介護員の資質向上に資する研修等の事業などを実施しており、今後とも訪問介護員の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

先ほど、子ども・子育て支援についての御質問の中の(2)のア、子どもの貧困対策推進基金を活用した事業についての答弁の中で、市町村事業と県事業を合わせて6億円を計上しておりますとすることを4億円ということで答弁をいたしました。正しくは6億円でございます。おわびしまして訂正いたします。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 4、文化観光スポーツ行政についての(1)のア、文化振興予算についてお答えします。

県では、平成25年10月に沖縄県文化芸術振興条例を制定し、文化芸術に関する各種施策を推進しております。昨年5月に策定した、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画と連動して文化芸術の振興を一層推進していくため、今年度中に沖縄県文化芸術振興計画(仮称)を策定いたします。同計画案においては、安定的

な財源の確保に努めるとともに、クラウドファンディングやふるさと寄附金等の多様な資金調達・財源確保について検討することとしております。

同じく4の(1)のイ、ウチナーネットワークの強化についてお答えします。

県では、世界中に約42万人いると推計される県系人や沖縄県民、沖縄にゆかりのある人々をつなぐウチナーネットワークを強化することで、誰もが安心して暮らせる多文化共生社会を構築し、本県のみならず、各地の持続的発展に貢献することを目指しております。このため、世界のウチナーンチュ大会の開催、ウチナーネットワークコンシェルジュによる日常的な交流、海外県人会への芸能指導者派遣、ウチナーンチュ子弟等留学生の受入れなど、各種施策の展開によりウチナーネットワークの強化を図ってまいります。

同じく4の(2)のア、観光事業者への電気料金値上げの影響及び対策についてお答えします。

電気料金の値上げに伴う影響について、宿泊事業者や観光施設から聞き取りを行ったところ、旅行需要が回復途上にある中で、既に電気料金がコロナ前を上回る事業者があり、料金改定が予定される今年4月以降はさらに負担が増加することが想定されます。県では、特別高圧受電契約に対する本県独自の支援により、事業者負担の軽減を予定しております。また、おきなわ彩発見NEXT等の需要喚起策のほか、観光事業者の経営改善サポート、受入れ体制再構築や労働生産性向上に向けた支援など、事業継続に資する取組を実施してまいります。引き続き、観光事業者への影響の把握に努めるとともに、必要な対策について関係部局等と連携して検討してまいります。

同じく4の(2)のイ、沖縄観光の質的転換への取組についてお答えします。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画では、社会、経済、環境のバランスが取れた、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を目指しております。県では、豊かな自然、独自の歴史・文化・芸能、ホスピタリティー等のソフトパワーを生かした多彩で付加価値の高いツーリズムを展開してまいります。また、ターゲット特性に応じた戦略的なプロモーション活動を展開し、沖縄観光の価値を訴求することで、富裕層など、より消費単価の高い層の取り込みを図り、滞在日数の延伸や観光消費額の向上に取り組んでまいります。

同じく4の(2)のエ、観光再興に向けた基本的な考え方についてお答えします。

現在、入域観光客数は回復傾向にあり、5類への引

下げにより、国内外の旅行マインドのさらなる向上が期待されます。県としては、沖縄への旅行需要を継続して取り込むため、国際航空路線のさらなる回復、質の高いクルーズ観光の受入れ体制整備及び積極的な誘客活動の展開に取り組んでまいります。県では、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向け、県民、観光客、観光事業者が自然、歴史、文化を尊重し、観光産業の成長と維持を目指すことで、それぞれの満足度を高めるとともに経済を活性化させていくこととしております。このため、多彩かつ質の高い観光の推進、沖縄のソフトパワーを生かしたツーリズムの推進、観光人材の育成・確保などに取り組んでまいります。

同じく4の(2)のオ、今後の観光支援事業についてお答えします。

全国旅行支援について、新型コロナウイルスの5類移行後は、現行のワクチン3回接種等の利用要件を緩和するよう、全国知事会が国に求めており、国においても見直しの方向で検討していると聞いております。5類移行後は、国内外の旅行需要はさらに高まるものと考えております。県では、おきなわ彩発見NEXTを切れ目なく実施するため、令和5年度当初予算において約161億円を計上しております。引き続き、国の動向等を注視しながら、旺盛な旅行需要を取り込んでまいります。

同じく4の(3)のア、FIBAバスケットボールワールドカップ2023の受入れ体制についてお答えします。

本大会については、沖縄市をはじめとする関係団体で構成する開催地支援協議会を設置し、県が事務局となり受入れ体制を整備してまいります。協議会は、市町村や関係団体と連携し、沖縄振興特定事業推進費等を活用して、子供たちとトップアスリートとの交流、離島をはじめとする県内からの子供たちの大会招待、空港など主要箇所でのシェードレッシングや機運醸成、ファンゾーンの設置、渋滞緩和対策とシャトルバス運行による円滑な輸送、安全・安心な大会運営に向けた警備計画の策定と実施などの取組を進めてまいります。

同じく4の(3)のイ、J1規格スタジアムの整備についてお答えします。

J1規格スタジアムの整備については、法規制への対応、既存イベントとの調整、財源確保等の課題整理に取り組んでおります。今年度は、建築コストの精査及び縮減方策の検討、運営収支の改善や事業スキームの検討、法規制の緩和に向けた関係機関との協議を進

めております。

県としましては、民間資金等の多様な財源活用の検討を行うなど、引き続き条件整理を進めながら、スタジアムの整備に向けて取り組んでまいります。

同じく4の(3)のウ、空手ツーリズムの推進についてお答えします。

空手は、世界に約1億3000万人もの愛好家がいると言われております。空手を目的とした交流人口の拡大により、観光産業をはじめとする関連産業への波及効果が期待できることから、県では、空手ツーリズムを推進することとしております。具体的には、空手発祥の地・沖縄を観光資源とし、国内外の空手愛好家、観光客、修学旅行生等の来訪意欲を高め、歴史や精神性、精緻な技等、沖縄空手の本質に触れることのできる空手ゆかりの地巡りや多言語空手ガイドの活用等、空手ツーリズムの受入れ環境の整備に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 糸数 公君登壇]

○保健医療部長(糸数 公君) 5、人材育成・確保、教育行政についての(1)のイ、医師・看護師等の確保についてお答えいたします。

県内の医師・看護師等の離職の動向については、関係団体等からの聞き取りによると、例年と比較して大きな変化は見られないとのことであります。しかしながら、県としましては、医療逼迫や感染拡大を招かないよう、引き続き、潜在看護師等の就労促進や新人看護師等の定着を図るとともに、医師派遣に対する支援を行い、医師・看護師等の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 知事含めて答弁者の皆さん、大変御答弁ありがとうございました。

まず最初に、知事公約について質問をさせていただきます。

知事、公約の実現に向け、まず予算化をし、そしてそれを執行した結果、成果が伴わなければならないというふうに考えております。分かりやすく言えば、待機児童解消の問題がありました。知事の従来の公約の中で、令和3年度末までに待機児童は解消しますという公約をずっと訴えてきたわけですが、ちなみに令和3年度末、4月1日現在の本県の待機児童の数は幾らになりますか。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) 令和4年度、今年度の4月1日時点での待機児童数は、439名でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時24分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 439名ということですが、これ全面解消にはつながっていないわけですよね。そういったしますと、知事の掲げた公約というものは、前回の選挙においては実現したということになっているわけですよ。そのことを受けて、県民は大変疑問視をしている。従来、我々会派沖縄・自民党としては、実現率と達成度というものに対する文言にこだわってきたわけですが、実現という言葉と達成したということは違うんだということを私たちは訴えてきたわけですが、こういうようなひずみが出てきておると思います。

指標を達成したかどうか、公約の実現未達成の基準となるべきものがあって当然だと思うんですが、そういった指標が公約ごとに整理されているかどうか、まずお聞かせください。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時25分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

企画部長。

○企画部長(儀間秀樹君) お答えいたします。

1期目につきましては、公約の取組状況につきまして、推進中あるいは着手等々で表現をしてきたところでございます。2期目の知事公約の取組状況につきましては、県民に分かりやすく説明する観点から、改めてどのような表現にしていくかということを検討していきたいというように思っております。

○議長(赤嶺 昇君) 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 ぜひ県民に誤解がないようにしっかりやっていただきたいと思っております。

それでは次に、公室長の久辺3区についてでございますが、昨年8月から半年が経過してやっと久辺3区の皆さんとようやく意見交換ができたということは、これは一歩前進だというふうに評価したいと思います。地元にとっては大変うれしいことだと思います。しかし問題は、今後この具体的な地域振興を進められるかどうかということだと思うんですよ。地元からの要望は、どういった項目が挙げられたのかお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

まず当日は、私のほうから訪問目的ですとか、そういったお話をした後に、現地における騒音被害など基地負担の現状、それから生活環境などに関する要望事項について、広く意見交換を行いました。まず、基地負担の現状というところでは、ヘリコプターそれからオスプレイ訓練の騒音、廃弾処理の騒音等の御意見がありました。県への要望事項としましては、県道13号線、集落排水事業、それから避難橋の整備等の話がありました。その他の事項としまして、抗議活動の影響ですとか、知事の3区訪問についても御意見がありました。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 地元からはたくさんの方の要望があったと思いますが、やはり知事がしっかりと現地、現場主義を通して現地の皆さんと意見交換をやる必要があると思います。このいろんな要望に対して、これはもちろん要望がかなうということは予算が伴うわけですが、ただ残念ながら2月上旬ということは、当初予算には間に合わないタイミングになっているわけですね。そこのところ、県としては、知事、補正予算等も組んで、予算を確保してどのような検討をしているのか。まずそこのところもお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） まず要望のあった事業等については、既に着手されている事業もあったかというふうに思っております、それはいろんな部局にまたがるんですけれども、そういった既決予算を活用して前倒しですとか、そういったものを検討していくことになろうかというふうに思っております。

今回、その3区の皆様からいただいた御意見につきましては、当然知事に報告するとともに、地元の名護市、それから関係部局に連絡しまして、今後の県の取組というところの参考にさせていただきたいと思っておりますけれども、当然知事公室としても、関係部局、それから名護市と連携して、可能な限り地元の要望に沿えるような対応ができないか検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 公室長、多分最後の仕事になるかもしれませんが、ぜひしっかりと面倒を見てあげていただきたいと思っております。

次に、国立自然史博物館についてであります。

その件につきまして、まず照屋副知事にお伺いした

と思いますが、同行されて、率直にどのような感想をお持ちかお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） 大変に関心を払いながら行ってまいりましたけれども、現地を訪れまして、大変体系的かつ総合的に標本が展示されていることに目をみはりました。あれだけの標本をそろえるのに相当な歳月、あるいは労力がかかったと思うんですけども、世界で一番の規模を誇る博物館だけあって、それは大変感慨に堪えないものがありました。

率直な感想として、この博物館の周辺にいて、いつも博物館に出入りして、それを見学しながら学習している子供たちは相当に学力が高くなるんじゃないかなというふうなことが1つ。それから観光客の誘客に関しても、大変に大きな動機、要因になっていくだろうというふうに思いました。したがって、このアジアエリアにはないような自然史博物館がもし沖縄に誘致されるとなると、ヨーロッパあるいはアメリカ大陸に比して、非常にこの歴史的にといいいますか、全世界に貢献できるだけのものができるだろうというふうな感想を強く持った次第でございます。そのほかにも、沖縄県人の知念淳子さんという方がその博物館に職員として従事しておりまして、こういった人材が、沖縄出身者がそういったところで働いておられるというふうなことにも大きな誇りを持った次第でございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 沖縄県に世界的な博物館ができるということ、これは県民も大きく願っていると思っております。

知事、14日に庁内会議が開かれて、出席者から県民会議をつくるべきだという御意見も出たように聞いておりますが、知事は自然史博物館誘致を県民運動にしていこうという考え方があるのかどうかお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員御案内のとおり、今年度は経済界の関係団体や学識経験者等を構成員とする事業推進会議や、さらにはこれは全庁的にやはり取り組むべきであろうというその意識を示すためにも、必要な庁内連絡協議会を設置させていただきました。さらに、やはり県民全体の機運を盛り上げていくということからしますと、経済界や専門団体などを中心に、県民会議がぜひ設立されるべきであるというような認識に立っておりますので、県全体それから国全体にも機運醸成を図っていききたいというところから、この県

民会議の設立に向けても一生懸命取り組んでいきたいと考えている次第であります。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 知事は先ほどの答弁で、県民会議も立ち上げながら政府へもしっかりと要請をしていくという答弁がありましたので、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

次に、学校給食費の無償化についてであります。私は給食無償化については、県教育委員会ではなくて、ぜひ知事部局のほうで答弁をしていただきたいというふうに考えております。その理由の一つは、やはり知事の選挙における公約ということを見ると、財源を考える部署、総務、財務、そこがしっかりと対応すべきではないのかなというふうに考えています。そこで学校給食費の無償化について質問させていただきますけれども、各自治体ごとに対応が異なるということです。これは沖縄県41市町村でもおのおの対応の仕方が違います。完全無償化ができていない市町村もあれば、大体、小学校で四千数百円、中学校で5000円前後、これだけの負担が親御さんに強いられている。こういうふうな自治体のガチャというか格差を、これをしっかりと矯正あるいは訂正できるのは、広域自治体である都道府県の役割だというふうに考えております。その責務をどういうふうに県として考えているのか。そのところをお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

教育委員会としましても、関係部局としっかりと連携を図りながら取り組んでいく必要があるというふうに考えております。特に財源については、様々な視点、様々な方法等、これが必要であるというふうに考えておまして、知事のほうからも国へ要望をしたところがございます。今、議員のお話がありましたとおり、各市町村において対応が異なっておりますので、令和5年度には市町村としっかりと連携を図りながら、協議をしながら調整し、財源並びに方法、実施時期等をしっかりと検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 教育長は大変答弁しにくいと思いますよ。財源を醸し出すのは教育長の仕事ではないんですよ。財源確保はあくまでも知事部局、総務を中心としたところで財源確保はやられるべきだというように考えております。

そこで一つだけ踏み込んでお聞きしますけれども、無償化ができていない市町村が沖縄県で何地区あって、その無償化の財源はどうなっているのか御説明をお願い

します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

市町村において、全額無償化をしている自治体は13市町村となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 教育長、この無償化できているところの財源は、名護市の米軍再編交付金、嘉手納町、読谷村の一般財源、それから一括交付金等を使う、あるいは地方創生臨時交付金を使う。こういうもろもろの財源を確保するために、各市町村一生懸命頑張っている。そこをバックアップするのは、知事をトップとした沖縄県の広域地方自治体なんですよ。ですから、そこをぜひ知事部局のほうで答弁をしていただきたい。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 予算を預かる総務部でございます。学校給食の無償化については、今教育長のほうから答弁があったように、それぞれの市町村で差異があるという状況でございます。必要となる財源それから手法等々についても、教育庁と十分連携して取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 本当から言えば、知事のほうで答弁していただきたいんですけど、知事、沖縄県の行政を預かるトップとして、いろんな重要な仕事はいっぱいあります。がしかし、基地問題だけが全てではないんです。国としっかりと交渉して財源を確保するのも、知事の大きな仕事の一つなんです。そのところを明示して頑張っていたいただきたい。

文科省へ要請に行かれましたけれども、基本的には、文科省がもし承諾しなければこの学校給食費無償化は実現できないのかという、今保護者会の中からはこういった意見も出てきていますよ。やはり沖縄県は沖縄県独自の、知事が常におっしゃっている誰一人取り残さない政治をやるために、沖縄県は沖縄県独自の政策をやっていくということを訴えているわけですから、全国都道府県どこもできなくても沖縄県だけは学

校給食費無償化が全国でトップでできると言われるぐらい頑張っていたきたいなど、このように考えます。

次に、コロナ対策、マリンタウン等の答弁がありましたけれども、復帰51年目になる令和5年度の目玉ということで質問させていただきましたが、ブルーエコノミーの推進、あるいは海洋資源を経済に生かす取組ですが、持続可能な海洋島嶼圏を形成するためには重要な政策課題だというふうに考えておりますけれども、新年度予算はどの程度になりますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画におきましては、その中で、その計画策定の意義の一つとして、「海洋島しょ圏の特性を生かした海洋立国への貢献－海洋政策の拠点－」を位置づけたところでございます。基本計画の基本施策では、「持続可能な海洋共生社会の構築」の中で、海洋島嶼圏としてのSDGsへの貢献を図るとともに、海の恵みを利用した持続可能な社会経済開発であるブルーエコノミーの先導的な展開として、海洋環境を活用した再生可能エネルギーの導入促進、海洋調査・開発の支援拠点形成に向けた取組の推進、海洋政策の総合的推進に取り組むところとございます。

なお、令和5年度のそれに関わる予算につきましては、申し訳ございませんが、今手元にちょっと予算については取りまとめてございません。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 復帰51年目となる令和5年度の予算の目玉は何ですかということを質問するつもりだったんですが、今答弁の中でコロナ対策、マリンタウン等の答弁がしっかりなされましたけれども、その目玉の中にブルーエコノミーの推進がなかったというのはちょっと残念でありますし、新年度予算も答弁できなかったというのはもうちょっと調べていただきたかったなというふうに思います。

次に一括交付金についてであります。市町村との議論の中で、従来41市町村の首長さんからは、やはり県と市町村は1対1にすべきではないかという声はずっとあったわけですね。先ほどの答弁では、なぜ従来どおりの11対9になったかという理由の中に、予算が前年度並みだったからという答弁でした。しか

し、各市町村は今財政的に大変逼迫している。特に財政が脆弱な離島地域においては大変な状況で、事業としても継続ができない。こういった行政地域もありますので、そここのところをやっぱり加味していただきたいというお話がありますけれども、再度、なぜ11対9になったのか、もうちょっと県民に分かりやすいように御説明お願いできませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

沖縄振興会議の中で決定されたわけですが、その事前の市町村アンケート調査を実施いたしました。その中で11対9について、大方の市町村が賛成をしたということでございます。それ以外に1対1を要望している団体が8団体ございました。主に市でございまして、そういった団体につきましては、例えば、離島住民等の交通コストの負担軽減による不利性対策あるいは県事業、こういったその市町村支援事業等々、こういったものについて11対9の配分では県としても引き続きこういった取組も実施することができるということで、こういった条件不利性の事業を引き続き県としてもさせていただきたいという話を、1対1を主張する市を中心とした自治体のほうにも説明をして、理解をいただいたというところで、沖縄振興会議の中で11対9について了承していただいたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 11対9でしっかり頑張っていたいただきたいと思いますが、これまでの県事業と市町村事業の執行率がどのように推移してきたのか、これまでの一括交付金等の執行率含めてその推移を御説明お願いできますか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） それでは市町村分の方から御報告いたします。

平成30年度からの執行率、予算の現年分の執行率でございますが、平成30年度が80.2%、令和元年度が72.9%、令和2年度が79.8%、令和3年度が77.1%でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 やはり国としてもこの執行率というのは十分配慮していると思います。その執行率を上げるための努力もしっかりやっていただきたいと思えます。

それとあと1点御答弁をお願いしたいのですが、昨年度、国への実績報告、請求が適正に行われなかったために、10億円の受入れができなくなったという問

題がありました。これは今年度でどのように処理されていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 10億円の請求漏れがありまして、それを令和4年度の国の予算から充てたために、令和4年度の沖縄県の予算、一括交付金が10億円不足するという状況にございました。事業の執行状況を勘案したところ、今不用額が大体1.3億円程度出るというところで、一般財源と今予算上の一括ソフト交付金を計上している事業で振替を2月補正予算で行ったところでございます。予算上の振替額は8.7億円でございますが、決算においてまた改めてどの程度不用が出るのか明らかになるものという状況にございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 部長、もし最悪の事態、どうしても補填できないということになりますと、県民の県税でカバーしなくちゃいけないということも考えられますので、そここのところを配慮しながらしっかり頑張っていたきたいと思います。

それでは、新・21世紀ビジョン関連についてお聞きします。今回から実施計画を3年、3年、4年とすることになっています。合計10か年のスパンを3年、3年、4年に区切って実施計画が出されますが、1期目の3年間でどの程度の予算が必要と見込んでいるのかお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

今回の基本計画におけるその実施計画については、お話のとおり3年、3年、4年という形で実施計画をまとめていこうということで、今年度は前期の3年の実施計画をつくってまいりました。企画部として、その単年度ごとの予算が実施計画に基づいた数字として、金額として幾らかというところについては取りまとめているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 部長、仲井眞県政では、10か年間で約3兆円が必要だというプロジェクト集を作ったというふうに記憶がありますが、今回それはないんですか。もしなければ、こういうふうな指標を区切ってできるような予算——全体的なものもつくるべきだというふうに考えておりますがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） 仲井眞県政時代にそのプロジェクト集という形で、あるテーマに基づいて各部署横断的にどういった取組をしているかということをつまみとめて、そういったプロジェクト集をつくったというところはございます。今回はそういったプロジェクト集についてはつくってございませぬけれども、県としては実施計画をつくって、しっかりとその中で成果指標等目標を定めて、それに向かって取組の改善も図りながら、PDCAを回して行って、そういったその事業の改善も進めていながら、その実施計画に掲載している成果指標、目標とする姿、こういった形にいかにか近づいていくかという形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 ちょっと時間がありませんので早めに進めますが、次に、沖縄振興特定事業推進費、これも一括交付金等と同じように大変使い勝手がいい、しかも県を通さないで各市町村にじかに行くという特定事業推進費でありますけれども、その事業推進費で実施された事業は、沖縄県の振興計画の範囲に入るのか入らないのか、確認をしておきたいと思いますが。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

基本的に県が策定した新・沖縄21世紀ビジョン基本計画につきましては、市町村もその基本計画を尊重した形で事業に取り組むということで、一括交付金についてもそういった形でやっているところでございます。特定事業推進費についても沖縄振興に資する事業ということで、これもビジョン基本計画に沿った形での事業になるものと認識しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 その他の国の直轄事業についても、沖縄振興予算に計上されるものは沖縄振興計画に入っているというふうに認識してよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） 入っているというふうに認識しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 国の直轄事業、知事、この国の直轄事業、国との大きな信頼関係を持って連携を図っていく必要があると思うんですが、そのことについて知事の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄県全体の振興に当たり

ましては、当然沖縄県と市町村の協力体制、さらには国の支援の体制と合わせもって進めていく必要があるというように考えております。この間、様々な要請項目についても、内閣府はじめ各省庁、大臣におかれても、そして御党の予算関連の幹部の方々におかれまして、真摯に受け止めていただいているというように考えております。今後ともそのような思いで沖縄振興を図り、もって県民の暮らしや福祉の向上にしっかりと努めていきたいというように考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 知事、ありがとうございます。ぜひ沖縄146万県民のために頑張っていただきたいと思っております。

次に子ども・子育て政策についてであります。先ほども地方自治体のガチャの話をやりましたけれども、今、子ども・子育ての中で各自治体の格差というもの大きな課題になっておまして、親御さんから見ますと、子ども・子育てでどうしたらいいのかわからないとか、あるいは不安であると、そういった親御さんの声をよく耳にします。子育てに不安を抱く保護者に手を差し伸べる、俗に言うアウトリーチの視点が必要だというふうによく言われておりますけれども、県が家庭へ飛び出して、あるいは行政から飛び出して、現場に出て行って手を差し伸べていく、こういったことが必要だというふうに言われておりますが、その点について子ども・子育ての点で県の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩します。

午前11時57分休憩

午前11時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 子ども・子育て支援事業においては、例えば、保育等でしたら市町村が実施主体となっております。市町村と連携をしながら取組を進めて、この環境の充実に努めていくということになるというふうに考えております。今回、こども家庭庁創設に当たりますと、子供の意見を聞く体制を確立するということが新たに県の務めとして定められております。このことは非常に——どのような手法をもって子供の意見を聞くかということについては、これから検討をしていくということにはなりますけれども、子供の意見を酌み取りながら、またそこで親の意見も聞きながら施策に反映させていくというような取組を今後検討していくということになるかと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 子ども・子育てというのは大変難しいと思います。私も子供4名おりますけれども、この4名の子供が全部同じ高さでもないし知識でもないし知能でもない。個性も全然違う。学校の現場の先生方は1人で40人学級、35人あるいは30人学級を見て大変だというふうに考えておりますけれども、ただ問題はその学校現場の教職員は資格を取って教壇に立っている。公務員の皆さんは公務員になるための資格を持って公務の仕事をやっている。じゃ我々親は、親になる資格を取って親になったかと問われると大変厳しいところもある。ですから子供が1人産まれて2人産まれて、子育てで苦労するのは当たり前だと思うんです。そのための支援をしっかりと行政はバックアップしていただきたい。子供たちの学習だけでなく親の学習も必要だというふうに思います。

それと、令和5年度から未就園児の支援もこども家庭庁が行うというふうになっておりますけれども、県としてはどういうふうに対応していくのかお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 未就園児を保育等の施設を活用して受け入れて家庭の支援を行うということは、こども家庭庁を設置した新たな取組であるというふうに受け止めております。この新たな取組を含め県でどのように対応していくかということについて、現在組織の体制を含め検討を進めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 ちょっと時間がありませんけれども、人材育成・確保、教育行政についてのところでありまして、教員不足の要因として、心身の不調による病休者の十分な補充がされていないとの指摘が新聞報道等でもなされています。同様に、教職員の働き方改革やメンタルヘルスケアを進めることは最も重要であります。県内の学校現場における産業医の現状をまず教育長お聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

文部科学省の調査の結果でありますけれども、令和3年5月1日現在において、小学校では設置率が47.2%、中学校においては45.9%、高等学校においては98.1%、特別支援学校においては100%というふうな設置、選任状況となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 教育長、この市町村教育委員会から

の御意見は、地元としても一生懸命探しているけれども、産業医が見つからない。この産業医をどうしても県のサポートを得て補充していきたいというふうな御意見が寄せられているのですが、やはり県としてもこういう状況であることは間違いないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 小中学校における選任率が低い状況でありますけれども、やはり今議員のお話のとおり、地域内に産業医が少ないと、そういうことでなかなか選任が進まないということで聞いているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 教育長、現場の意見は、こういうふうに入材確保ということであるんですが、やはりこういった緊急の事態は、沖縄県医師会安里会長等を含めて、やっぱり現場対現場の話のすり合わせをして協力を願うということも必要だと思うんですが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） このような状況は、県としても改善を進めていかなければならないというふうに考えております。まず、市町村教育委員会に産業医の選任を促していきますが、同時に市町村教育委員会と連携しまして、県医師会及び地区医師会に対して、産業医の選任について協力を強く働きかけていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 ちょっと急ぎますけれども、教育長、今新聞報道等で40人学級云々が大変騒がれていますが、教員不足による学力低下や心の支援の在り方が大変懸念される、私もそのことを大変懸念しているわけですが、教職員、教員の再任用に関する現状はどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後0時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（半嶺 満君） 教職員の再任用につきましては、退職される先生方への希望を取りまして、その状況に応じて配置をしているところであります。すみません、細かい配置リストについては今手元にございませんので、申し訳ございません。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 まあ2001年に導入された制度でありますし、当初は49人の採用であったようですが、

昨年度は339人まで採用されているという報告です。ですから、そういうことで今大変現場が逼迫しているということですから、現状を把握するためにもぜひ頑張ってください。これまで、県としては、一人一人を尊重する30人学級——小学1・2年、3年以降が中学まで35人学級、習熟度を合わせた少人数学級が一部40人学級に戻る可能性が指摘されている。このことは教育庁としても絶対にあってはならないことだと思いますし、公教育の中で、学校によって、学校環境で差があってはならないというふうに考えています。

ぜひ教育現場の長として、そここのところをしっかりと頑張ってください。要望、要請をして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後1時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

又吉清義君。

[又吉清義君登壇]

○又吉 清義君 皆さん、こんにちは。

午後の部、代表質問2番手、沖縄・自民党、又吉清義、代表質問をさせていただきます。

まず初めに、トルコ・シリア国境大地震が発生し、甚大な被害が発生し、5万人近くの貴い命が奪われたことにお悔やみを申し上げます。

そのような中、我が沖縄県は、日々を迎えることができますことは、非常にありがたいことでもあります。しかし昨今、沖縄県を取り巻く環境情勢は大きく変化してきており、これまでの県政運営の在り方で、県民の暮らし、安全、経済、命を守ることができるか、多々不思議でなりません。

では、会派を代表して質問をいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス対策についてであります。

新型コロナウイルスは5月8日以降、これまで感染症法で第2分類に位置づけられていましたが、第5分類へと位置づけられるとのが政府より発表されました。これまで3年と1か月余りの間に、PCR検査の数が累計1億115万2630件、検査陽性者数の累計が3307万6693人、検査陽性率が29.7%、検査陽性者死亡者数が7万1579人で、検査陽性者致死率0.2%であります。人工呼吸治療実施の検査陽性者死亡者数は2592人、また、2020年から22年の上期までの日本全国の全死亡者数358万9457人。うち呼吸器疾患が占め

るコロナ死亡者の割合は0.07%。入院・宿泊療養・自宅療養中が合計で44万5449人であると、厚労省のオープンデータで発表がされています。その資料から判断すると、普通に経済活動をしていても現在は99%が罹患していない状況であり、今や完全に日本はコロナ騒動から脱却したのではないだろうかと理解をいたします。

特に我が沖縄県は、ワクチン接種だけに頼らず、自らの免疫と県民一人一人が健康管理を心がけ、コロナ感染率の順位は今日、日本全国で最下位であります。県民の行動と判断は正しく、また、国としてコロナ感染を第5分類へ移行することは、新型コロナウイルス感染症は恐れるものではないとの判断の下にあると思います。

そこで、第5分類の引下げの影響について。

まずア、令和5年度予算で計上された検査・防疫体制の強化及び医療体制等の強化に係る予算の在り方について伺う。

イ、これまでのワクチン接種率の状況と今後のワクチン接種の取組について伺う。

ウ、ワクチン接種の自己負担等が見込まれているが、今後の対策にどう影響があるか考えるか伺う。

エ、政府の対応方針によれば、新型コロナウイルス感染症対策本部及び都道府県対策本部が廃止されるが、廃止後は沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例第3条に基づき、独自の対策本部を設置する考えかを伺う。

(2)、文部科学省は、卒業式において児童生徒及び教職員はマスクを外すことを基本とする通知書を出した。マスクをすること、しないことを理由とするいじめや差別が生まれないよう周知・対策を図るべきと考えるが、当局の対応について伺う。

(3)、コロナ特例貸付けの返済が始まったが、返済が困難だという声が生活困窮世帯から上がっている状況にあり、返済の猶予や債務の免除などの救済策が必要ではないか伺う。

(4)、県の医療機関を含む新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関に対する補償等について、医療従事者への人件費を含む様々な手当の支給の状況を伺う。

(5)、昨年末はインフルエンザとのダブル感染など深刻な状況が発生したが、県として今後の新興・再興感染症への対応策について伺う。

(6)、コロナ後遺症に苦しむ方々の相談窓口の設置状況及び支援策について伺う。

(7)、新型コロナウイルス感染症蔓延防止の目的もあるにせよ、県庁職員のリモートワークの継続・促進は働き方改革に資するものである。今後も継続・充実

を図る考えがあるか伺う。

2、行財政運営について。

新沖縄県行政運営プログラム（仮称・最終案）について。

ア、EBPMの推進について、研修の実施や事例の発表・周知に取り組むとしているが、EBPM人材の育成にあっては専門的な統計分析の知見が必須であり、大学院等研究機関との連携や自己啓発等休業制度の活用・拡充などの取組も併せて講ずる必要があるのではないか伺う。

イ、PPPまたPFIの推進について、指定管理者制度運用委員会を附属機関とする関係条例の整備条例が提出されているが、見直しの目的と効果について伺う。

ウ、ガバメントクラウドファンディングの推進について、その概要及び寄附金及び予算編成上どのような取扱いになるのか伺う。

エ、内部統制機能の強化について、成果指標として、内部統制評価における重大な不備数の目標値が3件や2件となっているが、重大な不備を生じさせないのが内部統制の目的であり、目標値としては不適切ではないか伺う。

(2)、令和5年度組織・人事について。

ア、令和5年度組織改正の状況について伺う。

イ、知事公室に危機管理担当の統括監級スタッフ職を新設するとのことであるが、その目的・狙いについて伺う。

(3)、会計年度任用職員の労働環境について。

ア、兼業・副業の状況、勤務時間の通算など適正な運用がなされているのか伺う。

イ、常勤職員と同様に時差出勤は認められているのか伺う。

ウ、沖縄県自治研修所講師等、専門的知見が必要とされる職にも本制度が適用されているのは問題ではないか伺う。

(4)、県及び市町村における企業版ふるさと納税のこれまでの寄附実績について伺う。

(5)、令和3年度定期監査報告書について。

ア、沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）に係る令和3年度分の国への実績報告及び請求事務の不適正処理について、経緯と対策を伺う。

イ、沖縄コンベンションセンター展示棟受変電設備改修工事に係る積算誤りによる不要な支出について、経緯と対策を伺う。

ウ、沖縄振興公共投資交付金事業（市町村事業）に係る繰越額の過少報告による受入れの誤りについて、

経緯と対策を伺う。

エ、都市モノレール建設事業資金貸付金に係る請求漏れについて、経緯と対策を伺う。

(6)、令和4年度2月補正予算について。

ア、寄附金収入5000万円の計上理由について伺う。

イ、県税等の一般財源の収入がほぼ2基金への積立金に回っている状況について伺う。

ウ、ソフト交付金が全体で10億円の減額補正となっているが、その理由について伺う。

(7)、基金及び県債について。

ア、令和5年度当初予算における職員退職手当基金の取崩しについて、その理由を伺う。

イ、臨時財政対策債の残高が著しく減少しており、実質的に繰上償還していると思われるが、そうであれば当初の借入れを抑制すべきではないか伺う。

ウ、長期金利が少しずつ上昇する傾向が見られる中で、今後地方債の金利水準も上昇し、利払い費の増加が懸念されるが、こういった対策を講ずる必要があると考えているか伺う。

ちょっと休憩してください。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後1時41分休憩

午後1時41分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○又吉 清義君 DX・GXについて。

総務企画委員会では、去る1月16、17、18日に東京都の区自治体のDX・GXの政務調査を行いました。都庁をはじめ区自治体は、DXを全庁体制で立ち上げ、関係自治体と連携して市民サービスや業務の向上に取り組む中、人材不足でなかなか追いつかない現状があるとのことでありました。

そこで伺います。

(1)、自治体DXの取組について。

ア、沖縄県DX推進計画の進捗状況について伺う。

イ、国は、EBPMの推進に当たって各省大臣官房に政策立案総括審議官という幹部級を置いている。庁内においてどのような人員配置・体制整備が計画されているのか伺う。

ウ、産業人材デジタルリテラシー強化事業について伺う。

エ、チャットGPTの行政事務への導入可能性について伺う。

オ、財務会計等共通化可能なシステムに係る県・市町村等共同利用による効率化の取組について伺う。

(2)、GXの取組について。

ア、GX推進法案における化石燃料賦課金・特定事

業負担金制度の本県企業への影響について伺う。

イ、企業の脱炭素経営に向けた県の支援策について伺う。

ウ、庁内ペーパーレス化の現況について伺う。

エ、学校施設における民間事業者による太陽光発電第三者所有モデル事業の進捗について伺う。

4、基地問題・安全保障について。

(1)、先日、与那国町議会は防衛相に対して避難シェルターの設置を要望した。住民保護の観点からも、本島内においても一刻も早い機能確保が必要と考えるが、県民地下駐車場の利活用について伺う。

(2)、安保3文書改定について。

ア、玉城知事は安保3文書に対して「自衛隊の急激な基地機能強化により沖縄が攻撃目標になるリスクをさらに高める」と発言している。知事は沖縄地域における自衛隊基地・機能を削減すべきという考えなのか伺う。

イ、自衛隊駐屯地についての丁寧な説明を求める姿勢だが、説明は尽くされていると考えているのか伺う。

(3)、住民避難について。

ア、1月に実施された那覇市におけるミサイル避難訓練について、県としてどのような連絡・連携を図っているか伺う。

イ、3月に実施が予定されている離島の住民避難に係る図上訓練について、その概要と住民への周知状況を伺う。

(4)、地域外交室について。

ア、地域外交の定義について伺う。

イ、海外事務所の位置づけはどのようなものか。産業振興公社の設立目的外ではないか伺う。

ウ、次年度策定を予定している地域外交基本方針は職員自ら立案するのか、外部委託する考えなのか伺う。

(5)、屋那覇島の約半分が中国系企業により土地取得されていたことが明るみとなった。本事案は重要土地等調査法の規制対象外となっているが、多くの無人島・有人島を抱える本県において、極めてゆゆしき事態であり、法改正も選択肢の一つとして、政府に対し適切な対応を求めるべきではないか伺う。

(6)、辺野古移設について。

ア、終局に向かいつつある訴訟について、裁判の確定判決には当然従う考えがあるか伺う。

イ、臨時制限区域における漁業権除外の経緯等について伺う。

(7)、特定駐留軍用地等内土地取得事業のこれまで

の実績について伺う。

(8)、有機フッ素化合物残留実態調査事業について伺う。

5、保健衛生・健康福祉について。

沖縄県民の平均寿命の順位は年とともに下がり、1995年の順位は男性が4位、女性が1位。その後順位は下がり、25年後には男性が43位、女性が16位と、僅か25年もの間に日本一長寿県から日本一短命県に変わりつつあります。今後、40代未満の男性の平均寿命はほぼ最下位の43位、女性はほぼ16位と現在予測されています。将来を担う子供たち、小学校5年生、中学生もほぼ肥満傾向児であり、また20代から64歳の働き盛り世代もアルコール性肝疾患の死亡率やメタボリック症候群の割合が全国ワーストである。なお、30代、50代の年齢も男性5割が肥満でありますとのこと。

また、これまで増え続けていた県の人口は、2050年から人口減になると言われていましたが、去年、初の自然減になってしまった。こんなにも変わり果ててしまった沖縄県民の健康福祉の現状。今、沖縄県民の命と健康は危機的状況に陥ってしまいました。この現状を解決することは急務であります。

そこで伺います。

(1)、健康長寿社会への取組について。

ア、2022年の厚生労働省の発表によれば、県民の寿命は男性が36位から43位へ後退、女性が7位から16位に後退となったが、この状況を知事はどう受け止めているか伺う。

イ、沖縄県の子供の肥満率が大幅増となり、過去最高の肥満率を記録したが、知事の見解を伺う。

ウ、1975年以来、一貫して増え続けていた県人口動態の自然増減が年間を通して初めて減少に転じたことが2022年人口移動報告年報で明らかになったが、県として人口減少問題についてどのような危機意識を持っているのか伺う。

エ、健康長寿おきなわ推進計画21の進捗について伺う。

(2)、県立病院の運営について。

ア、病院事業局長の辞職の経緯について伺う。

イ、八重山病院の人事体制について伺う。

ウ、中部病院の建て替えについて伺う。

エ、令和5年度病院事業局予算について。

(ア)、令和3年度決算で現金預金が80億円増となっているが、今後どのように使途を図っていく考えか伺う。

(イ)、令和5年度予定貸借対照表において、その他流動負債が増となっている理由について伺う。

(ウ)、電気料金引上げに伴う光熱費等への影響額及び財源について伺う。

(3)、地域中核病院である那覇市立病院の建て替え事業が進んでいるが、医療提供体制を早期に確保し、供用開始が遅れないよう、ハード交付金の配分にあっては優先的に行う必要があると考えるが、当局の方針を伺う。

(4)、県は先日、沖縄県内国公立大学薬学部設置に関する基本方針を公表し、令和10年度の開学に向けて作業を本格化させることとしている。薬学部の設置に必要な施設整備に対する県の支援策として、「必要に応じて国の交付金や補助制度の中から必要かつ最小限度の財政支援を行うことを検討する」という表現にとどまっているが、自主財源活用の道は閉ざされているのか伺う。

(5)、県内の国民健康保険財政が財源不足に陥り、国保基金が枯渇するのではないかと懸念が生じているが、財源不足に陥る原因及び対策について伺う。

(6)、養護学校卒業後の卒業生の居場所づくりについて、障害者自立支援の観点から伺う。

以上、答弁をお聞きして再質問等を行っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 又吉清義議員の御質問にお答えいたします。

基地問題・安全保障についての御質問の中の4の(2)のア、自衛隊に対する見解についてお答えいたします。

私は、日米安保体制や専守防衛のための最低限度の自衛力の保持を理解する立場ではありますが、沖縄の基地負担の軽減は、米軍と自衛隊を併せて考える必要があると考えております。また、抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを強く懸念しており、ましてや米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な基地機能強化により沖縄が攻撃目標になるリスクをさらに高める事態を生じさせてはならないと考えております。

次に4の(2)のイ、自衛隊の配備についてお答えいたします。

自衛隊の配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。このような中、いわゆる安保関連3文書においては、「南西地域における防衛体制を強化する」等、本県に関わる記述も多く見られています。

沖縄県としては、現状は必ずしも十分に住民合意が得られているとは言い難い状況にあると考えており、政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう、丁寧に説明を行うとともに、地元が意見表明ができるよう、必要な協議を行うことを引き続き求めてまいります。

次に4の(4)のア、地域外交の定義についてお答えいたします。

沖縄県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画で示しているとおり、県独自の歴史的・文化的特性等のソフトパワーや地理的な優位性を生かし、観光、物流、環境、保健・医療、教育、文化、平和など多様な分野における国際交流を通じて築いてきたネットワークを最大限に活用し、アジア太平洋地域における平和構築に貢献する独自の地域外交を展開することとしております。地域外交については、明確な定義はありませんが、令和5年度に策定する沖縄県地域外交基本方針（仮称）の中で検討し、定義についても示してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 糸数 公君登壇〕

○保健医療部長（糸数 公君） 1、新型コロナウイルス対策についての(1)のア、令和5年度予算についてお答えします。

県では、検査・防疫体制や医療体制等の強化に係る当初予算について、これまでの対策を踏まえ、各種検査、ワクチン接種、病床確保、宿泊療養施設等に必要な費用を計上しております。しかしながら、令和5年5月8日に予定されている5類感染症への位置づけ変更に伴い、各事業において、継続するもの、年度途中で終了するもの、段階的に見直しするものが生じてくると認識しております。

県としましては、今後示される国の具体的な方針等を踏まえ、それぞれの事業の予算執行について、適切に対応していきたいと考えております。

同じく(1)のイ、ワクチン接種率と今後の取組についてお答えします。

令和5年2月19日現在、沖縄県の全人口に対する接種率は、1回目72.2%、2回目71.5%、3回目51.4%、4回目29.4%、5回目12.7%となっております。また、1・2回目接種を終了した12歳以上の者に1回接種することとしているオミクロン株対応ワクチンの接種については、12歳以上の全人口の30.8%へ接種している状況となっております。現在、県は、

ワクチンに関する正しい情報の発信や、商業施設等身近な場所で接種ができる出向き接種を行い、市町村とも連携して接種の推進に取り組んでおります。国は、3月上旬までに新型コロナワクチンの接種方針を取りまとめる予定としており、今後の県の接種体制等については、当該方針等を踏まえ検討してまいります。

同じく(1)のウ、今後のワクチン接種についてお答えします。

令和5年1月27日の国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定によると、新型コロナワクチンは、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず、予防接種法に基づいて実施することとなり、4月以降のワクチン接種は、必要な接種について、引き続き自己負担なく受けられるようにすることとしており、今後も国の動向を注視してまいります。

同じく(1)のエ、都道府県対策本部廃止後の対応についてお答えします。

国が1月27日に決定した対応方針においては、5類感染症への位置づけ変更に伴い、政府対策本部及び都道府県対策本部も廃止するとしており、廃止後は必要に応じ新型インフルエンザ等対策閣僚会議を開催することとしております。一方、沖縄県においては、沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例の第3条において、県対策本部が設置できるようになっておりますが、新型コロナが有する病原性の程度、発生の状況等を総合的に勘案し、急速な蔓延のおそれがあると認める場合と一定の要件が規定されております。

県としましては、対策本部廃止後においても、感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速かつ確に対応することができるよう、必要な体制整備について検討してまいります。

同じく1の(4)、医療従事者への手当への支給状況についてお答えします。

県では、県立病院を含むコロナ患者受入れ医療機関に対し、確保病床数等に応じた病床確保料と受入れ患者数等に応じた協力金を支給しており、いずれも医療従事者の処遇改善の財源として活用されております。令和4年度の病床確保料を用いた処遇改善については、コロナ患者を受け入れる28医療機関において、特別手当や一時金等の支給に、合計約22億円を用いる計画との報告を受けております。協力金については、令和4年9月に活用状況を確認したところ、回答を得られた全ての医療機関において、処遇改善や負担軽減の財源などに活用され、令和5年1月末現在で約18億円の支給を決定しております。

同じく新型コロナウイルス対策についての1の

(5)、新興・再興感染症への対応策についてお答えします。

県は、令和5年度に、改正感染症法に基づき沖縄県感染症予防計画を見直し、将来的な新興感染症等の発生及び蔓延に備え、連携協議会を設置して保健所設置市及び関係機関等との連携を強化するとともに、県衛生環境研究所内に感染症研究センターを設置し、試験検査等の体制整備を図ります。また、同じく令和5年度に策定を予定している第8次医療計画から新たに新興感染症等の感染拡大時における体制確保に関する事項を追加し、必要な対策が機動的に講じられる取組を検討してまいります。

同じく1の(6)、コロナ後遺症の相談窓口等についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の後遺症については、令和4年5月から、県コールセンターでかかりつけ医等がない場合の医療機関の紹介などの対応を行っており、相談実績は今年1月までに1607件となっております。コロナ後遺症により社会生活に大きな制限が生じた場合に活用できる支援制度として、厚生労働省ホームページでは労災保険や生活困窮者自立支援制度などが紹介されております。

県としましては、今後の国の動向を注視しつつ、後遺症に関する必要な情報を周知していきたいと考えています。

次に5、保健衛生・健康福祉についての(1)のA、沖縄県の平均寿命についてお答えします。

県の平均寿命は延伸しているものの、20歳から64歳の働き盛り世代において、年齢調整死亡率が全国に比べて高いことが全国順位を下げる要因となっており、長寿県としての地位は危機的状況にあります。健康・長寿の維持継承は、県民の心豊かで安心・安全な暮らしを守るための重要な要素であると考えております。

県としましては、これまでの対策を専門家の意見を取り入れながら検証するとともに、県民全体で危機感を共有し、官民一体となって健康長寿おきなわ復活に向けて取り組んでまいります。

同じく(1)のエ、第2次健康おきなわ21の進捗についてお答えします。

県の健康増進計画である第2次健康おきなわ21の最終評価を行ったところ、84の目標項目のうち目標に達した、または改善傾向にあるのは36項目42.8%、変わらないまたは悪化しているのは35項目41.7%となりました。健康を支え守るための社会環境の整備は進んだものの、メタボリックシンドローム該当者や血糖コントロール不良者等の健康指標項目の多くが悪化

しております。令和5年度は、最終評価の結果を踏まえ、次期計画の策定及び健康づくり対策を推進し、健康長寿おきなわ復活に向けて取り組んでまいります。

同じく5の(3)、那覇市立病院への交付金配分についてお答えします。

那覇市立病院の建て替え工事については、令和3年度からハード交付金を活用し開始しておりますが、入札不落等により、令和3年度は全額を繰り越し、令和4年度は令和3年度繰越分の執行にとどまり、令和4年度当初予算分は全額を繰り越すことが見込まれています。このため、令和5年度については、工事の進捗状況を確認の上、令和5年度内の工事に必要となる額を計上しております。令和5年度以降についても、工事の進捗状況を踏まえつつ、所要額の確保に取り組んでまいります。

同じく5の(4)、薬学部設置に必要な施設整備に対する県の支援についてお答えします。

県は、去る2月9日に沖縄県内国公立大学薬学部設置に関する基本方針を公表し、薬学部設置に向けて取り組むこととしております。この基本方針において、「薬学部の設置に必要な施設整備にあたっては、大学は、既存の施設整備に係る補助金等の活用を検討することを前提とする。ただし、これにより難しい合理的な理由がある場合、県は、必要に応じて国の交付金や補助制度の中から必要かつ最小限度の財政支援を行うことを検討する」としており、県として適切に支援してまいりたいと考えております。

同じく5の(5)、国保財政の財源不足についてお答えします。

国から交付される普通調整交付金が、平成30年度以降、5年間にわたり、国の推計値と実際の交付額に大きな乖離があり、財源不足に伴い県の基金が今年度末で枯渇する見込みであります。このため、去る2月8日に池田副知事が石嶺国保連合会理事長、桑江市長会会長及び宮里町村会会長と共に、国に対し、差額の補填に加え、基金の積み増し等を行うよう要請したところです。

県としましては、引き続き、市町村及び国保連合会と連携し、国保財政の安定化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 半嶺 満君登壇]

○教育長(半嶺 満君) 1、新型コロナウイルス対策についての中の(2)、マスクに関する周知・対策についてお答えいたします。

マスクの着用については、文部科学省の通知を踏まえ、卒業式及び令和5年4月1日以降「マスクの着用を求めない」との周知を行ったところであります。その際、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないようにすること、また、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう指導することなど、児童生徒や保護者に対して、丁寧な説明を行うよう促しているところであります。

続きまして3、DX・GXについての中の(2)のエ、県立学校の太陽光発電第三者所有モデル事業についてお答えいたします。

県教育委員会では、県立学校施設への太陽光発電第三者所有モデル事業の実施に向け、事業者と意見交換や事業を実施する学校の選定等を行い、現在は事業契約締結に向けて関係部局と調整しているところです。なお、供用開始は、契約締結後、国への申請手続や設備設置工事に約1年を要すると聞いております。

続きまして5、保健衛生・健康福祉についての中の(1)のイ、子供の肥満率についてお答えいたします。

肥満率の増加の要因については、コロナによる部活動や体育の授業の活動制限、スマホ・タブレット等の長時間使用による運動量の減少が考えられます。子供たちの生活習慣の改善を図るため、学校での一校一運動の取組のさらなる充実や、家庭で週3回30分間、体を動かすというがんじゅうアップチャレンジ330運動の取組等により体力向上を図り、肥満解消に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) 1、新型コロナウイルス対策についての御質問の中の(3)、特例貸付けの償還免除や猶予についてお答えいたします。

緊急小口資金等の特例貸付けでは、住民税非課税世帯などを対象とした償還免除を認めております。また、免除要件には該当しないものの、返済が困難である借受人に対しては、個々の状況に応じて償還猶予や分割納付などの対応を行っております。

県としましては、補正により予算を確保し、社会福祉協議会の人員を増員して、借受人に対するきめ細かい相談支援体制の強化を図ることとしており、今後とも個々の状況に応じた適切な対応に取り組んでまいります。

次に5、保健衛生・健康福祉についての御質問の中の(6)、特別支援学校卒業後の居場所づくりについて

お答えいたします。

障害のある生徒の特別支援学校高等部卒業後の主な進路として、大学等への進学、一般企業等における就労のほか、社会福祉施設等への入所・通所利用等が挙げられます。このほか、市町村において、創作的活動、生産活動の機会の提供など地域の実情に応じた支援を行う地域活動支援センター事業の実施など、利用者の状況に応じた居場所づくりが行われております。

県としましては、卒業後においても障害者の自立支援に向けた取組につながるよう、引き続き、学校、地域等と連携し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

[総務部長 宮城 力君登壇]

○総務部長(宮城 力君) 1、新型コロナウイルス対策についての(7)、県職員のリモートワークについてお答えいたします。

知事部局においては、沖縄県行政運営プログラムに在宅型テレワーク等の導入を位置づけ、試験的に取り組んでおりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止を契機として令和2年度から導入したところです。職員の多様な働き方を実現する観点から、在宅勤務やリモートワークの充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に2、行財政運営についての(1)のア、EBPMにおける人材の育成についてお答えいたします。

新沖縄県行政運営プログラム(最終案)では、EBPMを推進し、本県における様々な政策課題や業務課題の解決に資するよう研修を実施することとしております。EBPM研修では、エビデンス活用の基礎知識の習得、沖縄県DXアドバイザーチーム等によるデータ活用、分析等の助言により、職員のスキル向上に努めてまいります。大学院等研究機関との連携等についても、その必要性を勘案し、検討してまいります。

同じく2の(1)のイ、指定管理者制度運用委員会についてお答えいたします。

指定管理者制度は、導入から17年が経過しており、制度の定着が進む中で、県民ニーズをうまく取り込みながら、さらなるサービスの向上に取り組む必要があると考えております。そのため、今回の関係条例の改正で、外部有識者等で構成される運用委員会を附属機関と位置づけ、指定管理者の選定や運営状況について答申、建議を受けることにより、指定管理施設のさらなるサービスの向上につなげていきたいと考えております。

同じく2の(1)のウ、ガバメントクラウドファン

ディングの概要についてお答えします。

新沖縄県行政運営プログラム（最終案）では、ふるさと納税制度を利用し、県で実施している事業内容に共感した方から寄附を募る方法によるクラウドファンディング制度を創設することとしております。今後は、全国での実施状況を踏まえた実施指針を策定することとしており、予算編成の時期、手法についても併せて検討してまいります。

同じく2の(1)のエ、内部統制機能の強化に関する成果指標についてお答えいたします。

内部統制の評価では、これまで令和2年度に3件、令和3年度に4件と、重大な不備が確認されました。また、令和4年度には、国庫請求の錯誤、議会の議決を経ない契約等の事案が発生しております。こうした状況を踏まえ、新沖縄県行政運営プログラム（最終案）の成果指標では、令和3年度の4件を基準に、減少させる目標値を設定したところですが、しかしながら、公務の遂行に当たっては、常に重大な不備の発生をゼロにすることを目指すべきであり、今後、目標値の見直しを図ります。

同じく2の(2)のア、令和5年度の組織改正についてお答えいたします。

令和5年度においては、新たな組織として、関係部局で進めている国際交流・協力に関する取組等を部局横断的に推進し、独自の地域外交を展開するため、知事公室に地域外交室を設置することとしております。また、文化観光スポーツ部にしまくとぅば普及推進室、保健医療部に感染症研究センターを設置することとしております。その他、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう組織体制を見直すとともに、新たな行政課題や多様化する行政需要に的確に対応できるよう、必要な組織を編成しております。

同じく2の(3)のア及びイ、会計年度任用職員の兼業等の状況や時差出勤について、2の(3)のアと(3)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

会計年度任用職員の兼業・副業に関する知事部局における令和3年度の届出件数は125件となっております。県では、届出書の内容により、通算の労働時間、業務遂行への影響、県との利害関係の有無などを把握し、服務規律上の問題がないかを確認しております。また、令和2年4月20日より、会計年度任用職員においても、常勤職員と同様に時差出勤を認めているところですが、

同じく2の(3)のウ、会計年度任用職員制度についてお答えいたします。

会計年度任用職員制度に関する国の通知では、助言、調査、診断等を行う職を除き、専門性のある職も含めて、同制度に移行することが示されていたところです。県では、当該通知を踏まえ、専門性のある職種も含めて、補助的または定型的な事務を処理する職に会計年度任用職員を配置しているところです。

県としては、正職員と会計年度任用職員の適切な役割分担を図りながら、引き続き適正な配置に努めてまいります。

同じく2の(5)のア、令和3年度ソフト交付金の不適正処理の経緯と対策についてお答えいたします。

これまでの事故繰越承認を受けたソフト交付金事業の場合、全ての事業について、3年目の事業完了年度に繰越額全額の実績報告を行ってきたことから、石垣市の令和2年度乳業施設高度化整備事業についても、これまでと同様の手続が適正であると誤認していたことが主な原因であります。このため、県内部での実績報告等のチェックリストや内閣府宛て実績報告書の添付書類について、事故繰越と明許繰越を明確に区分して整理するなど、関係部局や内閣府と連携し改善等を行うこと、内部統制推進本部会議において、改めて全庁的に事案を共有し、内部統制リスクとして国費請求事務に関するチェック項目を新設することなどの取組を行い、このような事案が二度と発生しないよう再発防止策を講じたところであります。

同じく2の(6)のイ、2基金への積立てについてお答えいたします。

2月補正予算においては、地方交付税や県税等を増額計上しており、収支差分を財政調整基金と減債基金に積み立てております。財政調整基金においては、令和5年度当初予算に係る収支不足や補正予算の対応等に備え、約141億円を積み立てることとし、減債基金においては、後年度の県債の償還に必要な財源を確保するため、約92億円を積み立てることといたしました。なお、2基金の令和4年度末、令和5年度末の残高見込みは、昨年同時期よりも減少しております。

同じく2の(6)のウ、ソフト交付金の減額補正理由についてお答えいたします。

国庫請求手続の誤認による約10億円の過年度支出等に伴う減額補正に関して、その一般財源の振替総額は、189事業、約8.7億円となっております。なお、最終的な一般財源の振替総額については、各事業の精算後に積み上げるため、決算時に明らかとなります。

同じく2の(7)のア、退職手当基金の取崩しについてお答えいたします。

職員退職手当基金は、退職手当の支給に要する経費

の財源に充てるため設置されており、令和3年度末時点の残高は約54億円となっております。令和5年度から地方公務員の定年引上げ制度が開始されるに当たり、国から退職手当に係る一般財源平準化の方針が示されたところです。

県としては、国の方針に基づき、一般財源の平準化を図る観点から、職員退職手当基金の取崩しを行うこととしたものです。

同じく2の(7)のイ、臨時財政対策債の借入抑制についてお答えいたします。

臨時財政対策債は、地方交付税が不足する場合に特例として発行する地方債であり、地方交付税の代替であることから、本県では国から示された発行可能額は全額発行しております。臨時財政対策債の発行額は、リーマンショック後の平成22年度の約561億円をピークに令和5年度は約35億円となるなど減少傾向にあり、県債残高が減少に作用する償還期限が到来した償還額が、新たに発行する額を大幅に上回る状況にあり、県債残高については減少しているところです。

同じく2の(7)のウ、県債の利払い対策についてお答えいたします。

借入利率の上昇に伴い、県債残高の利子も増加することから、地方財政措置のある県債や各省計上予算の積極的な活用により、公共事業等関係予算の確保を図るなど、県債の適切な発行に努めてまいります。

次に3、DX・GXについての(1)のイ、政策立案総括審議官についてお答えいたします。

国においては、各府省のEBPMの取組を主導するため、政策立案総括審議官等を平成30年度から設置していると聞いております。県では、新沖縄県行政運営プログラム（最終案）において、EBPMの推進に必要な人材育成のため研修を実施することとしており、EBPMの推進を総括する職の配置を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 嘉数 登君登壇〕

○知事公室長（嘉数 登君） 2、行財政運営についての(2)のイ、危機管理補佐官の新設についてお答えいたします。

近年、大雨や台風等は激甚化の傾向が見られ、また、新型コロナウイルスや軽石の大量漂着など、これまで見られなかった危機事象も頻発しております。さらに、沖縄周辺ではマグニチュード8クラスの巨大地震のおそれがあることに加え、万が一を想定した国民保護にも備える必要があり、県の防災・危機管理体制

の強化は、喫緊の課題となっております。県においては、高度な専門知識や災害現場での実務経験等を有する外部人材を危機管理補佐官として採用し、危機管理監である知事公室長を補佐することで、災害、危機管理及び国民保護に対し、より迅速・的確に対応することとしております。

次に4、基地問題・安全保障についての(1)、県民広場地下駐車場の避難施設としての利活用についてお答えいたします。

国民保護法における避難施設は、同法第148条に基づき、既存施設等の管理者の同意を得て、都道府県知事が指定することになっており、県民広場地下駐車場については、平成18年10月31日付で指定をしております。

同じく4の(3)のア、那覇市における弾道ミサイルを想定した住民避難訓練についてお答えいたします。

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練及び市役所における初動対処訓練については、令和4年5月、那覇市からの要望を踏まえ、弾道ミサイルが我が国に飛来する可能性があるとして判明した場合にどのような行動を取るべきか、住民を含む関係者の理解を深めることを目的に、国、県、市の共催で実施したものです。県は、国、市と訓練内容等について調整を行い、訓練要員の配置や進め方など、訓練概要を作成したほか、報道機関の取材対応、訓練当日の統制役等の役割を担っております。

同じく4の(3)のイ、国民保護図上訓練についてお答えいたします。

武力攻撃事態や大規模テロなどの緊急対処事態は、あってはならない非常事態ですが、万一に備え、国民保護措置の対処能力の向上を図ることは重要と考えております。このため、県では市町村や国、指定公共機関等の関係機関と定期的な意見交換の場を設けており、そこで検討・整理した内容を基に、令和5年3月17日に図上訓練を実施する予定です。今回の図上訓練は、関係機関と時系列に沿った行動計画の場面ごとの連携や住民避難の在り方について検証・検討する予定としております。また、今回は住民の参加予定はありませんが、3月上旬頃、県ホームページにて県民向けに周知を行うとともに、マスコミに対し、プレスリリースを行うこととしております。

同じく4の(4)のイ、海外事務所の位置づけについてお答えいたします。

令和5年度はこれまでどおり、県内企業の海外展開の支援等を行っているソウル、北京など6つの海外事務所については、商工労働部所管の下で諸事業を実施

することとしております。なお、今後の位置づけについては、令和5年度に沖縄県地域外交基本方針（仮称）を策定する中で検討してまいります。

同じく4の(4)のウ、地域外交基本方針の策定についてお答えいたします。

県では、令和5年度に地域外交の方向性などを示す沖縄県地域外交基本方針（仮称）を策定することとしております。策定に当たっては、新たに設置する地域外交室が中心となり、外部有識者の御意見などをいただきながら策定することを予定しております。

同じく4の(6)のア、裁判の確定判決についてお答えいたします。

県が行った不承認処分をめぐることは、現在3件の訴訟が係争中であり、この段階で裁判の結果に対する対応について予断を持ってお答えすることは差し控えていただきます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 儀間秀樹君登壇〕

○企画部長（儀間秀樹君） 2、行財政運営についての(4)、企業版ふるさと納税の寄附実績についてお答えいたします。

企業版ふるさと納税は、地方の活性化を図る国の財政支援の一つとして、地方への新たな資金の流れをつくるために創設された制度であり、県が事業主体となって寄附を募る場合、県外に本社がある企業からの寄附が適用対象となっております。県においては、令和3年度までに6件、1700万円の寄附金を受領しております。県内市町村においては、令和3年度までに、16市町村で累計1億5014万2000円の寄附金を受領しております。

続きまして3、DX・GXについての(1)のア、沖縄県DX推進計画の進捗状況についてお答えいたします。

県では、今年度、行政分野のみならず、福祉・医療・教育などの生活分野、商工・観光・農林水産などの産業分野におけるデジタル化、DX関連施策を盛り込んだ沖縄県DX推進計画を策定し、その取組を開始したところです。今後は、外部デジタル人材の専門的な知識、経験も取り入れながら、PDCAによる計画の進捗管理を行うなど、DXの推進に計画的かつ総合的に取り組んでまいります。

次に3の(1)のエ、チャットGPTの行政事務への導入についてお答えいたします。

チャットGPTは、AIでありながら、人間と会話しているような自然な文章を生成可能であることが最

大の特徴であり、検索エンジンに組み込まれる等の活用が始まりつつあるものと認識しております。また、膨大なデータを学習させ、様々な質問について、高い正確性が期待される一方、事実とは異なる回答を生成することがあるという課題も指摘されているところで

す。県としましては、引き続き、最新の技術動向を注視するとともに、他県の活用状況等も含め、導入可能性について、情報収集に努めてまいります。

同じく3の(1)のオ、システム共同利用の取組についてお答えいたします。

県内市町村では、これまで自治体クラウドとして6グループ15団体でシステムを共同利用する取組が行われてきました。国は現在、行政のデジタル化を加速するため、自治体DX推進計画により、20の基幹業務システムを標準化・共通化する取組を推進しており、県においても市町村との連絡会を設置して、情報の共有等を図っているところです。また、令和4年度事業では、推進に不安のある団体に対し、支援員を選任して伴走型の支援を行っており、次年度は事業の拡充を予定しております。引き続き、市町村と連携しながら自治体DXの推進に取り組んでまいります。

同じく3の(2)のウ、庁内ペーパーレス化の現況についてお答えいたします。

県においては、多様な働き方に対応するため、令和5年度より、職員の業務パソコンをモバイル化するとともに、本庁舎会議室及び一部の執務室において、無線LAN導入の検証を行うこととしております。モバイルPCの導入に当たり、紙の資料を持ち運ぶことのないペーパーレス会議についても検証を行う計画としております。

県としましては、引き続き、職員が働きやすい職場環境の整備を図りながら、ペーパーレス化について、関係部局と連携して取り組んでまいります。

続きまして4、基地問題・安全保障についての(5)、外国資本等による屋那覇島土地取得についてお答えいたします。

日本はサービスの貿易に関する一般協定を批准しており、土地取引に関し制限を設けず、国籍を問わず平等に取り扱うとしていることから、本県においても外国資本等による土地等の購入を規制する制度等はありません。外国資本等による土地取引の影響を懸念する報道等もあり、県としては、まずは他県における取組について調査してまいります。

同じく4の(7)、特定駐留軍用地等内土地取得事業の実績についてお答えいたします。

県では、平成24年度に沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金へ約69億1000万円を積み立て、普天間飛行場内の道路用地17.15ヘクタールの先行取得に取り組んでおります。令和5年1月末時点で約13.9ヘクタールを取得しており、取得率は約81%となっております。

県としましては、残りの約3.3ヘクタールを取得するため、引き続き、広報活動等により制度周知を図り、先行取得に取り組んでまいります。

続きまして5、保健衛生・健康福祉についての(1)のウ、人口減少問題に係る見解についてお答えいたします。

本県の令和5年1月1日現在の推計人口は、146万9382人で過去最高となっておりますが、死亡数が出生数を上回る自然動態の減少が、昨年2月以降12か月続いております。今後見込まれる人口減少社会では、その影響として、社会保障システムの維持や地域社会を支える活動の維持が困難となること、経済活力の低下などが懸念されます。このため、県では、自然増の拡大に向けた結婚・出産の支援の充実や子育てセーフティネットの充実、社会増の拡大に向けた移住体験ツアーなどUJ I ターンの促進等に取り組むとともに、離島観光の活性化による雇用の創出や交通コストの低減など、離島・過疎地域の定住条件の整備に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 2、行財政運営についての(5)のイ、沖縄コンベンションセンター改修工事の積算誤りについてお答えします。

令和3年6月に発注した展示棟受変電設備改修工事について、積算の誤りが判明したため、請負者と協議し合意の上、同年9月に契約の解除を行いました。契約解除に当たっては、契約から解除までに要した経費387万円を工事費用の精算として請負者に支払っております。再発防止策としては、詳細な積算条件などのチェックリストを作成し、複数の職員による積算確認を徹底するとともに、予定価格が1000万円を超える案件については、技術協力として土木建築部による設計書の確認を経た上で工事を発注しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

[土木建築部長 島袋善明君登壇]

○土木建築部長（島袋善明君） 2、行財政運営について(5)のウ、沖縄振興公共投資交付金事業の繰越過

少についてお答えいたします。

補助事業等においては、翌年度への繰越額の確定計算書を毎年3月末に国へ提出することとされていますが、本事案は、当該確定計算書の数字を誤って提出していたことによるものであります。再発防止策として、事業課においては、計算書提出前にチェックシートを用いて課内で内容を共有・確認するダブルチェック体制を整えるとともに、その遵守を徹底しております。また、主管課においても、国庫支出金の管理簿を作成し、複数人でチェックを行う等再発防止に努めております。

同じく2の(5)のエ、都市モノレール建設事業資金貸付金の請求漏れの経緯と対策についてお答えいたします。

モノレール建設事業に係る貸付金の償還については、貸付金利息算定の際に、計算誤りが生じていたことから、差額を請求したものであります。令和4年3月に沖縄都市モノレール株式会社に差額を請求し、同年9月には納付されております。現在、複数の職員で金額等を確認するチェック機能の強化や、沖縄都市モノレール株式会社との連携など再発防止に努めております。

同じく2の(6)のア、寄附金収入5000万円の計上理由についてお答えいたします。

首里城復興を目的として受け入れている寄附金収入について、前年度受入れ実績等を勘案し、当初1億3700万円を計上していたところ、予算額を上回る受入れがあったことから、歳入予算5000万円を増額するものです。受け入れた寄附金は、全額を沖縄県首里城歴史文化継承基金へ積み立てることとしており、積立金として歳出予算も同額を増額しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

[商工労働部長 松永 享君登壇]

○商工労働部長（松永 享君） 3、DX・GXについての(1)のウ、産業人材デジタルリテラシー強化事業についてお答えします。

本事業は、県内企業の従業員等を対象に、デジタル技術の利活用に関する基礎的な知識等を習得させるものです。具体的には、易しいデジタル化のステップを例示したセミナーや簡易なデータ分析、ノーコード技術を習得させる講座の開催など、デジタルリテラシーの向上を図る内容となっております。本事業により、日常的に従業員等のデジタル利活用が図られ、業務改善に取り組む意識が高まることから、企業のデジタル化やDXの促進につながるものと考えているところで

す。

同じく3の(2)のア、化石燃料賦課金・特定事業負担金制度の本県企業への影響についてお答えします。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案が、令和5年2月10日に閣議決定されました。同法案には、令和10年度から、化石燃料の輸入事業者等に対する化石燃料賦課金の徴収、また、令和15年度から、発電事業者に対する特定事業者負担金の徴収が盛り込まれております。これらにつきましては、県内企業における影響が懸念されることから、県としましては、今後の同法案の詳細な制度設計の動向を注視するとともに、国や関連事業者と意見交換を行うなど、情報収集等に努めてまいります。

同じく3の(2)のイ、企業の脱炭素経営に向けた支援策についてお答えします。

県では、企業の脱炭素経営を支援するため、再エネ設備導入に係る相談窓口を設置するとともに、省エネルギー化に資する設備の購入補助に取り組んでおります。また、国におきましては、省エネの取組に関する相談窓口を設置するとともに、県内企業を対象としたヒアリング調査等が実施されております。

県としましては、2050年度脱炭素社会の実現に向け、国と連携し、県内企業の脱炭素化に向けた取組を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 4、基地問題・安全保障についての(6)のイ、臨時制限区域における共同漁業権除外の経緯等についてお答えいたします。

令和5年9月の漁業権一斉切替えに向け、令和4年9月29日付で県から利害関係人等に意見照会をしたところ、同年10月31日付で地元漁協と沖縄防衛局から、辺野古の臨時制限区域内は常時立入りが禁止されるとともに、いわゆる漁船操業制限法により漁船の操業が禁止されていること等を理由として、同区域を除外するよう意見が出されております。

県としましては、関係者からの意見及び現況を踏まえ、漁業法に基づき検討した結果、同区域の除外について手続を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 金城 賢君登壇〕

○環境部長（金城 賢君） 4、基地問題・安全保障についての(8)、有機フッ素化合物残留実態調査事業についてお答えいたします。

県においては、県内のP F O S等の残留実態を把握するため、令和5年度の有機フッ素化合物残留実態調査事業により、基地周辺以外を含めた宮古、八重山地域も対象とする全県的な水質と土壌中のP F O S等調査を実施することとしております。水質及び土壌の調査地点数は、それぞれ40地点程度を予定しており、具体的な調査場所等については、市町村と調整の上で決定したいと考えております。土壌中のP F O S等については、分析方法や基準値が定められていないため、県としましては、これらの調査結果を踏まえて、国に対し土壌に関する基準値等の設定を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 我那覇 仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇 仁君） 5、保健衛生・健康福祉について御質問の中の(2)のア、辞職の経緯についてお答えいたします。

過去3年にわたり、猛威を振るってきた新型コロナウイルス感染症がある程度落ち着いてきたことや、県立病院の10年後の目指すべき将来像を定めた県立病院ビジョンを令和4年に策定したこと及び新たな経営計画である沖縄県立病院経営強化計画の今年度中の策定にめどが立ったことなど総合的に勘案し、3月末日をもって退職することとしました。

同じく5の(2)のイ、八重山病院の人事体制についてお答えいたします。

八重山病院については、院長の下、副院長、事務部、医療部、看護部及び附属診療所4か所を設置し、八重山圏域の医療提供体制の維持・確保に努めております。今回の院長、副院長の退職については、後任を適切に配置することにより、八重山圏域の医療提供体制に影響がないようしっかり対応してまいります。

同じく5の(2)のウ、中部病院の建て替えについてお答えいたします。

県立中部病院においては、県立病院ビジョンにおいて、病院の果たす役割や医療機能の在り方を整理した上で、将来の建て替え等について構想を策定し、同構想に基づき必要な対応を行うこととしております。今年度は、中部病院や保健医療部などとも意見交換を行いながら、将来構想の策定に向け、論点や必要な調査項目の整理等を行っております。次年度以降、関係団体や有識者等の意見も伺いながら、将来の建て替えも含めた構想策定に取り組んでまいります。

同じく5の(2)のエの(7)、現金預金の今後の使途についてお答えいたします。

令和3年度の病院事業会計決算における現金預金は約160億3000万円となっており、令和2年度の約88億4000万円と比べて約71億9000万円の増となっております。

病院事業局としましては、当座の運転資金約57億円及び退職給付引当金の費用処理等に必要な資金約88億円の合計約145億円を確保した上で、施設の建て替え・新設や医療機能を高める設備投資等、県民に必要とされる医療提供体制の確保及び安定的な病院経営に活用してまいります。

同じく5の(2)のエの(イ)、令和5年度その他流動負債増理由についてお答えいたします。

令和5年度の病院事業予定貸借対照表におけるその他流動負債は40億9494万9000円となっており、令和4年度の22億416万2000円と比べて18億9078万7000円の増となっております。その主な要因は、全国的にコロナ病床確保支援事業補助金の過大申請が会計検査院により指摘されていることから、県立病院においても自主点検を行ったところ、患者の退院日を空床とするなどの計上誤りによる過大申請が判明したため、当該事業に係る返還予定金として約10億円を計上したことによるものであります。

同じく5の(2)のエの(ウ)、電気料金引上げに伴う光熱費等への影響額及び財源についてお答えいたします。

令和5年度病院事業会計予算における電気料は、令和5年4月からの電気料金引上げを想定し、15億4361万8000円を計上したところであります。令和4年度の電気料の決算見込額は9億3760万8000円であり、令和5年度予算との差額6億601万円が料金引上げ等に伴う影響額となっております。なお、電気料に係る財源は、入院収益や外来収益等の病院事業収益から充当することとなっております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時55分休憩

午後2時55分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

病院事業局長。

[病院事業局長 我那覇 仁君登壇]

○病院事業局長(我那覇 仁君) 5の(2)のエの(イ)、令和5年度その他流動負債増理由についての中で、当該事業に係る返還予定金として約10億と申し上げましたが、正しくは約14億円を計上したことによるものでございます。訂正しておわび申し上げます。

○議長(赤嶺 昇君) 又吉清義君。

○又吉 清義君 確認をさせていただきたいと思いません。

まず、新型コロナウイルス対策についてなんですけど、今国からの補助があるコロナ対策費で医療費等についてなんですけど、検査防疫体制の強化、医療体制の強化で、その中で、第2分類から第5分類に引き下げられた場合には、これはその対象になるのかならないのか、どのようにお考えかお答えください。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

○保健医療部長(糸数 公君) お答えいたします。

国のほうは、詳細は3月上旬に示すということになっておりますが、通常その他の感染症の5類感染症と同様であるというふうに想定されますので、入院をする際にも、今は行政のほうでベッドを確保してそこに入院していただいて、それに伴う予算が生じていますけれども、病院で本人の症状が重ければ保険診療で入院するという形となりますので、入院するための病床というのは、いずれは必要なくなるというふうに考えておりますが、いきなり全ての医療機関で受け入れるということが、まだ確認が必要だと思いますので、何らかの形で段階的にそういうふうな形になると考えております。同様に、検査のための補助であるとか、あるいはホテルの療養であるとか、そういうふうなところがこれまで予算を確保して行っていたものが徐々に外れていく、段階的に外れていくというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 又吉清義君。

○又吉 清義君 多分段階的に外れていく、徐々に外れていくんですけど、今部長に素直に聞いてみたいと思います。

第5分類でこの補助がついているってありますか。48感染症があります。一つでもいいですから、国の補助がついている感染症がありますか。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

○保健医療部長(糸数 公君) 感染症で入院する際の補助というのは、特に5類感染症の中にはないというふうに認識しております。

○議長(赤嶺 昇君) 又吉清義君。

○又吉 清義君 そうですね。第5分類、48ある中で一つも国の支援なり補助なり実績というのはないわけですよ。ですから、段階的、5月8日から行います。これも段階的かもしれませんよ。5月7日までは手当てがつくかもしれない。8日からつかないかもしれない。その中で私、非常に不思議なのが、皆さんの新年度予算、医療費体制等の強化で1、2、3、4、5、6あります。この中、全て皆さん、予算は増であ

ると。増であるということです。私はこれが不思議ではない。コロナは終息に向かっているのに、大事なソフト交付金でありハード交付金であり、事業費がほとんど増えている。これは考え方ですよ皆さん。修正すべきじゃないかなと思います。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 先ほども申し上げましたように、5月8日から5類感染症になるということですが、入院体制等についての詳細は3月上旬に示されるということになっております。これまでも、包括支援交付金あるいは臨時交付金等については、4分の1半期ということで3か月分、あるいは期間を限定した形で予算化しておりましたので、4月以降も2類相当というところは変わりませんので、現在はこれまでと同じような形で予算を要求しておりますが、繰り返しになりますが、いろんな項目によっては年度途中で見直される可能性はあるというふうに認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 本当に部長がまさしく言ったとおりにかと思うんですよ。私は今このコロナ騒動で、企業であり農家であり非常に、非常に被害を受けて大変な立場に立たされている方がいる。この予算を早めに修正して、早めにそこに回して、県内の活性化であり支援に充てるんだと。皆さんがこれから充てることのできない項目に予算を回すために、ここに、県民を助けることができない。私はこれをしっかりとやっていただきたいものだと思いますよ。現にまた皆さんの予算を見た場合に、今度は検査防疫体制の強化でございます。全て減ですよ、新年度予算。これはなぜ減で、なぜ一方は増ですか。非常に相反するわけですよ。ここでこの必要性はないというのは、皆さん分かっているわけですよ。分かっているならば、これは早めに県民の農家そして観光業、もろもろの困っている経済支援をする。その予算に充てるべきが、私は急務だと思いますよ。部長いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 感染症対策に充てる予算につきましては、一部臨時交付金等の財源も使わせていただいておりますけれども、保健医療部としては、これまでその分類見直しが変わったとしても、感染力等が特に変化するわけではないですので、特に高齢者を中心として陽性者がたくさん出た場合の医療提供体制などについては、引き続き新年度も当面は維持していくという形でこういうふうな予算を充てさせていただきました。また、詳細等につきましては、国の

方針が明らかになりましてから、庁内で議論をすることになると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから冒頭で述べました。国はもう恐るるに足りないよと、コロナ感染症。そういうものを発表しているから、私はあえてそれを聞いているわけですよ。ですからこれは皆さん、早めに修正する心がけをしないと私は大変なことになると思いますよ。私から言わせると、もしかしてこれはほとんど不用額になるんじゃないかなと、私はそのぐらい危惧しておりますよ。

ちょっと休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時4分休憩

午後3時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○又吉 清義君 2番目の、私は皆さんに何回も何回も申し述べております。正しい情報を伝えてくださいと。県民、マスコミほとんどの方々が誤解を受けています。ワクチンの接種率、今回も我が沖縄県12.7%とっております。日本一低いところでございます。そして皆さん、日本一感染率が低い県は、ずっとそれを維持しているのはどの県ですか。そこまで言えばもっと理解しやすいと思いますよ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 失礼いたしました。

ワクチン接種率の順位と陽性者のこれまでの順位の関係でございますけれども、ワクチン接種率がこれまでで一番高いのが秋田県61.48%となっております。秋田県は、累計の陽性者数は45位ということで少ないほうから3番目となっております。ワクチン接種率が2番目に高いのは岩手県が58.76%ですが、岩手県は、累計の患者数は最も低い47番目というふうに、この2つの県を見ると、ワクチン接種率が高いところは患者の累計者数は少ないという結果となっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 それも否定しませんよ。ごくまれです、まれ。沖縄県、47位、46位、45位、43位、ほとんどその範囲です。その範囲です。これ沖縄県1県だけです。私は何を言いたいかといいますと、別にワク

チン接種、これはそれでいいと認めますと。県民それ以外に自ら健康になるためのものもありますよということですよ。こんなに断トツにワクチン接種率が12.7%、平均以下の以下の以下である沖縄県。物すごく蔓延しないといけませんよ。蔓延なんかしていませんよ。そこに何かがあるか。ぜひこういうものは、調査研究してくださいと私はずっと言っておりますよ。調査研究してくださいと。そうすると、コロナは早めに払拭できますよ。県民一人一人がさらに健康になりますよ。去年の11月から沖縄県、ワクチン接種率は本当にすごい。私も危惧しましたよ。大丈夫かになって。しかし43位以上ないですよ。ほとんど43位以下ですよ。私はそういった意味では県民には感謝申し上げたいな。

次の質問をさせていただきます。

3番、卒業式等について、マスク着用について指導徹底をしていきたいということなんですが、教育長ぜひ頑張ってもらいたい。皆さん、現場を本当に知らなさ過ぎる。子供たちの気持ちを知らなさ過ぎる。ここにこういうのがありますよ。マスクの沖縄県実態調査ですね。先生から子供たちはどのような注意を受けているかということ、マスクをしないと内申点を下げざる。授業中しゃべらないのに外したら外に出ていけと言われた。給食のときにお友達としゃべったら給食を取り上げられた。

次はいじめです。マスクを外したら、ばい菌、コロナがうつるからあっち行けと言われる。マスクを外して外で遊んでいたら、何人かの友達に、何でマスクをしないんだよ、マスクをしてよと責められ怖い思いをしたと。学校から許可をもらいマスクを外しているのに、マスクをしないと悪者扱いにされてとても悲しかった。マスクを外しただけで保育園に行けなくなりました。

そして子供たちの叫びです。外している子はいないから、苦しくてを着けていたい。マスクがしんどくて学校に行きたくない。マスクで顔がかゆい。もうすぐ卒業式だけドクラスメイトの顔を知らない。授業中、マスクでこもって集中できない。テストのときぐらい外したい。もっともっとマスクを外せる人が多くなれば、外せるけど今は怖い。大人はマスクを外して楽しく御飯を食べたりお酒を飲んでいるのに、学校給食時間は何で黙食なの。お友達といっぱいおしゃべりをして、いっぱいお外で遊びたい。苦しいからマスクをしたくない。先生はいつも怒って怒鳴ってばかり。先生もマスクでイライラしているんです。マスクのせいか、教師が怒っているかどうかの顔を察することがで

きない子供が多く感じられる。こういうものがアンケートに出ているんですよ。現場調査したことないですか。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) 今御紹介いただきました学校の状況、真摯に受け止めていきたいと思っております。今、お話があった具体的な内容については、私、そこまで把握はしていないところでありますがしっかりと——今般卒業式及び令和5年4月1日以降、マスクの着用を求めないということの方向性が出されましたので、その周知をしっかりとしていきたいと考えております。一方で、その際の留意事項もありまして、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないようにすることであったり、マスクの有無により差別や偏見等がないように指導すること、そういったことをしっかりと児童生徒、保護者に丁寧に説明していくという留意事項もついておりますので、そのことも踏まえて、こういった様々ないじめにつながるとか、今後はこのマスクを強いるとかそういうことがないように、しっかり対応していきたいというふうに思っております。

○議長(赤嶺 昇君) 又吉清義君。

○又吉 清義君 よく教育長おっしゃっております、訴えをしていきたいと。訴え、全然通じていないですよ。皆さん学校にA4の用紙1枚しか行かないんですよ。これは先生方誰も見ないんですよ、校長先生以外。ですから私は、マスコミでしっかりとPRしたほうがいいですよと。横断幕等も掲げる、子供たちかわいそうですよ。いじめに遭って。教育長、そのぐらい勇気を持ってくださいよ。子供を救ってくださいよ。

そして病院事業局長にお伺いします。教育長によく伝えてください。パルスオキシメーター御存じかと思いますが、入院した場合、酸素吸入は何%からですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時13分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長(我那覇 仁君) お答えします。

基本的に正常の酸素飽和度は通常95%以上だというふうに認識しておりますが、酸素の投与に関しては、病院によって少し対応が異なることがありますけれども、通常は90%あるいは92%、その程度から酸素の投与が必要だと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 私も親を介護で半年見ましたが、病院では普通94%以下です。マスクをして運動したら、教育長、何%以下になるか御存じですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 申し訳ございません、私のほうで今把握しておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 だから子供たちは苦しいというんですよ。自分で体験してみてください。90%切るんですよ、90%。病院では、入院しているお年寄りは94%からは酸素吸入ですよ。子供たちは90%切っても酸素投入じゃないですよ。だから苦しいんですよ。こればかりじゃないですよ。時間がないから後は自分で調べてください。まだ言いたいことはいっぱいありますけれど。ちょっと休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時14分休憩

午後3時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○又吉 清義君 行財政のガバメントクラウドファンディングということで、予算編成上どのような取扱いになるか非常に疑問点があるんですが、このガバメントクラウドファンディングというのは、どのような寄附金の受け方をしないといけないか、ちょっと詳しく説明していただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時15分休憩

午後3時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 先ほど答弁申し上げたとおりで繰り返しになりますけれども、ふるさと納税制度を利用し、県が実施している事業内容に共感した方から寄附を募ってクラウドファンディング制度を創設したいというところでございます。そして、予算の仕組み等については、全国で先行事例もありますので、それを参考にしつつ、実施指針を策定する中で検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ちょっと確認いたしますけれども、部長、これは複数自治体が連携して寄附金を募る仕組みと書かれておりますが、そういうように複数自治体で寄附を募る仕組みで、集まった寄附金というのは1県でそのまま使用していいのか、そこで登録した自治体で均等割して使うのか、人口割で使うのか、どのよ

うな予算計上になりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後3時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 今、沖縄県行政運営プログラム（最終案）で示しておりますクラウドファンディングについては、沖縄県が単独で実施するという方向で考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 その辺、私もいまだ勉強している時期ですので、ぜひ皆さん、しっかり、非常に引かかるものがあるものですから、複数自治体で連携して寄附を募る仕組みだということで、1自治体であれば私もそんなに心配しないんですが、やはりそういったものがもし連携して行われている場合、この取扱いはこれでいいのかと、何らかの縛りが出てきませんかということで危惧をして聞いております。

次は、同じくエの内部統制機能の強化事業についてでございます。

重大な不備数の目標値を当初、3件や2件ということになっているということで、先ほどこの目標値の見直しをするという答弁をしたかと思いますが、これ間違いないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 内部統制を進めるに当たって、公務の遂行に当たり重大な不備の発生を常にゼロを目指すべきということで、今後目標値の見直しを図ります。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから、再度確認します。目標値の——今皆さん、この運営プログラムにはしっかり最終版として載っているわけですよ。これを今から改めるといふふうに理解していいのか、数値はそのままゼロを目指すのか、どちらかということです。私はこのような重大な過ちがあるのを、あえて1年間に3件、2件は自分たちはやっていきますよというのは、これはいかがなものかなと。重大な過ちというのはやっちゃいけないことなんですよ。やっちゃいけないものを、いやいや二、三件だったらやっていいんだよ、心配なくていいんだよって、こんなもんでいいのかと聞いているから、あえてこの最終案というのは、修正をするということで理解していいんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） この最終案については、

昨年素案をつくりまして、行革懇話会に諮っているいろいろな意見を頂戴しました。それを踏まえて今最終案としてまとめておりますけれども、あわせて、議会の各会派の皆様にも最終案の御説明を差し上げたところで、この2月議会でいろいろな御意見を頂戴するところですので、それも踏まえた上で最終案の見直し等を図るということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから、図るという中で、やはり部長、明確にさせていただかないと。今皆さん、令和4年、令和5年、令和6年と、しっかりと重大な過ちは3件、2件を行いますと載っているということです。皆さんの目標数値ですよ。こんな目標に持つべきではない、私はそう思います。明確に、なしにするんだと、ゼロにするんだと意気込みがなくて、いやいや今年4件過ちしますよ、来年は3件ですよ、再来年は2件ですよ。こんな目標ってありますか。知事、これが沖縄県の行政の目標ですか。過ちはちゃんとやるんですよ、何が悪いかとまで言い方に変わったら、県民が大変なことになりますよ。重大な不備というのは、半端じゃないですよ皆さん。知事どう思いますか。これは早速修正をして、数字をゼロにして、そこに向かっていくという私は決意をするべきだと思いますが、どう思いますか知事。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 繰り返しの答弁で大変申し訳ございません。現在、新沖縄県行政運営プログラム（最終案）について、今、様々な御意見も賜っているところであり、また議員各位、各会派からもまた御意見を聞かせていただきたいということにしております。ですから、部長が答弁をさせていただきましたとおり、公務の遂行に当たっては、やはり常に重大な不備の発生はゼロとするべきであるというように、その見直しを図っていきたいというように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 もう何回聞いても、答弁でせめてゼロにすると、これも改めると、そのぐらいの意気込みを私は聞きたかったんですが、どうも皆さん、ゼロにはしたくないというのを、私はこんな目標なんかはいいと思いませんよ。しっかりとゼロにするんだという意気込みがない限りは無理かと思えますよ。ですから、後でお聞きいたしますけれども、令和5年1月の会計監査報告、あまりにも多過ぎる。あまりにも多過ぎる。そういった点についてまたお聞きしたいと思いますので、ちょっと休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後3時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○又吉 清義君 令和3年度の定期監査報告書がありました。この中で沖縄コンベンションセンターのこの積算見積り、もう少し具体的に答弁していただけないか。金額が幾らのものが幾らの誤りであって、どのように処理したのか。その辺をファジーにされたのでは、どうも理解しづらいです。これをもう少し丁寧に御説明お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 沖縄コンベンションセンターの改修工事におきまして、積算の際に工事区分について、改修電気設備工事とするところを、誤って新営電気設備工事というふうに積算して、その結果、直接工事費は変わりませんが、積み上げていく中での共通仮設費でありますとか、現場管理費であるとか、一般管理費等々に積算誤りが生じまして、結果、設計額に1111万円の差が生じたところがございます。

従来工事と比べて大規模であったことから、単価や数量確認に注力してしまっ、工事区分の誤りに気づけなかったことが原因でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 その不足分もまた一般会計からの拠出ということで理解してよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 積算に誤りがありましたので、その正しい積算で予定価格を設定した場合には最低制限価格未満として、落札できなかった別の業者が落札するというようなことになりましたので、一旦、公平性を確保する観点から、契約解除を行うこととしました。契約解除に当たりましては、これまでの解除事例を参考に、契約から契約解除に至るまでに要した費用を――具体的には、現場管理費としての印紙代であるとか、諸官公署への手続費用、工事保険料、現場従業員の給与手当、外注費用等を実費で計上しまして、それを基に一般管理費等を積み上げまして、消費税額を加えまして、精算額としまして、386万7000円を合意解除ということで精算したところがございます。その財源につきましては、一般財源を充当させていただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 また次に移ります。

次工、都市モノレールについて。

建設事業資金貸付金に係る請求漏れなんです、この請求漏れというのは、本来いつ行わなければならないのが、どのような経緯で、いつ清算が終わりましたかということをちょっと御説明ください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） まず、簡潔に申し上げますと、モノレール株式会社の経営支援のために貸付金というものを土建部のほうで実施しているところでございます。そのときに、利息額の算定をするときにリスクがございまして、これ当時リーマンショック等がございましたので、それを考慮して元金の返済を一部分据え置いたと。そのために利息の計算が変わってまいりました。しかしながら、それに気づかず約10年間、過少請求を行ったものでございます。そのために、モノレール株式会社と現在協議をしておりますが、まずは1年分ということで、170万円程度をお支払いしていただいたところでございます。残り約1800万程度、残金がございまして、その残金につきましても全額お支払いいただくよう、現在都市モノレール株式会社と、その支払い方法、分割がいいのか、あるいは一括なのか、その辺についても現在調整を行っているところでございます。

○又吉 清義君 ちょっと休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（島袋善明君） まず、計算誤りを把握したのは、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響があって、経営支援を行うために、また償還額を再確認したところでございます。そのときに過少請求となったのを把握してございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 百歩譲って、確かに過ちもあるかもしれませんが、しかし令和2年度に気づいて、これが令和4年度に上がってくる。この体制がこれでいいんですかと、ここが非常に私は疑問を感じますが。なぜ2年間のこのタイムロスがあったんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） まず利息の計算の誤りということで、令和2年度にその内容が確認されたということで、やはりその原因究明、その過少額の照査——内部での精査ですね——関係部局との調整、そして法律相談等も行ったところ、そしてモノ株との調整も実際行っているというところで、約1年以上かかったというのが現実でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 そういふふうに皆さん、ぜひスピーディーに、また今後ぜひ——じゃどうするんだと、やっぱり資料として我々には、またこの議会にはぜひ提出するべきだと思いますよ。やっているからそれでいいじゃなくて、これどのように処理をしたかと。その処理の経緯についても今後また議会にも提出も検討できますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 土木建築部といたしましては、やはり度重なる事務手続のミスというのが現実としてございました。この辺は深く反省をしているところでございます。今回の事案につきましても、現在、モノレール株式会社と調整を行っているところでございます。その調整が整い次第、内部統制部局へもしっかりと報告をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 やっぱり皆さん、行政を預かるプロです。しっかりやってもらわないと困るものですから、その辺はまた今後に期待しておきます。

次、DX・GXについてなんです、我々はこのようにデジタルトランスフォーメーションなり、グリーントランスフォーメーション、カーボンニュートラルに向けて頑張っております。その中で、やはり非常にこの各自自治体、行政区、苦勞しているなというのも十分分かりました。これは東京都の政務調査でもやはりなかなか前に進むことができない、横の連携ができないと。その中で、この進める中で、このウです。産業人材デジタルリテラシー強化事業。今、企業もこのように我々は人材育成も急務であると。その中で、皆さん、このリテラシーというのはどういった意味を含んでいるか、どう展開しようと考えているかちょっと御説明お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

デジタルリテラシーにつきましては、様々な概念がございまして、先ほど答弁申し上げました、この産業人材デジタルリテラシー強化事業におきましては、ビジネスの場で活用されている簡単なデータ分析やAI、クラウド等のデジタル技術に関する知識、あるいはビジネスの場でそれらを利用する方法や活用事例等に関する知識ということで使用してございます。一般的には、デジタルリテラシーと申しますのは、デジタル技術を理解して適切に活用する能力、スキルのことということで理解してございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 そうですよ。今部長がおっしゃるとおりかと思えます。そうすると皆さん、企業の人材を育てる中で、我々県民はそれを活用できる能力、これがないと追いついていけなくなる時代に入っていきますか。企業も育てながら、県民もしっかりそれを——皆さん、レベルアップを図らないと駄目じゃないですか。私はそれを危惧しておりますが、県民向けにはどのようにこれを取り組んでいくかお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県民向けのデジタルリテラシー向上というところでございますが、デジタルリテラシーにつきましては、既に小・中・高校において情報教育として教育プログラムに組み込まれているというふうに聞いてございます。また地域住民につきましても、地方公共団体が主体となりまして、公民館等の社会教育施設でありますとか、学校等の場を活用して、デジタル関連の知識や技術を習得する講座を開催するなど、デジタルリテラシー向上の取組が開催され始めているというふうに聞いてございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 教育長、今お聞きになりましたか。大丈夫ですか、学校現場は。タブレットを生徒が1台ずつ持つ中で、タブレットの各メーカーの違いがあって、学校は大混乱が起きていますよ。大丈夫ですか。実態把握していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 小中学校においてはGIGAスクール構想によって、1人1台端末が配備をされておりますので、学校によって統一した機種になっていると思えますが、高校においては、今年度4月からBYODということで、1人1台端末が導入されてその購入方法にBYODをという方法で、個人が所有するものを活用すると。その分について補助するという制度で実施しておりますので、その端末が若干個人によって違うという状況が出てきているということは把握しております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから、端末が違うことにより指導方法が異なってくるわけですよ。現場はかなり苦労していますよ。ぜひ相提携して、それを解消するようにしないと、一番大事なのがこういった、これを活用する能力がなければ享受ができないと。もうそこまで国は明確に言っていますよ。知らない人はこれからど

うなるんですかということですよ、知らない人は。これもうすっかりこういう時代に入ってしまった。我々は現実には現実として受け止めて、これから進めていけないといけなけれども、今現場が追いつかない。現場が追いつかない。もっと教育長、やはりその辺はしっかりと予算のつけ方であり、この人材を育てることをやらないと、時期を逃したら終わりですよ。時期を逃したら。

次に移らせていただきます。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時36分休憩

午後3時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○又吉 清義君 同じ次は3の(1)のオですが、財務会計等共通化可能なシステム、これについて皆様方にお伺いします。この県、市町村等共同利用により効率化の取組について伺うところなんです、ここの中で実は、保育士産休取得等支援事業というのがございます。それについて沖縄県は、去年、一昨年、これを取ってきた市町村は何市町村あったかです。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時37分休憩

午後3時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

保育士産休等取得支援事業は、産休や病休を取得する保育士の代替保育士の配置に要する費用を支援するという事業になっております。これにつきましては、令和3年度はこの補助事業を活用したのが9市町村、令和2年度が11市町村、今年度は5市町村というふうになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですからこの産休取得等という——もう少し具体的に説明お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時38分休憩

午後3時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） この事業は、保育士の労働環境の向上により離職の防止を図るということを目的としております。産休であるとか病休を保育士が取られる場合、その代替の保育士を配置

すると。その費用について支援を行うという事業でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 代替への支援以外にも、産休で休んだ保育士には出ないんですか。私は産休で休んだ方に出る事業だと解釈しておりますが。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

実際に産休や病休を取られる保育士に対して、給与の全額を支給しているということを前提として、代替保育士の配置にかかる費用を支援するという事業でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから、去年これを申請はすれど皆さんとのずれがあって、できない市町村もあったということも事実でございます。そして産休で休んだけれども、皆さんの取扱いでどうもかみ合わなくて、本来ならば10か月取れるものが半年しか取れなかったというのも事実でございます。ですから、そこでなぜそのようなことが出たかです。申請する側、皆様が、受け取る側がなかなかマッチングしない。これが大きな原因で生じている可能性があります。

そしてそれも昨日現場を見て大体分かりました。我々が今使っている、例えばパソコンであり、これから我々はデジタルトランスフォーメーションを進めている中で、これはパソコンでも対応できる時代じゃないよねと。ですから、パソコンそのものもモニター画面であり、機器をバージョンアップをさせないといけない。そうしたらできるわけです。ある保育園はそのバージョンアップした機器から皆さんにメールを送るけれども、皆さんが対応できないと。元の形で来てしまうと。私はそういった意味でも、その辺は今そういったデジタルトランスフォーメーションで、この在り方、皆さんが使っている機器そのものも、係そのものの1台をやはり少しレベルアップしたものを必要じゃないかなと思うから、あえて聞いているわけでございます。この保育園はその機器入れて、替えることによって、パソコンからバージョンアップすることによって、残業がほとんどなくなりましたと言っていました。残業が、非常に優れていると言っているんです。そして1年間の残業代ではこの機械は十分ペイできるねと喜んでいました、本人は。もしそういうのもぜひ興味を持って、また企画部長、そういったデジタルトランスフォーメーションも進めていきたいなということを提言いたしますが、御検討してみませんか。

残業なくなりますよ。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

企画部においては、デジタル社会推進課においてDXアドバイザー、外部の人材を活用して置いております。このアドバイザーによって、各部局のDXに関連した相談事とか、業務の進め方、そういったことについて御相談を受けているというところでございます。

福祉部関係についても、例えば手続のオンライン化など、そういった相談にもしっかり乗って、前進させていきたいというように思っております。

○又吉 清義君 ちょっと休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時42分休憩

午後3時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

又吉清義君。

○又吉 清義君 この地域外交室についてお尋ねいたしますけれども、これ外部採用もあるような説明だったんですが、外部採用もあるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時43分休憩

午後3時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 危機管理補佐官にはどのような人材を配置するかという御趣旨の質問だというふうに思っております。

まず危機管理補佐官には、例えば自衛官、警察、消防等で実働部隊の指揮、指導等を経験した者ですとか、あるいは行政機関とか研究機関で防災危機管理体制の構築や見直しに携わった実績を持っている方を公募によって外部から採用したいと——公募、広く募集しまして、外部採用したいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 であるならば、自衛隊OB。しっかりと訓練を受け、実践を積み、実際頑張ってきた方々です。こういうのを遠慮せずに県民の命を守る、安全を守るため、私はウイングを広げたほうがいいと思いますよ、公室長。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 繰り返しになりますけれども、例えば自衛隊ですとか、警察、消防等で、これは実働部隊の指揮、指導等を経験した者、現場で経験した者というものを広く募りまして、その中から選

任して——選任といえますか、採用していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ぜひ県民の暮らし、安全、これもまた必要不可欠かと思えます。イデオロギーを捨てて、本当に140万人の県民を守るんだと、こういう意識で取り組んでいただきたいと思えます。もう時間がありませんので、次の保健衛生・健康福祉について。

健康長寿おきなわ推進計画21の推進計画についてなんですが、新聞では85のうち25が達成されているとのことなんですが、今日の説明では、36項目が達成されたということなんですが、これは各部署、そういうふうに取り組んできた結果というふうに理解してよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 健康おきなわ21の中には84の項目があります。今議員が御指摘のように、各部署での取組ができたかどうかというふうな、実施したかどうかの指標もあれば、それによって県民の行動がどう変わったかという指標、そして肥満やその有所見者という指標などがございまして。最も上位というものについては、死亡率が減ったかという形で様々な水準の指標がありますけれども、それについて目標に達した、あるいは改善傾向にある、変わらない、それから悪化しているというふうに判定をした数字が先ほど述べた数字というふうになります。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 だから非常に危惧しております。沖縄県民の健康、命、これでいいのかなど。平均寿命であり、メタボリックであり、子供たちであり、みんな大変な危機に瀕している。私は到底、目標に達するとは思っていませんよ。

その中で病院事業局長にお伺いしますが、この新年度予算の病院事業局の予算です。この予算を維持するために先ほどの10億円の過大申告をまたこれから返還しないとイケないと。そのために入院費と外来の費用からこれを回すと言っておりますが、入院・外来が増えるということで理解してよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時47分休憩

午後3時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 14億円の返還につきましては、これは過大に計上して得た補助金でございますので、これは病院の収益とかそういうもので

はなくて、10億円頂いたのをそれを次年度の予算で返還するというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 先ほどの説明と随分違います。

じゃ次に伺います。

新年度予算、入院・外来者の数はかなり増えておりますが、これは間違いはないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時48分休憩

午後3時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） お答えします。

患者の数なんですが、令和4年度におきましては、入院が59万8407人でございます。それから令和5年度の予測ですけれども、これが61万9384人でございます。それから外来におきましては、令和4年度が74万7414人。それから令和5年度の予測が75万1160人で、そう大きな変化はないのではないかと考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 局長、2万人以上も増えているんですよ、2万人以上も。令和4年、令和5年は。皆さん、今沖縄県は日本一長寿から日本一短命に変わりつつある。保健医療部としては2040年までに復活して、日本一長寿に変えようとしている。病院は入院を増やそうとしている。これどういう意味なんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時50分休憩

午後3時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 病院事業局では、各県立病院の入院患者数は徐々に増加している傾向でございました。それから、令和4年度はやはり入院の制限とかもございまして、令和5年度はその分、幾分増えてくるのではないかと、そういうふうな試算でございます。

○又吉 清義君 理解できない。

時間ないですから。ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後3時51分休憩

午後4時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

下地康教君。

[下地康教君登壇]

○下地 康教君 会派沖縄・自民党、宮古地区選出の下地康教でございます。

今日、最後の質問者となりますけれども、当局におきましては、県民に分かりやすい答弁をお願いしたいというふうに思っております。

さて、ロシアによるウクライナ侵攻が始まってはや1年が過ぎました。侵攻による世界経済の混乱及びその影響による物価高は、我々の生活を直撃しております。また、今月6日に発生したトルコ・シリア地震では、合わせて4万7000名を超える死者が発生しております。この地震でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、100万人以上とも言われる避難生活を送っている方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは質問に入ります。

1、離島振興について。

(1)、令和4年度から農林水産物不利性解消事業の内容が変わっております。現場からは戸惑いの声が上がっておりますけれども、当局としてはどのように現状と課題を捉えているのか伺います。

(2)、沖縄電力の今年4月からの電気料金的大幅値上げが計画されておりますけれども、県の対応策を伺います。また、令和5年度予算に県独自の対応費が計上されておりますけれども、いつまでその支援を継続するのか伺いたいと思います。

(3)、全国的な物価高騰の中において、農林水産物における肥料や飼料、燃油さらに養殖用魚粉等の物価高騰対策は、現在どのように実施されているのか伺います。

(4)、沖縄県総合交通体系基本計画では、下地島空港の機能強化が位置づけられている一方で、宮古空港における便数の枠は飽和状態となっており、今後入域観光客数の増加による増便が非常に厳しい状況にあります。

ア、宮古地区における2つの空港管理者である沖縄県は、今後時代の要求に合わせた、新たな利用計画を打ち出す必要があると考えるが、当局の考えを伺う。

イ、下地島空港とその周辺用地の利活用について伺います。

(5)、若者の流出を防ぎ離島の活性化を図るため、地域産業の振興や観光客誘致を進め雇用の場の確保に努めてきましたが、効果は限定的であります。若者の定住促進のための環境整備をどのように進めようとしているのか伺います。

(6)、離島港湾の整備促進について、物流の高速・

効率化、離島航路船舶の大型化に対応した離島重要港湾及び地方港湾整備の現状と今後の取組について伺います。

(7)、離島振興において、離島における上下水道の整備を掲げておりますけれども、水道広域化に向けた課題とその対策について伺います。

(8)、特定町村における地域保健活動の推進について、人材確保と小規模町村における保健師の複数配置・財政面等の支援について県の考え方を伺います。

(9)、離島における国民保護計画の実施について、自治体間の連携、フォローアップ、フィードバックなどにどのように取り組んでいるのか伺います。

(10)、本県では、休日、夜間・時間外での受診件数が全国平均の2倍と高い中、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザでさらなる受診増による救急診療の対応が懸念されます。救急診療体制の適正化や医療現場の負担軽減について伺います。

(11)、新型コロナウイルス禍において数々の医療機関崩壊の危機を乗り越えてきましたが、医療船の建造など、これまでの経験を生かした国立・公立・民間の医療機関の連携について伺います。

2、産業振興について。

(1)、製造業の振興・発展可能性について。

ア、沖縄県における産業構造はどのようになっているか、沖縄振興計画に位置づける沖縄県の製造業を含めた産業の目指すべき姿、さらにはその数値目標はどのようになっているのか伺います。

イ、沖縄21世紀ビジョン等では、沖縄経済の自立を図る上で製造業の振興・発展は重要な位置づけとなっています。現在、県としての製造業の振興・発展における施策及びその支援策はどのようになっているか伺います。

ウ、これまでの振興計画において製造業の振興・発展を図る上でどのような施策が展開・実行され、それらの成果はどのように検証されているのか伺う。

(2)、AI、メタバース、量子コンピューター、データセンター等、沖縄の地理的特性を生かした先端的情報産業の誘致及び立地を推進する計画はどのようになっているか伺います。

(3)、円安環境を逆手に取った県産品の海外展開・海外輸出事業の推進について伺います。

(4)、電気料金値上げへの対策についてです。

ア、国への要請を行ったと聞いておりますけれども、その後の調整状況について伺います。

イ、10月以降についても好転しない場合、支援策を継続することも想定されているのか伺います。

ウ、財政的支援のみならず、税制や金融支援も含めて、企業のバランスシートを悪化させないことが必要ではないのか。その対策を伺います。

エ、電源構成の改革も含め、息の長い中長期の課題についても取り組んでいく姿勢が必要ではないのか。その対策を伺います。

オ、各公営企業も含め、県有施設に係る上昇分は全体でどの程度となる見込みなのか、また予算措置は適切になされているのか伺います。

(5)、令和4年度経済見通し(12月28日公表)について、県内総生産は地方政府等最終消費支出の増加に支えられており、第2次産業は10%近く下落しております。設備投資が減少している背景をどう分析しているのか伺います。

(6)、県として国立自然史博物館の誘致戦略に関するロードマップとそれに伴う予算について伺います。

3、県土強靱化・防災・減災、交通政策について。

(1)、自然災害で被災した港湾や空港など社会のインフラ機能を効率的に回復させ、市民の経済活動の早期再興を目指すのがBCPでありますけれども、県が管理する港湾、空港のBCPの策定状況を伺います。

(2)、鉄軌道計画を含め、現在の当局における交通渋滞解消における対策と公共交通システム計画を伺います。

(3)、沖縄県のEV交通の普及に向けた対策とロードマップを伺います。また、水素自動車普及とのハイブリッド展開の道筋について伺います。

(4)、国民保護計画と連動してきますけれども、自然災害を含む有事における避難施設としてのシェルター建設についてその計画はあるのか伺います。

(5)、消防防災ヘリコプター導入事業について。

ア、事業の全体計画について伺う。

イ、ヘリコプター基地を消防学校の敷地内に置くということですが、騒音や安全性等の課題はクリアされているのか伺います。

ウ、導入予定の機材は十分な航続距離等を備えた仕様となっているのか伺います。

エ、ヘリコプターの運用に当たって、人員確保・稼働時間はどのように確保するのか伺います。

(6)、令和5年度予算における脱炭素化事業債の活用について伺います。

(7)、報得川河川改修事業に係る事業工期、全体事業費及び令和5年度の予算額と工事箇所を伺います。

(8)、伊平屋・伊是名架橋について、令和5年度以降の事業計画を伺います。

4、農林水産行政について。

(1)、鳥インフルエンザについて。

ア、昨年金武町において発生したが、農家補償の有無も含めてどのような対策が取られたのか、併せて過去の対策と比べてどのような改善がなされたのか伺います。

イ、本県養鶏農場は全国での飼養衛生管理基準の遵守率は低いようではありますけれども、その状況と県の指導体制について伺います。

ウ、鶏の殺処分により全国的に鶏卵の価格上昇・品薄といった状況にあると聞いておりますけれども、本県における流通実態について伺います。

(2)、豚熱(CSF)発生への対応について。

ア、本県でも豚熱(CSF)発生は記憶に新しいところでありまして、農家の間ではアフリカ豚熱(ASF)の発生が憂慮されております。日本におけるアフリカ豚熱(ASF)は確認されてはおりませんが、ロシアやアジアでは発生をしております。新型コロナウイルスの鎮静化に伴いインバウンドの増加が見込まれ、伝染病の防疫体制の徹底が求められるところであります。県としてその対策を伺います。

イ、本県における豚熱(CSF)発生で殺処分や移動・搬出制限の対象となった農家に対する損失補償の在り方について、対象農家数と支払い済の農家数、また損失補償対象外となった理由について伺います。

(3)、本県の基幹農作物であるサトウキビ収穫は今が最盛期であります。生産者や製糖業の経営安定を図るため、安定的な生産体制の整備と糖価調整制度堅持、財源確保について、県の認識と取組について伺います。

(4)、既存の製糖工場を建て替える際、現状の国の補助制度の内容と国、県及び自己負担の割合、また、高率補助の対象とするための県の取組について伺います。

(5)、農家の高齢化により担い手不足の解消が進まない中、スマート農業による機械化等の推進が求められております。農地の集約化を含めた農業生産性向上を図る上で、機械化一貫体系を前提とした受託組織の育成など、県の対応について伺います。

(6)、働き方改革推進の支援策として、甘味資源作物生産性向上緊急支援事業や産地生産基盤パワーアップ事業が実施されておりますけれども、具体的な事業内容と成果について伺います。

(7)、農業生産額の増加について。

ア、生産、加工、販売等を含めた6次産業化を念頭に入れたワンストップ農業の促進対策について伺います。

イ、新規就農者のスタートアップ支援はどのようなものがあるのか伺います。

(8)、電照菊等花卉農家への電気料金の影響と支援策について伺います。

(9)、持続可能な海洋共生社会の構築について。

ア、持続可能な漁業・養殖業を指すものであり、国連食糧農業機関（FAO）が提唱しているBX（ブルートランスフォーメーション）について、本県でどのような研究が進められているのか伺います。

イ、2023年度、岩手県が自治体としては初めてブルーボンド地方債の発行を検討していると言われております。海洋島嶼圏をうたう本県こそ資金調達方法として、率先してブルーボンドを取り入れるべきではないのか伺います。

(10)、伊是名製糖工場からの糖蜜流出事案について、被害状況と今後の対策を伺います。

答弁を聞いて再質問いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 下地康教議員の御質問にお答えいたします。

産業振興についての御質問の中の2の(1)のア、沖縄県の産業構造等についてお答えいたします。

沖縄県の産業構造は、全国と比較し第3次産業の割合が高く、県外からの観光需要や県民の消費支出に依存する構造となっています。県としては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、比較優位のある付加価値の高い産業の振興、労働生産性や域内経済循環を高めていく施策を展開し、強靱な経済構造の構築を目指してまいりたいと考えております。こうした取組を前提として、令和13年度における産業別の県内総生産額は、第1次産業では令和2年度の615億円から687億円となり、11.7%増、第2次産業では7054億円から1兆12億円となり、41.9%増、第3次産業では3兆3344億円から4兆6512億円となり、39.5%増となることを見込まれます。また、令和13年度における産業別の構成比の予測としては、第1次産業が1.2%、第2次産業が17.5%、第3次産業が81.3%になると見込まれます。

次に、県土強靱化・防災・減災、交通政策についての中の(3)、電動車普及に向けた対策と水素自動車の普及についてお答えいたします。

沖縄県では、運輸部門における地球温暖化対策として、令和3年度から県公用車を率先して電動車に転換する事業を実施するとともに、一般県民や事業者に対して、電動車や充電設備への国の補助金の活用につい

て周知を図るなど、電動車の普及に取り組んでいるところであります。沖縄県全体の温室効果ガス削減対策等を定めた第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画においては、目標達成に向けて、2030年度までに約15万台の電動車への転換が必要と見込んでいます。また、同計画では、2030年度に向けて、燃料電池自動車等の次世代自動車の普及や水素ステーションの導入促進を図っていくと位置づけており、電動車や水素自動車等の次世代自動車の普及促進に取り組んでまいります。

次に3の(5)のア、消防防災ヘリコプター整備推進事業の全体計画についてお答えいたします。

沖縄県では、多くの離島を抱える本県の消防力のさらなる強化と市町村消防の支援を図るため、令和5年度は、沖縄県消防防災航空センター（仮称）の基本及び実施設計と、ヘリコプター機体の発注に要する経費を当初予算案に計上するとともに、令和6年度はヘリコプター基地の工事着手、令和7年度には納入された実機による隊員訓練を行い、年度内の運用開始を目標に取り組んでおります。

なお、事業費につきましては、機体整備に約21億円、ヘリコプター基地整備に約12億円、機体や施設の維持管理、運航委託、人件費等の運用費用は、年間約3.1億円かかると見込んでおります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

[農林水産部長 崎原盛光君登壇]

○農林水産部長（崎原盛光君） 1、離島振興についての(1)、農林水産物条件不利性解消事業の現状と課題についてお答えします。

本事業の現状については、生産者、出荷団体、市町村など事業の関係者への丁寧な説明や、きめ細かいサポートを通して、円滑な実施に努めております。新たに追加した市町村事業については、地域の実情を踏まえた適切な運用に向け、去る12月23日に調整会議を開催し、提出書類の簡素化など運用の見直しを進めております。

県としましては、引き続き生産者団体をはじめとする関係者の理解と協力が得られるよう、丁寧に対応してまいります。

同じく1の(3)、農水産物の物価高騰対策の実施状況についてお答えいたします。

県では、肥料・畜産用飼料・漁業用燃油・養殖用配合飼料を対象に支援を実施しております。生産者への支払いについては、粗飼料分は昨年11月から、肥料分は12月から、配合飼料価格安定制度の農家積立て

分は本年1月から、漁業用燃油分は2月から支払いを開始したところであります。また、畜産及び養殖用の配合飼料分の支払いは、3月から開始見込みとなります。なお、肥料、配合飼料及び燃油分については、予算を繰り越し、対象期間の延長を予定しております。

県としましては、引き続き、生産者への周知を徹底するなど、資材高騰対策の円滑な推進に努めてまいります。

続きまして4、農林水産行政についての(1)のア、高病原性鳥インフルエンザ発生農家への補償等についてお答えいたします。

高病原性鳥インフルエンザ発生農場において処分された鶏や卵などの補償については、家畜伝染病予防法に基づく、へい殺畜等手当金等交付規程により、手当金として交付されます。現在、県では、この手当金について国と調整を行っているところであります。高病原性鳥インフルエンザの対応については、県内で初めての発生となるため、過去の事例との比較はできませんが、豚熱発生時の対応と比較しますと、協定団体等との連携が円滑に行えたことなどから、より早期に収束ができたものと考えております。

同じく4の(1)のイ、養鶏農場における飼養衛生管理基準の遵守状況についてお答えいたします。

県では、平時から特定家畜伝染病侵入防止のため、防疫備蓄資材の点検や養鶏農家への立入検査を実施しているところであり、1、異常家禽の早期通報、2、防鳥ネットの点検、3、農場・人・車両等の消毒の徹底など、飼養衛生管理基準の遵守指導を行っております。令和4年12月時点における本県養鶏農家の遵守状況は、ほぼ100%を満たしております。しかしながら、今回の金武町での事例では、鶏舎の建て替えによる空調の不具合が死亡の原因と当該養鶏農家が考えたため、県への通報が遅れておりました。

県としましては、畜産農家に対し、何らかの異常があった場合は早期通報するよう、飼養衛生管理基準の遵守指導を強化してまいります。

同じく4の(1)のウ、本県における鶏卵の流通についてお答えいたします。

全国では、配合飼料価格等の高騰や高病原性鳥インフルエンザの流行に伴う殺処分等により採卵鶏が減少し、鶏卵の供給不足から価格が高騰しております。本県においても、鶏卵の約3割を他県から仕入れており、全国の鶏卵価格と連動し、価格が高騰しております。なお、本県で発生した高病原性鳥インフルエンザによる殺処分羽数は県全体の3%程度にとどまっております。鶏卵価格の影響は限定的であると考えておりま

す。

同じく4の(2)のア、家畜伝染病に対する水際対策についてお答えいたします。

県では、県外便の発着する空港の水際対策として、病原体持込禁止のための注意喚起や、靴底消毒などを空港所在地である市町と連携するとともに、家畜伝染病の発生防止のための飼養衛生管理基準の遵守指導を強化しております。また、県内の国際空港及び海外クルーズ船が寄港する港での水際対策は、国の動物検疫所沖縄支所が所管しており、防疫官や検疫探知犬による手荷物検査や靴底消毒などの水際防疫対策の徹底を行っております。

県としましては、引き続き、国や市町村と連携し、特定家畜伝染病の侵入防止対策に取り組んでまいります。

同じく4の(2)のイ、豚熱発生により影響を受けた養豚農家に対する補償についてお答えいたします。

豚熱発生農家への補償については、令和3年12月までに全ての手当金等の支払いを完了しました。その際、県独自の支援策として、移動制限に伴う一時待機畜舎の補助や種豚供給などを行いました。

県としましては、引き続き、特定家畜伝染病の侵入防止のため、危機管理体制の強化や畜産農家における飼養衛生管理基準の遵守指導等に取り組んでまいります。

同じく4の(3)、サトウキビの生産体制と糖価調整制度についてお答えいたします。

サトウキビは本県農業の基幹作物であり、製糖業を通して、農家経済はもとより、地域経済を支える重要な作物と認識しております。このため、県では、収穫機械の導入や農作業受委託組織の支援等サトウキビの生産振興対策に取り組むとともに、糖価調整制度の堅持や財源確保等について、令和4年11月25日に農林水産省等に要請を行っております。要請の結果、令和5年産甘味資源作物交付金単価については、砂糖の調整金収支が厳しい状況にある中、前年産同様トン当たり1万6860円に決定されました。

県としましては、引き続き、市町村、JA、製糖企業等と連携し、サトウキビの生産振興に取り組んでまいります。

同じく4の(4)、製糖工場の建て替えにおける県の取組についてお答えいたします。

県内9つの分蜜糖製糖工場のうち、老朽化が著しいゆがふ製糖、北大東製糖及び石垣島製糖の3工場については、工場建て替えの意向があります。一方、工場建て替えには多額の建設費用を要することから、既存

事業の活用だけでは事業実施主体の費用負担が大きく、実施困難と考えております。

このため、県としましては、沖縄県分蜜糖製糖工場安定操業対策検討会議において、国や市町村等関係機関と連携し、高率補助による工場整備に係る具体的な方策について検討を進めているところであります。

同じく4の(5)、スマート農業による機械化一貫体系の推進についてお答えいたします。

県では、サトウキビの生産振興を図るため、市町村、JA、製糖企業、各地区さとうきび生産振興協議会等と連携し、機械化一貫体系の確立に向け、ハーベスタ等の導入による機械化促進や農作業受託組織の支援等による担い手育成対策などに取り組んでおります。また、スマート農業の導入に向けては、自動操舵トラクターの性能評価などに取り組んでおります。

県としましては、引き続き、関係機関と連携し、機械化の推進と受託組織の育成に取り組んでまいります。

同じく4の(6)、働き方改革推進に係る具体的な事業内容と成果についてお答えいたします。

働き方改革に対応した支援策として、産地生産基盤パワーアップ事業などを活用し、製糖工場の省力化設備や労働力確保、季節工等の宿舍整備等への支援が講じられております。事業を活用した成果としましては、南大東村における前処理施設整備による労働生産性の向上及び離島8町村における宿舍整備による労働力確保などが図られております。

県としましては、引き続き、関係機関と連携し、働き方改革を踏まえた工場の適正な操業に向け対応してまいります。

同じく4の(7)のア、6次産業化の促進対策についてお答えいたします。

県では、県産農林水産物を活用した魅力ある加工品の開発に取り組む人材を育成するため、商品開発や販路開拓等を総合的に支援する地域農林水産物活用支援事業を実施しております。本事業は、生産者に対する支援のみならず、生産者と連携した食品加工業や販売業など他産業の事業者も支援しており、より付加価値の高い商品開発や産業間の連携を目指しております。

県としましては、今後とも、農山漁村の活性化を図るため、他産業と連携した6次産業化の取組を推進してまいります。

同じく4の(7)のイ、新規就農者へのスタートアップ支援についてお答えいたします。

新規就農者への支援として、県では、新規就農者支援事業による就農相談体制の整備や農業施設等の導

入、新規畑人資金支援事業による就農準備資金や経営開始資金の給付等の支援を行っております。

県としましては、引き続き、関係機関と連携し、新規就農者への支援に取り組んでまいります。

同じく4の(8)、電照菊農家の電気料金の影響と支援策についてお答えいたします。

菊農家における電気料金の値上げの影響については、電照栽培による光熱費等の経営費の増加があります。その対応策として、白熱球から消費電力の低いLEDへ転換することで、影響を緩和することが可能となっております。県では産地生産基盤パワーアップ事業などを活用し、これまでに20市町村、342ヘクタール分のLEDを整備しております。

県としましては、引き続き、関係機関と連携し、生産者へのLEDの普及を図ってまいります。

同じく4の(9)のア、ブルートランスフォーメーションに係る水産研究についてお答えいたします。

ブルートランスフォーメーションとは、昨年6月に国連食糧農業機関が提唱した、養殖業の強化や効果的な漁業管理など、持続可能な漁業や養殖業の推進に関する考え方です。本県の水産研究においては、1、県内の主要な水産物における体長制限や保護区等の資源管理手法の開発、2、モズクや海ブドウ等の海藻類、クルマエビ、ヤイトハタの種苗の供給や養殖技術の改良などを推進しているところであり、当該提唱に沿うものと考えております。

同じく4の(9)のイ、ブルーボンドの活用についてお答えいたします。

ブルーボンドとは、海洋保全や持続可能な漁業支援等に用途を定めた債券であると認識しております。ブルーボンドは、ブルーエコノミーの推進に必要な安定した資金調達や社会的な支持につながる可能性があると考えられております。また、海外では、海洋環境保全、生物多様性の回復、海洋汚染防止等のための資金調達を目的に、国や金融機関がブルーボンドを発行している事例があります。

県としましては、ブルーボンドの活用の可能性について、情報収集に努めてまいります。

続きまして4の(10)、伊是名製糖工場からの糖蜜流出についてお答えいたします。

製糖工場から生じた糖蜜が人為的ミスで海洋に流出したことにより、当該海域の養殖アサヒに付着して、2名の漁業者に被害が生じております。このため、製糖工場を運営するJAおきなわが、現在、被害状況を調査するとともに、被害を受けた漁業者への補償について調整を行っております。

県としましては、2月15日にJ Aおきなわに対し、関係法令等の遵守の徹底に係る指導文書を手交し、再発防止策を講ずるよう求めております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 松永 享君登壇〕

○商工労働部長（松永 享君） 1、離島振興についての(2)、電気料金値上げに係る県の対応策等についてお答えいたします。

県では、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業の対象とならない特別高圧受電契約に対する本県独自の支援により、事業者負担の軽減及び価格転嫁の緩和を通じた企業活動の下支えや家計への負担の軽減を予定しているところです。同支援は、国の事業期間に合わせ、令和5年1月から9月までとしているところです。10月以降の支援につきまして、国の動向を注視しつつ、県民及び県内産業に与える影響や支援ニーズ等を把握しながら、適切に対応してまいります。

2、産業振興についての(1)のイ、製造業の振興施策と支援策についてお答えします。

県では、県内企業の付加価値の高い製品開発や生産性向上に向けた取組及びバイオ関連産業の活性化に向けた研究開発や事業化に向けた取組に対する支援に加え、高付加価値製品を製造する企業等の誘致を進めているところです。今後は、県内IT支援機関と連携し、製造業へのデジタル化導入の支援などにより、県内製造業の高度化、生産性向上に取り組んでまいります。これら取組により、令和元年度の石油・石炭を除く製造品出荷額約4143億円を令和6年度には約4710億円とすることを目標としているところです。

同じく2の(1)のウ、製造業におけるこれまでの施策と今後の取組についてお答えします。

県では、これまで、ものづくり基盤技術の高度化やサポーター産業の振興などに取り組んできたところです。その成果として、石油製品を除く製造品の出荷額は、平成24年から令和2年までに約25%の増となっております。他方、本県製造業の1人当たりの付加価値額は依然として全国平均の6割程度となっており、新商品開発や技術の導入、生産性の向上などの課題が残されております。

県としましては、付加価値の高い製品開発やデジタル技術の活用などの生産性向上の支援に取り組み、県内製造業の振興に努めてまいります。

同じく2の(2)、先端的情報産業の誘致についてお答えします。

県では、令和4年7月におきなわS m a r t 産業ビ

ジョンを策定し、情報通信産業のさらなる高度化と産業DXの加速化に向けた各種施策を推進しているところです。同ビジョンにおきましては、AIやメタバース、ビッグデータをはじめとする県内にない高度なデジタル技術を有する企業や観光、物流など各産業のDXを技術面でサポートする企業、本県が抱える地域課題の解決や先端技術によるイノベーションの創出に取り組む企業等の誘致を推進することとしているところです。

同じく2の(3)、県産品の海外展開・海外輸出事業の推進についてお答えします。

県では、海外に向けた県産品の販路拡大事業として、航空コンテナスペース確保事業による航空輸送費支援をはじめ、県内事業者が行う販売促進活動や海外渡航等への支援を行っております。

県としましては、各市場のニーズに対応した商品開発や海外見本市への出展・商談会開催等への支援、県産品ブランドの確立と活用等による商品の定番化、Eコマースを活用したビジネス展開支援等を行い、円安環境を生かして、県産品のさらなる販路拡大に向けて取り組んでまいります。

同じく2の(4)のア、国への要請後の調整状況についてお答えいたします。

県では、電気料金の値上げにより社会経済活動にさらなる負担が懸念されることから、玉城知事を先頭に、市町村及び経済団体と連携し、国に対して本県の特殊事情等を踏まえた特段の支援の要請を行ったところです。要請後、本県の化石燃料への依存度の高さや、供給コストの高い離島を多く抱えていることなど、電気料金が高くならざるを得ない特殊事情等について内閣府と意見交換をしているところです。

県としましては、引き続き、県民及び事業者負担の軽減に向け取り組んでまいります。

同じく2の(4)のイ、10月以降の支援策の継続についてお答えします。

現在の電気料金の高騰は、ロシア・ウクライナ情勢の影響や為替レートの円安の進行による世界的な燃料価格の上昇に起因するものであることから、今後の推移を注視する必要があると考えております。また、県からの要請に対する国の対応や国政の場における追加支援の議論、国の激変緩和措置の状況等を踏まえ、県民及び県内産業に与える影響や支援ニーズ等を把握しながら、県として適切に対応してまいります。

同じく2の(4)のウ、財政支援以外の企業支援策についてお答えします。

エネルギー価格等の高騰は全国的な課題であること

から、大胆かつ強力な影響緩和策の拡充を講じるよう、全国知事会を通じて、国に要望してきたところであります。また、県では、これまで県内金融機関に対し、既存融資の条件変更等の柔軟な対応を求めてきたところであります。電気料金値上げ等により経営環境が厳しい事業者への県融資制度をはじめとする積極的な資金繰り支援について、引き続き協力を求めてまいります。

同じく2の(4)のエ、電源構成の改革も含めた中長期の課題への取組についてお答えします。

県では、国際情勢や為替レートの影響が大きい化石燃料への依存を低減し、外部環境の変化に強い地産地消の再生可能エネルギーへの転換が必要であると認識しております。そのため、離島を対象とした太陽光発電事業への補助や水素等の可能性調査、再エネ設備導入に係る税制上の特例措置の活用促進等に取り組んでいるところであります。

県としましては、これらの取組を通じ、再エネ主力化や水素エネルギーの活用等によるクリーンエネルギーへの転換に加速的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 1、離島振興について(4)のア、宮古地区の新たな空港利用計画についてお答えいたします。

宮古圏域の空の玄関口である宮古空港と下地島空港については、宮古島市と連携しながら、宮古圏域の特色を生かした利活用の促進に取り組んでいるところであります。将来の航空需要の拡大に伴う2空港の利用計画については、宮古島市や関係団体等の地元の意見を踏まえ、対応を検討していきたいと考えております。また、宮古空港においては、将来を見据え、平行誘導路の設置が可能な計画となっております。

同じく1の(4)のイ、下地島空港とその周辺用地の利活用についてお答えいたします。

下地島空港第3期利活用事業については、令和4年3月に利活用候補事業者として7者を選定し、基本合意に向けた条件協議を行っております。県有地の無償耕作者に対しては、今後も引き続き、宮古島市と連携して説明会等を開催し、利活用事業や県有地の明渡しについて、丁寧に説明理解を求めてまいります。また、令和6年3月の明渡しに係る確約書については、156人の無償耕作者の約3割の方から提出がありません。

同じく1の(6)、離島港湾整備の現状と今後の取組についてお答えいたします。

重要港湾の平良港及び石垣港においては、国や宮古島市、石垣市が事業主体となり、船舶の大型化に対応したターミナル整備等を行っております。地方港湾については、県事業として、前泊港や南北大東港等において、海上交通の安全性・安定性の確保や輸送需要増大に対応する港湾施設の整備に取り組んでおります。今後の離島港湾の整備に当たっては、適切な管理運営となるよう、関係機関や地元とも連携し一体となって取り組んでいきたいと考えております。

次に2、産業振興について(4)のオ、流域下水道事業の電気料金値上げへの対策についてお答えいたします。

流域下水道事業における令和5年度当初予算の動力費は約13億8000万円を計上しております。そのうち、電気料金上昇分については約5億円となっております。

次に3、県土強靱化・防災・減災、交通政策について(1)、県管理港湾、空港のBCP策定状況についてお答えいたします。

県管理の重要港湾3港については、平成29年3月に港湾関係者で構成される港湾BCP協議会において、港湾BCPを策定しております。今後、地方港湾においても、市町村と連携しながら災害対応に関する取組を行っていききたいと考えております。県管理の12空港については、令和3年3月に県及び空港を管理する市町村において空港BCPを策定したところがあります。引き続き、自然災害に強い港湾、空港づくりを目指してまいります。

同じく3の(7)、報得川河川改修事業についてお答えいたします。

報得川については、平成26年度に事業着手し、令和15年度完了予定で、全体事業費は約20億円となっております。糸満市と八重瀬町の境界に位置する世名城橋から上流400メートルについて今年度で用地取得が完了しております。令和5年度予算は9000万円を計上し、世名城橋付近の護岸整備を行うこととしております。

同じく3の(8)、伊平屋・伊是名架橋の令和5年度以降の事業計画についてお答えいたします。

伊平屋・伊是名架橋の整備については、多くの課題が明らかとなっており、建設工事費の縮減等について調査・研究に取り組んでおります。現在、建設工事費の精度向上を目的に、地質や強度を把握するため、伊平屋島側の海域において土質ボーリング調査を実施しているところであります。令和5年度は、架橋検討位置の水深を把握するため深淺測量を予定しており、ま

た、現在実施中の土質ボーリング調査結果を踏まえ、今後の調査内容を検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 儀間秀樹君登壇〕

○企画部長（儀間秀樹君） 1、離島振興についての(5)、若者の定住促進のための環境整備についてお答えいたします。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画や次代を拓く持続可能な島づくり計画では、住宅環境や医療・保育・教育等の子育て環境等の定住条件の整備に取り組むとともに、新たな観光プログラムの開発や農林水産物の高付加価値化・ブランド化などによる、島々の魅力を生かした産業振興に取り組むこととしております。また、情報通信基盤の整備やテレワーク等を含むICTを活用した産業の活性化など、離島の条件不利性の軽減を図ることとしております。

県としては、こうした包括的な取組を継続して実施することで、若い世代の定住を促進し、離島地域の活性化を図ってまいります。

続きまして2、産業振興についての(5)、令和4年度経済見通しについてお答えいたします。

令和4年度の県の経済見通しについては、世界的な原材料価格の高騰、金融市場の急激な変動など様々な不安定要素に見舞われたものの、入域観光客数の回復や家計消費の拡大、地方政府等の支出の下支えにより、プラスの経済成長になると見込んでおります。一方、第2次産業は、建設業や製造業の生産額減少により、10.7%程度減少する見通しとなっております。この要因としては、ウクライナ情勢の影響による資材価格の高騰や部材の供給不足などにより、民間企業設備投資や住宅投資が減少する見込みとなっていることです。

県としては、県経済に影響を与える要因については、十分注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして3、県土強靱化・防災・減災、交通政策についての(2)、交通渋滞対策等についてお答えいたします。

交通渋滞の解消に向けては、過度な自家用車利用から公共交通への転換を図ることが重要であります。このため県では、長期的な観点から、鉄軌道とフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向け取り組んでおります。また、短中期的には、定時速達性が高く多頻度で運行する基幹バスシステムの導入に向け、ノンステップバスの導入やバス

レーンの延長等に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 糸数 公君登壇〕

○保健医療部長（糸数 公君） 1、離島振興についての(7)、離島における水道広域化の課題と対策についてお答えします。

離島の簡易水道の多くは、水資源に乏しく、海水淡水化施設などの高度処理の導入により、高い水道料金や浄水処理を行う人材確保など、多くの課題があります。これらの課題の解決のため、県では、水道広域化のステップ1として、令和7年度までの完了を目指し、本島周辺離島8村の水道広域化に取り組んでおります。

同じく1の(8)、特定町村保健師の確保等についてお答えします。

県は、沖縄県特定町村保健師等人材確保・育成支援計画に基づき、人材バンク事業を通じた保健師の確保、新任保健師の現任教育や研修への支援、市町村が設置するべき地保健指導所の運営に対する補助を行っております。また、1人配置や不在の場合については、退職保健師等による健診等を行うなど地域保健活動に支障が生じないように支援しております。

県としましては、引き続き、特定町村の保健師の安定的確保に向けた支援を行ってまいります。

同じく1の(10)、救急診療体制の適正化等についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行下においては、コロナ患者受入れ医療機関において、院内クラスターや医療従事者の休職等を理由とした診療制限が行われ、救急診療が逼迫する事態が生まれました。このため、沖縄県医師会、中部地区医師会の協力の下、検査を希望する軽症者を対象とした発熱軽症者抗原検査センターを設置し、体制の強化に努めました。今後も、新型コロナの感染状況等を踏まえ、医師会等と連携し、同検査センターの設置を検討するなど、救急診療体制の適正化に努めてまいります。

同じく1の(11)、今後の医療機関の連携についてお答えします。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが変更となった場合、原則として、インフルエンザなど他の疾病と同様となることから、これまでコロナ診療を行っていなかった医療機関でも診療を行うこととなります。県では、より多くの医療機関でのコロナ診療体制を構築するため、県医師会と連携し、オンラインによる双方向での医師向け勉強会及び研修会を定期的に

開催し、経験医師からアドバイス等を受けられる仕組みを整え、医療機関の連携体制の強化に努めているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 嘉数 登君登壇〕

○知事公室長（嘉数 登君） 1、離島振興についての(9)、離島における国民保護の取組についてお答えいたします。

県では、国民保護に関して、国や市町村、指定公共機関等の関係機関と定期的な意見交換の場を設けており、先島諸島の市町村、那覇市等が参加しております。住民避難の在り方については、先島諸島の市町村を先行対象として案の具体化を図っており、国民保護を所管する内閣官房や消防庁、国土交通省、船舶会社や航空会社の指定公共機関、市町村と連携して検討しております。加えて県では、消防庁との共催で、市町村向けの避難実施要領のパターン作成研修会を実施し、早期作成を支援しているところです。次年度以降も今年度の図上訓練の結果等を市町村にフィードバックするとともに、関係機関と引き続き意見交換・検討等を行い、離島を含めた市町村の国民保護に関する取組を進めていきたいと考えております。

次に3、県土強靱化・防災・減災、交通政策についての(4)、シェルター建設の計画についてお答えいたします。

国民保護法における避難施設は、同法第148条に基づき、既存施設等の管理者の同意を得て、都道府県知事が指定することになっておりますが、いわゆる避難シェルターについては、内閣官房において仕様や海外事例等が研究されているものと承知しております。また、自然災害における指定緊急避難場所は、災害対策基本法に基づき、市町村長により災害種別ごとに指定されております。

県としては、自然災害を含む有事における避難施設としてのシェルター建設について、国の検討状況を注視するとともに、市町村など関係機関と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

同じく3の(5)のイ、消防防災ヘリコプター基地の騒音や安全性等の課題への対応についてお答えいたします。

今般、消防学校敷地内に整備予定のヘリ基地については、国土交通省大阪航空局より航空法第38条第1項の許可を受けて設置することとしております。騒音対策については、できるだけ低空飛行を行わない、離陸後、可能な限り速やかに高度を上げるなど騒音低減

のための対策を実施するほか、訓練は別の場所で行うなど、ヘリ基地周辺での騒音低減に努めてまいります。なお、ヘリ基地を消防学校内に整備することについては、中城村や自治会の協力の下で、令和4年10月3日に周辺住民への説明会を開催したところです。また、消防学校は、普天間飛行場の航空交通管制圏内に位置していることから、沖縄防衛局を通じて、予定建築物の高さや飛行時の無線通信要領等について事前に調整を行うこととしております。

同じく3の(5)のウ、消防防災ヘリコプター機体の仕様についてお答えいたします。

今般導入予定の消防防災ヘリの機体につきましては、その活動範囲を沖縄県全域としており、先島や大東地域まで無給油で航続可能な飛行性能、救助等活動に必要な機内スペース、各県の運用状況等を踏まえ、県及び41市町村で構成する沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会において中型機を選定しております。

同じく3の(5)のエ、消防防災ヘリコプター運用に係る人員確保と稼働時間についてお答えいたします。

消防防災ヘリの運用に当たっては、沖縄県消防防災航空センター（仮称）を県の組織として新たに設置し、同センター内に置く航空消防隊の人員確保につきましては、県内全ての消防本部から、職員数の規模に応じて輪番で県に派遣していただくよう、協議会で協議しております。また、開設当初の運航時間につきましては、午前8時30分から午後5時15分までの運航で運用を開始することとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 我那覇 仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇 仁君） 2、産業振興についての御質問の中の(4)のオ、病院事業局の電気料上昇分と予算措置についてお答えいたします。

令和5年度病院事業会計予算における電気料は、令和5年4月からの電気料金引上げを想定し、必要な額を適切に計上したところであります。令和5年度の電気料予算額は、令和4年度の電気料の決算見込額9億3760万8000円に、料金引上げ等に伴う上昇見込分6億601万円を加算し、15億4361万8000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

〔企業局長 松田 了君登壇〕

○企業局長（松田 了君） 2、産業振興についての(4)のオの御質問のうち、企業局所有施設に係る電気

料金上昇見込みと予算措置についてお答えします。

企業局では、本年4月からの電気料金改定を考慮し、令和5年度当初予算において、令和4年度比約32億円増の約73億円を計上しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 宮城 力君登壇〕

○総務部長（宮城 力君） 2、産業振興についての(4)のオのうち、電気料金値上げに係る一般会計の予算計上についてお答えいたします。

令和5年度一般会計当初予算については、電気料金値上げの報道を踏まえ、各所属において所要額を積算し、光熱水費は前年度比8.8億円増の38.4億円を計上しております。電気料金については、引き続き節電対策に取り組むとともに、国の負担緩和策の動向なども踏まえ、予算の不足が生じた場合は、適切に対応してまいります。

次に3、県土強靱化・防災・減災、交通政策についての(6)、脱炭素化推進事業債の活用についてお答えいたします。

脱炭素化推進事業債は、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、令和5年度から新たに創設されたものであります。令和5年度当初予算における脱炭素化推進事業債は、公共施設マネジメント推進や電動車の導入、警察庁舎等整備に係る事業など、5事業に約3億7000万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 金城 賢君登壇〕

○環境部長（金城 賢君） 2、産業振興についての(6)、国立自然史博物館の誘致戦略に関するロードマップと予算についてお答えいたします。

国立自然史博物館の設立誘致については、これまでシンポジウム等開催や経済界の関係団体、学識経験者等を構成員とする事業推進会議と全庁横断的な取組を推進するための庁内連絡協議会を設置したところです。令和5年度においては年間所要額3057万1000円を予算案として計上したところであり、国全体の機運醸成を図るための東京でのシンポジウム開催、県民会議の設立促進、国等への働きかけ等を行うこととしております。また、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、今後あらゆる機会を捉えて誘致に努めていくとしており、当計画期間内での開館を目指すべきであるとの県民や学識経験者から意見があることは承知しております。

県としましては、そのような意見も踏まえ、早期の

設立実現に向け、県民や経済団体、学識経験者等、県全体が一丸となった取組を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時25分休憩

午後5時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○下地 康教君 まず、離島振興の農林水産物不利性解消事業について質問をしたいというふうに思っております。

まず、いろいろ地域によって支援単価というんですか、そういうのが違ってくると思うんですけれども、まず分かりやすく1つ、宮古島の例を参考にしながら、対象にしながらそれを質問していきたいというふうに思っています。

まず、令和3年度までの農林水産物不利性解消事業における対象品目は何種類あって、空輸がキロ当たり何円で、また海路がキロ当たり何円だったかということ伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時26分休憩

午後5時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 平成3年度までの不利性解消事業の対象となる品目数が54品目。これは戦略品目と言われているうちの――になります。それから、宮古における当時の補助単価水準、宮古島から県外に飛行機で運んだ場合、花卉とか水産物でキロ当たり140円、それから船舶で運んだ場合は35円の補助単価となっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 それでは、変更後の宮古における品目でいいんですけれども、空輸と海路の単価を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時28分休憩

午後5時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） すみません、先ほど答弁で令和3年と言うところを平成3年と言ってしまうので、令和3年までの話です。訂正いたしま

す。

それから現在の事業の支援につきましては、宮古島から県外に出した場合に、船とか飛行機の区別は1つにしておりますので、これでいきますとキロ当たり65円になります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 県外と本島内というのがありますね。宮古から本島までの。それを教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時29分休憩

午後5時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 宮古島から沖縄本島までの支援につきましては、キロ当たり30円ということになります。ちなみに令和3年までは、宮古島から那覇までという、そういうものはありませんでした。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 加えて対象品目の数はどういうふうに変ったか——新しくなってですね——幾つになったか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 令和4年度からの新しい事業につきましては、これまで戦略品目に限っていたものを、米、サトウキビを除いた全ての農林水産物に拡充並びに一次加工品も追加ということになっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 そうですね。令和3年度までは、特定品目を指定して54品目、それが空輸では宮古でいくとキロ当たり140円、海路は35円と。これが今回は、特定品目がもうなくなって、全ての品目として県外が65円、宮古から沖縄本島までは30円。これは空輸でも海路でもという形になると思うんですけども、こういうふうに大分内容が大きく変わっております。要するに、今まで対象品目であった農家さんは、かなりの支援額が落ちたというふうに理解をしているんですね。その辺りの考え方はどういうふうに捉えているんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） これまで空輸、船舶での単価の設定を、その品目を掛け合わせて加重平均

した単価になっております。ただし、県外との不利性に着目して補助をすることになっておりますけれども、いわゆる横持ち経費につきましては県外との差がないということで、外されたところからの経費単価になるので、一概的には少し単価水準が下がっているということになろうかと思えます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 まず、いろいろな理由があると思うんですけども、根本的に農林水産物の不利性解消事業のこの目的が変わっているはずなんです。それを分かりやすく説明していただけないでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時32分休憩

午後5時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 旧不利性解消事業につきましては、平成24年度から令和3年度までの10年間を期限とするものでございました。そこで平成30年度から令和2年度まで、生産者団体、学識経験者及び物流業者による議論を重ねまして、令和3年4月には制度提言ということになりましたけれども、その際には、国との協議におきまして、沖縄の特殊性として、集配送料を除いた鹿児島県などへの輸送費の補助が引き続き認められたと。それと先ほどの品目の拡大、一次加工品と、それから市町村事業の新設等もその国との協議によってなされたものでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 今回のその事業の大きな変換点といえますか、考え方の違い、私はこういうふうに理解しているんです。

要は、日本本土といますか、全体では、北海道から鹿児島までは全国の農山漁村地域と同じように、地域における持続可能な物流の確保というような考え方があります。それは、内地の考え方なんですけれども、それを以前、沖縄の農林水産物不利性解消事業は、沖縄を特殊的に考えて、そういったことを計算に入れずに、宮古からであるとか沖縄であるとか、沖縄の地域から直接大消費地に物を送り込む。それに対する特性支援という考え方が今までであったはずなんです。それがどうも、沖縄さんもっと努力してくださいよと。全国では、一律にそういう持続可能な物流の確保という形で頑張っているんですよと。なので今回からは、沖縄は、鹿児島までの支援をしますと。それか

らは皆さん、日本の農家と一緒に努力をして、物流を考えてやってくださいよというのが今回の改定だというふうに私は理解しているんです。それに対して皆様方は、日本政府と、要するに農林水産省と、これまでの不利性解消事業のやり方と、今やっているやり方のこのせめぎ合いをどういうふうに調整したのかをちょっとお聞かせいただけませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時35分休憩

午後5時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） すみません、少しだけ長くなりますが、新たな不利性解消事業に関する国との協議に先立ちまして、県内でもいろんな議論を重ねてまいりました。令和3年2月にはJAおきなわ、花卉農協などの生産者団体、琉球大学の有識者及び海運事業者を構成メンバーとする検討委員会において、令和元年9月から令和2年2月までの2回、議論を踏まえまして、制度設計に関する基本的な方針というものを確認しております。その内容につきましては、1つには、国の進める農林水産物等の流通合理化を踏まえた制度設計を進めていくこと。これがいわゆるモデルシフトと言われているやつです。2つ目が、国の進める農林水産物等の流通合理化、これは横持ち等の在り方を踏まえた補助単価に関する制度設計を進めること、3つ目には、沖縄県として農林水産物の流通合理化を自立的に進めるため、品目の拡大、出荷者と物流事業者が連携したコールドチェーン体制の構築等が必要であること。以上の3点について意見を諮りまして、おおむね了解が得られて、令和4年度からの事業に至ったということでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 ちょっと分かりにくいですね。つまり、内地はしっかりと物流の効率化、それに取り組んでいるということで、沖縄においては、沖縄の出荷コストの負担軽減を図るためには、沖縄から鹿児島までの輸送相当分の格差を解消するということと、沖縄本島と離島までの出荷コストの助成をします。それだけに限りますよと、今回そういうふうになったんですね。鹿児島からは、しっかりと本土の皆さん方と競争しながら、ちゃんと売り込んでくださいよということになっていると思うんです。しかし、本当にそれで今、沖縄県内の農家の皆さん方は納得しているのかどうか。その辺りは皆さんどう考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時38分休憩

午後5時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 新たな不利性解消事業に関する出荷団体や市町村など、関係者への説明会等は、これまで延べ13回ほど実施しておりまして、初めは内閣府との協議の最中、2月に事業概要の意見交換を県内全域で実施し、去る5月には事業説明会を同じく県全体で実施、別途生産者団体など関係者に対しては、個別的に意見交換とか説明をしているところであります。さらに、地域の生産者と接する機会の多い農林・林業・水産の普及員、それから市町村担当者にも十分周知を行いまして、生産者の不安や疑問の解消にはできるだけ努めているところでございます。

県としましては、引き続き生産者などの関係者の理解と協力を得られるように、丁寧にしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 今回の不利性解消事業の内容の変更は、そのコールドチェーンを考えながら、輸送費のコストを下げながら、今まで空輸で高い輸送料をかけてやっていたものを、リーファーコンテナなどを利用してしっかりと品質を保って、時間をかけてでも消費地に送り込めますよというような物流の改革をなさよということだと思うんですね。それが本当にできるのかどうか。それが非常に厳しいことだいうふうに思っております。

それともう一つ、やはりコールドチェーン化を進めると、今度は航空貨物業界からいろいろな問題が出てきております。これは陳情も出ております。いろいろ航空貨物協会のほうからも、コールドチェーンにするとかやはり航空貨物が減ってくるということが見込まれますので、その辺のバランスもしっかりと考えていかなきゃならないんだというふうに考えております。

それともう一つ、この今回の支援の金額です。宮古においては、県外はキロ当たり65円、宮古から本島までは30円ということですけども、その中では運送業者の経費率がそれの中に組み込まれていると。その支援の中から運送業者の経費を引くというふうになっているんですよ、今現在ですね。それが非常に農家から不満が出ている。それを何とか、その支援金、要するに補助金がしっかりと農家に届くようにと。それ以外の運送業者の費用というのは、何とか別の費用で見てくださいかというようなものがあります。その

辺りはどう考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時41分休憩

午後5時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 今回の新たに設けました市町村事業等の中で、これまで市町村を經由して補助することになりますけれども、その中では流通業者の経費等につきましては、今その経費等を中で検討するようにできることになっておりますので、生産者にできるだけ有利になるようなことを地域で、中では議論するようなことが可能になっているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 今回の変更で、やはりコールドチェーン化、リーファーコンテナを利用した、冷凍・冷蔵を利用した、その時間をかけて輸送しても品質が下がらないというようなコスト低減を図る、そういったものをやるんですけれども、これはやはり運送業者にも負担がかかってきます。なので、そのコールドチェーン化というのは、結構時間がかかるんですよ。設備投資もありますからね、輸送業者の。そういったものにおいて、本当に今の金額で農家にしっかりと支援できるのかというのが非常に疑問であります。今の段階ですね。その中で、マンゴー。マンゴーは、令和4年のマンゴーは終わったんですね。つまり以前の制度でマンゴーは出荷されたんですよ、もう。しかし今回、令和5年のマンゴーの出荷時期には新たなこの制度が適用されてやるんですね。マンゴーはどうしても新鮮さ、それが求められます。そこで皆さん方、その辺りの課題、問題点は予測をしていますでしょうか、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時44分休憩

午後5時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） まずマンゴー以外にも、全体のことをちょっとお話ししたいと思います。

今回令和3年度までの旧不利性解消事業における船舶の輸送比率の推移なんですけれども、全体として、平成24年度までは約56%、船舶ございました。これに対しまして、令和3年度は66%というふうに、船舶輸送のほう、これが非常に今、伸びている現状があります。主な品目としては、花卉が59%、畜産物が

99%、モズクが98%はもう船舶を使っているということでございます。あとマンゴーでございますけれども、マンゴーも確かに鮮度は求められておりますが、現況として船舶の割合も非常に高い割合でされているというところの実態がございます。ただし、船舶を使う場合のコールドチェーンのことにつきましては、やはり品質面の課題等もありますので、業者等含めまして輸送対策のところをもっと勉強してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 この不利性解消事業に対しては、今回、大幅に内容が変更になりましたのでいろいろな課題が出てくると思います。それをしっかりと拾い上げて、これまた5年後には変更といいますか、改定ができるというふうになっておりますので、それまでには課題をしっかりと見つけて解決に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に移ります。

下地島空港の利活用なんですけれども、先ほどの答弁では宮古空港においては誘導路が設置できる、整備できるようなスペースは確保されているというふうに答弁をされましたけれども、この誘導路を整備する計画というものはあるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） お答えいたします。

先ほど答弁の中で、平行誘導路の設置が可能だと、そういうスペースについては、現空港内で確保できている状況ではございますけれども、早期整備については、やはり定期便のピーク時間当たりの離発着回数とか、ある程度の条件がございますので、その辺を注視しながら、今後の利用状況を考えていきたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 これは鶏が先か卵が先かという話ではありますけれども、これは今実際、宮古空港はもう飽和状態、満杯ですよ。もう便数を増やせないんですよ。だからその誘導路を整備するのか、それとも一つは、下地島空港と宮古空港をキャリアを分けて利用するかという話まで出ているんですよ。そういう意味では、やはり今いろいろ総合的に考えると、誘導路を先に整備したほうが、課題解決になるのではないかとというような声が大きいんですね。その辺りで、やはり皆さん方、空港管理者ですよ沖縄県。空港管理者が稼働率から含めて、施設の利用実態をしっかりと捉えないとしようがないじゃないですか。しっかりと捉えて、いつやるのか、その見通しというものはあるのか、ちょっ

と聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、宮古空港における今飽和状態だということで、先ほど答弁させていただきましたけれども、やはりピーク時の離発着回数が一定基準をまだ満たしていないというところがございますので、その辺はやはり宮古島市あるいはエアライン等とも意見交換をしながら、今後対応について検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 もうこの議論をする時期じゃないと思いますよ。もうとにかくやるかやらないか、どういうふうにしてやるか。そういう時期だと思っておりますので、ぜひその辺り地元の声をしっかりと聞いていただきたいというふうに思っております。

それともう一つ、下地島空港です。下地島空港の利活用なんですけれども、今この利活用について無償耕作者の取扱いが非常に問題になっています。その問題は、ちょっと答弁で聞いたんですけれども、ただ、この無償耕作者というのはあの当時、地主会の方々と琉球政府といろいろ確約書を取り交わしているんです。それは1971年11月24日付、当時の琉球政府と伊良部村の下地島地主会が確約を締結しております。その内容は、要するに用地補償に応じますよと。しかし、空港ができた際には、しっかりと地元の方を優先的にその空港関連事業に参入させてくださいよというような約束をしているんですね。そういったものを皆さん方、今回51年ぶりに返してくださいと言っているんですけれども、それを、そういう約束をどう捉えているのかちょっとお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時50分休憩

午後5時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 議員御指摘のとおり、1971年11月に地主会からの条件提示を受けまして、当時離農者対策については地主会から提示した条件が実現するよう努力するというところで、双方合意した経緯がございます。引き続き我々も、例えば営農を希望する耕作者ですとか、そういう希望をされる耕作者につきましては、宮古島市や関係部局とも連携し今後の対応を考えたいというふうに思います。また引き続き、説明会等を通じて丁寧に耕作者の理解を得ていきたいというふうにも考えてございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 無償耕作者といえども、ある意味、県のほうからすれば、51年間もちゃんと用地を管理していただいたんですよ。もし彼らが耕作をしなければ、これはもう不法投棄のオンパレードですよ。そういう意味では、彼らは県の用地をしっかりと管理していただいた、そういうこともあるんですよ。そういう意味からすれば、ただで管理させて自分が必要なときに返してくださいよと。そういうものじゃいかぬですよ。なので、しっかりと耕作者と話をして、どういうふうにして話が折り合えるのか、それをちゃんと議論をして協議していただきたい。

それと、やはりもう一つの問題点は、あの当時の権利者と今の権利者というか、今の権利者はもういないですけれども、県なんですけれどもね。要するに耕作者が変わっている場合があるんです。そういった実態調査もしっかりやらなきゃいけないですよ。そういった調査をして、しっかりと協議に臨むと。そういったことをしないと、なかなか話は収まらないというふうに思いますので、ぜひ、今耕作をしている方々の気持ち、立場に立って交渉を進めていただきたいというふうに思っております。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時53分休憩

午後5時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

下地康教君。

○下地 康教君 水道広域化の件ですけれども、今本島の周辺離島の広域化を進めているということをお聞きしました、答弁いただきました。宮古地区におきましては多良間村の水道事業が非常に厳しい状態になっています。彼らは、潤沢な地下水があるわけでもない、また海水が混じった地下水があったりするわけですし、またそういう財政力の小さい村だと専門技術者を雇用することがなかなか難しいということで、広域化をお願いしているんですけれども、多良間村、やっぱり周辺離島じゃなくて沖縄全体の離島その広域化をどういうふうに計画しているのかを教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

先ほど、本島周辺離島8村がステップ1に位置づけられているというふうに申し上げました。そして多良間村を含むステップ2以降の水道の広域化については、県

内の水道事業体で構成する沖縄県水道事業広域連携検討会という会議の場がありますので、その中で検討が行われておりまして、多良間村が希望しています早期の水道広域化についても、現在その中で検討をしているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 広域化のスパン、計画スパンがあると思うんですけども、それはどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時55分休憩

午後5時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 広域化のスパンについての御質問ですけれども、現在はステップ1が令和7年度完了見込みということで今進めているところですが、その後につきましては、幾つか希望される場所もありますので、その希望などを確認しながら順次進めていくというふうなプランとなっています。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 やはり離島における広域化は、非常に重要な問題だというふうに思っています。これは財政を圧迫する要因になるんです。だけどやっぱり飲み水は必要ですからね。そういう意味で、県がしっかりとその辺りを考えていただかないと、離島に住み続けることができないという話になりますので、それはしっかりと検討していただきたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。

鳥インフルエンザに関する件ですけれども、まず今回の鳥インフルエンザは県内において初めてだと。思ったよりといいますか、しっかり適切に対処ができたという話があったと思うんですけども、やはりそこで問題になるのは、飼養衛生管理基準。つまり飼養衛生管理基準において養鶏者、経営者がしっかりその基準に基づいて報告を早めにすれば、殺処分をした養鶏は補償があると。その前で死亡したといいますか、報告前に死んでしまった養鶏は補償されないという話ですけれども、やはりそこでポイントになるのは、飼養衛生管理基準をしっかりと理解して、皆様方に報告をする、相談するそういう状況になっているのか。それともまた、そういう指導を行っているのか、それがポイントだと思うんですね。それはどうなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 先ほど、本答弁でもありましたけれども、飼養衛生管理基準の農家への周

知につきましては、文書並びに各種会議等では度々行っているところでございます。特に今回ちょっと遅れたことにつきましては、たまたまこの金武町の農家が新しい鶏舎——ウインドーレスの鶏舎を造って、ちょうど稼働したところで起こった案件になりまして、空調の不具合で酸欠等によって多分死んだという誤解をして、ちょっと通報が遅れてしまったということがございます。こういう重なったことが今回のことになっておりますけれども、この場合でも、普通でないような死亡の家畜等があった場合には、もう早急に家保等に連絡するというのを今周知しているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 やっぱり養鶏をしている経営者の皆さん方は、毎日そういう養鶏場を回っているわけですから、少しの変化というのは分かるはずなんですね。それを本当に皆さん方に相談できるのか、保健所に相談できるのか。そこを相談しやすいような指導方法、やはり連携、それが必要だと思いますので、それは指導する側としてもしっかり——指導というか、要するに声を聞く。そういったことによって、農家の負担、養鶏場の負担が減るといふふうに思いますので、またその感染もしっかりと事前に、初期の段階において収めることができるという形になりますので、それをしっかりやっていただきたいというふうに思っております。

最後に、報得川の話をしたと思います。

実を言うと、これ土木環境委員会で現場も視察しました。やはりいろいろな話を聞きますと、氾濫時期に死亡事故が発生しているという話がありますので、これは一日も早く、1時間でも1秒でも早くというのが周りの地域住民の方々の思いだと思いますけれども、それをしっかりやっていただきたい。河川事業というのはなかなか時間がかかります。しかし、しかしですよ、この氾濫対策をとにかくやる。要するに河川を清掃するんであったりとか、単費であってもそこにしっかり清掃の費用をつけて地域の安全を守ると、そういったことをやっていただきたいというふうに思っておりますので、その辺りの決意をしっかりと聞かせていただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 議員御指摘のとおり、まず令和5年度につきましては、ハード交付金を準備して対策を行うということでございますけれども、やはり東風平中学校付近で浸水被害が頻発しているということを踏まえまして、今回、2月補正予算に

において緊急対策、今議員がおっしゃいました東風平中学校で梅雨時期までに雑木の除去、あるいはしゅんせつを行う、あるいは雨水の一時貯留とか、そういった短期対策を検討する予算として約1億円余りを計上させていただいておりますので、その辺の短期的な対策にもしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 当局の皆様方、御答弁ありがとうございます。

これから一般質問が始まるんですけども、また関

連質問として一般質問があると思いますけれども、また誠意を持って答えていただきたいというふうに思っております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明22日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時3分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 西 銘 純 恵

会議録署名議員 照 屋 守 之

令和5年2月22日

令和5年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第3号）

令和5年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第3号）

令和5年2月22日（水曜日）午前10時開議

議事日程第3号

令和5年2月22日（水曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出席議員（47名）

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	照屋守之君	24番	平良昭一君
1番	次呂久成崇君	25番	仲村未央さん
2番	喜友名智子さん	26番	玉城武光君
3番	島袋恵祐君	27番	比嘉瑞己君
4番	玉城健一郎君	28番	照屋大河君
5番	上里善清君	29番	山内末子さん
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君
12番	上原快佐君	37番	仲宗根悟君
13番	新垣光荣君	38番	崎山嗣幸君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	山里将雄君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	瑞慶覧功君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	46番	中川京貴君
21番	下地康教君	47番	仲田弘毅君
22番	石原朝子さん		

欠席議員（1名）

45番 島袋大君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	副知事	池田竹州君
副知事	照屋義実君	政策調整監	島袋芳敬君

知事公室長	嘉数登君	企業局長	松田了君
総務部長	宮城力君	病院事業局長	我那覇仁君
企画部長	儀間秀樹君	会計管理者	名渡山晶子さん
環境部長	金城賢君	総務部財政統括監	名城政広君
子ども生活福祉部長	宮平道子さん	教育長	半嶺満君
保健医療部長	糸数公君	警察本部長	鎌谷陽之君
農林水産部長	崎原盛光君	労働委員会事務局長	下地誠君
商工労働部長	松永享君	人事委員会事務局長	茂太強君
文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君	代表監査委員	安慶名均君
土木建築部長	島袋善明君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	山城貴子さん	課長補佐	城間旬君
次長	前田敦君	主査	宮城亮君
議事課長	佐久田隆君	主査	親富祖満君

○議長（赤嶺昇君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。
照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 ハイサイ グスーヨー おはようございます。

会派でいーだ平和ネット、うるま市選出の照屋大河です。

会派代表質問を行います。

質問の前に少しお話をしたいと思います。

前回定例会、この場で与勝出身の仲田弘毅さん、そして玉城デニー知事、同じ与勝出身で与勝パワーで力を合わせて頑張ってもらいたいとお話ししたんですが、早速昨日代表質問のトップバッター——まだいらっしゃいませんが、仲田さんから知事へのエールがあり、そして知事から仲田さんへまたエールが返されるということであれしく思っています。またこれからも与勝パワーで頑張ってもらいたいというふうに思っています。

そして知事、先日ですが、母校与勝第二中学校の50周年の記念式典にサプライズで参加されたという記事に接しました。知事は思い出を述べられて、運動場の石拾いから授業をスタートさせた。そして後輩たちには大きく世界に羽ばたく人材になってほしいと激励をし、また生徒会長からは、卒業後は先輩方に負けないように社会で活躍し地域に貢献したいという言葉が、挨拶があったようです。与勝第二中学校は与勝半島の端にあり、1年生から3年生まで学年1クラス、

全校生徒も100人に届かないような学校ですが、知事の激励を受けて、与勝パワーで近い将来に大政治家、あるいは知事がおっしゃったように大きく世界で羽ばたく活躍を期待したいというふうに思います。在校生、卒業生、そして学校関係者多くの喜びがあったということでお話をさせていただいていますが、実は私の妻も与勝第二中学校の卒業生でOGです。そしてその妻と、今日は22年というか22回目の結婚記念日になっていて、与勝パワーを分けていただきながら、それでは私の代表質問を始めていきたいと思えます。

代表質問行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、安保関連3文書など政府の南西諸島防衛強化方針について。

政府は昨年12月に南西諸島の自衛隊増強や反撃能力（敵基地攻撃能力）の保有などを盛り込んだ新たな安全保障関連3文書を閣議決定し、大幅な防衛費増額に伴う不足分を増税で賄う方針を示しています。

ア、安保関連3文書は、日本の安全保障政策の一大転換である。専守防衛の概念を骨抜きにした軍事偏重の安全保障といった批判も出ているが、知事の受け止めについて伺います。

イ、安保関連3文書に基づき、県内における自衛隊配備の動きが2023年以降加速化します。具体的には、陸自石垣駐屯地の開設とミサイル部隊配備、陸自勝連分屯地へのミサイル部隊配備、与那国への電子戦部隊や地对空誘導弾部隊の配備、陸自那覇駐屯地における第15旅団の師団への格上げ、陸自沖縄訓練場への補給処の支処整備のほか、北大東村への空自警戒管制レーダーの配備も検討されている。また、去る1月

の日米2プラス2では、米軍嘉手納弾薬庫地区の陸上自衛隊による共同使用の拡大が確認されました。敵基地攻撃能力を有する部隊の配備計画や共同使用拡大の動きについて、知事はどう評価しているか、認識、賛否について伺います。

ウ、安保関連3文書の決定を受けて、琉球新報社とJX通信社が1月28日、29日の両日、県民を対象とした世論調査を実施しています。県内で賛成と回答した人の割合は、昨年12月に共同通信社が実施した全国調査と比較して反撃能力（敵基地攻撃能力）の保有で県内25%、全国50%、防衛費増額で県内21%、全国は39%、防衛力強化のための増税で県内は12%、全国30%と乖離が激しいのが特徴であります。安保関連3文書の決定に関する世論調査について、県内調査と全国調査における結果の乖離について、知事の見解について伺います。

エ、政府による一連の軍拡方針について、戦争前夜、新たな戦前の始まりといった危機感と不安の声が県民の間に渦巻いています。平和団体からは、県民世論の喚起に向け、憲法9条の遵守と日米両政府が戦争に突入しないよう求める県民大会を提案・模索する動きも出ています。県民大会開催についての知事の受け止めについて伺います。

(2)、台湾有事に対する知事の認識について。

ア、昨年末に沖縄タイムスが県内41市町村長を対象としたアンケートを実施しています。台湾有事の危険性が高まっていると思うか尋ねたところ、約95%の37人が高まっているとの認識を示しています。武力衝突回避に向けた日本政府の外交努力については、約80%の30人が十分でないと回答していますが、同様の設問に知事はどう回答しますか伺います。

イ、米シンクタンク、戦略国際問題研究所（CSIS）がまとめた中国の台湾侵攻を想定した机上演習の結果報告書について、米軍は台湾防衛に成功するが、日米で艦艇数十隻や航空機数百機を失い、人的被害も数千人に及ぶというシナリオを複数描くなど県民にとって衝撃的な内容であります。米シンクタンクがまとめた中国の台湾侵攻を想定した結果報告書について報告書に対する知事の見解について伺います。

ウ、他国からの武力攻撃事態等有事に備え、自治体は住民の避難に向けた保護計画を策定することになっていますが、県内市町村の計画策定状況について伺います。また、県などは先島地域からの住民避難に向けた輸送力について試算しているが、いわゆる台湾有事を想定した場合、住民避難のための輸送力は十分と言えるか、知事の認識について伺います。

(3)、勝連分屯地における違法工事について。

地対艦ミサイル部隊配備計画がある陸上自衛隊勝連分屯地における隊庁舎新設工事で使用されているトラックが、貨物自動車運送事業法や道路運送法に抵触していたことが明らかになりました。そのほか雨で現場外に赤土が流出している様子も確認されており、県赤土流出等防止条例に抵触するおそれも指摘されています。また、強風時のクレーン車作業も確認されており、労働安全衛生法違反の疑いもあります。沖縄防衛局は、トラックによる法令違反の行為は認めている一方、赤土の現場外流出と強風時のクレーン車使用については、関係法令を遵守しているとの見解を示していますが、県の見解について伺います。

(4)、土地利用規制法に基づく初の区域指定が令和5年2月1日に施行されました。北海道、青森県、東京都、島根県、長崎県の5都道県の特別注視区域と注視区域計58か所で、政府は利用状況の調査が可能となりました。今後、与那国島や宮古島など南西諸島にある施設や離島が追加指定される見通しだが、県として情報に接しているか伺う。

(5)、遺骨の保全に関する条例制定について、沖縄では今もさきの大戦の戦没者の遺骨が残されているのが現状にあり、ガマフヤーの具志堅隆松さんや行政学者の方々は、未開発の緑地帯の開発行為に伴う戦没者遺骨の散逸を防ぐためには何らかの条例制定が必要だと提言し、既に条例案が県に提出されています。条例制定に対する県の考え、制定に向けた検討、取組状況について伺います。

2、基地問題について。

(1)、下地島空港の軍事利用について。

ア、米軍が下地島空港を訓練で使用するため、同空港を管理する県に空港使用届を提出した件に関し、米側の申請内容と県の対応などの事実関係、中止に至った理由等について伺いたい。

イ、安保関連3文書の決定以降、下地島空港の軍事利用を解禁すべきといった趣旨の論調が続出しています。自民党佐藤正久参議院議員は、県管理から国管理へと移管するよう主張し、浜田靖一防衛大臣も自衛隊が平素から多様な空港を柔軟に利用できることが重要との考えを示し、下地島空港も含めると明言しています。かかる発言は、日米2プラス2の共同文書に空港や港湾の柔軟な使用が重要と明記されたこととも符合いたします。一連の発言は、いずれも下地島空港の軍事利用を否定した屋良覚書、西銘確認書に反するものであります。屋良覚書には下地島空港の利用方法について、管理者である沖縄県が決定するとあります。県

の下地島空港の利用方針を改めて伺います。

ウ、知事は1月24日の記者会見で、屋良覚書、西銘確認書について「ある種、県と政府の独自の協定、それに準ずるような確認が行われている」と指摘し、条例などに位置づける必要性について、法的な対応も可能なのか研究しておきたいと答えています。知事発言の真意と条例化検討の必要性について県の見解を伺います。

(2)、うるま市海上のつり下げ訓練について。

ア、米陸軍が2月1日、2日両日、高機動多用途装輪車両ハンヴィーを海兵隊のCH53大型輸送ヘリでつり下げ、うるま市勝連の米軍ホワイトビーチから浮原島へ移動する訓練を計画していたが中止となりました。訓練計画の概要と県の対応、中止に至った理由など事実関係について伺います。

イ、当該つり下げ訓練について、地元うるま市長は賛否を示さなかったと報じられていますが、県の賛否とその理由について伺います。

(3)、嘉手納基地・普天間基地の運用実態等について。

ア、嘉手納基地のF15戦闘機退役に伴うF16戦闘機12機の暫定配備が完了いたしました。同基地には既にF22ステルス戦闘機14機が暫定配備され、計26機の外来機と常駐機が運用されています。外来機は普天間基地にも飛来し、離発着を繰り返しております。両基地周辺住民からは外来機飛来による騒音激化を訴える声が高まっていますが、データ上裏づけられているか、騒音測定調査の状況を伺います。

イ、第4次嘉手納爆音訴訟の第1回口頭弁論が1月19日、那覇地裁沖縄支部で開かれました。第1次訴訟で907人だった原告数は、第4次で3万5566人にまで増えました。基地騒音訴訟では国内最大の原告数であります。原告数の増加は、40年余りを経ても基地周辺住民の苦しみが放置され続けてきた裏返しとも言えます。第三者行為論が大きな壁となって立ちほだかり、飛行差止め請求が退けられ続けてきた爆音訴訟の在り方を県はどう捉えているか見解を伺います。

ウ、県と基地所在27市町村でつくる県軍用地転用促進基地問題協議会、軍転協会長の玉城知事らは去る1月27日、首相官邸や防衛省を訪問し、嘉手納基地内にある元駐機場パパープへの防錆整備格納庫移設計画の撤回等を要請しています。軍転協による防錆整備格納庫移設計画撤回要請は、県内基地所在市町村の総意とあって差し支えないか、県の見解について伺います。

(4)、米兵による飲酒絡みの事件について、1月12

日、うるま市海中道路における逆走衝突事案、1月15日の北谷町における建造物侵入事案、両事案の概要と捜査状況について伺います。

(5)、東村高江の米軍北部訓練場に隣接する民間地において、繰り返される米兵による銃器を携帯しながらの行動について、事実確認等県の対応について伺います。

(6)、2月14日、名護市辺野古区の米軍キャンプ・シュワブ前の国道において、米軍装甲車の上部にてライフルをむき出しの状態です手に持っている米兵が目撃されている。県として米軍及び政府関係機関へ厳重に抗議すべきではないか伺う。

3、環境行政（PFAS汚染）について。

(1)、沖縄市池原におけるPFAS検出問題について。

沖縄市池原の廃棄物最終処分場周辺で、環境省の暫定指針値を超える量のPFASが検出されました。発生源の特定状況、農業用水として使用することによる人体への影響などについて伺います。

(2)、国のPFAS戦略について。

今年に入ってPFASをめぐる国内外の議論が活発化しています。環境省と厚労省は1月、指針値の設定について議論する有識者会議を実施し、PFASの総合戦略を審議する専門家会議を立ち上げた。総合戦略に関し、西村明宏環境大臣は、去る2月3日の衆議院予算委員会で、夏頃をめどに一定の取りまとめをしていくと述べている。また、内閣府の食品安全委員会も発がん性の疑いを指摘されているPFASとPFOAに関し、農作物など食品を通じて体内に取り込んだ場合の健康影響の調査を進めることを決めています。衆議院予算委における防衛大臣答弁によると、米国防総省も沖縄を含む米国外の米軍基地での影響について議論を行っていると言っていますが、これらの議論の進捗について県は情報収集しているか。タイミングを逃すことなく、血中濃度調査や疫学調査、農作物の含有調査、農業用水としての指針値設定などを国の責任で行うよう県として求めていくべきではないか伺います。

(3)、県環境部環境保全課は令和5年2月15日、県内5地点で行った土壌調査の結果を公表した。公表した結果からは、基地からの影響を受けている可能性を否定することはできないと考えるが、県の見解を伺います。

(4)、去る1月21日、米軍基地や自衛隊基地を抱える県内外の9爆音訴訟団などで構成する全国基地爆音訴訟原告団連絡会議（全国基地連）がPFAS汚染の

根絶を求める特別決議を全会一致で採択しています。P F A S 汚染をめぐるには三沢基地、横須賀基地に加え、厚木基地や横田基地周辺からも検出されるなど、全国的に米軍基地との因果関係が指摘されています。渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）においてもP F A S 汚染は問題視され、昨年8月には外務・防衛両大臣宛てに特別要請を行っていますが、全国的な課題として取組を加速させていくべきではないか、県の見解を伺います。

(5)、有機フッ素化合物P F A S 低減策のための費用増による県企業局の経営圧迫により、水道料金の値上げも検討せざるを得ない状況にあるのか伺います。

(6)、浦添市のキャンプ・キンザーの深刻な土壤汚染を明らかにした米海軍海兵隊公衆衛生センターの報告書について、隠蔽を指摘する報道について事実確認等、県の対応について伺います。

4、県経済の振興に関する新・沖縄21世紀ビジョン実施計画の進捗について。

(1)、「希望と活力にあふれる豊かな島を目指して」に掲げる項目の取組状況と次年度に予定する計画について伺います。

ア、県内所得の着実な向上につながる企業の稼ぐ力の強化。

イ、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革。

ウ、科学技術イノベーションの創出と次世代を担う持続可能な産業の振興。

エ、沖縄の優位性や潜在力を生かした新たな産業の創出。

(2)、県土のグランドデザインと圏域別展開に係る取組について伺います。

ア、中部圏域における農林水産業の振興について、花卉の生産振興、沖縄製糖業の高度化推進、モズク養殖業の振興の取組について伺います。

イ、臨港型産業の振興と産業イノベーションの推進について、中城湾港における産業支援湾港としての機能強化・拡充、各圏域の拠点となる湾港の機能分担・有機的連携の推進の取組について伺います。

(3)、新型コロナウイルスの感染が県内で初めて確認されてから2月14日で3年となりました。県経済は観光業を中心に甚大な被害を受けたが、人流回復に伴い持ち直しの動きを見せている。一方で需要回復により、顕在化した人手不足やコロナ禍を乗り越えるために受けた融資の返済が始まるなど、新たな課題も出ています。新たな課題への県の対応について伺う。

(4)、脱炭素化に向けた取組について、2023年度県

政運営方針の中で太陽光発電事業に係る補助、税制上の特例措置等の活用促進、活用技術の調査などクリーンエネルギーの導入促進に取り組むとしているが、2030年までにクリーンエネルギーの導入への予算総額は幾らと見積もっているのか。11月定例会では県の目標を達成するには太陽光発電で2300億円が必要と答弁している。どのような計画を持って実現するか伺う。

5、福祉行政について。

(1)、少子化対策について。

岸田首相が異次元の少子化対策を打ち出した昨年1年間の出生数が初めて80万人を割り込むことが確実に視されるなど、日本の少子化に歯止めがかからない危機感から、ようやく政府が本腰を入れた格好だ。沖縄においても対岸の火事ではなく、全国一高い合計特殊出生率も2015年の1.96をピークに近年は緩やかな低下傾向にあり、県の2022年人口移動報告年報では統計が残る1975年以降、県の人口動態の自然増減が年間を通して初めて減少に転じたことが明らかになった。沖縄も超高齢社会に突入した中、少子化対策は急務である。

ア、人口の自然減は、一過性のものと捉えているか。また、合計特殊出生率は今後どのように推移していくと見ているか、それぞれの要因分析と併せて見解を伺う。

イ、異次元の少子化対策は、児童手当など経済的支援の強化、学童保育や病児保育、産後ケアなどの支援拡充、働き方改革の推進の3本柱となる模様だが、国会論戦を見るにつけ、児童手当や出産一時金の増額など経済支援に耳目が集まっている。本質的な少子化対策は、子を産み、育てやすい社会の実現、すなわち働き方改革や職場・保育環境の改善にあると考えるが、県の見解について伺う。

(2)、新型コロナ及びインフルエンザ対策について。

ア、5類引下げによって、医療体制や学校、行政などの現場における対応、県民生活、特に生活困窮者への影響はどうか伺う。

イ、オミクロン株に対応した新ワクチンの県内の接種率が1月11日現在で21%と低迷し、全国最下位となっている。原因と対策について伺います。

ウ、県内におけるインフルエンザの流行状況（感染者数や学級閉鎖数）について伺う。

エ、新型コロナとインフルエンザに同時感染するフルロナ患者の事例は、どれほどの割合で確認されているのか。また、県は、同時感染の重症化リスクについ

てどのように捉えているか伺う。

(3)、県警がまとめた、2022年度に虐待の疑いがあるとして県内の児童相談所に通告した子供の数について伺います。通告の具体的な内容と事件に発展したケース等児童虐待の現状について伺います。

(4)、児童相談所が2022年1月に児童を委託解除した件について、調査委員会の最終報告が示された。最終報告に対する県の見解と今後の対応について伺う。

(5)、健康長寿県おきなわの復活に向けた取組について。

出生率全国一の沖縄県で胎児、赤ちゃんから始める生活習慣病の予防の取組による長寿復活の実現について見解を伺います。

6、教育行政について。

(1)、県立コザ高校2年の男子生徒が自ら命を絶った問題で、遺族が県に損害賠償を求め提訴しています。提訴をどのように受け止めるのか伺います。

(2)、高校生が自ら協議し作成した「県高校部活生メッセージ2023～変えよう部活、変えよう未来」の提言書について教育長の見解を伺います。

7、石垣リゾート&コミュニティ計画について。

石垣リゾート&コミュニティ計画は、地域未来投資促進法の適用を受けて地域経済牽引事業計画を作成し、沖縄県はこれを承認しています。ただし、地域未来投資促進法は比較的新しい法律のため、あまりにも問題が多過ぎると考えます。石垣島にとって、ひいては沖縄県にとって、真に持続可能な発展とは何かという最も基本的で重大な視点が必要であると考えます。開発と自然保護の典型的矛盾に真正面から対応すべき状況であり、リゾート計画について、県はここで少し立ち止まって考えてみるべきではないか、見解について伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

照屋大河議員の御質問にお答えいたしますその前に、私からも一言お返しをさせていただければと思います。

私は与勝第二中学校第3期卒業であります。それから47期の後輩の皆さんがそれぞれ社会で活躍していることを非常にうれしく思いますとともに、せんだって久高島の離島留学センターに行っていました。久高島の視察と併せて子供たちの様子を伺いました

が、県内、そして県外からも久高島で学校に通っている子供たちといろいろ意見交換させていただきました。沖縄におけるやはりその子供を中心とした社会のありようをしっかりと見つめ、どの子がどこに暮らしていても人として尊重され、そして大きな可能性を持って自分から世界に向かって羽ばたいていく、そういうような沖縄県をつくっていきたいということを改めて強く胸に思いました。これからも、どこに住んでも子供たちが見守られ、そして自由に伸び伸びと成長していける、そういう沖縄社会を共につくっていかねばと思います。御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の1の(1)のア、安保関連3文書への受け止めについてお答えいたします。

いわゆる安保関連3文書においては、日本が「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している」とした上で、反撃能力の保有を含め、防衛力を抜本的に強化すると記述されたほか、「南西地域における防衛体制を強化する」等、沖縄県に関わる記述も多く見られます。また、平和国家として、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならないとの基本方針は今後も変わらない旨が記述されてはおりますが、反撃能力の保有をめぐることは、従来の政府答弁で示された専守防衛の考え方とは相入れないとの指摘も多方面からなされております。これらのことを含め、国においては、国会の場で十分に議論し、課題や方向性については国民に丁寧な説明を行っていただきたいと考えております。

次に、基地問題についての御質問の中の(1)のイ、屋良覚書及び西銘確認書に基づく県の利用方針についてお答えいたします。

下地島空港の使用方法については、屋良覚書において、県が決定すること、国は民間航空以外の目的に使用させる意思がないこと、県に命令する法令上の根拠を有しないことなどが確認されております。また、西銘確認書においては、人命救助、緊急避難等特にやむを得ない場合を除き、民間航空機に使用させる方針で管理運営することが確認されております。

沖縄県としては、引き続きこの両文書に基づき空港を管理運営していくこととしております。

次に、福祉行政についての御質問の中の5の(4)、児童相談所のケースにおける調査委員会の最終報告への見解と対応についてお答えいたします。

沖縄県では、令和4年6月の調査委員会の中間報告

を踏まえ、当該児童を支える新たな体制をつくり、児童の意向を尊重しながら、その最善の利益や権利が守られるよう取り組んできたところです。同年8月には児童相談所相談体制の充実に向けた対応方針を策定し、子供の意向を酌み取る取組の推進やケースワークの在り方の見直し、全里親から意見を伺うためのアンケートの実施などの里親支援の充実にも取り組んでいるところです。また、次年度は各児童相談所に里親対応職員を増員するなど、児童相談体制の大幅な拡充を行うこととしております。今回頂いた最終報告を県としても重く受け止め、御指摘のあった課題や提言等を精査し、子供の権利ファーストの理念の下、児童の最善の利益や権利が守られるよう、これからも児童相談業務のさらなる充実にしっかりと取り組んでいく所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 嘉数 登君登壇〕

○知事公室長（嘉数 登君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のイ、反撃能力の配備及び共同使用拡大についてお答えいたします。

いわゆる安保関連3文書においては、反撃能力の保有や日米の施設の共同使用の増加等が記されております。反撃能力を有する部隊の沖縄への配備については、明らかではありませんが、県としては、従来の政府の国会答弁と整合性が取れず、さらに専守防衛を逸脱することになるのであれば、反撃能力を有するミサイル等の県内配備は、さらなる基地負担の増加につながり、県民の理解も得られないことから、反対することになると考えております。また、かねてから沖縄の米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めている中、日米の施設の共同使用や共同演習・訓練の増加により、これ以上の基地負担が生じることは、あってはならないと考えております。

同じく1の(1)のウ、安保関連3文書の世論調査についてお答えいたします。

報道によると、本年1月下旬に実施された県民を対象とした世論調査と昨年12月の全国調査の結果を比較したところ、反撃能力の保有については、県内は反対が過半数を占めたのに対し、全国は賛成が過半数を占め、県内と全国では結果が異なるとされております。また、県内調査においては、南西諸島への自衛隊配備強化について、沖縄が他国の標的にされることを主な理由として、反対が過半数を占めたとされております。これらの結果は、沖縄と全国における安全保障

政策についての受け止めの相違によるものと推察され、反撃能力の保有や南西諸島への自衛隊配備強化等は、県民の間に不安を生じさせていると考えております。

同じく1の(1)のエ、憲法9条の遵守等を求める県民大会についてお答えいたします。

県としては、県民大会の開催に向けた動きは、悲惨な沖縄戦を経験した県民が、今回のいわゆる安保関連3文書の内容に強い危機感を抱き、また、重く受け止めていることの表れであると考えております。県民大会については、県民が主体となって取り組むとともに、多くの県民、団体の賛同が必要であると考えております。

同じく1の(2)のア、台湾有事等に関するアンケート調査についてお答えいたします。

昨年末、県内41市町村長を対象に、台湾有事の懸念や南西諸島の防衛力強化の必要性などについて、県内報道機関によるアンケート調査があったと承知しております。県としては、いわゆる台湾有事は決してあってはならないと考えており、政府に対して平和的な外交・対話による緊張緩和、信頼醸成の取組を求めるとともに、県としても各国・地域との対話、交流を通じて積極的な役割を担ってまいりたいと考えております。また、軍事力の増強による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを強く懸念しており、ましてや米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な基地機能強化により沖縄が攻撃目標になるリスクをさらに高めることがあってはならないと考えております。

同じく1の(2)のイ、米シンクタンクによる報告書についてお答えいたします。

米国のシンクタンクCSISが今年1月に公表した、中国による台湾侵攻を想定したシミュレーションの結果報告書によると、中国が台湾に侵攻し、米国が介入した場合、米国が勝利するには在日米軍基地を使用する必要があること、勝利した場合でも日米に甚大な人的、物的損失が生じること等が示されております。特に、沖縄では多数の防空ミサイルが配備されていたにもかかわらず、中国のミサイルによって多くの航空機が地上で破壊されることや、嘉手納飛行場は破壊された多数の航空機、多くの遺体を埋葬する仮設墓地を有するようになるとの記述もあり、沖縄における甚大な被害が記述されております。一方で、県民の生命財産や県経済等への影響については記述されておられません。

県としては、台湾海峡をめぐる問題がエスカレート

し、不測の事態が生ずることは決してあってはならず、関係国等の平和的な外交・対話によって回避する必要があると受け止めております。

同じく1の(2)のウ、市町村国民保護計画の策定状況及び住民避難のための輸送力についてお答えいたします。

国民保護法に基づく、市町村国民保護計画については、令和5年1月末現在、40市町村で策定済みであり、残り1村についても今年度中に策定する予定となっております。台湾有事等の特定の事態を想定したものではありませんが、県としては、万一の事態に備え、国民保護に関する対処能力の向上を図ることは重要と考えております。このため、平素の取組として、内閣官房をはじめ、国土交通省、市町村、航空会社や船舶会社などの関係機関と輸送力の確保及び、その最大化に向けた検討を行っております。

同じく1の(4)、重要土地等調査法による区域指定についてお答えいたします。

昨年12月27日、内閣府告示により、北海道、青森県、東京都、島根県、長崎県の5都道県の計58か所が注視区域及び特別注視区域に指定され、本年2月1日から施行されております。内閣府によると、2回目以降の区域指定は、個々の重要施設・国境離島等について、法の要件や基本方針の内容に照らして評価し、土地等利用状況審議会の意見を聴いた上で決定することとしており、具体的な指定の時期等について示すことは困難とのことです。

県としては、今後予定される注視区域等の指定の状況や県民生活にどのような影響が生じるのか等について、引き続き情報収集に努めてまいります。

次に2の(1)のア、米軍による下地島空港使用届の経緯についてお答えいたします。

去る1月13日、在沖米海兵隊から県に対し、CH53ヘリコプターなど計4機が1月31日に下地島空港を使用する旨を記載した空港使用届がメールで提出されました。使用届の提出を受けて、県は、1月18日に米軍及び日本政府に対し、使用自粛を求める口頭要請を行いました。翌19日、米軍から、沖縄県が拒否したため見送ることになったとの回答がありました。

同じく2の(2)のア及びイ、つり下げ訓練の経緯及び県の賛否についてお答えいたします。2の(2)のア及び2の(2)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

去る1月30日、沖縄防衛局から県に対し、本年2月1日及び2日に、ホワイトビーチから浮原島へ、在沖米海兵隊のCH53Eヘリコプターが車両をつり下

げて移動を実施するとの情報提供がありました。この水域は漁船等が航行しており、県としては、施設・区域外における軍用車両のつり下げ輸送は、一歩間違えば人命、財産に関わる重大な事故につながりかねないと考えていることから、翌31日、同局に対し、船舶などの別の手法による輸送に変更するなど再検討し、つり下げ訓練を行わないよう、米側に強く働きかけることを要請しました。翌2月1日、同局から、両日とも車両つり下げ輸送を実施しないとの説明が米側からあった旨、連絡がありましたが、理由は明らかにされておりません。

同じく2の(3)のイ、爆音訴訟の在り方への見解についてお答えいたします。

嘉手納飛行場の騒音をめぐる訴訟については、第1次から第3次まで、いずれも、環境基準を超える騒音被害に対して国の賠償責任を認めておりますが、飛行差止めには至っておりません。また、報道によると、第4次の原告数は、これまでに最も多い約3万6000人となっており、騒音被害への不満が高まってきていると考えられます。戦後77年を経た今もなお、依然としてこのような訴訟が提起されるのは誠に残念であります。

県としては、今後とも大きな関心を持って注視していくとともに、あらゆる機会を通じ、航空機騒音規制措置の厳格な運用及び米軍への航空法など国内法の適用をはじめとする日米地位協定の抜本的な見直しを、日米両政府に対して粘り強く働きかけてまいります。

同じく2の(3)のウ、軍転協の移設計画撤回要請についてお答えいたします。

先月27日に行った令和4年度軍転協要請においては、嘉手納飛行場の防錆整備格納庫移設計画の撤回を求めています。嘉手納飛行場の防錆整備格納庫移設計画の撤回を含む要請内容については、去る1月6日に開かれた総会において協議し、会員の決議を経て決定したものであり、県内基地所在市町村の総意であると考えております。

同じく2の(5)、米軍兵が銃器を携行して歩行したことについてお答えいたします。

去る2月7日及び10日、北部訓練場に隣接する民間地において、米軍兵が銃を携行して歩行しているとの報道がありました。県が沖縄防衛局に事実関係を照会したところ、7日の事案に関して、米側は、予期せぬ抗議活動により、海兵隊は車両から降車し歩くことを強いられたと回答しているとのことでした。また、10日の事案に関しては、現在、同局において事実関係を確認しているところです。

県としては、地元自治体とも連携しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

同じく2の(6)、国道における米軍装甲車の走行についてお答えいたします。

去る2月14日午前10時半頃、米軍の装甲車が、車両の銃身や米兵が携行するライフルがむき出しになった状態でキャンプ・シュワブ前の国道を走行したとの報道について、沖縄防衛局に照会したところ、米軍の運用に関する一つ一つについて承知しておりませんが、米側においては、公共安全に妥当な配慮を払っているものと承知しているとの回答がありました。

県としては、米軍はその運用に当たっては、県民に不安を与えることがないように十分配慮すべきであると考えており、引き続き適切に対応してまいります。

次に3、環境行政（P F A S 汚染）についての(4)、P F O S等に関する全国的な取組についてお答えいたします。

渉外知事会においては、令和4年8月に、米軍基地における有機フッ素化合物に関する特別要請を実施しております。本要請については、今後、P F O S等の問題は全国にも波及するおそれのある問題であるため、本県から渉外知事会に提案をし、実施に至ったものです。政府からは、立入調査については、引き続き関係自治体と連携しながら米側と連携していく等の回答がありましたが、P F O S等については、青森県や神奈川県においても米軍基地からの漏出事故が発生していることから、引き続き渉外知事会等を通じて日米両政府に対策を求めるなど、各都道府県とも連携して取り組んでまいります。

同じく3の(6)、牧港補給地区の土壤汚染の報告書についてお答えいたします。

沖縄防衛局に確認したところ、同局では、報道にあった米海軍海兵隊公衆衛生センターの報告書の有無を把握しておらず、また、保有していないとのこと。県としては、基地から派生する環境問題は、県民が大きな不安を抱くものであり、米軍及び基地提供者である国の責任において、十分に情報を把握し、積極的に開示すべきであると考えております。

県としても、米国の情報公開法に基づき報告書の開示請求を行うなど、情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 金城 賢君登壇〕

○環境部長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(3)のア、勝連分屯地における赤土等の現場外流出についてお答えいたします。

勝連分屯地の事業現場から赤土等が流出したことについて、沖縄防衛局に確認したところ、車両タイヤの赤土等が付着した敷鉄板を洗浄したことにより流出したとのことでした。沖縄県赤土等流出防止条例に定める施設基準等は、切土、盛土等の土地の区画形質を変更する事業行為に対して適用されるものであり、本件については、その対象とはなりません。一方、同条例では、事業現場からの赤土等流出防止措置を事業者の努力義務として規定しており、県は、令和5年2月3日に現場で改善状況を確認した上で、事業者に対し再発防止について指導を行っております。

2、基地問題についての(3)のア、外来機による嘉手納・普天間両基地周辺の騒音の状況についてお答えいたします。

嘉手納飛行場へのF22戦闘機及びF16戦闘機暫定配備後の令和5年1月と、両機種の前記の令和4年10月の騒音測定結果を比較したところ、オンライン測定局15地点中全ての地点で、期間中の騒音レベル及び騒音発生回数が増加しており、また、最大騒音ピークレベルも砂辺局で117.9デシベルが測定されるなど、10地点で100デシベルを超える騒音が測定されております。また、令和4年12月6日にF22戦闘機が普天間飛行場に飛来した際には、上大謝名局で113デシベル、新城局で106.2デシベル、野嵩局で104.4デシベルの最大騒音ピークレベルが測定されております。これらのことから、外来機の暫定配備後、騒音状況が悪化し、両飛行場周辺の生活環境に大きな影響を与えているものと考えております。

3、環境行政（P F A S 汚染）についての(1)、沖縄市池原の廃棄物最終処分場周辺における発生源についてお答えいたします。

沖縄市池原の廃棄物最終処分場周辺においては、平成30年度よりP F O S等の水質調査を実施しており、ファームポンドについては、地元自治会及び沖縄市からの要望を受け、令和元年度より調査を実施しております。また、ファームポンド3か所中1か所について、環境省が定める暫定指針値である50ナノグラムパーリットルを超えてP F O S等が検出されておりますが、発生源は特定できておりません。

県としましては、当該ファームポンドのモニタリングを継続するとともに、取水源周辺にある事業所等におけるP F O S使用製品等の保有及び使用履歴を確認するなど、沖縄市や関係部局等とも連携しながら発生源の特定に向けて取り組んでまいります。

同じく3、環境行政の(2)、国内外のP F A Sに関する情報収集についてお答えいたします。

環境省においては、PFOS・PFOAの有害性の知見が不十分であることやWHO、米国等で科学的な議論が行われていることから、去る1月24日にPFOS・PFOAに係る水質の目標値等を検討する専門家会議を厚生労働省と合同で初開催したところです。県は環境省と日頃からPFOS等に係る情報の共有を図っており、当該会議についてもウェブで傍聴し、現在のPFOS、PFOAの暫定指針値を当面維持することやその他のPFAS類についても毒性評価情報の収集を行うこと等について議論が行われたことを確認しております。また、県では、去る1月に照屋副知事が土木環境委員会委員とともに米環境保護庁を訪問し、米国におけるPFAS規制に関する情報収集を図ったところです。

県としては、引き続き国内外の動向や科学的知見の収集等に努めてまいります。

同じく3の(3)、土壌調査の結果に対する県の見解についてお答えいたします。

県が昨年12月に実施した土壌中のPFOS等調査の結果では、普天間飛行場周辺等5地点のうち普天間第二小学校の地点で、基地の影響がないと考えられる対照区と比較してPFOSが16.5倍となる値が検出されております。当該調査地点については、普天間飛行場内の消防訓練施設の下流域にあり、近くを流れる排水路に隣接していることから、基地からの影響を受けている可能性を否定できないと考えております。なお、普天間第二小学校の地点を除く3地点では対照区と比較してPFOS及びPFOAの値に大きな差は見られませんでした。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 島袋善明君登壇]

○土木建築部長(島袋善明君) 1、知事の政治姿勢について(3)のア、強風時におけるクレーン等の使用についてお答えいたします。

クレーン等の使用については、労働安全衛生法やクレーン等安全規則等で、強風のため危険が予想される場合は、当該作業を中止しなければならないと規定されており、事業者において、適正に対応されるものと考えております。

次に2、基地問題について(1)のウ、屋良覚書及び西銘確認書の条例化についてお答えいたします。

県では、屋良覚書及び西銘確認書に基づき、下地島空港を人命救助、緊急避難等特にやむを得ない場合を除き、民間航空機に使用させる方針で管理運営しております。

県としては、引き続き両文書に基づき空港の管理運営を行いながら、その趣旨をどのように条例へ反映させることができるのか、関係部局と連携し、研究を進めていきたいと考えております。

次に4、県経済の振興に関する新・沖縄21世紀ビジョン実施計画の進捗について(2)のイ、中城湾港等の取組状況についてお答えいたします。

中城湾港については、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画において、施策として中城湾港の物流・人流機能の強化を掲げており、主な取組として、中城湾港新港地区における埠頭再編や航路新設に関する調査検討等を行っております。各圏域の拠点港湾については、実施計画において、施策として港湾間の戦略的な機能分担・連携強化を掲げており、主な取組として、効率的なサプライチェーンの形成に資する港湾物流環境の構築に向けた調査等を行っております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(5)、遺骨の保全に関する条例制定についてお答えいたします。

戦没者の遺骨収集については、戦没者遺骨収集推進法により、国の責務であることが明記されております。戦没者遺骨に関する条例の制定については、同法の趣旨等から、規制型には課題があると考えております。一方で、さきの大戦で犠牲となった戦没者の遺骨の尊厳を守ることは重要な課題であると考えており、理念型の条例等を含め検討しているところです。

5、福祉行政についての中の(1)のイ、保育環境の改善についてお答えいたします。

子供を産み育てやすい社会の実現には、安定した保育の提供や、子育て世帯の多様なニーズに対応できる体制を整備していくことが重要であると考えております。そのため県では、保育士の確保に取り組むとともに、市町村が実施する延長保育、病児保育等の地域子ども・子育て支援事業の取組を支援しております。引き続き、市町村と連携して、保育環境の向上に取り組んでまいります。

同じく(2)のア、5類引下げに伴う生活困窮者への影響についてお答えいたします。

国が1月27日に決定した対応方針では、現在講じている医療費の自己負担分に対する公費支援の見直しについて、急激な負担増が生じないように、自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続することとし、3月上旬をめどに具体的な方針を示す

こととされております。

県としましては、見直しに伴う家計への影響など国における検討等を注視しつつ、引き続き、自立相談支援機関の体制及び各種支援制度の周知を強化し、関係機関と連携しながら、生活に困窮する世帯へのきめ細やかな支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

〔警察本部長 鎌谷陽之君登壇〕

○警察本部長（鎌谷陽之君） 2、基地問題についての御質問のうち(4)、米兵による逆走衝突事案及び建造物侵入事案の概要と捜査状況についてお答えいたします。

まず初めに、逆走衝突事案から御説明いたします。

本事案につきましては、本年1月12日夜、うるま市の海中道路において、米軍人の男性が酒気を帯びた状態で普通乗用車を運転し、道路を逆走したため、対向から進行してきた軽乗用車と正面衝突した事案であります。本事案において事故を起こした米軍人男性と、衝突された軽乗用車の運転手及び同乗者がそれぞれ軽傷を負っております。米軍人男性につきましては、過失運転致傷及び酒気帯び運転で現行犯逮捕しております。

本事案につきましては、事故現場における実況見分のほか、現場周辺の防犯カメラ映像の確認など、現在所要の捜査を実施しているところでございます。

続きまして、建造物侵入事案について御説明をいたします。

本年1月15日朝方、米軍人の男性が北谷町内のアパート屋上に無断で侵入したものであります。事件覚知後、現場における鑑識活動や防犯カメラ映像の確認など、所要の捜査を実施し、既に窃盗の罪で逮捕されていた米軍人男性を被疑者と特定した上で、1月30日建造物侵入の罪名で再逮捕し、那覇地方検察庁に事件送致をしております。

なお、被疑者が侵入した屋上にある倉庫で火災が発生しておりますが、同火災については現時点、出火の原因を究明するなど必要な捜査を推進しているところでございます。

次に5、福祉行政についての御質問のうち(3)、児童相談所への通告及び児童虐待の現状についてお答えいたします。

令和4年中、県警察が取り扱った虐待疑いのある児童として、児童相談所に通告した人数は暫定値で2309人で、前年と比べて401人の増加となり、過去最多となっております。通告の内容といたしまして

は、車内に放置された児童を見かけた方から通報を受けた事例や、スーパーで児童を過剰に叱責する親を目撃した方から通報を受けた事例などがあり、通告人数の増加には県民の問題意識の高まりも背景の一つにあると考えております。刑事事件の検挙も昨年中35件、被害児童37人と、前年に比べて6件7名増加しており、養父がしつけと称して児童に暴行を加え骨折させるなどした傷害事件などを検挙しております。

県警察では、児童虐待に関する相談があった場合、児童相談所等関係機関と早期に情報共有するとともに、児童の安全確認を最優先に行うほか、迅速な児童相談所への通告、積極的な事件化により児童の安全確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 3、環境行政（PFA S汚染）についての(1)、農業用水への使用と基準値の設定についてお答えいたします。恐縮ですが、3の(1)と3の(2)は関連しますので、一括してお答えいたします。

農業用水や土壌、農作物については基準値が設定されていないため、使用の可否については判断が困難な状況にあります。このため、県では、国に対し、農地の土壌環境基準値を設定することなどを求めているところであります。

県としましては、引き続き、地元の要望等も踏まえつつ、関係部局とも連携し、県産農産物の安全・安心確保に努めてまいります。

4、県経済の振興に関する新・沖縄21世紀ビジョン実施計画の進捗についての(2)のア、中部圏域の農林水産業の振興についてお答えいたします。

中部圏域は、県内有数の産地である菊やモズク等の多様な品目が拠点産地に認定されるなど、都市近郊にある立地条件を生かした農林水産業が展開されております。

県としましては、引き続き、栽培施設や農業用機械等の整備による花卉の生産振興、製糖工場の老朽化対策並びに製糖副産物の総合的利活用の検討、モズク等の水産物の流通・加工施設の整備、ファーマーズマーケットや直売所等の活性化支援など、中部圏域の特徴を生かした農林水産業の振興に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 糸数 公君登壇〕

○保健医療部長（糸数 公君） 3、環境行政（PFA

AS汚染)についての(2)のうち、PFAS血中濃度調査・疫学調査についてお答えいたします。

PFOS等の健康に与える影響については、環境省が大規模疫学調査「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」を実施しており、今後研究結果が公表される予定となっております。また、環境省等においてPFASに対する総合戦略検討専門家会議等が開催され、科学的根拠に基づくPFASに対する総合的な対応が検討されており、その動向を注視していきたいと考えております。

次に5、福祉行政についての(2)のアのうち、5類位置づけによる医療体制等についてお答えいたします。

国が1月27日に決定した対応方針では、入院や外来の取扱いについて、原則としてインフルエンザなど他の疾病と同様になることから、幅広い医療機関で受診できる医療体制に向けて段階的な移行を目指すとしておりますが、公費支援など患者等の対応については、3月上旬を目途に具体的な方針を示すとしております。また、自治体から県民に要請していた入院勧告や就業制限、外出自粛がなくなるほか、特措法に基づき設置した都道府県対策本部についても廃止となるなど、これまで講じてきた各種の政策・措置が見直されることとなります。

同じく5の(2)のイ、オミクロン株対応ワクチンの接種率についてお答えします。

令和5年2月19日現在における県のオミクロン株対応ワクチンの接種率は、12歳以上の全人口の30.8%となっております。特に若い世代の接種率が低く、その要因として、副反応に対するおそれ、接種の時間が合わないこと、副反応が生じた場合に学校や仕事を休むことができない、既に罹患したなどが挙げられます。

県としては、ワクチンに関する正しい情報の発信や、商業施設等身近な場所で接種ができる出向き接種を行うなど、接種の推進に取り組んでおります。

同じく(2)のウのうち、インフルエンザの流行状況についてお答えします。

インフルエンザの患者は、定点医療機関より週単位で報告され、令和4年第51週(12月19日から25日まで)に定点当たり2.91人となり、流行の兆しの指標とされる1人を約2年9か月ぶりに超えました。令和5年第1週に17.77人となり注意報が、翌第2週に33.23人となり警報が発令され、第5週には47.18人まで増加し今シーズン最も多い報告数となりました。直近の第6週(2月6日から12日まで)は30.25人と

なり5週連続で警報が発令されていますが、前週と比較して約36%の減少となっております。

同じく5の(2)のエ、同時感染患者の割合及び重症化リスクについてお答えします。

新型コロナとインフルエンザは調査方法に違いがあることから、発生動向調査においては同時感染の把握は困難ですが、医師会が設置した発熱軽症者抗原検査センターの実績によりますと、検査を受けた1377名のうち、同時感染者は3名、全体の0.22%となっております。重症化リスクについては明らかではありませんが、報道によると、リスクが高まるとの専門家の意見があるとされています。新型コロナ及びインフルエンザワクチンについては、重症化予防効果が認められていることから、県としては、引き続き、両方のワクチン接種を呼びかけてまいります。

同じく5の(5)、胎児期からの生活習慣病対策についてお答えします。

妊娠中の母親の栄養状況や生活習慣等が、胎児の将来の生活習慣病に影響を及ぼすという学説が近年提唱されており、妊娠中の健康管理が健康寿命の延伸においても大変重要であると認識しております。県では、低体重児出生の要因を分析し、妊婦に対する保健指導マニュアルや喫煙及び痩せに対する保健指導教材を作成・配付するなど、市町村や医療機関における保健指導の充実を図っているところであります。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、妊娠期からの生活習慣病を含む母子保健対策を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企業局長。

[企業局長 松田 了君登壇]

○企業局長(松田 了君) 3、環境行政(PFAS汚染)についての(5)、PFOS等低減策による水道用水供給単価値上げの検討についてお答えいたします。

企業局では、令和5年度のPFOS等対策として、補助率3分の2の防衛省補助事業を活用した高機能活性炭への入替え事業を予定しており、企業局の負担額は約1億4000万円となっております。また、補助率4分の3の厚生労働省補助事業を活用し、長田川取水ポンプ場施設整備事業を予定しており、企業局の負担額は約5000万円となっております。

企業局としては、これらの対策に要する費用について、経営に大きな影響はないものと考えておりますが、PFOS等問題の解決には汚染源の浄化など、抜本的な対策が必要であることから、引き続き、国や米

軍に対し、汚染源の特定と対策の実施及び企業局等が実施するP F O S等対策に係る費用負担を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 松永 享君登壇〕

○商工労働部長（松永 享君） 4、県経済の振興に関する新・沖縄21世紀ビジョン実施計画の進捗についての(1)のア、企業の稼ぐ力の強化に係る取組状況等についてお答えします。

県では、DXの加速化やイノベーションの促進など、稼ぐ力の強化に向けた取組を推進しております。令和5年度は、全産業のDXの加速化やデジタル人材の育成、地域経済の好循環に向けた企業や産業間連携など、生産性や付加価値の向上につながる取組を推進してまいります。また、中小企業等の経営基盤の強化を図るため、支援機関との連携による経営改善や企業の成長に資する資金繰り支援、円滑な事業承継の推進等に取り組んでまいります。

同じく4の(1)のウ、次世代を担う持続可能な産業の振興についてお答えします。

商工労働部では、次世代を担う持続可能な産業振興の取組として、バイオテクノロジーを活用した健康・医療分野の産業化を促進しております。具体的には、バイオ関連企業への技術開発や経営支援、専門人材育成等を実施しております。また、昨年12月、国が推進する地域バイオコミュニティに沖縄県が認定されたことを受け、県内外の関係機関との連携を強化し、企業の事業化・事業拡大に向け取り組んでおります。令和5年度も引き続き、バイオテクノロジーを活用した持続可能な産業の振興に取り組んでまいります。

同じく4の(1)のエ、新たな産業の創出に係る取組状況等についてお答えします。

県では、自律的にスタートアップが生まれ、成長する仕組みの構築など、新たな産業の創出に向け取り組んでおります。昨年12月には産学官金が一体となって取組を効果的に推進するおきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアムを設立しました。令和5年度は、同コンソーシアムと連携し、スタートアップと金融機関等とのマッチングや、スタートアップへの成長支援プログラムの実施等により、新事業・新産業が創出される環境づくりに取り組んでまいります。

同じく4の(3)、人手不足など新たな課題への対応についてお答えします。

令和4年7月以降、県内の有効求人倍率は、1倍を上回り、宿泊、飲食を中心に人手不足が課題となって

いることから、各部局において人手不足対策の強化を図るとともに、求人と求職のミスマッチの解消や働きやすい環境づくり、正規雇用の促進などに取り組んでいるところです。また、令和5年度にはコロナ関連融資の返済が本格化することから、借換えによる返済負担の軽減等に対応する伴走支援型借換等対応資金を創設し、保証料ゼロとする県独自の支援策を講じるなど、事業者負担の軽減を図っているところです。

同じく4の(4)、クリーンエネルギー導入の予算総額と計画についてお答えします。

県が掲げる2030年度再エネ電源比率の意欲的な目標18%につきましては、既に技術が確立し今後も主力となるが見込める太陽光発電のみで達成すると仮定した場合、必要な事業費は民間投資を含めて2300億円程度と試算されます。

県としましては、目標達成に向け、離島における蓄電池の設置も含む太陽光発電事業に対する補助、水素等の利活用に向けた可能性調査、税制上の特例措置の活用促進等をアクションプランに位置づけており、引き続きクリーンエネルギーの導入拡大に取り組んでまいります。

5、福祉行政についての(1)のイ、働き方改革や職場環境の改善についてお答えします。

県では、働き方改革や職場環境の改善に向け、男性の育児休業取得の促進や長時間労働の抑制等ワーク・ライフ・バランスの普及、女性が働き続けられる職場づくりに取り組む企業の支援のほか、女性従業員向けのセミナーや労働相談を実施しております。

県としましては、働きながら出産・子育てができる職場環境の整備が重要であると考えていることから、今後とも、子を産み、育てやすい社会の実現のため、働き方改革の推進や職場環境の改善に取り組んでまいります。

7、石垣リゾート&コミュニティ計画についてお答えします。

地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画につきましては、地域活性化のために策定された石垣市の基本計画等に照らして要件を満たすことから、環境への配慮など関係部局から出された意見を付した上で、令和4年3月22日付で承認し、手続きが完了しております。今後、事業者が実際の工事等に着手するためには、農地法、森林法、都市計画法、赤土等流出防止条例等、各種許認可の手続きが必要となるため、関係部局がそれぞれの法令等に基づき、審査等を行うこととなります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 4、県経済の振興に関する新・沖縄21世紀ビジョン実施計画の進捗についての(1)のイ、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成等についてお答えします。

県においては、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向け、県民、観光客、観光事業者それぞれの満足度を高めるとともに、質の向上による沖縄観光の変革を図っていくこととしております。このため、回復基調にある沖縄への旅行需要を継続して取り込むため、国内外の誘客活動の展開、戦略的なMICEの振興、自然や歴史、文化など沖縄のソフトパワーを生かした質の高い観光コンテンツの造成、サステナブルツーリズムや観光DXなどを推進するとともに、観光産業を支える人材の育成・確保に取り組んでまいります。

同じく4の(1)のエのうち、文化観光スポーツ部における新たな産業創出の取組についてお答えします。

県においては独自の歴史や文化など、沖縄のソフトパワーを生かした産業の創出・振興に取り組んでいくこととしております。具体的には琉球舞踊、組踊、エイサー等の文化資源を活用した観光コンテンツの開発や認知度向上など、文化芸術に係るビジネスを支える環境の整備を図るほか、空手関連産業という新たな産業の創出を図るため、空手ツーリズムを推進し、多様で魅力ある体験型観光プログラムや商品等の開発支援を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 儀間秀樹君登壇〕

○企画部長（儀間秀樹君） 4、県経済の振興に関する新・沖縄21世紀ビジョン実施計画の進捗についての(1)のウ、科学技術イノベーションの創出についてお答えいたします。

科学技術イノベーションの創出に向けては、県内大学等の研究成果を活用する各種取組を進めております。具体的には、研究の段階に応じた産学連携共同研究への支援や、研究の実用化に向けた企業とのマッチング等を行っております。また、県内で起業を目指す人材等を国内外から募集・選定し、育成する、OISTのアクセラレータープログラムへの支援も実施しております。

県としましては、令和5年度も引き続き、科学技術イノベーションの創出に向けた様々な取組を実施してまいります。

続きまして5、福祉行政についての(1)のア、人口の自然減と合計特殊出生率の推移に係る要因等についてお答えいたします。

本県の令和5年1月1日現在の推計人口は146万9382人で過去最高となっておりますが、死亡数が出生数を上回る自然動態の減少が、昨年2月以降12か月続いております。この要因としては、出生数が減少傾向にあることに加え、令和4年は死亡数が大きく増加していることが挙げられます。このような自然動態の減少が一過性のものか、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。また、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に位置づけた展望値において、同計画の目標実現のために実施される諸施策事業の成果等を前提に推計した合計特殊出生率は、令和3年の1.80から令和13年には1.82に推移すると見込んでいます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 5、福祉行政についての中の(2)のア、学校における5類引下げ後の対応についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、新型コロナウイルスが5類に引下げとなった場合でも、学校教育活動を継続していくために、引き続き、手洗い、換気等の基本的な感染対策は重要であると考えております。なお、文部科学省の通知によると、マスクの着用については、令和5年4月1日以降「マスクの着用を求めない」とされており、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように周知しているところであります。

続きまして6、教育行政についての中の(1)、コザ高校自死事案に係る損害賠償訴訟についてお答えいたします。

令和3年に起こったコザ高校の事案につきましては、あつてはならないことであり、重く受け止めております。

県教育委員会としましては、二度とこのようなことが起こらないよう、部活動の在り方に関する方針の改定など、再発防止の徹底に努めているところです。今回の訴訟提起につきましては、まだ訴状が届いておらず詳細は把握しておりませんが、訴状が届き次第、内容を確認の上、真摯に対応してまいります。

同じく(2)、県高校部活生メッセージについてお答えいたします。

部活動における暴力・暴言・ハラスメントの根絶を目的に、7校22名の高校生検討委員が部活動につい

て討議し、部活動をよりよいものにしていきたいという生徒たちの強い思いを指導者、学校、部活生仲間、保護者に発信できたことは、大変意義深いものであると考えております。5回にわたって議論を深め、メッセージをまとめた高校生の皆さんの熱意は、生徒にとって望ましい部活動の環境づくりにつながっていくものと確信いたします。

県教育委員会としましては、生徒たちの声を真摯に受け止め、これからの時代における部活動のあるべき姿の構築に向け、引き続き、取り組んでまいります。

失礼しました。

5、教育行政についての(2)のウ、インフルエンザによる学級閉鎖数についてお答えいたします。

インフルエンザの感染による令和5年1月から令和5年2月15日までの学級閉鎖数は、小学校で134学級、中学校で40学級、高等学校で20学級、特別支援学校で1学級となっております。

県教育委員会としましては、引き続き、学校におけるインフルエンザ予防対策の徹底について各学校へ促してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

〔山里将雄君登壇〕

○山里 将雄君 ていーだ平和ネット山里です。

皆さん、私の顔こんな顔です。議員の皆さんともマスクを取って話をしたことがない方々がたくさんいらっしゃるんですけども、今回の議会では、部長の皆さんがここでマスクを取って答弁なさって、ああこんな顔をしていたんだと本当に思って、マスクを取った顔を見られてよかったなと思っています。過去2か年の間に定年していった部長さん方、たくさんいますけれども、マスクを取った顔を見ずに定年してしまったものですから、これから道やどこかでばったり会っても分からないんじゃないかなというふうに心配したりもするんですが、マスクを取れるような状態になったことは非常によかったなというふうに思っています。余談でした。

質問に入らせていただきます。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、日米地位協定抜本改定の取組について。

日米地位協定の抜本改定は県民の強い要望です。全国知事会でもこれまで2度、米軍基地負担に関する提言を決議していて、県としても政府に強く求めてきたところではあります。国は聞く耳を持たず、沖縄における米軍関係の事件・事故は後を絶ちません。地位協定改定を政府がかたくなに拒むその理由は何なの

か、これからの対応はどうするのか、知事の見解を伺います。

(2)、辺野古抗告訴訟について。

今月8日、防衛省の辺野古新基地建設設計変更申請を県が不承認とした処分をめぐり、国土交通大臣の処分を取り消す裁決を違法とした抗告訴訟の初弁論が那覇地裁で開かれました。軟弱地盤の調査等が不十分で、必要性や国土利用上の合理性が認められないとし、不承認とした県の処分は正当なものであり、国土交通大臣の裁決は違法と言わざるを得ません。知事の見解を伺います。

(3)、建白書から10年を迎えて。

辺野古新基地建設の阻止と普天間基地の早期閉鎖返還、MV22オスプレイの配備撤回を求めて沖縄建白書を国に提出してから令和5年1月で10年が経過しました。政府は建白書に込めた沖縄の心を顧みず辺野古新基地建設を進め、オスプレイの配備を継続しています。県の見解と建白書実現の対策を伺います。

(4)、玉城知事の国連演説について。

知事は国連の場で辺野古新基地建設の断念に向けて発信したいと考えを表明しています。議会においても、国連や国際社会に対し、基地負担の現状の発信強化を図ると答弁しております。国連演説について時期等、具体的な準備状況について伺います。

(5)、地域外交室の設置と役割について。

4月から知事公室に地域外交室が設置されます。アジア太平洋地域の持続的安定に貢献する地域外交に取り組む一環ということですが、地域外交室の役割は何か、地域外交室を設置する知事の思いを伺います。

(6)、知事・副知事の国外訪問について。

玉城知事は、昨年友好関係の強化に関する覚書を締結したパラオ共和国と沖縄の基地負担軽減を図ることで重要な位置にある米国領グアムを訪問しました。また照屋副知事は沖縄コンベンションビューローの下地会長、那覇空港ビルディングの平敷専務と共に台湾を、そして土木環境委員会委員と共に米国・ワシントン訪問しました。

ア、知事のパラオ共和国、グアム訪問の目的と所感を伺います。

イ、照屋副知事の台湾、ワシントン訪問について目的と所感を伺います。

(7)、知事の訪米について。

知事は記者会見で3月に訪米を調整しているとの発表がありました。辺野古新基地建設を含め沖縄の基地問題、米軍基地からの流出が原因である可能性が高い

有機フッ素化合物の問題等を直接米国政府関係者、連邦議会議員等に訴えることは重要であり訪米の成果に期待します。今回の訪米予定について知事の見解を伺います。

(8)、国連機関・国際機関の誘致について。

日本総合研究所会長の寺島実郎氏は、復帰50年記念シンポジウムで、アジアの経済ダイナミズムの中において、沖縄に国連機関を誘致することは非常に意義があると提言しました。経済のみならず、沖縄を平和の緩衝地帯として日本の安全保障を考える上でも、国連機関あるいは国際機関の誘致に取り組むべきではないか。知事の見解を伺います。

(9)、相次ぐオスプレイのクラッチ不具合による飛行停止について。

配備に反対する沖縄の声を無視して強行配備されて10年が経過したオスプレイに、またクラッチの不具合という欠陥が見つかり、一時飛行停止、飛行制限などの措置が取られました。防衛省は、2016年にこれを把握していながら関係自治体に公表していなかったことも報じられています。県民の不安は高まっていると思います。県の対応について伺います。

(10)、岸田総理秘書官の性的少数者に対する差別的発言について。

岸田総理の秘書官が性的少数者に対する差別的発言で更迭され、岸田総理自身も「社会が変わる」と発言し非難を浴びています。一方、沖縄県の21世紀ビジョンは、「ジェンダー平等の実現と性の多様性の尊重」を掲げ、性的指向や性自認など多様な性の在り方に関する理解を促進することに取り組むとしています。今回の岸田総理秘書官及び岸田総理の発言について、知事の見解を伺います。

(11)、伊江島旧日本軍壕の遺骨収集調査について。

日本兵106人が戦死したと見られる地点を記した資料が米国立公文書館で見つかり、可能性の高い一帯が特定されました。これを受け、早急な遺骨収集が望まれている伊江島の旧日本軍壕について、具体的な対応、日程、国との調整等について伺います。

(12)、ウクライナ難民支援の現状について。

ロシアのウクライナ侵攻から来る24日で1年になります。長引く戦争により多くのウクライナ国民が避難を余儀なくされ、国内外への避難民は1400万人を超えます。沖縄県のウクライナ避難民支援の現在の状況について伺います。

(13)、復帰50周年記念事業の成果について。

昨年は沖縄本土復帰50年の大きな節目を迎え、記念式典をはじめ多くの記念行事が開催されました。復

帰50年は、米軍基地問題はじめ、いまだ解決されない諸課題を県民が改めて認識し、今後の沖縄について考える機会でもありました。復帰50周年記念事業を終えた今、知事の所感を伺います。

(14)、長野県との交流連携協定締結について。

玉城知事と長野県の阿部守一知事との会談で、包括的な交流連携協定の締結に向けて取り組むことが確認されました。連携協定に期待するものは何か、協定の目的を伺います。また締結に向けた準備の状況、スケジュール等について伺います。

(15)、政府によるマイナンバーカード普及策について。

国はマイナンバーカードの取得者増に躍起となっています。カード取得を促す施策を次々に打ち出し、運転免許証や健康保険証との一本化など、事実上の強制とも言える方針も打ち出しました。ついには未取得者に健康保険資格確認書の発行を有料とする懲罰的な案まで浮上していました。あまりに性急な普及を図るやり方は問題があるのではないか。知事の見解を伺います。

2、行財政運営について。

(1)、2023年度予算について。

2023年度県一般会計当初予算は過去最高の総額8614億円を計上しました。今回の予算には自律した財源確保を目指し、沖縄独自の高率補助制度に頼らず全国一律の補助制度で行う新規事業が計上されており、県民に必要な事業を積極的に行うという知事の姿勢が表れていると思います。2023年度予算編成における県の基本的方針を伺います。

(2)、県公文書管理条例の制定について。

県幹部会議の記録が廃棄され、辺野古新基地建設関連の文書や翁長前知事の国連演説関係文書の所在が分からないという状況が問題視されました。早急な公文書管理条例の制定が求められます。条例制定の準備状況について伺います。

(3)、海区漁場計画の作成と共同漁業権免許について。

10年ごとの県内漁業免許の切替えが9月までに行われます。名護市東海岸沖共同漁場のうち、辺野古新基地建設が強行されている名護市辺野古地先については、県は臨時制限区域の漁業権を除外する方針とのことですが、辺野古新基地建設は軟弱地盤の存在で工事が不可能である現状から除外は妥当ではないのではないか。今後、名護漁協から共同漁業権の免許申請がなされると思いますが、対応について伺います。

(4)、鳥インフルエンザの感染拡大防止について。

去年12月に県内で初の鳥インフルエンザが金武町で確認され感染拡大が懸念されましたが、素早い対応で拡大を防ぎ、1月12日には移動制限区域も解除されました。しかし、数年前には豚熱の発生もあり、家畜・家禽の伝染病の発生を完全に抑えることは困難だと思います。日頃の対策が重要だと考えますが、県の対策について伺います。

(5)、再生エネルギー活用の取組について。

県では2050年脱炭素社会の実現のため、2030年までのロードマップと達成目標を掲げた沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブを策定しました。目標達成のため、バイオマス発電、水素発電、天然ガス、再生可能エネルギーなどの利活用の取組について現状を伺います。

(6)、沖縄県のDX推進、オープンデータ利活用の取組について。

新たな行政運営プログラムの素案概要に、DX推進によるスマート県庁を目標にオープンデータの利活用を掲げています。沖縄県のデジタル化、DX推進、オープンデータ利活用の状況について伺います。また、そのための人材育成、確保に積極的に取り組む必要があると思うがどうか伺います。

3、経済振興と県民生活について。

(1)、電気料金の値上げについて。

急激な円安や長引くウクライナ侵攻で燃料価格が高騰し、電気料金が大幅に値上げされます。玉城知事は1月27日に西村経済産業大臣に支援を要請しましたが、このままでは県民生活への影響は避けられません。電気料金値上がりへの県の対策と、要請後の国との調整の状況について伺います。

(2)、年金の実質削減について。

厚生労働省は2023年度の公的年金を68歳以上で1.9%増額すると発表しました。しかし、物価上昇分2.5%に届かず、実質最大で0.6%の削減となり、67歳以下も実質0.3%の減となります。物価が軒並み上昇する中で高齢者の生活はますます苦しくなりますが、県の見解を伺います。

(3)、電動キックボード規制緩和に係る安全対策について。

手軽な移動手段として利用者が増えている電動キックボードですが、事故が多発する傾向にあり、飲酒運転などの違反も増えています。そんな中、最高速度20キロ以下の電動キックボードの運転免許を不要とする制度が7月から始まるということですが、事故、違反防止等、安全対策について警察本部に伺います。

(4)、沖縄自動車道の割引継続について。

沖縄自動車道の割引制度は今年も3月末で期限を迎えます。割引が終了すれば、移動手段を自動車に頼らざるを得ない沖縄県民の生活に多大な影響が出ます。玉城知事からの岡田沖縄担当相への要請のほか、北部市町村会からも要請がなされました。見通しについて伺います。

(5)、北部テーマパークについて。

名護市、今帰仁村にまたがり建設準備が進められていた自然を生かした体験型の北部テーマパークが2月7日に着工しました。沖縄21世紀ビジョンに掲げる北部の振興発展に寄与するものと期待は大きいと考えます。北部テーマパークを活用した観光振興について県の取組を伺います。

(6)、自然史博物館誘致に向けた取組について。

県では国立自然史博物館の誘致に向けてシンポジウムの開催、照屋副知事の米国スミソニアン博物館視察、そして今月14日には国立沖縄自然史博物館設立誘致推進連絡会議も設立するなど準備が進んでいます。2023年度予算案に誘致関連予算3057万円が計上されています。現在の状況と2023年度の活動方針を伺います。

4、福祉・医療行政について。

(1)、ヤングケアラー、若年ケアラーの支援について。

18歳未満で家族の介護や世話をしているヤングケアラーの実態調査が行われました。早急に具体的支援の実施が求められます。また、18歳以上の若年ケアラーについても実態を調査し支援体制を構築する必要があると思います。

次のことについて伺います。

ア、令和5年度のヤングケアラー対策を伺う。

イ、新年度予算措置について伺います。

ウ、若年ケアラーの実態調査について伺います。

エ、ヤングケアラー、若年ケアラー支援条例の制定予定について伺います。

(2)、八重山、北部地域の人工透析医療の危機的状況について。

八重山圏域の人工透析医療が危機的な状況にあり、石垣市議会においても県知事、病院事業局長宛ての意見書が決議されました。また北部地域においても、医師や看護師、施設が足りず綱渡りの状態との報道もありました。早急な対策が必要だがどう対処するか伺います。

(3)、県立八重山病院管理職の相次ぐ辞職について。

県立八重山病院の管理職の辞職が相次ぎ、現院長も

本年度末に辞職することが報道されました。逼迫している人工透析医療はじめ、八重山地区の医療への影響が懸念されます。辞職が相次ぐ原因は何なのか。また病院事業局はどのように対応するか伺います。

(4)、国保財源不足について。

県国保の財源が82億円不足することが分かりました。このままでは財政安定化基金も底をつく可能性が高く、県民の保険料の値上げもあり得るとのことですが、コロナの影響や物価の急激な上昇で県民の経済的負担は増大している中、保険料値上げは避けなければなりません。

次のことについて伺います。

ア、普通調整交付金が5年間で推計値と乖離が生じていることが原因となっているが、乖離が生じている要因は何なのか伺います。

イ、推計値の算定根拠はどのようになっているか伺います。

ウ、国との調整はどういう状況か伺います。

(5)、長寿県沖縄の復活について。

2022年に国が発表した2021年の都道府県別の平均寿命は沖縄は男性43位、女性16位となっています。健康長寿おきなわ復活推進本部の目標も達成できなかったということです。かつて長寿県として知られた沖縄の現状は深刻な状態にあり、県民の健康を守るため対策を強化することが求められています。長寿県沖縄の復活に向けた県の取組を伺います。

5、教育行政について。

(1)、働き方改革推進課の新設について。

県教育庁に教職員のメンタルヘルス対策と働き方改革の推進を目的に、働き方改革推進課が新設されます。県内の小中学校のメンタル疾患で休職する教員の割合は全国ワーストの1.29%で、全国平均の2倍以上となっています。働き方改革推進課の設置について伺います。

ア、働き方改革推進課の設置目的を伺います。

イ、働き方改革推進課の体制を伺います。

ウ、教員のメンタル疾患の原因と対策について伺います。

(2)、教員不足の解消について。

全国的に学校現場での教員不足が問題となっています。沖縄の教員不足も深刻で、昨年10月時点で、小中学校教員が96人不足していることが公表されました。教員の長時間労働や精神疾患の多さなどを改善するため、教職員の定数を改正し採用者数を増やすことが求められるが、対策について伺います。

(3)、学校産業医の配置について。

教職員50人以上の学校に義務づけられている学校産業医の配置が沖縄県は全国最下位の68%ということですが、教職員のメンタル疾患が問題になっている中、産業医の必要性は大きいと思いますが、県は実態を把握しているのか。どう対応するか伺います。

(4)、コロナ5類移行に伴う学校現場の対応について。

政府は新型コロナを5月に5類に引き下げる決定をしましたが、3年にわたるコロナ禍で、国民の生活はコロナ感染防止に重点を置き、それに順応してきており、元の生活様式に戻ることに抵抗を感じる人も少なからずいるとのこと。特に学校では、人前でマスクを外すことができない子供の問題が新聞に取り上げられていました。また、家族や友達との人間関係や制限の多い学校生活でのストレスが、生徒の身体的・精神的発達に影響しているということです。5類引下げに伴い児童生徒の身体、心のケアが重要だと思いますが、教育庁の対応を伺います。

(5)、戦争体験語り部の減少と平和学習について。

沖縄戦の悲惨さと平和の大切さを訴え続けてきた白梅学徒隊の中山きくさんが亡くなりました。心より御冥福をお祈りいたします。ほかにもこの1年の間に、元ひめゆり学徒隊の語り部、照屋信子さん、渡嘉敷の集団自決を経験し伝えてきた元キリスト教短期大学学長の金城重明さん、白梅同窓会の活動を通して平和を訴え続けてきた宮平義子さん、疎開船対馬丸の引率教師で体験を語り継いできた糸数裕子さんが亡くなっています。戦後77年が過ぎ、沖縄戦を後世に伝えていくことが困難な状況になってきております。今後の平和学習について伺います。

6、北部圏域の振興について。

(1)、北部圏域の振興について。

北部地区は、世界的にも貴重な動植物が多く生息する豊かな自然を有し、観光拠点、スポーツツーリズムの拠点としても大きく発展する可能性があります。しかし鉄軌道を含む交通・物流体系の確立など課題も山積しています。県の北部振興の取組を伺います。

(2)、本島北部の自然、希少動植物の保護、外来動植物の駆除について。

ア、北部地域には多くの希少種の動植物が確認されていますが、密猟、盗採取、そしてロードキルなどの被害が深刻です。2021年に世界自然遺産にも登録され、自然を活用した地域発展に期待がかかる中、希少種の保護は喫緊の課題です。県の対策を伺います。

イ、生物多様性に優れた本島北部の固有種を保護するために、タイワンハブ、マングース、ツルヒヨドリ

などの在来動植物を脅かす外来種の対策が必要です。外来動植物の駆除について伺います。

(3)、老朽化した伊平屋村、伊是名村の診療所について、病院事業局長は年度内に関係機関と調整を行うという考えを示していますが状況はどうか。また、離島診療所の建て替え・機器整備などの離島医療の機能強化にどう取り組むか伺います。

(4)、伊平屋空港の整備について。

ア、離島生活環境の安定確保維持のため伊平屋空港の早期の事業化が望まれています。路線開設に向けた課題解決にどう取り組むか伺います。

イ、伊平屋空港の整備に関連して、伊平屋島と伊是名島の間にある無人島の具志川島に富裕層向けの大規模なリゾート開発が計画されていると報道がありました。県は状況を把握しているか伺います。

以上、質問します。よろしく申し上げます。

○議長(赤嶺 昇君) ただいまの山里将雄君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので、午後10時に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時20分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

午前の山里将雄君の質問に対する答弁を願います。玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 山里将雄議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(5)、地域外交室の役割と設置への思いについてお答えいたします。

沖縄県は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画で示しているとおり、沖縄県独自の歴史的・文化的特性等のソフトパワーや地理的な優位性を生かし、観光、物流、環境、保健・医療、教育、文化、平和など多様な分野における国際交流を通じて築いてきたネットワークを最大限に活用し、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けて、平和的な外交・対話により積極的な役割を果たしていきたいと考えております。これらの取組を通して、アジア太平洋地域における緊張緩和と信頼醸成にも資する独自の地域外交を展開するため、地域外交室を設置するものであります。

次に(6)のア、パラオ共和国及びグアム訪問の目的と所感についてお答えいたします。

私は、去る1月16日から19日の日程で、パラオ共和国とグアムを訪問しました。初めに、16日から17

日にかけてパラオ共和国を訪問し、昨年8月に締結したMOUに基づく取組を具体的に進めるため、パラオ共和国との交流に関心のある企業等と共に関係閣僚及び上院議長等を表敬いたしました。今後の具体的な取組として、協力分野別にワーキングチームを設置することについても合意したほか、沖縄県主催のセミナー等を通してパラオ関係者との交流を深めるなど、両国の友好関係強化に寄与する非常に有意義なものとなりました。次に、18日から19日にかけて、在沖海兵隊の移転先の一つでありますグアムにおいて整備状況の情報収集等のため、訪問をいたしました。在沖海兵隊の移転先となるキャンプ・ブラズでは、前回2019年の視察から工事が大分進んでいる状況を確認したほか、現地司令官や準州知事との面談では、私から海兵隊のグアム移転は沖縄の負担軽減を図る上で重要であり、着実に行われる必要があるとの考え方を説明いたしました。海兵隊の移転先の整備状況を確認できたことや、現地司令官や準州知事との意見交換により私の考え方を伝えられたことは、大きな意義があったと考えております。

次に1の(13)、復帰50周年記念事業に対する私の所感についてお答えいたします。

沖縄県では、復帰50年の節目において、復帰50周年記念式典や第7回世界のウチナーンチュ大会、美ら島おきなわ文化祭2022など、42の記念事業を実施しております。これにより、県内はもとより、国内外に向けて、沖縄のこれまでの発展の歩みや将来の可能性を発信することができました。また、昨年5月には、いまだ残る課題への対応や県民が望む沖縄の将来像の実現に向けた未来への決意等と併せて、新たな未来を展望するという観点から、米軍基地の整理縮小等の4項目を建議事項として取りまとめた平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書を策定し、岸田総理大臣等に手交するとともに、県内外に発信をいたしました。私は、平和を希求する先人たちの思いを引き継ぎ、未来を生きる子や孫たちのためによりよい未来、将来を創造するため、新たな建議書に込めた全ての願いをかなえられるよう、県民の皆様と共に、50年先の未来に向けてひたむきに沖縄のために全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋副知事。

[副知事 照屋義実君登壇]

○副知事(照屋義実君) 山里将雄議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢について(6)のイ、台湾とワシントン訪問の目的と所感についてお答えいたします。

私は、1月16日から3日間、関係者と共に台湾を訪問し、観光トップセールス等を行ってまいりました。台湾の航空会社や観光協会等との面談を通じて、路線再開に歓迎の意を示すとともに、交流拡大に向けた意見交換を行いました。航空会社から便数を早期にコロナ前に回復させたい等の意見をいただき、様々な交流を深めたいとの強い意欲を感じたところです。また、1月25日から6日間、県議会土木環境委員会と共に米国ワシントンを訪れ、環境保護庁、いわゆるEPA及び通称スミソニアン自然史博物館を調査してまいりました。EPAから飲用水の健康勧告値見直しの説明を受け、PFASについてワシントン駐在を通じた情報の共有等について協力を求めたところでございます。同博物館では、展示等の観覧、運営体制等の説明を受け、国立沖縄自然史博物館の必要性への思いをさらに強くしたところでございます。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 嘉数 登君登壇]

○知事公室長(嘉数 登君) 1、知事の政治姿勢についての(1)、日米地位協定の見直しについてお答えいたします。

政府は、県や軍転協からの日米地位協定の見直しの要請に対し、日米地位協定は、合意議事録などを含んだ大きな法的枠組みであり、政府としては、手当てすべき事項の性格に応じ、効率的に、かつ機敏に対応できる最も適切な取組により、不断の改善を図ってきていると答えており、合同委員会合意や補足協定の締結による運用の改善で取り組む考えを示しております。

県としては、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であると考えており、日米地位協定の見直し実現に向け、トークキャラバン等により国民的な議論の喚起を図ることに加え、引き続き全国知事会等とも連携し、取り組んでまいります。

同じく1の(2)、国土交通大臣の裁決についてお答えいたします。

県が行った不承認処分は、公有水面埋立法に基づき厳正に判断したものであり、処分理由は正当なものであると考えております。また、不承認処分は、沖縄防衛局が固有の資格において受けたものであることに加え、裁決と同時に承認せよとの勧告を行うなど、審査庁としての地位を濫用したもので、今般の裁決は、違法・無効なものであり、取り消されるべきであると考

えております。

同じく1の(3)、建白書提出から10年に対する見解と実現についてお答えいたします。

平成25年1月に、オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会、沖縄県議会、市町村関係4団体、市町村、市町村議会の連名で、総理大臣及び関係閣僚に、オスプレイの配備撤回、普天間飛行場の閉鎖・撤去等を求める建白書を提出したことは、大きな意義があったと考えています。しかしながら、その後、オスプレイは強行配備され、普天間飛行場については、県の求めた5年以内の運用停止が実現されず、同飛行場の閉鎖・撤去は実現しないまま、建白書の提出から10年が経過し、県民から反対の民意が繰り返し示されている辺野古新基地建設が進められていることは誠に残念であります。

県としては、今後も、日米両政府に対し、オスプレイの配備撤回、普天間飛行場の早期閉鎖・返還、同飛行場の一日も早い危険性除去にはつながらない辺野古新基地建設の断念を求めてまいります。

同じく1の(4)、国連演説の準備状況についてお答えいたします。

県は、国連や国際社会に対し、沖縄の基地負担の現状、辺野古新基地建設に反対する理由や基地から派生する諸問題の解決の必要性などを幅広く発信することにより、辺野古新基地建設問題や米軍基地に関連する課題等の解決の糸口にしたいと考えております。現在、問題解決に向けて、どのような場で発信することが有効であるか等について検討しているところです。

同じく1の(7)、知事の訪米についてお答えいたします。

知事の訪米は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、令和元年10月が最後となっておりますが、辺野古新基地建設問題、PFOSなど、沖縄の基地問題の解決を図るためには、日本政府のみならず、米国政府に対しても、知事が直接出向き、訴え続けることが重要であると考えております。また、昨年11月の米国中間選挙により新議員が選出されたことや、いわゆる安保関連3文書や2プラス2共同発表で示された沖縄をめぐる状況を考慮すると、知事による3月中の訪米が必要であると考えており、現在、検討を進めているところであります。

同じく1の(9)、オスプレイの部品交換についてお答えいたします。

今般のオスプレイの部品交換について、沖縄防衛局によると、オスプレイのクラッチを原因とする特有の現象の発生を予防するため、一定の使用時間を経過し

たものは部品交換の対象となっているが、対象となる機体の部隊や機数などの詳細は、米軍の運用体制に関することでありお答えできないとのことでした。オスプレイについては、昨年8月にも、同様の理由により、米空軍のC V22が地上待機を行うなど、県民の不安は一向に払拭されておられません。

県としては、引き続き、政府に対して、詳細な情報提供と適切な対応を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 儀間秀樹君登壇〕

○企画部長（儀間秀樹君） 1、知事の政治姿勢についての(8)、国際機関の誘致についてお答えいたします。

去る12月7日に開催されたシンポジウム「アジアの中の沖縄―時代を切り拓く経済戦略と地域外交」において、寺島実郎氏から国連のアジア太平洋本部の誘致について提言があったものと承知しております。県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、「アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する地域協力外交の展開」として、アジア太平洋地域の安定・発展に資する国際機関の誘致に努めることを位置づけております。国際機関の誘致に向けては、まずは関係部局と連携して、求める機能を整理した上で、対象となる機関を検討してまいりたいと考えております。

続きまして同じく(14)、長野県との包括的な連携協定についてお答えします。

本県と長野県においては、これまで、シャインマスカットとマンゴーの相互応援販売、環境フェアの相互出展、沖縄と長野の大学生による平和交流などについて、連携して取組を進めてまいりました。去る2月2日に、長野県の阿部知事が玉城知事を表敬訪問し、既に連携している取組をさらに深めるとともに、幅広い分野への展開を図るため、包括的な連携協定締結について提案がなされたところです。山に囲まれている長野県と海に囲まれている沖縄県、好対照的な魅力を有する両県が、各分野において交流を促進し、連携を強化することにより、観光振興や人材育成等、両県の発展に寄与するものと考えております。

このため、県としましては、当該連携協定の年度内締結を目指し、現在、長野県との調整を鋭意進めているところです。

続きまして同じく(15)、国によるマイナンバーカード普及策に係る県の見解についてお答えいたします。

マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも安

全・確実に本人確認を行うことができるデジタル社会の基盤となるツールであり、国並びに都道府県及び市町村において、普及促進の取組が進められているところです。マイナンバーカードの健康保険証利用など、カードの活用場面が広がることでその普及が促進されることとなりますが、一方でカード取得は任意であることから、国において、取得されない方に対する丁寧な説明や対応が求められるものと考えております。

続きまして2、行財政運営についての(6)、DX推進とオープンデータ利活用についてお答えいたします。

県では、デジタル化、DXの推進に向けて、知事を本部長とするDX推進本部の下、DX推進計画を策定するとともに、外部人材による各部局のサポート体制の整備・運営や意識啓発、市町村支援等に取り組んできました。また、県民等によるデータ利活用の促進に向け、行政データのオープン化推進に取り組んでいるところです。今後は、PDCAによる計画の進捗管理を行っていくほか、職員研修についても拡充し、デジタルに対応できる人材の育成に取り組んでまいります。

続きまして3、経済振興と県民生活についての(4)、沖縄自動車道の割引継続についてお答えいたします。

沖縄自動車道のみ適用される独自料金は、県民や観光客の移動利便性の向上はもとより、北部地域の振興、さらには県経済全体の活性化にも寄与しております。そのため、県は、昨年8月及び11月に沖縄県市長会及び沖縄県町村会と連名で関係要路へ要請したほか、去る2月15日にも、照屋副知事が宮里町村会会長と共に国及び西日本高速道路株式会社等に対し、改めて同制度の継続を求めたところであります。

県としては、引き続き、関係要路に対して同制度の継続を求めてまいります。

続きまして6、北部圏域の振興についての(1)、北部振興の取組についてお答えいたします。

北部振興は、県土の均衡ある発展と持続可能な県土づくりを推進する観点から重要と考えており、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、公立沖縄北部医療センターの整備による安定的な医療提供体制の構築、国内外の来訪者等の増大にも対応する体系的な道路整備やシームレスな交通体系の整備・拡充、世界自然遺産に登録された沖縄島北部地域の環境保全と持続的な利活用の両立を図る取組の推進などの施策を展開することとしております。これらの取組を通じ、若者が定着する魅力ある北部圏域の活性化を図ることとし

ております。

県としましては、引き続き、北部圏域市町村と連携して、地域の活性化、魅力ある生活環境の整備や雇用機会の創出に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(10)、性的少数者に対する差別的発言についてお答えいたします。

県では、令和3年3月に発表した沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）の下、全ての県民の尊厳を等しく守り、個々の違いを認め合い、互いに尊重し合う共生社会づくりを目指して、啓発活動や相談支援に取り組んでいるところであり、今回の一連の発言については、国民の間で議論になっているものと認識しております。

同じく(11)、伊江島の遺骨調査及び遺骨収集についてお答えいたします。

伊江島の遺骨調査等については、昨年10月に伊江村から情報提供と現地確認等の要請があったことから、県と遺骨収集情報センターにおいて、現地確認と関係者への聞き取りなどを行っております。これを踏まえ、県としては、国における遺骨調査が必要と判断し、先月末に、厚生労働省に対して要請を行ったところです。厚生労働省は、まずは職員を派遣して現地確認を行うとしており、県としましては、遺骨調査等に向けて、国と連携し対応してまいりたいと考えております。

次に3、経済振興と県民生活についての御質問の中の(2)、令和5年度の年金額の改定についてお答えいたします。

国においては、先般、令和5年度の年金額改定について、法律に基づき、賃金及び物価の変動率等により算定した年金額を示しております。この改定の影響を受け年金だけでは生計維持が困難となる方に対しては、自立相談支援機関等において適切な支援につなげるなど、個々の相談者のニーズを踏まえた、きめ細やかな支援を提供してまいりたいと考えております。

4、福祉・医療行政についての御質問の中の(1)のア、令和5年度のヤングケアラー対策について、4の(1)のアと4の(1)イは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

令和5年度のヤングケアラー対策として、県では、関係機関職員向けの研修を今年度に引き続き行うとともに、新たに関係機関や支援団体等と連携して適切な

機関へつなぐヤングケアラー・コーディネーターの配置、ヤングケアラー本人や保護者からの相談に対応する相談支援体制の強化、ヤングケアラーなどの要支援家庭への訪問支援などを行うこととしており、これらの事業実施のため、約1億1400万円の予算を計上したところです。

同じく(1)のウ、若者ケアラーの実態調査についてお答えいたします。

ヤングケアラーが、その後もいわゆる若者ケアラーとして引き続き家族の世話をしている方がいることについては認識しておりますが、県においては、昨年度実施した教員向けアンケートや、今年度実施した児童生徒向け実態調査の結果を踏まえ、まず、ヤングケアラーに対する相談支援体制の構築を進めてまいりたいと考えております。

なお、若者ケアラーに対する実態調査については、国等の動向を注視してまいります。

同じく(1)のエ、ヤングケアラー等の支援条例制定についてお答えいたします。

全国におけるヤングケアラーに対する支援条例については、令和5年1月31日時点で7道県で制定されており、その内容は、若者ケアラーを含めて対象としたもの、子供の権利擁護に包含したものなど様々な形態となっております。沖縄県における独自の条例制定の可能性については、県が今年度実施した実態調査の分析結果や他県の事例等を踏まえ、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 1、知事の政治姿勢について(12)、ウクライナ避難民支援の現状についてお答えします。

令和5年2月21日現在、ウクライナ避難民の数は、全国で2302人となっており、そのうち、既に出国された方を除き16世帯23人が沖縄へ避難されております。避難民への支援としては、多言語による相談窓口の設置、県営住宅の無償提供、一時滞在先での宿泊支援、医療費支援、生活物資支援、商品券の配付などを実施しております。

県としましては、引き続き、希望や支援ニーズの把握に努めながら、県内で積極的に避難民支援を実施している関係機関と連携し、きめ細かな対応を行ってまいります。

次に3、経済振興と県民生活についての(5)、沖縄北部新テーマパークについてお答えします。

民間事業者が進める沖縄北部新テーマパークでは、今帰仁村と名護市にまたがるゴルフ場の跡地約56ヘクタールを改修し、自然環境を生かした整備が計画されており、今月7日に起工式が行われました。同施設の整備によって、多くの観光客の来訪が見込まれるとともに、北部地域の観光資源と連携した周遊時間の増による滞在日数の延伸や観光消費額の向上などが期待されております。

県としては、各地域や関係機関と連携し、同施設を含む新たな周辺地域への周遊や特産品の販売促進など波及効果を広げる取組を行ってまいります。

次に6、北部圏域の振興について(4)のイ、具志川島におけるリゾート開発についてお答えします。

昨年12月に、伊是名村具志川島において、海上を含め客室129棟が設置される世界の富裕層向けのリゾート開発計画の報道がなされたことは承知しております。その計画の第1段階として、2029年の開業を目指し、水上区画のコテージ22棟、陸上区画に低層の客室106棟の建設が予定されているとのことであります。

県としては、関係市町村と連携し、同計画に関する情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 宮城 力君登壇〕

○総務部長（宮城 力君） 2、行財政運営についての(1)、令和5年度予算編成の基本的方針についてお答えいたします。

令和5年度は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の取組を加速させ、誇りある豊かな沖縄の未来につなげていく重要な年であります。このため、「県民の命と暮らしを守る感染症対策と県経済の再生」などを柱とする6つの重点テーマを踏まえつつ、沖縄振興予算に加え各省計上予算、より地方財政措置の有利な県債の積極的な活用を図るとともに、変化する社会経済情勢や県民ニーズを捉え、的確に対応するとの基本的な考え方により予算を編成したところであります。

同じく2の(2)、公文書管理条例の制定についてお答えいたします。

県では、現在進めている公文書管理の在り方検討の中で、課題等を整理し、他府県の先進事例も精査した上で、条例制定に向けた取組を進めているところであります。年度内には、関係部局等への公文書の在り方検討に係る事前説明会を行い、次年度から、関係部局等との意見交換や有識者からの意見聴取等の条例制定に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 2、行財政運営についての(3)、臨時制限区域の共同漁業権除外についてお答えいたします。

令和5年9月の漁業権一斉切替えに向け、令和4年9月29日付で県から利害関係人等に意見照会をしたところ、同年10月31日付で地元漁協と沖縄防衛局から、辺野古の臨時制限区域内は常時立入りが禁止されるとともに、いわゆる漁船操業制限法により漁船の操業が禁止されていること等を理由として、同区域を除外するよう意見が出されております。

県としましては、関係者からの意見及び現況を踏まえ、漁業法に基づき検討した結果、同区域の除外について手続を進めているところであります。

同じく2の(4)、高病原性鳥インフルエンザの防疫対策についてお答えいたします。

令和4年12月16日に県内で初めて発生した高病原性鳥インフルエンザに対し、県は直ちに特定家畜伝染病防疫対策本部を立ち上げ、建設業協会などの防疫協定団体の協力を得て、迅速な防疫措置を行いました。その結果、同年12月21日に防疫措置が完了し、令和5年1月12日には移動制限を解除することができました。また、防疫対策を強化するため、2月7日に県と養鶏団体で意見交換会を行い、今回の対応等について改めて確認を行ったところであります。

県としましては、特定家畜伝染病の侵入防止に向け、引き続き、国や関係機関と連携し、危機管理体制の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 松永 享君登壇〕

○商工労働部長（松永 享君） 2、行財政運営についての(5)、再生可能エネルギー活用の取組についてお答えします。

県では、再エネの主力である太陽光発電の導入拡大に向け、離島における第三者所有モデル事業への補助を実施しております。また、バイオマスにつきましては、令和3年に木質バイオマス発電所が稼働するなど、本県における導入拡大が進んでおります。さらに、今年度は、水素及び水溶性天然ガスの利活用に向けた可能性調査を行っているところであります。

県としましては、脱炭素社会の実現に向け、これらの取組に加え、税制上の特例措置の活用促進等により、民間事業者の投資を誘発し、クリーンエネルギー

の導入拡大を促進してまいります。

3、経済振興と県民生活についての(1)、電気料金値上げに係る県の対策と要請後の国との調整状況についてお答えします。

県では、国の激変緩和措置の対象とならない特別高圧受電契約に対する本県独自の支援により、事業者負担の軽減及び価格転嫁の緩和を通じた企業活動の下支えや家計への負担の軽減を予定しているところです。また、県は、玉城知事を先頭に、市町村及び経済団体と連携し、本県の特殊事情等を踏まえた、電気料金の高騰抑制に向けた支援等を国に対して要請したところです。要請後も、電気料金が高くならざるを得ない本県の特殊事情等について内閣府と意見交換をしております、県としましては、引き続き、県民及び事業者負担の軽減に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 警察本部長。

[警察本部長 鎌谷陽之君登壇]

○警察本部長(鎌谷陽之君) 3、経済振興と県民生活についての御質問のうち(3)、電動キックボード規制緩和に係る安全対策についてお答えいたします。

電動キックボードに関しましては、本年7月1日に施行される改正道路交通法において、最高速度が20キロメートル以下のものは特定小型原動機付自転車として16歳以上であれば運転免許が不要で運転できることとされ、また運転する際のヘルメット着用の努力義務が課されたところであります。また、最高速度を6キロメートル以下に設定されたものについては、特例特定小型原動機付自転車として自転車と同等の新たなルールが規定されたところであります。安全対策としましては、学校や企業等における交通安全講話等の機会を通して、電動キックボードに関する交通ルールの周知を図っているほか、県、教育庁と連携し、高校生等に対する自転車の安全教育と併せて、これらルールを周知するなどの取組を進めているところであります。

県警察では、法の施行に向け、引き続き県民に対する周知に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 金城 賢君登壇]

○環境部長(金城 賢君) 3、経済振興と県民生活についての(6)、国立自然史博物館誘致活動の状況と取組の方針についてお答えいたします。

国立自然史博物館の設立誘致については、これまで機運醸成のためのシンポジウム開催などに取り組んで

きたところであり、今年度は、経済界の関係団体や学識経験者等を構成員とする事業推進会議や全庁横断的な取組を推進するための庁内連絡協議会を設置いたしました。また、執行部と県議会土木環境委員会による米国の国立自然史博物館の視察や、事業推進会議委員による国内視察などを実施したところです。令和5年度においては、国全体の機運醸成を図るための東京でのシンポジウム開催、県民会議の設立促進、国等への働きかけ等を行うこととしております。引き続き、国立自然史博物館設立の早期実現に向け、県民や経済団体、学識経験者等、県全体が一丸となった取組を推進してまいります。

6、北部圏域の振興についての(2)、本島北部地域における希少種の密猟、ロードキル対策についてお答えいたします。

県では、ヤンバルテナガコガネ等の密猟を防止するため、国、村、警察等の関係機関と連携したパトロールの実施、ポスター等のツールを活用した普及啓発・情報発信等に取り組んでおります。また、ヤンバルクイナやケナガネズミ等のロードキル対策については、道路へのアンダーパスの設置や視認性を高めるための除草等を実施しております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、沖縄島北部地域における希少種の密猟防止対策やロードキル防止対策に取り組んでまいります。

同じく6の(2)のイ、本島北部地域における外来動植物の駆除についてお答えいたします。

県では、本島北部地域の生物多様性の保全を図るため、生態系等への影響が懸念される外来種の防除を行っております。マングースについては、平成12年度から防除を行っており、北上防止柵以北の個体数が減少し、ヤンバルクイナ等希少種の回復が見られております。タイワンハブについては、ヤンバル地域への北上を防止するため、今年度から、名護市での捕獲を強化するとともに、マングース北上防止柵を改良し、外来蛇侵入防止機能を付加する工事を行っております。また、ツルヒヨドリ等の外来植物対策についても、今年度から分布調査を行った上で除去等に着手しております。

県としましては、今後も環境省や市町村と連携し、本島北部地域における外来種対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 糸数 公君登壇]

○保健医療部長(糸数 公君) 4、福祉・医療行

政についての(2)、人工透析医療についてお答えします。

県は、八重山圏域における透析医療の提供体制について協議するため、医療機関、市町村、関係団体等による八重山地区医療提供体制協議会を去る2月9日に開催し、緊急時の応援・連携体制の構築、県立八重山病院の受入れ患者数の拡大、民間医療機関の看護師等確保への支援などの対応方針を決定いたしました。また、北部圏域の透析医療の提供体制については、公立沖縄北部医療センターの整備状況も踏まえつつ、北部地区医療提供体制協議会を開催し、地域の関係者で対応を協議してまいります。

同じく4の(4)のア、イ及びウ、普通調整交付金の乖離等についてお答えします。4の(4)のアから4の(4)ウまでは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

普通調整交付金については、平成30年度以降、5年間にわたり、国の推計値と実際の交付額に大きな乖離があり、収入不足に伴い国保財政に深刻な影響を与えております。乖離した要因や推計値の算定根拠については、国から詳細な説明がない状況です。このため、去る2月8日に池田副知事が石嶺国保連合会理事長、桑江市長会会長及び宮里町村会会長とともに、差額の補填に加え、乖離した要因や推計値の算定根拠を明らかにするよう要請しており、国からは、調整交付金の予算の状況を見ながら検討したいとの回答があったところです。

県としましては、引き続き、市町村及び国保連合会と連携し、国保財政の安定化に取り組んでまいります。

同じく4の(5)、長寿県沖縄の復活に向けた取組についてお答えします。

健康長寿おきなわの復活に向けては、優先度が大きく、かつ、効果が大きい特定健診・がん検診の受診率の向上、肥満の改善、アルコール対策を重点的に取り組んできたところです。本県の平均寿命は延伸しているものの、20歳から64歳の働き盛り世代において、年齢調整死亡率が全国に比べて高いことが全国順位を下げる要因となっております。この世代に対する対策が重要であり、その一環として企業等が従業員の健康づくりに取り組む健康経営を推進しております。

県としましては、これまでの対策を検証しつつ、引き続き、健康長寿おきなわ復活に向けて官民一体となって取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 病院事業局長。

[病院事業局長 我那覇 仁君登壇]

○病院事業局長(我那覇 仁君) 4、福祉・医療行政についての御質問の中の(3)、八重山病院管理職の退職及び今後の対策についてお答えいたします。

八重山病院においては、副院長が一身上の都合により退職し、院長については要望等に対する病院事業局の対応に不満があるとして、3月末日で退職予定となっております。要望事項については、可能な限り実現に努めているところですが、案件によっては時間を要するものや実現が困難なものもあります。

病院事業局としては、病院現場に赴き、これまで以上に意見交換や説明を行うなど丁寧に対応することとしており、今回の事案により八重山地域の医療へ支障がないように対応してまいります。

次に6、北部圏域の振興についての御質問の中の(3)、伊平屋、伊是名診療所の建て替え等についてお答えいたします。

伊平屋、伊是名診療所の建て替えについては、現在、病院事業局と保健医療部との間で、建て替え予算に係る財源やスケジュール等について検討、調整を行っているところであります。令和5年度は、地元自治体とも連携し、移転建て替えに向けた計画を進めていきたいと考えております。また、診療所における機器整備については、令和4年度に、伊平屋、伊是名診療所を含む全県立離島診療所に電子カルテシステムの導入を行ったところであり、今後も継続かつ計画的に整備を行ってまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 半嶺 満君登壇]

○教育長(半嶺 満君) 5、教育行政についての(1)のア及び(1)のイ、働き方改革推進課についてお答えいたします。恐縮ですが5の(1)のアと5の(1)のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

県教育委員会では、教職員のメンタルヘルス対策及び学校における働き方改革に係る施策をさらに強化・推進するため、働き方改革推進課を設置いたします。働き方改革推進課は、2つの班で構成され、課長以下、健康管理班8人、働き方改革班4人の計13人の体制となっております。働き方改革推進課では、国の調査事業等を活用したメンタルヘルス対策に取り組むとともに、学校における業務改善による負担軽減を推進することにより、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の確保に努めてまいります。

同じく(1)のウ、教職員の精神疾患の原因と対策についてお答えいたします。

精神疾患による休職の要因については、職務内容に起因するものだけではなく、家庭の状況や生活環境等、様々な背景があると考えられます。

県教育委員会としましては、教員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる労働環境を構築することは重要であると認識しており、国の公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業も活用しながら、教職員のメンタルヘルス対策の取組を推進してまいります。

同じく(2)、教職員定数の改善等についてお答えいたします。

学校における負担軽減を図るためには、教職員定数の改善が必要であると考えており、全国都道府県教育長協議会等を通して、国に要望しているところであります。採用者数を増やす取組につきましては、教員採用試験の制度改革等に取り組んでいるところであり、令和5年度は新規採用予定者数を大幅に増やしてきたところであります。

県教育委員会としましては、引き続き、新規採用者の確保に取り組んでまいります。

同じく(3)、学校への産業医の配置についてお答えいたします。

産業医の配置は、教職員の心身の健康を守り、安全・快適な職場環境を確保するために重要であると認識しております。県教育委員会では、毎年、市町村立学校及び県立学校における産業医の配置状況について調査を行い、その結果を踏まえ、市町村教育委員会に産業医の配置を促しているところであります。引き続き、労働安全衛生管理体制の整備について市町村教育委員会に働きかけてまいります。

同じく(4)、学校における5類引下げ後の対応についてお答えいたします。

文部科学省の通知によると、マスクの着用については、令和5年4月1日以降「マスクの着用を求めない」とされており、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう周知しているところであります。5類引下げ後も、身体的症状を訴える子や悩みを抱える子には、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等により、児童生徒の状況を的確に把握するとともに、学校医やスクールカウンセラーとも連携しながら、関係教職員がチームとして児童生徒の身体、心のケアに取り組んでまいります。

同じく(5)、平和学習についてお答えいたします。

戦後77年が経過し、戦争の風化が叫ばれる中、沖縄戦の悲惨な実相や教訓を正しく後世に継承することは重要なことであります。県教育委員会では、平和教

育を主要施策に位置づけており、各学校においては、各教科での取組のほか、慰霊の日に向けた特設授業や戦跡巡り等を実施するなど、学校の教育活動全体を通して平和学習を行っております。戦争体験者が高齢化し、語り部が少なくなるなどの課題はありますが、今後とも関係機関と連携し、平和教育を推進してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 島袋善明君登壇]

○土木建築部長(島袋善明君) 6、北部圏域の振興についての(4)のア、伊平屋空港整備事業についてお答えいたします。

伊平屋空港については、就航見込みのある航空会社との意見交換や需要予測などの確認・検証及び関係機関との調整に取り組んでいるところであります。引き続き、意向取付けや需要予測、費用対効果の確保など、事業化の課題解決に向け、伊平屋村、伊是名村と連携し、早期事業化に向け、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 山里将雄君。

○山里 将雄君 それでは少しだけ再質問といいますか、意見とかを述べさせていただきたいと思います。

まず、知事の政治姿勢についての(9)、相次ぐオスプレイのクラッチの不具合の問題についてなんですけれども、米軍は、去年の8月に、このCV22のクラッチの不具合で事故が相次いでいるということで飛行停止をしていますけれども、沖縄に配備されているMV22については、そのときは停止しなかったんですね。結局、今年2月になって、クラッチの交換が必要ということで飛行停止をした。それが、沖縄県内にあるものがその対象になったかというのは分からないということではあるんですけども、そういう措置が行われたと。防衛省あるいは米軍は、予防措置であって問題はないと言っているんですけども、これは本当に信用できないですよ。2016年、名護市の安部の海岸に墜落——米軍は不時着水と言っているんですけども、明らかな墜落ですね。私はあのとき、米軍とか警察が来る前、現場に駆けつけて僅か30メートルの手前でそれを見ましたよ。もう本当にばらばらですよ。あれが不時着水と言うのがおかしいと思っているんですけども。こういうことが起こっているということですから、これがまた起こる可能性があると思えないんですね。

先ほど、問合せはしているけれども、沖縄の状況は、沖縄が対象になっているかどうかはお答えいただけないということなんです、これはそうなんです。もう一度お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 沖縄防衛局のほうに問い合わせしておりますけれども、繰り返しになりますが、このオスプレイのクラッチを原因とする特有の現象の発生を予防するため、一定の使用時間を経過した物は部品交換の対象となっているが、対象となる機体の部品や機種などの詳細は米軍の運用体制に関するということで、これはお答えできないということでした。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 まあそういう状況なんですね。説明もないという状況ですね。そんな中で再開すると。これに対して浜田防衛大臣は、飛行停止を米軍に求めることは考えていないと言っているんですね。本当にこれは県民の安全よりも、米国への追従を優先していると思えないんですね。本当に怒りしかないので、このことについて防衛省は、米軍に対して、今そういうふうに言われたとしても、やっぱり県民に対してしっかり説明する必要がありますから、毅然とそれを求めていく。これ続けていただきたいんですね。回答が得られるまで。ぜひお願いしたいと思います。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） このMV22オスプレイに関する情報提供を求めていますけれども、現時点で回答はいただけていないということではございますが、県としては粘り強く回答を求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 よろしく申し上げます。

次行きます。

(15)のマイナンバーカードについてなんですけれども、このマイナンバーカード、これが必要だということは、県の立場としても普及に努めているということは分かるんですが、やっぱりこういった、いわゆる強制といいますか、そういった状態が実際に起こっているということでありまして、これ何日でしたか、1月、2月にこんなふうに新聞に載っているんですね。

「マイナ普及にアメとムチ」ということで、「取得者限り「給食無料」」、岡山県の備前市というところなんですけれども、世帯全員がマイナンバーカードを取得している場合に限って、子供の学校給食費を、保育料を無償化にするとか。あるいは河野デジタル相が、各省庁がデジタル関連の補助金を自治体に配るかどうかを審査する際、マイナンバーカードの普及状況を考慮するよう要請したと。こういうふうなマイナンバーカードにひもづけて、それを強制するようなことが起こっている。そのことについて県民へのそういった不利益が生じてはならないと思うんですね。普及をする、これはわかりますけれども、やはりそういったことも考慮しながら県は普及についても進めていく必要があると思いますが、部長いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

やはり国のほうでそのマイナンバーカードのメリット、それをしっかりと国民の皆様に丁寧に説明するというのが大切だと思います。コンビニでの各種証明書の交付でありますとか、健康保険証を活用することによって、例えば転職、結婚、ライフイベントのときに健康保険証の発行を待たなくてもいいとか、あるいは運転免許を持たない方々、学生さんでも公的な身分証明書として活用することができる。そういう様々なメリットがございますので、そういったところをしっかりと国民に丁寧に説明するというのが大切だと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 山里将雄君。

○山里 将雄君 ぜひよろしくお願いしたいと思います。

もう時間がありませんので、最後に地位協定の改定、最初に戻ります。

地位協定の改定とそれから抗告訴訟についてなんですけれども、地位協定の改定についてはずっと沖縄が声を上げて全くそれをしないと、それで60年間改定を一度もしていない。それから抗告訴訟についても、防衛局の私人なりすまして、申立てに対して国土交通大臣が県の不承認を取り消したと。こういう状況が起こっているんですね。どうせ負けるから無駄な裁判はすべきでないとか言いますが、負けるつもりでやっているわけじゃないですよ。県民が声を出していく、国や国民に訴えていく。これを続けることを諦めるのが負けることだと私は思うんですね。しっかりと、これからも毅然とそういうことに対応していただきたい。それをお願いして質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

[比嘉瑞己君登壇]

○比嘉 瑞己君 皆さん、こんにちは。

日本共産党の比嘉瑞己です。

今議会では、多くの会派が安保関連3文書に関する質問を取り上げております。今、新しい戦前と言われるくらい、岸田政権が軍事的な緊張を高めるような、そうした姿勢を示す中、玉城デニー知事が地域外交室に象徴されるような外交努力による平和の構築を示していこうというこの姿勢に、多くの県民、そして全国の人々が希望を感じているのではないのでしょうか。知事におかれましては、沖縄が平和の発信拠点になれるように県政運営に努めていただきたいと要望をします。

それでは、日本共産党県議団を代表して質問を行います。

初めに、知事の政治姿勢について。

(1)、安全保障3文書と沖縄について伺います。

ア、安保3文書は南西諸島の自衛隊配備強化や日米軍事一体化など、沖縄の軍事要塞化を加速させるものであります。有事が起きれば、沖縄が報復攻撃の対象となり、標的の島となってしまいます。沖縄を再び戦場にさせてはならない。敵基地攻撃能力（反撃能力）を行使できるミサイル配備について反対するべきだと考えます。知事の見解を伺います。

イ、敵基地攻撃能力を保有する自衛隊配備の増強は、専守防衛や抑止力といった従来の政府説明とも全く異なる問題です。宮古、八重山、与那国をはじめとする沖縄への自衛隊配備増強を認めるべきではありません。見解を伺います。

ウ、政府は、国家安全保障戦略によって、南西諸島の民間空港や港湾の軍事利用を狙っております。有事だけでなく平時からの使用を可能とするものであり、県民生活や県経済への活動にも重大な影響を与えます。民間空港・港湾の軍事利用を認めるべきではありません。見解を伺います。

エ、浜田靖一防衛大臣は、下地島空港の自衛隊利用について協力を求めていく考えを示しております。今年1月には、在沖米海兵隊が同空港の使用届を提出いたしました。同空港の管理権は沖縄県知事にあります。下地島空港の軍事利用を認めない屋良覚書を遵守させるような条例が必要ではないのでしょうか。見解を伺います。

オ、知事のトークキャラバンは、沖縄の米軍基地問題を日本全体の問題として考えてもらう重要な役割を

果たしています。これまでの成果と今後の取組を問うものです。

カ、ワシントン事務所は、辺野古新基地建設問題だけでなくPFASの問題などでも、米国政府や米国連邦議会等への情報収集や働きかけが強化されてまいりました。これまでの成果と今後の展開について問うものです。

キ、国際社会の紛争は軍事的対抗で激化させるのではなく、地域の全ての国を包摂する外交努力による平和の構築が求められております。新設される地域外交室における知事の決意を問うものです。

ク、玉城デニー知事の新しい建議書を実現するためにも、国連等の関連機関やASEAN（東南アジア諸国連合）の会議を誘致してはいかがでしょうか。見解を伺います。

(2)つ目に、辺野古新基地建設問題をめぐっては、3度にわたる県知事選挙や、全ての市町村が参加した歴史的な県民投票でも埋立反対の圧倒的な民意が示されております。沖縄の平和的生存権や自己決定権の正当性について、知事の訪米行動や国連要請などで国際社会に訴えるべきであります。見解を伺います。

(3)つ目に、戦没者の遺骨を埋立てに使わせないことについて伺います。

ア、戦争の記憶を風化させないために、開発行為から遺骨を保全する県条例の進捗状況についてお聞かせください。

イ、沖縄戦跡国定公園の区域改定の進捗状況を問うものです。

次に、那覇軍港の移設問題について伺います。

ア、防衛省は浦添移設後も、オスプレイ等の米軍機の離着陸や訓練は使用主目的に合致していると容認しております。基地機能強化となる那覇軍港は早期閉鎖・無条件撤去を求めるべきであります。見解を伺います。

イ、那覇港港湾計画改訂に当たって、沖縄県の環境部は環境保全措置についての意見を付しました。その内容と今後の対応について問うものです。

次に、新・沖縄21世紀ビジョンの実現に向けて伺います。

(1)、2023年度予算について伺います。

ア、新年度予算編成の特徴と重要政策をお聞かせください。

イ、沖縄振興予算及び一括交付金減額の影響と対策について問うものです。

ウ、政府が県を通さず直接市町村等に補助をする沖縄振興特定事業推進費は、国の市町村への関与を強

め、沖縄県の自主性を弱めるものではありませんか。推進費の予算の推移と県の見解をお聞かせください。

(2)、沖縄の自立的発展のためには、県内循環型の経済を構築すべきだと考えます。新年度の取組について伺います。

(3)、亜熱帯海洋性気候を生かした持続可能な農林水産業を振興し、食料自給率の向上や生産者支援を強化すべきです。新年度の取組を伺います。

(4)、県民所得向上のために、最低賃金の引上げや非正規雇用率の改善、中小企業への支援強化が求められています。新年度の取組はどうでしょうか。

(5)、労働環境の改善について3点お聞かせください。

ア、公共工事における総合評価落札方式において、賃上げを表明した企業や賃上げを実施した企業に対する評価点を加点すべきだと考えます。対応を伺います。

イ、公契約条例を実効性あるものにするために、労働者の実態把握が必要です。見解をお聞かせください。

ウ、会計年度任用職員の再度の任用について改善を求めてまいりました。知事部局と教育委員会の対応について伺うものです。

(6)、気候危機打開に向けた温室効果ガス削減計画と、離島を含めた再生可能エネルギー導入の取組についてお聞かせください。

(7)、離島振興について2点伺います。

ア、医療提供体制の強化に向けた取組をお聞かせください。

イ、離島航空路・航路の安定性維持に向けた施策を問うものです。

次に、物価高騰への緊急対策について伺います。

(1)、中小企業・小規模事業者への事業継続に向けた県独自の支援策を問うものです。

(2)、農業・漁業への資材・飼料・燃油高騰に対する支援策を問うものです。

(3)、沖縄電力による電気料金値上げ申請について、島嶼県である沖縄の特殊事情等も考慮した緊急支援を国に求めるべきです。見解を伺います。

(4)、水道料金値上げを回避するための企業局の対策を伺います。

4、沖縄県差別のない社会づくり条例（ヘイトスピーチ防止条例）について伺います。

(1)、玉城県政は多くの県民からの意見要望も聞きながら、条例制定へと取り組んでまいりました。県民の意見をどのように反映させたのでしょうか。全ての

人の人権が尊重され、多様性を認め合う社会づくりを目指す知事の決意をお聞かせください。

(2)、ヘイトスピーチやインターネット上での差別を許さないための対処方法について問うものです。

(3)、県民や有識者からは罰則規定を求める声も強くあります。条例の実効性を検証しながら、罰則規定の導入についても検討は必要ではありませんか。

続いて、PFAS問題について伺います。

(1)、有機フッ素化合物（PFAS）の規制について、日本政府は現行の暫定目標値1リットル当たり50ナノグラムよりも緩い、WHOのガイドライン値を参考とした議論が行われています。県民の命と健康を守るためにも、厳格な基準値の策定を国に求めるべきです。見解をお聞かせください。

(2)、在沖米軍基地周辺でPFAS汚染が確認されても、基地内への立入調査が拒まれております。2013年、米国防総省は、国外の軍事施設による環境汚染の修復について国防総省指針を発表しました。米国防総省指針の沖縄への適用並びに日米地位協定の改定について、知事は訪米行動で直接訴えるべきだと考えます。見解をお聞かせください。

(3)、県民の安全・安心を守るためにも、PFASの水質と土壌の実態調査を行うべきです。また、県としても住民の血中濃度検査を実施して、国に責任ある対策を求めるべきと考えます。見解をお聞かせください。

(4)、米国では下水汚泥でのPFAS残留についても法規制をする計画です。県内の下水汚泥の活用状況や今後の対策をお聞かせください。

次に、国立自然史博物館の誘致について質問いたします。

(1)、沖縄に国立自然史博物館を創設するに当たって、その機能や役割についての基本構想が重要だと考えます。アジアの現在と未来に貢献するための自然史科学の研究教育拠点としての役割を重視すべきではありませんか。今後の取組をお聞かせください。

次に、赤土等流出防止対策について質問いたします。

(1)、環境保全目標及び流出削減目標の達成状況についてお聞かせください。

(2)、赤土等流出量の約8割が農地からの流出です。農家支援と合わせた環境面での営農対策を強化することが必要ではありませんか。見解を伺います。

次に、公共交通政策について伺います。

(1)、沖縄本島縦貫鉄道の進捗状況について問うものです。

(2)、次世代型路面電車LRT、また連節バスBRT、地域コミュニティバス等との連携など、利便性の高いフィーダー交通ネットワークの構築について新年度の取組を問うものです。

(3)、公共交通の利便性の向上、そして利用促進のために、ICカード乗車券OKICAの乗り継ぎ割引をこの間ずっと求めてまいりましたが、県の見解を改めてお聞かせください。

最後に、長寿県沖繩の復活について伺います。

(1)、都道府県別平均寿命で、沖繩県の平均寿命が男性43位、女性16位に後退いたしました。課題となっている働き盛り世代への対策を強化すべきです。見解を問います。

(2)、自殺率との相関関係について県の見解とその対策を問うものです。

残りの時間は、再質問を行います。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 比嘉瑞己議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のオ、トークキャラバンの成果と今後の取組についてお答えいたします。

私の知事就任後、令和元年度から実施していますトークキャラバンでは、「沖繩から伝えたい。米軍基地の話。Q&A Book」などの資料を活用しながら講演をしており、これまでオンラインの開催を含む国内9つの都市において、多くの方々に聴衆として参加していただき、またパネラーとして登壇をしていただきました。トークキャラバン開催後には、登壇者が参加する団体が、全国1746の地方議会に普天間基地の本土への引取りを柱とした陳情書を送付するなど、沖繩県や県民の取組に呼応した共感の輪が広がりつつあると考えております。

沖繩県としては、引き続き、トークキャラバン等を通じて、沖繩の基地問題の現状等について広く発信し、国民の皆様に自分事として考えていただけるよう取り組んでまいります。

次に(1)のキ、地域外交室の設置への決意についてお答えいたします。

沖繩県は、新・沖繩21世紀ビジョン基本計画で示しているとおり、沖繩県独自の歴史的・文化的特性等のソフトパワーや地理的な優位性を生かし、観光、物流、環境、保健・医療、教育、文化、平和など多様な分野における国際交流を通じて築いてきたネットワークを最大限に活用し、アジア太平洋地域の平和構築と

相互発展に向けて、平和的な外交・対話により積極的な役割を果たしていきたいと考えております。これらの取組などを通して、アジア太平洋地域における緊張緩和と信頼醸成にも資する独自の地域外交を展開するため、地域外交室を設置するものであります。

次に4、沖繩県差別のない社会づくり条例(ヘイトスピーチ防止条例)についての御質問の中の(1)、条例制定の取組についてお答えいたします。

沖繩県では、全ての人の人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現を目指すため、これまで条例制定に向けて取り組んでまいりました。条例骨子案については、令和4年12月5日から令和5年1月6日にかけて県民意見募集を行い、157の個人・団体から475件の貴重な御意見をいただいています。いただいた様々な御意見を参考に、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的とする沖繩県差別のない社会づくり条例案を作成し、今議会に上程したところであります。条例案では、本邦外出身者等に対する施策に加え、インターネット上や県民であることを理由とする不当な差別的言動に関する施策、性的指向または性自認を理由とする不当な差別に関する施策を講じていくこととしております。全ての人への不当な差別は許されないことを宣言するとともに、人々が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する心豊かな社会の実現を目指し、たゆみない努力をすることを決意し、今後の取組をしっかりと推進してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 嘉数 登君登壇]

○知事公室長(嘉数 登君) 1、知事の政治姿勢について(1)のア、反撃能力の配備についてお答えいたします。

いわゆる安保関連3文書においては、これまでの防衛政策から大きな転換となる反撃能力の保有が記されております。反撃能力を有する部隊の沖繩への配備については、明らかではありませんが、県としては、従来の政府の国会答弁と整合性が取れず、さらに専守防衛を逸脱することになるのであれば、反撃能力を有するミサイル等の県内配備は、さらなる基地負担の増加につながり、県民の理解も得られないことから、反対することになると考えております。

同じく1の(1)のイ、自衛隊の配備及び増強についてお答えいたします。

自衛隊の配備については、我が国の安全保障や地域

の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。このような中、いわゆる安保関連3文書においては、「南西地域における防衛体制を強化する」等、本県に関わる記述も多く見られます。

県としては、現状は必ずしも十分に住民合意が得られているとは言い難い状況にあると考えており、政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう丁寧に説明を行うとともに、地元が意見表明ができるよう、必要な協議を行うことを引き続き求めてまいりたいと考えております。

1の(1)のウ、民間空港・港湾の軍事利用についてお答えいたします。

国家安全保障戦略では、「有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う」等と記されております。県としては、自衛隊等の利用により、離島の空港・港湾の民間利用に支障があってはならないと考えており、特に下地島空港については、屋良覚書等の趣旨を条例へ反映させることができるのか、研究を進めることとしております。また、政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう丁寧に説明を行うとともに、地元の意見表明ができるよう、必要な協議を行うことを引き続き求めてまいりたいと考えております。

同じく1の(1)のカ、ワシントン駐在の成果と展開についてお答えいたします。

ワシントン駐在は、米国政府や連邦議会関係者等に対し、辺野古新基地建設の技術的課題をはじめ、米軍基地周辺のP F O S等の問題、軍人・軍属による事件・事故などを説明し、沖縄の基地問題の解決を求めるなど、精力的に働きかけを行っております。令和4年度は12月末時点で、既に令和3年度を上回る約1300人と面談等を行っております。その結果、米国のメディア関係者が沖縄の基地問題取材のために来県し、知事にインタビューを行うなど、ワシントン駐在の地道な働きかけにより、沖縄の基地問題への認識が米国内で広がりつつあると考えております。引き続き、沖縄の米軍基地問題に関する情報収集・情報発信を行うとともに、米国政府や連邦議会関係者等に対するさらなる働きかけ、安全保障分野における有識者等との連携にも取り組んでまいりたいと考えております。

同じく1の(1)のク、国際機関やA S E A Nの会議を誘致することについてお答えいたします。

県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、アジア太平洋地域の安定・発展に資する国際機関

の誘致に努めることを位置づけており、新たな建議書においては、独自の歴史や多様性を持つ沖縄を最大限活用し、平和的な外交・対話によってアジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成を図ること等を政府に求めているところです。また、去る12月に県が主催したシンポジウムにおいても、登壇者から国際機関設置の意義やA S E A Nとの連携の重要性が指摘されております。現在、アジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成に寄与することを目的とするアジア太平洋地域平和連携推進事業を実施しているところであり、国際的な機関や会議の誘致も含め、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

同じく1の(2)、辺野古新基地建設問題の国際社会等への訴えについてお答えいたします。

沖縄の基地問題の解決を図るためには、日本政府のみならず、一方の当事者でもある米国政府に対しても、知事が直接出向き、訴え続けることが重要であると考えております。昨年11月の米国中間選挙により新議員が選出されたことや、いわゆる安保関連3文書や2プラス2共同発表で示された沖縄をめぐる状況を考慮すると、知事による3月中の訪米が必要であると考えており、現在、検討を進めているところであります。また、国連や国際社会に対し、辺野古新基地建設問題が民主主義や地方自治の問題でもあることや沖縄の基地問題の現状などを幅広く発信することにより、辺野古新基地建設問題や米軍基地に関連する課題等の解決の糸口にしたいと考えております。

同じく1の(4)のア、那覇港湾施設の早期閉鎖及び無条件返還を求めることについてお答えいたします。

市街地に位置し、多くの民間機が離着陸する那覇空港に近接している那覇港湾施設において、復帰後50年間行われてこなかった運用が行われることは、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民にさらなる基地負担を強いるものであり、決して容認できません。このため、県は日米両政府に対し、航空機の離着陸や訓練を一切行わないよう求めているところであります。また、県としては、同施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、これまでの経緯を踏まえつつ、今後とも移設協議会などにおいて、関係機関と協議を行いながら対応してまいります。

次に5、P F A S 汚染問題についての(2)、訪米におけるP F O S問題への訴えについてお答えいたします。

県は、P F O S等の汚染源である蓋然性が高い嘉手納飛行場、普天間飛行場、キャンプ・ハンセンへの立

入り申請を行っておりますが、いまだ実現しておりません。このため、国及び米軍に対し再三にわたり、基地内への立入調査の実現などを強く求めているところであり、現在検討中の知事の訪米においても、P F O S等に関する基地内への立入り等について取り上げる方向で検討しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のエ、屋良覚書の条例化についてお答えいたします。

県では、屋良覚書及び西銘確認書に基づき、下地島空港を人命救助、緊急避難等、特にやむを得ない場合を除き、民間航空機に使用させる方針で管理運営しております。

県としては、引き続き両文書に基づき空港の管理運営を行いながら、その趣旨をどのように条例へ反映させることができるのか、関係部局と連携し、研究を進めていきたいと考えております。

次に2、新・沖縄21世紀ビジョンの実現について(5)のア、総合評価落札方式における賃上げを実施する企業等に対する加点措置についてお答えいたします。

土木建築部では、建設業の賃金上昇に向けた取組として、令和4年2月から「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事を試行しております。この取組は、元請企業が下請企業へ見積り依頼する際に、下請企業から労務費を内訳明示してもらい、これを尊重するとの宣言を公表した元請企業を、総合評価落札方式において加点評価するものであります。また、賃上げを実施する企業等の加点措置については、国等の実施事例を参考に、効果的な取組を検討してまいります。

次に5、P F A S汚染問題について(4)、県内の下水汚泥の活用状況と今後の対策についてお答えいたします。

県内の下水処理場から発生する下水汚泥は、肥料として活用されております。P F A Sについては、水道水中の水質管理目標設定項目の暫定目標値としてP F O S、P F O Aの合計が1リットル当たり50ナノグラムとされる一方、下水汚泥に係る基準や目標値は定められておりません。今後も国の動向を注視しつつ、引き続き下水汚泥に含まれるP F O S等の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)のア、遺骨を保全する条例の制定についてお答えいたします。

戦没者の遺骨収集については、戦没者遺骨収集推進法により、国の責務であることが明記されております。戦没者遺骨に関する条例の制定については、同法の趣旨等から、規制型には課題があると考えております。一方で、さきの大戦で犠牲となった戦没者の遺骨の尊厳を守ることは重要な課題であると考えており、理念型の条例等を含め、検討しているところでございます。

次に4、沖縄県差別のない社会づくり条例（ヘイトスピーチ防止条例）についての御質問の中の(2)、対処方法についてお答えいたします。

条例案では、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動が行われた場合、その内容の概要や氏名または名称を公表することで、県民の理解を深めるための啓発を行うこととし、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を容認しない社会環境を目指し、社会全体で解消していくこととしております。インターネット上の不当な差別的言動の解消については、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発、インターネット上の不当な差別的言動に関する相談体制の整備等、必要な施策を講じてまいります。

同じく(3)、条例の検証についてお答えいたします。

条例案では、不当な差別のない社会の形成を図るために基本方針を定め、人権尊重の理念の普及啓発や専門相談員による相談対応、法的な助言が必要な場合の弁護士相談を実施するとともに、情報の収集、実態の調査等を行うなど、差別の実情を踏まえた取組を行うこととしております。条例施行後は、これらの取組の効果を検証し、施行の状況について検討を加え、必要があると認められた場合は、見直しを行うこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 金城 賢君登壇〕

○環境部長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(3)のイ、沖縄戦跡国定公園の区域の改定についてお答えいたします。

沖縄戦跡国定公園については、近年の活発な経済活動に伴う社会基盤の整備や宅地化等の開発、平和祈念と慰霊鎮魂の場としての在り方など、同公園を取り巻く自然的・社会的条件が変化しており、糸満市からも

見直しの要望があることから、今年度より区域改定に係る公園計画の見直しに着手しております。今年度は、自然公園の現況調査及び文献等による概況把握を行っており、次年度以降、現況の補完調査、開発動向及び地域の意向調査等を踏まえた公園計画案を作成し、令和7年度を目途に区域の改定を行うこととしております。

同じく1の(4)のイ、那覇港港湾計画改訂に係る環境部意見と今後の対応についてお答えいたします。

那覇港港湾計画書改訂案に係る沖縄県環境部意見では、那覇港管理組合管理者に対し、那覇港湾施設代替施設を含む個別事業の実施に当たっては、事業者が事業計画を踏まえた予測・評価を行わせるとともに、その結果に応じて適切な環境保全措置を講じさせ、環境影響の回避または低減に努めさせることなど、6項目の意見を述べております。今後、個別事業の実施に当たり、環境影響評価の手続が開始された際には、沖縄県環境影響評価審査会の答申等を踏まえ、厳正に審査を行い、環境保全の見地から必要な意見を述べてまいります。

2、新・沖縄21世紀ビジョンの実現についての(6)のうち、県の温室効果ガス削減計画についてお答えいたします。

県では、令和3年3月に県全体の温室効果ガス削減対策等を定めた第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画を策定し、2050年度までの脱炭素社会の実現を目指して取り組んでいるところです。また、国が令和3年10月に温室効果ガス削減計画を改定し、2030年度までの中期目標を2013年度比46%削減に引き上げたことを受けて、本県においても、今年3月末を目途に同目標を現在の26%削減から、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における展望値や本県の島嶼性に起因する特殊事情等を踏まえた31%削減に引き上げるための計画の見直しを行っているところです。

5、P F A S 汚染問題についての(1)、国におけるP F A S 基準の見直しについてお答えいたします。

環境省においては、P F O S ・ P F O A の有害性の知見が不十分であることやWHO、米国等で科学的な議論が行われていることから、去る1月24日にP F O S ・ P F O A に係る水質の目標値等を検討する専門家会議を厚生労働省と合同で初開催したところです。県は環境省と日頃からP F O S 等に係る情報共有を図っており、当該会議についてもウェブで傍聴し、現在のP F O S ・ P F O A の暫定指針値を当面維持することやその他のP F A S 類についても毒性評価情報の収集を行うこと等について議論が行われたことを確認

しております。国においては、海外の動向や科学的知見に基づき基準値等の設定を行うとしており、県としては、引き続き国の検討状況を注視してまいります。

同じく5の(2)、国防総省指針の適用についてお答えいたします。

米国防総省は、米国国外の国防総省施設の環境汚染に関して、修復に必要な計画、予算の確保、環境の修復の実施等に関する国防総省訓令を2013年に定め、2018年には改定しております。日本環境管理基準J E G S では、環境汚染または環境修復基準を取り扱っていないことについて、これらの事項は当該訓令において網羅されているためと記載されていることから、在沖米軍においても当該訓令は適用されるものと理解しております。一方、当該訓令においては、海外支援プログラムによって引き起こされた環境汚染等を適用除外とする規定があることから、県としましては、さらなる精査を行った上で対応を検討してまいります。

同じく5の(3)、P F A S の水質と土壌の実態調査についてお答えいたします。

県では、平成28年度に水道水源を除く県内の主要河川や地下水の全県的なP F O S 等調査を実施し、平成29年度からは高濃度のP F O S 等が検出された米軍基地周辺でのP F O S 等水質調査を行っております。また、土壌中のP F O S 等については、基準値等が定められていないものの、県民の生活環境保全の観点から調査は必要と考え、令和4年12月に普天間飛行場周辺等5地点で調査を実施し、去る2月15日にその結果を公表したところであります。令和5年度には、基地周辺以外を含めた宮古、八重山地域も対象とする全県的な水質と土壌中のP F O S 等調査を実施することとしております。

6、国立自然史博物館の誘致についての(1)、国立自然史博物館誘致の今後の取組についてお答えいたします。

自然史博物館は、自然史標本の収集・整理・保管や自然史標本に基づく自然史科学の研究、研究成果を活用した展示・教育・普及という3つの機能・役割を併せ持つ施設であります。また、日本学術会議によるマスタープラン2020の重点大型研究計画において、国立沖縄自然史博物館は「自然史科学大学院を併設した多機能・多目的施設、いわば「博物館を持つ研究・教育施設」として、東・東南アジアを中心に各国と連携し、自然を調査し、収集した自然史標本を次世代へ継承するとされています。

県としましては、国立沖縄自然史博物館の研究教育施設としての重要性について十分に認識しているところ

ろであり、引き続き設立誘致に向け、学識経験者等とも連携した取組を推進してまいります。

7、赤土等流出防止対策についての(1)、環境保全目標及び流出削減目標量の達成状況についてお答えいたします。

沖縄県赤土等流出防止対策基本計画に基づく環境保全目標と流出削減目標量の達成状況については、令和4年度に最終評価を行っております。海域の赤土等の堆積状況を指標とした環境保全目標は、監視海域76海域のうち50%に当たる38海域で達成しており、また、未達成の海域のうち19海域については、改善または改善傾向にあります。一方、流出削減目標量については、年間削減目標量約9万4000トンに対し約2万8000トンの削減で、達成率は約30%となっております。最終評価では、農地における赤土等対策の強化や開発事業における赤土等対策の徹底などを課題としており、現在、これら課題を踏まえ3月末を目途に次期基本計画の策定を進めております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

[総務部長 宮城 力君登壇]

○総務部長(宮城 力君) 2、新・沖縄21世紀ビジョンの実現についての(1)のア、令和5年度予算の特徴と重要政策についてお答えいたします。

令和5年度予算については、「県民の命と暮らしを守る感染症対策と県経済の再生」などを柱とする6つの重点テーマを踏まえつつ、沖縄振興予算に加え各省計上予算、より地方財政措置の有利な県債の積極的な活用を図ったところです。主な事業としては、大型MICE施設をPFIによる整備とし、PFI法に基づく実施方針の策定及び地元市町村と連携しながらリゾートタウンMICEエリアの形成に取り組むための事業、那覇－粟国間などの小規模離島の離島航空路を確保維持するためのチャーター便運航の支援のための事業、電気料金の高騰対策として国の支援の対象とならない特別高圧受電事業者に対する支援のための事業をはじめ、新規事業を幅広く計上しております。

同じく2の(1)のイ、一括交付金減額の影響と対策についてお答えいたします。

令和5年度の沖縄振興予算については、前年度とおおむね同水準の予算が確保されたものの、これまでの度重なる減額により、特にハード交付金に関して、市町村から事業の進捗遅れや新規事業の見送り、事業規模の縮小を余儀なくされるなど、事業計画に大きな影響が生じているとの声が多数上がっております。

県としては、減額の影響を最小限にとどめるため、

市町村にも配慮した上で、限られた予算の効果的・効率的な配分に努めているところです。あわせて、一括交付金のこれまでの減額による影響を国へ訴えるとともに、市町村と緊密に連携し、一括交付金の増額確保に向けて国へ働きかけてまいります。

同じく2の(5)のウのうち、知事部局における会計年度任用職員の再度の任用についてお答えいたします。

知事部局においては、会計年度任用職員の任用に当たって、適正な公募期間を経てもなお人員確保が困難となるなど、公務の運営に支障が生じる場合は2回を超えた再度の任用ができることとし、去る1月19日付で各部局宛て通知したところであります。なお、再度の任用に当たっては、繰り返し任用の弊害等を踏まえて適切に対応する必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 儀間秀樹君登壇]

○企画部長(儀間秀樹君) 2、新・沖縄21世紀ビジョンの実現についての(1)のウ、沖縄振興特定事業推進費の予算の推移と県の見解についてお答えいたします。

特定事業推進費は、ソフト交付金を補完し、機動性を持って迅速・柔軟に対応すべき市町村等の事業に対して、国が補助するものとされております。予算額は、令和元年度が35億円、令和2年度が70億円、令和3年度が85億円、令和4年度が80億円、令和5年度予算案が85億円となっております。

県としては、市町村がソフト交付金と併せて同推進費も効果的に活用し、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げた諸施策の着実な展開が図られるよう、引き続き市町村の取組を支援してまいりたいと考えております。

続きまして同じく(2)、県内循環型経済の構築の取組についてお答えいたします。

県が目指す自立型経済の構築に当たっては、移輸出型産業で国内外から外貨を獲得し、その外貨が域内に投下され、域内産業の活性化につながる事が重要であると考えております。こうした認識の下、新年度においては、観光の高付加価値化による観光収入の増大、地産地消の推進、公共工事の地元企業への優先発注、農産物の生産振興、地域資源を活用した特産品の開発、輸送費の低減化など、域内経済循環を高める取組を積極的に推し進めてまいりたいと考えております。

同じく(7)のイ、離島航空路・航路の安定性維持に向けた取組についてお答えいたします。

県では、離島航空路を確保・維持するため、令和5年度当初予算において、那覇ー粟国、石垣ー多良間、石垣ー波照間の3路線の、チャーター方式による運航に伴い生じた欠損に対して補助を行うための経費を計上しているところであります。また、離島航路を確保・維持するため、平成24年度から令和3年度までに13航路14隻の船舶建造または購入費に対して補助を行ったところであり、引き続き、いまだ支援を受けておらず、かつ、支援を希望する航路への支援を着実に実施していきたいと考えております。

続きまして8、公共交通政策についての(1)、鉄軌道導入の進捗状況についてお答えいたします。

県においては、平成24年度に調査を開始して以降、構想段階の計画書策定や費用便益比の精緻化等に取り組んでおり、国においても、令和4年度からは県が求める特例制度の調査検討が行われるなど、着実に取組を進めているところです。国から課題とされている費用便益比について、令和5年度には、さらなる向上につなげるための調査を予定しており、引き続き鉄軌道導入の必要性を丁寧に説明しながら、早期導入に向けて国との協議を進めてまいります。

同じく(2)、フィーダー交通ネットワークの構築についてお答えいたします。

次世代型路面電車LRTについては、現在、市町村において検討されており、連節バスについては、今年度、沖縄総合事務局において検討会を開催し、導入可能性について検討しているところであります。

県としては、利便性の高いフィーダー交通ネットワークの構築に向けて、本島の圏域ごとに議論の場を設定しており、その取組の中で、LRTなど様々なシステムを含め、地域にふさわしい公共交通ネットワークの在り方について、引き続き市町村と協働で検討を行っていくこととしております。

同じく(3)、OKICAを利用した乗り継ぎ割引の導入についてお答えいたします。

県としては、公共交通の利便性向上及び利用促進の観点から、OKICAを利用した乗り継ぎ割引について、導入を検討する必要があると認識しております。検討に当たっては、バスやモノレールの利用者の乗降に関する現状を把握する必要があります。OKICAを利用した乗り継ぎ割引の導入については、交通事業者の判断によるものであることから、今後は、交通事業者、国、市町村、県等で構成する沖縄県公共交通活性化推進協議会において、現状を踏まえた議論を深め

てまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 崎原盛光君登壇]

○農林水産部長(崎原盛光君) 2、新・沖縄21世紀ビジョンの実現についての(3)、農林水産業の振興に向けた新年度の取組についてお答えいたします。

県では、食料自給率の向上や生産者の経営安定など、持続可能な農林水産業の振興に向けて、生産供給体制の強化や担い手の確保と経営力強化等に取り組んでいるところであります。令和5年度当初予算案においては、沖縄型耐候性園芸施設整備事業等によるおきなわブランドの確立と生産供給体制の強化に取り組むほか、次世代農業の人材育成の拠点となる県立農業大学校移転整備事業に約53億5000万円を計上するなど、各種事業に取り組むこととしております。

続きまして3、物価高騰への緊急対策についての(2)、農業・漁業の物価高騰対策についてお答えいたします。

県では、肥料・畜産用飼料・漁業用燃油・養殖用配合飼料を対象に支援を実施しております。今年度措置した予算額については、県独自の上乘せ分として、肥料分が2億5688万円、畜産飼料分が13億8292万円、水産関連分が2億1513万円、合計18億5493万円となっております。生産者への支払いについては、粗飼料分は昨年11月から、肥料分は12月から、配合飼料価格安定制度の農家積立て分は本年1月から、漁業用燃油分は2月から支払いを開始したところです。また、畜産及び養殖用の配合飼料分の支払いは、3月から開始見込みとなります。

県としましては、引き続き、資材高騰対策の円滑な推進に努めてまいります。

続きまして7、赤土等流出防止対策についての(2)、赤土等流出防止の営農対策についてお答えいたします。

農地からの赤土等流出防止対策については、土木の対策、営農的対策があり、その両面から総合的に取り組む必要があります。土木の対策としては、水質保全対策事業等により、圃場の勾配抑制や沈砂池等の整備を行っております。営農的対策としては、一括交付金による赤土等流出防止営農対策促進事業により、重点監視地域を中心として農業環境コーディネーターを育成し、地域農家に対する緑肥作物の栽培、グリーンベルトの設置、心土破碎などの普及を図っております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

〔商工労働部長 松永 享君登壇〕

○商工労働部長（松永 享君） 2、新・沖縄21世紀ビジョンの実現についての(4)、所得向上のための新年度の取組についてお答えします。

県では、令和5年度において、ITツールの導入支援や事業承継の推進、県単融資事業による資金繰り支援等、中小企業の稼ぐ力や経営基盤の強化を図るとともに、非正規雇用率の改善に向けて、企業に対する専門家派遣等を行う正規雇用化促進事業などの各種施策を行うこととしております。また、所得向上応援企業支援事業では、所得向上に取り組む企業の認証やイベントの開催等により、雇用者所得向上の機運醸成を図ってまいります。これらの多面的な事業展開により、県民所得の向上に取り組んでまいります。

同じく2の(5)のイ、沖縄県の契約に関する条例を実効性あるものにするための労働者の実態把握についてお答えします。

県内労働者の実態につきましては、国が実施する賃金構造基本統計調査などにより、賃金や労働時間等の動向を把握しております。また、県が実施する労働条件等実態調査により、県内事業所における女性管理職の割合など、県内労働者の労働条件等の実態把握に努めているところです。

県におきましては、労働者の実態を踏まえ、労働環境の改善につながる施策を検討・実施することにより、沖縄県の契約に関する条例の実効性を高めてまいります。

同じく2の(6)、離島を含めた再生可能エネルギー導入の取組についてお答えします。

県では、再エネ導入効果の早期発現が期待できる離島を対象に、今年度から、太陽光発電事業の展開に係る補助を行うとともに、離島での水素利活用促進に向けた可能性調査に取り組んでいるところです。令和5年度は、離島を含めた県内全ての海域について、洋上風力の導入に適した候補地等の調査事業を実施する予定です。また、民間事業者による投資を誘発するため、国の各種補助制度及び税制上の特例措置の活用を促進し、クリーンエネルギーの導入拡大に取り組んでまいります。

3、物価高騰への緊急対策についての(1)、中小・小規模事業者の事業継続に係る支援策についてお答えします。

県では、物価高騰の影響を受けている中小・小規模事業者に対し、事業継続のための支援金の支給や省エネルギー化に資する設備の購入補助、中小企業セーフティネット資金による資金繰り支援を実施しておりま

す。また、中小企業者等が持続的に成長を続けるためには、稼ぐ力の強化が重要であることから、労働生産性の向上につながるITツールの導入支援などに取り組んでいるところです。

県としましては、引き続き、中小・小規模事業者の事業継続に向けた取組を推進してまいります。

同じく3の(3)、国への緊急支援の要請についてお答えします。

本県は化石燃料への依存度が高いことや、供給コストの高い離島を多く抱えることなど、電気料金が高くなるを得ない特殊事情を抱えております。そのため、県では、玉城知事を先頭に、市町村及び経済団体と連携し、本県の特殊事情等を踏まえた、電気料金の高騰抑制に向けた支援及び再エネ導入への支援を国に対して要請したところです。

県としましては、引き続き、県民及び県内産業に与える影響や支援ニーズ等を把握しながら、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 2、新・沖縄21世紀ビジョンの実現についての(5)のウ、会計年度任用職員の任用についてお答えいたします。

県教育委員会においては、会計年度任用職員の任用の取扱いについて、任用の回数で応募を妨げることはせず、採用の可否についても、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力実証を経て、再度の任用ができることとしております。ただし、再度の任用に当たっては、繰り返し任用の弊害を踏まえて、公務の運営に支障がないよう適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 糸数 公君登壇〕

○保健医療部長（糸数 公君） 2、新・沖縄21世紀ビジョンの実現についての(7)のア、離島の医療提供体制についてお答えします。

県は、離島における医療提供体制を確保するため、離島で勤務する医師の養成、代診医の派遣、僻地診療所の整備や運営の支援、急患搬送体制の構築、専門医による巡回診療、離島住民に対する島外への通院費助成など各種支援を行っており、引き続き、離島における医療提供体制の充実強化に取り組んでまいります。

続きまして5、PFAS汚染問題についての(3)のうち、PFAS血中濃度調査についてお答えします。

P F O S等の健康に与える影響については、環境省が大規模疫学調査「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を実施しており、今後研究結果が公表される予定となっております。また、環境省等においてP F A Sに対する総合戦略検討専門家会議等が開催され、科学的根拠に基づくP F A Sに対する総合的な対応が検討されており、その動向を注視していきたいと考えております。

続きまして9、長寿県沖繩の復活についての(1)、働き盛り世代の対策についてお答えします。

本県の平均寿命は延伸しているものの、20歳から64歳の働き盛り世代において、年齢調整死亡率が全国に比べて高いことが全国順位を下げる要因となっており、この世代の対策を強化していく必要があると認識しております。県民一人一人の健康意識の定着に加えて、健康づくりが実践できる環境整備が重要であることから、企業等が従業員の健康づくりに取り組む健康経営を推進しております。

県としましては、働き盛り世代の対策を強化し、健康長寿おきなわ復活に向けて官民一体となって取り組んでまいります。

同じく9の(2)、自殺の状況と対策についてお答えします。

沖縄県人口動態統計によると、本県の令和2年の死因別順位は、1位が悪性新生物、2位が心疾患で、自殺は11位となっております。また、都道府県別生命表によると、特定死因を除去した場合の平均寿命の伸びでは、自殺は男性で0.53年延伸、女性で0.26年延伸となっております。平均寿命の延伸には自殺防止対策も必要であることから、県では自殺総合対策行動計画を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない沖縄の実現を目指し、諸施策を推進しているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

〔企業局長 松田 了君登壇〕

○企業局長（松田 了君） 3、物価高騰への緊急対策についての(4)、水道用水供給単価値上げを回避するための対策についてお答えします。

企業局では本年4月からの電気料金改定を考慮し、令和5年度当初予算において、令和4年度比約32億円増の約73億円を計上しております。企業局としては、引き続き経費縮減に取り組む考えですが、4月以降の電気料金や県、国の追加支援策等はまだ確定しておらず、現時点で令和5年度以降の経営見通しを確定することは困難であるため、新年度を迎え、電気料金

や国及び県からの支援内容が明らかになった段階で財政シミュレーションを行い、必要な対応を検討、実施してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 知事はじめ執行部の皆さん、答弁ありがとうございます。

それでは最初に、安全保障3文書と沖縄について再質問をしたいと思います。

1月に日米安全保障協議委員会（2プラス2）が開かれました。そこでは南西諸島防衛を強化する共同文書が発表されております。米軍嘉手納弾薬庫は自衛隊も使用できるようになるなど、基地の共同使用を拡大し、米軍と自衛隊が一体となって共同訓練、共同演習を増加させることが確認されています。さらに2プラス2では、対艦ミサイルを備え、離島での戦闘に特化をした海兵沿岸連隊（MLR）を在沖米海兵隊に創設するとしております。そして重大なのは、この日米軍事一体化を進めるために、南西諸島の民間空港や港を柔軟に使用していることです。

土木建築部長に伺いたいと思います。

先ほどの答弁で、下地島空港については、屋良覚書が遵守されるように、条例に反映できるように研究をしていくとの答弁でした。大いに検討を進めていただきたいと思います。一方で、今述べたように日米両政府の狙いは、この2プラス2で確認しているように、この南西諸島の空港・港の柔軟な使用となっております。下地島空港だけではないんですね。

そこで伺いますが、沖縄県の空港管理条例、この対象となっている空港は下地島空港だけではなく、宮古空港、新石垣空港、与那国空港など全部で12の空港が県の管理空港となっております。私は下地島空港だけでなく、県管理の全ての空港を軍事利用させない、こうした条例改正が必要だと思っておりますが、改めて見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時31分休憩

午後3時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、下地島空港におきましては、屋良覚書、西銘確認書に基づいて管理運営しているということで、条例化につきましては、関係部局と調整を図りながら研究を進めると。議員今御質問のあるように、全部で12空港ございます。下地島空港に

については今述べたとおりなんですが、そのほかの空港につきましては、例えば自衛隊の空港利用につきましては、利用に関する許可について関係法令では、施設を損傷するおそれがないとき、公物管理の観点から支障を来すおそれが高い場合を除いては許可することが適当だというふうになってございます。

また、米軍使用につきましては、日米地位協定により認められている部分がございます、使用の自粛を要請していくというところで、そのような対応でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 知事、今の部長の見解はそれとして聞いておきますけれども、知事は今回のこの安保関連3文書が発表されて、沖縄にこの敵基地攻撃能力の兵器を配備することは反対だと明確に述べております。これまでの日米の安全保障政策からの大転換が行われたわけですね。私は自衛隊の役割も大きく変質していると思います。これまで自衛隊の配備を容認してきた方たちも、専守防衛のためだったら一定程度の防衛力は必要だからという理由で容認されたと思います。しかし安保法制が強行され、集団的自衛権の行使が可能となりました。そして今回は安保関連3文書によって敵基地攻撃能力が持てる、このようになってしまったんです。まさに私たちが暮らす島が標的の島になるかもしれない。こういった状況になっているわけですね。ですから私、容認していた方たちも、こんなはずじゃなかった、こう思っている県民は多くいらっしゃると思います。

そこで知事に伺いたいんですけれども、この屋良覚書、当時はまだ琉球政府時代ですよ。だけど屋良主席が沖縄を戦場にさせてはいけないという思いで、あの屋良覚書を政府に迫っていった。下地島空港を軍事利用させてはいけないとあのとき迫ったから、今もしっかりと拘束力を持っているわけです。ですので、玉城デニー知事としても、この沖縄の空港は決して軍事利用させない、この意思を明確に示す必要があるんだと思います。そういった意味で、今条例についてはどう反映できるかというのを研究していると思うんですけれども、私はやはりここは沖縄の全ての空港、全てを軍事利用させない、その立場から検討を進めるべきだと思いますが、知事の見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 法律の解釈等については、先ほど土木建築部長からそのような対応をさせていただいているということの答弁をさせていただきました。なお、下地島空港につきましても、条例等へ反映

させることができるのかは研究を進めております。他方で、やはり敵基地攻撃能力を保有するということが、従来の政府の憲法解釈と答弁とかなり乖離しているということが各方面から非常に大きな——何と申しましょうか、国民に対する不安を惹起させているというような、そういうことも言われております。ですから、私どもとしても国会における十分な議論を通して、専守防衛というものの考え方について、政府が明確に示していくこと、敵基地攻撃能力及びその機材についての配備をどのようにするのかということについて、しっかりと国民に説明をする、国会で議論をする、そういう方向性も非常に今後のこの民間の空港・港湾を使用するに至っても重要な論点になるであろうというように考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 ぜひ国会も注視しながら、条例改正について知事も真剣に御検討いただきたいと思いません。

続いて、知事の国連要請について、今どういった方法があるのか等検討しているそうですが、沖縄では戦後78年たった今なお、基地あるがゆえの事件・事故は後を絶ちません。また主権者として何度も県民が意思表示をしても、その民意が踏みにじられている現状があります。こうしたことを訴えていただけると思うんですけれども、こうしたこの民主主義や地方自治、これは民主国家としてあれば当然尊重されるべき私たちの権利だと思います。国連のほうでは国連憲章もありますし、世界人権平和宣言など、こうした国際社会で保障されている平和への権利というのが大変重視されております。

知事が国連に行く際に、しっかりと向こうで訴えていただいて、そして同時にやはり国連の——例えば国連人権理事会のメンバーの皆さんを沖縄に招待する。ありのままの沖縄の姿を見てもらう。国連として調査をしてもらう。こうした要請をすることが、やはり国際社会からも沖縄の問題が注目されることになると思うんです。国連に行く際に、こうした沖縄への招致を含めて検討はできないでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時37分休憩

午後3時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 国連でどのような方々にお会いをし、そしてどのような内容の発言をするかについては、まさに今、調整を進めているところでありま

す。当然、沖縄県が国際社会に対して民主主義や自己決定権など、我々の考え方をしっかりと述べて、国際社会はそのためにどのような捉え方をし、そして関係する国々においての平和の構築についてどのような取組を進めるべきかということは、まさに今、しっかりと沖縄から世界に対して発信をすべきときだろうというように思います。であるからこそ、慎重にその内容やあるいは発言内容等々についても、十分な検討を進めていきたいというように考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 ぜひ沖縄への招致も研究していただきたいと思います。

続いてワシントン事務所についてです。

答弁を聞いて、この間の地道な努力が分かったかと思えます。ワシントン駐在、2015年に設置され8年を迎えます。これまで試行錯誤を重ねながら活動基盤を整え、そのネットワークを広げてきたと思えます。全国でワシントンDCに事務所を持っているのは沖縄県だけなんですよ。そういった中で、本当に県の職員の皆さんがしっかりと頑張っていたいただいたと思いました。

この間、私たち土木環境委員会が、副知事も一緒に訪米いたしまして、PFASの問題について向こうの環境保護庁（EPA）と意見交換いたしました。その場所にもワシントン事務所の仲里事務所長が同席をして、その際EPAの職員の皆さんとも親しげに会話を交わすなど、日常的な信頼関係を築いているなど見受けられました。このPFAS問題について、ワシントン事務所が様々な働きかけ、情報収集を行っているという聞いておりますが、その点について再度お聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 少々長くなりますけれども、ワシントン駐在の活動について、可能な限り詳細に答弁をさせていただきます。

ワシントン駐在がPFOS問題の解決に向けてまして、連邦議会関係者等に対しまして、国防権限法（NDAA）の海外の米軍施設におけるPFAS等の適切な対応を求める条項、それから沖縄の米軍基地における泡消火剤流出事故等の再調査等を求める条項の追加を求めています。

昨年3月には、ワシントン駐在からの要請によりまして、アジア太平洋系アメリカ人労働者連合、これAPALAというところでございますけれども、こちらが連邦議会上下両院の軍事委員会幹部に対しまして、辺野古新基地建設問題やPFOSに関する沖縄県の国防権限法

（NDAA）への要望を取り上げるよう要請する文書を発出しております。

それからこれも昨年12月15日ですけれども、米国の環境保護庁、EPA長官に対しまして、これは知事名で書簡を送付しまして、県内米軍基地周辺で検出されるPFOS等は、米軍基地が汚染源である蓋然性が高いことや、さらに県が求めている米軍基地内の立入調査が実現していない現状を伝えた上で、今後PFOS等の対策に関しまして情報交換等による連携を希望する旨を伝えております。

そのほかにも、連邦議員の補佐官や民主党議員連盟（プログレッシブ・コーカス）に所属する議員関係者一人一人と面談を重ねまして、国防権限法への沖縄の基地問題解決に向けた条項追加の指示の要請、それから米国の元軍人等で組織された国際的な平和団体ベテランズ・フォー・ピースなど、米国の各種団体との連携にも取り組むなど、諸問題の解決に向けましてかなり精力的に活動していただいております。

今後引き続き、PFOS等の問題の解決に向けてワシントン駐在を活用し、米国の最新の動向等の情報収集、それから米国政府関係者等への働きかけなどについて取り組んでまいりたいというふうを考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 基地問題だけでなく、このPFASについても積極的な役割を果たしていただきたいと思えます。

それでは、そのPFAS汚染問題についてに移りますが、最初に企業局にお聞きしたいと思います。

下水汚泥について質問をいたしました。県内でも農業への肥料とかに利用されている実態があると思えます。今確かに国はこの基準をつくっていないわけですけれども、訪米で感じたのは、アメリカのほうはここ大変深刻に捉えていて、もう既に規制の動きが始まっているんですね。そういった意味で、やはり県民の安心をしっかりと示すためにも、私は基準がなくても企業局としてこの下水汚泥についての調査をやるべきだと思うんです。今沖縄県、4つの処理場があると思うんですけれども、そこについてはどのようにお考えですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時42分休憩

午後3時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 大変失礼いたしまし

た。

下水汚泥に含まれるPFOS・PFOAの濃度でございますけれども、令和3年8月から県の宜野湾浄化センターで測定をしております、PFOS・PFOAの合計値で、汚泥の乾燥重量1キロ当たり5.5から11マイクログラムであることを確認してございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 この数値がどういった数値なのかということは、まだ私も研究できていないんですけれども、そうやって土木のほうが一失礼しました、ちゃんと調べているというところは、私は評価したいと思います。ただ、今、宜野湾だけにとどまっているので、環境部が全県的な水質・土壌調査を行うということですので、やはりこういった実態を明らかにするというのが大切じゃないかなと思います。

それで保健医療部にお聞きしたいんですね。今、血中濃度検査についてのほうを県民がずっと要望して、陳情も上がっています。環境部のほうは、基準値がなくとも取りあえず調べておこう、水質・土壌調査を全県的に離島を含めてやるわけですよ。土建部のほうでも下水汚泥については、宜野湾はもう調べています。ですが先ほどの答弁だと、国の動向を注視するというそういった受け身になっている。だけど50ナノグラム、暫定基準値ではあるけれども、それもあるのに保健医療部が血中濃度について踏み出せないというのは、やっぱり県民にとっては理解し難いと思うんですね。いろんな方法、やり方を検討してしっかりと住民の不安に応えるべきだと思いますが、いま一度、この血中濃度について——本来であれば私も国がやるべきだと思いますよ。だけど国が動かないわけですから、やはり沖縄県がやって実態を示して国に働きかけることが大切だと思いますが、答弁を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

血中濃度について、以前から繰り返し答弁させていただいておりますのは、基準がはっきりしない中では結果についての医学的な評価ができない、難しいという状況であります。特に今の値について、過去の暴露が影響している場合などは、どこで汚染したかどうかなども含めて、なぜ高いかということについての説明が難しいですし、今、保健医療部の立場からいうと、その値をもってどういう健康影響が出るかという——実際の本人への保健指導のところは、かなり正確な情報に基づいて行わないといけないというふうに考えてい

るところです。今、国のほうがこの年末から、環境省それから内閣府の食品安全委員会でもワーキンググループが動き出して、かなり科学的に分析を始めたというふうに考えていますので、そちらの動きを今注視したいという答弁をさせていただいたところで

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 今議会、一般質問でもこの議論になると思いますので、私のほうではとどめておきますが、しかし皆さんがそうやってずっとやらない理由を言っているけれども、住民の皆さんは不安なわけですよ。住民の皆さんが中心となってやってみた。そして高い数値が出て、それで世論が今大きく広がって動いているわけですよ。このままだと、国はWHOのさらに基準が低い部分についてをベースにした議論になるかもしれません。そういった意味でも、やはり沖縄の実態はこうなんだと示して迫っていく姿勢が大切だと思います。この点については終わりたいと思います。

続いて、21世紀ビジョンの実現について伺います。

県民所得の向上は、この振興計画でも大きな目標です。2020年度の県民所得は今214万円。これを計画では291万円に引き上げていこうというのが沖縄の計画です。そういった意味で、様々な取組は重要だと思うんですけれども、私は特に非正規雇用の問題が大きな問題だと感じております。

最初に、この間、県としても非正規雇用対策はやってきたと思いますが、正規雇用化、こういった実績があるでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県では、正規雇用に取り組む企業に対し、中小企業診断士等の専門家派遣や従業員の研修費補助を行うとともに、若年者を正社員として雇用し定着につなげる取組を行う企業に対し、助成金の支給を行っております。これらの取組を開始した平成26年度から令和3年度までの8年間になりますが、この8年間の実績は、支援企業数が401社、正規雇用者数が998人となっております。正規雇用の拡大につながっていると考えております。

県としましては、さらなる正規雇用の拡大に向けて引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 すばらしい実績だと思います。この

8年間で1000人近くが正規化になっているので、この事業を進めていただきたいと思います。一方で、さらにもっと力の入れ方、それで今ジェンダー平等も叫ばれているところですが、この非正規雇用の割合の中で、特に女性の非正規雇用がやっぱり高いんですね。非正規雇用が全国の中でも沖縄県が割合が高い、これは知られております。今、大体4割が非正規雇用なんですけど、じゃその中でさらに男女別で見ると非正規雇用はどういった状況なのか。今後、皆さんの正規雇用の取組を女性の正規雇用を増やす、こうした視点での施策展開も必要だと思っておりますが、併せてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

令和4年労働力調査によりますと、本県の雇用者全体のうち非正規雇用の割合は、男性が25.8%、女性が54.1%となっております。女性の非正規雇用の割合は男性の2.1倍という状況になってございます。そのような状況を受けまして、県では女性の安定的な雇用を促進するため、女性求職者の個々のニーズや職業経験に応じた就職支援を実施しております。具体的には、女性の採用に積極的な企業と女性求職者のマッチングや託児機能つきの座学研修、職場訓練等を行っております。非正規雇用は正規雇用に比べ一般的に賃金が低く、雇用が不安定であることから、正規雇用の促進は重要と考えております。

県としましては、引き続き女性の雇用の安定と所得向上に向け取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 ぜひ期待をしたいと思っております。

それでもう一つ、雇用の問題で土木建築部にお尋ねします。

公共工事における総合評価落札方式について、皆さんも努力して昨年から見積り尊重宣言を取り入れたと答弁がありました。これは前進ではあると思うんですね。だけど中身を見ると、見積りの中で人件費と工事に係る費用の内訳が見えるようになったところを評価しているという中身だと思います。ですが、今、国のほうはもっと進んでいるんですね。賃上げをした企業に対して加点するという仕組みになっています。国は、公共工事の入札方式である総合評価落札方式について、昨年度からですが、新しく賃上げを表明した企業に加点する仕組みをつくりました。ただ表明するだけではなくて、実際に賃金を上げたかどうかまで国が確認する。未達成の場合には、その後1年間入札で大

きく評価を下げる、こういったペナルティー的なものもあるんです。賃上げをちゃんと行ったところについては、企業をしっかり評価して入札も有利になる。こうした仕組みで建設労働者の賃金引上げを具体的にやってきているわけです。ですので、やっぱり国がやっているわけですから沖縄県でもできると思うんです。実際、この国の改定を受けて県内の大手建設会社でも、従業員の給与を3%引き上げたというのが報道でありました。これは正規雇用だけじゃなくて、パート・非正規の皆さんも含めて賃上げをしたという実績が出ているわけです。やはりこうした具体的な賃上げにつながっていく仕組みを県内でもやる時期に来ていると思うんですが、いま一度この点について部長の考えをお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 議員御指摘のとおり、国におきましては、昨年度の4月1日から全ての工事で賃上げに関する項目を設けて、加点評価を行っているというふう聞いております。先ほど答弁でも述べましたけれども、県においても国の運用状況を参考にした上で、導入に向けてぜひ取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 照屋副知事、この件については以前ここで議論をさせていただきました。やはり県民所得の向上は、この沖縄振興計画の大きな課題です。全国最下位クラスのこの県民所得をどう引き上げていくのか。沖縄県の就労人口70万人、そのうちの約1割、7万人が建設労働者だそうです。ここにしっかりと手当てをすることによって、賃上げが確実にできる、県民所得の向上につながると思います。部長から前向きな答弁があったと思いますが、副知事としてはどのように受け止めますか。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） 建設業界を離れてもう随分になりますので、詳しく承知はしておりませんが、業界全体の賃金を引き上げていくということにつきましては、建設業協会を中心に永年取り組んできておりました、その成果が一定程度実績として上がってきているのかなというふうな感想を持っております。今回、この総合評価方式の中において、賃上げを実施する企業等に対する加点措置、これも非常に実効性があるって大変いい制度になっているんじゃないかなというふうに私自身、評価しているところであります。ぜひこれが各企業にあまねく広がって、浸透していくことを願っております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 ぜひ頑張ってください。

続いて赤土流出防止対策ですが、通告でもありますが、これ土木環境委員会で毎回のよう議論になっています。委員会では主管が環境部のほうになるんですけども、しかしこの赤土の原因の8割が農地からの流出というのは、もうずっと分かっているんです。原因も分かっているのに、なぜできないんだろうということが委員会でもたびたび議論になっています。農水部のほうでも、環境コーディネーターを採用して、今少しずつ実績を上げていると思うんですけども、やはり個々の担当部署が環境部と農林水産部と分けているところにも、1つ課題があるんじゃないかなと思います。これまでも連携は取っていると思うんですけども、これはやはりSDGsの観点からも沖縄の大きな課題ですから、もっと格上げをして、プロジェクトチームなり、体制を強化するべきだと思うんですね。環境部と農林水産部が横断的に恒常的にできるような、こういった体制づくりが必要だと思うんですが、これも照屋副知事だと聞いたんですけども、担当副知事としていかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） やっぱり縦割り行政から来る、何というんですか、弊害というふうなものがあるわけでありまして、やはり掲げている共通目標に対してはしっかり連携をして取り組むべきでありまして、とりわけこの赤土条例を含む問題のみならず、ほかにもいろいろ提起される問題はあるわけでありまして、私ども執行部といたしましては、その点も十分に配慮しながら、今後目配りをして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 続いて公共交通、企画部長にお聞きします。

OKICAの乗り継ぎ割引については、ずっと提案をさせていただいています。沖縄県としてもこれは必要だという認識には立っていると思うんですね。ですが、民間バス会社の皆さんの協力がどうしても必要です。実際この乗り継ぎ割引を導入することによって、バス事業者たちにとっては競争ですから、どういった路線がもうける路線かとかいろいろあると思うんですよ。やはり経営面を考えたら、ちゅうちょするバス会社の気持ちも分かります。

しかし、そもそもこのOKICAの導入の目的にも、乗車する人たちのデータを集めて、より効果的なバス交通をつくっていかうというのが目的にあったと

思うんですね。このOKICAを導入することで乗り継ぎ割引もできるんだと、当時は議会でも説明がありました。

そこで、このバス会社の経営面も考えた上でやっぱり協力していかないとできないわけですから、しっかりとこのOKICAの乗降データも活用しながら、バス会社の皆さんと効率的なコースもみんな考えながら、そして乗り継ぎ割引の実証実験を行って導入を促していく。バス会社の皆さんにも安心して取り組めるというような、こうした取組が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

基幹区間とフィーダー区間とのバス網の再編、この効率的なバス運行が可能になる一方で、乗り継ぎが発生するというので、それが一つの課題ということだと思います。そのためにも乗り継ぎ割引については必要だと思っております。OKICAのデータについての程度活用できるのかというふうな調整は必要だと思いますけれども、沖縄ICカード株式会社とその辺については調整を図りながら、乗り継ぎ割引の導入につきまして、これは今後実証実験も含めて、先ほど言いました推進協議会の中で議論を深めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 よろしくお願ひします。

最後に知事に伺いたいと思います。

ヘイトスピーチ条例、今回提案となりました。この間、議会で様々な議論があつて、県民からの意見もしっかりと反映させて努力があると思います。ここまで来ました。今議会で採択されることを望むわけですが、ただこの間、やはりずっと毎週水曜日、市役所前で市民が中心となってヘイトスピーチを止めてきたことがあります。この人たちがしっかりとこの議会の様子を見守っていると思いますので、知事からその市民の皆さんに向けてお言葉があれば最後にお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほども子ども生活福祉部長から答弁をさせていただいたとおり、やはり条例案では、不当な差別のない社会の形成を図るための基本的な方針を定めてまいります。そして人権尊重の理念の普及啓発や専門相談員による相談対応等、より解決に向けた対応についても関係者、関係機関と連携しながら取り組んでいきたいということを条例案に織り込ませていただいております。さらにこの条例施行後、

これらの取組の効果を検証し、その施行の状況について検討を加える必要があるという場合には、見直しを行うという規定も織り込ませていただいております。より人権を尊重し、人々の思いに寄り添い、ヘイトスピーチは絶対にいけないということを子供たちにも浸透していけるような、そういう条例の目的に沿った取組を進めてまいりたいというように思います。

○比嘉 瑞己君 ありがとうございます。

○議長 (赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時1分休憩

午後4時25分再開

○議長 (赤嶺 昇君) 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

玉城ノブ子さん。

[玉城ノブ子さん登壇]

○玉城 ノブ子さん 日本共産党の玉城ノブ子でございます。

日本共産党県議団を代表いたしまして質問を行います。

1、子供の貧困対策について。

玉城デニー県政の下、新たな沖縄県子どもの貧困対策計画が出されました。県の子どもの貧困対策計画では、社会の一番の宝である子供たちが、現在から将来にわたってその生まれ育った環境によって左右されることなく夢や希望を持って成長していける、誰一人取り残さない優しい社会の実現を目指すことが基本理念として位置づけられております。その基本理念に基づいた取組によって成果も上がっております。しかしまだ解決しなければならない課題も残されております。子供の貧困は、沖縄県において取り組むべき最重要課題であり、これまでの施策の効果や子供をめぐる社会状況を踏まえ、子供の貧困対策の基本理念に基づいて課題解決に取り組んでいただきたいということを申し上げて質問をいたします。

(1)、小中学校の給食費無償化を求める要求は今全国的に広がり、250自治体を超え加速度的に拡大しています。憲法は義務教育の無償化を定めており、国に求めると同時に、市町村と連携して県としても無償化を実施することについて伺います。

(2)、18歳までのこども医療費無料化を国の制度として実施するよう求め、市町村と連携して県としても無料化実現に取り組むことについて伺います。国の現物給付に対する自治体への制裁（ペナルティー）をやめるように強く求めることについて伺います。

(3)、ヤングケアラーの実態調査でその影響と課題が明らかになってきました。

ア、沖縄県の先生や児童生徒を対象とした調査を実施していますが実態調査の結果について伺います。

イ、今後の支援について伺います。

(4)、ひとり親世帯への支援について、実績と支援の拡充について伺います。

(5)、中高校生のバス・モノレール通学費無料化の実績と拡充について伺います。

2、保育行政について。

(1)、安全であるべき保育所で、昨年、子供への虐待や不適切な保育が各地で明らかになり、保護者や保育士など関係者に衝撃を与えました。再発防止策を徹底することは言うまでもありませんが、同時に慢性的な保育士不足による現場の疲弊を指摘しなければなりません。低過ぎる配置基準の見直しを進めることが急務です。保育士の過重負担を軽減するために国に配置基準の見直しを求め、保育現場の改善を図ることについて伺います。

(2)、認可保育園の待機児童の現状と対策、早期に待機児童の解決を実現することについて伺います。

(3)、保育士不足を解消するために待遇改善のための特別な財政支援を行うことについて伺います。保育士資格を持つ潜在的な保育士の就労支援を強化するとともに、保育士の正規雇用化を図ることについて伺います。

(4)、保育料の無償化によって給食費の負担が発生する世帯への支援を行うべきと考えますが見解を伺います。

3、教育行政について。

(1)、教育現場では、学級担任や養護教諭の不在など、教員不足が深刻になっています。教員不足の実態と対策について伺います。

(2)、教員定数は全て正規雇用にするべきではないでしょうか。幼稚園教諭の正規採用を拡大すること、非正規教職員の待遇を改善することについて伺います。

(3)、教員不足や教員の長時間勤務を改善するためには、教員数を大幅に増やし、働き方改革が必要ではないでしょうか。見解を伺います。

(4)、市町村教育委員会単位で労働安全衛生委員会の設置を進め、教職員の多忙化、メンタルヘルスの実態調査を進め、勤務時間の管理などの具体的な対策について伺います。

(5)、県は教職員のメンタルヘルス対策と働き方改革の強化、推進を目的に、働き方改革推進課を設置する方針を明らかにしておりますが、設置の時期と今後の取組について伺います。

(6)、公立夜間中学の設置に向けての進捗状況につ

いて伺います。

(7)、珊瑚舎スコールの私立夜間中学校の申請の件について、デニー知事は直接文部科学省に要請したとのことですが、国の対応と設置に向けた今後の取組について伺います。

4、新型コロナ対策について。

(1)、岸田内閣は新型コロナウイルス感染症対策について、3月13日からマスク着用を緩和し、5月には季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げると決定しました。コロナは終わったとの誤ったメッセージを社会に広げ、感染状況をさらに悪化させる危険があります。県の認識を問います。

(2)、新型コロナとインフルエンザの同時流行による、感染状況や医療機関への影響を問います。

(3)、医師会等とも連携して発熱外来の体制を強化すべきです。対策を問います。

(4)、介護施設で新型コロナに感染しても、入院できずに施設内療養している入所者はどれくらいいるのか。現状と対策を問います。

(5)、コロナ対応医療交付金や病床確保助成は、県が柔軟に使えるように改善させ、発熱患者の受入れを多くの医療機関が行えるように国に求めるべきであります。見解を問います。

(6)、軽症者や無症者を対象にした宿泊療養施設について、県民が利用しやすいように改善すべきではないでしょうか。見解を問います。

(7)、学校での換気対策は重要です。空気清浄機や換気設備、CO₂モニターについて、導入率と今後の対策を問います。

(8)、新年度の感染症研究センターの設置目的と期待される役割を問います。

5、ジェンダー平等社会の実現へ。

岸田首相は、衆議院予算委員会で同性婚の法制化について、家族観や価値観、社会が変わってしまうと否定的な答弁を行い、婚姻の平等を求める人たちの願いに背を向け、個人の尊重に反するものだと国民の間から大きな批判が広がっています。元秘書官も性的少数者や同性婚について、見るのも嫌だ等と差別と偏見に満ちた暴言で更迭されました。多様な生き方や個人の尊厳を否定する暴言は絶対に許せません。同性婚を認める国・地域は今約30へと増え続け、日本でも同性カップルを認証するパートナーシップ制度を導入した自治体は広がっており、人口の6割以上に達しています。札幌地裁は、同性婚を認めない民法などの規定は憲法違反とする判決を出しました。政府は同性婚や選択的夫婦別姓の実現など、ジェンダー平等社会への歩

みを加速させるべきであります。

以下、質問をいたします。

(1)、沖縄県性の多様性尊重宣言の実効性ある取組を進めることについて伺います。

(2)、同性婚を認める民法改正について知事の見解を伺います。

(3)、沖縄県としてパートナーシップ制度を導入すべきと考えますが見解を問います。

(4)、選択的夫婦別姓制度の法制化を国に求めることについて見解を問います。

(5)、国連は、政策決定等政治や公的な活動への女性の比率を2030年に向けて50%を目指しています。地方自治体で見ると、2022年時点で課長職以上の管理職における女性の人数と割合は、政令市を含む市町村が17.1%、都道府県で12.7%で増加傾向ではありますが、2003年に政府が掲げた2020年までに30%という目標には大きな開きがあります。審議会等委員会では43%、専門委員33.8%となっています。女性の社会参加を促進するとともに、県の管理職や審議会などへの女性の登用状況と積極的に目標を持って推進することについて伺います。

(6)、県内における女性の非正規雇用、男女の賃金格差の実態と支援について伺います。

6、国民健康保険制度について。

(1)、住民の生きる権利を保障する社会保障としての国保に、国民健康保険財政への1兆円の公費投入増で、国保税を抜本的に引き下げるよう国に求めることについて知事の見解を伺います。

(2)、国民健康保険制度の子供の均等割廃止を国に求めることについて伺います。

(3)、保険料は市町村の自主性に任せて、2024年の統一保険料を目指す県の運営方針を見直すことについて見解を問います。

(4)、国保法第44条を積極的に活用し、生活困窮者の一部負担金の減免を拡充することについて伺います。

(5)、医療を受ける権利を奪う保険証の取上げは行わず、滞納者への差押えなど強行的な対応ではなく、丁寧な相談を行うことについて伺います。

(6)、5年間で普通調整交付金の82億円の不足問題について原因と影響を問います。

(7)、普通調整交付金の不足分については国が補填するよう求めることについて問います。

(8)、沖縄県国保財政の赤字要因の一つに、沖縄戦の影響による前期高齢者交付金不足問題がありました。これを不問にしてはなりません。当時の影響額は

幾らだったのでしょうか。引き続き国の責任で沖縄の不利益を解消させるべきです。見解を問います。

7、介護保険制度について。

介護事業者では深刻な人手不足と不十分な介護報酬の下で経営難が続いており、コロナ禍はこの事態をさらに加速させました。政府は2023年通常国会での介護保険見直しの検討を進めています。利用料原則2割負担等、負担増と給付削減で利用者、事業者、行政にさらなる困難を押しつけるものとなっています。高齢者は戦後を生き抜き復興のために貢献してきた世代であります。高齢者の尊厳と生活を守るためには、介護保険制度の抜本改善を進めるべきであります。

以下、質問をいたします。

(1)、介護保険の利用に新たな困難をもたらす利用料の引上げ、要介護1・2の生活援助などの市町村事業への移行、ケアプランの有料化、福祉用具貸与を購入に変更する等、負担増と給付削減につながる国の介護保険制度の改悪に反対することについて知事の所見を伺います。

(2)、県内の介護従事者の賃金の現状について伺います。

(3)、全額公費により、全ての介護従事者の給与を全産業平均水準まで引き上げ、介護従事者を大幅に増やすことについて伺います。

(4)、介護従事者が不安なく介護を提供できるよう新型コロナウイルス感染症対策を強化し、物価高騰による事業経費増加を緩和するための支援を行うことについて伺います。

(5)、介護保険財政の国庫負担の割合を引き上げ、介護保険料・利用料の負担軽減等、介護保険制度の抜本的改善を国に求めることについて伺います。

(6)、特別養護老人ホームの待機者数と増設計画について伺います。

8、県立病院は県民医療最後のとりでとしての役割を担っています。それにふさわしい体制を取るべきではないでしょうか、見解を問います。

以上、答弁を聞いて再質問を行います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 玉城ノブ子議員の御質問にお答えいたします。

まず、新型コロナ対策について御質問の中の(1)、5類感染症への位置づけ変更についてお答えいたします。

国は感染症法上の位置づけ変更により、新型コロナ対策について行政が住民へ協力要請を行う仕組みか

ら、個人の選択を尊重することを基本とした自主的な取組に転換することになっております。一方で、新型コロナの病原性や感染力は変わらないことから、位置づけ変更後は、より一層、県民が自主的に感染対策に取り組んでいただくことが極めて重要になると認識しております。

沖縄県としましては、基本的な感染対策の共有や周知を図るとともに、国の方針を踏まえつつ、ウイズコロナの取組を進め、感染対策と社会経済活動の両立にしっかり努めてまいります。

次に4の(8)、感染症研究センターについてお答えいたします。

沖縄県は、新型コロナ対策の3年間の経験を踏まえつつ、将来の新興感染症等に対処するため、令和5年4月に感染症研究センターを衛生環境研究所内に設置します。同センターでは、感染症等の早期探知、リスク評価、予防策の検討に取り組むとともに、県内の公衆衛生人材の育成拠点として整備していきたいと考えております。特に、人材育成に関しましては、令和5年度から国立感染症研究所において本格的に運用を開始するFETP（実地疫学専門家養成コース）の拠点研修制度を、令和4年度からパイロット自治体として先行的に準備を進めてまいりました。

沖縄県としましては、センターの設置を機に、センターを中核とした県内外の実地疫学専門家との連携による沖縄県感染症ネットワークの構築、感染症危機管理能力の向上を図っていきたいと考えております。

次に、ジェンダー平等社会についての御質問の中の(1)、沖縄県性の多様性尊重宣言後の取組についてお答えいたします。

沖縄県では、令和3年3月に発表した沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）の下、啓発活動や相談支援に取り組んでいるところです。また、今議会に上程中の沖縄県差別のない社会づくり条例案に、性的指向または性自認を理由とする不当な差別に関する施策を講ずることを規定し、必要な施策に取り組んでいくこととしております。

沖縄県としましては、全ての人の性のありようを尊重し、誰もが自分らしく生きられる心豊かな沖縄を目指し、引き続き取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

[教育長 半嶺 満君登壇]

○教育長（半嶺 満君） 1、子供の貧困対策についての中の(1)、学校給食費の無償化についてお答えい

たします。

去る2月9日に玉城知事から文部科学省に対して、次代を担う子供たちの健やかな成長を支える学校給食費の支援について要請を行いました。その趣旨は、昨今の社会及び経済状況など子育て環境が厳しい中、少子化の解消に向けて、家庭の経済的負担軽減等、子育て支援の一環として学校給食費無償化の支援を国へ要請するものです。文部科学省からは、学校給食費だけでなく教育費全体を軽減していくことが、子育て支援、少子化対策として大事なことと位置づけているとの回答がありました。

県教育委員会としましては、令和5年度は市町村と実施方法等の協議を行うこととしており、それを踏まえ、予算規模、財源及び実施時期について検討してまいります。

同じく(5)、中高生のバス・モノレール通学費無料化の実績と拡充についてお答えいたします。

県では、一定の所得基準に満たないひとり親家庭及び住民税所得割非課税世帯の高校生等を対象として、令和2年10月1日からバス・モノレール通学費の無償化を実施しており、令和5年1月末現在で、約5000名を認定しております。令和5年度は、遠距離等による高額通学費が原因で高校の選択や通学を断念することがないように、中間所得層までの生徒の通学費の一部補助について当初予算に計上したところであり、対象者数は約800名を見込んでおります。

続きまして3、教育行政についての中の(1)、教員不足の実態等についてお答えいたします。

令和5年1月時点の教員の未配置は小学校53名、中学校42名、高校24名、特別支援学校15名の計134名、また、養護教諭の未配置については、中学校1名となっております。教員の確保については、新たにペーパーティーチャーセミナーの実施や、関係機関への臨任募集の依頼及び公共施設・商業施設等に教員募集ポスターの掲示を依頼するなど、全庁体制で臨時的任用職員の確保に取り組んでいるところです。

県教育委員会としましては、引き続き、教員の採用に努めるとともに、教員採用試験の制度改革や退職者の任用等を推進し、教員不足の解消に努めてまいります。

同じく(2)、教員の正規雇用等についてお答えいたします。

県教育委員会では、教員正規率を改善するために、平成23年度以降、新規採用者数を大幅に増やしてまいりましたが、特別支援学級の増加等により、正規教員の配置が追いつかない状況にあります。引き続き、

採用計画の見直しや採用試験の制度改革等により、正規教員の確保に努めてまいります。また、公立幼稚園教諭の配置につきましては、市町村が設置者であることから、市町村幼児教育担当者連絡協議会等を通して、その改善を促しているところです。

同じく(3)、教職員の定数増等についてお答えいたします。

県教育委員会では、教職員の増員について、教職員定数の改善を図るよう、全国都道府県教育長協議会等を通して、国に要望しているところであります。働き方改革につきましては、平成31年に沖縄県教職員働き方改革推進プランを策定し、学校の実情に応じた行事や会議等の見直し、効率的かつ効果的な部活動の推進等の取組を進めております。引き続き、実効性のある取組を推進し、長時間勤務の縮減に努めてまいります。

同じく(4)、衛生委員会の設置についてお答えいたします。

衛生委員会は、教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策等を調査審議するため、教職員50人以上の学校に設置することとされております。令和3年度における県内市町村立学校の衛生委員会の設置率は、小学校で56.6%、中学校で59.5%となっております。

県教育委員会としましては、今後とも、労働安全管理体制の整備・充実について、市町村教育委員会へ働きかけを行ってまいります。

同じく(5)、働き方改革推進課の設置時期と取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、教職員のメンタルヘルス対策及び学校における働き方改革に係る施策をさらに強化・推進するため、令和5年度から働き方改革推進課を設置いたします。働き方改革推進課は、2つの班で構成され、課長以下、健康管理班8人、働き方改革班4人の計13人の体制となっております。働き方改革推進課では、国の調査事業等を活用したメンタルヘルス対策に取り組むとともに、学校における業務改善による負担軽減を推進することにより、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の確保に努めてまいります。

同じく(6)、公立夜間中学の設置についてお答えいたします。

県教育委員会では、平成29年度に県、市町村、有識者で構成する検討委員会を立ち上げ、ニーズ調査や設置主体案の取りまとめを行いました。その結果を基に、通学の利便性等の観点から、市町村に対し、設置

検討を促しているところです。今後は、市町村の状況を踏まえ、対応を検討していきたいと考えております。

続きまして4、新型コロナ対策についての中(7)、学校における換気設備導入率等についてお答えいたします。

文部科学省が令和4年9月に実施した、公立学校における換気対策設備の設置状況調査によると、本県においては、CO₂モニターは42.1%、サーキュレーターは63.4%、HEPAフィルター付空気清浄機は47.8%の導入率でありました。さらに、今年1月の県立学校を対象とした調査では、CO₂モニターは96.7%、サーキュレーターは79.3%、HEPAフィルター付空気清浄機は58.7%となっております。

県教育委員会としましては、市町村及び県立学校に対して、国の感染症対策の支援事業を活用し、サーキュレーター等の設置を促してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 糸数 公君登壇]

○保健医療部長(糸数 公君) 1、子供の貧困対策についての(2)、こども医療費助成制度についてお答えします。

県としましては、子供の医療に関わる全国一律の制度の創設と国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止について、これまでも全国知事会や全国衛生部長会を通して国に要請しているところであり、引き続き国に要請してまいります。また、18歳までの医療費助成については、既に実施している13市町村に加え、現在検討中の市町村もあることから、今後の事業実績、市町村の意向、県及び市町村の財政状況などの実情を踏まえつつ、協議を行っていききたいと考えております。

次に4、新型コロナ対策についての(2)、同時流行の感染状況等についてお答えします。

今冬におけるインフルエンザについては、定点当たりの報告数が最大で47.18人となるなど、3年ぶりのインフルエンザ警報の発令となりました。また、新型コロナウイルス感染症については、新規感染者数が最大で2366人、入院患者数315人、病床使用率46.7%となりました。新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行下においては、コロナ患者受入れ医療機関において、院内クラスターや医療従事者の休職等を理由とした診療制限が行われたところです。

同じく4の(3)、発熱外来の体制強化についてお答えいたします。

県では、新型コロナの感染拡大時において、特に土日・祝日の発熱外来の診療に課題があったことから、感染が急拡大していた令和4年7月末から8月まで、及びインフルエンザと同時流行していた令和5年1月から2月上旬までの土日・祝日において、沖縄県医師会、中部地区医師会の協力の下、検査を希望する軽症者を対象とした発熱軽症者抗原検査センターを設置し、体制の強化に努めました。今後も、新型コロナの感染状況等を踏まえて、医師会等と連携し、同検査センターの設置を検討してまいります。

同じく4の(4)、介護施設における施設内療養者数と対策についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症に感染し、高齢者施設及び障害者施設で療養している入所者は、2月15日時点で88名となっております。県では、施設内で安全かつ円滑に療養が行えるよう、必要に応じ感染管理認定看護師等の専門家を派遣し、感染対策指導を行うほか、衛生資材の提供及び酸素濃縮器等の貸出しを行っております。また、職員が多数感染し、職員不足となった施設に対する看護師及び看護補助者の派遣や、かかりつけ医の対応が困難な場合の往診医の派遣を行っております。

同じく4の(5)、発熱患者受入れに係る医療体制整備についてお答えします。

令和5年5月8日から5類感染症に位置づけを変更することが決定されましたが、診療・検査医療機関から広く一般的な医療機関による対応への移行に向けた各種措置の段階的見直しについては、3月上旬を目途に具体的な方針が国から示されることとなっております。

県としては、幅広い医療機関でコロナ患者が受診できる医療提供体制を構築するため、全国知事会を通して、医療機関の感染防御対策に対する支援、診療報酬の加算や病床確保料等の継続などを要望しているところです。

同じく4の(6)、宿泊療養施設の改善についてお答えします。

新型コロナウイルス感染者のうち、軽症者や無症状者につきましては、昨年9月26日の発生届出の限定化やオミクロン株の特性を踏まえて、原則、自宅療養をお願いしているところです。しかし、旅行者や車中泊の方に対して宿泊療養施設を案内するほか、同居家族に高齢者や妊婦など重症化リスクの高い方がおり療養場所が確保できない人について、同施設を利用いただいております。引き続き、国の方針等を踏まえ、宿泊療養施設の適切な運営に取り組んでまいります。

す。

次に6、国民健康保険制度についての(1)、国保財政への公費投入についてお答えします。

全国知事会では、令和4年7月の令和5年度国の施策並びに予算に関する提案・要望において、将来にわたって持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るため、財政支援を今後も国の責任において確実に実施するよう国に要望しているところです。

同じく(2)、子供の均等割についてお答えします。

子供の均等割につきましては、今年度から、未就学児を対象に国民健康保険税の均等割を公費で5割軽減する措置が行われております。

県としましては、さらなる負担軽減を図るため、子供の対象範囲及び軽減割合の拡充について、全国知事会を通じて国に要望してまいります。

同じく(3)、保険料水準の統一についてお答えします。

保険料水準の統一については、国保運営方針において、令和6年度からの実施を目指すとしております。これまで市町村との協議を続けてきましたが、医療費水準、財政赤字等の課題が解消されていないことから、令和6年度からの実施を見送ることとし、今般、市町村長の方の了承を得たところであります。しかしながら、昨年度の法改正で、統一への取組が義務化されたことから、統一に向けた環境整備を図るため、県としましては、令和6年度から新たな取組を実施してまいります。

同じく6の(4)、国保法第44条に基づく一部負担金の減免についてお答えします。

国保法第44条では、特別の理由がある被保険者で一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金の減額、免除、徴収猶予できると定められています。一部負担金の減免については、現在、各市町村の要綱等の基準に基づき実施されているところであり、住民への周知徹底に取り組むよう助言を行っております。

同じく6の(5)、滞納者への対応についてお答えします。

県では、被保険者の経済的事情等により保険料の納付が困難と認められる世帯については、相談機関や庁内相談窓口との連携により被保険者の生活状況の改善につながるよう、また、滞納処分等の実施に当たっては、被保険者の状況に応じて適切に対応するよう、市町村に対し助言しているところであります。

同じく6の(6)及び(7)、普通調整交付金の乖離についてお答えします。6の(6)と6の(7)は関連しますの

で、恐縮ですが一括してお答えいたします。

普通調整交付金については、平成30年度以降、5年間にわたり、国の推計値と実際の交付額に大きな乖離があり、収入不足に伴い国保財政に深刻な影響を与えております。乖離した要因や推計値の算定根拠については、国から詳細な説明がない状況です。このため、去る2月8日に池田副知事が石嶺国保連合会理事長、桑江市長会会長及び宮里町村会会長と共に、国に対し、差額の補填に加え、乖離した要因や推計値の算定根拠を明らかにするよう要請したところです。

県としましては、引き続き、市町村及び国保連合会と連携し、国保財政の安定化に取り組んでまいります。

同じく(8)、前期高齢者交付金不足問題についてお答えします。

沖縄県は全国に比べ前期高齢者の加入割合が低いことから、前期高齢者交付金の1人当たり交付額が全国平均の半分以下となっております。当時の影響額は把握しておりませんが、この交付金の影響が市町村国保が赤字となる大きな要因となっております。このため、昨年8月及び11月に国保連合会等と共に、国に対し、沖縄県の特殊事情に配慮した特段の財政支援を要請しております。

県としましては、引き続き、市町村及び国保連合会と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) 1、子供の貧困対策についての御質問の中の(3)のア、ヤングケアラーに関する調査結果についてお答えいたします。

県が昨年度、教員等を対象に実施したアンケートでは、ヤングケアラーと思われる児童生徒の数が約1088人で、全体の0.86%を占めていることが分かりました。このうち、学校生活に支障が出ている子供の数が約523人となっております。また、今年度は、小学5年生から高校3年生の児童・生徒約13万人を対象に実態調査を実施し、約4万7000人から調査への協力をいただきました。現在、年度内の公表を目指して分析等を行っているところです。

同じく(3)のイ、ヤングケアラーへの今後の支援についてお答えいたします。

令和5年度のヤングケアラー対策として、県では、関係機関職員向けの研修を今年度に引き続き行うとともに、新たに関係機関や支援団体等と連携して適切な機関へつなぐヤングケアラーコーディネーターの配

置、ヤングケアラー本人や保護者からの相談に対応する相談支援体制の強化、ヤングケアラーなどの要支援家庭への訪問支援などを行うこととしており、これらの事業実施のため、約1億1400万円の予算を計上したところです。

同じく(4)、ひとり親世帯の支援実績と拡充についてお答えいたします。

県では、民間アパートを活用して就労や生活、子育てを総合的に支援するゆいほあと事業を行い、事業開始から令和3年度までに264世帯を支援しております。また、好条件の転職等に役立つ資格取得支援を行い、令和3年度は46名が日商簿記3級を取得し、今後、講座内容を拡充することとしております。このほか、令和4年度から養育費を確保するための公正証書作成費用等を助成する事業を実施しており、令和5年1月末現在で13件の支援を行っております。

2、保育行政についての御質問の中の(1)、配置基準見直しに関する国への要望についてお答えいたします。

県では、保育士不足による現場の負担を軽減するためには、保育士の確保とともに、保育士の処遇向上が重要であると考えております。保育士配置基準の見直しについては、安定した財源の確保が必要となることから、全国知事会等を通して国に必要な見直しを要望しているところです。

同じく(2)、待機児童の現状と早期解消についてお答えいたします。

令和4年4月1日現在において、22市町村で439人の待機児童が発生しております。そのうち、ゼロ歳児と1歳児が313人となっており、全体の71.3%を占めております。待機児童の解消には、保育士の確保が最大の課題であることから、市町村と連携しながら保育士の確保等に取り組み、早期の待機児童解消に向けて取り組んでまいります。

同じく(3)、保育士の処遇改善等についてお答えいたします。

安定した保育を提供するためには、保育士の確保とその処遇改善を図ることが重要と考えております。そのため県では、ハローワークと連携した就労支援セミナーの開催や潜在保育士が就職する際の準備金等の貸付けを行うとともに、正規雇用化や年休・休憩の取得支援、保育補助者等の配置による業務負担の軽減に取り組んでいるところです。また、令和4年10月からは、公定価格において、保育士1人当たり月額9000円相当の改善が図られております。

同じく(4)、保育の無償化に伴う給食費支援につい

てお答えいたします。

国においては、保育の無償化に伴い、世帯負担が増加することがないように、年収360万円未満相当世帯及び所得階層にかかわらず第3子以降の子供を対象に、おかずなどの副食費の徴収を免除することとしております。県は市町村に対し、制度の移行に当たり、無償化により軽減された市町村独自の予算の活用によるさらなる保護者支援への取組を促しました。それらの結果、令和4年1月時点において、県内20市町村において、独自の食材料費支援が実施されております。

5、ジェンダー平等社会についての御質問の中の(2)、同性婚を認める民法改正についてお答えいたします。

県では、人は、みなそれぞれ違う存在であり、自分らしく生きる権利を持っているとの認識の下、令和3年3月に沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）を発表し、各種施策に取り組んでおります。同性婚については、県民の間にも様々な意見があることから、県としましては、司法や国政の場における動向を注視しながら、性の多様性への理解を深め、互いの個性を認め合い、誰もが自分らしく生きられる心豊かな沖縄を目指し、引き続き取り組んでまいります。

同じく(3)、パートナーシップ制度についてお答えいたします。

県では、沖縄県性の多様性尊重宣言の下、啓発活動や相談支援に取り組んでいるところです。パートナーシップ制度については、他県の取組状況を調査・研究するとともに、県内市町村と情報を共有し、意見交換をしてまいりたいと考えております。

同じく(4)、選択的夫婦別姓制度の法制化についてお答えいたします。

選択的夫婦別姓制度については、国の第5次男女共同参画基本計画において、「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」とされています。また、令和2年度に県が実施した県民意識調査では、同制度に賛成との回答は49.2%となり、前回調査より17.7ポイント増加しているところです。

県としましては、国の動向や県民各層の議論を注視しながら、ジェンダー平等社会の実現に向け、各種施策に取り組んでまいります。

同じく(5)、県の審議会等への女性委員の登用についてお答えいたします。

県では、第6次沖縄県男女共同参画計画において、県の審議会等における女性委員の登用率を令和8年度までに40%以上とするよう目標を定めたところであ

り、令和4年4月時点の女性登用率は32.8%となっております。

県としましては、目標達成に向け、委員改選時の事前協議や関係団体への女性候補者の推薦依頼に取り組むなど、引き続き女性の政策・方針決定過程への参画促進に努めてまいります。

7、介護保険制度についての御質問の中の(1)、介護保険制度の見直しについてお答えいたします。

介護保険制度の見直しについては、国の社会保障審議会介護保険部会の意見が令和4年12月20日にまとめられたところですが、保険料や利用者負担の在り方、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方などについては結論を得ていないところです。介護保険部会等において、給付と負担のバランスを図りつつ制度の持続可能性を高める観点から慎重に審議が行われることとなっているため、県としましては、国の動向を引き続き注視してまいりたいと考えております。

同じく(2)(3)、県内の介護従事者の賃金の現状と給与の引上げについてお答えいたします。7の(2)と7の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県内の介護職員の給与については、令和3年の賃金構造基本統計調査によると、給与月額21万6900円となっており、全産業の給与月額26万5600円と比べ4万8700円少額となっております。介護職員の処遇については、国において公定価格の改定や処遇改善加算の取組などが行われており、平成27年と現在を比較すると、月額3万2900円の増で約18%改善しており、令和4年度においても新たな処遇改善加算等の取組を実施しております。

県としましては、引き続き介護職員の人材確保に取り組むとともに、九州各県と連携して国に対してさらなる処遇の改善を要望してまいります。

同じく(4)、介護施設等への感染症対策と物価高騰支援についてお答えいたします。

県では、介護サービス事業者・施設等における感染防止のため、職員向け定期検査の実施、ワクチン接種の勧奨及び感染発生後の拡大防止に要する経費の支援を行っております。また、電力・ガス・食料品等の物価高騰に対する支援については、11月議会において6億5725万9000円を措置し、現在、事業者からの申請を受け付け、審査を行っているところであり、速やかな支給に努めてまいります。

同じく(5)、介護保険財政の国庫負担割合の引上げ等についてお答えいたします。

県では、介護保険の費用負担の仕組みについて、国庫負担割合の引上げを含め全体的な見直しを行い、被保険者及び地方財政の負担を軽減するよう、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通し、国に対し要望しているところです。

同じく(6)、特別養護老人ホームの入所待機者等についてお答えいたします。

令和3年10月末現在、特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い待機者は767名で、前回調査時点の令和2年10月末から5名減少となっております。県では、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間で、特別養護老人ホーム等の整備により1289床の定員増を図ることとしております。

県としましては、必要なサービス量の整備がなされるよう、入所の必要性が高い待機者の状況等も踏まえ、引き続き、市町村と連携し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

[総務部長 宮城 力君登壇]

○総務部長(宮城 力君) 3、教育行政についての(7)、私立夜間中学の設置に向けた取組についてお答えいたします。

夜間中学の特性を踏まえた中学校設置基準の緩和等について、知事が文部科学大臣宛て年末に要請を行ったところ、担当審議官から教育上支障がないことが認められるのであれば、設置基準の柔軟な対応も可能である旨の助言がありました。この助言を踏まえ、今後、設置計画内容を練り上げていく必要があります。また、学校設置は2段階審査としていることから、学校法人に対して令和6年度開設に向けて県も助言をしていきたい旨説明いたしましたが、理解が得られていない状況にあります。

県としましては、学校法人から令和6年度開設に向けた設置計画の提出があれば、必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

次に5、ジェンダー平等社会についての(5)のうち、県の管理職への女性登用についてお答えいたします。

県では、令和3年3月に女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく沖縄県特定事業主行動計画を改定し、令和7年度までに女性の管理職への登用率を23.0%とする目標を掲げております。令和4年度の知事部局における登用率は19.1%と順調に推移しているところであり、今後とも目標の達成に向け、

女性職員の登用に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 松永 享君登壇〕

○商工労働部長（松永 享君） 5、ジェンダー平等社会についての(6)、女性の非正規雇用及び男女の賃金格差の実態と支援についてお答えします。

令和4年労働力調査によりますと、本県の女性の非正規雇用割合は54.1%となっております。また、令和3年賃金構造基本統計調査によりますと、本県の一般労働者の所定内給与月額、男性が27万2900円、女性が22万2100円で、5万800円の差となっております。県では、正社員転換や正社員雇用を検討している企業への専門家派遣、正社員を雇用する企業への助成金の支給や、女性が働き続けられる職場づくりに取り組む企業の支援のほか、女性従業員向けのセミナーや労働相談を実施しており、正規雇用の促進や男女の賃金格差是正に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 我那覇 仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇 仁君） 8、県立病院の体制についての御質問にお答えいたします。

県立病院は、沖縄県の基幹病院、また、地域の中核病院として、救急医療、小児・周産期医療、離島・僻地医療、精神医療等の政策医療を提供しております。今般の新型コロナウイルス感染症への対応においても、中等症以上の患者を多数受け入れたほか、感染防止対策等に積極的に関与するなど、最前線で県民の命を守る役割を果たしました。

病院事業局としましては、今後も地域の医療提供体制を確保するため、医師等の人材確保や医療機器の整備等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 御答弁ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

まず、教育行政についてでございますけれども、教職員の未配置には、新学期スタートのときに配置されていないケースや、病休や育休等に入る先生の代わりが見つからないケースがあります。正規の教員を配置できない分を非正規の教員で補うことが増えております。年度途中で欠員が生じた際の代わりが見つからない等で、他の先生たちの仕事が増えてしまうという状況になっています。正規教員を配置すべきところを非

正規で置き換えるという仕組みを抜本的に見直すことが必要だと考えますけれども、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 正規率の改善については、今後しっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。現在、取り組んでいる取組であります。平成28年度以降に正規教員の採用者数を増やす取組を実施してまいりました。また直近の取組としましては、受験年齢の上限を59歳に変更しております。また、小中学校種を対象とした県正規任用教諭経験者、あるいは他都道府県現職正規任用教諭の特別選考による採用の実施、あるいは一次試験一部免除の要件緩和等を行っているところであります。正規率の改善計画については、定年延長による影響等の分析も踏まえて、現在、目下取り組んでいるところであります。正規率の抜本的な改善につながる取組について、今後ともあらゆる可能性を教育庁内で検討して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ぜひよろしく申し上げます。

各学校に配置された産業医なんですけれども、教員の健康を守るため、大きな役割を担っているわけです。ですから市町村教育委員会とも連携を取って、県医師会も含めて解決するための協議を行って、各学校への産業医の配置についてやっぱり一刻も早い解決を図っていくべきだというふうに考えますが、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 産業医の選任率についても、特に小中学校のほうで非常に厳しい状況がありますので、市町村教育委員会としっかりと連携をして、県医師会あるいは地区の医師会に対してしっかりと市町村と共に働きかけを行っていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ぜひ早めの配置をよろしく申し上げます。

3点目に、全日本教職員組合が教職員の職務実態調査を行っておりますけれども、学校内での業務量が増えて家に持ち帰って仕事をする時間外勤務の平均が、厚生労働省が発表している月80時間の過労死ラインを超え、月100時間を超えている教職員が36.1%もいることが明らかになっています。長時間過密労働を解消するために何が必要かと先生方に問うと、教職員の数を増やしてほしいというのが、最も多い89.7%だということが明らかになっております。国がクラス数

で決まる基礎定数をしっかり増員する計画を立てていく、教員定数を増やすことが私は重要だというふうに考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 学校における教職員の負担軽減を図るためには、教職員定数の改善、これはもう必要であると考えております。

引き続き、県教育委員会としましても、全国都道府県教育長協議会を通して、定数の増について国に要望していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん これはぜひ、知事の決意も伺いたいんですけども、教員の基礎定数をしっかり増員するという、国のそういう計画がないと、今の教育現場を解決するというにはつながっていかないというふうに思うんです。ですから、ぜひ国に対して、基礎定数をしっかり増員する計画を立てて教員定数を増やすということを国に強くやっぱり要望していくべきだというふうに考えますが、知事どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 国において保育の現場、教育現場において圧倒的にその予算による人手が足りない、あるいは保育士の加配についても要求が高まってきておりますし、議員御案内のとおり、当然教職員の働き方改革のためには、定数は正はぜひであるという認識は広がっていると思います。

沖縄県としましても、全国知事会などを通して、全国的なそのような要望についてはしっかりと一致して進めていけるよう、提言をしていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ぜひよろしく願います。

学校給食の無償化についてでございますけれども、学校給食の保護者負担軽減の実施状況は去年の7月29日時点で、全国で8割を超える自治体が軽減実施を予定していることが明らかになっております。その後も、全国的に学校給食の無償化が増え、無償化を求める運動が広がっています。憲法では、義務教育は無償と定めております。国の責任で学校給食を無償にすべきだと、国にもっと強く要求していくべきだというふうに考えます。それと同時に、県としても学校給食の無償化に取り組んでいただきたいというふうに考え

ますが、知事の決意を再度お聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 子供たちが健やかに成長する観点、そして、全ての子供たちがおいしい食事によって公平に成長できる環境をつくっていくことについては、これは国民誰もが望んでいることだというふうに思います。現在、教育委員会においては、全国の先例事例、それから沖縄県内における給食への支援の状況などを分析しながら、その内容、時期等について検討しているものというように承知しております。

沖縄県としましても、もちろん私といたしましても、公約に掲げた給食費の無償化については、少しでも前進していけるように鋭意取り組んでいきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ぜひよろしく願います。

次の子供の医療費の18歳までの無料化、市町村レベルでは通院で47%まで広がっています。都道府県レベルの実施は、6都道府県に広がり、今年4月からは東京都も実施を表明しております。18歳までの子供の医療費無料化の拡充を求める運動は全国的に広まっており、実施する自治体が増えております。子供の貧困対策の拡充が求められている沖縄でこそ、早急に実施することが必要です。子供の医療費18歳までの無料化実現について、知事の決意をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 令和4年4月から、中学卒業まで通院費の無償化を執り行うことができました。引き続き18歳、高校卒業までの医療費についても研究してまいりたいと思っております。

○玉城 ノブ子さん ぜひよろしく願います。ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、2月24日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時35分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 西 銘 純 恵

会議録署名議員 照 屋 守 之

令和5年2月24日

令和5年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第4号）

令和5年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第4号）

令和5年2月24日（金曜日）午前10時開議

議事日程第4号

令和5年2月24日（金曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出席議員（47名）

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	照屋守之君	24番	平良昭一君
1番	次呂久成崇君	25番	仲村未央さん
2番	喜友名智子さん	26番	玉城武光君
3番	島袋恵祐君	27番	比嘉瑞己君
4番	玉城健一郎君	28番	照屋大河君
5番	上里善清君	29番	山内末子さん
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君
12番	上原快佐君	37番	仲宗根悟君
13番	新垣光荣君	38番	崎山嗣幸君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	山里将雄君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	瑞慶覧功君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	46番	中川京貴君
21番	下地康教君	47番	仲田弘毅君
22番	石原朝子さん		

欠席議員（1名）

45番 島袋大君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	副知事	池田竹州君
副知事	照屋義実君	政策調整監	島袋芳敬君

知事公室長	嘉数登君	企業局長	松田了君
総務部長	宮城力君	病院事業局長	我那覇仁君
企画部長	儀間秀樹君	会計管理者	名渡山晶子さん
環境部長	金城賢君	総務部財政統括監	名城政広君
子ども生活福祉部長	宮平道子さん	教育長	半嶺満君
保健医療部長	糸数公君	警察本部長	鎌谷陽之君
農林水産部長	崎原盛光君	労働委員会事務局長	下地誠君
商工労働部長	松永享君	人事委員会事務局長	茂太強君
文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君	代表監査委員	安慶名均君
土木建築部長	島袋善明君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	山城貴子さん	課長補佐	城間旬君
次長	前田敦君	主査	宮城亮君
議事課長	佐久田隆君	主査	親富祖満君

○議長（赤嶺昇君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。
仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん おはようございます。

図らずも、ロシアのウクライナ侵攻から1年という中で登壇となりました。「戦争は始めた側が敗者だ」。今朝の新聞の、作家保阪正康氏の言葉です。戦争という選択に突き進んだ指導者の弱さ、止め方を知らない愚かさ、それがどれほどの破壊と損失を生んできたのか、命を奪ってきたのか、歴史において私たちは繰り返し学んできたはずです。即時停戦、無条件撤退を願う世界中の声とともに、対立を深めるのではなく、包摂の方向へ日本外交のリーダーシップを強く願います。

それでは、代表質問を行います。

1、知事の所信表明、政治姿勢について。

(1)、知事は本議会所信表明において、「二度と沖縄を戦場にしてはならない」との強い決意を表明し、「自衛隊の急激な基地機能強化により沖縄が攻撃目標になるリスクをさらに高める事態を生じさせてはならない」としました。宮古、石垣、与那国へのミサイル配備のほか、うるま市へのミサイル配備、沖縄市への補給処建設については、既に過密な米軍基地との一体的運用も想定されており、地域住民の負担と不安は増すばかりです。知事の見解を伺います。

(2)、国際社会がSDGsの取組に協力する中、なおも性的少数者に対する差別発言が政権の中枢から発

せられたことは非常に残念です。主要7か国で、LGBTの権利擁護法がないのは日本のみ、また、選択的夫婦別姓を認めていないのも日本だけです。ジェンダー平等、多様性を尊重する社会に変えていく必要があると考えますが、知事の所見と県民へのメッセージをいただきたい。

(3)、子供施策の総合推進法であるこども基本法が4月に施行されます。日本国憲法と児童の権利に関する条約の精神を掲げた初の基本法であり、行政施策等の決定にあっては、当事者たる子供の意見を聞き反映させることが求められています。本県においても同様に、子供の意見を聞く制度の構築が必要ではないでしょうか。国の動きに対応する、県の組織編成についても伺います。

(4)、PFAS汚染源の特定に必要な立入調査を認めない米軍の対応が続く中、沖縄県が独自に土壌調査に踏み出したことは、県民の命の視点に立つものであり、県民から評価の声が上がっています。調査結果で明らかとなった数値は大変厳しく、解決に向けては、国による評価や基準の設定がより急がれると同時に、駐留米軍の誠実な対応こそ不可欠です。来月に予定される知事訪米において、米側に何を要求するか、詳細を伺います。

(5)、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律による集中実施期間が2024年度で終了となります。旧海軍壕など国が収集完了したとされる箇所からも次々と遺骨が発見されており、御遺族やボランティアの方々からは体制の限界と課題について指摘が上がっています。戦後78年がたつ今、沖縄県として戦没者の遺骨にどう向き合い、どのようにすることが必要だと考え

ているか伺います。

2番、空港・港湾の軍事利用問題について。

(1)、沖縄県として、屋良覚書・西銘確認書の実効性を引き続き確保することは可能か。

(2)、国また米軍が、地方自治体が管理権を持つ空港・港湾施設を軍事目的で利用する際の手続について伺う。

(3)、1950年に制定された港湾法は、国の直轄としてきた戦前の制度を廃し、原則自治体に港湾管理権を持たせました。戦争の反省に立ち、地方自治を拡大させ軍事利用を抑止してきた、日本国憲法の下にあるこのような個別法は、容易に打ち消されるものなのか伺います。

(4)、国家存立事務と地方自治体の自治権について伺います。

3点目、沖縄市への陸上自衛隊補給処の整備計画について伺います。

(1)、新たに建設されようとする施設の目的、規模、内容、整備スケジュール等について沖縄県にはどのような説明がなされましたか。

(2)、隣接する米軍嘉手納弾薬庫の規模、機能はどのようなものか。共同使用など運用に係る日米の方針についても伺います。

(3)、自衛隊が火薬、弾薬、薬品、燃料等を置く場合の関係法令の取扱いについて伺います。

(4)、沖縄県の環境アセス条例の対象となるか伺います。

4点目、教員不足問題について。

(1)、本県の教職員の充足率を伺います。全国との比較についても伺います。

(2)、本県の教職員の正規率を伺います。全国との比較についても伺います。

(3)、通常学級担任、特別支援学級担任について、それぞれの正規率を伺います。

(4)、文科省の統計によると、沖縄県教職員の正規率は、恒常的に全国平均から約10ポイント低く、全国最下位の位置から動いたことがないが、この現象をどのように受け止めればよいか。今日の教員不足に照らし、問題をどう克服し、解決するのか伺います。

(5)、メンタルヘルス対策に関する調査の体制について伺います。原因分析は誰が、どのように行うのか。

5、産業を担う人材の育成について。

(1)、沖縄水産高校専攻科の志願倍率、求人倍率、就職率、定着率について伺います。

(2)、同専攻科の定員拡大について海運・水産業界

から強い要望があります。拡大するためには、同校の教職員並びに実習船海邦丸の船員の安定的確保と増員が必要です。教員・船員が教育現場に定着できるよう、海事職給料表を適正に改定し、民間との格差を是正する必要があると考えるのがいかがでしょうか。

(3)、高い求人倍率や就職率の背景には、いずれも国家試験である第一級海上特殊無線技士免許、三級海技士免許の100%の取得率、国立大学卒業レベル相当の二級海技士筆記試験合格者が全国トップレベルであることなど、業界のニーズにかなう質の高い人材を育ててきた沖縄水産高校の実績があります。沖縄振興の基盤となる産業を担う人材の育成について、県はどのような体制で取り組んでいるのか、目標は設定されているのか伺います。

6、会計年度任用職員の再度の任用について伺います。

(1)、会計年度任用職員数を伺います。また、当初計画どおりに配置できなかった数を伺います。

(2)、再度の任用に関する取扱いの見直しについて伺います。本年度末で制度施行から満3年を迎え、原則2回を超える再度の任用は認められないとしてきた従来方針では、一斉に多くの職員が継続雇用されない事態が生じます。各業界で人手不足が深刻化する中、公務を支える人材の確保に大きな影響が生じる懸念はないか。今回4年目を迎える職員は、次年度の採用に応募できるのか、取扱いを伺います。

7、公共施設の電気料金について。

(1)、県が管理・運営する公共施設の年間の電気料金を伺います。

(2)、約4割の値上げがなされた場合の電気料金は幾らになるのか。財政への影響、対応について伺います。

(3)、電気料金の値上げに伴い、水道料金は値上げされるのか伺います。あわせて、PFAS対応のために生じた追加の電気料金等経費を示されたい。

(4)、同じく、電気料金の値上げによって県民・利用者に負担を求めざるを得ない使用料金、利用料金等があれば伺います。

8、公文書管理条例の制定について。

(1)、条例制定の検討状況、スケジュールを伺います。

(2)、公文書管理法は、第1条で、「公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」、「主権者である国民が主体的に利用し得るもの」と「国民主権の理念」を明記し、「現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」と目

的を規定しています。旧法の下作成された本県の公文書管理に関する規則、規程には上記の趣旨、文言はありません。現行法の精神に沿った規則等の見直しが必要ではないか。

(3)、公文書の定義を伺います。幹部会議の議事録が作成されないのはなぜなのか伺います。

(4)、国は、公文書管理法の制定過程において、駆け込み廃棄、誤認廃棄を防ぐ手だてとして、文書管理の新たな方針が決まるまでの間、全省庁全ての文書の廃棄を凍結しました。熊本県でも同様の措置を取りました。本県の方針を伺います。

(5)、同じく国は、法案の作成に当たって有識者会議を設置。上川陽子初代公文書担当大臣が強いリーダーシップで毎回の会議に参加し、全公開の運営に尽くしました。有識者会議等の設置についても検討されたい。

お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） グスーヨー チューウガナビラ。

皆様おはようございます。今日も真摯に答弁に努めさせていただきます。

仲村未央議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の所信表明、政治姿勢についての御質問の中の(2)、ジェンダー平等や多様性が尊重される社会の実現についてお答えいたします。

ジェンダー平等の実現及び多様性の尊重については、国際社会全体の目標となっている誰一人取り残さない社会を築く上で、全ての人が協力して取り組むべき重要な課題であると認識しております。このため、沖縄県では、SDGsの理念も踏まえ、令和4年3月に策定した第6次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～の下、全庁体制で各種の施策を推進しているところです。

沖縄県としましては、全ての県民が、その個性や能力を十分に発揮し、個人の尊厳と多様性が尊重される社会の実現に向けて、引き続き力を尽くしてまいります。

次に(3)、子供の意見を聞く制度の構築等についてお答えいたします。

こども基本法では、子供の意見を聴取して施策に反映させるため、国及び地方公共団体は、必要な措置を講ずるものとされており、国においては、新年度より、対面やオンライン会議、SNSなど多様な方法を組み合わせて、子供・若者から施策に対する意見を

集める新たな事業を実施するとしており、沖縄県においても、国や他の自治体の取組を参考にしながら、子供の声を施策に反映する仕組みの構築に取り組むこととしております。また、こども家庭庁の発足に伴い、沖縄県においては、従来の施策に加え、こども家庭庁が行う新たな取組に十分に対応できるよう、体制の構築にも取り組んでいるところです。

沖縄県としましては、次代の社会を担う全ての子供が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、子供施策の充実に努めてまいります。

次に(4)、訪米の目的等についてお答えいたします。

訪米の主な目的は、沖縄におけるこれまでの米軍基地問題の現状・課題を伝え、対話による解決を求めていることを共有することが主目的ではありますが、沖縄県は、PFOS等の汚染源である蓋然性が高い嘉手納飛行場、普天間飛行場、キャンプ・ハンセンなどへの立入り申請を行っておりますが、いまだ実現はしておりません。このため、国及び米軍に対し再三にわたり、基地内への立入調査の実現などを強く求めているところであり、現在検討中の私の訪米においても、PFOS等に関する基地内への立入り等についても取り上げる方向で調整を進めております。なお、この訪米においては、米国政府関係者や連邦議会関係者との面談のほか、シンクタンクや有識者との意見交換、記者会見等を実施できるよう、現在、検討を進めているところでもあります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

[知事公室長 嘉数 登君登壇]

○知事公室長（嘉数 登君） 1、知事の所信表明、政治姿勢についての(1)、自衛隊の急激な基地機能強化についてお答えいたします。

県は、日米安保体制や専守防衛のための最低限度の自衛力の保持を理解する立場ではありますが、沖縄の基地負担の軽減は、米軍と自衛隊を併せて考える必要があると考えております。また、県としては、アジア太平洋地域の安全保障環境がより厳しさを増していると認識しておりますが、抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや米軍基地が集中しているがゆえに沖縄が攻撃目標になるなどという事態は、絶対に招いてはならないと考えております。引き続き、政府に対して、こうした事態が生ずることのないよう最大限の努力を

払うとともに、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成に取り組むよう強く求めてまいります。

次に2、空港・港湾の軍事利用問題についての(4)、国家存立事務と地方自治についてお答えいたします。

地方自治法第1条の2第1項において、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものと規定されております。また、同条第2項においては、国が本来果たすべき役割として、国際社会における国家としての存立に関わる事務などが規定されており、具体的には外交、防衛、通貨、司法などとされております。

次に3、沖縄市への陸上自衛隊補給処の整備計画についての(1)、沖縄訓練場における補給処支処の新編についてお答えいたします。

沖縄防衛局から提供された資料によると、同補給処支処については、平素から自衛隊の活動に必要な補給品等を備蓄・管理するために、隊庁舎、火薬庫、倉庫、燃料施設及び駐車場等を整備する予定であり、令和5年度予算案に、隊庁舎、火薬庫、倉庫、燃料施設及び駐車場等の施設配置に係る基本検討の経費として、約2億円を計上と記載されております。

同じく3の(2)、嘉手納弾薬庫の規模、機能等についてお答えいたします。

嘉手納弾薬庫地区においては、面積が約2658ヘクタールで、沖縄に駐留する米軍のほか、太平洋地域の部隊が使用する弾薬類の貯蔵、整備が行われております。また、平成15年から、同施設の一部の土地が自衛隊の火薬類の貯蔵施設として共同使用されており、去る1月11日の2プラス2共同発表において、同施設の火薬庫を新たに自衛隊が共同使用することが示されております。

同じく3の(3)、自衛隊の燃料の関係法令についてお答えいたします。

消防法第11条第1項において、製造所、貯蔵所及び取扱所を設置しようとする者は、消防本部及び消防署を置く市町村では当該市町村長、それ以外の市町村については、当該区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されております。自衛隊施設においても、市町村長または都道府県知事の許可が必要となりますが、消防庁通達「危険物の規制に関する政令第23条の特例基準について」により、自衛隊燃料タンク及び燃料補給施設に対する消防法の適用除外及び緩和が認められております。

次に8の(3)、幹部会議の議事録についてお答えい

たします。

幹部会議は、三役日程、県政情報に係る発表事項及び各部の報告事項についての情報共有の場であり、会議の結果を概要メモとして作成しているところです。しかしながら、幹部会議の位置づけや内容について、県民にとって疑義が生じることのないよう、県政運営を分かりやすく伝えるため、去る2月13日開催の幹部会議から議事概要を作成しておりまして、現在、公開に向けて準備を進めております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇]

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 1、知事の所信表明、政治姿勢についての御質問の中の(5)、戦没者遺骨に対する県の取組についてお答えいたします。

戦没者の遺骨収集については、戦没者遺骨収集推進法により、国の責務であることが明記されております。その上で、沖縄における遺骨収集については、国からの業務委託を受け、一部を本県が実施しております。旧海軍司令部壕については、ボランティアの遺骨収集活動により複数の遺骨が見つかったことを重く受け止め、先月末に厚生労働省に対し遺骨収集等の要請を行ったところであります。

県としては、国の責務と連携の仕組みを踏まえつつ、遺族や県民等の思いに寄り添い、遺骨の尊厳が守られ、遺骨収集の加速化が図られるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

[土木建築部長 島袋善明君登壇]

○土木建築部長（島袋善明君） 2、空港・港湾の軍事利用問題について(1)、屋良覚書及び西銘確認書の実効性確保についてお答えいたします。

県では、屋良覚書及び西銘確認書に基づき、下地島空港を人命救助、緊急避難等、特にやむを得ない場合を除き、民間航空機に使用させる方針で管理運営しております。

県としては、引き続き両文書に基づき空港を管理していくこととしております。

同じく2の(2)、空港・港湾の使用手続についてお答えいたします。

空港の使用に当たっては、沖縄県空港の設置及び管理に関する条例に基づき、あらかじめ空港使用届書を提出する必要があります。また、港湾の使用に当たっては、沖縄県港湾管理条例に基づき、使用許可申請に

より許可を受ける必要があります。公共土木施設の利用に関する許可については、関係法令上、施設を損傷するおそれのあるときなど、公物管理の観点から支障を来すおそれが高い場合を除いては許可することが適当とされております。また、米軍の日本国の空港・港湾施設の利用は、日米地位協定第5条により通告することとなっております。米軍から民間空港・民間港使用の連絡を受けた際には、使用を自粛するよう伝えることとしております。

同じく2の(3)、憲法の下にある個別法についてお答えいたします。

港湾法において港湾管理者となることができるのは、地方自治体及び地方自治体によって設立される港務局とされ、この位置づけは港湾法の基本理念である地方自治の尊重に配慮したものであるとされております。法律の制定、改正等については、国会において議論されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 松永 享君登壇〕

○商工労働部長（松永 享君） 3、沖縄市への陸上自衛隊補給処の整備計画についての(3)、自衛隊が火薬、弾薬を置く場合の関係法令の取扱いについてお答えします。

火薬及び弾薬等の火薬類を貯蔵する場合は、火薬類取締法に基づき、火薬庫において貯蔵しなければならないこととされております。一般に火薬庫を設置する場合は、同法第12条第1項の規定に基づき、都道府県知事の許可が義務づけられております。一方、自衛隊が設置する火薬庫につきましては、自衛隊法施行令第145条第1項の規定により経済産業大臣の承認を得ることになっており、知事は許可の権限を有しておりません。

5、産業を担う人材の育成についての(3)、産業人材育成の体制と数値目標についてお答えします。

産業人材の育成につきましては、県立職業能力開発校において、産業界との意見交換等を踏まえたニーズに応えられるよう訓練内容の設定を行っております。職業訓練では、地域産業を支える若年技能者等を育成するため、業界ニーズの高い自動車整備科や電気工学科などを設置し、数値目標としては訓練修了後の就職率を設定しております。また、小中学生を対象に出前講座として職業人講話を実施するなど、教育機関と連携して中長期的な視点からも産業人材育成に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 金城 賢君登壇〕

○環境部長（金城 賢君） 3、沖縄市への陸上自衛隊補給処の整備計画についての(4)、アセス条例の対象となるのかについてお答えいたします。

沖縄市で計画されている陸上自衛隊補給処の施設整備については、同計画が土地の造成を伴う事業である、施行区域の面積が20ヘクタール以上となる場合は、沖縄県環境影響評価条例の対象事業となりますが、現時点では施行区域の面積が明らかではないことから、条例の対象事業となるかは不明であります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 4、教員不足問題についての中の(1)、(2)、(3)、教員の充足率等についてお答えいたします。恐縮ですが、4の(1)から4の(3)までは関連しますので、一括してお答えいたします。

文部科学省が、公立小中学校等を対象として実施した全国調査では、令和4年5月1日時点で、沖縄県の教員充足率は98.4%、全国平均値は101.2%、沖縄県の教員正規率は81.2%、全国平均値は92.2%となっております。また、令和3年5月1日時点における沖縄県の公立小中学校の通常学級担任の正規率は75.6%、特別支援学級担任の正規率は63.9%となっております。

同じく(4)、教員の正規率改善の取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、教員正規率を改善するために、平成23年度以降、新規採用者数を大幅に増やしてまいりましたが、特別支援学級の増加等により、正規教員の配置が追いつかない状況にあります。引き続き、採用計画の見直しや採用試験の制度改革等により、正規教員の確保に努めてまいります。

同じく(5)、メンタルヘルス対策の調査等についてお答えいたします。

教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できるようメンタルヘルス対策の取組を推進していくことは重要であると認識しております。県教育委員会では、国の公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業を活用し、アンケート調査やヒアリング等を行い、専門家や学校管理職等の意見を取り入れながら、精神疾患による休職の要因を分析し、対策について検討してまいります。

続きまして5、産業を担う人材の育成についての中の(1)、沖縄水産高校専攻科の志願倍率等についてお

答えいたします。

海技士養成校である沖縄水産高校専攻科の令和5年度入試の志願倍率は、漁業科1.5倍、機関科1.3倍となっております。また、令和4年9月末時点の専攻科を対象とした船員の有効求人倍率は14.0倍で、就職内定率は、平成17年度以降、漁業科・機関科ともに100%となっております。さらに、令和2年3月卒業生の就職後3年以内の離職率は21.1%であり、定着率は78.9%となっております。

続きまして6、会計年度任用職員の再度の任用についての(1)、会計年度任用職員の人数についてお答えいたします。

教育委員会の会計年度任用職員の数は、令和4年5月1日現在で1343人となっております。なお、公募したにもかかわらず、実際には任用に至らなかった数については、把握できておりません。

同じく(2)、会計年度任用職員の任用についてお答えいたします。

県教育委員会においては、会計年度任用職員の任用の取扱いについて、任用の回数で応募を妨げることはせず、採用の可否についても、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力実証を経て、再度の任用ができることとしております。ただし、再度の任用に当たっては、繰り返し任用の弊害を踏まえて、公務の運営に支障がないよう適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして7、公共施設の電気料金についての中の(1)及び(2)、県立学校の年間の電気料金と値上げ後の見込額についてお答えいたします。恐縮ですが7の(1)と7の(2)は関連しますので、一括してお答えいたします。

県立学校の年間電気料金は、令和3年度決算において約11億6800万円となっており、令和4年度決算見込額は約13億2600万円となっております。令和5年4月以降の値上げ後の電気料金は、令和4年11月に公表された沖縄電力の申請内容を基に推計すると、約19億9000万円となることを見込まれます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

総務部長。

[総務部長 宮城 力君登壇]

○総務部長(宮城 力君) 5、産業を担う人材の育成についての(2)、海事職給料表についてお答えいた

します。

職員の給料表については、地方公務員法に規定する均衡の原則等、給与決定に係る諸原則に基づき国の俸給表に準じて条例で定めております。県では、毎年の県内民間事業所の実態を踏まえて行われる人事委員会の勧告及び報告を踏まえ、給与条例の改正を行っているところです。なお、海事職の人員確保が困難な場合は、必要に応じ諸手当の改定等について検討してまいります。

次に6、会計年度任用職員の再度の任用についての(1)のうち、知事部局の会計年度任用職員についてお答えいたします。

知事部局の会計年度任用職員の数は、令和4年6月1日現在で1308人となっております。公募したにもかかわらず実際には任用に至らなかった数については確認できておりませんが、今後は実態の把握に努めてまいります。

同じく6の(2)のうち、会計年度任用職員の再度の任用についてお答えいたします。

知事部局においては、会計年度任用職員の任用に当たって、適正な公募期間を経てもなお人員確保が困難となるなど、公務の運営に支障が生じる場合は2回を超えた再度の任用ができることとし、去る1月19日付で各部局宛て通知したところであります。なお、再度の任用に当たっては、繰り返し任用の弊害等を踏まえて適切に対応する必要があるものと考えております。

7、公共施設の電気料金についての(1)のうち、本庁舎の電気料金についてお答えいたします。

行政棟、県議会棟及び警察棟を含む本庁舎における年間の電気料金は、令和3年度は2億9700万円で、令和4年度は3億3500万円を見込んでおります。

同じく7の(2)のうち、電気料金の値上げに係る一般会計への影響についてお答えいたします。

現在、沖縄電力が国に申請している電気料金で試算した場合、本庁舎における令和5年度の電気料金は約4億6100万円で、今年度と比較して、約1億2600万円の増を見込んでおります。県立学校も含む令和5年度一般会計当初予算については、電気料金値上げの報道を踏まえ、各所属において所要額を積算した結果、光熱水費は前年度比8.8億円増の38.4億円を計上しております。電気料金については、引き続き節電対策に取り組むとともに、国の負担緩和策の動向なども踏まえ、予算の不足が生じた場合は適切に対応してまいります。

同じく7の(4)、電気料金の値上げに伴う使用料等

の改定についてお答えいたします。

使用料及び手数料は、特定の受益者に対する行政サービスの対価であることから、受益者負担の原則に基づき、適切に料金を設定する必要があります。電気料金の値上げに伴う影響は、電気料金の契約形態や施設の利用実態等により様々で、料金改定も含めその対応については、各施設管理者により、施設の実情に応じてなされるものと考えております。

次に8、公文書管理条例の制定についての(1)及び(2)、条例制定の検討状況、規則等の見直しについて、8の(1)と(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

公文書管理法では、国民への説明責任が目的に規定されておりますが、県の文書管理規程等では県民への説明責任は規定されておられません。地方公共団体の規則は、長がその権限に属する事務に関し制定するものであり、県民への説明責任については、条例で規定することが適当と考えております。そのため、県では、条例制定に向け取り組んでいるところであり、年度内には、公文書管理の在り方検討に関する各部局等への事前説明会を行い、次年度から、関係部局等との意見交換等、全庁的な取組を進め、早期に条例を制定できるよう取り組んでまいります。

同じく8の(3)のうち、公文書の定義についてお答えいたします。

公文書とは、県の職員が職務上作成し、または取得した文書等で、県の職員が組織的に用いるものとして、県が保有しているものと定義しております。

同じく8の(4)、誤認廃棄等を防ぐ手だてについてお答えいたします。

県では、文書管理規程及び沖縄県文書編集保存規程に基づき、文書の作成、保存、廃棄、県公文書館への引渡し等を行っております。国や他自治体の状況も踏まえ、誤認廃棄等を防止する観点から、関係規程の遵守に関する通知を発出することとしております。

同じく8の(5)、有識者会議の設置についてお答えいたします。

公文書管理条例の制定に向けた課題や制度設計等を検討するに当たって、有識者の意見を聞くことは必要と考えております。令和5年度に有識者会議を立ち上げ、様々な観点から御意見を頂戴したいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 我那覇 仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇 仁君） 7、公共施設の電

気料金についての御質問の中の(1)、病院事業局の電気料についてお答えします。7の(1)と7の(2)は関連しますので、一括してお答えします。

病院事業局における年間の電気料は、令和3年度決算で8億562万6000円、令和4年度決算見込額は9億3760万8000円となっております。また、令和5年度における電気料は、令和5年4月からの電気料金引上げを想定し、15億4361万8000円を計上したところであり、令和4年度決算見込額と比べ、6億601万円の増、率にして64.6%の増となっております。このため、病院事業会計全体では現金収支黒字を確保しているところではありますが、病院事業局としましては、医療提供体制に支障のないよう、さらなる経営改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

〔企業局長 松田 了君登壇〕

○企業局長（松田 了君） 7、公共施設の電気料金についての(1)及び(2)、企業局が管理・運営する水道施設の年間の電気料金と対応についてお答えします。7の(1)と7の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

企業局が管理する水道施設の年間電気料金は、令和3年度決算で約31億円、令和4年度決算見込額が約42億円となっております。また、本年4月からの電気料金改定を考慮し、令和5年度当初予算において、令和4年度比約8割増、金額にして約32億円増の約73億円を計上しております。この大幅な電気料金の上昇は、企業局のみならず県全体に大きな影響を及ぼすことから、去る1月に知事が上京し、国に対し県全体の電気料金負担軽減策を要請したところであります。

同じく7の(3)、電気料金の値上げに伴う水道用水供給単価の値上げ及びP F O S等対応に係る電気料金等経費についてお答えします。

企業局としては、引き続き経費縮減に取り組む考えですが、4月以降の電気料金や県、国の追加支援策等はまだ確定しておらず、現時点で令和5年度以降の経営見通しを確定することは困難であるため、新年度を迎え、電気料金や国及び県からの支援内容が明らかになった段階で財政シミュレーションを行い、必要な対応を検討、実施してまいります。また、令和4年度は、P F O S等対策として、導水路トンネル工事期間中の海水淡水化施設増量運転により、電気料金等経費が約2億9000万円増加することが見込まれております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

仲村未央さん。

○仲村 未央さん ありがとうございます。

まず、戦没者の遺骨収集の件です。

部長から答弁いただきました私たちの代表質問、去る11月議会でしたけれども、海軍壕に関して知事が要請をするということで、文書でされたということの報告がありましたので、その点につきましては、速やかな対応ありがとうございます。そしてまた引き続きの継続的な対応をお願いしたいんですけれども、特に2024年度までが集中実施期間とされている現行の今、法体制ですので、これはとてもそのような2024年度限りで、今の見通しの中で終わるような状況がなければ、ここは延長を求めるということも含めて、いよいよその取組について検討されるというふうになると思いますが、その対応について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 戦没者遺骨収集推進法については、今議員おっしゃいましたとおり、令和6年度までの期間が集中実施期間というふうに定められているところでございます。

県としましては、一柱でも多くの御遺骨を一刻も早く収容して、御遺族の元にお返しするために集中期間の延長も必要であるというふうに考えております。集中実施期間延長につきましては、遺骨収集推進法が議員立法であるということも踏まえまして、国の議論の状況というのにも注視しながら、また要請の方法等も含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん ありがとうございます。

これについては今答弁のとおりですので、県議会、県民合わせてこの延長も含めた取組について、ぜひ県と一緒に足並みをそろえながら取組をしていただきたいというふうに思います。

休憩お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲村 未央さん 教育長にお尋ねをいたします。

先ほどお尋ねをした、まず教員の不足問題です。こ

れ4月の新年度ですけれども、100%配置の状況で迎えられるでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 教員不足は大変厳しいものがあります。しかし、我々4月の時点で未配置がないように、今様々な取組を実施しております。ペーパーティーチャーの取組も今、第2回目を予定しているところでもありますので、できるだけ臨時的任用教員、代替教員の確保に努めながら、未配置がないように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 足りない場合の対応ですけれども、少人数学級、これ一部返上せざるを得ないのか。国基準が小学4年生まで35人、それから小学校高学年・中学生が40人というのが上限になっていますけれども、この対応を取らざるを得ないという状況でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 少人数学級について、我々方向性としては何ら変更はございません。ただ、今申し上げましたとおり、最大限教員の確保には努めてまいります。万が一この4月のスタートの段階で教員が配置できないという状況があったときに、これは担任がいない状況で新年度をスタートさせるわけにはいかないと考えておりますので、万が一のためにそういった状況を避けるために、そういった状況のときにはその学年に限って——例えば、国の基準内でそういったことも検討せざるを得ない状況も想定して、準備を進めているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん タブレットのほうにも、議場の皆さん確認ができると思うんですけれども、平成22年から令和4年、これ12年分文科省が調査して、恐らく以来だと思えます。これ全て取り寄せたつもりなんですけれども、先ほど質問しましたように一貫して沖縄県、最下位、10ポイント。恒常的に正規率が低いという状況が続いています。それで精神疾患に関しても、療養者、過去最高に上って非常に深刻さを極めているわけです。これをこれからどうしようということなのか、今県の教育長として、教育委員会としてどうしようということなのか、全国並みに正規採用する方針、それからその計画があるのかお尋ねいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 少しこの正規教員の状況については、現状を説明させていただきたいと思えます。

まず、県教育委員会では、正規率の改善計画を策定しまして、平成23年度以降、この正規教員の採用者数を増やしてまいりました。例えば、平成22年には150名の採用でありましたが、平成23年度からは208人の増加をしまして、358人を採用して、これまでずっとこの規模で採用してまいりました。ところがその後、我々想定していたものと若干違う点は何点か出てきて、例えば、我々が想定していた以上に生徒数が増加したということ、それから特別支援学級の増加がございます。これについては平成28年度に、この特別支援学級の設置要件の下限の撤廃を行いまして、一人でも対象者がいれば特別支援学級ができるということで取組をしており、設置可能にしておりますが、その後特別支援学級が大幅に増加をしてまいりました。例えば、正規の教員数は直近5年間で301人の増加をしておりますが、それに比較して、特別支援学級は881名増加しております。そういったこともあって、我々の想定を超えた特別支援学級の増加もありました。そういった状況もあってなかなか正規率が改善できていないという現状がございます。今現在、その計画の見直しについて、定年延長等による影響等も分析しながら取り組んでいるところでありますので、しっかりと——基本的には欠員をなくしていくことが重要であると思っておりますので、その採用計画等も含めて今、検討・見直しをしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 教育長、もう一度聞きますが、正規率を全国並みにするという方針があるのか、そこを聞いているんです。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 我々はそれを目指して今取り組んでおまして、その具体的な改善計画、しっかりと策定していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 方針は持っているということですので、これまでの求めれば求めるだけ臨時がいるという、こういった状況の中で、やはり非常に甘い見通しというか、危機感が弱かったのではないかなというふうに思うんです。人が足りないということの状況ゆえに多忙が極まって、これが負のスパイラルに今陥っている状況。今表面化している全国的な課題はもちろんそうです、その中に沖縄もちろん今くみしている状況ですけれども、先ほど言ったように、沖縄のこの正規率の低さというのは、去年、おととしとかに始まったことではなくて、文科省が調査以来、ずっと恒常的に10ポイントも低い状態が続いているんです。これ

が非常にこの今の事態を生んだのではないかというのが、切実な、やっぱり公教育の保障に関わる問題を今惹起していると思うんです。ですので、厳しいですけれどもお尋ねするんです。これがもし、島嶼県ゆえの何か構造的な問題があるとか、あるいは特殊事情みたいなことがあるということが皆さんの中にあって、このような恒常的な不足の状態、その正規がずっと八十一、二%という状態であれば、これこそ何らかの根本的な制度の改革、あるいは全国一律では捉えられないような提言として、何か国に要請するとかそういう段階に入っていくのか、そこが本当に今問われていると思うんです。そういったことなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 先ほども申し上げましたが、やはり我々の改善計画、想定をしていた取組に比較して特別支援学級が増加したと。そういった状況がございますので、その状況も踏まえてしっかりと——指摘のあったとおり、この正規率が改善しないことには、その現場に対して教員の配置ができないということも出てきます。その結果として負担の増にもつながりますので、この辺についてはしっかりと我々、原因は今、特別支援学級の増加等把握しておりますので、その改善に向けて、それも含めて正規率の改善に向けて——基本的には採用者を増やしていくということが一つ重要になってくるかと思いますが、その点についてもこの令和4年度と比較して、令和5年度は54人の増加を行いました。そういったことも視野に入れながら、採用率、採用者数の増加も図りながら、正規率の改善に向けてしっかりとまた計画を見直していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それからこのメンタルヘルス対策に関しての働き方改革ということで、新しい課も設置をされるということですが、これに関して、どのように今、調査分析されるのかということで聞きましたが、働き方の改革に関しては、ぜひ労使協議会を設置していただきたいんです。現場から何度も、その労使、現場に関わることだからこそ協議会を持って、その分析に当たるべきではないかということで、申入れがあるはずなんです。その取組についてぜひ前進させていただきたいと思うんですけれども、その協議会の設置についていかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

新しい課を令和5年度に設置しまして、このメンタルヘルス対策にはしっかりと取組強化していきたいと

考えております。

その取組として今、文科省がスタートします公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業がございます。その取組として、この関係者会議の設置、それが取組の一つにうたわれておりますので、しっかりとその会議を設定して、その中に専門家の方々であったり学校現場の方々、そういったことも、その構成も考えております。まずはその要因、なぜそのような状況になっているのか、その要因をしっかりと把握して対策を立てることが重要でありますので、様々な現場の意見を集約できるようにしっかりとこの会議を設定して、取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん もちろん頑張っていないわけではなくて、頑張っていると思うんですけども、先ほど言った沖縄特有の課題でないのであれば、早急に本格的な分析と対応について、ぜひ取組をスピードアップしていただきたいというふうに思いますので、頑張りたいと思います。

休憩お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲村 未央さん 会計年度任用職員に関して、教育長の答弁は明快だったんですけども、総務部長でしたか、もう一度確認ですが、応募の取扱い、継続して働く意思のある4年目の方、これは新規で応募する方も公平な取扱いということでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 先ほど答弁申し上げた内容ですけども、適正な公募期間を経てもなお人員確保が困難となるなど、公務の運営に支障が生じる場合という前提があって、その場合であれば2回を超えた再度の任用もできることとするということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん つまり今まで3年経過して、一斉に今回知事部局で1308名、任期切れが一斉に起こるわけですね。3年間ということについては。その方々よりも新規の方が優先ですよという意味で答弁さ

れているのか、そこをはっきりしてください。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 先ほど申し上げた1308人のうち、3年目の方が大多数ではありますが、1年目、2年目の方もいらっしゃいます。まずは新たに人員を確保する。しかし、なお人員が確保できない場合は2回を超えた再度の任用ができるということで、まずは新たな方を優先するというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん これは非常に、今の答弁は残念です。先ほど教育長のほうからは、取扱いは公平ですと、そこに不平等は生じないというような認識で答えて、教育庁のほうもこれ1343名の任期切れが——一斉に来るかどうかは別としても圧倒的多数の人が3年目の中では、非常勤講師もいますし、いろんな支援員、教育相談あるいは様々な役割を持っている方々が今、その1343名の方々、これ不平等な取扱いをしないというのが先ほどの教育長の答弁でしたよね。確認です。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 再度確認をさせていただきます。

まず、この任用の回数で応募を妨げることはしないということでありまして。そして採用の可否についても、平等取扱いの原則、あるいは成績主義の下、客観的な能力検証を経て、再度の任用も可能であるというふうに考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時4分休憩

午前11時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

仲村未央さん。

○仲村 未央さん 総務部長、聞いていましたか。今、不平等な取扱いはしないと教育長は言っていますが、総務部は違うんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） すみません。先ほど優先という表現を使いましたけれども、あくまでも成績主義で対応するというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 今そろったというふうに認識をしました。

公務を支える現場、これはもはや正規職員だけでは維持できないような状況、任用職員の方がいないと回らないわけですね、実際には。待遇の弱さとか身分の不安定さというのを思うと、これがベストな雇用形

態だとはもちろん言えないですけども、それでも継続を希望する圧倒的な多くの方々にとって、不利な取扱いをしないという今回の方針転換というのは、やはり次年度どうするかということの大きな判断材料になるというふうに思います。

例えばある市町村に聞いてみますと、50人、今まさに新年度に向かって公募かけたら、実際に来たのはまだ40人止まりだと。39人が継続で、新規が1件しか来なかったということで、新年度足りない、どうしようという、その人手不足感というのに非常に危機感を持って、今状況を見ているわけですよ。例えば、先ほど教育庁の中でも非常勤講師、会計年度任用職員、こういうたくさんの方々が支えている学校現場ですから、正規の先生が足りない、あるいは担任が足りないという状況の中で、この不足感がまたさらに拍車をかけたら、これはやっぱり現場、負担感がますます増すわけですよ。そういう意味では今の取扱いをしっかり確認されて臨んでいただきたいと思います。

それから総務部長、聞きたいんですけども、2回更新で3年が、これまでは一旦採用されると3年間雇用が保障されるような形で進んできたというのがこの3年間だったと思いますが、この4年目の方々というのは、5年目、6年目というのはどうなるのか。この新年度で採用された場合には、5年目、6年目というのは維持なのか。それとも1年ごとに切れて、これをまた毎回応募するという形になるのか。そこをお尋ねいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 会計年度任用職員は文字どおり、会計年度ごとに任用するという形を取っております。したがって、今現在1年目の方も2年目に当たっては、新たな任用ということになります。

4年目に会計年度任用職員として採用されたとして、これが3か年雇用が保障されるものではなく、年度年度で採用するというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん そこはまたちょっと継続的に検討をしていきたいと思います。

今回、国はボーナスを拡充する方針ということで、地方自治法の改正で、期末手当のみだったんですよ、従来は。これを勤勉手当も含めて会計年度任用職員に支給できるように今、国は国会に法案を提出しています。これ2024年度からの適用を想定しておりますけれども、県の対応もこれに準じたものになる見通しかお尋ねいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 議員おっしゃるとおり、今会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備を含めた地方自治法の改正案が提出を予定されていると聞いております。国の動向を注視しながら、適切に対応していきたいと考えております。

○仲村 未央さん 休憩お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時8分休憩

午前11時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

仲村未央さん。

○仲村 未央さん 空港・港湾の軍事利用ということで、公共施設の軍事利用ということに着目しながら今回質問をいたしました。下地島空港、非常に今日立って注目をされているものですからお聞きしますけれども、この空港の利用についての調整の権限、これは管理者である沖縄県が有している、つまり政府は沖縄県に命令、指示する法令上の根拠を持っていないという理解でよいですね。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん そのとおりなんですけれども、昨年来、防衛大臣はあからさまに空港・港湾の平素からの地ならし利用に言及したり、あるいは国会議員から下地島空港を国に移管してはという提案の話が出たり、また米軍が唐突に使用を申請、通告をしたりという形で、一体どうなっているのかというふうに思っています。いろいろその辺りを調べてみたわけですよ。そうすると、このような軍事目的の利用というものは、主に重要事態、様々な有事を想定した法がありますけれども、その法を見ても、何ら県の許可なく使われるという法律は存在しないというふうに私は見えています。

例えば、重要影響事態安全確保法というのがあって、これはそのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれがある事態ということで、米軍、自衛隊が、その公共施設を利用する可能性について定めた法です。この9条には、政府が地方公共団体の長に対して、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができるとなっているんですよ、求めることができる。これを内閣官房、防衛省、外務省が丁寧な解説書を出してしまっていて、その有事の事態でどういふようなことが起こるかということ、地方公共団体の長の有する権限を持つ地方空港・地方港湾、地方協力の求めというのは、現行法令に基づき地方公共団

体の長が有する権限の行使について行うものであり、この法により地方公共団体が現行法令を超えた対応を求められるものではないと。例として港湾・空港などが挙げられているわけです。これを地方が拒否する場合ということもこの法は想定してまして、拒否する場合ということが起こるかということ、協力拒否に対する罰則等の規定は設けておらず、法令に基づく対応がなされる限り、制裁的措置が取られることはあり得ないというのが、これが一つの有事想定法の枠組みです。

ということは、重要認定事態という、有事の認定時でさえ、地方の権限を越えて使わせろ、使わせなければいけないというような強制法は今、この枠組みにはないわけで。例えばこれが武力攻撃事態予測とか、武力攻撃事態とか、あるいは国家存立危機事態、こういうことも次々出てきますけれども、このときにおいても、基本的には国会承認が前提なんです、地方にどう求めていくかというのは。何もなし崩しに平素から軍事的に訓練のために利用させるということがこの国の枠組みの中であるわけではないわけです。その理解というのは持っていらっしゃるのか、今の空港・港湾をめぐる状況の中で、そこを気をつけていただきたいと思えますけれども、今の法体系の中でこれを強制させる体系はないということの理解は、そのとおりでよろしいのか、お尋ねいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

まず地方自治法第245条の2では、「普通地方公共団体は、その事務の処理に関して、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない」と規定されておりまして、外交それから防衛等の安全保障に関する事項であったとしても、本条の適用があるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん よく部長の答弁の中で、平等の取扱い、これは港湾法13条を指してよく答弁をされています。港湾法の13条、どういう成り立ちかということ調べてみますと、これは大企業に中小零細企業の船が締め出されないようにということが、基本的にはその不平等な取扱いの法の、立法のときの国会の議論なんです。ですので、何も軍事利用を平等に取り扱

うということではなくて、小さな船が排除されないための経済的活用のための不平等取扱いということでもありますので、今言うように、来たら必ず受け入れなければならないということをもって、先ほどの条文を安易に解釈することは非常に危険だというふうに思います。

その中でも例えば、大体こういう軍船、軍艦に関わる大きな船が入ってくるということは、通常、周辺が立入禁止になったりして、むしろ周辺の船のほうが影響を受けてしまうという不平等に遭う可能性のほうが高いわけです。そうすると、管理者に、県としてよっぽど気をつけてほしいのは、こういった周辺への影響が不平等に生じないか、軍の利用を優先せんがためにほかのものの制約が生じないかということにむしろ焦点を当てて、不平等の取扱いということを解釈すべきだというふうに思うんです。そこは管理者として非常に気をつけていただきたいと思うんですけれども、ここはいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 繰り返しにはなりませんが、港湾の使用に当たりましては、沖縄県港湾管理条例等、関係法令に基づいて施設を損傷するおそれがあるときなど、公物管理の観点から支障を来すおそれが高い場合を除いて、許可することが適当というふうになってございますので、関係法令に基づいて対応をするということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん もう少し視点を加えれば、国際法ではこういった——もし軍事に有効的に機能していると思われる港は民間港であっても軍事施設と見なされてしまうというような、そういった標的にされる可能性が上がるリスクも持ち得るわけです。今のように平等です、平等です、何となくその利用を認めていけば、その先にどんな可能性を引き出してしまうかも含めて、港湾管理者、空港管理者、施設の管理者というのはよくよくそこは慎重に判断を求められるというふうにも思っています。それから……。

休憩お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時18分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲村 未央さん 先ほど公室長が答弁されましたね、国のいわゆる存立事務、いわゆる国の専管事項、専権事項ということで。これよく最近では市町村長からも、これは国の専管だから物が言えない、物を言わないというような発言が時折出ていますけれども、先ほどこれを規定している法律がありましたね、もう一度その部分を読んでいただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

地方自治法第245条の2では、「普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない」というふうに記載されております。

○仲村 未央さん 休憩をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（嘉数 登君） 失礼いたしました。

地方自治法第1条の2ということで、地方公共団体の役割と制度策定等の原則ですけれども、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。2、国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない」と規定されております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん まさにそうで、この2項で国家存立事務、いわゆる専管事項というふうに言われるところを規定しているんですけれども、その目的は前項の規定の趣旨を達成するため——つまり地方自治、地方

公共団体の自治の達成を確保するために国の専管というのがあると。だから1項の地方自治、住民の福祉の増進、地域の自主的な行政というものが確保されるために国は専管をやりますよということなんです。そうになると、むしろ特に私たち沖縄のように軍事基地を置かれるところというのは、知事、よっぽど物を言わなきゃいけないわけです。置かれるということは、戦時でも平時でもそれを問わず、いつもその環境とか都市計画とか住民福祉、文化、教育含めて、あまたの影響を受けますよね。そういう意味では、よっぽどこれは物を言ってきた——言ってきているし、言わなきゃいけない話だと思います。

知事が今、ミサイルの配備の反対、これを明確にしているということも非常に重く感じます。このような発言をされている知事というのは、恐らく47都道府県の中でも唯一ではないのかなというふうにも感じるわけです。そういう意味で、今知事が地方自治体の長として、地方自治の観点から物を言っているということの思い、専管事項であってもなお、ここは地方自治法の趣旨に沿って、なお物を言わなきゃいけないということについての知事の思いについて伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 地方公共団体は、やはり住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うということの基本としています。ということは、やはり国民があつての国家であるという、本当に一般論からしても基本的なことからすると、その国民の自治を執り行う者として、その国民——いわゆる県民に対しての様々な問題に関しては、国に対しても、国の専管事項であっても、そこで協議を求めていく、対話の姿勢は絶対に必要であるというのが私の認識です。ですから、外交や防衛等の国の専管事項であったとしても、それを支える基地の設置や運用については、地元住民や地方自治体の理解と協力が必要不可欠であると、私はそのように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 述べましたように、港湾法も非常に憲法に適合的です。政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意するという、その法の下で、港湾法も、国のその過去の軍港

に直結したという使用を地方に委ねるといふことの成り立ちがありますので、そこを踏まえて先ほどの管理者としての行政運営、ぜひとも頑張っていたいただきたいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

〔次呂久成崇君登壇〕

○次呂久 成崇君 ケーラネーラ クヨーム ナーラ。

会派おきなわ南風の次呂久成崇でございます。

先月15日、石垣島マラソン大会、そして今月11日は西表島でのやまねこマラソン大会が開催されました。両大会には本当に多くの観光客、そして出場者で八重山の観光産業の回復というところで明るい兆しを感じたところです。私も両大会にはそれぞれ10キロコース、健康増進とダイエットが目的で出場しました。結果は完走しましたが、ダイエットの目的ではなく、逆に体重が2キロ増えるという結果になりましたけれども、今日の代表質問は私たち会派のメンバーが、地元住民の皆さん、そして関係機関と意見交換をし、調査研究してきた質問事項となっておりますので、ぜひ執行部には結果が——成果のある答弁となるように御協力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、知事は東京都内で開かれたシンポジウムで、反撃能力行使のため、沖縄に長距離ミサイルを配備することに対して「憲法の精神とは違ふと、明確に反対する」と述べているが、発言の真意について伺います。

(2)、辺野古の新基地建設をめぐる沖縄防衛局の埋立設計変更申請を県が不承認とした処分について、その処分を取り消した国土交通大臣の裁決を違法として、県が国を訴えた抗告訴訟の内容と今後の対応について伺う。

(3)、一定時間飛行した機体の部品を交換するため、オスプレイの飛行を停止すると発表されてから3日後に飛行が再開された。普天間飛行場のオスプレイの機体が部品交換の対象なのか明らかにしていないことに対し、県の見解と今後の対応について伺う。

(4)、令和5年度沖縄県一般会計当初予算案の基本的な考え方と予算編成、昨年度と比較した各部局別の増減となった主な事業の要因と新規事業について伺う。

(5)、県の国民健康保険財政の一部である普通調整

交付金の推計値と実際の交付額の差額により被保険者の保険料引上げが懸念されることについて、その要因と影響、今後の対応及び対策について伺う。

(6)、新規事業の消防防災ヘリコプター整備推進事業について、事業詳細及び導入機材の検討経過や財源等について伺う。

(7)、国民保護図上訓練の実施について、令和5年3月17日に実施する予定ということだが、目的と意義、参加機関と規模について伺う。

(8)、基地周辺で高濃度で検出されている有機フッ素化合物の残留実態調査事業の概要について伺う。

(9)、首里城復元に係る龍頭棟飾に携わる県内陶器組合の活用と技術者の体制について伺う。

2、環境行政について。

(1)、国指定特別天然記念物のヤンバルクイナとテナガネズミ、カンムリワシ、イリオモテヤマネコのロードキルの件数と原因、県の希少種保護に向けた交通事故対策の具体的な取組について伺う。

(2)、世界自然遺産登録後の外来種対策の取組について伺う。

(3)、西表島の観光管理の取組について、世界自然遺産の諮問機関（IUCN）から観光管理が重要な課題であることが指摘され、県はその対策と取組について回答している。回答内容と現在どのようなやり取りが行われているか伺う。

(4)、西表島のノヤギ対策について、今年度中に県対策外来種リストを見直し重点対策種に位置づけ、次年度から本格的な駆除に取り組むと11月議会で答弁があったが、その後の関係機関との連携と取組について伺う。

(5)、野鳥における高病原性鳥インフルエンザの対策と実施について、離島において特に課題となっている死亡野鳥等発生した際の現場確認と簡易検査の実施については、関係機関と定期的に意見交換を行い対策の実施に努めるということだが、具体的にどのような意見交換と対策が実施されたのか伺う。

(6)、11月議会で環境部の出先機関、または人員配置や体制等については関係部局及び国とも調整し検討していくということだったが、その後どのような検討がなされたのか取組と今後の方針について伺う。

(7)、琉球列島固有の自然を象徴する希少種・絶滅危惧種の安定的な維持存続と生息環境を保全するためにも、沖縄県希少野生動植物保護条例を改正し、希少種の恒久的な保護や外来種対策を徹底していくのが県環境行政の重要かつ重大な責務だと思うが県の見解を伺う。

3、保健医療・病院事業局について。

(1)、八重山圏域の人工透析医療が逼迫している状況について、経緯と今後の体制について伺う。

(2)、離島の県立病院の医師及び看護師の人材確保の施策について伺う。

(3)、県立八重山病院職員宿舎整備について、課題と今後の対応について伺う。

(4)、八重山圏域における急患搬送用恒久ヘリポート設置検討状況について伺う。

(5)、旧県立八重山病院跡地を医療機関に提供できるよう求める陳情書が石垣市議会から提出されているが、県はどのように受け止めているか伺う。

(6)、各県立病院から次年度の医療体制や予算等について、どのような要求があり、対応・協議・調整が行われたのか伺う。

4、土木建築行政について。

(1)、2021年度に一部路線において性能規定型道路除草業務を試験導入したが、効果と今後の取組について伺う。

(2)、公共工事の特記事項に明記された的確な県産建設資材の優先使用について、現状と県の取組方針について伺う。

(3)、離島港湾の維持管理状況と課題について伺う。

(4)、県道29号線（那覇北中城線）の整備状況について伺う。

5、福祉・教育行政について。

(1)、バス通学費等支援事業のこれまでの実績と令和5年度からの事業拡充概要と見込みについて伺う。

(2)、2023年度の県立高校と県立高校支援学校の一般入試志願状況について、志願倍率及び空き定数と傾向について県の見解を伺う。

(3)、県は教員不足解消の取組としてセミナーを実施したが、対象者とセミナーの概要、セミナー実施による効果等について見解を伺う。

6、商工・観光行政について。

(1)、入域観光客数の増加や国際路線の就航再開で回復の兆しが現れ始めているが、コロナ禍による観光産業の人手不足の現状と施策について伺う。

(2)、国内外に広がるウチナーネットワークが次世代に移行し沖縄とのつながりが希薄になりつつある。コロナ禍で途絶えていた人的・文化交流を沖縄から国内外に発信し、交流活動を積極的に行う必要があると思うが見解を伺う。

(3)、沖縄観光の高付加価値化を図るため、離島への観光客誘致を促進する施策についての取組を伺う。

(4)、大型MICE施設整備の取組について伺う。

7、農林水産行政について。

(1)、県内家畜市場の子牛の取引価格が、飼料価格の高騰や輸送するコストの上昇等の影響も受け下落している。その現状と施策について伺う。

(2)、飼料コスト増と鳥インフルエンザ流行による供給不足で、物価の優等生と呼ばれる鶏卵が県内でも高騰している。家禽は鳥インフルエンザに最も弱いと言われており、昨年県内でも4万5000羽、国内全体では1300万羽が殺処分されている。県の体制及び対策について伺う。

(3)、ガソリン価格高騰による県内農水産業への影響と対策について伺う。

(4)、農林水産物条件不利性解消事業について、今年度から内容や補助制度が変更となったが、同事業の実績や問題点の整理をどのように取り組んできたか伺う。

(5)、県内の遊休農地面積と活用の取組について伺う。

(6)、食肉センターの運営状況は電気料及び燃料費の高騰を受け厳しい状況が続いている。県は食肉センターと連携を密に経営状況の立て直しと屠畜料の値上げ幅について早急に検討を進め、影響を受ける畜産農家への支援について生産者団体と意見交換するという事だったが、取組について伺う。

(7)、石垣リゾート&コミュニティ計画において手続が進められている農振除外と農地転用手続の進捗状況について伺う。

8、離島振興について。

(1)、物価高騰に伴い、生活の足である船の運賃への影響が大きく、日常生活にも影響が出ている。県の見解と対応について伺う。

(2)、運休が続いている波照間、多良間の離島航空路線の再開に向けた取組について伺う。

(3)、物価高騰の影響は、離島では日常生活に深刻な影響を与えている。物価高騰の現状をどのように把握しているのか、また支援・施策について伺う。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 次呂久成崇議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、反撃能力に関するシンポジウムでの発言についてお答えいたします。

去る2月8日に東京で開催したシンポジウムにおいて、参加者から反撃能力の保有について質問があり、

私から「もし敵基地攻撃能力を含むような装備を南西地域に持つとしたら、それは憲法の意味とは違うと明確に反対する」と発言をいたしました。これは、反撃能力は憲法第9条の趣旨への政府見解との問題のほか、国際法で禁止された先制攻撃となるおそれや、従来の専守防衛方針との整合性等について課題があると考えていることに加え、反撃能力を有するミサイル等の県内配備は、さらなる基地負担の増加や攻撃対象となるリスクが高まることも予測され、これらについては県民の理解も得られないことから断固反対するという主旨で述べたものであります。

次に、環境行政についての御質問の中の(7)、希少種の保護と外来種対策の徹底についてお答えいたします。

世界自然遺産に登録された沖縄県の豊かな自然環境を保全し次世代に引き継ぐことは、沖縄県に課せられた責務であり、希少種の保護や外来種対策は非常に重要であると考えております。沖縄県では、希少種の保護や外来種による生態系への被害防止を図るため、令和元年10月に沖縄県希少野生動植物保護条例を制定し、これまでに指定希少野生動植物種47種、指定外来種9種を指定しております。現在は、同条例に基づき、指定外来種の防除や指定希少野生動植物種の保護増殖事業の実施に向けた検討を行っているところであります。

沖縄県としましては、沖縄特有の自然環境の保全・継承のため、引き続き希少種の保護及び外来種対策を推進してまいります。

次に、商工・観光行政についての御質問の中の(2)、ウチナーネットワークを活用した交流についてお答えいたします。

沖縄県では、ウチナーネットワークコンシェルジュによる日常的な交流、海外県人会への芸能指導者の派遣、ウチナーンチュ子弟等留学生の受入れ、県内、国内及び海外県系子弟の中高生の交流などを実施しております。次年度はこれらの取組に加え、私や副知事が海外県人会や姉妹都市等を訪問し、海外で活躍する県系人の功績をたたえとともに、現地のニーズや要望を聴取し、人材育成、文化、ビジネス等多面的な交流の活性化に向けた意見交換やアーカイブ化に向けた県人会活動の記録などを行い、ウチナーネットワークのさらなる強化につなげてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 嘉数 登君登壇〕

○知事公室長（嘉数 登君） 1、知事の政治姿勢についての(2)、抗告訴訟の内容と今後の対応についてお答えいたします。

昨年9月に、県は、国土交通大臣が行った不承認処分に係る裁決の取消しを求めて抗告訴訟を提起いたしました。県が行った不承認処分は、公有水面埋立法に基づき厳正に判断したものであり、処分理由は正当なものであると考えております。また、不承認処分は、沖縄防衛局が固有の資格において受けたものであることに加え、裁決と同時に承認せよとの勧告を行うなど、審査庁としての地位を濫用したもので、今般の裁決は、違法・無効なものであり、取り消されるべきであると考えております。今後の対応については、引き続き、県の主張が認められるよう、全力を尽くしてまいります。

同じく1の(3)、オスプレイの部品交換についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、今般のオスプレイの部品交換については、オスプレイのクラッチを原因とする特有の現象の発生を予防するため、一定の使用時間を経過したものは部品交換の対象となっているが、対象となる機体の部隊や機数などの詳細は、米軍の運用体制に関することであり、お答えできないとのことでした。

県としては、オスプレイの部品交換について、引き続き、政府に対して、詳細な情報提供と適切な対応を求めてまいりたいと考えております。

同じく1の(6)、消防防災ヘリコプター整備推進事業についてお答えいたします。

本事業では、消防防災ヘリの運用開始に向け、運用要綱や規約等について検討するとともに、ヘリ機体の調達及びヘリ基地の整備を進めていくこととしております。調達予定の機体等につきましては、令和3年10月から計6回のワーキンググループを開催し、その活動範囲を沖縄県全域としており、先島や大東地域まで無給油で航続可能な飛行性能、救助等活動に必要な機内スペース、各県の運用状況等を踏まえ、県及び41市町村で構成する沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会において中型機を選定しております。なお、財源については、交付税措置が適用される緊急防災・減災事業債を活用することとしております。

同じく1の(7)、国民保護図上訓練についてお答えいたします。

武力攻撃事態や大規模テロなどの緊急対処事態は、あってはならない非常事態ですが、万一に備え、国民保護措置の対処能力の向上を図ることは重要と考えております。今回の図上訓練は、内閣官房をはじめ、消

防庁や国土交通省、先島諸島の市町村、沖縄総合事務局、沖縄県警察、自衛隊、第十一管区海上保安本部、船舶会社や航空会社の指定公共機関などの関係機関の参加を調整しております。また、今回は住民の参加予定はなく、関係機関と時系列に沿った行動計画の場面ごとの連携や住民避難の在り方について検証・検討する図上訓練を予定しております。

次に3、保健医療・病院事業局についての御質問の中の(4)、八重山圏域における急患搬送用恒久ヘリポート設置検討状況についてお答えいたします。

県では、これまで整理した設置案3案を基に、令和4年9月15日には、石垣市、八重山病院、病院事業局に加え、竹富町、与那国町、多良間村などの関係機関を含めて協議しております。去る2月10日には、各機関の担当レベルから、部局長レベルの職員が参加する会議に格上げし、より踏み込んだ協議を行いました。その結果、ヘリポート設置案のうち、八重山病院隣接地地上型案に加え、病院敷地内かさ上げ型案への支持表明がありました。今回の協議内容を踏まえ、各機関に再度案の検討を依頼するとともに、代替案がある場合にはその提案も求めています。

県としては、急患搬送体制確保の重要性に鑑み、一意可能な設置場所の条件整備に向け、地元関係機関と引き続き丁寧な調整に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 宮城 力君登壇〕

○総務部長（宮城 力君） 1、知事の政治姿勢についての(4)、令和5年度当初予算編成についてお答えいたします。

令和5年度予算については、6つの重点テーマを踏まえつつ、沖縄振興予算に加え各省計上予算、より地方財政措置の有利な県債の積極的な活用を図るなど、変化する社会経済情勢や県民ニーズに的確に対応するとの基本的考え方により、予算を編成したところです。主な事業として、マリンタウン大型MICE施設整備・エリア形成事業、離島航空路チャーター運航支援事業、特別高圧受電契約事業者支援事業などをはじめ新規事業を幅広く計上しております。部局別の増減要因について、増となった主な部局は、保健医療部が新型コロナウイルス感染症対策経費の増、土木建築部が公共離島空港整備事業の増となっております。減となった主な部局は、子ども生活福祉部が子どもの貧困対策推進基金積立金の減、文化観光スポーツ部がGOTOおきなわキャンペーン事業の減となっております。

す。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 糸数 公君登壇〕

○保健医療部長（糸数 公君） 1、知事の政治姿勢についての(5)、普通調整交付金の乖離等についてお答えします。

普通調整交付金については、平成30年度以降、5年間にわたり、国の推計値と実際の交付額に大きな乖離があり、収入不足に伴い国保財政に深刻な影響を与えております。乖離した要因や推計値の算定根拠については、国から詳細な説明がない状況です。このため、去る2月8日に池田副知事が石嶺国保連合会理事長、桑江市長会会長及び宮里町村会会長と共に、国に対し、差額の補填に加え、乖離した要因や推計値の算定根拠を明らかにするよう要請したところです。

県としましては、引き続き、市町村及び国保連合会と連携し、国保財政の安定化に取り組んでまいります。

次に3、保健医療・病院事業局についての(1)、八重山圏域の人工透析医療についてお答えします。

県は、去る1月に、八重山圏域における透析医療の提供体制が厳しい状況にあることを踏まえ、透析医療を提供する3医療機関を訪問し、直接、現状や課題を聴取いたしました。その後、聴取内容や医療機関の意向を踏まえて、八重山圏域における透析医療の提供体制について協議するため、医療機関、市町村、関係団体等による八重山地区医療提供体制協議会を去る2月9日に開催しました。同協議会では、緊急時の応援・連携体制の構築、県立八重山病院の受入れ患者数の拡大、民間医療機関の看護師等確保への支援などの対応方針を決定いたしました。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 金城 賢君登壇〕

○環境部長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(8)、有機フッ素化合物残留実態調査事業についてお答えいたします。

県においては、県内のPFOS等の残留実態を把握するため、令和5年度の有機フッ素化合物残留実態調査事業により、基地周辺以外を含めた宮古、八重山地域も対象とする全県的な水質と土壌中のPFOS等調査を実施することとしております。水質及び土壌の調査地点数は、それぞれ40地点程度を予定しており、具体的な調査場所等については、市町村と調整の上で決定したいと考えております。土壌中のPFOS等に

については、分析方法や基準値が定められていないため、県としては、これらの調査結果を踏まえて、国に対し土壌に関する基準値等の設定を求めてまいります。

2、環境行政についての(1)、ヤンバルクイナ等のロードキルの件数と原因、対策についてお答えいたします。

令和4年における希少種のロードキルの件数は、ヤンバルクイナ18件、ケナガネズミ37件、カンムリワシ12件、イリオモテヤマネコ4件となっております。原因として、ヤンバルクイナについては、道路側溝での採餌や繁殖期の行動の活発化等が、カンムリワシとイリオモテヤマネコについては、道路でひかれた小動物を捕食すること等が考えられます。また、ケナガネズミのロードキル件数が増加していることについては、個体数が増加したこと等が原因であると考えられます。

県としましては、関係機関と連携し道路へのアンダーパスや路上進入抑制柵の設置、視認性を高めるための除草、注意喚起のための案内板の設置に加え、SNSを活用した情報発信などを実施しているところであり、引き続き希少種のロードキル対策に取り組んでまいります。

同じく2の(2)、世界自然遺産登録後の外来種対策についてお答えいたします。

令和3年7月の沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産への登録後、県では、遺産地域の自然環境を保全・継承するため、外来種対策の強化に取り組んでおります。沖縄島北部においては、マングースやタイワンハブ等の防除を強化するとともに、国頭村安田地区や大宜味村田嘉里地区などでツルヒヨドリの除去を行っております。また、西表島については、ノヤギの駆除に着手するとともに、遺産地域への外来植物の侵入を防止するため、周辺地域である石垣島の宮良川や新石垣空港周辺でツルヒヨドリの除去を行っております。

県としましては、世界自然遺産登録地域の生物多様性の保全を図るため、引き続き外来種対策に取り組んでまいります。

同じく2の(3)、西表島の観光管理に係る対応についてお答えいたします。

県では、IUCNから指摘のあった西表島の観光管理に対応するため、今年度末までに改定する予定の西表島観光管理計画において、遺産地域内での立入り規制や入域観光客数の管理基準の設定、利用集中を緩和する取組等を進めることとしており、これらの内容を含んだ保全状況報告書を昨年12月、国からユネスコ

世界遺産センターに提出したところですが、今後、今年9月に開催される世界遺産委員会における同報告書の審議の結果、対応を求められた場合は適切に対処してまいります。

同じく2の(4)、西表島のノヤギ対策に関する関係機関との連携と取組についてお答えいたします。

県では、令和5年度からノヤギの本格的な捕獲を開始するため、今年3月にノヤギを重点対策種とする予定であり、また、環境省や竹富町、専門家から意見を聞きながら、防除計画の策定作業を進めているところです。

県としましては、ノヤギの生息状況調査や捕獲の役割分担、ヤギの適正飼育等について、環境省及び竹富町との協議を行っており、西表島の生態系等を保全するため、引き続きノヤギ対策に取り組んでまいります。

同じく2の(5)、離島における死亡野鳥の簡易検査についてお答えいたします。

県では、昨年12月8日に八重山地域の市町、環境省の自然保護官事務所、家畜保健衛生所、保健所等との会議を開催し、死亡野鳥等における鳥インフルエンザの簡易検査について意見交換を行い、希少種以外の種の通報窓口を県に一本化することを確認しております。また、意見交換の結果を踏まえ、体制が手薄になる年末年始の通報連絡フローを整理する等、死亡野鳥の回収・簡易検査の体制の強化を図ったところです。

県としましては、離島における迅速な検査体制の確保は重要であると認識しており、引き続き関係機関と連携しながら、適切に対応してまいります。

同じく2の(6)、環境部の出先機関や人員配置等についてお答えいたします。

環境部が所管する事務の一部については、保健所、動物愛護管理センター、農林水産振興センター等の出先機関に委任等を行い執行しております。一方、鳥インフルエンザや世界自然遺産、希少種・外来種対策等の業務については、環境省の自然保護官事務所や地域の市町村、家畜保健衛生所等の関係機関と連携・調整しながら対応しております。

県としましては、引き続き離島地域の現状と課題等について関係機関との意見交換を行い、必要に応じ体制を見直すなど、離島地域における環境行政の推進に支障が生じないように対応してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 島袋善明君登壇]

○土木建築部長(島袋善明君) 1、知事の政治姿勢

について(9)、首里城龍頭棟飾に携わる県内陶器組合の活用等についてお答えいたします。

令和2年7月に県で策定した沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針では、沖縄県内に蓄積、継承されている伝統技術を積極的に活用することとなっております。龍頭棟飾等の制作に当たっては、県内の若手人材育成の観点も踏まえ、県内陶器組合を含む県内技術者の活用に向けて検討しているところであります。具体的な制作体制については、陶器組合等県内技術者と緊密に連携を図りながら、今後、有識者で構成される首里城復興基金事業監修会議に諮り決定していきたいと考えております。

次に4、土木建築行政についての(1)、性能規定方式による道路除草の取組についてお答えいたします。

県は、性能規定方式による道路除草について、今年度、沖縄本島内の県管理道路の約4割で実施し、おおむね草丈が低い状態を常時維持できており、良好な沿道景観形成の取組の効果が現れてきているものと認識しております。来年度は、新たに宮古・八重山地域で実施を予定しており、県全域での導入に向けて取り組んでまいります。今後とも、効果的・効率的な道路の維持管理に取り組み、世界水準の観光地にふさわしい、良好な沿道景観の形成に努めていきたいと考えております。

同じく4の(2)、公共工事における県産建設資材の優先使用についてお答えいたします。

土木建築部が発注する公共工事においては、県内企業の優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、特記仕様書に県産資材の優先使用を明記して、その優先使用に努めているところであります。特に、鉄筋、セメント等の主要資材については、工事受注者に対し県産品の使用状況の報告を義務づけているところであり、これらの資材の令和3年度の県産品使用率は、鉄筋99.7%、セメント99.6%となっております。

県としては、引き続き県産資材の優先使用に取り組んでまいります。

同じく4の(3)、離島港湾の維持管理についてお答えいたします。

県は、港湾施設について、5年ごとに行う定期点検や1年点検等を実施し、劣化状況の把握に努めております。これらの点検診断結果に基づき、限られた予算の中、優先順位をつけ、市町村と連携しながら修繕等を行うなど老朽化対策に取り組んでおります。また、県市町村連絡調整会議を開催するなど、情報共有の強化にも努めております。

同じく4の(4)、那覇北中城線の進捗状況についてお答えいたします。

那覇北中城線は、沖縄本島中南部を縦断する主要地方道であり、石嶺市宮住宅付近から上原交差点までの約4キロメートル区間の整備を推進しております。進捗率は、令和4年度末の事業費ベースで幸地―翁長工区が約53%、翁長―上原工区が約76%となっております。今後とも、所要額の確保に努め、早期供用に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 病院事業局長。

[病院事業局長 我那覇 仁君登壇]

○病院事業局長(我那覇 仁君) 3、保健医療・病院事業局についての御質問の中の、離島の県立病院の医師及び看護師の人材確保の施策についてお答えします。

離島の県立病院への医師確保については、県立病院の指導医及び専門研修で育成した医師を配置することで安定的な確保を図っております。また、県内外の大学病院等への医師派遣要請や地域枠医師の配置、就業希望医師への視察ツアーの実施等により勤務医の確保に取り組んでおります。看護師については、病院事業局ホームページ、ハローワーク、ナースセンター等を活用するほか、県内外で開催される就職説明会で、離島の県立病院の魅力を発信し人材確保につなげています。

同じく3の(3)、県立八重山病院職員宿舍整備についてお答えいたします。

病院事業局では、地域の医療ニーズに対応し、良質で安定した医療サービスを提供するためには、人材確保に直結する住環境の確保、整備が重要であると考えております。職員宿舍整備については、令和4年度中に具体的な戸数や必要面積などの基本構想を策定することとしており、今後、同構想を踏まえ、地元の理解と協力を得ながら整備を進めていきたいと考えております。

同じく3の(5)、旧県立八重山病院跡地に係る対応についてお答えします。

旧県立八重山病院跡地の利活用については、石垣市議会等からの要請を踏まえ、病院事業局としては、石垣市をはじめ地元の意向も確認しながら、慎重に検討を進めていきたいと考えております。なお、職員宿舍の候補地につきましては、地元石垣市をはじめ、関係機関とも連携を図りながら、柔軟に対応していきたいと考えております。

同じく3の(6)、各病院からの要望への対応等につ

いてお答えします。

令和5年度の医療体制強化を図るため、各病院から看護師や薬剤師等の増員要望がありました。要望内容を精査するに当たっては、各病院に赴きヒアリングや現地調査を実施するとともに、随時、各担当部署と協議、調整等を行っております。また、令和5年度の予算編成に当たっては、病院事業会計予算原案作成方針に基づき、各病院から要望のあった施設・設備の整備更新についてヒアリングや現地調査を実施し、収益性や費用の後年度負担等に係る協議・調整を経て、必要額を計上しております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 半嶺 満君登壇]

○教育長(半嶺 満君) 5、福祉・教育行政についての(1)、中高生バス・モノレール通学費無料化の実績と拡充についてお答えいたします。

県では、一定の所得基準に満たないひとり親家庭及び住民税所得割非課税世帯の高校生等を対象として、令和2年10月1日からバス・モノレール通学費の無料化を実施しており、令和5年1月末現在、約5000名を認定しております。令和5年度は、遠距離等による高額通学費が原因で高校の選択や通学を断念することがないように、中間所得層までの生徒の通学費の一部補助について当初予算に計上したところであり、対象者数は約800名を見込んでおります。

同じく(2)、県立学校の志願倍率等についてお答えいたします。

令和5年度県立高等学校入学者選抜における一般入試の最終志願倍率は、全日制・定時制合わせて0.92倍であり、空き定員数は935となっております。また、県立高等支援学校の最終志願倍率は、1.31倍となっております。県立高校においては、近年の少子化や生徒のニーズの多様化など様々な要因により、北部・離島地区の高校や専門高校において、志願倍率が低い状況が続いております。これまで定員割れのある学校においては、教育課程の工夫や学科改編等により魅力ある学校づくりに努めてきたところです。

県教育委員会としましては、地域の生徒数の推移やこれまでの志願状況のほか、地域の産業人材を育成することや、多様な生徒の学びを保障する観点等も考慮し、適正な学科配置や定員設定等に努めてまいります。

同じく(3)、教員不足解消に向けたセミナーについてお答えいたします。

県教育委員会では、教員免許はあるものの教職経験

のない方や、様々な理由で教職を離れている方、教職の仕事に興味のある方を対象として、令和5年2月4日に、ペーパーティーチャーセミナーを実施いたしました。セミナーでは、154名の参加があり、昨今の教育事情等についての全体講義と相談会を実施しました。セミナー参加者には、臨任登録に向けた意欲を示す方がいるなど、おおむね好評であったと捉えております。なお、さらなる開催を求める声を受け、3月4日に本島中部、宮古、石垣の3会場にて第2回セミナーの実施を予定しております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 6、商工・観光行政についての(1)、観光産業における人手不足の現状と施策についてお答えします。

観光産業はコロナ禍における離職と需要の回復に伴い、人手不足が課題となっております。このため県では、人材確保に向け、インターンシップの促進、観光現場における様々な取組を伝える広報、就職イベントの周知、職場訓練を通じた宿泊事業者と求職者のマッチング、受入れ体制再構築に向けた人材確保支援を実施しております。次年度は、これらの取組に加え、労働環境改善による人材定着等を図るための生産性向上に資する取組を支援するほか、職場訓練の対象を拡充し、人材の確保を図ってまいります。

同じく6の(3)、離島への観光誘客の取組についてお答えします。

本県の離島については、それぞれの島特有の自然、景観、伝統、文化、特産品等の魅力を有しており、各離島の特性と観光資源を活用した質の高い離島観光を推進することが重要であると考えております。県では、各種プロモーションにより各離島が持つ独自の魅力を効果的に発信するとともに、離島の魅力をさらに引き出すための観光コンテンツの造成支援や、アドベンチャーツーリズム等の体験・滞在型観光の推進により、滞在日数の延伸や観光消費額の向上につなげてまいります。

同じく6の(4)、大型MICE施設の整備についてお答えいたします。

県では、大型MICE施設の整備に向け、マリントウン大型MICE施設整備・エリア形成事業において、PFI法で定める所定の手続を進めてまいります。令和5年度に実施方針条例(仮称)を議会に提案し、議決を得た後に実施方針の策定や特定事業の選定の手続等を進め、令和6年度の入札公告、令和7年度

の事業契約締結に向けて取り組んでまいります。財源については、地方債、一般財源、民間資金等の活用を想定しており、引き続き、民間事業者の意向を確認するサウンディング調査などを踏まえながら、整備費や運営収支等の精査を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 7、農林水産行政についての(1)、子牛取引価格の現状と施策についてお答えいたします。

県内家畜市場における子牛取引価格については、肥育農家が飼料価格高騰などにより、肥育素牛を買い控えていることを主因に、価格の低迷が続いております。このため、県では、生産者に対し、飼料価格高騰に対する支援事業を実施しております。また、国では、臨時措置として、令和5年1月より平均販売価格が発動基準価格の60万円を下回った場合、その差額の4分の3を支援する事業を実施しております。

県としましては、引き続き、関係者及び生産者団体等と意見交換を行いながら、畜産経営の安定につなげてまいります。

同じく7の(2)、高病原性鳥インフルエンザの防疫対策についてお答えいたします。

令和4年12月16日に県内で初めて発生した高病原性鳥インフルエンザに対し、県は直ちに特定家畜伝染病防疫対策本部を立ち上げ、建設業協会などの防疫協定団体の協力を得て、迅速な防疫措置を行いました。その結果、同年12月21日に防疫措置が完了し、令和5年1月12日には移動制限を解除することができました。また、防疫対策を強化するため、2月7日に県と養鶏団体で意見交換会を行い、今回の対応等について改めて確認を行ったところであります。

県としましては、特定家畜伝染病の侵入防止に向け、引き続き、国や関係機関と連携し、危機管理体制の強化に取り組んでまいります。

同じく7の(3)、ガソリン高騰による農水産業への影響と対策についてお答えいたします。

今般の原油価格の高騰など生産コストの上昇は、農漁業者の経営継続や離島・過疎地域等の地域経済への影響等の観点から、強い危機感を持っているところであります。このため、県においては、漁業者に対する燃料費の補助及び施設園芸農家の燃油高騰時に補填金を交付する国のセーフティーネット構築支援に取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き、原油価格等の動向を注

視しつつ、関係団体等と意見交換するなど、経営に影響が生じないように努めてまいります。

同じく7の(4)、農林水産物条件不利性解消事業の取組についてお答えいたします。

本事業の現状については、生産者、出荷団体、市町村など事業の関係者への丁寧な説明や、きめ細かいサポートを通して、円滑な実施に努めております。新たに追加した市町村事業については、地域の実情を踏まえた適切な運用に向け、去る12月23日に調整会議を開催し、提出書類の簡素化など運用の見直しを進めております。

県としましては、引き続き生産者団体をはじめとする関係者の理解と協力が得られるよう、丁寧に対応してまいります。

同じく7の(5)、県内の遊休農地面積と活用についてお答えいたします。

令和2年における沖縄県の耕地面積は3万6970ヘクタール、耕作放棄地面積は3592ヘクタールとなっております。県では、耕作放棄地への対応として、農地耕作条件改善事業等の活用や農業委員会の利用意向調査等により、農地の再生・利活用を支援しているところであります。

同じく7の(6)、食肉センターの屠畜料の改定及び生産者団体との意見交換についてお答えいたします。

食肉センターの電気料及び燃料費については、直近2年間で30%以上増加する等、食肉センターの運営は非常に厳しい状況にあります。特に経営が厳しい本島2か所の食肉センターにおいては、令和3年度までに増加した経費を反映した屠畜料への変更について、令和5年度からの改定が認可されたところであります。一方、屠畜料の改定は飼料高騰に苦しむ畜産農家の経営に対し、さらなる負担の増加となることから、今後、生産者団体等との意見交換を実施してまいります。

同じく7の(7)、石垣リゾート計画に係る農振除外と農地転用手続の進捗状況についてお答えいたします。

石垣リゾート計画に係る農振除外については、石垣市において令和5年1月10日に公告が行われ、手続は終了しております。また、農地転用手続の進捗につきましては、個別案件であり、回答は差し控えさせていただきますが、一般的に、農地転用審査に当たっては、周辺農地の営農条件に支障を来さないか、農地法以外の関係法令への対応状況など、農地法及び農地法関係通知等により定められている各基準に照らし、適切に審査することになります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 儀間秀樹君登壇〕

○企画部長（儀間秀樹君） 8、離島振興についての(1)、物価高騰に伴う船賃への影響についてお答えいたします。

燃油価格の高騰により、燃料費に係る経費が経営を逼迫し、その費用が船賃に転嫁され、離島住民の生活に影響が出ていると聞いております。そのため、県は、欠損補助対象外の八重山観光フェリー及び安栄観光に対し、燃油高騰分に対する支援を行い、補助金が支給されたことで、一定程度の船賃の低減が図られたところ です。

県としては、引き続き、燃油高騰の影響を受けた離島航路事業者を支援し、離島住民への影響を軽減できるよう取り組んでまいります。

続きまして同じく(2)、波照間、多良間航空路線の再開に向けた取組についてお答えいたします。

第一航空株式会社においては、令和4年12月21日の運航開始を目指しておりましたが、機体の燃料系統に不具合が生じたことによって、機材繰り等が難しくなり、12月21日の運航を延期したところであります。現在、不具合を解消するため、海外メーカーに部品を手配している状況と聞いておりますが、不具合が解消された後においても、機体の耐空検査や運航乗務員の訓練等を行う必要があるため、運航開始の時期については、同社にて調整中とのこととあります。

県としては、引き続き、同社に状況を確認してまいります。

続きまして同じく(3)、物価高騰の現状把握や支援策についてお答えいたします。

県では、全ての離島市町村における石油製品の価格調査を毎月実施しており、食料品や日用品等については、希望する離島市町村と連携した価格調査を毎年度実施しております。また、離島の生活コスト低減策として、本島から離島への石油製品の輸送費補助や、船舶の長期欠航時における南北大東島への航空機輸送費補助を実施しているところであります。

県としては、さらなる支援策の検討のため、引き続き離島市町村と意見交換を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、次呂久成崇君の再質問は午後後に回したいと思っております。

休憩いたします。

午後0時23分休憩

午後1時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

次呂久成崇君の再質問を行います。

次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 それでは、再質問をさせていただきます。

知事の政治姿勢についてですが、ウクライナ戦争や北朝鮮ミサイル発射等で、私たちを取り巻く現在の国際情勢は、戦争の不安を感じるというのは確かに仕方のないことだなというふうにも思います。ですが先ほど知事は明確に、憲法の本質とは違うということで、自衛隊のミサイル配備についても反対を示しました。

そこで伺います。

南西諸島への自衛隊のミサイル配備計画について、国から県への説明はありましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時46分休憩

午後1時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

県は、先日2月9日、陸上自衛隊及び沖縄防衛局から石垣駐屯地——仮称ですけれども、その開設について説明を受けております。その際、3月中旬頃に予定している駐屯地の開設に先立って、約570名の人員、それから約200台の車両等が島内を移動すること、車両等の移動に当たっては、市民の皆様に影響を生じないように、安全確保に十分留意して開設準備を進めるとの説明がございました。なお、運搬ですとか搬入経路については、調整中ということとございました。

県としては、自衛隊において地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧な説明を行う必要があるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 昨年12月に、他の議員も取り上げているんですけども、閣議決定された安保関連3文書で明記されたこの反撃能力についてなんですけど、政府はミサイル防衛の補完と位置づけ、武力攻撃は相手が武力攻撃に着手したときに可能だとした上で、撃たれる前に敵の基地をたたくということを前提にしています。しかし、もしミサイル発射の兆候をつかんだとしても、このミサイルが日本に来るのか、沖縄に来るのかというのは分からない。発射の意図や方向が分からない状況でこちらから敵基地をたたくと。ミサイルを撃つのは、これは明らかな先制攻撃であり国際法

違反ではないかなと私は思います。

ですから、このような反撃能力を保有するということは、有事の際に軍事拠点となる港や空港が標的となるというのはもう明らかなんですね。沖縄全体が標的になる可能性は極めて高く、我々県民の命や暮らしを守るどころか、圧倒的に県民にとって不安な状況を生じさせるものであるというのは、私は明らかなと思います。安保関連3文書では、第15旅団の師団への改編や空港・港湾等の整備強化、訓練による使用等、沖縄における防衛力強化に関連する記述が散見されますが、この安保関連3文書に対する知事の所見を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

昨年12月に閣議決定されました、いわゆる安保関連3文書においては、日本が戦後最も厳しく複雑な安全保障関係に直面しているとした上で、第15旅団の師団への改編、空港・港湾等の整備強化、訓練による使用など、沖縄における防衛力強化に関連する記述が多数見られます。県では、アジア太平洋地域の安全保障環境がより厳しさを増していると認識しておりますけれども、軍事力の増強による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生じることを懸念しております。ましてや米軍基地が集中しているがゆえに沖縄が攻撃目標になるなどという事態は、これは絶対に招いてはならないというふうを考えております。

県としては、引き続き政府に対して、こうした事態が生ずることのないよう最大限の努力を払うとともに、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成に取り組むよう強く求めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 台湾有事は、中国と台湾の戦争でそこにアメリカが介入すれば、米中戦争になり、そのアメリカが日本の基地を、また沖縄の基地を使うことを認めれば日本有事になり、認めなければ日米同盟が崩壊する。これを避けるためには、戦争を回避することが一番大事だと。これは元内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）で防衛省防衛研究所長も務めた柳澤協二氏が講演で述べていましたが、まさに私もそのとおりだと思います。知事には沖縄県として、平和構築の取組を引き続きしっかりと発信していただきたいと思います。

さて、3月17日に国民保護図上訓練を実施すると。先ほどその目的や意義、規模等についても答弁がありました。国民保護法制は、有事になってからで

ないと適用されないわけですね。確認です。有事になってからでないと、この国民保護法は適用されないというのを明確に答弁をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

国民保護法は、武力攻撃事態、それから武力攻撃予測事態、緊急対処事態のいずれかが認定されると適用されるということになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 これは、適用しないと住民避難はできないということだと思います。実は先日石垣のほうで、この民間島外親子避難の家予約仮受け中ということで、有事が近まったときに備えて、九州の島外親子避難の家の仮予約を受付中、民間航空機、船舶で早めに安全に九州に避難しませんかというような、このようなチラシのほうが各家庭に配布されておりました。（資料を掲示）

そこで伺いますけれども、先日、石垣市内で開かれたシンポジウムのほうで、元陸上幕僚長の岩田氏が、沖縄県民の避難先は九州で、各県と協定を締結しアパートや賃貸住宅に入る体制が取れていると聞いていると述べましたが、これは事実でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 平成18年10月23日に、九州・山口9県、武力攻撃災害等相互応援協定としまして、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び山口県と協定を締結しております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 これは、先ほど申しましたこのアパート、賃貸住宅に入る体制と、そのほうまで締結されているということなんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 協定の中身について答弁させていただきます。

これは要避難地域もしくは避難先地域を管轄する被災県等独自では十分に国民保護措置が実施できない場合において、九州・山口9県相互間の応援を円滑に行うために必要な事項ということで、中身として職員の派遣ですとか、食料、飲料水及び生活必需品の提供、今議員御指摘の避難収容施設及び住宅の提供、さらには緊急輸送路及び輸送手段の確保、医療支援、武力攻撃災害等に対処するための物資等の提供というような内容になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 今のこの協定内容ですけれども、

私たち県民には何も知らされていないわけなんですよ。本当にこの有事になった場合、幾ら自衛隊や民間の船、そして航空機を手配しても、有事というのはやはりこの港・空港のほうが悪化されること、これがまさに有事ですので、そうすれば避難というのは、私は本当にこの計画というのは、絵に描いた餅というふう思うんですね。特に八重山圏域は離島ですので、離島に関しては船舶での移動しかありません。こういう中で、本当に住民の避難が可能なのか。私はやはりこれは難しいだろう、できないだろうというふうに思っているわけです。ですから、改めて県のほうは、外交で安全保障戦略を政府に強く求めていくべきだと思いますが、知事いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） まさにおっしゃるように、平和の構築と信頼関係の醸成がこのアジア全体にとって非常に重要であるということは、これまでも繰り返し申し上げさせていただいています。信頼醸成は、やはり対話によってその関係が成り立つものですから、積極的な対話外交を重ねていくということがこの場合、我が国の外交方針として、もっと前面にそれを出していくべき必要があると思います。そのことによって、近隣諸国とのいわゆる平和の現状維持ということについても、しっかりと議論することができると思いますし、さらなる信頼関係の構築によって、このアジア地域全体が活性化していき、ロシアとウクライナの戦争も国際社会の協力によってしか、恐らくは止めることはできないのではないかと考えた場合、やはり今、そのための平和の関係を構築していくということが、これまで以上に求められているというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 ぜひしっかり発信、そして行動をしていただきたいと思います。

次に、環境行政について伺います。

県は、この希少種の交通事故対策の取組、どのように分析・評価しているのか。県の各部局、例えば土木建築部と環境部であったり教育委員会であったり、この関係機関でどのような連携体制が構築されて、取組がされているのか伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

議員御質問のところの、例えば西表島におけるヤマネコの交通事故の問題でありますとか、あるいは北部におけるケナガネズミの交通事故等ございます。こうした案件については、県としては、例えば土木建築部

における道路管理の問題等ございますので、そうした関係機関の連携の下に今対応を検討しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 知事提案説明要旨の中で、知事は世界自然遺産と自然保護地域の適正管理に取り組むとしているわけなんですけれども、この具体的な適正管理の取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） 議員から御質問のあるところの適正管理、これにつきましては、西表島における観光管理については、国際自然保護連合から要請という形で報告を求められておりますけれども、例えば観光管理計画において遺産地域内における立入り規制でありますとか、入域観光者数の管理基準の設定、あるいは利用集中を緩和する取組等を進めるなど、こういった取組を石垣市、西表島の関係機関とも連携しながら検討しているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 次に、鳥インフルエンザについて伺います。

鳥インフルエンザは無症状の渡り鳥、主にカモの仲間が日本への越冬の際に持ち込み、ウイルスはふん便中に高率で排せつされ河川や土壌にばらまかれ拡大します。鳥の種類により、ウイルスに強い、弱いが明確に分かれており、弱いグループは高率で発症し死に至るわけなんですけれども、その中で最も弱いのが家禽、鶏ですね。また沖縄県の希少種であるヤンバルクイナ、そしてカンムリワシもとてもインフルエンザに弱い鳥と聞いています。台湾のほうでもカンムリワシが7羽感染をして死亡していると、死んでいるというふう聞いております。県の認識を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） 先日、2月16日の沖縄県獣医師会からの要請においても、最も鳥インフルエンザに弱いものとして、鶏が最も弱いんだという説明がございました。

県といたしましては、その要請の際にもありましたけれども、現行死亡野鳥における鳥インフルエンザ対応については、国のマニュアル等に基づいて対応なされておりますが、傷病鳥獣については対応が十分ではないという御指摘を受けたところでございますので、この対応についてしっかりと検討していく必要があるというふうに認識をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 今部長の答弁にもありましたけれ

ども、野鳥における鳥インフルエンザ対策で明確なルールが設けられているのは、環境省のマニュアルです。これだけなんですよね。ここ二、三年でこの鳥インフルエンザの強毒化が認められていまして、この野鳥の死体を調べるだけではもう対応できない状況だと、追いつかない状況というふうになっています。

そこでこのマニュアルは、今おっしゃったように、対象が原則として死体のみとなっています。ですが、現場で働く野生動物救護ドクターの皆さんというのは、生きている野鳥を対象にしているわけですから、動物園とまた飼育施設内で管理されている鳥類、また鳥類だけではなくて今、哺乳類、人間も含めたいろんな感染拡大というのが危惧されているわけです。世界ではやはり、熊やカワウソ、アザラシ、国内でもキタキツネ、タヌキの鳥インフルエンザというのは感染が確認されています。このキタキツネというのは、カラスを食べた可能性があるというふうに言われているんですけども、このカラス、沖縄県内にもたくさん生息しているんですが、カラスは高感受性で感染して死亡しやすい鳥類なんですよね。それが今増えていると、全国的に。やはり渡り鳥が多い沖縄県でも、このような状況が発生する可能性は十分にあると思っております。

そこで京都市のほうでは、鳥インフルエンザに感染している可能性が疑われる傷病野鳥が見つかった場合の対応マニュアルを独自で策定し、対応方法や救護、獣医療体制、連絡体制、初動体制、検査体制等明確に示しています。沖縄県も独自の生きている野鳥に対する鳥インフルエンザ対応マニュアルを策定する必要があると思っておりますが、見解を伺いたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

県においては、議員御指摘のとおり、死亡野鳥における鳥インフルエンザ対応につきましては、国のマニュアルに基づき実施をしているところでございます。一方、衰弱個体を含む傷病鳥獣、これにつきましては、希少種や在来の野生鳥獣の保護のための傷病鳥獣救護事業、これを今、県が実施しておりますけれども、この事業において、野生動物ドクターにおいて、発見者が持ち込んだ傷病鳥獣の治療を行っております。一方で、今議員から御指摘のとおり、現行の国のマニュアルにおきましては、鳥インフルエンザの感染の可能性のある傷病鳥獣の取扱いについての定めがないという状況にありまして、現状は野生動物ドクターの個々の判断で傷病鳥獣の受入れ、検査、治療が行われているという状況にございます。

県といたしましては、鳥インフルエンザの感染拡大防止あるいは早期発見のためには、傷病鳥獣についても受入れ基準の設定、あるいは隔離施設の整備が重要というふうに考えております。沖縄県獣医師会あるいは国等の関係機関との意見交換、それから先進事例の、先ほど議員から京都市のごさいましたけれども、そうしたところの調査等を行うなどして、早期の対応について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 どうぞ前向きに、独自の県対応マニュアル策定のほうをお願いしたいと思います。

この鳥インフルエンザは、野鳥が飛来して、それから最終的に家禽に被害を与えるということなんですけれども、野鳥は環境部ですね。生きている野鳥、感染している可能性が疑われた場合に、この家禽との関係で家畜保健衛生所との連携また協力体制というものはどのようになっているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

現在、死亡野鳥における鳥インフルエンザにつきましては、家畜保健衛生所等の関係機関と連携、調整しながら対応しているところでございます。一方で、鳥インフルエンザ感染症の可能性のある野鳥の対応につきましては、早期発見、拡大防止を図る観点から、関係機関と連携した協力体制の確保、これが急務であろうというふうに考えております。

県といたしましては、家畜保健衛生所、畜産課などの県の関係機関、それから沖縄県獣医師会、市町村等との意見交換による課題の整理や県内各地に配置しております鳥獣保護管理員や野生動物ドクター等との連携強化などによりまして、必要な協力体制を確保してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 県内の野鳥のサーベイランス、調査ですね、その状況について伺いたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

県におきましては、現在野鳥のサーベイランス、調査・監視について国のマニュアルに基づき、沖縄本島内で年に1回、野鳥のふん便検査等を実施しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 今国のマニュアル、年1回ですね。今まで飛来することが少なかった種の渡り鳥というのが県内で認められるようになっています。そして

先ほど申しましたように、鳥インフルエンザウイルスの強毒化ということからも、県内に生息する希少種や基幹産業の一つである畜産業、動物資源を守っていくというためにも、野鳥のサーベイランス、調査、こちらの強化、拡充していくことが重要だと思うんですけども、国に対してもそうなんです、関係機関と連携して、さらに回数を増やしてしっかり監視していくということが大事だと思うのですが、見解を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

このサーベイランスにつきましては、県が鳥のふん便を回収しましてやりますけれども、検査は国立環境研究所で行われるというふうになっておりまして、議員から要望のあるところのその検査回数を増やすことについては、国との調整が必要となります。一方で、現在国においては、野鳥のサーベイランスの強化について検討が行われているというふうに聞いておりますので、県としましては、国の動向や渡り鳥の飛来状況等も踏まえ、離島含む複数地点での検査について検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 県の希少野生動植物保護条例、令和2年11月1日に施行されて、その後世界自然遺産登録をされています。しかし、増加する希少種のロードキル件数や外来種の侵入など、本当に課題は山積しているというふうに思います。理念だけではなくて、やはり実効性のある条例にするためにも、引き続き条例に基づいた施策、取組というのは、本当に重要だと思うんです。

午前中の答弁でもありましたけれども、今、本当に現状、課題にしっかりと対応するために、関係機関のほうからぜひ県の出先機関、また人員を配置してほしいと。対応に支障がある場合は、先ほど答弁で部長が申しました、地元関係機関と調整しながらその配置については考えていきたいということだったんですけども、改めて私はこういう状況も含めて、やはり体制づくりというのは急務だと思うんですが、知事の所見をちょっと伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） 先ほども答弁をいたしましたけれども、環境部の所管する例えば廃棄物処理法でありますとか動物愛護管理法、それから鳥獣保護管理法等に係る事務の一部につきましては、保健所あるいは農林水産振興センター等の出先機関、こういった出先機関に事務委任を行っているという状況にござい

ます。一方で令和5年度においては、野鳥におけるインフルエンザに関する業務を所管する自然保護課の自然保護班に職員を1人増員するという予定をしております。体制の強化を図りたいというふうに考えております。

こうしたことも踏まえ、県としては、関係機関との連携、協力体制について、地元市町、石垣市、竹富町、与那国町を含めた意見交換を重ねた上で、必要に応じ見直しを行うなど、離島地域における環境行政の推進に支障が生じないよう対応してまいりたいというふうに考えております。また、議員からありましたところの八重山地域における環境部出先機関の設置等、体制の強化につきましては、次年度における鳥インフルエンザ対策などの事務の執行状況等も踏まえて、引き続き検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 ぜひ引き続き、検討のほうお願いしたいと思います。

次に、保健医療、病院事業局について伺います。

この八重山病院の問題なんですけれども、八重山圏域唯一のこの急性期病院、民間病院で人工透析を受けている患者が重症化すると、全て八重山病院へ紹介、そして患者として搬送されてきます。令和4年7月の院長会議で、この八重山病院の院長から、重症患者に対応できないほど逼迫している状況と、これから人工透析の導入を予定している慢性腎不全の患者が数名待機しているという現状が報告されて、その解決策として看護師及び臨床工学技士を増員し、3クール制の導入を検討してほしいという要望があったと。それを受けて、病院事業局ではどのような検討・調整が行われたんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） お答えします。

令和4年7月に、八重山病院長から将来の透析患者が増加することを見越して、3クール制を導入したいということがありました。現在2クールなんですけど、1日の透析患者は25名でございます。3クール制にすると、これが45名に増えます。2日間で40人というふうなことで、看護師を5人、それから臨床工学技士を2人、合計7名というふうなことでございました。その後、9月に同院へのヒアリングを行い、12月まで詳細な確認をしたところ、同病院から令和5年度に7人程度の見込みがあったんですけど、その当時、12月には、7人の新しい患者さんに対応するので、まずはそこでやりたいということで配置を1人としま

した。看護師1人に関しては、透析患者4人対応できて、2日間で8人というふうに患者さんを受け入れることが可能となります。昨年の時点では、そういうふうに1人の配置ということで八重山病院と調整をしたんですが、今年1月6日になって、民間病院の看護師の離職があるということで、初めに調整を行って、八重山病院院長それから透析の担当医らと話をし、令和5年度はその2クールをフルに活用しようということで了解を得たところでございます。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 ちょっと休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時14分休憩

午後2時14分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○次呂久 成崇君 ありがとうございます。

今、増員をして2クールで対応すると。しかし、やはり急患にも対応しないといけないということも含めるとフルではやはり難しい、また看護師等も休みが取れない状況だと思うんです。ですので、本当にこの定数というのはしっかり考えていかないといけないというふうに思います。

4月から看護師3人と臨床工学技士1人を増員して、透析患者の受入れ患者数を拡大するというを示されたんですけども、定数が増員となる場合、条例改正等の手続が必要となると思うんですが、今議会では上程されていません。現在八重山病院では、8人の看護師で2クールをこなしていると。そのうち2人が会計年度任用職員です。増員配置される職員の身分の取扱いというのは、どうなっているんでしょうか。これはもう本当に、ただ臨時的という配置にしかならないのかなと。そうすると来年どうなるのかと。やはり地元ではそういう不安があるんですよ。ぜひこの手続等について伺いたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 病院事業局長。

○病院事業局長(我那覇 仁君) 今回の看護師3人の増員に関しましては、これは定数枠内で対応できました。その看護師の身分に関しましては、正職員を採用するというにしております。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 その場しのぎではないということですよ。ありがとうございます。

次に、各病院とのヒアリング、いろいろあるかと思えますけれども、ちょっと時間がないので、別の再質

問に行きたいんですが、先ほど局長のほうは、医療提供サービスをしっかりやっていくためにも、職員住宅確保というのは非常に大事だということで答弁がありました。石垣市議会のほうからも旧跡地、医療機関に提供するように求める意見というのがあるんですけども、本当にこの跡地をどのように活用していくかということも含めて、石垣市としっかり協議していかないといけないというふうに思います。

そこで、まずは県の計画が一番優先されるというふうに思うんですけども、石垣市のほうもこのように跡地利用をぜひ医療機関にということであれば、この医療体制の大切さというのは石垣市のほうも十分承知しているわけですから、例えば石垣市に市有地の代替地も含めて協議をしていくとか、そういうことはできないんでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 病院事業局長。

○病院事業局長(我那覇 仁君) お答えします。

病院事業局としましては、旧県立八重山病院跡地について、市議会や地元の医療関係者から利活用の要望があるということは十分承知しております。現在この跡地利用に関しましては、その戸数とか、それから面積とかを今八重山病院側と調整しているところでございます。今議員がおっしゃいました石垣市と調整はどうかということですが、これに関しては、昨年の11月に八重山病院跡地をどういうふうにして利用するかということを担当の方に伝えてあります。今後は関係部局等連携を取って、石垣市側とそういった調整をする必要があるのではないかと考えています。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 急患搬送用のヘリポートの設置検討もありますので、ぜひ石垣市のほうとは連携を密にして、この宿舎の建設も併せて協議していただけたらなというふうに思います。

次、土木建築行政に行きます。

この離島港湾の維持管理についてなんですけれども、沖縄県港湾管理条例によって港湾の所在市町村が一定の港湾管理に関する事務を処理することとされてはいるんですが、この一定の行為の許可に関する事務や港湾施設の維持管理に関する事務が所在市町村に権限委譲されているわけなんですよ。この事務処理の特例による港湾施設の管理に対応するために、この沖縄県管理港湾に関する市町村要望への対応方針というのを定められていて、修繕に関して、県と市町村の役割分担の基準というのは定められているのかというのを伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 県管理港湾における権限委譲先との役割分担の内容につきましては、沖縄県港湾管理条例に規定がございます。

市町村で処理する事務につきましては、港湾施設の巡視や施設の安全確保、港湾施設の清掃、簡易な補修等の日常管理の業務になっております。

県は市町村に権限委譲されたもの以外の事務を分担しており、主に大規模な修繕・補修、維持管理計画の策定について各土木事務所において港湾所在の市町村との要望事項を基に対応している状況です。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 大規模なものに関しては県のほうが行うと。竹富町のほうでは10港湾、それが権限委譲されているんですけども、これまで令和元年から合計1320万円余りの修繕費、これは小規模なものなのですが、ところが大規模な修繕を県と調整してもなかなか予算がつかないということで、町民のほうからも修繕を求める声というのが寄せられているんですよ。ぜひ短期的、中長期的にこの対応をどうするのかということをお願いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 老朽化対策におけるその予算状況というのは、非常に今厳しいところがございます。そして答弁でも申し上げましたけれども、やはり優先順位をつけて補修等を行っている状況でございますが、やはり更新・修繕の応急対策につきましては、昨今、公共施設等適正管理推進事業債、要するに起債事業ですとか港湾維持管理費事業の予算の拡充に努めておりますので、令和5年度予算におきましては、その費用を予算計上しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 ぜひ竹富町としっかり協議して、進めていただきたいと思っております。

最後に、この竹富町の波照間、そして多良間の航空路線なんですけれども、もう何年もやはり進まないです。本当に第一航空だけに頼っていいのか、ほかの航空会社はないのかということも含めて、ぜひ県の本気度というのを、本当に私、見せてほしいと思うんですよ。どんなですか。最後にこれだけ答弁お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、その不具合の部品に係る分については、海外メーカーに手配している状況ということと、その後も耐空検査であったり、あるいは運航乗務員の訓練ということで、その見通しが立たないという状況ではございます。

いずれにしましても、安全・安心が一番だということだと思いますので、その辺をしっかりと踏まえながら、会社のほうとも調整をしまいたいと思っております。

○次呂久 成崇君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 皆さん、こんにちは。

公明党会派を代表して質問を行います。

質問の前に、去る2月6日に発生したトルコ・シリア大地震でお亡くなりになられた5万人余の方々やその御家族に心から哀悼の意を表し、負傷した方や100万人以上の避難を強いられている皆様に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興を祈念いたします。今回のトルコ・シリアの大地震は、改めて命を守る備えの体制強化、防災・減災の普段の取組が重要であることを痛切に示していると思っております。

また本日24日は、ロシアによるウクライナ侵攻が起きて1年となります。町が破壊され多くの貴い命が失われ、国内外に避難を強いられている人々の姿がテレビの画像に映し出されると胸が締めつけられる思いです。慟哭と苦渋のウクライナに一日も早い平穏な日々が戻ってくることを祈るばかりです。今国際社会に求められているのは、武力による終結ではなく社会の英知を結集し、あらゆる平和外交の取組で停戦に全力を尽くすことだと考えます。さきの大戦で住民を巻き込んだ地上戦が繰り広げられた沖縄から命ドゥ宝一命こそ宝という平和主義、人道主義の連帯の声を発信してまいりたいと思っております。

それでは質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、知事は、アジア太平洋地域の平和構築に貢献するため、新たに地域外交室を設置するとしているが、内容と効果を伺います。あわせて、これまで県が取り組んできた、東アジアあるいはアジア太平洋地域

の平和と安定を目指す万国津梁フォーラム等の評価及び関連はどうなるのか伺います。

(2)、日本国内、米国、中国、台湾をはじめ諸外国の有識者を招き、安全保障や防災などの専門知識について、県民意識の向上と近隣諸国との友好を深める対話外交の拠点形成のため、新たな万国津梁フォーラムの開催はどうか。

(3)、知事はアジア太平洋地域の平和発信拠点等の整備を公約に掲げているが、沖縄に国連機関・国際機関の誘致について見解、取組を伺います。

(4)、コロナ対策について。

ア、コロナの5類移行について見解を伺います。

イ、マスク着用の緩和について見解を伺います。

(5)、有機フッ素化合物について。

ア、国は、有機フッ素化合物に関する環境省策定の総合戦略について、今年の夏までに取りまとめ、水質基準を暫定で1リットル当たり50ナノグラムとしている指針値の設定についてはできるだけ早く確定するとしています。知事の見解を伺います。

イ、県内では、米軍基地周辺の河川や廃棄物最終処分場内、地下水をくみ上げて農業用水として使用している施設からも、暫定指針値を超える量の検出事例が相次いでいます。県の対応を伺います。

(6)、県立八重山病院では昨年末に副院長が辞職し、県の医療行政に対する不満を理由に院長、部長が年度末、来月3月に辞任すると表明しています。管理職の相次ぐ辞職の理由について、人事権の最高責任者である知事の見解を求めます。他の県立病院でも起こるのではないかと懸念の声があるが、影響、対応を伺います。

2、経済・物価高騰対策について。

(1)、急激な物価上昇を考慮して賃上げ・正規雇用促進等のテーマで県内における政労使会議を開催する必要があると思うが知事の見解を伺います。あわせて、県が取り組む賃上げ・正規雇用促進の事業、効果を伺います。

(2)、原油高騰等の影響を受けている交通事業者への燃料費支援は売上収入を基準にするのではなく、あくまでも燃料費高騰分への補助だと思うがどうか。

(3)、酪農家や畜産農家への新たな飼料費支援が必要と思うがどうか。

(4)、2023年度新規事業、観光人材確保支援事業2億4900万円の内容と効果を伺います。

(5)、全国旅行支援について、旅行社が立て替えた補助金の支給が遅れ、経営を圧迫しているとの声があるが対応を伺います。

3、子育て支援について。

(1)、こども医療費の高校3年生までの助成拡大について伺います。

(2)、知事の公約である学校給食の無償化について取組を伺います。

(3)、出産・子育て応援補助事業（10万円相当の支給）実施はどうか。

(4)、県は、医療的ケア児支援センターを2023年度中に設置するとのこと。大変重要な取組だと考えます。内容と効果を伺います。

4、教育行政についてお尋ねします。

(1)、2023年度に新設予定の働き方改革推進課について、設置理由、内容、効果を伺います。

(2)、教員不足で学級統合が行われ、子供たちへの影響が懸念されています。対策を伺います。あわせて産業医の配置が全国最下位とのこと。実態と対応を伺います。

(3)、GIGAスクール構想の取組を伺います。あわせて県立高校のネット回線のスピードが遅く、業務・授業等に支障を来していると聞くが対応を伺います。

(4)、全国における不登校の児童生徒は過去最多となっています。県内はどうか。不登校は、様々な理由で誰にでも起こり得ると考えます。憂慮すべき事態であり、不登校の児童生徒に学びの場を提供し、進学や就職の希望をかなえる環境を整備する取組として、不登校特例校の設置が全国で広がっています。本県でも推進が必要と思うがどうか。

5、災害・防災対策について。

(1)、昨年、政府の地震調査委員会は、南西諸島周辺でマグニチュード8の巨大地震が起きる可能性があるとして指摘し、与那国島周辺では今後30年以内にマグニチュード7級の地震が起きる確率は90%以上と評価しました。県をはじめ、各市町村、自衛隊、その他関係機関の連携、巨大地震から県民の命を守る災害発生時の完成度の高いオペレーション構築は重要と考えるが、取組を伺います。

(2)、消防防災ヘリの導入について、内容・効果・予算を伺います。

以上、答弁によりましては再質問を行います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 上原章議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、地域外交室の内容と効果及び万国津梁フォーラムについて

お答えいたします。

沖縄県では、本県が有するソフトパワーと、これまで多分野にわたる国際交流を通じて築いてきたネットワークを最大限に活用し、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けて、平和的な外交・対話により積極的な役割を果たしていきたいと考えております。これらの取組を通して、アジア太平洋地域における緊張緩和と信頼醸成にも資する独自の地域外交を展開するため、今般、地域外交室を設置するものであります。また、沖縄県では平成25年度及び26年度に、地域の対話と相互理解を促進する場を継続して用意することを目的に、万国津梁フォーラムを3回開催しております。こうした取組で得られた知見や人的ネットワークについても、今後の地域外交の展開に活用してまいります。

次に(2)、新たな万国津梁フォーラムの開催についてお答えいたします。

沖縄県では今年度から、アジア太平洋地域平和連携推進事業を実施し、国内外の30の機関等の有識者から国際関係、平和連携等に係る意見を聴取するなど、沖縄とアジア太平洋地域の連携の方向性等について検討してまいりました。本年3月には、これらの検討結果を広く県内外に発信するとともに、対話による平和構築の重要性を改めて確認すること等を目的として、日本、中国、台湾、韓国、フィリピンの有識者によるシンポジウムを開催することとしております。引き続き、対話や交流を通じてアジア太平洋地域の平和に寄与できるよう、取り組んでまいります。

次に、災害・防災対策についての御質問の中の(1)、災害発生時の完成度の高いオペレーション構築の取組についてお答えいたします。

沖縄県では、毎年度、陸上自衛隊第15旅団との共催による美ら島レスキューを実施しており、私の指揮の下、災害対策本部設置運営訓練を行い、被災時の応急救助や復旧対応等における国、市町村及び防災関係機関等との連携体制を確認しております。加えて、今年度から新たに、沖縄県総合防災訓練をより実践的な内容とする取組として、被災時に必要不可欠となる広域物資輸送拠点施設や遺体収容施設の運営訓練、高齢者や観光客・観光事業者に焦点を当てた津波避難訓練等を実施いたしました。

沖縄県においては、今後も継続して実践的な訓練を実施していくことで、災害対応能力の向上に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 儀間秀樹君登壇]

○企画部長(儀間秀樹君) 1、知事の政治姿勢についての(3)、国際機関の誘致についてお答えいたします。

県では、アジア太平洋地域のさらなる発展と持続的安定に貢献するため、平和発信拠点として国際社会の認知を深める観点から、国内外に向けた平和を希求する「沖縄のこころ」の発信などに取り組んでいるところであります。また、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、アジア太平洋地域の安定・発展に資する国際機関の誘致に努めることが位置づけられております。国際機関の誘致に向けては、これらの平和発信拠点の形成に係る取組も踏まえながら、関係部局と連携して求める機能の整理を行い、対象となる機関について検討してまいりたいと考えております。

続きまして2、経済・物価高騰対策についての(2)、交通事業者への燃料費支援の支給要件についてお答えいたします。

貨物自動車運送事業者の支給要件については、業界団体からの意見やサンプル調査等を踏まえ、売上減少かつ燃料費高騰の影響を受けている事業者としておりました。しかしながら、上半期の申請状況を分析する中で、巣籠もり需要の増加等により売上げは維持・増加しているものの、燃油や物価高騰による影響を受けている事業者が多く存在していることが判明しました。このため、運行継続が厳しい事業者を支援するという本来の事業趣旨を踏まえ、補助対象要件から売上減少の要件を除外することとしております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 糸数 公君登壇]

○保健医療部長(糸数 公君) 1、知事の政治姿勢についての(4)のア、コロナの5類移行についてお答えします。

令和5年1月27日に国が示した対応方針によると、5月8日に予定されている新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更に伴い、入院・外来診療は幅広い医療機関において行う体制へと段階的に移行します。一方で、新型コロナの病原性や感染力は変わらないことから、位置づけ変更後は、より一層、県民が自主的に感染対策に取り組んでいただくことが極めて重要になると認識しております。

県としましては、引き続き県民に対し、マスクや県ホームページ等を通して、基本的な感染対策の周知を図ってまいります。

同じく(4)のイ、マスク着用の緩和についてお答えいたします。

国は、マスク着用について、3月13日から個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることとしており、あわせて、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、効果的な場面ではマスク着用を推奨することとしております。

県としては、個人の選択を尊重しつつ、基本的な感染対策の一つとしてマスクの着用は有効であると認識しており、国の見直し等を踏まえ、適切なマスクの着脱について、引き続き周知を図っていきたいと考えております。

続きまして3、子育て支援についての(1)、子ども医療費助成制度についてお答えします。

県は、令和4年4月からの中学校卒業までの制度拡大が円滑に実施され、安定した制度運営が図られるよう昨年11月に市町村担当者会議を開催し、意見交換を行っております。18歳までの医療費助成については、既に実施している13市町村に加え、現在、検討中の市町村もあることから、今後の事業実績、市町村の意向、県及び市町村の財政状況などの実情を踏まえつつ、協議を行っていきたいと考えております。

同じく(3)、出産・子育て応援補助事業についてお答えします。

当該事業につきましては、全市町村で実施予定となっており、各自治体の準備が整い次第、順次事業開始となります。事業開始の時期については、令和5年2月16日現在、3団体が実施しており、今後2月予定6団体、3月予定12団体、4月以降20団体となっております。

県としましては、本事業は地域において子育てしやすい環境整備に資するものと考えており、円滑に事業実施できるよう支援してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 金城 賢君登壇]

○環境部長(金城 賢君) 1、知事の政治姿勢についての(5)のア、総合戦略の取りまとめと暫定指針値の確定についてお答えいたします。

環境省においては、PFOS・PFOAに関する水質の目標値等を検討する専門家会議と、PFASに関し国内外の情報収集を行い、対策の検討や国民への情報発信等を行う全体戦略に係る専門家会議を設置し、去る1月24日及び30日に第1回会議を開催したところです。西村環境大臣がPFASに関し、総合戦略については夏頃までに一定の取りまとめをしていただき

たいと考えている。水質の暫定目標値についても国際動向などを踏まえた上で、早急に対応していくとの考えを示したとの報道は承知しております。

県としましては、今後の環境対策を進める上で、国が全体戦略の取りまとめ等について早急に対応することが望ましいと考えており、引き続き国に対し基準値等の設定を求めてまいります。

次に、同じく1の(5)のイ、暫定指針値を超えるPFAS検出への対応についてお答えいたします。

県では、平成28年度から米軍基地周辺の湧水等においてPFOs等調査を実施し、普天間飛行場及び嘉手納飛行場周辺の湧水等からは、継続して暫定指針値の超過地点が確認されていることから、同調査地点のPFOs等の汚染については、両飛行場が汚染源である蓋然性が高いと考えております。このため、基地内への立入調査の実現及び国や米軍による原因究明調査と対策を求めているところです。また、沖縄市池原の廃棄物最終処分場及びその周辺地下水において暫定指針値の超過地点が確認されており、ファームポンド1か所でも暫定指針値を超過しております。

県としましては、モニタリングを継続するとともに、ファームポンドにおける発生源の特定に向けて、沖縄市や関係部局等とも連携し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 病院事業局長。

[病院事業局長 我那覇 仁君登壇]

○病院事業局長(我那覇 仁君) 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(6)、八重山病院管理職の退職理由と他の県立病院への影響等についてお答えいたします。

八重山病院においては、副院長が一身上の都合により退職し、院長については要望等に対する病院事業局の対応に不満があるとして3月末日で退職予定となっております。要望事項につきましては、可能な限り実現に努めているところですが、案件によっては時間を要するものや実現困難なものもあります。

病院事業局としては、病院現場に赴き、これまで以上に意見交換や説明を行うなど丁寧に対応することとしており、今回の事案により他の県立病院への影響がないよう対応してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 松永 享君登壇]

○商工労働部長(松永 享君) 2、経済・物価高騰対策についての(1)、政労使会議の開催等についてお

答えします。

県では、国や労働団体、経済団体で構成される沖縄県雇用対策推進協議会の開催に向け準備を進めており、賃上げや正規雇用促進を含む労働条件の改善について協議をしております。正規雇用促進につきましては、企業に対する専門家派遣や研修費助成等を行い、これまでに998人の正規雇用につながっております。また、企業の生産性向上や経営基盤強化等に取り組むとともに、所得向上応援企業認証制度の推進により所得向上の機運醸成を図るなど、企業の稼ぐ力を高め賃上げにつながる取組を推進しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 2、経済・物価高騰対策についての(3)、畜産農家への飼料費高騰支援についてお答えいたします。

飼料価格高騰については、ウクライナ情勢や円安等により、現在も続いている状況にあります。

県としましては、今後も、飼料価格等の世界情勢並びに配合飼料価格安定制度や各畜種の経営安定制度など、国の動向を注視しつつ、どのような対応が必要か検討しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 2、経済・物価高騰対策についての(4)、観光人材確保支援事業の内容と効果についてお答えします。

観光人材確保支援事業では、従業員の労働環境を改善し、人材の確保・定着を図るため、観光事業者の生産性向上に資する取組を支援することとしております。また、県内宿泊施設、観光施設等における職場訓練や観光業界に特化した就職説明会の開催を通じて、観光事業者と求職者とのマッチング機会を創出するとともに、観光現場における様々な取組を伝える広報、就職イベントの周知に取り組むこととしております。本事業の実施により、観光業界の持続的発展につながる人材の確保・定着を図っております。

同じく2の(5)、全国旅行支援についてお答えします。

全国旅行支援は各都道府県で実施され、全国の旅行会社が参画できるよう、参加登録、審査、支払いなどの一連の業務を一括管理する全国統一窓口が設置されております。旅行会社が立て替えた旅行割引の還付を受けるためには、統一窓口への申請手続が必要となり

ますが、開始当初は提出書類の不備等が多く見られ、審査に時間を要したと聞いております。現在は、手続に関する旅行会社のノウハウが蓄積されたことや統一窓口の人員体制を強化したこと等から、支払い遅延は改善しているとのことです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 3、子育て支援についての中(2)、学校給食費の無償化についてお答えいたします。

去る2月9日に玉城知事から文部科学省に対して、次代を担う子供たちの健やかな成長を支える学校給食費の支援について要請を行いました。その趣旨は、昨今の社会及び経済状況など子育て環境が厳しい中、少子化の解消に向けて、家庭の経済的負担軽減等、子育て支援の一環として学校給食費無償化の支援を国へ要請するものです。文部科学省からは、学校給食費だけでなく教育費全体を軽減していくことが、子育て支援、少子化対策として大事なことと位置づけているとの回答がありました。

県教育委員会としましては、令和5年度は市町村と実施方法等の協議を行うこととしており、それを踏まえ、予算規模、財源及び実施時期について検討してまいります。

続きまして4、教育行政についての中(1)、働き方改革推進課についてお答えいたします。

県教育委員会では、教職員のメンタルヘルス対策及び学校における働き方改革に係る施策をさらに強化・推進するため、働き方改革推進課を設置いたします。働き方改革推進課は、2つの班で構成され、課長以下、健康管理班8人、働き方改革班4人の計13人の体制となっております。働き方改革推進課では、国の調査事業等を活用したメンタルヘルス対策に取り組むとともに、学校における業務改善による負担軽減を推進することにより、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の確保に努めてまいります。

同じく(2)、教員不足の対策と産業医の配置についてお答えいたします。

昨今、全国的に教員不足が大きな課題となっております。本県においても同様の状況にあります。県教育委員会では、教員不足解消のため、新たにペーパーティーチャーセミナーの実施や、臨時的任用職員の応募の呼びかけについて関係機関へ依頼するなど、教員の確保に努めているところです。また、産業医の配置については、全国調査によると、令和3年5月1日時

点で68%となっており、引き続き市町村教育委員会に産業医の配置を働きかけてまいります。

同じく(3)、GIGAスクール構想及び県立高校の通信環境についてお答えいたします。

GIGAスクール構想の実現に向け学校では、ICT環境の整備や1人1台端末を活用した授業改善等に取り組んでいるところです。県立高校の通信環境については、一部の学校で通信の遅延等がありましたが、増強工事や通信方式の見直し等により、一定程度改善が図られたところです。引き続き、さらなる改善に取り組み、良質な学習環境の確保に努めてまいります。

同じく(4)、不登校特例校の設置についてお答えいたします。

令和3年度問題行動等調査によりますと、沖縄県の1000人当たりの不登校児童生徒数は、小中学校で全国25.7人に対し29.4人、高等学校で全国16.9人に対し19.7人といずれも全国平均を上回っており、憂慮すべき事態と認識しております。県教育委員会では、不登校対策として、今年度から校内自立支援室事業を立ち上げ、学びの保障に取り組んでいるところです。不登校特例校については、国において平成17年度に制度化され、現在全国で21校が設置されております。

県教育委員会としましては、学校設置者である市町村教育委員会に対し、不登校特例校の設置等について周知するとともに、今後、先進事例について情報収集に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) 3、子育て支援についての御質問の中の(4)、医療的ケア児支援センター設置に向けた取組内容と効果についてお答えいたします。

県では、現在、医療的ケア児支援センター設置に必要な総合調整等を行う、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、地域資源等の情報収集、関係機関との情報交換や連携体制の構築等に取り組んでおり、令和5年度中のセンター設置を目指しております。センター設置後は、医療的ケア児やその御家族からの相談への対応、多機関にまたがる支援の調整について中核的な役割を果たすことで、個々の医療的ケア児の状況に応じた、切れ目のない支援体制の構築に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 嘉数 登君登壇]

○知事公室長(嘉数 登君) 5、災害・防災対策についての(2)、消防防災ヘリコプターの導入についてお答えいたします。

本事業については、県と41市町村で構成する沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会での検討結果を踏まえ、ヘリ基地となる沖縄県消防防災航空センター(仮称)を沖縄県消防学校内とし、機体は中型機とすること、隊員は全消防本部から輪番派遣とし、その人件費は全市町村が案分で負担すること、運用開始目標を令和7年度末とすることで調整を進めております。導入効果については、海難事故等における捜索や救助、林野火災等における空中消火など、市町村消防力のより一層の充実強化が図られるものと考えております。また、予算につきましては、令和5年度は、消防防災航空センターの基本及び実施設計やヘリ機体の発注等に要する経費を計上しております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 上原 章君。

○上原 章君 どうも御答弁ありがとうございます。

幾つか再質問と要望をさせていただきたいと思えます。

まず国連機関誘致についてでございます。平和発信拠点等の整備、これは知事の公約にもつながると思うんですが、知事、実は2000年3月、当時衆議院議員の白保台一さんを先頭に、当時の小淵総理に7万人署名を託して、沖縄に国連誘致をとということで取り組みました。あとその翌年の2001年3月には県議会全会一致で誘致の決議がされております。先ほど新・21世紀ビジョン、また知事の公約を考えると、これはしっかり取り組むことが重要なと思うんですが、ただこの取組は、県また地元市町村と連携を取るだけではなかなか難しいと私は思うんです。ぜひ知事が国に要請をして、しっかりした沖縄県の平和発信拠点構築に向けてのアプローチをする必要があると思うんですが、いかがですか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 国際機関の誘致に向けては、当然県のみで、その財政規模や運営についても進めることは非常に厳しいことから、やはり国と連携をしながら、そしてさらには国際関連機関の協力もいただいで進めていく必要があると思っております。関係部局と連携して、様々な情報収集とこれからの、その連携するための整理を行って、しっかりと国にも申し入れていきたいというように考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 国も、やっぱり地元からしっかりそういう声があるかないかで、一つ一つの政策に対しての実効性が変わってくると私は思うんです。今回皆さんは、地域外交室を設置して、地域外交基本方針を今後策定していきたいと。その中にもしっかり明記する必要があると思うんですがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 基本方針は、これからその内容についてもしっかりと様々な情報や御意見を基に構築していきたいと思っておりますので、ぜひともその内容の中にも国際機関、国連機関の誘致についても取り組んでいけるような方向性の記述を盛り込みたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしくお願いたします。期待いたしております。

次に、コロナの5類移行についてですが、5月8日からインフルエンザ相当の——2類相当から5類に引き下げるということ。今後は感染動向、また医療機関の準備状況等を見極めていく必要があると思うんですが、部長、今回の対処を大きく転換ということを見ると、コロナの入院——専用入院とか、隔離等というのはなくなるということで認識していいんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 新型コロナウイルス、最初の時期といいますか、指定感染症2類相当の場合は、入院勧告をして感染拡大を防ぐという隔離目的ということがございましたが、これは5類相当になるというところで、その必要性はなくなるとは考えていますけれども、専用病床をすぐなくすのか、それとも段階的になくすのかということについては今議論をされているところで、3月上旬にそれが示されると理解しています。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 分かりました。

あとマスク着用について、こちら非常に——学校現場もそうでございますが、県民の中でもマスク着用、また外すこと、その緩和に、感染拡大または偏見・差別につながるかという声もあるんです。それはやっぱり県としても、しっかり県民に今回のこのマスクの着用緩和については、方針を示すべきだと思うんですがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） マスクについては国

も示しているように、一律にルールを求めるのではなくて、個人の主体的な選択を尊重するというところで、個人の判断に委ねるところが基本であることは繰り返し述べていきたいと思っております。ただ症状がある方がほかに広げないためにマスクは効果的だと思いますので、そういう有症状の方、あるいは周りに高齢者等がいる方については、着用をお願いすることもあるということも含めて、県民にマスクについての考え方をしっかり伝えていきたいと考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 ぜひその辺もしっかりしながら、特に偏見、先ほど言いました差別が県民の中、もしくは学校現場なんかで起きたら、これは本末転倒でございますので、その辺は学校現場も行政も、しっかり県民にそれぞれの個人の判断という意味はどういうことなのかをしっかりと発信していただきたいと思っております。

次に八重山病院。

知事、先ほど病院事業局長から対応の仕方を聞いていましたけれども、当初、看護師5名、技士2名、7名の増員が求められたにもかかわらず、12月末では1名だという方針を示しておりますね。これは先ほど来、年明けて大分民間病院等のいろんな環境が変わったとはいえ、あまりにも後づけ的な理由で、本当に7名増員を求めている現場の、離島医療を守ろうとしているところに、1名だという。これは私あまりにも、現場の声を本当にどう受け止めているのか理解できないんです。ましてや知事、県立病院の病院長、副院長、管理職の部長がトップ3名が辞めるということは、僕は今まで聞いたことがないんです。これは知事、この7名に対して1名という、これは知事は知っていたんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） そのような病院事業局からの説明を受けております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 病院事業局長、報道では、相次ぐ辞任に対して、それぞれプライベートな事情があるのだろうと、一身上の都合がたまたま重なっただけだと、こういう発言、本当にされたのか。されたというならば、本当に今もそう思っているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） まずは、副院長に関しましては、昨年12月31日に退職するという事でごさいます。私は、副院長と何回か対面でその理由についてお聞きしました。その時点で、以前から退職する予定であると、一身上の都合であるということを確認しております。それから、診療部長の退職につきましては、これも昨年の夏ぐらいから個人的な理由、一身上の都合、極めてプライベートなことでごさいます。そういうことで、この診療部長に関しては3月31日に退職するというふうなことで理解しております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 今回、文教厚生委員会を臨時で開きました。参考人招致も——参考人というか、各部の今の部長の見解も聞きましたけれども、私はやっぱりこれはあまりにも——先ほど局長は、院長に関しては、増員、いろんなそういうヘリポートの建設に対する不満と言っていましたけれども、私はトップ3名が辞めるという事態は、私は相当重い、極めて本当に厳しい事例だと思うんです。現場の医療従事者にとっても大変な影響があると私は思っていますので、ぜひ今回のこと、各県立病院も含めてですけれども、可能な限り要望を受けて、現地に行ってしっかり本音の話をしていただきたいと思います。

あとは賃上げについてなんです、国でもこの政労使会議を行うということで報道されております。沖縄県は特に中小・小規模企業がほとんどなんです。そういう意味では賃上げに取り組む原資はどうするのかということを見ると、今回の物価高騰の中で価格転嫁がなかなかできない。要するに、発注者、大手の企業が発注する、それを受注する中小・下請企業が材料費や労務費を価格転嫁できないという現状がやっぱりあるんです。そこを突破しないと、なかなか賃上げに結びつかないと思うんです。そういう意味では、ぜひその政労使会議を通して、発注する側と受注する側、大企業、いろいろなそういう大きな企業と、それを受ける企業、パートナーシップ宣言をして、しっかり今回の賃上げ、物価高騰の状況をどう突破するか、これぜひ私は政労使会議等で県がリードしてやるべきだと思うんですがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

労働者の賃上げにつなげるためには、議員おっしゃるように、下請け中小企業者の適切な価格転嫁による原資の確保が重要であるというふうに認識しておりま

す。そのため、県では、価格交渉促進月間の推進でありますとか、パートナーシップ構築宣言の周知啓発に取り組んでおります。引き続き、国と連携し、発注者と受注者の共存・共栄の関係を築くパートナーシップ構築宣言の拡大に取り組むとともに、今後開催を予定しております労使会議として位置づけております沖縄県雇用対策推進協議会におきまして、賃上げや価格転嫁につながる取組を紹介しながら、政労使それぞれの立場での意見交換を行うなど、適正な価格転嫁に向けた機運の醸成に努めてまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 今準備を進めているということで、協議会、政労使会議、これ具体的にはいつ頃考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） 令和5年度の開催予定でございますけれども、この会議ですが、幹事会がございまして、幹事会の上に協議会というものがございまして、まず幹事会を開催して協議会の開催というふうになります。幹事会を令和5年の5月に今予定してございます。その幹事会を受けて協議会となりますが、早ければ同じ5月、時間がかかれば6月という開催になるということで考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 ぜひ全県、この取組が非常に重要だと思いますので、よろしく願いいたします。

あと学校給食費無償化について、知事、2月9日に国へ要請したと、これは評価しますけれども、知事、実は、沖縄県の市町村は必死に今の、物価高騰もそうですが、給食費無償化は大事なんだということで、独自に予算を組んで取り組んでいるところが多いんですね。知事も公約に掲げているわけですので、私は国の支援が当然必要だとは分かるんですが、それが来ない限りやらないということではないと思うんですがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 学校給食費無償化については、やはり様々な手法を用いて各市町村が努力していただいているということについては、しっかりと承知をさせていただいております。先般、文部科学省に学校給食費についての支援要請をさせていただいたときには、教育費全体を軽減して子育て支援、少子化対策としては大事であるというような御意見も頂戴いたしましたこと、我々もやはりそのような幅広い支援を

しっかりと構築していかなければならないと思います。学校給食費の無償化に向けては、さらに教育委員会を中心に、我々も各市町村の状況などを踏まえながらしっかりと取り組んでいきたいと思ひます。

○議長(赤嶺 昇君) 上原 章君。

○上原 章君 総合的な子育て支援は分かるんですけども、これは知事の公約なんですね。そういう意味では、私は今取り組んでいる地域間格差もあるわけなので、今給食費の半額とか、那覇市はこの1月から3か月間、地方創生交付金を使って、今無償化に入りました。そういう意味では、県もせめて国の方針をしっかりと進める中で、一方では県が独自に予算を――財源も大変だと思ひますけれども、市町村の2分の1は県が持つというぐらい決意を示すと、僕はいろんな形で様々な市町村、首長さんにも大きな後押しになると思うんですがいかがですか。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) 給食費の財源につきましては、今様々な方法等検討する必要があると思ひておりますが、具体的には、令和5年度に市町村様々な取組をしておりますので、その市町村とのしっかりとした協議の場を持ちまして、その協議を踏まえて、また次年度は県教育委員会として調査等もしながら、保護者の意向等も確認したいと思ひておりますので、そのことも踏まえて、市町村と丁寧に協議をしながら、予算規模、財源、実施時期について検討してまいりたいと思ひます。

○議長(赤嶺 昇君) 上原 章君。

○上原 章君 よろしくお願ひします。

対象なんですけれども、私立学校も対象になると認識していいんでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時16分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

総務部長。

○総務部長(宮城 力君) 私立学校についても、公立学校の状況を踏まえた上で、判断したいと思ひております。

○議長(赤嶺 昇君) 上原 章君。

○上原 章君 よろしくお願ひします。

あと医療的ケア児支援センター、ぜひこれ――今440人、県内に対象のお子さんがいらっしゃると思ひておりますけれども、ここはワンストップサービスの支援センターということで受け止めてよろしいでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) 医療的ケア児支援センターは、直接支援を行うというよりは、支援につなげるための総合調整を行っていく、また市町村とのつなぎを行っていくということがメインの役割に、機能になっていくものというふうを考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 上原 章君。

○上原 章君 分かりました。

例えば、台風時に停電して、自宅で呼吸器とかそういったのが全く使えない。それで県立病院に問合せをしたら、なかなか難しかった。そういうときにぜひ支援センターが間に入って、どういった形で支援できるか、それぞれ個々の病状をしっかりと認識してやっていただきたいと思ひます。

あと教員の働き方改革についてですが、教育長、この教員の業務多忙は長い間の議論なんです。それをどう負担を軽減させていくか。これ改善していると教育長は思ひていますか、改善されていると思ひていますか、業務多忙の件について。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) 県としましても、平成31年に働き方改革推進プランを作成しまして、その下で様々な取組をしております。一定、学校へのアンケート調査等も実施しておりますが、この改善傾向が見られる部分もありますが、総体としてはまだまだ改善が必要であるというふうな捉えをしております。

○議長(赤嶺 昇君) 上原 章君。

○上原 章君 今回、教員の負担軽減を目的に教員業務支援員配置事業、拡充1億711万円、採点や印刷など教員の雑務をサポートするとありますけれども、具体的にこの予算で何名の派遣がされるんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時19分休憩

午後3時20分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

教育長。

○教育長(半嶺 満君) 申し訳ございません。具体的な配置人数等は、今手元にございませんですが、事業の内容としましては、これまで小中学校に対してスクールサポートスタッフ等支援員を配置してまいりました。令和5年度からも新たに県立高校に配置を予定してございまして、そういった事業の内容となっております。

○議長(赤嶺 昇君) 上原 章君。

○上原 章君 学校現場の先生方から聞くと、やっ

ぱりもう休日出勤、それから家に持ち帰っている、そういった実際80時間どころじゃないと聞いております。教員免許がなくてもできる仕事がいっぱいあるんです。報告書づくりから、今先ほどの。これをサポートする方が本当にいれば、もっともっと子供たちに向き合えるんだと言っているんです。ここ徹底して僕は全学校に配置すべきだと思うんですがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 御指摘のとおり、学校現場において様々な業務がありまして、教員が担わなくてもできる業務等もございますので、そういった外部の支援の力を借りて進めていく必要があると考えております。今後その拡充に向けて、またしっかり検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 知事も聞いていただきたいんですけども——聞いていると思うんですけども、不登校特例校の設置というのは全国21校ということですが、これは私も調べてみたら、様々な理由で不登校になっている子供たちが、子供たちに合わせてカリキュラムを柔軟に組めることが特徴。そしてオンライン授業などを活用して進学も成果を上げています。ぜひこれは、私は沖縄県に絶対必要だと思うんですが、知事、教育長いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 議員御指摘のとおり、不登校特例校につきましては、特に柔軟な教育課程、例えば年間授業数の低減であったり、例えば午前2時間、午後2時間とそういった柔軟な時間設定と、その子供に合わせて教育課程が組めるというのが特徴でございます。今市町村に対しても照会等かけているところでございます。県の今実施をしている校内自立支援事業等も併せて、市町村のほうには周知を図っていきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしく願いいたします。

あと消防防災ヘリ、先ほど41市町村で予算を案分すると。部長、41市町村、非常に財政が厳しくて、これせめて県が半分はというぐらいの決意はないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 協議会の中では、隊員の派遣ですとか負担金の在り方についていろいろ要望がございます。そういった要望を受けまして、今回提案している4つの議案の中にも、例えば離島市町村の負担のほうを軽減するような案も提案させていただ

ております。これはしっかりと丁寧に議論を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 ありがとうございます。

2つ要望いたします。

まず大地震。備えをするということは本当に重要だと私は思っています。特に沖縄県は海に囲まれて、他府県から応援がすぐ来るという地域じゃないということを見ると、しっかり知事が指揮を執って、いざというときの指揮室はどこにあるのか、具体的なシミュレーションはどうなっているのか、それはぜひしっかりやっていただきたいと思います。

あと物価高騰ですが、国はこの1月から電気料金、都市ガス料金等は補助を出す、9月まで。昨年1月からはガソリン35円上限、168円以上上げないという、本当に大きな取組をしているんですが、実は今回都市ガス料金の負担軽減はあるけれども、LPガス、プロパンガスについては地方創生臨時交付金を使って上昇抑制、各都道府県でやってほしいと。これ今回質問項目に入れてありませんが、ぜひ本県プロパンガスの事業者さん、または個人宅が多いので、それはしっかりやっていただきたいと思います。要望して終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後3時25分休憩

午後3時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 皆さん、こんばんは。こんばんはじゃないですね、こんにち。

無所属の会を代表して代表質問を行います當間盛夫でございますが、今回、せんだって私ども鹿児島県にちょっと訪問させていただきました。そしてまた台湾のほう、金門島も訪問させていただきましたので、知事の政治姿勢含めて、そのことをちょっと質問することと、やはり沖縄のこの経済の中で、電気料金の問題がこれもう県民生活含めて、経済活動にも大きな影響を及ぼすということでもありますので、電気料金の値上げに関してこの2点含めてやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、知事の政治姿勢からであります(1)、辺野古移設での玉城知事が行った変更不承認処分をめぐる訴訟は、今年夏頃までには最高裁判決があり、これまでの結果を見ると県にとっては厳しい判決が出るのではないかと予想されます。訴訟で争うこと

は、もう限界があるということであり、民意で選ばれた知事だからこそ、反対というばかりではなく、基地問題解決のための結果を求められているのではないのでしょうか。

ここで伺います。

ア、日米両政府に受け入れられる解決策を示すべきではないか見解を伺います。

イ、訪米のパフォーマンスではなくエマニュエル駐日大使との対話・交渉をすべきではないかという意見を私は持っておりますが見解をお伺いいたします。

(2)、中国の軍備拡大、そしてまた台湾有事での米軍の沖縄リスク回避というのが言われております。一方で沖縄における自衛隊の防衛力強化は進んでおります。国防での自衛隊増強があれば、知事もおっしゃっているように、当然に米軍基地削減が行われなければなりません。基地負担の軽減で知事は、米軍と自衛隊を併せて検討される必要があるという考えもあるということでございますので、問題解決を提起すべきではないのでしょうか。

そこで伺います。

ア、日米両政府が取り組むべき平和構築の在り方等について発信するとあるが、何を発信するのかをお伺いいたします。

イ、今鹿児島島の馬毛島で自衛隊基地の施設建設が進んでおります。やはりそこに米軍のその訓練の移転を国に要請すべきではないかということをお伺いいたします。

ウ、自衛隊との在沖米軍専用施設の共同使用を提案すべき時期ということをお伺いしておりますが、対応策をお伺いいたします。

(3)、台湾の金門島を訪問いたしました。地理的そしてまた歴史的、戦争の社会的背景は沖縄に似ているという感じもありました。しかし、金門島の予算は自分のところ独自のお酒での財政——台湾中央政府からの予算はほとんどないという状況の中で、金門島は予算づけがされております。そこで李副県長から台湾との精神的つながり、中国とは経済的つながりがあり、私たちは冷静に住民生活環境を維持することが重要で、バランスある政治を進めていく必要がある。そしてまた以前は10万人の軍隊がいた。しかし、現在は3000人に削減されましたが、この台湾有事ということで増強を我々は要請はしていないということでありました。それだけではなく基地を撤去して、平和特区を両政府に示しているとの李副県長の哲学と提案を持った発言でございました。

そこで伺います。

ア、平和構築に貢献する独自の地域外交を展開すると思いますが、台湾有事について知事は何を発信すべきかをお伺いいたします。

イ、沖縄でも平和特区を日米両政府に要請する考えが知事にあるのかをお伺いいたします。

(4)、平和の発信地沖縄として、恒久平和の希求とそして悲惨な戦争の教訓を正しく継承し、平和学習の拠点としての平和祈念資料館、そして平和の礎は重要と考えております。せんだって特攻の母・ホテル館富屋食堂や知覧特攻平和会館を視察いたしました。特攻隊の沖縄戦の出撃は、陸軍関係総出撃者1036人、うち知覧飛行場からは439人の皆さんが出撃したと記録されております。

そこで伺います。

ア、二度と戦争はしないという観点からも、沖縄戦の出撃でお亡くなりになった陸軍、海軍の特攻隊員の平和の礎への刻銘もすべきと考えておりますが取組をお伺いいたします。

イ、平和祈念資料館の入館状況と、大幅にリニューアルすべき時期と考えておりますが取組状況をお伺いいたします。

(5)、昨年、沖縄県名誉県民・故山中貞則氏の生誕100周年式典が行われました。償いの心を持って沖縄の復帰、振興策・振興計画に尽力した山中氏が50年たっても今なお国依存から抜け出せていない沖縄をどのように感じているのか、もう一度お話を聞きたいぐらいでございます。

伺います。

ア、知事は沖縄復帰・振興で、また沖縄離島の振興に尽力した山中貞則顕彰館を訪問したことがありますでしょうか。

イ、山中貞則氏の沖縄への思いを知事はどのように捉え政策に生かしているのかをお伺いいたします。

(6)、給食費無償化は知事公約であります。まず身を切る覚悟で財源をつくるべきであり、国に依存すべきではないと考えております。国が予算をつけなければやらないということなのか、何を思って国に要請をしたのかをお伺いいたします。

(7)、観光は沖縄の基幹産業であります。那覇空港国際線は受付カウンターは拡充をいたしました。コロナで保安担当者が不足しているということで、保安検査場は1か所しか稼働しておりませんでした。出発も大幅に遅れる状況であります。世界から選ばれる持続可能な観光地の形成で、質の高い観光を推進、質の高いサービスを提供するとあります。しかし、今の国際線の状況は最悪であります。保安検査場の拡充強化が

必要であると考えますが状況と対策をお伺いいたします。

大きな2、沖縄電力の電気料金値上げ申請であります。

(1)、県の資料で電気料金値上げの影響は、県全体で月額約78億円、年間で約932億円の負担増と試算されております。激変緩和措置を考慮した場合でも沖縄経済への影響は年約2100億円余りと国が試算しております。県内総生産そしてまた雇用等への県内への影響をどのように試算しているのかをお伺いいたします。

(2)、今回の値上げ申請で、沖縄電力は一般家庭1万2320円、九州電力は未申請であります——7561円、差額は約4800円。経済産業省の調べでは、沖縄電力と九州電力の過去30年間の電気料金の比較で、家庭用で約1780億円、事業用電気料金で約4180億円、合計するとこの30年間で約6000億円も沖縄は負担が大きいと試算があります。沖縄電力と九州電力の家計・企業負担の増の比較、その格差の取組についてお伺いいたします。

(3)、沖縄の構造的不利性があるからこそ、これまで振興策で沖縄電力に補助金や税制優遇措置を行ってきたのではないのでしょうか。改善できなかったことは県に責任があるのか、また沖縄電力の怠慢なのか、これまでの沖縄電力への補助金と税制優遇措置の総額をお伺いいたします。

最後になりますが、沖縄電力の総資産4910億円（純資産1308億円・電力事業固定資産2978億円・株価時価総額592億円）、推測と書いておりますが、推測ではなく資料にあります。県は沖縄電力の株主でもあります。電気料金軽減対策で県が沖縄電力の固定資産等を含めた総資産を買取り、県民生活の経済、雇用への影響を抑える対策を取るべきではないかと考えておりますが所見をお伺いいたします。

答弁により再質問させていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 當間盛夫議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)のA、台湾有事について発信すべき内容についてお答えいたします。

去る大戦で悲惨な地上戦を体験した沖縄県民は、命の大切さと平和の尊さを肌身で感じております。沖縄県は、平和の創造に貢献するため、アジア太平洋地域の信頼関係の醸成の場として、沖縄のソフトパワーを

生かした地域特性を発揮し、独自の地域外交を展開していきたいと考えております。台湾をめぐる問題については、日米両政府や台湾・中国に対して、軍事力ではなく、あくまで平和的な外交・対話によって解決されるべきであることや、アジア太平洋地域の緊張緩和、信頼醸成に向けた取組が重要であること、沖縄県としても各国・地域との対話、交流を通じて積極的な役割を担っていくこと等を発信してまいります。

次に(5)のAと(5)のイ、山中貞則顕彰館への訪問と山中氏の思いを生かした政策についてお答えいたします。(5)のAと(5)のイは関連しますので恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県名誉県民であります山中貞則氏は、沖縄の復帰準備に取り組み、復帰後は沖縄開発庁の初代長官として沖縄振興の道筋を開くなど、今日の沖縄の発展の礎を築かれました。鹿児島県曾於市の山中貞則顕彰館への訪問はまだですが、機会を捉えてぜひ伺いたいと考えております。山中氏は、沖縄振興開発特別措置法案が提案された際の総理府総務長官として、昭和46年10月のいわゆる沖縄国会における同法案の趣旨説明において、「沖縄が戦争で甚大な損害をこうむり、かつ、長期間米国の施政権下にあった事情に加え、本土から遠隔の地にあり、多数の離島から構成される等各種の不利な条件をになっている」との考えを示されました。成立した沖縄振興開発特別措置法では、沖縄の特殊事情に鑑み、特別の措置を講ずることとされ、このことは、数次の改正を経て、復帰50年目となる昨年に成立した改正沖縄振興特別措置法においても継承されております。県内市町村においても山中氏の功績がたたえられており、沖縄県としても氏の思いをしっかりと受け止め、沖縄の振興・発展、自立型経済の構築に向け引き続き鋭意取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

[知事公室長 嘉数 登君登壇]

○知事公室長（嘉数 登君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のA、辺野古新基地建設問題の解決策についてお答えいたします。

県はかねてから、辺野古新基地建設問題は対話により解決策を求めていくことが重要であると考えており、あらゆる機会を捉えて政府に対し、県との対話の場を設けるよう求めてまいりました。令和4年10月に知事が松野内閣官房長官と面談した際には、基地問題や沖縄の抱える様々な課題の解決に向けた集中協議

の場を設けるよう求めたところであり、松野長官からは、既存の枠組みを活用したい旨の話もあったところです。また、去る15日に開催された普天間飛行場負担軽減推進作業部会において、政府・沖縄県協議会などの協議の場を設けていただくよう県から改めて求めたところです。

同じく1の(1)のイ、駐日米国大使との対話についてお答えいたします。

エマニュエル駐日米国大使との対話については、令和4年4月に表敬を受け、知事から、沖縄の過重な基地負担の現状や在沖米軍基地の整理縮小の必要性などについて説明をし、大使からはお互いに信頼関係を築き対話を続けていこうといった返答がありました。県としても、同大使と対話を行うことは重要と考えており、機会を捉えて対話を求めていきたいと考えております。

同じく1の(2)のア、日米両政府が取り組むべき平和構築の在り方についてお答えいたします。

県では、本土復帰50年に向けた要請や新たな建議書において、日米両政府に対し、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成を図ることでアジア太平洋地域の平和の構築に寄与することや、その際には独自の歴史や多様性を持つ沖縄を最大限活用するよう求めているところです。加えて、今年度からアジア太平洋地域平和連携推進事業を実施し、アジア太平洋地域との連携の在り方について検討を行っており、その結果についても、シンポジウムの開催等を通じて発信してまいります。

同じく1の(2)のイ、馬毛島への訓練移転についてお答えいたします。

防衛省の馬毛島における自衛隊施設の整備計画によりますと、自衛隊馬毛島基地（仮称）は、普段は自衛隊が主に訓練場として使用するほか、米空母艦載機離着陸訓練に使用することを検討していることが示されております。県は、航空機騒音等の沖縄の基地負担軽減を図るためには、県外、国外への、より一層の訓練移転が必要と考えております。自衛隊馬毛島基地（仮称）につきましても、整備状況や利用計画なども含め、引き続き、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

同じく1の(2)のウ、自衛隊との在沖米軍専用施設の共同使用についてお答えいたします。

在沖米軍施設の共同使用については、施設の態様、使用条件、使用期間等により様々な形態があることから、基地負担の軽減につながるか否かについては、個別に検証する必要があると考えております。県として

は、現状の米軍の機能や規模が縮小されないまま運用されるならば、県民の過重な基地負担の軽減にはつながらないと考えております。このため、本土復帰50年に向けた基地の整理縮小の要請においても、在沖米軍の県外または国外への分散移転・ローテーション配備をより一層促進すること、本土への分散移転・ローテーション配備に当たっては、米軍専用施設と比較して、日本政府が米軍の運用に責任を持つことにより地元への影響を軽減できる自衛隊基地の米軍との共同使用を含め検討していただきたいとしております。

同じく1の(3)のイ、平和特区を日米両政府に要請することについてお答えいたします。

県では、米中対立等によって安全保障環境が厳しさを増すアジア太平洋地域において、各国・地域間の信頼醸成ネットワークを構築することは、日本にとって喫緊の課題であると認識しており、沖縄が地域協力ネットワークの結節点となるよう、積極的な支援を日米両政府に求めているところです。

県としては、アジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成に寄与する緩衝地としての役割を担ってまいりたいと考えており、議員の御提案については、貴重な御意見として承りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(4)のア、平和の礎の刻銘の取組についてお答えいたします。

平和の礎は、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた全ての人々の氏名を刻んだ記念碑です。沖縄県以外の都道府県出身戦没者の追加刻銘については、御遺族等からの申告により各都道府県から提供される名簿を基に、平和の礎に係る刻銘の基本方針等に基づき刻銘をしております。また、平和の礎は、県内外の多くの方々を訪れており、平和を学ぶ学習の場としての役割も果たしています。

県としましては、引き続き平和の礎の刻銘に取り組んでいきたいと考えております。

同じく(4)のイ、平和祈念資料館についてお答えいたします。

沖縄県平和祈念資料館は、沖縄戦の歴史的教訓を正しく次世代に伝え、恒久平和の樹立に寄与するため、県民個々の戦争体験を結集して設立されました。令和5年1月末時点における今年度の入館者数は、17万6710人となっております。また、沖縄県平和祈念資料館の展示更新については、これまでの来館者からの

意見を集約するとともに、引き続き平和発信の拠点としての役割を果たせるよう検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 1、知事の政治姿勢についての中の(6)、学校給食費無償化の要請についてお答えいたします。

去る2月9日に玉城知事から文部科学省に対して、次代を担う子供たちの健やかな成長を支える学校給食費の支援について要請を行いました。その趣旨は、昨今の社会及び経済状況など子育て環境が厳しい中、少子化の解消に向けて、家庭の経済的負担軽減等、子育て支援の一環として学校給食費無償化の支援を国へ要請するものです。文部科学省からは、学校給食費だけでなく教育費全体を軽減していくことが、子育て支援、少子化対策として大事なことと位置づけているとの回答がありました。

県教育委員会としましては、令和5年度は市町村と実施方法等の協議を行うこととしており、それを踏まえ、予算規模、財源及び実施時期について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 儀間秀樹君登壇〕

○企画部長（儀間秀樹君） 1、知事の政治姿勢についての(7)、那覇空港国際線保安検査場の拡充強化についてお答えいたします。

保安検査場を運用する国際線航空会社連絡会によると、人員不足により、複数レーンを同時に運用することができない状況があるとのこと。保安検査場の拡充強化については、大阪航空局那覇空港事務所が中心となって、県や航空会社、空港関係事業者で構成するワーキンググループを設置して、那覇空港に従事する人材確保に取り組んでいるところであります。

県としては、引き続き、国や那覇空港ビルディング株式会社等関係機関と連携して、国際線の受入れ体制強化に向けて取り組んでまいります。

続きまして2、沖縄電力の電気料金値上げ申請についての(1)、電気料金値上げによる県経済の影響についてお答えいたします。

世界的な物価高騰や急激な円安など、先行きが不透明な中、今般の電気料金値上げは、家計や企業に大きな影響を及ぼすものと考えております。具体的には、家計における消費者物価の上昇に伴う個人消費の抑制

や、県内事業者におけるコスト上昇、生産活動の縮小など、県経済に深刻な影響をもたらすことが懸念されます。

県としては、電気料金値上げによる県民生活や経済活動への影響を注視しつつ、必要な支援策について適切に講じてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 松永 享君登壇〕

○商工労働部長（松永 享君） 2、沖縄電力の電気料金値上げ申請についての(2)、沖縄電力と九州電力との家計・企業の負担増の比較等についてお答えします。

今回の電気料金値上げ改定申請により、沖縄電力の電気料金は九州電力よりさらに高くなる見込みです。この状況を受け、県では、国の激変緩和措置の対象とならない特別高圧に対する本県独自の支援により、企業負担の軽減及び価格転嫁の緩和を通じた企業活動の下支えや家計への負担の軽減を予定しております。また、玉城知事を先頭に、市町村及び経済団体と連携し、国に要請を実施しました。要請後、電気料金が高くならざるを得ない特殊事情等について内閣府と意見交換をしているところです。

県としましては、家計や企業に与える影響や支援ニーズを把握しながら、適切に対応してまいります。

同じく2の(3)、沖縄電力への補助金と税制優遇措置の総額についてお答えします。

沖縄電力への補助金につきましては、離島海底送電ケーブル設置に対し、国から約10億円、県から約7億3000万円が交付されております。また、沖縄振興特別措置法に基づき、電気の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置として、石油石炭税の免除及び固定資産税の課税標準の特例が行われており、これまでの適用額は約643億円となっております。なお、適用額につきましては、経済産業省令に基づき電気料金原価から控除され、電気料金の低廉化に直接寄与しているところです。

同じく2の(4)、沖縄電力の株主として、県民生活や経済、雇用への影響を抑える対策についてお答えします。

県は、沖縄電力の株主として、同社の安定した経営形態の確保に寄与することで、電気の安定的かつ適正な供給の確保に取り組んでおります。県民生活や県経済への影響を抑える対策につきましては、国と連携し、海底ケーブルに対する補助金の交付等に取り組んできたところでございます。また、国の激変緩和措置

等に加え、県独自の支援策として特別高圧受電契約に対する補助を行う予定としております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 答弁ありがとうございました。

まず、知事の施政方針に入る前に、やはり電気料金の方からちょっと再質問させてもらうんですが、先ほど私は——これだけ今沖縄電力も大変な状態になっているというのは理解しているわけです。この沖縄電力が民営化するときに、九州電力の沖縄支社という考え方もあったわけですね。その前は沖縄県がそういった部分での電電公社含めてやっていたということを考えてみると、やはりもう規模が違うわけですね。九州電力、その他の企業と沖縄電力の企業。沖縄電力というのはやはり離島を抱えていると。でも九州も離島を抱えているわけですね。そういった意味からすると、我々は、これだけ私が今試算で国が出したという分で、この30年間で6000億円もこの沖縄県と九州電力の——我々県民生活、経済におけるその支出の分でこれだけの差があるということを見ると、もう一度その国有化をどうするか県有化をどうするのかという議論があってもしかるべきなのかなと。それでなければ、九州電力の沖縄支店になるというぐらいのインフラ整備をしないとなかなか沖縄電力の在り方というのは難しいだろうなというふうに思っているんですが、岸田総理が今度のこの4月というその申請の部分で、4月という日程ありきではなくて、厳格かつ丁寧な精査によって審査してほしいということを出しております。県が今回要請をしているんですが、この政府への要請で政府は何という回答がなされているんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時15分休憩

午後4時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

御質問の件、国への要請後ということなんですけれども、要請後につきましては、電気料金が高くなるを得ない本県の特殊事情等につきまして、内閣府と意見交換をしております。県としましては、引き続き意見交換の中で沖縄県の特殊事情を訴えながら、県民及び事業者負担の軽減に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 なかなか内閣府、意見交換といって

もその部分で回答を示せる部分はないはずですよ。あくまでもこれ、事務方のそういう意見交換ではなくて、もう政治的な部分が大きいだろうというふうにも思うわけですよ。ただそういった面でもう少しやはり知事に——知事はただ要請したということで終わることなく、やっぱりしっかりと膝詰めで丁寧にとにかく、もう真剣になってこの国に対しての要請をすべきだというふうに思うんですが、その中でこの四国電力、そしてまた沖縄電力の部分で経済産業省がヒアリングというか、国民の声ということを公聴会を含めて聞いているわけです。この沖縄電力に対する国民の声ってどういうのがあるんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

国は、沖縄電力が申請した電気料金値上げについて、今年1月30日に公聴会を開催しております。公聴会では国民の声として、主に値上げに反対する意見でありますとか、値上げを懸念する意見等が紹介されております。そのうち最も多かった意見としましては、電気料金の値上げについて懸念する意見、反対する意見、また、国に対する支援策を求める意見があったと聞いております。また、3名が意見陳述人として出席し、値上げに反対する意見、あるいは再エネ導入拡大に係る意見が述べられたことを確認しております。またその他の意見としましては、沖縄電力の人件費につきまして、役員報酬のカットや給与水準の引下げを求める意見等があったということでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 この沖縄電力に関しては、国民の声ということで43通の意見があったと。その中で人件費に関しては20件。その値上げに関する部分で39件、値上げすべきじゃないと、反対という分が39件もあったということ。これ当然の話だと思うわけです。

そこで伺うんですが、今回沖縄電力さん、いろんな経費削減をしたという中で、この人件費の削減を行いましたよと、21億円、人件費削減、役員報酬含めて、一般社員含めてやったということなんです。ちなみに県職員と今回この2割削減したその沖縄電力の職員との平均年収の比較できますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時19分休憩

午後4時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

令和3年度の有価証券報告書によりますと、沖縄電力職員の平均年間の給与は785万円、それに対して県職員の一般行政職の平均年間給与は565万円となっております。ただいま御質問の沖縄電力の人件費の削減後というところでございますけれども、こちら沖縄電力のほうに聞き取りを行ったところ、現在国に申請中の電気料金値上げにおきまして、料金原価に織り込まれている1人当たりの年間給与は672万円になるということで聞いております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 この国民の声の中でも、やっぱり沖縄電力の皆さんの給与が高いんだと。せめて公務員程度、公務員程度というのもおかしいんですけども、公務員も社会一般からすると高い給与だと思うんですが、その部分にすべきだという意見があるわけですよ。やっぱりそれからすると、私はその県もやっぱり株主であるということを考える。やはり九州電力だとか他府県の電力と同じようなその給与体系が沖縄電力であるということ自体、僕は違うんじゃないかなというふうにも感じますので、その点知事、この給与の比較、やはり沖縄電力は高いと知事は見えていますか、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

沖縄電力の給与水準につきましては、県は言及する立場にはないと認識してございます。一方、電気料金の値上げは、県民や事業者に対しましてさらなる負担を強いるものでありますので、公聴会におきましても、まずは沖縄電力が人件費の見直しなどの企業努力をしてから料金値上げを申請すべきなどの意見が出されてございます。県民や事業者の理解を得るためには、同社における経営合理化を徹底する必要があると考えられることから、県としましては、同社に対し経営改善に向けた自社努力を促してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 皆さんにこれ以上言っても、そういったものをやるのは沖縄電力ですので、議長、これはもう当局に再三いろんな形で電力の削減の話をしているんですけども、やはりもう当局では限界なんですよね。それからすると、やはり沖縄電力のものを、トップを含めた皆さんに、議会にやはり説明する必要がね——我々はやっぱり県民を代表する議会ですの

で、議会にぜひ説明をしてくれと。そういった部分での議会の参考人招致という形で、ぜひその部分を議長を中心に取り計らいをしていただきたいと思っているのですが、議長どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） ただいまの當間盛夫君からの申出がありました件につきましては、議長において対応を検討してまいりますので御了承願います。

當間盛夫君。

○當間 盛夫君 これは陳情も、委員会のほうにも出されております。しかし、これはやはり委員会ということではなくて全体的に私は沖縄電力さん、トップから在り方等含めた分を参考人招致で聞きたいなと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは戻りまして、知事の政治姿勢であります。私、知事は3月に訪米されるということであえて今回、エマニュエル駐日大使のお話をさせてもらいましたが、駐日大使、玉城知事に関しては本当に良好な関係だよということで、せんだって、1年を迎えたBSのインタビューでそういうふうに答えておりました。

玉城知事、エマニュエル駐日大使をどのように感じられていますでしょうか。また、どう対話交渉をしていけますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 令和4年4月にエマニュエル駐日米国大使の表敬を受け、私は、私の生まれ育ちから政治信条を話をさせていただき、エマニュエル大使も非常に高度の学歴を有し、かつ様々なキャリアを持っていらっしゃることも、やはりその御自身の来し方を話をさせていただきながら、非常にそのお互いの考え方についての理解を深める一歩になったというふうに受け止めておりますし、先般、世界のウチナーンチュ大会の前夜祭、オープニングのパレードでも沿道の県民の方々に本当に気さくに手を振っておられました。ですからその実直なお人柄だとは思いますが、厳しい御自身の歴任したその重責等を踏まえ、やはり私も沖縄県民のこの間の歴史や社会的な背景などをさらに大使と深く語り合いながら、沖縄・日本、アジア全体そして世界的な規模の希望ある未来に対してどのように連携していけるかについては、しっかりと意見交換をしていきたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ラーム・イスラエル・エマニュエルさんという本名で、ユダヤ系であるんですよね。オバマさんのときには首席補佐官もされていたと。もう大統領と副大統領の間に、その最も近い部分で影響力を

発揮していたという大使でもございますので、物すごく僕は力を持っていると思うんです。そういった面からすると、沖縄にも頻繁に訪問しますよという駐日大使のメッセージもあるわけですから。しっかりと今、なかなか岸田さんとお会いして基地問題を話す機会はないはずでしょうから、どんどんこの駐日大使と会って、沖縄の現状を訴えていくということは、僕は知事にとって大事だというふうにも思っていますのでよろしくお願いをしたいと思います。

次、自衛隊の増強がある中で、駐留軍用地特措法だとか跡地利用特措法だとかいろんなものがあるんですが、自衛隊は強化されるんですけれども、この自衛隊基地はこの特措法に該当しないんですよね。この自衛隊を返還のときの特措法にもその自衛隊だとか、今度の今駐留軍用地の部分でもなかなか自衛隊が含まれないものですから、補償等いろんな整備等がなされないというものを考えると、自衛隊も含むべきだという要請を国にすべきじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

跡地利用推進法でございますけれども、駐留軍用地及び跡地が広範かつ大規模に存在するという沖縄の特殊事情、これに鑑みて制定をされたということで、自衛隊基地については適用の対象となっていないということでございます。また自衛隊基地につきましては、現時点でその返還の予定がないということでございますので、同法の見直しに関する要請等については検討はしていないというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 だからこそ沖縄県が要請すべきだという話なんです。駐留米軍用地というのがあるわけですよ。やっぱり日米地位協定の中でのその特措法と言われているわけですから、その中で自衛隊の強化が最近言われているわけですから。現実的に進んでいくということを考えると、自衛隊も含めるということは、県が率先してやっぱり要請すべきだと思うんですが、知事どうですか再度。知事に言っているんだよ知事に。これ知事だよ、政治的な部分だよ。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今議員御提案の案件についてもしっかりと研究をしてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 研究じゃなくて、取り組んでもらいたいと思いますので、これ要望で終わりたいと思います。

次、台湾情勢なんですからけれども、この我々台湾のほうから資料をいただいた分で、台湾の世論調査で、中国の大規模軍事演習は怖いですかという世論調査の中で、怖くないですよという調査が——78.3%の皆さんが回答しているんです。怖くないですよ。この分で、その分での上空であっても見学に行くとか、台湾の皆さんの冷静な判断があるわけですよ。その台北でもそうだったんですけれども、もう町なかの様子は普段と変わりませんという台湾のものがあります。

知事、今の台湾の実情——副知事も台湾に行かれたということでもありますので、どちらかがその台湾の現状を含めた部分でお話しいただければと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時29分休憩

午後4時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） 先般、台湾にトップセールスで行ってきたわけでありましてけれども、5年ぶりになりましたでしょうか、台湾訪問は。新聞・マスコミ等で報道されているような緊張感といいますか、そういうふうなのは感じることはありませんでした。

今しがた御紹介のありましたアンケートについては、日本での回答は全く逆だというふうなことも、新聞報道等で承知して行ったわけですが、台湾における国内情勢というのは私も台湾有事と言われてから、いろいろ報道等接しながら勉強しているわけですが、いろんな複雑な事情があるというようなことも分かりましたし、外省人とそれから何でしたかね——大きく分ける政治的な潮流が2つあるというふうなことも承知したわけですが、そういったふうなことから台湾の皆さん非常に冷静に今の状況を見ていらっしゃるんだなというふうなことも感じてまいりました。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 金門島も冷静、ノープロブレム、もう何にも心配ないですよ。あつたら僕らに対応できませんからという金門の皆さんの話。だってアモイから1.5キロしか金門は離れていませんので、そういった面では台湾自体が——選挙を控えているというようなどころもあると、いろんな事情があるわけですから、我々も沖縄も冷静になってバランスある政治をしっかりと玉城知事行っていただければなというふうにも思っております。

そこで、もう戦後78年、もう復帰から50年過ぎました。私は玉城知事が平和の構築だとか平和の発信を

やるためには、摩文仁の丘を含めた平和祈念資料館だとか平和の礎などは大事だと思っている、重要だと思うんです。沖縄の発信するものからすると。先ほど刻銘に関しては申請主義だということがあったんですが、私が言うのは、知覧だとかそういった部分とのものをしっかりと調査する中で刻銘もすべきだということの質問をしているんですけども、その点はどうなんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

平和の礎は、国籍や軍人、民間人の区別なく刻銘をするという理念の下で建設をされた記念碑でございますので、戦没者の所属部隊や職業といったことまでについて資料というのは作成がされていないところでございます。知覧からの特攻出撃された方々についても平和の礎の刻銘の基本方針の中に該当するということであった場合には刻銘がされているものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ぜひいろんな検討をして取り組んでいただければと思います。

知事、平和の発信地としてのこの祈念資料館、4月いっぱい休みなんです。今リニューアルしているという分で休みなんですよね。平和の礎もそうなんですけれども、予算的なもの変わってないんですよ。この3700万円と。知事、もうそろそろこの祈念資料館を含めた大幅なリニューアルは必要だと思うんです。広島原爆資料館は今学芸員8名ですよ、沖縄は4名ではあるんですけど正規1人ですよ。そういった学芸員の人員費も含めて知事、この平和の礎に対する予算づけどうしますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 平和の礎や平和祈念資料館につきましても、悲惨な沖縄戦の記憶を次の世代に正しく継承していくための沖縄からの平和発信の拠点として、長年にわたり重要な役割を担ってきたというように思います。沖縄戦の記憶が薄れていく中で、平和の礎や平和祈念資料館の取組がますます重要になっていくと我々はそのように考えておりますし、当然沖縄

県としましては、引き続き平和の礎や平和祈念資料館などの平和行政に必要な予算をしっかりと確保するとともに、県民の平和を希求する沖縄の心をさらに世界にしっかりと発信してまいりたい、そのための専門職となる学芸員などについてもさらにしっかりと検討していきたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 最後になりますけれども、この給食費無償化、私は身を削ってでもというお話をさせてもらいました。議会事務局で調べさせてもらった分で、知事三役含めて給与を30%カットした場合に約1141万円、そして一般行政職員4729名いらっしゃるんですが、給与月額5%を年額削減した場合には8億3400万円、そしてまた我々議会にも要請をして、議会にも30%のこの報酬の削減をした場合に、議会でも1億3000万円ということになってくると、この人件費の合計で10億出てくるわけです。そういったものを考えてくると、今一般財源を含めた部分で、例えば県営住宅だとか公共施設のマネジメントだとか、そういった部分をPFIでどんどん促進していく。そういったことで財源をつくっていくということは、私はそのことが大事だと思うんです。それをまずは示していく中で、国にそのことの要請をする必要があるというふうに思いますが、知事どうでしょうか。最後に。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 限りある財源の中でしっかりと県民福祉の向上、県勢発展のための行政運営を努めていくということは、これは我々にとってまず一義的な責任を有していると思います。ただいま議員が御案内のような様々なその財源の捻出についても、いろいろな角度からシミュレーションをさせていただければと思います。

○當間 盛夫君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、2月27日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時36分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 西 銘 純 恵

会議録署名議員 照 屋 守 之

令和5年2月27日

令和5年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第5号）

令和5年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第5号）

令和5年2月27日（月曜日）午前10時開議

議事日程第5号

令和5年2月27日（月曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から乙第24号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から乙第24号議案まで

- 甲第1号議案 令和5年度沖縄県一般会計予算
- 甲第2号議案 令和5年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 甲第3号議案 令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 甲第4号議案 令和5年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第5号議案 令和5年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 甲第6号議案 令和5年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第7号議案 令和5年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第8号議案 令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第9号議案 令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第10号議案 令和5年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 甲第11号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第12号議案 令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第13号議案 令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 甲第14号議案 令和5年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第15号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第16号議案 令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第17号議案 令和5年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第18号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第19号議案 令和5年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 甲第20号議案 令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
- 甲第21号議案 令和5年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 令和5年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 令和5年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 令和5年度沖縄県流域下水道事業会計予算
- 甲第25号議案 令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第7号）
- 甲第26号議案 令和4年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第27号議案 令和4年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）
- 甲第28号議案 令和4年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第29号議案 令和4年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第30号議案 令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 甲第31号議案 令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第2号）

- 甲第32号議案 令和4年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
- 甲第33号議案 令和4年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第34号議案 令和4年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 甲第35号議案 令和4年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第36号議案 令和4年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）
- 乙第1号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第2号議案 指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関する条例
- 乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県県土保全条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県地域福祉基金条例を廃止する条例
- 乙第6号議案 沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第11号議案 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第13号議案 沖縄県差別のない社会づくり条例
- 乙第14号議案 沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例及び沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 乙第15号議案 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例
- 乙第16号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第17号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 乙第18号議案 沖縄県暴力団排除条例の一部を改正する条例
- 乙第19号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第20号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第21号議案 名護市と今帰仁村との境界変更について
- 乙第22号議案 包括外部監査契約の締結について
- 乙第23号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 乙第24号議案 専決処分の承認について

出席議員（48名）

議長	赤嶺昇君	6番	大城憲幸君
副議長	照屋守之君	7番	上原章君
1番	次呂久成崇君	8番	小渡良太郎君
2番	喜友名智子さん	9番	新垣淑豊君
3番	島袋恵祐君	10番	島尻忠明君
4番	玉城健一郎君	11番	仲里全孝君
5番	上里善清君	12番	上原快佐君

13番	新垣	光荣	君	31番	西銘	啓史郎	君
14番	國仲	昌二	君	32番	座波	一	君
15番	瀬長	美佐雄	君	33番	大浜	一郎	君
16番	山里	将雄	君	34番	呉屋	宏	君
17番	当山	勝利	君	35番	花城	大輔	君
18番	當間	盛夫	君	36番	又吉	清義	君
19番	金城	勉	君	37番	仲宗根	悟	君
20番	新垣	新	君	38番	崎山	嗣幸	君
21番	下地	康教	君	39番	玉城	ノブ子	さん
22番	石原	朝子	さん	40番	西銘	純恵	さん
23番	仲村	家治	君	41番	渡久地	修	君
24番	平良	昭一	君	42番	瑞慶覧	功	君
25番	仲村	未央	さん	43番	比嘉	京子	さん
26番	玉城	武光	君	44番	末松	文信	君
27番	比嘉	瑞己	君	45番	島袋	大	君
28番	照屋	大河	君	46番	中川	京貴	君
29番	山内	末子	さん	47番	仲田	弘毅	君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城	デニー	君	文化観光スポーツ部長	宮城	嗣吉	君
副知事	照屋	義実	君	土木建築部長	島袋	善明	君
副知事	池田	竹州	君	企業局長	松田	了	君
政策調整監	島袋	芳敬	君	病院事業局長	我那覇	仁	君
知事公室長	嘉数	登	君	会計管理者	名渡山	晶子	さん
総務部長	宮城	力	君	総務部財政統括監	名城	政広	君
企画部長	儀間	秀樹	君	教育長	半嶺	満	君
環境部長	金城	賢	君	警察本部長	鎌谷	陽之	君
子ども生活福祉部長	宮平	道子	さん	労働委員会事務局長	下地	誠	君
保健医療部長	糸数	公	君	人事委員会事務局長	茂太	強	君
農林水産部長	崎原	盛光	君	代表監査委員	安慶名	均	君
商工労働部長	松永	享	君				

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局	局長	山城	貴子	さん	課長	補佐	城間	旬	君	
次長		前田	敦	君	主査		幹宮	城	亮	君
議事課	長	佐久田	隆	君	主査		親富	祖	満	君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から乙第24号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋 大君。

○島袋 大君 おはようございます。

沖縄・自民党の島袋大でございます。

初めに、電気料金値上げ対策についてであります。

今回沖縄県は、特別高圧への支援として11億円の予算を計上していると思っております。私は県のこの決断を高く評価いたしたいと思っております。額は別として、この財政調整基金を切り崩すことは簡単なことではないと思っております。知事、ここはよく決断してくれたなというふうに、率直に評価したいと思っ

ております。

まずは特別高圧、11億円の支援に関する理由をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私からは、まず電気料金の値上げ対応等についてお答えさせていただき、詳細につきましては、また部長からも答弁をさせていただければと思います。

沖縄県では、電気料金の値上げにより、県民生活や社会経済活動にさらなる負担が懸念されることから、市町村及び経済団体と連携し、国に対して本県の特殊事情等を踏まえた特段の支援の要請を行ったところがあります。要請後、沖縄県の化石燃料への依存度の高さや、供給コストの高い離島を多く抱えていることなど、電気料金が高くならざるを得ないという特殊事情等については、内閣府と意見交換もさせていただきました。また、沖縄県では、国の激変緩和措置の対象とならない特別高圧受電契約に対する本県独自の支援により、事業者負担の軽減及び価格転嫁の緩和を通じた企業活動の下支えや家計への負担の軽減を予定しているところです。

沖縄県としましては、引き続き、内閣府及び経済団体等の関係機関と連携し、県民及び事業者負担の軽減に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 国の支援がある低圧、高圧と違って、この特別高圧には国の支援はありません。全国見てもないんですよね。ある県内企業などは、この影響で月の電気代が1億円値上がりするところもあるわけがあります。そうなりますと、そこを取引をしている企業なども甚大な影響が出ることになると思っております。県内の地場産業の企業が大変衰退するというふうに懸念が生じるわけがありますけれども、そこについては沖縄県が独自に支援策を行うということはすばらしい決断をしたなというふうに高く評価します。初めて、評価すると連発しておりますけれども、これだけ県内どう見ても、この特別高圧を受ける企業は大変苦しい状況になります。そこの下請含めて県民にも影響してくるわけがありますから、ここを全国より先に県がこういった形で財政調整基金を取り崩してまでもやるということは、本当にもう高く評価するしかないと思っております。

さて私としましては、それに続く包括的な支援が必要ではないかなというふうに考えているんですけれども、今回の電気料金の値上げに係る経済危機は、何十年に一度あるかないかの危機であると思っておりま

す。県民生活に大きな影響が出ることはさることながら、企業の経済活動にも多大な影響が出ると思っております。このまま手をこまねいていると企業の倒産、これから来る夏場の県民の健康被害も考えられるわけがありますけれども、ここは先ほど知事からもありましたように、内閣府沖縄関係部局と連携して、沖縄県がさらに予算を投じて包括的な電気料金値上げの対策事業を立ち上げるべきだと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

現在の電気料金の高騰につきましては、ロシア・ウクライナ情勢の影響や為替レートの円安の進行による世界的な燃料価格の上昇に起因するものであることから、今後の推移を注視する必要があると考えております。また、県からの要請に対する国の対応や、国政の場における追加支援の議論、また国の激変緩和措置の状況等を踏まえ、県民及び県内産業に与える影響でありますとか、あるいは支援ニーズ等を把握しながら、今後のさらなる支援について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 こういった形で沖縄県が、いろんな形で汗をかいて、独自路線で頑張っていたとすることは、私も何度も言いますが、高く評価するわけですが、当然我々自民党としても、政府・自民党と調整をしながら、既に我々自民党沖縄県連の政調部会を通じてこの対策にするスキームをつくっております。対自民党・政府に対して、沖縄選出の国会議員と連携して、沖縄県がこれだけ財政調整基金を取り崩していろいろ県民のために頑張るんだという姿勢を見せることによって、我々政府・自民党としてもやるべきところはしっかりやろうということで、沖縄選出の国会議員と立ち上がって、我々この対策協議も含めてスキームづくりに邁進しています。ここは経済界も連携しながら、時には県とも連携しながらやるべきところはお互い、ウィン・ウィンの形で頑張っていこうかなというふうに思っておりますけれども、そこは積極的に私たちも国にアプローチをかけてやっていきたいと思っております。

その深掘りをするためには、知事がいろいろおっしゃるように、対話というのが一番大事ですから、ここは初めてとは言いませんけれども、知事、自民党としっかり対話しながら、県民のことをしっかり思うためには、お互いこれは与野党関係なく好き嫌いと

思っていますから、ここはしっかりと踏み込んでやるという意気込みも我々自民党持っております。知事として、副知事としてどう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この間、沖縄振興全般に係ることにしましては、自民党沖縄振興調査会をはじめ、それぞれの要路及び関係者の方々、議員の皆さんにもるるお願いをさせていただいております。当然議員御意見の、この今般の電気料金の値上げなど、社会経済活動に対して大きな影響を受けることは、やはり総力を挙げてその下支えをしていくということが重要であり必要であると認識しております。ぜひ今後とも御理解や御協力をいただきながら、県といたしましても、しっかりと取り組ませていただければというように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ぜひとも知事——まさしく今の知事の答弁を聞いて、我々もやらなくちゃいけないなと思っておりますので、今日から自民党の質問ですけれども、電気料に対してどうこう苦言を言う人はいないと思っております。いろんな面でお互い頑張っていこうというふうな形でやるのであれば、いろんな面で県民に対して還元できるような形を一緒になって汗かいていきたいと思っておりますから、お互いその辺を連携していきたいなというふうに思っております。

次に、日米地位協定5条と屋良覚書、西銘確認書の関係性について議論させてください。

誤解しないでほしいんですけども、この議論は下地島空港をどうこうとか、屋良覚書がどうこうとかということではありません。単純に法的な関係性、そして沖縄県の基本的認識について、確認と議論ができればと考えております。よろしく願いたいと思っております。

さて、まず県の認識を確認させてください。御存じのとおり日米地位協定は日米安保条約という国際条約に基づく行政協定であると思っております。その日米地位協定5条と屋良覚書、西銘確認書は法令上、どちらが優先されますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

日米地位協定は、在日米軍による施設・区域の使用を認めた日米安全保障条約を受けて、施設・区域の使用の在り方や我が国における米軍の地位について定めた国会承認条約と位置づけられておりまして、一般的に、国際的な取決めである条約は法律に優先するものとされております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 今の答弁では、日米地位協定の5条がそういった形で優先されるということで理解しているですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） そのとおりでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これは、沖縄県が下地島空港の管理権を持ったとしても、地位協定5条が優先されるという認識でいいですか。法令上での確認になりますけれども。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 地位協定5条が優先されるということで、そういう解釈でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 具体的な例で確認します。最近、米軍が下地島空港を訓練で使いたいとありました。管理者の沖縄県に申請して、沖縄県はそれを断る。いや、正確に言うとニュアンスが違いますよね——ここは後で聞きます。その県の対応を受けて米軍は訓練を取り下げました。この場合ですよこの場合、もし米軍側が日米地位協定5条を盾に訓練を強行した場合、法令上これを止めることはできますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 米軍機によります国内空港施設の使用については、先ほど来、日米地位協定により認められるというふうにご答弁をしたところでございます。しかしながら県としては、米軍から空港使用の申出があった場合には、引き続き使用の自粛を要請していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 先ほどありましたけれども、米軍は訓練を取り下げるときに、沖縄県が拒否をしたからと報道で見ましたが、間違いありませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

去る1月13日に在沖米海兵隊から県に対しまして、CH53ヘリコプターなど計4機が1月31日に下地島空港を使用する旨を記載した、これは空港使用届がメールで提出されております。この使用届の提出を受けまして、県は1月18日に米軍及び日本政府に対

し、緊急時以外の下地島空港の使用を、これは自粛するよう強く求めました。翌19日には米軍から沖縄県が拒否したため見送ることになったとの回答がございました。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 まさしく公室長が言っているのは、ここは大事なところなものですから、再度確認したいと思えますけれども、法令上、法令上ですよ、空港管理者の沖縄県が拒否したというのは正確な表現ではないわけですよ、今の答弁を聞くと。ここの正確な表現をお願いします。今おっしゃったように、拒否は沖縄県していませんよということを明確に言って、こういう理由だからということを書いていただければいいんですけれども。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 繰り返しになりますが、使用届の提出を受けて、県は1月18日に米軍及び日本政府に対し、緊急時以外の下地島空港の使用を自粛するよう強く求めました。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ということは、ちょっと違う角度から議論させていただきたいと思っています。沖縄県に空港管理権がありますよね。しかしながら、その管理権というのは、空港使用の可否の権限、いわゆる空港を使っている、使っては駄目という権限ではないということですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 県管理空港の使用につきましては、沖縄県空港の設置及び管理に関する条例において、空港使用者に対し求めている空港使用届書の提出は届出制となっているため、関係法令上、使用を拒否することはできません。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 こことも重要なので正確に再度確認したいと思っています。法令上ですよ、あくまでも法令上です。今回のように米軍が下地島空港を使用したいと申請してきたときに、滑走路とか空港に不備がなければ、米軍からの届出を受理しないといけないということになると思います。しかしながら屋良覚書に基づいて、できれば空港使用は自粛してくださいということですよ、正確に言うと。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 それでは少し論点を変えていきたいと思っています。

これまでの議論の流れから、沖縄県は屋良覚書もしくは西銘確認書を基に、実効性のある条例をつくることはできますか。実効性のある条例とは、もちろん自衛隊や米軍が使用することができない条例ということですけども、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 今屋良覚書、西銘確認書に基づき空港の管理運営を行っているところでございますけれども、その趣旨をどのように条例に反映することができるのかにつきましては、関係部局と連携しながら研究を進めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ここですね、先日の与党の代表質問。翌日のこの沖縄タイムスの1面には条例化を検討したいということが大きく書かれていたんですよ。この正確な中身に、県幹部によると条例化を検討するというふうに書かれております。私はこの議会の議事録を確認したときは、検討という言葉は使っていないんですよ。研究ということを議事録では確認されましたけれども、ここ重要だと私は思っております。検討と研究では全然違うんですよ。どっちが正しいんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 繰り返しになりますが、関係部局と連携し、研究を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ここですね、ちゃんと整理していかないといけないと思っていますんですけども、ここで新聞の中身を見ますと、この検討と言っている県幹部はじゃ誰なんですか。ここ重要なんですよ。県幹部が検討というふうに動き出していると。じゃこの県幹部って誰ということですか。そこどうなっているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） すみませんが、承知してございません。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 知事、副知事に見てほしいんですけども、議会でこの議事録を見ますと研究と言っているのに、新聞の1面の見出しは、もうでかかかか検討とあるんですよ検討と。これ、じゃ沖縄タイムスに抗議

したほうがいいじゃないんですか。これは沖縄県の県議会の中で、一番これも、今から非常に問題になってくる空港使用の件に関して、沖縄県は条例化をしようとするために研究をするというふうに明確に言っている中で、新聞1面に大々的に検討というのは、これ県民や全国や、あるいは全世界に対して、前向きな姿勢でこれも議論が始まって、もうするんだという表現になるんですよ。これあくまでも——マスコミの書き方どうか分かりませんが、これ沖縄県としたら、我々議会でもそうですよ。こういう記事を載せていいのかという抗議なり、申入れも含めてやるべきだと思っているんですよ。今ゼロベースから研究しようという形で議論している中で、こういった過ちとか何とか、こういう報道の仕方というのはいかなものかと思うんですけども、どうですか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 先ほど来、関係部局と連携し研究を進めていくというふうにお答えしているところですので、マスコミに関しては、その記述の内容については真意を確認したいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 これはマスコミの皆さん方も仕事かもしれないけれども、これだけ白熱して真剣に議論を交わしている県議会、各委員会もある中で、研究という形で話が出ている中で、このもう前向きに進めるような、条例化を検討とかそういう表現はいかがなのかと思っておりますが、どうぞマスコミの皆さん、そういう御理解いただきたいなと思っております。

それでは次の論点に移ります。

屋良覚書と西銘確認書とありますけれども、覚書と確認書、法的な違いはありますか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 屋良覚書と西銘確認書につきましては、国と県において下地島空港の管理運営の方針を確認した文書というふうになってございますので、特に法的な違いはないというふうに理解しております。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 じゃ屋良覚書と西銘確認書の意味合いの違いは何ですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時23分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) まず屋良覚書につい

てですが、まず下地島空港、訓練飛行場の管理運営方針について、管理者である琉球政府が使用方法を決定すること、国は民間航空訓練及び民間航空以外の目的に使用させる意思はないこと、管理者である琉球政府に命令する法令上の根拠を有しないことが確認されております。

一方、西銘確認書につきましては、下地島空港は人命救助、緊急避難等、特にやむを得ない事情のある場合を除いて、民間航空機に使用させる方針で管理運営するものというふうに確認しております。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 屋良覚書は昭和46年、琉球政府時代に当時の運輸大臣と交わされたものだと私は理解しております。

この覚書は、これから読む文書のほうで間違いはないですかということを確認したいと思っています。1、この飛行場は琉球政府が所有し、管理する。使用方法は管理者である琉球政府が決定する。2、政府は、下地島空港を民間航空訓練及び民間航空以外の目的で使用しない。これら以外の目的に使用させることを管理者の琉球政府に命ずる権限を法令上持っていないということですが、どうですか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 西銘確認書についてもお聞きします。

西銘確認書は屋良覚書から8年後、琉球政府から沖縄県に変わり、当時の西銘順治知事が政府に対して、下地島空港を第3種空港として沖縄県が管理運営することを確認した文書と認識しております。先ほど述べた1については、維持管理についてであります。2は、人命救助と緊急避難等を除いて民間航空機に使用させるということが書かれている文書です。そういう認識で間違いはないですか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 議員御発言のとおりでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 まずは屋良覚書から議論させてください。

文書には、政府は下地島空港を民間航空訓練及び民間航空以外の目的で使用しない。これら以外の目的に使用させることを管理者の琉球政府に命ずる権限を法

令上持っていないということが確認されますけれども、当時の琉球政府は、民間航空訓練及び民間航空以外での目的というのは、どのようなことを想定していたんでしょうか。何か当時の議論を確認するメモや文書、政府とのやり取りを確認する文書は残っていますか。当時の議論の様子分かるものはないですか、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 今現在、琉球政府当時はどういった背景があって屋良覚書になっているかについては、承知していないところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 次に、西銘確認書についてお聞きします。

この文書の特徴は、もちろん琉球政府から沖縄県に移行したときに、管理運営についての確認文書というのはありますけれども、さらに人命救助と緊急避難等を除いて民間航空機に使用させるということが書かれている文書なんですよ。また、西銘確認書には屋良覚書より踏み込んで、人命救助と緊急避難等、特にやむを得ない事情のある場合は、民間航空機以外の活用は容認している文書なんですよ。

そこで幾つか確認させてください。

ここで言う人命救助と緊急避難等というのは、何によるものを想定していたんですか。自衛隊なのか、米軍なのか、消防なのか、海保なのか。当時の沖縄県は何を想定して議論していたと思いますか。そういう議論の様子分かる文書は残されていませんか。当時はもう琉球政府から沖縄県に変わっていますから、そういう文書、メモみたいなものはあると思うんですけれども、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 西銘確認書におきまして、人命救助、緊急避難等特にやむを得ない事情のある場合を除きというふうに記載がございしますが、人命救助あるいは緊急避難というものにつきましては、一般的に、例えば天候不良ですとか機体の異常、トラブル等、急病人の発生だというふうに一般的な認識ではございますが、当時、議員お話のあった海保なのか、自衛隊なのか、米軍なのかについてはちょっと承知してございません。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 大変興味深いんですね。そこをしっかりと確認、これからしていかないといけませんけれども、ぜひまたその資料もありましたら提出いただいて、次の議論につなげていきたいなと思っています。

この内容で、当時から軍事利用については懸念があるというふうに議論されていたんですか。実際、その中身はどんなですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 繰り返しになりますけれども、当時どういった具体的な議論が軍事利用についてあったかについては、すみませんが現在承知してございません。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 では知事、現在の玉城県政はどう考えられているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 昭和54年3月の県議会におきまして、下地島訓練飛行場が第3種空港である公共用飛行場への設置替えに伴う附帯決議がなされております。その中で、下地島空港を自衛隊等軍事目的には絶対使用させないということとなっております。

○島袋 大君 議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

現在においても、その屋良覚書、それから西銘確認書、それから先ほど土木建築部長が答弁しましたように、県議会での附帯決議、そういったものを踏まえて当該空港は管理運営されるべきというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 この質問についてはもう締めますけれども、常に不思議に思っていたのが、屋良覚書は昭和46年に交わされているんですね。そして、その後の昭和54年に西銘確認書が交わされているんですよ。この西銘確認書は、屋良覚書よりも人命救助と緊急避難等については緩和されている文書ということが

分かります。もちろん2つの文書は意味合いが違う文書なので一概には言えませんが、なぜマスコミも、いろんな面で県も含めてですけれども、この下地島空港が議論になったら屋良覚書だけ、のみを持ち出すのか、私は不思議なんです。だから今回の質問をさせていただきます。

どうぞ今回から、西銘確認書も注目されるようにお願いしたいなと私は思っているんですよ。これまでは常に枕言葉に屋良覚書としか紹介されていなかったと思っております。この空港の目的外使用については、人命救助や緊急避難等を書き加えた西銘確認書が最新バージョンだと私は思っているんですよ。その意味から最新バージョンというのは西銘確認書ではないですか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） いわゆる屋良覚書、そして西銘確認書につきまして、沖縄県としては引き続き両文書に基づき下地島空港を管理運営していくこととしております。

○島袋 大君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

島袋 大君。

○島袋 大君 だから何かこの屋良覚書のみを使う根拠——僕はよくこのことしか耳にしないんだけど、恣意的に屋良覚書しか使っていないのではないかと思うんですよ。まあ今日はもう答弁要りませんけれども、この議論は引き続きやっていただきたいなと思っています。西銘という名前がうちにはいますので、西銘確認書というのがバージョンアップなんだから、そこをこれから深掘りしていきたいなというふうに思っていますので、御理解ください。

次です。給食費であります。

知事の公約である学校給食の無償化についてお聞きします。確認ですけれども、学校給食の無償化にはどれくらいの財源が必要ですか。小中、あるいは高校を入れて幾らかということを知りたい。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

令和3年度の学校給食費の総額は66億300万円となっております。そのうち、要保護費約8300万円、準要保護費約13億4000万円、特別支援就学支援費約8500万円、それを差し引いた約50億9000万円が保護者負担額というふうになっております。

○島袋 大君 ごめん、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○教育長（半嶺 満君） 再度確認させていただきます。

令和3年度の学校給食費は66億300万円となっておりますので、これは小中の学校給食費であります。基本的には全て無償化ということでありましたら、これぐらいの額が必要かというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 次年度、令和5年度、給食費の無償化のための予算化は幾らぐらいしているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（半嶺 満君） 申し訳ございません。訂正をさせていただきます。

先ほど私、小中と申し上げましたが、小中、県立学校を含んだ額であります。すみません、訂正させていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○教育長（半嶺 満君） 令和5年度については、まだこれからの実施でありますので、幾らかかるかということについては少しまだ額は今答えられない状況であります。

○島袋 大君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○教育長（半嶺 満君） 令和5年度の学校給食費支援事業であります。予算額については538万8000円、事業の内容につきましては、学校給食費の支援の在り方について課題を整理するため、保護者等へのアンケートの実施や市町村と実施方法等の協議を行う事業となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 五百数万円つけて、これからアン

ケートをするということは、もうかなり時間がかかるんじゃないかなというふうに思っております。

知事、当然財源が確保できると判断して学校給食費の無償化を知事選の公約に掲げたものと私は認識しておりますけれども、そういうことですね。実際、総務部長もどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 公約という点については、確かに私の選挙の公約として掲げさせていただいております。そして、教育委員会では、現在市町村と実施方法等の協議を行うということで、そういうことを踏まえて予算規模、財源及び実施時期についていろいろ調査研究をしていただいているものというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、これは一丁目一番地の選挙公約に掲げるんだったら、現職の知事なんだから、そういうふうに財源はここでつくって、こういう形で予算を使いながら充てて無償化にしますよと言うのが現職の選挙公約であって、新人なら新人でいろいろこれ組み替えないといけないから時間がかかるかもしれないけれども、現職が一丁目一番地に掲げているのであれば、財源はここにあるからこうやって、こういうふうにスキームをつくって、こうしますとって、いつからスタートしますと言うのが私は現職の知事の考えだと思っていますよ。今から始まるということは何年かかるか分からないということですよ。

次に移ります。

2月9日、知事は文部科学省に学校給食費の無償化について支援を求めています。要請書ですね。（資料を掲示）これは国が支援しなければ学校給食費の無償化は無理ですよということですか。実現できませんよという意味なんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 財源については様々な方法を検討する必要があると考えておりまして、2月9日に知事から文部科学省に要請を行いました。その趣旨としましては、昨今の社会及び経済状況など子育て環境が厳しい中で、子供たちの健やかな育ちと子育てを支援することは、将来の我が国の担い手育成の基礎をなす重要な投資であり、社会全体で取り組む必要があるということで国に要請したものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、ここに踏み込んで教育長がしゃべったら、もう学校の先生たちに私は頭が上がりませんからどうこう言えないんですよ。これは財源の話だから、現職の知事の話なんですよ。教育長、教育長は答えなくてもいいと思っていますよ。これは財源の話なんだから、知事部局がどう考えるかだと思っていますよ。

加えて、無償化に向けて市町村との協議が必要ということでこれから議論すると言っていますけれども、市町村の協議状況もろもろを含めて、これは知事公約をできなければ市町村がやったださいよ、知事は無償化できませんでしたから市町村が無償化にしてくださいよと、知事の押しつけになりませんか、知事。どうなりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 給食の無償化に当たっては、各市町村でそれぞれ独自に工夫され、取組を進めておられるということを承知しております。ですから、それらの実施方法等の協議については、市町村と綿密に協議を進めさせていただきたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君（資料を掲示） ですから、このように市長会が知事に対して完全無償化をしてくれという要請がくるわけですよ。隣の県都那覇市なんて、令和5年の1月からスタートをして、完全無償化。それで、令和5年の4月から6月までは、もう苦しいから牛乳のみの支援になるんですよ、無償化は。これだけ県がやってくれるからということで、県都那覇市も動き出した。そこでこういった形で11市の首長の皆さん方は要請しているんですよ。そこで知事は、お金の見通しもないから国にお願いしますよと言っているんですよ。予算があるから、こう使うから無償化にするという政策の下で各市町村長と連携してやろうというのが、これが無償化に対する議論だと思っていますよ。その順番の履き違えもして選挙戦でいきなり公約掲げるもんだから、苦しくなるわけでありですよ。

どうぞ知事、最後に質問しますけれども、これはいつから学校給食を無償化にするか、私は県民に示すべきだと思っていますがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど来、答弁が重複するようで大変申し訳ありませんが、その実施方法、実施時期について、市町村や関係機関と協議を踏まえた上

でお示しをさせていただければと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 鳥袋 大君。

○鳥袋 大君 ですから、選挙期間中に私が一番すべきことということで一丁目一番地に——私は学校給食の無償化が玉城デニー知事の公約の一丁目一番地だと思っています。あの当時の戦いはそうでした。だからこそ、財源があるからいつからスタートする。子供たちはわくわくしているんですよ、お箸もスプーンも持って。いつからどうできますかと。親もそう思っていますよ。だからこそ、こういった約束はちゃんとやらないといけないんですよ。

どうぞ、先ほど前段の質問は、電気料もろもろ含めて、私は約束どおり自民党もしっかりとやりますよ。議論していきます。ですから給食費の無償化については、ここは県がどういった形でという明確な確かな話もない中で、私たちはいろんな面でこうしますからと言えないから聞いているんですよ、知事。

どうぞこういったことは子供たちがこれからすくすくと育つための重要な問題ですから、早めに完全無償化をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 おはようございます。

ガンジュー ヤルルネーラ。

それでは、通告のとおり質問させていただきます。

知事の政治姿勢についてでありますけれども、沖縄振興予算における知事の評価と認識についてお伺いします。

知事は、次年度の振興予算の決定について、好意的な評価をされている。そして昨年度は知事は、大幅な減額査定の際には、大きな落胆と厳しいコメントを発しておられましたが、今回は好意的な評価をされると。去年よりまあ少しは下がりましたがけれども。この好意的な評価と認識についてお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 令和5年度の沖縄振興予算の確保に向けては、市長会、町村会と連携し、沖縄担当大臣をはじめ関係要路へ要請を重ねたところ、予算案は前年度比5億円減の総額2679億円となりました。県及び市町村が増額を強く求めていた沖縄振興一括交付金については、減額が続いてきた中で令和4

年度当初予算と同水準の759億円が計上されたことから、一定の配慮がなされたものと認識しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 知事もそれでいいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 当初予算より、当然、減額になったのは残念とコメントしましたが、先ほど総務部長から答弁させていただいたように、ある一定の配慮もいただいたものというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 それでも積み上げてきたものよりは下がっている。もともと3000億円といったものからも随分下がっている。それでも好意的な評価となると、国としては、まあこの程度の調整で例年やっていけばいいなと考えてしまいますけれども、そういうことで、もう3000億諦めたということで認識していいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 令和5年度の概算要求の要請に当たりまして、政府の概算要求基準、その範囲内において予算要求できる額が3000億を超えていた状況でございました。そのため沖縄県としましては、3000億円台の沖縄振興予算の確保をということで、8月に概算要求前に関係要路へ要請してきたところでございます。

令和6年度の沖縄振興予算の確保に向けても、国の概算要求基準等を勘案しながら、改めて確保に向けて要請していくこととなりますが、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進に当たって必要な所要額を確保していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 弱いですね。昨年の減額予算の際には、照屋副知事は理論武装で今回負けたというようなコメントも発しておったわけですけども、今回どのような手だてを講じて予算について向かっていったんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 平成29年度来、沖縄振興予算、特に一括交付金の減少が著しい状況でございました。そのため、市町村長の皆様から御意見を頂戴

しながらソフト交付金、それからハード交付金の減額に伴う影響等を確認し、それを踏まえた資料を作成し、内閣府のほうへ一括交付金の減額に伴う様々な影響等について説明してきたところでございます。

また、ソフト交付金については、EBPMについてもしっかりと説明できるようにというお話がございましたので、それについてもしっかりと対応し御説明してきたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 では理論武装で今年も勝てなかったということでもいいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 特にハード交付金の減額が非常に厳しくて、ハード交付金の減額が続いて、特に県事業もそうなんです、市町村事業の遅れが非常に目立つ。後ろ倒しになっていてなかなか事業が進まない、あるいは着手できないという状況がございました。したがって、沖縄県としましては、防災・減災、国土強靱化予算の活用も含めて国に要請してきたところ、国の2次補正予算においてハード交付金が29億円措置されたということで、一定の理解はなされたもの、配慮いただいたものというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 知事、政府直轄の市町村への推進費は積み増しをして85億円と復活をしたわけですね。これは市町村からの強い復活折衝の成果とも言えるのではないですか。

知事は昨年末の振興調査会も欠席されているようです。振興予算獲得のためにどのような実務的な政治折衝の積み上げをしてきたのかというのが、東京からほとんど聞こえてこないというのが実情なんですね。つまり、このような知事の政治姿勢が、沖縄への思いを寄せる関係者らの心情を遠ざけてはいないかというふうに思ったりもするんですけども、知事はその辺はどう考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほども部長から答弁もさせていただきましたけれども、一括交付金のこれまでの減額によって市町村の、特にハード交付金に関する事業が遅れているというようなことも、沖縄県全体の大きな問題となっておりますというようなことをはじめ、様々な沖縄が——だからこそ市町村と連携をしながら、事業を着実に進めていくための取組ということで、EBPMなどのデータに基づいて一生懸命要請をさせていただきました。要請に当たっては都度、関係

要路を含め、それから与党議員の方々へもお話をさせていただいたり、沖縄県のこの厳しい状況とそしてどうしても取り組まなければならない、特に子供の貧困対策をはじめとする沖縄県の独自の課題についても、しっかりとした予算が必要ですよということで要請を重ねてきたということでもあります。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 次年度は相当ちょっと工夫して取りに行かないとかなり、もっと厳しくなるのかなというふうに思います。

離島振興への取組についてお伺いします。

私は知事の所信を聞き終えて、知事の政治姿勢には離島の島々への思いがすっかり薄れてしまっているのではないかと感じました。離島振興への言及も少なく、離島の現状を深掘りして精査したり、この政治で離島の生活を下支えするという強いメッセージも全く伝わってこなかった。知事は常々離島振興については、一丁目一番地だというふうにおっしゃっていた。私もそうだと思っている。もはやこの所信から見れば、もう重点的に取り組む政策の位置づけではないようですね。

知事、離島振興は今、番地はないんですか。番外地になっているんですか。その辺のところをちょっとお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 離島振興への取組についてお答えさせていただきたいと思いますが、知事提案説明要旨では、離島振興については医療提供体制の構築、交通コスト・生活コストにかかる負担軽減、条件不利性を解消する情報通信基盤の整備等の定住条件の向上、オンラインの活用を含めた交流促進・観光振興による島々の多様な魅力の発信、離島フェアの開催などによる特産品の販路拡大、プロモーション支援などの産業振興など、取組の一端を申し述べたところで

昨年8月に策定した次代を拓く持続可能な島づくり計画では、国民全体で離島を支えることを念頭に、生活基盤の整備や条件不利性の克服、多様な関係人口を含む持続可能な離島コミュニティの形成を図るとともに、離島の資源と魅力を生かした産業振興と地域経済の活性化を図り、島々が個性と潜在力を発揮する活力と希望にあふれる地域社会の実現を目標としております。

先般、小規模離島の生活の現状等を、対話キャラバンの一環として視察も含め久高島に訪問させていただきました。それぞれの関係者の方々からの離島における振

興、医療体制、学習の状況などお話を聞かせていただきました。ですから引き続き、離島の振興なくして沖縄振興なしという強い意欲の下、離島振興にはしっかり取り組んでいきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 番外地ではないということですね。番外地にはしないでくださいね、お願いしますから。

これは本当に幾度となく、私は離島に足を運んでくださいよということを何度も要望してきましたが、どうもあまりそれらの要望がかなわなかったことが今回の所信に表れているんだろうというように思います。沖縄本島のような人口が多い都市部では気づかないことでも、離島地域では生活に直結する課題も多いわけですから、知事はこの課題を掘り下げて、新たな芽出しが何かあるかということもしっかり政策として取り上げてほしいなというふうに思っています。

離島を訪問して、離島の課題を政治で下支えをしていくんだという知事の政治信念をもう一度改めて示してもらいたいのですが、知事いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この新型コロナウイルス感染症拡大の状況に伴い、なかなか市町村との協議の場、特に離島を訪問するという点について、そのタイミングを計っていたところであります。今般、久高島をはじめとする私の1期目でかなえられなかった全ての離島を訪問するなどのそういうような取組をぜひ実現できるよう頑張っていきたいと思えますし、また離島における生活、教育、医療、福祉あらゆる点から県と市町村が協力して取り組む施策をしっかりと前進させていきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 続いて、反撃能力、防衛力強化についてお伺いしますが、代表質問において知事の答弁をお聞かせいただきました。

ところで、知事の日本を取り巻く現状の防衛環境について、中国と日本の概算の数字でありますけれども、対比がありますので、現状を共有したいというように思います。5対1という比較がありますけれども、これは何かイメージされますか、5対1。中国が5、日本が1。これイメージするようなことがありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 詳細な資料は持ち合わせておりませんが、報道によりますと中国の国防予算、これ30年で39倍になっていると、日本の6倍以上、米国に迫る勢いというような報道がございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 そうです、5対1というのは国防費の比較です。日本が5兆円、20年間ほぼ横ばいですが、中国は25兆円です。30年間で39倍。

次に4対1という数字があります。これは戦闘機の保有の数です。中国は1270機以上、日本は約320機。

29対1という数字があります。これは海空軍の飛行場の数です。これは東部戦区の問題です。東部戦区は29の飛行場があります。爆撃ができる飛行場があります。日本には、この地域には南西空域には那覇のみです。1です。

1900対0という数字があります。これは巡航ミサイル、弾道ミサイルの保有です。

知事、現状においては、日中の軍事バランスは圧倒的な差が現実的には存在するわけです。加えて、中国は専制主義体制にありますから、この軍備を使う能力も意思も持っているという前提で国防議論がなされなければ、空論の域を出ません。知事の認識では、反撃能力の保有もできないと発言をされている。反撃能力装備の保有は憲法の意味とは違うとも発言しているが、その意味は何ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

反撃能力の県内配備につきましては、今回発表された安保関連3文書におきまして、武力行使の3要件に基づき、武力攻撃を防ぐためやむを得ない必要最小限の自衛措置とし、相手領域において我が国が有効な攻撃を加えることを可能とするとして、反撃能力の保有については記載されていることは承知しております。

県としては、反撃能力を有するミサイル等の県内配備が計画される場合には、さらなる基地負担の増加につながるということで、これは県民の理解も得られないのではないかということで、県内の配備に反対せざるを得ないというふうに考えております。

○大浜 一郎君 すみません、休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時3分休憩

午前11時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議会でも答弁をさせていただいておりますが、従来の政府の、いわゆる専守防衛に対する見解と今回の安保関連3文書における考え方、それから安保3文書の中でも専守防衛に徹するという表現が使われておりますけれども、それといわゆる反撃能力を有する武器等の所有について、ここは私はこれまでの政府の答弁とは明らかに違うということ、そして憲法に規定されている専守防衛という、そういう考え方とも相反するのではないかという意見が様々あるということ。そして、先ほど公室長から答弁をさせていただいたとおり、これ以上のこの基地の強化、拡張については、基地の負担軽減を求めている沖縄県、そして県民の意見を基にすると、それは反対せざるを得ないというようなことを答えさせていただいたものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 知事、1956年、昭和31年、内閣委員会で鳩山総理が、我が国に対して急迫不正の侵害が行われ、攻撃があった場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするとは考えられないと。攻撃を防御するには他の手段がないと認める限り、誘導弾等の基地をたたくことは法理的に自衛の範囲であり可能であると答弁し、憲法の範囲内としているわけです。

また、脅威圏外から艦艇や上陸部隊に対処するスタンド・オフ防衛能力は、憲法、国際法、国内法の範囲内で運用されるという政府答弁がありますけれども、これは当然のことです。その目的は武力行使の意思を示す相手に対して、武力攻撃の可能性を低下させることへの抑止力にあるわけですから。日本は専守防衛の厳守をする立場に変わりはありません。それを知事は、このことを理解できますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 過去の総理の答弁等についても、座して待てというのが憲法の趣旨ではないということを述べられていると承知しておりますが、他に手段がない場合というのは、いわゆる日米同盟も存在しないなど、そのようなおおよそ現況の——その当時から現在まで続く、いわゆる日本とアメリカの安全保障関係すらもない場合というようなことが想定されるが、しかしそのようなことは考えられないというような答弁もされているかというように思います。ですか

ら、他に手段がない場合というのは究極的に考えると、現在の日米同盟が存在するというようなことからして、その答弁に沿った考え方が本来の専守防衛の考え方であろうというように捉えています。

○大浜 一郎君 休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時7分休憩

午前11時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事（玉城デニー君） そのような御意見、考え方があるということは承知をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 理解はしないということですか。そういうことですね。

地域外交室についてお伺いします。

期待度の高いように報道されていましたが、どうも知事の答弁を聞く限りにおいては、琉球王朝時代の交易の歴史のつながりなどと、少しあまりにもちょっとノスタルジック過ぎて、施策のポイントもちょっとおぼろげ感が否めないような感じです。

現況などの近隣諸国の環境は遠い昔の歴史の事象とは全く違い、今世紀では間違いなく一番厳しい状況下にあるということは理解されているかどうかです。特に知事の国防への認識も、自国の政府方針と相入れない立場での地域外交にも危惧するところでありませけれども、知事の地域における平和構築に貢献する独自の地域外交を目指すとするこの外交姿勢の背骨は、具体的に何かということぐらいはしっかりお伝えをいただきたいというふうに思います。そして、まず北京に出向いて、尖閣諸島への領海侵入をやめるべきだと、これは言うべきではないですか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時9分休憩

午前11時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） まず地域外交についての基本的な考え方を答弁させていただきます。

本県は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画で示しているとおおり、県独自の歴史的・文化的特性等のソフトパワーや地理的な優位性を生かしまして、観光、物流、環境、保健・医療、さらには教育、文化、平和など多様な分野における国際交流を通じて築いてきたネットワークを最大限に活用し、アジア太平洋地域における平和構築に貢献する独自の地域外交を展開する

こととしております。そのため、令和5年度に沖縄県地域外交基本方針（仮称）を策定しまして、その中で地域外交の方向性等については定めていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 そのイメージだけで、今——背骨になるだろうということも、今お答えできる状況にないということですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

もちろんその地域外交という意味では、県庁のその各部で取り組んできたノウハウ、そういったものも束ねて部局横断的にそれを生かしていきたいということと、あわせて、外部の識者のいろいろな意見をいただきながら、この方針を定める中において、方針というものを定めていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 しっかりとした方針ができることを祈っております。

周辺有事に備えた先島地域における国民保護の件ですけれども、県は3月にも図上訓練の予定を公表しておりますが、周辺有事に対する住民保護、避難について、これは知事所信の中において、具体的な言及がなかったことにちょっと正直驚いているんです。知事は住民保護の重要性をどれほど重要視しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

まず国民保護に関する県の認識ですけれども、武力攻撃事態や大規模テロなど、緊急対処事態はこれあってはならない非常事態ですが、万が一発生した場合に備え、住民の生命、身体、財産を守る国民保護措置の対処能力の向上を図ることは重要であると考えております。特に島嶼県である沖縄におきましては、住民保護、いろいろ課題がございます。輸送力の確保をどうしようとか、あるいは全員が避難できなくて残る人もあるんじゃないかというような議論もございます。

そういった観点から、今般3月17日に国民保護に関する訓練を行うこととしておりまして、そういった訓練を通じて、我々が抱えている課題、これは当然市町村や県だけでクリアすることは非常に難しいですので、それは国ともしっかりと議論をやっていきたいと

いうふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 であるならば、これ所信の中でもうたってほしかったですね。所信の中では絶対にこういうことに関しては守り切るとのことぐらいのことを言っただけでよかったなというふうな感じはします。

去る2月18日に、石垣市で国民保護についてのシンポジウムが行われましたけれども、知事はその内容は把握されていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 新聞報道等によって、シンポジウムが開催されたことは承知しておりますし、それから知事公室の職員も当該シンポジウムに参加させていただいて、どのような意見交換がされたのかということについては確認しております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） そのようなシンポジウムがあったということと、それからその内容については、先ほど知事公室長から申し上げましたとおり、私に報告をするということになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 知事、図上訓練に臨む姿勢ですけれども、住民保護、避難について最重要とされる課題は、現時点で具体的にどういうことを把握しているかということです。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 先ほどの答弁とも重複しますが、やはり島嶼県である本県については、住民避難に当たっては、輸送力の確保をどうしようかという点が一番大きいというふうに考えております。それから、これはその単に先島から本島、それから九州へという避難ルートを設定しているわけですが、最近言われておりますことは、では九州に避難した後の生活をどうするかといったような課題もあります。これはまだまだ我々の検討が足りない部分でありますので、そこは訓練ですとか、そういったものを通じて十分議論していきたいというふうに思っております。さらには、当然与那国ですとか、石垣ですと

か宮古ですとか、そういったいろいろな有事に際して、距離的に近いというようなところで大変不安を持っておられる住民もいらっしゃるという話も聞いておりますので、当該市町村とはしっかりと意見交換し、訓練に当たっては連携していかなければいけないというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 そうなんです。島々でいろいろな事情がありますから、そこははっきり把握をすべきだということと、一番大事な点は有事に至らない、武力攻撃予測事態の段階で、予測事態の段階で、国民保護法が適用できるようにしなきゃいけない。住民が円滑に避難ができる仕組みが必要ということが、実はこのフォーラムから浮かび上がってきた問題なんです。そして、シェルターの設置も必要不可欠だろうというのが出てきた答えです。それと武力攻撃発生後は軍民を一緒にしない。軍民が一緒になってはいけないと、これをきちっとやるということ。その辺のところがこのフォーラムの中での大きなポイントになったということ、これはしっかり押さえておいていただきたいというように思います。

休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○大浜 一郎君 石垣市による尖閣諸島の海洋調査の件ですけれども、知事は石垣市の独自調査だというふうに前回お答えになりましたが、これをどう認識していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

石垣市が去る1月29日それから30日、尖閣諸島周辺海域及び石垣島北西海域において海洋調査等を行ったことは、市の記者発表ですとか報道等を通じて承知しております。今回の調査は、石垣市として、その必要性を判断し実施されたものと受け止めております。

県としては、尖閣諸島をめぐる問題については、日中両政府が平和的な外交・対話によって解決が図られることが必要と考えておまして、引き続き、日本政府に対し適切な対応を求めていきたいというふうに考えております。

それから議員おっしゃっているようなその市の調査結果ですか、それをどのように受け止めて……。

○大浜 一郎君 というか、この独自調査、前回いいですか……。ちょっと休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時18分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（嘉数 登君） 第1回目はそういう答弁をしたかと思うんですけども、調査報告書によりますと、石垣島と尖閣諸島周辺海域の海域特性の位置づけができたことは、今後の石垣市の海洋施策を検討する上で極めて貴重な成果であるというふうにされておまして、まずは市において活用について検討されるものというふうに考えておりますけれども、その上で県の広域的な取組と関連する場合は、適切に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 実は、海洋調査で得られた貴重な情報について、私は県と共有したのかなと思ったら、県は前回も今回も石垣市への情報提供の依頼もしていないんですね。だから私は、これは沖縄の行政区内なんですけれども、海洋調査の結果にすら関心がないのかなと思ったりもするんですけれども、この辺はどうなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） まず今回の調査結果、2回目の調査ですけれども、年度明けに報告書を公表予定ということをお聞いておまして、現時点では記者発表時の資料以外に公表している資料はないというような回答がございました。それから、環境部等とも共有するような内容もあるかと思うのですが、今現在はそれはまだやっていないと。それから、1回目の調査につきましては、石垣市のホームページのほうに掲載されておまして、我々もそれを入手しまして、先ほど申し上げたように――調査自体が今回石垣市がやっておりますので、一義的には、まずは石垣市のほうにおいてどういう活用をするかということについて検討されるものというふうに考えておりますけれども、その上で県の広域的な取組、そういったものと関連する場合には、関連部局と連携して対応していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 とても貴重な最新データですよ。こういうのを県が情報共有できないというのはやっぱりおかしいと思う。行政区内の話ですから、しっかり情

報共有して管理をしてもらえるように、石垣市と連携してほしいなというように思います。

これは知事にお伺いしますが、知事に、正式に次回の調査同行、尖閣の調査の同行を依頼したら同行する考えはありますか。尖閣に行けば海保の船舶や、目の前に中国の海警船舶の活動も直視できることもありますし、知事の地域外交施策にも必要な調査研究になると思うんですけれども、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

通常、市町村が行う調査等について、県知事が同行というのはなかなかやっていないのかなというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 いやいや、ちょっと休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私が尖閣諸島周辺海域から尖閣諸島を視察することについては、その必要性や効果などを総合的に検討した上で判断する必要があると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 当然必要性はあるじゃないですか。やっぱり県の長がその現場に行って見るということがもし実現できれば、それは大きな成果だと僕は思いますよ。ぜひそのようなことも前向きに検討されたらどうかと思います。

八重山地域医療の整備についてでありますけれども、八重山住民が大変不安に思っている現状があります。知事、私が本会議に出席するために、石垣の自宅の駐車場を出ようとしたときに、近所のおばさんに呼び止められまして、八重山病院のことが心配で心配で心が落ち着かないと。どうか、どうか知事さんをお願いして大丈夫になるように頼んでほしいと、お願いしますと、願うように手を合わせていたわけです。八重山の医療体制の不安が本当に住民を困惑させると、本当に心から感じた瞬間でした。

代表質問で関連の答弁がございましたけれども、局長や知事から聞く限り、不安を募らせる住民の声に心を配ることもなく、淡々とした、まるで人間味の無い、実にヒジューな答弁だったと思いますよ。そもそも、私が県議になってから、これまで事業局と病院

間の認識のそごが続いていたのは承知をしていました。その積み重ねが今回の人工透析医療問題と相まって、今回の医療不安事態を招いたと私はそう思っています。要は、県内部の意思疎通のなさから来る不具合の巻き添えを八重山住民が食っているというようにしか私は思えないんです。離島地域における県立病院の医療体制の充実、生活の基礎なんです。今回の件について、知事は離島医療体制について再び八重山住民に不安を抱かせるようなことは絶対にしないと明確に約束をしていただきたいと思います。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○大浜 一郎君 あなたが言ったってしょうがないじゃないか。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 県立八重山病院においては、昨年末に副院長が辞職をしたほか、院長については要望等に対する病院事業局の対応に不満があるとして、3月末日で退職予定となっております。このような事態を重く受け止めており、地域の住民の皆様、不安と御心配をおかけしたことをおわび申し上げます。

病院事業局としましては、保健医療部、関係自治体及び関係機関との連携の上、八重山病院が地域の中核病院として今後とも県民の生命を守っていけるよう、離島医療の確保に向けた組織体制の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大浜 一郎君 休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今般の案件につきましては、八重山の皆様に大変不安が広がっているということは非常に私としても心配するところであります。知事部局は、保健医療部を中心に、病院事業局そして関係自治体及び関係機関と連携の上、地域医療をしっかりと守っていくということに取り組むということは、これまでもこれからも変わることとはございません。八重山地域の方々の生活に不安が広がらないよう、しっかりと誠意を持って取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 その思いは絶対に忘れないでいただきたいなと思います。

人工透析の件ですけれども、人材不足について抜本的な対処についてお伺いします。再びこのような事態

が起こらないための抜本的な対処方針についてお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

人工透析に関しまして、2月9日に八重山圏域で透析の医療体制について協議をいたしました。医療機関、市町村、それから関係団体等の御参加をいただきました。協議会の中では、やはり看護師等の人材確保がそれぞれ大きな問題であるということが共有できましたので、まず緊急時の応援・連携体制の構築については、県が中心となって行うというふうなことを確認をさせていただきました。それから県立八重山病院の職員の増による受入れ患者数の拡大、そして民間医療機関の看護師の確保への支援等の対応方針を決定したところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 じゃ大丈夫というふうに認識しているですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 地域の中で、この課題について継続的に協議をしております。予防も含めて、患者が増えないように、あるいはその患者の透析の提供体制がしっかり維持できるように協議を続けてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 よろしく申し上げます。

旧八重山病院跡地の利活用について、知事の認識についてお伺いしたいんですが、石垣市議会からも、離島医療の充実した整備のために、また今後の八重山地域に必要な不可欠な介護医療院の設置を含む民間病院の旧八重山病院跡地への移設について要望が出ております。知事、このように全体の地域医療を充実させるために、実はこういう離島地域の民間病院も結束してもらわなきゃいけないという思いがございます。その辺の認識についてお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） お答えします。

旧県立八重山病院跡地の利活用につきましては、石垣市議会等からの要請を踏まえ、病院事業局としては石垣市をはじめ、地元の意向も確認しながら慎重に検討を進めていきたいと考えております。なお、職員宿舎の候補地につきましては、地元石垣市をはじめ関係機関とも連携を図りながら、柔軟に対応をしていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 ありがとうございます。

次に住宅の件を言おうと思っていたんですけどね、局長言っちゃったけれども。福利厚生の実から、この転任先として職員住宅整備は、これは非常に僕は重要だと思います。やるべきです。ただいま答弁ありましたが、基本的にはこれは県内部の、県有地も含めた調整が当然、一義的にはそうだというふうに思います。石垣市と具体的な調整事項としては何がありますか。石垣市に問い合わせただけけれども、どうということかなという話をしていたものですからね。その辺のところ、明確にちょっと教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 職員住宅の整備方針についてということだと思いますが、病院事業局では地域の医療ニーズに対応し、良質で安定した医療サービスを提供するためには、人材確保に直結する住環境の確保、整備が重要であると考えております。職員宿舎整備につきましては、令和4年度中に具体的な戸数や必要面積などの基本構想を策定することとしており、今後同構想を踏まえ、地元の理解と協力を得ながら整備を進めていきたいと考えております。

○大浜 一郎君 休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 石垣市との調整につきましては、石垣市議会のほうから、民間病院の利用について要請があるということは承知しています。事業局としましては、石垣市と——担当のレベルなんですけれども、去年の11月に情報提供をしながら、利活用に関して県の土地の利用が可能かどうか、それから石垣市の市有地の利用が可能かどうか等々、関係機関と連携しながら進めていきたいと思っております。

今後石垣市とそういったことに関し、話合いの場をつくるというようなことを検討しています。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 それでは質問に移ります。

急患搬送ヘリポートの整備に向けた件ですけれども、基本的には当該自治体と県が折り合える調整が必須でありますけれども、なかなか難航しているということも聞いておりますが、現況の進捗と着地点が仮に見えるのであれば、そこをちょっと教えていただけませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

県では、これまで整備した設置案3案を基に、令和4年9月15日には、石垣市、八重山病院、病院事業局に加え、竹富町、与那国町、多良間村などの関係機関を含めて協議をしております。去る2月10日には、各機関の担当レベルから部局長レベルの職員が参加する会議に格上げをいたしまして、より踏み込んだ協議を行いました。その結果、ヘリポート設置案のうち、八重山病院隣接地地上型案に加えまして、病院敷地内かさ上げ型案への支持表明がございました。今回のこの協議内容を踏まえまして、各機関に再度案の検討というものを依頼するとともに、代替案がある場合にはその提案も求めています。

県としましては、急患搬送体制確保の重要性に鑑みまして、やはり合意可能な設置場所の条件整備というものが大事だというふうに考えておりますので、これはその石垣市をはじめとする地元関係機関と引き続き丁寧な調整に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 基本的には当該自治体と県が折り合える案、要するにお互いがウィン・ウィンになることがもう最終的なことなんでしょうけれども、これは本当にちょっと時間かかるかもしれないけれど、でもそんなに時間はかけられないので、しっかり取り組んでもらいたいというふうに思いますが、最後、公室長。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 我々もこの施設が大変重要だと思っております。この八重山地域の恒久ヘリポート、これは単独での市町村では処理が困難、または非効率となる事業でありまして、かつ、一刻を争う離島からの急患搬送に不可欠な施設ということで、広域的な対応が求められる施設であるという認識を持っております。この設置案については、こうした点を念頭に、石垣市を含めた関係機関と協議を行っております。県としましては、急患搬送体制の確保、それから医療等関係者の協力、さらには都市計画等の都市利用にも配慮して、関係機関が合意可能な案となるよう、丁寧かつある程度のデッドラインといいますか、期限を付して進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 ゴルフ場を含むリゾート建設に係る開発行為等許認可における進捗状況についてお伺いします。

コロナ感染症の分類の変更も受けて、ゴルフ場を含

むり조트施設の早期の建設が望まれております。開発行為等に係る各種法的手続について、迅速な対応も同時に求められておりますけれども、進捗状況はどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 石垣ゴルフリゾートに係る農地の転用手続の進捗状況についてお答えいたします。

農地の転用手続の進捗につきましては、個別案件でございまして回答は差し控えさせていただきますが、一般的に、農地転用審査に当たっては、周辺農地の営農条件に支障を来さないか、または農地法以外の関係法令への対応状況など、農地法及び農地法関連通知により定められている各基準に照らしまして、適切に審査することになります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） お答えいたします。

開発行為許可申請手続の進捗につきましては、個別案件であり、回答は差し控えさせていただきます。一般的に、開発行為許可審査に当たっては、ゴルフ場の開発事業に関する指導基準及び都市計画法に基づく許可基準、いわゆる技術基準の適合性について審査することになります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 農林水産部も土建部にも大変お世話になりますけれども、これはもう長年待ち望んで、やっと未来法でもって、何とか解決の糸口が見えて――石垣島ないんですね、このゴルフ場が。要するにこれを持つことによって、誘客に大変大きな力を発揮するというふうに思います。どうか迅速な対応をお願いしたいというふうに思います。

我が党の代表質問との関連についてでありますけれども、知事はなぜ、いつまでたっても久辺3区のほうに出向いて住民の声を聞いていただけないのか。住民の声を聞かない理由というのは一体何なんですか。知事公室長が行って、舞台は設置したけれども、すぐにも行くかなと思ったらアメリカに行く、いろんなところに行く。何で近いところに行って、話を聞くということは知事にとって一番大事なことじゃないですか。何で行かないんですか。いつ行くんですか。それを明確に答えてくれませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 久辺3区の皆さんとの意見交換については、去る2月1日に、まず地域の実情や

要望等を把握し今後の施策に生かす、さらに私が現地を訪れ、皆様と意見交換を行うために、まず知事公室長に赴いていただいて、いろいろと意見交換をさせていただきました。今回の意見交換の結果を踏まえて、今後の日程や内容等について検討を進めているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 もう検討はいいじゃないですか。もう5年も、いろいろ検討もされたらろうし、やっと知事公室長が行って舞台も設置してくれたんだから、すぐにでも行ってくださいよ。すぐにでも行って、現場の声をちゃんと聞いて、何を要望しているのか、何を自分が解決しなければならないのかということを確認にして、それを手だてを講じてしっかりやってくださいよ。いつ行くんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 現在その時期等について検討を進めております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 終わります。

シカイトウ ミーフアイユー。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

〔仲村家治君登壇〕

○仲村 家治君 おはようございます。

沖縄・自民党の仲村でございます。

通告書の質問をする前に一言所見を述べさせていただきます。

去る2月24日、ロシアがウクライナに侵攻して1年がたちました。この1年、いろんな形で私たちは、報道でウクライナの国内の悲惨な状況を見ることができたんですけども、日を追うごとに民間のアパートやマンションにロケット弾が着弾し、国民が被害を受けている。この状況を鑑みますと、果たして平和外交がどこまで通用するのか、疑問に思う日々であります。外交が破綻した途端に、このような大国が隣国に侵攻し、自国の軍隊をウクライナに派遣して破壊行為、そして殺りくを行っている。この状況を見ると、国連の在り方、そしてアジアにおける今の状況、ぜひとも私たちは、政治家は考えていかないといけない環境に今あると思っております。ぜひとも——もちろん、平和外交が第一でありますけれども、それが破綻した後に、私たち政治家は何を備えていくか、それも同時に考えていかないといけないと考えております。

それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

1、平和行政について。

(1)、旧私立開南中学校の調査の進捗状況を伺う。

(2)、沖縄県におけるシベリア抑留者の調査等を伺う。

2、那覇港管理組合が進める港湾計画改訂について。

(1)、那覇市長や浦添市長は独自に国交大臣や沖縄担当大臣に要請活動を行っております。知事は要請行動を行わないのか伺います。

3番目、第十一管区海上保安本部と沖縄県の連携等について。

(1)、海上保安庁の発表によると、令和4年の海上犯罪の送致人員のうち、最も多かったのが漁業関係法令であり、主に一般の県民によるものとのことである。これは県民が条例を熟知していないことが一因と見られ、漁業者の保護と将来の漁業資源の確保の観点からも、沖縄県はもっと海上保安庁などの関係機関と協力して啓発活動を行う必要があると考えるが、県の考えを伺う。

4、小禄道路（国道506号）整備での飛び地返還合意の内容について伺う。

5、海の安心・安全について。

(1)、沖縄県の水難事故はどのような状況にあるか（過去のデータとの比較も含む）。

(2)、第十一管区海上保安本部とOISTの業務協力に関する協定書調印の内容と、那覇海上保安部とOISTの包括業務協力協定の内容について伺う。

(3)、宮古島では前浜ビーチの健全運営及び遊泳者の安全確保のために条例が施行予定と聞いているが、その内容について伺う。

(4)、今年度の水難事故の状況に対して、知事公室、文化観光スポーツ部、土木建築部、県警本部は次年度の対策・予算をどう取り組んでいるのか伺う。

(5)、ライフセービング選手権大会等の沖縄県開催を誘致してはどうか。

6、街路樹や樹木の病虫害対策についての状況を伺う。

7、我が党の代表質問との関連については、仲田弘毅議員の1の(3)、知事の政治姿勢について、那覇軍港跡地開発について。

2番目、又吉清義議員の4(2)ア、安保3文書改定について、沖縄県の自衛隊の現状についてお伺いします。例えば、航空自衛隊那覇基地であれば、スクランブルの数が異常である。沖縄本島と宮古の間の海峡を中国の潜水艦や空母が行き交っている現状の中で、知事は本当に沖縄における自衛隊基地機能を削減すべきだと考えているのか。

次に5(3)、保健衛生・健康福祉について、那覇市立病院の建て替え事業の状況について伺います。ハード交付金の配分はもう決まっていると思うが、那覇市が望む額よりカットされているのではないかと懸念している。那覇市の要望額より減額となっている場合は、その理由を聞く。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 仲村家治議員の御質問にお答えいたします。

那覇港管理組合が進める港湾計画改訂についての御質問の中の(1)、那覇港港湾計画改訂等の要請についてお答えいたします。

私は、昨年10月に開催されました全国港湾知事協議会意見交換会に出席し、那覇港について、港湾計画改訂に係る技術的助言等の支援、新港埠頭地区におけるRORO船用岸壁の早期整備、臨港道路若狭港町線及び浦添第一防波堤延伸等の着実な整備推進を国に要請いたしました。

沖縄県としましては、港湾計画改訂に向け、引き続き那覇港管理組合と連携して取組を進めます。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) 1、平和行政についての御質問の中の(1)、私立開南中学校についてお答えいたします。

県では、平成29年度に厚生労働省から移管された国立公文書館資料のほか、県公文書館保管の資料を調査し、同中学校出身者の遺族等への聞き取り調査票を確認することができましたが、学徒動員の実態を把握することはできませんでした。空襲下で学校単位での動員ではなかったことや、聞き取り調査等でも把握ができていなかったことなどから、学徒動員数等が不明とされたものと思われます。戦後77年を経た現在において、その明確な理由を特定することは難しいものと考えております。

同じく(2)、シベリア抑留者の調査等についてお答えいたします。

旧ソ連における戦後強制抑留者の調査については、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法第13条により国において実施され、毎年度、その内容が公表されております。国においては、旧ソ連から帰還した方の聞き取りや留守家族からの未帰還届等に基づく

調査結果として、抑留者約56万1000人、抑留中の死亡者を約5万3000人と推計しております。都道府県ごとの抑留者数については把握していないとのことですが、沖縄県出身の死亡者数については、国のホームページにおいて、106件と公表されております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 崎原盛光君登壇]

○農林水産部長(崎原盛光君) 3、第十一管区海上保安本部と沖縄県の連携等についての(1)、海上保安本部と連携した漁業関連法令の啓発についてお答えいたします。

県では、密漁防止対策として、第十一管区海上保安本部、沖縄県警及び関係漁業団体と連携し、合同パトロールを行っております。また、一般遊漁者への漁業関係法令の周知につきましては、遊漁者からの漁業法等に関する問合わせに丁寧に説明するとともに、県のホームページに同法令を分かりやすく解説した冊子を掲載し、また、各漁協においては補助事業を活用して、同法令を周知する看板を各地先に設置する等、その周知に努めているところであります。

県としましては、引き続き、捜査関係機関等と連携し、密漁防止対策に取り組んでまいります。

続きまして6、街路樹や樹木の病虫害対策の状況と対策についてお答えいたします。

令和4年12月末時点における県内の松くい虫被害量は、2301立方メートルで、令和3年度の被害量1954立方メートルと比較して1.2倍に増加しており、特に久米島町では3.6倍に増加しております。このため、県では、令和4年2月に、県及び久米島町の関係行政機関並びに有識者による久米島町松くい虫防除対策会議を設置し、終息に向けた防除戦略を策定しております。防除対策については、当該防除戦略に基づき、被害木の分布状況や立地条件等を勘案し、景観上重要な松林や幹線道路周辺の松林等について重点的に取り組んでおります。また、五枝の松やナガタケ松並木等の貴重な松の防除対策については、久米島町及び同町教育委員会と連携し、薬剤散布や樹幹注入による予防対策を行うとともに、周辺被害木の徹底駆除を行っております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 嘉数 登君登壇]

○知事公室長(嘉数 登君) 4、小禄道路(国道506号)整備での飛び地返還合意の内容についての御質問のうち、小禄道路整備における飛び地返還につい

てお答えいたします。

去る2月16日、日米合同委員会において、一般国道506号小禄道路整備のための道路用地等として使用するため、自衛隊那覇基地の敷地内に所在する嘉手納飛行場の一部土地約3300平方メートルを返還することが合意されております。沖縄防衛局によりますと、当該土地には、米軍が管理する通信施設があるため、返還に当たっては、当該通信施設を那覇港湾施設に一時的に移設する。ただし、那覇港湾施設の浦添市への移設に際しては、通信施設は別の場所に移される。通信施設の一時的な移設に伴い、当該施設と接続して運用されている八重岳通信所の施設の更新が必要となるとの返還条件が付されているとのこととです。

次に5、海の安心・安全についての(4)、水難事故に対する知事公室の次年度の取組についてお答えいたします。

知事公室では、水難事故防止に係るワーキンググループを開催し、海の安全啓発ツールの開発など、各機関が実施する取組について意見交換を行うとともに、県民・観光客への周知方法等、新たに見えてきた課題について解決方法等の協議を行っております。また、令和4年12月に意見交換を行った一般社団法人沖縄ライフセービング協会と、事故防止に係る体制強化のための取組について認識を共有しており、ワーキンググループへの参加についても同意をいただいております。令和5年度は、令和4年度で見えてきた課題を解決するため、各機関と連携しながら取り組んでまいります。

次に7、我が党の代表質問との関連についての(2)、自衛隊に対する見解についてお答えいたします。

令和3年度の自衛隊機の緊急発進回数は全国で1004回、そのうち南西航空方面隊が652回となっております。また、令和3年度に中国機が沖縄本島と宮古島の間を通過した公表回数は12回となっております。令和2年度の4回と比較して大幅に増加しているとのこととです。県は、日米安保体制や専守防衛のための最低限度の自衛力の保持を理解する立場ではありますが、沖縄の基地負担の軽減は、米軍と自衛隊を併せて考える必要があると考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 警察本部長。

[警察本部長 鎌谷陽之君登壇]

○警察本部長(鎌谷陽之君) 5、海の安心・安全についての御質問のうち(1)、水難事故の状況についてお答えいたします。

過去3年間の水難事故の状況について、昨年分は暫定値になりますけれども、御説明をいたします。発生件数は令和2年85件、令和3年94件、令和4年106件と、毎年増加で推移しております。また、罹災者数はそれぞれ、103人、139人、143人と、これも毎年増加で推移しております。死者・行方不明者数は、43人、45人、42人と推移しており、高止まりの状況でございます。

次に、同じく5の(4)、次年度の水難事故対策や予算についてお答えいたします。

県警察におきましては、水難事故防止対策に係る予算として、令和5年度は約594万円を計上しておりますが、昨年中、観光客が罹災する水難事故が増加したことを踏まえまして、令和5年度予算においては、広報啓発活動に係る予算を増額しております。これらの予算を活用し、観光関連施設における啓発活動や、水難救助員やガイドダイバーなどに対する講習会を開催するなど、観光関連企業、団体等との連携を強化し、多角的な水難事故防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 儀間秀樹君登壇]

○企画部長(儀間秀樹君) 5、海の安心・安全についての(2)、第十一管区海上保安本部及び那覇海上保安部とOISTとの業務協力についてお答えいたします。

第十一管区海上保安本部とOISTが、平成24年3月27日に締結した業務協力に関する協定は、相互協力を図り、沖縄周辺の複雑な海流や潮流予測の高度化を実現することで、沖縄の海における安全・安心な活動等につなげるものと聞いております。また、那覇海上保安部とOISTが、令和5年1月27日に締結した包括連携協定は、海の安全・安心の向上に資する海洋環境の理解と保全、海の防犯、減災対策の推進など、相互の連携・協働関係を強化するものと聞いております。

続きまして7、我が党の代表質問との関連についての(1)、那覇港湾施設の跡地利用についてお答えいたします。

那覇港湾施設の跡地利用につきましては、那覇市において、平成28年度に跡地利用計画策定に係る検討体制、プロセス、合意形成活動等をまとめた跡地利用計画策定手順書(原案)を策定し、それを基に取り組んでいるところでございます。

県としましては、平成25年1月に策定した中南部

都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を踏まえた市の跡地利用計画の策定を支援しているところであり、今後とも課題の把握や情報提供に努めるなど、密接な連携を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 5、海の安心・安全について(3)、宮古島市が施行予定の条例の内容についてお答えいたします。

宮古島市では、海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的に、宮古島市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例を定め、令和5年4月1日から施行する予定であります。条例では、海域等における水上オートバイ等の安全な利用を促進するための施策を実施する市の責務や、市長が海域等利用者の安全確保のために必要があると認めるときは、期間を定め、水上オートバイ等事故防止重点区域を指定できること等が定められております。

同じく5の(4)、水難事故防止対策及び予算についてお答えいたします。

土木建築部では、水難事故の発生状況を踏まえ、その未然防止対策として、本島及び離島の海岸において、海浜利用者に対する注意を促す看板等の設置に要する所要額を、令和5年度一般会計予算に計上しております。

次に6、街路樹や樹木の病害虫対策の状況と対策についてお答えいたします。

街路樹については、近年、松くい虫やホウオウボククチバ等の害虫被害が拡大しており、強剪定や伐採、樹幹注入等に対応しているところであります。今年度は、久米島の県管理道路における健全な松のうち、五枝の松周辺の1148本に樹幹注入による対策を行ったところであります。今後とも、適正な道路の植栽管理に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 5、海の安心・安全についての(4)のうち、次年度の予算措置についてお答えします。

文化観光スポーツ部では、現在、マリレジャー事故防止調査対策事業において、海のハザードマップシステム等の安全啓発ツールの制作に取り組んでおります。次年度は、当初予算案に約2900万円を計上し、ホテル、空港等での海の安全に関する広報に加え、

ビーチや海岸に近づいた際の携帯の位置情報を活用した情報通知等、安全啓発ツールの機能改善に取り組むこととしております。また、ライフセーバー等による海の安全講習会を実施するなど、海の危険性や正しい知識の周知啓発に取り組み、水難事故の防止を図ってまいります。

同じく5の(5)、ライフセービング選手権大会等の誘致についてお答えします。

県では、温暖な気候等の優位性を生かしてキャンプ・合宿等のスポーツコンベンションの誘致に取り組むとともに、スポーツコミッション沖縄において、スポーツ関連イベント等の受入れに係る様々な相談への対応や関係機関とのコーディネート等に対応しております。ライフセービング選手権については、マリレジャーが盛んな沖縄県において、スポーツコンベンション推進の観点からも魅力的な大会であり、県内のライフガードの技術力向上にもつながるものと期待されます。

県としては、沖縄県ライフセービング協会と意見交換を行うとともに、スポーツコミッション沖縄と連携して開催条件等の情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 金城 賢君登壇〕

○環境部長（金城 賢君） 6、街路樹や樹木の病害虫対策の状況と対策についてお答えいたします。

県内における森林区域以外の緑化木の病害虫対策については、所有者または管理者において防除対策が行われておりますが、県では、地域に親しまれた名木等を保全するため、沖縄振興特別推進交付金を活用し、市町村が行うアカギ及びデイゴへの薬剤を用いた防除対策に対し、補助金を交付しております。また、庁内横断的組織である緑化マトリックス組織において、随時、効果的な防除方法に関する情報共有を行うなど、関係部局間の連携を図っております。今後も、緑化木の病害虫が発生した場合、早期の防除が図られるよう、関係機関と連携し、防除対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 糸数 公君登壇〕

○保健医療部長（糸数 公君） 7、我が党の代表質問との関連についての(3)、那覇市立病院の建て替え事業についてお答えします。

那覇市立病院の建て替え工事については、令和3年度からハード交付金を活用し開始しておりますが、入

札不落等により令和3年度は全額を繰り越し、令和4年度は令和3年度繰越分の執行にとどまり、令和4年度当初予算分は全額を繰り越すことが見込まれています。このため、令和5年度については、工事の進捗状況を確認の上、令和5年度内の工事に必要となる額を計上しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、仲村家治君の再質問は午後後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

仲村家治君の再質問を行います。

仲村家治君。

○仲村 家治君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲村 家治君 御答弁ありがとうございました。

質問項目の順番、若干変えますけれども、まず平和行政についてです。

先ほど宮平部長は、開南中学の学徒の件で、なかなか資料が確認できなかったというお答えでしたけれども、これは開南中学の同窓会の皆さんも同じようになかなか公式な証拠となるような書類も出てこないということで、同窓会中心に聞き取りをして、同窓会の名簿はあったものですから、1軒1軒家庭訪問をして、実際に戦争で亡くなった方を調査して、開南健児之塔というのを建立したという経緯があったんです。集団で、学校単位で召集されなかった場合は、なかなか学徒ということにはならなかったということが、個々で、個人的に行ったということで、それはあったと思うんですけれども、ただ遺族の方は、遺族年金とかその辺のものを頂いているということではあるんですが、これも担当の職員の方がお見えになったときに、個人情報絡んでいるので、遺族の三親等内の人が調べることが可能ですが、集団でそれができないというお答えもありましたので、この辺は今日まで調査してくれてありがとうございます。ただ個別にはできるということが分かりましたので、今年の6月の慰霊祭の日には、また3年ぶりに開南中学の慰霊祭を開催するように今準備していますので、その辺のことはちょっと報告をさせていただきます。

あと続きまして、2番目のシベリア抑留の件ですけれども、死亡者の数は分かっていますが、何人がシベリア抑留されたかというのは、厚労省のホームページにも各県の動員の数が載ってなくて、死亡者の欄しかありませんでした。沖縄県は、106人の方がシベリア抑留で亡くなったと。その中の一人が私の祖父でありまして、たまたま前回11月議会のときに質問した際に、琉球新報さんが取り上げてくれまして、新聞に出たんですけれども、その1か月後、嘉手納の宮里さんという方から電話がありまして、実はこの旧満州第7000部隊将兵の記録というこの冊子、（資料を掲示） 帰還兵の皆さんで——これは全国のものなんですけれども、ありますよということで、わざわざ私のほうにお持ちいただいて読んでいるんですが、どこでどういうふうな人のつながりができるのかと、本当に私もびっくりしたんです。その中で11月に祖父の最期をみとった豊見城市の保栄茂の當間さんという方がわざわざうちに見えて、うちの祖母に報告をしたという話をしたんですけれども、その當間さんの手記が載っているんです、たまたま。これにもびっくりして、うちの兄弟、何があるか分からないねということで、77年以上たちますけれども、やっぱり人の縁というか、こういうこともあるんだなと思って、まだ戦後のいろんな課題はあると思うんですが、特に宮平部長の担当ですので、この辺はしっかりと平和行政の中でいろんな未解決なこともあると思いますけれども、ぜひ努力して歴史の部分というのは常に調査をさせていただきたいと思っております。

ちょっと休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時35分休憩

午後1時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲村 家治君 質問ちょっと飛びます。

代表質問の中的那覇市立病院のハード交付金の件なんですけれども、部長のほうから答弁をいただきましたが、同じ場所で建て替えということで、なかなか工事もいびつな事業になっております。不落に終わったとかいろいろ今までの経緯がありましたけれども、ただ40年以上たっている建物ですし、令和7年10月には那覇市としては市立病院として開院をしたいという予定にあります。交付金の部分もトータルで多分この事業に対して、ハード交付金46億ちょっとかかると思うんですけれども、その辺の46億2500万という予算がそのとおりなのかどうか、お答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

先ほども述べさせていただきました。若干工事の進捗に遅れがございますが、那覇市立病院の建て替えに必要な所要額、今おっしゃいました約46億円が確保できるようにしっかりと調整をさせていただきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 今年の額は若干減るんですけども、令和6年度にはその減った分は上乘せすることなんです、それは確かなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 病院のほうから進捗の計画をいただいております、その年度に必要な所要額というものをこちらとしては予算化しているという状況ですので、また次年度以降も同じやり方で必要額を確保していきたいと考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 知事、この那覇市立病院は那覇市民32万人だけじゃなくて、近隣の方、また全県から来る優秀な中核をなす病院ですけども、老朽化で一日も早く建て替え事業が完成するように、今那覇市と県と国とやっておりますけれども、ぜひ、この重要な施設ですので、那覇市が希望している令和7年10月中までには完成できるようにしてほしいんですけども、知事としての御意見をお伺いさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 地域の医療機関が遅れることなくその供用が進められるということは、どなたにとりましても非常に関心の高い事業であり、またその進捗の状況であろうというように思います。

県としましても、できる限り——入札の不落等によって繰越があったりはするんですが、できるだけ令和7年に向けて必要な予算が得られるよう頑張りたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 ぜひお願いします。

ハード交付金の中でも特に病院事業ですので、コロナの対処も那覇市立病院は大変御努力して成果も上げておりますし、また、独立行政法人になった経緯もありまして、全国的にもかなり高い評価を受けておりますので、ぜひとも令和7年に向けて、知事はじめ、関係者の皆様の御尽力を賜りたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時39分休憩

午後1時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲村 家治君 続いては、第十一管区の話ですけども、実は2月7、8日、我が会派を代表して7名で、宮古島、あと石垣島に海上保安庁の視察をしてまいりました。尖閣だけが特に脚光を浴びているというかあれなんですけれども、やっぱり密輸とか密漁とかいろいろ多岐にわたっているというお話があって、今回密漁の話をしていただいたんですが、悪質な密漁グループとかとは別にして、たまたま分からず魚とか貝を捕っているという県民が意外に多いというお話を聞いております。この辺はぜひ農林水産部のほうでこの辺の啓蒙活動、やられているということなんですけれども、海上保安庁とまた鋭意協力して、ぜひ告知をはじめやっていただきたいというのと、あと——休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時41分休憩

午後1時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲村 家治君 2月11日の琉球新報に、釣り人の制限対象ということで、アカジン、マクブとか、40センチ未満、35センチ未満は捕ったら駄目ですという記事が載っていたんですけども、アカジンというのは高級魚でありますし、マクブもそうなんです、この辺の漁協の皆さんとの協力体制もぜひ部長のほうで取っていただいて、新たなこういう制限とか規制とかにぜひとも努力していただきたいんですけどもどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 議員からありましたアカジンとマクブ等の体長制限もしくは禁漁期間等の制定につきましては、これまで研究機関等において、これまでの取組によってどれだけ資源回復したかに基づいて捕りますので、これらの取組によってまた漁獲量、資源量が回復するように努めたいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 ぜひお願いします。

代表質問の関連の那覇軍港なんですけれども、今移設先の件が具体的になりつつあるものですから、主体は那覇市だと思うんですが、岸壁を備えている部分がありますので、那覇港管理組合の所管になると思うんです。ぜひ再開というか跡地利用の件で早め早めに那覇市とも協議すべきだと思うんですけども、那覇港管理組合関連ですので、土建部長にこの辺の協議の部分、もしできればお答えできますか。企画部長にな

るのか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

那覇港湾施設の跡地利用につきましては、市政運営の基本姿勢として、知念那覇市長が2月の定例会で施政方針を表明しております。その中で中長期的には、那覇軍港の早期移設を推進して地権者と連携した土地利用計画を策定するということと、また主要事業の説明の中で、地主会等の合意形成や関係者との連携を深めて、跡地利用の計画策定づくりに取り組むということで、あと産業の進出可能性調査など、様々な視点から取り組んでいくということとございました。県も連携して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 また、那覇軍港は私有地も含め、国有地も大分割合でありますので、これは早め早めにこの辺の計画を——地権者、地主の皆さんもいらっしゃいますので、十分余裕を持って計画を進めてほしいなと思っておりますので、ぜひよろしく願います。

続きまして、那覇港の港湾計画の改訂について、質問させていただきます。

去る2月7日に那覇港地方港湾審議会が開かれまして、計画が了承されて、また次の段階、国に行くんですけども、残念なことに那覇港管理組合の、県議会の議員の代表1人の方が反対をしております。大変残念なことであるんですけども、那覇港港湾計画の改訂になぜ反対したかは、理由は分からないんですが、知事、この辺の部分確認すべきじゃないでしょうか。なぜ反対したか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 一般的に議会、委員会等、その議決に際しては、それぞれの議員の政治思想、信条、考え方にそれぞれ伴っているものというように思っています。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 この件は後ほど我が会派の同僚議員が質問すると思いますので、私の感想を言わせてもらえば、県議会を代表して那覇港管理組合の議会に行き、そして那覇港管理組合の議会を代表してこの審議会に出て反対をするというのは、そういう個々の問題ではなく、大所高所から港湾計画の改訂をすべきだと私自身は思います。ですから、県議会の代表である議員が一個人、また会派の考えでそれを反対するというのはいかがなものかと思っておりますので、これはいろんな考え方あると思うんですけども、ぜひ議会を

代表したというこの認識だけお持ちいただきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時47分休憩

午後1時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲村 家治君 海の安心・安全に移りたいと思いません。

先ほど本部長からもありましたけれども、本当にこの水難事故の数が高止まりで、よくならない。私も初当選以来ずっと追っかけているんですけども、徐々に対策をしつつあるのかなと。特に観光スポーツ部は予算はある程度つけてやっていかれる、また県警もそうですし、特に知事公室長、いろんな関係者と意見交換をなさって、ワーキンググループをつくるとお話があったんですけども、具体的にどういうふうなイメージをお持ちなんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後1時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

このワーキンググループでは、水難事故発生状況、これを見える化するためのハザードマップシステムなど、海の安全啓発ツールの開発状況ですとか、効果的な海岸監視の方法など、いろんな機関で取り組まれている水難事故防止に係る取組を共有したというところがございます。

それから先ほども答弁させていただきましたけれども、一般社団法人沖縄ライフセービング協会、これについてもワーキンググループの中に参加していただくというところと、私も一緒に12月に、わざわざ来ていただいて、いろんな取組を聞かせていただきましたが、その中において非常に我々としても協力していきたいといいますが、連携して取り組んでいきたいと思っていたのが、この一般社団法人沖縄ライフセービング協会の会員を機動救難所というようなところで位置づけて取り組んでいきたいというところがございますので、ここは非常に機動性に富んでいる活動だというふうに思っております、そこは連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 嘉数さんが知事公室長になってやっと重い腰を上げていただいて、本当に感謝しておりますけれども、3月末でいらっしゃらなくなるんですか

ね。もしそうであれば、引き継ぎぜひお願いいたします。

続きまして、ライフセービング協会の大会の件で、先ほど部長もなかなかいい答弁をなさっていたんですけども、もう一度決意をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） ライフセービング選手権大会、役割はライフセーバーに求められる救助に必要な技術や体力の向上を目的とすること、誰でもライフセービングを始められる活動への入り口と位置づけられること、それからスポーツの魅力を活用してライフセービングを広く社会へ認知させることとされております。また、大会種目としては、個人で参加する種目とチームで参加する種目がありまして、自身の身体のみを使った種目やサーフスキーやパドルボードなど道具を使った種目、心臓マッサージや人工呼吸といった心肺蘇生技術の正確性を競う種目などになっております。このような大会につきまして、マリッジが盛んな沖縄県においては、スポーツコンベンションの推進の観点から、魅力的な大会であるというふうに考えております。

県としては、沖縄県ライフセービング協会とその意向を確認するとともに、スポーツコミッション沖縄と連携して、先ほどの情報を深掘りしつつ開催条件等の情報収集に努めてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 ぜひ、大会が誘致できるようにお願いしたいと思っております。

あと再質問やりたかったんですけども、時間がありませんが、街路樹等、樹木の病害虫対策は、ぜひ特に久米島の松くい虫のこと、あとアカギの件も大変目に余るといえるか、見るも無残な状況にありますので、この辺はぜひ対策をよろしく願いいたしまして質問を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 皆さん、こんにちは。

今日、私の選挙区の伊江島のかりゆしウエアを着て、一般質問に気合を入れて取り組んでおります。このかりゆしウエアのユリの花は、島の永久平和のためにユリの花をデザインしたそうです。玉城デニー知事も伊江島は第二のふるさとというふうに聞いております。先ほどデニー知事のほうから、離島振興なくして沖縄の発展なしと、そういう力強い答弁も聞いております。離島振興のため、またヤンバル振興のため、お互い一緒に取り組んでいきましょう。そういう願いで玉城デニー知事から、そして皆さんから前向きな答弁

を期待して一般質問を始めたいと思います。よろしく申し上げます。

まず伊江島飛行場について伺いたいと思います。

去る2月3日に、新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会で伊江島空港を現場踏査してまいりました。委員外で参加させていただき、委員会の皆さんにはお礼を申し上げます。

まず空港施設管理、主体はどこか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 伊江島空港につきましては、空港法第5条の規定に基づきまして、沖縄県が設置し管理する地方管理空港となっております。空港の施設管理等の事務につきましては、沖縄県空港の設置及び管理に関する条例第23条の規定に基づき、空港の所在する伊江村が処理しております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 伊江村と委託契約を結んでいるということでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時56分休憩

午後1時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） お答えいたします。

先ほど答弁しましたけれども、管理条例の第23条の規定に基づき、当該空港の所在市町村が処理することというふうに記載になっておりますので、委託という性格のものではございません。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 どういう管理の関わりをしているんですか、伊江村は。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時57分休憩

午後1時58分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 地方自治法によりまして、例えば届出の受理に関する事務ですとか、あるいは重量制限に関する事務、区域を定める事務、あるいは入場制限に関する事務等々がございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 私は伊江島空港管理事務所に電話を入れました、個人でですね。そしたら対応者は伊江村の総務課になっているんですよ。それは間違いはないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 県と村とが事業を締結するときには何かの覚書がないといけないんじゃないですか。名称はこれ空港管理事務所——管理事務所の名称は沖縄県になっているんですよ。私電話入れました。内容を聞くために。伊江村の総務課になっているんですよ。そういう事務の、伊江村との事務の締結はないんですか。どこまでは伊江村だと、どこまでが県がやるんだと。誰とやったんですか、これ。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 先ほどの答弁させていただきましても、県管理条例の23条におきまして規定されている事務というのがございまして、先ほど答弁しましたとおり、使用許可でしたり、届出の受理でしたり、重量オーバー等との許可、要するに繰り返すけれども、条例のほうに規定されているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 村が沖縄県に提出義務はあるんですか。村が沖縄県に。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時0分休憩

午後2時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 先ほど申し上げました、例えば空港施設に関する管理の状況ですとか、そういった調書等、あるいは着陸料等に関しまして、そういった調書とか業務の日誌につきましては、伊江村のほうで整理保管しておりますので、我々のほうがそれを確認に行くということにはございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 私一般質問通告したときに、そういう内容をお願いしたんですけれども、こういった提携なんですかということで。それ全然来なかったんですよ。それで今聞いているんですけれどもね。

次に、空港の管理費の内訳はどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 令和4年度におきましては、伊江島空港の施設管理費に要する費用は590万円となっております。内訳としまして、人件費が180万、空港内の草刈りや光熱費の支払いなど維持管理に要する費用が410万円となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 まず590万の数字の根拠を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時3分休憩

午後2時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 議員大変申し訳ございませんけれども、その積算根拠等につきましては、現在持ち合わせてございません。すみません。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、先ほど180万、事務員の180万というふうに答弁がありましたけれども、その根拠を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 大変申し訳ございません。先ほど申し上げた人件費の180万の積算根拠につきましても、ただいま持ち合わせてございません。すみません。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 いやちょっと私が調べたら、伐採などが250万、人件費が230万、もろもろ79万、117万5000円、トータルで事務費というふうに上げられているみたいなんです。果たしてこの590万で、この大規模な、1500メートルの空港管理、妥当な管理費かなと思うんですよ。私はほかのところの管理費も全部調べましたよ。今空港は定期便がない。それを私現場に行って確認しています。しかし、やるべきもの、維持管理をしないといけないんですよ。無人ですよ。鍵閉めて。現場に行ったらガードマンもいます。その経費はどこから来ているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時5分休憩

午後2時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 今議員御指摘の警備員、ガードマンの費用につきましては、今どちらの費用で充てているのかということにつきましても、ちょっと手元に資料がございません。すみません。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、ぜひお願いしたい。村と、これ管理費、全て、再度確認してください。部長が考えても590万でこんな広大な施設を管理できないですよ。誰が考えても単純に。私現場に行って確認しまし

た。草刈りや全部。全く足りない。ぜひ確認してください。調整してください。よろしく願います。

運航再開はいつですか、定期便の。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

県では今年度、県内離島航空路線を運航する航空会社に対して、伊江島空港への就航可能性等についてのアンケート調査を実施しております。その結果、需要について課題がある等の意見が示されたところでございます。また、伊江村におきましては、今年度、伊江島空港の利活用に関する調査事業を実施しているというふう聞いております。

県といたしましては、県のアンケート調査でありますとか伊江村の調査事業の結果を踏まえて、さらに伊江村の意向等も確認しながら、伊江島空港の利活用等について、引き続き意見交換をしてみたいというふう考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、これから利活用を検討していくと。40年も定期便、運航していないんですよ。この空港、立派な空港ですよ、知事。1500メートル、専門家に聞いたら、東京からも九州からも定期便が使えるような滑走路が整っているんですよ。立派な空港ですよ。

私確認したいのは、いつ運航するんですかと聞いているんですよ、部長。アンケートを取ったり、そういうのは聞いていないですよ。だって40年、休止してから40年になるんでしょう。これ運航しないんですか。来年、5年後、10年後。また来年も6社とアンケートを取りましたと、該当者はいませんでしたと。伊江村が独自で調査していますと。それでいいんですか、部長。何かあったら伊江村で調査していますと。これ県の施設ですよ。

玉城デニー知事が、離島振興なくして沖縄の発展はないと言ったんじゃないですか。何で部長、もう少し汗かかないんですか。いつ運航するんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 離島振興なくして沖縄の振興なし、まさにそれぞれの島の魅力を存分に発揮できるような、そういう取組に邁進していきたいところではありますが、伊江村におかれましては、2隻のフェリーがありまして、ゴールデンウイークなどはその2隻によってピストン運航が行われ、非常に利便性が高いということも聞いております。また私も伊江島に訪問するときには、いろいろな方々から、今度は空港についても早く使えないかという声も聞くんですが、一

方で、そのチャーターや定期便については、まだまだ課題があるということも聞いているというふうなお話もありました。私たちもできるだけ早期にそれが再開できるためには、やはりその空港を使う需要をしっかりとつくっていくということが伊江島の発展、ひいては県政の離島における発展の一つにもなるということには間違いのないと思います。ぜひこれからもそのような調査検討を進めていきたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 知事、もう調査研究は46年やってきたんですよ、46年。部長、同じ気持ちでしょう、私と。宝の持ち腐れ。北部にはテーマパークも着工しているんですよ。世界一の水族館もある。国立自然史博物館の実現と知事も——可能性はどうかと考えられているんですよ。キャパが足りない。部長、知っているじゃないですか。県が汗をかければ運航するんですよ。一緒にやりましょうよ。

どうですか、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

まず伊江島空港ですけれども、海洋博開催の期間中にまず1回運航をして、その後1回運休になったんですよけれども、地元の強い要望を受けて、当時の南西航空が昭和51年7月に運航を再開したと。そのときに、条件として2か月連続して40%を下回らない利用率、それが条件で、その結果、2か月連続して40%を下回ったということで、昭和52年2月に再び運休になったということで、やはりその運航を再開するに当たっては需要の見込みがないといけないと。やはりその航空会社も採算が確保されないとなかなか就航できないというふうな話がございます。

航空会社の誘致につきましては、例えば県外路線で考えると、この観光の振興の観点、そして県内路線については交通手段の確保と、こういったところで、県としては必要に応じてその確保に努めていきたいというところでございます。採算の確保については、またその県、あるいは航空会社のプロモーションによる集客の取組以外に、やはり地元とも連携する必要がありますので、そういったところも意見交換をしながら、伊江村も今年度調査入れておりますので、その結果も見ながら意見交換をしてみたいというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、また伊江村の話が出たね。私はいつこれ運航するんですかと聞いているんですよ。今の話ずっとやっているじゃないですか。何十年も同

じ答弁。同じことをやって、来年もこんなですよ。皆さん、やる気ないのかね。一緒にやりましょうと言っているのに。どうですか、部長。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） 先ほど申し上げました航空会社への就航可能性のアンケート調査の中でも、やはりその需要が見込めないであるとか、新たな路線の開設を行う余力がないとか、そういった理由が挙げられています。先ほどの繰り返しになりますけれども、伊江村も今回調査しているところでございますので、その調査結果も踏まえながら検討を進めていきたいということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 この伊江村が調査しているのは、県がやらないからなんです。県が主導してやらないといけなんでしょう。県がやらないからなんですよ、46か年間も。独自でやっているんですよ、もう。ぜひ協力してくださいよ。皆さんが汗かかない。皆さんが造った構造物に、伊江村どうぞ調査してください、それでいいんですか。皆さんの施設ですよ。

次に移ります。

環境問題について確認します。去る1月26日、土木環境委員会、アメリカワシントン視察の中で、EPA環境保護庁、ジョシュア・ノブコフ日本プログラムマネジャーと、直接日本における環境について活発な意見で、とても有意義な意見交換でした。

そこで質問します。

県内のアスベスト含有資材廃棄状況を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

まずアスベストの廃棄物につきましては、飛散性の廃石綿等と非飛散性の石綿含有産業廃棄物があり、最終処分場で埋立処分をされております。令和3年度の県内における埋立処分の実績は、廃石綿等が236トン、石綿含有産業廃棄物が1408トンとなっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 米軍基地内でのアスベスト含有資材廃棄について、県の関わりを伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

アスベストの除去工事につきましては、大気汚染防止法に基づき、元請業者が解体建材のアスベスト含有の有無の報告を、それから発注者が飛散性の高いアスベスト建材の除去作業に係る届出を県または那覇市に行うことが義務づけられております。米軍基地内のア

スベスト除去工事については、沖縄防衛局が発注する工事の場合、元請業者からの報告や発注者である沖縄防衛局からの届出がなされます。一方で、米軍が直接発注する工事の場合は、元請業者からの報告のみがなされるということになっております。

なお、当該工事等から発生するアスベスト廃棄物につきましては、廃棄物処理法に基づき、排出事業者となる元請業者が適正に処理する必要があります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 報告されているのはどれぐらいありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（金城 賢君） 先ほども答弁いたしましたけれども……。

ちょっとお待ちください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

沖縄防衛局発注の基地内工事につきましては、発注者である沖縄防衛局からの届出により把握をしております。米軍が直接発注する基地内工事については、元請業者からの事前調査報告書により把握をしております。

なお、議員御質問の元請業者による事前調査結果報告につきましては、大気汚染防止法に基づき令和4年4月から新たに対象とされておりますけれども、令和4年4月から令和5年1月までに約30件の米軍発注工事が報告を受けているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 まず30件、件数。トン数ではないということですか。何トンじゃないですか。30件、件数ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） 件数でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 県内のPCBの廃棄状況を伺う。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

PCB廃棄物は、PCB特別措置法に基づき、高濃

度、低濃度の分類ごとに処分期限が定められており、高濃度については、令和4年3月までに県外の間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で、低濃度につきましては、令和9年3月までに国が認定した県外の無害化処理認定施設または都道府県知事等が許可した処理施設で処分することとされております。令和3年度の県内のPCB廃棄物の処分実績につきましては、PCB特別措置法に基づき事業者から県に届出された情報を集計した結果、変圧器やコンデンサーなどの機器類が316台、それから油やウエスなどの機器以外が2万3630キログラムとなっております。

なお、PCB廃棄物が毎年度新たに発見される状況でございますけれども、令和3年度末時点における県内のPCB廃棄物の保管量につきましては、機器類が381台、それからその他が1万2721キログラムとなっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 令和3年度に廃棄物、皆さんに届出されているのは、どこで保管されているんですか。PCBのオイル。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（金城 賢君） これにつきましては、それぞれの事業所等において保管をされているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 知事が許可した場所ですよ。知事が許可した場所に保管されているわけですよ。これ場所はどこですかということですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（金城 賢君） 先ほども答弁いたしましたけれども、県知事が指定をした場所ということではなくて、それぞれの事業所において保管をしているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 まだこれ廃棄はしていなくて、おの事業所でまだ確保されているということですか。

PFAS、PFOAの件はどうなっていますか。廃棄状況をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

環境省が令和2年度に実施いたしましたPFOS含有泡消火薬剤等の在庫量調査によりますと、県内のPFOS含有泡消火剤等の在庫量は4万8344リットルとなっております。また、PFOS等を含有する廃棄物については、環境省が策定したPFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項で定める処理方法により適正に処理する必要がございますけれども、現在、県内で処理できる施設がないため、排出事業者が県外の処理施設に処理委託しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 処理計画、立てていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） 先ほど4万8000リットルというふうにお答えいたしましたけれども、それぞれに——例えば、県有施設であればそれぞれ県有施設において、いつまでに処理をするという計画はございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 法律的にどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） PFOS等につきましては、法律で具体的に、いつまでに処理をすべきというふうな規定はないものというふうに認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 2月7日、沖縄県でも消火剤からPFOSが漏出されていますよね。それ把握されていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時26分休憩

午後2時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（金城 賢君） 議員が御質問の件につきましては、沖縄市の商業施設におけるPFOSの漏出案件だというふうに理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 基地外でも、そういうふうによっぴりPFOSは深刻な問題になっているんですよ。もう一日も早い——皆さんは一步前進して、土壌調査とかもう国よりも早く取り組んでいます。これPFOSの処理も、計画的に今すぐもう取り組まないといけない

状況になっていますよ。いかがですか、部長。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、P F O Sにつきましては、まず県が米軍基地周辺で調査をしております平成29年度から毎年、夏季と冬季、実施をしておりますけれども、この調査、毎年50地点ほど実施をしておりますけれども、約7割の35地点ほどで基準値を超過するというので、嘉手納につきましては、過去最高で3000ナノグラムパーリットルという数値も出ています。それから普天間飛行場についても、2000ナノグラムパーリットルという値が出ております。それから議員からありましたとおり、今土壌調査を我々実施をいたしましたけれども、普天間飛行場周辺等5地点という形でやりましたけれども、普天間第二小学校周辺で対照区——これ糸満市でございますけれども、比較で16.5倍という値が出た一方で、基地周辺でない対照区糸満市でも出ているという状況がございますので、環境部としては次年度、水質と併せて土壌の全県調査をしたいというふうに考えております。

議員からもございましたとおり、P F O Sについては毒性の知見がまだ十分でないということで、E P Aも、P F O S、P F O A合わせて0.024ナノグラムという値を示した一方で、WHOはP F O S、P F O Aそれぞれ100ナノグラムという案でパブリックコメントをしているという状況でございます。国においては、こうした国内外の状況を踏まえて専門家会議を設置をして、今後その基準値等の設定を行うとしておりますので、県といたしましても、国内外におけるP F O S等に係る検討状況の収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 消火剤の漏出がもう現在発生しているんですよ。これ一日も早く——4万8340リッターがあるんでしょう。それ今取り組まないといけませんよ。基地内のP F A S、P F O Aはどういうふうになっていますか。進捗状況をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

米軍基地内のP F O S等含有廃棄物につきましては、まずは排出者である米軍及び基地の提供責任者である日本政府の責任の下、適正に処理される必要があるというふうに考えております。県は令和3年、在沖海兵隊が普天間飛行場からP F A S廃水処理システムで処理した水を公共の下水道に排出した際に、令和3年9月に日米両政府に対し、米軍の責任で適正に処理

すること等を強く求めたところでございます。また、米軍は、県内における海兵隊施設で保有するP F O S等を含む泡消火薬剤の交換作業を完了したとしておりますし、今般、陸軍貯油施設内にあるP F O S等を含む泡消火薬剤貯水槽の撤去を2026年までに実施するという報道もございます。

県といたしましては、米軍における処理状況を引き続き注視をするとともに、必要に応じて適正に処理されるよう求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 連携を取って取り組んでいただきたいと思います。

副知事に確認します。

アメリカE P A環境保護庁との意見交換の場で、率直に副知事から2点、環境保護庁のほうに質問したと思うんですけども、その感触どうだったかお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時32分休憩

午後2時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） E P Aをお訪ねいたしまして、話ができましたけれども、その際にアメリカ環境保護庁からの説明としては、E P Aは日本の環境省とも深く連携しており、情報を共有していると。日本において米軍のP F O S等の問題を重要視していることについては理解をしており、沖縄県とも協力をしていきたいということが1点でございました。一方で、沖縄において米軍における環境問題が発生していることは理解をしているけれども、在日米軍に関しては日米地位協定に基づいて国防総省が管理をしており、両国間で調整を行っているという説明とともに、日本国内のP F O S問題についてE P Aは発言する立場にないというふうな回答がございました。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 今回、知事が3月中に訪米を計画しております。まず1点目は、基地問題の解決に向けてのP F O S問題があります。これは私通告しておりますから、誰と会うんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) お答えいたします。

今回検討している訪米においては、米国政府関係者、それから連邦議会関係者との面談のほか、シンクタンクや有識者との意見交換、記者会見の実施等を想定しておりますが、議員御指摘の具体的な日程や相手方等については、現在、検討を進めている段階であります。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 3月に訪米予定となっておりますけれども、まだ誰と会うのか、どういう機関と会うのか、まだ調整されていないわけですか。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) 現在も調整を続けているという状況でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 マスコミ報道では、国防総省、政府機関のほか、議員やその補佐官、米国内のメディアとも会見を整えていると、そういう新聞報道されていますよ。まだ調整されていないんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) 繰り返しの答弁になりますけれども、そういった政府要人等との面談を計画しておりますけれども、今現在も調整を続けているという状況でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 誰と会う想定をされていますか。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) ここで具体的な名前を――まだその最終的な決定には至っておりませんので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 照屋副知事は環境保護庁のゼネラルマネージャーと会って、我々ワシントンDCまでいろんな意見交換しに行ったんですよ。副知事が訪米に向かうときに、知事とは調整はされていますか、そのときは。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後2時37分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

環境部長。

○環境部長(金城 賢君) 照屋副知事が出張に際して、米環境保護庁を訪問して意見交換するという事については、当然知事にも報告をした上で出張しているというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 そのときの、我々土木環境委員会が環境保護庁と調整して、常任委員会として視察研究をしに行ったんですけれども、副知事が我々と同行する目的は何だったんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時38分休憩

午後2時38分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

環境部長。

○環境部長(金城 賢君) 今回副知事の訪米は、1つは国立自然史博物館の視察研究ということと、あわせて米環境保護庁を訪問するというところでございまして、この訪米に際して、執行部と県議会土木環境委員会が同じ行政、事務の所管をしておりますので、自然史博物館でありますとか、土木環境委員会は環境部を所管をしておりますので、そういった観点から同じ日程で訪米して、認識を共有したというふうなことで出張をしたというふうに認識しております。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 そのときに、副知事からEPA長官宛てに書簡について言及がありますと。その内容を教えてください。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時40分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

環境部長。

○環境部長(金城 賢君) 副知事が出張に行く前の段階で、沖縄県知事からその米環境保護庁に対して、PFASに係る知見、それから米国におけるその研究状況等について、沖縄県との情報の共有、あるいは沖縄の米軍基地におけるそのPFOSの問題等について問題提起をした上で、この問題について、米国としてもしっかりと検討してほしいという趣旨の要請文を送っておりますので、土木環境委員会と共にEPAを訪問した際に、照屋副知事のほうからワシントン駐在を通じた情報の共有等についても要請をしたということでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 正式に長官から回答があると。そういうふうに発言されていますけれども、回答はありましたか。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(金城 賢君) 議員御質問のとおり、その土木環境委員会と共にEPAを訪問した際に、先方

より、沖縄県からいただいている書簡につきまして、追って回答したいというふうな発言がございました。ございましたけれども、現時点において、まだ沖縄県にはその回答は来ていない、いただいているというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 今、こういう状態なんです。だから、誰と会うか分からないですよ。3月に、アメリカに、基地問題解決に、PFOSのために会ってくると、報道はされている。誰と会うのか分からない。誰が会うんですか。長官が親切丁寧に後で回答するというふうに皆さんに述べたじゃないですか。大臣が会いますか。大臣クラスが。

休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 先ほど来答弁させていただいておりますけれども、訪米に際して政府関係者等々いろんな方と会う計画で今調整を進めておりますけれども、検討している段階でありますので、具体的にどの方とお会いするかという答弁については差し控えさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 だからそういう状態で、本当に知事が3月に訪米できるのかな。米国の対相手も決まらないのに。基地問題を、基地問題解決を訴えていく。そのPFOSに対して訴えていく。その中身を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 今回の訪米に当たっては、議員おっしゃるようなPFOSの問題に加えまして、米軍基地から派生する問題ですとか、特にその沖縄県が辺野古新基地建設に反対する理由等々についても、しっかりと要人に対して説明してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 基地問題解決は私も一緒ですよ。一緒にやりましょう。基地問題は解決するんですよ、一緒にやって。皆さん、ワシントンDCに事務所を抱え

ているわけでしょう。それぐらいもアポ取れないのか。何年になるのか、ワシントンDCの事務所は。何年になりますか。政府間とアポも取れないのか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） ワシントン事務所は精力的にその政府関係者のほうと調整しまして、今知事の訪米に当たって面談等の日程を詰めさせていただいているところでございます。

3月に訪米するというので、一部報道といいますか、されておりますけれども、それに向けて、我々としても、先ほど申し上げたPFOSの問題、米軍基地から派生するいろんな問題が——事件・事故等も含め、それから辺野古新基地建設になぜ沖縄県が反対するかということをしつかりと訴えるためにも、関係者へのアポイント、しかもきちっと会えるようにですね、それを調整を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後2時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（嘉数 登君） 失礼いたしました。

開設以来8年ということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 知事公室長、ありがとうございます。

代表質問関連の質問に移りたいと思います。

知事公室長から、去る2月1日、久辺3区の区長、行政委員長の皆さんと意見交換の中で、代替施設の認識に異なることもあったがとの内容がありました。代替施設の認識が異なるというのはどういうことですか。内容を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

去る2月1日の意見交換の中では、代替施設の認識に異なるところもあるが、どこかで一つになれるのではないかとといった御意見がございました。

これは、県がその辺野古新基地建設に反対することに対して、県と区では代替施設について考え方が正反対のこともあるが、どこかで一つになれるのではないかと考える。我々も普天間の人もみんなウチナンチュだ。一つになることが大事だというような御意見がございました。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 代替施設の認識に異なるがって、これ久辺3区の区長、行政委員は、皆さんと認識が異

なっていたんですか。どういうことでこれ、この代替施設のことが、代替施設の認識に異なるがって、どういうことで使ったんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

代替施設について考えが異なるというのは、先方からあった意見で、そういったその異なるところもあるけれども、どこかで一つになれるのではないかとといったような話が、先方からあったということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 久辺3区のほうからあったということですね。皆さんとは考え方が違うがと。そういうことがあったということですね。

そもそも、今回の会議の議題を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後2時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 議題といたしますか、特に訪問した目的ですけれども、辺野古新基地建設の影響を最も受ける久辺3区を訪問しまして、直接区長等と地域の方々と意見交換することによって、地域の実情、それから要望等を把握するために訪問いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 こういう発言もありましたね、知事公室長のほうから。北部振興策の、県道13号線とかそういう振興策の話もあったんですけども、これは事実ですか。そういう答弁もありましたけれども。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

当日は何を話したかということに係る話だと思えますけれども、まずその当日は私のほうから、先ほど答弁いたしました訪問目的などをお話しした後に、現地における騒音被害などの基地負担の現状、それから生活環境等に関する要望等、広く意見交換を行ったということでして、項目で申し上げますと、基地負担の現状というところでは、ヘリやオスプレイ訓練の騒音、それから廃弾処理の騒音について意見がございました。それから県への要望事項としまして、これは先ほど議員がおっしゃっていた、県道13号線の整備に関すること、それから集落排水事業に関すること、さらには避難場所の整備等に関するお話がございました。その他の事項としまして、先ほど——これは知事の3

区訪問についてはどうかとか、新基地関連についてはどうかといったような意見交換をいたしました。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 今知事公室長が述べた道路の改修工事、集落排水事業のことがありました。これと今回の会議にどういう関わりがあるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 今回の訪問の目的としては、まず直接区長等と意見交換をするということと、その地域の実情、要望等を把握するためということがございましたので、先方からどういった課題があるのか、県に対して、できること、どういった要望があるのかというようなお話を伺った結果として、この県道13号線ですとか集落排水事業、それから避難場所の整備等というような話がありました。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 これは代替施設に対しての要望事項ということですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） これは広く地域振興、あるいはその課題に対する、県がどういった対応ができるかというような意見交換の中で出てきた話でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 だから知事公室長、こういった北部振興策とか地域の振興策は、知事公室長の仕事じゃないでしょう。常日頃からやっているわけでしょう。今回のテーマは、代替施設に関してのテーマじゃないのか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 先ほど申し上げたとおり、これは当然その辺野古新基地建設の影響を最も受ける久辺3区を訪問しまして、いろんな意見を交換する。その中で、この地域の実情、要望等を把握するために訪問したということでございますので、我々が行った目的は、それ以上でもそれ以下でもないというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 知事公室長、だから私が言っているのは、代替施設に関する地域の実情、そういうテーマで皆さんは地元へ足を運んで会議を開いたんじゃないんですかということです。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 議員おっしゃる点もございましてけれども、それだけではなくて、それ以外に

も地域の実情、要望等について幅広く意見を聞きまして、県としてできることは何かあるかというようなことについて意見交換をやってまいりました。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 だから、代替施設に関して、地域の実情を、皆さんが、県がどの程度できるかという会議を開催したわけでしょう。そうじゃないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 訪問の目的は、先ほど来もう何度も申し上げておりますけれども、地域の実情、要望等を把握するため訪問したということと、当然その中には辺野古新基地建設に対する彼らの意見もございました。それは率直に意見をお伺いしましたし、非常に苦しい中で彼らも判断をしているということについてもお聞きしました。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 苦しい状況。何が苦しい状況って、彼らが、3区の方がそう苦しい状況とはどういう意味ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 議長、ちょっとお待ちください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時54分休憩

午後2時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

まず、意見交換では、辺野古新基地建設工事の影響、それから抗議活動の影響、また新基地建設に対する考え方など、3区の皆様の複雑な思いも含めて率直な意見交換をやったということがございます。

具体的には、現在国と連携して振興策を進めており、県にも協力してほしいというような意見ですとか、普天間の危険性の除去のために代替施設を受け入れる苦渋の決断をしているというような意見がございました。そういったその移設容認といいますか、そういった立場の御意見もある一方で、新基地は若者の雇用というプラスの面と基地負担増加のマイナスの面があると。県と区では、代替施設について意見が異なるが、これは先ほど答弁した、どこかで一つになれると考えるという意見。本音は、県外・国外移設。しかし、ほかに案がない。できるなら、県外・国外に移してほしいという意見ですとか、大手を振って賛成という人は一人もいない、大変な思いをしているというような御意見もいただくなど、3区にはその割り切れないといいますか、そういう複雑なお考え、様々な意見

があるということを改めて確認いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 今話を聞いて理解しました。

今の会議録は、公の議事録として残しますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 3区訪問については概要をまとめておりますので、これは行政の記録として、要求といいますか、請求があれば当然公開の対象になるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 ホームページにこれ公開しますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時57分休憩

午後2時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

意見交換はその先方もありますので、先方にも確認をして、先方も了解であれば、この議事概要という形で公表はしたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 よろしくお願ひします。

あと1点確認をさせていただきます。

知事公室長の答弁に、全ての答弁に、代替施設というふうに答弁してくるんですよ。しかし、玉城デニー知事、副知事の答弁は、辺野古新基地建設と言い方を分けて答弁するんですよ。その言葉の意味を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 私、通常の答弁では辺野古新基地建設ということで、新基地ということで答弁しておりますけれども、恐らくその久辺3区との対話の中で、先方が代替施設と言っていることを、何とか、答弁するという意味で代替施設と答弁していると思います。私も、決して——新基地建設ということで我々は統一して使っております。

○仲里 全孝君 どうもありがとうございます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん よろしくお願ひいたします。

一般質問を始める前に、一言お礼をさせていただきます。

前回の一般質問のときに報得川の氾濫で東風平中学校の浸水、その対策に今回の補正予算で予算を措置していただいたことを心から感謝しております。今後とも東風平中学校の浸水対策、それから報得川の氾濫に

関してもぜひともお力添えをお願いいたします。

では、一般質問を始めさせていただきます。

では1、保健・福祉行政について一般質問いたします。

こども医療費助成制度拡充に伴い、国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の市町村への支援として、今年度からこども医療費助成現物給付支援事業としてありますけれども、次年度も増額され計上をされている。令和4年度は減額措置が実施されているのか。この事業は、今後とも継続していくのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

この事業につきましては、令和4年4月からこども医療費助成事業の中学校卒業までの拡大を円滑に実施するために、現物給付、市町村が現物給付を行うものに伴って今生じます国民健康保険の国庫負担減額調整措置、いわゆるペナルティーと呼ばれているものが発生しますので、その一部を県が補助するというふうにして事業化しております。令和4年度の減額調整分については、一旦県の方で負担をさせていただきます。後年度に各市町村から徴収をいたしますけれども、市町村負担を見据えて当該年度に減額調整分の一部に相当する額を補助することとしております。今後につきましては、制度の安定した運営を図るため、引き続きこの事業を通じて市町村を支援していくと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 県よりこの拡充を図っている市町村が何か所かあると思いますけれども、その市町村はこの減額調整措置の金額等はどのような状況になっておりますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 今年度4月から、県全体に広げたということで予算化をしております。今年度は、これまでの市町村の分の試算等を踏まえまして、4500万の予算というふうな形で計上をしているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 私が確認をしたいのは、今年度から拡充を図っておりますが、今回このすぐ減額調整が、ペナルティーが課せられるわけではなくて、3年後にそれが課せられると聞いておりますけれども、現在、県が始める前に市町村においては拡充を図っている市町村があったかと思えます。そこら辺の市町村のペナルティーというのは、どれぐらいの金額でしょうかということを知っています。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時4分休憩

午後3時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 今議員が御指摘のとおり、今年度分の減額調整につきましては、2年から3年後に額が確定するというところでございます。今回、今年の時点で予算化しているものは、既に先に行っている市町村の減額調整の分の額を計上しているというふうに考えておりますので、すなわち今年予算というのがこれまでの過去に行われている市町村の減額調整に当たるかと考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 部長、これ本当にそうだと思っておりますか。拡充が今年から始まった町村においてもこの事業の分は支給されているかと思えます。確認のほどをお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 先ほどの答弁を少し修正をさせていただきます。

今年度の予算化した4500万というものにつきましては、仮に全ての市町村が現物給付を行ったときにかかる経費として計上させていただいたものとなっております。御質問のその過去の、先に行っているところの予算関係につきましては、国保のほうの、今こちらの手元に資料がございませんが、ペナルティーがかかるのは普通調整交付金のほうとそれから療養費負担金という2種類ございまして、1つは、療養費負担金のほうは市町村ごとの額も出るんですけれども、普通調整交付金のほうは市町村ごとの内訳は出ないというふうに聞いておりますので、少し詳細——市町村ごとの額については今確認できていない状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん できればそれを確認していただいて、後日資料として頂きたいと思えます。

続きまして、今部局のほうでは国民健康保険料（税）水準統一について取り組んでおられるようですが、運営方針では令和6年度実施をするということでしたが、今の現在の取組状況と課題、それと実施は可能なか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

保険料水準の統一につきましては、国保の運営方針において、令和6年度からの実施を目指すとしております。これまで市町村との協議を続けてまいりましたが、医療費の水準、それから財政赤字等の課題が解消されていないことから、令和6年度からの実施は見送ることとし、今般、市町村長の下承を得たところでございます。しかしながら、昨年度の法改正で統一への取組が義務化されたということで、統一に向けた、まず環境整備を図るため、県としましては、令和6年度から新たな取組を実施してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん これは新たな取組ということなんですけれども、現時点で赤字団体、黒字団体は何か所ございませうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 赤字団体といいますが、赤字削減計画を今立てている自治体のほうは18というふうになります。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 18か所ということですね。

私たちが今国保加入者であります。やはり水準統一はもう義務化されていかなければならないと思うんですけれども、今回のこの普通調整交付金の国推計額と交付額に差が出た。そして、国がその穴埋めをできなかった場合、市町村が負担していくわけなんですけれども、そして市町村が負担していけば、やっぱり住民サービスが、本来できる事業ができなくなるわけですよ。また、我々もこの国保税が上がれば、生活に大変苦勞します。皆さん方は国保に入っていないかもしれませんが、本当に高額です。そこら辺をやっぱり十分に加味して、今後取り組んでいただきたいなと思っております。ちなみに知事、部長もそうですけれども、今の所得で国保に入った場合、保険料は幾らだと思いでしょか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時14分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。現在の制度の中では、最高限度額というのがござい

まして、これが年間102万円の国保料となっております。それに当たる割合というものは、全体の1.5%程度の方がそのような形に当たるという状況となっております。これが今の一般的な高い保険料というふうなことで考えているところです。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 制度そのものが違うとは分かっているんですけども、ただその国保に加入されている方のこの不安。この国保税、国保料が上がる不安を感じていただきたかったなと思っています。ただ書面上のそういった数字で考えるのではなくて、痛みをちょっと分かってほしいなという思いで聞きました。ありがとうございます。

次、(3)番に入りますけれども、高齢者の虐待の件数と全国と本県を比較した数値を伺います。また、要介護施設従事者や養護者による高齢者虐待の対応、支援内容をお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

令和3年度の高齢者虐待事案の件数は、全国で1万7165件、沖縄県では213件となっております。65歳以上の人口10万人当たりでは全国が48.0件、沖縄県が64.2件となっております。全国より沖縄県の件数が上回っているという状況でございます。高齢者虐待に関する通報・相談があった場合には、市町村が事実確認を行いまして、要介護施設等に対しましては、施設や改善計画の提出を求めます。養護者の場合には虐待者と被虐待者の分離、介護保険サービス等の導入など、ケースごとに必要な対応や支援を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん ちょっと確認ですけれども、全国は48件、沖縄県を数字でいいますと62.1件、それとも64.1件ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 64.2件でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん これは全国と比較して、全国は48件、沖縄の場合は64件、この数値の出現率というのは本当に大きいかと思うんですけれども、その担当部局としてはどのようにこの数値をお考えでしょうか。そしてまた、この課題解決に向けて、どういった解決策をしているのか、もう一度御答弁をお願いいた

します。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 先ほど全国と比べて高いということを申し上げましたが、それと加えまして近年、高齢者虐待件数は増加の傾向にあります。高齢者の尊厳の保持にとって、とても深刻な状況であるというふうに受け止めております。高齢者虐待の未然防止や虐待を受けた高齢者の迅速な保護及び虐待者に対する適切な支援に向けて、市町村や地域包括支援センターにおける対応力を強化していくということが重要な課題であるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 私はこの数値的なものは、まだもっと隠れた部分であるかと思うんですよ。やはり通報先とか、そこら辺をしっかりと広報等、出していたきたいなと思います。今の包括支援センターとかその訪問介護をしている方たちからの通報だと思うんですけれども、やっぱり児童虐待のように、その通報先がはっきり明確化されると通報もしやすいし発見も早いのではないかと考えております。何かありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 現在、高齢者虐待に関する市町村の通報・連絡については、県のホームページ等でも周知を図っているところでございます。今後、市町村や関係機関と連携しまして、各市町村の通報・連絡先の周知や高齢者虐待に対する啓発についてもさらに取組を強化していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん ありがとうございます。

次の質問も関連するんですけれども、やはりこの虐待を減らす意味でも、特別養護老人ホームの施設整備も、県のほうも取り組んでいるかと思いますが、現在の入所が必要な方の待機数、それとまた施設整備の取組状況をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

令和3年10月末現在、特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い待機者は767名となっております。県では、沖縄県高齢者保健福祉計画において、令和3年度から令和5年度までの3年間で特別養護老人ホーム等1289床の定員増を計画しております。入所待機者の解消に向け取り組んでいるところでございま

す。

県としましては、必要なサービス量の整備がなされるよう、引き続き市町村と連携して取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 部長、今施設整備計画1289床とおっしゃいましたけれども、これは令和3年から令和5年までの目標数値だと思いますが、現時点ではどの程度までこの目標、計画まで達成していますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 計画の進捗は遅れておまして、計画値の1289床を令和5年度までに整備することは困難な状況になっております。保険者においては、次の計画にスライドさせることも考えられるというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 部長、私が聞いているのは、今現時点、何床までできていますかという話です。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 1289床の整備計画に対しまして、すみません、令和5年度までの見込みということになりますけれども、816床の見込みということになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 部長、令和5年度見込みではなくて、現時点でのこの令和4年度末、直近の部分ではどの程度達成されておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時22分休憩

午後3時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 令和4年度までの整備は331床となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 331床。大変ほど遠い数値だと思いますよね。進まない理由としてもあるかと思いますが、進まない理由としてどういった理由が挙げられますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 計画の進捗が遅れている理由としましては、市町村等で施設整備を行う事業者の公募を行っても応募者がいない場合が多いということが、まず要因の一つとして挙げられます。応募者がいない理由としましては、都市部におい

ては土地の確保が困難であるというような理由が市町村によっては挙げられております。また、介護人材の確保が困難ということも要因の一つであると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 分かりました。

この一つ一つ課題を解決していただいて、ぜひとも目標数値に持って行っていただきたいと思います。

続きまして、障害者の重度化・高齢化によって、親亡き後の地域における生活支援体制はどのような状況にありますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

障害者の地域生活を支える支援については、居宅介護やグループホーム、就労支援など障害福祉サービスのほか、地域の実情に応じて実施される地域生活支援事業による支援等が挙げられます。障害者の重度化・高齢化の対応や親亡き後を見据えて市町村においてサービス提供体制の構築が進められておりますが、特に重度障害者の受入れ事業所が十分に確保できていないということや、対応できる専門人材の確保が難しいといった声が寄せられております。課題であるというふうに考えております。

県としましては、引き続き市町村と連携をしまして、地域生活支援体制の整備や専門人材の育成等に向けて取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 今日ですか、報道等で北部地域の生活介護事業所2か所が人材不足、その影響で廃止か新規入所ができないというこの状況を、県としてはどのように支援されていくのでしょうか。お伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 今現在、情報収集に努めているところでございます。

県としましては、障害福祉分野の専門人材育成のために研修を実施するほか、各圏域に障害福祉圏域アドバイザーというのを配置しております。課題や困難事例の助言を行うなど、実施主体であります市町村の取組を支援しているところでございます。

今回報道されました件につきましても、北部の圏域アドバイザーを中心に検討されているというふうに聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん この今回の北部の件だけではな

く、やはり県内でもそういった事業所が何か所かあるかと思っておりますので、そういった施設の状況を県もしっかり把握していただいて、保護者または当事者が困らないようにしっかりと支援をしていただきたいと思っております。ありがとうございます。

続きまして、文化観光スポーツについてですけれども(1)、FIBAバスケットボールワールドカップへの子供たちの大会招待、交流について具体的な内容を伺います。

ちなみに最近、これ御存じですかね。（資料を掲示） スラムダンク。映画を何回か見てきました。子供たちとか若者たちに今大変人気のバスケットボールの映画ですけれども、そういった子たちに聞くと、今回の世界大会があるということすら分からない人が多いです。やはり県がもっとしっかりとPRをしていただかないと、その話をすると、子供たち、青年たちは、ああ行ってみたい、空気を味わいたい、そういう思いを持っているみたいです。そこら辺、部長のほうはどういうふうに計画を立てておりますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） まず、FIBAの子供たちの招待、交流についてお答えします。

県では、関係団体で構成する開催地支援協議会を設置し、県が事務局となり、大会の成功に向け取り組んでおります。子供たちの交流については、離島を含め県内全域に住む子供たちをワールドカップへ招待、県内の子供たちがフィリピン等の共同開催国や大会出場国について文化等を学ぶ学習会の開催、県内の子供たちと出場国の子供たちをオンラインで結んだ国際交流、県内の子供たちが試合のハーフタイム等に出演する沖縄の伝統芸能の披露、トップアスリートとの交流によるバスケット教室の開催などを予定しております。このような取組を通して、沖縄の将来を担う子供たちがワールドカップを身近に感じるにより、国際感覚を養うとともに、世界に目を向ける機会を創出してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 時間がありませんので、部長、空港辺りもしっかりとPR、広告等を出していただきたいと思っております。

次に進みます。

教育旅行推進強化事業の内容を伺います。成果もです。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、市場の変化等に対応し、修学旅行の長期的かつ安定的な

確保及び受入れ体制の整備に向け、教育旅行推進強化事業を実施しております。具体的には、沖縄修学旅行の魅力と学習効果等の情報発信を行うプロモーション、沖縄文化に精通している事前・事後学習アドバイザーの派遣、沖縄修学旅行を実施したことのない学校等に対するモニターツアーの開催、関係機関と連携した修学旅行協議会・分科会の開催などにより、修学旅行の誘致、受入れに取り組んでおります。次世代を担う生徒の皆さんが、魅力ある沖縄の地で平和学習、沖縄の自然・歴史・文化等を活用した探求学習やSDGsプログラムなど多くの学びを得ることは非常に大きな価値があることから、引き続き沖縄修学旅行を推進してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 次に、来年度、新事業として観光人材確保支援事業、これの具体的な取組をお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 観光人材確保支援事業では、従業員の労働環境を改善し、人材の確保・定着を図るため、観光事業者の生産性向上に資する取組を支援することとしております。また、県内宿泊施設、観光施設等における職場訓練や観光業界に特化した就職説明会の開催を通じて、観光事業者と求職者のマッチング機会を創出するとともに、観光現場における様々な取組を伝える広報、就職イベントの周知に取り組むこととしています。本事業の実施により、観光業界の持続的発展につながる人材の確保・定着を図ってまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 大変時宜を得ている事業だと思います。

実際、先ほど部長が御説明しておりました修学旅行、バスガイドも足りません。沖縄の場合は平和学習が結構メインになるかと思いますが、その平和学習に当たるバスガイドさん、あとは平和ガイドさんの確保が難しいということですので、そこら辺どういった支援ができるのか、考えていただきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） コロナ禍を経験した後の需要の回復に伴いまして、貸切りバスのバス、それからバス運転手、バスガイドが不足している、減少しているということは承知しております。

これまでも観光事業者受入れ体制再構築緊急支援事業におきまして、人材確保のための受入れ体制の再構

築の支援という一環で、バスガイドの育成にかかる経費や、県外から応援に来ていただくためのガイドの渡航費や滞在費等も支援しているところでありますし、また、観光従事者向けのオンデマンドセミナーとして、沖縄の平和学習に係る学習や自然・文化・歴史について紹介する動画を作成しておりますので、こういったコンテンツも積極的に活用を促しているところでありますし、今般、併せて先ほどの観光人材確保支援事業でマッチング等を促進してまいりたいと考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん よろしくお願ひいたします。

次、世界のウチナーンチュ大会開催後における県三役による海外キャラバン事業費が新規事業として計上されている。その目的と内容をお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 全体的なことを私のほうから回答させていただきます。

沖縄県では、第7回世界のウチナーンチュ大会の成果を踏まえ、ウチナーネットワークを次世代に継承し、さらに発展させるため、私や副知事が海外県人会や姉妹都市などを訪問し、県系人や政府関係者と意見交換を行うことを予定しております。具体的には、海外で活躍する県系人の功績をたたえるとともに、現地のニーズや要望を聴取し、人材育成、文化交流、ビジネスの展開など多面的な交流の活性化に向けた意見交換を行うこと、さらには、アーカイブ化に向けた県人会活動の記録などを行い、これらの取組を通じて、総合的に世界のウチナーンチュとの交流をさらに推進していこうというものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 私たちも知事が、三役が行かれるのは本当に喜ばしいと思います。本来であれば、ウチナーンチュ大会前に行っていただければなおよかったですと思っております。ぜひまた交流をして、要望等も聞き入れてくださるようお願いいたします。

次、次世代のウチナーネットワーク育成事業が拡充されておりますけれども、ウチナージュニアスタディー事業も強化されているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、ウチナーネットワークを担う次世代の育成を目的として、海外や国内の県系人子弟を沖縄に招待し、県内の中高生との交流や、沖縄の歴史や文化等の学習を行うウチナージュニアスタディー事業を実施しております。令和3年度及び令和4年度は、このうち県外の県

系人子弟についてはこちらに来てもらうことができませんでしたので、オンラインでの参加となりましたが、次年度、令和5年度は、海外からの受入れを再開し、海外から10名、県外から2名の県系人子弟を受け入れ、県内の中高生15名との交流を予定しております。引き続き、国内外の沖縄県人会と密に連携し、海外県系人社会等と沖縄とのかけ橋となる人材の育成に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 本当にこれいい事業だと思いますし、人数の拡充もしていただいて、それから受入れだけではなくて、アメリカ辺り、カリフォルニア辺りにまたこちらから子供たちを送り出して、県人会のほうもその受入れをしたいという話をされておりましたので、そこら辺も検討していただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県外・海外とのウチナーネットワークの継続的な取組というところで、ウチナーネットコンシェルジュを活用した情報発信、それから相談等を行っておりますし、今般、先ほどありましたキャラバン事業で、現地に赴いて現地の方々のニーズや要望等をお聞きすることとしておりますので、そういった意見をお聞きしながら事業に反映させていきたいと思っています。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん ぜひよろしく願いいたします。
少し休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時37分休憩

午後3時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○石原 朝子さん（パネルを掲示） 小浜島、そして座礁船です。ここはサンゴ礁ですね。今回の1月24日に竹富町小浜島沖でパナマ船籍貨物船が乗り上げて、現在も座礁したままであります。

これまでの県の対応を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時38分休憩

午後3時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

県では、1月24日に第十一管区海上保安本部から事故発生の一報を受けた後、庁内の関係各課へ随時情報共有を行うとともに、同本部から船体の状況などの

説明を受けております。また、石垣島で計5回開催されました竹富町小浜島沖外国貨物船乗揚げ海難情報連絡調整会議へ、これは八重山事務所などが参加し情報収集を行っております。

県としては、引き続き情報収集を行うとともに、関係部局と連携して必要な対応を行ってまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん ちなみに確認をしたいんですけども、海上保安庁、そして自治体、船主の役割分担として、どういった役割分担になりますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時38分休憩

午後3時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 失礼いたしました。お答えいたします。

まず海上保安庁ですが、これは「海上において、人命及び財産を保護し、並びに法律の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧する」ことを目的に設置されております。今回の座礁船に係る対応としましては、事故への対応と船主への指導を行うことと承知しておりまして、この事故への対応というところが、一義的には事故を起こした船主というところが対応すべきものであるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん そうですね。船主なんですけれども保険に入っていると思います。もし保険に入っていない場合には、自治体がこの船を撤去しなければなりません、座礁船をですね。そのときにこの座礁船をやはり竹富町が責任を持つことになるかと思えます。船主ができればですね。その際、やっぱり県のほうでも支援をしていかないといけないと思います。この撤去費用に幾らかかると思えますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えします。

今回は、幸いにも保険会社が対応し、油の抜取りを終了したということと、当然保険会社のほうにおいて、船体の撤去等についても対応なさってくれるものというふうに承知しておりまして、ただ一方でその撤去に幾らかかるといことは承知しておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 聞くところによると、300億と。300億円かかるそうです。保険に入っているから船主がしっかりやってくれるだろうというわけではなくて、やはり県のほうもしっかりと関係団体と一緒に、

この船主のほう、保険会社のほうに早急に撤去してもらおうこと。その働きかけをしていかないと、1年、2年このまま放置しておきますか。何年でもかかると思っていますよ。そこら辺、県としては、対応はどういうふうにやっていきますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

まず知事公室においては、周辺環境や油の回収等現地の情報を——庁内でいきますと、環境部、庁内関係課へ共有してきたところでございます。当該船舶が座礁した海域——これは自然公園法に基づき、西表石垣国立公園に指定されていること等を踏まえまして、船体等の早期撤去がなされる必要があるというふうに我々も認識しております。

なお、環境省沖縄奄美自然環境事務所等により、令和5年2月24日には、船体の早期撤去に関する要請書が提出されているというふうに承知しております。

知事公室としては、引き続き情報収集を行うとともに、これは特に竹富町とも情報を密に交換しまして、必要な対応を取ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん ぜひ市町村と対応してやっていただきたいと。（資料を掲示） ちなみにこれは、県内の放置された船ですね、座礁した船。2か所あります。西表島の近く、そして伊良部島のほうにも、2か所あります。放置されたままです。もう古くなっていますけれども、西表のほうは少し朽ちてきています。しかしここは、伊良部島のほうはまだ船体が見えます。一度御覧になってきたらいいと思います。そういうことにならないように、やはり今回の座礁船は風光明媚なところでありますし、大変重要なところだと思いますので、ぜひとも県は対応していただきたいと思っております。

休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時44分休憩

午後3時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○石原 朝子さん 我が党関連で又吉清義県議の、会計年度任用職員の労働環境についてなんですけれども、会計年度任用職員の妊娠・出産、育児休業の取得状況や——なぜそれを聞くかといいますと、マタニティーハラスメント防止対策はしっかりととされているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 令和4年度における知事部局の会計年度任用職員で産前産後休暇を取得した者は、令和5年1月31日現在で25人、育児休業を取得した者は22人となっております。今議員おっしゃった妊娠・出産、育児また介護に関するハラスメント防止に関する指針、これを令和3年5月に定めておりまして、様々な研修等々でその内容等について周知しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 部長、ではマタニティーハラスメント相談件数もありますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時46分休憩

午後3時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 令和3年5月に策定いたしまして、令和3年度中の相談件数は1件という今状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 1件ですね。やはり少ないですね。その相談体制、相談窓口体制を——やはりなかなか相談できにくい状況ではないかと私は思っております。私のほうにも相談があります。そして仕事を辞めざるを得なかった。働きたかったけれども継続できなかった。そういう御相談もでございます。やはりこの会計年度任用職員は、本当に正職員とは違って弱い立場になりますので、そこら辺——本庁はしっかりしているかもしれませんが、現場のほうまでしっかりとその相談、体制が整っているのか把握していただけますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 知事部局にあっては、相談窓口を各部局の主管課、それから人事課、職員厚生課、男女それぞれペア2人以上の相談員を配置、設置しているところでございます。出先機関はということですが、各部の主管課あるいは人事課に直接相談いただければ、その内容等を確認し、問題解消に向けて取り組むという姿勢で今臨んでおります。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん やはり相談窓口もしっかりとその任用職員の方に、やっぱりこういうことがあった場合はここに相談するよということ、そしてそういった福利厚生面もしっかりと説明はされていますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○**総務部長（宮城 力君）** 先ほど研修のお話を少し申し上げましたけれども、これはオンラインではありませんが、知事部局の会計年度任用職員1308人のうち、1000人、80%がオンラインで受講しております。ハラスメント防止対策の説明、相談窓口についても会計年度任用職員の皆様に対しても周知しているところでございます。

○**議長（赤嶺 昇君）** 石原朝子さん。

○**石原 朝子さん** 今回、私のほうに相談があったわけですが、そういったことが起きてはいけないと思っています。やはり緊張感を持って各部局、現場のほうには周知徹底をしていただいて、女性が妊娠・出産した場合にも働く環境をしっかりと守っていただきたいと思っております。

休憩してください。

○**議長（赤嶺 昇君）** 休憩いたします。

午後3時49分休憩

午後3時49分再開

○**議長（赤嶺 昇君）** 再開いたします。

○**石原 朝子さん** 教育長にお伺いします。

教育長、またかと思うかもしれませんが、仲田弘毅県議が質問されました、南部地区における中高一貫校の設置についてなんですけれども、南部地区ではなくて島尻郡なんです。進学校として、3Kとして向陽高校は、開邦、球陽とスタートしたはずなんですけれども、教育長としては答弁は分かります。視点を変えて、向陽高校がこれまでやってきた実績、県教育長としてはどのような評価をしておりますでしょうか。

○**議長（赤嶺 昇君）** 教育長。

○**教育長（半嶺 満君）** お答えいたします。

県立向陽高校は、地域社会や国際社会で活躍できる人材の育成を目的に特色ある学校として設立されました。実績として、平成13年度には国公立大学現役合格者が100名を突破し、その後、東京大学・京都大学の現役合格を輩出するなど高い実績を上げております。これらの進学実績に加え、創立期から続く海外修学旅行等の国際交流やスーパーサイエンスハイスクールの指定による探究活動等にも積極的に取り組んでおり、魅力ある学校として保護者や地域からの評価は高いものと認識しております。

○**議長（赤嶺 昇君）** 石原朝子さん。

○**石原 朝子さん** ありがとうございます、答弁。

やっぱり評価をされていらっしゃるわけですね。高い評価を。やっぱりそこで働いている先生方も校長先生はじめ、子供たちも保護者もとっても期待感を

持っております。伝統ある学校だということで。ぜひとも中高一貫校として前向きに検討していただきたいと思っております。

どうぞお願いします。

○**議長（赤嶺 昇君）** 教育長。

○**教育長（半嶺 満君）** 中高一貫校の設置の考え方です。

まず1点目は、沖縄を牽引する人材の育成、難関大学等への進学を目的として併設型中高一貫教育を設置するという進め方です。次に2点目としまして、人口及び児童数は、那覇・南部地区そして中部地区に集中していることから両地区に設置することとし、中部地区は、沖縄市所在の球陽高校を設置いたしました。また那覇市を含め南部地区については、難関大学進学等に最も高い実績を上げております島尻学区の南風原町所在の開邦高校に設置することとして今進めてきたところであります。新たな中高一貫校の必要性につきましては、まず既設の中高一貫校に新たな学科設置、あるいは学級増の検討が必要であると考えております。また新たな学科等の成果と課題を踏まえ、さらなる中高一貫教育の推進として、中等教育学校や新たな中学校など様々な可能性、必要性を検討していく必要があるというふう考えているところであります。

○**議長（赤嶺 昇君）** 休憩いたします。

午後3時53分休憩

午後3時53分再開

○**議長（赤嶺 昇君）** 再開いたします。

石原朝子さん。

○**石原 朝子さん** 教育長、ありがとうございます。

続きまして、里親委託解除事案についての調査報告についてなんですけれども、各委員からの補足意見の中で、中間報告の提言が生かされていなかったという文言がございました。これは事実でしょうか。

○**議長（赤嶺 昇君）** 子ども生活福祉部長。

○**子ども生活福祉部長（宮平道子さん）** お答えいたします。

個別ケースの内容についてはお答えできませんが、県では、令和4年6月の調査委員会の中間報告を踏まえまして、当該児童を支える新たな体制をつくりまして、児童の意向を尊重しながら、その最善の利益や権利が守られるよう取り組んできたところです。また、子供の意見表明を受け止める仕組みを令和5年度中に構築することを目指し、現在先進県視察や関係機関との意見交換、施設職員向け研修等に取り組んでい

るほか、里親全体に対するアンケートを実施したところであります。里親支援体制のさらなる充実や、里親との信頼関係を構築するための参考としたいというふうに思っているところでございます。社会福祉審議会の答申や調査委員会の提言、また今般実施しました里親へのアンケート結果等を踏まえまして、職員間でしっかり共有をしまして、児童相談業務のさらなる充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 今回答申が出たわけですがけれども、私は果たしてそれが守られるか、大変心配をしております。児童相談所の職員が増員されるということですがけれども、人数を増やせばいいというものではないと思います。やっぱり質の問題だと思いますし、今回この事案を通して、これまで積み重ねてきた児童相談所のその信頼度が大変失墜したと私は思っております。それをこれからまた一つ一つ問題を解決して、これまでの児童相談所に対しての信頼度を上げていただきたいと思っております。

人数は増やすけれども、その研修等、どういった内容の研修をされていくんでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど部長からも答弁をさせていただきましたが、やはり今回のケースについては、そのお子さんの声を尊重するという点については、非常に努力しなければならないということの大変厳しい御指摘をいただいております。また里親との信頼関係を構築するための、例えば里親アドボカシーのように、アンケートだけではなく、直接里親さんが声を上げることができるような、そういう仕組みが必要だということ。それから、そのような評価については、第三者委員会を設置して、そこでしっかりと審議をしていただいて、社会福祉審議会の答申や様々なその求められるケースワークについて人員を増やし、さらには職員の皆さんへの研修をしっかりと丁寧に行いながら、県警察などの関係機関、県本庁とそれから児童相談所の人事交流もしっかり行って、現場の声が本庁の中でも共有されるような、そういう体制にすべきであるということも含めて、この児童相談体制の強化と専門性の向上を図って、児童相談業務のさらなる充実とそして子供ファーストの政策がしっかりと生かしていけるように取り組んでいきたいと思っております。

○石原 朝子さん 知事、答弁どうもありがとうございました。私の一般質問はこれで終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後3時58分休憩

午後4時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 皆さん、こんにちは。お疲れさまでございます。

一般質問も今日私で6人目ということで、終わりが見えてきていますから、ある程度、しっかりとした答弁をいただきたいと思っております。

本日、私ども自民党会派の一年生議員のフレッシュ会、全員同じかりゆしウエアで臨んできております。やはりこのかりゆし——沖縄県議会、議運決定事項でもかりゆしが年中認められているということで、今日は知事・副知事もかりゆしを着ていらっしゃるんですけども、やっぱり沖縄らしい議会の議論の風景というのが全国放送、またはインターネットでも流れていくということも非常にいいことなのかなと思って、寒さをしのいで、今日は半袖で臨みました。長袖のかりゆしも作るべきだなと改めて感じているところでございます。（「若い」と呼ぶ者あり）若いというよりも最近少しおなかの回りが増えてきて、寒さに強くなってきてはいますが、やはり沖縄でも2月は肌寒いですから、しっかりと風邪引かぬように一般質問を頑張っていきたいと思っております。

質問の通告に従って、一般質問させていただくんですが、まず1番、行政全般についてという形で上げさせていただきます。人材不足、人手不足の議論は以前商工労働部ともさせていただいたと思うんですけども、近年、コロナ前もかなり強い声が上がっていましたが、あらゆる業界・職種において人材不足と叫ぶ声が非常に大きくなっているのを私も耳にしております。コロナ禍が明けつつある昨今、沖縄県が経済再興していく、しっかりとコロナ前の状況に戻していくという取組においても、人材不足というのが足を引っ張りかねない深刻な状況にあるのではないのかなというふうに感じております。

先日の知事の施政方針の中でも、人手不足に対する対策というのが3行ほど言及があったんですが、実態としては民間だけではなくて、公務員、教職員、医師、看護師、保育士——教員等、保育士については、昨今新聞報道でもさんざん出ているところでございます。そういうところまで、行政の範囲にまで人材不足が及んできていて、行政運営の安定という部分も脅かされる状況にあるのではないのかなと。計画の見直し等々が、子ども生活福祉部からも出ておりました。そ

ういった中で、言及はされていたんですけども、危機感が少し薄いのではないかという感じもあって、人材不足に対しての対応の現状と、まずは次年度の展望を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 小渡良太郎議員の御質問にお答えいたします。

確かに、昨今はどこの業界においてもコロナ禍を見据えて、まず今一番必要なのは回復するための金銭的な支援、そしてそれをしっかりと投資できる人材であるという声が非常に深刻かつ大きくなっています。沖縄県では、誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍を促進するとともに、地域社会を支える人材の確保にも取り組んでいく計画を進めております。コロナ禍からの需要回復に伴い、県内では、観光分野などの人手不足に加え、IT、技術系、保育、介護、対人対応などの専門的スキルや経験を持つ人材の育成・確保が社会的課題となっております。

沖縄県としましては、若年者をはじめとする人材確保と定着を促進するとともに、リスキリングや学び直しなどを含めた職業能力の向上、あるいは企業内における様々な人材育成のために取り組んでいく、そのような支援策を含めて、総合的な取組を促進することにより、人材不足の解消に努めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 人手不足のものに対して以前からずっと沖縄県、社会課題の一つとしてなっていると一言でも過言ではないと思うんですけども、数値的な、例えば状況の解析とか、または目標設定とかってというのは何かございますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時25分休憩

午後4時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えします。

具体的な数値目標ということでございますけれども、沖縄県におきましては、県内の有効求人倍率が令和4年7月以降、6か月連続で1倍を超えて、求職者の数を上回る求人のニーズが高まっているという状況でございます。さらに令和4年12月の県内の月間有効求人人数、また新規求人人数、正社員求人人数はコロナ前の令和元年12月を上回っており、人手不足感が強まっているという状況でございます。また、産業別でございますと、宿泊・飲食サービス業を中心とする観光

関連産業において、前年同月比で新規求人人数が伸びているというところでございます。

そこで課題というところでございますけれども、やはりこの完全失業者数が前年同月を上回っているということでもありますとか、正社員有効求人倍率が1倍に満たないということがございますので、求職と求人のミスマッチというところを課題と捉えまして、取組を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 ありがとうございます。

今答弁にあったように、通常だと有効求人倍率とか求職数等々の統計データの中で、どれくらい人手が足りないのかというのを机の上である程度の数というのを把握できるのは、これは皆さんも御存じだと思うんですけども、ここまで人手不足が蔓延してくると、もっと細かな調査というのが必要になってくると思います。どの業界でどういう人材が足りないのか、例えば、それは高卒人材を充てることで解消が可能なのか、それとも違った人材育成の政策が何か必要なのかという、人手不足を解消するために、いろんな手だてを打っていかないといけない今の沖縄県にある中で、まだ有効求人倍率と求職数の数だけで、マッチングがあるからそれを是正していきましようというような段階ではもうないのかなと。もう少し焦りを持って、この課題に取り組んでいくということをしていかないといけないのかなというふうに危機感を感じているところでございます。

既存の取組が全て駄目だとも言いませんし、しっかりと今やっている事業を進めていただくと上で、具体的にやはり今話したように、どういう人材が足りないのかという調査をしっかりと行って、それに必要な人材育成の政策を打っていくということをぜひ次年度やっていただきたいということで、お願いを申し上げます。そういうことをしていかないと、離職率が高いという問題も沖縄県は抱えています。一時的に数字はよくなっても、また悪い方向に行ってしまうと。いつまでもこの問題が解決されないまま時だけが過ぎていくということになってしまわないように、このコロナ禍から復興の今のタイミングで、骨が太い人材育成の政策、雇用政策、人手不足の解消のための取組ということをお願いしたいんですが、知事の意気込みをお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄県は、雇用の場が不足しているということと、それからサービス業に依存しているというような経済状況など、全国とは少しバラ

ンスの違う構造になっていることが顕著であります。ですから、例えば第2次産業を新たに雇用を増やしていくというような場合の、当然第2次産業における分野の人材が専門的なスキルをしっかりと身につけていくこと、そしてそのスキルを身につけるための人材育成をしている企業に対して、我々もしっかりと支援をしていくというような、その二重三重の枠組みが必要だと思えます。ぜひ、様々な業種においてはそれぞれ取り組む目標がおりだと思えますが、沖縄県としても関連企業、団体としっかりと連携して取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 これは以前から私も申し上げておりますが、行政の運営というのは、予算をつけて事業を起こして何ぼというところがございまして、ぜひこの部分もしっかりと予算をつけて事業を展開していただきたいと思います。要望いたします。

これに関連して、先日、子ども・子育て会議の中で、黄金っ子等の進捗状況が協議されて、その中で保育士不足のため1669人の児童を受け入れることができなくなったという報道がありました。これについて、詳細の説明とプランを見直すという話も出ていたんですが、見直す理由をお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

先日、子ども・子育て会議の席で、保育士不足による定員割れがあったと——1669人の定員割れがあったという数字について御説明をさせていただいたところでございます。定員割れといいますのは、保育士が不足しているために、実際に施設としては確保されているんだけど、保育士が確保できないために受入れ枠が減少をしているというような状況の説明をするということで、実際に受入れ可能な枠が1669人分減少しているということの説明をしたという数字でございます。黄金っ子プランの見直しにつきましては……。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時32分休憩

午後4時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

黄金っ子プラン、子ども・子育て支援事業の支援計画という名称でございますが、これは市町村の取組を取りまとめてといいますか、積み上げてこれを県

全体の計画という形でまとめたプランになっております。今般、幾つかの市町村において事業の進捗等を見ながら、このプランを見直すという話がございまして、これを受けて県のプランとしても見直しを——これは年度明けになるかと思いますが、行っていくというものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 ありがとうございます。

1669人の受入れができなくなったということと、待機児童の数っていうのは、どういう感じで関係があるんでしょうか。よく聞かれるのは、待機児童は四百何人いますと、この間も答弁いただきました。1669人さらに受け入れられなくなったら、待機児童って2000人になるのかというふうな形で聞かれることがあるものから、そこのところもう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように保育所の定員等の整備につきましては、黄金っ子プランのほうで数値目標を掲げて取り組んでいるところでございます。例えば令和4年4月1日現在ですと、認可定員数が6万6414人というふうに掲げておりましたけれども、実際に整備としてはそれだけの枠が確保できたとしても、保育士が確保できないために1669人の枠は実際には受入れができませんというような数字で、定員としては6万6414人を確保できたんだけど、保育士不足の定員割れが1669人で、実際の受入れ枠は6万4745人となっているということでございます。

一方で、待機児童というのは、市町村に保育の申込みをしていただいて、保育の必要性の認定がされて、その上で保育所の利用ができなかった方々を積み上げたというものでございます。計算として、申込みをした児童の数から利用児童数、実際に入所できた児童数、それを差し引きましてそれが広い意味での待機児童ということになります。この中から、潜在的待機児童というのがいますので、潜在的待機児童を引いた残りが通常公表しております待機児童という形になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 この待機児童という言葉が一般的になって、いろんな方々と待機児童の解消ということを訴えて、知事も選挙で訴えていたと思うんですけども、この待機児童という言葉が進み、あまりにも使われ過ぎたおかげでちょっと見えなくなっているところ

ろがあるのかなというふうな気もしています。人手不足の部分とは少し離れるので、以降の議論は委員会でもやりたいと思うのですが、沖縄県の子供が何人いるかということから、必要な保育の数を考えていくところをちょっと取り入れていかないと、待機児童解消のためにやっても、また潜在的な待機児童が出てきて解消されないということが続くのかなということを、最近ちょっと感じるところであります。

僕の子供も次年度2歳児になるんですけども、結局ゼロ、1、2、3年間、ずっと待機児童だったということもあります。そういうふうな形で私と同じようにゼロ、2で入れない子供たちっていうのはたくさんいて、なかなか働きたいけど働きに出られないという声も聞きますから、待機児童という部分だけじゃなくて、保育環境をしっかり県の状況に合わせてつくっていくと。それが県の保育の役割だとも思っていますので、そのために保育士どれぐらい必要なかということも待機児童、申し込んでいる人に合わせるんじゃないかと、推計に合わせてやっていくということも少し取り組んでいただきたいと、これは要望して次に行きたいと思います。

次2番、農水行政に関して、家畜排せつ物の処理及び利活用に関して、いろいろとこれも周りから聞くことが多いものですから、まずは現状を聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 家畜排せつ物の処理と利活用についてお答えいたします。

県では、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づきまして、各種事業を実施しております。平成19年度までに堆肥舎等が整備され、法に基づく管理基準は、全ての対象農家において満たされている状況にあります。しかしながら、一部の堆肥舎や浄化処理施設等においては、不十分な管理、機械設備の老朽化等による悪臭発生などの課題があります。このため県では、家畜排せつ物の適切な指導を行うとともに、機械設備の再整備などの支援をしております。

県としましては、引き続き関係機関と連携して、家畜排せつ物の適正処理を推進してまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 答弁ありがとうございます。

堆肥舎に関しては、整備はおおむね完了しているという答弁があったんですけども、不十分な管理と老朽化が問題だという答弁がありました。全ての箇所で

そういう話が聞こえているわけじゃないんですけども、県内幾つかの箇所では、特に畜舎周辺の悪臭ですね。往々にして、家畜排せつ物に由来するものと考えられる悪臭の問題が公衆衛生上の問題になっているのは、部長も御存じのことだと思います。このような問題が発生する背景には、今答弁にあったとおり、不十分な堆肥処理の在り方とか、または施設の許容量が現状に足りないということももしかしたらあるかもしれないし、老朽化で漏れているということがあるかもしれない。この畜産業についてはそれぞれ家畜の頭数管理もしっかりなされていて、そこから排出される排せつ物の量というのもある程度推定できることだと思うんですが、こういう問題が起きてしまうと、悪臭が出てしまう箇所があるというのは主にどういった課題が挙げられるのか、部長の見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時40分休憩

午後4時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 畜舎の悪臭対策等についてお答えしたいと思います。

県内における令和3年度の畜産経営に起因する苦情発生報告は、33件ほどありまして、その中で悪臭発生に関する苦情が約半数を占めている状況にあります。そのため、悪臭対策として、1つ目に、畜舎清掃や消毒などの衛生管理の指導、つまりこれが足りないということでございます。2つ目に堆肥舎や浄化処理施設の適正管理の指導、3つ目には畜産クラスター事業等を用いた施設の改修の推進などの支援を速やかに行いまして、引き続き関係機関と連携をしながら家畜排せつ物の適正処理を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 ありがとうございます。

そういう悪臭のクレームが聞こえてくるところは、主に雨の日になるとさらに臭くなるというふうな話もあります。これは、未処理の排せつ物が雨で流れていってしまったのか、もしくは適切に処分していないからそのまま雨で流されていってしまったのか。ちょっと状況はしっかり把握していないんですけども、排せつ物が川とかに流れていってしまったそのまま海に出ていくということになると、環境の問題にも発展していくということにつながっていきます。ですから、処理手順の厳格化ということも含めて、

ここはしっかりと対応していただきたいなど。全ての畜産業者の方々がそういうことをやっているわけではないと思います。先ほど、苦情が来ているという話もあったんですが、苦情にも傾向が必ずあると思います。そういった箇所を——市町村にもそういうクレームが上がってきているはずですから、情報収集を行った上で、しっかりとした対応を——みんながちゃんとやっているのに一部のところがちゃんとやってないというふうなことで公衆衛生に悪影響が出ると、沖縄の環境にも悪影響が出るということにならないように、ぜひ引き締めて厳格化して対応していただきたいと思います。

排せつ物の利活用に関しても、全量が堆肥として利用されているというのを聞き取りのときに伺いました。ただ、他府県では堆肥以外の利活用の方法というのも進んでいるんですけれども、そういった部分で今後家畜排せつ物の処理に関して、どのような展望を農水部として考えているのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 家畜排せつ物の堆肥等以外の利活用につきまして、県内事例からちょっとお話をしたいと思います。

八重瀬町では環境省事業を活用し、バイオガスプラントを整備しております。乳用牛のふん尿と地域で排出される食品残渣を処理し、発生するメタンガスを発電エネルギーとして、消化液をサトウキビ等への肥料として有効活用している事例がございます。バイオガスプラント導入につきましては、高額な初期投資、各農家からの家畜排せつ物の回収、もしくは耕種農家とのマッチングなどの課題があります。

県としましては、耕畜連携等を中心とした家畜排せつ物の有効利用を図りつつも、新たなプラント導入について、八重瀬町の事例等も参考に検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 全量堆肥化、もう今やっていることです。別に否定はしないんですけれども、ただ堆肥化をしてもやはり臭いが出るという問題があります。農家の方々は主にJAから肥料を買っているというのもあって、堆肥化以外の方法もやはりどんどん取り組んでいただきたいと思いますと考えておりますので、これは具体的にどうというのは今ないんですけれども、ぜひどういった方法があるのか検討の上で進めていただきたいと思います。要望いたします。

次3番、教育行政に関して、部活動についてのもの

で……。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時44分休憩

午後4時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○小渡 良太郎君 次年度以降の展望についてということで質問通告しているんですけども、一昨年度、コザ高校において部活動内のパワハラがもつて生徒が亡くなるという痛ましい事案が発生をしました。この事案の責任については、委員会でも何度も議論して現在は係争中ということでもあるんですけども、再発防止という観点から、今までどのような取組を行ってきたのかというところをまず先に伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えいたします。

県教育委員会では、部活動における「暴力・暴言・ハラスメントの根絶」を目的に、高校への巡回訪問及び指導者を対象とした各種研修会を行ってまいりました。さらに沖縄県高校部活生メッセージ2023検討委員会を設置し、7校22名の委員が部活動の悩みやハラスメント等について討議を行い、指導者、学校、部活生仲間、保護者に対して、部活動をよりよいものにしていきたいという生徒たちの強い思いを発信いたしました。

県教育委員会としましては、高校部活生メッセージを広く周知するとともに、これからの時代における部活動の在るべき姿の構築に向けて、引き続き取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 この部活動におけるパワハラに関して、様々な取組をしているのは報道等でもありましたし、委員会でも説明を受けているんですが、それでもパワハラの話というのは、私のところにちらほら聞こえてきます。議員のところにわざわざ話をしに来るということは、まず学校に話をし、それでもらちが明かない。いろんなところに話をしたけれども全然らちが明かないから、多分最後に私のところに来て、どうかならないかと相談をしているんじゃないかなというふうに感じています。

取組をしているのは理解はしているんですけども、ただそれでも私の耳に入ってしまうほど、まだ存在をしている。コザ高においてもそういった話が聞こえてくるというのが、正直なところでございます。漏れないようにというわけじゃないんですけど

も、やはりこういった事案が発生しないように、生徒が亡くならないからいいとかじゃなくて、パワハラというのがなくなるようにするためには、やっぱりもう一步、もう二歩踏み込む必要があるのかなというのを、正直肌で感じているところでございます。

なかなか、じゃ具体的にどうするかというのも、また今後議論していくべきところではあると思うんですけども、こういう取組があってもまだパワハラが存在しているというところを指摘させていただいて、ぜひ今まで以上に防止に向けて取り組んでいただきたいと思います。

もう一点、この部活動をめぐる話題について。

最近、中学校における部活動の地域移行がよく報道されて、これについてもいろいろと質問されることが多くあります。中学校ですから、メインは市町村になるかもしれないんですけども、この部活動の地域移行に関して、現状というか、今の状況と今後どういうふうになっていくかというところを県教委の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 部活動地域移行につきましては、令和4年12月にスポーツ庁から、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが策定をされ、令和5年度から令和7年度までの3年間を地域移行に向けた改革推進期間として位置づけ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととして、特に休日の部活動、中学校をまずはメインとして、段階的に地域移行していくような取組であります。

令和4年度の取組としましては、検討会議を立ち上げ、推進計画の策定及び運営主体の確保や、保護者の新たな費用負担の課題解決に向けた方策について検討を行うとともに、シンポジウムを開催し、市町村等の関係諸団体に向けて周知活動等を行ったところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 恐らくこの部活動の地域移行の基本的な考え方というのは、いろんなスポーツに触れてもらって、自分に合ったものを選んでもらおうという、この日本というよりも欧米型のスポーツ教育の考え方が大いに含まれているのかなというふうに感じるのですが、ただ地域に行くと、継続ができるのか、大会がどうなのかとか、いろんな心配の声が上がってきております。そういうところも一つ一つ、市町村教委とも連携をして、丁寧な説明をしていく必要があるのかなというところを最近感じるものですから、質問と

しても取り上げさせていただきました。

お願いばかりで申し訳ないんですけども、このほうの説明も、これから入ってくる子たちにも含めて、結構僕も聞かれること多いので、ぜひ地域への説明をしっかりとやっていただきたいと思います。

次(2)番、就職を希望する高校卒業者の支援に関して、現状の取組と効果及び課題点等を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

県教育委員会では、就職希望者を対象とした研修会の実施や各学校への講師派遣、就職支援員配置などの支援を継続して行っております。その効果として、年度末の就職内定率は平成23年度の84.9%から令和3年度は97.8%へ12.9ポイント改善しております。一方、全国と比べて選考開始直後の内定率が低いことや早期離職が課題となっております。今後とも、職業観の育成や就業意識の向上を目的としたキャリア教育を推進し、早期の進路決定に向けて支援をしてみたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 先ほどこの人手不足、人材不足の議論を少しさせていただいたんですが、沖縄県内の高卒人材、卒業して就職を希望される方というのは、おおよそ毎年2万人強ぐらいいると聞いているんですけども、正しいかどうかは別として。この現状を——その中でも結構無視できない数が県外に就職をしているという話を聞きました。特にこれに関して私自身調査したわけじゃないんですけども、自動車学校にありますので、18歳の子供たちとコミュニケーションを取る機会というのは、恐らく普通の人よりも多くあると思っております。その聞き取りの中で、あくまで肌感覚にすぎないんですが、内地に就職をしていった子たちの定着率があまりにも低いような気がしていて、さらにそこから、以前から県内でもたまたま問題になっている、季節労働と失業手当を頂くというループを続けているというところに陥っている若年者が多いというふうなものも、同様に感じているところがございます。この若年者——高卒人材の定着率というところ、先ほど課題になっているということを挙げられたんですが、県外就職に関する定着率ってどういうふうになっているのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時52分休憩

午後4時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（半嶺 満君） 県外へ就職した生徒の離職率は、集計等のデータがなくで今分かっていない状況であります。ちなみにでありますけれども、直近の県内就職者の3年以内の離職率は、平成31年3月卒で、全国が35.9%に対しまして、沖縄県は49.3%と。県内の離職率についてはこのようなデータが出ておりますが、申し訳ございません、県外の離職率はまだそういうデータがない状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 答弁ありがとうございます。

県内でも半分近くが離職していると。県外は分からないってことなんです、半分以上は離職しているような肌感覚で私も感じているところであります。

せっかく就職をしたのに続かないということについては、やはりキャリア教育も含めて別の対応が必要になってくるのかなど。せっかく人材として社会に出ていった方々が、全然違うところで、沖縄と関係ないところで、例えば、季節労働が悪いってわけじゃないんですけども、季節労働と失業手当のループに陥って、じゃそれが30代、40代になったときにどうするのかと。下手したら社会保障のお世話になるっていう意味で負担になる可能性も——ちょっと言葉は悪いかもしれないんですけども、あるわけであります。

ですから、この入り口の部分をしっかりとやっていく。高卒の就職に関しては、就職活動期間が短いというところも一つ課題になるような気がしますので、ぜひ就職を希望する子供たちに対する——進学を希望する子供たちに対する手だてっていうのは、結構なさされていると感じています。でも就職に関しては足りないような気がしますので、ぜひ力を入れてやっていただきたいと要望いたします。

すみません4番、時間がないので次行きます。観光及び港湾行政に関して。

この沖縄県の一つの大きなコンテンツでありますマリナクティビティーを取り巻く環境について、現状をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 令和3年度観光統計実態調査においては、観光客の4分の1がマリナクティビティーを目的に沖縄を訪れており、沖縄観光の重要なコンテンツとなっております。マリナクティビティーでは、サンゴ等の自然環境への配慮や水難事故を防ぐための安全対策が求められておりますので、県では、環境への負担を軽減するため、サン

ゴの保全等、沖縄の海とレスポンスブルーツリズムに関する情報発信、環境配慮型のマリナクティビティー運営に関するセミナーの開催などに取り組んでおり、また、安全なマリナクティビティーの推進のため、事業者の安全対策認証制度の取得促進、観光客への認証事業者活用の促進、安全対策に関するセミナーの開催、ハザードマップシステム等の海の安全啓発ツールの制作などに取り組んでおります。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 このマリナクティビティーの多くは船舶を必要としています。その船を泊め置くためのインフラというのが必要になってくると思うんですが、これについて現状はどうなっていますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時56分休憩

午後4時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 漁港等でプレジャーボート等を保管する場合には、漁港管理者へ目的外使用の許可申請を行って、知事の許可を受けるというふうに承知しております。また、港湾において施設が整っている部分につきましては、マリーナ等につきましては、具体的には宜野湾マリーナ、与那原マリーナ、それから与那原マリナパーク等につきましては、使用料を支払って船舶の停泊が可能というふうに承知しております。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 では、この漁港、港湾を利用する場合のルールとか、許可申請の方法とか、あと使用料の部分についてもちょっと詳しく教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 漁港における漁船以外の船舶の施設の利用等についてお答えしたいと思います。

漁港は漁業活動の根拠地でありまして、水産物を安定的に供給するための施設となっております。漁港における漁船以外の船舶の利用については、県または市町村の条例に基づきまして、漁業活動に支障がない範囲において使用を認めております。

県管理漁港の係留使用料等につきましては、船舶総トン数で決められておりまして、例えば5トン未満の船舶の場合が、1日当たり110円と定めております。

県としましては、条例等に基づきまして、漁港施設の適正な管理に努めてまいりたいというふうに考えて

おります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 港湾の係留施設を利用する場合には、沖縄県港湾管理条例に基づき申請により使用許可を受ける必要がございます。また、その利用に当たっては、利用者間で調整が図られるものと考えております。なお、許可を受けたもののうち総トン数が20トン以上の船舶の場合は、同条例で定める使用料を納入する必要があります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 専門のマリーナとかもまだ整備が多くされているわけじゃないはずですから、場所によっては漁港または港湾の一部を活用させていただくという状況に、今沖縄県はあるのかなというふうに感じています。

ただ、この活用する中で、いろんな方々から聞き取りをすると、施設利用に当たって、または利用料等について、不公平感があるという話をよく聞きます。県管理の漁港と市町村管轄の漁港では取扱いが違ってくるということも、もしかしたらあるかも知れませんが、そういうふうなことに本来ならないようにルール等も含めた——今お話ししたように、借りるためにはこういう手続をして、利用料は大体これぐらいだよというところをしっかりと改めて告知、広報をしていくということも重要になってくると思います。あちは高い、こっちは安いとか、あちはなかなか入れてくれないというのが今あちこちで聞こえるものですから、もちろん漁港の枠がいっぱいで入れないというのはしょうがないと思います。でも活用できるんだったら、そういったのを活用していく。そうじゃなければ整備をするという方法しかないので、ぜひ不公平感が出ないような活用の方法と、あと広報ということをお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

〔島尻忠明君登壇〕

○島尻 忠明君 皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党の島尻忠明でございます。

一般質問に入る前に、今現在那覇港の港湾計画が20年ぶりに改訂に向けての作業が進められております。その辺に鑑みながら所見を申し上げて一般質問に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

皆さん御案内のとおり、島嶼県にあつては、玄関口

となる空港・港湾の整備水準とその在り方が日常生活はもとより、地域経済に大きな影響を及ぼしております。とりわけ、貨物や生活物資を大量に取り扱う港湾の担う役割は大きく、県内には6つの重要港湾が整備をされております。その中核をなすのが県内の公共貨物の約7割を取り扱う那覇港であり、この間、一部変更や軽易な変更を行い、大型化する船舶と増大する貨物に対応してきたものの、港湾を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するべく、平成24年度には那覇港長期構想検討委員会を設置し、累次にわたる議論を経て、令和4年4月に那覇港長期構想を策定しております。そして、今般2月7日に開催をされました那覇港地方港湾審議会におきまして、20年ぶりに那覇港港湾計画の改訂案が審議され、妥当として答申されました。今後は国の交通政策審議会への諮問・答申を経て、3月には改訂をされる見通しが立っております。2013年、平成25年4月に日米合同委員会で合意をした沖縄における在日米軍施設・区域等に関する統合計画に基づき、倉庫群の県内移設を条件に2025年以降の全面返還が予定されておりますキャンプ・キンザーと一体となった西海岸開発、浦添埠頭地区の開発が期待されております。

一方、港湾計画改訂とキャンプ・キンザー返還に伴い、西海岸開発地域の土地利用が促進され、貨物車両と一般車両の混在化による交通環境の悪化が危惧されております。現在でも平成30年3月に開通した沖縄県西海岸道路浦添北道路Ⅰ期線及び臨港道路浦添線は、国道58号のバイパスとして利用されておりますが、なうら橋付近の1日当たりの交通量は約3万台となるなど、交通政策の抜本的な改定が望まれております。

そんな中、先月、沖縄西海岸道路北道路の延長区間となる宜野湾バイパスの約5キロ区間において、高架式での整備方針が決定したとの報道がありました。沖縄西海岸道路の十分な整備効果を実現するに当たり、キャンプ・キンザー跡地利用計画の骨格となる道路計画との整合性を図り、臨港道路若狭港町線との動線をしっかりと確保しながら、浦添南道路と宜野湾バイパス区間を一体的に整備することで、交通環境の改善と経済活動の活性化を図っていくことが肝要になってくるものと考えております。

先般、浦添市は市議団、経済団体と共に、港湾計画改訂と跡地利用に伴う交通需要に対応した道路整備を実施していただくよう、なうら橋付近から西洲区間を先行した沖縄西海岸道路浦添南道路の段階的な早期整備を関係要路に要請してきております。港湾計画と跡

地利用計画の推進は県経済の活性化に資するものであり、沖縄県としてもこうした地域の声に対応するべく、連帯感を持った主体的な取組を期待をして一般質問を行います。

1、港湾計画改訂後の港湾整備の在り方についてでございます。

(1)、計画改訂後の港湾整備における優先順位の考えについて。

(2)、計画改訂後の新港埠頭地区の第一優先で考えるRORO船用岸壁を含む施設整備の優先順位について。

(3)、計画改訂後の12号岸壁を含む浦添埠頭地区の施設順位について。

(4)、新港埠頭地区と浦添埠頭地区の当初予算の内訳について伺います。

2、2月7日に開催された那覇港地方港湾審議会におきまして、那覇港港湾計画改訂案を賛成多数で妥当と答申したとのことですが、審議内容と賛成多数となった経緯を伺います。

3、沖縄県民の海上の安心・安全確保等の取組について。

(1)、沖縄県は多くの離島を有しており、海上保安庁では尖閣警備をはじめ海上の治安確保、海難救助、海洋汚染の防止、海上交通の安全確保、県民の安全・安心に多く寄与しているところであります。これら海上保安業務が円滑に遂行できるよう、県は最大限努力するべきものであると考えます。

そこでお伺いいたします。

海上保安庁の主要業務についての県の認識と課題について伺います。

4、道路行政について(1)、国道58号浦添市宮城・屋富祖の横断歩道橋の復旧に向けての進捗状況について伺います。

(2)、沖縄西海岸道路南道路の事業化に向けての取組と現状について。

5、我が党の代表質問との関連につきましては、下地康教議員の1の(4)のイ、下地島空港とその周辺用地の利活用について、無償耕作者への配慮と、今後の話合いについてお伺いいたします。

あとは、質問席より再質問をさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 島尻忠明議員の御質問にお答えいたします。

海上の安心・安全確保等の取組についての御質問の

中の(1)、海上保安庁の主要業務についての県の認識と課題についてお答えいたします。

海上保安庁の業務については、尖閣諸島周辺の国境警備、海上犯罪の取締り、海上交通の安全確保等多岐にわたっており、沖縄県としては、海の安全・安心に多大な貢献があるものと認識をしております。特に、海難における迅速な救助、マリンレジャーに係る安全対策の推進及び沖縄特有の課題であります離島の緊急患者搬送について、昼夜を問わず困難な業務を献身的に任務遂行いただいております。昨年8月には、これまでの人命救助の功績をたたえ沖縄県から感謝状を贈呈しております。

沖縄県としましては、今後も引き続き、海上保安庁と連携・協力し、沖縄県民の安全・安心を図ってまいります。

そのほかの御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 島袋善明君登壇]

○土木建築部長(島袋善明君) 1、港湾計画改訂後の港湾整備の在り方についての(1)、(2)、(3)、港湾計画改訂後の港湾整備における優先順位についてお答えいたします。1の(1)から1の(3)までは関連しますので、一括してお答えいたします。

那覇港管理組合によると、事業化を図る箇所や時期については、需要の顕在化の状況や緊急性、港湾利用者や関係機関の意見等を踏まえ、費用対効果分析等を行い、必要な対応を図ることとあります。また、新港埠頭地区におけるRORO船用岸壁の早期整備を優先するとともに、浦添埠頭地区では、12号岸壁の整備を国や構成団体と相談しながら、交流・賑わい空間についても、マリーナや海浜・緑地等の事業化に向けた検討を行っていきたいとのこととあります。

同じく1の(4)、新港埠頭地区と浦添埠頭地区の当初予算の内訳についてお答えいたします。

那覇港管理組合によると、令和5年度当初予算において、港湾建設費の工事請負費について、新港埠頭地区は臨港道路舗装補修工事等9億2500万円、浦添埠頭地区は小湾橋耐震補強工事等2億600万円を計上しているとのこととあります。

次に2、那覇港地方港湾審議会における同港湾計画改訂案の審議内容等についてお答えいたします。

今月開催された那覇港地方港湾審議会において、港湾計画改訂等の審議がなされております。那覇港管理組合によれば、各委員から、岸壁の配置計画や浦添埠頭地区の交流・賑わい空間、環境への配慮についての

意見等が出されており、これらに対する組合からの回答を踏まえ、那覇港地方港湾審議会条例第8条第2項に基づく審議会における採決の結果、港湾計画改訂の内容に異議なしとの意見が多数となったとのこととなります。

次に4、道路行政についての(1)、国道58号浦添拡幅区間の横断歩道橋の復旧状況についてお答えいたします。

国において整備が進められている国道58号浦添拡幅区間の横断歩道橋については、城間、屋富祖、宮城の交差点付近に復旧を行うための基礎工事を施工中であるとのこととなります。

同じく4の(2)、沖縄西海岸道路浦添南道路の取組についてお答えいたします。

沖縄西海岸道路浦添南道路については、平成30年3月に暫定2車線で開通した浦添北道路と、現在事業中の那覇北道路を接続する道路であります。国に確認したところ、浦添南道路の事業化については、周辺地域の開発状況や関連事業の進捗及び現道の交通状況を踏まえて検討していく予定とのこととなります。また、道路計画の検討については、地元の意向を確認しながら進めていく予定とのこととなります。

次に5、我が党の代表質問との関連についての(1)、無償耕作者に対する対応についてお答えいたします。

県有地の無償耕作者に対しては、引き続き、宮古島市と連携して説明会等を開催し、利活用事業や県有地の明渡しについて、丁寧に説明し、理解を求めてまいります。また、無償耕作者から要望のある段階的な明渡しについては、事業箇所やスケジュール等について、第3期の利活用候補事業者と協議を行った上で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 御答弁いただきありがとうございます。

それでは再質問させていただきます。

まず、港湾計画改訂後のいろんな那覇港の整備については今部長から答弁がりましたが、先般、沖縄総合事務局の船で、RORO船の現場とか視察をさせていただきました。このRORO船は今現在、何隻入って、そして今需要と整備、そして対応のバランスはどうなっているか、まずこれを聞きたいと思っております。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時18分休憩

午後5時19分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○島尻 忠明君 部長、ではRORO船は今主体となっている輸送手段であります。このRORO船を、いろんな整備をする中で、やはり今現在の港湾の中が、職場の環境も大変悪く、フォークリフト等々いろんな荷物を降ろしながら、交差するところも危ない。そしてまた上屋も大分老朽化しているというふうには私は見ておりますので、この改訂を受けて、その岸壁も整備をしながら、私は一体的に整備をしないとなかなか厳しいことがあると思うんですけども、その辺も一体的に港湾のいろんな中の設備、そして作業している皆さんの安心・安全のためにも考えていかなければいけないと思うんですが、皆さんはいかがお考えでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 議員御指摘のとおり、やはり船舶の大型化や取扱い貨物量の増加等、荷さばき地が非常に逼迫しているという状況がございます。那覇港管理組合によりますと、新港埠頭地区においては、荷役作業の安全確保や非効率な運用を改善するためにも、埠頭の再編に向けた港運事業者の調整を進めているというふう聞いております。また、上屋の施設の移転等につきましても、関係機関と連携して埠頭の再編を着実に進めると。あわせて、予防保全計画や老朽化対策についても取り組んでいきたいとのこととなります。

○議長(赤嶺 昇君) 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 これはやはり港湾の中で今事業をしている事業者の皆さんも、移転等々いろんな課題がありますので、せっかくですので改訂を受けてこの整備をするに当たり、その辺も含めて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、12号の件です。これは浦添埠頭側にあるんですけども、この前東京のほうで要請をさせていただきましたら、面積等も含めて簡易なアクセスでできるということで、この12号岸壁はこれから浦添埠頭、いろんな工事をするためにも、しっかりと作業船が泊まれるようなところで考えたいということでしたが、この辺、我々も浦添市も要請をいたしました。ぜひ県としてもこれからの事業化に向けて取り組んでいただきたいと思いますが、県の思いはいかがでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 浦添埠頭地区の12号岸壁につきましては、まず那覇港管理組合により

ますと、港湾計画の改訂後の浦添埠頭地区の12号岸壁、その整備については国や構成団体と相談していきたいと考えているとのことでありますので、構成団体である我々県も一緒になって、連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 ちなみに、この工事に当たり、予算は、どのような予算をとというふうにお聞きをしておりますか。予算の活用。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時23分休憩

午後5時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、事業化を図る具体的な箇所や時期につきましては、需要の顕在化や、あるいは緊急性、港湾利用者や関係機関等の意見を踏まえまして、費用対効果、分析を行い必要な対応を図るというふうに聞いてございます。ですので、12号岸壁の整備も国や構成団体と相談しながら検討を行っていくというふうな手順になると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 部長、港湾議会では国交省の予算も含めて、特定事業推進費を含めて、やはりこの岸壁の果たす役割は大きいということで、そのようなお話ししておるんですよ。その辺は調整というか、お聞きになっていないということよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 今議員おっしゃるその特定事業推進費につきましては、現時点では私は存じ上げていない状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 この件はまた今度お聞きしますので、しっかりと早めに取組方をお願いしたいと思っております。

そして部長から先ほど答弁がありましたように、いろんなマリーナ等々も浦添埠頭地区の件もお話がありました。やはり長期構想においても、那覇市と浦添市にまたがる形で様々な港湾空間の利用計画、いわゆるゾーニングがされております。そういう中におきまして、これらを浦添、那覇のゾーニングされているものを一体化して、同じように計画して、事業化していくべきだと私は思っておりますが、いかがですか。一体感を持ってですね。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時25分休憩

午後5時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 那覇港管理組合によりますと、今後、牧港補給基地、キンザーの返還が2025年度以降予定されているというところで、この牧港補給基地跡の南側においても、全面に交流・賑わい空間が広がることから、多様な開発が可能となると考えており、一体的な利用が図られるというふうに期待しているとのことであります。

以上でございます。

○島尻 忠明君 ちょっと。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時26分休憩

午後5時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（島袋善明君） 那覇港管理組合によりますと、国、県及び浦添市で検討される利用計画の動向も踏まえながら、港湾管理者と連携していきながら、その跡地利用や一体的な開発についても取り組んでいきたいとのことでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 私たちが言いたいのは、那覇のゾーンだけではなく、浦添市の部分も同時並行にして作業を進めていただきたいということですので、ぜひこの辺も認識をしていただきたいというふうに思っております。取組方もよろしく願いをいたします。

それと、先般、第2クルーズバースが完成をしております。430メートルで23万トン級の船も入るということで、これは世界最大級と聞いておりますが、その第2クルーズバースはいいものが完成したものの、なかなか県民にも周知はできていないということで、私はお尋ねをしたいんですけど、この第2クルーズバースはどういうふうな形態で、どう利用がなされるようなもので造られているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 今月、供用開始をしました第2クルーズバースにつきましては、議員からお話がありましたとおり、岸壁延長が430メートルで23万トン級のクルーズ船の受入れが可能であるというふうになってございます。今後、コロナの感染も大分落ち着いてまいりましたので、国際クルーズ船の受入れ再開に向け、受入れ体制の構築を図っているというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 この第2バースは、国際規格はいろいろ、若狭のバースもそれはクリアはしておるんですけども、いろんな防災上の観点からできているということで、船から見て説明を受けました。その辺の造りですか、その辺を今聞いておりますので、本当にいい施設でありますから、その辺をもうちょっと県民にも——コロナ禍で大変疲弊をしている中で、今年は広島サミットもあります。多くの皆さんがまた沖縄県にも来ますし、またクルーズ船の再開も見込まれておりますので、その辺も含めて県民の安心・安全のためにも、こういうふうにしっかりと受入れ体制もできていますよということも含めて、答弁をいただきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先般、私も管理組合職員と一緒に第2クルーズバースを見させていただきました。430メートルの護岸、そして23万トン級の船が着ける水深も、13メートルで十分ある。非常にすばらしい環境が整えられていると思います。他方で、上屋の整備はこれから民設民有というような形で船社と進めていきたいというような話でしたし、それから、何よりも今一番気になるのは二次交通ですね。バス、タクシーの確保。そして、その誘導路も周辺の状況も見ながら十分配慮しなければならないだろうというように思います。

ですから、せっかく23万トン級のクルーズ船が着けられる岸壁が整備されたわけですから、そのような二次交通の手配、あるいはそのための業界との連携などについても、ぜひ沖縄県も港湾組合と連携しながら、那覇市、浦添市のほかの母体とも連携をして取り組んでいきたいというように考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 ちなみに知事、この竣工式典等は考えておりませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 港湾組合のほうと相談をしていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時32分休憩

午後5時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

島尻忠明君。

○島尻 忠明君 この浦添埠頭地区についてなんですけれども、先ほど知事も答弁をしておりました。第1

防波堤のほうも要請をしたという話もありました。やはり浦添埠頭地区の整備には、沖防波堤の早期整備が大きな課題となると思っております。私はその早期整備に向けて、防衛省、那覇港管理組合、沖縄県、那覇市、浦添市でワーキングチームを発足をさせて、事業を加速させるよう強く要望いたしますが、県の見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 現在、防波堤の整備につきましては、国で実施をしております。県としては、今後の状況の推移を見守りながら、那覇港管理組合と連携をしながら、一緒になって取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 部長、2月7日に行われた港湾審議会でも、お互いの思いがあると思っておりますので、那覇軍港の浦添移設の件でもあったということで新聞に載っておりましたので、その辺も含めて早めに——もうそこは賛成多数であったんですけども、妥当というふうに答申を受けておりますので、もうこれからはその辺も含めて早めに、関係役所を含めて、私は進めたほうがいいと思うんですけど、いま一度見解をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 先ほども申し上げたところではございますけれども、今後の状況の推移を見守りつつ、那覇港管理組合と連携をしながら、県としては取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 ぜひ推移を見たいと思っております。

なうら橋付近のこの交通渋滞の及ぼす経済的損失、時間的損失について、皆さんは算出をしておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 那覇港管理組合によりますと、なうら橋及び曙交差点の交通渋滞がもたらす時間的損失と経済的損失及び渋滞緩和等実施に伴う費用対効果は算定していないということですが、関係機関と連携しながら必要な対策の検討を進め、交通混雑の緩和に努めていきたいとのことであります。

○島尻 忠明君 ちょっと。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時35分休憩

午後5時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○**土木建築部長（島袋善明君）** 曙交差点等々なうら橋の渋滞につきましては、私自身も現場のほうは見たことがございます。あわせて、例えばなうら橋から曙交差点につきましては、南向け車線を直進2車線化したことも存じております。

引き続き、事業主体につきましては当然那覇港管理組合ではございますけれども、県としてもバックアップといいますか、一緒に連携して取り組んでいきたいと考えております。

○**島尻 忠明君** 休憩をお願いします。

○**議長（赤嶺 昇君）** 休憩いたします。

午後5時36分休憩

午後5時36分再開

○**議長（赤嶺 昇君）** 再開いたします。

島尻忠明君。

○**島尻 忠明君** そのように最初から答弁していただければよかったですと思います。そこに西洲の卸商業団地もありますので、やっぱりいろんな経済的にも大変大きなものが、損失がありますので、早めに取組をお願いしたいと思っております。

海上保安庁のほうに移りますが、今この海上保安庁が専用で泊められるバースというのがこの重要港湾の中にありますか。

○**議長（赤嶺 昇君）** 休憩いたします。

午後5時37分休憩

午後5時37分再開

○**議長（赤嶺 昇君）** 再開いたします。

土木建築部長。

○**土木建築部長（島袋善明君）** 海上保安庁の巡視船の係留場所についてですけれども、まず中城湾港新港地区の西埠頭におきまして、物揚げ場に浮き棧橋の設置を許可し係留しているほか、東埠頭については、民間船舶の利用状況に応じて使用許可をし、係留しているところでございます。あわせて、令和3年度に改訂しました中城湾港の港湾計画において、海上保安庁と調整の上、巡視船の専用埠頭として西埠頭の物揚げ場に小型棧橋1基の計画を位置づけてございます。

以上です。

○**島尻 忠明君** ちょっと待って。

○**議長（赤嶺 昇君）** 休憩いたします。

午後5時38分休憩

午後5時38分再開

○**議長（赤嶺 昇君）** 再開いたします。

○**土木建築部長（島袋善明君）** また、宮古地域におきましては、関係する港湾管理者の岸壁等の使用許可により、例えば伊良部島の長山港、これは重要港湾で

はないんですが、長山港の長山地区、平良港に巡視艇が係留されております。

石垣におきましては、巡視船艇の専用埠頭が整備され、係留されております。

以上でございます。

○**議長（赤嶺 昇君）** 島尻忠明君。

○**島尻 忠明君** 尖閣も含め、いろんな海上の安心・安全のためには、特に中城、金武、あの辺もなかなかまだ確定していないものですから、やっぱり職員のいろんな負担にもなりますので、まだ策定中という話もありますが、早めに、せめてこの6つの重要港湾には、できれば専用の係留の場所を早急に整備していただきたいというふうに思っております。

休憩をお願いします。

○**議長（赤嶺 昇君）** 休憩いたします。

午後5時39分休憩

午後5時39分再開

○**議長（赤嶺 昇君）** 再開いたします。

○**島尻 忠明君** 我が党の代表質問との関連なんですけれども、部長、今も無償耕作者の皆さんがおりますが、この確認書があります。そして今まで、こういうふうに耕作をしておりました。私、地元ですから、その当時よく覚えております。大変でした。やはりあいうふうに埋め立てて空港にするというのは、島民を真っ二つにするんですよ。そして、どういう背景があつてこのように今まで耕作をさせたかというのは、皆さんお分かりですか。

○**議長（赤嶺 昇君）** 休憩いたします。

午後5時40分休憩

午後5時40分再開

○**議長（赤嶺 昇君）** 再開いたします。

土木建築部長。

○**土木建築部長（島袋善明君）** 1971年当時の詳細な状況については、自分自身詳細には把握してございませんが、下地島空港、パイロットの訓練飛行場を造るに当たりまして、やはり地元の中でも賛成あるいは反対と、様々な意見があつたというふうには承知してございます。

○**議長（赤嶺 昇君）** 島尻忠明君。

○**島尻 忠明君** 部長、もちろんいろんな経緯がありますよ。そういうふうにこの飛行場を造るときに、いろんな中で落としどころとして、これはどうぞ活用できるまではお互いにそこで、やっぱり生活の糧です。そういうことも背景にあつて今に至っているんですよ。ですからその辺の事情もしっかりと鑑みて、しっかり対応していただきたい。丁寧に。

そして皆さん、資料がありますけれど、その当時の。この地権者にはしっかりといろんな業務を与えるということで、これが一つも果たされていないんですよ。ですから、これからいろんな計画があるのは私も理解をします。しかし、この地権者の思いをしっかりと酌み取って、もうちょっと対応していただきたいと思っているんです。せんだっての代表質問の答弁でも、私はとても、本当にそんなものかというふうに思っております。情けないですよ。もうちょっと対応をしっかりといただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 県有地の無償耕作者の皆様に対しましては、今後も引き続き宮古島市と連携を図りながら、説明会等を開催し、利活用事業や県有地の明渡しについて、議員おっしゃるとおり、耕作者の皆様に寄り添う形で丁寧に説明をし、理解を求めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 それと皆さん、屋良覚書と言っているんですけども、これは、下地島空港、訓練飛行場を廃止して——そのときは非公共専用なんですよ。公共用飛行場として下地島に設置すると。要するに、あのかのときの屋良覚書、地権者との覚書もそのときに変わって、新しく第3種になったものですから設置も変わっているんですよ。そのときに地権者には一言もないじゃないですか。勝手に皆さん、用途変更しているんですよ。地権者の思いは、屋良覚書より私はある意味で重くと思いますよ。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時43分休憩

午後5時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 議員御指摘のとおり、下地島——当時は下地島パイロット訓練飛行場、昭和46年当時に非公共用として訓練飛行場として設置許可をもらってございます。その後、昭和54年に同空港が議員おっしゃるとおり第3種空港、公共用の飛行場に設置替えをされております。そのときに確認した文書が、いわゆる西銘確認書という文書でございます。そういったように、やはり下地島空港をめぐるまはしては、屋良覚書から西銘確認書まで変遷を経ているという状況がございますので、それに併せまして隣接されている無償耕作者につきましても、先ほど来申し上げますが、説明会を開きながら、丁寧に説明

をして理解を求めていきたいということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 ですから、我が自民党の議員がおっしゃっているように、これは第3種になったから、いろんな皆さんも、米軍も含めていろんなので申請ができるということになったんですよ。その辺の認識が私はまだまだお互いがないのかなというふうに思っておりますので、この辺も踏まえて、私はしっかりこれからもこの件については皆さんに問うていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 それでは本日最後になります。どうぞよろしく願いいたします。

自民党の新垣淑豊です。

まず、質問通告締切り後に、ミス沖縄休止決定と、2月18日の県内紙の報道がなされました。歴代のミス沖縄は、沖縄県の観光の牽引役としての重要な役割を担ってきたと考えます。この案件は沖縄観光にとっても非常に大きなものであり、看過できない問題でありますので、議長と執行部には連絡を済ませております。先例を踏まえ質問いたします。

ミス沖縄選出の休止に対して、その経緯と理由について、沖縄観光コンベンションビューローは県に対してどのような説明を行ったのか、またその理由について県としての見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローにおいて、その前身を含め、昭和56年から40年以上にわたり自主事業として実施されてきた沖縄観光親善大使ミス沖縄選出事業が今般休止することが決定されました。当財団によりますと、SDGsの目標・ジェンダー平等の実現やSNSの普及による情報発信など、社会的環境の大きな変化などもあり、ミス沖縄を活用した観光情報発信についても従前のスタイルから脱却する必要性があり、観光情報発信の手法等について再考する時期に來たと考え、一度事業を休止する判断に至ったとのこと。

県としましては、休止に至った経緯等について理解しております。今後事業の在り方等が検討されるものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

私ですね、決してジェンダーとかという問題に関し

て、こうあるべきだというふうに思っておりませんので、今現状の県の考え、特に知事は多様性という言葉をよくお使いになりますので、そこを踏まえてお話を聞かせていただければと思っております。

まず県として、OCVBへの出資及び出向者というのは、どういう状況になっているのかというのを教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） OCVBの資本金は10億8376万5110円、県の出資金は1億915万円で、10億に対する全体の割合は約10%となっています。また、令和4年7月1日現在OCVB職員総数166名のうち、県からの出向者は3名となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

一応県としても出資をしているということ、あと職員も出向させているということが分かります。

沖縄県事業に対して、このミス沖縄の派遣依頼というのはどの程度ありましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時52分休憩

午後5時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） ここ最近の推移についてお答えいたします。

平成30年が派遣総数が191のうち県事業での派遣が128件、令和元年が総数167件のうち県が102件、令和2年度が総数52件のうち県事業で42件、令和3年度が総数66件のうち県事業が42件という状況です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 非常に多い割合で派遣をされているんだなというのが分かりますが、この決定について県への報告というのはいつなされたんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時53分休憩

午後5時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） OCVBが休止すると発表を行った日の当日、2月17日に県に報告がありました。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 それ以前に何か相談事とかというの

はなされたのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） このミス沖縄選出事業はOCVBの自主事業でありますので、その休止を決定したことはOCVBが自ら判断したというふうに承知しています。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 知事、多分一緒にいろんなところにプロモーション行かれているはずなんですよ。このことについて何か御相談はなかったんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 下地会長からメールをいただきましたが、ちょうど県に報告をしたときとほぼ同じタイミングであったと思います。事前に特に相談等はありませんでした。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ミス沖縄というのは単なる見た目だけではなくて、沖縄県の歴史・文化などの背景もしっかり学んで、県外へ発信をしていくという役割を持ったものだと私は思っております。特にコロナの中で観光客が少ない中でも、まさにSNSを使っていろんな発信をして、沖縄に対するプロモーションをしていたわけですよ。それで、今沖縄に観光客が戻ってくるという非常に大きな力になったということを僕は評価するべきじゃないかと思っております。この点はいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 確かにこれまでミス沖縄には様々な場面で沖縄観光を幅広く紹介をしていただき、また沖縄の魅力についても御自身たちもしっかりとお勉強をなさって、それをまた県外、ひいては海外でも広げていただく役割を十分果たしていただけたものと思います。

昨今、性の多様性や障害の有無、それから国籍など、互いの違いを認め合い、一人一人が大切にされ、あらゆる場面で活躍できる多様性のある社会を実現することは重要であると考えております。

ミス沖縄の役割は、もちろん沖縄観光親善大使として本県観光のPR、イメージアップなど様々な情報発信をしてきていただいておりますが、先ほども部長から答弁にありましたように、例えばSNSの普及やあるいは全国的にはゆるキャラが定着をしているということ。そしてさらには、根間ういちゃんとか、そういうプイチューバーでの波及が現在物すごく広がっております。ですからそのようなあらゆる分野での波及効果を考えてということも含めたOCVBのお考え

であろうと思いますし、沖縄県としても、もちろんミス沖縄の方がこれまでしっかりと頑張ってきていただいたことには心から敬意と評価を持たせていただき、これからもまたそのような活動の延長線上で沖縄観光の発展を願っていくためのツールをどんどん活用させていただければというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 まさに、知事、今いろんなお話されましたけれども、そこで多様性ということを重視するのであれば、例えば今回のミス沖縄の方々のように、心身ともにしっかりとPRをしていくためのトレーニングをしたりとか、研さんをしていくという方々もいらっしゃるわけですが、こういった方々に対しての評価をするべきじゃないかと思っておりますし、またこの役割に対して希望を持って目標としている方もいる。自己実現のステップとしていろいろ考えている方もいらっしゃると思うんですけども、その職責を担い、活躍する場が奪われたと、失われたという意見もありますけれども、その点についてはどうお考えですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 様々な分野に女性の皆さんがどんどん進出をしていただくための学びの機会、それからスキルアップの機会は当然我々もしっかりと考えていかなければなりません、今般のこの従来のスタイルからの脱却というのは、あくまでもこの一度事業を休止すると判断に至ったということですから、まずは一回休んで考えてみようじゃないかということだと思いますので、次の展開にまた様々な取組を模索していただけるのではないかとこのように思います。

当然、これまでのミス沖縄の皆さんへも心からのエールを送らせていただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 もちろん多様性を考えたときに逆に、運営とか選考にいろんな方々が関わるというのも非常に大事なことだと思っておりますので、ぜひこういった沖縄観光というものについて、非常に僕は本当に大きな役割を担ってきた方だと思いますので、今後また一緒になってやっていきたい。また、この観光大使というか、観光のPRのためにしっかりと拡充をしていくべきだと思っておりますけれども、そのためには実は県の支援が必要だと思うんですよ。なぜかというと、やはりまだまだ観光は戻り調子といってもまだ厳しいという状況があると思いますけれども、この点いかがお考えでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 先ほど知事のほうも見解を述べさせていただいておりますけれども、新たな情報発信の手法について、一度立ち止まって考えようということで、例示として挙がっておりますけれども、キャラクターだったりとか、あるいは歴史上の人物であったりとか、それから性別、年齢など属性を問わないとか、バーチャルなキャラクターであるというような形のいろんな手法をいろいろ考えるかと思っておりますし、また様々な価値観、あるいは表現する方々の価値観、生き方も尊重するということがありますので、そういったことを含めてビューローときめ細かに相談させていただきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

次に移ります。

我が党関連に行きます。

仲田弘毅議員の知事の政治姿勢(8)の、知事のアメリカ訪問についてです。

知事がアメリカでどのような活動をするのかということに対して、報道機関も同行するかと思うんですよ、そこからいろんな報道をするわけですから。その同行の募集というのがされていると聞いているんですけども、内容と現在の応募状況についてお伺いしたいです。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

本年1月下旬に一部マスコミで知事による訪米が3月で調整が進められていると報道された直後、県政記者クラブからパスポートの更新やビザの取得などの準備が必要であるため、期間等の情報提供の依頼がございました。このため、県からは、日程がまだ流動的であるという留保を付した上で、検討段階の情報を提供しております。また、県は現地での場所の確保ですとか資料の準備など、マスコミ対応を円滑に進めるため、同行を予定している記者の情報提供を県政記者クラブに依頼しまして、同クラブから提供を受けたところでございます。

ちなみに、同行記者は何人かということもですが、現在検討している段階でありますので、これはまだ答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 そうですか。私のところには、今回行っても大した成果がないんじゃないかということで、好んで行かないというような話もあるんですけども、この点どうなんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時1分休憩

午後6時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） まず知事の訪米ですけれども、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあって、これは令和元年10月が最後となっております。この間、新型コロナウイルス感染症の拡大により訪米できておりませんが、辺野古新基地建設問題、P F O Sなどの沖縄の基地問題の解決を図るためには、日本政府のみならず、一方の当事者である米国政府に対しても知事が直接出向いて訴え続けることが重要であるというふうに考えております。それで我々、ここは重要だと考えておりますけれども、昨年11月に米国の中間選挙によりまして新たな議員が選出されたことでとか、いわゆる安保関連3文書や2プラス2共同発表で示された沖縄をめぐる状況を考慮しますと、知事による3月の訪米が必要であると考えており、現在検討を進めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 分かりました。

関連して行きます。

知事はこれまでアメリカには何度渡られていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

知事は平成30年10月の就任以来、米国政府関係者や連邦議会議員との面談や慰霊祭への参列等のため、5回米国を訪問しております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 私もこれ資料を頂いておりまして、5回アメリカに行かれています。

ちなみに知事は離島にどれぐらい渡っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） これも平成30年10月の就任以来ですけれども、行政視察等で14の離島を訪問し、地元の方々と意見交換を行っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 何回行っていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時4分休憩

午後6時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

先ほど私、14の離島を訪問したということで答弁いたしました。回数でいきますと、確かに議員おっしゃるように16回訪問しております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

ちなみに、どうしても行かなければいけない、例えば式典とか、何かしらの行事があるんですよね。例えば先ほど言った南大東の開港式典だったりとか、下地島空港のターミナル施設竣工とかいろいろあるんですけども、それ以外で本当に声を聞きに行くということは何回やっているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時5分休憩

午後6時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 行政視察ということで離島の方々の実情あるいは要望等をお伺いすることですと、8回訪問しております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 そうなんです。訪米5回、本当に地域の人の声を聞くのに8回。離島の振興が一丁目一番地と言っている割には、私はこれは非常に少ないと思うんですけども、この点についていかがですか、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この間約3年余りにわたった新型コロナウイルス感染症の影響は、非常に離島にとっても厳しいものがありました。ですから、私としてはできれば離島に赴いて、しっかりその対応についても現地の皆さんの声を聞かせていただきたいという思いはありましたが、しかし、現地行政との日程やあるいはその感染状況との折り合い等、やはりタイミングをしっかりと見るべきであろうというのが大半の御意見でしたので、そのことで、この感染が落ち着くまではという形で離島への行政視察はタイミングを計る意味で見送らせていただいていたという状況が続いています。

しかし、今般そのような状況も少しずつ改善傾向に向かっているところから、またこの離島に私が直接行って、住民の皆さん、あるいは関係者の方々からの声を聞いて、それを県政の離島施策にしっかりと反映させたいということで考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 確かにコロナの件もあったと思いますけれども、やはり私が表を見させていただいても、

若干少ないのかなというふうに思っております。

あと、八重山病院の院長辞任の件で、知事は記者会見のときに、コミュニケーション不足であったというふうに、これは報道の前でも言われているんですね。だからここは、知事はやはり離島の方々とのコミュニケーションをしっかりとやっていただくということが必要だと思っております。

アメリカに行く前に、私はもっと県内を回るべきだと思っておりますけれども、この点いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時8分休憩

午後6時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 県内の視察ですけれども、知事が訪米ということで3月に予定しておりますので、一応その年度内は計画は組まれておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 これから知事がどのような動きをするのかということをも分県民の皆さんは見ると思いますので、その辺りしっかりやっていただければと思います。

これからは質問通告に沿っていきたいと思っております。

2番からいきます。

県経済における経済循環構造について(1)、県経済の域際収支の現状についてお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

現状の最新値となる平成27年における沖縄県の域際収支でございますが、1兆1307億円の移輸入超過となっております。前回調査の平成23年と比較いたしまして、移輸入超過額が20.1%拡大しており、年々増加している状況でございます。その要因といたしまして、沖縄県は生産部門の割合が低いため、人口増による生活必需品の需要増など経済規模の拡大により、県外からの移輸入額が高まっている状況であることが考えられます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 今のお話だと、県外へお金が出ていっていると、いわゆる県内のほうが赤字だよということだと思うんですけども、この循環構造の課題と解決に向けて今後の方針を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時10分休憩

午後6時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） 課題でございますけれども、先ほどちょっと重複すると思っておりますけれども、農林水産業や製造業、沖縄県ではこういった生産部門の割合が低いということ。また、個人消費や企業活動の増大に伴う需要の多くを県外からの移入に頼らざるを得ない状況であること。結果として、所得の一部が県外に流出しているということがあると思われま

す。対応でございますが、その赤字幅の縮小のためには、やはり地産地消の推進でありますとか、あとはこういったものを、移輸入額の拡大幅を抑えるとともに、農産物の生産振興でありますとか移送費の低減化など、こういったことによって移輸出額の増大を図る必要があるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

ちょっと今の答弁も踏まえて1番に行きたいと思っております。

電力利用料金値上げによる本県の影響についてということで、全国的に料金の値上げが進められておりますし、政府による支援も行われております。今回特別高圧の支援もするというので、本当にこれはありがたいなと思っております。

ただ、今日のお昼のテレビを見ましても、県外よりも商品への価格転嫁ができないという割合が、県内はかなり高いという報道がされておりました。なので、価格転嫁が行えない、行ってしまうと商品に対しての優位性が少なくなるということで、なかなか値上げできないよと。そうすると、県外のものを買ってしまうという可能性が出てくるわけですね。そうすると、先ほど部長がおっしゃっていたように、沖縄県の産業循環構造というのは、今県外に行っているわけですから、それがさらに悪化するというふうに思っているんですけども、今回それを踏まえて、特別高圧電力利用の県内企業に対する支援、これは本当にありがたいと思っておりますが、これはまず改めてどのようになっているか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） お答えいたします。

沖縄県では、国が実施する電気・ガス価格激変緩和対策事業の対象とならない特別高圧受電契約に対し、本県独自の支援により、事業所負担の軽減及び価格転嫁の緩和を通じた企業活動の下支えですとか、家計へ

の負担の軽減を予定しているところです。この事業の予算は、2月補正予算案に約4億8000万円、令和5年度当初予算案に約11億3000万円を計上し、本議会上に上程しているところであります。また、この事業は、国が実施する高圧受電契約に対する支援に合わせ、令和5年1月から9月まで行うこととしております。

沖縄県としましては、引き続き県民及び事業者負担の軽減に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 本当に非常にありがたいと思います。

ただ、こういった支援策をやるときに、これは政府の支援策でもそうなんですけれども、手続に手間がかかるということが結構ありまして、企業もそうですが、行政に対しても負担が増すということが結構あるわけです。今回この事業の手続の手法と内容について、どのようなことを考えているのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

まず、国の支援策ですが、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業、こちらにつきましては、国や県、米国駐留軍を含む全ての低圧及び高圧受電契約者に対して一律的に支援を行うというものでございます。一方、この県の事業でございますけれども、支援の対象と対象外というものを設けてございます。具体的に言いますと、支援の対象外としまして、行政庁等の公用施設、米国駐留軍、自衛隊、あと発電事業者、こちらは支援の対象外ということで考えております。一方で支援の対象というところでございますが、こちらはまず基本的に民間事業者、それに国の独立行政法人、地方独立行政法人、それに地方公営企業、さらには国及び地方が運営する公共施設等に入所する民間事業者ということで考えてございますので、この考え方の下に、事業者からの申請に基づく支援ということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

今、地方公営の団体ということは、下水道とか上水、水道局とかも、それぞれも入るとい認識でよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時15分休憩

午後6時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

そこにお金が入らないと、これはまたどうせ民間のほうに流れていくものですから、そこに負担がかかるということで、これはやらないと言ったら、ぜひやってほしいという要望をしたかったところだったので、本当にありがとうございます。

ただ、今一括での沖縄電力さんへの給付であれば楽なのかなと。これは行政にとっても、チェックするのも1つでいいわけですね。民間に対しても、電力から来たものを払えばいいという状況だと思うんですけども、これができないというのは何でできないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたスキームの下で、国の一律支援金と同じような一括支援と——いわゆる沖縄電力さんを通じた一律支援というものができないかということで検討はさせていただきました。それと議員おっしゃるように、電力使用量から料金を軽減することができるという利点でありますとか、あるいは職員の業務や利用者の負担の軽減になるということで考えたところでございますが、それを沖縄電力さんと御相談をしたところ、やはりいろんな制約等があって対応ができないということが沖縄電力さんからありましたので、現在のスキームになったということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 本当、事業者もやっぱりわざわざこれを書いて出すとか、後で支援をもらうと、やっぱり1回お金が出ていくわけですから。そういったところも考えていただきたいなと思っております。これは本当にぎりぎりまで、ぜひ調整していただきたいと思っておりますので、これは要望として上げさせていただきます。

それでは4番行きます。

公民連携についてですけれども、県内での公民連携の現状についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

公民連携でございますけれども、指定管理者制度、包括的民間委託、PFIなど行政と民間が連携するこ

とによりまして、行政の効率化を図る様々な事業手法がございます。指定管理者制度は、沖縄空手会館など多くの県施設で活用されておりまして、複数の業務や施設を包括的に委託する包括的民間委託につきましては、西原浄化センターなどで活用されているところでございます。P F I は、那覇港総合物流センター、O I S T 宿舎などの施設で活用されており、現在、県においては大型M I C E 施設整備に係る事業において活用に向けた取組が進められているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 この大規模M I C E のP F I 活用について報道でもありましたけれども、これどのような内容なのかというのを教えていただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時19分休憩

午後6時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 民間ノウハウの創意工夫を最大限発揮できるということで、P F I の一方式のビルド・トランスファー方式とコンセッション方式、それを併せて実施することとしていまして、具体的な設計・建設・運営・維持管理を一体事業として実施します。民間事業者のほうで施設の設計・建設を行った後に、県に施設の所有権を移転した後に、運営・維持管理に当たっては事業者が行いますが、そこに運営権を設定することとなります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 このM I C E の案件、これ事業規模、金額規模ってどれぐらいになるんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 令和4年8月に策定した沖縄県マリンタウンM I C E エリア形成事業基本計画におきまして、施設の拡張性を持たせた上で展示場は1万平米、多目的ホール7500平米、会議室3400平米として、これまで受入れができなかった大規模な国際会議等の開催が可能となると考えております。基本計画策定時における試算では、350億円と試算しております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 多分もっと上がると思うんですけども、この金額、予算規模350億円の内訳というのはどのように考えていらっしゃるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時22分休憩

午後6時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 整備に係る財源につきましては、地方債、一般財源、民間資金等の活用を想定しておりまして、国のほうにも確認を取りまして、地方債の活用は可能というところの確認は取れております。

○新垣 淑豊君 ごめん、休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時23分休憩

午後6時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 350億円の内訳として、地方債、それから一般財源、民間資金等を活用することとなりますが、その割合につきましては、手続の中で明らかにする形になります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 P F I を用いる理由というのは、どういった理由でやるのかというのを教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時24分休憩

午後6時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） P F I 事業では、設計から施工まで一体発注するため、施工効率を踏まえた設計、民間事業者による新技術や創意工夫、資材調達などの合理化によりコスト縮減や工期短縮につながることで、設計から施工までの一貫した体制が採用されるため、施設の利用のしやすさと機能性が向上し、M I C E 主催者や参加者の利便性を向上させることができること、それから従来方式で事業を実施した場合、短期間に初期投資費用を支出することとなりますが、P F I 事業では施設完成後、整備費を運営期間にわたって分割して支払うこととなるため、行政側の財政負担が平準化できること、それから大規模なM I C E は3～5年前に開催が決定されるということで、M I C E の誘致——運営の部分ですけれども——には長期的な視点を踏まえた誘致活動が必要であり、P F I 事業により長期の事業とすることによって、民間事業者側が数年先を見据えた継続的な誘致活動が可能となること、このようなコスト縮減や工期短縮、利便性の向上、財政負担の平準化、長期的なM I C E の誘致活動の観点からP F I 事業が有効だというふうに考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 PFIの導入というのは、安くて優れた品質の公共サービスの提供を実現するというのが目的だと思っておりますが、VFMという言葉が内閣府のPFIのページにありまして、バリュー・フォー・マネーということで、どの程度金銭的な効果があるのかというのを、導入可能性の段階でシミュレーションすべきであるというふうに書いてありますが、現段階で何%ぐらい、このPFIを活用することで財源の効果があるんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時27分休憩

午後6時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） VFM、バリュー・フォー・マネーというものですけれども、従来の方式と比べて、PFI方式による実施が、整備を含めた総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合のことで、PFI事業としての実施を検討するに当たっては、VFMを評価することが基本とされています。VFMについては、特定事業のPFI法に基づく手続の中の特定事業の選定時に、定量的評価として公表することとされておりまして、VFMの評価の透明性、客観性を確保する観点から、VFMの評価プロセスや評価方法の詳細について、特定事業の手続の中で示す形になります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

そうですね。特定事業をやっていきますよというときになるんですけども、今のMICEの需要というのはどのようになっているのかということも教えてくださいいただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時29分休憩

午後6時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 令和3年度において、MICE開催に係る需要調査を実施しております。その中では、年間催事件数223件と試算しております。国際会議等においては、オンラインやハイブリッド開催など、MICE開催に変化が見られるものの、リアルで人が集まることの意義やリアルでしか得られない価値が再評価されるなど、リアル開催の需要も根強くあるものと考えております。この223件と

いう需要調査を踏まえまして、令和4年度も旅行者やMICE関係者からのヒアリング調査を行っておりますが、この3年度結果に対しては、増えることがあっても減ることはないということとか、あるいは大型施設が整備されたら、これまで諦めていた案件が対応できるという部分とか、あと一定程度ハイブリッドの部分は残るんだけど、リアルの重要性というのは再認識されているとそういった意見が出ております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

増えるのであればありがたいなと思いますね。

このPFI事業でMICEをやると、整備することに対してのリスクって何かあるんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時31分休憩

午後6時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 想定していたよりも需要が減るとか、あるいは不可抗力等によって施設整備なりにコストがかかるといった部分がリスクとして挙げられております。あるいは、法令等の変更等外部要因によるリスクということも想定されております。このようなリスクに対しましては、国のガイドラインを踏まえて、適切に官と民のリスク分担を行うということと、プロフィット・ロス・シェアの導入——これは各事業年度の収入、収益があらかじめ想定された基準を上回った場合には、運営権者から県に金銭を支払い、下回った場合はその程度に応じて県が運営権者の収益減少分を負担すると、そういった分をあらかじめ予定している仕組みなんですけど、こういった仕組みの導入ということも検討することによって、リスク回避を図りたいというふうに考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 もちろん利益があったらもちろんです。失敗することがないようにしていただきたいと思っておりますけれども、これ、先ほど350億という話で非常に大きい事業ですけども、例えばこれは金額的にはWTOの対象だと思っておりますが、この県内企業の参画についてどのようなことを考えているのか。県内企業が参入しやすい状況をどのようにつくろうとしているのかというのを教えていただけませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時33分休憩

午後6時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 議員おっしゃるように、この大型MICE施設の整備については、WTOの適用対象となる見込みであります。このため、事業の入札条件に地域要件を付すことはできないというふうに考えておりますが、県内事業者の参画機会を確保する手段として、事業者選定の際に、県内企業の事業参画状況についても評価する手法というところを、先進のPFIの事例等を参考に検討していきたいというふうに考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 それを県内事業所の方々がよしとするかはそのうちいろいろ出てくると思いますけれども、もっとこれ民間の方々、特に県内企業の方々が参加しやすい環境をつくっていただきたいということで、またこれは意見交換していきたいと思っております。

先ほど、今まで受けられなかったものが受けられるようになるよという話ですけれども、県内には今コンベンションセンターもあります。沖縄アリーナもあります。奥武山公園でイベントもやっています。ほかにも今いろんなところでアリーナを造るよという話もあるんですけれども、この他の県内施設に対する影響、あとほかの施設間との運営の調整というのも必要になってくると思うんですけれども、これはどのように考えていらっしゃるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時35分休憩

午後6時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 大型MICE施設とその他の施設の役割分担ということでありますけれども、大型MICE施設については、東海岸地域のMICE振興の拠点となる施設として位置づけておまして、これまで規模、それから機能——機能という部分は複数の会議室を同時に備えて、そういう大型会議に対応できるというようなその両方の面から対応できなかった大型コンベンションや各種学会、展示会、コンサート等について積極的な誘致の下、需要の取り込みを図っていきたいというふうに考えております。

一方、コンベンションセンター等については、大型MICE施設にはない劇場棟などの特徴ある特色を生

かしたイベント開催とか、中小規模の企業会議などを誘致するなど、引き続き県全体としてバランスの取れたMICE振興に、それぞれの機能、役割を踏まえた形でのすみ分けをしていきたいというふうに考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ぜひお願いします。

これができたからといって、ほかのところのイベントが全部、じゃ大型MICE施設に行きましたよという話では、それこそ県経済の不均衡になりますので、ぜひそこはお願いをしたいなと思っております。

このMICE施設、過去に一括交付金事業として調整ができなかった経緯があると思いますけれども、その理由は何でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時38分休憩

午後6時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） たしか一括交付金を活用するに当たっての国との調整の中で、施設建設した後の運営収支、それがしっかり取れるかというところで、需要の見込みであるとか、あるいは需要喚起するための周辺環境の整備とか、そういったものが議論になっていたというふうに承知しています。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 そうですね、平成31年の第2回の議会で、過去に一括交付金の活用を前提とし、工期を考慮すると制度の終わる時期を超えてしまうということで見直す必要があるというふうにも書かれておりますし、先ほど部長おっしゃっていたように、県において根拠ある需要や収支見込みなど、必要な受入れ環境整備の具体的な見込みなど整備されていることが最も必要であったということで、これ大臣の会見内容がありました。

ということで、先ほど需要の話もありましたけれども、需要や収支見込みとか受入れ環境の整備というのは具体的に進んだのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時40分休憩

午後6時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 先ほど答弁しました催事の開催見込みを基に、その参加見込数を基に収支見込みを出しております、その収支見込み

によれば、独立採算による運営が可能だという一定の結果が出ております。その過程の中では、展示場を3万平米から1万平米に縮小しつつ、将来の発展可能性を残しつつ、1万平米で整備していくということも考慮されております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 一括交付金の制度が延長されたんですけども、課題が解決されたのであれば、改めて一括交付金に挑戦するという選択はないのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時42分休憩

午後6時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 先ほどのPFIを活用したメリットという部分と、それからその事業に参画する事業者、複数の事業者が関心を示しているというところから、早期の実現のためにはPFIを活用したほうが良いという判断でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 制度が変わって、延長になりまして2年ですよ、そろそろ。なので、県からも起債をするという話もありますし、一般財源を使うというお話もあります。一般財源は、私もほかのものに使ったほうが良いと思っているんですね。知事が公約で上げている学校給食費の無償化というのにも一般財源を使えるわけです。そのほかにも、多分部長の皆さんも、部下の方々からこういったことをやりたい、ああいったことをやりたいということではいろんな要望が上がっていると思うんですよ。だけど財源がないからといって止めているという状況もありますので、私これが先ほど——これ今ちょっとタイミング的にお答えできないという話もありましたけれども、VFMの件とか。こういったものをしっかり私はもう一回整理をして、挑戦するんだったら挑戦したほうが良いんじゃないかなというふうに思っております。

先ほどの、一括交付金を使えるようなプランができたということであれば、私はそこに民間の方をどう活用するかということ、民間の企業の力をどう活用するかということを考えても良いんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、この辺ってどうですかね、知事。これ全体に——要はこれMICEだけじゃないですよ。全般に関わる問題ですから。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時44分休憩

午後6時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、コスト縮減や工期短縮、あるいは利便性の向上、財政負担の平準化や長期的なMICEの誘致活動の観点から、PFIのメリットを生かして、その手続に沿った形で早期の整備を目指したいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 そうでしょうね。部長は多分そういうふうにおっしゃるんじゃないかなと思いますけれども、むしろこれが、課題がきっちり整理されてそれで進むのであれば、国と話してもいいんじゃないかと思っております。でないと、最初調整できなかったという段階から今PFIというふうになってきていますけれども、本当にこれができるのかどうかというのはやっぱり不安なんです。造ったはいいけれども、これ県として初めてのPFI事業ということですから、これがうまくいかなかったときに、これが負の遺産となるんじゃないかということもありますので、いろんな角度からぜひ見ていただきたいなと思っております。

続いて海洋政策なんですけれども、令和5年5月に国の第4期海洋基本計画が閣議決定される見込みですが、県の対応についてどのようになっているか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

県においては、昨年5月に策定した新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、海洋に関する各種施策を盛り込んだところであります。具体的には、基本施策「持続可能な海洋共生社会の構築」の中で、海洋島嶼圏としてのSDGsへの貢献を図るとともに、海の恵みを利用した持続可能な社会経済開発であるブルーエコノミーの先導的な展開に取り組むこととしております。国においては、本年5月頃に第4期海洋基本計画を策定する見込みとしております。

県としては、海洋基本計画の理念や国との適切な役割分担を踏まえ、本県の自然的・社会的特性に応じた施策を展開してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 第4期の基本計画を策定して、多分それも21世紀ビジョンに生かしていきたいと思っはいると思うんです。国のものをしっかりと見ながらですね。第4期の基本計画策定に対して、沖縄県からも——ブルーエコノミーだとか海洋だとか、あれだけ

いっぱい書いてあるわけです。沖縄県から国に対して何か要望とか要請とか提言とか、こういったことはされたんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） これまでのところ、国に対する要請等は行っておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 これまでも言っていますけれども、沖縄県はこうしたいんだというところで、その考え方をどんどん伝えていかないと、結局国がやっている方向性の中で、じゃ沖縄県はどこを取りますかという話にしかならないんですよ。だから沖縄県はしっかりと自分たちの意思を持って海洋開発、海洋資源ということについて政策を打ち出していくべきだと思っております。そのためには、私はやっぱり基本計画が必要だと思うんです。21世紀ビジョンは21世紀ビジョンでいいんです。実施計画もできているとは言います。だけど海洋基本計画を沖縄県としてしっかりとつくるべきじゃないかということを再三、私この場でも言わせていただいていますけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

海洋に関する各施策につきましては、安全保障であるとか国際秩序の強化など、国家的見地から実施されることが適切なものもあると考えております。

県としましては、海洋基本法の理念や国との適切な役割分担を踏まえまして、本県の自然的・社会的特性に応じた施策を展開したいと考えているところでございます。また新基本計画においては、持続可能な海洋共生社会の構築を新たに今回、基本施策に位置づけたところでございまして、その中で施策展開として2つ、海洋島嶼圏としてのSDGsへの貢献、ブルーエコノミーの先導的な展開ということで、海洋施策について一つの基本施策に集約したというところでございます。こういった施策をPDCAによる評価と進捗状況を加味いたしまして、必要な改善も行ってフォローアップをすることで着実な推進を図るということでございます。

国の基本計画につきましては、5月に策定されるということでございますので、まずはその策定される基本計画の内容も踏まえつつ検討してまいりたいというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 そこが私、沖縄県としての主体性がないんじゃないかという話をしているんです。沖縄県

は——もちろんこの日本というのは全部海で囲まれているわけですよ。その中でも、南北400キロ、東西1000キロというふうにいつも言うわけですよ。それだけ多く抱えているところはほかの都道府県にはないんです。だから沖縄県がこういうことをしたいから、だからこそ国の政策に入れ込んでほしいということをもっと主体的に入れていかないといけないのではないかと思っているんです。だから要請しましたか、要望を出しましたか、そういうことを聞いたんです。この点、知事はこれをどのように考えていますか、今のお話を聞いて。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） おおむね企画部長から答弁をさせていただいております。確かに海洋島嶼県沖縄県は、海の恵みを先進的に、そして様々な恩恵を地域の魅力にもつなげていくような離島県ゆえの様々な取組が期待されているということは、議員御案内のとおりであります。我々は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画及び実施計画においてもそのような取組を進め、いわゆる島々の魅力をさらに将来的にも引き伸ばしていけるようなそういう施策を展開していくということもうたっております。ですからこの国の第4期海洋基本計画に対しても、十分その情報収集に当たりながら、沖縄県の施策としてさらに独立させて取り組めることなどについても、将来の方向性をつけていきたいというように考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 私まだまだ弱いと思っておりますので、ぜひ今後の国の政策にもしっかりと物を言うような形で計画をつくっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に教育についてというところですが、幾つか、ごめんなさい、最後までできそうにありませんが、県立学校の校則の周知方法ということで、これがどのようになっているのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

各学校では、生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために実態に応じて校則を制定しております。校則については、生徒・保護者に対し、学校説明会、合格者オリエンテーション、三者面談、ホームルーム活動、学年集会などを通じて周知を図っております。

県教育委員会としましては、校則の内容について学校内外の関係者が参照できるように、学校ホームページなどでの公開を推進してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 おっしゃるとおり、入る前にやっばり分かっていたほうがいいですよ。ウェブサイトでの周知をしている高校は何校ありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 申し訳ございません。今正確な数値は持ち合わせておりませんが、県立学校教頭会の生徒指導委員会が調査を行っておりまして、学校ホームページでの周知は全体の4割というふうな状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 これ過去にも指摘されているんです。だからもう今年度中にやるとか、来年度までに、いつまでにやるとか、こういった期日を切っていた方がいいと思うんですけども、これはいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 校則の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、児童生徒がそれぞれの決まりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景についても示していくことが適切であると考えておりますので、ホームページなどでの公開を推進していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 すみません、夜間中学と不登校は委員会でやります。

沖縄県の英語教育の目標の設定ということで、今のようになっているか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

県教育委員会では、沖縄県英語教育改善プランを策定しまして、その中で、英語教育を推進するための6つの指標について数値目標を設定しております。具体

的には、高等学校においては、英検準2級相当の力を有する生徒の割合を国の目標値と同じ50%に設定しており、令和3年度実績は42.3%となっております。本プランの目標達成に向けては、英語能力判定テストや教員に対する研修などを実施し、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの英語4技能を重視した授業改善に取り組んでいるところです。

県教育委員会としましては、引き続き、本県の児童生徒の英語力向上に努めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 県内、いろんな教育をやっているところがあるんです。イングリッシュキャンプとか、アメリカとのオンライン講座とかをやっていますけれども、こういったことをなさっているのは知事、御承知でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時54分休憩

午後6時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（半嶺 満君） 様々な——米軍基地内の教育機関との交流もございまして、学校単位や競技団体レベルで米軍基地内教育機関と授業体験やスポーツ等を通じて交流を行っているという事例はございます。

○新垣 淑豊君 ぜひ、そちらに対しての支援も重ねてお願いしたいということを要望して終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で、本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明28日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時55分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 西 銘 純 恵

会議録署名議員 照 屋 守 之

令和5年2月28日

令和5年
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第6号）

令和5年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第6号）

令和5年2月28日（火曜日）午前10時開議

議事日程第6号

令和5年2月28日（火曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から乙第24号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から乙第24号議案まで

- 甲第1号議案 令和5年度沖縄県一般会計予算
- 甲第2号議案 令和5年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 甲第3号議案 令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 甲第4号議案 令和5年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第5号議案 令和5年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 甲第6号議案 令和5年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第7号議案 令和5年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第8号議案 令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第9号議案 令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第10号議案 令和5年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 甲第11号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第12号議案 令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第13号議案 令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 甲第14号議案 令和5年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第15号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第16号議案 令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第17号議案 令和5年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第18号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第19号議案 令和5年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 甲第20号議案 令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
- 甲第21号議案 令和5年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 令和5年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 令和5年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 令和5年度沖縄県流域下水道事業会計予算
- 甲第25号議案 令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第7号）
- 甲第26号議案 令和4年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第27号議案 令和4年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）
- 甲第28号議案 令和4年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第29号議案 令和4年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第30号議案 令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 甲第31号議案 令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第2号）

- 甲第32号議案 令和4年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
- 甲第33号議案 令和4年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第34号議案 令和4年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 甲第35号議案 令和4年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第36号議案 令和4年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）
- 乙第1号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第2号議案 指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関する条例
- 乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県県土保全条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県地域福祉基金条例を廃止する条例
- 乙第6号議案 沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第11号議案 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第13号議案 沖縄県差別のない社会づくり条例
- 乙第14号議案 沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例及び沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 乙第15号議案 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例
- 乙第16号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第17号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 乙第18号議案 沖縄県暴力団排除条例の一部を改正する条例
- 乙第19号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第20号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第21号議案 名護市と今帰仁村との境界変更について
- 乙第22号議案 包括外部監査契約の締結について
- 乙第23号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 乙第24号議案 専決処分の承認について

出席議員（48名）

議長	赤嶺 昇 君	6 番	大城 憲 幸 君
副議長	照屋 守之 君	7 番	上原 章 君
1 番	次呂久 成 崇 君	8 番	小渡 良太郎 君
2 番	喜友名 智 子 さん	9 番	新垣 淑 豊 君
3 番	島 袋 恵 祐 君	10 番	島 尻 忠 明 君
4 番	玉 城 健一郎 君	11 番	仲 里 全 孝 君
5 番	上 里 善 清 君	12 番	上 原 快 佐 君

13番	新垣	光榮	君	31番	西銘	啓史郎	君
14番	國仲	昌二	君	32番	座波	一	君
15番	瀬長	美佐雄	君	33番	大浜	一郎	君
16番	山里	将雄	君	34番	呉屋	宏	君
17番	当山	勝利	君	35番	花城	大輔	君
18番	當間	盛夫	君	36番	又吉	清義	君
19番	金城	勉	君	37番	仲宗根	悟	君
20番	新垣	新	君	38番	崎山	嗣幸	君
21番	下地	康教	君	39番	玉城	ノブ子	さん
22番	石原	朝子	さん	40番	西銘	純恵	さん
23番	仲村	家治	君	41番	渡久地	修	君
24番	平良	昭一	君	42番	瑞慶覧	功	君
25番	仲村	未央	さん	43番	比嘉	京子	さん
26番	玉城	武光	君	44番	末松	文信	君
27番	比嘉	瑞己	君	45番	島袋	大	君
28番	照屋	大河	君	46番	中川	京貴	君
29番	山内	末子	さん	47番	仲田	弘毅	君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城	デニー	君	文化観光スポーツ部長	宮城	嗣吉	君
副知事	照屋	義実	君	土木建築部長	島袋	善明	君
副知事	池田	竹州	君	企業局長	松田	了	君
政策調整監	島袋	芳敬	君	病院事業局長	我那覇	仁	君
知事公室長	嘉数	登	君	会計管理者	名渡山	晶子	さん
総務部長	宮城	力	君	総務部財政統括監	名城	政広	君
企画部長	儀間	秀樹	君	教育長	半嶺	満	君
環境部長	金城	賢	君	警察本部長	鎌谷	陽之	君
子ども生活福祉部長	宮平	道子	さん	労働委員会事務局長	下地	誠	君
保健医療部長	糸数	公	君	人事委員会事務局長	茂太	強	君
農林水産部長	崎原	盛光	君	代表監査委員	安慶名	均	君
商工労働部長	松永	享	君				

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局	局長	山城	貴子	さん	課長	補佐	城間	旬	君	
次長		前田	敦	君	主査		幹宮	城	亮	君
議事課	長	佐久田	隆	君	主査		親富	祖	満	君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から乙第24号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

座波 一君。

○座波 一君 おはようございます。

本日のトップバッターであります自民党の座波一でございますが、後に続くメンバーのためにも、始めよければ全てよしでまいりたいと思いますから、よろしくをお願いします。

では、県知事の政治姿勢から伺います。

持続可能な平和について、平和の定義について知事の方考え方を伺います。これは、県知事に対して平和の定義を伺うというのは、いささか失礼な感もあります

が、基本的な部分から質問を重ねたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

では本日も真摯に誠実に答弁に努めたいと思ひます。

座波一議員の御質問にお答えいたします。

平和の定義についてお答えいたします。

平和とは、一般的に、戦争や紛争のない状態にとどまらず、貧困、飢餓、差別、暴力、人権抑圧、環境破壊などがなく、安らかで豊かな世界、またはそのような安寧な環境、心配やもめごとがなく、穏やかであるという状態であると考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 残念ながら、今の世界は国際秩序が崩れていると言わざるを得ないわけでございます。混迷の時代に逆戻りしていると言われていたわけでございます。そのときに、いまだに戦争が絶えないこの人類社会において、平和の対極に戦争があるわけでございますが、平和とは、戦争のない状態であるということも言えるわけでございます。平和とはまた、力の均衡という認識が世界の今、定説であります。そのように、いかに平和を継続するか、これが政治の力、政治だと言われておりますが、戦後77年間日本は平和だったと言えますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 戦争のない状態という点においては、日本は平和であったと思ひます。

他方、この戦後77年の間にも、日本の中でも公害問題をはじめ様々な社会的な激動な状況があったということを見ると、その状態においては人々は平和ではなく、不安な状態が続いていた時代や地域があったものというように認識しています。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 今の世の中の、世界の状況を踏まえて、平和と戦争というテーマでやっていますから、その他の要素については今議論の対象にはしていないわけでございます。ある意味、77年間が平和であったということを知事も認めているわけでございますが、平和に対するこの評価と防衛力及び抑止力の必要性を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

県としては、沖縄県を含む我が国が、独立繁栄を続

けていく上で平和と安全は不可欠であることから、専守防衛のための最低限の自衛力は必要であるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 防衛力は必要で、抑止力はどうなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 抑止力についての認識についてお答えいたします。

少々長くなりますけれども、まず抑止力についてですが、令和4年版の防衛白書によりますと、抑止力とは、「他の国に対し侵略を思いとどまらせる力のこと」であって、力を背景とした現状変更を阻止するためにも不可欠とされており、また「必要な防衛力を持つことで、自国への侵略はできないと他国に理解させ、侵略を思いとどまらせることが国家間や地域の安定化にとって不可欠」と説明されております。一方で、米軍基地問題に関する万国津梁会議というところから、これ令和2年度の提言がありましたけれども、こちらのほうでは、抑止力とは、「相手が攻撃すれば反撃・報復する能力と意志を相手が認識することで成り立つ」とした上で、留意すべき点も示しております。2つございますけれども、「抑止は効果的な安全保障政策のひとつの側面にすぎないことを忘れるべきではない」ということと、「抑止とは、相手の攻撃に対し、反撃する姿勢を示すことによって、相手の攻撃を思いとどまらせることであり、そのためには反撃するという意図と能力、そして意図を相手に対して正しく伝えることが必要である」と。しかしということ、こちらのほうが我々大事だと思ひますけれども、「抑止は、防御的な目的であるにもかかわらず、しばしば攻撃的とみなされ、そのため挑発的効果ももっている、危機を拡大させることもある」と、「自国の安全のためにとった行動が、相手国から攻撃的な政策と認識されて対抗策をとらせ、その結果、戦争の危機が高まって双方の安全がかえって低下するという現象は、「安全保障のジレンマ」と呼ばれる」ということが指摘されております。

こういったことを受けまして、県としましては、軍事力の増強による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生じることを強く懸念しておりまして、政府に対してこうした事態を生ずることのな

いよう、最大限の努力を払うこととともに、平和的な外交・対話による緊張緩和等を求めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 長々とありがとうございます。

知事の考えを伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今公室長がお答えしたとおりでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 戦後77年間は一応平和であるというような表現で認めておりますよね。なぜ平和が守られたのか。憲法9条で守られたのか。それとも平和運動がそうしたのか。あるいは日米安保が守ったのか。いろんな要素が複合的に重なって平和が保たれているのであります。そしてまた戦後77年間、我が国は憲法9条と13条のこの両方の解釈で、ある意味防衛力、抑止力を保っているとも言われております。13条の国民の個人の尊重と幸福権の追求を最大限に尊重するという趣旨で、外国からの武力行使に対する自衛措置が認められていると解釈されているわけでございます。それによって、日本の平和は維持されているという部分もあるわけでございます。そこについてはどう考えますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時8分休憩

午前10時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 議員も今おっしゃっているように、日本の平和というものは憲法第9条とか、それから議員もおっしゃっているような13条、それから日米安保体制というような体制があって、平和が維持されてきたものというふうに認識しております。

○座波 一君 知事は答えないんですか。非常に重要な部分です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員御案内のとおり、そのような憲法における国民福祉の追求という点から、この安全は保たれてきているというふうに認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 憲法は非常にすばらしい憲法であります。その理念は持っています。ですが、それだけでは平和は維持できないということを私は申し上げたい

ということで、ぜひともその問題をしっかりと考えてほしいということが趣旨であります。憲法への評価という点では、知事、それと同時に憲法を改正するという今自民党の方針があります。それについてどう考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 憲法改正については、様々な御意見がおりだと思っておりますが、まずその憲法改正における最大の要因は、やはり国民が憲法によって為政者を抑制しているという点についての点検、議論が必要であろうと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 議論が必要であるというのは十分かかっていますが、今の憲法改正の動きに対する知事の考え方を確認します。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 国会における憲法審査会で議論が進んでいるというように思いますが、改正するかしないかについては、国民的な議論が必要であるというのが従来からの私の考えです。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 知事の国会議員時代のいろんな発言を見てみました。かなり防衛問題には精通している立場で発言をしておりましたが、その当時の考えとは今、本当に乖離しているような答弁が繰り返されているのは残念でございます。

次に、知事が考える地域平和外交と国の外交方針の整合性について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

本県は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画で示しているとおりの、県独自の歴史的・文化的特性等のソフトパワーや地理的な優位性を生かしまして、観光、物流、環境、保健・医療、それから教育、文化、平和など多様な分野における国際交流を通じて築いてきたネットワークを最大限に活用し、アジア太平洋地域における平和構築に貢献する独自の地域外交を展開することとしております。

なお、外務省においては、外交を推進していく上で、地方自治体等を重要なパートナーであると位置づけておりまして、地方自治体の姉妹・友好都市提携や連携協定など地方の国際的取組を支援しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 自治体外交を否定しているわけじゃありません。しかしなぜ今、地域外交なのか。その地

域というのはどこを特定しているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 地域外交については、特に定義というものはないと思います。様々な考え方があると思いますが、殊、沖縄県ということに対して考えた場合、沖縄県が有する歴史、伝統、文化及び自然環境などのソフトパワーや、地理的な特性を生かし、経済、観光、教育、保健・医療など多様な分野における国際交流や協力を通じて、平和的な外交・対話を構築し、緊張緩和と信頼の醸成を図ること、それによってアジア太平洋地域の平和構築に貢献することが、沖縄が展開する地域外交の本旨であるというように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 であれば今の体制の、文化観光スポーツ部あたりで対応できるんじゃないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 地域外交室を特命推進課内に設置する目的は、特命推進課は知事の特命事項について部局横断的な課題等を整理した上で、所管部局に業務を移管するまでの業務支援などを行っています。担当部局の補完的な役割を担っています。そのため、令和5年度に関係部局で進めている国際交流や協力に関する取組を部局横断的にグリップするため、そして併せて推進していくために庁内の推進体制を整備する必要があることから、特命推進課内に設置をし、令和5年度に沖縄県地域外交基本方針を策定するという方向性で今進めている次第であります。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 地域外交という言葉を使っていますが、国の外交方針は、一元的に推進されるべきであります。政府と外務省の方針に整合性のない二元的な外交をすべきではないと専門家が言っております。誤ったメッセージを海外に伝える、その危険性があるということなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄県のみならず、全国で各国や地域と友好都市、姉妹連携を取り、地域における外交を進めているということは、国も外務省も認めていることでもあります。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 それでは政治的な外交メッセージを

発しないということですね。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 少なくとも、国の方針について様々な御意見があり、またその地域のそれぞれの捉え方があると思います。政治的なメッセージが何を意味するかということについては、その折その折で、その状況が捉えられるものと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 東アジアが非常に不安定な状況の中で、あえて地域外交室を設けるというこの意味が、非常に読めないのがあって不安であります。知事は140万県民の代表でありますから、一自治体の長なんです。それが今外交問題に意見し、反対するなどの立場を、反対するような意見をされたら大変困ります。県民が困るんです。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 令和4年5月に取りまとめました、平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書の一文を御紹介いたします。「我が国を取り巻く国際情勢を踏まえ、アジア太平洋地域において、武力による抑止が国・地域間の緊張を過度に高め、不測の事態が起こることのないよう最大限の努力を払うとともに、平和的な外交・対話により緊張緩和と信頼醸成を図ることで同地域の平和の構築に寄与するなど、我が国が国際社会において名誉ある地位を占めるべく積極的な役割を果たすこと。その際、独自の歴史や多様性を持つ沖縄を最大限活用すること」、その方針でこの建議書でも申し上げているとおりであります。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 知事が考える平和外交を否定しているわけではありません。今世界の趨勢は、抑止力と防衛力を持ってこそ対等な対話ができる、それが平和を維持するものであるというその趨勢なんです。そこをぜひとも分かっていたいただきたい。知事、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 抑止力の強化がかえって相手国の抑止力を高めさせてしまうという危険性があるということも指摘されています。ですから、節度ある抑止力の維持というものが専守防衛において必要であろうというように我々は理解をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 まあ、抑止力の増強を否定するような意見として捉えておきます。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○座波 一君 次に、地方公共団体における地域外交の役割と必要性及び適法性を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

外務省では、オールジャパンでの外交力強化を目指して、地方を重要な外交プレイヤーと位置づけまして、地方の国際交流の推進を支援するため、大使・総領事の地方訪問、在外公館施設を利用した地方の物産・観光プロモーションなど様々な取組を行っております。こうしたその国の取組にも呼応しまして、県として地域外交を展開していく必要があるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 ワシントン事務所は、米国政府から特に日本の外交機関として何の重視もされていないんです。それなのにさらに地域外交室も設けて、出先機関を設ける。このような整合性のない外交というのは、本当に、県の仕事として適法性、あるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 今回地域外交室を新たに設置することによりまして、これまでの国際交流、それから協力に関する取組を、これ部局横断的に統括しまして、県独自の地域外交を一体的に戦略的に展開することとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 次に、ヘイト条例案における沖縄県民に対するヘイト問題について。

県内のヘイトスピーチの現状と問題の本質を知事に伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

県では、那覇市役所前での街宣活動が行われていたことや、市民の取組により現在は行われていないということを承知しております。ヘイトスピーチの問題は、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を見聞きした県民に差別意識が醸成され、県民と本邦外出身者等との間に分断が生じていくということであると認識しております。全ての人々の人権が尊重されること

は、平和で豊かな社会にとって重要であり、人権を侵害する不当な差別的言動は許されるものではありません。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 ヘイトスピーチはあってはならないというのは同感であります。それを根絶するような条例こそ必要であると思っておりますが、県内で県民がヘイトを受けるようなスピーチがあるんですかと聞いています。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 今申し上げましたとおり、かつて那覇市役所前で街宣活動が行われていたという実態がございました。また、県民に対する誹謗中傷等がインターネット上では散見されておりまして、全ての人に対する不当な差別的言動は許されるものではないというふうに考えております。

○座波 一君 インターネットじゃないよ。街頭でスピーチがあったのかと聞いているんです。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 街頭ではかつて、那覇市役所の前等で街宣活動が行われていたということを承知しております。

○座波 一君 県民に対してか。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） ヘイトスピーチということございまして、本邦外出身者に対するヘイトスピーチでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 沖縄ヘイトとされるSNS上のコメント、知事はどう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 現在、議会に提出、提案をさせていただいております。沖縄県差別のない社会づくり条例が必要となる背景というのは、先ほども部長からもありましたとおり、不当な差別的言動に関する施策、差別のない社会づくり審議会を設置するなど、県民及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動について、その状況のない、差別のない社会づくりを目指していこうということを目的として提案をさせていただいております。ですから、不当な差別を解消し、不当な差別のない社会の形成を図ることが、この現状において必要であるという観点から条例として提案をさせていただいているものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 だから、このようなヘイトスピーチとか、不当な差別というのはいけませんよ。それは万人が認めます。私もこれはやるべきだと思います。しかし、なぜそこに沖縄差別という文言が入ってくるんですかと言っています。この現実を把握しているんですかということですよ。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 私は経験上、そのような差別的な言動があったということは身をもって体験しておりますが、現在はそれがなおインターネット上ではびこっているという現状において、多くの方々が非常に不安を抱え、あるいは生活を脅かされているという現状に鑑み、そのSNSも含めた現状において、差別のない社会づくりをしていこうと、総合的にその方向性を目指しているものであります。

○議長(赤嶺 昇君) 座波 一君。

○座波 一君 SNS上での非難は、これは、沖縄県の問題を非難する意見が結構多いんですね。一番燃え上がったときに、高校生の失明事件が起こったあの問題で、ネット上が炎上したんです。こういったものを即沖縄差別と結びつけるような考えは、非常に危険な発想ですよこれは。それでいいんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) ですから県は、県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けて取り組むという方向性を示しております。

○座波 一君 だからどんなものがあるかっていうことです。具体的に言ってください。知事、どんなことがあるんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) 近年、インターネット上での誹謗中傷が社会的問題となっておりまして、県民に対する批判や誹謗中傷がインターネット上に散見をされております。これらの批判や誹謗中傷が県民に不快な感情や精神的な苦痛をもたらすほか、見聞きした者に差別意識を生じさせたり、誤った認識を与えるおそれがあると考えておりまして、全ての人に対する差別的言動は許されるものではないというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 座波 一君。

○座波 一君 これは、ネット上の根本的な問題です。無責任、匿名、フェイク。これがネット上の欠点なんです。それを即沖縄差別に結びつけるというのはナンセンス。むしろ沖縄の政治姿勢、知事の政治姿勢を非難する声のほうが圧倒的に多いです。ヘイトの前段階において、そういったものも知事の政治姿勢に起

因、影響していると言えるんです。私はそう思っています。反論があればどうぞお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 政治家がその政治的な考え方について、非難を浴びる、あるいは称賛されるということは、それは私も理解をしております。様々な御意見が社会にはあるということです。ただ、この条例の第3条、基本理念では、「不当な差別のない社会の形成は、全ての人が、個人として人格及び個性が尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならないという認識の下に、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体として推進していかねばならない」という、そのように基本理念でうたわせていただいております。つまり、あらゆる差別は社会からなくしていこうという、その方向性でこの条例でうたっているものであり、個別具体的な状況だけを述べているものではないということをお理解いただきたいと思っております。

○議長(赤嶺 昇君) 座波 一君。

○座波 一君 であれば、沖縄差別というのを抜いてください。そうすれば賛成します。

次に、同条例案による県外への実効性、それと逆効果の危険性について伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) 県では、地方自治法に基づき、沖縄県差別のない社会づくり条例案を作成したところであり、条例の効力が及ぶ地域の範囲は、当該条例を制定する本県の区域内に限られるのが原則であると認識しております。この条例では、不当な差別のない社会の形成を図るために基本方針を定め、人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることや、不当な差別に関する相談に的確に応じること、差別の実情を踏まえた取組を行うことにより不当な差別の解消を図ることとしておりまして、罰則は規定しておりません。相談体制の整備や情報収集等により実態を把握し、被害の態様に応じた施策を講じ、解消に向け取り組むこととしております。

○議長(赤嶺 昇君) 座波 一君。

○座波 一君 同条例で、県外からのSNSを規制できますかと聞いているんです。規制できる実効性があるんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） この条例では、不当な差別のない社会の形成を図るために、基本方針を定め、人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることや、不当な差別に対する相談に的確に応じること、差別の実態を踏まえた取組を行うことにより不当な差別の解消を図ることとしているところでございます。人権尊重の普及啓発については、啓発パンフレット等を活用しまして、教育機関等と連携し、啓発活動に取り組むこととしております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 この条例では、県外からのSNSに対する実効性はありません。むしろ、副作用のほうが多いんです。沖縄差別を顕在化させる。既成事実化するという、非常に将来の子供たちにとって不安が残るような問題を残すんです。それを私は心配しているんです。そこを知事どう考えますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほどから繰り返しのようで大変申し訳ありません。不当な差別を解消し、不当な差別のない社会の形成を図るということを目的に、人々が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指していくんです。そのために、この条例でその方向性を明確にしていきたいと思います。ということで、条例案として上程しているものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 私が問題にしている部分、沖縄差別という部分に対してのこの答弁が全くない。本当にこれでやるんですか。これ抜いてください、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議会において御議論をいただきたいと思っております。

○座波 一君 提案を。提案を、ごめんなさい、休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

座波 一君。

○座波 一君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○座波 一君 (3)の沖縄振興予算外の予算確保については、取り下げます。

次に、自主財源の確保と強化に向けた行政運営プログラムについて。

遊休公有資産の処分・利活用の一元的な運営プログラムの必要性を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 県においては、これまで利活用がない普通財産については、その保有を必要最小限にとどめる方針の下、漸次処分してきたところであります。さらにこれを促進するため、令和3年11月に未利用財産管理運用方針を策定し、真に必要な県有地を除き、おおむね3年以内に利活用のない未利用県有地については原則売却するなどの取組を促進しているところであります。当該取組は、新・沖縄県行政運営プログラム（最終案）にも位置づけたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 現在、そういう3年間かけて公有財産の管理運用方針と未利用財産管理処分に係る方針を策定し、取り組んでいることは評価いたします。しかし、この方針では沖縄県全体の公有資産は把握できていないんですね。知事部局、教育庁以外の、例えば土木港湾の残地、河川、土地改良の残地、企業会計である企業局の問題、そしてまた特別会計等、法律の立付けが及ばない、知事部局の管財部門では及ばない公有財産が多くありますね。どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 道路、河川、港湾など、個別の法律で台帳管理が義務づけられており、これは今未利用財産処分の方針の適用除外としているところであります。実際にこれを売却する場合には、例えば国庫補助金の返還の問題、それから利活用可能かどうかの検討、それらも含めて各部局において適切に対応していると考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 その補助金の問題があるというのも分かります。ですから、このような問題を一元化して、できるもの、できないもの、整理していく必要があるということなんです。これは全体の資産に及んでいないというのは、これからやるべき仕事じゃないかと思っております。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 未利用財産の処分に当たっては、一般競争入札によることを原則としており

ます。県の歳入を確保する観点からも、より高い入札額が望ましいところがございます。今、各港湾、河川、道路等の残地についても、国庫の問題、それから利活用の可否、その辺りが整理された上であれば、この一般競争入札として一元的に売却することも可能であり、その点については土木、農林等と今後も連携してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 県民が納得する形で、例えば民間に処分するためにも、固定資産台帳を整理しないと払下げができないんじゃないですか。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） まず、土木で所管している道路の事例でございますけれども、道路法第28条におきまして、管理する道路の台帳を作成することが義務づけられております。例えば県管理の財産につきましても、当該台帳にして管理をして、例えばバイパスが建設されるとか、旧道とかの売払い等、そういった場合には、国庫補助金の返還などを勘案しながらそういった売払い等を行っている実績等がございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 台帳は、固定資産台帳をしっかり整理して、民間に処分するほうに進めていただきたいと思っております。

自主財源の確保と強化の努力と成果を、県民や国に示すべきではないか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 先ほど申し上げた未利用財産の処分に当たっては、一般競争入札によることを原則としております。その際、ホームページや新聞などに掲載し、広く周知を図っているところでございます。その結果、土地売却の実績は、現在貸し付けている県有地の随意契約による売却を除いて、過去5年間で18件、約11億円となっており、沖縄県行政運営プログラムの実績として公表しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 沖縄の特殊事情を解決するために様々な支援を国に要請している中で、沖縄県自らが、公有資産がだぶついた状態であれば、説得力が欠けるんですよね。しっかり自主財源を捻出するために努力

しているという、この姿を見せなければいけない。形を見せなければいけない。そのためにそういったプログラムも必要じゃないかと。全ての財産を束ねて、一元化して努力をしている。それでもって足りないから、振興予算では足りない分のこの支援をこの財源でお願いしますというような、説得力のある行動につながるんじゃないかということでこういう質問をしていますが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 未利用地の財産処分については、先ほど申し上げたとおり、真に必要な土地を除いて一般競争入札で売却を進めているところでございます。そして、港湾、道路等の未利用財産についても、課題が整理された上であれば普通財産として売り払うということで、今後連携してまいりたいと思っております。

また、自主財源の確保は未利用地の売却だけではなくて、例えばネーミングライツであるとか、自動販売機の競争入札であるとか、これまで取り組んでいなかった部分も近年行っているところで、自主財源の確保については不断の取組を今進めているところでございます。

○座波 一君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○総務部長（宮城 力君） 例えば補助事業の財源確保に当たっては、その事業が補助事業に適合しているかどうか、そしてその事業の必要性、熟度等について説明しております。自主財源の確保については、行革の取組の中で行ってきたところでございますし、適宜国に限らず、県民の皆様等に対しても、広く周知していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 次、ポストコロナにおける県内企業の危機対策についてであります。コロナ関連融資の公的資金の返済が今年5月から始まるが、県内中小零細企業や観光関連業等の復興はまだ不十分で、返済不能や事業存続さえ危惧される。県のリーダーシップによる前例のないレベルの対策が急務だが、知事に伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県では、コロナ関連融資の返済が令和5年度から本格化するため、借換えによる返済負担の軽減や新たな

資金需要に対応する伴走支援型借換等対応資金を創設しております。同資金は、事業者に対し金融機関が伴走支援を行い、早期の経営改善につなげるものとなっております。融資に当たりましては、事業者負担の軽減を図るため保証料をゼロとするなど、県独自の支援策を講じております。

県としましては、引き続き円滑な資金繰りを支援し、中小企業者の事業継続に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 借換え支援をすれば解決するという単純な問題じゃないんですよ。実際、今他府県では借換えが行われても、さらに返済できないから、借換の借換えというような事態がある。そうすることによって、金融機関が疲弊してしまうわけですね。企業も金融機関も疲弊してしまう。そういった状況が起きますよという忠告なんです。把握していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） 県の取組としましては、まず、過重な返済負担を抱え事業の継続が困難な事業者につきましては、返済の負担の猶予につながる返済条件の変更と、先ほどの資金の借換えなどが有用であるというところを取り組んでいるところでございます。この返済条件の変更につきましては、国や県は県内金融機関に対しまして、条件変更等に柔軟に対応するよう求めてきたところでございます。現在、事業者が条件変更を希望する場合にあっては、ほぼ全ての案件で対応しているというところを確認しているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 ポストコロナで未曾有の危機が中小零細に来ると言われているんです。それに対して、今県が本当に策がないという状態であるということが分かっております。よろしく願います。

休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○座波 一君 エネルギー政策と地下資源の活用事業についてであります。

沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブの重点プロジェクトである水溶性天然ガス導入拡大への取組と進捗についてであります。

平成24年から26年に実施された試掘調査の既存井

戸の利活用がなぜ進まないのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

水溶性天然ガスにつきましては、試掘井の所在する那覇市、南城市、宮古島市の3市において、それぞれの地域特性やニーズを踏まえ、利活用に向け取り組んでいるというところがございます。現状としましては、試掘井の活用を予定していた民間事業者の投資環境の悪化に伴う撤退でありますとか、水溶性天然ガスの利活用を前提とした採掘権取得申請が認可の要件を満たさないことなどの理由によりまして、現時点では試掘井の具体的な利活用には至っていないという状況でございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 エネルギー高騰が続く中、この水溶性天然ガスは非常に期待されるわけですよね。この主要プロジェクトにも位置づけられているわけですから、過去16億円もかけて試掘調査あるいは埋蔵量調査もしているわけです。これが停滞しているということ非常に危惧するものであります。

これをぜひとも進めるという考えはありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えします。

県では今年度、水溶性天然ガス、ヨウ素、かん水の複数の地下資源につきまして、経済合理性のある複合的な利活用モデルを構築しまして、民間事業者の投資を呼び込むための条件整備に取り組んでございます。引き続き、このような可能性調査も続けながら、利活用に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 県が国に申請した採掘出願に対し、国から補充命令が1月31日に発出され、事業化が遅れております。補充命令に対する県の取組と事業遂行への責務を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県が共同鉱業権者と共に国に申請しました、なんじい鉱山に係る水溶性天然ガスの採掘出願につきましては、申請者が鉱業を実施する計画となっていないということで、認可できないということで国から指摘されておまして、先月末に補充命令が発出されたところでございます。これを受けまして県は、水溶性天然ガスの採掘について、共同鉱業権者が主体となった事業計画として整え、今月20日、国に追加の説明資料

等の提出を行ったところでございます。

県としましては、国の審査結果を踏まえまして、試掘井の利活用に向け引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 この補充命令ですが、これは一体何を意味していますか。普通なら県が申請したものを、国は申請どおりにいくように通したいと思っているはずですが、なぜ補充命令が出るんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） 先ほどの答弁の繰り返しになります。水溶性天然ガスの採掘出願につきまして、申請者が鉱業を実施する計画となっていないということで認可できないということ聞いてございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 それも含めて、1年以上の期間があったわけですから、そういったものをしっかりサポートしていくという発想はなかったんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） 県としましては、これまでも共同鉱業権者と連携した取組というのを進めてきてございます。今回補充命令が出されてございますが、引き続きこの共同鉱業権者と一緒になって、連携しながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 国は一方向的に却下することはありませんから、ぜひとも申請者である沖縄県も積極的に対応してほしいと。

知事、県知事としてこの事業が成功してほしいと思っているので、ぜひとも力を貸していただきたい。いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど来部長から答弁をさせていただいておりますが、やはりこの水溶性天然ガ

スの状況に関しましては、できる限りこの共同鉱業権者と共に、共同鉱業権者が主体となった事業計画として整え、国に追加の説明資料等の提出も行っているところであります。ぜひこの計画もサポートしながら進めていきたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 知事ありがとうございます。

次に、沖縄県の不公正なごみ処理行政の是正についてであります。

令和4年3月の土木環境委員会で、県は、市町村に一般廃棄物最終処分場の整備義務はないと明言しました。現在もそのとおりであれば、その法的根拠の明示を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

廃棄物処理法第4条では、市町村は、「一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない」と定め、施設の整備については努力規定となっております。また、同法第6条の2の規定を受けた同法施行令第4条では、市町村が一般廃棄物の処理を民間事業者等へ委託し処理する場合の基準を規定しております。このことから廃棄物処理法は、民間事業者への委託により一般廃棄物の適正処理が確保される場合は、最終処分場等の整備を市町村に対し、絶対的なものとして法的に義務づけるものではないというふうに考えております。

○座波 一君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○環境部長（金城 賢君） 私は今のところですね、民間への委託については同法第6条の2の規定を受けたというふうに答弁をしたものでございまして、4条を根拠というふうには答弁していないというふうに思います。

○座波 一君 聞き違いか。ごめんなさい。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 今は県の解釈を言っていると思いません、整備義務はないとして。しかし、その前に委員会でも、環境省からの助言があったということも言っています。これは確かですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

県の環境省に対する、国の基本方針の確認におい

て、基本方針には地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう努めると記載をしているが、必要に応じた整備について規定されているため、市町村に対し最終処分場の整備を必ずしも義務づけるものではないというふうな回答を得ているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 これは沖縄県の都合のいい解釈だと思いますよ。

環境省は——ある民間人が、その文書の開示を請求しているんですね、沖縄県に。このような技術的助言を与えたということですね。そうしたらそれが、そういう技術的指導をしていないから、そういった文書はありませんという回答が来ているんですよ。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） 県の回答は、環境省に対して口頭により確認をしたということで、今議員が御指摘しているところの、文書はないというのは、そのとおりだというふうに考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 やむを得ない場合には、民間業者への委託というのであって、まるで整備義務がないと、あるいは放棄させるような指導をすると、これはほかの都道府県ではあり得ないですよ。そういったことはありますか、他府県でもありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

今、議員の御質問は、ほかの都道府県においてもそういった事例はあるかという御質問でございますけれども、実際に環境省の調査で、全国1741の市区町村のうち16.4%、285市区町村が当該市町村として最終処分場を有しておらず、民間の最終処分場に埋立てを委託しているという調査がございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 一概に16%といいますけれども、この最終処分場を要しないごみ処理法を取っているところならいいんです。溶融炉とかですね。そういうものまで一緒くたにしないでくださいよ。前も言いました、前の議会でもね。そういうふうに——ちょっと間違っています。

そして、廃掃法に沿って整備して、また計画する市町村にとって、整備の根拠を失い整備の義務を放棄させることになるが、不公正な行政手法を是正するべきではないかということで、お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

今議員から御質問の最終処分場の整備をその市町村に放棄させることになるのではないかという御質問でございますけれども、まず市町村においては廃棄物処理法第6条の2の第1項におきまして、市町村は「その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分をしなければならない」ということで、一般廃棄物処理に関する市町村の責務を定めているところでございます。

一方で、これを受けまして廃棄物処理法第4条においては、この市町村の責務を果たすための努力規定として、先ほど申し上げましたけれども、市町村は、「一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない」としておりまして、一般廃棄物の処理に当たっての能率的な運営のための例示として施設の整備を掲げていると。努力義務として示しているというところでございます。

こういう規定を踏まえて、一方で廃棄物処理法第6条の2の2項においては、市町村における一般廃棄物の適正な処理の確保を前提として、「市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める」というふうになっておりまして、これを受けて廃棄物処理法施行令第4条において、一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託基準が定められているということでございまして、こうしたことから廃棄物処理法は市町村における最終処分場の整備を絶対的なものとして法律で義務づけているものではないというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 前議会で環境部長は、処分場を整備していない例として、うるま市、金武町、座間味村を実例として挙げました。しかしながら、うるま市や金武町は現在、整備に向けて努力しています。さらに座間味村は、自治事務の委託として認められているわけですから、いずれにしても民間事業者へ委託はしておりません。そういう意味で、整備しなくていいというような判断でさせているという意味とは全く違いますよ。これは発言撤回したほうがいいんじゃないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

県として市町村に対して、最終処分場の整備をしなくてもいいというふうなことは申し上げているわけで

はなくて、議会の土木環境委員会において、陳情者から、中城村、北中城村が最終処分場を整備していないことについて廃棄物処理法に反するとして、県がそのことを認めないのであれば市町村に対し、県から市町村には最終処分場を整備する義務はないということを周知すべきだということについて、先ほど申し上げたとおり、最終処分場の整備については、おのおのの市町村において廃棄物処理法にのっとり適切に対応する必要があるということを申し上げたところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

座波 一君。

○座波 一君 市町村に整備義務がないとすれば、市町村は整備する法的根拠を失ってしまいますね。だから住民が反対すれば、もう造ることができないんですよ、最終処分場は。そういうことになります。問題になります。そしてまた南部広域行政組合が非常にもめにもめた挙げ句、最終処分場建設問題は3市4町が15年越しの輪番制を確立したんですね。こういった努力を県は本当に踏みにじるようなものですよ。何で一方でこういうのをさせておいて、一方では民間処分場、あるいは造らなくていいというふうに言うのか。こういった狭隘な市町村の順番になってきた場合、もう我々は造らないと。民間にやりますと言った場合に、そういったものも崩れてくるんです。どうするんですか、そういった問題は。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(金城 賢君) まず、議員が御指摘のところの市町村において廃棄物処理施設、最終処分場を整備する根拠を失うということについては、先ほども申し上げたとおり廃棄物処理法第6条の2第1項において、市町村は「その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」という責務がございますので、まずその根拠が失われることはないというふうに考えております。

それから、議員から御質問のところの南廃協ですね、南部の市町村にございますけれども、かつては南廃協も最終処分場を有しておりませんでした。ということで民間の最終処分場を整備しておりましたけれども、一方で廃棄物処理法上における順次の規制強化をもって、平成19年には遮水シート等の処分場における埋立てが禁止になったということで、それまで南部

の市町村において行われた民間の最終処分場を活用しての一般廃棄物の処理が困難となったということから、南部市町村において区域内の一般廃棄物を適正に処理するために最終処分場の整備に至ったということとございまして、このことについては廃棄物処理法の規定にのっとり適正な対応であったというふうに県も考えております。

○座波 一君 時間か。どうもありがとうございます。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣 新君。

[新垣 新君登壇]

○新垣 新君 休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時2分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○新垣 新君 大項目1、物価高騰について。

(1)、今年4月から沖縄電力が電気代を値上げすることにより、今よりさらに県民の生活が苦しくなる状況を迎えますが、県民に対する救済支援策はあるのか、見解を求めます。

(2)、食料等や原油等が依然高騰している現実であります。県民と関係団体等に対する救済策と支援について、見解を求めます。

大項目2、DX社会の推進について。

(1)、生産性の向上は、県民所得の向上の重要なファクターであり、県内製造業等では、生産性向上を目的としたロボットや省人化機器導入の必要性が工業連合会を中心に議論されていると聞いている。こうした業界の動きを県として支援する必要があると思うが、県の見解を伺う。

(2)、1月は県内の中学・高校・高専の学生が、それぞれロボットに関する全国大会で入賞等の快挙を成し遂げたというニュースが新聞をにぎわせた。有識者からは沖縄の学生は県外と比べても優秀であると聞いており、こういった大会等を通じて子供たちの才能を伸ばすことを、次世代産業育成とその先の県民所得の向上の観点からも、県として支援する必要があると思うが、県の見解を伺う。

(3)、糸満市では、糸満でじたる女子プロジェクトとして、リスキリング(学び直し)に取り組んでおり、その成果は先日のNHKクローズアップ現代でも全国に紹介され、リスキリングは沖縄県の所得向上応援企業認証制度のシンポジウムでも話題に上がっていた。また、政府も個人のリスキリングの支援に5年で1兆円を投じると表明しており、こうした県民所得の

向上を目指したりスキリングに対する社会の動きを県として支援する必要があると思うが、県の見解を伺う。

大項目3、糸満市潮平における県道82号線の大雨冠水時の改善について、進捗状況を伺う。

大項目4、県道77号線・平和の道の進捗状況について伺う。

5、県は沖縄県漁業協同組合と共に海洋深層水導入に向けての基本構想に取り組むべきだと考えますが、県の見解を伺う。

大項目6、スポーツアイランド構想について、ボールパークを導入すべきだと考えますが、県知事の見解を伺う。

大項目7、糸満市真栄里地区海岸保全区域の護岸整備の進捗状況について、見解を求めます。

大項目8、待機児童解消のための保育士宿舎借り上げ支援事業の進捗状況について伺います。

大項目9、我が党の代表質問との関連について。

まず1つ目でございますが、我が党の仲田弘毅議員が質問を行った大項目5の人材育成確保の教育行政についての(6)、南部地区における中高一貫校の設置についてに関連して質問を行います。向陽高校に中学部設置を育んでいただきたいのですが、教育長の見解を求めます。

もう一つ、又吉清義議員が質問を行った4(6)、辺野古移設についてのア、終局に向かいつつある裁判の判決には当然従う考えがあるのかについて関連して質問します。

裁判の結果に対する対応について、今代表質問では、裁判の結果に対する対応についてお答えを差し控えていただきますとの答弁ですが、さきの令和4年11月定例会の答弁では、裁判の結果に従うと述べていますが、県は法治国家を守らない沖縄県、自治体と理解しているのか。前回の答弁と今回の答弁に矛盾が生じているものですから、改めて県知事の見解を伺います。

もう一つ、下地康教議員が質問を行った大項目4、農林水産業の(5)、農家の高齢化により担い手不足の解消が進まない中、スマート農業による機械化等の推進が求められているが、農地の集約化を含めた農業生産性向上を図る上で、機械化一貫体系を前提とした受託組織の育成など、県の対応について関連して質問します。

AI、IoT、スマート農業は人手不足解消や担い手を育てる観点から、大型予算措置を行っていただきたいのですが見解を求めます。

演壇では終わり、以上議席から再質問を行います。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 新垣新議員の御質問にお答えいたします。

DX社会の推進についての御質問の中の(3)、リスクリング支援への県の見解についてお答えいたします。

リスクリングは、企業のDX戦略等の一環として、従業員に新たな分野のスキル・技術を習得させる、職業能力の再開発という意味で使われることが増えております。リスクリングの推進につきましては、企業がデジタル分野など新たな成長が見込まれるビジネスへの転換を円滑に進めることで、生産性の向上や賃上げにつながることを期待されています。国は人への投資を拡大する方針を示しており、令和5年6月までに労働移動円滑化を進めるための指針を取りまとめると表明しております。

沖縄県としましては、国の方針等も踏まえ、企業が行う従業員に対するリスクリングの支援に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 松永 享君登壇]

○商工労働部長(松永 享君) 1、物価高騰についての(1)、電気料金値上げに伴う支援についてお答えします。

県では、これまで全国知事会等を通じて、国に対し電気料金上昇に係る負担軽減を要望するとともに、昨年6月からの各補正予算編成により、電気料金を含む物価高騰等の影響を受ける事業者等に対して、社会経済活動を下支えする支援策を実施しております。また、玉城知事を先頭に、市町村及び経済団体と連携し、本県の特長事情等を踏まえた、電気料金の高騰抑制に向けた支援等を国に対して要請したところです。

県としましては、引き続き、県民及び事業者負担の軽減に向け取り組んでまいります。

同じく1の(2)、原油等の価格高騰の影響を受ける事業者への支援についてお答えします。

世界的な原油・原材料価格の上昇等による物価高騰が、県内各産業に様々な影響を及ぼしております。このため県では、おきなわ物価高対策支援金事業で、物価高騰による原材料価格等の影響額に応じ、業種を問わず法人最大50万円、個人事業主最大25万円の支援金を支給しているところです。また、物価高騰の影響

が続いていることから、3月上旬から第2弾の支援を実施することとしております。今後とも、国の対策を注視しつつ、企業活動の影響等を踏まえ、適切に対応してまいります。

2、DX社会の推進についての(1)、ロボットや省人化機器導入に対する支援についてお答えします。

県としましては、ロボットの導入等を含むデジタル技術を活用した取組が、製造現場の生産性向上等につながる有効な手段であると考えております。一方で、県内製造業のデジタル化に向けた課題として、IT分野に対応できる人材がいない、具体的な導入計画・戦略が立てられない、何から検討すべきか分からないなどが挙げられております。

県としましては、今後、県内IT支援機関や関係団体と連携し、製造業事業者に対する支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 儀間秀樹君登壇]

○企画部長(儀間秀樹君) 1、物価高騰についての(2)、原油高騰に対する支援についてお答えいたします。

コロナ禍における原油高騰等の影響を受けている路線バス、タクシー、貨物自動車運送事業者、離島航路、離島航空路など、交通事業者の安定的な運行継続の支援として、今年度これまでに約13億円の予算を計上しており、燃料高騰分等に対する補助金を支給しているところであります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) 1、物価高騰についての御質問の中の(2)、原油等高騰に対する県民と関係団体等に対する支援についてお答えいたします。

県では、今年度これまでに補正予算約15億円を措置し、介護・障害福祉サービス事業所、保育所、子供の居場所等に対し、光熱費、食料費等、物価高騰に係る支援事業を実施しているほか、生活困窮者やひとり親世帯への給付、相談・生活支援等を行っております。

県としましては、引き続き、国と連携を図りながら、物価高騰による県民生活や事業者への影響に適切に対応してまいります。

次に8、待機児童解消のための保育士宿舎借上げ支援事業についてお答えいたします。

本事業は、保育士の確保・離職防止を目的として、国から市町村への直接補助により、保育所等の設置者が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助する事業となっております。令和4年度は、16市町村が本事業を活用しており、そのうち待機児童のいる市町村は13市町村となっております。また、宿舎借上げ支援の対象となった保育士は608人となっております。

県としましては、市町村に対し、保育士確保に係る各事業の周知を図るとともに、その活用について助言を行ってまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 糸数 公君登壇]

○保健医療部長(糸数 公君) 1、物価高騰についての(2)のうち、医療施設等に対する支援についてお答えします。

県は、物価高騰の影響を受けている県内の医療施設等を対象として、光熱水費の高騰分に対する支援を行うこととしており、病院等の有床施設に対しては病床数の区分に応じた支援を、その他の施設については1施設当たり一定額の支援を行うこととしております。現在、対象施設からの申請を受け付けており、今年3月末までに全ての施設に支給できるよう取り組んでいるところです。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 崎原盛光君登壇]

○農林水産部長(崎原盛光君) 1、物価高騰についての(2)のうち、農業・漁業への物価高騰対策についてお答えいたします。

県では、肥料・畜産用飼料・漁業用燃油・養殖用配合飼料を対象に支援を実施しております。生産者への支払いについては、粗飼料分は昨年11月から、肥料分は12月から、配合飼料価格安定制度の農家積立分は本年1月から、漁業用燃油分は2月から支払いを開始したところであります。また、畜産及び養殖用の配合飼料分の支払いは、3月から開始見込みとなります。

県としましては、引き続き、資材高騰対策の円滑な推進に努めてまいります。

続きまして5、沖縄県漁業協同組合と共に海洋深層水導入に向けた基本構想に取り組むことについてお答えいたします。

県では、久米島町に設置した海洋深層水研究所において、海洋深層水を活用した養殖技術開発等に取り組

んでおります。新たな施設整備につきましては、海洋深層水利用に関する市場性、事業採算性、運営主体等を総合的に検討する必要があると考えております。

県としましては、海洋深層水の新たな施設整備の必要性について、関係団体等と意見交換を行ってまいります。

続きまして7、真栄里地区海岸保全区域の護岸整備の進捗状況についてお答えいたします。

糸満市真栄里海岸は、農林水産省所管で全長1550メートルのうち直立式護岸が1010メートルにわたり整備されております。護岸は昭和43年に整備され、築造から50年以上経過し、老朽化が進んでおります。

県としましては、気候変動の影響による設計潮位などの基準見直しを踏まえながら、真栄里海岸の老朽化対策及び利用者が親しみやすい海岸整備について、令和6年度以降の事業採択に向けて取り組んでまいります。

続きまして9、我が党の代表質問との関連についての(3)、スマート農業の推進に向けた予算措置についてお答えいたします。

生産者の高齢化や労働力不足への対応、農林水産業の成長化に当たり、スマート農業の推進は不可欠であると認識しております。一方で、推進上の課題としては、導入コストや機械の維持管理体制、IT技術者の育成・確保のほか、他府県と異なる台風や塩害、高温多湿などの気象特性や栽培品目、離島地域における通信環境など、他府県の成果の活用の困難さが挙げられます。

県としましては、引き続き、各種実証に取り組み、本県の地域特性を踏まえたスマート農業の推進に向けた環境整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 2、DX社会の推進についての中の(2)、次世代産業人材育成についてお答えいたします。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、「Society 5.0に対応する教育の推進」が掲げられており、県教育委員会では、社会を支え産業の発展を担う人材を育成するため、地域や関係機関、産業界等との連携を通じた実践的・先進的な学習活動を推進しております。また、産業教育支援事業においては、専門高校へ県内外の外部講師を招聘し、最先端の技術指導等の支援を行っているところであります。引

き続き、将来の産業界を担う人材の育成に努めてまいります。

続きまして9、我が党の代表質問との関連についての中の(1)、向陽高校への中高一貫教育校設置についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで難関国立大学等へ進学し、本県を牽引する人材の育成を図るため、南部地区に開邦中学校、中部地区に球陽中学校を設置しております。現在、名護高等学校附属桜中学校の開校に取り組んでおり、新たな南部地区への設置など中高一貫教育の推進については、県全体や地域の状況等を踏まえ、既設校の学級増や新たな学科の設置検討を行うなど、様々な可能性を検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 3、糸満市潮平における県道82号線の大雨冠水時の改善についてお答えいたします。

県道82号那覇糸満線の潮平地域は、道路が周辺より低いことや、海拔も低く満潮時には排水機能が低下することにより、冠水しやすい地域となっております。これまでに、道路の対策として、早めに排水処理ができるよう側溝のグレーチングを増設しております。また、下水道の対策として、糸満市では、令和4年度から白川2号雨水幹線の整備に取り組んでいることとあります。当該地域の冠水対策について、県と糸満市は、連携して取り組むことを確認しており、現在、具体的な対策について、調整を進めているところであります。

次に4、県道77号線・平和の道の進捗状況についてお答えいたします。

平和の道線は、糸満市山城から真栄里までの約7.8キロメートルの区間について、平成20年度に事業着手し、令和4年度末の進捗率は、事業費ベースで約46%となっております。また、用地取得率は、令和4年度末の取得面積ベースで山城－喜屋武工区が約23%、喜屋武－真栄里工区が約96%となっております。引き続き、早期供用に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 6、スポーツアイランド構想についての(1)、ボールパーク施設

整備についてお答えします。

ボールパークは地域の活性化に寄与し、エンターテインメント性を備えた魅力的な施設であると認識しております。日本におけるボールパークとしては、マツダスタジアム広島があり、試合を観戦しながらバーベキューができるなど、家族連れも楽しめるようになっております。また、今年竣工した北海道ボールパークFビレッジは、球場内に温泉、サウナを併設するなど、試合以外も楽しめる施設で、地域のシンボルとなることが期待されております。県では、先進施設及びその周辺地域の取組等の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 嘉数 登君登壇〕

○知事公室長（嘉数 登君） 9、我が党の代表質問との関連についての(2)、裁判の確定判決についてお答えいたします。

県が行った不承認処分をめぐっては、現在3件の訴訟が係争中であり、この段階で裁判の結果に対する対応について予断を持ってお答えすることは差し控えていただきます。なお、11月定例会での仲里全孝議員の御質問は、平成30年の撤回処分をめぐり争った訴訟についての御質問であったのに対し、今議会の又吉清義議員の御質問は、これは不承認処分を前提としたものであり、そもそも対象となる処分が異なるものと認識しております。その上で、11月定例会での仲里議員の御質問に対して、一般論として行政が司法の最終判断を尊重することは当然のことであると考えておりますと述べた上で、判決後の対応について、その判決内容を踏まえて検討する必要がある、現時点ではその内容をお答えすることは困難である旨、答弁させていただいております。

今議会における又吉清義議員の代表質問に対する答弁も、判決前にですね、判決前に、判決後の対応についてお答えすることは困難という点では、同趣旨で発言したものであり、前議会の答弁とのそごはないものと認識しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 新君（パネル掲示） 土建部長、ちょっとお願いします。この問題において今糸満市の潮平の問題です。大雨冠水、連携を図っていると。もうはっ

きり言います。前々からずっと言ってきました。もう40年近く押しくらまんじゅうなんです。糸満市と沖縄県の言い分。被害に遭っている方はどなたになりますか。伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 付近に住まわれている糸満市民の方だと承知しております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 糸満市民は県民ですか。伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 県民でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 そこにおいて、もう今糸満市と連携——もう毎回毎回こうです、40年。もう今年でいいかげんに解決に向かってほしいんですよ。原因も分かっています。昔、大型の製糖工場が糸満市にありました。これは旧兼城村時代に誘致して、そこでこの沖縄の基幹産業を背負った旧兼城村、糸満町に移って、そのはけ口としてこの取決めが決まっていなかった白川といいますが、この流れ道。そこにマングローブや、そうしたヘドロがたくさんたまってこういう形で冠水が起きている原因がもう新たに分かってきました。満潮のときでも干潮のときでも、この原因がここだっているのがある程度もう分かってきたんです。

そこでこの白川というのは、公有水面埋立ての責任の所在が決まっていなかったから、誰がやるか誰がやるかって、これ40年こうやって糸満市民が困っている、沖縄県民が困っているんです。いいかげんに、今年の梅雨頃にはこれ解決していただきたいんです。マングローブの伐採、しゅんせつ工事、ヘドロを取る。そうすることによってこの冠水が改善できるんです。

ですから、改めて伺います。もう解決に向かって県が引き取ってほしいんですよ。いかがですか。県道がこうなっているんですよ。県道ですよ、そこを糸満市のせいにしたら駄目ですよ。伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 我々もこの冠水対策については、非常に重要なことだというふうに認識をしております。今年度も、糸満市と度々調整を重ねております。雨水幹線の放流先であるこの水路につきましても、今後は市が管理していくという方向で調整をしております。令和5年3月までに、水路に関する協定書の締結に向けて取り組んでいるところでございます。協定締結後、今年の梅雨どきまでには、県は市と連携して、樹木等の伐採を実施していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 前進しています。本来だったら県ですよ。糸満市にやらせてかわいそうですよ、本来は。公有水面の埋立ての責任の所在が決まらないから、こうなるんですよ。私は市の職員、多くの方々から聞いています。不満があるということをご指摘しておきます。

次に移らせていただきます。

休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 新君 すみません、物価対策について(1)と(2)を関連してくくって、改めて本当に県の取組に関して高く評価をいたします。

知事、この(1)と(2)、総括的に申し上げますが、もう今年3月上旬から新たな支援があると今部長からも御説明がありました。改めて県知事、ロシアのウクライナ侵攻が止まらない限り、ずっとこんな苦しい思いが続いていくと最悪を想定していますが、知事、もうこの問題等において一丁目一番地で責任を持って頑張っていたきたいんですけれども、知事の見解を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） その内容につきましては、先ほど商工労働部長からも答弁をさせていただきましたが、今世界的な原油、原材料高騰の上昇、あるいは円安の影響など様々な状況によって物価の高騰が国内・県内の各産業に大きな影響を及ぼしております。そのため、先ほども答弁させていただきましたおきなわ物価高対策支援金事業なども、引き続きまた継続して取り組んでいくことなど、県においても、この事業者の方々の下支えする支援策をこれからも実施していきたいというように考えておりますし、また国の動向もしっかりと伺いながら、国と連携して取り組めるこの物価高騰の対策、あるいは電気代の値上がりの支援などについてもしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 電気代の値上げについて、改めてまた今知事が言ったものですから伺います。

知事、今年1月23日に経済労働委員会が知事に、この電気代の値上げに関する問題について、知事に要請を行っています。知事、この要請の中身を覚えていただけますか。伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県は令和5年1月27日に、沖縄県市長会及び沖縄県町村会と連名で、燃料費高騰等に伴う電気料金の上昇に係る沖縄県の構造的不利性を踏まえた対策につきまして、国に対して要請を行いました。要請は経済産業省と内閣府に行っておりまして、内閣府につきましては沖縄県経済団体会議も同行して、経済会独自の要請書もお渡ししたという状況でございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 だからそこを部長、大事なこと、抜けていませんかと言っているんですよ。

私はあのときに経済労働委員会で、地元選出の国会議員も共に、経済界も市町村長も共に国に要請すべきだと知事にも目の前で言ってあります。多くの経済労働委員も聞いています。それが図られていなかった。ですから私が言いたいことは、知事、地元選出の国会議員、都道府県で政党もあります。足を運んで、知事を先頭に一緒に、力を貸してくれないかと、知事、これは働きかけていただきたいんですが、知事、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 県民の生活を支え、事業のなりわいを下支えするという点においては、その方向性は一致しているであろうと思います。聞くところによりますと、国会議員の方々も個別でそのような取組をなさっているということも非常に心強く思っておりますし、当然これからもこのような要請がありましたら、あわせて国会議員の皆さんにもまたお願いをしてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 大事なことは、沖縄県の自治体の長は知事です。個別で頑張っている国会議員も感謝です。しかしこれ心をつにして、和をつにしてこの経済危機を乗り越えていこうと、企業倒産が出ないように、また家計では県民の生活が苦しくならないように、ぜひ知事、知事が国会議員、あるいは政党の県連等に、ぜひ知事が頭を下げて国会議員を呼んで、これは心をつにして、これぞオール沖縄でこの県民の値上げ負担を少しでも軽減して頑張ろうと、ぜひこれは本当に心をつにして、これが本当のオール沖縄だと私は

思っています。そういう形でぜひ知事、頑張っていたきたいんですけども、改めて知事の決意、本当のオール沖縄で頑張ろうという決意を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員御案内のとおり、あらゆる方々が一致結束して県民のために、オール沖縄で頑張っていきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 これが本当のオール沖縄ですよ、知事、認めてくれました。ありがとうございます。

基地問題とは別ということをご理解ください。

休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 新君 それではちょっと角度を変えて海洋深層水の問題に移ります。

先ほど事業主が現れました、関係団体と意見交換をしていくというんですけども、私はこれ久米島の先行したモデルって、本島でやったらもっと沖縄県の養殖等の産業が変わる、美容、医療、健康、養殖って大きく変わっていくと思うんですが、これは意見交換ではなくて協議会を設置していただきたいんですね。この沖縄県漁業組合と一緒に——やる気あります、事業主体になるって言ったんです。今までなかったから本島でできなかったんです。翁長知事時代からずっと私はこれ質問してきています。

そこで改めて伺います。

協議会設置、沖縄県漁業組合と——これ意見交換もやってはいるんですよ、実は。歴代の農林水産部が。この漁獲規制の法でこの沖縄県漁業組合がやりたいって変わってきたんですよ。そこで改めて伺います。農林水産部長の見解を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 新たな海洋深層水の施設整備につきましては、沖縄県漁連から、久米島でのクルマエビの母エビ生産の疾病リスク分散などのために、沖縄本島にも深層水施設があるとよいという意見というのは聞いておるんですけども、具体的な漁業団体からの県に対する施設整備に対する要望はまだ受け付けていないという状況でございますので、まずは団体等とその必要性について意見交換をすることが先決かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 意見交換から、ぜひやる気ありますので、この協議会設置を頑張っていたきたいということをご強く指摘します。

次に移ります。ボールパークです。

知事、バスケットもワールドカップが行われます、今年8月から。野球も同時に、将来的にワールド・ベースボール・クラシック、プレミア12を沖縄開催を目指して頑張してほしい。そのために、私はボールパークを今回質問しているんですね。

そこで伺います。

沖縄県のスポーツアイランド構想、ワールド・ベースボール・クラシックやプレミア12を沖縄でやりたいというこの構想、意欲はありますか。伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） WBCやプレミア12など国際大会、スポーツコンベンションの誘致については、大会開催のソフト面・ハード面の基準等に関する情報収集に努めていきたいと思っておりますし、また日本野球機構等の関係団体や関係機関等からの情報収集にも努めてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 もちろんまず、今ですね、魅力あるというような先ほど答弁がありました。まず知事、この沖縄県のスポーツ観光に3年に1度と大きな大会、バスケットのFIBAでも400億円の経済効果があると。野球も同様にあると私は思っているんですね。WBC、プレミア12をやるとですね。

そこで伺います。

知事、過去に何回か質問していますが、近々アメリカに視察なされると聞いています。ぜひボールパーク、アメリカの本場のボールパークを見てほしいのが1点。先ほど部長からも答弁があった、マツダスタジアムと北海道のボールパーク。本当に北海道のボールパークはすばらしいです。ドームも造っています。3面球場に1つはドーム。だからそれでワールド・ベースボール・クラシックを沖縄でやりたい、プレミア12を沖縄でやりたい、沖縄の観光を盛り上げていきたい、沖縄の観光を2000万人観光を目指したい。そういう形で私は提言していますが、知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） ボールパーク、地域の活性化に寄与し、非常に文化的にも、大人から子供まで施設を楽しみながら、野球の醍醐味を味わうという点で非常にすばらしい施設であり、考え方だと思います。

今般の訪米の行動計画にちょっと時間がどのように調整できるか非常に厳しいではありますが、少なくともマツダスタジアム広島や北海道ボールパークFビレッジなど国内の施設については、トークキャラバンなどと併合するような形で、そのタイミングが取れないかということも図っていきたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣 新君。

○新垣 新君 ぜひ知事見ていただいて、北海道と広島を見ていただいて、沖縄版に変わったボールパークの基本構想、将来に向かってぜひ頑張っていたきたいなと思ってですね、それができて日本プロ野球機構との調整が始まると思いますので、部長、その節はひとつ、今やる気があると分かりましたので頑張ってくださいと改めて決意を部長、伺いたいと思います。いかがですか。知事は前向きです。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 今お話のありました北海道ボールパークFビレッジ、あるいはマツダスタジアム広島、それから楽天モバイルパーク宮城等々、先進的な施設について、その施設だけではなくて地域の活性化に寄与しているという部分の地域との連携、それから食材等の地元資源の活用等も含めて情報収集に努めてまいります。

○新垣 新君 休憩。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時46分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○新垣 新君 ぜひ文化観光スポーツ部長、ぜひ情報収集を含めてまずは視察なされて、前向きに頑張っていたきたいということをひとつ残しておきます。

次に移らせていただきます。

次、DX社会の推進についてですけれども(1)、先ほど部長から人材がいない、検討が分からない、そして製造業の支援に取り組んでいくということで、実は担当課ともやり取りをしています。これ毎回毎回こういった質問を私は行っているんで、改めて強く申し上げます。今年2月6日に工業連合会とISCO、双方の専務が会って、問題意識を共有して意見交換をなされていると聞いていますが、その件について県は情報を持っていますか。伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

○商工労働部長(松永 享君) お答えします。

県としましても沖縄県工業連合会と意見交換をしております。今回、沖縄県工業連合会とISCOがデジタル技術の活用について、今年3月から定期的に意

見交換を行うというところを聞いてございます。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣 新君。

○新垣 新君 そこで伺います。

一番大事なことですけれども、もう去年の11月、ずっと前からこれ強く訴えています。重ねて再質問しますが、重要なのはデジタル化ではなく、県産業の生産性の向上とそれによる県民の所得向上が目的である。現在国による導入資金の支援は行われていないが、業界からは、まず何からやればいいのかも分からないとか、デジタル機器を買うだけになってしまう、うまく機能していないと聞いている。産業ごとに改善点もあり、普及促進には一歩踏み込んだ具体的なハード機器、専門家による伴走型支援を県が工業連合会やISCOといった業界団体への支援を通じて確実に実現してほしいですね。意見交換を乗り越えて協議会を直ちに設置してほしいということなんです。そうすることによって沖縄県の産業が大きく発展して寄与していくと思うんですが、部長の見解を伺いたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

○商工労働部長(松永 享君) お答えいたします。

議員おっしゃるように、県内企業の生産性を向上させ、企業の稼ぐ力を強化するためには、デジタル技術の活用というものが大変重要になってくるというふうを考えてございます。先ほどお話ししました工業連合会とISCOとの意見交換会ですけれども、今後県としましては、オブザーバーとして参加させていただくということになってございます。その中で、両者の意見交換の状況などを確認させていただいた上で、今御提案のありました協議会の設置も含めまして、今後の支援の在り方について研究してまいりたいというふうと考えてございます。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣 新君。

○新垣 新君 前向きな答弁をありがとうございます。

この3月にISCOと工業連合会が県も一緒にやると、それを乗り越えてすぐ直ちにつくってほしいということを力強く申し上げます。沖縄の産業が変わっていきます。

知事、改めてこの伴走型の支援、デジタル機器、知事はどのような魅力を感じておられますか。伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) ITスキルを身につけてい

ただくということは、これからの社会においても大いにその就業でありますとか、個人、お一人お一人の生活の向上、そして当然ですが企業や個人の稼ぐ力の向上にも必ず寄与するものというように思っております。ですから県としても、できる限り様々な分野でその業界関係団体の方々と密に意見交換を行いながら、県として支援策をさらに広げていけるように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 ありがとうございます。

ぜひ、その知事の今の言葉、商工労働部、ぜひ頑張っていたきたいとエールを送ります。

続きまして県道77号線・平和の道の状況について伺います。

御答弁ありがとうございます。

部長、改めて喜屋武5工区の自治体関係者、糸満市に説明会を設けてほしいんですね。用地取得をもっともっと頑張してほしい。早期実現、早期開通を頑張っていたきたいんですが、部長の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） これまでも用地交渉が難航している案件につきましては、地権者や関係者への説明と地元の自治会に御協力をいただいているところでございます。事業の実施に当たっては、また再度説明会等が必要でございましたら、土木事務所とも連携をしながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 本当に自治会関係者は、もうこれ以上——まず喜屋武5工区の喜屋武山城線、まず自治会の地域のところ、一緒に団結してやろうと。今状況等も分からない。ぜひ説明会を今定例会が終わり次第、4月中旬頃に開催していただくよう強くお願い申し上げます。私も間に入りますので、強く指摘をしておきます。

休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 新君 すみません、保育士宿舍借り上げ事業について。

これ保育士に対する宿舍借り上げ事業を活用していない市町村に対して、改めて借り上げ支援事業の補助活用を指導、助言して行くべきだと強く考えるんですけども、部長の見解をお伺いします。ちょっと市町

村名を読み上げるのは差し控えたいと思っておりますので、ぜひお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

保育士の確保に関しましては、処遇改善や労働環境改善等、様々な事業を実施しておりますが、事業の実施につきましては、市町村それぞれの状況を踏まえて判断をされているものというふうに考えております。事業の実施に関しましては、今実施をしている事業の成果であるとか、実施をしている市町村の意見等を県としては聴取をしまして、それを情報提供していくというような形で助言をしまいたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 指導助言、ぜひ県が市町村まで来てください。こういう待機児童が——悪いですよ。待機児童ゼロに向かうのは国も県も市町村も一緒ですよ。こうやることに——借り上げ支援事業を使うことによって待機児童が減っていきますよと、活用していない市町村にぜひ指導助言を強くお願い申し上げます。

続きまして、我が党の代表質問との関連です。

先ほど公室長から、私と見解が違いましたが、法治国家を守らないという形なんです、改めて伺います。今言えないと言いますが、しょっちゅう裁判、裁判なんですか。私が危惧していることは、何ていうんですか、これ負けたらもう最後の裁判だと思っているんですよ。次はまた設計変更やためにしょっちゅう裁判していくのかと。その懸念も持っているんですね、実は。もういいかげんに着地点、落としどころを考えていくべきだと思っているんですね。その件に関して見解を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

沖縄の過重な基地負担の軽減を図るためには、政府に対し申し上げることは申し上げ、問題点を指摘しながら必要に応じて連携して取り組むことが重要であると、これはこれまでも繰り返し述べてきております。

県としては、政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く訴え、辺野古新基地建設阻止、そして普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去を求めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 繰り返し我が党の議員が、多くの議

員も言っていますが、いかげんにこの落としどころを考えないと、もうしょっちゅう裁判、裁判で、国との信頼関係がなくて、仲井眞知事のときは約3700億の沖縄振興予算があった。玉城知事になって約2650億に、翁長知事から玉城知事で減っていった。もうこれ影響があるんじゃないかと私は強く思っているんですね。私の個人的な意見ですが、もうやめていただきたいんですよ。反対は反対していい。裁判だけ下ろしてほしいということなんです。いかがですか。この裁判3つ終わって。もう二度と裁判しないでほしいと。反対の意は言っている。もう裁判をやめてほしいということです。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○新垣 新君 知事ですよ、すみません、公室長。知事です、これ。大きい問題で。議長、取り計らいをお願いします。知事が裁判所にやっているんですから、知事をお願いします、議長。取り計らいをお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今回の不承認につきましては、公有水面埋立法にのっとして厳正に審査をした上で、不承認としたものであります。それをいわゆる行政不服審査法を用いて、その我々の不承認を取り消したということで、我々は法に従って正式に行政としての不承認を行っているということを主張させていただいております。その内容について、司法においてしっかりと審議をされるべきであるということも併せて主張させていただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 知事、主張は大切です。しかしながら法的瑕疵はないというこの新聞報道を見て、毎回毎回裁判で沖縄県は勝ったこともない。勝つという見込みもない。だから今、もう反対は言っている。しかしながら裁判はやめてほしいと、この3つの裁判の結果が出たら。それを真摯に従っていただきたいということを強く申し入れをしているんですね、知事。

知事、本当に分かります。基地があるから事件・事故も絶えないと、県民の感情も分かります。もういかげんに裁判を下ろしてほしいんですよ。ぜひ知事、お答えできる範囲でいいですから、ぜひこれ下ろしてほしいだけなんです、裁判を。お願いします。知事、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄県としては、訴訟による問題の解決ではなく、対話による解決をかねてより主張させていただいておりますし、常にその対話の場

を講じていただきたいということは政府に対して要請を重ねてきております。これからは訴訟ではなく対話による解決を求めていく中において、我々として取り得る手段は取らせていただくということも必要な手段であろうと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 知事、本当に知事は頑張っています。県民投票の結果も従います、真摯に。しかしながら、いいですか知事。もう落としどころを考えてほしいんですよ。この裁判3つで結果が出たら、もう従って、やめてほしいんです。私は裁判を下ろしてほしいということを強く言っているだけなんです。ぜひ強く申し入れて、私も県民です。県民の声を受け入れてほしいと、誰一人取り残さないというならば、私はこの3つの裁判の結果が出て、もう裁判やめて、沖縄県の発展のために頑張りたいということを強く申し入れて、私の質問を終わらせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

中川京貴君。

[中川京貴君登壇]

○中川 京貴君 皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党会派の中川京貴でございます。

一般質問を通告しておりますので、項目に従い順次質問を行いたいと思っております。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、令和5年2月定例会における知事の所信表明は、県政運営における知事の基本方針を県民の代表である県議会議員に述べるほか、県民へ知事が自らの政治姿勢を示すものか伺いたい。

(2)、嘉手納基地・普天間基地における米軍機の騒音、環境被害について。

ア、嘉手納基地への外来機による騒音被害について伺う。

イ、三連協（嘉手納町・北谷町・沖縄市）による嘉手納基地騒音被害の要請について県の対応を伺う。

(3)、伊平屋空港建設について、調査の進捗状況と具体的な建設に向けた取組を伺う。

(4)、伊平屋・伊是名架橋の整備について県は、その必要性をどのように認識しているか取組の現状を伺いたい。

(5)、伊江島空港の利活用について、県の見解を伺

いたい。

(6)、沖縄県は、全国的に観光先進地として知られており、沖縄の観光再興の取組は全国的に注目されている。県内移動、県外誘客、水際対策を含め、今後県は、観光再興について、どのようなビジョンを描いているのか伺いたい。

(7)、県は、本県への観光客数増をハワイとの比較で評価しているが、観光客の滞在日数では大きな開きがあり、滞在日数の延伸の取組も効果を上げていない。数で比較するのではなく、質的な転換を図るべきだと思いますが見解を伺いたい。

(8)、玉城知事の2期目の公約である給食費無償化の財源確保と実施時期について伺う。

2、県内社会資本の整備について。

(1)、社会資本整備を進めるに当たって、県土の有効利用と自然景観保全の調和を図りながら鉄軌道を含めた陸上交通網体系を構築する必要があるが、現在の進捗状況と県の基本的な考えを伺いたい。那覇市、浦添市、西原町においては、モノレールや鉄軌道、LRT（次世代型路面電車システム）の必要性について。

(2)、大型MICE施設の実現に向けた西原町へのモノレールを含む公共交通システムについて伺う。

(3)、戦前、嘉手納町では、南部から嘉手納ロータリーまで軽便鉄道路線がありました。第二次世界大戦時に鉄道・比謝橋も破壊されました。国道58号の比謝橋においては復元されましたが、軽便鉄道においては復元されておられません。私は、沖縄県の振興の一つとして、西回りは那覇市から浦添市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、読谷村、名護市と、そして東回りは南部から西原町、中城村、北中城村、沖縄市、名護市、北部まで1時間で着く鉄軌道を通すことが将来の観光立県に向けた沖縄振興策になると、これまでの一般質問・代表質問で取り上げてまいりましたが県の見解を伺いたい。

(4)、那覇港、中城湾港及び本部港等の機能強化を図る上で、それぞれの役割をどのように分散しているか。港湾総合物流の中核機能の位置づけについて伺いたい。

(5)、西原町2級河川小波津川改修工事の現状と課題、進捗状況、完成時期、総予算について。

ア、これまでも幾度となく氾濫を繰り返した小波津川が周辺地域の住民に多大な損害を与えております。管理者としての県の対応と責任について伺う。

イ、これまでの改修工事が完了することによって氾濫は防げると以前説明を受けましたが、大幅な工事の遅れが地域にとって被害拡大につながっているとす

ならば、県の見解を伺う。

ウ、河川改修工事において人道橋の設置について地域の声が反映されていないのはなぜか。小波津川周辺が西原町の景観条例に制定されている。

(6)、北谷町白比川河川拡張工事の進捗状況及び完了時期、総予算について伺う。

(7)、比謝川の河川環境整備について。

ア、比謝川下流堰の撤去について伺う。

(8)、那覇軍港（那覇港湾施設）の市街化について。

ア、那覇軍港は復帰前、現在の那覇空港や航空自衛隊那覇基地、陸上自衛隊那覇駐屯地と軍港が同じ一団の基地でしたが、那覇空港や航空自衛隊那覇基地、陸上自衛隊那覇駐屯地は市街化調整区域で那覇軍港だけ市街化区域・準工業地域と仮定している状態について県の見解を伺いたい。

イ、那覇軍港の市街化区域・準工業地域指定によって固定資産税に影響した問題は、県が那覇市と話し合いをして那覇軍港地主の要請に応えるように平成28年2月、平成29年6月の一般質問で取り上げたが、その後の取組について伺いたい。

(9)、物価高騰に対する県民への支援について。

ア、電気料金値上げへの支援対策について伺う。

イ、電照菊等花卉農家への電気料金の影響と支援対策について伺う。

3、犬・猫殺処分ゼロについて。

(1)、令和5年度に向けた、犬・猫殺処分をゼロにするための課題と今後の取組、目標、数値を伺いたい。

(2)、動物愛護センターとボランティア、愛護団体との協力体制の強化について伺いたい。

(3)、各メディアを駆使した飼い主に対する啓発活動について伺いたい。

(4)、違反ブリーダー、ペットショップの取締りについて伺いたい。

(5)、犬・猫殺処分ゼロを目指し、私が提案した南部・中部・北部・離島等、市町村と連携したシェルター設置についての現状と課題について伺いたい。

(6)、各小中学校で動物愛護への認識を高め、講演会や触れ合い教室を開き、動物はおもちゃではない、動物愛護の普及・啓発に向け犬・猫殺処分ゼロに取り組むことを提案しましたが、教育長の見解と今後の取組について伺う。

(7)、犬に対する狂犬病ワクチンの予防接種状況について伺う。

4、我が党の代表質問との関連については質問いた

しません。

以上、答弁を聞いて再質問を行いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 中川京貴議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、知事の所信表明についてお答えいたします。

知事提案説明要旨は、県議会2月定例会の開会に当たり、次年度の当初予算案などの重要な議案の審議に先立ち、県政運営に当たっての私の所信を議員各位及び県民の皆様へ説明するためのものであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 金城 賢君登壇〕

○環境部長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(2)、嘉手納基地への外来機による騒音被害についてお答えいたします。

嘉手納飛行場へのF22戦闘機及びF16戦闘機暫定配備後の令和5年1月と、両機種の暫定配備前の令和4年10月の騒音測定結果を比較したところ、オンライン測定局15地点中全ての地点で期間中の騒音レベル及び騒音発生回数が増加しており、また、最大騒音ピークレベルも砂辺局で117.9デシベルが測定されるなど、10地点で100デシベルを超える騒音が測定されております。また、令和4年12月6日にF22戦闘機が普天間飛行場に飛来した際には、上大謝名局で113デシベル、新城局で106.2デシベル、野嵩局で104.4デシベルの最大騒音ピークレベルが測定されております。これらのことから、外来機の暫定配備後、騒音状況が悪化し、両飛行場周辺的生活環境に大きな影響を与えているものと考えております。

3、犬・猫殺処分ゼロについての(1)、犬・猫殺処分ゼロへの課題と今後の取組等についてお答えいたします。

県は、人と動物が共生できる社会を実現するため、平成21年に沖縄県動物愛護管理推進計画を策定し、引取り数の削減や譲渡数の向上などに取り組んでおり、犬・猫の殺処分数は、最も多かった平成8年度の2万4257頭から令和3年度は251頭と大幅に減少しております。現行の推進計画における犬・猫の殺処分数の目標値360頭は達成しているものの、さらなる削減については、野良猫の引取りが多いことや、引き取った犬・猫の譲渡先の確保などが課題となっております。

県としましては、引き続き適正飼養の啓発、譲渡推進棟の活用による譲渡機会の拡大等に努め、できる限り早期に殺処分ゼロを達成したいと考えております。

同じく3の(2)、動物愛護センターと愛護団体等との協力体制強化についてお答えいたします。

動物愛護管理センターでは、動物愛護団体等からの相談や情報提供依頼について随時対応しているほか、代表者等との意見交換を毎年開催しております。また、昨年10月に供用を開始した譲渡推進棟では、動物愛護団体等と連携協力しながら譲渡数の増加に向けた取組を推進しているところです。

県としましては、今後も動物愛護団体等と連携協力し、適切な譲渡のための登録ボランティア制度の推進や、譲渡推進棟を活用した普及啓発の実施など、犬・猫殺処分ゼロに向けて取り組んでまいります。

同じく3の(3)、メディアを駆使した飼い主に対する啓発活動についてお答えいたします。

県では、飼い主による犬・猫の遺棄虐待防止及び適正飼養を図るため、平成29年度から一生うちの子プロジェクトを開始し、テレビ・ラジオのCM、ウェブサイトやSNSによる情報発信、県の広報番組の放映等、様々なメディアを活用した普及啓発を実施しております。今年度は新たに、テレビ番組や小中学生向け新聞を活用した普及啓発を行っているほか、県の普及啓発イベントにおける劇の上演、猫の飼い方講座の開催等も実施しているところです。

県としましては、引き続きメディアを活用しながら関係機関とも連携し、遺棄虐待の防止や適正飼養の推進に取り組んでまいります。

同じく3の(4)、ブリーダー等の取締りについてお答えいたします。

ブリーダーやペットショップを営業する者は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第一種動物取扱業の登録が必要であり、登録申請の際には、動物愛護管理センターや保健所が現地確認を行い、適切な指導を行っております。また、動物愛護管理センターでは、毎年、動物取扱業等監視指導計画を策定し、定期的な立入検査を実施するとともに、苦情相談があった施設については、その都度立入検査を実施し、改善指導を行っております。今後ともブリーダー、ペットショップ等について、適切な動物の取扱いが行われるよう、引き続き監視指導を実施してまいります。

同じく3の(5)、市町村と連携したシェルター設置についてお答えいたします。

県では、犬・猫殺処分のゼロだけではなく廃止を実現するため、昨年10月に動物愛護管理センター譲渡

推進棟の供用を開始しており、犬・猫の譲渡機会の拡大、動物愛護・適正飼養に関する普及啓発や学習の場などとして活用しているところです。市町村におけるシェルターの設置については、施設の機能や管理体制などについての市町村の十分な理解が必要であることから、県としましては、今後、譲渡推進棟を活用した会議や視察を実施するなどして、その機能等の周知や理解促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 嘉数 登君登壇〕

○知事公室長（嘉数 登君） 1、知事の政治姿勢についての(2)のイ、三連協の要請に対する県の対応についてお答えいたします。

三連協によると、F15戦闘機の退役に伴うF22戦闘機等の暫定配備などにより、地元の騒音被害が増大していることについて、去る2月9日、在沖米空軍及び日米両政府に対し、外来機の飛来制限など周辺住民の生活環境に配慮した取組を行うよう強く要請したとのことです。嘉手納飛行場においては、F35Bなどの外来機が相次いで飛来しており、負担軽減と逆行する状況にあると言わざるを得ないことから、県としても、F22戦闘機等の暫定配備により地元の負担がこれ以上増加することがあってはならないと考えております。引き続き、情報収集を行うとともに、三連協とも連携を図りつつ、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 1、知事の政治姿勢について(3)、伊平屋空港整備事業についてお答えいたします。

伊平屋空港については、就航見込みのある航空会社との意見交換や需要予測などの確認・検証及び関係機関との調整に取り組んでいるところであります。引き続き、意向取付けや需要予測、費用対効果の確保など、事業化の課題解決に向け、伊平屋村、伊是名村と連携し、早期事業化に向け取り組んでいきたいと考えております。

同じく1の(4)、伊平屋・伊是名架橋の取組状況についてお答えいたします。

伊平屋・伊是名架橋の整備については、多くの課題が明らかとなっており、建設工事費の縮減等について、調査・研究に取り組んでおります。現在、建設工事費の精度向上を目的に、地質や強度を把握するため、伊平屋島側の海域において土質ボーリング調査を

実施しているところであります。令和5年度は、架橋検討位置の水深を把握するため深淺測量を予定しており、また、現在実施中の土質ボーリング調査結果を踏まえ、今後の調査内容を検討したいと考えております。

次に2、県内社会資本の整備について(4)、那覇港、中城湾港及び本部港の港湾物流の役割についてお答えいたします。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、那覇港は国際物流港湾として位置づけ、臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成を図ることとしております。また、中城湾港新港地区は産業支援港湾として位置づけ、バイオマス発電所稼働や飼料サイロ増設等による貨物量増加に対応するとともに、集積する製造業等の生産性を向上させる港湾機能の強化を図ることとしております。本部港については、北部圏域の物流を支える拠点港湾として位置づけ、港湾機能の強化を図ることとしております。今後も県土の均衡ある発展に資するため、各港湾の適切な機能分担を図りつつ、港湾機能の強化に取り組んでまいります。

同じく2の(5)のア、小波津川氾濫に対する管理者としての対応等についてお答えいたします。

小波津川は、平成15年度に事業着手し、令和10年度完了予定で、全体事業費は約85億円となっております。整備延長3.8キロメートルのうち、河口部から西原町役場付近までの約1.7キロメートルが概成しており、その区間における通水断面はおおむね確保されております。今後も西原町と連携を図りながら、浸水被害の軽減に向け、早期整備に取り組んでまいります。

同じく2の(5)のイ、河川改修工事の進捗状況についてお答えいたします。

小波津川河川改修について、河口から国道329号までの約900メートル区間については、用地取得が難航したものの平成29年度に完了しております。国道から西原町役場までの約800メートル区間については、平成30年度から工事に着手しており、一部取付け護岸を残すのみとなっております。

県としては、引き続き西原町と連携し、早期整備に取り組んでまいります。

同じく2の(5)のウ、人道橋の改修についてお答えいたします。

国道329号から西原町役場までの区間において、小波津川を横断する人道橋は2橋あり、いずれも西原町が管理する施設であり1橋は既に整備を終えております。現在、西原町が残りの1橋をPC橋として整備中

であり、橋梁形式については、管理者である西原町において、経済性、施工性等を考慮し適切に判断されたものと理解しております。

同じく2の(6)、白比川改修事業の進捗状況等についてお答えいたします。

白比川は、国道58号白比橋から上流の約1キロメートル区間において、平成13年度から事業に着手しており、令和8年度完了予定で、全体事業費は約29億円となっております。令和2年3月にキャンプ瑞慶覧の一部土地が返還され、沖縄防衛局が土地の引渡しに向けた土壌汚染調査及び磁気探査を行っておりますが、引渡し前に承諾を得て河川工事に着手しているところであります。

県としては、引き続き沖縄防衛局と協議を行い、早期整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。

同じく2の(8)のア、那覇港湾施設を市街化区域で準工業地域としていることについてお答えいたします。

那覇港湾施設については、那覇港に隣接しており、那覇空港にも近いことから、開発効果の高い産業振興用地であり、将来的な軍用地の返還も予定されていたことを踏まえ、返還後速やかな計画的土地利用を図る必要があるとの判断の下、昭和49年8月に、市街化区域に都市計画決定したものと理解しております。また、自衛隊基地については、防衛上の機能に大きな障害が生じるおそれのある防衛施設の区域として、市街化調整区域にしたものと理解しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 儀間秀樹君登壇〕

○企画部長（儀間秀樹君） 1、知事の政治姿勢についての(5)、伊江島空港の利活用についてお答えいたします。

県では、今年度、県内離島航空路線を運航する航空会社に対して、伊江島空港への就航可能性等についてアンケート調査を実施し、その結果、需要について課題がある等の意見が示されたところです。また、伊江村においても、今年度、伊江島空港の利活用に関する調査事業を実施していると聞いております。

県としましては、県のアンケート調査や伊江村の調査事業の結果を踏まえ、伊江村の意向等も確認しながら、伊江島空港の利活用等について、引き続き意見交換をしていきたいと考えております。

続きまして2、県内社会資本の整備についての(1)、鉄軌道を含めた陸上交通網の構築についてお答

えいたします。

県では、平成24年度に鉄軌道導入に係る調査を開始して以降、構想段階の計画書策定や費用便益比の精緻化等に取り組んでおり、国においても、令和4年度からは県が求める特例制度の調査検討が行われるなど、着実に取組を進めているところです。また、鉄軌道等の都市間交通と並行して、LRT等を含めた多様な都市内交通についても検討を進め、公共交通の基幹軸とフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に取り組んでまいります。

同じく(2)、西原町への交通システム整備についてお答えいたします。

県では、鉄軌道導入を前提としたフィーダー交通検討の観点から、平成30年度及び令和3年度に、モノレール延伸の効果等について調査を行ったところです。この結果、西原町を含む5つのルート全てで移動時間の短縮や公共交通全体の利用者増はあるものの、採算性等の課題が確認されております。地域公共交通の充実に向けては、本島の圏域ごとに議論の場を設定し、まちづくりの主体である市町村と共同で検討することとしており、地域にふさわしい公共交通について、モノレールを含め、幅広く検討してまいります。

同じく(3)、鉄軌道ルートにおける県の考えについてお答えいたします。

県では、平成26年度から3年半をかけ、構想段階の計画書策定に取り組み、学識経験者で構成される委員会の助言等を得ながら、公共交通の役割や採算性等を考慮し、鉄軌道のルート検討を行いました。この結果、延べ6万2000件の県民等から寄せられた意見も踏まえ、那覇市から浦添市、宜野湾市、北谷町、沖縄市、うるま市、恩納村を經由して名護市を結ぶ概略ルートを決定しております。

県としては、県民との議論を踏まえ決定した当該ルートに基づき、計画段階に向けた国との議論を進めていきたいと考えております。

続きまして同じく(8)のイ、那覇港湾施設の固定資産税についてお答えいたします。

那覇港湾施設が市街化区域に指定されていることについては、県土木建築部と那覇軍用地等地主会との間で意見交換がなされているところです。また、同地域の固定資産税の課税については、課税庁である那覇市において地方税法及び固定資産評価基準に基づき、不動産鑑定による評価を用いて算定を行っているところであります。

県企画部としては、那覇市及び地主会との意見交換を継続的に行いながら、固定資産税に係る当事者間の

調整を図っておりますが、最終的には課税庁である那覇市において、丁寧な説明を行い解決することが望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 1、知事の政治姿勢について(6)、観光再興に向けたビジョンについてお答えします。

現在、回復傾向にある入域観光客数等について、沖縄への旅行需要を継続して取り込むため、旅行者専用相談センター（TACO）による感染症対策を講じながら、国際航空路線のさらなる回復、国内外における積極的な誘客活動を展開してまいります。県では、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向け、県民、観光客、観光事業者が自然、歴史、文化を尊重し、観光産業の成長と維持を目指すことで、それぞれの満足度を高めるとともに、経済を活性化させていくこととしております。このため、多彩かつ質の高い観光の推進、沖縄のソフトパワーを生かしたツーリズムの推進、観光人材の育成・確保などに取り組んでまいります。

同じく1の(7)、沖縄観光の質的な転換についてお答えします。

令和4年7月に策定した第6次沖縄県観光振興基本計画では、目標値を観光収入及び人泊数に設定し、1人当たり消費額の向上と滞在日数の延伸に取り組み、観光の質の向上を図っていくこととしております。このため、消費者視点に基づいたブランド戦略や多様な市場に対応した効果的な誘客活動の展開、自然、歴史、文化など沖縄のソフトパワーを生かしたツーリズムの推進、県内周遊や着地型観光等、質の高いクルーズ観光体験の推進などの施策を展開してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 1、知事の政治姿勢についての中の(8)、給食費の無償化の財源確保と実施時期についてお答えいたします。

去る2月9日に玉城知事から文部科学省に対して、次代を担う子供たちの健やかな成長を支える学校給食費の支援について要請を行いました。その趣旨は、昨今の社会及び経済状況など子育て環境が厳しい中、少子化の解消に向けて、家庭の経済的負担軽減等、子育て支援の一環として学校給食費無償化の支援を国へ要請するものです。

県教育委員会としましては、令和5年度は市町村と実施方法等の協議を行うこととしており、それを踏まえ、予算規模、財源及び実施時期について検討してまいります。

続きまして3、犬・猫殺処分ゼロについての中の(6)、動物愛護の普及・啓発についてお答えいたします。

学校教育において動物愛護の普及・啓発の視点を取り入れることは、生命尊重の心を育てる観点からも大切なことと考えております。県内の小中学校では、校内で動物等を飼育することにより動物と触れ合ったり、総合的な学習の時間及び道徳の時間において、外部講師を活用するなど、動物愛護について学習しております。

県教育委員会では、今後とも関係部局等と連携し、学校教育活動を通して、命の大切さや思いやりの心を育む教育を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

〔企業局長 松田 了君登壇〕

○企業局長（松田 了君） 2、県内社会資本の整備についての(7)、比謝川下流堰の撤去についてお答えします。

長田川取水ポンプ場の取水堰として昭和36年に建設された比謝川下流堰は、平成26年7月の台風8号豪雨による国道58号冠水の要因となったことから、撤去を決定いたしました。令和4年2月に住民説明会を終え、9月に工事着手し、事業費約1億6000万円で堰上部の撤去等を行っているところであります。なお、堰の撤去は河川が正常に流れるための断面を確保しつつ施工するため時間を要し、令和7年度中の完了を予定しており、工事中の環境保全対策として、濁水防止に加え、環境調査を行った上で、希少な魚類や甲殻類の移動にも取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 松永 享君登壇〕

○商工労働部長（松永 享君） 2、県内社会資本の整備についての(9)のア、電気料金値上げへの支援対策についてお答えします。

県では、国の激変緩和措置の対象とならない特別高圧受電契約に対する本県独自の支援により、事業者負担の軽減及び価格転嫁の緩和を通じた企業活動の下支えや家計への負担の軽減を予定しているところです。また、玉城知事を先頭に、市町村及び経済団体と連携し、本県の特殊事情等を踏まえた、電気料金の高騰抑

制に向けた支援等を国に対して要請したところです。

県としましては、引き続き、県民及び事業者負担の軽減に向け取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 2、県内社会資本の整備についての(9)のイ、電照菊農家の電気料金の影響と支援策についてお答えいたします。

菊農家における電気料金の値上げの影響については、電照栽培による光熱費等の経営費の増加があります。その対応策として、白熱球から消費電力の低いLEDへ転換することで、影響を緩和することが可能となっております。県では産地生産基盤パワーアップ事業などを活用し、これまでに20市町村、342ヘクタール分のLEDを整備しております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、生産者へのLEDの普及を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 糸数 公君登壇〕

○保健医療部長（糸数 公君） 3、犬・猫殺処分ゼロについての(7)、狂犬病ワクチンの接種状況についてお答えします。

県の狂犬病予防注射率は、新型コロナ感染拡大に伴い集団接種が行っていない市町村もあり、令和3年度は49.0%となっております。WHOの勧告では、狂犬病の蔓延防止には、犬の予防注射率が70%以上必要とされておりますが、県内41市町村のうち30市町村は、これに満たない状況です。

県としましては、市町村及び獣医師会と毎年会議を開催する等連携を図っており、注射率向上のため、大型店舗へのポスター掲示や企画展示等、啓発強化に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 それでは再質問を行います。

知事の政治姿勢の中で、基地問題ですが、嘉手納基地からF15戦闘機を退役させ、F22戦闘機をローテーション配備する予定で、現在嘉手納基地から発生する騒音は町民の限界を超えていると言われております。三連協はもちろん、嘉手納町議会もその都度要請・抗議をしておりますが、県からの後方支援はどのようになっているか伺いたい。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 先ほど環境部長のほう

からも答弁ありましたけれども、F22等の暫定配備によって、多くの地点で100デシベルを超える騒音が測定されておりまして、外来機の暫定配備後騒音状況が悪化し、両飛行場の生活環境に大きな影響を与えているというようなものと考えております。

ちょっと休憩いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時0分休憩

午後2時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（嘉数 登君） 先ほども答弁させていただいたように、三連協が、周辺住民の生活環境に配慮した取組を彼らは強く要請しておりまして、県としましても、この三連協とも連携を図りつつ、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、実は私一般質問で、ぜひ知事が嘉手納、地元に行って、嘉手納飛行場の騒音問題、また地元とのいろいろ基地問題を話し合いをしていただきたいと言って、知事が嘉手納町に来たことはまず感謝申し上げたいと思います。

そしてもう一つ、実は明日、県立高校の卒業式なんですけれども、我々地元はもちろんそうですが、そういった卒業式に被害がないように訓練の自粛を要請していますが、県からはそういった要請をしておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時2分休憩

午後2時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（半嶺 満君） 毎年子供たちの入学式、卒業式、それが厳粛な状況で行われるように、県としても、防衛局のほうにその要請を行っているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 分かりました。

次の質問を行います。再質問ですね。

社会資本整備についての、知事、伊平屋空港建設に伴うこれまでの調査費用、恐らく伊平屋空港、我々経済労働委員会、過去にも委員会で2回ほど調査に行ったことがあるんですが、もうこの空港問題、約30年かかっていると思っています。これまで調査費、幾らかかっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） お答えいたします。

平成14年度の1606万5000円の気象観測業務から始まり、約20年間で約6億9700万円の実績がございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、実は、この伊平屋空港は東京都の八丈島空港と、日本では、あと申請されているのがこの2か所しかないんですよ。ぜひこの伊平屋空港の開港、これは伊平屋・伊是名架橋を伴って具志川島の開港もありまして、今まさにこの伊平屋空港のチャンスだと思っております。ぜひ、知事がその現場に行き、地域の村民、議員の声を聞いていただきたいと思いますが、知事いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私、知事就任の翌年だったと思いますが、伊平屋・伊是名両村伺いまして、農業基盤の整備、それから空港、架橋についての地域の方々の御要請を承りました。先ほども部長から答弁ありましたが、需要予測、費用対効果の確保、事業化の課題解決に向けて、伊平屋・伊是名両村と早期の事業化に向けて、現在その課題の解消に向けた取組を進めさせていただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 次、伊江島空港の利活用について再質問したいんですが、先ほど儀間企画部長が、伊江村独自で調査実施をしているという説明がありましたけれども、我々委員会で伊江島に行ったとき、本来だったら伊江村と県と国と三者協議会をしたいんだと。それがなかなか実現していないと。たしか五、六年前から提案されていますが、三者協議会が実現できないのはどういうことですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

県としては、伊江島補助飛行場、訓練空域のその制限緩和に向けて、議員御指摘のこの国、県、村の関係者での意見交換が必要というふうに考えておりまして、実は平成30年4月に、伊江村に、3者での意見交換の開催に向け日程調整を依頼しております。同年5月に伊江村から、チャーター便の増加や定期便の就航に関する調査・調整、米軍への要望内容の具体化を行いたいと考えておりまして、状況が整い次第、村から連絡するので、それまで意見交換の開催は待つてほしいという回答がございました。その後、我々のほうも適宜伊江村のほうに状況を確認しておりますが、まだ検討中ということですので、改めてまた確認をして、開催できるのであれば開催に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 玉城知事、伊江島は玉城知事のふるさとであると思っておりますが、最近伊江島に行ったのはいつですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時6分休憩

午後2時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） たびたびプライベートでも伊江島に行っておりますが、一番最近伊江島に行ったのは、前の島袋村長の葬儀のときではなかったかと記憶しております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、やっぱり伊江村の言い分と県の言い分もいろいろあると思いますが、年内に知事の日程をつくって伊江村に行き、直接伊江村また議会の皆さんの声を聞いていただいて、問題はどこにあるのかと。この伊江島空港の利活用については、知事自ら声を聞いて判断したほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 伊江村における行政視察については、ぜひきちんとそれぞれの団体関係者の方々とお会いして意見交換ができるよう、セットしていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 次の質問に移ります。

給食費の無償化については、なぜ知事が政府に要請したかということに大変疑問を感じていましたけれども、少しここで知事に申し上げたいのは、市町村が、知事、12市町村独自で給食費の無償化をしているんですよ。この市町村が県に対して、給食費無償化の予算要求はしておりません。自らの市町村で知恵を出し合って財源を確保して、そして議会の了解を取りながら給食費の無償化をしていますが、知事が政府に要請をして、もし政府がそれをノーと言ったら知事どうするんですか。その予算化を、どういう予算をつくるのかお伺いしたい。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（半嶺 満君） 財源につきましては、令和5年度に給食費の支援事業等も実施しながら市町村と

協議の上、いろいろと検討していきたいと考えておりますが、今回の知事の文科省への要請につきましては答弁でも申し上げました。子育て環境が厳しい中で子供の健やかな育ちと子育てを支援することは、将来の我が国の担い手育成の基礎をなす重要な投資であり、社会全体で取り組む必要があるということで要請を行っております。他府県の取組もございまして、千葉県で今取り組んでいるところでありますので、県教育委員会としましては、その状況等も収集しているところであります。様々な方法を検討して財源確保について検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○教育長（半嶺 満君） 今回国に要望しておりますが、国のこういう支援等も視野に入れながらの要請になりますけれども、様々な方法を検討していくことが必要であると考えております。

○中川 京貴君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 国への要請も含めて、子ども・子育てが社会の総合的な支援として、その方向性をぜひ国のほうにもお伝えしておきたいということも含めた支援ですが、当然我々も予算規模、財源、実施時期について、市町村と調整しながら、早期に実現ができるようにその方法、財源等についてしっかり検討してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、ぜひこの給食費無償化については、各市町村、自治体の皆さんも知事の公約に期待をしておりますので、実現に向けて努力してください。

次に再質問を行います。

県内社会資本整備について、大型MICE建設の実現に向けては、与那原町及び西原町内中城湾港マリンタウン地区の東海岸エリア一帯に発展の勢いを創出する目的の大型事業であります。私ども自民党会派が仲井眞県政の頃、国と協議を調べ、一括交付金や高率補助を活用した大型MICE事業に推進してきたが、翁長・玉城県政になり、国との確認協議を調えることなく、見切り発車をして約60億円で土地を購入してし

まったと。その結果、国との信頼関係は完全に崩れてしまった。

そこで質問します。

国との協議を調えることなく、69億円で、それも単費で購入したのはなぜですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 当時の計画では、MICE施設を沖縄振興特別推進交付金を活用して整備するという前提で、これまでの調整で活用見込みがあるということで、一般財源で土地を購入したという経緯がございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、このMICE施設については、多くの地域の期待がございます。MICEを造る前にまずモノレールの延長や、また二次交通としての西原町のマリーナを活用した高速船とか、これをセットにした形でやらなければ私はうまくいかないと思っています。ぜひ、大型MICE施設については立ち止まって、国の支援を受けるべきであり、PFI方式や県の単独事業では間違いなく県民に不利益が予測されると思っています。これは提案して次の質問に移ります。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時13分休憩

午後2時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○中川 京貴君 次は、北谷町白比川拡張工事について質問いたします。（パネルを掲示）

知事、これは——ちゃんと見てください。北谷町の町議団が私のほうに、戦後50年も白比川の改修工事ができないと。できない理由はこちらに米軍基地があるからなんですよ、倉庫群が。元の刑務所だったそうですよ。私は平成24年7月、そしてこれまで何回か一般質問に取り上げました。50年も地域住民が被害に苦しめられていると。何度も北谷町や米軍関係で取り上げたけれどもできない。しかしながら、そこに仲井眞県政の頃、仲井眞知事が現場に行って……。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時14分休憩

午後2時14分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○中川 京貴君（パネルを掲示） 仲井真知事が現場に行って、土木関係者、またいろんな関係者も来て、マスコミも来ていましたよ。そこで何とかしようと。こういった氾濫を絶対——これ県の管理河川でありますので、そこでこれが動き出したんです。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○中川 京貴君（パネルを掲示） 知事、これ小野寺元防衛大臣なんですよ。これは宮崎衆議院議員が、小野寺元防衛大臣、防衛局、また米軍関係者、この現場に来ました。これはみんなで（パネルを掲示） これも米軍関係者が来て、みんなで話し合っただけの50年も改修工事ができなかった白比川の工事ができるようになったんです。そして米軍は、その倉庫は必ず造らないといけないと、金武町に県内移設しているんですよ。やっぱり米軍は機能として確保していただければ協力できないと。そういったいろいろ話し合いをしながらできたのが、白比川の改修工事。そして地域住民説明会には、地元の北谷町の瑞慶覧功議員も現場に来て、地域住民との話し合いをしました。そして地元からは、歩道を造ってほしいとかいろいろ要望等ありましたけれども、実際にはどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 河川沿いの歩道についての御質問だと理解しておりますけれども、まず白比川の河川管理用通路につきましては、北谷町道白比川線と隣接することから、兼用工作物として協定書を平成31年4月に北谷町と締結しております。今後河川改修と並行して歩道が設置できるよう、北谷町と連携を図っていきたくと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 ぜひ地元から要望があった歩道とか、またこの拡幅工事に伴っての地元の要望がありましたので、それを取り入れていただきたいと思っています。

次、比謝川河川環境について。

私、過去の一般質問の中で、比謝川下流堰について、撤去に伴い漁港や航路、河川に堆積する土砂を県

の責任において定期的にしゅんせつすることを、県と嘉手納町との協議の中で了解は取れているものと思います。再度、確認いたしますけれども、嘉手納漁港内の航路などに、河川に堆積する土砂を県の責任において定期的にしゅんせつすること、3番目ですけれども、このことについてよろしくお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後2時18分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 河川の河道内に堆積する土砂の撤去につきましては、河川の治水上の観点から土木建築部のほうで撤去をします。また下流側にあります漁港及び航路に堆積する土砂につきましては、漁港の運用上、農林水産部が対応するということとしております。お互いに連携をしながら、しっかり適正な維持管理に努めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、実はこの比謝川は今部長が答弁したとおり、河川は土木部なんです。下のほうに下りてきて漁港、船があるところは農林水産部。上のほうは企業局なんですよ。それで嘉手納、地元から県のほうに、たしか平成二十何年度でしたか、要請が出ております。そこで知事、そのときの部長は宮城部長なんですけれども、これ見て分かるように（資料を掲示） 県からのこの回答が出ています。ここには農水部、土木部、企業局、双方で県で話し合いを持っております。この回答要旨にそのまま沿った形で理解してよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 今、議員からお話のありました比謝川下流堰撤去に伴う要請についての平成29年3月29日付の回答書については、承知をさせていただきます。引き続きこの回答書に基づき、しっかりと対応していきたくと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

中川京貴君。

○中川 京貴君 ぜひ比謝川については、回答したとおり、よろしくお願ひしたいと思っています。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時21分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○中川 京貴君 那覇軍用地等地主会の再質問を行います。

那覇軍港は、市街化区域とされたために課税当初から平成17年、一団の土地であるにもかかわらず、陸自、空自、空港、3施設より約4倍も固定資産税が高く、平成17年と比較すると3施設が100坪当たり1万7000円に対し、那覇軍港は6万2000円と、3.6倍も固定資産税が高くなっております。那覇軍港は平成18年の100坪当たりの適正な税額は2万5000円であると、当時の翁長市長は不動産鑑定評価を導入し、税額7万5000円と約3倍も高くなっています。直近の令和2年度に関しては、100坪当たり適正な税額は8万円であると報告がありますが、税額16万円と約2倍も高くなっております。全ては那覇軍港を市街化区域とする行政の法律違反に基づくもので、那覇軍用地主会、1016名いますけれども、709名が請願を提出しております。地主会と要請、請願について皆さん、話合いをしたことありますか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時22分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 那覇軍用地主会の皆様とは、平成28年から意見交換を続けているところでございます。引き続き、丁寧に説明をしながら理解を求めていきたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 中川京貴君。

○中川 京貴君 沖縄県で那覇軍港以外で、私は基地の中は全部市街化調整区域だと理解しておりますが、那覇軍港以外で市街化区域に指定されているところがありますか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時23分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 当時、市街化区域の設定基準に適合しているものとして、牧港住宅地区、キャンプ・ブーン、キャンプ・マーシー等がございます。

○中川 京貴君 ちょっと休憩お願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時24分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○土木建築部長(島袋善明君) 大変失礼いたしました。

先ほどの返還当時でございまして、現在は那覇軍港のみでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、実は50年前、那覇新都心とか、また那覇の一部は開放できるということで市街化区域になったんですよ。那覇軍港の地主は、自分たちの土地が市街化区域になっていることも知らなかった。またその説明会に参加していないそうです。それで、先ほど資料を渡しました、沖縄防衛局に問い合わせました。これは平成29年3月です。防衛局は、基地の中は市街化調整区域であって、地主が勝手に物を使うことはできない。だから市街化はなじまないと防衛局長からの文書、これですね。(資料を掲示) これ皆さん確認してください。それは、あえて言いますが、皆さん、地元から農地を市街化にさせていただきたいというときはできないのに、基地の中は勝手に市街化できるんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時26分休憩

午後2時26分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 当時の都市計画手続の際に、昭和48年8月6日付で那覇防衛施設局宛て、都市計画案の意見照会を行い、昭和48年8月17日付で回答がございました。その回答の中では、那覇港湾施設を市街化調整区域に変更する要請はなかったと理解しております。

したがって県としては、国への照会を行った上で、適正な都市計画手続を経て、市街化区域に設定されたものと理解をしております。

○議長(赤嶺 昇君) 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、ちょっと読み上げます。

那覇港湾——これ防衛局の回答です。防衛局の回答は、「那覇港湾施設は、日本国とアメリカ合衆国の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国軍隊に使用を許している施設・区域であり、現時点では市街化区域としての開発行為は困難であるため、沖縄防衛局としては市街化区域の指定は適当ではないと考えている」と。

じゃ部長、市町村から県に市街化区域、市街化調整区域から市街化区域の要請がきたら外しますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 現在、那覇港湾施設の地権者で構成されております軍用地主会と継続して意見交換を行っておりますけれども、県に対してそのような市街化調整区域に設定するというような要望は出されていないと承知しております。

県としましては、まちづくりの主体である那覇市の意向や、返還に向けた動向も踏まえて議論する必要があると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、地主会は1016名のうち700名は、50年前に県に瑕疵があると言っているんですよ。知事、知事、この代表が二、三名いますけれども、役員に、ぜひ知事、一度会っていただけませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） このような社会的な状況の経緯について、地主会と部局において、まず丁寧な話し合いをさせていただき、折を見て私もまた地主会の皆さんとお会いして御意見を伺えればと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 ぜひ知事、よろしくお願ひしたいと思っています。やっぱりこの方々は評価の見直しで固定資産税が上がったから、そういったものが出てきているんです。その結果、固定資産税、評価の見直しで上がったと。この固定資産税が上がらなければ、そういう問題にならなかったと思っているんですよ。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○中川 京貴君 最後になりますけれども、知事、犬・猫殺処分ゼロについてです。先ほどもありました、平成8年度は2万頭殺処分していたと。知事が就任して以来、またボランティア活動、そういった方々が知事を表敬しましたよね、知事室で。それ以降、もう目に見える形で殺処分が減っているんですよ。これ

成果だと思っております。しかしながら、ボランティアにも限界があって、昨今新聞等にもいろいろ問題が出ております。団体の組織が。ぜひ知事はその判断をしていただいて、ボランティア団体に支援をしていただきたいと要望を申し上げて終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 こんにちは。

会派沖縄・自民党の西銘啓史郎です。

通告に従い、一般質問を行います。

すみませんが、順番を変えて、2の総務部関連についてから始めたいと思います。

(1)、令和5年度組織・定数編成について。

ア、基本的な考え方、定数と定員の定義等について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 令和5年度の組織編成に当たっては、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう、組織体制の見直しを行うとともに、新たな行政課題や多様化する行政需要に的確に対応できるよう、必要な組織を編成しております。また、定数については、スクラップ・アンド・ビルドによる再配置を原則としつつ、児童相談所の体制強化や新たな行政需要に対応するため、必要な配置を行っております。

また、定数と定員の定義ということでございます。定数とは、事務を処理するために配置した職員の数を指します。一方、定員は、県職員の身分を持つ者の数を指しており、公社等の派遣職員や休業者等、県の業務に就いていない者も含まれます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 次に、主な改編内容とその理由について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 令和5年度においては、新たに知事公室の地域外交室や文化観光スポーツ部のしまくとぅば普及推進室、保健医療部の感染症研究センター等を設置するなど、新たな行政課題や多様化する行政需要に的確に対応するための組織編成を行うこととしております。また、職員の定数については、新たな行政需要や喫緊の課題に対応するための職の配置をする一方で、国民文化祭や世界のウチナーンチュ大会の終了に伴う減少要因もあることから、令和4年度と比較しまして6人減の3812人となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 新設組織の設置目的とその役割について、もう一度お願いします。

○議長 (赤嶺 昇君) 総務部長。

○総務部長 (宮城 力君) 新たな組織ということでございます。知事公室に地域外交室を設置し、関係部局で進めている国際交流・協力に関する取組等を部局横断的に推進することとしております。また、文化観光スポーツ部にしまくとうば普及推進室を設置し、しまくとうばの普及に関する施策を総合的に推進するほか、保健医療部に感染症研究センターを設置し、感染症情報の収集・分析等を強化することとしております。

○議長 (赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 地域外交室については、我が会派からもいっぱい質問がありましたけれども、私は1点だけ、この組織の英語名って決まっていますか。組織の英語の名称、決まっていれば教えてください。

○議長 (赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後2時36分再開

○議長 (赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長 (嘉数 登君) お答えいたします。

課名はもう決定しておりますけれども、英語表記についてはまだ検討中といいますか、まだ決定していません。

○議長 (赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 対外的に、特に外国の方々に名刺を配るときに、この名称一つ間違えると僕は大変なことになるのかなど。皆さんが思っている役割と相手を受けられることは大変重要だと思いますので、英語の名称についてはいろんなところと相談をしながら決めていただきたいと思います。

休憩お願いします。

○議長 (赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後2時36分再開

○議長 (赤嶺 昇君) 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 それと、しまくとうば普及推進室。しまくとうば条例もありますけれども、これまでの事業の実績、それから目標に対する達成率等、お答えください。

○議長 (赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後2時38分再開

○議長 (赤嶺 昇君) 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長 (宮城嗣吉君) 令和3年度に行いましたしまくとうば県民意識調査の結果によりますと、しまくとうばに親しみを持っている、どちらかといえば親しみを持っている割合が73.2%、一方で使用頻度について主に使う、共通語と同じぐらい使う、挨拶程度使うとした合計が28.6%ということで、親しみを持っているという部分については高い関心がありますけれども、使用頻度については低い状態になっております。

○西銘 啓史郎君 休憩お願いします。

○議長 (赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時41分再開

○議長 (赤嶺 昇君) 再開いたします。

○文化観光スポーツ部長 (宮城嗣吉君) 目標ですけれども、しまくとうば普及推進計画においては、令和4年度までで挨拶以上使う人の割合を88%まで引き上げるという目標でありました。それから、しまくとうば普及推進事業、令和3年度の決算額が約8600万です。平成26年度から令和4年度まで、令和4年度は予算額を累計しますと9年間で7億6900万になります。

○西銘 啓史郎君 休憩します。

○議長 (赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時42分再開

○議長 (赤嶺 昇君) 再開いたします。

○文化観光スポーツ部長 (宮城嗣吉君) 令和3年度の調査結果で28.6%です。

○議長 (赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 今お話ししたように、88%の目標に対して7億円を使って達成率が二十数%。普通の事業であれば、この事業を見直すか、私は中止すべきだと思うんですけども、今までやってきたものに対して、この推進室までつくってまた新たに取り組むことは——しまくとうば自体私は否定はしませんけれども、前々から申し上げていますように文化事業、伝統芸能をもっと大事にして、その中で言葉が伝えられていくことが私は大事だと思いますので、その辺についてはまた委員会でも議論したいと思います。

休憩お願いします。

○議長 (赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時42分再開

○議長 (赤嶺 昇君) 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 3番の文化観光スポーツ関連について(1)、昨年12月4日那覇空港で発生したドローンの飛行による航空機への影響実態(嘉手納基地への避難着陸等)と今後の課題と対応について伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(儀間秀樹君) お答えいたします。

令和4年12月4日夜に那覇空港にて発生したドローン飛行による滑走路の閉鎖について、航空便7便に目的地変更や引き返し等によって到着遅延が生じ、そのうち管制の指示で嘉手納空港へ着陸した便については、予定より7時間近く遅延して那覇空港に到着するなど、多大な影響があったと承知しております。なお、大阪航空局那覇空港事務所は、今後も法令に違反するドローンを確認した際は、速やかに関係機関と連携し、航空機の安全運航を最優先に適切に対処するとしており、県としても国や関係機関と連携して、ドローンに関する法規制や適切な使用等について一層の周知に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 実は福岡からの飛行機が嘉手納にダイバートしたという中で、そこに乗客として私の知人が乗っていました。そのときの話を聞いて、私は質問通告後だったのでさきの議会ではできなかったんですが、嘉手納で給油をするために7時間近く、何時間ですかね、もう深夜になって那覇空港に戻ってきたらしいんですが、携帯は使えない、機内ではトイレも大混雑、いろんな意味でこういう影響が出たということで、私は今文化観光スポーツ部関連で質問を上げましたけれども、今後も何かあったときには嘉手納にダイバートすることは私はあると思います。そのときのいろんな状況を県がしっかり把握して、どこに障害があったのか。給油の時間がかかった理由もいろいろ聞きますと、航空会社に聞いてもいろいろ外国からの、米軍の許可が出なかったとかいろいろあるようですが、いずれにしても申し上げたいことは、こういうことは普通あってはならないことです。ドローンの飛行によって空港が閉鎖される。これはぜひ県警もこら辺については調査してほしいんですが、今後考えられるケースとして、それが起こった場合に速やかに一ももちろん嘉手納空港ですから航空機から旅客は降りることはできません。でもお客様はそれを理解していないと、なぜ降りられないんだという方もいらっしゃいました、過去も。ですから、そこはしっかり県としても今後の対応を空港ターミナルビル、それから米軍の嘉手納基地も含めて、いろんな対応についてしっかり

り行ってほしいと思います。

休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後2時45分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 2番に移ります。

ジャパンウィンターリーグについて、概要と県の支援内容を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) ジャパンウィンターリーグは、株式会社ジャパンリーグが主催の日本初となる野球の長期トライアウトであり、県内4市村を会場として、令和4年11月24日から12月25日の約1か月にわたってリーグ戦が開催されました。国内外から総勢66名の参加があり、36名の選手が独立リーグ等からのスカウトがあったと聞いております。県の支援としては、スポーツイベント支援事業により、リーグ運営に関する経費について補助を行ったところです。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 先日、その役員の方々とお会いする機会がありました。いろんな話を聞きました。

(資料を掲示) 私も中高と野球をやっていた関係もあるんですが、このガイドブックの中に、日の目を浴びていない場所に光をと。要は今、プロ野球の中でも一部の選手、優秀な選手がWBCに参加しますけれども、もう多くの方々が1軍、2軍、または育成で頑張っていて、今プロの方で自由契約になるとトライアウトとって、1日だけしかこのチャンスがないわけですね。いろんな話を聞いて私も納得したのは、このジャパンウィンターリーグは1か月ぐらやって、各スカウトの方も見て、今回10人が契約に至ったと。これは四国リーグとかいろんなリーグもありますけれども、そういうチャンス、特にこういう野球の中でも隠れた逸材がどこで見つかるか分からないわけです。今、山川選手も中部商業高校から富士大学に行って、そこからプロに入ったわけですが、高校では甲子園には行ってないんですが、そういった選手が育ってくる。また、高校のときに無名だった選手がプロに入って成長するというので、このチャンスを与える機会として私はすごい、素晴らしいと思ったわけです。

県のほうが500万ぐらいの支援をしているということだったので、このまま、毎年定期的にやりたいとい

うことで何らかの方法がないかということで、スポーツアイランド沖縄として、やはりそういったことも定着をさせていく。そして県外からいろんな選手がこのリーグに参加をして、自分のチャンスをつかむ。そのための場にするということは私は素晴らしいことだと思いますので、ぜひ県としても検討をお願いしたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後2時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 3番目に行きます。

長野県との協定締結について、概要と今後の対応を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

本県と長野県におきましては、これまでシャインマスカットとマンゴーの相互応援販売、環境フェアの相互出展、沖縄と長野の大学生による平和交流、こういったものについて連携して取組を進めてまいりました。去る2月2日に、長野県の阿部知事が玉城知事を表敬訪問いたしまして、既に連携している取組をさらに深めるとともに、幅広い分野への展開を図るため、包括的な連携協定締結について提案がなされたところであります。

このため、県としましては、当該連携協定の年度内の締結を目指して、現在、連携事項について長野県と鋭意調整を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 この件に関しては、知事、長野県知事はもう何度も沖縄にお越しになって、知事もこの間また面談をされて協定の話が出たと聞いております。

知事は長野県に訪問する予定は、今年度おありでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） 先ほども答弁いたしましたが、年度内に何とか締結をしようということで、その締結の日に知事にぜひ出張していただくということで、今秘書課のほうと調整を進めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 長野県には沖縄振興議員連盟があります。それを受けて我々は、一昨年4月でしたか、観光スポーツ議員連盟を立ち上げました。そういう意

味では、沖縄にない魅力、長野の山、川、そういったところ、また、長野から沖縄の魅力を感じて修学旅行もいっぱい来ていますので、ぜひそういった交流を含めて、議員交流それから経済交流、スポーツ、子供たちの交流も含めて我々も努力していきたいと思いますので、知事としても御協力をお願いしたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時50分休憩

午後2時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 (4)に行きたいと思います。

宮古島サステイナブルツーリズム連絡会が発表した持続的観光への統一ルール概要と県の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 宮古島の持続的観光への統一ルールである宮古島サステイナブルツーリズムガイドラインは、島の約束として、島の持続可能な利用による地域活性化の推進を目的とした市民、観光客、事業者に向けたガイドラインであると承知しております。社会、経済、環境のバランスを取りながら地域活性化を図ることは重要な取組であります。

県としましては、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向け、このような取組が県全体に広がるよう、旅行者と地域住民が価値を共有することにより社会、経済、環境のバランスが取れ、地域の好循環を生み出していくサステイナブルツーリズムの推進に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私も新聞で見えて初めて知りました。そして、ホームページからこれを拾いましたけれども、（資料を掲示） すごくよくまとまっていると思います。特に、観光客や事業者に求めることであったり、それから市民に求めることであったり、そしていろんな環境を守るために、特にダイビングにおいてもそういったサンゴを傷つけないように努力しようということ、これは恐らくいろんな苦労があったと思います。そこに成案に至るまでですね、関連各者。大事なことはこれを、実際に総論賛成、各論反対にならないように、県としてもウォッチをしていただきたいというか、支援をしていただきたい。そして同じように、ほかの地域にこういった成功事例がしっかり広がって、環境を守りながら持続可能な観光地を形

成していく。先般、我々経労委でハワイに行きましたけれども、やはり環境というものを大事にしながら観光を守っているというのを実感しました。ぜひ沖縄も新・沖縄21世紀ビジョンにも書いているように、持続可能な観光ということでウォッチ、フォローをしていただきたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後2時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 4番に行きます。

県警関連(1)、水上安全条例改定後の現状と課題について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（鎌谷陽之君） お答えいたします。

水上安全条例は、スポーツやレクリエーションに伴う水難事故を防止し、海域等の利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的に、平成6年4月に施行され、その後、令和3年5月に一部改正施行に至ったところでございます。この一部改正によって、新たにシュノーケリング業の事業届出義務を課すこととしたほか、悪質事業者に対する事業の停止などの行政処分規定や、暴力団員等に関する欠格事由規定を新設しております。施行後、これまでに2事業者に対して事業の停止に係る行政処分を科したほか、欠格事由があることが判明した3事業者から事業の廃止届出を徴するなど、条例の適切な運用に努めております。

他方で、事故防止のための安全対策が十分でない事業者が散見されることから、県警察といたしましては、事業者への立入調査や各種講習会等の機会を捉えて、安全対策の徹底について周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 先日、新聞でマリレジャーの事業登録の偽造疑いという記事が出ていました。こういったことも含めて、県警としてもいろいろ努力されていると思いますので、しっかり、届出をした業者の見守りというんですかね、安全・安心にマリレジャーが楽しめる環境をぜひ維持していただきたいと思います。

続いて(2)、SDO認証制度の今後の方向性について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（鎌谷陽之君） お答えいたします。

SDO認証制度につきましては、ダイビング事業者の安全対策等の品質の可視化を目的として、平成30年4月から一般社団法人沖縄マリレジャーセーフティービューローが運用する、ダイビング事業者に係る安全認証制度であると承知をしております。一方で、水上安全条例では、一定の安全対策を講じている事業者を安全対策優良海域レジャー提供業者として指定する制度を設けております。

県警察といたしましては、同指定制度の適切な運用を図るとともに、今後さらなる安全対策制度の必要性についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 先ほどの宮古島のこのガイドラインですけれども、ぜひ県警も見えていただきたいんですが、私が申し上げたいことは、水上安全条例の管轄が県警であり、しかし、私はマリレジャーというくくりで言えば文化観光スポーツ部もぜひ絡んでいただきたいと思っています。要は観光客、マリレジャーも安心・安全で楽しめる——今はどうしてもインターネットを中心に、安かろうということ、その料金だけに目が行って、けがをして保険が下りなかったというケースも聞いていますので、ぜひそれについては引き続き県警のみならず、文化観光スポーツ部も一緒になって取り組んでいただきたいと思います。

(3)に行きます。

交通渋滞の現状と緩和策について伺う。

これ実は、県警のほうに投げましたが、その前に企画部交通政策課でしょうか。県内の交通渋滞による経済損失、今手持ちに何億円という額があれば教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後2時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えします。

申し訳ございませんけれども、交通渋滞に係る経済損失については、県のほうでは算出していないというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 沖縄総合事務局では算出していましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） 沖縄総合事務局のほうでも、そういうものは出していないものと思っております。

す。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私の勘違いでなければ、何か数字上、何十億の経済損失だということを見た記憶があったものですから、後ほどでも結構ですので分かれば教えてください。

この中で質問したいことは、交通渋滞の原因は恐らくいろんなことが多岐に絡んでいると思います。もちろんハード面、ソフト面、ハードでいえば道路の拡幅だったり、それから信号機の設置、右折を優先的にしたらどうかという呉屋議員からの提案もありました。そういうことを含めて、簡単に解消できないとは思いますが、私のほうで確認したいのは、今バス専用レーンとバス専用道路がありますが、この辺の違いをまず説明をお願いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時57分休憩

午後2時58分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

バス専用レーンとバス専用道路の関係でございます。バス専用レーンは、ある時間帯に、例えば2車線あるときに、ある時間帯になるとある車線についてはバスだけ、もう一つの路線についてはバス、タクシー、二輪車が通れるということがバス専用レーンでございます。そしてバス専用道路でございますけれども、これは1車線しかございませんで、その時間帯になるとバスしか通れないと、そういう道路でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 実は、那覇市のほうで交通基本計画なるものをつくっていました。その中の資料に、市外からの自動車通勤7割だそうです。要是那覇に来る7割は市外からの通勤客。それから5キロ以内の移動であっても、6割の方がもう車を利用する。それから朝のピーク時、特に8時については1人乗りのお客様が9割だそうです。ということで、私のほうで提案というか申し上げたいのは、バス専用レーン、バス専用道路、特に今、私が感じているのは、与儀から開南、那覇高校までの間なんですけれども、バス専用道路になっていると思いますが、交通量をぜひチェックしていただいて、私が見る限りそんなにバスは走っていないような気がします。それから開南から那覇高校までの間、これ県道222号線となっているようですが、そこも今、朝の通勤時間はバス専用道路なので通れませ

んけれども、そこも開放するのも一つの手ではないかと。特に識名トンネルから寄宮十字路までの渋滞緩和もろもろ含めて、今のバスレーンを拡充するのも結構ですが、現状のバスレーンでそんなに交通量がない時間帯、レーンがあるのであれば、これもぜひ見直していただきたいと思うのですが、県警としてはどういう考えでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（鎌谷陽之君） お答えいたします。

バスレーン規制の在り方につきましては、沖縄県が主催し県警察、県バス協会等が参加する沖縄県公共交通活性化推進協議会が設置されて検討が進められているところでございます。バスレーンの延長につきましては、一般車両が通行できない区間が増加するということで、渋滞が増加して、それに伴って交通事故の増加が懸念されるであるとか、あるいは渋滞の増加によって旅行速度が低下して経済損失が増加するなどの多方面の影響というのが懸念されるところでございます。

県警察といたしましては、今議員が御指摘いただいた点も含めて、引き続き関係機関と連携して規制の在り方について検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私は大切なことは、やはり経済的な損失が多い中で短期的にできること、しかも簡易に信号の時間を調整したり、右折レーンをつくったりいろんな短期でできることと、もう道路の拡幅なんていうのは予算が遅れたらどンドン遅れていきますので、その間にできることをしっかりやらないと、県の経済への影響が大きいと思いますので、これは県警のみならず企画部も含めて調整をお願いしたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 1番に戻って、知事の政治姿勢について(1)、所信表明について、ア、所信表明策定に当たり、知事本人として、どの部分に、どのように強い思いを込め、また何を変えたのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今議会の知事提案説明要旨におきましては、令和4年5月に新たにスタートした

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進と併せて、誇りある豊かな沖縄の未来を開くため、1期目に着手・推進した施策のさらなる深化と2期目に掲げた公約の実現に向けて各種施策に取り組む姿勢を、県政運営に取り組む決意ということで盛り込みました。また、復帰50年の節目に策定した平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書に込めた全ての願いをかなえるため、県民の皆様と共に、50年先の未来に向けて取り組んでいく決意も併せて盛り込ませていただいたものであります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私は以前、基地への思いが知事の所信表明、どんどんページが下がっているという話をしました。知事はいや、ページは関係ないと、思いは変わっていませんということでした。今回、3ページ目に入っていますけれども、私が気になったことを一つ申し上げます。知事、今までは、知事の令和2年かな、3年かるときには、表現は、「私は」ということで「公約の実現に向けて、今後も、あきらめず、ぶれることなく全身全霊をもって県民の思いに添えてまいります」という表現なんです。今回どようになっていますでしょうか。3ページ目の14行から20行、どなたか読んでもらえますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） 3ページ目の14行目から読み上げたいと思います。

「県としては、辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないと考えており、政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めていくとともに、平成25年に県議会議長及び全41市町村の首長・議会議長が「米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設断念すること」を求めた建白書の精神、これまでの県知事選挙や県民投票で県民が一貫して示してきた辺野古新基地建設反対の思いを実現するため、ブレることなく県民の先頭に立ってまいります」でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 表現が、「私」から「県」に変わったことと、それからぶれることなくは入っていますが、諦めず、全身全霊をもってという言葉が消えていることにちょっと私は残念な気がします。これも恐

らく知事の言葉を借りたら、いや、この言葉だけではないということになるかもしれませんが、いずれにしても基地問題は大変重要なことであるとは認識をしますが、その取組についてはまたいろいろ質問をしたいと思います。

イです。県政運営に取り組む決意や沖縄を取り巻く現状の認識等、これまでとどのような違いがあるか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

県政運営に取り組む決意においては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進と2期目の知事公約実現に向けた各種施策の展開のほか、昨年12月に閣議決定されたいわゆる安保関連3文書に対する県の認識や姿勢について記述しております。

沖縄を取り巻く現状の認識では、継続する物価高騰に対する県の取組のほか、昨年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻や安全保障環境がより一層厳しさを増している東アジア情勢を踏まえた平和的外交・対話の必要性及び独自の地域外交展開に向けた地域外交室の設置について記述しております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 では次に行きます。

ウ、重点的に取り組む3つの大項目とは何か、また令和5年度一般会計当初予算の施策概要との関連について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

2期目の公約においては、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による深刻な経済状況や子供の貧困問題等重要性を増した課題等を踏まえまして、「県経済と県民生活の再生」、「子ども・若者・女性支援施策のさらなる充実」、「辺野古新基地建設反対・米軍基地問題」、この3つを特に重点的に取り組む大項目として掲げておりまして、この考え方を踏まえた取組を重要政策と位置づけております。また、当初予算の施策概要は、2期目の公約に掲げられている、重要政策と推進施策の分野ごとに概要を整理したものとさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 ではエ、施策概要の重要政策と推進施策の定義と位置づけ、また違いについて伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

2期目の知事公約においては、3つの大項目の基本

的な考え方を踏まえ、特に重要と考えられる施策を重要政策として位置づけております。また、1期目に着手・推進してきた取組の中で、より深化させていく施策、これを推進施策として位置づけております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 ありがとうございます。

私が申し上げたいことは、知事の所信表明というのは、新年度、予算も含めた知事の思い、この1年間どういうふうにしていくか、何を中心に予算をどのように割り振るか、限られた財源の中で取り組む姿勢を表明する、重要だと思っております。

残念ながら、施策概要と推進施策、それから別途予算の部局別のであったり、いろいろなを見ると、何か関連性がよく見えなくなってきましたね。ですからもちろん、事務方の方々はいろんな意味で分かりやすく県民にも、我々議会にも分かりやすくしているとは思いますが、何かしっくり落ちないんです、私自身が。これはまた予算委員会でもしっかり確認もしていきたいと思うんですが、いずれにしても申し上げたいことは、この1年間をどのようなことで優先順位も含め、先ほどの3つの重点項目もありました。中には、表現の中では、3つの枠組み、3つの基本方向、それから基本的指針、21世紀ビジョンでもいろんなのが出てきます。ですから言葉一つ一つが上手く関連されていけばいいんですが、このつながりがよく分からないので、ぜひまたこれは予算委員会でも質問したいと思えます。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時9分休憩

午後3時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 (2)の安全保障に関してであります。

ア、安保関連3文書（国家安全保障戦略・国家防衛戦略・防衛力整備計画）について知事の認識と見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

昨年12月に閣議決定された、いわゆる安保関連3文書においては、日本が「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している」とした上で、第15旅団の師団への改編や空港・港湾等の整備・強化、訓練による使用等、沖縄における防衛力強化に関連する記述が多数見られます。一方、反撃能力の保有については、憲法第9条の趣旨への政府見解との問題のほか、国際

法で禁止された先制攻撃となるおそれや、従来の専守防衛方針との整合性等の課題が指摘されております。これらのことを含め、国においては、国会の場で十分に議論し、課題や方向性について国民に丁寧な説明を行っていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 次にいきますけれども、イ、国家安全保障戦略策定の趣旨と我が国が守り、発展させるべき国益とは何か、及び総合的な国力（外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力）について県の認識と見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

国家安全保障戦略の策定の趣旨ですけれども、我が国は「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している」中、外交力・防衛力・経済力を含む総合的な国力を最大限に活用し、国益を守るため、諸政策に戦略的な指針を与えるとしております。また、我が国の国益とは、主権と独立の維持、領域保全、国民の生命・身体・財産の安全の確保、また、経済成長を通じたさらなる繁栄を主体的に実現などとなっております。同戦略においては、外交力・防衛力・経済力等を含む総合的な国力を最大限活用するとの記述もありますが、県としては、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成が特に重要であるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 それと今の件で少し確認なんですけれども、午前中、我が会派からの質問もありましたが、抑止力。外交、要は総合的な国力の中に外交力も入り、防衛力も入り、経済力も技術力も情報力も入るとあります。この中で、やはり抑止力といいますか、パワーバランスが崩れるときに、いろんなことが世の中起きると私は理解しております。要はお互いにそれなりの防衛力を持つ中で、外交交渉をする。その結果が平和を維持できるというふうに私も理解しております。

そこでちょっと確認なんですけれども、知事、御自宅にはセキュリティーシステムは入れていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 知事公舎は完璧なセキュリティーがしかれておりますが、私の沖縄市の自宅へは特にそのようなシステムは入れておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 昨今の事件で気になるのが、空き

巢ではなくて強盗事件が多いですよ。明らかに意図を持って来るわけです。私、この事件全部概要を把握しているわけじゃないんですけども、特に地方のほうで発生したり、もしかしたらそういったセキュリティシステムのないような環境なのかもしれませんが、私はこう考えるんです。私も実は横浜の家にはセキュリティシステムを入れていますが、これは、家族を私は自分で絶対守らなきゃならないと。その中で私の力だけではどうしようもないので、あるセキュリティシステムを入れて、何かがあった場合にはその警備会社が駆けつけてくれる。これは僕はある意味、抑止力にもなっていると思います。玄関にそのシールが貼られていることで、何らかの影響、思いとどまらせる力があると思います。ですから申し上げたいことは、強盗に対して話し合いで解決なんかできないです。要は強盗が入らないために——強盗は話せば分かると私は思っていないんです。ですから、例えばよくないですけども、県警本部長、もし事件の内容が分かればあれなんです、何らかの形で——もちろん今監視カメラもありますので、いろんなものありますが、まずは防止する努力をする、例えば知事公舎、知事の警備の方がいますよね。あれ、警備の方がいる理由は何ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 思いますに、知事である私と同居する家族の身の安全を守ることであると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 ですよ。ですからそこにガードマンがいることで、誰か悪いことをしようと思う人が思いとどまることになると思うんです。もしそれがなければ、話し合いだけで解決するのであれば、ガードマンがいる必要はないと思います。ですから申し上げたいことは、しっかりこれを我々県民、国民として——次の質問にも入りますけれども、どうやってまずは——私は県の縮図、全ては僕は家庭だと思っているんです。それが村になり、町になり、市になり、県になり、国になると思っているんですけども、国を守る最高の責任者は総理大臣であり、防衛大臣も含めていろんな方々が、何をもちて交渉するかというのは私大きいと思っているんです。

その中で、ウ、米中の戦力の比較について知事公室長、もし分かれば教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

沖縄防衛局から提供された資料においては、中国軍

と、日付変更線より西側に前方展開する米軍について、近代的戦闘機、それから有人爆撃機などの装備ごとに、これは1999年、2020年、2025年の兵力が比較されております。例えばその近代的戦闘機について申し上げますと、1999年時点では、中国軍が100機に対して米軍は175機、2020年時点では中国軍が1250機に対し米軍は250機、2025年時点では中国軍が1950機に対し、米軍は250機となっており、米中の戦力バランスも中国側の優位に傾くと見込まれておりとされております。

○西銘 啓史郎君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（嘉数 登君） 戦闘機以外ということですけども、衛星につきまして、同じく1999年時点で、中国が20機に対し米国が190機、それから2020年時点で、中国が360機に対し米国が330機とされておまして、2025年時点で中国が470機に対し米国が390機と、これは予想されております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私申し上げたいことは、これも大浜議員から質問がありましたけれども、中国がこれだけ衛星を含め航空機、それから海上の空母も含めた軍備を増強しているという事実を、我々県民、国民は知るべきだと思います。ですから決して中国に何かがつていうことではなくて、やはりそういった国が相手だということを我々はしっかり理解をしないと、私たちは交渉を誤ったら大変なことになると思います。もちろん知事が外交でっていうふうにおっしゃいますけれども、私は外交だけではなくて、その裏づけはパワーバランスもしっかり持たないと交渉はできないと思います。以前も質問しました。北朝鮮が何であれだけの国民しかいない中で、ミサイルを発射したり、こういうことが——米国を敵に回すようなことができるのかというと、やはり後ろにいると思われる大国があるからだと私は思います。それからもう一つ、核ももしかしたら持っていることも含めてですね。

ですから申し上げたいことは、国を守るということは、理想では平和はできないと思っています。もちろん理想に基づいて平和は維持しなきゃならないですけども、憲法9条だけではなく、いろんな努力があつて今の平和があると私は思っております。

次に行きます。

(3)、国民保護計画について、ア、3月実施予定の

国民保護計画図上訓練に関する準備状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 県では、国民保護図上訓練に向けまして、市町村や国、指定公共機関等の関係機関と定期的な意見交換の場を設けております。そこで検討・整理した内容を基に、令和5年3月17日に訓練の実施を予定しております。訓練に先立ってマスコミ等を通じて、住民へ周知することとしております。今回の訓練は、関係機関と時系列に沿った行動計画の場面ごとの連携や住民避難の在り方について検証・検討する予定としております。また、関係機関としましては、内閣官房や国土交通省等の国をはじめ、先島諸島の市町村、沖縄県警察、自衛隊、第十一管区海上保安本部、指定公共機関などの参加を調整しております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 この図上訓練は、公開か非公開かお知らせいただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 今回の図上訓練はマスコミに公開する方向で調整しておりますし、それから先島諸島市町村以外の市町村担当者に対しましても、参観を呼びかけております。ただ、訓練会場、スペースが狭いという関係で一般の方の参加はありませんが、訓練概要というものを取りまとめまして、県ホームページで公表することとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 これも今後、どのような形で国民保護の訓練がされるか分かりませんが、私も民間にいたときに、航空機の事故の訓練というものを何度も経験をしました、訓練をしました。実際にけが人が少しというか、出ましたけれども、その事故が発生したときに大変慌てたんです。どんなに訓練をしていても、頭が2つできてしまったり、もう現地との連絡ができなかったり——申し上げたいことは、訓練のための訓練では駄目だと思います。どれくらい現実味を帯びて、事前のシナリオをどう描くか。訓練体制も含めてこれをやっていかないと、まさかでは済まされない、救える命が救えないということにならないように、これは知事公室長にお願いしても来月いっぱいかもしれないかもしれませんが、ぜひこれについてはお願いしたいと思います。

そして次に移ります。

南西地域産業活性化センター（N I A C）が、2022年12月に発行した国民保護法における住民及び

来訪者の避難想定報告書について、その概要と県の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 同報告書については、国民保護法における住民等の保護に関して、国士舘大学防災・救急救助総合研究所の中林准教授による沖縄経済同友会セミナー講話及び関連資料を基に取りまとめたものとなっております。内容としては、島嶼地域における避難の考え方や避難後の生活支援の重要性など、国民保護に関する課題等が分かりやすく整理されております。中林准教授からは、県が実施している関係機関との意見交換会等において、同様の助言等をいただいております。今後、本県が取組を進める上で、参考になるものと認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私もこれ取り寄せて読ませていただきました。その中で国民保護法が想定する事態について、確認をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時22分休憩

午後3時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 失礼いたしました。

国民保護法が対象となる事態についてということだと思いますけれども、まず典型的には、武力攻撃事態、それから武力攻撃予測事態、それから緊急対処事態というものが想定されております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 それで本当に、どのタイミングで国民保護を行うのかというのは、先ほどの国力の中でも、5つある国力申し上げました。特に、私のほうから外交力・防衛力・経済力・技術力、その最後の情報力が一番大事だと思うんです。世界各国もう宇宙衛星を上げて、この間のロシアの侵攻に対しても、アメリカはもう衛星からロシアの動きを事前に把握していると。残念ながら日本にはまだそういった衛星がない中で、こういった情報を収集する、本当にいろんな他国の動きを収集して、どこかのタイミングで予測事態という判断をどのタイミングでするか。これ非常に判断厳しいと思うんですが、国と県が連携をしながら、そして限られた時間の中で県民、国民を救出する、保護するということを行わなきゃならないと思っておりますので、ぜひ輸送力がこれだけかかるから物理的に無理だということではなくて、ではその輸送力を倍にするにはどのように事前に、何が必要なのか。そこも含

めてぜひ県知事はじめ各首長の方々とも連携を取りながら、もちろんそれが起こらないように願うんですが、その起こる前の想定も含めて、しっかり情報力を県としてもよろしくお願ひしたいと思います。

以上、質問終わります。ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後3時25分休憩

午後4時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

花城大輔君。

○花城 大輔君 会派沖縄・自民党、花城大輔です。

これはさっきまで話すつもりはなかったんですけども、啓史郎さんに呼ばれたような気がして、少し話をしたいと思います。

私の自宅は、玄関に防犯カメラがついていて、モニターで録画をしてずっと見られるようにしているんですけども、先週、又吉清義議員が代表質問している間に家に侵入者がありました。そのときに長男が自宅にいたんですけども、気がついたら家の中に入っていたと。たまたま鍵を閉め忘れていて、家の中でいろんなことを言って、花城大輔を出せと。そしていないと言うと、車が止まっているだろうと言っていたそうです。車まで特定されていると。うちの長男が機転を利かせて外に一回出して、写真を撮って——その後に私の愛車に侵入者がお酒をかけていたそうです。中古の国産車ですけれどもね。写真があったので、その日のうちに逮捕されたそうですけれども、電波がどうかという発言をして、なぜそんなことをしたのかが分からないままです。そして又吉清義さんが代表質問だったこととの関連も分からないで1週間が過ぎていきます。皆さん、注意していただきたいのと、もしその方とお知り合いの方がいましたら、もう来ないでくださいねと僕が言っていたと伝えてください。

それともう一つ、これもお話しするつもりはなかったんですけども、今、私のスーツがとても頑張っていますね。私も頑張ろうと思っていたんですが、昨日質問を終えた我が会派のメンバーが本日質問するメンバーの名前を見て、今日は消化試合だなと言っていました。いろいろ思うところはありますけれども、ここは野党の立場でもありますが、執行部の皆様のお力をお借りして有意義な質問に変えたいと思います。

それでは、質問に移ります。

まず、知事の政治姿勢についてでありますけれども、知事の提案説明、これ31ページにもわたる内容でありましたが、どのような思いを込めて読み上げた

のか聞かせていただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 真摯に答弁に努めたいと思います。

御質問にお答えいたします。

知事提案要旨の説明についての私の思いですが、今議会、知事提案説明要旨におきましては、令和4年5月にスタートした新・沖縄21世紀ビジョン基本計画、この着実な推進と併せて、やはりコロナの状況から経済的にも健康的にも早く回復し、成長していくというそういう経済的な取組、誇りある豊かな沖縄の未来を開くこと、そして1期目に着手・推進した施策のさらなる深化、2期目に掲げた公約の実現、それらに向けて各種の施策に取り組む姿勢を県政運営に取り組む決意として取りまとめました。また、復帰50年に取りまとめた平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書に込めた全ての願いもしっかりと実現させたい、かなえていきたいという思いを込めて、それらの決意も含めて盛り込ませていただいたものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 私は実は、今回の知事の挨拶の中身について期待をしておりました。昨年、復帰50周年で新しい振興計画が出されて、今年初めての予算がつく51年目のスタートであります。そこには、未来にどのような沖縄を描くのかというものが入っているんだろうと思っていましたので、例年どおりだなということで少し残念な思いもありました。

先ほどの西銘議員も同じようなことを多分言っていたのではないかなと思いますけれども、改めて知事、次の50年に向けてどのような沖縄を目指すのかというものを聞かせていただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 令和5年は、先ほども申し上げましたが5月に新たにスタートした新・沖縄21世紀ビジョン基本計画、そして取りまとめました基本施策の着実な推進を進めていく肝腎なスタートの年です。ですからそのことについては、私の知事提案要旨は幾分、総花的な印象はお持ちになられたかもしれませんが、これら一つ一つの施策を着実にスタートさせていくための大事な1年であるということについて、そのような内容で今般この要旨を取りまとめさせていただいた次第です。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 私が先ほど申し上げましたように、物足りなさに似たような気持ちは、やはり事業の何を

やります、何をやりますということの小さなテーマがたくさん出されているにもかかわらず、大きなテーマがイメージできないというところにあったんだというふうに思っています。

これは、今から5年ほど前、私が自民党県連の青年局長という立場で、自民党本部で行われた学生部会というものに出席をしたときであります。全国で大学生を中心とした学生が集められていましたけれども、そこに麻生太郎大臣が来られて講演をしました。その講演の冒頭で、諸君、我が国はこれから何で食っていけばいいかなと質問したんです。そして少しの沈黙があった後に、我が国が何で食っていくかということと、皆様はどう生きていくかということは全くの無関係ではないと思うんだがねと言っていました。そして、どこか頭の片隅にでもそのことを置いて、勉学に励んでいただきたいということで講演が始まりましたけれども、私はそのような大きなテーマを感じさせるようなメッセージ、今の沖縄には必要ではないかなというふうに思います。特に未来を担う若者とか子供たちとかという表現をしますけれども、その若い世代がどこを見て勉学に励んだり目標を立てたり、夢を追いかけてたりするのか。そこら辺が描けるような沖縄であってほしいというふうに思っております。知事の今後、こういったメッセージを出していただけるように期待をしたいと思っております。

そして、各事業の中でその大きなテーマから下ろしていないというところが、如実になっているのが私は海底資源の進捗ではないかなというふうに思っています。これは、昨年までに沖縄新発展戦略とか新しい振興計画とかたくさんありましたけれども、この海底資源についてちょっと順番を変えて質問をさせていただきたいと思っております。

先日、我が会派の仲田議員の代表質問の際に、ブルーエコノミーの推進、海洋資源を経済に生かす取組についての質問がありました。今回知事提案説明にも一言も出てこない。そして令和5年度の主要施策にも記述がない。県は、やる気がないのかと思っていまして、企画部長より海洋調査、開発の拠点設置・形成に向けて取り組むと。海洋施策の総合的施策に取り組むという答弁がありました。そこで、現在の実施状況、進捗について説明を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時8分休憩

午後4時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県では、これまで、海洋教育や海底熱水鉱床開発への機運醸成に向けた周知広報活動、海底資源開発に関連する事業者の把握、国等からの情報収集などに取り組んでまいりました。今年度は、新たに民間事業者等へのヒアリング調査を通じ、民間参画の条件等の整理に取り組んでいるところでございます。

県としましては、将来の海底資源を活用した産業化を見据え、引き続き国や関係機関と連携しながら、支援拠点形成に向け取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 また、仲田議員の代表質問の際に、予算については手元に取りまとめてごさいませんとの答弁でした。ただ後日資料を求めると、島しょ型エネルギー社会基盤構築事業、これはソフト交付金ですけれども5億4000万円ついております。非常に小さな額ではありません。その内訳について聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

島しょ型エネルギー社会基盤構築事業には、8つの細事業がございます。その中で海洋資源に関する取組としまして、まず継続事業で海洋資源調査、開発支援拠点形成に向けた調査事業というものがございまして、こちらに1000万円の当初予算案を計上してございます。また、令和5年度からの新たな取組としまして洋上風力発電導入候補地等調査事業というものを置いてございまして、約1000万円、こちらも当初予算案に計上しているという状況でございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今の答弁の内容、資料でぜひ出していきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

また、これからの国との関連についてお聞きしますが、国は来月にも海洋エネルギー鉱物資源開発計画の総合的な検証と評価を実施するとのこと。今までは違う、新しいものが出てくるということになります。また令和5年度内には、新しい海洋基本計画を決定するんですけれども、県はどのように国の機関とこれを共有して、どのように連携を図っていくか、それを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県では、海底熱水鉱床を含む海底資源につましまし

て、経済産業省や内閣府海洋政策推進事務局等の関係機関から新たな海洋基本計画における海底資源の方向性等につきまして情報収集をするとともに、現在本県が担っている寄港地としての役割のほか、支援拠点としての条件等について意見交換をしているというところでございます。

県としましては、将来の海底資源を活用した産業化を見据え、引き続き国や関係機関と連携しながら、海洋調査・開発の支援拠点形成に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 ぜひお願いしたいと思っています。先月、国の研究機関の主要な方とお会いしましたら、令和4年度、令和5年度は今までにないスピードで取り組んでいるというふうなお話がありました。ぜひ、このカウンターパートとして沖縄県を選んでいただけるようにやっていただきたいというふうに思います。

また冒頭の麻生大臣の話に例えるならば、沖縄はこれから何で食っていくのかという問いに対して、ぜひ、沖縄は海と共に生きていくというふうな方針を出してほしいんです。沖縄の近海で眠る鉱物資源を沖縄で陸揚げをして、法整備をして、沖縄の地で拠点設置の土地に持って行って、流通・商品化の拠点にしていく。そしてそれは、沖縄の人間が沖縄の会社でやっていくんだということで、今、コロナ前4兆5000億というような県内の流通の金額でありますけれども、これが154兆5000億、それぐらいのことも視野に入れてぜひ形にしていきたい。このようなこれから迎える沖縄の未来を期待したいというふうに思っています。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時13分休憩

午後4時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○花城 大輔君 それでは、元に戻って知事の政治姿勢の(2)、地域外交室について伺います。

これの具体的な活動内容を紹介していただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

本県は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画で示しているとおおり、県独自の歴史的・文化的特性等のソフトパワーや地理的な優位性を生かし、観光、物流、環境、保健・医療、教育、文化、平和など多様な分野に

おける国際交流を通じて築いてきたネットワークを最大限に活用し、アジア太平洋地域における平和構築に貢献する独自の地域外交を展開することとしております。そのため、令和5年度に沖縄県地域外交基本方針、これは仮称でございますけれども、それを策定することとしておりまして、この中で沖縄県の地域外交の方向性や具体的な活動内容等について示してまいりたいというふうに考えております。

○花城 大輔君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時14分休憩

午後4時14分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

花城大輔君。

○花城 大輔君 それでは、今のところ決まっていないというような理解でよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 沖縄県はもともと物流ですとか、人材交流とかいろんな事業をやっております。各部各課に散らばっておりますけれども、そういったものを束ねまして、それを検証しまして、いかに戦略的に一体的にやっていくかということについて基本方針の中に盛り込みまして、具体的な取組というんですか、そういったものを定めていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 やはり今説明を伺っても、この地域外交室が何をしていくのかというのがイメージできないわけなんです。なのでこれはできるだけ早急に示していただきたいというふうに思います。

そして、一県の職員が外交を行うわけです。これはどのような人材が責任者としてふさわしいと思っておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 繰り返しの部分はありますけれども、県は観光、物流、環境、教育、平和など多様な分野における国際交流を通じて築いてきたネットワークを最大限に活用し、アジア太平洋地域における平和構築に貢献する独自の地域外交を展開することとしておりまして、こうした部局横断的な取組を統括できる職員を適材適所の考えの下に人事配置したいというふうに考えております。先ほど花城議員からありました具体的な活動については、私、基本方針の中で定めていきたいという話をさせていただきましたけれども、例えば、このアジア太平洋地域における国・地域とのMOUの締結促進、そういったものにも

取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、それから様々な国際会議の誘致、そういったところにも取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 ちなみに今、検討段階かもしれませんが、県の職員を充てていくのか、それとも外部から登用するのか。その辺分かっていれば教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 基本的には、県の職員が地域外交室は担当させていただくことになろうかと思えます。ただ、外部の有識者の方々からそのような意見も承りながら、きちんと取りまとめていきたいということも考えておりますので、外部有識者のお力も、御意見もお借りしたいというふうに考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 次の質問に移ります。

3月に実施予定の国民保護——これは図上訓練ですけれども、その実施の目的と期待される内容について、前回もお聞きしましたけれども、もう一度お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 今回の図上訓練ですけれども、事態認定前の初動時における関係機関の連携要領ですとか、避難実施要領案等の確認、認識共有を行いまして、国民保護措置の実効性の向上を図ることを目的に実施することとしております。また、訓練実施後は、初動における連絡系統図や関係機関ごとの時系列に沿った行動計画、それから先島諸島の市町村における住民避難の在り方を成果として整理することを予定しております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 県は今、この図上訓練を行う前もしくは行った後に、そういったことが順番としてあるのかもしれませんが、この住民保護が必要とされる状況をどのように想定していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時18分休憩

午後4時18分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 今回の訓練は、日本国において、武力攻撃の発生には至っていないが、事態が切迫し、沖縄県において住民避難が必要となる——これは武力攻撃予測事態を想定いたしまして、事態認

定前などの初動時における関係機関の連携要領、先島諸島の市町村の住民避難の在り方について検証・検討することとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 先日、ある会合に行きましたら、住民保護訓練は不要だというようなお話をされる方がいました。ミサイルが飛んできたらどこにも行けないじゃないかと。私も確かにそう思います。と言いますのは、ミサイルが飛んできた場合は、逃げるのではなくて隠れるんだと思うんですよ。逃げる場合はどのような状況を想定されるかという、我が国を攻撃した軍隊が上陸してくるとき、このときが一番避難が必要なんだろうというふうに思っています。だからこの方と私とは、根本的に考え方が違うんですけども、でも私はやはり訓練は必要だというふうに思います。

先日与那国町で訓練が行われたときに、子供たちが机の下に隠れる姿を見て非常にばかにした方がいました。でも危険が迫ったときに、頭を守るというのは基本中の基本なんですよ。どのような状況にあっても。そして有事の際や自然災害が起こったときにどうすればいいかというのは、実際にそのときになってみないと分からないわけです。そしてそのときに、あれを準備しておけばよかった、これを準備しておけばよかったということは通用しないわけでありまして。たとえ準備していたものが既に無駄になったとしても、しっかりと備えというものはやっておく。防犯カメラをつけるだけで安心しないで、しっかりと鍵を閉める。このようなことは重要だというふうに思います。ぜひ県は、県民に対してこのような指針をしっかりと示していただいて、この訓練の重要性とともに表に出していただきたいというふうに思います。

知事公室長、一言お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 危機が起こったときに、どのようにしてまず自ら身を守るかということは、議員御意見のようにやはり常に想定、シミュレーションと実動、計画があるべきであろうと思います。今般、国民保護法の取組について、非常に国内でも大きな議論になってきておりますし、常に備えておくということは必要だと思いますが、ただ国民保護については、例えば住民避難について平時であれば自衛隊などを活用して避難することができるかもしれませんが、しかし有事になると、それは行政や民間の力に委ねなければなりません。ただその場合に、では、国においてどのような方向性を示していくかということについて、何が可能で何が必要かということは、しっかりと事前に

協議をしておかなければならない。それも訓練における重要な選定であろうというように考えております。いずれにしましても、沖縄県としては、そのようないわゆる国民保護に至らないような平時の環境を維持することを政府に求めつつ、例えば災害等の避難訓練も含めて、住民の生命財産、安全を守るための取組は日々、不断なく取り組んでいきたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 ぜひよろしくお話ししたいと思います。

それでは次の質問です。

危機管理監設置との関連について、これは説明にきていただいた職員の方が、訓練自体との関連はありませんというふうにお話をされていました。昨年末に危機管理監設置の報道がなされましたけれども、どのような議論がなされて設置に至ったのか。スケジュール感も含めてお尋ねしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 危機管理監設置に至った経緯ということですが、次年度の組織定数の見直しの中で、知事公室から総務部のほうに要望して認められたものですが、危機管理監についてはそれ以前から県議会のほうでもいろいろ議論をいただいております。それから他府県を見ますと、ほとんどの県でそういった危機管理監を補佐するような立場の人が、危機管理補佐官ですとか、あるいは外部人材を登用して危機管理監として登用していることがありまして、近年、沖縄でも大雨や台風等の激甚化の傾向も見られましたし、新型コロナウイルスや軽石の大量漂着、これまで見られなかったような危機事象も頻発しております。さらに、沖縄周辺ではマグニチュード8クラスの巨大地震のおそれもあるということもありましたので、そういった万が一を想定した、それから国民保護にも備える必要があるということで、県の防災危機管理体制の強化というところが喫緊の課題となっておりますので、次年度の組織改正の中で、危機管理補佐官というものを要望して認めていただいたということになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 知事公室長は、あらゆる職種の中から検討しているという話を前回しておりましたけれども、何か進捗があれば聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 今まさに公募に向けて手続を進めているところでして、代表質問の中でも

私、答えさせていただきましても、例えばということで、自衛隊、警察、消防等で実働部隊の指揮、指導等を経験した者、それから行政機関や研究機関で防災危機管理体制の構築や見直しに携わった実績を持っている者ということで、本当に現場で実務経験のある人を登用して、県の防災対策に生かしていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 私、昨年退職自衛官の提案をしました。自衛隊幹部は、指揮する能力とこの指揮官が出した命令に対してそれを形づくる幕僚という能力を両方持っています。この両方を持っている人しか上には上がれないんです。今、県内にこういった階級まで上がってきている、できれば沖縄県民のほうがいいと思うんですけども、そういった方たちが何人いて、退職が何年後でということも含めて、旅団と連絡を取りながらリクルートの準備をしていただければいいかというふうに思います。今年度は間に合わない、だからといって来年度それに適切な人材がいるのかどうかも分からないでは、これはいつ設置されるか分かりませんので準備していただきたいというふうに思います。

それでは、1問飛ばして、FIBAワールドカップの開催について伺います。

これは沖縄市が作っているFIBAのバッジですけども、部長がつけているのも同じですか——違う、違うんですね、残念です。これは今、沖縄市でいろんな集まりに行くと、企業の経営者、社員、団体職員ほとんどの人がつけています。小渡良太郎議員はつけていないんですけども、今追加で注文しているので、もし欲しい人がいれば、小渡良太郎議員に言って、もらってください。

この点につきまして、何度か質問させていただきましたけれども、一番私がしつこく質問したのは、開催地負担金の点です。当初6億円かかる開催地負担金を県が5000万円しか出しませんよというところから始まって、沖縄市との関係が悪くなって、そして県が大分頑張ってくれて1対1——単純に計算すれば3億円ずつということが、去年の夏ぐらまでの話だったと思います。今、どのようなところで着陸しているのかというところを聞かせていただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 開催地負担金6億円につきましては、沖縄振興特定事業推進費を活用して約12億2300万円の事業を行う中で対応し、その2割の地方負担分は、県と沖縄市をはじめとする

4市町が1対1の割合でそれぞれ約1億2000万円を負担することとしております。また、県は別途負担金を1億5000万円予算措置し、合計約2億7000万円を負担することとしております。追加の負担金については、安全・安心な大会運営や県外からの誘客の促進等、充当する事業をJBA日本バスケットボール協会と調整するとともに、大会開催に向けた寄附金等の収入を確認しながら執行していくこととしております。このような措置により、開催地負担金については整理が済んでおります。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 非常に努力をして頑張っていたいで、このイベントに対する本気度が分かるような仕事の内容になっているというふうに思っております。

それでは続いて、今後の県と沖縄市または近隣市町村の役割について伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 本大会については、沖縄市、那覇市、宜野湾市、北谷町及び関係団体で構成する開催地支援協議会を設置し、県が事務局となり大会を支援していくこととしております。協議会は、市町村や関係団体と連携して、子供たちとトップアスリートとの交流、空港など主要箇所でのシティードレッシングや機運醸成、ファンゾーンの設置、渋滞緩和対策とシャトルバス運行による円滑な輸送、安全・安心な大会運営に向けた警備計画の策定と実施などの取組を進めてまいります。また、県内41市町村で構成する市町村連絡会を設置し、離島をはじめとする県内からの子供たちの大会招待など、大会を契機とした様々な事業を全県的に行っていくこととしております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 昨日我が会派の上原朝子議員から、非常にPRが弱いのではないかというお話もありましたけれども（「石原」と呼ぶ者あり）石原朝子議員、訂正しておきます。沖縄市は結構いろんなところでPRが始まっているんです。県はこれからやると思うんですけども、具体的にどのような内容を考えているかということと、昨日何人かの方から聞かれたんですけども、パブリックビューイングは何か所くらいで考えているか。候補地も含めて教えていただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後4時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県内の機運醸成につきましては、これまでもテレビCM等、あるいは県内外のイベントを活用したプロモーションをやっておりましたけれども、これからさらに露出を増やしていきたいと思っております。具体的には、公共交通機関を活用したプロモーション——これはモノレールのラッピングが12月から始まっておりますし、順次バスやタクシーに広げてまいります。それから先日、2月26日に日本とバーレーンの予選があったんですけども、これを沖縄アリーナでパブリックビューイングをやりまして、そこに県内の子供たちを2000名無料で招待する形で大会をPRしております。また各イベントにおけるプロモーションとしましては、県外でいきますと横浜市鶴見のウチナー祭、Bリーグのオールスターゲーム、それから沖縄観光感謝の集いなど、そういったイベントでブースを設置するような形でPRしております。今後も県外のイベントあるいは県内外の空港、那覇空港、4市町村の主要箇所での様々なシティードレッシングを予定しております。

パブリックビューイングにつきましては、沖縄市、那覇市、宜野湾市、北谷町での設置を準備しております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 具体的な名前が言えるような時期が来ましたら、できるだけ早く教えていただきたいと思っております。

そして今、地元で非常に心配されているのは渋滞です。地元というのは、私沖縄アリーナの裏手、5分くらいのところに住んでおりますけれども、先日天皇杯の準決勝があったときには、見たことがないぐらいの交通量でした。やはりマイカーで見に来る方が多いということもあって、住宅街の中まで車がいっぱいしていたと思います。行政ですから、混んで、渋滞が起こって、それを実績として記録を残して、それからじゃないと処置できないということは従来あるのかもしれないけれども、今回のようなビッグイベントは初めて県内で行われるわけです。しっかり事前の対策をお願いしたいというふうに要望しておきます。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時33分休憩

午後4時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○花城 大輔君 ちょっと通告している質問をやって

いないものもあるんですけども、我が党関連のほうに行きたいというふうに思います。

仲田議員の代表質問の1番(7)、給食費の支援要請についてであります。

知事は先日、文科省に対して沖縄県の給食費無償化の要請を行いました。新聞報道でも大きく取り扱われていました。そこで、その要請の内容について伺いたいですけれども、今、沖縄県以外に文科省に給食費の要請をしている都道府県はありますか。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) お答えいたします。

本県以外で学校給食費無償化を文部科学省へ要請している都道府県があるかどうかについては、すみません、把握しておりません。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 教育長、今のは知事は把握していませんという答弁ですか。いいですよ、知事、そのとおりでよろしいですか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 教育長の答弁のとおりです。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 それで知事、どのようなロジックで沖縄県の給食費を無償化にしたいというふうに要請をしたのか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 去る2月9日に私から文部科学省に対して、次代を担う子供たちの健やかな成長を支える学校給食費の支援について要請を行いました。昨今の社会及び経済の状況、子育て環境が厳しい中、少子化の解消に向けて、家庭の経済的な負担の軽減など、子育て支援の一環として、学校給食費の無償化の支援もぜひ行っていただきたいということで支援要請を行ったものであります。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 今知事が答弁されたことは、沖縄だけじゃなくて全国そうなんだというふうに思います。どの都道府県知事が今のお話をされても通用する内容だと思うんです。私が先ほどなぜ沖縄以外にも要請している都道府県があるのかどうか聞いたのは、もしあれば、どのようなロジックでその県だけ無償化してほしいというふうに国に要請しているのか。そしてもしないのであれば、そのない中で沖縄だけなぜこの予算をつけないといけないのか。それを説得する材料を持ち合わせない要請には意味がないと思っているから聞いたんです。知事、実際文科省の反応はどうでした

か。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) お答えします。

学校給食費の支援要請を行った際に、文部科学省からは、学校給食費だけではなく教育費全体を軽減していくことが、子育て支援、少子化対策として大事なことと位置づけているとの回答を受けたところでありました。

○議長(赤嶺 昇君) 花城大輔君。

○花城 大輔君 今の教育長の答弁も、文科省としては給食費だけではなくて教育全般のことを考えていますよという内容になっていると思います。そして事前に調査もしないで、戦略・戦術を持たずに要請したことに対して、この後、悪い影響が出ないのかということも心配になってくるわけです。

昨年私は、基地関連の質問の中で話しました。総理や官房長官、防衛大臣に沖縄の声を聞いて一度工事をストップしてくれと言う。それが報道される。だけど数秒後には、いえいえ唯一の解決策ですから進められるよというふうに言われる。その後、知事は何も言えなくなる。このような状況が果たして要請とかそういったことに、後凶として認められるのかどうか。私は非常に疑問に思います。今回、報道の力もあって知事は早速動いてくれた。喜ぶ県民がいると思いますけれども、こんな内容では非常にもったいないなというふうに思っております。しっかり成果につながるような、そのような動きを見せていただきたいというふうに期待しております。

休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時38分休憩

午後4時38分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○花城 大輔君 次は、又吉清義議員の代表質問の4番の(2)の安保3文書の内容についてなんですけれども、知事は自衛隊をも削減すべきとお考えかどうか。これは改めて聞きたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時38分休憩

午後4時38分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) お答えいたします。

県は日米安保体制や専守防衛のための最低限度の自衛力の保持を理解する立場ではありますが、沖縄の基地負担の軽減は、米軍と自衛隊を併せて考える必要が

あると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 それでは、我が国の安全保障はどう担保されるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時39分休憩

午後4時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 米軍と自衛隊含めて考えるべきであるというのは、やはり全国の0.6%の県土面積に70.3%もの米軍専用施設面積を担わされている沖縄に、さらにまた抑止力の強化という名目で様々な能力の強化が行われるということ、そして新たに自衛隊の基地を建設して、この南西諸島地域に防衛力を集中させるということが、日米同盟のさらなる過重な負担になるのではないかと。であれば、米軍をできるだけ移設を加速させて、日本の国内法に基づいて設置されている自衛隊を迎えるということが必要なのではないかと。というような内容も含めて発言しているものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 私は非常に危険だと思います。今の周辺国を見てとても安心できる状態ではありませんよ。昨年ウクライナは攻められましたけれども、ウクライナは安全保障をロシアに依存したんです。核兵器を全部手渡して、徴兵制をやめて予算を10分の1にした。そして我々は、今後戦争に巻き込まれることはないかとたかをくくっていた。そうしたらまさかのまさかで、ロシアにクリミアを取られたわけです。ウクライナは8年かけて元に戻しました。このままでは国を守れないと思ったからです。今、その状態とこの沖縄県内にある考えは非常に似ているというふうに言われています。私は米軍がどうこうとか、米軍に依存しないで我が国は我が国で守るとか、そんなことは言いませんけれども、毎日県民が安心して暮らせる環境はどうしても守りたいというふうに思っております。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時41分休憩

午後4時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○花城 大輔君 大分過去の話になりますけれども、知事が衆議院議員時代の安全保障委員会のメモを頂く機会がありました。そこに知事の発言で、島嶼防衛にはまさに自衛隊と米軍が協力して、しっかりと働きか

けをしないといけない地域があるというふうなことや、宮古島のレーダーが古くなっているから与那国にどうでしょうかみたいな話とか、そういったものが記録として残っております。そして最後に、私は県民の声を基に行動しておりますので、ぜひその声をしっかりと酌み取っていただきますようお願いいたしますというふうに言っているんです。今日の前にいる知事が、こんな発言をしていたとは到底信じられないような内容になっていきますけれども、この考え方の違いの変化について説明があればお願いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） その前段には、沖縄における米軍基地の整理縮小がマストだということがついております。ですから、米軍基地を撤退させて、南西諸島でレーダー基地を設けるといふ、あのときは多分、10大綱の頃の中期防計画だったのではないかと思います。ですから、そこが米軍が整理縮小されていくというロジックで、そういう方向性で話をさせていただいたものというように記憶しております。

○花城 大輔君 今、沖縄の周辺離島は、当時の知事が描いていた形に近づいているというふうに思っております。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

[末松文信君登壇]

○末松 文信君 皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党会派、末松文信、一般質問を行います。

まず初めに、知事の政治姿勢についてであります。が、(1)、米軍基地問題について。

知事は2期目の県政運営に当たって、米軍基地問題を重点施策の一つとして掲げ、この50年の間に沖縄県以外の米軍基地が大幅に減少したことから、沖縄における米軍基地の面積が在日米軍専用施設面積の約70.3%になっていると指摘されております。これは、分母が減ればその割合は上がっていくのは必然ではないでしょうか。要は、米軍基地の整理縮小、いわゆる基地負担の軽減を求めていると思っておりますので、ここで伺います。

米軍基地の整理縮小は、平成8年12月2日のSAC最終報告を着実に実施することが合意され、特に、普天間飛行場の全面返還が主眼でありました。普天間飛行場代替施設の辺野古移設は、地元久辺3区をはじめとする名護市及び関係自治体の苦悩の末、条件つきで受入れを容認された経緯があります。さらに、紆余曲折を経て、代替施設建設用地の公有水面の埋立

承認がされ、工事は着実に進捗している状況にあります。にもかかわらず、翁長前知事が辺野古移設に反対し、工事を阻止するために埋立承認に瑕疵があるととして承認の撤回を求め、裁判闘争となりました。ところが最高裁は、承認には瑕疵はなく、むしろ知事に不作為があるとして県が敗訴いたしました。その結果、知事自ら承認の撤回を撤回し、事実上承認する結果となっております。加えて、玉城知事も辺野古移設を反対するのみで対案も示すことなく、所期の目的であった普天間の危険性の除去はSACO合意から27年がたつて今、なお置き去りにとなっております。基地負担の軽減どころか、米軍基地の整理縮小にも足かせとなっております。

顧みますと、復帰後、SACO最終報告の実施に伴い、キャンプ・ハンセンの県道104号線越え実弾演習の分散移転による基地機能の削減、ギンバル訓練場、ダム群を含む北部訓練場の過半の返還、そしてキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区や国道58号拡幅に伴うキャンプ・キンザーの一部返還など、米軍基地の機能や面積が着実に縮小され、基地負担の軽減が図られています。加えて、駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法に基づき、返還跡地の利用が促進され、やんばるの世界自然遺産登録や西普天間住宅地区の国際医療拠点の形成など、沖縄県の振興発展に大きく寄与しております。この実績を評価し、政府と真摯に向き合うことが、知事がおっしゃる対話への入り口ではないでしょうか。

ここで伺います。

ア、在沖米軍基地は、在日米軍専用面積の約70.3%が集中し応分の負担にはほど遠いとしておりますけれども、応分の負担とは何%を考えておられるのか伺います。

イ、当面は在日米軍専用施設面積の50%以下を目指すとする具体的な数値目標の設定と実現を求めたありますが、県の具体案はあるのか伺います。

ウ、沖縄の基地負担の軽減は、米軍と自衛隊を併せて検討される必要があるとしておりますけれども、共同使用も含めて検討するという理解でいいのかを伺います。

(2)は、ほかの議員からも質問がありましたので、重複しますので削除いたします。

2、保健医療関連について。

北部医療センターの整備に向けて、県当局をはじめ北部12市町村、そして北部地区医師会の尽力に対し、衷心より敬意を表し感謝を申し上げる次第であります。

(1)、北部医療センターの整備について、地域住民説明会を開催しておりますが、課題と対応策について伺います。

(2)、薬学部の設置について、令和10年開学を目指しているようですが、取組状況を伺います。

(3)、県立病院の管理運営について。

県立八重山病院の院長、副院長ほか、要職にある医療従事者が次々と辞めていった背景には、長引くコロナ感染症への対応が激務であった中で、疲労が重なり処遇改善が滞るなど様々な要因があったと思います。一連の辞職行動はやむにやまれぬことだったと思いますが、このことが八重山病院に限らず、ほかの県立病院にもあるとすれば、ゆゆしき事態ではないかと思えます。県民の健康は最優先されなければなりません。

そこで、ア、各病院の医師、看護師ほか医療スタッフの充足状況を伺います。

イ、各病院の医療機器等の充足状況を伺います。

ウ、各病院の経営状況、いわゆる収支を伺います。

(4)、伊平屋、伊是名村の診療所及び宿舎等の移転整備の取組状況について、これは前議会での答弁を踏まえた上で御答弁をお願いしたいと思います。

3、農林水産業の振興について(1)、名護食肉センターの移転整備に向けた取組状況を伺います。

(2)、北部GPセンターの統合計画の現状を伺います。

4、学校教育について。

(1)、県立名護高等学校附属桜中学校の開校について。

県民、特に名護市をはじめとする北部地域の皆さんは、長年の懸案事項であった中高一貫校が県立名護高等学校附属桜中学校として、この4月に開校の運びとなりましたことを大変喜んでおり、大きな期待を寄せているところであります。開校に尽力いただきました教育長をはじめ関係各位に感謝を申し上げます。

そこで、ア、北部、中部、南部の各地域別の入学者数を伺います。

(2)、名護商工高等学校へ建築設備系学科の設置について。

建築設備系の学科設置については、中部地域は美里工業高等学校に設備工業科が設置され、南部地域には南部工業高等学校に建築設備科が設置されております。北部地域においても教育の機会均等を図り、自らの地域は自らつくるという気概を持った人材を育成し、建築設備業界の後継者づくりや工事の受注体制を強化し地域振興を図る観点からも、ぜひ、名護商工高

等学校に建築設備系の学科を設置していただきたいと強い要望があります。その後の取組状況について伺います。

次に、鉄軌道の導入は、北部地域の振興のみならず、中南部地域への一極集中や交通渋滞の緩和を図るとともに、交通弱者や高齢化社会への対応、そしてカーボンニュートラルへの貢献など期待できるものが多いと思います。そこで名護―那覇間の鉄軌道導入について、取組状況を伺います。

6、伊平屋・伊是名架橋の整備促進に向けた取組状況について。

7、伊平屋空港整備に向けた取組状況について伺います。

8、我が党の代表質問との関連で(1)、仲田弘毅議員の1、知事の政治姿勢の(2)、久辺3区の振興との関連でア、県道13号線の整備計画について、その進捗状況及び課題と対応策を伺います。

イ、久志集落から避難場所への避難道路の整備に係る保安林解除の進捗状況について伺います。

よろしく申し上げます。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 末松文信議員の御質問にお答えいたします。

保健医療関係についての御質問の中の(2)、薬学部設置の取組状況についてお答えいたします。

沖縄県では、薬剤師不足解消に向けた様々な取組を実施しており、沖縄県薬剤師会等により集められた、薬学部設置を求める約10万筆の署名を受け、設置に向けた取組を推進しております。具体的には、令和2年度から3年度にかけて実施した調査では、今後も県内の薬剤師の需要量が供給量を上回る状況で推移することや、アンケート調査等の結果から、県内国公立大学への薬学部設置の必要性が高いことが確認されております。令和4年度は、有識者、大学関係者等で構成された協議会やシンポジウムを開催し、令和10年4月までの開学を目指すためのロードマップ等を示したところです。

沖縄県としましては、薬剤師不足の解消のみならず、地域医療の向上や創薬等新たな産業の発展のため、引き続き関係機関と連携し、薬学部設置に向けて取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 嘉数 登君登壇]

○知事公室長(嘉数 登君) 1、知事の政治姿勢についての(1)のア、米軍基地の応分の負担についてお答えいたします。

本県が負担する米軍専用施設の応分の負担の程度について、定量的に説明することは困難であります。しかしながら、全国の米軍専用施設面積の割合が青森県では約9.0%、神奈川県では約5.6%であるのに対し、沖縄県では約70.3%と過度に集中していることや、日本の総人口約1億2000万人に対し、本県の人口が約147万人であることを踏まえると、本県の基地負担は応分の負担をはるかに超えていると考えております。

同じく1の(1)のイ、基地の整理縮小の具体案についてお答えいたします。

県民の目に見える形で米軍基地の整理縮小を確実にを行い、基地負担の軽減を図るためには、基地の提供責任者である日本政府と実際に基地を運用する米国政府との間で積極的に協議する必要があると考えております。このため県は、沖縄県議会において、これまで2度、在沖米海兵隊の撤退を図ることを全会一致で決議していることなどを踏まえ、本土復帰50年に向けた要請等において、日米両政府に対し、在沖海兵隊の段階的な整理縮小等、SACO及び統合計画に続く具体的な返還計画の検討・策定を求めています。また、訓練場のうち住宅地に近く基地被害が大きい区域や跡地利用が可能な区域については、地元市町村や地権者等の意向を踏まえ、返還を検討する必要があると考えており、日米両政府に沖縄県を加えた新たな協議の場を設けることを併せて要請しております。

同じく1の(1)のウ、米軍と自衛隊の共同使用についてお答えいたします。

在沖米軍施設の共同使用については、施設の態様、使用条件、使用期間等により様々な形態があることから、基地負担の軽減につながるか否かについては、個別に検証する必要があると考えております。県としては、現状の米軍の機能や規模が縮小されないまま運用されるならば、県民の過重な基地負担の軽減にはつながらないと考えております。このため、本土復帰50年に向けた基地の整理縮小の要請においても、在沖米軍の県外または国外への分散移転・ローテーション配備をより一層促進すること、本土への分散移転・ローテーション配備に当たっては、米軍専用施設と比較して、日本政府が米軍の運用に責任を持つことにより地元への影響を軽減できる自衛隊基地の米軍との共同使用を含め検討していただきたいとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 糸数 公君登壇〕

○保健医療部長（糸数 公君） 2、保健医療関係についての(1)、北部医療センターの住民説明会についてお答えします。

令和5年1月30日から2月9日の間、北部12市町村と建設地周辺住民を対象に説明会を開催したところ、522人の参加をいただきました。主な質問としましては、医療従事者の確保策、救急・透析などの医療機能の強化、病院送迎バスの運行、附属診療所への支援、一部事務組合の役割などに関する要望や確認がありました。聴取した住民意見につきましては、県立北部病院、医師会病院、北部12市町村等の関係者と共有を図り、地域住民から信頼される病院を目指し、よりよい病院づくりに生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 我那覇 仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇 仁君） 2、保健医療関係についての御質問の中の(3)のア、県立病院の医師、看護師等の充足状況についてお答えいたします。

令和5年1月1日現在、県立病院には医師406名、看護師1873名、コメディカル508名が従事しており、充足率は医師88%、看護師97%、コメディカル97%となっております。なお、私の任期中における5年間で、医師40名、看護師196名、薬剤師14名、合計で250名増員しております。今後も人材確保に向けて鋭意取り組んでまいります。

同じく2の(3)のイ、各病院の医療機器等の充足状況についてお答えいたします。

医療機器の整備について、数値が確定している令和3年度決算で申し上げますと、北部病院が約3.9億円233件、中部病院が約7.9億円177件、南部医療センターが約9.4億円373件、宮古病院が約4.2億円140件、八重山病院が約3.2億円169件、精和病院が約1.7億円8件となっており、全体で約30.3億円1100件となっております。また、令和2年度は全体で約24.5億円762件、令和元年度は約49.6億円491件となっております。

病院事業局としましては、今後も県立病院の医療機器等の充実に努めてまいります。

同じく2の(3)のウ、各県立病院の経営状況（収支）についてお答えいたします。

令和3年度の病院事業会計決算では、各病院とも、新型コロナウイルスに伴う病棟閉鎖や手術の制限等により、医

業収支は赤字となっておりますが、コロナ関係補助金等の医業外収益が大幅に増加したことで、経常収支及び純損益は黒字となっております。各病院の経常利益及び純利益の額は、北部病院で14.1億円及び13.9億円、中部病院で10.1億円及び12億円、南部医療センターで25.4億円及び20.5億円、宮古病院で15.8億円及び17.9億円、八重山病院で6.6億円及び0.2億円、精和病院で7.1億円及び6.1億円となっております。

同じく2の(4)、伊平屋及び伊是名診療所等の移転整備についてお答えいたします。

伊平屋、伊是名診療所等の整備については、現在、病院事業局と保健医療部との間で、建て替え予算に係る財源やスケジュール等について検討、調整を行っているところであります。令和5年度は、地元自治体とも連携し、移転候補地の敷地面積、災害時における医療提供体制の確保や住民の利便性など立地条件について現地確認するなど、移転建て替えに向けた計画を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 3、農林水産業の振興についての(1)、名護市食肉センターの移転整備に向けた取組状況についてお答えいたします。

名護市食肉センターについては、施設の不具合や故障が頻発し、食肉処理業務に支障が生じていると認識しております。

県としましては、食肉センターの整備には家畜防疫措置の観点や家畜の処理頭数などの実情を踏まえる必要があることから、移転整備の必要性や補助事業の活用を含めた対応策について、名護市と北部食肉協業組合を含めた3者で検討を行っているところであります。

同じく3の(2)、JAおきなわ北部GPセンターの統合についてお答えいたします。

JAおきなわによると、JAおきなわ北部GPセンターは、平成10年に整備され、各農家から集めた鶏卵の洗浄、選別及び販売を行う施設となっており、一部の業務を残し、令和5年4月1日付で同じJA系列の沖縄県鶏卵食鳥流通センターと業務を集約するようJAおきなわ内で調整中とのことです。

県としましては、JAおきなわ等関係機関と意見交換をしながら、鶏卵農家等への影響について注視してまいります。

続きまして8、我が党の代表質問との関連についての(2)、避難道路の整備に係る保安林解除の進捗状況

についてお答えいたします。

保安林の解除については、森林法第26条及び同法第26条の2の規定に基づき、「公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる」とされております。この場合、当該保安林以外に用地の確保ができないのかなど、用地事情等の解除要件を満たす必要があり、現在、事業主体の名護市とは、事業計画の内容を確認するなど事前調整を行っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 4、学校教育についての中の(1)のア、県立名護高等学校附属桜中学校の入学予定者についてお答えいたします。

令和5年4月に開校する名護高等学校附属桜中学校では、129名が志願し、募集定員40名に対する志願倍率は3.23倍でした。入学予定者40名は全員が北部地区の児童となっております。去る2月22日にオリエンテーションが実施され、4月7日に開校式及び入学式を予定しております。

同じく(2)、名護商工高校の建築設備系学科設置についてお答えいたします。

県立高校の学科等については、地域の生徒数の動向、生徒・保護者のニーズ、地域の実情等を考慮して設置しております。名護商工高校においては、令和4年度に建築科を新設したところであり、定員を充足するための取組を強化しているところであります。設備系学科の新設に関しては、建築科の充足率の推移を分析し、慎重に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 儀間秀樹君登壇〕

○企画部長（儀間秀樹君） 5、名護一那覇間の鉄軌道導入に向けた取組状況についてお答えいたします。

県においては、平成24年度に調査を開始して以降、構想段階の計画書策定や費用便益比の精緻化等に取り組んでおり、国においても、令和4年度からは県が求める特例制度の調査検討が行われるなど、着実に取組を進めているところです。国から課題とされている費用便益比について、令和5年度には、さらなる向上につなげるための調査を予定しており、引き続き鉄軌道導入の必要性を丁寧に説明しながら、早期導入に向けて国との協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 6、伊平屋・伊是名架橋の整備促進に向けた取組状況についてお答えいたします。

伊平屋・伊是名架橋の整備については、多くの課題が明らかとなっており、建設工事費の縮減等について、調査研究に取り組んでおります。現在、建設工事費の精度向上を目的に、地質や強度を把握するため、伊平屋島側の海域において土質ボーリング調査を実施しているところであります。令和5年度は、架橋検討位置の水深を把握するため深淺測量を予定しており、また、現在実施中の土質ボーリング調査結果を踏まえ、今後の調査内容を検討したいと考えております。

次に7、伊平屋空港整備に向けた取組状況についてお答えいたします。

伊平屋空港については、就航見込みのある航空会社との意見交換や需要予測などの確認・検証及び関係機関との調整に取り組んでいるところであります。引き続き、意向取付けや需要予測、費用対効果の確保など、事業化の課題解決に向け、伊平屋村、伊是名村と連携し、早期事業化に向け取り組んでいきたいと考えております。

次に8、我が党の代表質問との関連についての(1)、県道13号線の進捗状況等についてお答えいたします。

名護市久辺小学校周辺から久志集落までの県道13号線の一部は、歩道が未整備となっております。県は、歩行者等の安全確保のため、平成28年度から交通安全事業と道路改築事業を実施しており、現時点の進捗率は、事業費ベースで約12%となっております。令和5年度は、必要な予算確保に努め、事業の早期完了に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問を行ってまいります。

まず、後半のほうから順次行っていきますのでよろしくお願いたします。

久志集落からの避難場所へのその保安林の解除でありますけれども、長年協議をしているようですが、国としては一日も早く避難場所を確保したいというようなことで、そこに至るその経路を整備するという状況でありますので、ぜひそのことについては、事前協議中だということでありまして、早めに行えるようにお願いしたいというふうに思います。

それから、県道13号線の整備についてでありますけれども、課題は幾つかあるようではありますが、これ今部長は歩道の整備の話がありましたけれども、これ道路全部拡張する予定ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時17分休憩

午後5時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 13号線につきましては4つの区間に分かれておりまして、歩道設置をする、俗に言う、交通安全事業でやる部分と、道路改築ということでバイパス等も実施する区間に分かれてございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 その4つの区間について、ちょっと説明お願いしたいと思いますが。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） まず区間1でございますけれども、交通安全事業で用地買収はございません。自転車の通行空間整備ということで、約1.1キロを予定しております。続きまして区間2でございますが、交通安全事業ということで、歩道の拡幅が約1.5キロございます。区間3、道路改築事業で、これは道路の改良計画となっております。これが約1.05キロございます。次に、区間4、交通安全事業ということで、これは歩道の拡幅、約0.59キロメートルとなっております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 歩道設置についても以前から要請があって、私は前にもお願いしたことがあるんですけども、なかなか歩道の分が取れなくて、歩行に支障を来して交通事故もあったという話も聞きました。そういったことで、ぜひ一日も早く整備を進めてほしいわけではありますが、今現在の整備状況は何%くらい行っていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 現時点の進捗率は事業費ベースで約12%となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 ぜひ早めにお願ひしたいというふうに思います。

次に、伊平屋空港の整備に向けた取組とありますけれども、現存する離島空港をちょっと調べてみたら、伊平屋空港の立地というものは、面積とか距離あるいは人口、そういったものからしても必要不可欠な

空港だというふうに私は思いますが、ほかの空港と比較して伊平屋空港はどういう位置づけになりますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時20分休憩

午後5時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、伊平屋空港につきましては、やはり就航見込みのある航空会社との意見交換、そういったところが非常に重要になってくるかと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 そうすれば、その運航会社が見つかれば整備は進められると、こういう考えでよろしいのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） まずは第一義的に、就航の意思のあるエアラインというのは非常に重要な要素だと考えておりますので、まずは就航見込みがあるというエアラインの方々が手を挙げていただければ、前に進むといえますか、併せて費用対効果とかその辺も検証しながら進めていくということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 やっと今、伊平屋・伊是名架橋もそうですけれども、今伊是名村の具志川島にリゾート開発の動きがありますが、こういったリゾート開発に伴ってやっぱり航空機の需要も出てくるというふうに思います。まずはその中で橋を架けることによって、両村の往来が活発になって、経済も活性化するというようなことで、これはいろいろ関連する事業が展開できるものと思っております。例えば、その両村の公共施設を集約化するとか、あるいは今船舶、それぞれ1隻ずつ持っておりますけれども、これも集約してやるとか、いろんなことでメリットが発生するというふうに思っております。こういったことをやっぱり俎上に上げて、ビー・バイ・シーを上げるとか、こういう検討はなされたことはありませんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） ビー・バイ・シーのベネフィット、効果を上げるためには、やはり村内の需要の喚起ということが非常に重要かと考えます。あわせて今議員御提案の、例えばフェリー運航の改善ですとか、最近またリゾートホテル等の計画もあるとい

うふうなことを報道等で知っていますけれども、そういったリゾート開発とか、新たな社会情勢の変化といえますか、そういったものを踏まえまして、新空港実現に向けては取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 よろしく願いいたします。

次に鉄軌道の件ですけれども、これはずっと議論してきているわけでありまして、これもなかなかビー・バイ・シーがネックになっているようですが、何か新たなビー・バイ・シーを上げる施策というのはいないのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時24分休憩

午後5時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、国から課題とされている費用便益比につきまして、令和5年度、新年度にさらなる向上につながるための調査を予定しております。内容でございますけれども、令和元年度の調査では、このビー・バイ・シーに算入できていない効果についての、貨幣換算手法の検討でございますとか、さらなる便益向上につながる分析評価方法の研究、こういったものに関連した調査を進めることで、何とかビー・バイ・シーのその数値の向上に努めてまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 北部振興策もいろいろありますけれども、一番基礎となるのはそういった鉄軌道の導入が一番大きいと思いますので、ぜひ早めに導入できるようにお願いしたいというふうに思っております。

それから次に、北部GPセンターの統合計画ですけれども、これは聞きますと、今のGPセンターが特に営業が悪いわけではなくて、順調に仕事はやっているようです。これを統合するとすると、ここに今27名の雇用がありますけれども、この雇用が全て失われてしまう、それから地場産業として育成されているものがこれもなくなっていくということで、そんな不合理なことがあっていいのかという疑問がありますので、ぜひ引き続きJAとも調整をしていただきたいというふうに思います。

それから、名護食肉センターについてでありますけれども、これ前回から答弁はあまり変わっておりませんが、そのまま放置できるような状況にはありませ

ん。知事、現場、御覧になったことがありますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 現場はまだ視察を行っておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 やっぱ現場に行かれて、実情を御覧いただくと、これは大変だなというふうに思われると思いますので、ぜひ一度現場、視察行ってほしいんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） もろもろの施設についてはそのような視察・点検なども行っていきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、薬学部の設置についてでありますけれども、これ国公立大学、沖縄で言えば琉球大学、名桜大学、県立看護大学があるわけでありまして、このどちらに設置する予定ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

今大学の選定については、次年度にそれぞれの大学の状況を確認しながら選定をするということで、まだどちらの大学かは決まっていない状況です。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 設置となると、それなりの経費が必要だと思いますけれども、その設置経費はどのくらい想定されているのかを伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） こちらのほうにつきましては、新たに県有地の中に建設も含めて全て設置をするというふうなことで、試算した場合に83億円というような数字が出ております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 83億円といいますと、これどこの設置するにしても、県の財政支援が必要だと思いますけれども、その辺はどのように考えておられますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 先ほどの83億も、デジタル田園都市国家構想交付金という、1つのメニューを活用した場合というふうなこととなっております。先ほどの答弁にありましたように、まだどちらの大学も決まっておらず、それから活用できる国の制度、補助金等についてもまだ固まっておられない

で、それが固まって具体的な規模が分かった段階で、また庁内で調整していくというふうなことを考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 それでは次に移ります。

北部医療センターの整備についてでありますけれども、これだけの施設を整備することによって、地域説明会の中でもあったと思いますが、周辺住民への影響については相当配慮していかなければならないだろうと思っております。またもう一つは、これだけの施設を核とした名護市のまちづくりにも貢献しないといかぬだろうというふうに思っております。そういう意味では、ぜひとも名護市とも調整して、あの一帯の都市計画なり、一緒に交通網の整備とかいろいろあると思っておりますので、この辺は名護市とも相談して、ぜひ御支援いただければと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 先ほど答弁させていただきました、様々な御意見がございまして、中には送迎バスのお話であるとか、その周辺の道路環境などについて、いわゆるそのまちづくり関連の御意見もございましたので、これは先ほどの関係者の中で共有をするというところで、名護市ともしっかり調整をさせていただきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 よろしくお願ひします。

それでは、基地問題に移ります。

辺野古埋立てに係る訴訟でありますけれども、これは前回の定例会でお尋ねしたところ、訴訟件数が12件、そのうち和解により取り下げたのが4件、敗訴が5件、係争中が3件となっており、訴訟費用も1億86万円との答弁がありました。

また県が令和元年に提起した埋立承認撤回を取り消した裁決の取消しを求めた抗告訴訟についても、去年の12月8日に最高裁は沖縄県は取消訴訟を提起する適格を有しないとして上告を棄却したとも答弁されております。

そこで、辺野古埋立設計変更に係る訴訟についてですけれども、知事は適格を有しないとの判決があったにもかかわらず、勝算のない訴訟を繰り返されておりますがなぜでしょうか。その理由を伺いたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時31分休憩

午後5時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○末松 文信君 じゃそれについては、質問を途中、抜き取ったものですから、関連しないということでありますので控えます。

最後に、今、各議員からもありますように、連日報道されているロシアのウクライナ侵攻がありますけれども、これは世界の安全保障を脅かしているし、我が国の安全保障環境も厳しい状況になっております。台湾有事についても専門家の間で議論が深まっておりますけれども、そのような中で、識者は——先に資料を渡しましたけれども、さきの報道で、戦争は我々がコントロールできる範囲から離れている部分がある。ウクライナの場合も当初は多くの専門家がロシアは侵攻しないと見ていた。私たちの意思にかかわらず戦争が起きてしまう可能性があり、いざというときはしっかり住民を保護するのが政治の責任だというふうに指摘されております。このことについて、これだけの基地を抱えている沖縄県知事としての御所見を伺いたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員から提供いただきました、この新聞記事、沖縄タイムスで国士舘大学の中林啓修准教授が住民保護ということで「ウクライナ侵攻1年 識者に聞く」というタイトルで載っている記事であります。今、議員が御案内いただいたのは、このインタビューの一番最後の先生のコメントですが、「戦争はわれわれがコントロールできる範囲から離れている部分がある」の前段は、記者が沖縄には住民避難について戦争の準備との複雑な感情があるという質問をしたことについて、「複雑な感情があるのは当然だと思う。そもそも戦争という事態は政治の失敗だ」というコメントから始まっています。「一方で」と言って、「戦争はわれわれがコントロールできる範囲から離れている部分がある」という議員が御案内の部分になります。そして、「住民を保護するのが政治の責任だ」の後段には、「国が戦争を回避する努力が大前提で、それがなければ住民の理解も得られないだろう。国民保護が戦争の道具になってはいけません」というふうに言っております。ですから、戦争を回避することがまず政治の責任、戦争は政治の失敗、しかし、その失敗を犯したときに国民を守らなければならないのは政治の責任、だからこそこの戦争を回避することに一義的に政治は取り組むべきだという文脈で語られているものだというように理解いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 全体的にはそういうことかもしれま

せんが、私が申し上げたいのは、そういった状況、今実際あるということが識者の中で言われているわけです。そこで、有事になったときに対応しなければならない、これはもう政治の責任だというふうに書いてありますので、このことについて知事の御所見を伺いたいということでもあります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 国民保護計画は、国、都道府県、市町村、それから民間のそれぞれの役割と責任についてを決めているものであります。当然我々は県民の生命財産等を守るための最大限の取組をしていかなければならないということは常に意識、認識をしておく必要があると思いますが、しかし、あくまでも平時においては、平和構築のための対話の協力関係を構築し、信頼を醸成していくこと、それがしっかりと行われるべきことが重要であると考えております。

○末松 文信君 御答弁ありがとうございました。終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 花城大輔議員が言っていたように、消化試合の一人でありますのでよろしくお願ひいたします。

私は少し順番を変えて質問させていただきますが、まず我が党関連からさせていただきたいと思ひます。

仲田県議の3番の(1)のウで出てくる、自治体ガチャというお話がありました。私はなるほどなということで、この議場で初めて聞いて、中身をいろいろ聞いたんですけど、このことについてどうですか。子ども部はどう考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時43分休憩

午後5時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

自治体ガチャといいますのは、子育て支援について自治体間の格差が広がっているということを表すということで使われた言葉だというふうに認識をしております。児童手当であったり、保育料であったり、自治体によって支援の在り方というのは様々あると認識しております。今、異次元の子育て支援を進めるという観点で、子育て支援の在り方について今国のほうで検討されているというふうに認識をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 私は平成10年に市議会議員として

初めてバッジをつけたんですけど、それ以来、ずっと実は一貫して保育問題を扱ってきたんですね。ですから、この市町村、いわゆる保育事業の事業主体は市町村なんですね。ですから、市町村が違うことによって随分格差がある。今少しそれは収まってきたんですが、実は子供が生まれて親が一番最初に行政と接するのは何かというと、やっぱり保育問題なんです。保育所に入れるか入れないか、みんなが必死になっているということが今一番問われていることなんですね。

私は皆さんがここで待機児童の話をしめますけど、今は逆じゃないのかなという気がしています、24年ぐらいこういう状況で見ていて。皆さんが出した令和4年の4月1日時点の——要するに認可定員というのは何名ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時45分休憩

午後5時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 令和4年度の認可定員は、6万6414名となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 申込児童数は何名ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 申込児童数は6万1959名となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 この皆さんのものでは6万1923になっている。これはホームページから取った資料ですよ。去年の4月1日時点のやつ。違うのか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時47分休憩

午後5時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 失礼いたしました。

令和4年4月1日時点の申込数は6万1923でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 いいですか。定員は6万6414人、だけど申し込んだのは6万1923、その差が、定員が4500名オーバーしているんですよ。子供たちは6万1000しか申し込んでいない。定員は6万6000いる。これ何なのか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時48分休憩

午後5時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 市町村によって状況は異なりますが、一部の市町村によっては既に定員の確保策が図られているということになります。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時48分休憩

午後5時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 ここではおかしな話で、6万6000人の定員がある。入れるんですよ、定員だから。しかし、入っているのは6万1000しか入っていない。4500マイナスなんですよ。一部の市町村じゃないでしょう。何で待機児童はそこに439名いるのか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 保育定数としては確保がされているところですけども、その受入れのための保育士の確保がされていないために受入れができないということと、それからまた地域別のミスマッチ等、そういった問題が発生しているというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 造れ造れでずっと造ってきたんですよ。ところが、僕はもう二、三年前からちょっと不安になってきた。今保育園が定員割れしているんですよ。

昨日僕は、宜野湾市のある保育園に電話を入れたら、ゼロ歳児が36名だそうです、定員。今措置されているのは20名。16名入っていない。だけどこのゼロ歳児というのはこれからも生まれてくるわけだから、当然そこに入ってくるわけですよ。分かる。そこまでに、本当に来年の3月までにこれが入るのかというところが不安なんだそうですよ。特にあなた方は小規模保育をやってきて、ゼロ、1、2歳児に力を入れてきた。だからそういう定員の見直しをしなければいけない時期に来ているんじゃないですか。どうですか、そこは。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 先ほど申し上げましたように、地域別、年齢別のミスマッチという状況が発生しているというふうに考えております。年齢別のミスマッチ解消のためには、定員の見直しと

いうことにも取り組む必要があるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 部長、手っ取り早く言えば、もう定員の見直しを各市町村に言うべきですよ。これは田舎ではない。特に都市化しているところでそういうことが起こっている。だからそういうものをしっかりと見極めないと、保育園はどんどん造って、今まであった保育園がどんどん定員割れをしていく。措置費は入ってこない。だけど保育士は置いておかないといけない、定員があるから。こんな状況では、今まで頑張ってきた保育園なんかは本当に苦労していると思いますよ。それだけは注意して、今年はこれに力を入れてやってほしいなと思っているので、そこは一言言わせて、実際に今度から始めていってほしいなと思いますよ。まさにこれがある意味では自治体のガチャになるのかもしれないね。

又吉県議の質問、これについて、新型コロナウイルス対策で5類に引下げということです。これでPCR検査ってどうなるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 令和5年5月8日に予定されています5類感染症への位置づけ変更に伴って、各検査事業においても継続されるもの、それから年度途中で終了、それから段階的に見直すものなどが生じてくると認識をしております。検査の種類によってそのような形で少し分類されてくると考えておりますので、今後示される国の具体的な方針等を踏まえて、検査の方向性等について検討していくことになると考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 濃厚接触して罹患したと思われる人はどこに行けばいいんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 5類感染症の場合ですと、濃厚接触の定義といいますか、濃厚接触者に対する行動制限等も必要はなくなりますので、無症状であれば特にそういう検査等は必要なくなるというふうに想定をしています。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 僕はこの考え方が皆さんに——まあ国会でそれをやっているんだろうけれども、そういうふうになったからといって、病気は今までと変わらないんだよ。感染は今までと変わらないんだよ。

僕がPCR検査がどうなるかというのを聞いたのは、北部に1つ、中部に1つ、南部に1つ、宮古・石

垣に1つずつ、そこに行けばすぐ検査ができるような体制を組むべきだと思う。建物は別にしても。今までこの3年間苦労してきたんでしょ。何がどう変わるかわからない。その3年間の部分は、皆さんに対してのある意味では注意事項だったわけだよ。今後これが出てきたときにどうするのという話なんだよ。だからここはしっかりとこれからも、コロナだけではなくて、そこにインフルエンザも一緒に検査できるような形でもいいし。私は宜野湾市の小児科医院でワクチンを打ってきたんだけど、そこの病院に行ったら、小児科だけど、一緒にはやっていたんだけど、全く子供がいらないんだよね。いや、忙しいんじゃないんですかと言ったら、忙しい。でも駐車場にみんないるんだよ。車で待機しているんだよ。入れられない、病院に。だからこういう実態を迎えていること自体がおかしいから、それは今後もウイルスの件については出てくると思うから、そこら辺はしっかりと検査センターをどこに置くかということと、どこかで検査ができるような状況をつくるべきだと思うが、どうなのか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 感染の波を繰り返しておりますので、5類の位置づけになったとしても、また患者が増えるということは十分想定しないといけないと考えております。その中で各検査につきまして、継続するのか、段階的に見直しをするのかというふうなことに加えまして、今御提案がありました各地域で受けられるようなという視点も踏まえて検討していきたいと考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 ぜひ検討してください。

質問の3番、教育問題について。

これは、私は2月に非常に悲惨な状況を聞いたんだけど、今義務教育の現場ってどうなっているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

まず、義務教育においては、児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう学びに向かう集団づくりや、授業改善による魅力ある学校づくりを推進しております。一方で、不登校児童生徒数が増加傾向にあり、課題となっております。

県教育委員会としましては、魅力ある学校づくりを進めるとともに、スクールカウンセラー等によるきめ細かな支援や、関係機関と連携した組織的な取組を推進してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 豊見城で選挙をやっている、応援弁士で行ったら陳情をもらってね。自分の子供は小学校2年生の女の子だと言う。小学校2年生の女の子が同じクラスの男の子に、いわゆる金銭せびりをされている。小学校2年生だよ。このクラスの状況はどうかと言ったら、授業参観に行ったら体育着は取ったらそのまま下に置かれている、教室の中で教科書も乱雑になっている。担任の先生はどうしているのと言ったら、黒板に向かって文字を書いているだけで、全く生徒に全然興味がないのかなというような状況だった。こういう不登校というのはどこからつくられているかと言ったら、この小学校2年生の女の子はもう学校に行きたくないと言っているんだよ。こういうのをその学校の教頭とか校長は知っているはずだけでも、これがその市の教育委員会に上がってこない。教育委員会の中で議論になっていない。今の教育の在り方は伏せるんですか、全部、学校の中で。そういう風潮にあるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 学校ではしっかりと子供に寄り添うきめ細かな指導を行っているというふうに認識しております。事案が起こったときに、まずその教師だけで抱えるのではなくて、当然管理者にも相談しますし、その管理者の下でチーム、組織を結成します。例えば担任、管理者はもちろんでありますけれども、生徒指導、養護教諭、あるいはスクールカウンセラー、そういったチームをつくってケース会議を持ちながら、その課題の改善に向けて対応していくというふうな体制で進めているところであります。また場合によっては外部の警察との連携、あるいは児童相談所等の関係機関との連携、そういったことも取りながら改善に努めていくと。そういうふうな方向で進めると認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 だから、改善策は何なのという話だよ。現場は分かっているんだよ、教頭先生も校長先生も。だけど何もさせていない。豊見城で聞いたからといっても豊見城ではないので、宜野湾市だったんですけどね。

これは正直なところを言うと、この対応策、僕はこういうところで逆に言えば——少年犯罪という隣の警察が出している冊子、見たことありますか。教育長、あれ読んだことありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時59分休憩

午後5時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（半嶺 満君） 警察と連携を進めておりますので、これは目にしております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 読んだことないでしょう、分からなかったんだから。

僕はこれをずっと県議になって結構読んでいるんですけども、少年犯罪の増加というのは今なんですよ。この小学校2年生をどうやるのか。3年生、4年生、5年生、ここから少年犯罪に入っていくんですよ。その子供に悪いことをしている認識を持たせなければいけない。だけどあまり上からやると反発してくる。褒めながら褒めながら育てていかないといけない。そこにはカウンセラーというか、1人常駐でつけなければいけない。しかし、皆さんは学校で伏せているから、こんなの市町村に上がってこないんだよ。市町村の教育委員会に上がってこない。このままでいいのかなというのは、これ実態調査したほうがいいよ。小学校が本当にどういう状況なのかというのは、僕は今度見に行こうかなと思っているぐらいですよ。本当はこの一般質問をする前に見に行けばよかったなと思って、後悔している。けどもうそれは全部市議会議員に引き継いだので、向こうが引き受けて今やろうとしているので、こういうことはどこに問題があるのかというような認識をしているんですか、教育長。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 実はこの事案につきましては、事前に県議からもお話をいただいて、学校に確認してございます。その状況によりますと、これは4年前から当該市町村のスクールソーシャルワーカーがでございます。そのスクールソーシャルワーカー等が当該児童生徒への支援を行っているという状況があるそうです。学校はこの素行、困り感を把握しておりまして、当該市町村教育委員会と連携をして対応してきているというふうな状況は確認をさせていただいているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これは教育長、僕は昨日、市議会議員に調べさせたよ。実際にこれから対処すると言うんだよ。1年間、こうしてきて。僕は先週だったかな、ママ友というか、そこのクラスのお母さんたち3名とお会いしました。実態も全部聞きました。だからこれは隠すことではなくて、本当に今我々の子供たちがこういうふうになって不登校を起こすかもしれないです、このクラスの人たちは、来年になってもまた。だ

からそこは注意してほしいと思っているので——この先生方の採用方法って、今どういう形でやっているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時2分休憩

午後6時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（半嶺 満君） 失礼しました。

採用試験の内容でありますけれども、まず公立学校教員候補者選考試験においては、第一次試験と第二次試験を行っております。第一次試験では、教職員として必要となる一般的・基本的な教養に関する内容をマークシート方式で実施しております。第二次試験においては、実践的指導力を問う模擬授業や実技、さらに人物を重視した個人面接を行っているところであります。教育委員会では、引き続き教員として必要となる資質能力を重視し、人物重視とした選考試験を行い、実践的指導力のある教員の選考を行っていくというふうな考えでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 いつだったかよく覚えていないんだけど、教育委員会では先生って新卒ではなれないと言われていたんですよ。なぜかというと、新卒で教師の免許を取って、臨時でそこで働く。働いてその適性を見て、それからしか入ってこない。新卒で入ってきて現実とのギャップがあったら、おっしゃるように今病欠の先生方が多いというのはそういうところに起因しているんじゃないですか。僕は1年ぐらいは最低でも適性を見たほうがいいと思うよ。この人の、そういう病気になって鬱になったりする先生方が逆にかわいそうだ。適性を見てやらないと、ただ公務員になりたい、先生になりたいという夢を持ってやって、実際入ってみたら違っていた。そこからじゃもう遅い。僕はそう思うんだけど、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 教員につきましては、採用に当たって条件付採用期間が設けられております。教員についてはその期間が1年間とされておりまして、その1年間の中で初任者研修、様々な研修を行います。この条件付採用期間においてその期間を良好な成績で遂行したときに初めて正式に採用になると。そういった条件付採用期間が設けられております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 ということは、新卒がストレートには入れないということか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 採用試験については、新卒者あるいは現場で経験を積んでいる方、この区別はございません。試験においては全ての方々が受験をし、合格が可能であります。一方、合格した後に採用になる際には、そのいずれの方々も条件付採用の期間を経なければいけないという状況になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 言葉は明瞭だけど意味不明だな。僕とはにかく1年間のこういう適性を見る期間をつくるべきだと思う。これはお互いにかわいそうだ。教育委員会もかわいそうだけれども、採用された人間もかわいそうだ。だからそこのところをどう工夫するかということを考えてください。

私はもう18年、ラジオのパーソナリティーをやっていますけれども、さっきの小学校の話をしたらお手紙が来ていた、私の友人から。もう67歳ぐらいになるんだけど、実際自分が担任をやっているときに、1年間で2000件の家庭訪問をやったそうだ。2000件。僕は皆さんにやれとは言っていないですよ。そうするとお父さん、お母さんやおじいちゃん、おばあちゃん、隣近所とも友達になっていくんだよ。そこからこの子供たちをどうするかという話だと言うんだよ。だから、僕はそこまでのことをやる必要はないと思うけれども、でもこういう事例もあるということですよ、ということを一応は申し伝えておきます。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時7分休憩

午後6時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○呉屋 宏君 国立自然史博物館。今年の1月、ワシントンに行きました。スミソニアン博物館を見ただけけれども、副知事も一緒でしたよね。どう感じましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） お答えします。

私は、1月25日から30日にかけて米国ワシントンへ出張し、県議会の土木環境委員会と共に、スミソニアン自然史博物館を視察してまいりました。同博物館においては、実際に展示や標本等を観覧するとともに、標本収集、運営体制、寄附を含む財源の確保などについて同館職員から説明を受け、国立沖縄自然史博物館の必要性、重要性に対する思いをさらに強くしたところでもあります。

沖縄県としましては、今回得られた成果も踏まえ、

国立自然史博物館の設立誘致に向けまして全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 後から総括してやりますけれども、副知事、この質問に書かれている北九州の自然史・歴史博物館のことは御存じですか。これがどうやって造られてきたかというのは。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時8分休憩

午後6時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） 北九州の自然史・歴史博物館については、そこにあるということは存じておりますけれども、先般、環境部のほうで視察に行ったということを知っておりまして、報告はまだ伺っておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これは中を見る話ではないんですね。これを造るときに、国会議員が65名で議員連盟をつくったんだよ。市立ですよ、これは。市立にもかかわらず、それぐらいの取組をしている。

後から全部やりますけど、この国立自然史博物館誘致のための次年度、令和5年度の予算は幾らになりましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

令和5年度におきましては、国全体の機運醸成を図るための東京でのシンポジウムの開催、それからテレビCMによる普及啓発、設立に向けた標本収集等の課題に対応するための調査、それから県民会議の設立促進、国等への働きかけ等を行うということにしております。そのための所要額といたしまして3057万1000円を予算案として計上しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これで大丈夫ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、東京でのシンポジウムでありますとか、それから国立自然史博物館を設立する上で最も重要な課題である標本の収集に係る調査委託、それに要する経費として3057万1000円と。前年度比較で380万5000円の増の予算を予算案として計上させていただいたところです。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 知事はこの予算、自信を持って出されましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 令和5年度の取組は今部長が答弁をさせていただいたとおりですが、もろもろの環境をまずつくっていくために、国全体もそうですが、まずは県民の機運を高めていこうというところから、令和5年度においてはその状況についてをまずしっかりアピールしていこうというようなことでの予算額というふうに見えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 それでは皆さんが一々言っているのが、東京でのシンポジウム、東京でのシンポジウムということを行いますけれども、次年度、令和5年は何をするんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） 令和5年度におきましては、今申し上げたところの東京でのシンポジウムを開催したいということと、それから今、事業推進会議ですね。経済界の関係者でありますとか、教育関係者、それから市町村、これに国の沖縄奄美自然環境事務所の職員ですとかを構成員とする事業推進会議を設置しておりますけれども、こうした事業推進会議による課題の整理、検討等を進めた上で、次年度はこうした会議を母体とする県民会議の設立促進を行っていきたく。そういった取組を行っていきたくというふうに見えておるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 私はこう思うんですよ。皆さんに1億3000万ぐらい使うんじゃないかということで予算書を、こういうことを考えてみたらどうかというのを渡した。私が言っているのは、これは国立自然史博物館だから、沖縄が主体的にやるものではない。だから、我々は東京で国立自然史博物館を造ろうという機運を、国会議員を中心にしてやらなければいけない。我々がやるんじゃない。そのサポートをしないといけない。あそこで国立自然史博物館を造ろうという機運が高くならなければいけないんです。沖縄でやるのは沖縄でやるものなんです。ここが造ろうという機運が高くなって、国会議員でみんな議員連盟がつくられてきたときに、ではどこに造るか。沖縄が先行しているよねという話にしかならないんですよ。これは2つで走らせないといけない。それをあなた方は1本で走らせようとしている。そうなるもまたO I S Tみたいになりますよ。内閣府の沖縄関連予算でやることになり

ませんか。だから全体で造るという話を国家の規模でやるということ、あなた方は考えないといけない。考えられた予算になっていないでしょう。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、国立の自然史博物館でございますので、これについてはまずは国において設立の決定をしていただくということが非常に重要だというふうに見えております。そうした意味で、今議員から御指摘のところの国全体における議論、機運の醸成というのは非常に重要だというふうに見えております。

県といたしましては、こうした観点も含めまして、次年度、東京でのシンポジウムなどに加えて、県内経済界でありますとか、あるいは学識経験者等を構成員とする事業推進会議も設置しておりますけれども、次年度、経済会等も中心にした形で国への働きかけというのを検討してまいりたいというふうに見えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 東京でつくる国会議員連盟というのは、極端に言えば、各政党の党首クラスが全部その中に入ってやらないとできないんですよ。誰がどうやって根回しするの、これを。そこが問題なんですよ。我々は1回、国立自然史博物館を造ろうという機運を上げなければいけない。こっちはこっちで作業をしなければいけない。この2つでやらなければいけないんです。そうじゃないと、この期間ではまず無理です。

照屋副知事、お伺いしますけれども、私がずっと言ってきた県庁内の組織はどうなりましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

国立沖縄自然史博物館の設立誘致については、全庁横断的な取組を推進する必要があることから、今月、庁内の連絡協議会を設置したところでございます。同協議会には、庁内の情報共有と連絡調整及び課題等に機動的に対応するため、関係課で構成するプロジェクトチームを置くこととしております。また、現在環境部自然保護課の自然遺産保全班に変えまして、新たに自然史博物館誘致・自然遺産班を設置するとともに、国立沖縄自然史博物館の設立誘致を担当する主幹を1名増員することとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 僕はもう少し真剣に取り組んだほうがいいと思うんだけど、照屋副知事、金城部長は

たしか来月で終わりだよ。どこかその自然史博物館関係に人事をやるのか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後6時16分休憩

午後6時16分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

照屋副知事。

○副知事(照屋義実君) それにつきましては、まだ俎上にのっておりませんが、ただ、議員御指摘のように、これから先に解決すべき課題としては、やっぱり国においては国立自然史博物館の設立や所管省庁も決定されていない状況にありまして、沖縄県への国立自然史博物館の設立について、国への働きかけとそれから機運醸成の強化を図っていくということが一番の課題となっているわけです。

今までこの県議会におきましても、議員の皆さんから何度も御要請あるいは御意見、御質問等をいただいておりますし、また、担当大臣にも4回ばかり要請しております。このようないきさつを踏まえながら、やっぱり令和5年度においては、秋頃には県民会議を立ち上げていく。そういうことも含めて一生懸命に頑張っていかなければいけないというふうな時期になっているというように考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 ですから副知事、金城さんをそこにはめるのか。県民会議かどこかに。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後6時18分休憩

午後6時18分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 現在、環境部長として、この自然史博物館誘致に向けた取りまとめ役として、今一生懸命動いていただいております。今後の人事につきましては総務部のほうと相談をする必要もあり、現段階においてどのように働いていただくかについては、まだ本人とは相談していません。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 じゃ何で一緒にワシントンに行っているのか。おかしいでしょう。4月から何やることもないのに、ワシントンに一緒に行ったのか。僕は別に金城さんに恨みつらみも何もないよ。個人的には好きですよ。だけどこんな在り方ってないでしょう。3月までしかないのに、何でワシントン、スミソニアンまで一緒に行くということは、それだけの覚悟を持ってやるということじゃないのか。僕にはそんなふうに

映ったんだけど。だからどこかに入れるのかということを知っているんだよ。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) ぜひ議員からの様々な御意見等、そして多方面からの御意見等を伺いまして、令和5年度から着実にスタートさせるために、金城環境部長がその現状もしっかりと見ながら、後押しをするために尽力したいということの思いで取り組んでいただいております。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 頑張ってください。以上です。

防災ヘリの件を聞きます。

進捗状況を教えてください。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) お答えいたします。

県では、県及び41市町村で構成する沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会を令和3年8月に設立し、協議を行っております。同協議会内に設置したワーキンググループで協議しました基地整備場所それから機体の仕様、人員派遣・費用等、県への要望、この4つの議案について、令和4年11月開催の同協議会で可決し、現在、41市町村の首長へ可決議案に係る承認を依頼しているところでございます。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 スタートしたら、これは何時から何時まで飛ぶのか。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) 当面は8時半から17時15分ということで考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 夜の急患を離島から運ぶのはどこがやるのか。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) これは従来からお願いしている海保ですとか、自衛隊、そちらのほうにお願いすることになろうというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 実際こうなんですよ。だから防災ヘリというのは、24時間飛ばなければ防災ヘリとは言わない。5時15分まで飛ぶというんだったら公務員だよ。それだったらドクターヘリが飛んでいけばいいんだよ。ドクターヘリをあと1機入れればいい。こういう在り方でいいんですか本当に。ここから皆さんが今、基地にしようとしているのはどこか。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 中城村内の消防学校内に設置したいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 その横には普天間基地というものはありませんか。大丈夫ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 管制等については、防衛局を通じていろいろ調整させていただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 急患を運ぶだけではなくて、火災も対処しなければいけませんね。この練習はどこでやるのか、訓練は。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 通常の消防等の訓練も消防学校内で行っておりますけれども、スタートした際には、隊員の訓練も含めて県外で隊員の訓練を行いまして、訓練は当該消防学校内で行うことで考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 公室長、実際に防災ヘリに乗っているパイロットと話をしたことはありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 飛んでいるのを見たことはありますが、パイロットと話したことはございません。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 そういうふざけた話じゃないんだよ、これは。僕は何度もこのパイロットと話したんだけど、全国の防災ヘリのパイロットがニーズとして欲しがっているのは訓練場なんだよ。だから一緒になって沖縄に防災ヘリの拠点と訓練場を設置してほしいというのは、彼らの要望なんだよ。どこで訓練するのか。本土に行くと言うけれども、本土は訓練場はないよ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時23分休憩

午後6時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、本県の航空隊編成時における教育の訓練については、直近の事例の佐賀県、東京消防庁の訓練計画を参考に取組んでいく、要はそのに派遣をしたりして訓練をやっていく。それから実機の訓練は、消防学校内に仮設の模擬訓練施設を造りまし

て訓練をやったり、そこで他県の航空隊での研修を実施したりということで訓練を考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 実際、この訓練場の在り方も本部の在り方も、自治体の市町村長から聞きましたよ。これだったらしようがない、そういうふうになってしまうねと。何で北部が中心になって——伊是名、伊平屋で夜倒れた人がいたら誰が行くのか。伊江島で急患搬送するときに夜は誰が行くのか。また陸上自衛隊にお願いをするのか。皆さんの今のプロジェクトを見ていると、私の感想ですけれども、佐賀県が去年の4月からスタートして、47都道府県の中で実際防災ヘリがないのは沖縄県だけ。とにかくつくろう、とりあえずつくろう。そんなふう映ってしようがないんですよ。僕に担当者が言ったのは何かというと、当面の間は飛びません。当面の間って何年ですか。その後のスケジュールがあるんですか。設置した後のスケジュールがあるのか。教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 当面と申し上げたのは、我々消防防災ヘリを導入するのは初めてですし、ある程度隊員も習熟が図られていって、なおかつ関係する市町村からも理解が得られるということを想定しておりますので、これは私の感覚的な話になるかもしれませんが、数年、四、五年はかかるだろうというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これは真剣にもっと考えてほしいと思いますよ。こんな場当たりの防災ヘリの在り方というのは、僕はよくないと思う。だからもう一回真剣に考えて——これは市町村に聞いてどうなのと言ったら、12名だったか13名だったか、隊員は各市町村から引っ張ってくるというんだよね。だからそんなので本当にできるのかと、2年したらまた替えると、また交代すると。こんなので消防防災ヘリが専門性を持ってやれるのかと。これは県がつくるべきですよ、職員を。そして市町村と一緒にやるんだったら、そこから分担金を取るべきです。僕はそう思う。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） まず消防は、市町村の原則というところがありまして、今回消防防災ヘリを導入するに当たっての航空隊についても、これは各県とも市町村から派遣で充足しているという状況がございます。それから2年ないし3年で交代ということになりますけれども、それに先立って訓練を十分にやっていたかどうかということも考えておりますし、今41市

町村と協議といえますか、審議をする中で、特に離島の市町村から隊員の派遣がなかなか厳しいということもございまして、特に先島の市町村については、隊員の派遣については若干なり緩和をしているというところで話を進めさせていただいております。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 県警にも準備していたんだけど、これは最後30秒しかありませんからこのまま続けます。実際、私はこのやり方ではなくて、きっちりとやって分担金で消防という形で中央に持ってくるべきです。人材を派遣させるべきではない。僕は本当にそういうふうにしなれば、専門性のある防災ヘリ事業というのはできないと思っている。真剣に考えてほしいと思うんだけど、知事最後に一言。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 消防防災ヘリの導入については、今公室長からも答弁がありましたけれども、現在他県の状況や民間企業の動向について情報収集なども行っております。さらには、様々な議論についても、今後どのように中央防災拠点を整備するか否かとか、先の方向性についてもまだまだ検討していくその部分はあるだろうというように認識しておりますので、引き続きその取組を進めてまいりたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 最後になりますけれども、皆さんが41市町村をここでカバーすると思っているんでしょうが誤解ですよ。この本部から宮古に行くまでに300キロですよ。1時間かかりますよ。往復で2時間だ。こんな余裕があるの。本当に41市町村カバーするのか。公室長、表には出していないけれども、実際は、離島は全て陸上自衛隊に担わせようと思っているんだよ。その中で防災ヘリをつくろうとしているんだよ。こんなやり方はまずいと思う。意見だけ言って終わります。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 20分間休憩いたします。

午後6時29分休憩

午後6時50分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

照屋守之君。

○照屋 守之君 よろしく申し上げます。

初めに、玉城知事の2期目、令和5年度の所信表明は、1期4年間の成果を踏まえ、県政全般にわたる課題解決に玉城知事の決意の表明であったと思います。

予算執行も含めて期待をしております。

せんだって、玉城知事はふるさと地元の与勝第二中学校の50周年式典に出席をしております。地元出身である玉城知事の式典出席は、子供たちや教職員、あるいは地域によい影響を与えたと思います。地元うるま市の県議としても感謝を申し上げます。

知事、実は私の妻の父親は、与勝中学校の校長として5年間勤めておりました。たしか3代目の校長で、昭和57年から昭和62年だったと思います。このことを父親に話すと——与勝第二中学校が50周年を迎えたこと、さらにこの式典に玉城知事が出席されたこと、同時に体育館も改築されていますよね。体育館も改築されたことを報告すると非常に喜んでおりました。同時に玉城知事の出席にすごいねと言っておりました。父は平安座出身ということもあって、与勝地域や島嶼地域にも強い思いがあります。玉城知事もふるさと与勝地域やうるま市に強い思いがあると思いますけれども、今後ともどうぞ与勝地域のこと、島嶼地域のこと、うるま市のこと、よろしく願いをいたします。

質問に入りますけれども、順番を入れ替えて行います。よろしく申し上げます。

1、国の沖縄振興予算と県の一般会計当初予算について(1)、令和4年度及び令和5年度に沖縄県から要求した沖縄振興予算額と獲得した予算額をお伺いします。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

○総務部長(宮城 力君) 令和4年度は、県が要請した沖縄振興予算総額3600億円規模の予算額確保に対して2684億円で、令和5年度は、県が要請した総額3000億円台の予算額確保に対して2679億円となっております。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋守之君。

○照屋 守之君 次に、令和4年度及び令和5年度の沖縄県の一般会計当初予算をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

○総務部長(宮城 力君) 令和4年度の沖縄県一般会計当初予算額は、初めて8000億円台となる約8606億円を計上しております。令和5年度は、8億円増の約8614億円となっております。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋守之君。

○照屋 守之君 この沖縄振興予算、沖縄特例の一括交付金を含めて要求額を確保するためにはどうすればいいのでしょうか。お願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

○総務部長(宮城 力君) 沖縄振興予算の確保に当

たっては、内閣府や関係要路に対して、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の実施に活用する沖縄振興一括交付金の増額確保が切実な要望であることを丁寧に説明するとともに、県と市町村が一丸となって取り組む必要があると考えております。

県としては、令和6年度の沖縄振興予算の確保に向け、より一層市町村と連携しながら、関係要路に対してあらゆる機会を捉えて要望していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 先ほどありましたように3600億から2600億余り、3000億から2600億。我々沖縄県の要求額は、大きくても小さくても大体2600億で推移をしていくと、この国の予算を増やしていくというのは、やっぱり少しこれまでのやり方以上に作戦を立てないと、国の予算は減っても県の予算がこれだけ大きくなっていく。今年も8600億円を余るということになると、これは国は支援をしなくても沖縄県は自分たちでできるんじゃないのかということになりませんか。我々は沖縄振興計画、法律をつくって沖縄をしっかりバックアップしてもらおうということで、特別に沖縄だけの枠をつくるわけですが、そういうことを活用して予算をやっぱり3000億、そのぐらい獲得できるような仕組みにならなければ、せっかく沖縄の新たな法律をつくっても——だからそこはもう少し考えるべきではありませんか。

その中ではやっぱりこれだけ要求しても1000億近く減額をされるというのは、沖縄振興一括交付金、これを使ってどうしても我々は沖縄のためにやるよと、振興一括交付金を当てにするような予算組みをつくらないことには、なかなか国の理解を得るとするのは難しいんじゃないですか。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時57分休憩

午後6時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 一括交付金の確保についてという御趣旨の御質問でございます。

ソフト交付金については、要望額、沖縄21世紀ビジョンの5つの将来像ごとに整理して、ロジックモデルを活用しながら必要性を説明しているところでございます。また、ハード交付金については、国、県、市町村による整備を一体的に行うことが、より事業効果を発現することを説明しているほか、予算減額による影響事例等を分かりやすく説明しているところでございます。

一括交付金の対象となるプロジェクト系の事業についてもその必要性、事業効果等を丁寧に説明し理解が得られるよう努めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 だから理解を得られていないんですよ。どんどん一括交付金が減っていますよ。そうでしょう。だからそれをどうするかということを考えないといけないわけですよ。

次に、大型MICE施設とか鉄軌道等の事業をつくって一括交付金等を活用して獲得する方法もあると思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 一括交付金を活用する場合は、その事業の熟度等を踏まえて、その必要性とか事業効果等を丁寧に説明する必要があると考えております。またあわせて、一括交付金を活用するか、どの財源を活用するかについても、事業スキームについて、例えば大型MICE施設で今回事業の仕組みを説明しております公民連携による手法も含めて、より効率的、効果的な手法を併せて検討する必要があると考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 大型MICE施設、もう既に自民党の議員の方々も指摘がありましたけれども、私も非常に理解できないのは、何で一括交付金で500億近くの計画が、結局それができなくてPFI、これ350億かかるんですか。これは民間で造って県が買い上げる、そういうやり方ですか。MICE施設というのはそういう計画ですか、今、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時0分休憩

午後7時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） PFIの一つであるBTコンセッション方式による実施を予定しております。民間が資金調達を行い、設計、建設を実施、その後県に所有権を移転するBT、ビルドトランスファー方式とします。また施設の運営、維持管理業務を県が運営事業者が公共施設等運営権を設定するコンセッション方式を想定しております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 だからこれを造って350億という規模の説明を聞きましたけれども、これを造って県が買い上げるんでしょう。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時1分休憩

午後7時1分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 民間企業が資金調達をして、設計、建設をした後に、それを県に所有権を移転すると。そういう方式です。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後7時2分休憩

午後7時2分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 所有権を移転するということは、買い上げるということになります。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋守之君。

○照屋 守之君 そのときに、県が買うときに、国からの補助はどういう形でもらえるんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後7時2分休憩

午後7時2分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) その財源は、県債と一般財源を想定しています。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋守之君。

○照屋 守之君 そういうことでしょうか。県が単独でやるんでしょう。だから私は一括交付金にしてほしいと言っているんですよ。350億かかったら、一括交付金は80%国が出すんですよ。280億ですよ。これは国からもらって、70億ですよ。今の場合は350億かかったら、全部それを県が買い取ったら、もう大変なことじゃないですか。ですから今はもう一度、これはやっぱり知事、副知事レベルで国へしっかりお願いしたほうがいいですよ。350億かかって——70億でできるものを、わざわざ350億、全部自主財源でやる必要ないじゃないですか。この議会で知事公約の学校給食費のテーマがありますけれども、280億かかったら、60億かかっても4年間、この財源でできるんですよ、教育長。そう思いませんか。だから一括交付金というのは沖縄だけ特別にあって、これは国に対して我々の熱意、そういうふうなものでできるわけですから、いま一度考え方をしっかり整理してやっていただかないと、これだけのもの、今8600億も財政があるからといって、こんなもの、この建物を自己財源で確

保してやるという財政的な余裕はないと思いますよ。ほかの事業全部止まるんじゃないですか。ですからそういうことも含めて、いま一度少し検討していただきたい。これ強くお願いします。

2つ目に、玉城県政の問題解決について。

1期4年間の成果を踏まえ、2期目の課題解決に向けて知事の決意をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 照屋守之議員には、同郷のうるま市与那城・勝連地域の先輩議員として、この間も激励と御指導をいただいております。本当にありがとうございます。

私の同じ年、同級生たちも皆地元に残って、家族を養いながら一生懸命頑張り、また孫に囲まれ、地域で本当に健やかに暮らせているという話を聞いておりますが、ぜひふるさと与那城・勝連、うるま市に限らず沖縄県のどこに住んでいてもしっかりと笑顔で暮らせるような、そういう社会の実現を共に実現するために御尽力、お力添えをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では2期目の知事の決意についてお答えいたします。

私は、1期目に掲げた公約全てに着手し、新時代沖縄の到来、誇りある豊かさ、沖縄らしい優しい社会の3つの視点の下、子供の貧困や人権問題等、全ての人の尊厳を守り共生する社会づくりに向けた取組や、誰一人取り残さない沖縄らしい社会を実現する、さらに米軍基地問題等様々な課題解決のための施策を展開してまいりました。2期目の県政運営に当たりましては、1期目に着手・推進した施策をさらに深化させ、各種の施策を展開させてまいります。あわせて、3年余にわたる新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による深刻な経済状況や子供の貧困問題等、重要性を増した課題等を踏まえ、重要政策として掲げた各種取組を全身全霊、全力で推進してまいります。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋守之君。

○照屋 守之君 ぜひお願いします。

先ほど与勝、あるいは島嶼地域申し上げましたけれども、私は土木環境委員会で、この県道の整備等々も含めた地域をよくしていくための今取組をしているわけですが、ぜひ具体的な伊計平良川線とか、あるいは与勝一周道路、平敷屋から南風原の区間、あるいはまた今うるま市で非常に盛り上がっています中部東道路、こういうふうな事業がうるま市で今計画をされておりまして、後ほど担当部署にまたそういうふうな

こともお願いをしながら対応していけると思っていますから、ぜひ知事もよろしくお願ひします。

(2)つ目、基地の整理縮小・経済振興・安全保障など問題解決に向けて国政との連携は不可欠である。相互の立場を理解し合い、対立から対話・協議によって方向性をつくっていくことが、今、求められていると思います。知事の見解を問います。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) お答えいたします。

知事は、昨年10月の松野官房長官との面談におきまして、基地問題や沖縄の抱える様々な課題の解決に向けた集中協議の場を設けるよう要請しております。これに対し松野長官からは、辺野古移設の問題について、話し合いは重要であり、まずは既存の枠組みを活用して話し合いをさせていただきたい旨の回答がございました。また、去る2月15日の普天間飛行場負担軽減推進作業部会においても、池田副知事が2プラス2共同発表の内容に関し、これ以上の基地負担が生ずることは決してあってはならないことから、地元が意見を表明することができるよう協議の場を設けることを政府に求めたところです。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋守之君。

○照屋 守之君 大田革新県政、稲嶺・仲井眞県政、翁長オール沖縄県政、いずれの県政でも共通しているのは、これは私の考えですけれども、沖縄県知事はしたたかであったことだと考えています。玉城県政でしたたかさを発揮できるのはやっぱり副知事の役割だと思いますけれども、玉城知事の見解を問います。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) お答えいたします。

副知事は、知事を補佐し、知事の命を受け、政策及び企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督することを職務としております。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋守之君。

○照屋 守之君 このしたたかさというのは、結果的にそういうふうになっているのではと考えておりますけれども、特に沖縄、この基地問題、同時にまた振興問題、同時並行で進めないといけないわけですね。そのときに、やっぱりこれは国との信頼関係です。国との信頼関係を保つ、そこは緩衝材としてのその役割というか——正面から知事がやるべきことと、やっぱり水面下で様々な交渉をして対応するという、歴代の県知事はほとんどそういうふうに来てきたじゃないですか。ですから最終的にそれが決まれば、知事と総理が相談をして決めていくということが、沖縄の県政

を、あるいは政策を進めていく上で非常に重要なというふうになっておりますけれども、両副知事、ぜひそういう役回りでしたたかに立ち居振る舞ってもらえませんか。いかがですか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) これまでの歴代県政では、知事を支える副知事の方々の相当な御尽力があったものというように思料いたします。もちろん照屋・池田両副知事は、私の考えや、私の公約に掲げた政策を理解していただき、そして、これまでの豊富な経験と御自身の知識を十分に発揮していただき、共に力を合わせて県政発展のために、県民の暮らし向上のために取り組んでいただいているものと思いますし、引き続き国政との連携、各省庁との協議等においても、私を力強く補佐していただけるものというように大きく期待を寄せているものであります。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋守之君。

○照屋 守之君 いずれにしても、通常のペーパーで要請をする、これは大事ですね。ただそのペーパーで要請をするときには、ある程度、相互の合意形成ができています。この合意形成をつくるのは誰の役目ですかという話なんです。誰がやるんですかということです。ですから表面では基地問題で対立はしていても、そうじゃない部分については国益、あるいは県益、そういう共通するテーマがあるわけですから、そこはしっかり対応できますよ。だからやっぱりそこは照屋副知事、池田副知事に期待しますよ。よろしくお願ひします。

次に、沖縄県差別のない社会づくり条例について。

目的に、社会全体で不当な差別の解消、不当な差別のない社会の形成とあるが、現在どのような不当な差別が問題になっているのか説明を願います。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) お答えいたします。

県では、これまで、不当な差別の解消に向け取り組んできたところでありますが、複雑多様化する現代社会においては、本邦外出身者に対するヘイトスピーチのほか、インターネット上の誹謗中傷や性的少数者への偏見や差別等、様々な人権問題が存在していることから、今般、包括的な条例として、今議会に提案をしたところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋守之君。

○照屋 守之君 この事実がよく分からないんですよ。社会問題化しているという、それが分からない。そういう中で、沖縄県差別のない社会づくり条例と

いってもぴんときませんね。ですからそこは、具体的な、こういうことがあるよということをやっぱり——県は条例をつくるということですから、県がそれを県民に示さないといけませんよね。

次に、「「不当な差別」とは、差別的言動及び差別的取扱い」とある。誰がどのようにして差別的言動や取扱いと決めるのか。お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

条例案では、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目指して、基本方針に基づき、不当な差別的言動に関する施策及び性的指向または性自認を理由とする不当な差別に関する施策を講ずることとしております。本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する表現活動が行われた旨の申出等があった場合には、知事は、学識経験者等で構成する審議会の意見を聞くこととしていただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 そもそもこの差別的言動と差別的取扱い、条例でいうこの中身は何ですか。具体的なものは何ですか。差別的言動と差別的取扱いというのは、この条例で示されていませんよね。どういうことがこういうことになるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 条例案における不当な差別とは、本人の意思で変えることができない属性、または個人の特性を理由として、正当な理由なく差別、排除、または制限を行うものをいいます。本条例で社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的として、県の施策の基本方針を定め、教育普及活動、相談体制の整備、差別の実態に応じた解消の取組など、不当な差別の解消の推進を図ることとしていただいております。また、県は人権啓発パンフレット等を作成しまして、教育機関と連携した取組やパネル展等による普及啓発を行い、県民の理解の増進を図っていきたいと考えていただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 分からないんですよ。だからこの条例の中に、差別的言動とはこういうことですよと、差別的取扱いというのはこういうことですよと。ただ、差別的言動、差別的取扱いって、個人個人全部違いますよ。だから相手によって、私は差別的な扱いを受けた、差別的な言葉を投げられたというのは、この相互

間の問題でしょう。条例というのはそれでいいんですかということですよ。分からないんですよ。具体的に差別的言動が何なのか、差別的扱いが何なのかというのが分からない。それを条例にして、県民にどうやってそれを抑えるようにやりますか。困りますよ。どうすればいいんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時18分休憩

午後7時18分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 法務省によりますと、個別具体の言動が本法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するか否かというのは、法律の趣旨を踏まえまして、当該言動の背景や前後の文脈、趣旨などの諸事情を総合的に考慮して判断されるということになると考えられる、というふうに解されております。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時18分休憩

午後7時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 不当な差別的取扱いといいますのは、正当な理由なく特定の属性や特性を理由として、サービスの提供等を拒否すること、制限すること、条件を付与することなどを言います。不当な差別的言動といいますのは、不当な差別的言動とは、特定の属性や特性がある者に対する差別的意識を助長し、または誘発する目的や、特定の属性や特性があることを理由として社会全体から排除することを扇動する目的などで、公然とその生命、身体、自由、名誉もしくは財産に危害を加える旨を告知し、または著しく侮辱するなどの言動を言います。

先ほど御説明をしましたとおり、個別具体の言動が不当な差別的言動に該当するか否かということについては、当該言動の背景や前後の文脈であるとか、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断されるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 非常に分かりにくいんですよ。

これはまた県民の責務が非常に曖昧だと思うんですよ。普通はこういう条例をつくるんだったら、差別的言動をしないこと、差別的取扱いをしないこと、これを県民に求めるんじゃないですか。これはそうならないませんか。何でそうなるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 本条例案では、基本理念において県、市町村、県民及び事業者が相互に連携・協力して、社会全体として推進していかなければならないということを規定するとともに、県民の責務として基本理念ののっとり人権を尊重することの重要性について関心と理解を深めるとともに、県が実施する不当な差別のない社会の形成に関する施策に協力するよう努めることを規定しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 先ほど理念条例ということですがけれども、であれば県民の責務とか県の責務とか、そういうのは必要ないですよ。事業者の責務も。だって具体的なものがないんですもの。やりようがないんですよ。本邦外出身者、本邦外出身者ということですがけれども、これは、もしかしたらその本邦外出身者のためのものですか。県民のためではないんですか、これ。どっちなんですか。対象者は。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時22分休憩

午後7時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 差別のない社会の実現は、一人一人が人権尊重の意識を持って、互いの人権を尊重し、社会全体で取り組まなければならないものでございます。この条例は、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図る目的で制定をするというものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 これ、沖縄県差別のない社会づくり、タイトルからしておかしいんですよ。沖縄県差別のない社会づくり、だから沖縄県がどこからどうやって差別されているのかという、何かそういう、タイトル自体もそう。県民に対してこうこうというものない。どうやってこの条例が動くんですか。それで県民の責務。

今、これは憲法のこともありますけれども、私は日本国憲法を持っていますが、基本的人権、発言、様々な動き、保障されていますよ、憲法で。こういうもので差別のない社会づくりとって、そうじゃないかもしれないのに、これ憲法、大変ですよ。だからこれ以上余計なことを言うなとかって、我々もこういう条例ができたら気をつけて物を言わないといけないうことに、県民がそうじゃないと言ってもそういうふう

に構えますよ。そうすると、言葉、言動、基本的人権が尊重されているのに、こういう条例でそれを抑えていく。権力に対して物が言えない。国もそう、県も。物を言ったら逆にそういうふうな何でそういうことを言うのかということに、県民のそういう言動を抑えていくと、そういうふうな危険性、リスクはないですか。憲法に定めるそういうふうなものが侵されるような感じがしますけれどもね。思いませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） まさに議員はそういう点を御理解の上、御発言をいただいていることについて、我々がまさにこの憲法の理念と人権の保護については、国際法などを基にして、そういう社会をつくっていかうねということ、県民や事業者の方々と共に基本理念の下で取り組んでいくという方向性でつくるのでありますから、個人のこの憲法で認められている発言、行動、表現の自由などを厳しく制限をするというようなことにはなっておりません。そうではなく、差別的な言動や差別的な取扱いをやっちゃいけませんよと、不当な差別的言動はいけませんよ。不当な差別的取扱いもしてはいけませんよと。そうしない社会をつくりましょうということで、理念型にして呼びかけていくわけです。ですから、全ての人たちがこの条例でその理解を示していただくということが肝要なのであり、その言葉を制限するとか、そういう方向性で捉えるものではないというように私たちはきちんと整理をしながら、今回議会に提案をさせていただいているものと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 整理できていませんね。差別的言動、この中身ですよ。これは憲法に保障されている、自由に発言する、自由に動く。これは誰が判断するんですか、差別的言動。これは憲法、法律で裁判所ですかそういう判断はできないんじゃないですか、そこは。基本的人権があって尊重しているのに、これはぶつかります、あなたの差別的発言と誰が判断するんですか。これはまさにそういう発言を、動きを——県はそうは思っていないけれども、受ける側はそう思うんですよ。差別的発言をしてはいけない。では我々が今までやってきたそういうふうないろんな抗議活動も、あるいは反対運動も、あるいは批判も含めて、これで制圧されるんじゃないですか。あなたは差別的な発言しているねと。そこでそういうふうなことになりませんか。だからこれは全ての県民にとって、非常にややこしい条例だと思いますよ。私はこれもうちょっと検討してもらいたいですね。理念条例だったら理念だけで

いい。そういう社会をつくろうだったら、そういう社会をつくろうでいい。県民に対して責務がある。行政も責務がある。それ等を含めて、もう一つはあれですよ。性的な部分のものとヘイトスピーチと、何で差別のない社会づくり、この条例で同列になるんですか。種類が違いますか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時28分休憩

午後7時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この条例は基本方針の中で、次に掲げる基本方針に基づいて不当な差別のない社会の形成に関する施策を講ずるとしております。その中の3つ。1つは、「人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めること」、2つ、「不当な差別に関する相談に的確に応ずること」、3つ、「不当な差別が生ずる背景その他の差別の実情を踏まえた取組を行うことにより、不当な差別の解消の推進を図ること」などです。例えばここで人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身などによって不当な差別をしてはならないということと同時に定めているものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから非常に難しいですよ。日本国憲法の個人の人権、その問題との兼ね合いで考えていくと、この条例は非常に難しいですね。

次に、沖縄、日本を取り巻く安全保障環境の変化への対応について。

玉城知事は県政運営方針で、安全保障環境がより厳しさを増していると表明をしております。その要因、背景と対応を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時29分休憩

午後7時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

令和4年防衛白書では「中国などのさらなる国力の伸長などによるパワーバランスの変化が加速化・複雑化」していること、「自らに有利な国際秩序・地域秩序の形成や影響力の拡大を目指した（中略）国家間の競争が顕在化している」ことが示されており、こうしたことが安全保障環境が厳しさを増す要因・背景であると考えられます。

県としては、アジア太平洋地域の平和と安定は、県

民の生命財産を守り、沖縄の振興・発展を図る上で極めて重要であることから、政府に対して平和的な外交・対話により緊張緩和や信頼醸成に取り組むよう求めるとともに、県としても各国・地域との対話、交流を通じて積極的な役割を担ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 具体的に言うと、中国が台湾を統一する。あるいは我々の尖閣だと、中国の公船がずっとそこにいる。そういうふうなことも含めて、今厳しいわけでしょう。特に中国の台湾統一という問題は非常に大きな問題があるんじゃないですか、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） いわゆる台湾有事の可能性については、有識者の間でも様々な意見があるものと承知しておりますが、県としては、決してあってはならないと考えております。また、日米安保体制や専守防衛のための最低限の自衛力は必要であると考えておりますけれども、抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを強く懸念しております。このため、政府に対して平和的な外交・対話による緊張緩和、信頼醸成の取組を求めるとともに、県としてもアジア太平洋地域との交流を推進し、我が国と各国及び地域との信頼関係の構築に積極的に寄与してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 玉城知事は不測の事態が生じないよう、地域外交室を設置して独自の地域外交をすることです。対象国と具体的な進め方について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時32分休憩

午後7時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 失礼いたしました。

本県は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画で示しているとおり、県独自の歴史的・文化的特性等のソフトパワーや地理的な優位性を生かし、観光、物流、環境、保健・医療、教育、文化、平和など多様な分野における国際交流を通じて築いてきたネットワークを最大限に活用し、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けて、平和的な外交・対話により積極的に役割を果たしていきたいと考えております。そのため、令

和5年度に沖縄県地域外交基本方針——これは仮称でございますが、策定することとしており、この中で相互発展に資するような具体的な進め方等について示していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですからこの地域外交室、国にもそれを要求して、なおかつ沖縄県がそれを努力するということですよ。中国は台湾統一ですね。それが今非常に大きな課題になっているわけじゃないですか。そういう地域外交室で玉城知事が、台湾、中国、そういう外交ができれば、その間に入ってその紛争が起こらないようなことができるんじゃないですか。そういった面で考えると、地域外交は非常に有効だと思いますね。そういうこともやるわけでしょう。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、沖縄県としては、県民の理解と協力の下、観光、物流、科学技術、環境、保健・医療、教育、文化、平和など、多分野においてアジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成につながる地域外交を継続することにより、軍事力に過度に偏らない地域安全保障のあるべき姿を世界に発信していきたいというふうに考えておまして、これまで物流ですとか、観光ですとか、文化、もろもろの面で交流は築いてきて

おります。そういったノウハウを活用しながら、しかもこれは庁内部局横断的にやっている取組でございます。そういったものを検証しまして、戦略的、一体的に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 だから不測の事態が生じないように地域外交をする。だから今台湾統一が課題になっていますから、そこが生じないような形で、現状維持という形で、知事が台湾も中国もそういう交流ができれば収まるんじゃないですか。それと尖閣もそうですよ。中国の周恩来、あるいは田中角栄、棚上げにしたんですよ、日中共同声明。今どうなっていますか。ですからそういうことも含めて、今沖縄が中国、台湾との交流を通して、そういう紛争を恐らく未然に防ぐことができると思いますよ。ぜひ頑張ってください。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明3月1日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時36分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 西 銘 純 恵

会議録署名議員 照 屋 守 之

令和5年3月1日

令和5年
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第7号）

令和5年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第7号）

令和5年3月1日（水曜日）午前10時開議

議事日程第7号

令和5年3月1日（水曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から乙第24号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から乙第24号議案まで

- 甲第1号議案 令和5年度沖縄県一般会計予算
- 甲第2号議案 令和5年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 甲第3号議案 令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 甲第4号議案 令和5年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第5号議案 令和5年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 甲第6号議案 令和5年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第7号議案 令和5年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第8号議案 令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第9号議案 令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第10号議案 令和5年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 甲第11号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第12号議案 令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第13号議案 令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 甲第14号議案 令和5年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第15号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第16号議案 令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第17号議案 令和5年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第18号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第19号議案 令和5年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 甲第20号議案 令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
- 甲第21号議案 令和5年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 令和5年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 令和5年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 令和5年度沖縄県流域下水道事業会計予算
- 甲第25号議案 令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第7号）
- 甲第26号議案 令和4年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第27号議案 令和4年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）
- 甲第28号議案 令和4年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第29号議案 令和4年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第30号議案 令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 甲第31号議案 令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第2号）

- 甲第32号議案 令和4年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
- 甲第33号議案 令和4年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第34号議案 令和4年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 甲第35号議案 令和4年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第36号議案 令和4年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）
- 乙第1号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第2号議案 指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関する条例
- 乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県県土保全条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県地域福祉基金条例を廃止する条例
- 乙第6号議案 沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第11号議案 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第13号議案 沖縄県差別のない社会づくり条例
- 乙第14号議案 沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例及び沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 乙第15号議案 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例
- 乙第16号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第17号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 乙第18号議案 沖縄県暴力団排除条例の一部を改正する条例
- 乙第19号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第20号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第21号議案 名護市と今帰仁村との境界変更について
- 乙第22号議案 包括外部監査契約の締結について
- 乙第23号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 乙第24号議案 専決処分の承認について

出席議員（48名）

議長	赤嶺 昇 君	6 番	大城 憲 幸 君
副議長	照屋 守之 君	7 番	上原 章 君
1 番	次呂久 成 崇 君	8 番	小渡 良太郎 君
2 番	喜友名 智 子 さん	9 番	新垣 淑 豊 君
3 番	島 袋 恵 祐 君	10 番	島 尻 忠 明 君
4 番	玉 城 健一郎 君	11 番	仲 里 全 孝 君
5 番	上 里 善 清 君	12 番	上 原 快 佐 君

13番	新垣	光榮	君	31番	西銘	啓史郎	君
14番	國仲	昌二	君	32番	座波	一	君
15番	瀬長	美佐雄	君	33番	大浜	一郎	君
16番	山里	将雄	君	34番	呉屋	宏	君
17番	当山	勝利	君	35番	花城	大輔	君
18番	當間	盛夫	君	36番	又吉	清義	君
19番	金城	勉	君	37番	仲宗根	悟	君
20番	新垣	新	君	38番	崎山	嗣幸	君
21番	下地	康教	君	39番	玉城	ノブ子	さん
22番	石原	朝子	さん	40番	西銘	純恵	さん
23番	仲村	家治	君	41番	渡久地	修	君
24番	平良	昭一	君	42番	瑞慶覧	功	君
25番	仲村	未央	さん	43番	比嘉	京子	さん
26番	玉城	武光	君	44番	末松	文信	君
27番	比嘉	瑞己	君	45番	島袋	大	君
28番	照屋	大河	君	46番	中川	京貴	君
29番	山内	末子	さん	47番	仲田	弘毅	君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城	デニー	君	文化観光スポーツ部長	宮城	嗣吉	君
副知事	照屋	義実	君	土木建築部長	島袋	善明	君
副知事	池田	竹州	君	企業局長	松田	了	君
政策調整監	島袋	芳敬	君	病院事業局長	我那覇	仁	君
知事公室長	嘉数	登	君	会計管理者	名渡山	晶子	さん
総務部長	宮城	力	君	総務部財政統括監	名城	政広	君
企画部長	儀間	秀樹	君	教育長	半嶺	満	君
環境部長	金城	賢	君	警察本部長	鎌谷	陽之	君
子ども生活福祉部長	宮平	道子	さん	労働委員会事務局長	下地	誠	君
保健医療部長	糸数	公	君	人事委員会事務局長	茂太	強	君
農林水産部長	崎原	盛光	君	代表監査委員	安慶名	均	君
商工労働部長	松永	享	君				

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局	局長	山城	貴子	さん	課長	補佐	城間	旬	君	
次長		前田	敦	君	主査		幹宮	城	亮	君
議事課	長	佐久田	隆	君	主査		親富	祖	満	君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から乙第24号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

金城 勉君。

[金城 勉君登壇]

○金城 勉君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○金城 勉君 おはようございます。

公明党の金城勉でございます。

今日は3月1日ということで、県立高校の卒業式が

予定されております。この3年前の4月に、晴れて希望を持って入学して高校生活をしっかり頑張ろうという気持ちで入学したこの高校生たちが、コロナ禍の真っ最中、この3年間をマスク姿で過ごさなければならないという、そういう状況にありました。大変悔しい、またつらい、苦しい3年間であったと思います。そういう経験もまた今後のために生かしていただいて、これから進学、就職など様々な分野に飛躍、成長していられるように期待を申し上げたいと思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは質問に入ります。

1、子供政策について。

(1)、こども基本法の施行で何が変わるか、法律のポイントは何か。

(2)、こども家庭庁発足を受けて県としての対応はどうか。

(3)、少子化対策として若者支援、女性支援が非常に重要と思います。県としての対策はどうか。

(4)、若年妊産婦支援の取組はどうか。

(5)、こども医療費助成事業を高校生まで拡充してはどうか。

(6)、認可外保育施設支援について伺います。

(7)、放課後児童クラブの利用料低減の取組はどうか。

2、女性活躍社会の構築について。

(1)、女性デジタル人材の育成の取組について伺います。

(2)、子育てと仕事の両立への社会的取組について伺います。

3、教育行政について。

(1)、教員の働き方改革の新年度の取組はどうか。

(2)、小学校の地区陸上大会など学校行事の改善策はどうか。

(3)、教職員やスタッフの確保の取組はどうか。

(5)、障害児教育について。

ア、昨年12月の文科省の発達障害に関する調査で、小中学生の8.8%が発達障害の疑いがあると公表されました。県内小中学校の状況と対応はどうか。

イ、特別支援学校の受入れ体制はどうか。

ウ、中部A特別支援学校の進捗状況はどうか。

4、国立自然史博物館誘致の取組について。

(1)、令和5年度の事業計画はどうか。

(2)、実現までのロードマップの策定はどうか。

5、環境政策について。

(1)、P F O A、P F A S等の実態調査等、県の取組はどうか。

(2)、米国環境保護庁との連携はどうか。

(3)、人体への影響、基準値、目標値の設定について伺います。

6、知事の政治姿勢について。

(1)、ウクライナ問題と台湾問題の認識を伺います。

(2)、日本の防衛政策に関する知事の認識を伺います。

(3)、地域外交室設置の目的は何か（設置目的、役割、具体的行動計画）。

(4)、多様な性と選択的夫婦別姓に関する認識を伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

金城勉議員の御質問にお答えいたします。

子供政策についての御質問の中の(2)、こども家庭庁発足に伴う県の対応についてお答えいたします。

令和5年4月に発足するこども家庭庁においては、子供の視点に立った施策を立案し、全ての子供が安全・安心に成長できる環境の整備に取り組むものとしております。これを受け、沖縄県においては、従来の施策に加え、子供施策への子供の意見の反映や、いずれの施設にも通っていない就学前の全ての子供の育ちの保障など、新たな取組にも十分に対応できるよう、体制の構築に取り組んでいるところです。

沖縄県としましては、次代の社会を担う全ての子供が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、子供施策の充実に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 1、子供政策についての御質問の中の(1)、こども基本法についてお答えいたします。

こども基本法は、子供に関する様々な取組を実施するに当たり、その共通の基盤として、子供施策の基本理念等を定めた包括的な基本法であると認識しております。同法においては、子供の最善の利益を実現する観点から、地方公共団体等は、子供施策の策定・実施・評価に当たり、子供の声を施策に反映する仕組み

の構築に取り組むこととなっております。また、令和5年秋頃に国が定める予定となっていることも大綱を踏まえ、都道府県はこども計画の策定に努めることとなっております。

同じく(4)、若年妊産婦支援の取組についてお答えいたします。

県では、令和5年度、国庫補助事業を活用し、若年妊産婦等が安心して生活を行うための相談支援や宿泊型居場所の提供等を行う特定妊婦等支援臨時特例事業を新たに実施することとし、当初予算を計上したところです。本事業は、支援コーディネーターや看護師、母子支援員等を配置し、支援が必要な若年妊産婦等に対して、相談支援や関係機関との連絡調整、心理的ケア等を行うもので、事業スキームを構築した上で、公募による事業実施を想定しております。

同じく(6)、認可外保育施設への支援についてお答えいたします。

認可外保育施設に対しては、沖縄振興特別推進交付金を活用し、指導監督基準の達成・継続に必要な施設改修費、保育に必要な教材・備品購入費、入所児童の処遇改善のための給食費の支援などに取り組んでおります。令和5年度は、年収360万円未満相当世帯の入所児童に対する給食費減免など、事業の内容を拡充するほか、保育の無償化の猶予期限を見据え、多くの施設が指導監督基準を達成できるよう、保育士資格取得支援等の取組を実施していくこととしております。

同じく(7)、放課後児童クラブの利用料低減についてお答えいたします。

県では、平成24年度以降、公的施設を活用した放課後児童クラブ55か所の整備を支援するとともに、運営費の補助等を行ってまいりました。これらにより、令和3年度の平均月額利用料は9397円となり、10年間で1314円低減しております。また、令和4年度から、新たに放課後児童クラブの利用料低減を目的とした賃借料支援を実施しております。

県としましては、新たな取組の効果等も検証しながら、引き続き、放課後児童クラブの環境整備や保護者負担の軽減に取り組んでまいります。

2、女性活躍社会の構築についての御質問の中の(1)、女性デジタル人材の育成についてお答えいたします。

国の女性デジタル人材育成プランにおいては、コロナ下における女性の就労支援や経済的自立、デジタル分野のジェンダーギャップ解消などのため、デジタルスキルを身につけた女性人材の育成に取り組む方針が示されております。県では、デジタル分野で活躍して

いる女性起業家を講師として招き、デジタル分野を目指す女性を対象とした研修会を開催するなど、女性人材の育成に取り組んでいるところです。引き続き、関係部局と連携し、取り組んでまいります。

次に6、知事の政治姿勢についての御質問の中の(4)、多様な性と選択的夫婦別姓についてお答えいたします。

県では、令和3年3月に発表した沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）の下、全ての人の性のありようを尊重し、誰もが自分らしく生きられる心豊かな沖縄を目指し取り組んでおります。また、選択的夫婦別姓制度については、令和2年度に県が実施した県民意識調査で、同制度に賛成との回答は49.2%となり、前回調査より17.7ポイント増加しているところです。同制度については、国の第5次男女共同参画基本計画において、「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」とされており、県としましても国の動向や県民各層の議論を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

[商工労働部長 松永 享君登壇]

○商工労働部長（松永 享君） 1、子供政策についての(3)、少子化対策としての若者や女性支援についてお答えします。

県では、若年者の就職と職場定着促進を目的として、沖縄県キャリアセンターにおける就職相談や大学への就職支援員配置、奨学金返還支援を行う企業への補助等を実施しております。また、女性の就労継続を目的として、企業向けに男性管理者の意識改革等の講座や、女性が働き続けられる職場づくりに取り組む企業への専門家派遣等を実施しております。

県としましては、引き続き、若い世代が将来に展望が持てる雇用環境や、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備に取り組んでまいります。

2、女性活躍社会の構築についての(2)、育児と仕事の両立に関する取組についてお答えします。

県では、子育てと仕事を両立し、働きやすい環境を整えることを目的として、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業に専門家を派遣し、長時間労働の抑制や男性の育児休業取得促進の取組を支援しております。また、女性が働き続けられる職場づくりに取り組む企業への専門家派遣のほか、女性従業員向けのセミナーを開催しております。

県としましては、引き続き、女性が活躍できる環境

づくりに向け、育児と仕事の両立の推進や男女の機会均等、処遇改善などの施策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 糸数 公君登壇〕

○保健医療部長（糸数 公君） 1、子供政策についての(5)、こども医療費助成制度についてお答えします。

県は、令和4年4月からの中学校卒業までの制度拡大が円滑に実施され、安定した制度運営が図られるよう、昨年11月に市町村担当者会議を開催し、意見交換を行っております。18歳までの医療費助成については、既に実施している13市町村に加え、現在、検討中の市町村もあることから、今後の事業実績、市町村の意向、県及び市町村の財政状況などの実情を踏まえつつ、協議を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 3、教育行政についての(1)、教員の働き方改革の取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、平成31年3月に沖縄県教職員働き方改革推進プランを策定し、学校の実情に応じた行事や会議等の見直し、効率的かつ効果的な部活動の推進、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの配置等の取組を進めております。令和5年4月に設置される働き方改革推進課では、国の調査事業等を活用したメンタルヘルス対策に取り組むとともに、学校における業務改善による負担軽減を推進することにより、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の確保に努めてまいります。

同じく(2)、学校行事の改善策についてお答えいたします。

小学校の地区陸上大会については、島尻地区及び宮古地区において実施されております。地区陸上大会は、児童のスポーツに対する関心を高め、運動技量や体力の向上に努めることを狙いとして実施されており、練習については、体育の授業及び勤務時間内で取り組んでいると聞いております。

県教育委員会としましては、引き続き、当該地区小学校体育連盟に対して、地区陸上大会の運営の工夫・改善に取り組むよう促してまいります。

同じく(3)、教員不足の対策についてお答えいたします。

教員の確保については、新たにペーパーティー

チャーセミナーの実施や、関係機関への臨任募集の依頼及び公共施設・商業施設等に教員募集ポスターの掲示を依頼するなど、全庁体制で臨時的任用職員の確保に取り組んでいるところです。

県教育委員会としましては、引き続き、教員の採用に努めるとともに、教員採用試験の制度改革や退職者の任用等を推進し、教員不足の解消に努めてまいります。

同じく(5)のア、小中学校における発達障害の可能性のある児童生徒の状況等についてお答えいたします。

県教育委員会では、発達障害の可能性のある児童生徒の人数を把握する調査は行っておりませんが、全国と同様な状況であると考えられます。小中学校における発達障害の可能性のある児童生徒の対応については、保護者、児童生徒との合意形成を図りながら、実態に応じて座席配置の工夫、ルビ振り、文字の拡大、支援機器の活用等の合理的配慮を行っております。

県教育委員会としましては、今後とも一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ってまいります。

同じく(5)のイ、特別支援学校の受入れ体制についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで、特別支援学校の過密解消に向けて、はなさき支援学校や那覇みらい支援学校の設置に取り組んできました。現在、高等学校への分教室や新たな特別支援学校設置に取り組んでいるところであります。

同じく(5)のウ、中部A特別支援学校の進捗状況についてお答えいたします。

県教育委員会では、中部地区特別支援学校の過密解消と教育環境の充実を目的に、新たな特別支援学校の設置に取り組んでいるところです。今年度は、児童生徒数が200名程度で、設置場所をうるま市兼箇段とした学校設置基本方針を策定したところです。令和5年度からは、基本設計業務などを行うこととしており、令和10年度の開校を目標に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 金城 賢君登壇〕

○環境部長（金城 賢君） 4、国立自然史博物館誘致の取組についてお答えいたします。令和5年度の事業計画についてお答えいたします。

令和5年度においては、国全体の機運醸成を図るための東京でのシンポジウム開催、テレビCMによる普

及啓発、設立に向けた課題に対応するための調査、県民会議の設立促進、国等への働きかけ等を行うこととしております。

県としましては、引き続き国立自然史博物館設立の早期実現に向け、県民や経済団体、学識経験者等、県全体が一丸となった取組を推進してまいります。

同じく4の(2)、実現までのロードマップについてお答えいたします。

国立自然史博物館の設立誘致については、これまでシンポジウム等開催や経済界の関係団体、学識経験者等を構成員とする事業推進会議と全庁横断的な取組を推進するための庁内連絡協議会を設置したところであります。また、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、今後あらゆる機会を捉えて誘致に努めていくとしており、当計画期間内での開館を目指すべきであるとの県民や学識経験者から意見があることは承知しております。

県としましては、そのような意見も踏まえ、早期の設立実現に向け、県民や経済団体、学識経験者等、県全体が一丸となった取組を推進してまいります。

5、環境政策についての5の(1)と5の(3)、PFOS等の実態調査及び基準値、目標値などの設定についてお答えいたします。5の(1)と5の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では、平成28年度に水道水源を除く県内の主要河川や地下水の全県的なPFOS等調査を実施し、平成29年度からは高濃度のPFOS等が検出された米軍基地周辺でのPFOS等水質調査を行っております。これらの調査結果を踏まえ、令和元年に国に対し水質及び土壌の基準の設定等を求めたところ、環境省が令和2年に環境中の水質に関するPFOS等の暫定指針値を定めております。また、環境省においては、PFOS・PFOAの有害性の知見が不十分であることやWHO、米国等で科学的な議論が行われていることから、去る1月24日にPFOS・PFOAに係る水質の目標値等を検討する専門家会議を厚生労働省と合同で開催したところであり、引き続きPFOS等に関する国の検討状況を注視してまいります。土壌中のPFOS等については、基準値等が定められていないものの、県民の生活環境の保全の観点から調査は必要と考え、昨年12月に普天間飛行場周辺等5地点で調査を実施しており、令和5年度には、全県的な水質と土壌中のPFOS等調査を実施することとしております。

県としては、これらの調査結果を踏まえて、国に対し土壌に関する基準値等の設定を求めてまいります。

同じく5の(2)、米国環境保護庁との連携についてお答えいたします。

県は、去る1月25日から30日にかけて県議会土木環境委員会と共に米国ワシントンへ出張し、米環境保護庁(EPA)を訪問しました。EPA職員からは、令和4年6月の飲用水の中間健康勧告値の見直しの経緯やWHOが公表した飲用水のパブリックコメントについての説明があり、また、EPAは国外の施設に対する権限はないが、沖縄のPFOS問題について日本の環境省とも密に情報共有しているとの発言もありました。そのため、照屋副知事よりワシントン駐在を通じた情報の共有等について、EPAに対し協力を求めたところであり、引き続き情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 嘉数 登君登壇]

○知事公室長(嘉数 登君) 6、知事の政治姿勢についての(1)、ウクライナ問題と台湾問題の認識についてお答えいたします。

県としては、ロシアによるウクライナ侵攻は、人道的な観点のもとより、国際社会の秩序の維持という観点からも決して看過できるものではなく、一日も早い停戦が実現し、ウクライナ、ロシア両国民が平穏な生活を取り戻すことが重要であると考えております。また、いわゆる台湾有事については決してあってはならないと考えており、政府に対して平和的な外交・対話による緊張緩和、信頼醸成の取組を求めるとともに、県としても各国・地域との対話、交流を通じて積極的な役割を担ってまいりたいと考えております。

同じく6の(2)、我が国の防衛政策への認識についてお答えいたします。

昨年12月に閣議決定された、いわゆる安保関連3文書では、厳しい安全保障環境に対応するためとして、我が国の防衛力の抜本的な強化及び南西諸島における自衛隊機能の増強等が示されております。県としては、沖縄県を含む我が国が独立繁栄を続けていく上で平和と安全は不可欠であることから、日米安保体制や専守防衛のための最低限の自衛力は必要であると考えております。一方、軍事力の増強による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや米軍基地が集中しているがゆえに沖縄が攻撃目標になるなどという事態は、絶対に招いてはならないと考えております。

同じく6の(3)、地域外交室の設置目的、役割、具体的行動計画についてお答えいたします。

県は、県独自の歴史的・文化的特性等のソフトパワーと国際ネットワークを最大限に活用し、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けて、平和的な外交・対話により積極的な役割を果たしていきたいとの考えの下、地域外交室を設置するものであります。同室においては、国際交流・協力に関する取組を部局横断的に統括し、県独自の地域外交を一体的・戦略的に展開することとしております。なお、県では、令和5年度に沖縄県地域外交基本方針（仮称）を策定することとしており、この中で具体的な活動内容等について示してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 御答弁ありがとうございました。

まず、子供政策についてであります。

本年4月からこども基本法が制定され、またそれに伴いこども家庭庁も発足をいたします。

私、11月議会に、知事三役あるいは教育長にも、公明党の子育て応援プランの提示をいたしました。その中にも書いてあるし、また、岸田総理も年頭の所信表明演説の中で、子供政策をこの社会のど真ん中に位置づけて、子供中心社会をつくっていく。そして予算についても倍増していく。それほど意欲を持って取り組んでいこうということを示していただきました。それというのも、やはり今日の新聞に報道されておりますように、少子化の流れが止まらないという大変危機的な状況にあります。とうとう80万人を割り込んでしまったと、そういう報道がなされております。

我々の時代には、年間に赤ちゃんが誕生する数は二百四、五十万人。この団塊の世代のピーク時には270万人の赤ちゃんが1年間に誕生していた。時代が変わっていろんな価値観も変わり、人生観も変わっているから一概に比較はできませんけれども、それぐらいに80万人を割り込むところまで激減してきたと、これは国家存立の危機にあると言っても過言ではないと思います。そういう認識の下でこの政策というのは実施されようとしておりますので、ぜひ県においてもその強い認識の下で、子供政策全般に対しての向かい方、そして知事もこの県政の運営方針の中で述べられているように、各ライフステージに即した切れ目のない総合的な施策を展開していくという記録もあります。そういうことがありますので、国も県もその方向性というものをしっかりと見定めて頑張っていたきたいと思うのですけれども、知事、いま一度その決意のほどをお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） こども基本法の子供に関する様々な取組、基本理念等を定めた包括的な法律の在り方と、そしてこども家庭庁の発足によって、我が国も抜本的な子供施策の推進を図っていくという方向性は、国民にとって非常に歓迎すべき方向であろうというように受け止めております。

沖縄県としましても、子供ファーストの理念の下、あらゆる子供たちが朗らかに生まれ、そして家庭の環境においても順調に生育できる環境をつくっていくこと、子供を中心として家庭、社会が全体でその方向性をしっかりつくっていくことが重要であると考えております。

県としても、令和6年の抜本的な体制の構築のために、令和5年度からそのこども家庭庁設置に即した取組をしっかりと進めていきたいというように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 ありがとうございます。

ぜひ、一緒にそういう方向に向かって頑張っていきたいというふうに思います。

私ども公明党が提示しました子育て応援トータルプランというのは、行く行くは教育費の無償化というものを年次的に、段階的に実行していく、そういうプランになっております。それは子育てに関するのみならず、やはり働き方改革であるとか、女性の在り方であるとか、男性の意識の問題であるとか、あるいはまた社会、会社、様々な分野においてそういう大きな方向転換を——考え方を転換というものをしていかなければならないと、そういうことも含めて書いてあります。

そこで、少子化対策としての若者・女性支援というものが非常に重要になってくる。これはやはり若者が最近では就職の問題、雇用の問題についてもありますけれども、やはり結婚をためらうとか、出産をためらうとか、あるいはまた子供をつくることがリスクになるとか、そういう考えさえもあるんですね。ですからそういう意味では、そういう懸念を払拭するような社会の仕組みづくりというのが非常に重要になってまいります。そういうところについての認識はいかがですか、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

少子化対策には、結婚や出産をちゅうちょする不安を解消し、結婚、子育て世代である若者が将来にわたる展望を描ける環境をつくっていくことが重要であると考えております。そのためには経済的な基盤の安定

が必要であることから、若者の雇用の安定や非正規労働者の処遇改善等に取り組み、若い世代が将来に展望を持てる雇用環境の整備が必要であると思います。

また、先ほど答弁でも申し上げましたが、若者の経済的な基盤の安定、そして職場定着を促進するため奨学金返還支援を行う企業への助成も行っているというところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 あわせて女性の働き方についてもやはり大きなテーマだと思います。

やはり結婚・出産を期して退職をしていく場合も多いと聞いておりますし、また復帰するときにも非常にハードルが高いとか、様々なハードルがあると。ですからそういう意味では、やはり職場環境もあるいはまた意識も、特に男性側の意識の改革というものが求められてくるわけですが、県庁内における女性の働き方改革というのはいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 先ほど議員がおっしゃったように、女性が働きやすい環境イコール子育て支援に男性が関わっていくということになると思います。

沖縄県では沖縄県特定事業主行動計画を策定し、子育てと仕事の両立を推進しているところで、両立支援ハンドブックにおいて、育児休業を取得した男性職員の体験談の配布であったり、制度の周知に努めているところで、令和元年度の育児休業取得率、これ男性ですが16.4%、令和2年度27.2%、令和3年度35.1%と上昇傾向にございます。

このように男性も育児に関わっていくということで、女性がますます働きやすい環境をつくっていきたい、ますますつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 よろしく申し上げます。

次に、若年妊産婦の支援について部長からの答弁で、私もお願いしてあった宿泊型の支援施設の設置を新年度に取り組みたいというふうに答弁がありました。大変ありがとうございます。

関係者の皆さん方からも非常にこれは喜びに迎えられると思います。それでスケジュール的にはいかがで

すか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

宿泊型の居場所につきましては、令和5年度から事業をスタートしたいというところで、今、5年度予算を計上させていただいたところです。

国庫補助事業として実施をすることとしておりますので、その要綱を踏まえながら、また県の実施要綱をできる限り早く定め、業者に委託をするという形で実施できないかということで考えております。今そういった期間も含めてスケジュールについては検討しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 よろしく申し上げます。

それで、商工労働部長、先ほど女性デジタル人材育成の質問を宮平部長から答弁いただけたんですけども、私の狙いとしては、商工労働部がより積極的に関わっていただいて、女性のスキルアップ——今女性の働き方というのは半分以上が非正規の立場で働いていて、その能力開発というのが非常に重要だと、もっとも県民そのものの生産性が、女性がスキルアップをすることによって大きく向上するのではないかと期待もあります。ですから、そういうところを商工労働部としてぜひ取り組んでいただきたいと、これは要望しておきます。

次に教育行政。

教育長、答弁ありがとうございます。

11月議会にも強く申し上げたことなんですけれども、教員の働き方改革、やっぱり御存じのように学校現場というのは大変厳しい働き方の環境にあって、私も何名かの現場の教師の方々から話を聞きました。そして1週間に1回くらいのメールも来るように、もうこういう状況なんだ、こういう状況なんだという訴えが相次いでおります。それぐらい厳しい環境の中で皆さん頑張っていらっしゃる。ですから、そういうところはまず働き方改革のいろんな項目、メニューがあると思うんですけども、優先的な課題というのは何だというふうに認識されていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 御指摘のとおり、学校現場においては、精神疾患による休職者あるいは長時間勤務、そういった問題が大きな課題となっております。この改善に向けて、令和5年度から働き方改革推進課を立ち上げる予定でありますけれども、そのメインがメンタルヘルス対策と働き方改革であります。そして

この働き方改革の進むべき方向は、基本的にはスクラップ・アンド・ビルド。今時代の流れで、例えばICT教育であったり、英語教育、プログラミング教育、時代の流れに応じて取り組まなければいけないことが学校に導入されておりますが、それに対応してどの部分をいかに削減していくか、その視点が大事であると思いますので、学校現場の多くの意見を聞きながら、その視点で業務の改善に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 そうですね。とにかくいろんな業務が多過ぎると。それで現場の声もありますし、また、新聞報道でも様々な報道がなされております。

私は話を聞いている中で、一番真っ先に手をつけるべきは、まず教員の皆さん方の過重負担というものをいかに削減していくのかと、それをぜひ実行していただきたい。あれもやらなきゃ、これもやらなきゃ、あれも報告しなきゃ、これもまとめなきゃ、もう右往左往しながら子供たちと向き合うことができない、今の教育環境になっている。勢い、教材研究もできないような状況ですから、もうただ板書型の、とにかく一方的な教育になってしまう。子供と本当にコミュニケーションを図りながら、子供のそういう能力開発というものをやろうとしてもできない。ですからそういう意味では、やはりいかにして負担の部分をしつづつ減らしていけるのかと。

だから私は学校行事についても、この陸上を通して申し上げましたけれども、やはり体育の時間内でやっているというが、実態はそうじゃないと。もう学校を巻き込んでいろんな形で時間が取られ、人手が取られて、大変な負担感なんだと。学校の中の行事でさえも大変なのに、学校外にまで及ぶという大変だということも率直に届いています。ですからそういうことも含めて、ぜひ改革の取組をお願い申し上げたいと思います。

次に、国立自然史博物館。

金城部長、昨日は呉屋議員から大変な質問が飛び交いましたけれども、大丈夫ですか。ぜひ、この自然史博物館、お互い認識は共有したと思いますから、照屋副知事も一緒にスミソニアン、見学をしてみました。昨日、決意も述べられておりました。ですから、あとはいかにして国を動かして、そして県と一緒にその機運を高めながら、ぜひこの自然史博物館は必要だというようなところまで持っていかなきゃいけない。新年度もいろいろとシンポジウムなり東京なりのイベント、様々計画しているようですけども、

やはり私はその機運醸成のためには、呉屋議員を中心に県議会の中で議連を立ち上げるとか、あるいは国会議員で議連を立ち上げるとか、そういうふうなところもやっぱり大きな追い風にできると思うんですけども、その辺の取組についての認識はいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、現時点におきましては、国による国立自然史博物館設立の決定はなされておられません。加えて、所管省庁も明らかではないということでございますので、まずは県といたしましては、国に対して早期の整備方針の決定等を求めていく必要があるかというふうに考えております。

国の沖縄振興基本方針では、沖縄は東アジアの中心に位置する地理的優位性でありますとか独自の歴史文化、伝統等を生かして、我が国やアジア太平洋地域の発展に寄与する地域として、より大きな役割を担っていくことが期待をされるというふうにされております。こうした観点から、国の沖縄振興を総括する内閣府に対しても、国立沖縄自然史博物館の沖縄への設立についての連携支援等を求めていくことも重要であろうかというふうに思います。

県としては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、今後あらゆる機会を通して設立誘致を求めるところでございますので、議員から御提案のあるところと県議会とも一体となって、県内の誘致に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 ありがとうございます。だんだん時間が少なくなってまいりました。

次に、今の国立自然史博物館については、その21世紀ビジョンの範囲内でぜひ実現したいと、そういう思いもお互い共有できていますから、そういう意味では時間は足りないと思いますのでしっかり進めていきたいと思っております。

次に、環境政策であります。

これもやはりお互いにアメリカの環境保護庁（EPA）も視察して、また意見交換もしてまいりました。そのときに私がショックを受けたのは、やはりその人体への影響というものがどうなるかというのは分からない状況の中で、EPAに行ったときに、明らかに人体に影響があるんだと。発育不全であるとか、がんの影響であるとか、循環器系への影響であるとか、具体的に5項目並べておりました。それぐらいにやはり人体への影響というものが具体化して出てきた中であって、やはりその調査また基準値の設定というのは緊急

を要する状況になっていると思うんですね。ですからそこはぜひ国とも連携を図りながら、早急にその対策を打っていただきたい。これは要望にしておきます。

次に、知事の政治姿勢についてのウクライナ問題、台湾問題についてであります。

公室長からも答弁もありましたように、やはりロシアのウクライナ侵攻、これは世界中に衝撃を与えた大変なことであります。1年以上たった今でもまだ戦火が収まらないという、そういう本当に悲しい現実と直面しております。ですからそういう意味では、とにかく何らかの形で国連あるいはアメリカ、ヨーロッパを含めて、今回G7の会議もありますし、いろんな形で停戦合意に向けた協議というのをやっていただきたいなど、そういう思いを強くしております。

それで、このウクライナ紛争をきっかけにして、日本を取り巻く周辺においては台湾有事というものが非常に取り沙汰されておまして、日本もそういうことを危機感を持って、公室長が答えていただいたような防衛3文書改定をいたしました。やはりそれというのも、狙いというのはこの防衛力の強化であり、抑止力の強化、また憲法の許す枠内の範囲内でそういう整備をするというふうに私は理解しているんですけども、知事いかがですか。

知事に答えていただきたいね。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

議員からありました台湾有事の可能性も含めて答弁させていただきます。

まず県としては、いわゆる台湾有事、これはもう決してあってはならないというふうに考えております。その上で申し上げますと、台湾有事の可能性については、有識者の間でも様々な意見がございます。

去る2月5日に県内で開催されたシンポジウムに登壇した、これ台湾の有識者が2名おりますけれども、それぞれ異なる見解が示されたものというふうに承知しております。それから、これは同じく2月に元中国大使の宮本氏が沖縄タイムスのインタビューに答えておりますけれども、「中国が台湾へ武力侵攻する可能性」は、「現状維持が続く限りはゼロに近いと思う」と。ただ「台湾側が具体的な日時まで決めて独立宣言をしたり、それから米国が「一つの中国原則」を否定したりすると、中国側の犬義名分が立ち、可能性は高

まる。少なくとも今はそんな状況ではない」といったようなコメントは出しておまして、様々な捉え方があるというふうには見ております。

いずれにしても台湾有事が不可避であるかのような議論が過度に高まることを懸念しておまして、日米とも中国と密接な経済関係があることを含め、事実に基づいて冷静な議論を行いまして、台湾有事を回避するための緊張緩和、信頼醸成を図ることがとても重要ではないかというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 台湾有事、絶対あってはいけません。

それで私は最近、この台湾の那覇分処処長の王瑞豊 処長とお会いしてきました。台湾の皆さん方が台湾有事と日本で言われていることについての認識をお聞きいたしました。そうしますと今、宮本大使のことを引用されましたけれども、王処長の話も、台湾の人たち、当事者はほとんどそういう緊張感はないと、台湾有事についての危機感はないということをおっしゃってございました。去年の8月に米国の下院のペロシ議長が台湾を訪問したときにも、中国側が大変な怒りでもってミサイルを発射したり、沖縄与那国近海にも飛んできたりということで、日本のマスコミは大変な反響を示しておりましたけれども、一方で台湾の人たちというのは非常に冷静に、そして日常生活を普段どおり送っていたと、こういう状況なんですね。

ですから、王処長がおっしゃるには、やはり台湾が独立ということを言わない限り、武力でもって中国が、本国が攻めてくることはないというふうに認識をしておりました。それは台湾の世論も約60%の人たちがそういう認識を持っているそうです。ですから、台湾の皆さん方は現状維持でいいと。60%前後の方々が現状維持を望んでいる。独立を希望する方は20%くらいしかいない。

そういう現実の中で、しかも経済的には本国中国との貿易というのは、中国からすると輸入の第1位は台湾なんですね。アメリカでも日本でもない。それぐらい経済的には非常に密接につながっている。ですから、現状のままで推移するならば何の問題もないということですから、お互いはそういうところを認識して、この台湾有事というものの捉え方もすべきだろうなというふうに思いますけれども、知事いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員御案内のとおり、台湾の方々は至ってこの現在の状況を冷静に考えていらっ

しゃる。それは中国と台湾が非常に強い結びつきを持っているということと、国際社会が協力連帯をする中でこそ相互の発展が得られるのだということは、今の台湾の状況が如実に表しているということは、議員の御意見のとおりであります。ですから、台湾有事が殊さらに強調されているのは、いわゆる米国における中国政策、つまり米国と中国、バイデン大統領の教書演説にもあったように、対立ではなく競争であるというような方向性の中で、その台湾有事が殊さらに強調され過ぎることによって、日米同盟関係にもその影響が及んでいるのではないかというように多くの国民も疑問あるいは不安に思っていると思います。

やはり戦争を回避するというのは、力による抑止ではなく、お互いの垣根のないレッドラインというものをしっかりと判断し、それを踏み越えないということ意識することと、ではお互いが相互に協力するためにはどのような戦略が必要なのかということをも真摯に対話をするということが重要であることは言うまでもないと思います。

そのようにこれからも沖縄県としても、このアジア地域の平和に貢献できるようなそういう施策を持って、経済、観光、文化、学術などの交流をもさらに促進していきたいというように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 この台湾有事の話題が出てきたのは、やはり米国のある軍の司令官の発言や、あるいはシンクタンクの発言・発表によって、この数年以内に中国が台湾に侵攻するのではないかというような話があったから、非常にそれが話題になっているんですけども、実態はやっぱり違うということを私も認識いたしました。

そこで地域外交室を設置して、県としても自治体外交を取り組んでいこうということであります。私もそれは共感いたします。やはり、国と国との外交・交流というのはチャンネルは多いほうがいい。だから国との外交、そして自治体間の交流、さらにはまた経済交流、文化交流、芸術交流あるいはまた我々議員同士の交流、政党間の交流、様々なチャンネルでもってお互いに交流をしようことによって、これは平和につながっていく。そういう認識を持っております。

ですから、私も公明党も、日中国交回復をした50年前に、その端緒を開いたのは我々公明党です。その政党外交によってそういう平和をもたらすような流れをつくることができました。当時の田中角栄首相からは大変感謝されました。そういう歴史もありますので、ぜひ平和でなければいけないという大前提に立っ

て、全てを考えていきたいというふうに思いました。

以上、ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 おはようございます。

無所属の会の大城です。

今日は4点、通告に従って議論をしたいと思いません。

ゆがふ製糖と青果市場の建て替えの問題、それから今議会では多く質問が出されていますけれども、教員不足の問題、そして代表質問でやりましたけれども、電力の値上げに対する対応の問題。議論を深めてそして要望を含めて提案、提言できればというふうに思っていますので、よろしくお付き合いください。

まず、それでは1、農業振興について(1)、ゆがふ製糖の建て替えについて。

ア、生産者数と稼働状況及び老朽化の現状についてまず伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 工場建て替えに向けた取組と今後の方針等についてお答えいたします。

老朽化が著しいゆがふ製糖工場につきましては、沖縄本島地域のサトウキビ生産振——ちょっと待ってください。ちょっとすみません。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○農林水産部長（崎原盛光君） 失礼いたしました。

沖縄本島の生産者数とゆがふ製糖工場の稼働状況及び老朽化の現状についてお答えします。

令和4・5年期の沖縄本島のサトウキビ農家数は約4600戸で、約12万2000トンの原料処理量が見込まれております。また、今製糖期においては、ゆがふ製糖工場の操業に支障が生じるような設備・機械の不具合等の報告は受けておりません。一方、工場建屋や製糖工程の中核となるボイラー設備等については、築60年以上経過していることから、老朽化対策の必要性は高い状況であるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 これまでも議論してきて、この質問はちょっとお互いの確認のために出したんですけども、もう3年4年になるわけです、建て替えの問題は。これまで本島内に一番多いときで7工場あったのが、もう1工場になっているわけですけども、これ万が一工場が止まったときという想定も皆さん考えた

ことあるんですか、お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 今議員おっしゃるように、複数あった製糖工場が今1工場に集約されておりますので、工場稼働に支障がないように、日頃の整備等を補助事業等活用しながら支援しているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 数年前に、ホースというのかな、大きな管が圧縮トラブルがあって1週間ぐらい止まったときに大騒ぎになりましたけれども、今部長触れましたように、枝葉の部分、先の部分がトラブルがある分には対応できるんですが、心臓部であるこのボイラーのところを危惧する関係者が多いわけです。そういう意味では、その心臓部の部分は我々、委員会で見に行っても、もうレンガ造りの骨董品みたいな造りなんですけれども、あと何年ぐらいもつとか、あと何年以内には何とかしないとイケないとかって、そういうような目安というのがあるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） ゆがふ製糖によりますと、現工場設備における稼働年数については、明確に示すというのは非常に難しいというふうに聞いております。一方で、建屋やボイラー、圧搾設備等主要な製糖設備の老朽化が著しいことから、毎年修繕等を行っておりますけれども、今後継続的に安定操業を維持することは困難でありまして、早急な老朽化対策が必要というふうに認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 早急な老朽化対策ということは、建て替えイコールということでもいいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 現在、県内の分蜜糖工場の中で、ゆがふ製糖、北大東製糖、石垣島製糖からは、建て替えというふうな要望ということで考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 次に進みます。

イ、建て替えに向けたこれまでの取組と課題、今後の方針をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 老朽化が著しいゆがふ製糖工場につきましては、沖縄本島地域のサトウキビ生産振興や製糖工場の安定操業が重要であることから、工場の老朽化対策の緊急性は高いと認識しており

ます。一方で、工場整備には多額の建設費用を要することから、既存事業の活用だけでは、事業実施主体の費用負担が大きく、実施困難というふうに考えております。

このため、県としましては、沖縄県分蜜糖製糖工場安定操業対策検討会議において、国や市町村等関係機関と連携して、高率補助による工場整備に係る具体的な方策等について検討を進めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 少し1点、課題というところで、大きく絞り込むと、大きな課題はこれですというのを再度お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） ゆがふ製糖工場の課題としては、大きく分けて5点ほどあるというように考えております。1つ目には、約60年を経過しまして老朽化が進行していること、2つ目には老朽化による整備不足の事故の発生と修繕費が大きくかかっているということ、3つ目がボイラーや排水処理施設等の更新が必要だけれども敷地が非常に狭いということ、4つ目が建屋の耐震構造上問題があるということ、最後に5つ目が近隣の宅地化による課題というふうに考えてございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 ちょっとごめんなさい、かみ合わなくなってきた。私の認識では2つなんです。さっき言ったように、もう60年たって建て替えないといけないよというのを前提という議論をこれまでも3年も4年も前からしてきたはずなんです。建て替えを前提とすると、土地をどうするかというところで2年ぐらい止まりました。そこは商工の理解を得て何とか土地の見通しは立った。あとはもうどこが事業実施主体をやるかというのと、多額なこの事業費です。3工場で710億円と言われている事業費。やっぱりこの2つを——ゆがふ製糖に関しては、土地は見通しが立ったという意味ではどこがやるか、事業費をどうするか、この2つを決めないと前に進まないって、私の認識なんですけれども、違いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 大変失礼いたしました。

先ほど、製糖工場の物理的な課題を申しましたけれども、議員おっしゃったように、現在検討の中では、工場再整備にかかる多額の費用と国との高率補助、2

つ目が地元負担とその割合とか、それから事業主体はどこがするか、それが課題ということになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 事業実施主体、どうしますか。協議会ではどんな議論になっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） この件につきましては、現在先ほどの検討会議の中におきまして、国等も交えながら、市町村、工場、それから関係機関と共に、どこが何をやるかというのは現在検討しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 運営しているゆがふ製糖も含めて、3つぐらいの事業実施主体候補が挙がっていると。ただやはり26市町村、全市町村に生産農家がいるという意味で、本来は、立地であるうるま市じゃないかという意見もあるけれども、当然うるま市が単独でできるわけじゃないですね。それも含めて、3年も前から同じような議論をして、私に言わせれば進んでないと思っているんです。だからこれは、ずっとやっているように、県が主体的に、実施主体どこにするかというのをもっと県が腹決めてやらないとなかなか受けてくれるところがないんじゃないかというふうに危惧しているんです。

それで、まず事業実施主体が決まらないと、事業費も決まらなと思うんです、事業も。今検討しているのは産地パワーアップ事業だと思うんですけども、産地パワーアップ事業の今年度の予算は幾らですか、国は。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時9分休憩

午前11時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 令和4年度の補正ベースで、農林水産省の予算ベースでいきますと、約306億円というようになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 補正で今度大きくついているんですけども、当初予算は20億ぐらいなんです。これ全国で沖縄、鹿児島に限られていますけれども、予算って本当に小さくて、それ全国で活用しているものですから、それを沖縄が3社、工場710億円かかりまして言われても、国としてもすぐは予算措置できないんです。予算の拡充については、事業実施主体が決

まらないと前に進まないんじゃないですか。その辺どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） このことにつきましては、現在検討中でございますけれども、国等において、まずは事業主体がどこになり得るのか、それから事業費がいかほどになるのか、それに合わせた国等の予算が幾らになるかというのを今検討中ということがございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 照屋副知事、現場も見てもらいましたから、危機感もあると思います。コメントをいただきたい。

今議論しているように、担当部としては前から協議会をつくって議論しますっていうのはそのとおりです。そしてそれは、よくやってくれていると思います。ただ言ったように、事業実施主体にしてもゆがふ製糖がやるのか、26市町村広域でやるのか、あるいはもうJAに任せるのか、様々な議論がありますけれども、全然見通しが立っていません。それぞれが大きな課題を抱えています。そういう意味でも、やはり県がもっと全面的に腹決めて前に出ないと、私これは前に進まないと思うんです。北大東の要望、石垣の要望も含めて700億っていう額が大き過ぎるものですから、今の既存の事業では4割負担しなさいという話になりますので、この財源の見通しも含めて立たないと言っている。

ただ一方で、26市町村、本島内だけで4600戸の農家がまだいらっしゃるわけ。それをやっぱり今止まってしまうたら、これ行き先も何もないという状況の中で、県がいつまでもなかなか決まらないから工場建て替えできませんという話にはならないですよ。今決めても最低でもやっぱり5年かかるわけです。その中で700億の事業を北大東も、石垣も、ゆがふ製糖も一気に用意ドンではすぐできないわけですから、やっぱり優先順位つけるなりしてやっていかないといけない。私の中では、この7工場を1つにしたゆがふ製糖というのは、ほかの工場と違って、いろんな工場から集まってきているものですから、根本的な設備投資もできていないと思うんです。そういう意味では緊急性っていうのは非常に高い。

これやっぱりちょっと今協議会の議論、そしてまた

部長がまた異動になる、関係者の中では課長も異動になるんじゃないかと危惧している。そういう中で、どんどん職員が異動になって、現場が取り残されるみたいな話になっちゃいけないし、やはり県の強いリーダーシップが、三役のリーダーシップが必要だと思っています。副知事お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） 就任間もない時期に、ゆがふ製糖工場の視察に行っていましたし、また島尻社長からも御意見を賜って、意見交換をしてきたところでありまして、現場を見ますと、本当に60年たっておりますので、老朽化につきましてはすぐに分かるぐらいに、様々にクラックが入っていたり、あるいは奥のほうにはレンガで積み上げられた壁にひびが入っていたりということを確認をいたしまして、大変に急がないといけないというふうな、議員御指摘の危機意識というふうなのを持って帰ってきました。それ以降、部局のほうでかなり汗を流しております、内閣府担当元大臣との接触を含めて、政府のほうとの折衝を続けていたりしながら、また沖縄県分蜜製糖工場安定操業対策検討会議において、いろいろな議論を深めているところであります。

土地につきましては、幸い、商工労働部の協力を得まして、新しい土地を確保しておりますけれども、それにつきましても、いつまでもそのまましておくわけにはいかないという期限の制約もありますので、急ぎ、やはりこの実施主体をどこにしていけるのか、そしてまた費用をどういうふうにすれば抑えていけるのか、こういうのも踏み込んで検討を急いでいかないといけないというような認識を持っております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 やっぱりこの製糖については、糖価調整制度で、国策で、年間数百億円も入れて支えているというものに対して、いつまでやるのかっていうような意見があるのも承知しています。ただ、離島は当然守らないといけない。沖縄本島のこの基幹産業であるサトウキビというのは、まだ26市町村4600名の生産者がいるわけですから、これは5年10年で大きく転換、一気にできるものではありませんので、少しそれも踏まえて、次の準備もしながら徐々に変えていくというものも準備しながら、製糖工場はどうしても止めちゃいけないという危機感を持って取り組んでいたきたい。よろしくお願いします。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○大城 憲幸君 次に進みます。

(2)、中央卸売市場の建て替えについて。

ア、これまでの各種課題への取組と調査等の実施状況についてお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 中央卸売市場の再整備に向けた検討には、取扱量の増加に向けた市場活性化の方向性、施設の規模、機能、施設使用料、整備手法などについて合意形成を図っていくことが重要であると考えております。これまで、県は、令和元年度に実施した市場の在り方に関する調査をはじめ検討を進めてきておりまして、令和4年度は、再整備により解決すべき課題の整理や再整備の内容などについて、調査研究等を実施しまして、市場関係者の合意形成に取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 令和元年から調査してきましたということですが、これまでどれぐらい費用をかけて、何が分かったんですか、調査で。お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 県は、令和元年度に市場の在り方に関する調査を実施しまして、本市場の役割や課題について整理を開始したところでございます。それに基づきまして、令和2年度には、市場の喫緊の課題解決を目的とした中央卸売市場改修計画策定、令和3年度には、当該改修に係る民間資金の活用可能性、建て替えを含めた再整備に係る情報の整理を行っておりまして、また4年度には、再整備により解決すべき課題の整理や再整備の内容などについて調査、研究事業を実施しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 もう令和元年から4年、そして今年度もこの後触れるけれども、予算、調査費組んでいるんですね。ただ令和元年の調査で、もうはっきり出ているのが、私から言わせれば、市場が抱えている問題を解決するにはもう建て替えたほうがいいよというようなものがこの報告書にもあるわけですね。そして全面建て替えするには、この当時に200億円かかりますということがあるわけです。当時だから、今だったら300億ぐらいになるかもしれません。さっきも言った、農林水産部が抱えているどうしてもやらないといけない事業を上げると、さっきの製糖工場も含めて、これ全部国の事業、一括交付金ではなかなか難しいと私は思っているんです。だから、早く前に進まないとい

いけない。

次、イ、新年度調査事業の目的と今後の方針についてお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時18分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 令和5年度予算案に計上している本事業は、再整備の方針策定に向けた検討を行うことを目的としております。具体的には、これまでの調査事業でまとめた内容を基礎として、大規模改修や現地建て替え、移転整備の可能性などの整備手法の検討、想定される使用料の算定、施設規模や機能の精査などを行いまして、再整備の方針策定に向けた合意形成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 皆さんが慎重に調査するのは分かるんですけども、私から言わせれば、もう既に令和元年の調査の時点でPFIも検討したらという意見も出ている。そして令和2年6月には市場関係者から、早くもう建て替え、機能強化をお願いしますという要請も出ている。その中でPFIも検討してもいいんじゃないかという意見も出ている。令和3年6月にも、同じJAも含めた市場関係者全員からPFI事業を活用した建設検討の要請も出ている。そういう意味では、またさらに調査するというのは、私はどうかなと考えているし、さっきも言ったような、まずこの県が丸抱えして、既存の補助事業でやるという部分は私は厳しいと思っている。もう一つは、あの市場の立地のよさ。それを生かした民間の資金を借りるというチャンスがあるという部分、この2つで、やっぱりもっと加速度的に、私は進めるべきだと思うんですけども、部長その辺どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 中央卸売市場の再整備に向けた手順としては、施設規模や機能、整備手法などの整備内容について整理して、市場関係者等と合意形成を図り、その上で民間資金等活用の可否の検討に進むものというふうに考えております。現在、整備内容の検討を行っているところではありまして、中央

卸売市場には多数、多様な事業者が入居していることから、取扱いの増加に向けた市場活性化の方向性も併せて検討する必要があることなどから、丁寧に合意形成を進めていくために調査等もまだ必要ではないかというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 照屋副知事、再三恐縮ですが、事務方ではこれが精一杯なんです。たださっきも言ったように、もう最低でも4年前の試算で200億と出ている、300億、年間100億ぐらいしか取扱いがない市場の中で、300億以上もかけて今の機能で建て替えるというのは、現実的じゃないし、中に100者以上の皆さんが入っていますけれども、この皆さんのこの使用料も上がります。やっぱりそれではなかなか厳しい。だからこそ、あの立地を生かして民間資金を活用したPFIがどうかということで、この前具体的な提案も申し上げました。その辺についてどう考えているか、お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） 中央卸売市場につきましては、先日現場を訪問しまして、周辺環境も含め施設の現状を確認し、老朽化対策の必要性を改めて認識してきたところでございます。当市場は、生鮮食料品等の流通拠点として重要な施設でありまして、引き続き民間資金の活用も含めて情報収集に努め、市場の老朽化に伴う建て替えを含む各種対策に生かしていきたいと考えております。

付け加えますと、議員御指摘のように、調査に随分時間を要しているというふうなことににつきまして、私も同じ認識でございました。ただ税金を使っていくわけですので、このぐらいやっぱり慎重にするのが公共の仕事かというふうにも認識を新たにしているところでありますけれども、いずれにしても、その300億もかかるというのは、県の財政を進める上から考えましても、他の方策も同時に追求していかないといけないというふうな認識も持ち合わせておりまして、先ほど御提案いただきました民間資金の活用、すなわちPFIというような方式による建て替えがどの程度の可能性を持つものかということにつきまして十分吟味、検討をさせていただきたいというふうに思っています。

方向性としましては、その方向性も持ち合わせておりますので、その点につきましてまた議員の御意見をいただきながら、検討を進めていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 副知事には説明していますから理解していると思うんですけども、MICEのPFIとはやっぱり違うんです。MICEはやはりビルド、造って、県が買い取って、それをまた民間にオペレーションしてもらうというタイプ、仕組み。でも今回提案があるのは、ざっと600億ぐらいのお金がかかるよと言っていますけれども、民間が資金を集めてそれで造って、自分たちで運営すると。その代わり11万平米の県の土地がありますので、それを10年ぐらい無償で提供してくれませんか、あるいは税金を10年ぐらい免除してくれませんか。そういうのをやってくれば、自分たちで市場の使用料が上がらないようなものをほかのもので稼いで投資しますという提案ですから、これ私、前に進めるべきだと思う。確かに民間にさせるわけですからリスクも伴うのは間違いありません。

ただやっぱりクルーズバースの議論のときに、知事がだったかな——答弁した、上屋がまだできていませんよとか、二次交通の検討をしないといけませんよっていう、この県の観光の入り口としての課題も一緒にこれ解決できる可能性があるんです。やっぱりそこはこの沖縄の台所、市場を観光資源にもなるし、これは沖縄の農業を変えるため、あるいは過去の観光というものを沖縄県民の豊かさにつなげるため、沖縄県内の経済の循環を高めるためにも大きな起爆剤になると思いますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。要望します。

休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時25分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○大城 憲幸君 教育問題について(1)、教員不足への対応についてお願いをいたします。

教育長、実はこう見えても私、両親が教員なんです。身内にも教員が多くて、あんまり私にいろいろなものですから、これまで教育問題、議論してこなかったんですけども、今回の議論はちょっとどうしても物言わないといけないなと、みんなで知恵を絞らないといけないなと思ってやっていますので、お願いします。

ア、正規教員率改善の取組状況、直近5年の推移と全国との比較をお願いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) お答えいたします。

直近5年間の公立小中学校における教員正規率の

全国推移は、平成30年度から令和4年度まで順に92.9%、92.9%、92.8%、92.9%、92.9%となっております。沖縄県は84.8%、85.0%、83.7%、82.3%、81.2%と推移しております。県教育委員会では、これまで教員正規率を改善するために、平成23年度以降、新規採用者数を大幅に増やしてまいりましたが、特別支援学級の増加等により、正規教員の配置が追いつかない状況にあります。引き続き、採用計画の見直しや採用試験の制度改革等により、正規教員の確保に努めてまいります。

○議長(赤嶺 昇君) 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 再質問2点お願いします。

1点目は、これ毎年1ポイントちょっと下がっていった、去年81.2ですけども、これ直近では80切らないですか。直近の感覚どうですかっていうのが1点。それからもう一つ、今言った、23年度以降増やしてきたと、これまでの答弁でも3315人採用したと言うけれども、年間平均したら、どれぐらい採用したのかをお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) まず令和4年度の81.2%でありますけれども、令和5年度については採用者を増やしておりますので、正規率は改善するものというふうに見込んでおります。また23年度以降の採用者数でありますけれども、おおむね300人から350人程度の数で採用をできております。

○議長(赤嶺 昇君) 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 ずっと正規教員率を改善するって掲げて、300人から350人採用したけれども、この数年ずっと減っているわけです。これ、例えばそれを大幅に500人とか600人にするというのはできない理由というのは、どんなのがあるんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) 採用を増やすというお話につきましては、基本的に今現状では約350人程度がマックスだというふうに考えております。その理由につきましては、採用した際に1年目、初任者研修というのがございます。その研修の期間に、例えばこの教員は研修を行いますので、その代わり、その授業を空けるそのときの補充であったり、それを埋めるための非常勤が必要になります。また指導教員も必要になりますので、そのためのまた補充、非常勤の講師等を採用する必要があります。また、その研修を行いますので、ある一定規模の学級数を有する学校に配置ということになりますので、どうしても初任者研修の兼ね合いから、1年度に採用する数というのは限定的になっ

てまいります。基本的にはその初任者研修も踏まえて350人程度がマックスということで、今取り組んできたところでもあります。一度に例えば400人、500人採用するというのは、そういう考えで難しい状況もあります。また採用は平準化ということもありまして、この年で採用を多くしますと、次の年度の受験者にも影響が出てきますので、その辺は計画的に採用していくというようなことが必要になってまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 それを踏まえて、イ、少人数学級の推進について、これまでの取組と計画に対する実施状況についてお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

県教育委員会では、小学校1・2年生で30人学級、小学校3年生から中学校3年生で35人学級を実施しております。令和4年度の少人数学級実施状況につきましては、教室不足により実施できなかった16校を除き、全ての市町村立小中学校で実施しております。

○大城 憲幸君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○教育長（半嶺 満君） 新・沖縄21世紀ビジョン実施計画においての令和4年度の目標値は96%でありました。令和4年度の実施率は、同じく96%となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 我々が聞いている教員不足で、また40人学級に戻るとかそういうものに比べると、数字的には96%は達成していますというような数字は出ているわけです。ただやっぱり私、この少人数学級の部分と正規教員率というのは、根本的にはそこがあると思っていて、正規教員率を上げないと少人数学級もどうしてもこれ以上は進まないのかなというふうに感じているんです。そしてその辺が進まない部分が、ずっと議論がある、不登校児がどんどん増えていますというような話になると思うんですけれども、ちょっと関連になるかもしれませんが、沖縄の子供の不登校の数が5286名とかって2021年度の調査が出ました。直近はこの数字でいいのか。この数字っていうのはどう見ているのか、皆さん、教育委員会。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（半嶺 満君） 不登校の生徒数については、これまで増加傾向にあります。申し訳ございません。過去最高というのは少し確認させていただきたいと思いますが、間違いなく増加傾向にあります。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 それで今後、少人数学級の推進、今後の方針についてお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） その点は私のほうからもお答えしておきたいと思います。

学校教育においては、少人数学級により、きめ細やかな指導を通して、子供たちの学力向上や豊かな心、そしてたくましい体を育む必要があると考えております。昨今、教員不足が大きな課題となっておりますけれども、少人数学級を推進するためには、その課題の改善を図っていくことが重要であることは間違いありません。教育委員会においては、教員の確保に向けて、様々な取組を実施しているものと承知しており、その状況を踏まえながら、引き続き教育環境のさらなる充実に向けては、少人数学級の推進を今後も継続していく、取り組んでいくという方向性で進めたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 これは知事か教育委員会か、どちらでもいいんですけれども、知事が就任してさっきもあったように、令和元年度に85%だった正規教員率が年々下がって、直近では81.2%まで下がっているんです。そして所信表明を、予算の提案説明の中で、ずっと令和4年度までは正規教員率の改善という言葉が教育振興には入っていたんですけれども、それが今年度なくなったんです。そして去年は少人数学級の拡充についても触れていたんですけども、それもなくなった。これ令和5年度は、私が気にしていた大きな2つの言葉がなくなったものですから、この旗を下ろしたのかと思ったんですけれども、どうなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この間、教育委員会のほうから、様々な議員をはじめとする議会での質問にもお答えさせていただいておりますが、やはりその教員の正規採用率の改善を図ること、それは同時にまた学校現場における様々な教師の働き方改革とその負担を解消するための取組を並行して進めているということも答弁をさせていただいているというように承知してお

ります。当然、先ほど申し上げましたとおり、やはり少人数学級はこれからも維持していくために、今現在は教員が足りないということについて、一部その少人数学級ではない状況がありますが、それは一時的なものとして捉え、これからも教育委員会を中心に、働き方改革、少人数学級の推進、教師の正規雇用率を高めていくという方向性は令和5年度以降もその方針は変わりはありません。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 安心しました。

もう一つ、さっき教育長言ったように、行政、教育委員会だけでは限界だと思っています。何で350名までしか採れないかっていうと、初任者研修の枠、仕組みがあるからと言うんですよね。それは言い分としては分かります。ただ我々政治家、知事と私との話では、やっぱりそうじゃないと思うんです。これもずっと2002年から少人数学級をずっと進めてきました。20年間。そして今度もまた40人に戻るんじゃないかということで現場の先生方から話が出て、あれだけ大騒ぎになったわけです。

それで中城村長と話をさせてもらいました。2018年から4年間の予定で、1年生から3年生まで15人以下学級やっているんです。これ自分たちの単費で毎年5000万組んで、教育は我々充実させるんだという、これ政治家の思いでやっているとは私は思っています。そして、それを2021年までの予定だったんですけども、これ継続してやっているんです。なぜかという、学力が県平均より下だったのが、明らかに上になったから。あるいは15人以下学級、この3年間やることによって、その後の不登校もゼロになったから。やっぱりやっている側としては、お金がかかるけれども、お金がない中で大変だけれども、これは子供にとっても先生方にとっても、間違いなく少人数学級は必要だから、だから我々は頑張って継続しているんだと言うんです。それはそういう話すると、中城村からできるだろうと言う人もいますけれども、ただ5000万と言っても、中城村って年間96億の予算の中の5000万ですから、0.5%なんです。沖縄県の予算で今度税収も過去最高、予算も8600億で最高、その0.6%だったら43億ですよ。やっぱりそういうことを考えると、教育委員会も当然計画も大事、それをつくってもらわないといけませんけれども、やっぱり沖縄県のリーダーである知事が、次の世代を担う子供たちのために親の経済的事情で夢を諦めちゃいけないということを我々ずっと言ってきたわけですから、やっぱりそこは判断をして、今が踏ん張りどころだと思

ます。これ以上正規職員の率を下げない、そういう決意で、知事が決意をして教育委員会と連携すれば間違いなく踏ん張れると思いますので、知事の決意をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 県教育委員会も各市町村教育委員会と連携をして、その現場の状況でありますとか、あるいは事例などについても情報収集し、沖縄県全体の教育振興が図られるように、鋭意努力をさせていただいていると思います。今議員御案内のとおり、中城村におけるこのような事例もさらに精査をして、沖縄県がどのような教育予算をさらに振興していけるのかということを我々もしっかり研究・検討していきたいと思っています。

○大城 憲幸君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

大城憲幸君。

○大城 憲幸君 次に進みます。

代表質問関連です。當間盛夫議員がやった2の(1)、電力関係ですけれども、(1)の質問に対して県経済や県民生活への具体的な影響やその深刻な状況について、数値や具体策の答弁がなかったため、改めてお願いをいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

世界的な物価高騰や急激な円安など、先行きが不透明の中、今般の電気料金値上げは、家計や企業に大きな影響を及ぼすものと考えております。具体的には、家計における消費者物価の上昇に伴う個人消費の抑制や県内事業者におけるコスト上昇、生産活動の縮小など、県経済に深刻な影響をもたらすことが懸念されます。

県としては、電気料金値上げによる県民生活や経済活動への影響を注視しつつ、必要な支援策について適切に講じてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 代表質問と同じ答弁なんですけれども、大きな影響があるというのは分かっていると。ただ適切に対処していくということですけども、やっぱりどれぐらいの影響があるというのをしっかり精査しないといけないと思うんです。我々党派で、国と連絡を取ってやってみると、令和3年の沖縄県の家計調査とか、平成27年の産業連関表とか、あるいは令和

3年の経済センサスとかから計算していくと、2100億円の経済の下押し効果があると、県の4兆1000億に対して5%の下押し効果があるという話をしているんです。それも含めて、やっぱりしっかり分析をして具体的な施策をやるということをしないと、今みたいに代表質問に関して、大きな影響があるけれども適切に対応していきますだけでは、なかなか説得力に欠ける、あるいは本当にやってくれるのかという部分で疑義が生じる。ちょっとしっかりこの辺はまた頑張っていたきたいというふうに思います。

(2)、国に要請し、その後意見交換しているとの答弁があったが、近く沖縄の特殊事情を考慮した支援策を国から示されると考えていいのをお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

○商工労働部長(松永 享君) お答えいたします。

国への要請後の調整状況というところでございますが、国への要請後、本県の化石燃料への依存度の高さや、供給コストの高い離島を多く抱えていることなど、電気料金が高くならざるを得ない特殊事情等につきまして内閣府と意見交換をしているところでございます。

県としましては、県民及び事業者負担の軽減に向け、引き続き内閣府と調整を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 (3)、コロナ禍で3年、やっと経済回復の兆しが見え始めた時期でのこの今回の値上げは、県経済も県民生活も破壊する最悪のタイミングだと考えるが、所見を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

○商工労働部長(松永 享君) お答えいたします。

県では、緊急的な対策としまして、今年1月27日に、内閣府担当大臣、そして経済産業大臣及び県選出の国会議員にさらなる支援を玉城知事を先頭に市町村、経済界と一緒になしまして要請したところでございます。また、現在、特別高圧に対する県独自の補助事業の準備を進めているというところでございます。今後の対応としましては、現在の電気料金の高騰は、ロシア・ウクライナ情勢の影響や為替レートの円安の進行による世界的な燃料価格の上昇に起因するものであることから、今後の推移を注視する必要があると考えているところでございます。また、先ほど申し上げました、県からの要請に対する国の対応や国政の場における追加支援の議論、国の激変緩和措置の状況等を踏まえまして、県民及び県内産業に与える影響そして

支援ニーズ等を把握しながら、県として適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 知事、国に要請した。ただ我々が、国と連絡を取ってみても、なかなか具体的に動いている様子がないんです。それで、当然沖縄県だけで支援できるというのは財源も含めて限りがありますから、国に何とかお願いしたいというのはそのとおりですけども、やっぱり国にも、これまで特殊事情に対して対応してきたじゃないかとかいろんな言い分があるようです。もう今、この特別高圧については、これまでもあったように取組としては認めますけれども、ただやっぱり一般の民間の家庭でも値上がりするまでの、去年から今年だけでも2割上がって、そしてさらに4割上がるなんていう話ですから、本当に厳しい。国がやってくれなかった場合に、本気で沖縄がこれからやっと経済を立て直そうとして、今年は経済も伸びると、そして来年は県民の所得も上がるというような見通しが、民間の研究所でも数字を出しているわけですから、やっぱり今年、来年何とか値上げしないように踏ん張るといふ県独自の取組ももっとやっぱり踏み込んで必要だと思うんです。その辺について、県知事の見解をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 現在の電気料金の高騰は、様々な分野に大きな影響を及ぼしております。当然、家計に与える負担の割合も非常に大きいというように、多くの県民の皆さんからそのような声が上がっているということも承知をしております。先般、要請をさせていただきましたから、この間も国との調整も続けさせていただいておりますし、また沖縄県としてどのような予算を捻出することができるのかということについても、鋭意検討を続けさせていただいております。

我々もどのような形で、その支援ができるのか、さらにその方向性を探り続けて、ぜひとも県民のニーズにできるだけ応えていくような形にはしたいのですが、それも含めて、様々な支援策について検討し、実行していきたいというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 うちの當間から代表質問で提案した、沖縄電力って総資産が4900億あるんです。だから純資産が1300億ある。そういうようなものを本当に県が買い取ってでも、今はとにかく沖縄電力を支えながら、電気料金が上がらないように2年3年踏ん張

る、そしてその間に電力も本気で改革をしてもらう、そして経済も回復させる。その後で徐々にでも上げるのか、運営主体を考えるのかというのをやる。それぐらゐの本当に覚悟を持って電気料金値上げについては対応していただきたい。要望して終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

〔島袋恵祐君登壇〕

○島袋 恵祐君 日本共産党の島袋恵祐です。

一般質問を行います。

1、沖縄市への陸上自衛隊補給処支処新設について。

安保関連3文書改定は、敵基地攻撃能力、反撃能力を保有し、そのために5年間で43兆円も軍事費を増やし、大増税を狙っています。国民にも国会にもまともに説明せず、閣議決定だけで日本の防衛政策を大転換させることは許されません。戦争の準備をすれば、戦争の危険が増えます。平和を望むなら戦争の準備ではなく、平和の準備こそすべきです。

そこで伺います。

(1)、今年1月22日の陸上幕僚長の記者会見で、沖縄市に陸上自衛隊の補給処支処を新設することが明らかになりました。県は事前に防衛省から説明がありましたか。見解を伺います。

(2)、昨年12月16日に閣議決定された安保関連3文書の防衛力整備計画には、持続性・強靱性を強化するため、南西地域への補給処支処を新編すると記載されています。沖縄・南西諸島への自衛隊増強の動きと一体のものです。見解を伺います。

(3)、補給処支処の新設は、基地の機能強化につながるものであり認められません。県として反対をすべきです。見解を伺います。

2、ジェンダー平等、人権政策について。

(1)、差別のない社会づくりの推進を県として取り組むと予算案に盛り込まれていますが、概要と取組について伺います。

(2)、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について、以下伺います。

ア、県民向けの意識啓発を行うことが必要ではありませんか。取組を伺います。

イ、子供の年齢・発達に即した、科学的な包括的性教育を導入するべきと考えますが、県と教育庁の取組を伺います。

ウ、女性の健康を守り、安心して妊娠・出産できる体制を充実させるべきだと考えますが、県の見解と取組を伺います。

3、新型コロナ対策について。

政府がコロナ2類から5類への引下げを決めましたが、コロナ感染対策は引き続き必要です。議場でのマスク着用をする、しない、選択ができるようになりましたが、私はマスクを着用し、コロナ感染対策を引き続き求める立場で、以下質問を行います。

(1)、県内における新型コロナ後遺症の罹患者数、相談件数の実態はどうか。県として罹患者への支援、後遺症の治療・研究を行うべきではありませんか。対応について伺います。

(2)、新型コロナの対応方針の変更によって、学校現場の対策はどのようになりますか。児童生徒、保護者、教職員の皆さんが不安のない感染対策を引き続き行ってほしいと考えますが、県の対応を伺います。

(3)、保健所の体制強化について、県のこれまでの取組と今後の対応について伺います。

(4)、自宅療養者支援について、県のこれまでの取組と今後の対応について伺います。

4、PFAS対策について。

(1)、令和5年1月末に土木環境委員会で米国環境保護庁へ訪問し、PFAS問題の取組について意見交換を行ってきました。意見交換を行って、PFASが引き起こす健康被害の重大さを改めて認識しました。PFAS被害から県民の健康と暮らしを守る対策強化が必要と考えますが、県の対応を伺います。

(2)、沖縄市にある産業廃棄物の最終処分場の周辺で農業用水から高濃度のPFASが検出されたことについて、概要と県の対応を伺います。

5、教育行政について。

(1)、特別支援学校の教室不足などで、児童生徒がまともな教育を受けることができない大きな理由に、普通学校にはある設置基準が特別支援学校にはなかった問題があります。保護者や教職員などの運動により、2021年9月24日に設置基準が公布されました。設置基準を根拠にした必要な施設整備が進み、教育環境の充実につなげることが重要だと考えますが、県の対応を伺います。

(2)、中部地区に新たな特別支援学校建設について、進捗状況を伺います。

6、県職員の負担軽減について。

(1)、離島や遠距離地へ転勤・勤務する県職員の転居費や交通費の支給額が足りずに、自己負担が生じるケースが起きています。実態はどうか。自己負担をなくすために、転居費、交通費にかかる必要額をきちんと支給すべきです。見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） ただいまの島袋恵祐君の質問

及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので
午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後 1 時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前の島袋恵祐君の質問及び質疑に対する答弁を願
います。

玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 島袋恵祐議員の御質問にお
答えいたします。

ジェンダー平等、人権政策についての御質問の中の
(1)、差別のない社会づくりの推進についてお答えい
たします。

沖縄県では、社会全体で不当な差別の解消を推進
し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的と
する沖縄県差別のない社会づくり条例案を今議会に提
案しております。全ての人への不当な差別は許されな
いことを宣言するとともに、人々が互いに人格と個性
を尊重し合いながら共生する心豊かな社会の実現を目
指し、人権尊重の理念の普及と条例の趣旨について、
広く周知していきたいと考えております。さらに、イ
ンターネットの適切な利用に関する啓発活動や、不当
な差別に関する相談に的確に応ずるため、専門相談員
を配置するほか、法的な助言が必要な場合は、弁護士
による法律相談を行うなど、相談体制の整備を図り、
不当な差別の解消に向けた取組を推進してまいりま
す。

その他の御質問につきましては、部局長より答弁を
させていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 嘉数 登君登壇〕

○知事公室長（嘉数 登君） 1、沖縄市への陸上自
衛隊補給処支処新設についての(1)及び(2)、補給処支
処の新設及び安保関連3文書との関係についてお答え
いたします。1の(1)と1の(2)は関連しますので、恐
縮ですが一括してお答えいたします。

昨年12月、沖縄防衛局から、令和5年度政府予算
案における沖縄関連予算資料の提供があり、その中
で、沖縄訓練場における補給処支処の新編についての
記載がありました。同資料によると、平素から自衛隊
の活動に必要な補給品等を備蓄・管理するために、隊
庁舎、火薬庫、倉庫、燃料施設及び駐車場等を整備す
ると記載されております。また、当該補給処支処の新
編について、県としては、防衛力整備計画に記載され

た南西諸島への補給処支処の新編の一環であると認識
しております。

同じく1の(3)、補給処支処新設への見解について
お答えいたします。

自衛隊の配備については、我が国の安全保障や地域
の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があ
るものと承知しております。県としては、現状は必ず
しも十分に住民合意が得られているとは言い難い状況
にあると考えており、同補給処支処も含め、政府に対
して、地元の理解と協力が得られるよう、丁寧に説明
を行うとともに、地元が意見表明ができるよう、必要
な協議を行うことを引き続き求めてまいりたいと考え
ております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 2、ジェ
ンダー平等、人権政策についての御質問の中の(2)の
ア、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発に
ついてお答えいたします。

1994年の国際人口開発会議で提唱されたリプロダ
クティブ・ヘルス/ライツは、性と生殖に関する健康
と権利についての概念であり、重要な女性の人権の一
つです。男女が共に命の大切さや性に関する正しい知
識と判断力を持ち、相手に対する思いやりを持つこと
は、男女共同参画社会を形成する上で重要であると考え
ており、県としましては、第6次沖縄県男女共同参
画計画の下、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視
点も踏まえ、引き続き関係部局と連携して取り組んで
まいります。

同じく(2)のイ、包括的性教育の県の取組について
お答えいたします。

国においては、子供の発達段階に応じた教育に活用
できる「生命（いのち）の安全教育」の教材及び指導
の手引を作成しております。幼児期では、被害に気づ
き予防できるよう、自分の身を守ることの重要性や嫌
なことをされたら訴えることの必要性を子供に教える
内容となっております。県では、市町村を通じて、保
育所等へ当該教材等の周知を図っているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 2、ジェンダー平等、人権
政策についての(2)のイ、学校における包括的性
教育についてお答えいたします。

学校における性に関する指導は、児童生徒の発達段

階に応じて、保健体育科や家庭科等の関連教科を中心に、学習指導要領に基づき行われております。小学校においては、初経・精通等について、中学校においては、生殖に関わる機能の成熟等について、高等学校においては、家族計画における避妊や人工妊娠中絶の心身への影響等について学習を行います。さらに、児童生徒の実態に応じた個別の指導を行うとともに、性の多様性については、道徳教育や学級活動、外部講師による講演等で学習しております。

県教育委員会としましては、今後とも、学校における性に関する指導の充実に取り組んでまいります。

続きまして3、新型コロナ対策についての中(2)、学校におけるコロナ対策についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、新型コロナウイルスが5類に引下げとなった場合でも、学校教育活動を継続していくために、引き続き、手洗い、換気等の基本的な感染対策は重要であると考えております。換気については、CO₂モニターやサーキュレーター等の換気対策機器も活用し、効果的な換気対策を講じるよう、周知しております。令和5年度においても、市町村及び県立学校に対して、国の感染症対策の支援事業を活用した換気対策機器の設置を促してまいります。

続きまして5、教育行政についての中(1)、特別支援学校設置基準を根拠にした整備についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで、はなさき支援学校や那覇みらい支援学校を設置し、特別支援学校の適正規模化に取り組んできました。特別支援学校設置基準が令和5年度から施行されることを踏まえ、引き続き特別支援学校の教育環境の整備に取り組んでまいります。

同じく(2)、中部地区の新たな特別支援学校の進捗状況についてお答えいたします。

県教育委員会では、中部地区特別支援学校の過密解消と教育環境の充実に目的に、新たな特別支援学校の設置に取り組んでいるところです。今年度は、児童生徒数が200名程度で、設置場所をうるま市兼箇段とした学校設置基本方針を策定したところです。令和5年度からは、基本設計業務などを行うこととしており、令和10年度の開校を目標に、引き続き取り組んでまいります。

続きまして6、県職員の負担軽減についての中(1)、県職員の転任に伴う費用負担についてお答えいたします。

離島や遠隔地に転任を命ぜられた職員に対する転居

費用として、条例に基づき、移転距離に応じた定額の移転料を支給しております。さらに、令和4年度からは、引っ越し業者等への職員の支払い実態を踏まえ、定額の2倍を限度に実費支給を認めております。今後は、転居費の自己負担の実態を把握し、移転料の対象経費の範囲について、知事部局と連携し検討してまいります。

また、職員の通勤手当については、通勤手段及び距離に応じて支給しております。県教育委員会としましては、国及び他の都道府県の状況等を踏まえ、知事部局と連携し検討してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 糸数 公君登壇]

○保健医療部長(糸数 公君) 2、ジェンダー平等、人権政策についての(2)のウ、安心して妊娠・出産できる体制についてお答えします。

女性が自らのライフプランを見据え、性や生殖、健康について自己決定が行えることが重要であると考えております。そのため、県は、思春期から更年期の身体的・精神的な相談に対応する女性健康支援センターや、不妊や不育の相談に対応する不妊・不育専門相談センターを設置し、相談窓口の充実を図っております。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、母子健康包括支援センターの全市町村設置及び機能の充実に取り組んでいるところであり、引き続き、地域で安心して妊娠・出産できる体制整備を推進してまいります。

次に3、新型コロナ対策についての(1)、コロナ後遺症の実態や支援等についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症のいわゆる後遺症の患者数については、国内外の研究を参考にコロナ罹患者の約20%で発生すると仮定した場合、県内では約11万人が後遺症を経験しているものと推計されます。また、県コールセンターでの相談実績は、令和4年5月から今年1月までに1607件となっております。コロナ後遺症により社会生活に大きな制限が生じた場合の支援制度としては、労災保険や生活困窮者自立支援制度などが、厚生労働省ホームページで紹介されています。コロナ後遺症の治療法について、県では、県医師会と連携し、医師向けの研修会にて最新の知見や症例報告の共有を行っているところです。

同じく(3)、保健所の体制強化についてお答えします。

保健所においては、新型コロナに係る積極的疫学調査など業務が増大していたことから、これまで保健

師、事務職及び指定感染症支援員等職員を増員したほか、外部委託による看護師や事務員を確保するとともに、感染拡大時には応援職員を動員し対応するなど、体制を強化しております。また、ショートメッセージの活用等業務のデジタル化を推進し、事務の効率化を図ってきたところです。今後も、新型コロナウイルス対応で保健所業務が逼迫しないよう保健所体制の整備に努めてまいります。

同じく(4)、自宅療養者支援についてお答えします。

自宅療養者支援については、電話による健康観察、体調悪化時における健康相談、配食支援、パルスオキシメーター貸与など、安心して自宅療養ができるよう取り組んだところです。今後も同様に対応することとなりますが、5類感染症への位置づけ変更後につきましては、国の方針等を踏まえ、適切に対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 金城 賢君登壇]

○環境部長(金城 賢君) 4、PFAS対策についての(1)、PFASへの県の対応についてお答えいたします。

県では、平成28年度に水道水源を除く県内の主要河川や地下水の全県的なPFOS等調査を実施し、平成29年度からは高濃度のPFOS等が検出された米軍基地周辺でのPFOS等水質調査を行っております。これらの調査結果を踏まえ、令和元年に国に対し水質及び土壌の基準の設定等を求めたところ、環境省が令和2年に環境中の水質に関するPFOS等の暫定指針値を定めております。また、環境省においては、PFOS・PFOAの有害性の知見が不十分であることやWHO、米国等で科学的な議論が行われていることから、去る1月24日にPFOS・PFOAに係る水質の目標値等を検討する専門家会議を厚生労働省と合同で初開催したところであり、引き続きPFOS等に関する国の検討状況を注視してまいります。土壌中のPFOS等については、基準値等が定められていないものの、県民の生活環境の保全の観点から調査は必要と考え、昨年12月に普天間飛行場周辺等5地点で調査を実施しており、令和5年度には、全県的な水質と土壌中のPFOS等調査を実施することとしております。

県としては、これらの調査結果を踏まえて、国に対し土壌に関する基準値等の設定を改めて求めてまいります。

同じく4の(2)、廃棄物最終処分場周辺の農業用水で検出されたPFASの概要と対応についてお答えいたします。

沖縄市池原の廃棄物最終処分場周辺においては、平成30年度よりPFOS等の水質調査を実施しており、ファームポンドについては、地元自治会及び沖縄市からの要望を受け、令和元年度より調査を実施しております。また、ファームポンド3か所中1か所について、環境省が定める暫定指針値である50ナノグラムパーリットルを超えてPFOS等が検出されておりますが、発生源は特定できておりません。

県としましては、当該ファームポンドのモニタリングを継続するとともに、取水源周辺にある事業所等におけるPFOS使用製品等の保有及び使用履歴を確認するなど、沖縄市や関係部局等とも連携しながら発生源の特定に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

[総務部長 宮城 力君登壇]

○総務部長(宮城 力君) 6、県職員の負担軽減についてお答えいたします。

離島や遠隔地に転任を命ぜられた職員等に対しては、条例に基づき、移転距離に応じた定額の移転料を含む赴任旅費を支給しております。また、通勤手当については、通勤手段及び距離に応じて支給しております。なお、令和4年度からは、引っ越し業者等への職員の支払い実態を踏まえ、定額の2倍を限度に赴任旅費の実費支給を行っているところです。職員の転任に伴う費用負担については、実態の把握に努めるとともに、国及び他の都道府県の状況等を踏まえ引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 答弁ありがとうございます。

再質問を行います。

まず初めに、沖縄市陸自補給処支処新設について再質問します。

なぜ補給拠点が南西諸島、沖縄市に必要なのか。安保関連3文書を読むと狙いが見えてくると思います。そこで安保3文書、国家防衛戦略の機動展開能力、国民保護の項目には何と記されていますか伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) お答えいたします。

国家防衛戦略のIV、防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力の6、機動展開能力・国民保護においては、「島嶼部を含む我が国への侵攻に対しては、海上

優勢・航空優勢を確保し、我が国に侵攻する部隊の接近・上陸を阻止するため、平素配備している部隊が常時活動するとともに、状況に応じて必要な部隊を迅速に機動展開させる必要がある」と記載されております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 先ほどの質問で安保関連3文書に持続性・強靱性を強化するために南西地域の補給処支処を新編すると書いてあるとお話ししました。同時に今、読んでいただいた国家防衛戦略の機動展開能力・国民保護の項目にも、今読んでいただいた後に、この補給部隊の必要性が明記をされているわけです。平素配備している部隊が常時活動できるようにするために、これまで九州までしか設置されていなかった補給処を沖縄に新たに設置する必要があるということが読み取れます。これは沖縄における自衛隊の機能強化につながることであり、認めることはできません。さらに国家防衛戦略には、「状況に応じて必要な部隊を迅速に機動展開させる必要がある」と明記されています。つまり政府が言う、状況に応じてというのは、敵基地攻撃能力を保有し、ミサイルを発射する事態になった際に沖縄に配備されている部隊だけでなく、全国から沖縄に部隊を派遣して有事の対応をさせる、そのために補給処が必要だということが読み取れると思います。それは、沖縄が戦場になることを想定した計画ではないでしょうか。到底認められるものではありません。県の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 防衛力整備計画におきましては、持続性・強靱性を強化するため南西地域に補給処支処を新編すると記されております。

いずれにしても県としては、アジア太平洋地域の安全保障の環境がより厳しさを増しているものと認識しておりますが、抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや米軍基地が集中しているがゆえに沖縄が攻撃目標になるなどという事態は、これは絶対に招いてはならないというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 次に、米海兵隊のデビッド・バーガー総司令官が、「日本の自衛隊から武器の修理部品や弾薬の補給を拡大する態勢づくりを目指す」と2月17日付、日本経済新聞の取材に答えたと掲載されています。今年1月の2プラス2の共同声明の中で、2025年までに海兵隊沿岸連隊（MLR）を創設すると合意しています。米軍は自衛隊を指揮下に置いて一

緒になって作戦などを実行する。そのためにも沖縄市の補給処が必要だということではないでしょうか。見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 日経新聞に掲載されました米海兵隊バーガー総司令官の発言については承知しております。いわゆる安保関連3文書及び2プラス2共同発表において、自衛隊が米軍への弾薬等の補給を拡大することについては明らかになっておりませんが、今回のバーガー総司令官の発言は、海兵連隊の海兵沿岸連隊への改編及びいわゆる台湾有事を念頭にといった発言であると認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 沖縄市への補給処建設は、1つは平素配備している部隊が常時活動できるようにするため、2つは有事になれば必要な部隊を全国から迅速に機動展開をさせるため、そして3つは、日米軍事一体化をさらに強化するために自衛隊から補給態勢を拡大することも明らかになったと思います。戦争になれば相手国が補給基地を狙うのは常識です。宮古島、石垣島、与那国島そしてこの沖縄島も含めて、沖縄全部が標的となり、戦場となってしまいます。そんなことを許してはいけません。沖縄市への補給処新設を県として反対すべきではないでしょうか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 自衛隊の配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があると承知しております。

県としては、現状は必ずしも十分に住民合意が得られているとは言い難い状況にあると考えておりました。同補給処支処も含め、政府に対して地元の理解と協力が得られるよう丁寧に説明を行うとともに、地元が意見表明できるよう必要な協議を行うことを引き続き求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 知事にお伺いしますが、先日NHKが制作した沖縄出身の若者の自衛隊への入隊を追ったドキュメンタリーを見ました。入隊後に、上官から、有事になったら戦う覚悟はあるのかと問われているシーンがありました。私はびっくりしました。私も高校卒業後、自衛隊に入隊した経験がありますが、そういったことを問われたことはありませんでした。また、入隊した若者のおばあちゃんが彼の手を握って、人の命を軽々しく扱うことはできないよと語りかけていました。自衛隊は集団的自衛権の行使容認、安保法制の強行、そして安保関連3文書改定の閣

議決定で、これまでの専守防衛策から大転換し、米軍と一体に殺し殺される組織、軍隊へと変貌していると思います。

今必要なのは、戦争の準備でしょうか。違うと思います。対話による外交で平和の準備をしっかりと行うことではないでしょうか。未来ある若者を戦争へ送ること、戦争をさせることは絶対に許せません。沖縄を二度と戦場にさせてはいけません。知事の見解を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 御自身の経験から恐らく現状の自衛隊に対する様々な変節といいますか、変貌は非常に大きな脅威であるという実感が籠もっているのではないかと思います。私たちは県民の願いとして、沖縄を二度と、再び戦場にさせてはいけないということは、誰一人の命も奪われてはいけないということで、それは自衛隊の皆さんにもその思いをつないでいるということは明らかであると思っております。

沖縄県は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画で示しているとおり、沖縄県独自の歴史的・文化的な特性などのソフトパワーや地理的な優位性を生かし、観光、物流、環境、保健・医療、教育、文化、平和など多様な分野における国際交流を通じて築いてきたネットワークを今こそ最大限に活用して、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けて平和的な外交・対話を積み上げていくことによって、より積極的なその役割を果たしていきたいということで、今般、独自の地域外交をさらに展開するために、地域外交室を設置するものであります。これからもアジアの国々の平和の連帯によって、この地域の安全と信頼が保たれていく、そういうような環境こそ必要だというように思料いたします。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 知事、ぜひ頑張ってください。よろしく申し上げます。

次に、ジェンダー平等・人権政策について再質問します。

差別のない社会づくりの推進について、今議会に提案されている沖縄県差別のない社会づくり条例の中で取り組む事業だと先ほど知事から答弁がありました。その中で、相談事業にも取り組むとお話がありましたが、言葉や態度、そしてまたインターネットなどで不当な人権侵害を受けても、どこに相談していいかわからない。県が相談事業を行うことで、この人権侵害を受けた人を支援できることにつながっていくんじゃないかと私は思います。具体的にどのようなことを相談

事業で行っていくのでしょうか、教えてください。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) お答えいたします。

相談体制の整備につきましては、インターネット上の誹謗中傷や人権に関する相談に対応する体制の整備としまして、この条例を担当しております女性力・平和推進課に専門相談員を1人配置することとしております。専門相談員による相談対応を行いまして、関係機関の相談窓口への案内、情報提供を行うほか、法的な助言が必要な場合には、弁護士による法律相談等を行うことも考えているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 ぜひ頑張ってくださいと思います。

次にリプロダクティブ・ヘルス/ライツについてお聞きします。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)は、子供を産む、産まない、いつ何人産むかを女性が自分で決める基本的人権です。性と生殖に関する健康やそれについての情報を最大限享受できることも大事な権利の一環です。ところが日本では、性教育が極めて不十分な現状があると思います。子供たちが人間の生理や生殖、また避妊についての科学的な知識も、互いに尊重し合う人間関係を築く方法も、自分の心や身体を傷つけるものから身を守るすべも十分に学べないまま、成長していると思います。

そこで伺いますが、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを求める皆さんから、文科省の学習要領で性行為については学校で取り扱わないという歯止め規定があるとの指摘があります。性教育における、いわゆる歯止め規定とはどういったものでしょうか。伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) お答えいたします。

学習指導要領では、性に関する指導内容について、小学校5年の理科において人の受精に至る過程は取り扱わないものとすることや、中学校保健体育3年において、妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする示されております。学習指導要領が示すこの2か所が、学校における性に関する指導では、性行為を取り扱わないとする、いわゆる歯止め規定というふうに言われているところです。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 生活や生きていく中で、性に関して

間違った情報が、本や映像そしてインターネットにも多く存在することを危惧しています。間違った情報が相手を傷つけることになったり、そして人生そのものを台なしにしてしまうこともあると思います。私は性教育をタブー視するのではなく、子供の成長に合わせた性教育、学校でしっかりと教育をすることが必要と考えますが、教育長に見解を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) 県教育委員会としましては、子供たちが性に関して正しく理解し適切な行動が取れるように、学習指導要領に基づく着実な指導に努めてまいります。学習指導要領上、当該学年で取り扱われない内容で児童生徒の課題解決のために必要な学習等がある場合は、教育相談やカウンセリングなどの個別の指導で支援を行ってまいります。また、子供たちを取り巻くインターネットなどの情報環境の観点から、生命(いのち)の安全教育教材を活用し、子供たちが性犯罪、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならない教育など、引き続き学校の教育活動全体を通して、学校における性に関する指導の充実に努めてまいります。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 私も引き続き取り組みたいと思います。

コロナ問題について再質問します。

後遺症の問題ですが、後遺症の症状は様々で、長期にわたり体調不良を訴え、通院をされている人もいます。私の周りにも、コロナに罹患後に体調不良が続いている人がいます。先ほどの答弁で相談者も1600人を超えるとお話がございました。コロナ後遺症への相談体制に引き続き取り組んでいただき、その体制強化も必要だと考えますが、見解を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

○保健医療部長(糸数 公君) コロナ後遺症の相談体制は今、コールセンターのほうで行っておりますので、これは引き続き継続していきたいと思っております。それから診療体制につきましては、専門外来の設置等を求める意見もございましたけれども、こちら上がってきている症状が非常に一般的な症状が多いというところで、一般医療の中で対応できるものが少なくないということ、そしてまた経過が長期にわたったりすることがございますので、かかりつけの先生等がまず診療していただくということが大切であるというふうに考えております。そして身近な医療機関で経過観察、対症療法などの診療を受け、さらに専門的な検査や評価が必要になった場合には、紹介できるような体制を今県

内で県医師会等の協力を得ながら構築しているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 ぜひ頑張っていただきたいと思うのですが、コロナの後遺症について、まだまだ社会的認知が低いと私は思います。後遺症で苦しんでいても、会社や学校をなかなか休ませてくれないというお話もお聞きしました。後遺症についての理解を深めるためにも、この後遺症についてしっかりと周知徹底してほしいと思うのですけれども、見解を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

○保健医療部長(糸数 公君) 県のコロナ対策のホームページのほうでは、現在後遺症についての相談の数、それからその中で示されている症状がどのようなものかということなどをグラフ等を示して周知しているところでございますので、そういうふうに県内の様々な情報についてはホームページ、あるいはその専門的なものについては、国が作成したリンクなどを使って情報発信をするというふうに考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 ぜひよろしくお願いします。

次に、学校現場での感染対策ですが、先ほどCO₂モニターやサーキュレーターを設置を進めているという話があったんですけども、今設置状況はどのようになっていますか。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) お答えします。

公立学校における換気対策機器の設置状況につきましては、CO₂モニター42.1%、サーキュレーター63.4%、HEPAフィルター付空気清浄機47.8%となっております。さらに今年1月に行った県立学校を対象とした調査においては、CO₂モニター96.7%、サーキュレーター79.3%、HEPAフィルター付空気清浄機58.7%となっております。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 県立学校では、ほとんどの学校に設置が進んでいると理解して評価したいと思っておりますが、全教室への設置というのは進んでいるのでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) お答えします。

公立学校を対象とした令和4年9月の調査によると、本県における全普通教室への導入率は、CO₂モニターは11.6%、サーキュレーターは27.2%となっております。また県立学校を対象とした令和5年1月

の調査においては、全普通教室への導入率はCO₂モニターは22.8%、サーキュレーターは39.1%となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 全学校に設置が進んでいるけれども、各教室にはまだまだ努力が必要だということが伺えましたけれども、その中で、保護者の皆さんから、空気清浄機の設置をちゃんとやってほしいという声もあります。

そこで伺いますけれども、国から学校教育活動体制整備事業というものが今出ていると思いますが、その概要を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

当該事業は文部科学省における補助事業でありまして、感染症流行下において、各学校が学校教育活動を継続できる環境を維持するため、学校の感染者等の発生に伴う対応や換気対策等の整備に係る経費を国が一定額補助を行う事業となっております。補助対象経費としましては、感染者等発生時に必要となる保健衛生用品や消毒作業委託に係る経費及びCO₂モニター、サーキュレーター等の換気対策に係る備品等が対象として挙げられております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 その事業の執行状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

令和4年度については、現在各県立学校において予算執行中ですが、県予算2億563万2000円に対して、令和5年2月24日時点で1億7776万5000円の執行となっております。約86.4%の執行率となっております。なお、市町村については、当該事業は国から市町村へ直接補助事業となっております、各市町村で予算措置を行っているために、現時点での執行状況は把握していないところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 まだまだ執行途中の段階ということでもありますので、この整備事業を活用して、こういった感染対策の備品とかをしっかりと購入するよう徹底してください。あとはまた、感染対策の予算は引き続き増やしていく努力もぜひやってもらいたいと思うのですが、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 令和5年度も引き続き国の学校等における感染症対策の支援事業等を活用し、換

気対策機器の導入を促してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 次に、保健所の体制強化についてですが、コロナの感染拡大でこれまでの保健所業務が逼迫し、H I Vの検査など対応できない状態が続きました。現在はどのようになっていますでしょうか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

保健所の通常業務の中で、H I V等の性感染症の検査、肝炎ウイルスの検査、それから結核業務等が一部休止・縮小を余儀なくされたところでございますが、第7波以降、今段階的に順次再開をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 またコロナの感染流行や新たな感染症も発生するかもしれません。多岐にわたる業務を抱える保健所の体制強化が必要だと思います。見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

まず国において、保健所の恒常的な人員体制強化を図るという目的で——これは全国的にですが、地方財政措置で保健師等の増員が可能な状況となっております、これも含めまして令和4年度保健所の職員では、県内全体で保健師が12名、事務職が9名、それから指定感染症等の支援員18名が増員されまして、今それが保健所に配置されているという状況です。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 分かりました。引き続き体制強化の取組をよろしくお願いします。

自宅療養への支援ですけれども、自家用車を持っていない人への支援が必要だと考えます。車を持っていないということで病院にかかることもできない、食料なども買いに行けない。また公共交通機関などを利用した場合に、ほかの人にうつしてしまわないか心配という、そういった声もお聞きしました。ぜひこういった車を持っていない方への支援もぜひやるべきだと思うのですが、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

自宅療養をされている方で、その途中で入院、受診、ホテル等への入所が必要な方、そして移動手段がない方、今おっしゃった車を持っていらっしゃる方については、県のコロナ本部で搬送の業務をつかさどるチームがございまして、そちらのほうで搬送調

整を行っているところです。それからお薬等が必要な方については、県のコロナ本部において遠隔診療の調整を行って、薬を処方してくれる薬局と調整を行うことで、薬局から配達をするというふうな対応も行っているという状況です。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 分かりました。ぜひ引き続き取組と強化をお願いしたいと思います。

次に、P F A S対策についてお伺いいたします。

土木環境委員会と副知事そして環境部で米国環境保護庁（E P A）で意見交換を行った際に、健康勧告値の数値を厳格化した理由をお話していましたが、どのようなお話でしたでしょうか。伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

米環境保護庁（E P A）の職員からは、健康勧告値に関しまして、まず法的な拘束力があるわけではないとした上で、生涯にわたる値で一定期間以上暴露を受けてきた人たちに対する影響を考慮していること、それからP F O S、P F A Sの人体への健康被害が2016年の生涯健康勧告値70ナノグラムパーリットルより低くても影響があり得ることが判明したこと、さらに中間報告値であり、科学諮問委員会サイエンスアドバイザーボードや理事会での試験結果から今後変更される可能性があること、P F B S及びG e n Xについては最終報告値でありますということ、それから2016年の健康勧告値を改定するために数年間取り組んできた結果であるということなどの説明がございました。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 ありがとうございます。

2016年以降、新しい試験が行われて人体への悪影響がさらに分かり、規制基準を厳格化したとのことでしたけれども、特に人体の発育・成長に関連するもの、肝臓、免疫、循環器系、がんや子供における発育と免疫に対する疾患などの健康への影響があるとの説明もありました。驚きです。

そこで伺いますが、今政府のほうで規制基準値を定めるために会議が行われていると思います。その議論の中で、WHO（世界保健機関）の基準も参考に議論されていると聞いていますが、WHOが定めていた基準値について、E P Aの見解は、どのようにお話をされておりましたか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

E P Aの職員からは、WHOのパブリックコメント

について、2022年後半のパブリックコメントが出されており、科学学会から多くの意見を募集しており、最近ではパブリックコメントが掲載されていないということ、WHOにおいても現在更新作業中であるということ、そしてWHOが示した値は飲料水を浄水処理する上での推奨であり、健康被害に関するものではないとの説明があり、WHOに関しては現在進行形であることから、これ以上のコメントは難しいというような説明がございました。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 今、WHOの見直しが進んでいるとのお話で、パブリックコメントも削除されているというお話がありました。P F A Sの人体への健康被害が今多く分かっている中で、規制基準は厳しくしないとイケないと考えます。副知事や環境部も一緒にE P Aへ行って、お話を聞いて御承知のことだと思います。P F A Sの規制基準は厳格な基準を設定するよう、県からも国に求めるべきではないでしょうか。見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

環境省におきましては、P F O S、P F O Aの有毒性の知見が不十分であることやWHO、米国等で科学的な議論が行われていることから、去る1月24日にP F O S、P F O Aに係る水質の目標値等を検討する専門家会議を厚生労働省と合同で初開催しております。同会議で現在のP F O S、P F O Aの暫定指針値を当面維持することや、その他のP F A S類についても毒性評価情報の収集を行うことなどについての議論が行われたことを確認しております。国においては、海外の動向や科学的知見に基づき基準値等の設定を行うとしており、県といたしましては、引き続き国の検討状況を注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 人体への健康被害の影響が多く分かってきた中で、やはり県民への健康影響もとても心配です。実態をしっかりと把握するためにも、県として血中濃度調査を実施すべきではないでしょうか。見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

先ほどおっしゃってました5つの分野について健康影響があるというのは、E P Aのレポートを読ませていただきまして、そういうふうな状況であるということは認識をしております。血中濃度の場合は、出て

きた数字がどのくらいそういう疾患に影響するのかというふうなところまで含めて解釈しないとけないというところで、現時点ではまだ医学的な評価が容易にできるような状況ではないというふうに今考えているところです。それからE P Aの報告書のほうでは、生涯にわたる健康勧告値ということで、健康に影響がないくらいの水の濃度について下げたというふうなことでございますので、血中濃度がこれからまたどうなるかというふうなところは、様々な知見が今出ているというふうに認識しています。そして、これまで答弁させていただきました国の今動向を確認するということですが、2月27日に内閣府の食品安全委員会というものが開かれました。その中では、P F A Sのリスク評価の策定というところで、人への健康影響を含めた4分野について、しっかりと専門家で議論をしていくという報道がなされておりますので、その中でそのような議論が行われるものと思いますので、今後の動向をまさに注視していきたいというふうに今考えている状況です。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 分かりました。

次ですが、沖縄市北部最終処分場の高濃度P F A S検出についてですが、農林水産部にお聞きしたいのですが、周辺には農業を営んでいる方々も多くいらっしゃると思います。このP F A Sが検出されたということで、農家の皆さん、不安に思っていることと思います。農家の皆さんの不安にしっかりと応えていただき、除去や改善策などしっかりと県としても研究して実践してほしいと考えますけれども、見解をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） お答えいたします。

県では、農業用水からP F A S等が検出されたとの報道を受けまして、沖縄市と現地を確認するとともに、今後の対策等について意見交換を実施したほか、出荷団体のJ Aおきなわと情報交換なども行っております。現在、農業用水や土壌、農作物の基準値が設定されていないため、県では国に対して農地の土壌環境基準値等を設定することなどを求めているところであります。

県としましては、引き続き地元の要望等も踏まえつつ、関係部局と連携して、県産農産物の安全・安心の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 引き続き取組をお願いします。そして発生源の特定も引き続き頑張ってくださいと思います。

最後になりますけれども、県職員への負担軽減について質問を行います。

2022年度から移転料の定額のみ支給から定額を超える場合は、2倍までの実費請求を認める制度となったと答弁がありました。一定改善は図られていると思いますが、しかし実費請求項目の中に、船での車両運送料ははまだ認められていないということだそうです。通勤、家族の送迎、そして買物などの生活を考えると車はどうしても必要だと思います。そして島嶼県であるこの沖縄の実情を鑑みても、この車両運送料をしっかりと県が負担すべきではないでしょうか。見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 自家用車の運搬料等については、国や他県の状況も踏まえた上で今は対象外経費としていただいております。また加えて、知事部局で移転料の定額の範囲内で自家用車の運搬料を賄っている職員がいる状況ではございますが、教職員の皆様をはじめ、自家用車も対象費用にさせていただきたいという声が上がってきております。そこで今、組合団体の皆様と移転料に関する意見交換会を開催し、まずは教育庁において、離島赴任に係る費用等を把握する実態調査、これを行うこととしておりまして、その結果を踏まえた上で、自家用車運搬料の支給方法等について検討を行っていくこととしている状況でございます。

○島袋 恵祐君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

一般質問を行います。

米軍牧港補給基地の汚染問題をお尋ねします。

沖縄タイムスが、米情報公開法で入手した2019年の米海軍海兵隊公衆衛生センターの報告書によると、牧港補給基地でダイオキシンが基準値の520倍、P C Bが41倍高かった。ヒ素や農薬のディルドリン、D D Dの汚染物質が基準値を超えていたと報道しています。政府は米軍に対し、土壌汚染の調査のための立入りと汚染物質の使用履歴の開示と汚染土壌の撤去を求めるべきだが、県の対応を伺います。

牧港補給基地周辺の海域土質調査、魚介類などの汚染調査、仲西など基地に隣接する河川や井戸の汚染調

査は行っているのか、結果はどうか。

日米両政府に県独自の立入調査を要求すべきではないでしょうか。

安保関連3文書発表後、米軍と自衛隊の軍事一体化した軍事演習が強化される中で、戦闘機やオスプレイの飛行が激化しています。午後10時過ぎても那覇から浦添上空をオスプレイが飛行しています。実態を伺います。米国防総省が機体の不具合による部品交換で、オスプレイの一部飛行停止をしました。それに対して、浜田防衛大臣は、機体自体の安全性に問題はないと飛行を容認しましたが、県はどう対応したのですか。

ジェンダー平等、人権尊重の推進のために。

学校の男女混合名簿は拡充されてきたのか、実施状況を伺います。

制服選択制の拡充について、実施状況を伺います。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、いわゆる女性支援法が2024年4月から施行されるが、法に掲げる基本理念は何ですか。新年度中に県の基本計画を策定しなければならないと思いますがどうですか。

性的少数者への差別発言をした首相補佐官が差別禁止の世論に押されて更迭されました。全て国民は法の下に平等であり、性的指向や性自認による差別は許されません。性的少数者への差別を禁止する法整備について、知事の見解を伺います。

G7で性的少数者への差別を禁止する法律や同性婚の法整備をしていないのは日本だけです。岸田首相が同性婚制度について「家族観や価値観、社会が変わってしまう課題だ」と国会答弁しているのは言語道断です。同性婚に対する知事の認識を伺います。

教育行政について。

新学期から学級担任が配置されない事態があり、教育に大きな弊害をもたらしています。5年間でどうなっているのか推移を伺います。担任が配置できないのはなぜですか。

昨年の新学期に教員定数を臨時教員で配置したり、産休や育休、病休代替の臨時教員を配置したのは何人ですか。

教員定数の全てに正規雇用者を配置する具体的な改善計画はどこまで進んでいるのですか。

教師の多忙化解消のための取組と効果を伺います。

不登校支援について。

不登校の実態と推移、全国との比較を伺います。不登校の要因、増加している要因は何ですか。

不登校を生み出さないための対策を伺います。

不登校の学びを保障するための対策として、学校の中にも居場所を確保することが必要と思います。対応を伺います。

米軍人・軍属との家事問題を支援する県の事業における、これまでの実績と米軍基地内機関との連携構築について進捗を伺います。

若年妊産婦等への支援について。

若年出産の人数と全国と比べた割合を伺います。支援状況や支援当事者からの要望について伺います。

県主催のシンポジウムで、市町村の7割で居場所が必要だとしています。居場所や宿泊施設の設置について伺います。

那覇市が17か所から19か所に子育て支援拠点を増設する予定の中、浦添市は7か所から6か所廃止して、1か所にしようとしています。子育て中の不安や孤立化を防ぐための親子の居場所としての子育て支援拠点事業は増設、拡充が求められていると思いますが、県の見解を伺います。

内間小学校区など待機児童解消のために新設する学童クラブに浦添市が補助金を交付しないとして、保護者に不安が広がっています。県は大規模学童クラブの解消や待機児童解消に向けた取組を進めていますが、県の対応を伺います。

伊平屋診療所などの高台移転、伊是名診療所などの改築に向けた進捗状況を伺います。

那覇軍港の浦添移設問題について。

安保関連3文書が実行されると、浦添新軍港は民港と一体になって軍事利用されるおそれがあります。新軍港から専用軍用道路で直結され、牧港補給基地は返還されるどころか米海兵隊と自衛隊共同使用基地となるではありませんか。新軍港と牧港兵たん補給基地が一大軍事拠点にされて、一層の機能強化・固定化された戦争の出撃基地にされるではありませんか。

県は、浦添新軍港は機能が強化され沖縄の基地負担の増加につながるということがあってはならないと言っています。一方、政府は那覇軍港でのオスプレイの離着陸と米軍訓練は問題なく容認すると言っています。明らかな機能強化、負担増になるのではないかと。どう対応しますか。

米軍の浦添新軍港の運用に関する情報の全てを公表するのは困難だと防衛省は言っているということですが。機能強化されないという保証があるのか、県は機能を強化しないという担保が取れるんですか。

11月議会の答弁で、防衛省は浦添新軍港に米軍艦船を恒常的に展開する計画があるとは承知していないと回答したということですが、どういうことですか。

那覇港湾計画改訂に当たって、那覇港管理組合から出された照会に対する環境部長の回答について。

進入道路の位置や形状等が不明な浦添軍港の環境影響評価は予測の不確実性を伴うとはどういうことですか。

潮流のシミュレーションは予測の不確実性を伴うとはどういうことですか。

今後予想される気候変動による影響について、モニタリングや情報収集等をし、その結果を踏まえた気候変動対応策を記載するとしていますが、事業者への義務づけをどうするのですか。

以上、お答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 西銘純恵議員の御質問にお答えいたします。

ジェンダー平等、人権尊重の推進についての御質問の中の(4)、性的少数者への差別を禁止する法整備についてお答えいたします。

全ての人の人権が尊重されることは、平和で豊かな社会にとって重要であり、人権を侵害する不当な差別は許されるものではないと考えており、沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）においても明確に示しているところです。また、沖縄県では、今議会に提案中の沖縄県差別のない社会づくり条例案に、性的指向または性自認を理由とする不当な差別に関する施策を講ずることを規定し、必要な施策に取り組んでいくこととしております。

沖縄県としましては、国の動向を注視するとともに、全ての人の性のありようを尊重し、誰もが自分らしく生きられる心豊かな沖縄を目指し、引き続き取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

[環境部長 金城 賢君登壇]

○環境部長（金城 賢君） 1、米軍牧港補給基地の汚染問題についての(1)、国による立入調査等についてお答えいたします。

米軍基地内における土壌中の有害物質の汚染の除去については、基地使用者である米軍または基地提供者である国の責任において対処すべきであると考えております。県としては、キャンプ・キンザーから廃液が流出する事故等を受け、昭和51年よりキャンプ・キンザー周辺での水質等の調査を実施しているところであり、引き続き基地からの影響を確認するため、基地

周辺の環境監視を行ってまいります。

同じく1の(2)、牧港補給基地周辺の海域の底質、魚類などの調査結果についてお答えいたします。

県では、キャンプ・キンザー周辺で昭和51年から水質、底質、魚類の調査を、平成16年から魚類のダイオキシン類の調査を、平成29年度から地下水の調査を実施しております。また、河川底質の調査を平成27年度のみ実施しております。これらの調査の結果、近年、PCBは基準値以下で、ディルドリンを含むドリソリン類やDDDを含むDDT類はおおむね定量下限値レベルとなっております。ヒ素もおおむね他の公共用水域と同レベルで推移しており、50年代に比べると低い値を示しております。魚類のダイオキシン類などは大きな変動はなく、過去の変動幅で推移し、また、地下水のPFOS等は暫定指針値前後で推移しております。

県としては引き続き、キャンプ・キンザー周辺の環境調査を継続して実施してまいります。

同じく1の(3)、県独自の立入調査の実施についてお答えいたします。

米軍基地への立入調査については、1973年の日米合同委員会合意「環境に関する協力について」に基づき行うことになるため、県の立入調査が認められるためには、米軍施設に起因する汚染が発生し、地域社会の福祉に影響を与えていると信ずる合理的理由が必要となります。県が昭和51年より実施しているキャンプ・キンザー周辺での水質、底質、魚類などの調査結果から、現時点では、キャンプ・キンザー周辺に米軍施設の影響が及んでいる可能性は低いと考えております。そのため、県としては、キャンプ・キンザーの影響が基地周辺地域に及んでいないか確認するため、基地周辺の環境監視を継続するとともに、当該調査結果を踏まえ、立入調査の必要性について検討してまいります。

10、那覇軍港の浦添移設問題についての(5)、環境影響評価における予測の不確実性についてお答えいたします。10の(5)のアと10の(5)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

港湾計画における環境影響評価は、詳細な土地利用や事業活動等の具体的内容が決定していない段階で行われるものであり、潮流シミュレーションなどの予測計算モデルについても精度に限界があります。また、今回の計画に係る環境影響評価については、那覇港湾施設代替施設の進入道路の位置や形状等が不明な状態で、複雑なサンゴ礁・干潟地形である海域で行われております。このように、今回の計画は予測の精度が高

いとは言い切れないため、環境部としては、港湾管理者に対し、個別事業の事業者による事業計画を踏まえた予測・評価を行わせるとともに、適切な環境保全措置を講じさせ、環境影響の回避または低減に努めさせることなどの意見を述べたものであります。

同じく10の(5)のウ、気候変動適応策の実施を事業者へ義務づけることについてお答えいたします。

平成30年度に施行された気候変動適応法では、防災、農林水産業、生物多様性の保全をはじめ、あらゆる分野において気候変動適応策に取り組んでいくことが求められていることから、今回の計画においても気候変動適応策についての記載を検討するよう意見を述べております。今後の気候変動適応策の実施については、個別事業の実施の際に行われる環境影響評価の手続や、公有水面埋立申請の手続の段階で事業者により考慮されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 嘉数 登君登壇〕

○知事公室長（嘉数 登君） 2、オスプレイの飛行実態及び機体不具合に係る県の対応についてお答えいたします。

沖縄防衛局の離着陸等状況調査によると、令和4年の普天間飛行場におけるオスプレイの夜間・早朝の離着陸回数は、154回に上っております。県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音規制措置の厳格な運用等について、日米両政府等に対して強く求めてまいります。また、一般のオスプレイの部品交換について沖縄防衛局は、オスプレイのクラッチを原因とする特有の現象の発生を予防するため、一定の使用時間を経過したものは部品交換の対象となっているが、対象となる機体の部隊や機数などの詳細は、米軍の運用体制に関することであり、お答えできないとしております。県は、オスプレイの部品交換について、政府に対して、詳細な情報提供と適切な対応を求めたところであります。

次に10、那覇軍港の浦添移設問題についての(1)、那覇港湾施設の代替施設と牧港補給地区についてお答えいたします。

那覇港湾施設の移設については、同施設の代替施設が現有の機能の確保を目的としていることが、これまでの移設協議会において累次にわたり確認されております。また、牧港補給地区については、機能の移設先のマスタープランが日米合同委員会において合意され、それぞれの施設で返還に向けた作業が進められております。

県としては、牧港補給地区の返還が確実に実施されるよう、引き続き政府に強く求めてまいります。

同じく10の(2)、那覇港湾施設代替施設の機能についてお答えいたします。

市街地に位置し、多くの民間機が離着陸する那覇空港に近接している那覇港湾施設において、復帰後50年間行われてこなかった運用が行われることは、県民に新たな基地負担を強いるものであり断じて容認できません。このため、昨年10月の第29回移設協議会において、県の考えを申し上げたところ、防衛省からは、一般論として申し上げれば、那覇港湾施設で行われる運用や訓練は代替施設においても想定され得るものと考えているとの発言がありました。県としては、現有の那覇港湾施設及び代替施設において、航空機の離着陸や訓練を一切行わないよう米軍に働きかけることを、移設協議会において引き続き求めてまいりたいと考えております。

同じく10の(3)及び(4)、那覇港湾施設代替施設の機能強化及び米軍艦艇の恒常的な展開についてお答えいたします。10の(3)及び10の(4)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

平成15年の第4回移設協議会で、国は、代替施設においても現有の那覇港湾施設の機能を確保することを目的としており、米軍艦艇を恒常的に展開する計画や空母や原潜を運用する計画があるとは承知していないと回答しております。県は昨年の第29回移設協議会においても、改めて防衛省にこの点を確認し、同様の回答がありました。さらに、代替施設の機能に変更がある場合には、移設協議会で国から説明がなされるものと承知しておりますが、これまでそのような説明はなされておられません。これらのことから、浦添埠頭地区に建設される施設は現有の那覇港湾施設の機能を確保することを目的としていると判断しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 3、ジェンダー平等、人権尊重の推進についての中の(1)、男女混合名簿の実施状況についてお答えいたします。

令和4年度における男女混合名簿の導入状況は、小学校98.4%、中学校96.4%、高等学校96.6%、特別支援学校100%となっております。なお、導入していない学校についても、次年度導入予定であると確認しております。

同じく(2)、学校制服選択制の実施状況についてお答えいたします。

公立中学校を対象とする令和4年度の調査では、制服を定めている139校のうち、制服を選択できる学校が135校で、その割合は97%となっております。また、現在、制服選択制を導入していない学校についても、今後は検討していくと確認しているところです。県立高等学校においては、制服を定めている57校全てにおいて、制服選択が可能となっております。

県教育委員会としましては、学校及び市町村教育委員会とも連携しながら、引き続き、ジェンダー平等の視点に立った人権教育に取り組んでまいります。

続きまして4、教育行政についての中の(1)、小中学校の学級担任未配置の推移等についてお答えいたします。

4月時点の学級担任の未配置については、令和2年度小学校2名、中学校3名、令和3年度小学校1名、中学校4名、令和4年度小学校9名、中学校19名となっております。教員の未配置については、特別支援学級の増加等により、教員の配置が追いつかないことが要因となっております。

県教育委員会としましては、教員の確保について、新たにペーパーティーチャーセミナーの実施や、関係機関への臨任募集の依頼及び公共施設・商業施設等に教員募集ポスターの掲示を依頼するなど、全庁体制で臨時的任用職員の確保に取り組んでいるところです。

同じく(2)、臨時的任用教員の人数についてお答えいたします。

令和4年度の始業時における臨時的任用教員は、公立小学校で、欠員補充に291名、産休補充に59名、育休補充に189名、病休補充に82名配置し、公立中学校では、欠員補充に438名、産休補充に10名、育休補充に49名、病休補充に24名を配置しております。

同じく(3)、教員の正規雇用についてお答えいたします。

県教育委員会では、教員正規率を改善するために、平成23年度以降、新規採用者数を大幅に増やしてまいりましたが、特別支援学級の増加等により、正規教員の配置が追いつかない状況にあります。採用計画の見直しについては、令和5年度からの定年引上げの影響等も踏まえ、目下取り組んでいるところです。

県教育委員会としましては、引き続き、教員の採用に努めるとともに、教員採用試験の制度改革等に取り組み、正規教員の確保に努めてまいります。

同じく(4)、教員の多忙化解消の取組等についてお答えいたします。

県教育委員会では、平成31年3月に沖縄県教職員

働き方改革推進プランを策定し、学校の実情に応じた行事や会議等の見直し、効率的かつ効果的な部活動の推進、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの配置等の取組を進めております。令和5年4月に設置される働き方改革推進課では、国の調査事業等を活用したメンタルヘルス対策に取り組むとともに、学校における業務改善による負担軽減を推進することにより、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の確保に努めてまいります。

同じく(5)のア、沖縄県の不登校の状況についてお答えいたします。

令和3年度問題行動等調査によりますと、沖縄県の1000人当たりの不登校児童生徒数は、小中学校で全国25.7人に対し29.4人、高等学校で全国16.9人に対し19.7人といずれも全国平均を上回り、年々増加傾向にあり、憂慮すべき事態と認識しております。令和3年度はコロナ禍もあり、生活リズムが整いにくいことも増加の要因の一つと捉えておりますが、不登校の背景や要因は多様であるため、各学校において、個々の状況を丁寧に把握し対応しているところです。

同じく(5)のイ及びウ、不登校対策についてお答えいたします。恐縮でございますが、4の(5)のイと4の(5)のウは関連しますので、一括してお答えいたします。

今年度より、モデル事業として校内自立支援室事業を立ち上げ、市町村教育委員会と連携し、12市町村36校において空き教室を活用した居場所づくりや学習支援に取り組んでいるところです。

県教育委員会としましては、魅力ある学校づくりを進めるとともに、スクールカウンセラー等によるきめ細かな支援や、関係機関と連携した組織的な取組を推進してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) 3、ジェンダー平等、人権尊重の推進についての御質問の中の(3)、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の基本理念と県基本計画についてお答えいたします。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月1日から施行されることとなっております。本法では、生活困窮、性暴力、性犯罪被害など、複雑化、多様化、複合化する様々な問題に直面する女性の支援を推進することとされており、その基本理念として、女性の福祉の増進、人権の尊重や擁護、男女平等の実現が規定されております。県の基本計画策定

などにつきましては、今後、国が策定する基本方針等を踏まえ、必要な対応を行ってまいります。

同じく(5)、同性婚についてお答えいたします。

県では、人は、皆それぞれ違う存在であり、自分らしく生きる権利を持っているとの認識の下、沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）を発表し、各種施策に取り組んでおります。同性婚については、県民の間にも様々な意見があることから、県としましては、司法や国政の場における動向を注視しながら、性の多様性への理解を深め、互いの個性を認め合い、誰もが自分らしく生きられる心豊かな沖縄を目指し、引き続き取り組んでまいります。

5、米軍人・軍属との家事問題を支援する県の事業における、これまでの実績と米軍基地内機関との連携構築についてお答えいたします。

県では、米軍人・軍属等を相手方とする離婚や子供の養育費等で悩みを抱える方に向けて、令和3年1月に本島中部に国際家事福祉相談所を開設し、昨年12月末までに延べ386件の相談を受けております。また、基地内及び県内機関との連携構築につきましては、相互の機関の支援内容や役割等について情報交換を行いながら、具体的な連絡体制の方法等を検討しているところです。

県としましては、引き続き、悩みを抱える方々に寄り添った様々な支援を提供できるよう、関係機関と連携して取り組んでまいります。

6、若年妊産婦等への支援についての御質問の中の(1)、若年妊産婦等の支援状況等についてお答えいたします。

県では、若年妊産婦等に対して、産婦人科への同行支援、SNSを活用した相談対応や支援情報発信などを行っております。また、県内5市町において、若年妊産婦の居場所が設置されており、生活支援のほか、就学や就労支援などが行われております。支援者の方々からは、居場所の設置拡充や支援機関同士のネットワーク化、継続的な伴走支援等について声が寄せられております。

県としましても、市町村などと協力しながら、若年妊産婦等の支援に引き続き取り組んでまいります。

同じく(2)、若年妊産婦の居場所等の設置についてお答えいたします。

現在、内閣府の沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金を活用した市町村事業として、通所型の若年妊産婦の居場所が、県内5市町に計5か所設置されております。また、令和5年度からは、同補助金を活用した県事業として、複数の市町村を対象とした通所型の居場

所を1か所設置するほか、子育て支援対策臨時特例交付金等を活用し、若年妊産婦等が安心して生活を行うための相談支援や宿泊型居場所を提供する特定妊婦等支援臨時特例事業を新たに実施することとしております。

7、子育て支援拠点事業についての中、地域子育て支援拠点事業についてお答えいたします。

認定こども園が実施する子育て支援事業と地域子育て支援拠点事業とは、定義の一部が類似しているものの、相互に独立した事業です。このため、国は、認定こども園にも、地域子育て支援拠点事業を重ねて委託することができるとしています。県では、地域の子育て支援体制の充実を図る観点から、実施する拠点の増加を目指し、引き続き市町村の取組を支援してまいります。

8、待機児童解消のために新設する学童クラブについてお答えいたします。

令和4年5月1日現在の放課後児童クラブの登録児童数は2万4323人、登録できなかった児童数は665人となっております。クラブ数は増加傾向にありますが、利用ニーズの高まり等により、登録できない児童が生じております。県では、引き続き、市町村が行う学校敷地等を活用した施設整備を支援し、登録できない児童の解消に努めるとともに、おおむね40人を1単位とした運営費に対する補助を行い、クラブの適正規模による安定的な運営を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 糸数 公君登壇〕

○保健医療部長（糸数 公君） 6、若年妊産婦等への支援についての(1)のうち、若年出産の人数等についてお答えします。

令和3年厚生労働省人口動態統計における母親の年齢別出生数によると、本県における19歳以下は235名で、全体の1.6%となっており、全国の0.7%と比較すると約2倍以上と高くなっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 我那覇 仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇 仁君） 9、伊平屋診療所などの高台移転、伊是名診療所などの改築に向けた進捗状況についての御質問にお答えいたします。

伊平屋、伊是名診療所等の整備については、現在、病院事業局と保健医療部との間で、建て替え予算に係る財源やスケジュール等について検討、調整を行っているところであります。令和5年度は、地元自治体と

も連携し、移転候補地の敷地面積、災害時における医療提供体制の確保や住民の利便性など立地条件について現地確認するなど、移転建て替えに向けた計画を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 答弁ありがとうございます。

それでは、教育行政について再質問をいたします。不登校について。

不登校になった要因に、トイレ問題は大きいです。授業中にトイレに行きたくなったときの対応を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 生徒の授業中のトイレの使用につきましては、まず生徒からの声かけに応じて、自由に利用が可能です。心身に不安を抱える児童生徒のトイレの利用については、学年間で情報を共有し、座席の配置を工夫するなど行い、個々のタイミングでトイレを利用できるようにしているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 授業中に大便や小便のために教室から出ることを認めないということが、実際あるんですよね。休み時間まで我慢をなささいということを強いられて、お漏らしをして辱めを受けて、それからいじめにつながって不登校になったという訴えがあります。先月ぐらいですか、こども園のほうでもトイレを我慢してって言われてお漏らししたという——結構大きな痛手になっているんです。これ授業中にトイレを我慢させるということは、人権侵害にもなるし、重大問題だと思います。教育長は行ってもらっているというような答弁だったんですけど、実際現場においてはこのように我慢を強いているという状況が結構あるんですよね。今後の対応を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 今議員指摘のあったとおり、トイレに行かせないと、そういった行為については人権問題にも関わるものだというように考えております。教員に対しては、各種協議会、あるいは研修会において児童生徒一人一人の人権を尊重した教育の徹底を図っているところでありますので、さらにこういったトイレ等が自由に行けない状況、そういったことがないように、今後こういう研修等で徹底をしていきたいというふうに考えております。また、今の状況を私も初めてこういう状況を聞きましたので、確認しながら、そういうことがないようにしっかり徹底して

いきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 当然だと思われることが実際はそれぞれの担任や学校現場、それぞれの考えでやっているのではないかな。だから今言った——大事なのは、人権感覚を持っているのかと、教育の学校現場の中で。これ厳しく——ぜひ改善する、そういうことがないよというところでやっていただきたいと思っております。

それでは、教員不足について伺います。

自公政権の下で日本の教育費に対する公的支出というのは、GDPの比でOECD37か国で下から2番目に低いです。また、小泉政権のときの地方分権改革で、国の義務教育費国庫負担分が2分の1から3分の1に引き下げられました。でもそんな中で、沖縄県は小1・小2の30人学級、そして小3から中3までの35人学級を実施して県民の願いに応えています。

それなのに何で、1月の教師不足が135人になるんですか。そのうち学級担任は何人不足していたのか、教育長に伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 1月の時点での教員不足135人の内訳の中で、学級担任の不足については小学校が49名、中学校は22名となっております。高校、特別支援については、学級担任未配置という状況はございませんでした。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 何でそうなるのかということで聞いたんですが、数字だけ答えても——分析してほしいということを考えています。

休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後2時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 純恵さん 文部科学省の資料を基に作成しました。（スクリーンに表示） 臨時教員の割合の全国比較は——もう1枚入れていますけど、参考にしてください——文部科学省の調査で、全国44の教員養成国立大学で、昨年3月卒業者の教員就職率が前年度より高くなって60.1%になったと。一方、琉球大学は49.7%と、教員の成り手が5.6%減っています。

これは私、九州のほうを拡大してつくりました。九州の比較で、教員になった人の臨時任用の割合は、中央の青枠の下の欄を御覧ください。全国平均で臨時採用率26%。琉球大学はどうか。臨時採用率は47%。

半数が臨時教員なんです。次に、臨時の割合が高いのが鹿児島大学の24%。ほかは12%から20%なんです。ほとんど正規で採っている状況です。青枠の左横の黄色の枠は、正規採用が臨時の何倍かという表にしました。正規採用が臨時採用に比べて、福岡教育大学が4倍、佐賀大学が5倍、長崎大学6.9倍。低い鹿児島大学で3倍。琉大は臨時と正規採用はほぼ同数になっています。沖縄の正規採用がいかに少ないか、歴然としています。見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 今九州の大学の卒業者の正規、学生の正規、臨時的任用教員の比較でありますけれども、この数値だけでは——例えば、学卒者の採用、合格率が高いというような状況等も考えられますので、一概にこの数値でもって少しコメントするのは非常に難しい状況かなと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 教員大学、まあ琉大ですよ。147名の教職課程受けた人が半分しか教師にならないと。そのうちまた正規、非正規は同数というのは、九州と比べてこんなひどい状況にあるというのは、学生自体が教員になれない、今の学校の現場に問題を感じている、それも認めるべきではないですか。そして、本当に教員採用試験の申込みだって、3年前5倍から——倍率ですよ——今何倍に落ちていますか。8倍余りから今5倍に落ちてきています。新年度またどれだけ落ちるのか。これ本当に危惧していませんか、大変な状況だと思っていませんか。教師になれない、なりたくないというのが、全県で広がっている。ましてや教師を目指す人の中でそういうことが起こっているということについて——ちょっとさっきの答弁では教育長、甘いと思いますよ。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 今議員御指摘のとおり、やはり——例えば、教職課程の学生が卒業時に教員を目指すさない状況、これ本当に課題であると考えております。琉大との協議会の中でもこの話題は出てきます。なぜこの、教員を目指して教職課程に入った学生が、卒業時に教員を目指すさないのか。例えば社会に出て、一度様々な職業を経験してチャレンジしたいという声もあるようですが、今議員御指摘のとおり、現在この学校の多忙化等のイメージ、そういったものも影響しているというようなこともありますので、この辺については重く受け止めております。今しっかりと負担軽減を図り、働き方改革を進めて、この教職が魅力あるものであるということでもしっかりと学生にも伝えてい

かなければならないと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 教師になりたいということで、正規採用が長崎6.9倍ですよ。正規採用して、教師として最初から全うするというのがその卒業する若い皆さんの思いなんです。でも半分しか採らない。それが問題だということで、私、正規採用の窓が、門戸が本当に狭いというのが沖縄の問題だと。九州と比べてもそうなっているということをもっと分析してほしいと思います。

中学教員を目指している30代の方が、何度も採用試験で不合格になっている。教員不足というのは納得いかない。こんな声もあります。子供たちが健やかに伸び伸びと学習できる教育環境にしたいというのが教職員の願いなんです。ところが現場教員から聞こえるのは、悲痛な声なんです。授業のカバーに入るときにクラスの雰囲気荒れているように感じる。授業中に席を離れるのが目立つ。子供と向き合う時間がない。こんな声なんです。沖教組那覇支部の1月調査による教職員の声は深刻ですよ。教職員の不足について最も多かった意見が、教職員が疲弊して新たな病休を生む、一刻も早く教職員を定数で満たさないと学校が崩壊するという声。教員不足をつくらないために正規雇用を増やすというのが多くの意見なんです。こんな現場の声に対して、デニー知事の受け止めもいただきたいと思います。教育長ももちろんです。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 教育長から、るる答弁をしていただいておりますけれども、学校現場の状況をつぶさに教育委員会からも調査を行い、またその担当者自身である先生方からもいろいろな意見を聴取しているということも伺っております。西銘議員からは、教職課程に進んでも先生にならない、なれないというそういう現状があるということも、またこの厳しい子供たちの教育環境の現状が負のスパイラルみたいな状態になっているんだろうというように思料いたします。

我々県当局としても、教育委員会と協力して、どのような方法でその状況を改善していけるのかということについて、真摯に受け止めて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 議員御指摘のとおり、この正規率の改善、これはもう大きな課題だと思っております。これまでも答弁申し上げましたが、平成23年度以降、採用数を増やして対応してまいりましたが、特別支援学級等の増加によってなかなか追いつかない

状況もありますが、しかしその状況を踏まえて、その改善計画、採用計画をしっかりと見直していきたいと思っております。

また、なかなか今受験をして受からないという状況の声もございました。教育委員会では、様々な入試の改革を行っております。臨任の経験者に対しての一部試験免除等の要件も緩和しております。そういった入試改革も行いながら、しっかりと希望を持って採用試験に臨めるように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 私は正規採用してほしい、それが大きな解決になるとずっと訴えていますけれども、教職員定数を全て正規雇用にしたら、県の財政負担は増えるんですか。変わりはないのですか。総務部長に伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 現在臨時的任用職員である教職員を、正職員として採用するとした場合の詳細な比較検討はなされておられませんけれども、給与面の処遇で差が小さいのであれば、単年度の影響は限定的なものになると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 教育長、実際教員定数に国はちゃんと予算を出していると思うんですよ。部長そうおっしゃったんですけど、どうですか。変わりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 教育委員会としましても、本務職員と臨時的任用教員の給与、同じ条例、規則で定められておりますので、財政負担は大きく変わらないというふうに我々も認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 2月17日の永岡文部科学大臣の記者会見で、教員不足について、大臣は昨年9月の教育長会議で、積極的な正規教員の採用や教師の確保に向けた取組の強化をお願いしたと述べています。沖縄県の抜本的な正規教員採用のための初任研をずっと答弁で言っていましたけれども、採用するための改善対策を国にも求めるべきだと思います。生徒の学ぶ権利を保障するのが教育です。学級担任の配置は最優先課題だと思っています。5年間で教員定数を全て正規教員にしましょう。そんな思い切った改革案を示すときではないですか。新年度の採用どうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） まず令和5年度の新規採用でありますけれども、現時点で360名程度を見込んで

おりまして、昨年度より60名程度増加をしております。引き続き、この採用計画の見直し、それにしっかり取り組むとともに、採用試験の制度改革にも取り組みまして、正規教員の確保に努めてまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 2011年の金武教育長のときに、臨時教員を正規にすると行って抜本策が取られました。小中の教員採用を2.2倍、2.3倍に増やしました。今回も2倍、500人、600人、こんな思い切った採用計画をつくるべきだと思います。正規率を全国並みにすると、何人増やせばいいんですか。今、全国並みで取りあえずお尋ねします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（半嶺 満君） 全国並みの正規率にするためには、公立小中学校について申し上げますと、本務職員が1130人増えれば、現段階で全国並みの正規率となるというふうな見込みであります。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 沖縄県だけ今低くなっていますから、それで全国並みに急速に引き上げる。過去にもやったことがあります。年間200名ぐらいのプラスということになりますか。ぜひそこから出発していただきたいと思っております。これが、正規教員を増やすよ、現場の皆さんの負担を軽くしますよ、教員の皆さんが子供たちと向き合うようになれるよということを、それを現場の皆さんに伝えていくという作業は、やっぱり増やす計画を大きく改革案を示すことだと思います。ですから教育長にその決意を伺います。デニー知事にも最後に決意を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 学校現場が教職員にとっても魅力のある職場であり、また子供たちにとっても学びのよりよい環境づくりのために、教員の正規化、これは重要であると思っておりますので、この採用計画をしっかりと見直しを図りながら、正規率の改善に努めていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど議員が御紹介していただきました永岡大臣の御発言等にもありますように、積極的に環境を改善していくということは、これは大きな命題であるというように受け止めています。

県としましても、教育委員会と共に、子供たち、働く教職員の方々、そして地域全体がゆとりが持てるようにしっかり取り組んでいきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 軍港問題について伺います。

牧港補給基地は2025年、またはその後に返還予定の基地になっています。2年後にはどれだけ返還されますか。その後とはいつですか。また浦添新軍港が建設されたら、牧港補給基地は返還されないのではありませんか。公室長、お答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

牧港補給地区については、平成18年5月に発表された再編実施のための日米ロードマップにおいて、全面返還が合意されております。その後、平成25年4月の統合計画において、同施設の倉庫地区の大半を含む部分については、トリイ通信施設、それから嘉手納弾薬庫知花地区、キャンプ・ハンセン、キャンプ瑞慶覧における代替施設が提供され次第、返還可能な区域となっております。また、それ以外の残余の部分については、米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い、返還可能となる区域として示されており、返還時期はこちらは2024年度またはその後となっております。

○西銘 純恵さん それ以上出ないんですか。

○知事公室長（嘉数 登君） 確認したかということも……。

○西銘 純恵さん そうです。

○知事公室長（嘉数 登君） 失礼いたしました。

作業について国に確認したかということも御質問であったかと思っております。

沖縄防衛局によると牧港補給地区の具体的な返還時期について、現時点で今予断を持ってお答えすることは差し控えるが、現在今後の返還に必要な工事や米側との協議等を行っているところであるということでございました。

失礼いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 沖縄にミサイルを配備して敵基地攻撃能力を持って、岸田政権が戦争の準備をしています。沖縄を二度と戦場にさせないために、新たな基地を造らせてはならないと県民も思っています。

デニー知事に伺います。

浦添新軍港と牧港補給基地が一体となって、米海兵隊と自衛隊の共同使用基地、一大軍事拠点にされるの

ではありませんか。浦添軍港容認を再考して、那覇軍港の無条件返還を求めるときだと思んですが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） まず、那覇港湾施設につきましては、移設協議会の中で議論をされるものというように認識をしております。それからキャンプ・キンザーは先ほど公室長からもありましたとおり、2024年度あるいは2025年度、またはその後に返還されるということが米軍の再編計画でそう約束されております。先日私、海兵隊のグアム基地を視察させていただいたときも、まだ沖縄のどの部隊からどのくらいの間人移るのかは分からないと言っておりますが、確実に沖縄からの基地負担軽減を進めるためには、そのような取決めを着実に進めていくことによって、基地の着実な返還につながっていくものというように思います。引き続き、日本政府にはそのことをしっかり進めるよう求めてまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 知事頑張っているんですけども、日米政府がさっき言ったように、本当に自衛隊と一体となった基地ということであれば、牧港も返還されないし、軍港と一体となった巨大基地になるという、それが現実のものになるんじゃないかということをもっとシビアに受け止めてほしいと思っております。

最後に、知事に伺います。

同性婚について。

部長の答弁はいただきました。知事に伺いたいんですが、2月中旬の世論調査で産経・FNN調査で、同性婚を法律で認めるに賛成が71%、そのうち20代では91.4%。読売・日テレで賛成66%。同性婚の法制化などを認める声が国民の大多数になっています。同性婚について知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 本年2月に報道各社が実施した世論調査によると、同性婚を法的に認めることに賛成との回答は最も多いもので72%。他の調査でも71%や66%となるなど、同性婚については肯定的な意見が多数を占める状況となっているところです。沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）では、人がどのような性を生きるか、どのような性を愛し、愛さないかなどの性のありようは、人権として尊重されるものだというように明確に示しております。この認識の下、誰もがひとしく幸せを享受できる心豊かな沖縄を目指していけるよう、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 総残時間が終わりました。

○西銘 純恵さん ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後3時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

当山勝利君。

○当山 勝利君 ていーだ平和ネットの当山勝利です。

一般質問をさせていただきますが、その前に今日、このタブレットに質問と再質問を全部入れてあったんですね。念のためにペーパーで起こしてあったのでよかったですけれども、機械というのは何が起こるか分かりませんから、いつ何が起こるか分からないので一応ペーパーで置いてあったんですが、今日スクリーンに資料を出すということで最初から取られてしましまして、これが一切使えなくなってしまったという、なかなか議会のペーパーレス化がまだできていないというのがありますので、これもしっかり対応していきたいなと今、思ったところです。

それでは一般質問をさせていただきます。

知事所信表明に関連して幾つか質問させていただきます。

(1)のアジア経済戦略について伺います。

ア、所信表明には明記されておられません、新・沖縄21世紀ビジョンにおいてアジア経済戦略構想が包括的に含まれ、所信表明の経済分野においても、アジア地域のダイナミズムを取り込むための施策は、個別に示されていると私は理解しております。そこでどのようにこのアジアのダイナミズムを取り込むために、どのように統括し、方針を立てて、施策を展開していくのか、具体的に施策も含めて伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） ではまず私のほうから、アジア経済戦略についての統括、方針、施策の展開等について御説明、お答えさせていただきたいと思ます。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げる、「アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と臨空・臨港型産業の集積」、「デジタル社会を支える情報通信関連産業の高度化・高付加価値化」などのアジア経済戦略に係る施策につきましては、商工労働部で進捗管理を行い、全庁体制で取り組んでいくものとしております。これまでのアジア経済戦略を新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に取り込んでいって、今後

もアジアのダイナミズム、沖縄の地理的優位性をしっかり展開させていくという方向性は、軌を一にするものということになっています。さらに、海外の有識者を交えた委員会においては、沖縄県の取組に対する提案や改善意見をいただきながら、さらなるアジア経済戦略の効果的な推進を図っていくものであります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 全庁的に取り組むということと、中心になるのは商工労働部であるということが分かりました。また有識者の委員会をしっかりと立てていただいて、今向かうべき方向性はそこで議論されるものと理解します。

そこで、これを統括する責任者はどなたでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時44分休憩

午後3時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） 戦略構想の考え方や推進計画における各種取組は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に引き継がれているということになりますので、県知事の下で推進していくということになります。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 そうですね。ぜひこれは企業の皆様方も、アジアのダイナミズムを取り込むということに対して期待を持ってやっていらっしゃると思います。この新・21世紀ビジョンの前までは、しっかりとそれがあったものですから分かりやすかったのですが、今はそういう文言が出てきにくいような、新・21世紀になって全てがそこに溶け込んでしまっているものから分かりにくいというものもありますので、ぜひそこら辺は分かりやすくしていただきたいということと、ぜひ知事も統括責任者としてしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、もしその決意があればお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今般、新しく設置をいたします地域外交室は、まさにそういうアジア戦略も含めた経済、観光、物流、人流含めた総括的な部署でありまして、全庁的に取り組むためのいわゆるグリップシステムみたいな、そういう形になっています。ですから、これまではそれぞれの部局において取り組んでいた地域振興でありますとか、あるいはアジア経済戦略

がなお、それ以外の課にもしっかり情報としてつながり、新しい展開につながっていきけるようにさらなるこのアジア経済戦略を骨太のものにしていきたいというように考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 ぜひよろしくお願ひします。一つ一つの施策というのは、それではばらばらに動かしてしまうと弱いと思います。それを束ねていくということが重要だと思います、よろしくお願ひします。

次に移ります。

イ、国際物流拠点の形成について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県では、国際物流拠点の形成に向け、航空コンテナスペース確保事業や那覇空港貨物ターミナルの貨物上屋への物流関連事業者の誘致など、那覇空港の物流機能の強化に取り組んでいるところです。また、これらの取組に加え、今後は、那覇空港に就航する旅客機の貨物スペースを活用した貨物輸送を推進し、多仕向地、多頻度化に対応した航空物流ネットワークの構築を図ることで、国際物流拠点の形成を推進してまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 マスク取りますね。

ウ、海外市場への販路拡大に向けた取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県では、海外に向けた県産品の販路拡大の取組として、航空輸送費軽減や県内事業者が行う販売促進活動、海外渡航等への支援を行っております。

県としましては、各市場のニーズに対応した商品開発や海外見本市への出展・商談会開催等への支援、県産品ブランドの確立と活用等による商品の定番化、Eコマースを活用したビジネス展開支援等を行い、県産品のさらなる販路拡大に向け、引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 引き続き、エです。那覇港の移輸出入において、片荷輸送が長年の課題となっております。那覇港管理組合との連携と課題解決のための県の取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県では、那覇港における片荷輸送の課題解決に向け、中古車等の輸出によるベースカーゴ確立の取組や、アジア地域向け冷凍混載貨物の輸送実証などを行っております。また、県の海外事務所と連携した、海外での県産品販路拡大や商談会等への出展支援のほか、沖縄大交易会開催などによる県産品や全国特産品の流通拠点化などに取り組んでいるところです。

県としましては、引き続き、那覇港管理組合と連携し、那覇港における片荷輸送の解決に向け、取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 イとウとエは、いずれも関連していると考えています。先ほど質問したイとウは、片荷輸送の解消のためにやられている事業であるというのは理解しておりますが、今回、那覇港の港湾計画改訂が行われましたが、そこに出されている資料の中のデータを見て残念に思ったのが1つあります。これは令和2年のデータですけれども、移輸出貨物量がその他輸送機械というのが78%あります。その他輸送機械というのは、空台車であったり空シャーシだだりものトン数です。それが港湾計画改訂してどうなるか、78%がどうなるか。それをシミュレーションした数字が81%と増えているんですね。結局、解消されていないんですよ。計画を変えても。そこは非常に残念であると思います。

これは港湾議会でも、常勤副管理者が答えていたけれども、県と一緒に——もうこの港湾管理組合だけではなく、県も一体的になって、それも全庁的に取り組まないと、これは沖縄でつくった物、もしくは外から持ってきた物でもいいです。それをしっかりと運んでいくということと一緒にやらないと、もう那覇港管理組合だけでは駄目なんです。ぜひそこを決意を持ってやっていただきたい。知事どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほども片荷輸送の課題に対しての部局からの答弁がありましたけれども、もちろん沖縄県は海外事務所を設けておりますので、その事務所の機能をさらに強化し、海外での県産品の販路拡大をつなげる機会をもっとつくっていききたいということ、それから県内では沖縄大交易会の開催などによって、県外の方々も沖縄を拠点として注目をする、あるいはハブ・アンド・スポークのハブとして注目をするということをもっと広げていきたいと思っています。今般、長野県が非常にその意欲を見せておりまして、

長野県以外にも、ぜひ沖縄の物流ハブの機能を我々もしっかりと協力したいという意欲を見せている都道府県、自治体もあります。ですから、これからはまさに沖縄からどれだけの物を運んでいくか、運んでくるかということが問われていると思いますので、そのことにさらに力を注いでまいりたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 これは長年来の課題ですので、すぐには解決できるとは思っていませんけれども、ぜひ取組をよろしく願います。

では、次に行きます。

(2)番、県内企業の稼ぐ力について伺います。

今回知事の所信表明において、企業の稼ぐ力という言葉が6か所出てきます。それだけ県内企業の稼ぐ力を高めていくことが必要であるという表れだと思っておりますので、まずア、解決すべき課題について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

島嶼経済の不利性を抱える本県におきましては、県民所得の向上につながる企業の稼ぐ力の強化を図るためには、DXの促進等による生産性の向上や多様な人材の活躍促進、中小企業の経営改善等により各産業の付加価値や競争力等を高めるとともに、域内経済循環の向上により、持続可能な経済成長を実現することが課題というふうになってございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 では、その課題に対する解決のための施策について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県では、リゾテックおきなわの推進による産業DXの加速化に取り組むとともに、多様な人材の活躍促進に向けて、人材育成への投資促進や多様な就業形態に対応した人材のマッチング支援に取り組んでおります。また、中小企業等の経営基盤の強化を図るため、支援機関との連携による経営改善や企業の成長に資する資金繰り支援等に取り組んでいるところでございます。加えまして、県内で生産可能な物やサービスを可能な限り県内で生産・調達することを推進し、域内自給率の向上に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 引き続きウですけれども、県内企業

の稼ぐ力を向上させるためには、やっぱり大きな一つとしてDX推進、重要な施策として県は挙げていらっしゃると思います。先ほどの御答弁にもありました。DX推進において、解決すべき課題について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県が昨年実施しました企業経営者へのアンケート調査によりますと、DXの取組が進まない理由として、DXのよさや進め方が分からない、ITやDXを進める人材がないなどが挙げられております。この結果等を踏まえまして、県としましては、DXに対する経営者の理解や推進ノウハウの不足、企業内のDX人材の育成・確保等が主な課題であると認識しているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 やっぱり人材不足等課題が多いと思います。そこで、DXを推進するに当たり、その課題を解決するための施策について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県では、DXの理解促進や推進ノウハウの普及に向け、相談窓口の設置や経営者向けDXセミナーの開催、県内の取組事例の紹介を行うなど、企業のDXを支援しているところでございます。また、DX人材の育成・確保につきましては、企業の中核人材を対象としたDX推進リーダーの養成や、従業員のデジタルリテラシーを強化する講座を実施しているところでございます。

県としましては、引き続き、県内企業のDX推進に向け、効果的な施策を展開してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 人材というのが、1つの大きなポイントになるかと思えます。そこら辺を、リスキリングとかいろいろ出てきておりますけれども、しっかり対応していただけたらと思えます。

それでオなんですけれども、結局県内中小企業は、今現時点で文書作成とか経理とか、あとは情報のやり取り、共有化、そういう一つ一つの個別具体的なものに関しては、デジタル化はどんどん進んできていると思えますけれども、ただDXを推進するためにはそういう一連の統合的なデジタル化というんですか、流れをつくっていく、その作業をつくっていくことが必要だと思えます。いわゆるデジタルイゼーションと言われるやつですね。それに至ると、なかなか中小企業

ではそこまでできていないというのが現状ではないでしょうか。その取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県では、中小企業のデジタル化やDXの推進に向け、相談窓口を設置し、個別アドバイスをを行うなど、各社のニーズや取組段階に応じた支援を実施しているところでございます。また、デジタル化に取り組む企業に対しましては、ITツールの導入や活用を支援しており、またDXに取り組む企業に対しましては、DX推進計画の策定サポートやDX推進リーダーの養成講座の実施、DX補助金等による支援などを実施しているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 そう一つ一つの施策で企業さんが積極的にやろうというところであれば、相談窓口に来られて相談されるということではあると思いますが、そういうことを知らない企業さんに対しては、やはりこちらのほうから積極的にこういうことをやっていますよということをお知らせする必要がある、何らかの——工業会とかいろいろありますよね。中小企業団体中央会、そういうところを使ってこういうことができますよということのお知らせも大切だと思いますが、そういうことはされていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県では、例えば補助金等の申請でありますとか、今議員がおっしゃったような内容等につきまして、不慣れな事業者さんにおいても利用が可能となるように、例えば申請書類の簡素化を図るということでもありますとか、事業ごとの問合せに対応するようなことをしてございます。また各商工会等の支援機関におきましても、補助金等の申請に係るサポートを実施しております。

県としましては、引き続き申請に関するサポート体制あるいは相談等の体制なども含めまして、その周知に取り組ましまして、事業者が利用しやすい環境づくりに努めていくことで、それによって様々な御提供をする取組の活用促進を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 次行きます。

カ、教育分野の科学技術人材の育成に向けた理数教育について伺います。また、高等教育における数理及

びデータサイエンティスト育成の取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えいたします。

県教育委員会では、将来の国際的な科学技術系人材の育成に資することを目的に、沖縄科学技術向上事業を実施し、沖縄科学グランプリの開催、つくばの先端研究施設への生徒派遣等を行っております。また、文部科学省からスーパーサイエンスハイスクールの指定を受けた県立高校2校に対し、先進的な理数教育が実施できるよう支援し、その成果の普及に努めているところであります。

県教育委員会としましては、引き続き、理数教育の充実を図ってまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） 高等教育機関に関しましてですが、県内の高等教育機関におきましては、文部科学省の認定を受けた琉球大学と沖縄工業高等専門学校で、全学生を対象としました数理・データサイエンス・AI教育プログラムを推進しておりまして、基礎から応用レベルの人材が育成されていると聞いてございます。

県としましては、産業DXを推進する上で、データサイエンス教育は重要であると認識しておりますので、今後、琉球大学等との連携を図り、高度なデジタル人材を多数育成していけるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 高等学校において理系に進む生徒が増えていると、取組によって増えているというふうに聞いておりますので、具体的な数字を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 県立学校の理系大学への進学率でありますけれども、令和3年度28.4%であります。平成29年度の18.5%から増加している状況にあります。ただし、令和3年度から理系学部環境科学やスポーツ科学等が加えられまして、これまで文系でしたので、若干その分、向上している部分もあろうかと思えます。単純比較で可能な理学、工学、情報、理系教育への進学率に限って申し上げますと、平成29年度10.7%から令和3年度は14.2%で、いずれも増加傾向にあります。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 いずれにしても理数系に進む、もし

くは自然科学系に進む生徒さんたちが増えているということなんです。全国平均では、その自然科学系に進む生徒さんは35%いると文科省は発表していますけれども、政府は将来的には5割にすることを教育未来創造会議ですか、その中で言っているわけですが、その数字が妥当かどうか分かりませんが、しかしこれから沖縄県はデジタル化もしなきゃいけないということで、理系に進む人たちを増やさないといいけない、もしくはそういうスキルを高めなければいけないと思いますので、そこら辺はもっとやっていかなきゃいけないと思いますが、教育長の見解を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) お答えします。

教育委員会としましては、国及び大学改革の動向を注視しながら、沖縄科学技術向上事業やSSH指定校の成果普及等に取り組み、理数教育の充実を図ってまいりたいと思います。また、琉球大学との連携を行いまして、学校訪問型の理数系学科の紹介や出前授業、理系体験交流などを通して理系進路選択への興味、関心の掘り起こしや喚起を目的とした取組を実施しているところであります。引き続き理系分野に興味、関心を持つ取組を推進していきたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 当山勝利君。

○当山 勝利君 よろしく申し上げます。

それでは、キに行きます。

アジア有数のスタートアップハブについて、特にスタートアップハブのハブ、ハブ化とはどのようなものか、何を目指そうとしているのか伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

○商工労働部長(松永 享君) お答えいたします。

本県では、沖縄の優位性や潜在力を生かした新たな産業を創出するため、スタートアップが自律的に生まれ、短期間で成長する仕組みを構築し、国内外のスタートアップの集積を目指すこととしております。具体的には、産学官金が一体となったおきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアムと連携し、スタートアップと金融機関等とのマッチングや、スタートアップへの成長支援プログラムの実施等により、新事業・新産業が創出される環境づくりに取り組んでまいります。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 当山勝利君。

○当山 勝利君 そこで、アジア有数のスタートアップハブを推進するに当たり、この業種、狙っている業種とか、それとも関係なくスタートアップハブを支援

されていくのか。どちらでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

○商工労働部長(松永 享君) お答えいたします。

県では、革新的なビジネスモデルや技術により新たな価値の提供や社会への貢献を目指すスタートアップを広く支援しておりまして、対象業種は特に限定しておりません。今後は、沖縄の優位性や潜在力を生かした新たな産業の創出を図るため、本県のリーディング産業であります観光やIT分野のスタートアップを重点的に支援してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 当山勝利君。

○当山 勝利君 たまたま昨日、本土の経済新聞で、GXの資金調達好調ぶりという見出しで——つまり、脱炭素分野のスタートアップ事業に対して投資が去年はすごい増えてきたということが報道されてきました。そこら辺も市場のトレンドも追いながら、ぜひ沖縄県のためになるスタートアップをやってほしいのと、もう一つは、起業も支援するし、企業が大きくなることも支援する。要するにスタートするのも、それから走っていくのも両方支援していきますよということができるようになれば、それこそ県内外から多くの方々が、沖縄で、じゃやってみようという気になると思うんです。そこら辺もぜひよろしくお願ひしたいと思いますので、これは指摘で終わっておきます。

(3)番、ものづくり産業について。

ア、基盤技術の高度化を実現するためのサポーター産業集積促進ゾーンにおける金型技術研究センターの役割について伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

○商工労働部長(松永 享君) お答えいたします。

県では、県内製造業の技術者の技術向上を図るため、平成22年に金型技術研究センターを設置し、人材育成に向けた研修を実施するなど、金型の設計や製造に関する技術者の育成に努めているところです。また、機器の提供や製品開発等の支援を行うことにより、これまで県内企業において対応できなかった樹脂やアルミ成形の金型など、様々な製品開発が可能となっております。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 当山勝利君。

○当山 勝利君 先ほどありました平成22年に開設されたところで、人材育成ということなんですけど、もう装置が10年以上たっているんですよ。もう古くて機能もそれから性能も古くなってしまって、じゃ古い装置を使って人材育成をするのかと。今のトレンドに

というか、今の現状に合わないんです。ぜひそこら辺は考慮していただきたい、というか、もう新しいものに機種を変更するべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えします。

ただいま議員から御指摘がございましたが、現在、金型技術研究センターの機器は設置から10年経過しておりますが、既存の機器を最大限活用して民間の技術者を対象とした金型の設計に関する研修を実施するなど、金型技術者の育成を図っているという状況でございます。今後、新たな機器の導入につきましては、金型の設計や製造に関する技術者育成の実績でありますとか、あるいは現在使用している機器の活用状況、また企業のニーズなどを踏まえまして検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 ぜひ前向きに御検討ください。よろしくをお願いします。

イ、沖縄の製造業でもあり文化でもあります、この泡盛の自立に向けた取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県では、泡盛のブランド価値を上げていくため、県産米を使用した泡盛の認知度拡大や、ソムリエ等を対象にした泡盛セミナーの開催など、個別酒造所の取組に対する支援を行っているところでございます。また、若年層の泡盛離れといった課題を踏まえ、大学生向けの泡盛の魅力や飲み方を伝えるイベントの開催など、泡盛業界の取組を支援しているところでございます。

県としましては、引き続き、関係機関と連携し、泡盛のブランディング強化を図るなどの自立的経営を目指す泡盛業界の取組を支援してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 ぜひそこら辺、泡盛業界を支援していただきたいと思います。最近新聞でよく出てきますけれども、聞いてみると何か、国の事業でやっている事業です、というのを言われたりもするものですから、ぜひ県の事業でやって、それがまた泡盛の事業、製造業の振興になるようにやっていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

(4)番に移ります。自立型経済の構築に向けて伺い

ます。

ア、沖縄県の課題である域内経済循環率を高める必要がありますが、取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

県が目指す自立型経済の構築に当たっては、移輸出型産業で国内外から外貨を獲得し、その外貨が域内に投下され、域内産業の活性化につながるということが重要であると考えております。こうした認識の下、新年度においては、観光の高付加価値化による観光収入の増大、地産地消の推進、公共工事の地元企業への優先発注、農産物の生産振興、地域資源を活用した特産品の開発、輸送費の低減化など、域内経済循環を高める取組を積極的に推し進めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 全体的な御答弁をいただきました。そこで、最初にあった県内企業の稼ぐ力というのが、今回の所信表明の一つの大きなキーワードになっていると思っておりますので、県内企業の稼ぐ力を向上させるための、そういう経済循環率、それから自給率を高める、そういうことをやっている施策、取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県では、県内で生産可能な商品やサービスを可能な限り県内で生産、調達できるよう、産業間の連携強化等による生産性への向上や域内経済循環の促進を図るほか、雇用者所得への分配の増大等に取り組んでいるところです。具体的には、商工労働部では、企業連携による高付加価値なビジネスモデルの創出促進や県産品需要拡大等に資する産業横断的なブランドの強化に加え、所得向上応援企業認証制度の運用等に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 企業が自給率を高めていくことで、大きな利益がこの県内に起こるだろうということをやっているらっしゃると思います。全体的な取組も御答弁いただきましたけれども、これもぜひ全庁的に取り組んでいただいて、しっかりとやっていただきたいと思っております。それと商工労働部をお願いなんですけれども、県内企業というのは中小企業で手が足りないんです。申請してください、応募してくださいと言われていても、そのハードルが高かったらなかなかそこまで行きつけないところも多いです。面倒くさいことは

やれないよと言われるんですよ。ですから、それは行政としてやらなきゃいけない仕事もあると思いますので、そこの敷居を下げるために手助けができる、アドバイスができる、そういうこともしっかり取り組んでいただきたいと思います。本当に補助を受けたくても受けられない、なぜか。それが手間だからということなんです。ぜひそこら辺をお願いいたしたいと思いません。

次行きます。

イ、県内製造品を積極的に県の事業に使うことと、そのために品質向上の支援をすること。この品質というのは、製造物だけではなく、製造工程や品質管理の高度化も含めますけれども、これらについて伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県では、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用方針を定め、県で使用する物品や県が発注する公共工事について、規格、品質、価格等が適正な県産品がある場合、入札等に係る関係法令等に従いながら優先して使用しているというところでございます。また、品質向上の支援として、工業技術センターにおける品質管理などに関する技術相談対応のほか、生産技術開発などへの支援を行っているところです。

県としましては引き続き、県内企業への優先発注・使用及び県内製造品の品質向上に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 ちょっと御答弁いただけなかったんですけども、結構土木事業なんかについては、県内の製造品が比較的高い割合で使われていますということも聞いておりますが、あらゆる分野でやっぱり県内の製造物を使っていくということと——性能の悪いものはそれは使うわけにはいかないの、そこを高めていくということはとても重要だと思いますので、そこら辺もはっきりやっていただきたい。たまたま今日の新聞に「21世紀ビジョン着実に」ということで、ざる経済を解消しようとかという新聞報道が地元2紙からあって、地元企業が中心になってやっていこうとされているわけですから、ぜひそこら辺も県も一緒に——県にまとめて提案していくということですので、真摯に受け止めていただきながら頑張っていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

次に行きます。

(5)番、新たな観光振興戦略の展開について伺いま

す。

ア、国内観光の需要に対するターゲットに応じた誘客活動とありますが、次年度の取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、回復基調にある国内観光客の旺盛な需要を次年度以降も確実に取り込むため、多様な市場に対応した効果的な誘客活動を展開することとしております。具体的には、エリアや季節、世代や性別・家族構成などに加え、行動特性や興味関心・流行などのほか、相互の組合せ等により、各種メディアを活用した広報展開や航空会社等との共同プロモーション等を実施してまいります。ターゲットに応じたきめ細やか、かつ積極的な誘客活動を展開し、沖縄観光の魅力を効果的に発信することで、来訪者の安定的な確保、時期と地域の平準化、滞在日数の延伸や観光消費額の向上につなげてまいります。

○当山 勝利君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時16分休憩

午後4時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

当山勝利君。

○当山 勝利君 （スクリーンに表示） 資料1枚だけでタブレットがずっと取られてしまうというこういう状況、憂き目に遭っているんですけども、この図は皆様方のタブレットにも載っておりますので、御確認ください。

これは、内閣府が提供していますRESASというもので、沖縄を訪れる観光客を形態別に比較したもので、これをちょっと私のほうでまとめさせていただきましたけれども、右側が家族や女性グループとかがあって、1番目に全国の順位を載せてありますけれども、比較相対的に見た場合、女性グループが全国順位で10番目と低いんですね、沖縄旅行、観光旅行において。この件について原因と対策について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 議員が提示していただいたように、国の地域経済分析システム（RESAS）によると、2019年、令和元年に沖縄を訪れた女性グループの延べ宿泊者数は約255万人で全国10位となっており、家族や夫婦等の旅行者層と比べて順位が低くなっております。女性グループが少ない原因については、詳細な調査が必要となりますが、調べられる範囲で、公益財団法人日本交通公社が

全国で実施した2019年旅行実態調査によりますと、女性による友人旅行は、旅行期間が比較的短く、食事や温泉などを目的とした旅行が多くなっております。

県としては、ターゲットに応じた誘客活動を推進するとともに、沖縄でしか味わえない食の提供のほか、沖縄のソフトパワーを生かしたツーリズムや多様な旅行ニーズに対応できる観光コンテンツの創出等、それぞれの層に関心が集まるような、そういったアプローチをしていきたいというふうに思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 私もネットでいろいろ女性グループの旅行形態について、本当に1泊2日とかが多いというようなことも調べてはいるんです。

ウなんですけれども、1つには女性グループで車、レンタカーを運転していくのがちょっととか、最近報道にありましたZ世代と言われる若い世代が車を敬遠しているということで、やはり沖縄の観光においてはMa a Sの取組が重要かと思いますが、その取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） Ma a Sは、地域住民や旅行者の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、検索・予約・決済等を一括で行うサービスです。県では、Ma a S等の新たなサービスを促進する観点等から、交通・観光情報のデータ整備、オープン化、これらのデータを活用した検索サイトでの交通の経路検索等の支援、空港等におけるデジタルサイネージによる交通案内、これらを継続的に利用できる体制の構築、沖縄観光情報サイトにおける公共交通を利用した観光モデルコース等、公共交通の利用促進に向けた情報発信に取り組んでおります。引き続き、観光客の受入れ体制向上につながるMa a Sの推進に向け、市町村や民間事業者の取組と連携・協力するとともに、公共交通を利用した沖縄観光の新たな魅力を広く周知してまいります。

○当山 勝利君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時20分休憩

午後4時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

当山勝利君。

○当山 勝利君 Ma a Sはどちらかというと民間主導、また国も主導しているような形でやっているというのは確認していますけれども、ぜひ沖縄県の観光ですから、沖縄県も積極的に取り組んでいただきたいと

思います。

エ、インバウンドの復活が予想されております。県の取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、沖縄観光ブランドBe. Okinawaのイメージを基に、国内外の水際措置や国際線の再開状況等に応じた戦略的なプロモーションを展開しております。特に、国際線の復便と連動したアジア市場からの誘客を図るとともに、欧米豪等の市場開拓を進め、長期滞在型リゾート需要や消費単価の高い富裕層等の取り込みを行ってまいります。また、国際クルーズも再開されますので、着地型観光やフライ&クルーズなど地域経済効果の高いクルーズ観光を推進します。あわせて、旅行者専用相談センター沖縄（TACO）と医療通訳サポートセンター及び多言語コンタクトセンターの連携を図り、外国人観光客の受入れ体制を構築するなど、沖縄観光の質の向上に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 那覇港管理組合に確認しました外国クルーズ船の寄港が、3月は新聞に載っていましたが、4月は5回、あとは5月も9回寄港する予定、あくまでも予定だということです。5月になるとコロナが5類に移るとまた状況は変わってくると思えますということでしたので、ぜひそこら辺は県も一緒になって取り組んでいただきたいと思います。

では2番に移ります。那覇軍港浦添移設について伺います。

(1)番、第4回移設協議会において、浦添市の質問に対する国の回答について、県は国に対し確認をしているか、またどのように判断しているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

平成15年の第4回移設協議会で、国は、代替施設においても現有の那覇港湾施設の機能を確保することを目的としており、米軍艦艇を恒常的に展開する計画や空母や原潜を運用する計画があるとは承知していないと回答しております。県は昨年第29回移設協議会においても、改めて防衛省にこの点を確認し、同様の回答がありました。さらに、代替施設の機能に変更がある場合には、移設協議会で国から説明がなされるものと承知しておりますが、これまでそのような説明はなされておられません。これらのことから、浦添埠頭地区に建設される施設は現有の那覇港湾施設の機能を確保することを目的としていると判断しております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 現有機能ということではありませんけれども、3つ質問されていて一番最初の質問で、先ほど御答弁した、承知していないと、原潜が来るかどうか分からないと言っているわけです。分からないまま移設を進められるということは、地元としては、本当に市民としては不安が募るばかりですよ。このままでいいのでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) お答えいたします。

県としては、那覇港湾施設の移設により米軍基地機能が強化されることは、これはあってはならないというふうに考えておきまして、個々の機能の内容についてどのような確認ができるか検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 当山勝利君。

○当山 勝利君 オスプレイが普天間基地に飛来する前に、その何か月か前までは国はずっと、承知していないと言っていたんですよ。そして本当に数か月前かな、来ますということは通知があったと思います。その程度なんですよ。それで移設をしますと言われても、本当に市民としては不安でしかない。ぜひそこら辺は確認していただきたいんですが、知事どうでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 那覇軍港の、現有の那覇港湾施設の機能を確保することを代替施設においても目的としているということは、幾度か確認しておりますが、都度その状況については、国の状況について注意を払いながら確認をしていきたいというふうに思います。

○議長(赤嶺 昇君) 当山勝利君。

○当山 勝利君 分かりました。よろしく申し上げます。

次に移ります。3番、学校教育についてです。

(1)、令和4年3月に高等学校を卒業した生徒の県内・県外それぞれの大学進学率とそれに対する所見を伺います。また、コロナ禍にあって大学進学率向上のための取組についても伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) お答えします。

本県の令和4年3月高等学校卒業者の大学等進学率は44.6%で、前年度より3.8ポイント向上しております。また、県内外の進学状況は、県内大学等進学率が約25%で前年度比2ポイント増加し、県外大学等進学率が約19%で前年度比1ポイント増加しております。これらの向上の要因としましては、コロナ禍に

あっても目標を失わず粘り強く努力した生徒の頑張りや、きめ細かな教職員の指導の成果と考えております。また、進学力グレードアップ推進事業等によるキャリア教育の推進や、国の就学支援新制度等の経済的支援も要因の一つと捉えております。

県教育委員会としましては、今後とも各学校のキャリア発達の視点を踏まえた進路指導を推進し、生徒の進路実現を支援してまいります。

○議長(赤嶺 昇君) 当山勝利君。

○当山 勝利君 就学支援制度というものが大きなポイントになったのかと思ったりもします。これまで、県外に行きたくても行けないというお子さんたちも多かったのではないのでしょうか。それが、所得に応じて給付型の奨学金ができるようになった、国が出すようになったということで、沖縄県でも約3.8ポイント、約4ポイントも上がっている。これまで40%行くか行かないかをずっと繰り返していたところを、そこを一気に上がったわけですから、その状況は大きな結果だと思えます。ぜひ県もこういうことであれば、そういうお子さんを——本当に県外に行くお子さんというのは、所得がそれなりにあっても行けないので、しっかりと給付型の奨学金というものを拡充する必要があるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) 進学力グレードアップ推進事業におきましても、やはり県外にしっかりと目標を持っている子供たちに目を向けさせて、力をつけさせて進学を実現させたいというふうな内容での事業であります。そのためには、やはり経済的な支援が重要であると思えます。今、議員からお話のありました就学支援制度、これも経済的な就学支援の要因の一つと捉えておりますので、県としても今県外進学者に対する奨学金制度、就学支援制度を実施しておりますので、その事業についても引き続き実施していきたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 当山勝利君。

○当山 勝利君 よろしく申し上げます。

(2)番、今日は公立高校の卒業式の日ですよ。今年高校を卒業する生徒たちはもう入学当初からコロナ禍の中にあって、本当に生徒たちにとってはいろんな意味で大変な3年間ではなかったかと思えます。そこで教育現場でこの子供たちへのフォローについて伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) お答えします。

コロナ禍における学校の対応としましては、学級担

任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や、学校休業中の心身の変化等についてアンケート調査を実施するなど、生徒の状況を的確に把握し、学校医やスクールカウンセラーとの連携による支援を行っております。また、コロナ禍における生徒の不安等を軽減するために、個別面談や学校行事等の工夫を図り、生徒同士のコミュニケーションを深めるなど学校生活の充実に努めているところであります。引き続き、生徒たちの進路決定まで粘り強い丁寧な支援を継続してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 分かりました。

4番、我が会派の代表質問の関連について、照屋大河議員が質問しましたキャンプ・キンザーの環境汚染について、県は開示請求する、情報収集をするということで先ほども議論がありまして、将来的には立入調査も検討したいということでした。それはぜひそういうことでやっていただきたいんですが、今浦添市議会も意見書を出して国に対応を求めていますし、浦添市長もマスコミに応じた形ではありますけれども、国にしっかりと対応してほしいということです。県として、今どういう対応をされていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

米軍基地への立入調査につきましては、1973年の日米合同委員会合意「環境に関する協力について」に基づき行うことになるため、県の立入調査が認められるためには、米軍施設に起因する汚染が発生し、地域社会の福祉に影響を与えていると信ずる合理的理由が必要となります。県が現在、昭和51年より実施しているキャンプ・キンザー周辺での水質、底質、魚類などの調査結果から、県といたしましては、現時点では、キャンプ・キンザー周辺に米軍施設の影響が及んでいる可能性は低いというふうに考えております。そのため、県としては、キャンプ・キンザーの影響が基地周辺地域に及んでいないかを確認するための、この基地周辺の環境監視を継続するとともに、当該調査結果を踏まえ、立入調査の必要性については検討したいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 ではなくて、知事公室長、地元の議会や市長が国に対応を求めているわけですよ、しっかりやってほしいと。それに対して、県はどう応えまかなんです。どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 環境部長からも答弁が

ありましたけれども、これは決して環境部任せにするのではなくて、県としても各部局と連携して、さらには議員からありました浦添市とも連携しながら、国の対応を求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 ぜひよろしく申し上げます。これで終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

[喜友名智子さん登壇]

○喜友名 智子さん お疲れさまです。

立憲おきなわの喜友名智子です。

国会の次年度予算の議論を聞いておりますと、前年度に比べて防衛費は26%増、その防衛費、今後5年間で43兆円増やしていくというのが国の方針のようです。それに対して子供関連予算は僅か2.6%。このような国の予算の使い方の中で一般的に2割自治、3割自治と言われる都道府県、市町村の財政運営は今後さらに厳しい状況が続いていくと思いつながりながら国の様子を見ております。それでも県民生活のために必要なことを一つずつ実現していくことが、県議会での議論の役割なのであろうと思います。

それでは、一般質問に入ります。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、東アジア地域の信頼醸成構築について。

ア、閣議決定された安保関連3文書改定で、沖縄がより厳しく複雑な国際環境に置かれる状況が続きます。この中でアジア太平洋地域の平和構築・信頼醸成の土台を知事は何だと考えるのでしょうか。

イ、日本政府が中国に呼びかけている、建設的かつ安定的な日中関係の構築に当たり、政府だけではなく自治体や沖縄県民ができることは何だと考えますか。

(2)、沖縄県差別のない人権尊重社会づくり条例について。

ア、国のヘイトスピーチ解消法から、さらに踏み込んだ県条例をつくってほしいという県民の要望から始まった条例づくりでしたが、沖縄でこれまでになかった包括的な人権条例案となりました。改めてこの条例の意義を伺います。

イ、骨子案へのパブリックコメントを受け、今回の条例案に反映された点は何でしょうか。

ウ、自治体単位で考える県民は、人種差別撤廃条約やヘイトスピーチ解消法で想定している属性とそごがあるのではないですか。条例案の属性としてウチナーンチュ、沖縄の人々、沖縄にルーツを持つ人々などを追加しない理由は何でしょうか。

エ、前回の議会で知事は、ウチナンチュイコール県民と答弁いたしました。改めて見解を伺います。

2、ひとり親支援策について。

(1)、今年4月に発足するこども家庭庁では、こども支援局内にひとり親支援も含まれる見込みです。これを受ける県の組織体制はどうなるでしょうか。

(2)、子供の貧困対策の中でも、ひとり親世帯支援が最重要課題です。令和5年度の予算、主な事業について伺います。

(3)、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第3項「〔児童〕とは、二十歳に満たない者をいう」に対応した支援策として、知事が重要政策で述べた「社会人としてスタートした18歳から20代半ばまでの若年者に対するファーストステージ支援等」に当たると考えます。知事と県の見解を伺います。

(4)、沖縄県ひとり親世帯等実態調査は5年に1度行われます。次回調査では新型コロナウイルス感染拡大による生活への影響を把握し、今後の支援に適切につなげていくことが求められます。調査の方針について伺います。

(5)、若年妊産婦の宿泊型支援施設の設置について次年度の取組を伺います。

3、教育行政について。

(1)、県内公立学校の教職員の業務範囲について県の定義を伺います。

(2)、教職員の業務過重問題の見直しは本来、スクラップ・アンド・ビルドで整理していくべきだと思います。しかし教職員の皆さんからは、業務の上乗せばかりで減らされることがないという声が切実です。これまでに行った、教職員の業務削減の取組を伺います。

(3)、県内の公立小中学校で、学級担任の未配置対策として、新年度から1学級当たり40人へ見直す可能性があると報じられました。この経緯を伺います。

4、新型コロナウイルス対策について。

(1)、新たに設置される県感染症研究センターについて伺います。

(2)、新型コロナウイルスの感染症法での位置づけが、今年5月8日より2類から5類に変更される予定です。病院や介護施設では感染対策について、意識の差が広がるのではないかと懸念があります。小・中・高校では卒業式と入学式に向け、マスク着用への意見が保護者間でも分かれているところ、県が卒業式でマスクを外しての参加を基本とするとした根拠を伺います。

5、道路行政について、県道の歩道部分の整備を行

う際の手続について伺います。

6、我が会派の代表質問との関連についてですが、仲村未央議員が質疑しました4、教員不足問題についてより、教育長の答弁で教員不足の原因について、特別支援学級の増加とお話がありました。なぜ特別支援学級対象の児童が増えているのか。その要因及び背景について教育委員会の認識を伺います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時39分休憩

午後4時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○喜友名 智子さん 失礼いたしました。

我が党関連の質問、あと2つありますので申し上げます。

(2)、教員不足の対応について、これまでの試験制度である一次試験の免除だけではなく、非正規職員の経験、例えば学級担任等の受持ちを評価し採用することを検討できないでしょうか。

(3)、教員採用については、非正規教員が正規採用につながるよう業務経験の評価枠をつくることを教育委員会と県が一緒に取り組めないでしょうか。

以上、質問を終わります。

答弁を聞いて後ほどまた再質問いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 喜友名智子議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のA、アジア太平洋地域の平和構築についてお答えいたします。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、沖縄県は沖縄戦の記憶を風化させることなく、沖縄の歴史と風土の中で培われてきた平和を希求する「沖縄のこころ」を広く国内外へ発信し、アジア太平洋地域における独自の地域協力外交や平和発信拠点としての役割を担うこととしております。私は、アジア太平洋地域の安全保障環境がより一層厳しさを増す中で、同地域の緊張緩和と信頼醸成を図るためには、関係国等による平和的な外交・対話が極めて重要であると考えております。このことから、これまでの歴史や地理的特性を生かすことによって、軍事面での安全保障ではなく、経済、文化、観光、学術など幅広い分野において沖縄県がアジア太平洋地域との交流を推進し、もって我が国と各国及び地域との信頼関係の構築に積極的に寄与してまいりたいと考えています。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 嘉数 登君登壇〕

○知事公室長（嘉数 登君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のイ、建設的かつ安定的な日中関係の構築についてお答えいたします。

県としては、日中両国が日中共同声明等の意義を尊重し、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成を図ること、そしてそれを支える県民・国民の理解と行動がこれまで以上に必要になると考えております。中国とは留学生の相互派遣や次世代を担う若者の交流、大学における学生や研究者の交流のほか、北京事務所、上海事務所、福州駐在所を設置し、観光客誘致や県内企業の海外展開等を推進しております。また、昨年25周年を迎えた福建省との友好県省や経済団体の訪中団に知事が参加するなど、様々なレベルで幅広い分野の交流を行ってきたところです。引き続き、このような交流を発展させることが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のア、条例の意義についてお答えいたします。

県では、全ての人の人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現を目指すため、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的とする沖縄県差別のない社会づくり条例案を作成し、今議会上に提案したところです。全ての人への不当な差別は許されるものではなく、不当な差別の解消を社会全体で推進することにより、人権尊重の重要性について関心と理解が深まり、お互いが個人の特性及びその多様性を認め合い、不当な差別のない社会の実現につながるものと考えております。

同じく(2)のイ、県民意見募集についてお答えいたします。

令和4年12月5日から令和5年1月6日にかけて実施した条例骨子案に対する県民意見募集では、157の個人・団体から475件の御意見をいただきました。御意見を参考に、条例の前文には、世界人権宣言の人類普遍の原理や日本国憲法の理念を盛り込むとともに、不当な差別的言動に関する施策として、本邦外出身者等に対する施策に加え、県民であることを理由とする不当な差別的言動に関する施策、性的指向または

性自認を理由とする不当な差別に関する施策を講じていくことを規定しております。

同じく(2)のウ、条例案での対象についてお答えいたします。

条例案では、何人も人種、国籍、信条等を理由とする不当な差別をしてはならないと規定し、全ての人が差別を受けることなく、個人として人格及び個性が尊重される社会の実現を目指すこととしております。県では、当該基本的な考え方及び法令の規定を踏まえ、条例案の作成を進めてまいりました。県民一人一人が、県が実施する施策に協力し、差別のない社会をつくっていくという考え方の下、条例の効果が及ぶ沖縄県の区域内に住んでいる人々を県民として規定しております。

同じく(2)のエ、県民についてお答えいたします。

条例案では、県民一人一人が、県が実施する施策に協力し、差別のない社会をつくっていくという考え方の下、条例の効果が及ぶ沖縄県の区域内に住んでいる人々を県民として規定しております。

2、ひとり親支援策についての御質問の中の(1)、こども家庭庁発足に伴うひとり親支援の実施体制についてお答えいたします。

令和5年4月に発足するこども家庭庁においては、子供の視点に立った施策を立案し、全ての子供が安全・安心に成長できる環境の整備に取り組むものとしております。これを受け、県においては、こども家庭庁が行う取組に対応できるよう、体制の構築に取り組んでいるところであり、その中で、ひとり親世帯の支援についても検討してまいります。

同じく(2)、ひとり親支援の令和5年度予算と主な事業についてお答えいたします。

ひとり親世帯に対する支援については、令和5年度当初予算で、約38億円を計上しております。主な事業としましては、民間アパートを活用し就労や生活、子育てを総合的に支援するゆいはあと事業や、好条件の転職等に役立つ資格取得支援、家事援助のためのヘルパー派遣事業、養育費を確保するための公正証書作成費用等の助成等を行うこととしております。

同じく(3)、若年者に対するファーストステージ支援等についてお答えいたします。

18歳から20歳半ばまでの若年者に対するファーストステージ支援については、何らかのハンデによって社会人としてスタートラインに立てない方や、社会人としてスタートしたもののつまづいてしまった方等、困難な問題を抱える若年者に対して必要な支援を行うこととしております。ひとり親家庭で育った若年者の

ファーストステージについても支援してまいります。

同じく(4)、沖縄県ひとり親世帯等実態調査の方針についてお答えいたします。

沖縄県ひとり親世帯実態調査は、5年に1度実施しており、次回調査は、令和5年度を予定しております。次回の調査では、ひとり親家庭等の実態を的確に把握し適切な支援につなげるため、前回実施しました平成30年度の調査項目のほか、新型コロナウイルス感染症や物価高騰による生活への影響など、新たな質問項目を検討したいと考えております。調査時期については、過去の調査を踏まえ検討しているところであります。

同じく(5)、若年妊産婦の宿泊型支援施設設置に向けた取組についてお答えいたします。

県では、令和5年度、国庫補助事業を活用し、若年妊産婦等が安心して生活を行うための相談支援や宿泊型居場所の提供等を行う特定妊婦等支援臨時特例事業を新たに実施することとし、当初予算を計上したところであります。本事業は、支援コーディネーターや看護師、母子支援員等を配置し、支援が必要な若年妊産婦等に対して、相談支援や関係機関との連絡調整、心理的ケア等を行うもので、事業スキームを構築した上で、公募による事業実施を想定しております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 半嶺 満君登壇]

○教育長(半嶺 満君) 3、教育行政についての中の(1)、教職員の業務範囲の定義についてお答えいたします。

教諭の職務については、学校教育法において、教諭は、「児童の教育をつかさどる」とあります。具体的には、授業を中心に、教材研究、生徒指導、進路指導、特別活動及び保護者対応等の付随する教育活動も含めた範囲となります。

同じく(2)、教職員の業務削減の取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、平成31年3月に沖縄県教職員働き方改革推進プランを策定し、学校の実情に応じた行事や会議等の見直し、効率的かつ効果的な部活動の推進、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの配置等の取組を進めております。令和5年4月に設置される働き方改革推進課では、国の調査事業等を活用したメンタルヘルス対策に取り組むとともに、学校における業務改善による負担軽減を推進することにより、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の確保に努めてまいります。

続きまして4、新型コロナ対策についての中の(2)、卒業式でのマスク着用についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、文部科学省の通知に基づき、卒業式のマスク着用については、式全体を通じてマスクを外すことを基本とする方針を示したところであり、卒業式の実施に当たっては、CO₂モニターやサーキュレーター等の換気対策機器の活用による効果的な換気の実施や、参加者のせきエチケット、手指衛生など必要な感染対策を講じるよう周知しております。なお、CO₂モニターやサーキュレーター等の換気対策機器については、引き続き、国の感染症対策の支援事業を活用するよう促してまいります。

続きまして6、我が会派の代表質問との関連についての中の(1)、特別支援学級の児童生徒数増加の要因等についてお答えいたします。

特別支援学級が増加している要因及び背景としましては、特別支援教育や障害への保護者の理解が広がったことや、特別支援学級の設置基準が緩和されたことなどが考えられます。児童生徒の適切な学びの場の判断・決定については、市町村の就学支援委員会において、保護者の意見等も勘案しながら総合的に判断されているものと認識しております。

県教育委員会としましては、引き続き、市町村との協議会等において、特別支援教育の専門性向上及び特別支援学級の在り方について連携を図ってまいります。

同じく(2)、選考試験における非正規経験の評価についてお答えいたします。

選考試験における非正規経験の評価については、平成27年度実施試験から臨時的任用教諭等の経験を一定期間以上有する方を対象に、第一次試験の一部を免除しており、さらに来年度実施試験では必要な経験年数の短縮を行うこととしております。また、正規任用教諭経験者を対象とした特別選考にも新たに組み込んでおり、今後、臨時的任用教諭を含め豊富な経験を有する方を対象とした選考制度についても研究を進めてまいります。

同じく(3)、非正規教員の業務経験評価枠への取組についてお答えいたします。

公立学校の教員の選考については、教育公務員特例法第11条により、教員の任命権者である教育委員会の教育長が行うこととなっております。非正規教員の業務経験の評価枠をつくることについては、どのような在り方が可能か研究を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時56分休憩

午後4時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○教育長（半嶺 満君） 失礼いたしました。

3、教育行政についての中の(3)、学級担任の未配置対策についてお答えいたします。

昨今、本県においては教員不足が大きな課題となっており、現在、臨時的任用職員の確保に向けて様々な取組を実施しているところであります。しかしながら、新学期スタート時点で学級担任が未配置となるような、やむを得ない状況が生じた学年において、子供たちの学びの保障や他の教職員の負担増を防ぐため、国の基準の範囲内で学級編制を行う可能性もあることについて、市町村教育委員会に対して通知したところ です。

県教育委員会としましては、引き続き教員の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 糸数 公君登壇〕

○保健医療部長（糸数 公君） 4、新型コロナ対策についての(1)、感染症研究センターについてお答えいたします。

令和5年4月に県衛生環境研究所内に設置する感染症研究センターでは、感染症等の早期探知、リスク評価、予防策の検討に取り組むとともに、県内の公衆衛生人材の育成拠点として整備し、特に人材育成では、令和5年度から国立感染症研究所と連携したFETP（実地疫学専門家養成コース）の拠点研修制度を開始します。

県としましては、センターの設置を機に、県内外の実地疫学専門家と連携した沖縄県感染症ネットワークの構築、感染症危機管理能力の向上を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 5、道路行政における県道の歩道部分の整備を行う際の手続についてお答えいたします。

道路法では、道路管理者以外の者が、車両乗り入れのため歩道切下げなどを行う場合は、同法第24条に基づく承認が必要になるほか、看板を設置するなど継続して道路を使用する場合は、同法第32条に基づく占用許可申請が必要になります。また、申請では、許

可基準を確認するための設計書や平面図、断面図、交通安全対策図等を添付する必要があります。審査は、道路法等のほか占用許可基準等に基づき行われ、いずれも申請者の負担による工事施工や占用料の納入が必要となります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 御答弁ありがとうございます。

まず最初に、ひとり親支援のほうから再質問させていただきます。

せんだって、昨年の議会でも私、母子寡婦法の子供の定義について、他の法律とは違った規定があるという質問をさせていただきました。改めてこの母子寡婦法で子供の定義、二十歳未満となっていることについて県の認識を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時5分休憩

午後5時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

母子父子寡婦福祉法においては、今議員がおっしゃられたように、児童というのは二十歳未満を児童というふうなふうに定められているところでございます。ひとり親家庭等における児童の範囲が、通常、児童福祉法等に比べて広く定められているということについては、ひとり親ということの性質を勘案してのものというふうに理解しております。これについては、国のほうにも照会もしてみたんですけども、明確な回答は得られておりません。

○喜友名 智子さん すみません。ちょっと聞こえづらくて、最後。

○議長（赤嶺 昇君） 大きな声でお願いします。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） これについて、国のほうに確認もしてみたんですけども、回答は今のところ得られておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん ありがとうございます。

前回の議会では、この件を母子寡婦世帯への医療費助成の延長が必要ではないかということでお尋ねいたしました。そのときは医療費助成の事業については、市町村が実施主体となると、市町村と連携して検討していきたいという答弁だったと思います。ただ、知事の重要施策での子供たち、若年者へのファーストス

テージの支援ということがやはり入っていること、これを母子寡婦法の理念とぜひ照らし合わせて、それを実現する事業を県のほうでも新たに始めていただきたいんです。

県のほうでは、母子父子寡婦福祉資金の貸付金というものもありますよね。この中で医療・介護についても貸付けがあります。ただ、これ無利子だと子供が連帯保証人、利子があると保証人なしで借りる仕組みになっています。18歳、19歳と進学をしなくて就職をすれば、働きに出る年の子供がこのタイミングで親御さんが病気になって、無利子だとしても保証人になってお金を借りるという——これは知事の言う若年者のファーストステージの支援とは逆の方向ではないかと思うんです。その点、認識いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 先ほど答弁をさせていただきましたとおり、ファーストステージ支援といいますのは、社会に出るに当たって困難を抱えている方、スタートしたけれども何らかの事情でつまづいてしまった方、そういった困難を抱える方についての支援ということの趣旨でございます。このひとり親家庭等でお子さんにつきましても、困難を抱えるということでしたらファーストステージの支援の対象にはなるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん ありがとうございます。一つ可能性が進んだような気がいたします。

厚生労働省のアンケート調査を御紹介させていただきます。平成28年なんですけれども、ひとり親本人が困っていることというものがアンケート項目にあります。父子世帯では、上位3つ、1が家計、2が家事、3が仕事という順で困っていると。一方母子世帯では、1家計、2仕事、3番目に自分の健康というものが困り事として出てきているんです。シングルマザーの困っていることの3番目が自らの健康であると。これはひいては母子寡婦世帯のお子さんにとっては、やはりリスク要因であろうということを考えています。今後、また県もひとり親調査を行うことになっていきますけれども、ここを少し深掘りした形で調査項目に入れていただけないかと思っておりますけれども、検討の余地はございますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 調査項目等については、これから検討をするということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 18歳、19歳の多くは高校卒業して、進学したり就職したりする時期です。このタイミングで万が一親が体調を崩す、そのことによって医療費が増えると。それによって借金をしてそのまま社会に出てしまうと、その時点でやはり社会に出たファーストステージでハンデを抱えてしまうと言っているいいと私は思っています。自立しようとするときの負担を少しでも減らすために、母子寡婦福祉法の趣旨をぜひ医療費助成という形で県でも実現に向けて動いていただきたいと要望をいたします。

次の質問に移ります。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時8分休憩

午後5時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○喜友名 智子さん 次に、知事の政治姿勢について、東アジア地域の信頼醸成構築について再質問をいたします。

日中関係、台湾もそうですけれども、やはり厳しい情勢であるということには変わりありません。その中で知事が答弁でおっしゃった、沖縄からの発信というのは、沖縄戦の記憶、それから沖縄の風土で培われた平和への心ということ、これは私も本当にそう思います。そのために沖縄から発信をしていくというときに、同時に沖縄側からも中国や台湾、そのほかの国や地域も含めて、海外への興味・関心そして互いへの尊敬の念といいますか、そういったものがやはり大前提ではないかと思っております。

ただ、やはり今厳しい状況にあるのが日中関係——世論調査を見ると、いつも7割から多いと9割程度、中国に対しては好感情を持っていないという結果が出てくるのは本当に厳しいと思っております。もともと人口が桁違いに多い国が経済成長をして軍事力もつけてきたと、怖いと感じる感情は、私もやはりこれは仕方がないと思っております。それでも昨年、日中国交回復50年の年に行われた民間の記念行事——民間の調査ですが200件以上あったそうです。いかに日中友好を願う人たちが多いのかという層の厚さを私はこの数字を見て感じます。

今後、県が地域外交室、活動を始めますけれども、議会からも県民からもいろいろと動きが出てくるように私も努力していかないといけないなと思っております。知事は、この地域外交室を設置して東アジアの安定に臨むという姿勢ですけれども、そのときに知事が懸念する世論、また逆にこういったところに東アジアの安

定の可能性があるという期待を持てるようなところがありましたら所見をお尋ねいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄県は、これまで中国とも様々な留学生の相互派遣ですとか次世代を担う若者の交流の促進のほか、北京事務所、上海、福州の駐在所を設置し、観光客の誘致ですとか県内企業の海外展開なども図らせていただいています。その上で、これからさらにお互いが信頼関係を深めていくために何が大切かという、やはり我々は、歴史的に中国ともずっとつながっていたということの信頼関係と、そして日本も、中国の中には3万3000余りの経済の拠点があります。それを考えると、日中においてもお互いが信頼を深めていくことのほうが互恵的な発展につながるという、これは中国も同じ考えですので、そういう方向性は私たちはぶれていませんということの方針として掲げて、丁寧に民間レベルで様々な交流事業を続けていくことが最も確実で、そして最も信頼関係を構築していく手だてになるのではないかと思います。

そのときに一番大事なことは、やはり相手を嫌いだと思わないことだと思います。以前、嫌中・嫌韓、要するに韓国が嫌いだ中国が嫌いだというそういう風潮がありましたが、それでも特に若者の中では多くの若者がK-POP、J-POPをお互いに大好きだというようにたたえ合っていましたし、そういう文化的な側面を途絶えさせるようなことよりも、そこで交流をつくろうとするもののほうが大きな流れになるということ、これから未来を担う若い世代の方たちに、それを信頼構築の大きな手だてとしていただければというように思いますし、沖縄県もそのための事業をしっかりと推進していきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 私も同じ考えです。やはり外交のルートというのは国だけではなく、民間それから自治体と、裾野を広げていくことが必要であろうと思います。立憲民主党でも私昨年、泉健太代表に台湾の方とは意見交換をされているようなので、ぜひ中国側とも意見交換をしてほしい、党外交をしてほしいということをお願いいたしました。その後、しっかりと中国大使と意見交換をしたということで、やはりこういった政治が動いてしっかりとアジア地域の中で政治につながるんだということを同時期にやっていければと思っています。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時14分休憩

午後5時14分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○喜友名 智子さん そのときに政治がやはり海外と接するとき、やはり踏まえておかなければいけないこととして、過去にどのような外交関係を築いてきたか、どのような外交の文書の取り交わしがあつたかというところ、これはやはり国と国との約束事として踏まえておかななくてはならないお作法だと思っております。この点、日本と中国の間でこれまで取り交わされてきた外交文書について、県のほうではどう認識しているのかお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

平成26年の日中関係改善に向けた話し合いにおいては、日中間の4つの基本文書の諸原則と精神を遵守し、日中の戦略的互恵関係を引き続き発展させていくことなど、4つの項目について意見が一致したとされております。日中双方がこの合意事項の意義を尊重し対話を重ねることが、信頼関係の土台の一つであるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん よく最近、戦争を知らない世代の政治家が増えたといいます。私もそうです。日中共同声明を知らないという議員も、国会ですらまだまだ多い。1945年以前から日本と中国が戦争をして、それをどう戦後処理するかということを決めたのが1972年の日中共同声明だと思えます。今ウクライナで大変なことが起きておりますけれども、どう紛争、戦後処理をしていくのか、国際社会が国連でも考えあぐねて対応しあぐねている中で、東アジアで同じようなことが起こったときに、誰がどうやって戦後処理まで持っていくプランを描いているのか、そういったことまで考えながら草の根交流を深めていかななくてはならないと考えております。県の地域外交室にはそういうところも期待をしております。

では、次の質問に移ります。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時16分休憩

午後5時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○喜友名 智子さん 次は、ハイトスピーチ規制条例です。

ハイトスピーチ規制条例というよりも、人権尊重条例という案が出てきました。職員の皆様が本当に苦勞されて条例案を出してきたことを本当に敬意を表しま

す。特に担当である女性力・平和推進課は、ほかにも第32軍壕の保存・公開、夫婦別姓の問題など、世論の関心が高いといえますか、社会で前面に出る案件を扱って本当に大変な問題に取り組んでいらっしゃるなと思っております。その中で真摯にこの条例についても対応くださったことにまずは感謝を申し上げます。

さて、その中身ですけれども、条例案の前文「人種、国籍、出身」の中に民族という言葉がないのはなぜでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 前文において、本人の意思では変えることが難しい属性として例示をしました属性は、条例の基本理念のほうで規定しておりますものの中から、不当な差別的言動に係るものを掲げたというものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん ほかの都道府県のヘイトスピーチ規制条例も調査をしたと思っておりますけれども、ほかの都道府県の条例ではこの民族という記載がしっかりされているんですよね。何で沖縄県の条例だけ、これ外したんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時18分休憩

午後5時18分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 条例の基本理念としては、「何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならないという認識の下に、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体として推進していかねばならない」と規定をしているところでございます。基本理念では、憲法第14条で挙げられています人種、信条、性別、社会的身分——この条例で取組を規定するものとして、性的指向それから性自認、出身を差別の理由として例示をしているものでございます。その他の事由というふうに書いてございますが、例示以外の事由であっても不当な差別をしてはならないということを示しているものでございまして、その中には含まれてくるかというふうに理解をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 含まれているという答えを期待しているんじゃないかと、ほかの都道府県ではちゃんと載っているのに、何で沖縄のだけ外しているんですかと聞いているんです。外した理由があるでしょう。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時20分休憩

午後5時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 出身は……。

ごめんなさい、休憩いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時20分休憩

午後5時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 出身は、ヘイトスピーチ解消法の前文において「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として」というふうに記載されております。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん あくまでも民族という言葉を外した理由はお答えにならないという理解をいたしました。

これ前文は世界人権宣言から始まっています。しかし、世界ではこの宣言があつたにもかかわらず、人種差別それから女性差別、これが消えなかったから国連のほうで人種差別撤廃条約や女子差別撤廃条約ができたんです。やはり踏まえるべきはこの2つの条約ではないかと思えます。

知事、これは県民という言葉でくくるということの前回答弁なさっていましたけれども、この人種差別撤廃条約や女子差別撤廃条約という世界人権宣言以降の条約が国際社会では採択はされてきました。この点と今回、県の差別のない社会づくり条例であえて民族という言葉を外したり、それから保護の対象となる人たちを沖縄県の域内に住む人というふうにしたのか、知事のお考えをお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 民族の表現については、先ほどこの条例で意味するところの人種、国籍、信条、社会的身分、出身など条例の中で規定されるものとして、規定をしてあるという説明が部長からありました。それから前回の議会で私がウチナーンチュ、県民と答弁したのですが、やはり基本的に誰もが個人として尊重され、いかなる不当な差別も受けることなく自分らしく生きていくというのが私たちの共通の大きな願いだと思います。しかし、不当な差別を解消するための長年の取組にもかかわらず、依然として公共の場所、インターネット上で特定の個人または不特定多

数に向けて行われる特定の人種、国籍、出身等の本人の意思では変えることが難しい属性を理由とする不当な差別的言動が存在しています。そういうことから、私たちはその解消に向けた取組をさらに力強く、社会全体で差別は駄目だということを含めた啓発を併せて推進していかなければならないと考えています。その上で、一般的にウチナーンチュとは、沖縄県で生まれ育った者や沖縄県にルーツを持つ県外及び国外に住む者も含まれると認識はしています。しかし条例案では、県民一人一人が県が実施する施策に協力し差別のない社会をつくっていくという考えの下、この条例の効果が及ぶ沖縄県の区域内に住んでいる人々を県民として規定をしているものであります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん この議論は、条例ができた後も引き続き続けていきたいと思えます。私の考えですけれども、やはりヘイトスピーチ規制条例は、今回のように包括条例にするのではなく、やはり単体で扱うほうが、しかも罰則つきでやるほうがよかったのではないかと今でも思っています。ただしかし、沖縄県が人権条例をつくったという初めての第一歩は、非常に大きな実績です。このことについては大変に評価をいたしますけれども、やはり民族という言葉、そして一定の地域で歴史をまとめてしっかりと生きてきた集団、このことをどう位置づけているかについては、やはり行政の壁を乗り越えていただきたいということは改めて申し上げます。

ウチナーンチュであり、琉球人であり、かつ日本国民であるというアイデンティティーは十分に可能なはずで、国民であることと一つの民族、出自集団であることは両立するものだと私は考えております。

次の質問に移ります。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時25分休憩

午後5時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○喜友名 智子さん 最後は、ちょっと時間が気になりますけれども、教員の不足についてです。

先ほど教員の業務の職掌について御案内をいただきました。ただ県教育委員会の教育振興基本計画の中に、教育施策の体系という表があります。これを見ると、授業やそれから生徒のフォロー、そういったところ以上の仕事が規定されているんですけれども、これ業務の規定とどういうふうにもつづいているんでしょ

うか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 議員御指摘の沖縄県教育振興基本計画、令和4年度に策定しまして、10年間の期間で実施するものであります。この趣旨につきましては、新しい時代を開く本県教育の進むべき方向性とその実現に向けた施策の方針、その考え方を示したものであります。内容については、あくまでも方針でありますので、これまでの10年間取り組んできた課題あるいは実績を踏まえて、これからの新しい時代でのような資質・能力を子供たちに身につけさせていかなければならないのか、そういった視点で今後の10年間の方向性を示す施策であります。その施策を基に各学校においては、先ほど申し上げました進路指導、生徒指導、授業等、そういったものの中で具体的にその趣旨を踏まえて実施をしていくというふうな流れになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 先生方からは、業務ばっかり増やされてなかなか減らないという声は非常に多いです。何ていうんでしょう、分かりやすい業務削減の対応として、例えばお昼休みはしっかり休むと。昼休みも先生方は業務対応されていますよね。こういったところ、もう休みはしっかり休みなさいという対応をしたり、それからまだ業務時間を過ぎても留守番電話に切り替えられていない学校も多々あると聞いています。こういった目に見えるところから、教育委員会がしっかりと対応することの必要性を改めて伺いたいのと、あとすみません、知事にも教員採用について、非正規の方たちがいつまでたっても非正規で、正規になれないという状況についてどうお考えなのか一言いただけますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 業務の負担軽減についてはしっかり取り組んでいかなければならないと思っております。議員のお話にもありました、まさにスクラップ・アンド・ビルドの視点が重要だと思っております。方向性としましては、考え方としましては、まず、学校以外が担うべき業務は何であるのか。学校の業務ではあるけれども教員が担う必要のない業務は何であるのか。教師の業務でありますけれども負担軽減が可能な業務は何であるのか。そういった視点で授業等を見直しまして、具体的な削減方法、負担軽減方法をこれから検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほども教育長から答弁を

していただきました。教育公務員特例法によって教員の任命は教育委員会の教育長が行うのですが、この非正規教員の業務経験評価枠については我々知事部局としても研究していきたいと思えます。

○喜友名 智子さん ありがとうございます。

○議長 (赤嶺 昇君) 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん お疲れさまでございます。

てい一だ平和ネットの比嘉京子です。

一般質問を行いたいと思えます。

まず最初にですけれども、質問の取下げをお願いいたします。

1 番目の長寿県沖繩の再建の(1)から(4)までを取り下げたいと思えます。また次回に改めてさせていただきますと思っております。

では、1 の(5)から質問を始めたいと思えます。

まず、本県と長野県が包括的な連携協定締結に向け始動しているという報道がありました。長野県の健康長寿への取組を本県が学ぶことも協定内容に盛り込むではどうか考えるもの思えます。知事の所見を伺いたいと思えます。

○議長 (赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事 (玉城デニー君) 長野県との交流連携協定についてですが、沖繩県と長野県は、これまでの連携をさらに深めるとともに、幅広い分野への展開を図るため、包括的な連携協定の締結を今、目指しているところ思えます。令和2年都道府県別生命表によると、長野県の平均寿命の全国順位は、男性2位、女性4位であり、長年、上位を維持している長寿県であると承知しております。健康づくり関連では、平均寿命サミットや健康づくりボランティア交流会を開催し、食習慣や食環境の改善について意見交換を行ってまいりました。

沖繩県としましては、長寿県を達成した長野県との交流は非常に重要であると考えています。交流連携に向けて調整を行っているところ思えますので、引き続き、沖繩県の健康長寿おきなわの復活に向けて、長野県の例も参考にしながら、県民一丸となって取り組んでいきたいと思えますし、連携協定でどのように取り組んでいけるかについても鋭意検討したいと思えます。

○議長 (赤嶺 昇君) 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ぜひ御検討をお願いいたします。

この問題については、また引き続きやっていきたいと思っております。

2 番目の病院事業局についてですけれども、今回の八重山病院の院長、副院長の辞任についての問題でございます。

まず、県立八重山病院の院長は、県立病院の勤務が25年、副院長が34年、麻酔科部長は22年と、本県立病院と離島の医療に貢献されておりますが、どなたも任期途中で辞任をするという異常な事態になっております。特に離島の県立病院においては、医療崩壊を招きかねない危機的な状況であり、県民に対して説明責任が問われているのではないかと考えるものです。

(1) 番目に、基本的なことでございますけれども、病院事業局の役割についてお伺いをさせていただきます。

○議長 (赤嶺 昇君) 病院事業局長。

○病院事業局長 (我那覇 仁君) 病院事業局の役割について御説明いたします。

病院事業局は、地方公営企業法及び沖繩県病院事業の設置等に関する条例に基づきまして設置され、本庁機関と各県立病院により構成されております。病院事業局は多くの役割を担っておりますが、本庁機関においては、病院事業の法規や組織・定数、人事、予算等に関する事務を処理するほかに、県立病院全体に係る諸計画及び経営戦略の策定や病院間の総合調整等を所掌しております。また、本庁機関は、地域の医療提供体制に支障が生じないように、様々な課題に対応し、各県立病院を支援する役割を担っております。

以上でございます。

○議長 (赤嶺 昇君) 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん この地方公営企業法の全部適用というところについては、また後日質問をしたいと思えます。

このような大きな役割を担っている病院事業局と地元の病院との間の問題であるというふうに捉えていて、再発防止のためにもしっかりと質疑をさせていただきます。

県立八重山病院の院長、副院長のこのような辞任に対して、その経緯についてお伺いをしたいと思えます。

○議長 (赤嶺 昇君) 病院事業局長。

○病院事業局長 (我那覇 仁君) 御説明いたします。

これまで説明を行ってまいりましたが、八重山病院の院長においては、要望等に対する病院事業局の対応に不満があることや、その他ヘリポートの整備の遅れ等ございまして、3月末日で退職予定となっております。副院長に関しましては昨年12月末に――これは何度も尋ねたのですが、一身上の都合により退職することになりました。また麻酔科部長に関しましては去年の夏頃から、3月末日には退職するという意向調

査がありまして、本人にも確認し一身上の都合によりということですが、かなりプライベートなことが関与しているというふうになっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では(3)番目の、石垣島では透析患者が急増しております、透析医療が逼迫しつつあることから——これは皆さんの辞任の理由の一つになっているようですが、県立八重山病院が昨年7月、看護師5名、臨床工学技士2名の増員を要望しましたが、病院事業局は12月末に看護師1名の増員を伝えたと理解をしています。事前にヒアリングを行ったようでございますけれども、1名にとどまったその理由についてお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） お答えいたします。

八重山病院の要望につきましては、昨年の年末に向けましてヒアリングや現地調査を行った結果、病院から令和5年度に関しましては、7人程度の透析患者が増加するとの見込みが示されました。看護師1人でおおむね4人の透析患者に対応が可能でございますので、また、人工透析は2日に1回実施することから、看護師1人当たりの対応できる患者さんは、実人数で最大8人の患者の増加に対応できることになります。このような考え方により、八重山病院の透析患者数の推移も踏まえ、令和5年度において看護師1人を増員することとし、状況の変化があれば、臨時的に職員の配置が可能であることを示した上で、令和4年12月に定数の内示を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では再質問ですけれども、まずどのような体制を想定して、1人の配置となったんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 先ほども申し上げましたが、12月の時点では、八重山病院のほうから令和5年度は7人の新患が想定されるということが、話がありました。7人に対しては、看護師1人を配置することによって最大8人の新しい患者さんに対応できると、そういうことで1人の配置というふうになった次第でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、八重山病院の要望は3クールを要望したと聞いております。それは1人で可能で

しょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 3クールは、1人の増員では可能ではございません。当初の7月の要望は、将来の患者さんの増加、八重山圏域では透析の患者さんが増加傾向にございます。3クールということは、現在1日25人の透析をやっていますが、3クールにしますと45人ということで、2日間で合計40人の患者さんが増加と想定されます。したがって、3クールをするには、やはり看護師5人、それからME（臨床工学技士）2人、この程度の増加がないと可能ではないというふうに考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 八重山圏内の透析は3つの病院が担っているわけでありましてけれども、透析が昨年4月166名、それから12月に174名と、月1人のペースで増加をしているということがありました。そういうことは把握されてのことでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） ちなみに、八重山圏域の透析患者全体、推移を申しますと、令和元年が157名、令和2年が163名、令和3年が171名、令和4年が175名と増加傾向にあります。この患者さんを、民間の2つ、それから県立八重山病院の合計3か所の医療機関で透析を行っているというふうになっております。ちなみに八重山病院の透析の患者さん、これは血液透析と腹膜透析とございますが、人数を申し上げますと八重山病院では、令和元年が51人、令和2年度が51人、令和3年度46人、令和4年度45人。現在、人工透析、血液透析を45人、それから腹膜透析を6人、合計51人というふうな数字をもらっています。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん どうも、かなりずれがあるようでございますけれども、まず血液透析にできるだけ移行しないようにということで腹膜透析を優先させて、それを推進してくるほど苦肉の策であるということと、それから八重山においては透析患者が入院する場合は、あとの2つの病院には入院ができない。そういうことも理解されてのことでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 先日、八重山病院の腎臓の担当医師と意見交換を行いました。先ほど申しましたように、八重山病院で今透析は、1日合計今25人なんです、機器は1クール16人でございます。透析患者の予備軍という方がおりまして、やはり

そういった方々を一度に全部というわけではないと思いますけれども、やはりそういったことに関して、腹膜透析であれば対応すると、そういうふうな方向性も担当の医師から聞いたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 八重山における民間の透析病院が観光客の透析患者を制限をしているわけです。これほど逼迫をしているわけです。そういうことの中において、なかなかその状況が伝わりにくいということが大きな理由になっておりますけれども、もし八重山圏内で透析患者で、透析ができない状態になったらどうなるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 現在3つの病院がその透析を担っているということでございますが、この民間の病院が、いきなり1つの病院が透析ができなくなるとか、そうなった事態にその全ての患者さんを八重山病院で受けるということは、基本的には相当難しいことではないかとそういうふうに思います。そのときにはやっぱり八重山圏域の腎臓透析提供体制を全体でやっぱり考えていかなくてはいけないと、そういうふうに考えています。

それから観光透析というお話がありましたけれども、基本的に八重山病院は基礎疾患のあるような患者さん、あるいは緊急性の高いような患者さんの透析を行うのが県立病院としての役割だと思います。したがって、そこら辺は民間病院とのすみ分けとか、そういったこともやっぱり考えていく必要があるのではないかと考えています。

○比嘉 京子さん 議長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時44分休憩

午後5時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○病院事業局長（我那覇 仁君） そういうことではございません。八重山病院のキャパシティで十分対応できないという事態になった場合には、やっぱり県立病院の病院間の協力体制というのが必要になってくると思います。基本的には、やはり看護師の人数が大きな問題となってくると思いますので、そこら辺はまずは県立病院間で応援体制とか臨時的採用とか、そういうことを考えなくてはいけないんじゃないかというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 3つの病院で受け入れられない場合は、島外に運ぶ以外ないわけですね。そういうよう

なことを予測をして動かなければいけない。しかも次年度というもっと先のことを言っているわけです。そういうことに対して1人と来たときに、どう考えるかと。すぐできなくても、どうやったら道筋を立てて、今後こう展開するんだという説明がないと。やっぱりここは、私は医療体制に責任を持ってないと、八重山毎日新聞にはコメントをされているわけです。

この問題はこれぐらいにしておきますけれども、(4)番目に、2024年から始まる医師の働き方改革に向けた早急な体制づくりが求められているようでありまして、各県立病院は医師労働時間短縮計画を5月までに提出しなければならない状況があるようです。病院事業局と各県立病院の調整が必要と言われておりますが、現状はどうなっているのでしょうか。それからまた、計画作成に必要な就業規則がまだ病院事業局から出されていないということで焦りの声がありますが、見通しについて伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 現在、医師の働き方改革ということで、大変大きな課題になっております。

医師の働き方改革では、時間外勤務及び休日勤務が年間で960時間を超える医師が勤務する医療機関は、令和5年度中に医師労働時間短縮計画を作成し、特例水準対象医療機関の指定を受ける必要がございます。精和病院を除く5県立病院は特例水準の指定を受ける必要があり、本庁機関と各県立病院で連携協力しながら医師労働時間短縮計画の作成を行っているところでございます。また、就業規程につきましては、可能な限り早期に改正案を各病院に提示したいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では3番目の、児童相談所における里親委託解除問題について質問をいたします。

まず最初に、専門家委員会の中間報告及び最終報告をどのように受け止めておられるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

県では、令和4年6月の調査委員会の中間報告を踏まえまして、当該児童を支える新たな体制をつくり、児童の意向を尊重しながら、その最善の利益や権利が守られるように取り組んできたところです。今回の調査委員会の最終報告についても重く受け止めております。御指摘のあった課題や提言等を児童相談所と共に

精査をしまして、子供の権利ファーストの理念の下、児童相談業務のさらなる充実に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん (2)番目に、中間報告から7か月がたちましたけれども、中間報告の提言をどう実行、具現化したのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 中間報告の提言を重く受け止めまして、同様の事例を起こさないようにと、令和4年8月に児童相談所相談体制の充実に向けた対応方針を策定いたしまして、ケースワークの在り方の見直しや児相と本庁の連携の強化、児相体制の体制強化、また里親全体に対するアンケートの実施等の取組を進めてきたところでございます。個別のケースの内容についてはお答えができませんが、このお子さんを支える新たな体制をつくり、児童の最善の利益や権利が守られるよう、丁寧に取り組んできております。今後は社会福祉審議会の答申、それから調査委員会の提言、今般実施をしました里親へのアンケートの結果等を踏まえまして、児童相談業務のさらなる充実に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 6月に中間報告が出され、先日2月2日に最終報告が出されているわけですが、最終報告の公表された補足意見として冒頭で、今回中間報告の提言を再度上げなければならないのは非常に残念であるというくだりがありますけれども、どういうふうに理解しますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 先ほど答弁をさせていただきましたように、中間報告を踏まえまして取組を進めてきたところでございます。またその旨の報告を調査委員会のほうには提出したところではございます。ただ、その取組というのがすぐに形ができるというものでもございませんので、部としましては、引き続き丁寧に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 最終報告における課題を踏まえた6つの提言がございまして、その対応について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時51分休憩

午後5時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 最終報告においては、子供の気持ちを中心としたソーシャルワークの必要性や、里親との対等・協働関係に向けた意識の改善、組織的マネジメント強化等について提言をいただいたところでは、子供の意見や気持ちを十分に聞いて、権利擁護に向けた環境を整えるため、一時保護や施設入所の際に、子供の意見表明を受け止める仕組みを令和5年度以内に構築することを目指して、現在取り組んでいるところでございます。また、先ほども申し上げましたとおり、里親の率直な意見を聞くということを目的に、里親全体に対するアンケートを実施したところでございまして、さらなる支援の充実や信頼関係の構築に努めてまいりたいというふうに考えております。今回の事案の教訓を踏まえまして、嘱託医、委託弁護士、外部専門家等から専門的知見に基づく助言を積極的に受け入れるとともに、本庁担当課と随時連絡・共有を図りながら、社会福祉審議会への諮問も積極的に行い、児童の支援に当たっているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 私は今回の件で、本当に児相の内容を知らなかったことに対する猛反省をしているところです。このことで委員会のほうにもたくさんの陳情が出ているわけですが、委員会に陳情と同時に資料として付設されているものがあります。1つだけ読み上げたいと思います。この問題はメディアに出たから分かったのであって、ずっと前から行われていたんだなということが分かるだろうと思うからです。そして今の6つの提言に全て――全てではありませんが、共通するような感じがいたします。

まず、平成22年、当時2歳の女の子を受託いたしました。4年後、小学校入学して新しい生活にも慣れた平成26年5月、児相から連絡があり、これまで面会を重ねてきた実親宅へお泊まりをさせたいので二、三日分の衣類を準備の上、児相へ連れてきてほしいと電話があった。いつも実親との面会は児相で二、三時間の面会なのに、その日の連絡はお泊まりというので一瞬不自然だとは思いました。児相に到着後、里子を引き渡すと、児相の班長から、この子を今日から一時保護すると宣言をされました。里親にはお泊まりと偽り、理不尽にも一時保護されました。理由は、実親から一日も早く引き取りたいとの希望と、面会をしやすくするため児童養護施設に入所させるということです。その後里子は児童養護施設へ入所し、現在も実親

の元には帰っておりませんと。こういうような種類の訴えが幾つもあるんです。ということは、そういうことは決して珍しくなかった。たまたま表面化したというふうに理解するものです。

さて、次の質問をしたいと思います。

ごめんなさい、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時56分休憩

午後5時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○比嘉 京子さん (4)番目の児童福祉審議会の答申、なかなか十分に公表されません。どのような資料でもって、どのように判断したかが分かりません。専門家委員会の最終報告書が開示されておられません。その今ダイジェスト版で出ているものを見ると、ここに詳細な文書があるだろうということが幾つもあります。そういうことを踏まえて、公的な資金を出しているわけですから、できるだけ情報を——黒塗りでもいいので、できるだけの開示をすべきだと思いますがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 社会福祉審議会答申の開示についてお答えいたします。

同部会の答申につきましては、特定の個人を識別できる情報は原則として不開示とする沖縄県情報公開条例第7条第2号に基づき、開示をしていないものです。また、当該審査部会は議事内容に個人情報が多く含まれることから、会議冒頭で会及び議事録を非公開とすることを委員全員で申し合わせている、秘匿性の非常に高い会議でありまして、答申を公開することで「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があることも不開示とする根拠となっていてございまして。条例の定める要件にのっとって、今後も適正に対応してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 専門家調査委員会の調査報告書の開示についてお答えいたします。

本件につきましては、去る2月2日に里親委託解除事案に関する調査報告書、これ概要版を公表したところであります。同報告書本体については、開示方法を含め現在検討中であります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ぜひできる限りの公表をしていただきたいと思います。特に他府県の審査会のホームページ等も見られて、どこまで出せるのかぜひ検討し

てほしいと思います。

では(5)番目の最終報告書のまとめの5章に、本件にとってなくてよかった経験をさせてしまった事案であると分析をしています。認識を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 本件につきましては、元里親との協力体制が築けないままに、児童相談所が里親委託措置を解除して、当該児童を一時保護せざるを得なくなった、そのことについて、大変重く受け止めております。反省をしているところでございます。今後は、社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会の意見や、今般いただきました調査委員会の提言等を踏まえまして、同様の事例を起こさないよう児童相談業務に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。社会的養護が必要となる全ての子供について、その抱える問題や意向を的確に捉えながら、将来にわたる子供の最善の利益にかなうよう、児童相談業務のさらなる充実に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん せざるを得ないという言葉の余地は、この文言からはできないのではないかと。させなくてよかったことをさせたんだということは、兎相に弁明の余地があるのでしょうか。そういうふうには私は思います。

さて、ちょっと長くなるんですけども、どうしても読み上げたいことがあります。委員の一人でありませぬ補足意見であります。これを読みますと、本当に何が課題だったのかがよく分かるのではないかとというふうに思うからです。

さて、沖縄県民の胸を痛めた本件の真相、ゼロ歳から5歳までその子を育てた里親宅から別の里親宅へ子供を移送する、要するにそれだったと。だがそこには、その子の持ち物、その子の好きだったおやつ、その子の好きだったペット、その子を育てた同じ記憶を共有する家族はいない。里親宅から里親宅に移動させられることによって招かれたこれらの喪失は、あまりにも大きな喪失のように思われる。喪失という言葉を使うには理由がある。この世に生まれ落ちた子供は誰だって一人では生きられない。傍らに食べ物を与え、身体を清潔にし、温かな寝床を与え、抱きしめる者が必要である。そのような形で24時間休むことなくケアを受けることによって子供はようやく生をつなぐ。子供の傍らにいる愛着者は、子供にとってまさに世界そのものである。そしてその子供は、愛着者と共につくるその世界を足がかりにすることによって、未

知の世界に立ち向かうのです。そもそも子供を守る機関である児童相談所が、子供から愛着者を取り上げ、与えなくてよい痛みを与える決定をしたことに、痛みを感じる。

そしてこの方は、一時保護の前に児相と里親とのやり取りの録音テープを文字化する作業を担ったけれども、非常に自分自身が動悸と目まいで眠れなくなる日が幾つもあったと。特にこの子供と今後のことについて話し合う場として設けられた児童相談所と里親のやり取りは、真実告知を自分たちにさせてほしいと児童相談所に懇願する里親の声と、一、二か月後には子供を里親宅から引き上げる決定をしたと告げて、この子が泣こうがわめこうが連れていくのかと里親からの問いに、時期が来たから次のステージに移る。一時保護所は保育園と同じとする児童相談所の言葉が言い放たれ——その後、子供の心を守るために真実告知は今ではないと話し、様々な人や機関を使って時期を提案してきた里親の元から、別の里親宅に子供を移動させる。児童相談所が今回行ったことはそれである。そして一時保護の前には、今の里親ではなく、別の里親宅への打診さえしていたんだと。そして12月に引渡しに応じなければ、誘拐罪を適用するとの文書を作成するなどして実行されたが、私たちが報道によって泣き叫びながらそれまで住んでいた家から家族から引き離され、車に乗せられる姿がみんなの目に焼きついていると。この子はどう生きたのか。私たちは今回、児童相談所の一時保護の中の子供の姿、ここを知りたいと思うのです。報告書における時期を記載している。この一時保護所内のあの子の言葉は、実親にも、里親にも、審議会の先生方にも、知事にも、それそのものとして提出されていなかったものである。どうかこれを読み、あの子の痛み思いをさせてほしい。

それから、さらにあの子がかわいがっていたペットにもう一度会いたいと話す、あの子の願いに応じてほしい。それがせめて痛みを抱えて生きるであろうあの子にとって、大人がすべきことであるとも言っている。

そこで知事にお聞きしたいと思います。

これはもうできるのは知事しかないのではないかと、私の結論です。子供のこの痛み、癒やすために応えてあげられるのはもう、私は支援チームではないと。なぜか。膨大な時間を使い過ぎています。知事にぜひ御決断をいただきたい。このように思いますがいかがでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 沖縄県子どもの権利を尊重

し虐待から守る社会づくり条例には、まず前文で、「子どもは、次代の社会を担う大いなる可能性を秘めた社会の宝であり、一人一人がかけがえのない存在である。子どもは、一人の人間として、また、自由かつ独立の人格を持った権利の主体として尊重されなければならない、全ての子どもの権利と健全な発達を保障することは、社会全体の責務である」という始まりになっています。

そして第3条で、子供の権利として、「全ての子どもは、適切に養育されること、能力が十分に発揮されること、虐待から守られること、自己の意見を表明することその他の個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。4条の基本理念に、子供は3条の権利が保障され、「個人としての尊厳が重んぜられるとともに、その最善の利益が考慮されなければならない」と規定しています。

私は、この子どもの権利尊重条例は、虐待を防ぐという意味で、それが主体となって構成されている条例ではありますが、全ての子供に適用される条例であるというその理念を持っていると思い、この間、子ども生活福祉部ともこのケースについての様々なやり取り、そして調査委員会の委員からの報告を受けながら、この社会的養護が必要となる子供を含めた全ての子供について、その子供たちの声が尊重されなければならないということを痛切に学び取れたというほうが正直な思いだと思います。ですから今般、もう一度その子が何を望み、どう生きていきたいのか、その子が生きていくその思いを実現するために、我々はどういう児童福祉を進めるべきなのかということをしっかと考えなければならないというように思います。

なお、先ほど知事公室長からも答弁がありました。報告書の全体については今、公開に向けてどのような形でそれが実行できるのかについて検討を進めているさなかであります。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 知事の思いは分かりますけれども、この子供の願いに応じていただけませんか、それは知事しかできないと思いますよということで、その意見をお聞きしたい。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 議員の意見を重く受け止めたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん この間の報告書の1ページに、1番目に、子供の声を拾わないって書いてあるんです

よ。一時保護所内で本児の意向が無視され続けてきたこと、この実態なんですよ。私たちこれ以上子供をこういうふうに犠牲にしていいたらどうか、ここにいる政治家も分からなかったとはいえ、私たちはチェック機関です。そういうことを見逃してきたということに、猛反省をしなければいけないと思っているところです。ぜひ知事には御英断をお願いしたいと思っています。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時8分休憩

午後6時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○比嘉 京子さん 私が常々言ってきています、今回の児相問題から見える児相の大きな変革をするためには、どうしても(6)番目の第三者評価の導入が必要だと考えています。部長いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 児童相談所の業務の質の評価につきましては、児童相談所の業務に関して、業務の振り返りや第三者の視点を取り入れることによって、課題や改善点を確認し、相談、支援等業務の質の確保、向上につながる仕組みの一つであり、導入の意義や必要性については認識をしているところでございます。一方で、第三者評価を受けるに当たっては、相当量の業務量、作業が発生するというふうに聞いております。今現在、過去最多となった虐待相談に対応しつつということになります。第三者評価の導入に当たっては、虐待対応業務に支障を来することがないように、体制を整えるということも必要であるというふうに考えております。現在、本庁と児童相談所で協議を進めているところでありまして、導入の時期や必要な体制等について具体的に検討していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ほかの地域で導入しているのは、時間があるからやっているんじゃないんです。そこをよくわきまえて、自ら自分たちをチェックしていただいて、そしてどういう点で——そのことがあって私はずっと合理的になるかもしれないとさえ思うし、人員ももっと拡充するってということになると思うんです。ですから皆さんの内部からの声をぜひとも出してほしいと思っています。知事、ぜひ実現に向けてよろしくをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 第三者評価については、非

常に重要な視点であるということとともに、今回のケースで改めて明らかになったのは、里親さんが法的に保護されていないという存在だったということも明らかになったということです。であれば、我々はその里親さんたちをどのように、その児童福祉を担う重要なパートナーの方々として捉えるかということについては、しっかりとその意見を拝聴する意味で、里親アドボカシー制度なども検討していかなければならないと思います。そのような総合的な取組で沖縄県において誰一人取り残さない、子供たちの明日をしっかりと社会でつくっていくというそういう認識で臨みたいと思います。

○比嘉 京子さん 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後6時12分休憩

午後6時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事（玉城デニー君） どのように制度設計するかということについては、しっかり検討していきます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では次、琉球・沖縄の歴史教育についてお聞きしたいと思います。

ちょっと前段を——どうしてもこれは沖縄県の子供たちのやっぱり足元をしっかり知り、それから物事の判断をするために自らの歴史や文化を学ぶということは、他の教科のベースとして必須であると私は考えております。

それで質問をいたしたいと思います。

(1)番目に、小・中・高を通して、沖縄の歴史、主に近現代史を——系統的にというところが非常に大事で、学ぶためにはどういうふうにすればよいとお考えでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

琉球・沖縄の歴史教育につきましては、小中学校では、社会科等の授業で、琉球王国の成立、廃藩置県、沖縄戦、復帰前後などの琉球・沖縄の歴史学習に取り組んでおります。高等学校では、全ての高校生が学ぶこととなっている歴史総合で、琉球・沖縄の歴史が取り扱われており、教科研修会や授業研究会等において、指導方法の研究・改善に取り組んでいるところであります。

県教育委員会としましては、引き続き、地域や学校の実態と発達段階に応じた、琉球・沖縄の歴史教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん やはり凹凸がないようにということと、それからちゃんと小・中・高でつなげて一貫した流れを、全体図をつくった上で下ろしてほしいというふうに思っていますので、提案しておきます。

次にですけれども、それをするために、やはり担当者やそれからまたほかからの有識者も入れていいと思うんですが、立ち上げて、系統立てて教えるための案をつくるという提案をしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

琉球・沖縄の歴史教育に関する準備委員会の設置等につきましては、各学校の取組や地域の実態を考慮し、学校とのまずは意見交換等を検討してまいりたいと考えております。

県教育委員会としましては、引き続き、効果的な歴史教育の指導の在り方について研究してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 引き続きこれもまた次回も質問をしていきたいと思えます。

最後になりました。

照屋大河議員の代表質問に関連して質問をいたしたいと思えます。

石垣リゾート&コミュニティ計画についてでございますけれども、私は実は、テレビでゴルフ中継を観戦するのが一番好きです。ですからアメリカのジョージア州にあるオーガスタ等も一度行ってみたいなどと思うほどです。ですからゴルフ場を造るということに反対をしているわけではございません。その場所があまりにも問題が多過ぎて、そしてその場所があまりにもいい場所過ぎて、私どもが賛成ができかねるという問題でございます。

さて、コミュニティ建設の計画についての質問をしたいんですが、まず1番目に訴えたいことは、これは法的に全く問題に関わるわけではございませんが、一番大事なことで、持続可能な発展と逆行する計画であると同時に、広々とした牧草地は失われて、名蔵アンパルの背景に巨大な人工物がそびえ立つ風景は、例えて言うならば私は、県内一高い於茂登岳の一部に工作物を造るということに等しく、心の風景といたしまししょうか、原風景の破壊だという思いを強く現場を見て思いました。2番目に、石垣市観光基本計画、昨年度の改正ですが、その理念に、いつの世でも普遍的なあるべき姿として、石垣市民は地域発展の源泉としての豊かな自然と共生するために、敬意を払い云々と明

記してあります。この理念に照らして整合性はどうかんだらうと。

問題点を5つほど上げましたけれども、はしょって言いたいと思えます。まず東京ドーム21個分の農地を農振除外をして農地転用するという全国で類を見ない計画であること。そして名蔵アンパルというところの裾野には、ラムサール条約指定地域である沼地であるアンパル地域があります。そこの自然に懸念が払拭されないこと。国の天然記念物であるカンムリワシがそこに営巣があること。それから何といても、そこで使われるのがゴルフ場の水でございます。様々な中で、それが懸念としてあるわけですが、ぜひ知事におかれましては、石垣に行く際には、ぜひ視察をしていただきたいことと、これは各部署が相反するテーマでございますので、知事の総合的なといいますか、そういう御英断をぜひお願いしたいと思っております。御意見、伺えたら幸いです。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） お答えいたします。

地域経済の牽引事業計画の承認については、森林法の遵守、農振除外・農地転用に関する手続の適切な実施に加え、沖縄県環境影響評価条例に基づく環境保全措置及び事後調査の適切な実施など、私からの指示で、事業者の計画に対する意見を付して承認手続を行ったものであります。今後は事業に着手する前に行われる各種許認可等の申請において、この意見を踏まえた措置がなされているか確認してまいりたいと思えます。

なお、現地の視察については、事務方と日程を調整させていただければと思えます。

以上です。

○比嘉 京子さん ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後6時19分休憩

午後6時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、質問及び質疑を行います。

玉城健一郎君。

〔玉城健一郎君登壇〕

○玉城 健一郎君 皆さん、こんばんは。

ていーだ平和ネット、玉城健一郎です。

本日最後の一般質問をいたします。

皆さんからの無言のプレッシャーもある中、ちょっとやりづらい部分もありますけれども、コンパクトに進められるようにやっていきますので、よろしくお願いたします。

まずは、育児休業について質問させていただきます。

私自身も育児休業を取った中、今回質問させていただきますので、その前に文言の修正で2022年6月の6月を取ってください。

それでは質問いたします。

2022年に育児・介護休業法が改正いたしました。産後パパ育休の新設や育児休業の分割取得、事業者へも育児休業を取得しやすい環境整備のための措置が義務づけられました。

そこで以下伺います。

男性の育児休業の取得状況を伺います。

(2)、今回の育児・介護休業法改正への県の取組について伺います。

(3)、男性育児休業が取得しやすい社会にしていくなためにも、育児休業の制度と制度を利用するに当たっての様々な支援制度の周知を含めた勧奨が必要だと考えるが、県の取組と考えを伺います。

2、保育環境について。

(1)、待機児童数を伺います。

(2)、待機児童解消に向けての取組を伺います。

(3)、保育士不足による定員割れが問題となっておりますが、保育士の働く環境が厳しく、求人はあるがやる人がいないことが根本の原因だと考えます。保育士の働く環境や待遇改善への取組を伺います。

3、若年妊産婦の支援について伺います。

(1)、県の対応を伺います。

(2)、経済的に安定していないことも若年妊産婦の支援で配慮を要する課題とされています。一方で、妊娠したら退学させられる、何らかの罰があるといったイメージが子供たちにはあり、妊娠を隠すことが少なくありません。若年妊娠した生徒への学校の対応と教職員や学校への周知をどのように行っているか伺います。

4、教育について。

沖縄の教職員不足が深刻さを増しています。小中学校の少人数学級見直しも検討されている中、以下伺います。

(1)、職員の待遇改善について伺います。

(2)、業務負担の軽減策について伺います。

(3)、職員の正職員率を伺います。

(4)、複式学級解消事業について、執行率の低さの原因を伺います。

5、P F A Sについて。

(1)、企業局のP F A S対策について、海水淡水化施設の稼働状況について伺います。

(2)、中部水源が米軍からの蓋然性が高いP F A Sによって汚染され取水抑制している中、北部水源の活用と海水淡水化施設で補っています。燃料費高騰などの影響でその負担が重くなっており、国に対して財政負担を求めるべきだと考えますが、県の見解を伺います。

6、沖縄県差別のない社会づくり条例について伺います。

(1)、運用方法について伺います。

7、L G B T Qについて。

(1)、美ら島にじいろ宣言について、宣言後の取組等を伺います。

(2)、パートナーシップ制度の新設を求めます。

8、梅毒・H I V対策について。

(1)、12月に行われたワンコイン検査の結果について伺います。

(2)、さらなる検査の拡充について伺います。

9、沖縄自動車道について。

(1)、自動車道近くに住む住民から粉じん被害や車の部品落下などの訴えがあります。対応を求めます。

10、運転代行について。

(1)、運転代行業者の営業実態はどのように把握しているか伺います。

(2)、運転代行をする際、保険加入有無について把握しているか、またどの程度の頻度で保険の有無を確認しているか伺います。

(3)、運転代行料金の最低料金の設定について、令和4年5月30日付国土交通省旅客課より、都道府県の自動車運転代行業担当部局長宛てに調査結果が共有されているか、対応について伺います。

(4)、表示義務違反など違反、違法もしくは疑わしい運転代行業者の通報について、どのように対応しているか伺います。

11、二輪車の走行区分規制についてですけれども、こちら修正がございます。片側5車線じゃなくて片側4車線に変更お願いいたします。また、二輪車の走行区分ではなくて通行区分に変更をお願いいたします。

(1)、国道329号の一部区間、国道58号の片側4車線の区間の規制を解除したが、解除後、どのような影響があったか伺います。

(2)、全国でもまれな二輪車の通行区分規制のさらなる規制解消を求めます。

12、普天間飛行場負担軽減推進会議について。

(1)、同作業部会が約1年ぶりに開催されたが、そこでの議論はどのような内容であったか伺います。

13、我が会派の代表質問との関連について。

山里議員の5、教育行政についての(3)、学校産業医の配置について関連質問いたします。

(1)、産業医の配置について50人以下で設置が義務づけられているにもかかわらず、市町村立で進んでいない理由はなぜか伺います。

(2)、50名以下の学校では、どのような対応がされているか、衛生推進者の専任や医師による面接指導体制が求められているが、実際はどのような状況か伺います。

よろしく願いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 玉城健一郎議員の御質問にお答えいたします。

育児休業についての御質問の中の(3)、男性育児休業制度の利活用の促進に関する取組等についてお答えいたします。

沖縄県では、仕事と子育てを両立し、働きやすい環境を整えることを目的として、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業に専門家を派遣し、男性の育休制度等の整備を支援しているところです。また、企業に対し、男性の育休制度を周知啓発する講座を実施するとともに、育休制度を導入した中小企業に対する国の助成金制度の周知にも取り組んでいるところです。

沖縄県としましては、引き続き、男性の育休取得を促進し、男女ともに育児と仕事が両立できる環境整備に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

[総務部長 宮城 力君登壇]

○総務部長(宮城 力君) 1、育児休業についての(1)のうち、知事部局の育児休業の取得状況についてお答えいたします。

知事部局における男性職員の育児休業取得率は、令和3年度35.1%となっており、その6割が6か月以下の取得期間となっております。

同じく1の(2)のうち、知事部局の取組についてお答えいたします。

県では、次世代育成支援対策推進法等に基づき、沖縄県特定事業主行動計画を策定しており、男性職員の育児休業の取得促進に取り組んでおります。具体的には、仕事と子育て・介護のための「両立支援ハンドブック」や男性職員の育児体験談をつづった冊子の配布など制度の周知に努めております。また、昨年の育

児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得がこれまで原則1回から2回まで可能となったほか、育児参加休暇の対象期間を拡大するなどの環境整備を図っております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 半嶺 満君登壇]

○教育長(半嶺 満君) 1、育児休業についての(1)及び(2)、男性職員の育児休業取得状況等についてお答えいたします。恐縮ですが、1の(1)と1の(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

教育委員会における男性職員の育児休業取得率は、令和3年度20.6%、平均取得期間は約192日となっております。教育委員会においても特定事業主行動計画により、令和7年度の育児休業等の取得目標率を30%と定め、制度改正の内容も含めた周知など、取得促進に取り組んでいるところです。引き続き、育児休業を取得しやすい、よりよい環境づくりに努めてまいります。

続きまして3、若年妊産婦の支援についての中の(2)、若年妊娠した生徒への学校の対応についてお答えいたします。

生徒が妊娠した場合には、保護者・本人と面談を重ね、母体の保護を最優先とし、教育上必要な配慮を行っております。また、生徒の学業継続については、当該生徒の希望に応じ、当該学校で学業を継続することのほか、学業の継続を前提として、転学・休学等の様々な方策について、必要な情報提供を行っております。退学を申し出た場合にも、当該生徒や保護者等の意思を十分に確認し、同様の対応をすることとしております。

県教育委員会としましては、引き続き、これらのことを各学校へ再確認するとともに、妊娠した生徒に対し適切な対応がなされるよう取り組んでまいります。

続きまして4、教育についての(1)及び(2)、教職員の業務負担の軽減策等についてお答えいたします。恐縮でございますが、4の(1)と4の(2)については関連しますので、一括してお答えいたします。

県教育委員会では、平成31年3月に沖縄県教職員働き方改革推進プランを策定し、学校の実情に応じた行事や会議等の見直し、効率的かつ効果的な部活動の推進、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの配置等の取組を進めております。令和5年4月に設置される働き方改革推進課では、国の調査事業等を活用したメンタルヘルス対策に取り組むとともに、学校における業務改善による負担軽減を推進することによ

り、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の確保に努めてまいります。

同じく(3)、教員の正規率についてお答えいたします。

沖縄県の公立小中学校における教員の正規率は、令和4年5月1日時点で81.2%となっております。県教育委員会では、教員正規率を改善するために、平成23年度以降、新規採用者数を大幅に増やしてまいりましたが、特別支援学級の増加等により、正規教員の配置が追いつかない状況にあります。引き続き、採用計画の見直しや採用試験の制度改革等により、正規教員の確保に努めてまいります。

同じく(4)、複式学級教育環境改善事業の執行率についてお答えいたします。

複式学級教育環境改善事業は、複式学級を有する小学校へ講師を派遣し、チームティーチングによる複式学級での学習活動の充実を目的として実施しております。本事業の執行率が低くなる主な原因としましては、離島・僻地での人材確保が難しいことが挙げられます。令和4年度は、地域と連携して人材の確保に取り組み、執行率は90%程度を見込んでおります。引き続き、複式学級の充実に努めてまいります。

続きまして、我が会派の代表質問との関連についてお答えいたします。(1)及び(2)、学校への産業医の配置等についてお答えいたします。恐縮でございますが、13の(1)と13の(2)は関連しますので、一括してお答えいたします。

産業医の配置は、教職員の心身の健康を守り、安全・快適な職場環境を確保するために重要であると認識しております。産業医の配置については、市町村教育委員会からは、地域内に産業医が少ないこと、予算の確保が困難などの理由で、配置が進まないと聞いております。また、教職員50人以下の学校では、医師等に労働者の健康管理等の全部または一部を行わせるように努めなければならないとされておりますが、状況は把握しておりません。引き続き、労働安全衛生管理体制の整備について市町村教育委員会に働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

〔警察本部長 鎌谷陽之君登壇〕

○警察本部長（鎌谷陽之君） 1、育児休業についての御質問のうち(1)、男性の育児休業の取得状況と取組についてお答えいたします。なお、1の(1)と(2)は関連しますので、一括してお答えいたします。

県警察における男性の育児休業の取得率は、令和

2年度は0.4%にとどまるなど極めて低い状況でしたが、令和3年度は9.0%、令和4年度は昨年末12月末現在で16.4%と高まっている状況にあります。また、平均取得期間はいずれも57日となっております。県警察では職員、またはその配偶者が妊娠をした際には速やかに上司による面談を行い、育児休業の取得に当たっての不安解消に努めているほか、随時業務の見直しを図るなど男女問わず育児休業の取得がしやすい職場環境づくりに取り組んでいるところでございます。

次に10、運転代行についての御質問のうち(1)、運転代行業者の実態把握及び違反等に関する対応についてお答えいたします。なお、10の(1)、(2)及び(4)は関連しますので、一括してお答えいたします。

自動車運転代行業者に関しましては、認定申請や変更の届けに際して、提出された関係書類を確認し、保険加入状況を含め、法に定められた要件を満たしているかなどの営業実態を把握しております。また、随時立入検査を実施しており、昨年中の実施回数は247回となっております。また、その際に随伴自動車への表示義務や従業員名簿の備付けなど、運転代行業者の遵守事項について確認をし、必要な指導等を行っておりますが、表示義務違反などの通報があった場合には、優先してこの立入検査を行うこととしております。

県警察としましては、自動車運転代行業の適正化を図るために、引き続き立入検査等による実態把握と指導等に努めてまいりたいと考えております。

次に11、二輪車の通行区分規制についての御質問のうち(1)、交通規制一部解除後の影響についてお答えいたします。

国道329号の一部及び国道58号の片側4車線区間につきましては、昨年3月27日に、二輪車の車両通行区分規制を一部解除しております。規制解除区間における解除日から本年1月末までの間に発生した二輪車の絡む事故は国道329号では11件発生し、前年比で3件の減少となっております。また、国道58号では5件発生し、前年比で2件の増加となっております。なおいずれの路線につきましても、交通規制の変更を主要因とする事故の発生については、把握しておりません。

同じく11の(2)、二輪車の交通規制の解除についてお答えいたします。

県警察といたしましては、昨年解除した路線におけるその後の影響や他の規制路線、さらに県内全体における二輪車事故の発生状況などを総合的に判断して規制の見直しを進めており、本年中でも国道330号の一

部区間等の規制解除を予定しております。引き続き交通の安全と円滑の確保のための施策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 2、保育環境についての御質問の中の(1)、待機児童数についてお答えいたします。

令和4年4月1日時点における本県の待機児童数は439人となっており、前年度から125人減少し、7年連続で減少しております。年齢別では1歳児が最も多く288人、次いで2歳児が76人、3歳児が45人、ゼロ歳児が25人、4歳児以上が5人となっております。

同じく(2)、待機児童解消に向けた取組についてお答えいたします。

待機児童の解消に向け、保育所等の整備に取り組んできた結果、令和4年4月1日時点において、入所申込児童数6万1923人を上回る6万6414人の保育定員が確保されております。一方で、同日時点で、187施設で定員に必要な保育士406人が確保できず、1669人の定員割れが生じている状況にあります。待機児童の解消には、保育士の確保が最大の課題となっていることから、市町村や沖縄県保育士・保育所総合支援センターと連携して、県外からの保育士の誘致や潜在保育士の就労支援等に取り組むとともに、保育士の処遇改善を図ってまいります。

同じく(3)、保育士の処遇改善についてお答えいたします。

保育士を確保するためには、保育士の処遇改善を図ることが重要と考えております。そのため県では、保育士配置基準の見直しについて、全国知事会等を通して国に要望するとともに、保育士の正規雇用化や年休・休憩の取得支援、保育補助者等の配置による業務負担の軽減などの実施により、保育士の処遇改善に取り組んでいるところです。また、令和4年10月からは、公定価格において、保育士1人当たり月額9000円相当の改善が図られております。

3、若年妊産婦の支援についての御質問の中の(1)、若年妊産婦支援の県の対応についてお答えいたします。

県では、若年妊産婦等に対して、産婦人科への同行支援、SNSを活用した相談対応や支援情報発信などを行っております。令和5年度からは、沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金を活用し、複数の市町村を対

象とした通所型の若年妊産婦の居場所を1か所設置するほか、子育て支援対策臨時特例交付金等を活用し、若年妊産婦等が安心して生活を行うための相談支援や宿泊型居場所を提供する特定妊婦等支援臨時特例事業を新たに実施することとしております。

6、沖縄県差別のない社会づくり条例について、条例の運用についてお答えいたします。

条例案では、不当な差別のない社会の形成を図るために基本方針を定め、人権尊重の理念の普及啓発や専門相談員による相談対応、法的な助言が必要な場合の弁護士による法律相談を実施するとともに、情報の収集、実態の調査等を行うなど、差別の実情を踏まえた取組を行うこととしております。また、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置、及び差別のない社会づくりの推進に関する重要事項について調査審議を行う第三者機関として沖縄県差別のない社会づくり審議会を設置いたします。条例施行後は、取組の効果を検証し、施行の状況について検討を加え、必要があると認めた場合は、見直しを行うこととしております。

7、LGBTQについての御質問の中の(1)、沖縄県性の多様性尊重宣言後の取組についてお答えいたします。7の(1)と7の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では、沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）の下、啓発活動や相談支援に取り組んでいるところであり、今議会に提案中の沖縄県差別のない社会づくり条例案に、性的指向または性自認を理由とする不当な差別に関する施策を講ずることを規定し、必要な施策に取り組んでいくこととしております。また、パートナーシップ制度については、他県の取組状況を調査・研究するとともに、県内市町村と情報を共有し、意見交換をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

〔企業局長 松田 了君登壇〕

○企業局長（松田 了君） 5、PFASについて(1)及び(2)、PFOS等対応に係る海水淡水化施設の稼働状況及びその負担を国に求めることについてお答えします。5の(1)と5の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

海水淡水化施設は多量の電力等を消費するため、北部国ダムからの取水が可能な時期は、1日当たりの生産量を数千立方メートルにとどめておりますが、昨年11月から今年1月末までの東系列導水路トンネル工事期間中、北部国ダムからの取水が大幅に減少したこ

とから、P F O S等対策として、1日当たりの生産量を約3万6000立方メートルに増量しました。これにより、電気料金等経費が約2億9000万円増加することが見込まれております。P F O S等問題の解決には汚染源の浄化など、抜本的な対策が必要であり、引き続き、国や米軍に対し、汚染源の特定と対策の実施及び企業局等が実施するP F O S等対策に係る費用負担を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 糸数 公君登壇〕

○保健医療部長（糸数 公君） 8、梅毒・H I V対策についての(1)、ワンコイン検査の結果についてお答えします。

県では、令和4年12月1日の世界エイズデー前後の11月15日から12月15日までの約1か月間、H I V等検査外来を実施している4医療機関に委託して、通常よりも自己負担が少ない500円で匿名によるH I V及び梅毒のワンコイン検査を実施しました。その結果162名の受検があり、そのうちH I V陽性者は0名でしたが、梅毒陽性者は4名が確認されております。

同じく(2)、検査の拡充についてお答えします。

県内の保健所では、令和4年12月より全ての保健所で検査を再開しておりますが、さらなる検査拡充のため、今年度2回目となるワンコイン検査を2月15日から実施しております。また、保健所以外での検査機会を増やすため、H I V等検査を受け入れる医療機関を8か所まで増やしてきたところですが、さらに拡充するため今後も医療機関と調整を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 9、沖縄自動車道について(1)、沖縄自動車道における粉じんや落下物の対応についてお答えいたします。

沖縄自動車道の高架橋において、地域住民から粉じんや落下物への対応に関する要望があることについて、N E X C O西日本に対して情報提供を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 儀間秀樹君登壇〕

○企画部長（儀間秀樹君） 10、運転代行についての(3)、運転代行業利用料金の最低利用料金の設定及び調査結果の共有についてお答えいたします。

令和4年5月30日付国土交通省旅客課旅客運送適正化推進室長から発出された事務連絡「自動車運転代行業の料金原価及び収入等に関する実態調査の調査結果の情報提供について」は、令和4年5月31日に收受しております。当該事務連絡は、運転代行業の料金原価及び収入等に関する実態などの調査結果を、最低利用料金を設定する場合の参考として、国から各都道府県に対して提供されたものであります。当該調査は、留意点としてサンプル数が非常に少ないことが申し添えられており、県としては、当該調査結果や関係団体との意見交換等を踏まえ、最低利用料金設定の必要性も含め研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 嘉数 登君登壇〕

○知事公室長（嘉数 登君） 12、普天間飛行場負担軽減推進会議についての(1)、普天間飛行場負担軽減推進作業部会の内容についてお答えいたします。

先月15日に開催された作業部会では、同飛行場の運用停止に向けたスケジュールの明示、P F O S等の基地内への立入調査や夜間騒音の問題等のほか、去る1月の2プラス2の共同発表で、日米の施設の共同使用の拡大等が合意されたことを踏まえ、地元が意見表明できる場を設けるよう求めたところです。政府からは、スケジュールの明示について、新たな期限の設定には、辺野古移設について地元の協力が得られていることが前提であること、基地内への立入調査の実現については、米側に対し、様々な機会を捉えて働きかけていきたい旨の回答があったほか、作業部会等を活用して、基地負担軽減に向けた協議を継続していく考えが示されました。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

では、再質問を行っていきます。

若年妊産婦について、再質問ではなく、この間、先日2月1日の県と一般社団法人あるが共催で行ったシンポジウム、そちらに参加しました。こちらの感想についてなんですけれども、関係者が集まって本当に様々な情報を交換しながら、よりよい若年妊産婦の支援の仕方というのをつくっていく、非常に有意義なシンポジウムでした。ぜひそういった取組を次年度も行っていただきたいということで、要望としてお願いいたします。

では、続きましては運転代行についてなんですけれども、運転代行、沖縄は全国に比べて登録者数も多

い、もちろんみんな使っているという状況の中で、全国でも先進地というか非常に注目されている地域だと思います。その中で、運転代行の管理状況だったりと、保険の加入状況、そしてまた最低賃金の設定というのはどうしても必要だと思います。特に保険の管理に関しては、どうしても保険未加入のところであれば、この負担というのが利用者だったりとかがそういったところの影響が出てくる状況がある中、やはりそういった対策を取る必要がありますし、平成30年度の通知によれば、条例というのは都道府県でつくれるというふうになっていますので、この保険の加入を義務づける、もしくは通知をするような仕組みづくり、条例づくりだったりと、あとは今、運転代行自体が価格競争に陥ってしまって、働いている人たちがどうしても厳しい状況で働かざるを得ない状況にあると思います。そういう状況を変えていくためにも、最低の料金というものを県として設定する必要があると思いますので、そこぜひとも検討のほどよろしく願いいたします。

では、続きまして二輪の通行区分について何ですが、前の本部長が交通畑ということでこういった政策にすごく精通していて、前に進んで、今回も本部長が進めてくれて本当にありがとうございます。

先ほど、二輪区分について330号の一部区間も今年度中にやるということですが、もし今公表できるのであれば教えてほしいです。どの区間か。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（鎌谷陽之君） 国道330号につきましては、コザ交差点から普天間交差点の間、解除区間約7.5キロメートル、これについて本年3月30日に解除を予定しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

私も二輪に乗りますので、どうしても途中左から車が入ってくる状況とか、そういったところで怖い思いをよくしているのです、そういった二輪の通行区分の規制解除というものは非常に助かりますので、改めてまたよろしく願いいたします。

続きまして、教育委員会ですけれども、皆さん本当に今議会の中で——マスク外しましょうね——様々な議員が質問されている中、本当に大変だと思いますけれども、ぜひこれは教員の本当に厳しい状況が起きていることだと思います。うちの会派の山内末子議員が独自で調査した結果というのは私も読ませていただきました。山内末子さんのレポートによりますと、本当に人が足りない、業務が多い。その中で自分の私生活が

犠牲になっている状況というのが本当に生の声として出ているんです。そういう状況を変えていく必要が本当にあると思います。

そこでお伺いいたしますけれども、今県独自の配置というのは行っているんでしょうか。お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

令和5年度、小中学校教諭の県単定数であります、54名となっております。県立高校教諭の県単定数については20名、県単で配置をしているところで、

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

県としても独自対策を行っているという状況の中で、またさらなる対策を取って、働きやすい状況をつくっていく必要があると思います。今のところまだ教員の採用というのが——受ける人たちが多い状況にある中、それが低くなってきたら余計採用が難しくなると思いますので、そこは本当にぜひよろしく願いいたします。

もう一つ、教員の病休、病休でかなり休んでいる人たちがいらっしゃると思いますけれども、そういったことに対する対策はどのように行っているか御説明をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 今、教員に対するメンタルヘルス対策を行っておりまして、主な取組についてはまず、長時間勤務者に対する面接指導等の予防事業、それから健康スタッフ、臨床心理士、精神科医への相談等の相談事業、そして復職支援プログラムの実施等の復職支援、そういった取組を柱として今メンタルヘルス対策に取り組んでいるところで、

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 そこに対する支出もかなりの額というふうになっていますので、ぜひそういった対策を今度は次年度で新たな支援体制をつくれるということで、ぜひ行ってほしいです。

保健師だったりと、産業医の配置の関連の質問の中ですけれども、民間の企業というのは産業医だったりと、保健師の面談というのは義務づけている、必ず受けないといけないというふうにやっているんです。そういう状況というのをどういったことが生まれるかというと、必ずそれをやらないといけないということになってきたら、産業医だったり保健師だったり、がしっかり状況を把握できる。今の状況というのは県の

聞き取りによりますと、校長先生だったりとかそういった声があれば受けるという状況にあると思うんですけども、そういった義務づけしながらしっかり保健師だったりとか産業医とかが情報を収集できるような状況をつくったほうがいいと思うので、ぜひそういったところ、新しい体制のところでも検討していただきたいと思います。民間でそういったところもやっていますのでぜひ、よろしくお願いいたします。

教員に対して先ほどございましたけれども、教員の定時というのが、本来であれば8時15分から16時45分までなんですけれども、実際、教員アンケートだったりとか、そういった声を聞いていたら、子供たちが来るから7時から出勤して、帰りは普通に5時過ぎだという意見が多いんです。だから教員の働く環境の中で定時と実態が合っていない状況があると思うんです。そういったところに対しての対策もしっかり取り組んでほしいというのと、もう一つ、時間外労働をなくすためには、留守番電話だったりとか——あとは時間外は留守番電話対応にするのであったりとか、あとは今もう携帯もありますからLINEでの対応、そういったところというのをぜひ導入検討する必要があると思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

○教育長(半嶺 満君) 県においては、平成31年に働き方改革推進プランを立ち上げておりまして、様々な取組を実施しております。議員から御紹介のありました留守番電話、そういった取組、あるいは定時退庁とか、そういった取組を実施しておりますので、さらにその取組を継続しながら、令和5年度から実施する働き方改革推進課においても、さらに実効性のある取組を実施していきたいというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 よろしくお願ひします。

ぜひ教員が定時の時間の中でできるように、もしかしたら子供が通学する時間帯をずらすのか、もしくはフレキシブルに先生の出勤時間をずらすのか、そういった対策が必要だと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、梅毒、HIV対策についてなんですけれども、12月が世界エイズデーということで、エイズに対しての差別とかそういったものをなくしていく、偏見をなくしていく活動だったと思います。その中で12月に行われたワンコインの検査ということで外部委託、私もぜひ外部委託をやってほしいというこ

とで、今回ワンコインの検査を行ったということで、ここは本当にありがとうございます。さらなる拡充ということで、ほかの医療機関とかも連携しながら行っていくということなんですけれども、実際コロナ禍で見えたことというのが、やはりコロナの対応になった場合、保健所で対応ができなくなった。その結果、梅毒だったりHIVの検査自体ができなくなった。その影響で結局HIVが広がった、エイズが広がった状況が推測されると思います。ぜひ県の検査体制の拡充も求めているんですけれども、過去に保健所での検査が止まった事例というのがありますか。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

○保健医療部長(糸数 公君) お答えいたします。

過去に今このような長期間の休止ということはございません。2009年に新型インフルエンザH1N1というものがはやりまして、そのときには半年間インフルエンザの警報がずっと出ていたということがありますが、そのときも前の年は検査が3504件であったものが、2009年は2719件と若干は減少しましたけれども、保健所を閉めていたわけではないですので、今回が初めてこのように長期間休止せざるを得ないような状況だったというふうに考えています。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 HIVも感染症です。コロナの対策においては、沖縄県が本当に様々な状況で厚労省も視察に来るぐらいコロナの対策というのが先進地として認められてきたと思います。そういった知見をしっかりとつって、こういったHIVの感染症対策でもぜひ使っていただきたいと思います。コロナの際に行ったことというのが、まず検査を拡充すること。そして検査の拡充とハイリスク層に対する対策、そういった対策を取ることで、コロナの検査という実数を分かってきたと思うんです。今沖縄の現状ってHIVの検査の状況というのは、まだまだ実数にほど遠いというふうに言われています。その数字というのが、いきなりエイズの発症の割合の高さ、そういったところからHIVの県内での状況というのは非常に深刻だと私は捉えています。ぜひ、検査に特化した常設の施設の必要性があると思いますけれども、その辺りについて見解をお願いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

○保健医療部長(糸数 公君) お答えいたします。

今議員が御指摘のいきなりエイズ、いわゆるいきなりエイズという呼び方をしていますけれども、その年に確認されましたHIV検査陽性者のうち、既にエイズを発症している方、HIVというのは感染してしば

らく数年間は症状がないまま経過して、その後徐々に免疫が下がっていろいろな状況を発症してエイズというふうになるんですけれども、検査で見つかったときには既にエイズを発症している方が令和4年度は52.6%、19名中10名ということで、その前の年が38.5%、令和2年も43.5%、令和元年42.1%と、全国的には30%程度なんですけれども、やはり沖縄県、その割合が少し高いということになっております。

早期に検査で確認されますと、早期に治療が始まって、エイズになるのを防ぐというふうなことも可能ですので、御本人のためにも、あるいはその間も感染力がありますので、またパートナーへの感染を防ぐという意味でも大変重要なことかと考えています。保健所では従来無料匿名で検査を実施をしておりましたけれども、今回医療機関のほうに検査を広げていったというふうな状況でございます。東京などは、常設の検査会場を設置して、受けやすい環境というのがありますので、そういうふうなところも参考にしながら、ただ検査を受けること自体を非常に人に見られたくないという、そういう感情といいますか、そういう状況もありますので、それには配慮した上でどういうふうに検査が拡充できるか検討していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 本当に検査を受けること自体が人に知られたくないというのが、まさにエイズの問題の深刻なところだと思うんです。H I Vというのは、進行を止めるとかウイルスをどんどん減らしていくという薬というのが開発されていて、今やもうちゃんと適切に治療していれば普通の人と同じように生活ができる。ウイルスがほとんど検出されないレベルまででき

るようになっていて、しかも薬が毎日1錠、もしくは最近まだ認可されていないものだったら半年に1回注射を打てばできるような状況になっていて、まさに慢性疾患と同じような取扱いにどんどんH I Vがなってくると思うんです。そういう状況の中で、こういった人たちが普通の生活を送れる、そういった施策はもちろん必要ですし、そのためにはまずこの偏見をなくしていく——これは今回取り上げていないですけども、偏見をなくしていくことと、あとは検査体制、ぜひ検査を拡充して、より多くの人たちを捕捉して、かつ治療をすることで、この人たちが社会生活を送れるような状況をつくっていくこと、そしてまたそこで抑え込んでいくことがやはり今沖縄県に必要なだと思っておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

最後になりますけれども、先ほど部長からもお話がございましたが、このH I V、沖縄県のH I Vの感染状況というのはすごく深刻な状況にあると思っております。いきなりエイズの状況も50%を超えている状況というのは、やはりまだまだ検査自体が拾えていない、そういう状況があると思っております。ぜひそういった状況をなくしていくためにも、エイズ政策を前に進めていけるように、知事を筆頭に頑張っていただきたいと思っております。

以上です。終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明2日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時30分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 西 銘 純 恵

会議録署名議員 照 屋 守 之

令和5年3月2日

令和5年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第8号）

令和5年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第8号）

令和5年3月2日（木曜日）午前10時開議

議事日程第8号

令和5年3月2日（木曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から乙第24号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から乙第24号議案まで

- 甲第1号議案 令和5年度沖縄県一般会計予算
- 甲第2号議案 令和5年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 甲第3号議案 令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 甲第4号議案 令和5年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第5号議案 令和5年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 甲第6号議案 令和5年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第7号議案 令和5年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第8号議案 令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第9号議案 令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第10号議案 令和5年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 甲第11号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第12号議案 令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第13号議案 令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 甲第14号議案 令和5年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第15号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第16号議案 令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第17号議案 令和5年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第18号議案 令和5年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第19号議案 令和5年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 甲第20号議案 令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
- 甲第21号議案 令和5年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 令和5年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 令和5年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 令和5年度沖縄県流域下水道事業会計予算
- 甲第25号議案 令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第7号）
- 甲第26号議案 令和4年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第27号議案 令和4年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）
- 甲第28号議案 令和4年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第29号議案 令和4年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 甲第30号議案 令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 甲第31号議案 令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第2号）

- 甲第32号議案 令和4年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
- 甲第33号議案 令和4年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第34号議案 令和4年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 甲第35号議案 令和4年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第36号議案 令和4年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）
- 乙第1号議案 沖縄県職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第2号議案 指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関する条例
- 乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県県土保全条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県地域福祉基金条例を廃止する条例
- 乙第6号議案 沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第11号議案 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第13号議案 沖縄県差別のない社会づくり条例
- 乙第14号議案 沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例及び沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 乙第15号議案 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例
- 乙第16号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第17号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 乙第18号議案 沖縄県暴力団排除条例の一部を改正する条例
- 乙第19号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第20号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第21号議案 名護市と今帰仁村との境界変更について
- 乙第22号議案 包括外部監査契約の締結について
- 乙第23号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 乙第24号議案 専決処分の承認について

予算特別委員会の設置

予算特別委員会委員の選任

出席議員（48名）

議 長	赤 嶺 昇 君	4 番	玉 城 健一郎 君
副議長	照 屋 守 之 君	5 番	上 里 善 清 君
1 番	次呂久 成 崇 君	6 番	大 城 憲 幸 君
2 番	喜友名 智 子 さん	7 番	上 原 章 君
3 番	島 袋 恵 祐 君	8 番	小 渡 良太郎 君

9番	新垣	淑豊	君	28番	照屋	大河	君
10番	島尻	忠明	君	29番	山内	末子	さん
11番	仲里	全孝	君	31番	西銘	啓史郎	君
12番	上原	快佐	君	32番	座波	一	君
13番	新垣	光荣	君	33番	大浜	一郎	君
14番	國仲	昌二	君	34番	呉屋	宏	君
15番	瀬長	美佐雄	君	35番	花城	大輔	君
16番	山里	将雄	君	36番	又吉	清義	君
17番	当山	勝利	君	37番	仲宗根	悟	君
18番	當間	盛夫	君	38番	崎山	嗣幸	君
19番	金城	勉	君	39番	玉城	ノブ子	さん
20番	新垣	新	君	40番	西銘	純恵	さん
21番	下地	康教	君	41番	渡久地	修	君
22番	石原	朝子	さん	42番	瑞慶覧	功	君
23番	仲村	家治	君	43番	比嘉	京子	さん
24番	平良	昭一	君	44番	末松	文信	君
25番	仲村	未央	さん	45番	島袋	大	君
26番	玉城	武光	君	46番	中川	京貴	君
27番	比嘉	瑞己	君	47番	仲田	弘毅	君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城	デニー	君	文化観光スポーツ部長	宮城	嗣吉	君
副知事	照屋	義実	君	土木建築部長	島袋	善明	君
副知事	池田	竹州	君	企業局長	松田	了	君
政策調整監	島袋	芳敬	君	病院事業局長	我那覇	仁	君
知事公室長	嘉数	登	君	会計管理者	名渡山	晶子	さん
総務部長	宮城	力	君	総務部財政統括監	名城	政広	君
企画部長	儀間	秀樹	君	教育長	半嶺	満	君
環境部長	金城	賢	君	警察本部長	鎌谷	陽之	君
子ども生活福祉部長	宮平	道子	さん	労働委員会事務局長	下地	誠	君
保健医療部長	糸数	公	君	人事委員会事務局長	茂太	強	君
農林水産部長	崎原	盛光	君	代表監査委員	安慶名	均	君
商工労働部長	松永	享	君				

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局	山城	貴子	さん	課長	補佐	城間	旬	君
次長	前田	敦	君	主幹		宮城	亮	君
議事課	佐久田	隆	君	主査		親富祖	満	君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から乙第24号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する

る質疑の通告がありますので、順次発言を許します。玉城武光君。

○玉城 武光君 おはようございます。

日本共産党の玉城武光です。

一般質問を行います。

米軍機の演習・訓練の実態を質問します。

沖縄周辺には、日本全体の訓練水域の71%に相当

する約5万5000平方キロメートルの広大な米軍訓練水域が設定され、漁場が制限されるとともに、安全操業が脅かされております。米軍訓練空域は北海道の面積の約1.1倍に相当する9万5000平方キロメートルに及ぶ広大なものとなっております。

(1)、現在まで実施されてきました水域・空域での演習・訓練の実態と事故の状況を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) おはようございます。

それでは答弁させていただきます。

米軍の水域及び空域での演習については、沖縄防衛局を通じて、演習を行う予定の水域及び空域の名称、日数等が通告されております。それによると、例えば、キャンプ・シュワブ訓練水域における訓練日数は、令和元年が96日、令和2年が103日、令和3年が94日、令和4年が22日で、津堅島訓練水域における訓練日数は、令和元年が27日、令和2年が42日、令和3年が27日、令和4年が29日となっております。また、ホワイト・ビーチ地区水域やホテル・ホテル訓練区域等の沖縄の周辺に設定されている訓練水域及び空域における訓練日数は、いずれの年も年間365日となっております。これに対し、過去4年間に於ける不時着や部品落下等の航空機に関連する事故は95件となっております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城武光君。

○玉城 武光君 今、知事公室長からの答弁がありましたように、ホテル・ホテルとか、訓練水域・空域の訓練日数が年間365日という答弁がありました。沖縄周辺の米軍訓練の水域、空域ではほぼ365日、これ、どのような演習・訓練が行われているんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(嘉数 登君) お答えいたします。

在沖米軍の訓練・演習の実施に当たっては、沖縄防衛局を通じて、文書で事前に通報が行われておりますけれども、個別具体的な訓練・演習の内容や実施時期、時間などの詳細は記載されておらず、訓練の実態は不明でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時4分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

玉城武光君。

○玉城 武光君 訓練は、実態は分かっていると思いますよ。(資料を掲示) こういう在日米軍の水面を使用する演習についてというその通知が来ていると思

うんです。その中には、訓練の内容が、空対地、艦対地と言っている。こういう内容があるんです。だからそこには、要するにすごい訓練が行われているんです。そういう実態をよくつかんでいただきたいと思

次に進みます。

日米両政府は、「南西諸島を含む地域において、日米の施設の共同使用を拡大し、共同演習・訓練を増加させる」との共同文書を発表しております。水域・空域での日米共同演習訓練が増加されると、県民の生命・安全はさらに脅かされ、漁場の操業制限も増加します。水域・空域での演習・訓練に反対の意思を表明すべきではないですか。知事の所見を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) お答えいたします。

去る1月11日の2プラス2共同発表では、「日本の南西諸島を含む地域において、日米の施設の共同使用を拡大し、共同演習・訓練を増加させる」旨が示されています。沖縄県としては、かねてから沖縄の米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めている中、日米の共同演習・訓練の増加により、これ以上の基地負担が生じることはあってはならないと考えており、さきの2プラス2の共同発表についても大きな懸念を抱いているものであります。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城武光君。

○玉城 武光君 懸念を表明しているということは、非常に状況が大変厳しいということをもう一歩進んで、反対という表明をしていただきたいと思

次に進みます。

電気料金の値上げ、物価高騰等から暮らしと経済を守る施策について(1)、県が要請した電気料金値上げに対する政府の対応と県独自の特別高圧受電契約事業者支援の内容を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

○商工労働部長(松永 享君) お答えいたします。

県では、今年1月、玉城知事を先頭に、市町村及び経済団体と連携し、国に対して本県の特殊事情等を踏まえた特段の支援の要請を行ったところです。また、県では、国の激変緩和措置の対象とならない特別高圧受電契約に対する本県独自の支援を予定しております。本事業の対象となる商業施設や工場などは55件を見込んでおり、支援の内容は1月から8月までの電気使用量に対して1キロワットアワー当たり3.5円、9月は1.8円の支援を予定しております。また、本事業の予算につきましては、2月補正予算案に約4億8000万円、令和5年度当初予算案に約11億3000万

円を計上し、本議会に上程したところです。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 次に、県独自の物価高騰対策の諸施策を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

県独自の物価高騰対策につきましては、各部でそれぞれ取組を進めております。まずは、企画部のほうから答弁をさせていただきます。

企画部におきましては、コロナ禍における原油高騰等の影響を受けている路線バス、タクシー、貨物自動車運送事業者、離島航路、離島航空路など、交通事業者の安定的な運行継続の支援として、今年度これまでに約13億円の予算を計上しておりまして、燃料高騰分等に対する補助金を支給しているところであります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 子ども生活福祉部の取組について御説明をさせていただきます。

子ども生活福祉部では、エネルギー・物価高騰の影響を受ける事業者を支援するため、今年度これまでに補正予算約15億円を措置し、介護・障害福祉サービス事業所、保育所、子供の居場所等に対し、光熱費、食料費等、物価高騰に係る支援事業を実施しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 保健医療部からは、医療施設等に対する支援についてお答えいたします。

県は、物価高騰の影響を受けている県内の医療施設等を対象として、光熱水費の高騰分に対する支援を行うこととしており、病院等の有床施設に対しましては病床の区分に応じた支援、その他の施設につきましては1施設当たり一定の額を支援するということとしております。現在、対象施設からの申請を受け付けており、今年3月末までに全ての施設に支給できるよう取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 農業・漁業への物価高騰対策についてお答えいたします。

県では、独自の対策として、肥料・畜産用飼料・漁業用燃油・養殖用配合飼料を対象に支援を実施しております。今年度措置した予算額につきましては、合計しますと18億5493万円となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） 商工労働部の取組をお答えいたします。

世界的な原油・原材料価格の上昇等による物価高騰が、県内各産業に様々な影響を及ぼしております。このため県では、おきなわ物価高対策支援金事業で、物価高騰による原材料価格等の影響額に応じ、業種を問わず法人最大50万円、個人事業主最大25万円の支援金を支給しているところです。また、物価高騰の影響が続いていることから、3月上旬から第2弾の支援を実施することとしております。今後とも、国の対策を注視しつつ、企業活動の影響等を踏まえ、適切に対応してまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 大きい3番目、食料自給率、安全・安心な食料の確保、国土の多面的機能を重視した農林水産業の振興について質問します。

国民の命の源である県内食料自給率の現状はどうかとなっておりますか。自給率を高める取組と地産地消マルチブランド戦略を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） お答えします。

食料自給率向上のためには、県内農林水産物の生産拡大と地産地消を推進することが重要であると考えております。このため、県では、生産供給体制の強化や流通・販売・加工対策の強化に取り組むとともに、地産地消マルチブランド戦略事業による学校給食やホテル、飲食店等に対する県産食材の利用促進などを実施しております。これらの取組によりまして、本県の食料自給率は令和2年度概算値ですけれども、カロリーベースで32%、生産額ベースでは過去最高となる64%となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 (2)肥料、農業資材等の高騰で困窮している農家に対する支援策を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 肥料の物価高騰対策についてお答えいたします。

肥料価格高騰対策としては、肥料コスト上昇分について、国の支援に上乗せして、県も独自の対策を実施しております。今年度措置した予算額については、県独自の上乗せ分として、合計2億5688万円となり、6月から10月購入分の秋肥について、12月か

ら生産者への支払いを開始しております。秋肥分の支払い金額は、県分は1月末時点で約3700万円となっており、11月以降の春肥分については、予算を繰り越し、次年度から受付を開始する予定となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 国際価格の大幅な変動に直撃されて、肥料・飼料は2年前に比較すると1.5倍に高騰しております。農産物の販売価格はコロナ禍などで低迷し、農業経営は悪くなるばかりでございます。今最も急がれているのは、農業経営の危機を打開する抜本的な支援策です。政府の責任で生産コストの急騰に見合う補填を行うことと同時に、県独自でできる直接支援も実施しないと農業経営の危機は打開できないと思います。県独自の直接支援策を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○玉城 武光君 配合飼料、農業資材の高騰等で困窮している生産者（酪農、養豚）の廃業実態と打開に向けた支援策を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 県の家畜・家きん等の飼養状況調査によると、平成30年から令和3年までの4年間において離農した戸数は、酪農が12戸、養豚では67戸となっております。国は、配合飼料価格高騰対策として、高騰した飼料費の一部を補填する配合飼料価格安定制度を実施しております。県では、配合飼料価格安定制度において農家が負担する積立金や粗飼料の購入費用並びに乳用牛の更新費用の一部補助のため、令和4年6月補正予算によりまして2億3604万円を措置しております。また、配合飼料の購入費用の一部を補助するため、令和4年11月補正予算によりまして、11億8938万2000円を追加で措置したところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 養豚、酪農農家は減少しております。いろいろと減少しております。酪農家の赤字の原因としては、諸物価の高騰や為替レートの問題が大きいと思います。酪農の関係では、牛乳を搾れば搾るほど赤字という状況に追い込まれている状況があります。県が実施している農林水産物条件不利性解消事業を酪農にも適用すべきだと思います。

そこで質問します。

加工用生乳の輸送費に対する不利性解消事業を今年の夏休みの輸送費から実施すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 加工原料用乳の不利性解消事業の活用についてお答えいたします。

小中学校等の長期休暇期間に発生する余剰乳は、主に県内小売店での特売や加工乳等への配合率の増加などで処理し、県内処理が困難な量については、バター等の加工原料用乳として県外に移出しております。加工原料用乳の県外出荷に係る農林水産物条件不利性解消事業の活用については、沖縄県酪農業協同組合など関係団体と情報共有を行いまして、調整を図っているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 調整を図っているということは、実施の方向で検討、調整しているということですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 令和5年度からの適用に向けて、前向きに今検討しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 ぜひ、検討して前向きというふうにさせていただきたいと思いますが、大変な状況に置かれています。そういうのを御存じだと思います。ですからぜひこの夏休みの分から実施していただきたいと思います。

次行きます。

燃油高騰による操業コストの増、コロナ危機、軽石漂着の自然災害などで漁業者は困窮しております。漁業者の経営が成り立つような支援を行うべきだと考えますが、対応を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 県では、令和4年度事業として、軽石被害に係る緊急支援事業や燃油費緊急支援事業、養殖用配合飼料価格急騰対策事業を実施しまして、新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰による漁業経営への影響緩和に取り組んでいるところであります。令和5年度では、サンゴ礁漁業におけるSDGsブランド化推進事業や、うちなーいまいゆ調査事業、または県産水産物のプロモーション支援事業等によりまして、水産資源の持続的利用に加え、水産物の価格向上を図り、漁業経営の安定化に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 答弁にありました、うちなーいまいゆ調査事業とはどんな事業なんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） お答えします。

県内の漁業現場で取り入れられている漁獲後の洗浄処理、鮮度管理手法について、情報収集、評価、取りまとめを行い、県内漁業現場への情報共有と普及を図ることで、県産水産物の商品価値の底上げを目指すという事業となっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 鮮度保持とか、そういうことを調査研究して、最適な販売戦略を確保するというところで頑張ってください。

次に、県産ウニ復活プロジェクト事業について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） お答えします。

県では、温暖な環境特性を生かした海面養殖など、沖縄型つくり育てる漁業の振興に取り組んでいるところであります。令和5年度から実施するソフト交付金事業の県産ウニ復活プロジェクト事業では、令和5年度予算として1195万8000円を計上しております。本事業では、天然資源が枯渇状態にあるシラヒゲウニの安定的な種苗量産技術やウニ用配合飼料の開発等に取り組ましまして、シラヒゲウニの養殖技術の確立に努めてまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 県産ウニが枯渇、ほとんど生産されないということで、陸上で養殖をするということなんですね。

次、お聞きします。

4、暮らし、福祉行政について質問します。

沖縄県の高齢者人口、高齢化率、高齢者夫婦世帯数、高齢者単身世帯数を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

沖縄県の65歳以上の高齢者人口は、令和4年10月

時点で34万2771人、高齢化率は23.1%となっております。また、令和2年国勢調査の結果によりますと、世帯主が65歳以上である高齢者世帯のうち、夫婦のみの世帯は約5万4000世帯で一般世帯総数に占める割合は8.9%となっております。また単独世帯は約6万9000世帯で一般世帯総数に占める割合は11.2%となっております。本県においても全国と同様に高齢化が進行しておりまして、単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加しているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 (2)番目に移ります。

認知症高齢者数の実態と認知症グループホームの施設整備計画等を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

要介護・要支援認定において、日常生活に支障等がある認知症と判定された高齢者の人数は、平成30年度が4万1141人、令和元年度が4万1797人、令和2年度が4万172人、令和3年度が4万573人となっております。県では、認知症サポーター養成の支援や認知症疾患医療センターの整備、医療従事者等の認知症対応力向上研修など、認知症になっても自分らしく暮らし続けられるための施策に取り組んでいるところでございます。また、認知症グループホームにつきましては、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づきまして、令和3年度から令和5年度までの3年間で225床整備することとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 認知症高齢者が令和3年度で4万573人という答弁でした。高齢者への生活支援等をもっと強化すべきではないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

高齢になっても、認知症になっても、地域で自分らしく暮らし続けるためには、介護サービスなど制度の利用のほかに生活上の支援も重要となっております。生活支援の場面においては、地域におけるつながり合い、支え合いが重要であるため、各市町村において住民自らが主体的に地域づくりに取り組むことをサポートする生活支援コーディネーター——地域支え合い推進員と申しますが——これを配置しましたり、地域づくりについて協議を行う場を設置する事業に取り組んでいるところでございます。県では、生活支援コーディネーターや市町村職員に対する研修、または

市町村にアドバイザーが出向きまして、個別支援などを行っておりまして、地域の支え合い活動を推進しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 次、(3)番目に移ります。

認知高齢者は、難聴が一番の原因だということも言われているんですが、沖縄県も加齢性難聴高齢者への補聴器購入補助制度を創設すべきだと考えますが、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 高齢者の加齢性難聴につきましては、現在、国の研究機関において、補聴器の使用による認知機能低下の予防効果について研究が進められているというふう聞いております。

県としましては、その研究成果等を確認しつつ、必要に応じて他県とも連携をしながら、高齢者に対する補聴器補助制度の創設等を国に対して要望することを検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 国に求めるというのと同時に、沖縄県もそういうことに、補聴器の購入に、補助を前向きに本当に検討していただきたいんです。那覇市も実施しているんです。そういうことも事例を踏まえて、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次に移ります。

(4)、新聞記事に、琉球新報ですが、「中身汁や毛布、衣類…沖縄・那覇で炊き出しに行列 年末年始で564人」、これ1月3日の琉球新報の報道記事です。この状況は、丸3年に及ぶコロナから立ち直れず、物価高に苦しむ生活困窮者の実態だと思います。生活保護受給は、申請した全ての国民に支給されるべきと考えます。保護申請件数と受給実態を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

沖縄県の生活保護の申請件数は、平成30年度が4395件、令和元年度が4571件、令和2年度が4826件、令和3年度が5086件となっており、保護開始世帯数は、平成30年度が3627世帯、令和元年度が3688世帯、令和2年度が3935世帯、令和3年度が4167世帯となっておりまして、いずれも増加傾向で推移をしているところでございます。申請に対しまして保護開始の割合は、各年度とも約8割ということになっております。なお、要件を満たさずに却下となった件数につきましては、平成30年度が475件、令和

元年度が537件、令和2年度が519件、令和3年度が516件となっている状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 生活保護の申請は、沖縄県は受給者も増えているんです。全国に比べて。私1つ紹介したいと思うんですが、（資料を掲示）沖縄県どこで相談したらよいか分からないという、こういうことがあるんです。その裏側に、沖縄県からのお知らせというのがあって、生活保護は最低生活の保障と自立を図る目的として、その困窮の程度に応じ必要な保護を行う制度です。また、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにお住まいの地域の福祉事務所で申請・相談してください。こういうものも発行しているんです。これを、生活保護受給申請は、国民の権利ということを生活保護のしおりにも書いていただけないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 生活保護が国民の権利であることについては、県で作成しますしおりのほうにも次年度から記載をしていくこととしております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 生活保護制度については、周知広報を充実するという観点からも、このしおりの中で記載しまして、窓口のほうでもすぐに確認できるように配布をしていきたいというふうに思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 次(5)、新型コロナウイルス感染症の拡大から丸3年がたっております。さらにウクライナの情勢の影響で食料やエネルギー費は増加しておりますから、生活困窮自立支援事業の成果と今後の強化を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○**子ども生活福祉部長（宮平道子さん）** お答えいたします。

生活困窮者自立支援事業の中において、住居確保給付金の対象が拡大されました令和2年度から今年度12月末までの県全体の支給実績は、速報値で新規支給決定件数が5378件、支給済額は約13億6727万円となっております。また、同期間における生活困窮者自立支援事業の県全体の新規相談受付件数は、速報値で5万6846件となっております。

○**議長（赤嶺 昇君）** 玉城武光君。

○**玉城 武光君** 生活困窮者の住居確保給付金と自立支援機関における相談件数も増えておるといふ答弁でしたので、その給付金の詳細の説明と、自立支援制度の事業内容の説明をお願いします。

○**議長（赤嶺 昇君）** 休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

○**議長（赤嶺 昇君）** 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○**子ども生活福祉部長（宮平道子さん）** 生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対する支援制度でございます。自立相談支援事業をはじめ、住居確保給付金の支給、それから就労準備支援、家計改善支援、また一部生活支援、生活困窮者一人一人の状況に応じた支援を行っているところでございます。生活について困り事や不安を抱えている場合には、まず自立相談支援事業において相談を受けていただきまして、どのような支援が必要かということと一緒に考えて、具体的な支援プランを作成し、支援対象者の状況に応じた事業等を通して、寄り添いながら自立に向けた支援を行っていくという事業でございます。

○**議長（赤嶺 昇君）** 玉城武光君。

○**玉城 武光君** 私、給付金の支給は幾らになっているんですかって聞いているんです。この住居確保給付金の支給、家賃相当額を確保して自立というのがあるんですが、その給付金の説明をお願いします。

○**議長（赤嶺 昇君）** 休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○**議長（赤嶺 昇君）** 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○**子ども生活福祉部長（宮平道子さん）** 失礼いたしました。

住居確保給付金につきましては、家賃相当額を生活保護法の住宅扶助基準に基づきまして、世帯の人数ごとに上限額を決めましてその範囲で支給をするという

ことになっております。住居確保給付金の対象が拡大されました令和2年度から今年度12月末まで、県全体の支給実績は速報値になりますけれども、新規支給決定件数が5378件、支給済額が約13億6727万円となっております。

○**議長（赤嶺 昇君）** 休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時40分再開

○**議長（赤嶺 昇君）** 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○**子ども生活福祉部長（宮平道子さん）** 失礼いたしました。

給付金の支給額、これは単価になりますが、単身世帯につきましては3万2000円以内、2人世帯では3万8000円以内、3人から5人世帯では4万1000円、6人世帯では4万5000円、7人以上では4万9000円となっております。

○**議長（赤嶺 昇君）** 玉城武光君。

○**玉城 武光君** これは、困窮している方々に、非常に大きな支援になっていると思います。

次に進みます。

5、命と安全を守る防災・減災のまちづくりについて質問します。

(1)、大地震による津波浸水の最大想定と防災・減災対策を伺います。

○**議長（赤嶺 昇君）** 知事公室長。

○**知事公室長（嘉数 登君）** お答えいたします。

平成27年3月に公表した沖縄県津波浸水想定において、最大クラスの津波が発生した場合に1メートル以上浸水する面積の合計は、2万4020ヘクタールとなっております。県としては、地域防災計画に基づき、ハード面では公共施設等の耐震化や避難等の機能を有する道路・公園の整備などに取り組んでおります。また、ソフト面では、令和4年度からは、沖縄県総合防災訓練をより実践的な内容とするため、被災時に必要不可欠となる物資輸送施設や遺体収容施設の運営訓練、高齢者や観光客・観光事業者に焦点を当てた津波避難訓練等を実施しております。引き続き、市町村等関係機関と連携しながら、地震・津波対策の充実・強化に取り組んでまいります。

○**議長（赤嶺 昇君）** 玉城武光君。

○**玉城 武光君** 次に、浸水想定区域の学校、児童施設、公共施設の現状を伺います。

○**議長（赤嶺 昇君）** 知事公室長。

○**知事公室長（嘉数 登君）** お答えいたします。

津波浸水想定及び洪水浸水想定区域に立地してい

る学校、児童施設、公共施設については、学校は154校、児童施設は90施設、主な公共施設は、県と市町村合わせて34施設となっております。各学校、施設における減災対策としては、津波の発生時における防災体制や利用者の避難誘導、さらに避難訓練や防災教育の実施に関する事項などを定めた避難確保計画の策定や避難訓練の実施などに取り組んでおります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 次に移ります。

浸水想定地域の避難所、それから避難訓練を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

津波や洪水発生時における住民等の避難場所の確保及び避難方法の周知は重要な課題であり、市町村が市町村地域防災計画において、避難場所の確保や避難訓練の実施等について定めております。津波に関する指定緊急避難場所については、県が策定した沖縄県津波避難計画策定指針に基づき、これは市町村が指定を行っておりまして、令和5年1月末時点で、県内899か所が指定されております。訓練については、住民や関係機関の防災意識啓発のため、毎年、市町村と共催で沖縄県広域地震・津波避難訓練を実施しております。県では、今後も引き続き市町村等と連携して、地震・津波対策等の充実強化に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 最近訓練しているという新聞記事がちょこちょこ出ますよね。ぜひ、避難訓練も充実させていただきたいと思います。

(4)番目、道路、港湾、漁港、空港等の耐震化・老朽化対策、治水・浸水・土砂災害等の対策を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） お答えいたします。

土木建築部が所管する道路、港湾、空港等の社会基盤につきましては、定期的な点検を実施し、長寿命化計画等に基づき、耐震化と老朽化対策に取り組んでおります。治水・浸水、土砂災害の施策としては、各種施設の整備によるハード対策に加え、市町村や地域の協力を得て、土砂災害等の防止区域の指定など地元と連携を図りながら、ソフト面での防災施策も展開しているところであります。引き続き、安全・安心で快適な社会づくりに向け、防災・減災対策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 漁港の耐震化・老朽化対策についてお答えいたします。

漁港につきましては、国の漁港漁場整備長期計画や、国土強靱化基本計画等に基づき、漁港施設の耐震化や老朽化対策を進めております。本年度は、県管理9漁港、市町村管理8漁港、合計17漁港で事業を実施しております。

県としましては、引き続き、漁港機能の維持、強化のため、災害に強い漁港の整備を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 南部地区内で、計画されている整備箇所名と整備内容を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） お答えいたします。

南部地域における主な対策として、治水対策として八重瀬町の報得川、久米島町の謝名堂川を含む5河川で河川の拡幅整備を行っております。次に、浸水対策としまして、糸満市、豊見城市を含む5市町村により下水道事業として雨水の調整池や雨水幹線等の整備を行っております。あと浸水対策として、南城市の佐敷新開地区においては海岸護岸の老朽化対策、土砂災害対策としては、地滑り対策として南風原町の新川、あるいは南城市の小谷、急傾斜地の老朽化対策としては、糸満市の武富地区で実施をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 南部地域の治水・浸水・土砂対策についてお答えいたします。

南部地域での治水・浸水対策につきましては、水利施設整備事業によりまして、糸満市真壁南地区及び久米島の銭田地区において、調整池や排水路等の整備に取り組んでおります。

県としましては、農村地域の安心・安全な生活基盤の確保に向けて、引き続き治水・浸水等の対策を推進してまいります。

あわせまして、漁港の関係をお答えいたします。

南部圏域においては、耐震化等の対策として、久米島町の仲里漁港、南城市の志喜屋漁港、渡名喜村の渡名喜漁港、与那原町の当添漁港で施設の新設、改良を実施しておりまして、令和5年度から令和9年度の間完了予定となっております。また、老朽化対策としましては、渡嘉敷村の阿波連漁港、糸満市の糸満漁港、南城市の海野漁港、奥武漁港において、施設の改修を実施しております。阿波連漁港は本年度、その他3漁港については令和5年度に完了予定となっております。

ます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 次に移ります。

消防・防災職員の増員と消防団員の確保等について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

令和4年4月1日現在、県内の消防職員数は1684人で、前年度より18人増となっております。また、消防団員数は1686人と、前年度より8人増となっております。消防職員等の確保等については、市町村の責務とされておりますが、県としましては、消防長会議など様々な機会を通して、消防体制の充実強化を働きかけているところです。一方、令和4年度の県防災危機管理課の職員数は27人で、令和5年度は、新たに高度な専門知識や災害現場での実務経験を有する人材を危機管理補佐官として採用し、危機管理監である知事公室長を補佐することで、災害、危機管理等に対応することとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 次に移ります。

報得川に隣接している中学校敷地内の浸水・冠水の解消対策を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） お答えいたします。

報得川は、東風平中学校の校舎とグラウンドの間を流下する区間があり、周辺の都市化も影響し、浸水被害が頻発しております。ハード交付金により下流から順次、拡幅工事を実施しておりますが、完成まで一定の期間を要するため、緊急的な対策を行うための補正予算1億500万円を今議会で計上しております。梅雨の時期までに対策効果が発現できるよう、東風平中学校付近の雑木除去やしゅんせつを行うとともに、その他の対策工法の検討を行うこととしております。今後とも、報得川の早期整備に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 6番目、知事は、経済再生、基地問題の解決に加え、子供・若者・女性支援を県政の重要課題として挙げております。子供・若者・女性への支援について質問します。

(1)、大学進学率、若年無業者の実態と若年者活躍促進事業の成果と支援拡充を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 大学等進学率についてお答えいたします。

本県の令和4年3月、高等学校卒業者の大学等進学率は44.6%で、前年度より3.8ポイント向上しております。大学等進学者数としては6160名で、前年度5749名から411名増加しております。これらの向上の要因としましては、コロナ禍にあって目標を失わず粘り強く努力した生徒の頑張りやきめ細かな教職員の指導の成果と考えております。また、進学力グレードアップ推進事業等によるキャリア教育の推進や国の修学支援新制度等の経済的支援も要因の一つと捉えております。

県教育委員会としましては、今後とも各学校のキャリア発達の視点を踏まえた進路指導を推進し、生徒の進路実現を支援してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） 若年無業者等についてお答えいたします。

令和3年労働力調査によりますと、本県の若年無業者は約1万1000人となっており、全国と比べて高い状況となっております。その対策として、就業に必要な基礎的知識・技能等を習得する若年無業者等職業基礎訓練事業を実施するとともに、大学への就職支援員配置や職場訓練によるマッチング等により、若年者完全失業率や就職内定率の改善につなげる若年者活躍促進事業を実施しているところです。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 県外大学との就職支援協定というのがあるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えします。

議員おっしゃるように、県外大学との就職支援協定というのがございまして、それに基づきまして、若年者の就職支援の拡充にも取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 先ほどの答弁にありましたように、若年無業者の数とそれから若年者活躍促進事業の成果について答弁がありましたけれども、もっと強化をすべきだと思っておりますが、お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えします。

先ほど御答弁申し上げました若年無業者等職業基礎訓練事業、そして若年者活躍促進事業、こちらの取組をさらに推進しながら取組を強化してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 沖縄県は、1万1000人という、要するにニートと言われる無業者がいるという報告でしたけれども、これ全国的に見ても高い率ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

総務省が実施する労働力調査によりますと、令和3年のいわゆる若年無業者の数は推計で全国は約57万人、本県は約1万1000人となっております。15歳から34歳人口に占める割合は全国平均が2.3%、本県は3.5%となっております、全国平均と比較して高い割合になってございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 職業訓練を受けた方々は15歳から49歳までは年間50人というお話なんです、これは受講者の8割ぐらいは改善方向につながったという報告もありましたけれども、これはそういうことで理解していいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） 先ほど御答弁申し上げました若年無業者等職業基礎訓練事業では、平成24年度から令和3年度までの10年間で延べ708人が受講しまして、訓練終了後に就職、就職活動中、進学、公共職業訓練への移行などの改善が見られたのが621人となってございまして、ニート改善率は87.7%となっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 ぜひニートの解消——解消というよりは、職業につながるような、進路変更とかそういうことをぜひ支援をお願いしたいと思います。

(2)番目に移ります。

子ども・若者育成支援事業の成果と支援拡充を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

子ども・若者育成支援事業として、県では、沖縄県子ども・若者みらい相談プラザs o r a eを設置しまして、ニートやひきこもり、不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者から様々な相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報提供等を行っているところでございます。令和3年度の新規相談者は625人で、相談延べ件数は4321件となっております。また、令和3年度には、北部圏域を対象としましてs o r a eなごを開設いたしました。令和5年度には、相談員の配置人数を増やすなど、支援体制の拡充・強化を図ってまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 相談件数が4000件という答弁なんです、主にどういう相談事があるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

主な相談内容としましては、不登校、ニート、ひきこもり、その他というふうに分けてございますが、割合で説明をいたしますと、不登校が全体の39.2%、ニートが8.6%、ひきこもりが8.8%、その他43.4%ということになってございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 次、新型コロナウイルス感染から丸3年が経過した今なお、県民生活の各方面でのコロナ禍の影響が続いています。「貸付金免除に託す望み」という新聞報道がありましたけれども、コロナ特例貸付制度の返済免除の状況を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

緊急小口資金等の特例貸付けでは、住民税非課税世帯等を対象とした償還免除制度がありまして、令和5年1月末時点で対象となります約10万2000件、352億800万円のうち、約43%に当たる4万3000件、153億8000万円の免除を決定したところでございます。また、免除要件に該当しない方に対しましても、個々の状況に応じて償還猶予等の対応を行っているところでございます。

県としましては、引き続き社会福祉協議会とともに償還免除制度等の周知を図るとともに、借受人の状況に応じ適切な対応に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 この貸付制度に非常に皆さん、借りた人たちがどうしたら返済免除になるかという相談が増えてくると思います。ぜひしっかりと対応していただきたいと思います。

次に、最後に県道整備について伺います。

県道17号線の歩道帯とバス停留所の整備の進捗状況を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 県道17号線の八重瀬町長毛から港川の歩道未整備区間については、地域の要望等を踏まえ、令和3年度に歩道設計を実施しております。当該区間については、南城市の橋梁架け替え事業が先行して実施中であることから、歩道整備は、市の事業完了後に着手する予定となっております。

以上です。

○玉城 武光君 もう1つあと……。

○議長(赤嶺 昇君) もう総残時間が終わりました。

玉城議員ちょっとそのままかけてもらっていいですか。

休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時2分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

平良昭一君。

○平良 昭一君 おきなわ南風の平良昭一でございます。

2月28日に、十分な赤土流出対策を取らずに土砂投棄との報道がされました。県から30回以上の行政指導を受けているにもかかわらず不法投棄を続けている状況であり、本件については質問通告後に報道された看過できない重要な問題でありますので、議長と執行部には連絡を済ませており、先例を踏まえて質問させていただきます。

この問題の状況、詳細について、まず伺わせてください。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(金城 賢君) お答えいたします。

新聞報道にあります事業者は、平成30年から本部町内の十数か所において十分な赤土等流出防止対策を行わず、残土処理に伴う盛土工事や農地造成を名目とした傾斜地への土砂投入などの事業行為を繰り返して行っております。事業現場は、沖縄県赤土等流出防止条例に基づき届出が行われた2か所の事業現場のほか、届出対象規模と疑われる事業現場や届出対象規模

未満の事業規模など、十数か所が確認をされております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 平良昭一君。

○平良 昭一君 県はこれまで行政指導を行ってきたと言っていますが、どういう行政指導を行ってきたんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(金城 賢君) お答えいたします。

沖縄県赤土等流出防止条例に基づき届出が提出をされました2か所の事業現場に対しては、北部保健所が約20回以上の立入調査を行い、届出に示された赤土等流出防止対策を講じるよう行政指導を行っております。また、県の指導による改善が見られなかったことから、条例に基づき改善命令を行っております。改善命令では、事業現場全周に流入防止柵を設置することや、種子吹きつけをしていない造成面の管理の徹底などについて求めたところ、事業者は同命令に対応しております。また、県は条例の届出対象規模未満の事業現場についても、事業現場からの赤土等流出防止対策や裸地の表土保全など条例の施設基準等に準じて赤土等流出防止対策を行うよう指導を行っております。

○議長(赤嶺 昇君) 平良昭一君。

○平良 昭一君 20回、新聞報道では30回以上ということではありますけれども、こういう行政指導を行っていても不法投棄を続けている。県赤土防止条例が全く意味をなしていないと言わざるを得ないですよ。1000平米以下では努力義務だというような形でもありますけれども、そうであれば抜本的な見直しをしないことには、この赤土流出は止まりませんよ。そういう面で、県の抜本的な条例の改正が必要だと私は提言したいと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(金城 賢君) お答えいたします。

県では平成6年に赤土等流出防止条例を制定し、関係機関と連携して赤土等流出防止対策に取り組んできました。その結果、令和3年度の赤土等流出推計量は、県全体で約25万トンとなっており、条例施行前に比べほぼ半減しており、特に開発事業につきましては8割削減をしております。しかし、依然として農地等からの赤土等流出は続いており、観光業や水産業等への影響が懸念されることや、条例が施行されてから25年以上が経過していることなどから、改善すべき点について調査を実施するなど赤土等流出防止対策の強化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 環境部だけの問題じゃない。農林水産部もそういう事業等もあるわけですから、そして土木建築部も工事をする方々に対してはかなり厳しい制度をやりながら赤土防止に努めてくれということを行っているわけですから、もう25年たちましたよ。20年以上たっているわけですから、抜本的な改革が必要ですから、ぜひそれは今後努力していただきたい。

次に移ります。

公立沖縄北部医療センターについてでございますけれども、まず進捗状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） お答えいたします。

公立沖縄北部医療センターの進捗状況につきましては、現在、敷地の形状を生かした建物の配置計画、機能的で効率的な病棟計画、沖縄の風土と調和したデザイン等を行う基本設計業務に今現在取り組んでいるところでございます。それから、設置主体となる一部事務組合につきましては、令和5年4月の設置に向け、今総務省に許可申請を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これまでの代表質問や一般質問の中で、1月30日から住民説明会が行われているようですけれども、何か所で何人が参加されましたか。確認です。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 住民説明会につきましては、1月30日から2月9日までの間に、北部12市町村とそれから建設地周辺の住民を対象に行いました。合計で522名の方に参加をいただいているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 その中で地域からの要望等がありましたらお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 住民の方からの質問、要望の内容でございますけれども、医療従事者の確保、医師、看護師をどうするんだというふうなこと。それから医療機能については、救急それから透析などの機能を備えるかどうか。それから特に離島の方からですけれども、病院の送迎について、運天港から病院まで今医師会病院が行っているような送迎がそのまま継続されるのかという内容と、それから離島の附

属診療所というところをどう支援するか。それから一部事務組合の役割などの管理運営に関するような要望、それから確認もございました。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 まだまだ開院は先ですから、今後も進捗状況に合わせて同じような住民説明会を行う予定がありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（糸数 公君） 現在、基本設計ですが、その進捗に合わせて随時説明会を開催していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 当然、要望等もあったわけですから、それが遂行されているかどうかということの説明は絶対やるべきだと思いますので、続けてやっていただきたいと思います。

次に、観光立県沖縄についてのことですけれども、北部テーマパークの件についてお伺いします。

56ヘクタール、起工式も行われたようですが、全く全容が見えません。詳細は分からないのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 民間事業者が進める沖縄北部新テーマパークでは、今帰仁村と名護市にまたがるゴルフ場の跡地約56ヘクタールを改修し、自然環境を生かした整備が計画されており、今月7日に起工式が行われました。同施設の整備によって、多くの観光客の来訪が見込まれるとともに、北部地域の観光資源と連携した周遊時間の増による滞在日数の延伸や観光消費額の向上などが期待されております。

県としては、各地域や関係機関と連携し、同施設を含む新たな周辺地域への周遊や特産品の販売促進など波及効果を広げる取組を行ってまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 北部地域の滞在日数の増加が答弁の中でありましたけど、そういうことからすると、年間どれくらいの入園者を見込んでいるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 現在、事業者のほうから入手した情報では、集客見込みとかについては公表はされておられません。順次、整備等の事業の進捗状況に応じて段階的に公表すると聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 そうであれば、注目されるというのは北部からするとやっぱり雇用なんですよ。いわゆる採用従業員の人数、その辺も全く分かりませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 雇用人数の見込みは1000人から1500人と想定しておりまして、事業者は今帰仁村と名護市との包括連携協定を結んでおりますけれども、その際に雇用人数、こういった発表されておりますが、その中でまずは地域の人に働いてもらいたい。そういう発言があったということ、それから事業者と名桜大学は観光人材の育成を目的に、産学連携による包括連携協定を結んでおりまして、事業者の方が大学で講義を行うとか、あるいは開業後のインターンシップの受入れという形で連携することを想定しているようでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 当然地元との連携を取るべきだと思いますけれども、私が気になるのは、名護北道路の延長との関わりが当然出てくるものだと思います。これまで名護北道路、伊差川で今止まっていますけれども、延長は海洋博記念公園までの構想であるということを知っています。高規格道路でありますから、そうするとテーマパークの出入口は当然必要になってくるとは思いますけれども、その辺は県はどういうふうな考え方を持っていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 議員御指摘のとおり、名護東道路につきましては、名護市の伊差川から許田に至る約8.4キロの道路でございます。伊差川から先の本部方面への延伸につきましては、令和3年3月に沖縄ブロック幹線道路協議会において新広域道路交通計画の高規格道路に位置づけられております。今後は地元の自治体と連携をいたしまして、早期の事業化を国に要望したいと思います。あわせて、やはりテーマパークの建設場所というのは非常に重要だと考えておりますので、そのルートあるいはインターチェンジについては、北部のテーマパークの観光拠点、物流拠点としてやはりアクセス性については考慮されるべきものだと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 そのように努力していただきたいと思っております。

次に、道路案内標識対策についてちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども、実は私の警視庁の友人が1月30日先般、来県して、レンタカーで県内を運転し

て感じたことで、観光地としてあまりにも道路案内標識が不適切であると言っていました。これはどこが担当で、その対策はどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 標識等いろいろございますけれども、今議員おっしゃっているのは恐らく青地に白で案内がされている標識だと考えています。それにつきましては、県のほうで日常の道路パトロールの中で劣化状況や修繕箇所の把握に努めているところでございます。道路施設の修繕につきましては、劣化状況等を勘案し、優先度が高い箇所から順次実施しているところでございます。また、長寿命化修繕計画の策定に取り組んでいるところであり、今後とも適切な維持管理に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これは土木建築部の中にあるのか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 先ほど申し上げました青地に白の案内標識、我々は108系と言っているんですけれども、これにつきましては土木建築部が所管をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 県警本部長、ちょっとお聞きしますが、実は私の友人は警視庁に勤めている現職であるわけですよ。その方が言っていましたけれども、交通事故の原因ともなり得るというアドバイスを受けたんですよ。そういう観点からすると、県警本部長として、このような道路標識が全く見えないという状況の中で、どういう見識を持たれますか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（鎌谷陽之君） 案内標識を注視していたということを要因とするような事故、その辺の統計とか実例というのを持ち合わせているものではありませんけれども、一般論として申し上げれば、やはり案内標識あるいは規制標識といった道路標識は、運転者に見やすく設置されるべきものでありまして、標識の視認性が低下した場合には運転者の円滑な運転行動に影響を与える可能性はあるものというふうに思われます。

警察としましては、警察が整備する規制標識、これも含めて関係部局とよく適切に連携して対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 やっぱり私の同僚も警視庁の現職で

ありますので、そういう方々から率直にそういうアドバイスを受けたものですから、いわゆるカーナビとの連携を取って案内表示の板を見るところで、やっぱり周りが見えなくなるわけですよ。そういう面で考え込んでしまって事故につながる例は多々あるだろうという指摘を受けましたので、今後そういうこともないようにしっかり取り組んでいただきたいことを要望したいと思います。

次に、修学旅行の対象の航空運賃補助についてでありますけれども、コロナの影響で修学旅行が少なくなり、その改善策に取り組んでいるのは高く評価いたします。少しずつ戻ってきているような状況は分かりませんが、完全復活にはまだ程遠いということで、バス、ホテル、観光業に対してはある程度補助をしてきました。しかし、民泊の関係者から言わせると、修学旅行に特化した航空運賃の補助は絶対に必要になっているんじゃないかと言っております。旅行社が間に入りますけれども、旅行社が努力できる範囲とは違うと言っているんですよ。そういう面では沖縄のポテンシャルが高いということは全国でも認められているけれども、学校側にすれば航空運賃が高いということで、他府県のところに行ってしまうという実情があるらしいです。その辺でそれに対しての考え方はありませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 沖縄への修学旅行は飛行機による移動が必要不可欠でありまして、修学旅行先の選定に当たっては、航空運賃は非常に重要な要素であると認識しております。航空会社では、学校教育法に定める学校等に在籍する学生または生徒・児童による団体旅行に適用される学校研修割引運賃を設定し、負担軽減を図っております。県では、多くの学校に修学旅行を実施していただくため、平和学習や民泊体験など、沖縄でしか体験できない魅力の発信等により需要を取り込むとともに、学校等への働きかけの強化、新たな商品造成等により、沖縄修学旅行を推進してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 間に入る旅行業者の努力もよく分かりはします。しかし、航空運賃だけは手が出せないというような実情もあるらしいですので、その辺は今後修学旅行、やっぱり沖縄に戻すための努力というのは、そういう割引等も考えないといけない状況になると思いますので、ぜひ努力していただきたいということを要望します。

そして、4点目のドローンタクシーについてでござ

いますけど、2025年、大阪・関西万博で、その実現がとの話が出てきました。その中である関係者から聞きますと、安全対策上、海上を運転するのがベストとのことでした。その意味では、沖縄は最適ではないかと私は思っておりますし、提言した方々もそう言っていました。それに対して県の考え方を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

いわゆる空飛ぶ車を使ったタクシーをドローンタクシーということだと思いますけれども、有人で飛行する大型ドローン、いわゆる空飛ぶ車につきましては、2025年日本国際博覧会での実用化に向けて、技術開発等の取組が進められていることは承知をしているところでございます。このような新技術の導入が、海に囲まれた本県にとって、交通手段の拡大や新たな価値の創造に寄与するものと考えておりまして、県としては、安全性や技術開発など空飛ぶ車を取り巻く状況について注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 ある程度聞いていますと、やっぱり海上が一番安全だということで、陸上部よりは海上部のほうで運営をしていくということは決まっているような状況でありますので、そうであれば我々は先進地として導入すべきものじゃないかなと私は思います。今後県の対応を注視していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

次に、名護警察署の移転の問題ですけれども、この名護署の移転計画があると聞いていますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（鎌谷陽之君） お答えいたします。

名護警察署は、施設の老朽化が著しく、また、耐震性が十分ではないということで名護市大北への移転を計画しているものでございまして、令和5年度当初予算においては、新庁舎基本設計及び建設用地造成設計委託料として約2600万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 移転することは分かりました。そうであれば、同警察署、名護署と一緒に同時期に建築した、隣接する運転免許センターの北部支所がありますけれども、こちらも老朽化が激しいとの声があります。同時期の建築なので、当然これも移転の対象になるべきだと私は思いますし、北部支所の移転、建て替え等について検討していることはありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（鎌谷陽之君） お答えします。

運転免許センター北部支所につきましては、平成30年に外壁改修を行いまして、建物自体の耐震性は確保しているということでございますけれども、そういった意味で施設長寿命化の観点からはある程度の使用は可能であるというふうに考えております。しかし、給排水をはじめとした設備面での老朽化が著しいほか、安全運転相談室や母子室などがなく、県民サービスを行う上では十分な施設とは言い難いことから、移転についても検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 この運転免許センターの中で、高齢者が運転免許を更新する際の高齢者講習というのがありますけれども、北部地域では民間の教習所以外で講習が受けられるところがありません。その状況は把握しておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（鎌谷陽之君） 議員御指摘のとおりでございます。高齢者講習というのは、コースにおける実車指導を伴う講習でございます。公安委員会から委託を受けた自動車教習所、または運転免許センターで受講するというようになっております。北部地域におきましては、議員御指摘のとおりコースが設置されている2か所の自動車教習所で受講していただいていると。そういった状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 この2か所だけしかないんですね。時期によって、高校生が卒業するときに免許を集中して取るときには、なかなか満杯で取れないと。そうすると北部以外で受けないといけなくなるわけですよ。北部地域の高齢者の負担軽減のためにも北部地域に運転免許センターが必要だと私は考えますけれども、こういう面では関係部局との調整は行ったことがありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（鎌谷陽之君） 議員御指摘のとおり、自動車教習所以外に高齢者講習が受けられる施設の必要性につきましては、受講される方々の御負担を軽減するという観点からも重要な課題であるというふうに認識をしております。引き続き、関係機関と連携して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 先ほど大北地域に名護警察署が移転するというところでありますけれども、警察署、そして運転免許センター、そして高齢者講習が受けられる施設、併設することが一番ベストだと私は思うんですよ。大北という地域に名護署が移るのであれば、その地域に北部支所、あるいは講習が受けられる施設を造ることは私は十分可能な地域だと思っておりますけれども、その辺、当局側との調整をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（鎌谷陽之君） 繰り返しのになってしまいますけれども、議員御指摘のとおり、やはり受講される方々にとっての御負担というのをまず第一に考えてまいりたいと考えておりますので、引き続き関係機関とよく連携して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 総務部長、これどうですか。3つ一緒になったほうがベストであることは確かで、今満杯になったときは、遠いときは豊見城まで行かないといけない。そういう状況が高齢者に負担になっているわけですよ。いい時期にいい建物と新しい施設をセットにしてやるべきだと思いますけれども、県警本部長の答弁を聞いてどう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） 県民の利便性向上、県民サービスの向上等については担当する、所管する部局のほうでしっかり整理した上で、予算の計上に当たっては総務部と協議をしていくということになろうかと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 ぜひこれはいい機会ですので、大北に名護署が移るのであれば、それを併設するようなもの、運転免許センター、更新するところもセットにしてやるべきだと私は思いますので、それにぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思っています。

次に移ります。

県道84号線の改修と渡久地橋の架け替えについてでありますけれども、これは何度も何度も私は議会の中でもやりました。地元からも要請書が何回も来ていると思います。これ一体何年かかるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 渡久地橋をはじめとする名護本部線の工事の完成時期につきましては、やはり予算の状況等もございまして、確定的なことを申

し上げることは非常に難しい状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 まずこの渡久地橋の架け替え、もう地元では、設計ミスか工事ミス以外にこんなに遅れることはないというのが飛び交っているわけですよ。実際そういうことはあり得ませんよね。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 名護本部線につきましては、ハード交付金で実施をしているところでございます。議員御指摘のとおり、設計のミスということではございません。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 問題は、じゃ予算確保の問題だけですか。特にこの84号線はあまりにも時間がかかり過ぎて、町の中心部を走る主要幹線。立ち退きしたのが部分部分にあって、そこが真っ暗な状態。観光立町として本部町は挙げている中で、町の発展の阻害要因になっているんですよ。本当に今のままで予算確保ができないからということではあったらかされて、ずっと終着が見えないような状況の中で地元で説明ができるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 予算の状況もございしますが、やはり事業を実施する上で地元の皆さんの御協力、例えば用地単価の件ですとか、そういった部分もやはり事業の進捗に影響はございます。我々としては、引き続き所要額の確保に努めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 この渡久地橋の工事は、またもう一つ問題点が浮上してまいりました。実は現在工事している渡久地橋の川上にある第一渡久地橋というのが、去年の暮れに老朽化で通行止めになりました。道路も人も通れた状況でありますけれども、それが寸断されたわけですよ。実はこれ本部高校の通学路、唯一の通学路なんですよ。そこが止められて、今工事している渡久地橋というのは片側に歩道はついておりますけれども、そこから本部高校側に渡る歩道橋もない、横断歩道もない。ましてやガードレール、ガードパイプが引かれています。学校に行くなということになっていきますけれども、そういう状況がこの渡久地橋が遅れている理由で老朽化したもう一つの橋が使えなくなって、唯一の通学路が寸断されてしまった。

教育長、これは大変な問題でありますよ。ただでさえ学校が維持できるような状況を、みんなが頑張っている状況の中で、通学路がなくなるということ、それ

自体がこの道路の工事にも関わってきているわけですよ。地元でも、今工事している橋ができないことにはこの次の工事はできないだろうと。であれば、子供たちの通学路はどう維持していくのか、確保していくのかというのが議論になっていきますけれども、せめて歩道専用の仮設の橋でもできないかなという話がありますがどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 議員御指摘の本部町道の第一渡久地橋が、令和5年2月3日から老朽化が著しいため全面通行止めという交通規制が行われているところです。このような状況変化に伴いまして、本部町のほうでは令和6年度から国庫を用いて工事を着手するという予定も聞いております。ただ、やはり当面の応急的な対策としまして、本部高校の通学路と、高校生の通学路ということもございしますので、横断歩道の設置要望等もやはり地元からございます。この辺については町とも意見交換をしながら対策について検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 議員お話の件については、本部高校と状況確認をいたしました。まず学校としては、全生徒に対して登下校での交通安全について注意喚起を行うとともに、横断歩道の設置について2月22日付で道路を所管する警察署及び道路管理者へ依頼を行ったということであります。何といたっても生徒の安全確保が重要であると考えておりますので、再度教育委員会としましても詳細な状況を学校等に確認をして、そして学校と連携して登下校の安全確保に努めてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 教育長の御意見もごもっともでありますけれども、土木建築部長、今の渡久地橋、工事しているのは、いびつな仮設の道路になっていて非常に危険なんですよ。ましてや歩道は片側、当然横断歩道もない。横断歩道があったとしても渡れないです。絶対に、危険で。そういう中で子供たちの安全を配慮しながら道路を改修するということは、もう多分無理。であればもう仮設の歩道を造る。歩道橋、歩道の橋を造る以外にないと思う。本部町が今から国庫補助を申請したって3年、4年後ですよ。そういう子供たちに対する配慮があるのであればそこを早急に私は考えるべきだと思いますけれども、地元と意見交換しながらそういう考え方の中で対応して協議できるような状況がありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○**土木建築部長（島袋善明君）** 応急的な対応として、どういった対応が一番ベストなのかにつきましては、本部町あるいは警察関係も含めまして意見交換をしていきたいと考えております。

○**議長（赤嶺 昇君）** 平良昭一君。

○**平良 昭一君** 知事、または副知事にもお願いしたいんですけれども、この道路、相当、十何年もかかっているんですよ。町の真ん中を走っている県道84号線が分断されて、ところどころ家が立ち退きされて、残っている方々もいる。夜になったら真っ暗になって街灯もない。町の発展の阻害要因になっていますので、予算が確保できない、いつ完成するか分からないという不安を抱えながら地元の方々は生活しないといけないわけですので、早急にその対策をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。予算確保の問題です。

○**議長（赤嶺 昇君）** 玉城知事。

○**知事（玉城デニー君）** 84号線改修と渡久地橋架け替えの状況について、今議員から御指摘がございました。土木建築部としまして、予算の関係上からそれぞれの工事の優先度、最も優先度が高いところから傾斜配分をしていると思いますが、やはり町民の皆さんの生活と、その子供たちの通学路でもあるという点に鑑み、その優先順位についても検討できるのではないかとこの点について検証してみたいと思っております。

○**議長（赤嶺 昇君）** 平良昭一君。

○**平良 昭一君** 次に、伊平屋空港の件ですけれども、昨日の答弁の中で20年で7億円近い予算をつぎ込んできたということがありました。現在、運航予定航空会社との意見交換を行っているとの答弁でありましたが、進捗状況は昨日お話ししたとおりでございますのでいいんです。実は2021年の12月に伊平屋村からの要望で、県職員の派遣を要望したことがありましたが、その点はどうなっていますか。

○**議長（赤嶺 昇君）** 土木建築部長。

○**土木建築部長（島袋善明君）** お答えいたします。

議員御指摘のとおり、令和3年12月20日に伊平屋空港の早期事業化についての要請の中で、伊平屋村に県職員を派遣することという要請が出ていることについては承知をしております。現在のところ、伊平屋村に県職員を派遣して対応することよりも、新たな社会情勢の変化等も踏まえ、課題である費用対効果の課題解決に向けた検討に注力して対応することが必要だと考えております。あわせて、調査業務を本年2月に公告したところでもございます。引き続き、地方自治体と連携して課題解決に向けて取り組んでいきたいと

考えております。

○**議長（赤嶺 昇君）** 平良昭一君。

○**平良 昭一君** 費用対効果の問題は昨日も言っていましたけれども、であれば今参入航空会社との調整をしていると言っていますが、実際この航空会社というのはあるんですか、参入しようとしているのは。調整している会社があるのかということです。

○**議長（赤嶺 昇君）** 休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時39分再開

○**議長（赤嶺 昇君）** 再開いたします。

土木建築部長。

○**土木建築部長（島袋善明君）** 企業情報ですので具体的な会社名は答えられませんが、調整しているところでございます。

○**議長（赤嶺 昇君）** 平良昭一君。

○**平良 昭一君** やっぱり業者側というのも金もうけができなければ、費用対効果の問題は当然そうなるわけですから、考えると思います。

それで昨日も出ましたけれども、私が聞いた話によりますと、この航空会社というのは伊江島空港も視野に入れた運営を希望しているというふうに聞いています。その中で関連しますので聞きますけれども、以前特別委員会の中で、伊江島空港の中で米軍空域がネックで参入会社がないという答弁がありました。しかし、先般、公共交通ネットワーク特別委員会で伊江村に視察した中で、伊江村側は米軍はそこは柔軟に対応するという発言があったんですよ。県と伊江村が食い違っているわけ。これは業者側からすると、米軍が柔軟に対応するのであれば参入する気持ちは当然出てくるわけです。伊江島空港と伊平屋空港があれば十分対応できるという可能性のある、会社が言っているわけですから、その辺県はどう考えますか。

○**議長（赤嶺 昇君）** 知事公室長。

○**知事公室長（嘉数 登君）** 現在、伊江村において伊江島空港の利活用に関する調査事業を実施しているところでありまして、その結果に基づき米軍に対する要望事項も検討されるというふうに考えております。

県としては、まずは伊江村の検討状況等を踏まえ、具体的な伊江島補助飛行場空域の使用制限の緩和について連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○**議長（赤嶺 昇君）** 平良昭一君。

○**平良 昭一君** だからこの使用制限の緩和について、皆さんと伊江村側は食い違っているんだよ。会社側からすると、どこの意見を聞いていいかわからん

よ。では今この参入しようとしている会社はその事実を知っていますか。伊江村のこの考え方が当たっているのであれば、私はすぐ入ってくると思いますよ。この会社はその事実を知っていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 先ほど伊江村における検討状況というお話をさせていただきましたけれども、具体案がないとなかなか検討ができないということについては、我々沖縄防衛局とか米軍からも聞いておりまして、その辺のところをまたいま一度確認してまいりたいというふうに思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 過去には三者協議会を立ち上げなさいという伊江村からの要望もあったわけですから、この意見交換の場が足りないんじゃないですか。我々特別委員会で行ったときに、明確に伊江村側はそう言ったんですよ。これ会社側が聞いたら会社側は喜びますよ。そういう面では、今後そういう意見交換の場を大事にしながらやっていただきたいと思います。

ちょっと話は戻りますけれども、そういうことがあったとしても伊平屋空港は99.9%用地の確保はできているわけですから、そろそろ航空会社がお越しになってやっていただくためには、知事、副知事、トップセールスの必要性が出てくる時期に来ているんじゃないかなと私は思いますが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員御提案の様々な状況をもう一度きちんと整理をした上で、それぞれが歩み寄れるような、そういう環境をぜひつくっていきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 分かりました。

次に、沖縄経済同友会が幸福度に関する提言を行いましたけれども、プロジェクトチームをつくり、非常に貴重な経済界からの専門的な提言だというふうに私は思っております。どのような内容であったんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） お答えいたします。

去る12月19日に、沖縄経済同友会から照屋副知事に対して、沖縄県民総幸福度指標構築に関する調査報告書の手交がなされました。この報告書では、これまでのGDPなど経済的指標などの客観的指標だけではなく、人々の幸福感を表す主観的幸福度指標を取り入れ、政策に反映する仕組みの構築を図ることを主眼としています。私も取り寄せまして、その内容を拝見さ

せていただきました。その概要をちょっと御紹介しておきたいと思います。

沖縄県民総幸福度指標構築に関する調査報告書、サブタイトルが「安全・安心で幸福が実感できる島」実現のための提案となっております。その概要は、今申し上げましたとおりこれまでの県内総生産、GDPなどの経済成長だけでは必ずしも県民の幸福の向上につながっていないという実感があり、経済指標のみを目的とした政策には限界がある。世界的に幸福度に対する関心が高まっており、個人の幸福感を数値で表すための指標化の研究が活発化しており、国内においても政府や一部の自治体で取組が進められている。幸福度の指標とは、政策分野ごとに県民満足度などの主観的質問をすることとおおむね言い換えることができ、県民に対してその設問を定期的にアンケート調査することで把握が可能である。現行の新・沖縄21世紀ビジョン基本計画には主要指標が掲げられているが、これは客観的指標のみであり、主観的指標はなく、その達成に対する県民の幸福の実感を測定することはできない。このため、沖縄県民の幸福実感を踏まえた政策の反映に向け、県、民間、有識者から構成されたプロジェクトチームを結成し、沖縄県民総幸福度指標の構築を図り、基本計画の主要指標、客観的指標と主観的指標をひもづけた上でPDCAを実施するなど、施策の改善につなげるという、こういう提言であります。

沖縄県としては、提言をいただいた沖縄経済同友会と意見交換を行いつつ、先行研究や先進地域の調査を行うなど、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の各施策などと整合して取り組むことが可能かどうかということについて、ぜひ検討していきたいというように考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の中に、経済指標のみを目的とした施策には限界があるということの提言で、これは非常にやっぱり経済界からのいい指摘だなというふうに思っているんですよ。そういう面では、今後この提言を受けて、新たにまた県民のための幸せ度のアップの実現のために努力していただきたいと思います。非常にこの沖縄経済同友会のこういう提言には感謝をしたいなと思っています。

次に移らせていただきますけれども、我が会派の代表質問との関連です。

次呂久成崇議員からの代表質問の中で、農林水産物条件不利性解消事業の件でありますけれども、12月23日に調整会議を開いて運用の見直しを進めている

状況だと言うが、今回の改定で航空輸送していた花卉類が、1キロ当たり80円だったものが33円に減額。現在、経過措置を踏まえた中で調整中とのことでありますけれども、変更後明らかに農家の損失が増えたと、直接農家の皆さんからの意見がありました。実際はどうなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 不利性解消事業における生産者の不安解消と予算措置等についてお答えしたいと思います。

新たな不利性解消事業においては、事業の目的や仕組みについて生産者など関係者の理解と協力を得ること、北部・離島市町村と十分連携することなどが課題として挙げられております。これまで、生産者や生産者団体、市町村への個別支援や意見交換会の機会を通じまして、進捗状況に関する共有を図りまして、よりよい事業となるよう課題の把握に努め、提出書類の簡素化などの運用の見直し等も進めているところであります。予算と事業執行につきましては、国との協議を踏まえまして、集配送料を除いた県外出荷に関する鹿児島県との輸送費の差額に対する補助に見直すとともに、近年の出荷状況等も十分に反映した予算措置となっております。

県としましては、引き続き生産者団体をはじめとする関係者の理解と協力が得られるように、丁寧に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 皆さんの国との対応はそれはいいですけれども、今の農家の不安というのはどう解消していくのか、それじゃ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 生産者の理解度ということでお答えしたいんですが、新たな不利性解消事業に関する出荷団体や市町村など、関係者への説明会等はこれまでに延べ13回実施しております。別途、生産者団体など関係者に対して個別の意見交換や説明会なども行っております。さらに地域の生産者と接す

る機会の多い農林水産普及員や市町村担当者にも十分周知を行い、生産者の不安や疑問の解消に努めております。

県としましては、引き続き生産者など関係者の理解と協力が得られるように、丁寧に対応してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これは一括交付金が前年比で6億減になったということで、しかし、せっかく喜ばれる制度を構築したわけですよ。その中で不安を解消するような状況というのは、どう打開していくかというのは大変重要だと思うし、私たちが掲げるのは、ほかの財源をどうにか確保してその状況を維持していくようなことも一つの考え方かなと思いますけれども、その辺どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 現在、進めています新たな不利性解消事業の見直し等についてお答えしたいと思います。

県としましては、事業の進捗状況、出荷団体や物流事業者など関係者との意見交換により、現状の把握に努め、国に対しては現状をよく説明して適切な対応が図られるよう理解を求めてまいりたいというふうに考えております。

なお、国との調整では事業施行後3年を目途に見直すというふうになっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 じゃ今後3年をめどと言いますから、今後この事業の改定はあり得ると私は思っておりますので、努力していただきたいと思っております。

次に、コロナ禍の中で希薄になったウチナーネットワークの人的、文化交流発信、交流活動の再構築ですけれども、知事の提案、所信表明の中で、ウチナーセンターの設置について検討を進めると言っていますが、いま一度その詳細についてお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、人的ネットワークの継承、情報発信と集約、交流促進、相談窓口、歴史継承の5つの機能を総合的に担うウチナーネットワークコンシェルジュを、JICA沖縄と連携して令和3年4月に設置し運営しているところでございます。世界のウチナーンチュの交流拠点については、設置を要請している世界ウチナーンチュセンター設置支援委員会などの関係者と意見交換を行い、

必要な機能を精査した上で、JICA沖縄と連携し既存施設の活用を含め、現在のウチナーネットコンシェルジュの機能を拡充しつつ、その設置に向けて取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 以前からウチナーンチュセンター、ウチナーンチュ会館は必要だということはずっと言い続けてきたんですけども、私は一歩前進していると思っておりますが、そう解釈していいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 関係者からウチナーンチュセンター、交流拠点として求められている機能として、移民資料の展示、ルーツ検索、交流スペース、研修室、カフェ、宿泊施設、物産施設、それから語学研修会の場合などがございます。これらのうち移民資料の展示、ルーツ検索については、県立図書館で移民資料コーナー、それから沖縄県系移民一世ルーツ調査・相談サービスなどが実施されておりました、また、県立博物館・美術館では移民資料の常設展示も行われておりますし、ウチナーネットワークコンシェルジュでも歴史継承の相談を行っているところでございます。また、交流スペース、研修室、宿泊施設等については、民間施設サービス等の活用等も想定されます。こういった状況に関係者のほうと意見交換しながら、今ある施設とさらにどういった機能が求められるのかと、そういった部分を意見交換をしながら検討を進めてまいりたいと考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 検討するということが一歩前進だと思っておりますので、今後また議論していきましょう。

次に、外来種対策。

このツルヒヨドリの対策はどうなっているのか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） お答えいたします。

ツルヒヨドリの防除について、県内市町村では、名護市、国頭村及び石垣市のほか、東村等で対策を実施しております。東村、宜野湾市、那覇市及び久米島町においては、外来生物法に基づき防除手法等に係る環境省の確認を受けてツルヒヨドリの防除を実施しており、また、金武町においては温水高圧洗浄機を活用した防除手法の検討・実証試験を行っております。一方、県では、生態系等への影響が大きいツルヒヨドリ等の特定外来生物について、沖縄県対策外来種リストで重点対策種に位置づけ、重要区域であるヤンバル地域及び西表島からの排除を目標に、環境省や市町村と連携して重点的に防除に取り組んでいるところでござ

います。

県といたしましては、ツルヒヨドリ等の特定外来生物の防除について、今後、市町村等とのさらなる連携強化を図るための連絡調整会議を開催するなど、引き続き対策を推進していきたいというふうに考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これは県内全域で発生しているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） 主に沖縄島と石垣島、西表島、与那国島ということで、現時点においては宮古島では確認をされていないというふうに認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 名護市は独自に先行してやってきているのがある。環境省もそれなりに対応している。今後、沖縄全域の中で対応しないといけないと思いますので、そういう面では県が主導して市町村の対応をすべきだと思いますけど、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（金城 賢君） 今議員御指摘のとおり、ツルヒヨドリ等の外来種については、沖縄島、石垣島、西表島等で定着が確認されている状況でございますけれども、これらの外来種、特にツルヒヨドリにつきましては、繁殖力が非常に強いということで、他の植物が生育できないほど繁茂をするということで、生態系への影響は大きいというふうに認識をしております。国の特定外来生物被害防止基本方針におきまして、県の役割として区域内における市町村との役割分担の調整や連携役等の取組など、積極的にこの役割を果たすことが期待されるというふうになっておりますので、こうしたことも踏まえて市町村とも連携してしっかりと対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 時間がありませんけれども、すみません。この沖縄特区・地域税制等活用促進事業、これはいろいろ中身を聞いたかっただんですけども、しかし、これは小禄の産業支援センターの中で、沖縄特区・地域税制活用ワンストップセンターが窓口になっていますけれども、この間勉強しに行っただですよ。非常に沖縄に特化したいい制度がたくさんありました。これをなぜ沖縄県民はもっと知らないのかなということを非常に実感したんですよ。そういう面では、この地域制度や離島の旅館業に関わる特例措置など、

かなりいろんな分野があります。ここをもうちょっと県民に知らしめる必要があるだろうと直接私は感じたものですから、その辺、ちょっと中身を触れながら、どうアピールしていくかということを最後にお聞かせ願います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

本県では、特区・地域税制の活用促進を図るために、関係機関と連携いたしましてセミナーの開催、パンフレットの配布、新聞広告等周知活動を行っているところでございます。例えば昨年10月には産業振興公社との共催によるオンラインセミナーの開催、ここでは県外企業を含む153名の方々に参加していただいたということでございます。そのほかに周知活動いたしまして、昨年10月には税制活用に向けた新聞広告、今年2月にはパンフレットを5000部作成しております。さらに、産業振興公社からの個別企業へのメールの周知等々を実施しております。まだ周知については十分じゃないと思いますので、しっかりとその辺についても対応してまいりたいというふうに思っております。

○平良 昭一君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

渡久地 修君。

[渡久地 修君登壇]

○渡久地 修君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時21分休憩

午後1時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

渡久地 修君。

○渡久地 修君 ハイサイ グスーヨー。

日本共産党県議団の渡久地修です。

一般質問を行います。

まず、戦争の準備ではなく平和の準備について。

(1)、沖縄が再び戦場にされようとしていることについて。

今の政府の動きは戦争への道を突き進んでいるのではないかと。

安保3文書の本質は、日本が攻撃されていないにもかかわらず、アメリカの戦争に安保法制（戦争法）を発動させ、米軍と自衛隊が融合し、参戦することを実

行に移す体制をつくることにあるのではないかと。

沖縄へのミサイルの配備は、逆に標的になり、攻撃されることになるのではないかと。

自衛隊那覇基地、石垣駐屯地の地下司令部、作戦部の建設は、沖縄が戦場になることを想定しているとは思えないのではないかと。

(2)、沖縄が捨て石にされた歴史について。

78年前の沖縄戦は、本土防衛の捨て石作戦として決行され、その結果、沖縄が戦場になり、凄惨な被害を受けたのではないかと。

今の沖縄での基地強化とミサイル配備計画など、かつて沖縄戦へと突き進んだ歴史が再び繰り返されようとしているのではないかと。

沖縄戦で捨て石にされ、サンフランシスコ条約で切り捨てられ、復帰時には基地のない平和な島をとの願いは、弊履のように踏みにじられた。今回もまた捨て石にされようとしているのではないかと、見解を伺います。

(3)、沖縄を再び戦場にさせないために。

沖縄県から平和を発信する、沖縄をアジアの平和の拠点にするための県としての取組がますます重要になっていきます。見解を伺います。

A S E A N関連会議の沖縄への誘致などについて検討すると答弁していましたが、取組状況を伺います。

沖縄を戦場にさせない、平和の拠点とするためには全県民の一致となった取組が必要だと思うが、県の不返転の決意を伺います。

(4)、32軍壕の保存公開について。

第5坑口の土地取得後速やかに公開すべきと提起し続けてきましたが、取組状況を伺います。

第1坑口の発掘状況と全体の公開計画を伺います。

32軍壕の説明板と壕の模型を第3坑口近くの綾間大道か、首里杜館に設置できないか伺います。

次に、ウチナーグチ・しまくとぅばについて。

沖縄戦の最中に、方言を使ったことがスパイ扱いされ、殺された県民もいたという歴史について見解を伺います。過去の標準語励行運動、方言撲滅運動について県の見解を伺います。

県の認識と位置づけ、普及の意義、方針等について伺います。

日常的に使えるようにするために、どのように取り組もうとしているのか。

普及の現状はどうなっているのか。県の公共施設やモノレールでの案内放送など、県が率先して行うことが必要ではないかと。

次に、伝統工芸産業を守り存続させるために。

沖縄の伝統工芸及び伝統工芸産業を守り、技術を継承していく県の責務について伺います。

琉球漆器産業は極めて厳しい状況にあります。今、対策を取らないと手遅れにならないかと危惧しています。現状と具体的な支援策を伺います。

学校給食食器への琉球漆器の活用は、漆器産業の存続と教育的効果などで成果があったと思うが見解を伺います。琉球漆器産業と沖縄の林業の振興、沖縄の伝統文化の継承、食教育の充実のためにも、学校給食への琉球漆器導入事業の存続と拡充が急がれていますが見解を伺います。

首里城正殿の龍頭棟飾について、県民の力で復元すること、伝統工芸産業育成、県内技術者の育成という方針から照らしても、壺屋陶器事業協同組合を中心に行うべきではありませんか。

次に、御茶屋御殿の復元について。

調査費がつかいましたが復元に向けた進捗状況について伺います。

戦争で焼失した御茶屋御殿は、戦争を起こした国の責任で復元すべきです。見解を伺います。

次に、石垣市の大規模ゴルフリゾート開発計画について。

(1)、環境アセスで県が事業者が付した意見の数と内容、また、この意見に対しての事業者の未対応等の数と内容について伺います。

優良農地が失われ、周辺農業への影響、また、八重山の畜産業での牧草の自給にも大きな影響を与えるのではないかと。農地転用は許可すべきではないと思いますが見解を伺います。

我が党の代表質問との関連について。

玉城ノブ子議員の教育問題に関連して、教員の負担軽減と授業に専念できるように、教員業務支援員を全ての学校に新学学期の4月から緊急にでも配置すべきです。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 渡久地修議員の御質問にお答えいたします。

戦争の準備ではなく平和の準備をすることについての御質問の中の(3)のA、沖縄県から平和を発信する取組などについてお答えいたします。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、沖縄県は、沖縄戦の記憶を風化させることなく、沖縄の歴史と風土の中で培われてきた平和を希求する「沖縄のこころ」を広く国内外へ発信し、アジア太平洋地域における独自の地域協力外交や平和発信拠点としての役割を担うこととしております。私は、アジア太平洋地

域の安全保障環境がより一層厳しさを増す中で、同地域の緊張緩和と信頼醸成を図るためには、関係国等による平和的な外交・対話が極めて重要であると考えております。このことから、これまでの歴史や地理的特性を生かすことによって、軍事面での安全保障ではなく、経済、文化、学術など幅広い分野において沖縄県がアジア太平洋地域との交流を推進し、我が国と各国及び地域との信頼関係の構築に積極的に寄与してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

[知事公室長 嘉数 登君登壇]

○知事公室長（嘉数 登君） 1、戦争の準備ではなく平和の準備に取り組むことについての(1)のA及び(1)のイ、政府の動き及び安保関連3文書について。1の(1)のAと1の(1)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

いわゆる安保関連3文書においては、平和国家として、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならないとの基本方針は今後も変わらない旨が記述されていますが、反撃能力の保有をめぐることは、従来の政府答弁で示された専守防衛の考え方とは相入れないとの指摘もなされております。また、政府は、日米安保条約に基づく日米安保体制について、「わが国自身の防衛体制とあいまって我が国の安全保障の基軸である」、「米国との一層の関係強化は、わが国の安全保障にとってこれまで以上に重要となっている」とし、日米同盟の一層の強化を図る必要があるとしております。

県としては、軍事力の増強による抑止力の強化が加えて地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや米軍基地が集中しているがゆえに沖縄が攻撃目標になることは、決してあってはならないと考えております。

同じく1の(1)のウ及び(1)のエ、沖縄へのミサイル配備及び自衛隊施設の地下化についてお答えいたします。1の(1)のウと1の(1)のエは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

防衛力整備計画においては、「12式地对艦誘導弾能力向上型、島嶼防衛用高速滑空弾及び極超音速誘導弾の開発・試作を実施・継続する」と記されております。また、防衛省の令和5年度予算案においては、那覇駐屯地における施設の抗堪性を向上させるために司令部庁舎を一部地下化するための経費が計上されております。さらに、石垣島駐屯地（仮称）において、通

信機器室や事務室を地下に造るとの報道については承知しております。

いずれにしても、県としては、二度と沖縄を戦場にしてはならないと考えており、引き続き、政府に対して、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成に取り組むよう強く求めてまいりたいと考えております。

同じく1の(2)のイ及び1の(2)のウ、基地機能強化と沖縄戦及びサンフランシスコ講和条約についてお答えいたします。1の(2)のイと1の(2)のウは関連しますので、一括してお答えいたします。

いわゆる安保関連3文書では、南西地域を第一線として位置づけた上で、沖縄における防衛力強化に関連する記述が多数見られます。一方、沖縄県史によると、沖縄戦は、本土決戦までの時間稼ぎ等のための捨て石作戦だったとされております。また、サンフランシスコ講和条約により、日本は国際社会に復帰しましたが、沖縄は引き続き米国の施政権下に置かれました。このように、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦により多くの貴い人命を失った沖縄戦の経験や軍事優先の中で基本的な権利すら侵害された戦後の歴史に照らし、県としては、二度と沖縄を戦場にしてはならないと考えております。

同じく1の(3)のイ、A S E A N関連会議の誘致についてお答えいたします。

県では、今年度から実施しているアジア太平洋地域平和連携推進事業において、東南アジア諸国を含む各地との連携の在り方を検討しております。その中で昨年8月に訪問した国際機関日本アセアンセンターからは、A S E A Nは地方との連携を強めたいと考えていること、2023年は日本A S E A N友好協力50周年の節目であり様々な企画が動いていること等を伺いました。また、去る12月に県が主催したシンポジウムにおいては、登壇者からA S E A Nとの連携の重要性が指摘されております。

県としては、このような取組を通じて、連携に向けた県内の機運醸成を図り、A S E A N関連の会議の誘致も含め、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

同じく1の(3)のウ、沖縄を戦場にさせない取組みについてお答えいたします。

知事は、今議会の知事提案説明要旨において、平和を希求する先人たちの思いを引き継ぎ、よりよい沖縄の未来を創造するため、新たな建議書に込めた全ての願いをかなえられるよう県民の皆様と共に、ひたむきに取り組む旨を述べております。

県としては、二度と沖縄を戦場にすることがないように、政府に対し平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成の取組を求めてまいります。また、本県が有するソフトパワーと、多分野にわたる国際交流を通じて築いてきたネットワークを最大限に活用し、アジア太平洋地域の平和構築に貢献する独自の地域外交を展開してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) 1、戦争の準備ではなく平和の準備をすることについての御質問の中の(2)のア、沖縄戦についてお答えいたします。

沖縄戦は、米軍が日本本土への上陸作戦上、絶好の位置にあると考えたことなどから沖縄が戦争の場となり、史上まれにみる激烈な戦火により多くのかけがえない命を奪い去り、貴重な文化遺産を破壊しました。沖縄県史では、日本軍の戦時中の資料や沖縄戦研究等から、南部撤退などの日本軍の作戦は、本土決戦を遅らせるためのものであったとされております。

同じく(4)のイ、第5坑口公開の取組状況についてお答えいたします。

第5坑口は、第32軍司令部壕の現存する唯一の坑口であることから、その保存・公開は重要であると考えております。県は、今年度、第5坑口周辺土地を取得しており、年度末までに県が管理する上で必要となる安全対策を講じることとしています。第5坑口については、保存・公開に向けて引き続き取り組んでまいります。

同じく(4)のウ、第1坑口の発掘状況と全体計画についてお答えいたします。

県において現在実施中のボーリング調査の中で、1か所の地点において第1坑道の床面を確認することができております。ボーリング調査は第1坑道の別の地点でも実施しており、その箇所においても床面等を確認することができれば、これに接続する第1坑口のおおよその位置を推定することができるものと考えております。また、第32軍司令部壕の保存・公開に向けた県の基本方針、基本計画については、本年度末の有識者委員会からの知事への提言を踏まえて、策定することとしております。

同じく(4)のエ、説明板と模型の設置についてお答えいたします。

第32軍司令部壕については、本年度末の有識者委員会からの知事への提言を踏まえて、県の基本方針、基本計画等を策定することとしており、その中で資料

等の展示やデジタル技術を活用した壕の公開についても検討することとしております。

県としましては、今後も壕の保存・公開や平和発信・継承に向けた取組を進めてまいります。

次に2、ウチナーグチ・しまくとぅばについての(1)、沖縄戦についてお答えいたします。

沖縄県史沖縄戦によると、本土出身の兵士が理解できない沖縄語を使用した住民をスパイ視して殺害したケースがあるとの記述があることを承知しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 2、ウチナーグチ・しまくとぅばについての(2)、標準語励行運動等に対する県の見解についてお答えします。

昭和11年以降に、標準語励行運動等が展開されたことについては承知しております。標準語励行運動等については、当時の様々な社会的背景がある中、その是非について一概に評価することは困難であると考えております。一方で、しまくとぅばの世代間継承を困難にした要因の一つであると認識しております。

同じく2の(3)、しまくとぅばの普及等について。

県内各地で受け継がれてきたしまくとぅばは、沖縄文化の基層となるものであり、県民のアイデンティティーのよりどころであります。しまくとぅばが消滅すると、県民の郷土愛も失われ、結果的に沖縄文化の衰退へとつながるものと危惧されます。このため、県では、平成25年度にしまくとぅば普及推進計画を策定し、普及運動を実施してきたところです。次年度からは、しまくとぅば普及推進室を設置し、さらに体制を強化して、しまくとぅばの保存・普及・継承に取り組んでまいります。

同じく2の(4)、日常的な使用に向けた取組についてお答えします。

しまくとぅばが日常のあらゆる場面で使用され、将来にわたって継承されていくためには、日常生活の中で触れる機会を増やすことが重要であります。このため、県では、学校、職場、テレビやラジオなど、日常のあらゆる場面でしまくとぅばの使用に向けた取組を推進することとしております。具体的には、しまくとぅば県民大会等のイベントの実施、普及団体及び民間企業等における自主的な活動への支援、小中学校への話者の派遣や親子教室など、市町村や教育機関における普及推進活動の促進に取り組んでまいります。

同じく2の(5)、普及の現状及び県施設等での使用

についてお答えします。

昨年度の県民意識調査では、多くの県民が親しみを感ずるなど、一定の成果が現れている一方、しまくとぅばを挨拶程度以上使う人の割合が減少するなどの課題があります。次期計画では、県庁関係機関で構成する連絡会議を設置し、モノレールなどの公共交通機関や県有施設等におけるしまくとぅばの使用を推進してまいります。県が率先して使用することで、日常生活をはじめ、あらゆる場面でしまくとぅばを使用しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 松永 享君登壇〕

○商工労働部長（松永 享君） 3、伝統工芸産業を守り存続させることについての(1)、伝統工芸産業の技術継承等における県の責務についてお答えします。

伝統工芸の産業振興につきましては、伝統的技術・技法の継承・発展と、産業としての自立的発展を目指して、各種施策を実施しております。また、伝統工芸産業の振興に向けては、産地組合と連携して人材育成等に努めるとともに、工芸事業者等の主体的取組に対して支援を行っていくことが求められていると考えております。伝統工芸産業を守り、技術等を継承していくため、工芸事業者等の主体的取組を把握し、課題を共有し、持続的発展につながるよう工芸産業の施策に取り組んでいくことが、県の責務であると考えております。

同じく3の(2)、琉球漆器産業の現状と支援策についてお答えします。

琉球漆器産業につきましては、昭和57年度の7億3500万円の生産額が、令和2年度には2278万円に減少するとともに、事業所数も21事業所から9事業所に減少するなど、厳しい状況にあると認識しております。県では、工芸事業者の経営基盤強化、生産額増大に向けた取組を支援しているところであり、琉球漆器関連につきましては、デザイン性の高いアクセサリーなどの開発、キッチンカウンターや床材などのインテリアへの用途展開など、伝統的技術・技法を活用した上で市場ニーズに合わせた商品開発等を行う取組を支援しているところです。

同じく3の(3)、琉球漆器普及促進事業の成果と事業の存続についてお答えします。

県では、同事業で製作した給食用漆器を、琉球漆器の歴史などの学習と合わせ、小中学校の学校給食において利用するなど、琉球漆器の普及拡大に取り組んでまいりました。同事業は、将来のユーザーを見据えた

取組により、普及の効果が期待されることから、漆器産業の振興において、一定の成果を上げていると考えます。一方で、給食用漆器のさらなる導入につきましては、保管場所の確保及び利活用の促進、また費用が高額になるなどの課題もあります。そのため、同事業の継続等につきましては、各種課題の解決に向け、関係部局及び関係団体と調整、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 3、伝統工芸産業を守り存続させることについての(3)、学校給食への琉球漆器の活用による教育効果についてお答えいたします。

琉球漆器を学校給食に活用することは、児童生徒の郷土の伝統工芸に対する興味・関心を高め、沖縄の文化及び琉球料理の歴史を知る機会ともなり、食育の観点からも大変意義深いものであると考えております。引き続き、関係部局等と連携を図り、市町村に対して琉球漆器の活用を周知してまいります。

続きまして6、我が党の代表質問との関連についての中の(3)、教員業務支援員の配置についてお答えいたします。

県教育委員会では、教員業務支援員を配置する市町村に対し、経費の一部を補助しており、令和5年度は、13市町村136校に配置される見込みとなっております。

県教育委員会としましては、引き続き、補助制度の一層の拡充について、全国都道府県教育長協議会等を通して国に要望してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 3、伝統工芸産業を守り存続させることについて(4)、首里城龍頭棟飾の制作における壺屋陶器事業協同組合の関わりについてお答えいたします。

令和2年7月に県で策定した沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針では、沖縄県内に蓄積、継承されている伝統技術を積極的に活用することとなっております。龍頭棟飾等の制作に当たっては、県内の若手人材育成の観点も踏まえ、壺屋陶器事業協同組合を含む県内技術者の活用に向けて検討しているところであります。具体的な制作体制については、壺屋陶器事業協同組合等県内技術者と緊密に連携を図りながら、今後、有識者で構成される首里城復興基金事業監修会議

に諮り決定していきたいと考えております。

次に4、御茶屋御殿の復元について(1)、復元に向けた進捗状況についてお答えいたします。

県では御茶屋御殿の事業化可能性について、令和4年11月に調査業務の契約をしたところであります。現在、既存資料の収集整理や事業手法の検討を行っているところであり、引き続き、事業予定地の調査、関係機関及び関係者へのヒアリング等を実施してまいります。

同じく4の(2)、復元の整備主体についてお答えいたします。

さきの大戦で失われた御茶屋御殿の復元等については、那覇市、県、国で構成する御茶屋御殿ワーキンググループで、整備主体を含め、検討が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 金城 賢君登壇〕

○環境部長（金城 賢君） 5、石垣市の大規模ゴルフリゾート開発計画についての(1)、環境影響評価書の知事意見についてお答えいたします。

石垣リゾート計画に係る環境影響評価書については、沖縄県環境影響評価条例に基づき、令和3年6月14日付で水環境や陸域・海域生物など17項目70件の意見を述べております。これらの意見については事業者より見解が示されておりますが、検討が十分でないと思われるもののうち、主なものとしては、地下水の塩水化に係る予測・評価がされていないこと、カンムリワシの繁殖期における工事の影響が懸念されること、赤土や水の汚れによる名蔵アンパルや名蔵湾の動植物・生態系について事後調査の対象となっていないこと等が挙げられます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 5、石垣市の大規模ゴルフリゾート開発計画についての(2)、農地転用許可についてお答えいたします。

石垣リゾート計画に係る農地転用手続につきましては、個別案件であり、回答は差し控えさせていただきますが、一般的に、農地転用審査に当たっては、周辺農地の営農条件に支障を来さないか、農地法以外の関係法令への対応状況など、農地法及び農地法関係通知等により定められている各基準に照らし、適切に審査することになります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 どうもありがとうございます。

再質問を行います。

まず土木部長、龍頭棟飾について、私はこれまでも壺屋を中心にと質問してきましたし、今回もやりました。改めてぜひ壺屋陶器組合を中心に、そういう方向でしっかりと意見交換をして進めてほしいと思いますが、再度お伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、龍頭棟飾等の制作に当たりましては、壺屋陶器事業協同組合等県内技術者としてしっかりと意見交換を行い連携を図っていきたくて考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 次に、部長、御茶屋御殿。先日、現場を私見てきましたけれども、石垣です。きれいに残っているんです。ところが石垣の上に大木が生えているものですから、今のままでは石垣が崩落しかねない。ですからこれを伐採してほしいという要望が期成会からもありますので、ぜひ伐採を検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 議員御指摘の樹木の場所なんです、これは民間の敷地内にあるということで、一義的には所有者による検討・対応が必要であるかというふうに考えてございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 これは、県が調査をするわけだから、保存のためにも、今のこういうようなことを言ったら、崩れてしまってから保存しますといっても駄目なんです。だから、しっかりそれを含めて県の担当者にも見てもらいました。しっかり調整してやっていただきたいと思います。再度お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） まずは現地を確認させていただきますと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 これはそんなに難しいことではないですので、歴史を保存するというのはとても大事ですから、しゃくし定規にしないで、現場を見てからしっかりとやってください。

次に、ウチナーグチ、しまくとぅばについて、担当の照屋副知事に伺います。

この条例で、ウチナー文化の基層と位置づけていますよね、基層。根底中の根底、これはすごいことで

す。10年間皆さんは取り組んできましたけれども、これは十分だったとは言えないと思うんです。だから、しっかりといろんな課題、教訓を生かして、2期目の計画をぜひ策定していただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） 1期目の10年間の計画は、今年度で終わるわけでありましてけれども、その反省と教訓を踏まえて2期目の計画を準備いたしております。その中で、1期目で足りなかったことを十分に補完しながら、なお普及・継承という意味で充実・拡充できるような方針を立てて実行してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事にお尋ねしますが、今、このウチナーグチ、しまくとぅば、多くの団体や個人の皆さんが、保存・継承そして普及に取り組んでいるんです。しかしこの皆さん、今のままでは消滅してしまうんじゃないかと物すごい危機意識を持っているんです。特にこの5年、10年、もう最後の機会じゃないかと。これを逃したらもうなくなってしまうんじゃないかというものを持っていると思います。ですからまずは、必死で保存・継承・普及に頑張っている草の根の皆さんに、僕は県としても知事としてもしっかりと敬意を表して、そしてなお一層協力してくださいということをしかりと知事のお気持ち、所感をお聞きしたいと。そして今度の10年の、今から策定する今度の計画には、草の根で頑張っている方々の意見を十分に酌み取って策定するという方向でやっていただきたいのですが、知事の決意をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） ただいま県では、学校、職場、テレビやラジオなど日常のあらゆる場面でしまくとぅばの使用に向けた取組を推進することとしております。

クットゥバンディーイーシェーヨウサイ メーニチカワンナイレー ティーチナーティーチナー ワシリティイチャビーンヨ。言葉というものは、毎日使わないと一つ一つ語彙を失ってしまいます。

ヤイビーグトゥ ワンネー ヤーウテェー ワツタートゥジンカイ ウチナーグチシィ ムルイチョーイビーン。ですから私は、家庭においては私の妻にできるだけウチナーグチで言葉をかけるようにしています。

このように、日頃から言葉であることを大切にすることがごく当たり前の日常で行われているということ

について、今草の根で頑張っている方々の力は非常に大きいと思います。ですからあらゆる方々の力をお借りし、協力を仰ぎながら、マジントウムドゥムニ シマクトゥバ マムティイカナヤーンディウムトイビーン。一緒に守っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、ニフェーデービル。チバティキミソーリヨーサイ。

次、琉球漆器の学校給食用食器について。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時0分休憩

午後2時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○渡久地 修君（資料を掲示） 知事、これは県が作成した琉球漆器の学校給食用食器4点セットです。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時1分休憩

午後2時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○渡久地 修君 4点セットを今知事にお見せしましたけれども、文化観光スポーツ部長、琉球歴史文化の日条例には、琉球漆器のこともしっかり位置づけられています。沖縄の文化継承について、学校教育の場でこの給食用食器を琉球漆器を使うことについて、文化振興の立場からいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、先人たちが作り上げてきた沖縄の歴史と文化の理解を深め、ふるさとへの誇りや愛着を感じられる地域社会の形成に取り組むとともに、新たな歴史と文化を自らの手で創造することを図るため、11月1日を琉球歴史文化の日と定めております。組踊をはじめとする芸能や漆器などの工芸等につきましても、本県独自の多様な伝統文化として同条例に位置づけられております。

学校給食での琉球漆器の活用につきましては、児童生徒が沖縄の歴史と文化への理解を深めるための取組の一つであると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 農水部長、実はこの琉球漆器、私は那覇市議会でもやって、那覇市でまず試作品を作ってもらいましたが、県議会に来て県に提案して県議会で最初に作ったのは、農林水産部の森林緑地課が

林業振興の立場でまず作ったんです。そしてそれが使われて、商工労働部に移管されて現在に至っているんです。ですから、林業振興の立場でどうですか、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） お答えいたします。

琉球漆器の生地材は、デイゴ、センダン、エゴノキ等の県産木材が使用されておりまして、学校給食用漆器に活用されることでその利用拡大が見込まれます。また木材の収穫後に植栽及び維持管理を行うことで、再生可能な資源である木材の循環利用につながると考えております。

学校給食用の活用に当たりましては、県産木材の利用が図られるよう、関係部局と積極的に連携してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事にお聞きしますけれども、この食器を使った小学校の給食会、私、那覇市議時代に1回、開南小学校で、県が作ったときに大名小学校に一本当にとっても素晴らしいです。感激します。子供たちも大変喜びます。大変好評です。ぜひ知事、コロナが収まったら、この食器を使った小学校、中学校どちらでもいいですけれども、給食会に知事自身ぜひ参加して、知事自ら沖縄の伝統工芸産業、漆器産業、文化教育について知事自ら触れていただいて、手応えを感じていただきたいと思います。そしてその上で、先ほどの琉球歴史文化の条例、これは知事の肝煎りで、提唱で私はできたものだと思いますので、それからするところの琉球漆器の学校給食用食器としての活用を——とにかくどの分野から見ても推進という方向しか答弁で出てこないんですよ。だからこれはしっかりと、特に琉球漆器産業は今危機的状況ですから、ぜひ知事、これは広げていただきたい。この2点、お聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 伝統工芸品は、地域の歴史、資源、風土に生まれ、今日に受け継がれてきた文化的価値を有する非常に重要なものだと思っております。そのため様々な機会を活用し、伝統工芸品に親しみ、歴史的な背景やその価値について学ぶことは、工芸産業の振興を図る上で重要なことであると考えます。ですからそういう意味では、この琉球漆器が例えばアクセサリーですとか、様々な形を変えて長く使われること、愛されることを目指して、伝統工芸をしっかりと継承していくということがまず第1点、大事だろ

うと思います。

そしてもう一つは、渡久地議員の上梓された書籍の中でも、子供たちが今まで食べ残しが多かった給食が、この琉球漆器を使うとミミガーのあえ物もべろりと食べて、さらにお代わりをする子もいたというような、そういう子供たちにとっても、漆器と食事というものが触れ合える機会をつくるというのは非常に重要なことだと思います。ぜひ関係部局とも連携しながら、教育委員会とも協力を仰ぎながら、どのような形でそれをまた使うことができるようになるかということ、をしっかり検討していきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、給食会にぜひ参加してください。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私も喜んで参加させていただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 ぜひ教育長も部長、副知事も皆さん一緒じゃなくてもいいですから、それぞれ参加していただきたいと思います。

次に、沖縄を戦場にさせてはならないという問題についてお尋ねします。

今、新たな戦前だと、戦前になろうとしている。タレントのタモリさんもテレビで発言して、もう大変危険な状況だと思いますけれども、この新たな戦前という点で、78年前の沖縄戦の戦前はどうかだったのかという点で、さきの沖縄戦で日本軍が沖縄守備隊32軍を編制したのはいつですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

平和祈念資料館の資料によりますと、1944年3月、南西諸島方面の防衛強化のために沖縄守備軍第32軍が創設されたとのことでした。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 米軍が沖縄に上陸する1年前なんですよ。その目的は何だったのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 沖縄守備軍の当初の任務は、本格的な航空基地の建設でしたが、1944年7月のサイパン陥落後、沖縄守備軍は増強され、飛行場建設や陣地構築が進められたとの記述がございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 いわゆる沖縄を不沈空母にするとい

うことが記述されています。そして不沈空母として軍事要塞化した。飛行場を奄美から宮古・八重山まで造ったと。何か所、どの地域に造ったのかお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

沖縄県史によりますと、終戦までに日本軍が沖縄県内に建設した飛行場は、伊江島に陸軍伊江島飛行場が1か所、沖縄本島に読谷の陸軍北飛行場、嘉手納の陸軍中飛行場など7か所、それから南大東島にも1か所、宮古島に3か所、石垣島に4か所、合計16か所というふうになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 全部言ってください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 正確に申し上げますと、伊江島に陸軍伊江島飛行場が1か所、沖縄本島に読谷の陸軍北飛行場、嘉手納の陸軍中飛行場など、これは合計7か所、南大東島に海軍南大東島飛行場1か所……。

○渡久地 修君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（嘉数 登君） それでは全て読み上げますけれども、まず陸軍伊江島飛行場、陸軍北飛行場——これは読谷です。陸軍中飛行場・嘉手納、陸軍南飛行場——これ浦添です。陸軍東飛行場・西原、陸軍石嶺飛行場、海軍小禄飛行場、海軍与根飛行場、海軍南大東島飛行場、海軍宮古島飛行場、陸軍宮古島中飛行場、同じく陸軍宮古島西飛行場、海軍石垣島平得飛行場、海軍石垣島北飛行場、陸軍石垣島飛行場、陸軍石垣島宮良飛行場、合計16か所が県内に造られた飛行場ということになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 あと4か所が奄美でいいんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 残り4か所も読み上げますと、海軍航空隊古仁屋基地——これは奄美大島、海軍飛行場・喜界島、陸軍北飛行場として徳之島、陸軍南飛行場——これ徳之島と4か所の、沖縄と奄美合わせて合計20か所が造られております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 このように上陸の1年前に20か所、本当に恐ろしいですね。20か所の飛行場を造っ

ています。そして首里城の地下に32軍司令部壕を造りました、地下に。この目的は何ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 沖縄県史沖縄戦によりますと、地下に司令部壕を造った目的として、第32軍は地下陣地に潜み、持久戦に備えていたとの記述がございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 この沖縄戦の1年前の動きから見ていくと、今の沖縄で起こっていることが本当に全く重なって見える。ということで私は大変恐ろしい気がします。そしてその結果、どんな事態が沖縄で起こったのか。再度お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） 沖縄戦は、住民を巻き込んだ地上戦が行われた苛酷で悲惨な戦争であったと認識しております。その結果、多くの貴い命が犠牲となり、かけがえのない文化遺産や美しい自然が失われました。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 この20か所に飛行場を造っていった。地下に司令部を造っていった。戦争の準備をして、米軍を沖縄に引き寄せて本土防衛の捨て石にした。今、自衛隊のこの沖縄での動き、これについてももう少し詳しく教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 現在の動きとしましては、例えば令和5年度の防衛省の沖縄関連予算においては、1つには、第15旅団の師団化に伴う新たな隊庁舎の調査設計の経費、2点目として、那覇駐屯地の指令部庁舎を一部地下化するための基本検討の経費、3点目として、沖縄訓練場に補給処支処を新編するための基本検討の経費、それから4点目として、与那国駐屯地への将来的な地对空誘導弾部隊等の配備に必要な土地の取得に係る経費などが計上されております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 戦前は飛行場20か所、今はミサイル基地、本当に同じ場所に第一列島線というところに配備しているという、全く同じ動き。

そして公室長、防衛力整備計画で導入するとした長距離ミサイルというものは、どんなものですか。それは、1000キロから3000キロと言われています。これを沖縄からもし発射すると、中国のどこまで届くんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

防衛力整備計画においては、長射程ミサイルについて、これは我が国に侵攻してくる艦艇や上陸部隊等に対して、脅威圏外から対処する能力を強化するため、12式地对艦誘導弾能力向上型、島嶼防衛用高速滑空弾、さらに極超音速誘導弾の開発・試作を継続としております。島嶼防衛用高速滑空弾及び極超音速誘導弾をはじめ、各種誘導弾の長射程化を実施する。それから米国製のトマホークをはじめとする、外国製スタンド・オフ・ミサイルの着実な導入を実施・継続としてしております。報道によりますと、これらのミサイルの射程、議員御指摘のとおり、1000キロから3000キロ程度とされておりまして、沖縄から3000キロ以内には、中国ですと北京、上海、ソウル、香港、台北などのアジアの主要都市などが含まれるほか、北朝鮮の平壤、中国の内陸側の重慶、成都などの都市が入るということになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 これらが配備されると——抑止力とよく言いますが、配備されると逆に相手側も沖縄を狙ってまた配備する。果てしない軍拡競争に、一触即発になって人類絶滅になってしまうおそれがある。大変危険です。

今、台湾有事が盛んにあおられていますが、私が一番恐れるのは、日本が攻撃されていないのに米軍と一緒に参加していく。その結果、沖縄が攻撃されるということですよ。

それで台湾有事に米軍が介入したら沖縄が核兵器で攻撃されると、私前にも指摘しましたが、アメリカの議会で報告書が出されました。それには何と書いてありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

米国連邦議会調査局CRSの報告書においては、中国が台湾を攻撃する場合、日本の南西諸島に近い場所で軍事作戦を行う可能性が高いこと、仮に米軍が台湾有事に介入する場合は、在日米軍基地が関与する可能性があり、その場合、日本は中国の攻撃目標になる可能性があること等が指摘されております。また、CSIS等の民間シンクタンクからも同様の指摘がなされております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 公室長、前の議会の報告書では、沖縄もしっかりと沖縄の米軍基地と書かれているんですよ。そこを明確にしてください。どこどこ、3か所。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時17分休憩

午後2時18分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） 失礼いたしました。

米国の空母、グアム、沖縄の米軍基地ということにされております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 この3か所が核兵器で攻撃されるおそれがあると書かれているんです。アメリカの報告書に。大変恐ろしいことです。

そしてC S I Sが、台湾をめぐる戦争のシミュレーションを行っています。これについて何と書かれていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

戦略国際問題研究所——これはC S I Sですけれども、今年1月に公表した中国による台湾侵攻を想定したシミュレーションの結果報告書によりますと、中国が台湾に侵攻し、米国が介入した場合、米国が勝利するには在日米軍基地を使用する必要があること、それから勝利した場合でも日本に甚大な人的・物的損失が生じることなどが示されております。特に、沖縄では多数の防空ミサイルが配備されていたにもかかわらず、中国のミサイルによって多くの航空機が地上で破壊されることや、嘉手納飛行場は破壊された多数の航空機、多くの遺体を埋葬する仮設墓地を有するようになるとの記述もあり、沖縄における甚大な被害が記述されております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 航空機と兵士の被害については書いてありますけれども、沖縄には145万県民が住んでいるんです。沖縄県民の被害については何と書いてありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

このC S I Sの報告書においては、県民の被害に関する記述はないものと認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 ここに軍隊の本質があるんですよ。またやっぱり捨て石にされる。沖縄県民の被害は全くこれには書かれていないという大変なものです。ですから大事なものは、絶対に戦争を起こさせない、そういうことが大事だと思います。

知事、自治体外交、これはとても大事だと思います。先ほどの答弁で、A S E A Nとの協力、東アジアとの地域協力を進めていくということを言っています

けれども、私は今年からとても大事になると思いますので、知事、この地域外交を積極的にやってください。そして、去年広島、長崎、国連の代表を呼ぶ慰霊の日、残念ながらコロナで中止になりました。ぜひこれ、今年できないかなと知事に提案したい。そして、先ほど答弁があったA S E A Nは地域協力をやりたいと言っているわけだから、A S E A Nとか東アジアの代表も沖縄の慰霊の日に招待するというのはとても大事だと思うんですけれども、知事どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

県では、令和4年度から沖縄の平和を希求する心や歴史的、地理的特性を生かして、アジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成に寄与することを目的とする、アジア太平洋地域平和連携推進事業を実施しております。今年度は、沖縄との連携可能性等について——これは文献調査、有識者ヒアリングを実施し、来る3月にシンポジウムを開催することとしております。次年度からは、対象国等を拡大しまして、様々な分野で沖縄との連携を図ることを想定しており、新たに設置する地域外交室で策定する沖縄県地域外交基本方針（仮称）も踏まえつつ、関連部局と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、最後に沖縄を戦場にさせない。そのために積極的な自治体外交を知事が先頭に立ってうたっていくと。そういう意味では、A S E A Nというのは平和の共同体ですから、A S E A N含めて東アジアも含めて、沖縄県でできるものは積極的にやっていくという点で、知事の最後の決意をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私は、今議会冒頭の知事提案説明要旨において、平和を希求する先人たちの思いを引き継ぎ、未来を生きる子や孫たちのためによりよい未来を創造するため、県民の皆様とともにひたむきに沖縄のために取り組むと申し上げました。今、答弁の中にもありましたとおり、私たち沖縄県民は、戦争の不条理と残酷さを身を持って経験したことから、平和の尊さを肌身で感じており、世界の平和の回復と恒久平和を心から望んでいます。

沖縄県としては、二度と沖縄を戦場にはならないとの決意をここに改めて表明するとともに、アジア太平洋地域における平和構築に貢献するため、A S E A N等の国々も含め、本県が有する多様なソフトパワー、ネットワークを活用した独自の地域外交に県民

の皆様と一丸となって全身全霊で取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 議長、ごめんなさい、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○山内 末子さん ハイタイ グスーヨー チューウガナビラ。

今定例会代表質問で、冒頭、仲田議員から与勝出身であります玉城デニー知事への温かいエールが送られ、そしてまた与勝にゆかりのある照屋大河議員、そして照屋守之議員からも温かい知事へのメッセージがあり、そしてまた知事から、それをしっかりと受け止めエールが、応酬がありました。与勝愛、うるま愛、すごいなと感じております。私も同じうるま市ではございますが、与勝には縁もゆかりもございません。ですけれども、今回の質問に平安座地域のことをしっかりと課題を出しておりますので、このうるま市からしっかりと沖縄県の盛り上げ隊、オールうるまで、チームの一員として、闘牛パワーで頑張っていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは早速始めさせていただきます。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、ウクライナ侵攻から1年、国連総会においてロシア軍の全面撤退を盛り込んだ和平案を支持し、ロシアに対して即時攻撃停止を求める決議案が、23日に141か国の賛成多数で採択されております。一方では、ロシア軍のさらなる大規模攻撃の懸念もあり、混沌とした情勢が続いております。

世界がボーダーレス化した昨今、この侵攻は軍事のみならず、食料・エネルギーほか世界経済へも大きな影響をもたらしております。一地方自治体のこの沖縄でもその影響を免れておりません。その県民生活や取り巻く環境にどのような影響を及ぼした1年だったのか、知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 山内末子議員の闘牛パワーに負けないように、しっかりと答弁をさせていただきます。

さて、世界経済は新型コロナウイルス感染症からの持ち直しが継続する一方、ロシアによるウクライナ侵攻を要因の一つとした物価上昇による回復ペースの鈍化、景気後退が懸念されております。本県において

も、電気料金の高騰などによる家計の負担増などが懸念されており、県民生活は大変厳しい状況にあると受け止めております。また、ロシアによる侵攻では、ウクライナ・ロシア両国に多くの犠牲が生じており、侵攻から1年が経過した現在も憂慮すべき事態が続いております。

アジア太平洋においても、米中対立のさらなる顕在化など安全保障環境がより一層厳しさを増していると認識しております。このような状況だからこそ私は、外交の知恵が今ほど求められている時代、時はないというように考えており、アジア太平洋地域における関係国等による平和的な外交・対話を通じた緊張緩和と信頼醸成がこれまで以上に必要であると考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 先ほどもその議論がございました。でも現状では、もう欧米からウクライナが武器を調達するなど、なかなか混沌とした状況は続いております。このウクライナの侵攻によって分かったこと、確かなことってというのは、やっぱり武力で平和はつくりえない。そういうことで知事も、沖縄県内へのミサイルの配備にも、やはり軍備の強化よりも外交努力だということ懸念しているということを理解しております。

そこで、今知事からありましたけれども、アジア太平洋の安定に沖縄のソフトパワーを生かした政策が重要だとしております。地域外交の効果的な取組、そしてそれに期待をするとともに、知事の積極的なアジア諸国外交も必要だと考えますがよろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

本県は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画で示しているとおおり、県独自の歴史的・文化的特性等のソフトパワーや地理的な優位性を生かし、観光、物流、環境、保健・医療、教育、文化、平和など多様な分野における国際交流を通じて築いてきたネットワークを最大限に活用し、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けて、平和的な外交・対話により積極的な役割を果たしていきたいと考えております。これらの取組を通して、アジア太平洋地域における緊張緩和と信頼醸成にも資する独自の地域外交を展開するため、地域外交室を設置するものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 特に、お隣の中国とは、私はとても仲よくしないといけないと思っております。仲井眞

知事のときですよね、北京事務所ができたというのも。そしてまた経済の面でも、マルチビザ制度ですか、それをつくったのも仲井眞知事のときでした。そして尖閣が大変厳しいときに、高良倉吉副知事が中国を訪問しております。そういう意味で積極的に、やはり中国を含めた諸国の歴訪、それも積極的に——先ほどもありましたけれども、ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

3点目の台湾有事や中国の気球問題等、米中間や日中間の緊迫した情勢が続いているが、いよいよきまなくなっております。本県の隣国は決して敵国ではないという認識の下、東アジアの平和と非戦地帯の確立が重要だと思っております。沖縄を平和・対話・交流のハブ拠点へという、そういう視点の下で取組が求められておりますが、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

アジア太平洋地域の安全保障環境がより一層厳しさを増す中で、同地域の緊張緩和と信頼醸成を図るためには、関係国等による平和的な外交・対話が極めて重要であると考えております。このため県としては、これまでの歴史や地理的特性を生かすことによって、軍事面での安全保障ではなく、幅広い分野において我が国とアジア太平洋地域との交流や信頼関係の構築など、積極的な役割を担ってまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん とても大事なところだと思っております。実はこのテーマを主体にして、青山学院大学の名誉教授であります羽場久美子教授が、沖縄を平和のハブにという国際ネットワークを構築しようということで、マイクロソフトによって呼びかけたところ、実に昨日まで3480万筆の平和への可能性が沖縄にあると、そういう賛同のサインを示されたということの報告があります。そういう意味で、アジア諸国、特にインドもそうです。インドからも沖縄は本当に平和をつくっていく、その着地点だというようなことで、大変期待があるということも報告がありましたので、こちら述べさせていただきます。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後2時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○山内 末子さん 教育行政について伺います。

私、教職員のこの働き方改革について、実は1週間ほどアンケートを取りました。その中で本土に向けても3日間でしたけど36名、そして県内では1週間で555名の教職員から回答を受けております。そういった意味で教育長、それから知事三役にもその報告書を出しておりますので、その教員の皆さんたちのその思い、それをしっかり受け止めていただいて、どういふふうにして改革をしていけば教職員がしっかりと働けるのか、そのことを含めて今日議論していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それではまず最初に、それを読んだ中で感想をまず教育長のほうからお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 山内議員には、教員の勤務実態を把握するためのアンケートを実施され、その結果を分析し、また内容ごとに県教育委員会、学校が取り組むべきことを指摘され、また今後取り組むべき提言をまとめていただきました。ありがとうございました。

いろいろ御意見を読ませていただきました。やはり感じることは、教職員の皆様、子供たちに対する愛情、それから教育者としての使命感を持ちまして教職に就いたものと思っておりますが、現状を見ても、教員の皆さんが多忙化により子供たちと十分向き合う時間を持つことができないと、そういう状況が、声が上がってきております。何としても改善していかなければならないと考えております。

議員のほうで示されたこの悪循環と好循環の図ですね。ぜひこの好循環の子供たちの笑顔、教職員の皆さんの魅力的な職場、そういった職場をつくっていききたいというふうに感じました。ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 副知事は以前、教育委員もなさっていました。今、担当副知事ということで御感想をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） 教育委員に在任していたのは、もう21年前から25年前に遡る話ですので、かなり記憶がおぼろげでありますけれども、その当時印象に残っているのが2つありました。1つは、学級崩壊ということが全国的に問題になっておまして、この沖縄県でも数多くあるというふうな指摘があって、その対策にいろいろ県の皆さんが尽力したということがありました。もう一つは、17歳の衝撃というふうなタイトルをつけて、全国紙が連載をしている記

事がありました。つまり全国各地で、17歳の少年の事件が尊属殺人を含めて何の脈絡もないままにあちこちで起きています。この事件を社会的にどう見るかというふうなことが、教育現場においても問題視されまして、その社会的な背景について、やっぱり生きる力がなくなっているというようなことから、生きる力というふうなスローガンが文科省の中でも提起されて、その運動に走ったと、以上のことを強く印象づけられております。あれからもう20年、25年たったわけですけれども、教育現場の実態というのは、あのときの繁忙さに加えて、なお一層繁忙さを増しているというふうには見ておまして、非常に心を痛めております。

私見を申し上げます、例えばフィンランドあたりでは大学まで授業料が全部無料と、医療費も無料というようなことで、安心して子供たちを育てることができるといふ社会状況を社会全体でやっぱりつくっていくことは、大きな要因になるんじゃないかなと——問題解決の。と思っておまして、先生方の御努力は本当に多とすべきだと思います。一生懸命頑張っておられるだろうと思います。しかしながら、さはさりながら、いかんともし難い状況が社会全体にあるというようなことからすれば、やはり国全体が子供ファーストというふうな理念をしっかりと掲げて、国の看板をそこに集中して書き換えるぐらいの意気込みがないと、今の状況は打破できないんじゃないかなということをしておまして、私も今の立場から考える対策は何か、長中期的な視点からエールを送りながら——やっぱりこの知事部局のほうでも近いところは子ども生活福祉部、保健医療部あるいは県警あたりだろうと思うんですけれども、そのほかの部局も合わせて全部局で対応して教育委員会を支援していくべきじゃないかなというのが感想であります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ありがとうございます。

本当に以前から、その教職員の熱意や愛情——そして教育委員会もそうです。周りの皆さんたちも愛情を持って子供たちのためにということで仕事を進めているとは思いますが、やはり社会状況のいろんな状況が全部かみ合わさってきて、（スクリーンに表示） ちょっと出してありますけれども、やっぱり業務過多。それが今大きな問題になっております。業務過多になりますと、どうしても休日や家でも仕事を。そして、そういったいらいや不安が——その準備不足で授業をしてしまう。それからそういった意味

で子供たちへの対応が遅れてしまうと、学習意欲の低下であったり、いじめや暴力事件、不登校、ひきこもり、そしてまた親からの先生方への不満とか、そういうものの問題行動への対応がとにかく遅れてしまう。でもそういう中でもたくさんの研修や研究に追われている日々、そうしているうちに、もうどんどんどんどん追い込まれていって病休が全国1位になっています。

そういう中で人手不足、そういうところで業務過多のこの——前からあります負の連鎖、負のスパイラル、悪循環。これをじゃどこでどういうふうにして断ち切っていくかというのが、大きな課題だと思っております。そういう意味で県外の皆さんたちにちょっと話を聞いてみますと、やっぱり県外でもそんなに充実した教育環境では今ないと思っております。そういう意味で、平日の授業時間、業務時間も一緒、でも沖縄の場合には休日や家に持ち帰る業務が多い。なぜそこにそういう事態になっているかということ、やっぱり業務過多で——教育長はこの間から改善策をやっておりますけれども、やっぱりまだまだ改善策の取組が本土に比べると2周も3周も遅れているような状況ではないのかなというふうに思います。

取り組むべきところはたくさんあると思います。これまでもずっとほかの議員からもありました。例えばですけども、取組不足の中で集金関係の見直しであったり、通知表の作成であったり、指導要領の見直しであったり、いろんな細かい作業ですが、ここの見直しというのはそんなに難しいことではないはずなんですよね。ただ、なぜそれができていないかということ、教員の皆さんたちの今の苦勞が学校長であったり、市町村教育委員会であったり教育庁であったり、そこに届いていない。乖離ができていないかと思っておりますけれども、この乖離についての御意見、どういうふうに思っているのか教育長の御意見をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 教育委員会としましても、これまで働き方推進プランを策定しまして、庁内の中でも業務改善委員会を年2回持ちながら、どのような視点で業務を改善していくかということをお話をしております。行事の精選でありますとか、文書の削減、部活動の改革とか、そういった様々な取組をしてきておりますが、なお依然としてこの多忙化の状況が改善されていないという現状がありますので、まだどこに原因があるのか——まだまだ現場の声を聞きながらしっかりと分析して、手当てをしていく必要があ

るなど考えております。この辺我々も課題意識を持っておりまして、今後さらに現場の意見あるいは実態を集約しながら、効果的な実効的な取組を今後実施していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん まさに今教育長おっしゃっていたとおり、どこに課題があるのかという実態把握、これが一番必要だと思っております。

今私、今回555名の意見ではありますけれども、こういったその生の声を全教育委員会、市町村そして学校の管理職、そういう皆さんたちにもしっかりと周知をしていく。周知をした上で、どういったところで誰がどこでどういうふうな対策を取ればいいのかということを中心にみんなで考える。改善策というのは、やっぱりその状況が分からないまま改善してしまうと、そこにまた大きな課題ができてしまうということで、私もポイントとして実態把握ということ、周知ということをもまず1つ挙げております。

そしてもう一点、先ほど副知事からもございました。教育委員会だけでできることではないですね。人材、正規率であったり、それからいろんな意味での教職員の今持っている荷物を一つ一つ脱ぎ去っていくには、どうしても知事部局の財政上の支援も必要になってくると思います。そういう観点から、私はこの教職員の定数を増やす中で一番のポイントは、やっぱり知事部局だと思っております。その中でできることってたくさんあると思うんです。例えば、県独自の予算の中で、教育委員会の予算ではできないこと、例えば、用務員とかスクール・サポート・スタッフを学校に1名ずつ置くとか、あるいは小学校の専科採用人数とかも限られていますので、それに支援をしていく。やっているかとは思いますが、それを策を増やしていくとか、そういう意味で県の独自の予算の確保、これはもう絶対に必要なことだと思っております。

でも一つ、個々で作業をするのではなくて、先ほどおっしゃっていたように教育委員会と知事部局とここは改善委員会というものをつくって、本当にここからしっかりと、何年か計画を立てて、目標年次を立てて、それを沖縄県独自の教育制度ということで、私は改善・改革、これが今年には本当に一番必要になってきているのかなというふうに思います。

改めてもう一度、知事どうでしょうか。絶対的にもうしっかりと、この間から知事もいろんな皆さんたちにその意思を示しておりますけれども、個々でやるのではなくて、改善委員会なるもの、そういうものをつくってしっかりとやるということ、その思いをちょっと

お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 山内議員のアンケート——非常に悲痛な、先生方の現場の声が語られているとともに、提案についても真摯に我々読んで、ああなるほどと思えるようなこともたくさんあると思います。先生方の仕事の負担を軽くするためにはどうすればいいかという点ですとか、あるいは用務員やスクールサポーターのスタッフなど教務以外の用務などの担当、それから教材費やPTA会費などの金銭等の徴収はその担当の事務職員でできないか。あるいはその公務も公務用の支援ソフトを全市町村に導入してほしいという、こういうようなことも確実に残業がこれで減らせることができるなどの生の声があります。ですからそういうことをしっかり我々も分析させていただいて、教育委員会の主体的な立場はもちろん尊重するのですが、しかし我々も、ただお任せだけではなくて、一緒に取り組んでいけるような、そういうことができないかについて、真摯に協議をしていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 知事ありがとうございます。

教育現場、沖縄県の子供たち本当に頑張っていますよね。昨日の新聞にもありました。また与勝の話ですけども、大病を患っても自分の希望しているところに——しっかりとみんなで支えている。それはもう学校現場、先生方、一生懸命頑張っている。そういう環境があつてからこそ。そしてもう来週からWBCも始まります。沖縄県の選手が3名も出ていくと。いろんなところで活躍している子供たち、そこを支えたのがやっぱり学校現場が支えていたということを踏まえますと、全国一出生率が高くて全国一子供がいっぱいいる、この沖縄県の教育現場をしっかりとこの改革を今年しっかりとやっていく、このことはとっても大事だと思っております。

知事、もういろんなところで一丁目一番地ということをおっしゃっていますが、これから先、復帰50年のこれから復帰51年目がスタートいたします。これから先の50年の主役はこの子供たちが、この沖縄のことをつくっていくわけなんですよ。その子供たちをしっかりと応援していく、現場を支えていくのがやっぱり政治の仕事でもあると思っております。そういう意味で教育委員会もしっかり頑張ってください。そこには——厳しい言い方をしますが、校長先生に、教頭先生に言えないような状況があるってということ、そういうところを考えますと、やっぱりそこもみ

んなでうみを出し切る。今年はそのことをやっていく。そしてそれを踏まえて、みんなでしっかりと改善策をつくっていく、そういう意味で一丁目一番地を、沖縄県は子供政策だということを学校現場の今回、大改革を一つ大きな思いを持っていただきたいと思っておりますけれども、知事、改めて一丁目一番地どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 昨日も、実は児童相談所の案件で、やはり子供の声をケースワークに取り入れること、子供ファーストの考え方が足りなかったということ、我々は反省すべきことだということも述べさせていただきました。このように現場の声をしっかりと聞き留めたなら、それを聞き放しにせずに、ぜひ子供ファーストという理念を実現化できるよう、あらゆる部署でその方向性に向かって一致団結して取り組んでいきたいと思っております。教育委員会とも一致団結協力をして、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ありがとうございます。

進めます。ちょっと順序を変えていきます、すみません。

商工労働行政についての3点目、新たに指定されたうるま市の国際物流特区仲嶺地区と平安座地区の事業の県の関係性について。

ア、仲嶺地区については既存の洲崎地域の共通課題である連結する県道の渋滞緩和策が求められておりますが、県道整備計画について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） お答えいたします。

仲嶺地区付近にある喜屋武交差点は、平成24年度に沖縄地方渋滞対策推進協議会において主要渋滞箇所にて特定され、令和元年度に短期的な渋滞対策を実施しましたが、依然として渋滞が発生している状況となっております。また、中城湾港新港地区付近にある前原交差点は、令和4年度に新たに主要渋滞箇所として特定されたところであります。今後当該2か所の交差点については、渋滞状況等を調査し必要な対策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん イの平安座地区については、2つの石油企業が県内の石油供給・国内原油備蓄に多大な貢献をしているところです。5年後に迫る地上権設定契約期限が近くなっておりますので地元、自治会、現地企業、本社との意見交換が続けられておりますけれども、

ども、県はどのように関わっているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県では国際物流拠点産業集積地域の対象として、今年度新たに平安座地区を指定したところです。そのことを受け、うるま市では、同地区における新たなエネルギー拠点形成に向けた可能性調査を実施しているほか、県内企業の協力を得ながら拠点形成の在り方等について検討していると聞いております。

県としましては、臨空・臨港型産業の集積に向け、うるま市と連携の上、新たなエネルギー関連製造業等の誘致等に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん うるま市は、地元の企業と一緒に水素エネルギーについて取り組んでいこうということで今やっております。県のほうは政策の中でなかなかこの水素エネルギーがちょっと遅いような感じがいたしますので、その辺をしっかりと取り組んでいただきたいということ、そして今新たなエネルギーとして、航空燃料SAFということで注目されております。バイオジェット燃料の開発が進んでおまして、この2027年には地元の石油基地のほうで、供給が本土のほうで今始まるようです。平安座地区の製油所の跡地利用であったり利活用に、大変これいい形での開発ができると思っておりますけれども、県の再生可能エネルギー計画にも大変展望が開けるとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

沖縄出光の親会社である出光興産におきまして、持続可能な航空燃料、いわゆるSAFの研究開発が進められていることにつきましては、報道やホームページ等を通じて承知しているところでございます。一方、同事業と平安座地区の遊休地との関連は、現時点ではいまだ明らかにはされておられません。

県としましては、同社のSAF事業等につきまして、同事業者やうるま市と意見交換を行いながら、情報収集を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 知事、この平安座地区、地域皆さんのこともお分かりでしょうし、それから知事は製油所跡地のほうもよく見ていると思っております。これ一大プロジェクトになると思うんですね。あの遊休地を開

発しながら、あの地域一帯が新たなエネルギーの開発ということを見ると、これはぜひ視察をしながら、皆さんたちと意見交換をして、ぜひスピードを出しながら取り組んでみてはいかかか。視察も兼ねて、現地の皆さんたちが待っていますので、ぜひ知事の御所見をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） かつて石油精製所がありました平宮地区につきましては、これまでもたくさんの方々から今後の利活用についての御意見を伺っておりました。今般、この新たな航空燃料の製造等に関して、また地元の皆さんの期待も高まっているかと思いますが、そのような地元の方々あるいは関係者の方々と、ぜひ意見交換をする場を設けて、この地域のさらなる活性化に向けた取組につなげていくことができなにか考えてみたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん よろしく願いいたします。

それでは、文化観光スポーツ行政について伺います。

1点目の「復帰50年平良孝七展」についてです。戦後沖縄を代表する写真家の功績を未来につなぐ写真展として期待された事業でもあります。展示中に関係者から写真の撤去や修正を求められるという事態が生じてしまいました。原因説明と今後の対策をしっかりと講じ、関係者・遺族に向き合うべきだと思いますが対応を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県立博物館・美術館では、「復帰50年平良孝七展」において、復帰前の緊迫した世情をより多くの世代に伝えるため、一部の展示については写真集「沖縄<百万県民の苦悩と抵抗>」の複写による展示を行いました。同写真集からの複写による展示をネガからのプリント写真展示に改めることや、一部の展示について、現在の人権感覚からは被写体の人権がおろそかにされた写真と説明文が展示されているとの要請や指摘が行われました。このため同館において慎重に検討を行い、要請等を受けた写真の説明文を覆い、その後さらなる対応として展示3点の取下げを行いました。

県としましては、要請者等への事前説明が十分ではなかったことが今回の要請の一因となったものと考えております。本展に関する要請等真摯に受け止め、博物館・美術館から引き続き丁寧な要請者等への説明を行うとともに、今後の展覧会開催や調査研究活動に生かせるよう取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ありがとうございます。

それでは2点目ですけれども、うるま市は闘牛が盛んな町で、そのうるま市が市の無形文化財として闘牛を指定しております。観光闘牛にも力を入れておりますし、県の指定により後世に引き継がれる本当に貴重な文化財として残していきたいと考えておりますけれども、その課題と方向性について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） 闘牛の県無形文化財指定についてでありますけれども、県教育委員会では風俗習慣、民俗芸能等の中でも本県の生活の推移の理解のために欠くことのできない重要なものについて、県指定無形民俗文化財に指定し、その保護を図っているところでもあります。県無形民俗文化財としてのこの指定の可否を検討するためには、うるま市だけではなく、県内で闘牛を行っている地域を対象に情報収集を行う必要があることから、令和5年度以降において全県調査を実施する予定であります。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 闘牛の魅力は、もう知事も横綱に2度も乗っておりますのでよく分かっていると思います。その観光闘牛にも大変力を入れておりますが、そういう無形文化財指定のために、実はうるま市では10月9日をトウギユウということで闘牛の日にしてあります。そういう意味では、みんなで、沖縄県全体でその機運を広げるためにも、10月9日を闘牛の日として指定することも考えてはいかがでしょうか。知事どうでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県としては、闘牛が沖縄独特の伝統文化として県内外で広く認知されており、沖縄の貴重な観光資源であると認識しております。今提案のありました闘牛の日の制定につきましては、県の無形民俗文化財指定に係る全県調査の動向を注視しつつ、沖縄県闘牛組合連合会等の関係団体と意見交換を行い情報収集してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ありがとうございます。

空手の喜友名選手の引退が決まりました。沖縄空手を世界へと発信していただいた彼の功績、とても高く評価したいと思います。その中で空手のユネスコ無形文化遺産登録の進捗状況を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、空手発祥の地のさらなる発信と沖縄空手の保存・継承を

図るため、令和2年度に知事を会長とする沖縄空手ユネスコ登録推進協議会を設置しました。令和3年度にユネスコ登録に向けた調査報告書を取りまとめ、関係省庁への要請を行っています。今年度から登録の要件である生活文化の実態を把握するため、地域で継承される空手や棒術の調査を開始しました。また、6月にフランスでユネスコ本部職員や各国大使等に沖縄空手の魅力を伝えてまいりました。登録に向けて調査・研究に加え、シンポジウムの開催や情報発信等による機運の醸成に積極的に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん よろしく願いいたします。

次に、沖縄県食品ロス削減推進計画について伺います。

1点目に食品ロスの沖縄県の現状と他県との比較・課題を伺います。2点目にこれも一緒をお願いいたします。アクションプランの制定は進行しているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（宮平道子さん） お答えいたします。

県が令和3年度に調査をしました県内の食品ロスの推計発生量は、年間6万1000トンで、その内訳は、事業系が42%、家庭系が58%となっております。また令和2年度に国が調査をしました全国の推計量522万トンの内訳は、事業系が53%、家庭系が47%となっております。沖縄県では全国に比べ家庭系の割合が高くなっていることから、県民各層が食べ物を無駄にしない意識の醸成を図ることが重要な課題となっております。

次に、アクションプランということでございますが、沖縄県食品ロス削減推進計画の進捗状況についてお答えをいたします。

県では、令和4年3月に沖縄県食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減の普及啓発や未利用食品の有効活用の推進等の施策を展開し、具体的な取組を進めております。また、令和5年2月に開催しました県民会議におきまして、消費者・事業者・行政が連携・協働しまして、県民運動として展開するために共同宣言を行うとともに、事業者を対象としたパートナー登録制度を創設したところです。引き続き食品ロス削減推進に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 一方で、沖縄の場合には子供の貧困の問題があって、そういった食品を皆さんたちでシェアをするという動きがある中、やっぱりロスが出

てくるということ、その食品ロスについては、やっぱり家庭で一緒にみんなで考えないといけないということで、（資料を掲示）これ島根県がやっている事業なんですけれども、島根県の江津市というところが、こういった子供たちに向けて食品ロスについて絵画を募集する、標語を募集する、そういう中でこういったカレンダーにしております。こういった毎日目に見える形で、このように目に見える形で食品ロスをみんなで考えようという、こういった本当に生活の中からロスをなくしていこうということをみんなで考えていく、そういう事業の推進、その辺もぜひ検討をお願いいたします。よろしく願いいたします。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○山内 末子さん すみません。あちこち飛びましたが申し訳ありません。

商工労働行政について、まず、県立職業能力開発校の入校者と就職者の実績の推移についてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県立職業能力開発校では、地域産業を支える若年技能者等の育成のため、学卒者、離転職者、在職者及び障害者に対する職業訓練を実施しております。具志川職業能力開発校及び浦添職業能力開発校における入校者数は、令和3年度は297名、令和2年度は319名、令和元年度は323名となっております。また、訓練修了者の就職率は、令和3年度は96.0%、令和2年度は92.4%、令和元年度は93.4%となっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 就職率を聞くと大変いいのかなと思いますけれども、実態としましては、例えばですが、総合実務科の定員では15名が令和2年に9名、そして令和3年に4名、浦添職業能力開発校のエクステリア科が定員10名が令和2年が5名、令和3年が2名と少なくなっているんですね。2名ですよ。こういうような減員が今出ている。この原因がどこにあるのか、そういうことを調べていますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県立職業能力開発校では、平成28年度に沖縄県立職業能力開発校整備基本計画を定めておりますが、そ

の後平成30年度と令和3年度に見直しを行ってございます。

県としましては、今後の県立職業能力開発校の訓練科の設置の在り方につきましては、そのときそのときの社会情勢の変化等を踏まえて、適切に判断していきたいと思っております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん しばらくこれが続いております。一方で女性の自立のための、非正規から正規ということではいろんなところで頑張っておりますが、そういうニーズに合わせたカリキュラムの策定、そのことも、もう見直しも含めて考えたほうがいいのかなと思えますけれども、その計画についてももう一度改めてお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

県立職業能力開発校におきましては、施設や設備投資が必要となる自動車整備、建設機械整備、電気工事、溶接など主にもものづくり分野の訓練を行っているというところでございます。一方、議員がおっしゃるような女性等の求職者のニーズが高いIT、ウェブ、OA経理分野等の訓練は民間での実施が可能であることから、専修学校等の民間教育訓練機関に委託をして実施しているというところでございます。

県としましては、県立職業能力開発校と民間教育訓練機関等の適切な役割分担を図った上で、今後とも効果的な訓練の実施に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 山内末子さん。

○山内 末子さん すみません、最後です。

我が会派の関連質問について、照屋大河議員の勝連分屯地の違法工事に関連いたしまして、保安林の解除なしに自衛隊基地を拡張している疑いが市民団体より指摘をされております。県はその経緯を明らかにし一まあ防衛局は否定をしておりますが、現地立入調査を速やかに行うべきですが、対応を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） お答えいたします。

保安林につきましては、森林法第34条第1項及び第2項で、都道府県知事の許可を受けなければ立木の伐採や開墾等その他の土地の形質を変更する行為をしてはならないとされております。自衛隊勝連分屯地の保安林で森林法違反の疑いが示されていることについて、県としましては、沖縄防衛局と調整の上、速やか

に現地調査が行われるよう取り組むとともに、経緯等明らかにしてまいります。

以上でございます。

○山内 末子さん ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

会派おきなわ南風、仲宗根悟です。

同僚がユンタンジャムニーシ 話ウンヌキティ トゥラサンナーと言うもんだから、チューヤ シコーテー ネービラングトゥ、御勘弁ください。お願いします。

ユンタンジャムニーシー ヨースグトゥ。ごめんなさい。ヌブシティ ネーランムン。

改めまして、会派おきなわ南風、仲宗根悟です。

一般質問を行いたいと思います。

知事の政治姿勢について、まずお尋ねをしたいと思います。

2023年度一般会計予算案について知事は、自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現を目指すとして強調しております。今回の予算編成に当たってのま

ず特徴を伺いたいというふうに思います。次に、知事の国連演説についてでありますけれども、どのような場で何を訴え、そしてどのような効果があるのか伺います。

(3)番目は、防衛体制強化を盛り込んだ3文書の決定と南西諸島の自衛隊配備強化を打ち出した政府方針に対する県の受け止めを伺いたいと思います。

最後は、マスコミの県内世論調査の結果、敵基地反撃能力の保有に対して55.6%が反対とし、防衛力強化のための増税不支持が74%の結果についての県の受け止めを伺いたいと思います。

大項目2番は、医療福祉行政についてであります。

県立八重山病院長や幹部の辞職は石垣市、そして病院事業局のこれまでの対応に関する不満の積み重ねとされていますけれども、この事態を知事はどのように受け止めていらっしゃるのか伺いたいと思います。

(2)番目が、米国防省が米軍病院の在日米軍属とその家族の利用を制限し、基地外の民間医療機関を奨励しているとしております。県内の医療体制に影響を与え

るとしてはありますが、どのように県は捉えているのか伺いたいと思います。

子育て支援拠点、子育て支援センターの認定こども園への移転などで廃止の動きが県内で見られているとのこと。親にとって圧倒的に利用しやすい支援センターを廃止し園に負担をかけることは、園・親双方に負担を強いることになるとして廃止の撤回を求める声があります。県として指導することはできないのかどうか伺いたいと思います。

(4)番目は、健康長寿の取組についてでありますけれども、このほうは随分いろんな方々から質問がありますけれども、どうぞ真摯にお答えをいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

3番目は、教育行政についてでありますけれども、県教職員の精神疾患による病休者が増加しているということでもありますけれども、県当局の対応、そして今後の対策について伺います。

本県の教職員は臨時職員が多く、そのため、本務教諭に業務が偏り多忙を極め、病休者を発生させている現状であるとしています。本務採用を拡大すべきで、その際、経験者が入りやすいような制度にするべきだというような指摘がありますけれども、県の見解を伺いたいと思います。

(3)番目は、沖縄の歴史教育の充実を図ることについてでありますけれども、お願ひをいたします。

観光振興について。

コロナ禍の下で人材不足の観光業界を支援しようと、観光人材確保支援事業に取り組むとしております。事業の内容とその効果について伺いたいと思います。

今後のコロナ禍の動向を見据え、規制緩和が進むと観光産業にどのような期待を寄せ、どのような形の支援体制で臨むか伺いたいというふうに思います。

最後は、基地問題であります。

米軍嘉手納飛行場に昨年11月から暫定配備のF16戦闘機及びF22ステルス戦闘機に加えて、岩国所属のF35Bステルス戦闘機などの外来機の飛来により、騒音発生回数が1月だけで2万回を超えたと。周辺住民は騒音の異常さに怒り心頭であります。県の対応と対策について伺いたいと思います。

(2)、浦添市のキャンプ・キンザー内の土壌汚染が明らかになりました。これまでも恩納通信施設や北谷町桑江、沖縄市サッカー場、読谷補助飛行場などの米軍基地の跡地、地中からPCBやダイオキシン類などの有害物質が出土したことを踏まえると、米軍の基地使用に当たって有害物質が埋却されている蓋然性は高

いと思います。米国情報自由法(FOIA)など、あらゆるネットワークを駆使して情報収集に努め実態を把握すべきと考えますけれども、県の対応を伺いたいと思います。

我が会派の代表質問との関連については、割愛したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 仲宗根悟議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、令和5年度予算の特徴についてお答えいたします。

令和5年度は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の取組を加速させ、誇りある豊かな沖縄の未来につなげていく重要な年であります。また3年余のコロナ感染症の影響を乗り越え、しっかりスタートすることが県民に大きく期待されているものと受け止めています。このため、令和5年度予算については、「県民の命と暮らしを守る感染症対策と県経済の再生」などを柱とする6つの重点テーマを踏まえつつ、沖縄振興予算に加え各省計上予算、より地方財政措置の有利な県債等の積極的な活用を図ったところであり、過去最高額となる約8614億円を計上したところです。私は、平和で誇りある豊かさ新時代沖縄をさらにその先へ進めていくため、各種施策の推進に全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 嘉数 登君登壇]

○知事公室長(嘉数 登君) 1、知事の政治姿勢についての(2)、知事の国連演説についてお答えいたします。

県は、国連や国際社会に対し、沖縄の基地負担の現状、辺野古新基地建設に反対する理由や基地から派生する諸問題の解決の必要性などを幅広く発信することにより、辺野古新基地建設問題や米軍基地に関連する課題等の解決の糸口にしたいと考えております。現在、問題解決に向けて、どのような場で発信することが有効であるか等について検討しているところです。なお、実施した場合は、各国の代表やNGO等多くの方々へ沖縄が置かれている状況を伝え、各国のメディアにおいて報道されることで効果的な情報発信が期待できると考えております。

同じく1の(3)、防衛力強化への受け止めについてお答えいたします。

いわゆる安保関連3文書においては、日本が「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している」とした上で、反撃能力の保有を含め、防衛力を抜本的に強化すると記述されたほか、南西地域への配備強化等、沖縄における防衛力強化に関連する記述も多数見られます。また、平和国家として、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならないとの基本方針は今後も変わらない旨が記述されております。しかしながら、反撃能力の保有については、憲法第9条の趣旨への政府見解との問題のほか、国際法で禁止された先制攻撃となるおそれや、従来の専守防衛方針との整合性等の課題が指摘されております。これらのことを含め、国においては、国会の場で十分に議論し、課題や方向性について国民に丁寧な説明を行っていただきたいと考えております。

同じく1の(4)、安保関連3文書に係る世論調査についてお答えいたします。

報道によると、本年1月下旬に実施された県民を対象とした世論調査において、反撃能力の保有に反対、防衛力強化のための増税への不支持が過半数を占めたことは承知しております。また、報道機関が県内41市町村長を対象に行った安保関連3文書に関するアンケートでは、敵基地攻撃能力を有するミサイル部隊を受け入れると回答した首長はおらず、受け入れられないが約48%だったとしております。

県としては、これらの世論調査の結果は、県民の間に不満や懸念が表れているものと考えており、国において、県民に対し防衛力強化及び増税の必要性について丁寧に説明すべきであると考えております。

次に5、基地問題についての(1)、嘉手納飛行場の騒音への対応についてお答えいたします。

嘉手納飛行場周辺については、F35Bなどの外来機が相次いで飛来しており、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ず、県として、あらゆる機会を通じ、航空機騒音をはじめとした負担軽減を日米両政府に対して粘り強く働きかけてきたところです。こうした中、昨年11月から同飛行場へF22戦闘機等の暫定配備が始まり、配備前後の騒音測定結果を比較したところ、オンライン測定局15地点全てで、騒音レベル及び騒音発生回数が増加しております。

県としては、F22戦闘機等の暫定配備等について、引き続き情報収集を行うとともに、三連協とも連携し、日米両政府に対し地元が負担軽減を実感できる取組を求めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 病院事業局長。

[病院事業局長 我那覇 仁君登壇]

○病院事業局長(我那覇 仁君) 2、医療福祉行政についての御質問の中の(1)、八重山病院幹部の退職についてお答えいたします。

八重山病院においては、副院長が一身上の都合により退職し、院長については要望等に対する病院事業局の対応に不満があるとして3月末日で退職予定となっております。要望事項については、可能な限り実現に努めているところですが、案件によっては時間を要するものや実現困難なものもあります。

病院事業局としては、このような事態を重く受け止めており、これまで以上に病院現場に赴き、意見交換や説明を行うなど丁寧に対応してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 糸数 公君登壇]

○保健医療部長(糸数 公君) 2、医療福祉行政についての(2)、在日米軍軍属等による医療体制への影響についてお答えします。

在日米軍の軍属やその家族が県内の医療機関を受診するに当たっては、言語や医療費の支払い手続等が課題となります。現時点では、県内医療機関において在日米軍軍属等の受診が増えているとの情報は確認できておりませんが、県としましては、今後の米軍の動向を注視しつつ、関係機関と連携し、適切に対応してまいります。

同じく2の(4)、健康長寿の取組についてお答えします。

健康長寿おきなわの復活に向けては、優先度が高く、かつ効果が大きい特定健診・がん検診の受診率の向上、肥満の改善、アルコール対策を重点的に取り組んできたところです。本県の平均寿命は延伸しているものの、20歳から64歳の働き盛り世代において、年齢調整死亡率が全国に比べて高いことが全国順位を下げる要因となっております。この世代に対する対策が重要であり、その一環として企業等が従業員の健康づくりに取り組む健康経営を推進しております。

県としましては、これまでの対策を検証しつつ、引き続き、健康長寿おきなわ復活に向けて官民一体となって取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 宮平道子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(宮平道子さん) 2、医療福祉行政についての御質問の中の(3)、地域子育て支援拠点事業についてお答えいたします。

認定こども園が実施する子育て支援事業と地域子育て支援拠点事業とは、定義の一部が類似しているものの、相互に独立した事業です。県では、地域の子育て支援体制の充実を図る観点から、実施する拠点の増加を目指し、引き続き、市町村の取組を支援してまいります。なお、地域子育て支援拠点事業は、地域のニーズや実情等を総合的に勘案し、市町村において主体的に実施されています。県では、方針の決定に当たっては、地域において十分に議論を行うとともに、事業者や利用者に対し、丁寧に説明を行うよう助言しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 半嶺 満君登壇〕

○教育長（半嶺 満君） 3、教育行政についての(1)、教職員の精神疾患による病休者への対応等についてお答えいたします。

県教育委員会では、県立学校教職員に対するメンタルヘルス対策として、ストレスチェックなどの予防事業や保健スタッフや公認心理師等による相談事業、保健スタッフ等による病状把握などの療養及び復職等支援などを行っており、引き続き推進してまいります。また、令和5年4月に働き方改革推進課を設置し、学校における業務改善による負担軽減を推進することにより、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の確保に努めてまいります。

同じく(2)、教職員の正規採用の拡大等についてお答えいたします。

教職員の正規採用の拡大につきましては、教員採用試験の制度改革等に取り組んでいるところであり、令和5年度は新規採用予定者数を大幅に増やしております。また平成27年度実施試験から臨時的任用教諭等の経験を一定期間以上有する方を対象に、第一次試験の一部を免除しており、さらに来年度実施試験では必要な経験年数の短縮を行うこととしております。

同じく(3)、沖縄の歴史教育についてお答えいたします。

琉球・沖縄の歴史教育につきましては、小中学校では、社会科等の授業で、琉球王国の成立、廃藩置県、沖縄戦、復帰前後などの琉球・沖縄の歴史学習に取り組んでおります。高等学校では、全ての高校生が学ぶこととなっている歴史総合で、琉球・沖縄の歴史が取り扱われており、教科研修会や授業研究会等において、指導方法の研究・改善に取り組んでいるところで

県教育委員会としましては、引き続き、地域や学校

の実態と発達段階に応じた、琉球・沖縄の歴史教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 4、観光振興についての(1)、観光人材確保支援事業の事業内容と効果についてお答えします。

観光人材確保支援事業では、従業員の労働環境を改善し、人材の確保・定着を図るため、観光事業者の生産性向上に資する取組を支援することとしております。また、県内宿泊施設、観光施設等における職場訓練や観光業界に特化した就職説明会の開催を通じて、観光事業者と求職者とのマッチング機会を創出するとともに、観光現場における様々な取組を伝える広報、就職イベントの周知に取り組むこととしております。本事業の実施により、観光業界の持続的発展につながる人材の確保・定着を図ってまいります。

同じく4の(2)、今後の観光産業の振興についてお答えします。

現在、入域観光客数は回復傾向にあり、今後の規制緩和等により、沖縄への旅行マインドがさらに高まることが想定されます。今後の需要回復により、これまでと同様に観光産業はリーディング産業として沖縄経済を牽引していくことが期待されます。県ではこれまでも、観光業界との意見交換会を実施した上で、需要喚起策や経営支援策を実施してきたところであります。今後も観光業界と緊密に連携しながら、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向け、多彩かつ質の高い観光の推進、沖縄のソフトパワーを生かしたツーリズムの推進、観光人材の育成・確保などに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 金城 賢君登壇〕

○環境部長（金城 賢君） 5、基地問題についての(2)、米国情報自由法（FOIA）を使った情報収集についてお答えいたします。

米軍基地においては、油流出事故や返還跡地等における土壌汚染、埋設廃棄物の存在などが環境保全上大きな課題となっております。また、国内法令で規制されない米軍基地特有の有害物質による汚染も懸念されております。県では、米軍基地に起因する環境問題に迅速かつ適切に対処するため、環境関連事故、有害物質の管理状況などの米軍施設に関する情報収集を行い、米軍基地環境カルテを作成し、公表しておりま

す。

県としましては、基地内の環境汚染に関し、米情報公開法（FOIA）を使って米国側に情報の提供を求めると、引き続き基地環境に関する情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 よろしく願いをいたします。

知事の2023年度、これからの県政運営しっかりと頑張っていくんだというような決意でありますけれども、予算案に関してはこれから私たちもしっかりと審査を行ってまいりますので、ぜひまたどうぞこの1年頑張っていたきたいというふうに思います。

この辺まで来ると、質問事項が結構かぶっていますので、再質問のほうはエールを送りながら短く行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

知事の政治姿勢の中の、防衛体制に盛り込んだこの3文書の件で、先島、奄美から沖縄、そして宮古、八重山、与那国含めて、防衛体制を強化していくんだというような内容のこの防衛省の発表ではあるんですけども、こちらもずっと今回の議会を通して沖縄を二度と戦場にしてはいけないんだというようなことで、皆さんもこういう質問をされていると思います。実は与那国に自衛隊が配備されてやがて6年か7年になるんだと思いますけれども、誘致活動がその2年前か3年前に起こったというお話がありまして、そのときにしっかりと島の発展につながるんだと。そして、人口も増えるんだということで一生懸命誘致活動に精を出した方々がインタビューに答えて、こういうふうなお話をされているんです。あの頃やはり島でも二分して、自衛隊基地が来ると米軍と一緒に訓練基地として使われるんじゃないかという懸念。いろいろまたいろんな——何ていうんでしょうか、バージョンアップするんじゃないのかというような話が当時もあったようです。ところがやはり誘致側からしますと、いやいや米軍が来たら私たちも反対しますよと。しっかりここは沿岸警備、そして国境警備の自衛隊に守っていただけるんだから、その方々にしっかりと役割を果たしていただきましょうよというところを訴えて、誘致活動に一生懸命励んだという方、これが最近のお話から来ると、米軍が演習に来たじゃないか、あるいは人口が多くなるって言われているけれどもそうでもなかったと。学校にも何名かしか増えなかったよというような話。経済はというと、全然あの頃と変わった様子はないよというようなお話をされている方がいらっしやいました。非常に特殊なお話だなとい

うように思いました。やはりミサイル基地となると、私たちだってあの頃言われていたこととはもう約束が違うし、話が違うんだというような内容で島が相当なこと議論が今沸騰しているんだというような内容でした。

そうしますと、やはり一番危ないのは——危ないといいいましょか、そういう後出しじゃんけんみたいに、一旦誘致してしまったときに、次から次へと時代が変わりました、こういう装備が必要なんです、これがこうなんですというような言い方をされると非常に島も不安だし、私たち沖縄県民だって不安だということなんです。そのことをしっかりと意見も通して私たちも発信をしていきたいなというふうに思っているんですけども、所信表明でも述べられましたが、知事、改めてそういう状況を鑑みて、それからその話を聞いて改めて発信していく決意、ぜひお願いをしたいんですが。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員のお話のとおり、当初の基地の配備計画、あるいは運用計画がその時代の趨勢によって当初の住民合意とは違う形で実行されていく、それはある意味、国としての責任はもっと地域住民に対して真摯な説明を重ねていって、本当の理解を得たいという姿勢を示すことが肝要であるというように思います。しかし残念ながら、この与那国の配備のその今の議員のお話もありますし、またオスプレイの配備は聞いていないという——僅か数か月後にはその配備が決定したという文書1枚で強行されるという、そういうような姿勢であれば、国民の安全保障体制に対する信頼はなかなか十分に得られないのではないかと。かねてから指摘されているとおりです。ですから本当に国民の安全を守るのであれば、そのような計画ありき、スケジュールありきの配備計画ではなく、常日頃から不断の平和構築のための対話の努力をするべきであるということ、これからは政府に対してしっかりと求め続けていかなければならないのではないかと。このように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 これまでの防衛省の計画そのものというのは、中国を念頭に置いた防衛計画だというようなことなんですけれども、私たち沖縄県も古くから、いにしへの時代から東南アジア諸国とは非常に信頼関係を培いながら交易をしてきたという歴史があるわけです。これまで積み重ねてきた、先ほど山内議員も言っておりましたけれども、北京事務所を仲井眞県政のときにつくられたと。副知事だった高良さんも訪中

をしていると。そして翁長知事も訪中をされた。デニー知事も2019年には行かれていると。その結果が観光客も増えるとか、あるいは沖縄県と貿易も盛んになってきて、2019年には147億円も沖縄県は輸出をしている間柄の構築はしてきたという関係で、このミサイル基地を配備することによって、この信頼関係が揺らぎはしないのかというような懸念が私自身あるものですから、中国とこれまで築いてきた部分というのは、ぜひもう一度アピールできるような体制を整えていただきたいというようなこともあります。

さすがにおとといの金城勉さんの話にもありましたとおり、最大の交易国は台湾だって中国なんですよね。日本もしかりなんです。今もうアメリカを抜いて一番の交易国が中国なんですよね。私たちの身の回りのその生活用品見ていると、中国製、メイド・イン・チャイナというのあふれているぐらい、お互いの国対、中国の国対、私たち日本の交易というのはそれだけ盛んだということです。切っても切れないビジネスパートナーなんだというような位置を占めているんだというふうに思うんですけども、その辺も含めてこれからもぜひ続けていって——こういう平和的な、そして交易も続けていけるような構築をぜひお願いしたい。またやるべきだというふうに私自身も思っています。さすがに抑止力だということやると、本当に信頼関係が揺らぎかねないんじゃないのかなという心配があるんですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

議員からありましたように、県は北京などアジア地域に6つの海外事務所を設置しております。そこでは観光誘客、県内企業の海外展開等の支援を行っておりますけれども、またこうした観光・物流だけではなくて、保健医療、それから教育などの様々な分野における国際交流にこれまでも取り組んできております。こうしたノウハウを活用しながら、これから地域外交室を設置しまして、商工労働部、文化観光スポーツ部、関係部局と連携しまして、なお一層こういった取組を展開していきたいと。相互発展に資するような取組をしていきたいということと、やはりしかるべきタイミングで知事が直接訪問をして交流を図るということは非常に大事だと思っておりますので、ぜひその辺は知事とも相談して進めていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 これまで築いてきたお互いの信頼関

係、ぜひ構築できるように努力、頑張っていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

さて、どうでしょうか。歴史教育の充実を図る件なんですけれども、高等学校、中学校でもしっかりと学べるカリキュラムを組んでいるというような内容で非常に安心しましたが、実は大学の先生、琉大の先生から、非常に心配なお話をいただきました。その先生のお話ですと、琉球史の教員がいらっちゃって、その退職後、不補充。さらにはそのポストが、教授会、圧倒的多数で削減をされたんだと。琉球史を教える先生を養成するカリキュラムが絶たれてしまっているというような内容で、沖縄はその琉球の歴史を教えられる先生を養成する大学の授業がなくなっているんだと。それを組もうとしても教授会の中で否決されてなくなっているんだと。それは本土の皆さんの先生方が、もう薄れてきていてなかなか琉球史というものに関心を示していないんだというようなお話でした。それで非常に心配になりまして、琉球史を教えられる先生方を養成できないんだったら、各学校に先生として赴任しても琉球史を学んでいないわけだから、さあ子供たちにこの琉球史を教えられるのかなというふうに思っています。それこそ、高等学校や中学校では——もう琉球大学がそういうことであるのであれば、なおさらそういうことは大事な一つのテーマとして、ぜひ頑張ってくださいというふうに思っているんですけどいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） この琉球・沖縄の歴史をしっかりと指導していく教職員の指導力の向上、重要であると思っております。そのために、例えば取組としましては、教育庁内にいる担当の指導主事、あるいは総合教育センターの指導主事等が連携しまして、各学校の教員も含めて、この指導案、モデルとなる指導案を今作成中であります。そういったモデル案をつくりまして、各学校にまたこの周知をしまして、研修しまして、多くの先生方がそれを活用して授業が実践できるように、そういった取組も実施をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 安心しました。ぜひよろしくお願いいたします。

最後に基地問題なんですけれども、嘉手納飛行場、そして普天間もそうなんです、外来機の飛来による訓練飛行の騒音、恒常的な騒音そして排ガス、もう毎日のように悩まされ、精神的にも肉体的にも健康被害

があるんだということを、それぞれの裁判の中でも立証されて裁判結果が出たわけです。その上で、この上を外来機が飛来して、周辺の皆さんは殺人的な爆音だというような表現をしているんですよね。そういう爆音被害、どうぞなくすような努力を、惜しみない努力をぜひお願いをしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

最後になりますけれども、環境部長、キンザーの土壤汚染が明らかになったというのはタイムスの報道だったんですが、そのタイムスと関わりがあるのか、ジョン・ミッチェルさんという報道記者かな——方が調べ上げて、幾つも沖縄に関する基地の環境汚染ですとか、いろいろ調べ上げている本があったときに、これ中身読ませていただきましたら、非常におぞましい内容が書かれているんですよ。この中に書いてあるのが、「70年以上にわたって米軍基地は放射性廃棄物、枯れ葉剤、劣化ウラン、PCB、そしてヒ素などの有害物質で日本を汚染してきた」と。そしてその「毒物が河川、海、土壌を汚し、米軍兵士や軍雇用員、そして周辺住民の健康を害して」きましたということです。そして「なかでも沖縄は、米軍基地の負担が集中する最大の被害地」であります。「米軍は自らの環境汚染、すなわち米軍公害に関する情報を、自軍の兵士にも日本政府にも隠し続けてきた」というふうに言っているんです。もう中を見てみたら、非常に怖い話ばかり書かれています。先ほどありましたように、この情報を集めていただいて、こういうのが今使われている状況の中でも、実は退役兵士が、皆さんの観光地で立っている地下にはそういった埋設物がいっぱいあるんだというような証言さえあるんですよ。非常に怖い話だなと思います。

ぜひ公室長、この情報収集に当たっては、しっかりワシントン事務所あたりもバージョンアップをしながら、そういった情報を——2通りあるんだと彼は言っているんですよ。そういったアメリカも提供できるような情報を得ること。そしてあるいは現役、退役軍人そして軍雇用員、皆さんのこの内部告発も非常に有効な調べる手だてだと。これを基にやはり私たちは断ち切れないこの地位協定の壁の厚さを取っ払う一つの方法になるんじゃないのかなと、その手がかりになるんじゃないのかなというふうに私自身思っていますので、ぜひ情報収集ですとかこういった活用も含めてお願いをしたいなというふうに思いますが、最後にいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この基地が要因とされる環

境汚染問題、騒音問題については、日頃から多くの方々が不安と懸念を払拭できずにいるという状況が続いています。我々もそのような情報収集にしっかりと努めつつ、米軍基地に起因する環境問題に迅速かつ適切に対応するため、環境関連事項、有害物質の管理状況などの米軍施設におけるその状況をしっかりと精査し、いろいろな方々と協力をして政府、米軍にその解決を求めるようしっかりと行動したいと思います。ありがとうございます。

○仲宗根 悟君 よろしくをお願いします。ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時14分休憩

午後4時14分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○國仲 昌二君 皆さん、こんにちは。

宮古島市選出、会派立憲おきなわ、國仲昌二です。

まずは、宮古の方言、ミャークフツで御挨拶いたします。

シーナ ゴーカー ウランマ 皆さん、御機嫌いかがでしょうか。本日、私6番目です。ブガリーブガリ ウズパズヤースガ 大変お疲れだとは思いますが、バガ パナスマイ ツキフィーサマチヨー 私の質問にもお付き合いよろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。

1、令和5年度当初予算案について伺います。

知事は、施政方針の第1、県政運営に取り組む決意と、第2、沖縄を取り巻く現状の認識の中で、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成をうたっております。

(1)、施政方針で示した平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成に取り組むための予算計上・事業についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

県では、令和4年度から沖縄の平和を希求する心や歴史的・地理的特性を生かして、アジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成に寄与することを目的とするアジア太平洋地域平和連携推進事業を実施しております。令和5年度は、対象国を拡大して、平和的な外交・対話による緊張緩和の重要性を改めて確認しつつ、相手国・地域の実情に応じたテーマや分野における連携、協力の具体化を図ることとしており、経費としては、令和5年度予算案に2677万8000円を計上していると

ころです。事業実施に当たっては、新たに設置する地域外交室で策定します沖縄県地域外交基本方針（仮称）も踏まえつつ、関連部局と連携して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 それでは、次に行きます。

離島・過疎地域においては、急速に進む人口減少あるいは少子高齢化による経済の停滞など、深刻な課題が山積しております。

(2)、離島・過疎地域の振興に取り組むための予算計上・事業について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

令和5年度当初予算における離島・過疎地域振興の主な事業でございますが、新規事業といたしまして、離島航空路チャーター運航支援事業が7900万円、離島航路船員確保・育成支援事業が1200万円、看護師等誘致支援事業が1300万円、へき地医療拠点病院運営事業が900万円等となっております。また、継続事業ですけれども、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業が26億6000万円、石油製品輸送費等補助事業費が9億4000万円、沖縄離島体験・デジタル交流促進事業が1億8000万円、農林水産物条件不利性解消事業が21億7000万円、大東地区情報通信基盤整備推進事業が14億4000万円等となっております。

県としましては、離島・過疎地域の振興を最重要課題と位置づけまして、引き続き定住条件の整備と地域の特色を生かした産業の振興に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 次に行きます。

教育行政においては、教員の労働環境の悪化、長期の病気休暇、教員不足問題等、早急に取り組まなければならない課題が山積しております。教育関係予算の主な予算計上・事業について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

教育委員会においては、継続事業であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等配置事業、バス通学費等支援事業、国際性に富む人材育成事業等に要する経費を計上するとともに、新規事業として、公立学校教職員メンタルヘルス対策に関する調査研究事業や、学校給食費支援事業等に要する経費を計上しているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 私は予算案の平和外交、離島・僻地それから教育に絞って質問しましたが、予算は行政の設計書と言われます。令和5年度も知事を先頭に予算計上した事業目的の達成に全力で取り組むようお願いいたします。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時20分休憩

午後4時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○國仲 昌二君 続きまして3、沖縄県農作物種苗生産条例について伺います。

先日、種子法廃止と農業競争力強化支援法、そして改正種苗法についての勉強会に参加して多くの課題や問題点を学びました。日本は既に種がつかれない国になっていて、種のほとんどを海外依存して、海外からの種が止まれば大変なことになるということです。また、種子法廃止から種苗法改正までの流れによって、公の種の知見を民間に提供することが促進されて食の安全、食料の安全保障、農家の負担増など不安要素が数多くあります。都道府県では、地域の在来種を守ろうという動きが出てきて、沖縄県でも沖縄県農作物種苗生産条例が制定されて施行されていますが、ただこの条例では不十分だという指摘がありますので、質問いたします。

(1)、条例では、良質、優良な種苗について言及はありますが、多様性についての言及がないという指摘があります。この多様性についての見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 県の種苗条例における多様性の考え方についてお答えいたします。

沖縄県農作物種苗生産条例においては、本県の伝統的な食文化に密接な関係があり、長年にわたって栽培されているものとして伝統的農作物が定義されております。この伝統的農作物には、在来種など多様な種類が対象となっており、同条例には、種苗の継承及び保存並びに活用に関する施策が規定されております。

県としましては、本県の気候・風土に適し、地域で継承されてきた貴重な遺伝資源である伝統的農作物について、今後とも種苗の継承及び保存を推進してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 ですから、多様性ですね。伝統的なものは全てが良質、優良だけではないということで、全てそうじゃないものもあるということでのこの多様

性が未来の生存を保障して、農業生産多様性というのが鍵を握るというふうな指摘がありますので、ぜひこの多様性についても条例に反映させていただくようお願いいたします。

次行きます。

(2)、民間企業から知見の提供の要求があった場合、沖縄県農作物種苗審議会の意見を聴いて知事が判断するとしておりますが、県議会も関わる必要のあるのではないかと指摘があります。見解を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) お答えいたします。

民間事業者等から、県が有する知見等の提供依頼を受けた場合には、沖縄県農作物種苗審議会の意見を聴いて知事が判断することとしております。当該審議会委員の調査審議が十分に行われるよう、具体的な知見等の詳細や相手先の考え方、提供後に想定されるリスク等について、丁寧に説明することで、適切な判断ができるものというふうに考えております。

県としましては、知見等の提供については、審議会の意見を参考に慎重に判断しまして、本県農業の振興に資するよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 次に行きます。

(3)、沖縄県農作物種苗審議会について、委員の構成やその権限についての規定が必要ではないかという指摘がありますけれども、見解を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 審議会委員の権限等についてお答えいたします。

沖縄県農作物種苗審議会委員は、沖縄県農作物種苗生産条例第10条に規定されている「学識経験を有する者、関係団体の役員又は職員、関係行政機関の職員その他知事が適当と認める者」として、生産者代表及び消費者代表にて構成されております。また、当該審議会は沖縄県行政組織規則第241条に「知見等の提供に関する事項について、知事の諮問に応じて調査審議すること」と規定されております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 この指摘は、例えば種取り農家、有機農家、シードバンク、食文化の担い手、消費者等も委員として参加できるように配慮した条例にしてほしいということなので、ぜひそれについてもお願いしたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時25分休憩

午後4時26分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○國仲 昌二君 次は4、宮古地域の課題について伺います。

(1)、下地島空港周辺跡地利活用事業についてです。

令和6年3月までに耕作地を返還するよう確約書の提出を求めたということですが、確約書を求めた農家数、それと確約書を提出した農家数を教えてください。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 確約書の提出を求めた県有地における無償耕作者数は、156名でございます。そのうち、確約書の提出者数は、2月時点で48名となっております。

○議長(赤嶺 昇君) 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 令和6年3月までに耕作地を返還させるということですが、この事業というのはまだ決定したわけではないんですね。ですから、もし耕作地が返還された後にこの事業が取りやめになった場合、この耕作地はどうすると考えていますか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 条件協議が調わない場合ということだと思いますけれども、まず明渡しを受けた無償耕作地については、所有者である沖縄県において管理することになりますけれども、まずは基本合意の締結に向けて利活用候補事業者と条件協議を進めていくことが重要だと考えております。事業用地の管理については、今後、協議を進めながら対応を検討していきたいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 今後の進め方についてですが、前の議会では段階的な返還というものも検討するというような答弁がありました。

そこでイ、耕作者との話し合い等、今後の進め方について伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 県有地の無償耕作者に対しましては、引き続き宮古島市と連携して説明会等を開催し、利活用事業の県有地の明渡しについて、丁寧に説明し理解を求めてまいります。また、無償耕作者から要望のある段階的な明渡しにつきましては、事業箇所やスケジュール等について、第3期の利活用

候補事業者と協議を行った上で、検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 事業を進める側の県と耕作者側、それぞれ立場はあると思いますが、お互いが理解を深めてしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

次ウ、1社のみの大規模なリゾート計画について、宮古島市が疑問視していることについて見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 利活用候補事業の選定等の検討を行う下地島空港及び周辺用地の利活用促進事業検討委員会では、地元宮古島市の副市長を委員に含めて検討を行っているところでございます。当該リゾート開発につきましては、様々な課題はございますが、候補事業者の実施計画について、今後、検討委員会において意見を伺うこととなっております。利活用事業に係る課題等については、引き続き、宮古島市と連携を密にして調整を図り、候補事業者と協議することとしております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 資料によりますと、この1社で行う事業面積が279ヘクタール。東京ドームの50倍以上といえます。下地島にあるゴルフ場の10倍以上という広大な面積。1社でこれだけ大規模な事業をやることに加えて、水やごみ、景観などの課題を議論せずに進めていることに、いかがなものかというのが宮古島市が議会で示した見解なんです。先ほどあったように事業が取りやめになった場合どうするかいろいろと課題があると思いますので、どうかしっかり宮古島市と調整して進めていただきたいというふうに思います。

次(2)、農振除外の考え方について伺います。

宮古島市の農業振興地域計画の変更について、時間がかかり過ぎているのではという声があります。

ア、宮古島市に係る農振除外の進捗について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） お答えいたします。

宮古島農業振興地域整備計画の変更については、2月10日に宮古島市より県宛てに事前協議申出書の提出がありまして、現在、関係各課への意見照会を行っているところであります。

県としましては、農振法や当該制度のガイドライン

に基づきまして、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 できるだけ速やかに進めていただくようお願いいたします。

次行きます。

イ、国のガイドラインそれから県の同意基準の中の市町村が判断するということについての考え方を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 市町村判断についての考え方をお答えいたします。

市町村は農振法に基づきまして、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施する目的で農用地区域を設定しております。農振除外における市町村の判断について、県は予備調整や事前協議において農振法第13条第2項に定める除外の5要件を満たしているか、確認を行っているところでございます。

県としましては、市町村と連携して農振法や当該制度のガイドラインに従い、同意基準に沿った適切な運用となるように取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 国のガイドラインでも県の同意基準でも、農用地区域から除外する必要があるかどうかは市町村が判断するという事になっているので、今部長が考えを示したことを市町村としっかり意見交換して、共通認識を持っていただきたいということをお願いしたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時33分休憩

午後4時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○國仲 昌二君 次に(3)、小・中・高生の派遣費の保護者負担と格差是正について。

離島の保護者は、子供たちの派遣費負担が本島と比較してかなり重くなります。

ア、離島の保護者負担軽減の措置はできないか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（半嶺 満君） お答えします。

県教育委員会では、これまで中体連・高体連・特体連主催の県大会、九州大会、全国大会に参加する離島の中高校生に対して、派遣費を補助しております。例

例えば、令和3年度の宮古島市の中学校においては、県大会で県から6000円、市から9020円の計1万5020円の補助があります。

県教育委員会では、経済的事情により、子供たちの可能性が狭められることがあってはならないと考えており、今後とも、派遣費の補助を継続し、離島地域の生徒の負担軽減が図られるよう努めてまいります。

○**國仲 昌二君** 休憩。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 休憩いたします。

午後4時34分休憩

午後4時34分再開

○**議長 (赤嶺 昇君)** 再開いたします。

○**國仲 昌二君** 市や県から補助金が出るのは分かっていますけれども、今の現状では格差是正になりません、解消になりませんので、しっかり——そこで次に行くんですが、軽減措置に代わって、あるいは加えて、離島割の学生割の導入はできないのか伺います。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 企画部長。

○**企画部長 (儀間秀樹君)** お答えいたします。

県では、離島住民の定住条件の整備を図るため、船賃及び航空運賃を低減する事業によりまして、離島住民等を対象に離島割として、船賃では約3割から約7割、そして航空運賃では約4割の負担軽減を実施しております。さらに、航空路において、高校がない町村においては、さらなる負担軽減の観点から、離島出身高校生について、航空運賃の約5割の低減を実施しております。離島割の学生割、これの導入等の割引運賃の新設及び同事業の適用につきましては、航空会社の運賃種別設定、これの在り方等も踏まえ、検討する必要があると考えております。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 國仲昌二君。

○**國仲 昌二君** いろいろ課題はあると聞いておりますけれども、県全体で派遣費の保護者負担の格差是正に取り組んでいただくようお願いいたします。

次行きます。

(4)、宮古空港の機能拡充について。

観光客等の来島がコロナ禍前に戻った感のある宮古空港は、大勢の人で混雑しています。貨物の取扱量もかなり増えていて、機能の拡充、施設の拡張が求められます。

そこで伺います。

ア、駐機場の拡張について伺います。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 土木建築部長。

○**土木建築部長 (島袋善明君)** 宮古空港では、就航便数の増加に対応するため、平成29年度から令和元年度にかけ駐機場の拡張整備を行い、令和2年度に供

用しております。コロナ禍で便数が減少していましたが、現在は、便数が増加傾向にあることから、駐機場拡張の必要性については、検討課題であると認識しております。

県としては、引き続き、空港機能の向上に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 國仲昌二君。

○**國仲 昌二君** それでは今度はイ、貨物ターミナルの拡張について伺います。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 土木建築部長。

○**土木建築部長 (島袋善明君)** 宮古空港の貨物ターミナル地区は、貨物量の増加に伴い、貨物車両の駐車スペース確保が検討課題であると認識しております。当該課題については、貨物ターミナル地区の運営を行っている宮古空港ターミナル株式会社と十分意見交換を行っているところであります。

県としては、引き続き、空港機能の向上に取り組んでいきたいと考えております。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 國仲昌二君。

○**國仲 昌二君** それでは次、一般駐車場の拡張について伺います。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 土木建築部長。

○**土木建築部長 (島袋善明君)** 宮古空港の一般駐車場は、利用者数の増加に対応するため、令和元年度から令和3年度にかけ駐車場の拡張整備を行い、駐車台数を396台から128台増加し、524台として、令和4年度に供用しております。従業員用駐車台数の確保や今後の利用者数の増加も予想されることから、駐車場拡張は検討課題であると認識しております。当該課題については、宮古空港ターミナル株式会社と意見交換を行っているところでございます。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 國仲昌二君。

○**國仲 昌二君** 3つともその必要性は感じているということなので、先日、基準を満たせば平行誘導路の設置は可能という答弁もありましたので、ぜひ県として宮古空港の機能拡充に取り組んでいただきたいと思っております。

休憩をお願いします。

○**議長 (赤嶺 昇君)** 休憩いたします。

午後4時39分休憩

午後4時39分再開

○**議長 (赤嶺 昇君)** 再開いたします。

○**國仲 昌二君** それでは2、南西地域の防衛力(軍事力)強化について伺います。

(1)、安保関連3文書について。

昨年末に安保関連3文書が閣議決定されました。国会でも議論することなく、国民的な議論もなく、拙速感が否めない非常に問題ある決定であると考えます。

そこで質問します。

国家安全保障戦略で、反撃能力を保有する必要がある旨の文言が入っています。

ア、反撃（敵基地攻撃）能力を保有することについての見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

いわゆる安保関連3文書においては、武力行使の3要件に基づき、武力攻撃を防ぐための「やむを得ない必要最小限度の自衛の措置」として、反撃能力を保有する必要があると記載されております。このような反撃能力の保有については、憲法第9条の趣旨への政府見解との問題のほか、国際法で禁止された先制攻撃となるおそれや、従来の専守防衛方針との整合性等の課題が指摘されております。

県としては、反撃能力の保有による抑止ではなく、これまでも増して対話による信頼関係の構築などの不断の外交努力を行うことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 次に、国家防衛戦略では沖縄を念頭に置いていると思われる南西地域の空港・港湾施設を整備強化し利用範囲拡大を図るという文言が記されております。

イ、南西地域の空港・港湾施設を整備強化し利用範囲拡大を図るということについての見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

いわゆる安保関連3文書では、「南西地域における空港・港湾等を整備・強化する施策に取り組むとともに、既存の空港・港湾等を運用基盤として使用するために必要な措置を講じる」等と記されております。県としては、自衛隊等の利用により、離島の空港・港湾の民間利用に支障があってはならないと考えており、特に下地島空港については、屋良覚書等の趣旨を条例へ反映させることができるのか、研究を進めることとしております。また、政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう、丁寧に説明を行うとともに、地元が意見表明ができるよう、必要な協議を行うことを引き続き求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 次行きます。

防衛力整備計画においては、敵の射程圏外から攻撃することができるスタンド・オフ・ミサイルの導入に加えて、沖縄の陸自第15旅団を師団に改編、つまり増強することになります。

ウ、沖縄の陸自第15旅団を師団に改編、増強することについての見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

自衛隊の配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。このような中、防衛力整備計画においては、「南西地域における防衛体制を強化するため、第15旅団を師団に改編する」と記されております。第15旅団の師団化への改編に伴う人員増は明らかになっておりませんが、防衛白書によると、旅団の定員は3000名から4000名、師団の定員は6000名から9000名とされております。県は、沖縄防衛局に対して、増員される部隊の配備先や演習の実施場所などについて、照会しているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 識者が指摘しているように、今回の安保関連3文書の決定は、我が国の安全保障政策の大転換であり、日本が米国の軍事力を補完し、米中対立の最前線に位置する先兵の役割を果たすことを鮮明にしました。また、対立の最前線で戦場になるかもしれない沖縄の住民の立場がほとんど考慮されていないことも問題です。ただでさえ過重な基地負担に苦しむ沖縄に、さらに基地負担を増加させ、その上有事の危機に直面しろという政府の姿勢は、あまりにも無責任と言わざるを得ません。政府は軍事による抑止力だけではなく、戦争をさせない、国民を守るための戦略、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成を構築すべきであるということ強く指摘します。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時44分休憩

午後4時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○國仲 昌二君 次に(2)、台湾有事について伺います。

ロシアによるウクライナ侵攻を背景に、政府や一部のマスコミは、台湾有事がすぐにでも起きるかのようにあおり立てています。しかし、米国の調査会社は、台湾有事は差し迫ったリスクはないとして、リスクも

どきに分類。東アジアの国際政治に詳しい大学教授は、台湾統一を目的とした中国による武力行使の蓋然性は極めて低いとコメントするなど、台湾有事についてはもう少し冷静に議論する必要があると考えます。

ア、台湾のシンクタンクによる調査によりますと、中国が武力侵攻するかとの問いに対し、「そう思わない」が52.7%、「そう思う」の39%を上回っているということです。これについての見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

昨年8月に台湾のシンクタンク台湾民意基金が行った台湾の世論調査の結果について、台湾は中国の軍事演習等を冷静に受け止めており、実際に衝突が発生する可能性も高くないと分析されている旨の報道があることは承知しております。いわゆる台湾有事については、様々な見解があるものの、県としては、このような事態は決してあってはならないと考えており、政府に対して平和的な外交・対話による緊張緩和、信頼醸成の取組を求めているところです。今後も引き続き、アジア太平洋地域の情勢について情報収集に努めるとともに、同地域の平和構築に貢献する独自の地域外交を展開してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 中国が台湾に武力行使するのは、台湾が独立に動いたときと言われますが、昨年台湾政治大学が調査した結果では、今すぐ独立というのは、僅か5.1%だったということで、やはり冷静な議論が必要だと考えます。

次行きます。

今年の1月9日に公表されたC S I S（国際戦略問題研究所）の台湾侵攻を想定したシミュレーションによると、日米は空母2隻、数十隻の艦艇、数百機の航空機、数千人の戦闘員の命を失うことが示され、台湾海峡を挟んだ戦争は、全ての交戦国にとって壊滅的な打撃になるといった悲観的な議論も出ているということです。

イ、1月9日に公表されたC S I Sのシミュレーションについての見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

米国のシンクタンクC S I Sが今年1月に公表した、中国による台湾侵攻を想定したシミュレーションの結果報告書によると、中国が台湾に侵攻し米国が介入した場合、米国が勝利するには在日米軍基地を使用する必要があること、勝利した場合でも日米に甚大な

人的、物的損失が生じること等が示されております。特に、沖縄では多数の防空ミサイルが配備されていたにもかかわらず、中国のミサイルによって多くの航空機が地上で破壊されることや、嘉手納飛行場は破壊された多数の航空機、多くの遺体を埋葬する仮設墓地を有するようになるとの記述もあり、沖縄における甚大な被害が記述されております。

県としては、台湾海峡をめぐる問題がエスカレートし、不測の事態が生ずることは決してあってはならず、関係国等の平和的な外交・対話によって回避する必要があると受け止めております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 次行きます。

新聞報道によると、在沖米軍トップが、民間人の犠牲者が多数出ているウクライナ戦争を、私たちはウクライナでこれほど成功を収めたと言い放ち、ロシアとの戦争に向け米国と西側諸国は何年もかけてウクライナを準備した。これはセティング・ザ・シアター——舞台づくりと呼んでいるそうですけれども、ウクライナの成功事例を踏まえて、現在は中国との戦争に備えて日本と準備を進めていると言っています。

ウ、在沖米軍トップの、ウクライナの成功事例を踏まえ、現在は中国との戦争に備えて日本と準備を進めているというコメントについての見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） お答えいたします。

在沖米軍沖縄地域調整官のピアマン中将が、ウクライナで成功を収めた事例を踏まえ現在は、中国との戦争に備えて日本と準備を進めている旨の発言を行ったという報道については承知しております。ピアマン中将がどのような意図でこの発言を行ったのかは明らかではありませんが、県としては、軍事力の増強による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、沖縄が攻撃目標になるなどという事態は、絶対に招いてはならないと考えております。引き続き、政府に対して、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成に取り組むよう強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 この在沖米軍トップのコメントからは、現在アメリカが準備している舞台づくりというのは、近い将来、今のウクライナのように日本を戦場にするというふうに進んでいることが分かります。そしてそれに追隨しているのが日本政府です。防衛予算を2倍にして、兵器の爆買いをアメリカと約束している

と言います。識者によると、米国はウクライナ戦争で見られるように、台湾有事に参戦するわけではなく、立案、訓練、物資の事前配備、作戦維持の拠点の設置など、後方支援を行うということになり、戦うのは台湾軍と自衛隊。犠牲になるのが台湾と沖縄の住民ということです。なぜ私たちが米国の国益のために犠牲にならなければならないのかという声もあります。沖縄を、日本を戦場にしてはいけない。それがウクライナ戦争の最大の教訓であるということを強く訴えます。

休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時51分休憩

午後4時51分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○國仲 昌二君 次行きます。

エ、台湾有事で日本が参戦した場合、反撃に遭い人々に多大な被害が生じると言われる中、米国の支援要請が来たら、日本は同盟国として断れない、断れば同盟が決定的に毀損すると防衛大臣経験者が語ったことについての見解を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 国内外の有識者等から、いわゆる台湾有事に当たり、米国が台湾を軍事支援するために日本に対し協力を求めた場合、日本がこれを断ることは日米同盟を破綻させることになるため困難ではないかとの趣旨の意見がなされているということは、報道等によって承知しております。

沖縄県としては、台湾海峡をめぐる問題がエスカレートし、不測の事態が生ずることは決してあってはならず、このような困難な状況に陥る前の段階で、関係国等の平和的な外交・対話によって問題の解決を図る必要があると受け止めております。

なお、台湾が今すぐ独立ということを宣言し、強硬な姿勢に出なければ恐らく中国は台湾に強行的に攻撃を加えることはないのではないかというのが、多くの識者の方々も言われております。そして当の台湾も、安定的な現状維持ということを国民の皆さんと共有しているということも、多くの識者がその状況を語っています。ですから、日本だけが台湾海峡をめぐる問題が今すぐ想起されるというような状況に突き動かせるのではなく、不断の平和的な外交努力をしっかりと図っていくことにもっと力を注いでいくべきであるというように思います。

○議長(赤嶺 昇君) 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 私が言いたいのは、先ほどのC S I Sのシミュレーションで、甚大な被害が出るというシ

ミュレーションが出ているのに、国民の安全より同盟関係を優先するというような発言が出てくること自体が許されないということで、政治家の最も大事な仕事というのは、国民の命を守るのだということを強く訴えたいということです。

休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時53分休憩

午後4時54分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○國仲 昌二君 それでは(3)、下地島空港の軍事利用について伺います。

下地島空港を訪れた参議院議員がツイッターで、「県管理ではなく国管理にしたら(中略)維持整備も容易かと」などと投稿し、国管理にして整備すべきだとも発言しました。

ア、下地島空港を国管理にすべきだとの発言についての見解を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 下地島空港は、空港法第5条に基づき、沖縄県が設置し、管理する地方管理空港となっております。現在、県では、下地島土地利用基本計画で示された航空、観光、農業、緑化、環境保全等の5つのゾーンの土地利用方針に基づき、利活用事業を進めているところであります。引き続き、関係法令に基づき県管理空港として適切に管理運営していくこととしております。

○議長(赤嶺 昇君) 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 県管理の下地島空港を安易に国管理にすべきだという発想は、国の管理下に置けば自分たちが好き勝手に使えるという傲慢さが表れていると感じます。沖縄県、地域住民の意見を聞こうという姿勢も全く見えません。

下地島空港は当初、パイロット訓練飛行場として4000メートルの滑走路3本を計画していました。この計画が公表されて、飛行場の規模から軍事利用は明らかだと強硬な反対運動に発展し、その後3000メートル1本になりましたが、全県的な反対運動は収まりません。そこで当時の屋良主席が受入れ条件として、1、飛行場は琉球政府が所有・管理する、2、国は民間航空以外は使用させる意思はなく、琉球政府に命令する法的根拠を有しないという2つを国に提示して、これに国は異存ないというふうに回答した。これがいわゆる屋良覚書で、その後、西銘確認書も確認され、これが軍事利用に反対してきた根拠であり背景です。下地島空港については、今後とも屋良覚書、それか

ら西銘確認書に基づきしっかりと管理していただくよう、知事にはお願いをしたいと思います。それから屋良覚書、西銘確認書に関する条例化についても、しっかり取り組むようお願いをいたします。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時56分休憩

午後4時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○國仲 昌二君 すみません時間がないので、我が党の代表質問との関連はちょっともうやめまして、結びをいたします。

先ほどといたしますか、ここまで南西地域の防衛力強化について質問しました。台湾有事については、現状では中国による武力行使の蓋然性は極めて低いという考えが知事からも、あるいは何名かの議員からも示されました。しかし、先ほど話したように、米軍からはロシアとの戦争に向け、米国と西側諸国は何年もかけてウクライナを準備した。その成功事例を踏まえ、現在は中国との戦争に備えて日本と準備を進めているという声が出ております。これは日本を第二のウクライナにすると公言しているのも同然です。

昨年暮れ、突如として安保3文書の決定、あるいは防衛費増の議論が出てきたのは偶然でしょうか。また、岸田首相が反撃能力保有をめぐり、米軍に依存してきた打撃力の一部を自衛隊が担うとの考えを表明したとの報道もあります。専守防衛からの逸脱です。私たちが知らないところで、米軍の舞台づくりが着々と進んでいるのでしょうか。世間で言われる、新しい戦前なののでしょうか。空恐ろしく思います。このような危うい空気感の中、県が地域外交室を設置して、独自で平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成の構築に取り組むことは、時宜を得たものだと高く評価します。沖縄を再び戦場にしてはならない。私も県民とともに沖縄から声を出し続けていかなければならないと強く決意して、一般質問を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 ハイサイ グスーヨー チューウガナピラ。クタンディンネーミソーランガヤー。

上原快佐でございます。

11月議会に続き、新人ながら大トリを務めさせていただきます。平良昭一議員と仲宗根悟議員とのくじ引きにより、公正に決めた結果でございますので、どうか御容赦ください。

一般質問、最終日の最後となりますので、当局の皆様も議員の皆様も大分お疲れだとは思いますが、最後

までお付き合いいただきますよう、よろしく申し上げます。

さて、私は小禄宮城出身のウルクンチュでございますけれども、本日はその小禄地域の代表的な染織物でございますウルクンジーを着用してまいりました。少しこのウルクンジーのことを紹介させていただきます。私が本日着用してきたこのウルクンジーの代表的な模様の一つであります13ムチリーでございます。ここにこの13の刺繍がありますけれども、これは小禄の13か字に由来する模様とのことでございます。戦後しばらく途絶えていたこのウルクンジーですが、2007年、小禄クンジー研究会の皆様の努力で復活いたしました。関係者の皆様の御尽力に心から感謝を申し上げます。

「ウルク トゥミグスク カチヌハナミムラ」で知られる三村踊りという歌を御存じでしょうか。知っている方も多くいらっしゃるかと思うんですが、モノレール小禄駅の発着のときのメロディーになっております。この歌は教訓歌でございます、「ウルク トゥミグスク カチヌハナ ミムラ」、その後には「ミムラヌ アングウォーターガスリトゥティ ヌヌウイバナシ アヤマミグナヨー ムトゥカンジュンドー」と続きますけれども、小禄、豊見城、垣花という3つの村、この3つの村の娘たちがそろって布を織り、楽しくユンタクをしながら作業するのはいいんだけど、模様を織り間違ふなよと。元が取れずに損をするぞという意味だそうなんです。この歌詞に出てくるこの「ヌヌウイバナシ」というのが、この布が実はウルクンジーのことでございまして、この起源というのが小禄村史また島尻郡史によりますと、慶長16年、1611年に儀間真常が九州から持ち帰った綿花を使って婦女に練習せしめ、領内に練習場を設けて、小禄布の製造を始めたことに由来するとされ、その後保護奨励によってその技術が漸次進歩し、小禄、豊見城、垣花をはじめ各地に普及していったとされております。琉球かすりの起源とも言われております。戦前の小禄村ではこのウルクンジーのほかに、パナマ帽子、またアダン葉帽子も手広く生産されて、上物で1個7円から8円という値段で収益もよく、このウルクンジーといった織物と合わせると農業より収入があったことから、好況時には男性が女性の代わりに食事の準備をするほどであったということでもあります。

ちなみに昭和15年の小禄村の人口は9900人余りで、農村地帯でございました。現在は直近で人口5万8000人となっておりますけれども、産業構造も1次産業、2次産業が中心だった戦前とは大きく異なり、

現在は3次産業が中心となっております。このような同じ地域でも時代によって経済構造、また産業構造、人口動態は大きく変動するわけでございます。そこで、本日は沖縄経済の様々な課題を中心に質問をさせていただこうと思っております。

少し長くなりましたが、通告にしたがって、それでは質問に移ってまいります。

まず初めに1、沖縄経済について。

(1)、沖縄の経済構造について。

ア、本県の経済構造と他県の大きな違いは何かお伺いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

県民経済計算における県内総生産の構造から見た本県の特質としては、最終消費支出のうち、政府最終消費支出の県内総生産に占める割合が全国より高い状況となっております。また、総固定資本形成のうち、公的総資本形成の県内総生産に占める割合についても全国より高い状況となっております。さらに、県内総生産に占める移輸入の割合は大幅なマイナスとなっており、移輸入が移輸出を大きく上回っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 それではその大きな違いの経緯と理由についてお伺いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

本県と他県との経済構造が異なる前提といたしまして、沖縄経済は島嶼経済であり、規模の不経済性あるいは市場の狭小性、資源の狭隘性などの不利性を有しております。政府最終消費支出の県内総生産に占める割合が全国より高い状況となっている理由といたしましては、本県が離島県であり、多くの島嶼から構成されているため、公的機関が比較的多く設置されていることなどが要因となっていると考えております。

公的総資本形成の県内総生産に占める割合が全国より高い状況となっている理由といたしましては、島嶼県における定住条件整備に係る経済社会インフラ整備の更新、耐震化など公的部門への県民ニーズが高いことなどが要因となっていると考えられます。

移輸入の県内総生産に占める割合が大幅なマイナスとなっており、移輸入が移輸出を大きく上回っている理由としては、本県の農林水産業や製造業、こういった生産部門の割合が低く、県外から移輸入に依存せざるを得ない産業構造であることなどが要因と考えられます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 それでは今部長からありましたけれども、この財政による需要の依存度が高い状況への見解についてお伺いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

県経済は島嶼経済の不利性を有してありまして、公的需要に依存する経済構造となっておりますけれども、持続可能な民間需要を中心とした自立的な経済構造への移行を図ることが重要であるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 それでは中長期的な視点として、この財政依存度を下げていくという考え方はあるのかお伺いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

県経済は公的部門への依存度が高い状況ではございますが、民間最終消費支出は、総人口や入域観光客数の増加を背景に、着実に増加をしているというところでございます。また総固定資本形成における民間部門の投資も増加をしてありまして、財政に大きく左右される経済から民間主導型経済へ展開していく動きがうかがえるのではないかとこのように考えております。

県としては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げた自立型経済の構築を図り、民間需要を中心とした持続可能な経済構造への転換を図ってまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 それではどのような政策によってこの財政依存度を下げていくのか、方向性をお伺いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

民間需要を中心とした持続可能な経済構造への転換のためには、本県のリーディング産業である観光関連産業や情報通信関連産業の振興のほか、東アジアの中心に位置する沖縄の地理的優位性やデジタル技術を活用したグローバルな展開により国内外の需要を取り込むことが重要になると考えております。このため、アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市を形成するとともに、地理的不利性の克服のためのEコマースの推進など、先端的なデジタル技術を活用し、国内外の需要を取り込むほか、産業のDX導入や人材の育成などを積極的に推し進める必要があるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 それでは次に、本県の産業構造の特徴と他県との比較についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

本県の令和元年度の県内総生産に占める第1次産業の割合ですけれども、1.3%でございまして、全国の1.0%とほぼ同水準となつてございます。第2次産業は17.4%で、全国の25.7%に対し8.3ポイント下回っている状況でございまして。このうち、製造業は4.1%で、全国20.3%に対し16.2ポイント下回っている一方、建設業は13.1%で、全国5.3%に対し2倍以上高くなつてございまして。また第3次産業の割合は82.1%で、全国72.3%に対して9.8ポイント高くなつてございまして、観光産業をはじめとする第3次産業の構成比が高い構造となっております。

○議長（赤嶺 昇君） それでは、今御紹介いただいたんですけれども、この本県の産業構造の脆弱性及び課題は何かお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

第3次産業中心の本県の産業構造が抱える特徴といたしまして、製造業と比べて労働生産性が低い傾向にあること。もう一つは非正規雇用率が高く、賃金水準が低いこと。そして今回のコロナのような外的要因の影響を受けやすいこと。こういったことなどの構造的な課題があるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 それでは、他県と産業構造に大きな違いはあるんですけれども、逆に本県の強みは何か、お伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

本県は観光産業を中心とした第3次産業の割合が高いということで、そういった産業構造になっておりますけれども、観光産業は裾野の広い産業として経済波及効果が大きい特質を持っていると考えております。本県は豊かな亜熱帯、海洋性の自然環境や歴史的風土と伝統に根差した個性豊かな文化により、人を引きつける魅力であるソフトパワーを有しており、観光、農林水産、商工、文化、スポーツなど各産業間の連携を図り、この強みを具現化することで各種施策の展開につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 本県の経済構造と産業構造が分かりました。

それで少し視点を変えて、総務省統計局には住宅・土地統計調査というものがあるんですけれども、この調査における本県と全国の世帯収入の特徴をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

平成30年住宅・土地統計調査によりますと、収入が300万円未満の世帯の割合は、本県は46.3%で、全国の34.2%より12.1ポイント高く、大きな差が見られます。300万円から500万円未満の割合は、本県は22.8%で、全国の25.8%より3ポイント低いものの、同程度というところがございます。また500万円以上の割合ですけれども、本県は15.9%で、全国の32.1%と比較して16.2ポイント低い、大きな差が見られるところがございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 それでは本県におけるこの世帯収入の分布を踏まえた見解と、その要因についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

収入が300万円未満の世帯割合が高い要因については、住宅・土地統計調査では世帯収入の分布状況しか分からないため、同時期に実施されました平成29年就業構造基本調査、これで見えますと、非正規職員の割合が本県は43.1%で、全国の38.2%より4.9ポイント高く、全国で一番高いということ。正規職員の所得300万円未満の割合も、本県は52.4%で、全国の29.3%より23.1ポイント高いことなど、就業状況が厳しいことが要因の一つと考えられます。

こうした厳しい就業状況については、本県が持つ産業構造が要因の一つとして考えられます。具体的には、沖縄県は第3次産業の割合が高い産業構造となっております。第3次産業が抱える特徴といたしまして、非正規雇用率が高く、賃金水準が低いということ、製造業と比べて労働生産性が低い傾向にあること、外的要因の影響を受けやすいなど、構造的課題があり、このことから厳しい就業状況になっていると考えられます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 この住宅・土地統計調査というのは、県別でもあるんですけれども、市町村別でもこれデータベースで出るんですね。この世帯収入の11市、地域ごとの特色についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

平成30年住宅・土地統計調査では、11市の世帯収入の分布状況が公表されておまして、世帯収入に関する回答が少なかった宜野湾市を除いた10市を比較してみますと、世帯収入300万円未満の割合が特に高い地域は、南部地域と離島地域で、宮古島市、南城市、糸満市、石垣市の順に割合が高くなっております。一方で世帯収入500万円以上の割合が高い地域は、那覇市近郊で、豊見城市、那覇市、浦添市の順に割合が高くなっております。

次に、家族類型別で見ますと、世帯収入300万円未満の割合が高い単独世帯が多い地域といたしまして、宮古島市、南城市、糸満市の順となっているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 今部長から紹介いただいたように、11市においてもいろいろと特徴がございます。

それではその要因というのは、どうなっているんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

世帯収入が低い地域では、賃金の低い産業に従事している者が多いことが考えられます。独立行政法人労働政策研究・研修機構のレポートによりますと、雇用情勢の厳しい地域では、製造業の集積が弱い反面、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、サービス業といった第3次産業、さらには公共投資に関連した建設業、医療、介護保険に関連した医療福祉といった政府依存型産業において従事者の占める割合が高くなっているところでございます。令和2年国勢調査の就業状態等基本集計結果と、平成30年の住宅・土地統計調査結果を併せて見てみますと、本県においても宿泊業、飲食サービス業、建設業等への就業に偏りがある地域や、農林業への従事者が多い地域、こういったところでは他地域と比較して世帯収入300万未満の割合が高くなっている状況がございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 ありがとうございます。

私も自分なりにちょっと分析してみたんですけども、このデータの中では実は父子家庭とか母子家庭のデータの抽出もできるんですね。父子家庭は――2018年度時点ですけども8500世帯。対して母子家庭に関しては4万9600世帯と約6倍あるんです。300万円未満の収入というのは、父子家庭の場合は不明な部分は除いて約6割、逆に母子家庭の場合は約7割という数値が出ています。

そこで、池田副知事。こういった統計データを行政

のこれからの施策に反映して活用していくということは、非常に有効だと思うんですけども、それについて見解をお伺いできますか。

○議長（赤嶺 昇君） 池田副知事。

○副知事（池田竹州君） 経済政策にしても福祉政策にしても、様々な統計データを分析して、本県の特徴をきちんと踏まえた上で対策を打つというのは、基本的に非常に大切なことだと思っております。今後、今御指摘のあった様々な分野のものも含めまして、県としても、企画部が統計の所管でございますけれども、各部それぞれで必要な統計の分析を行って、より質の高い行政サービスを提供するようにしていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 ありがとうございます。ぜひよろしくお伺いいたします。

それでは次に、新・沖縄21世紀ビジョンについてでございますけれども、21世紀ビジョンは本県のこの今様々分析されました経済環境を踏まえた計画かどうかお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） お答えいたします。

本土復帰後、これまでの5次にわたる沖縄振興計画等により、社会資本の整備が図られるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大前の令和元年には、入域観光客数1016万人、情報通信関連企業は累計で490社が新たに立地し、完全失業率は2.7%と着実に成果を上げてまいりました。一方で、令和2年3月に県が取りまとめた総点検報告書では、1人当たり県民所得の向上等はやはりいまだ十分ではなく、離島の条件不利性、米軍基地問題など本県が抱える特殊事情から派生する固有課題や子供の貧困問題、雇用の質の改善などの課題も明らかとなっております。新・沖縄21世紀ビジョン基本計画については、総点検で明らかになった課題等に対して、県民や市町村、経済団体など各界各層から幅広く御意見を伺うとともに、県振興審議会や県議会での審議を重ねて策定をしたところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 この21世紀ビジョンというのは、10年間の計画ですけども、この展望値というものが掲げられておりますが、この展望値の根拠をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

新基本計画で設定した展望値でございますが、計画

に位置づけられる諸施策事業の成果等を前提に、目標年次である令和13年度の見通し値としての性格を有しているところでございます。県内総生産や1人当たり県民所得の推計に当たっては、令和13年度における観光収入や、農林漁業産出額などの成果目標値を計量経済モデルに投入して推計したものでございまして、これについて有識者から成る委員会において審議を経て決定されたものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 ここでちょっと視点を変えますけれども、21世紀ビジョンが掲げる様々なこの政策の根底にある経済思想は、新自由主義かどうかお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

新自由主義は、規制を緩和・撤廃して、民間の自由な活力に任せ、成長を促そうとする経済政策であると認識しております。一方、新基本計画においては、国連が掲げるSDGsを取り入れ、前計画にはなかった環境を新たな軸として加え、社会・経済・環境の3つの枠組みの統合的取組による各種施策を展開することとしております。また、自然環境や社会的基盤、教育、医療等の制度資本については、市場的基準ではなく、人間中心の社会的な基準によって管理運営されるべきものとされているところでございます。

新基本計画においては、例えば教育、医療等の全てを民間に委ねることなど、民間の自由な活力の導入に適さない施策も含まれていることから、新自由主義の全てを受け入れているものではないというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 それではトリクルダウン理論というものがありますけれども、それに対する見解と本県のこの経済政策についての考え方をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

トリクルダウン理論は、富裕層や大企業を優遇する施策により、経済活動を活性化させることで富が低所得者層に向かって流れ落ちる、県民全体の利益につながるという考え方だと認識しております。本県の経済政策については、新基本計画において観光産業や情報通信関連産業などのリーディング産業を複数進行することにより、域外需要を取り込み、雇用の受皿である域内産業の活性化につなげることで、経済発展の好循環をつくっていかうということを示しているところでございます。同計画においては、このような持続可能

な経済成長を実現する上で、全産業における企業の稼ぐ力を特に重視すべきテーマとして掲げているところでございます。様々な産業におけるDXの推進、地域・各産業等が連携した経済循環の促進、中小企業等の経営基盤の強化等により、企業の稼ぐ力の向上を目指しているところであります。

このことから本県の経済政策は、富裕層や大企業に限定したトリクルダウン理論による経済政策とは異なるものであると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 それではこの新・21世紀ビジョンでは、社会的共通資本の理念を大事にしているというふうに書かれておりますけれども、見解をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

新基本計画の中で、世界に誇れる島嶼型環境モデルの構築に向けては、社会的共通資本の理念を土台にすることができるとしております。また同計画において、社会的共通資本は、海洋、大気、森林、水などの自然環境、交通機関、上下水道、電気、ガス等の社会的基盤、教育、医療、金融等の制度資本の要素を、社会全体にとって共通の財産として位置づけ、人間中心の社会的な基準によって管理運営されるべき考え方でされており、SDGsの概念とも一致するとしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 なぜこの質問をしたかということ、21世紀ビジョンに掲げられているからであります。この社会的共通資本というのは、日本人で最もノーベル経済学賞に近いと言われておりました宇沢弘文先生が提唱された理念でございますけれども、この宇沢先生がもともとこのシカゴ大学で教授をされていたときに、当時のこのシカゴ大学というところはマネタリズム、また新自由主義経済のこのシカゴ学派を形成したミルトン・フリードマンが台頭しておまして、その市場原理主義的な経済学説に対して、この宇沢先生は真っ向から反対する立場を取ったという学者の先生でございます。その先生が提唱したこの社会的共通資本の理念を根底に、この21世紀ビジョンというのは掲げているわけですが、ということは、いわゆるこのトリクルダウン理論とか新自由主義とかとは、真っ向から対立するわけですね。

そこで、この社会的共通資本を充実させていくことによって、経済的弱者を強力にサポートしていく方針だというふうに理解しておりますが、その理解でよろ

しいのかお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

新基本計画においては、国連が掲げるSDGsを取り入れて、前計画にはなかった環境を新たな軸として加えて、社会・経済・環境の3つの枠組みの統合的取組による各種施策を展開することとしております。社会の枠組みにおいては、平和で生き生きと暮らせる誰一人取り残すことのない優しい社会の形成を基本方向として全ての人の尊厳を守り、多様性や寛容性を大切にしつつ、共に支え合い、安全・安心に暮らせる社会の形成、これを目指しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 その方向性であるならば、展望値の1人当たりの県民所得の向上のみならず、具体的に先ほど住宅・土地統計調査でもありましたけれども、世帯収入の底上げをしていく方向性と展望値を示すべきではないかと思うんですが、見解をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

新基本計画に示す展望値とは、将来像を実現のために実施される諸施策の成果等を前提にいたしまして、社会経済の状況を予測する見通し値としての位置づけとなっております。一方で、昨年9月に策定した新実施計画では、各施策の方向や成果指標を掲げ、課題の解決に向けた具体的な取組や目標値を設定しているところでございます。同実施計画では、貧困状態にある子供への支援や、ひとり親家庭等の困難を抱える保護者等への支援などの取組を示すとともに、成果指標としてひとり親の年間就労収入、こういったものを設定したところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 ありがとうございます。

それでは新・21世紀ビジョンのこの展望値達成に向けて、新年度予算ではどのように反映されているのかお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

県では新基本計画に掲げた取組を効果的に推進するために、県の施策全般に通底する基本的かつ重要なコンセプト、重点テーマとして設定しておりまして、予算編成に反映させることとしております。令和5年度当初予算においては、「県民の命と暮らしを守る感染症対策と県経済の再生」、「恒久平和の願いと希望の未来の発信」などの重点テーマを踏まえつつ、変化す

る社会経済情勢や県民ニーズを捉え的確に対応することとしておりまして、必要な取組に適切に予算計上したものと考えてございます。

県としては、新基本計画に掲げた取組を着実に推進していくことで、展望値の達成につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 21世紀ビジョンについて、細々と詳しく聞かせて、質問させていただきました。

知事、この21世紀ビジョン、僕も読ませていただきましたけれども、非常にすばらしい計画だと思って、まさに沖縄の英知が結集したすばらしいものだと思っております。これをさらにブラッシュアップして、沖縄版ニューディールと呼べるくらいのものにしていくべきだと思うんですが、知事の見解をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 企画部長から細かい点の説明をさせていただきました。このように新・沖縄21世紀ビジョン基本計画は、社会的な取組を地域で共通の目標にするということ、それからその先ほどから出ています社会的共通資本、いわゆる沖縄県の持つソフトパワーがその資本として正確にあるいは定量的に社会と共存していくという方向性でその効果を当たらしめるという方向性でつくられているということになります。ですからこの新・沖縄21世紀ビジョン基本計画が求めているものは、沖縄らしい将来の社会の姿であり、そしてそこでパートナーシップによってつくられていく、それぞれの地域を構成していくということです。そしてそれを成長戦略に乗せていくことによって、企業がつくる責任と使う責任を同時に果たしていくと。そういうふうな社会構造をつくっていくということです。ぜひ引き続き様々な展望値についてもしっかりと点検をしながら、PDCAを行いながら、その展望値、成果指標に合わせて柔軟に対応していきけるような、そういう実施計画にしていきたいというように考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 それでは次に、(2)の島嶼経済の課題と今後の方向性についてお伺いいたします。

本県、大小の離島がございましてけれども、この離島と本島の産業構造の違いについてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

離島15市町村と本島との産業別市町村内総生産の構成比を比較いたしますと、第1次産業は離島が

4.8%、本島が0.9%で、離島が3.9ポイント高いところ。第2次産業では離島が26.8%に対して本島は16.3%で、離島が10.5ポイント高くなっております。第3次産業ですけれども、離島が69.1%に対して本島が83.5%で、離島が14.4ポイント低くなっております。また、産業別の就業者数の構成比ですけれども、第1次産業が離島が14.2%に対して本島2.8%で、離島が11.4ポイント高い。第2次産業では、離島が14.0%に対して本島は14.5%でほぼ同程度。第3次産業は、離島が71.8%に対して本島は82.7%で、離島が10.9ポイント低くなっております。各離島によって異なりますけれども、離島全体では、就業者数、総生産ともに、第1次産業が本島より高く、第3次産業が低い状況となっており、第2次産業は就業者数がほぼ同程度で、総生産は高い状況になっているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 それではこの産業構造の違いによって、この世帯収入に影響を与えているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

第3次産業中心の本県の産業構造が抱える特徴といたしまして、製造業と比べて労働生産性が低い傾向にあるなどの構造的課題があると認識をしております。離島市町村のうち、世帯収入の分布が公表されている宮古島市及び石垣市では、県全体に比ばまして世帯収入の低い層の割合が高くなっておりまして、その一つの要因として、第3次産業の中でも賃金水準の厳しい宿泊業、飲食サービス業の従事割合が高いことが考えられます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 それでは次に、イの大規模離島と小規模離島の共通課題と違いについてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

共通する課題といたしましては、本土や本島との移動・物流コストが高く、住民生活や産業振興上の負担となっていることや、各産業における担い手の確保などが挙げられます。また、異なる課題といたしましては、小規模離島は人口規模が小さいために、医療や福祉サービスの提供体制、小中学校での複式学級制といった教育環境、航路・航空路の維持・確保といった物流・人流上の制限が大きいことなどが挙げられます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 今、小規模離島の様々な課題がございました。その中で交通インフラの課題というのは、特にこの小規模離島にとって深刻な課題ですけれども、課題解決に向けた取組をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

小規模離島においても日常生活における移動、生活必需品等の輸送は、地域住民の生活に大きく影響を与えることから、その確保・維持が重要であるというふうに考えております。

県では、離島航路・航空路及びバス路線について、運行により生じた欠損に対し、国、市町村と協調した補助を行うなどその確保・維持に取り組んでいるところでございます。また、小規模離島の生活路線として運転するチャーター便に対する補助でありますとか、離島航路の永続的な確保・維持のため、船員確保支援などの事業を令和5年度当初予算に新たに計上しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 ありがとうございます。

次にウ、将来推計人口の島ごとの違いについての見解をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

平成30年に国立社会保障・人口問題研究所が公表している2045年の将来推計人口では、石垣市や竹富町が2015年比で9割以上の人口を維持する一方、渡名喜村、伊江村、久米島町、多良間村等は5割から6割程度の人口になるものと推計されております。小中規模離島においては、条件不利性に起因する産業や社会活動の停滞、若年層の進学や就職に伴う島外への流出、雇用の受皿となる産業振興の遅れなどが人口減少の主な要因と考えられます。そのため、移住の促進、住宅や保健医療の確保、教育の振興などによる定住条件の整備、農林水産業や観光等の振興による雇用の場の創出など、包括的な取組を継続して実施する必要があるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 将来推計人口が危機的な離島もございしますが、その数値によって取組の強弱をつける考え方はあるのか、見解をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

本県の離島においては、人口減少の状況や産業構造、地理的条件が各離島によって異なることを踏まえ

た上で、政策を検討する必要があるというふうを考えております。

昨年8月に策定いたしました、次代を拓く持続可能な島づくり計画、この計画では人口規模や産業構造など客観的な指標を用いて、共通の特性を有する離島をグループ化し、その特性や課題に応じた施策の方向性を提示しているところでございます。グルーピングは防災、交通、医療など定住条件の整備に関する10分野と、観光産業、農林水産業など産業振興に関する5分野の全15分野によって行っておりまして、グループごとの施策の方向性を示しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 それでは次にエ、離島振興計画における展望値と進捗管理についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

展望値につきましては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、離島人口の展望値を示しているところでございます。本展望値は、離島振興計画を含め、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画を上位計画とする各種個別計画等に基づき、県全体で包括的に実施される諸施策事業の成果等を前提にしたものとなります。離島振興計画の進捗管理につきましては、成果指標等の設定を含めた実施計画の策定作業を現在進めているところでございます。実施計画の策定後は、成果指標を用いた施策効果の検証や各施策に係る取組の進捗状況の確認、こういったものなどのPDCAサイクルを確立いたしまして、計画の進捗管理を行うこととしております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 離島でも様々な課題がございますけれども、その課題を解決するための一つの手法として、沖縄とは大分規模も、状況も違うんですけども、東京都の取組をちょっと紹介させていただきます。

東京都では、東京都島しょ振興公社という公益財団法人を設立して、都とあと9町村が拠出金を出して様々な取組をしているんですけども、この課題解消の一つとしてこのような小規模離島を対象に離島振興公社のようなものが効果的なんじゃないかと思うんですが、見解をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（儀間秀樹君） お答えいたします。

東京都で都内の全9離島町村連携して公益財団法人東京都島しょ振興公社、これを設置運営しているものということは認識をしているところでございます。

沖縄県は37の有人離島を含めた54の指定離島など、数多くの特色ある島々や、国土面積にも匹敵する広大な海域から構成されておりまして、唯一の島嶼県という特徴がございます。本県における離島振興は、部局横断で取り組む県政の最重要課題であることから、県全体として取り組んでいるところでございます。

御提案の公社につきましては、小規模離島にとってどのようなメリットや課題があるのか研究してまいりたいというふうを考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 ぜひ研究していただきたいと思っております。

この公社によって東京都では、小規模離島の空路もカバーしているんですね。今回の議会でも例えば、伊是名島とか、伊平屋島とか、伊江島とか、空路についての質問がありましたけれども、単発で、単線で行うとなかなかスケールメリットというのが生かせないと思いますので、この小規模離島、一まとめって言うっちゃおかしいですが、そこをまとめてスケールメリットが生かせるような形での事業展開がこの公社方式によると可能になると思いますので、そこもぜひ検討していただいて、お願いしたいと思います。

それでは次に、アジア諸国との経済連携の見通しについてお伺いいたします。

アジア諸国の今後の経済見通しについてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

アジア開発銀行によりますと、アジア地域の人口は、2050年まで世界の人口の半数を超える規模で増加し、経済規模も中国とインドを中心にシェアを拡大していくことが予想されております。また、2050年までに世界GDPに占めるアジアの構成比が52%に達するとのシナリオも示されております。ただし、アジア地域において、このような経済成長率が続くとの予測は、新型コロナウイルス感染症の拡大前のものがありますので、その後のトレンドや地域情勢等を見定める必要があると考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 それでは続いて、イの新設される地域外交室とアジア経済戦略課との役割分担についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（宮城 力君） アジア経済戦略課は、国際物流拠点の形成や物流政策の推進、県産品の海外の

販路拡大などに関する事務を所管しております。一方、地域外交室は、各部局において推進される国際交流・協力等に関する取組を部局横断的に推進するために設置するものであり、庁内の推進体制の整備や沖縄県地域外交基本方針（仮称）の策定等を行うこととしております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 それではこの地域外交室が、この関連部署の統括をするのかお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（嘉数 登君） まず令和5年度は、もともと各部で所管していた事業等は、まず各部で事業は実施していただきます。そういったその情報をこの地域外交室のほうで取りまとめまして、それを一体的・戦略的に生かしていこうと。そのために地域外交基本方針というものを策定していきたいというふうを考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 この地域外交室、私も評価するものですが、ただ、この地域外交室が取組、この方針によって部局間で逆に混乱が生じないかなというのが少し心配でございますので、そこら辺はしっかり方針を持って、精査しながら進めていただきたいと思います。

それでは次に、アジア経済戦略構想がございますけれども、これは既に21世紀ビジョンに反映されていると思いますが、まだ一応生きている構想でございます。この構想の方向性及び重点戦略についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

アジア経済戦略構想で掲げた、アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と臨空・臨港型産業の集積、デジタル社会を支える情報通信関連産業の高度化・高付加価値化などの戦略は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に引き継いでおります。今後も成長が見込まれるアジアの活力を取り込むことは、県経済の成長・発展に重要であることから、同計画に掲げたアジア経済戦略の関連施策を積極的に推進してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 それではこの重点戦略のうち、特に経済波及効果が大きい産業は何かということと、あとこの産業集積を効果的に行うために、戦術はあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げる産業の中で、臨空・臨港型産業、情報通信関連産業、観光産業は、同産業の発展に伴って関連する産業への経済波及効果が大きいものと考えております。臨空・臨港型産業の集積に向け、国際航空物流ハブとしての機能強化、物流コスト低減に向けた国際航路・空路の拡充等に取り組んでまいります。また、情報通信関連産業の集積に向け、産業のDXを牽引する情報通信関連産業の高度化、国際的な情報通信拠点の形成等に取り組んでまいります。

さらに、観光産業につきましては、SDGsに適應する観光ブランド力の強化、DXによる沖縄観光の変革等に取り組むこととしております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 アジアとの経済交流だけでなく、文化交流、様々な交流があると思うんですが、この経済的な交流を進めていく足がかりとして、歴史的なつながりの深い福建省との関係を強化していくことが必要だと思います。沖縄県は今、姉妹・友好都市が海外4つありますけれども、ハワイ州とブラジルのマットグロッソ州、あとはボリビアのサンタクルス州と、この中国の福建省です。沖縄以外で福建省と友好都市を結んでいるのは長崎県だけなんですね。ただ、この600年の交流の歴史が沖縄県にはありますので、他の都市と比べてアドバンテージがあるというふうに思っております。そこで、この福建省との関係をさらに強化していく必要があると思っているんですが、その一つとして、福建省との定期航路の開設が有効じゃないかなと思っているんですが、沖縄県の考え方と方向性についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時51分休憩

午後5時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 中国については、現在まだ日本の観光ビザの申請手続の停止が継続されていて、インバウンドの再開時期のめどは立っていない状況ではございますけれども、将来に向かってという意味合いで、県としては重点市場都市と位置づけておりますので、中国本土を結ぶ既存の直行便の復便を優先的に、沖縄観光の需要回復を図りながら、新規就航を見据えたチャーター便の誘致活動を行っていきたくと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 ぜひそこら辺のアジアの経済を取り込むというのは非常に大事なことです、よろしくお願ひしたいと思います。沖縄の観光にも資すると思ひます。

沖縄観光で、コロナ前までは外国人観光客のトップが台湾でしたけれども、台湾の人口は約2000万人です。対してこの福建省というのは4000万人、人口がおりますので、そこでの交流が基礎となって、さらなる経済交流も深まっていくと思ひますので、特に600年の交流の歴史がありますので、そのアドバンテージを生かせるような施策を今後とも進めていただければと思ひます。

それでは最後に、アジア経済戦略構想における展望値と進捗管理についてお伺ひいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に位置づけた展望値として、県内総生産は令和2年度の4兆1000億円から、令和13年度には5兆7000億円程度に推移すると見込んでおります。また、1人当たりの県民所得は、令和2年度の214万円から、令和13年度には291万円程度に推移すると見込んでおります。

県としましては、引き続き、関係部局で連携して取組を進めるとともに、商工労働部において進捗管理を行いながら、アジア経済戦略を推進してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 それでは最終年度に向けて、具体的かつ詳細な各産業ごとの経済効果、雇用効果等の工程表が必要じゃないかと思ひておりますが、それについての見解をお伺ひいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時55分休憩

午後5時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

アジア経済戦略構想及び同推進計画に掲げた各種施策を引き継いだ、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画では、その着実な推進を図るため、具体的な取組を明らかにした実施計画を策定しております。同実施計画では、施策効果を検証するための成果指標を設定し、その目標値を明らかにしております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 それではその目標値について、どれ

ぐらいをめどに数値目標と工程表の作成を行うのかお伺ひいたします。

○商工労働部長（松永 享君） お答えいたします。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画を推進するため、具体的な取組や成果指標等を明らかにした新・沖縄21世紀ビジョン実施計画を昨年9月に策定したところです。同計画に位置づけているアジア経済戦略に関する取組につきましては、毎年度実施するPDCAサイクルを活用して、進捗状況や成果指標の達成状況の検証を行いながら、効果的な推進を図ってまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 上原快佐君。

○上原 快佐君 今日は経済について様々な観点で議論をさせていただきました。引き続き、経済発展のために当局の皆さんも力を合わせて頑張っていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

予算については、2月7日の議会運営委員会において19人から成る予算特別委員会を設置して審議することに意見の一致を見ております。

よって、ただいま議題となっております議案のうち、甲第1号議案から甲第36号議案までについては、19人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

[予算特別委員名簿 巻末に掲載]

○議長(赤嶺 昇君) ただいま予算特別委員会に付託されました予算を除く乙第1号議案から乙第24号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

[議案付託表 巻末に掲載]

◆ . . ◆
○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時58分休憩

午後6時0分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明3月3日から8日までの6日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(赤嶺 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、明3月3日から8日までの6日間休会とすることに決定いたしました。

○議長(赤嶺 昇君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、3月9日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時0分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 西 銘 純 恵

会議録署名議員 照 屋 守 之

令和5年3月9日

令和5年
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第9号）

令和5年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第9号）

令和5年3月9日（木曜日）午前10時開議

議事日程第9号

令和5年3月9日（木曜日）

午前10時開議

- 第1 乙第20号議案（土木環境委員長報告）
第2 甲第25号議案から甲第36号議案まで（予算特別委員長報告）
第3 陳情第33号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第1 乙第20号議案

乙第20号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

日程第2 甲第25号議案から甲第36号議案まで

甲第25号議案 令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第7号）

甲第26号議案 令和4年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）

甲第27号議案 令和4年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）

甲第28号議案 令和4年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

甲第29号議案 令和4年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

甲第30号議案 令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）

甲第31号議案 令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第2号）

甲第32号議案 令和4年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）

甲第33号議案 令和4年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）

甲第34号議案 令和4年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）

甲第35号議案 令和4年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

甲第36号議案 令和4年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）

日程第3 陳情第33号の付託の件

出席議員（46名）

議長	赤嶺昇君	13番	新垣光栄君
副議長	照屋守之君	14番	國仲昌二君
1番	次呂久成崇君	15番	瀬長美佐雄君
2番	喜友名智子さん	16番	山里将雄君
3番	島袋恵祐君	17番	当山勝利君
4番	玉城健一郎君	18番	當間盛夫君
5番	上里善清君	19番	金城勉君
6番	大城憲幸君	20番	新垣新君
7番	上原章君	21番	下地康教君
9番	新垣淑豊君	22番	石原朝子さん
10番	島尻忠明君	23番	仲村家治君
11番	仲里全孝君	24番	平良昭一君
12番	上原快佐君	25番	仲村未央さん

26 番 玉 城 武 光 君
27 番 比 嘉 瑞 己 君
28 番 照 屋 大 河 君
29 番 山 内 末 子 さん
31 番 西 銘 啓 史 郎 君
32 番 座 波 一 君
33 番 大 浜 一 郎 君
35 番 花 城 大 輔 君
36 番 又 吉 清 義 君
37 番 仲 宗 根 悟 君

38 番 崎 山 嗣 幸 君
39 番 玉 城 ノブ子 さん
40 番 西 銘 純 恵 さん
41 番 渡 久 地 修 君
42 番 瑞 慶 覧 功 君
43 番 比 嘉 京 子 さん
44 番 末 松 文 信 君
45 番 島 袋 大 君
46 番 中 川 京 貴 君
47 番 仲 田 弘 毅 君

欠 席 議 員 (2名)

8 番 小 渡 良 太 郎 君

34 番 呉 屋 宏 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 山 城 貴 子 さん
次 長 前 田 敦 君
議 事 課 長 佐 久 田 隆 君
課 長 補 佐 城 間 旬 君
主 幹 宮 城 亮 君

主 査 親 富 祖 満 君
政 務 調 査 課 副 参 事 上 原 毅 君
主 幹 新 垣 伸 弥 君
主 幹 嘉 陽 孝 君

○議長 (赤嶺 昇君) これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

3月2日の会議において設置されました予算特別委員会の委員長から、同日の委員会において委員長に比嘉瑞己君、副委員長に石原朝子さんを互選したとの報告がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

[諸般の報告 巻末に掲載]

○議長 (赤嶺 昇君) 日程第1 乙第20号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境副委員長下地康教君。

[委員会報告書 (議決事件) 巻末に掲載]

[土木環境副委員長 下地康教君登壇]

○土木環境副委員長 (下地康教君) ただいま議題となりました乙第20号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第20号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工その6)の設計の一部変更に伴い契約金額を変更するため、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、契約金額を1億77万9148円増額し、13億8007万9148円に変更するものであるとの説明がありました。

本案に関し、当初から週休2日を前提とした発注をしなかった理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、当該工事は週休2日の試行工事であり、特記仕様書に基づいて最後に精算することとしており、週休2日の取組で4週8休を達成したことから、今回増額変更となった。

なお、令和5年4月1日以降は、当初から積算を含めて発注し、週休2日の取組が達成できなかった場合は、後で減額する方法に変える予定であるとの答弁がありました。

次に、増額された金額がどういう形で工事関係者や従業員等に還元されているか確認はしているのかとの質疑がありました。

これに対し、増額して支払った金額が下請、リース会社等にも行き渡って初めて現場環境の整備、賃金及

び業界団体の向上につながることから、今後は施工計画書や現場を管理する中で、しっかり確認していきたいとの答弁がありました。

そのほか、週休2日制の定義、人工島ビーチにおける絶滅危惧種の生息環境保全と事業進捗の関係、環境を重視した公共工事の在り方、当該工事の総事業費、人工島ビーチの供用開始時期などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第20号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第20号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第20号議案は、委員長長の報告のとおり可決されました。

◆ ◆ ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第2 甲第25号議案から甲第36号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長長の報告を求めます。

予算特別委員長比嘉瑞己君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔予算特別委員長 比嘉瑞己君登壇〕

○予算特別委員長（比嘉瑞己君） おはようございます。

ただいま議題となりました甲第25号議案から甲第36号議案までの予算12件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長をはじめ関係部局長等の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、甲第25号議案「令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第7号）」は、国の補正予算関連経費及び令和4年度執行状況を踏まえた経費の増減等について編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出ともに、195億8234万2000円で、補正後の改予算額は、9643億5765万8000円となる。

歳入の主な内容は、県税の増、地方消費税清算金の増及び地方交付税の増などである。

歳出の主な内容は、緊急小口資金等特例貸付けの償還管理事務費に要する経費の増、高齢者介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために要する経費の増、新型コロナウイルス感染症患者等の受入れのため、医療機関が空床とした病床に対する支援に要する経費の増、受益面積10ヘクタール以下の農用地における区画整理、かんがい排水整備等に要する経費の増、全国を対象とした観光需要喚起策・おきなわ彩発見キャンペーンNEXTを切れ目なく実施するために要する経費の減などである。

なお、繰越明許費は、予算成立後の事由等により、年度内に完了が見込めない事業について、翌年度に繰り越して実施するため計上するものである。

また、債務負担行為は、高等学校の学校建設費及び県立高等学校における端末購入を補助するため計上するものである。

次に、甲第26号議案から甲第35号議案までの特別会計補正予算は、中小企業高度化資金の元利収入が見込額を下回ること等に伴う減、中城湾港マリンタウンプロジェクト（西原与那原地区）の不動産鑑定料の減額等に伴う減、長期債利子の減額等に伴う減、国民健康保険事業における令和3年度の過大交付分の償還などに伴う補正であるとの説明がありました。

次に、甲第36号議案「令和4年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）」は、旧県立南部病院土地について、令和4年度中に処分する必要性が生じ、売却により特別利益が生じることから、補正予算を編成するものである。

収益的収入予算の補正については、収益的収入において特別利益を3億3151万8000円増額補正し、これを既決予定額に加え、補正後予定額を691億8122万円とするものである。

また、資本的収入予算の補正については、資本的収入において固定資産売却代金の項を設けて1億4232万2000円を計上し、これを既決予算額に加え、補正後予定額を45億1047万6000円とするものであると

の説明がありました。

まず、甲第25号議案に対し、2月補正に減額する事業が多い理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、今回の補正で減額が特に大きい事業はG o T oおきなわキャンペーン事業であるが、これは利用者が想定を下回ったことが原因である。それ以外に例えば、国庫補助を活用した公共事業等については、当初予算編成時には箇所ごとの補助金が確認できない事業が幾つかあり、結果的に国庫の内示額が減ったというものについて、まとめて2月補正で減額することから、減額が多くなっている。また、入札残なども減額の要因となっているとの答弁がありました。

次に、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業及び農林水産物条件不利性解消事業は一括交付金がなくなった際に事業を継続できるのか、新たな制度設計をして存続を目指すことも視野に入れるべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、両事業は一括交付金の創設を機に事業を展開したものである。数十億円の規模で事業を実施しており、一括交付金がなくなれば事業の存続も非常に厳しいと考えている。改正された沖縄振興特別措置法では5年以内の見直しがうたわれており、まずは実施計画の中で様々な検証を行い、毎年PDCAを回して取組の改善を図っていくこととしている。前期の実施計画を実施する中でしっかりと検証し、5年以内のタイミングでの制度要望も視野に入れながら検討していきたいとの答弁がありました。

次に、4月以降、沖縄電力が電気料金を値上げするという状況の中で、国の支援の対象外である特別高圧受電契約事業者への支援策についてどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、今回の補正及び令和5年度当初予算で国の支援の対象とならない特別高圧受電契約に対する県独自の補助事業を計上している。また、今年1月には緊急的な対策として内閣府の担当大臣及び経済産業大臣にさらなる支援を要請したところである。今後とも、国における追加支援の議論及び県民や県内産業に与える影響も見極めつつ、支援ニーズを検討していきたいとの答弁がありました。

そのほか、航空運賃の離島割引値上げに対する県の考え方、日米地位協定の調査の内容、財政調整基金及び減債基金積立に関する目安の設定の必要性、増額補正を行った上でさらに減額補正する事業の有無、県税の収収が伸びた理由、保健医療部の新型コロナウイルス感染症対策関連予算の執行状況とその評価、キノコの生産資材導入支援事業の補正内容、地域医療介護総

合確保基金積立金の活用方策、教職員の採用の在り方、特殊病害虫特別防除事業の内容、LPガス料金高騰に対する支援の考え方などについて質疑がありました。

次に、甲第27号議案に関し、下地島空港特別会計の繰越しの理由について質疑がありました。

これに対し、繰越しの主な理由は、空港の進入灯火及び航空灯火電力監視制御装置の更新工事について、世界的な電子部品の需要増に伴い資材の納期が遅れたことによるものであるとの答弁がありました。

次に、甲第36号議案に関し、旧県立南部病院の土地処分の経緯、処分の理由及び売買価格の算出方法について質疑がありました。

これに対し、同土地については昭和54年に当時の松下電器産業から無償譲渡を受け、昭和57年から平成18年3月まで県立南部病院用地として活用していた。平成18年7月からは友愛会南部病院用地として活用されたが、令和2年8月に診療機能が別病院に移転した後は、ほとんど活用されていなかった。糸満市においては、市民ふれあいセンターの設置やウエルネスリゾートホテルなどを誘致する構想の実現を図るため、同土地の取得を行うとしている。

土地の売買価格については、病院事業局及び糸満市土地開発公社による不動産鑑定評価に基づき算定し、沖縄県病院事業局固定資産管理規程を根拠に福祉及び道路に係る部分を減額して価格を決定したとの答弁がありました。

そのほか、無償譲渡された土地を有償で売却することについての妥当性などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第25号議案から甲第36号議案までの12件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、甲第25号議案から甲第36号議案までの12件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案12件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第25号議案から甲第36号議案までは、
原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第3 陳情第33号の付
託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情については、米軍基地関係特別委員
会に付託の上、審査することにいたしたいと思いま
す。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） この際、お諮りいたします。
委員会審査及び議案整理のため、明3月10日から
29日までの20日間休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、明3月10日から29日までの20日間休会と
することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全
部終了いたしました。

次会は、3月30日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時16分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 西 銘 純 恵

会議録署名議員 照 屋 守 之

令和5年3月17日

令和5年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第10号）

令和5年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第10号）

令和5年3月17日（金曜日）午前10時開議

議事日程第10号

令和5年3月17日（金曜日）

午前10時開議

第1 甲第37号議案（知事説明、質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 甲第37号議案

甲第37号議案 令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）

出席議員（47名）

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	照屋守之君	24番	平良昭一君
1番	次呂久成崇君	25番	仲村未央さん
2番	喜友名智子さん	26番	玉城武光君
3番	島袋恵祐君	27番	比嘉瑞己君
4番	玉城健一郎君	28番	照屋大河君
5番	上里善清君	29番	山内末子さん
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	35番	花城大輔君
10番	島尻忠明君	36番	又吉清義君
11番	仲里全孝君	37番	仲宗根悟君
12番	上原快佐君	38番	崎山嗣幸君
13番	新垣光荣君	39番	玉城ノブ子さん
14番	國仲昌二君	40番	西銘純恵さん
15番	瀬長美佐雄君	41番	渡久地修君
16番	山里将雄君	42番	瑞慶覧功君
17番	当山勝利君	43番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	44番	末松文信君
19番	金城勉君	45番	島袋大君
20番	新垣新君	46番	中川京貴君
21番	下地康教君	47番	仲田弘毅君
22番	石原朝子さん		

欠席議員（1名）

34番 呉屋宏君

説明のため出席した者の職、氏名

知事 玉城デニー君 副知事 照屋義実君

副 知 事 池 田 竹 州 君 商 工 労 働 部 長 松 永 享 君
総 務 部 長 宮 城 力 君 総 務 部 財 政 統 括 監 名 城 政 広 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 山 城 貴 子 さん 課 長 補 佐 城 間 旬 君
次 長 前 田 敦 君 主 幹 宮 城 亮 君
議 事 課 長 佐 久 田 隆 君 主 査 親 富 祖 満 君

○議長（赤嶺 昇君） 去る3月9日の会議において、本日は休会とすることに議決されましたが、議事の都合により特に会議を開きません。

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

3月15日、知事から、お手元に配付いたしました議案1件及び補正予算説明書の提出がありました。

次に、本日質疑予定の新垣淑豊君から発言通告の撤回がありました。

次に、2月8日から3月9日までに受理いたしました陳情21件は、昨日配付いたしました陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1 甲第37号議案を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔知事追加提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

令和5年第1回沖縄県議会（定例会）に追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

甲第37号議案「令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」は、電気料金の値上げによる社会経済活動へのさらなる負担が懸念されることから、負担軽減を図るための緊急的な対策を実施する経費として、

67億7600万円を計上するものであります。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ ウニゲーサビラ。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入ります。

甲第37号議案に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

大城憲幸君。

〔大城憲幸君登壇〕

○大城 憲幸君 おはようございます。

無所属の会の大城です。

今、知事から説明ございました甲第37号、沖縄県一般会計補正予算（第1号）について、通告に従いまして、質疑を行います。

知事は、1月末に国に対して沖縄の、本県の特殊事情及び県民所得が全国最下位という状況を踏まえて、特段の配慮を要請いたしました。その間、あるいはその前からそうですけれども、やっぱり沖縄の県民生活あるいは事業者の状況を考えると、非常に物価高騰、資材高騰で苦しんでいる。そして、この夏からは事業者等は、いわゆるコロナ関係のゼロゼロ融資、そういう返済も始まる。そういう中で、どう県民生活を守るのか、あるいは県経済を支えるのかというような議論はずっとしてきました。

そういうものを踏まえて、今回の緊急対策については、私は評価するものではありません。ただ、我々が、私がイメージしてきた内容、あるいは今回104億の大きな事業費になるわけですけれども、もうそれが中長期的にどう生かされていくのか。そういう視点では疑問が残ります。そういう意味で今回補正の67億円を含めた電気料金高騰緊急対策事業及び今後の電気政策について、3点お伺いいたします。

まず1点目は、今回の事業の財源は3つなんです。1つ目は、一般財源36.2億円です。そして2つ目は、一番大きい交付金の43億円というのは、これ

はいわゆるコロナ対応の臨時交付金。我々には説明がありましたけれども、特別なものではなくて、やはりもともと予定されていた——この間、沖縄は非常にほかの県に比べてもコロナの影響が大きかった。その間の検査料等が非常に大きな負担がありましたので、その戻しとして、2月に58.5億円の国から内示があったと。そのうちの43億円を今回電気料金の緊急対策に回しましょうというようなものが2番目。そして3つ目は、沖縄振興予算です。これについても、お互いもう分かっているとおり、ずっと沖縄振興予算が減らされている中で、県にとっても市町村にとっても大事な財源。ただやはり、それよりも今回は県民生活、あるいは事業者を支えるためにこの振興予算から回しましょうというようなことになっているわけです。

そういう視点で見ると、やはり今回の予算については、最初から予定されていた、あるいはほかの事業に充てる予定の予算を充当する内容になっているんです。今回は1月の要請の際には、私の認識では、やはり知事含め新たな団体でやはり国に対して新たな支援を求める、あるいは新たな財源を求めるというような要請という認識でした。

そこでお伺いしたいんですけれども、今般の要請に関し、知事は新たな支援や財源を要請したのではないのかと、認識をまずお伺いいたします。

2つ目、今言った1番の104億円については、あくまでもやはり激変緩和なんですね。国もそう言っていますけれども、国の7円も非常に大きい。県民にとっても事業者にとっても非常に支えになることは間違いありません。しかし、それではなかなか沖縄県の生活は、県民の生活は支え切れない、事業者を支え切れないということで、それに上乘せする形になりますけれども、やはりこれはあくまでも9月までの激変緩和策であります。もっと言えば、払って終わりなんですよ。そういう視点で見ると、やはり今回の緊急対策とは別に、2番の質問としては、今後の本県電気事業にとっては、電源の多様化はやっぱり必須なんです。そういう意味で今回、知事も今回の要請項目の中には再エネ等の導入促進に向け蓄電池の整備支援は掲げているわけです。しかし、この間も議論してきましたけれども、その規模とか金額とか具体的なものがまだ見えてこないんですよ。それについて認識を2点目にお伺いいたします。

3つ目について、今回沖縄電力は43年ぶりの値上げに向け申請を行っているところです。その理由あるいは背景について、エネルギーの価格高騰、為替の円安等、経営努力の及ばない外的要因ということで何度

も説明がございました。ただ、3月14日の参考人質疑の場でも再三説明をされましたけれども、やはり沖縄県民がずっと全国平均よりも高い電気料金を払っているんじゃないのかと、沖縄県の事業者が九州電力よりも大幅に高い電気料金を払いながら今頑張っているんだけれどもどうなのというものに対しては、やはり沖縄の特殊事情というようなことを掲げておられました。そして、この再エネあるいは電源の多様化についても、ハワイとの比較についても、やはり面積が小さいとか、様々な特殊事情やできない理由は述べられておりました。しかし、沖縄の特殊性とか不利性というのは、もうずっと前から、50年前からあったことであるんです。その間、石炭を中心とした化石燃料に大幅に依存してきたことが、今回の電気料金の大幅値上げを招いたのではないかというような識者の指摘も、私も受けました。私もそういう意味では、そう考えている一人です。

そこで、県及び沖電はこれまでの電源多様化への対応が甘かったことの責任を自覚し、知事は今回の値上げ幅のさらなる圧縮を沖縄電力に求めるべきと考えておりますけれども、所見をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

[商工労働部長 松永 享君登壇]

○商工労働部長（松永 享君） 1、今般の要請についての(1)、新たな支援等の要請についてお答えします。

県では、今般の電気料金の値上げにより、社会経済活動にさらなる負担が懸念されることから、今年1月、市町村及び経済団体と連携・協働の上、本県の特殊事情等を踏まえたさらなる支援を国に要請してまいりました。これを踏まえ、経済団体とも足並みをそろえながら、沖縄振興予算の財源を有効に活用する方向で検討し、内閣府と調整が進められているところでございます。あわせまして、県の一般財源や地方創生臨時交付金も充当した上で、今回の新たな包括的支援策を取りまとめることができたものと認識しているところです。

2、国との調整や今後の施策展開の状況についての(1)、国への要請後の蓄電池導入支援の調整状況等についてお答えします。

県では、変動性電源である太陽光発電等の普及拡大に当たり、蓄電池は余剰電力を貯蔵する手段として適していることから、再生可能エネルギーの普及に必要な設備として認識しております。蓄電池につきましては、本県の特殊事情を踏まえ、系統用蓄電池の整備など、再エネ等の導入拡大を促す環境の創出に向け、中

長期的な取組の支援を要請したところであり、それに基づき、国と意見交換を始めたところです。

県としましては、引き続き、国や関連事業者と意見交換を行いながら、再エネ等の導入促進に取り組んでまいります。

3、沖縄電力に対し、今回の値上げ幅のさらなる圧縮を求めることについての(1)、電気料金値上げ幅の圧縮に向けた沖縄電力の経営合理化への県の対応についてお答えします。

県と沖縄電力は、令和2年に、2050年脱炭素社会の実現に向けた連携協定を締結し、沖縄に適した再エネ導入拡大の取組を進めているところです。今回の沖縄電力の値上げ改定申請は、経済産業省が示している審査要領に基づき、電気料金の算定を行っていることから、関係法令等に基づき手続が進められているものと認識しております。なお、経済産業省は直近の資源価格の下落を反映する目的で、値上げ改定申請をしている電力各社に対して値上げ幅の圧縮を求める方針を示したところです。

電気料金の値上げは、県民や事業者に対してさらなる負担を強いるものであることから、県民や事業者の理解を得るためには、同社における経営合理化を徹底する必要があり、県としましては、同社に対し経営改善に向けた自助努力を促してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

[大城憲幸君登壇]

○大城 憲幸君 部長から答弁いただきましたけれども、1番については部長はそうとしか言えないと思います。ただ私は、最初の質疑で申し上げたように、当然、国の理解も得ないといけないし、104億円の財源をつくるのに一生懸命やっているのは分かります。ただ、やはりこの104億円というお金を本当に生きたお金にする、あるいは本当に支えながら中長期的に取り組んでいくという意味では、ちょっと財源を見てみて、当初からある財源、あるいはもっとほかに使う予定のあった財源を充てているという意味では、ちょっと私のイメージ——ちょっとではなくてイメージとは全く違うなと思っています。知事のこれに対する評価という部分をお聞かせ願いたい。お願いいたします。

2番目については、中長期の支援を今後も国と意見交換していきますということでありました。沖縄県の化石燃料に依存する割合というのは、今直近ではもう約9割ですよ。全国の平均が大体今7割ぐらいと言われています。そして2030年に沖縄電力もどこよりも先駆けて脱炭素やっていますよ、今説明があった

ように令和2年から県と沖電もやっていますよという話をしますけれども、残念ながら2030年の目標の18%を達成したとしても、82%の化石燃料は残るわけです。全国の今目標を着実に進めていくと、もう全国の平均は5割ぐらいまで化石燃料の依存は減るわけです。今、外的要因で厳しいというのはやっぱりここまで石炭が4倍にもなる、ガスが3倍にも4倍にもなる、そういうエネルギー価格が高騰したら、経営努力だけでもういっぱいいっぱいなのは、それは理解はできます。ただ、だからこそ、本当はこのところにもっと本気で投資をしていかないといけない。本気で取り組まなければいけないと思うんです。残念ながら今の答弁でも、私はもっと具体的に国に蓄電池を設置してくれというお願いをするのに、具体的にどういうものを、どれぐらいの能力のものを、幾らぐらいのものを設置するというような要望をするというようなイメージがまだまだ出てこないものですから、だから危惧をしているんです。

今年の1月には、沖縄電力さんは出力制限をしました。これは、これまでも沖縄に再エネを導入しようということで民間の会社もたくさん入ってきました。しかし、やはり電源の安定供給のためには再エネ、自然エネルギー、太陽エネルギーを出力制限しないとけませんよ、バイオエネルギーを止めないとけませんよということで、もう1月の正月から出力制限をしたんです。今取り組んでいると言われても、さっきも言ったように今沖縄の再エネの比率というのは10%ぐらいしかないわけですから、10%ぐらいの再エネの比率で出力制限をするっていう地域に、今後も本当に民間の皆さんが投資をして再エネをやろうかというところがなかなかやっぱり現れてこないんじゃないかなと思っています。

これまでの議論の中でも、2030年の18%の目標を達成するためには、ソーラー発電だけで2300億ぐらいの事業費が必要だよという答弁は執行部もされてきました。それには行政だけでは難しいので、民間の資金も投資をしてもらわないといけないというのはそのとおりです。ただ、肝腎の電力さんが10%ぐらいで出力制限をするような状況の中で、私はやっぱりもう一度沖縄県としても電力と本音で話をして、この蓄電池の部分に投資をしていく。あるいは、電力さんも今のところ沖縄での可能性というのはソーラーとバイオと水素とアンモニアしかありませんという話をこの前もしていました。ただ残念ながら、県の目標は2030年でもアンモニア、水素で1%ぐらいなんです。だからそういう意味ではやっぱり何やかんや言っても、今

大きいのはもうソーラーしかないわけですから、ソーラーを安定電源にするためにはどうしても蓄電池が欠かせない。それが沖縄県の政策としてなかなか具体的な数字が出てこないというのは、問題があると思うんですけども、再度認識をお伺いいたします。

最後に3番、答弁ではいろいろ頑張っていますよと、沖縄電力さんに対しても経営改善を促しますよというようなお話をいただきました。これまでもやってきたし、今後もそうするよ、その程度にしか聞こえないんですね。電力さんも当然頑張っているとは思いますが。ただ、今回の算定見直しについても、私が少しうーんと思うのは、これだけ県民生活が厳しい、県経済が厳しいという中で、電力さんも幸いにやっぱり、地域とともに、地域のためにということで、地域に根差した会社ということを言ってくれているわけですから、やっぱりそこはもう一度沖縄県もしっかりと信頼関係を結んで、強く物が言える立場になったほうがいいと思うんです。今回の値上げ幅の再計算についても、県がどうだからとか、沖縄県と相談してではなくて、やはり経産省が言うから再計算しますよというのは、ちょっと残念なんですよ。

それから、我々3月14日の参考人の議論を見ましたけれども、これまでも634億円の――43億円だったかな――大きな支援策が国、県からあるはずだと、そういうようなものを使って、もっと再エネにも投資も必要じゃないかとかっていう議論もある中では、やはりもう全部電気料金の低減に使っているし、そういう投資というのはなかなか難しいよという話があったにもかかわらず、翌15日には、日本経済新聞に大きく沖縄電力さんが将来の米軍基地の返還を見越してガス管の設置に投資をします。投資額は非公表ですよみたいな記事が大きく出ました。中城から浦添まで14キロメートルの高圧のガス管を設置するというような部分がありました。そういうようなことをいろいろ一つ一つ考えていくと、やはり我々は、もう一度この沖縄県の電気事業の在り方、電気政策と沖縄電力さんとの関係というのは、私は見直さないといけないと思っているんですよ。だから部長の答弁では、残念ながらさっきのものが精一杯だと思います。

私が3番目に確認をしたいのは、やっぱり知事の決意なんです。104億円も出す、残念ながらこれはもう一過性のもので出して、9月以降は何も残らないお金になってしまうんですよ。もっと言えば、出して多くが燃料代、石炭代になって海外に出ていくお金なんです。だから、それは沖縄県も国にお願いして協力を求めて、104億円何とか県民のために捻出するので、

だからこそ、今後のために沖縄電力とはもう一度しっかりと信頼関係を結ぼう、もっと厳しいことも言うかもしれないけれども、パートナーとして電気政策と一緒に進めてくれと、そういうようなものをやっぱり知事が直接電力さんと向き合わないといけないと思っています。そしてそのスタートは、やはり今回104億円準備した、その代わり沖縄電力もさらなる圧縮をやってくれと、国に言われたから再計算するのではなくて、県民のためにもう一度やってくれと、そういうようなものは私は知事がしっかりと面と向かって言うべきだと思います。

最後に知事から、ぜひ検討しますとか、頑張りますではなくて、やるかやらないか、答弁いただきたいなというふうに思っております。

以上3点、よろしくお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 大城憲幸議員の再質疑にお答えいたします。

まず、総額104億円を確保したこと等の知事の評価についてお答えいたします。

世界的な燃料価格の上昇に起因する電気料金の高騰は、1人当たりの県民所得や可処分所得が全国で最も低い本県の状況を踏まえると、県民生活や県経済に与える影響が非常に大きいものと認識をしております。そのことを踏まえ、今年1月には市町村及び経済団体と連携し、本県の特殊事情などを踏まえたさらなる支援を国に要請するとともに、経済団体とも足並みをそろえながら緊急対策の検討を進めてきたところであります。今回、経済界と沖縄県が一体となって電気料金の負担軽減に向け総額104億円の財源を確保し、包括的な支援策を実施することは、コロナ禍からの回復を目指す県民生活や県経済の下支えをする観点からも、大変意義があるものと評価をしているところであります。

次に、沖縄電力の経営合理化への県の対応についてお答えいたします。

沖縄電力は令和4年4月に、緊急経営対策委員会を設置し、1、役員報酬の削減、2、修繕費の抑制、3、社員賞与の減額の取組に加え、燃料調達の方法や調達先の多様化の取組により人件費や燃料費などを削減し、136億円の経営効率化を図ったとしておりま

す。また、沖縄電力からは、経営合理化の徹底を前提に県民及び県内事業者等の理解を得た上で、料金の値上げをお願いするものと聞いております。

県としましては、電気料金の値上げは県民や事業者に対してさらなる負担を強いるものであると考えております。

公聴会におきましても、まずは沖縄電力が人件費の見直しなど企業努力をしてから料金値上げを申請すべきなどの意見があったものと承知をしております。県民や事業者の理解を得るためには、同社における経営合理化を徹底する必要があると考えられることから、県としましては、同社に対し、経営改善に向けた自助努力を促してまいります。それと同時に、沖縄電力と協力いたしまして、県における再エネの導入化については、促進化が図られるよう一体となって努力をしていきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 松永 享君登壇〕

○商工労働部長（松永 享君） 沖縄電力の再エネ投資の促進についてお答えします。

沖縄電力とは令和2年に締結した連携協定等を踏まえ、双方連携して再エネ導入拡大に取り組んでまいりました。具体的には、クリーンエネルギー・イニシアティブで掲げる再エネ電源比率目標の達成に向け、宮古島や波照間島における実証事業成果の他地域への展開に向け、定期的な協議の実施、県産木質バイオマス

混焼発電の拡大、水素混焼発電に向けた可能性調査などを実施しているところです。

県としましては、電気の安定的かつ適正な供給の確保を前提として、引き続き沖縄電力と意見交換を行いながら、さらなる再エネ導入拡大の取組を進め、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブに掲げる目標の達成を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第37号議案については、予算特別委員会に付託の上、審査することにしたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第37号議案については、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

次会は、3月30日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時30分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 西 銘 純 恵

会議録署名議員 照 屋 守 之

令和5年3月30日

令和5年
第1回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第11号）

令和5年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第11号）

令和5年3月30日（木曜日）午前10時開議

議事日程第11号

令和5年3月30日（木曜日）

午前10時開議

- 第1 乙第1号議案から乙第4号議案まで、乙第18号議案及び乙第19号議案（総務企画委員長報告）
- 第2 乙第14号議案及び乙第15号議案（経済労働委員長報告）
- 第3 乙第5号議案から乙第13号議案まで及び乙第17号議案（文教厚生委員長報告）
- 第4 乙第16号議案（土木環境委員長報告）
- 第5 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の一部を改正する条例（経済労働委員長提出 委員会提出議案第1号）
- 第6 乙第21号議案から乙第24号議案まで（総務企画委員長報告）
- 第7 甲第1号議案から甲第24号議案まで及び甲第37号議案（予算特別委員長報告）
- 第8 第88回国民スポーツ大会及び第33回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議（経済労働委員長提出 委員会提出議案第2号）
- 第9 沖縄を再び戦場にしないよう日本政府に対し対話と外交による平和構築の積極的な取組を求める意見書

國仲 昌二君 玉城健一郎君

上里 善清君 山里 将雄君

当山 勝利君 照屋 大河君

山内 末子さん 瑞慶覧 功君

比嘉 京子さん 島袋 恵祐君

瀬長美佐雄君 玉城 武光君

比嘉 瑞己君 玉城ノブ子さん

西銘 純恵さん 渡久地 修君

喜友名智子さん 仲村 未央さん

崎山 嗣幸君 次呂久成崇君

新垣 光荣君 平良 昭一君

仲宗根 悟君 上原 快佐君

提出 議員提出議案第1号

- 第10 我が国の平和を維持するための外交・防衛政策の推進を求める意見書

花城 大輔君 小渡良太郎君

新垣 淑豊君 島尻 忠明君

仲里 全孝君 新垣 新君

下地 康教君 石原 朝子さん

仲村 家治君 西銘啓史郎君

座波 一君 大浜 一郎君

呉屋 宏君 又吉 清義君

末松 文信君 島袋 大君

中川 京貴君 仲田 弘毅君

提出 議員提出議案第2号

- 第11 陳情令和2年第110号、陳情令和3年第84号の2、同第160号、同第174号の2、同第226号、同第229号の2、同第233号、同第236号及び陳情第18号（経済労働委員長報告）
- 第12 陳情令和2年第56号、同第109号、同第196号、陳情令和3年第41号、同第42号、同第104号、同第105号、同第203号、同第206号、同第240号、同第249号、陳情令和4年第34号、同第107号、同第126号、

同第170号、陳情第15号、第24号及び第26号（文教厚生委員長報告）

第13 請願令和4年第3号の2、陳情令和2年第29号の2、同第85号、同第87号、同第88号、同第177号、同第199号の2、同第204号、同第221号、陳情令和3年第43号の2、同第115号、同第134号、同第142号、同第177号の3、同第211号の2、同第229号の3、同第233号の2、同第235号、陳情令和4年第46号、同第60号、同第71号、同第72号、同第82号、同第102号、同第111号の2、同第115号の2及び同第173号（土木環境委員長報告）

第14 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 乙第1号議案から乙第4号議案まで、乙第18号議案及び乙第19号議案

乙第1号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

乙第2号議案 指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関する条例

乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第4号議案 沖縄県県土保全条例の一部を改正する条例

乙第18号議案 沖縄県暴力団排除条例の一部を改正する条例

乙第19号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

日程第2 乙第14号議案及び乙第15号議案

乙第14号議案 沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例及び沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

乙第15号議案 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例

日程第3 乙第5号議案から乙第13号議案まで及び乙第17号議案

乙第5号議案 沖縄県地域福祉基金条例を廃止する条例

乙第6号議案 沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第7号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

乙第8号議案 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

乙第9号議案 沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

乙第10号議案 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

乙第11号議案 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

乙第12号議案 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

乙第13号議案 沖縄県差別のない社会づくり条例

乙第17号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

日程第4 乙第16号議案

乙第16号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例

日程第5 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 乙第21号議案から乙第24号議案まで

乙第21号議案 名護市と今帰仁村との境界変更について

乙第22号議案 包括外部監査契約の締結について

乙第23号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

乙第24号議案 専決処分の承認について

日程第7 甲第1号議案から甲第24号議案まで及び甲第37号議案

- 甲第 1 号議案 令和 5 年度沖縄県一般会計予算
- 甲第 2 号議案 令和 5 年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 甲第 3 号議案 令和 5 年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 甲第 4 号議案 令和 5 年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第 5 号議案 令和 5 年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 甲第 6 号議案 令和 5 年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第 7 号議案 令和 5 年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第 8 号議案 令和 5 年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第 9 号議案 令和 5 年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第10号議案 令和 5 年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 甲第11号議案 令和 5 年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第12号議案 令和 5 年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第13号議案 令和 5 年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 甲第14号議案 令和 5 年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第15号議案 令和 5 年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第16号議案 令和 5 年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第17号議案 令和 5 年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第18号議案 令和 5 年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第19号議案 令和 5 年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 甲第20号議案 令和 5 年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
- 甲第21号議案 令和 5 年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 令和 5 年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 令和 5 年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 令和 5 年度沖縄県流域下水道事業会計予算
- 甲第37号議案 令和 5 年度沖縄県一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 第88回国民スポーツ大会及び第33回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議

日程第 9 沖縄を再び戦場にしないよう日本政府に対し対話と外交による平和構築の積極的な取組を求める意見書

日程第10 我が国の平和を維持するための外交・防衛政策の推進を求める意見書

日程第11 陳情令和 2 年第110号、陳情令和 3 年第84号の 2、同第160号、同第174号の 2、同第226号、同第229号の 2、同第233号、同第236号及び陳情第18号

陳情令和 2 年第110号 沖縄文化観光撮影支援事業に関する陳情

陳情令和 3 年第84号の 2 令和 3 年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情

陳情令和 3 年第160号 石垣市における国営土地改良事業及び国営関連事業の推進に関する陳情

陳情令和 3 年第174号の 2 令和 3 年度美ざ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情

陳情令和 3 年第226号 海底火山噴火による漂流・漂着軽石に関する陳情

陳情令和 3 年第229号の 2 小笠原諸島の海底火山噴火による軽石被害対策に関する陳情

陳情令和 3 年第233号 海底火山噴火により噴出した漂流漂着軽石に関する陳情

陳情令和 3 年第236号 令和 3 年度サトウキビ価格・政策確立に関する陳情

陳情第18号 第88回国民スポーツ大会（2巡目大会）の招致に関する陳情

日程第12 陳情令和 2 年第56号、同第109号、同第196号、陳情令和 3 年第41号、同第42号、同第104号、同第105号、同第203号、同第206号、同第240号、同第249号、陳情令和 4 年第34号、同第107号、同第126号、同第170号、陳情第15号、第24号及び第26号

陳情令和 2 年第56号 新型コロナウイルス感染症拡大防止と市民生活、経済への対策の強化に関する陳情

- 陳情令和2年第109号 観光需要回復のためのヘイトスピーチ規制条例制定に関する陳情
- 陳情令和2年第196号 ヘイトスピーチ規制条例の早期制定を求める陳情
- 陳情令和3年第41号 包括的な差別禁止条例の制定を求める陳情
- 陳情令和3年第42号 ヘイトスピーチ規制条例の早期制定及び人権教育の推進を求める陳情
- 陳情令和3年第104号 インターネット上のヘイトスピーチに対する規制を求める陳情
- 陳情令和3年第105号 「沖縄らしい」差別禁止条例の制定を求める陳情
- 陳情令和3年第203号 新型コロナウイルス感染症の取扱いを指定感染症二類相当から五類感症に引き下げることを求める陳情
- 陳情令和3年第206号 ヘイトスピーチ規制条例に関して具体的で中身が見える議論を求める陳情
- 陳情令和3年第240号 ヘイトスピーチ規制条例について県の考えを明らかにすること及びヘイトスピーチを止めるための具体策を求める陳情
- 陳情令和3年第249号 マスク着用に関する陳情
- 陳情令和4年第34号 国保総合システム更改に対する財政支援を求める陳情
- 陳情令和4年第107号 教育機関における子供のマスク着用の選択に関する陳情
- 陳情令和4年第126号 医療費関係補助金に関する陳情
- 陳情令和4年第170号 沖縄県の教職員メンタルヘルス対策の充実に関する陳情
- 陳情第15号 マスク着用の有無による差別・偏見等の防止に係る啓発及び学校教室への換気システム導入等に関する陳情
- 陳情第24号 新型コロナウイルスから子供を守るため学校や園の空気環境の改善を求める陳情
- 陳情第26号 「琉球・沖縄史教育」に関する陳情
- 日程第13 請願令和4年第3号の2、陳情令和2年第29号の2、同第85号、同第87号、同第88号、同第177号、同第199号の2、同第204号、同第221号、陳情令和3年第43号の2、同第115号、同第134号、同第142号、同第177号の3、同第211号の2、同第229号の3、同第233号の2、同第235号、陳情令和4年第46号、同第60号、同第71号、同第72号、同第82号、同第102号、同第111号の2、同第115号の2及び同第173号
- 請願令和4年第3号の2 軽石被害に関する請願
- 陳情令和2年第29号の2 首里城の早期再建とヤンバル木材の使用と調達に関する陳情
- 陳情令和2年第85号 県道77号線と県道86号線が交差する仲間交差点の改良を求める陳情
- 陳情令和2年第87号 南部東道路の早期完成を求める陳情
- 陳情令和2年第88号 中城湾港佐敷地区沿岸部の住環境悪化への対応を求める陳情
- 陳情令和2年第177号 仲間交差点の渋滞解消に関する陳情
- 陳情令和2年第199号の2 県発注工事における県内木工事業者への優先発注に関する陳情
- 陳情令和2年第204号 下地島空港利用に伴う一般駐車場拡張整備の早期実現に関する陳情
- 陳情令和2年第221号 「首里城火災の出火・延焼拡大・文化財焼失原因の要因と管理体制」に関して県議会及び第三者委員会での調査・検証を促し、定期的に経過報告を求める陳情
- 陳情令和3年第43号の2 国道449号（名護・本部地区）での粉じん等の環境調査の実施と過積載車両の取締りを求める陳情
- 陳情令和3年第115号 沖縄県管理の公園及び施設等への出店に関する陳情
- 陳情令和3年第134号 佐敷東地区沿岸部の住環境悪化に対する県の対応を求める陳情
- 陳情令和3年第142号 県道宜野湾北中城線の工事に係る米軍基地キャンプ瑞慶覧の道路拡張部分について早期返還を求める陳情
- 陳情令和3年第177号の3 温暖化対策に向けた基礎的調査や市町村・県民への普及活動に関する陳情
- 陳情令和3年第211号の2 新型コロナウイルス感染症の影響に対する観光施設事業への支援を求める陳情

陳情令和3年第229号の3 小笠原諸島の海底火山噴火による軽石被害対策に関する陳情
 陳情令和3年第233号の2 海底火山噴火により噴出した漂流漂着軽石に関する陳情
 陳情令和3年第235号 国立自然史博物館の沖縄県への誘致推進に関する陳情
 陳情令和4年第46号 「天の浜」の安全・安心で自由・適正な利用に関する陳情
 陳情令和4年第60号 新石垣空港（南ぬ島石垣空港）駐車場への無料駐車時間設定に関する陳情
 陳情令和4年第71号 県道37号線バイパス道路整備に関する陳情
 陳情令和4年第72号 県道伊計平良川線（宮城島区間）の早期整備に関する陳情
 陳情令和4年第82号 県道伊計平良川線（宮城島区間）の早期整備に関する陳情
 陳情令和4年第102号 石垣市米原地区集落内の県道79号線における歩道整備に関する陳情
 陳情令和4年第111号の2 軽石被害に関する陳情
 陳情令和4年第115号の2 沖縄県による早期の軽石除去作業の実施及び支援を求める陳情
 陳情令和4年第173号 国道329号与那原バイパス立体交差への変更及び早期開通を求める陳情

日程第14 閉会中の継続審査の件

出席議員(48名)

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	照屋守之君	24番	平良昭一君
1番	次呂久成崇君	25番	仲村未央さん
2番	喜友名智子さん	26番	玉城武光君
3番	島袋恵祐君	27番	比嘉瑞己君
4番	玉城健一郎君	28番	照屋大河君
5番	上里善清君	29番	山内末子さん
6番	大城憲幸君	31番	西銘啓史郎君
7番	上原章君	32番	座波一君
8番	小渡良太郎君	33番	大浜一郎君
9番	新垣淑豊君	34番	呉屋宏君
10番	島尻忠明君	35番	花城大輔君
11番	仲里全孝君	36番	又吉清義君
12番	上原快佐君	37番	仲宗根悟君
13番	新垣光荣君	38番	崎山嗣幸君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	山里将雄君	41番	渡久地修君
17番	当山勝利君	42番	瑞慶覧功君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	47番	仲田弘毅君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局	長	山城貴子さん	主査	親富祖満君
次議事課	長	前田敦君	政務調査課副参事	上原毅君
課長	補	佐久田隆君	主幹	新垣伸弥君
主幹		城間旬君	主幹	具志堅勝也君
		宮城亮君	主幹	平良典子さん

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

米軍基地関係特別委員長から、3月27日の委員会において副委員長に仲里全孝君を互選したとの報告がありました。

次に、28日、國仲昌二君外23人から議員提出議案第1号「沖縄を再び戦場にしないよう日本政府に対し対話と外交による平和構築の積極的な取組を求める意見書」及び花城大輔君外17人から議員提出議案第2号「我が国の平和を維持するための外交・防衛政策の推進を求める意見書」の提出がありました。

また、昨日、経済労働委員長から委員会提出議案第1号「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の一部を改正する条例」及び委員会提出議案第2号「第88回国民スポーツ大会及び第33回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1 乙第1号議案から乙第4号議案まで、乙第18号議案及び乙第19号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君） ただいま議題となりました乙第1号議案から乙第4号議案まで、乙第18号議案及び乙第19号議案の条例6件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長、企画部長、警察本部刑事部長及び同交通部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第1号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、国及び他県の

状況等を考慮し、航海中における警備等の業務であって特に困難な作業を伴うものに従事する警察職員に係る海上業務手当の支給要件及び支給額を改める必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に対し、海上業務手当が該当する職員の業務は具体的にどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、国境離島警備業務をはじめ、通訳、情報技術の解析・その他電子計算機の管理、装備品の整備及び負傷者の救護等に関する業務であるとの答弁がありました。

そのほか、日没をまたいだ場合の手当の支給方法について質疑がありました。

次に、乙第2号議案「指定管理者制度の運用体制を強化するための関係条例の整備に関する条例」は、指定管理者制度の運用体制の強化を図るため、県が指定管理者制度の運用について意見の聴取を行っている指定管理者制度運用委員会を附属機関とする必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に対し、今回の条例改正は、指定管理者制度の在り方を根本から変えるような内容になっているのかとの質疑がありました。

これに対し、県民ニーズを施設サービスに反映させる上で、指定管理者制度運用委員会における意見の重要性が増していることもあり、同委員会を附属機関として位置づけ、指定管理者の選定及び公の施設の管理に関する重要事項について建議等ができるよう改正し、権限を強化するものであるとの答弁がありました。

次に、指定管理者制度運用委員会が現場の課題を把握するための仕組みはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、毎年度、当初の事業計画と実際の結果をモニタリング調査し、評価を行っており、その結果について指定管理者制度運用委員会で協議しているとの答弁がありました。

そのほか、委員の処遇の変更点及び選定に係る委員会を条例で規定している都道府県の数などについて質疑がありました。

次に、乙第3号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、工業技術センターの機器の使用料について徴収根拠を定める等のほか、知事が認定する獣医師等に対する豚熱予防液の交付及びマン

ションの管理に関する計画の認定の申請等に係る手数料の徴収根拠を定める必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に対し、沖縄県全体のマンション戸数及び市と町村の割合はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、県全体で1203棟、3万7607戸のマンションがあると推計している。市と町村の割合については、おおむね市が9割、町村が1割となっているとの答弁がありました。

次に、乙第4号議案「沖縄県県土保全条例の一部を改正する条例」は、宅地造成等規制法の一部が改正され、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等が全国一律の基準で包括的に規制されることとなったことを踏まえ、当該規制に係る開発行為を条例の適用除外とする必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に対し、県内ではどこが規制区域に該当することになるのかとの質疑がありました。

これに対し、これから国が示す基本方針や、基礎調査を踏まえ都道府県知事が指定することになるが、関係市町村の意見も聞きながら区域を指定していく必要があると考えているとの答弁がありました。

次に、県内における危険な盛土箇所の有無について質疑がありました。

これに対し、令和3年に静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、県内の盛土の総点検を実施したところ、対象となった546か所のうち、災害の危険性が高い箇所は確認されなかったとの答弁がありました。

次に、乙第18号議案「沖縄県暴力団排除条例の一部を改正する条例」は、博物館法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に対し、博物館法で博物館に相当する施設として指定される施設とは具体的にどのような施設かとの質疑がありました。

これに対し、県内における指定施設としては、東南植物楽園、沖縄こどもの国、おきなわワールド、南風原町立南風原文化センター、対馬丸記念館、沖縄県立芸術大学附属図書芸術資料館、沖縄空手会館及び琉球大学博物館の8か所となっているとの答弁がありました。

次に、乙第19号議案「沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」は、道路交通法の一部が改正されたことに伴い、自動運行装置を備えた自動車の運行の許可の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠

を定める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に対し、県内における同条例の対象となる事業者の有無及び今後の県内における普及の見通しについて質疑がありました。

採決の結果、乙第1号議案から乙第4号議案まで、乙第18号議案及び乙第19号議案の条例6件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第1号議案から乙第4号議案まで、乙第18号議案及び乙第19号議案の6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案6件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第4号議案まで、乙第18号議案及び乙第19号議案は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第2 乙第14号議案及び乙第15号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長大浜一郎君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 大浜一郎君登壇〕

○経済労働委員長（大浜一郎君） ただいま議題となりました乙第14号議案及び乙第15号議案の条例2件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長及び商工労働部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第14号議案「沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例及び沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例」は、土地改良事業における県の費用負担の割合を見直すことに伴い、県営土地改良事業及び国営土地改良事業に要する費用の一部につきこれらの事業によって利益を受ける者から徴収する分担金及び負担金に係る比率を改める必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、減額となる地元負担の金額について質疑がありました。

次に、乙第15号議案「沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例」は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置によりその経営に影響を受けた中小企業者のうち原油価格または物価の高騰の影響を受けたものの資金調達の支援を目的とする事業を実施するため、基金の設置期間を延長する等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、令和5年度からゼロゼロ融資の返済が始まる事業者の件数と現状の認識、また、どのような支援を考えているかとの質疑がありました。

これに対し、令和5年度にいわゆるゼロゼロ融資の返済を迎える事業者は、全体の約44%に当たる約4900件を見込んでいる。資金繰りが悪化する事業者が出てくる可能性があると考えており、その事業者に対しては、適切かつ迅速な資金繰り支援、収益の改善、事業再生、事業転換支援等、実情に応じた支援に取り組むことが重要であると考えている。また、国が中心となって立ち上げた沖縄事業者支援体制構築プロジェクトにおいて、金融機関、信用保証協会、中小企業活性化協議会などの支援機関及び国、県を含めた関係機関から適切な支援を受けることができる体制の構築を進めているところであるとの答弁がありました。

そのほか、事業の対象となる業種の範囲及び基金に充当する財源の内容などについての質疑がありました。

採決の結果、乙第14号議案及び乙第15号議案の条例議案2件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第14号議案及び乙第15号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案及び乙第15号議案は、原案のとおり可決されました。



○議長（赤嶺 昇君） 日程第3 乙第5号議案から乙第13号議案まで及び乙第17号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長末松文信君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 末松文信君登壇〕

○文教厚生委員長（末松文信君） ただいま議題となりました乙第5号議案から乙第13号議案まで及び乙第17号議案の条例10件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長及び教育長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第5号議案「沖縄県地域福祉基金条例を廃止する条例」は、沖縄県地域福祉基金を廃止する必要があるため、条例を廃止するものであるとの説明がありました。

次に、乙第6号議案「沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例」は、介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の額を改める必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第7号議案「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を改める必要があるため、条例

を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、条例の施行日について質疑がありました。

次に、乙第8号議案「沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき、内閣総理大臣等が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件を改める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、看護師等が保育士の代わりになり得るというような条例改正の内容だが、県としてはこのことについてどういう見解を持っているかとの質疑がありました。

これに対し、今回は国の基準の改正を受けて県としての体制を整えるためにしなければならない改正である。一方で、保育士の配置基準の見直しについては全国知事会等を通して、引き続き国に要請をしていくとの答弁がありました。

次に、乙第9号議案「沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例」は、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第10号議案「沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を改める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第11号議案「沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、指定児童発達支援の事業の人員及び運営に関する基準を改める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、安全装置の装備の対象となる送迎用バスの台数と予算措置の状況について質疑がありました。

これに対し、沖縄県指定の通所支援事業所が保有する安全装置装備の対象となる座席が3列以上の自動車

は863台となっており、導入を支援するための予算を2月補正で計上しているとの答弁がありました。

次に、送迎用バスの安全装置の装備が困難な場合の代替措置とはどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、安全装置が装備されるまでの代替措置としては、確認を促すチェックシートや園児の所在確認を行ったことを記録する書面を備え付けるなど、園児が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにするための措置を講じることとなるとの答弁がありました。

そのほか、安全装置装備期限以降の予算措置の有無などについて質疑がありました。

次に、乙第12号議案「沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、指定福祉型障害児入所施設の運営に関する基準を改める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第13号議案「沖縄県差別のない社会づくり条例」は、社会全体で不当な差別の解消を推進するため、その基本理念等を明らかにし、県が講ずる施策の基本事項を定めるとともに、不当な差別的言動に対する措置等について調査審議を行う附属機関を設置する必要があるため、条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、差別の把握の方法及び罰則についてどのように規定しているかとの質疑がありました。

これに対し、差別に関する相談体制の整備や情報収集を行うことによって実態を把握し、実情を踏まえた取組を行うこととしている。罰則については、現時点では過度な規制となるおそれがあることから規定は設けていない。条例施行後の取組の効果を検証し、必要があると認めた場合は見直しをしていくとの答弁がありました。

次に、本条例の第9条に県民であることを理由とする不当な差別的言動に関する施策について規定した理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、現在、インターネット上で県民に対する誹謗中傷が散見されており、パブリックコメントでも沖縄ヘイトに対する対応が県に求められている。第9条の規定については、このような言動や動向を注視し、県として必要な取組や方針を明記しているとの答弁がありました。

そのほか、条例における県民の範囲、パブリックコメントの内容、条例の名称や市町村の責務に対する考え方やヘイトスピーチの定義などについて質疑がありました。

次に、乙第17号議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童生徒数の増減等により、学校職員の定数を改める必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、乙第13号議案については、採決に先立ち、沖縄・自民党所属委員から継続審査の動議の提出があり、採決の結果、継続審査とすることは賛成少数で否決されました。

継続審査が否決されたことに伴い、乙第13号議案の原案について採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第5号議案から乙第12号議案まで及び乙第17号議案の条例9件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第13号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

小渡良太郎君。

〔小渡良太郎君登壇〕

○小渡 良太郎君 おはようございます。本日で議会も最終日という形になりました。早速ではありますが、当該議案に対し反対の立場から討論いたします。

乙第13号議案「沖縄県差別のない社会づくり条例」についてであります。私は文教厚生委員会の委員でもあり、ヘイトスピーチを防止する条例については、当初より議論してまいりました。この条例案は、委員会での議論を含め膨大な時間と様々な経緯を経てこのたび提案されておりますが、残念ながら極めて詰めが甘いと言わざるを得ません。私がこう申し述べるのには2つの理由があります。

まず1つ目、第9条関係でございます。

委員会の質疑でも申し述べましたが、条例を上程し

た当局が自ら提案したにも関わらず、条文の定義、意味並びに運用に当たっての具体例を明示できないということは、これは法整備に当たって極めて重大な瑕疵であると考えます。それはいみじくも、この条例の最後にある附則2（検討）の条文にも表れているように思います。

社会情勢の変化等を勘案し、施行の状況によって検討を加え、必要があるときは必要な措置を講ずる。

不当な差別またはその言動、取扱いというのは、社会情勢の変化によって変わるものではありません。にも関わらず施行の状況によって検討を加えるということ案の段階からわざわざ盛り込んでいるということは、この条例が現時点でいまだ不完全なものであるということを当局自ら認めていることにほかならないと捉えます。条例とは、地方自治体が定める自治法でございます。条例の定義も運用に当たっての具体例も定かではないという法は、立法の府たる議会の一員として認めるわけにはいきません。

そしてもう一つ、条例から透けて見える県の姿勢にも疑義があります。前文並びに幾つかの条文において、県の責務として施策を総合的に講じ実施すると定められ、その施策は相談体制の強化、県民への啓発、差別者の公表としていますが、私は最も大切なことが欠けていると感じます。それは、県自身が沖縄県民の生命と財産を守る責務を担う者として敢然と差別に立ち向かうという強い姿勢が見えないということであり、差別的言動や取扱いに対しては、まずしかるべき立場にいる者が嚴重に抗議をすとか、私はそういう姿勢を期待しておりましたが、そのような即応性がこの条例から全く見受けられません。1つ目でも述べたように、差別というのは普遍的なものであります。もし重大な差別的言動が大々的に発生して県民がそれによって不当におとしめられたとき、それでも県は、これは差別に当たる表現活動かと、一々審議会に諮って意見を聞くんですか。差別のない社会とは、降りかかる差別に対し、個別に慎重に慎重を重ねて対応するという社会なんですか。そんな対症療法的な姿勢で何が守れると、何が解消されるのでしょうか。

不当な差別をなくすために不断の努力を重ねるということについては、私も大いに賛成するところでございます。そのための条例制定についても何度も委員会で議論をし、また委員会で申し述べてきたように必要なことだと考えております。しかしながらそれは、長い時間をかけてきて非常に残念なことでありますが、この条例案ではありません。条例制定に係る議論に加

わった者が誰一人いなくなった後でも十全に機能する地域の法として、万全を期した条例案を私は再度提案していただきたいと考えております。悪法もまた法という言葉がございます。この条文の解釈が、いつか来る未来に県民にとって不利益にならないように、定義とか意味合いというのはしっかりと説明できる状況をつくらないといけない。ちゃんと位置づけなければならぬ。そういう意味でこの条例案は、法として不十分であります。

議員諸兄の賢明なる判断をお願い申し上げ、私の討論といたします。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 おはようございます。

沖縄県差別のない社会づくり条例について、討論を行います。

私は、この条例案に対して2月28日の一般質問で様々な指摘をさせていただきました。不当な差別の現状は、差別的言動と差別的取扱いの具体的な説明、県民の責務、沖縄県差別のない社会づくりの名称について、憲法で定める人権、発言の自由との関係、権力に対して物が言えなくなるのではなど、執行部や知事に質問をさせていただきましたけれども納得ができませんでした。

この条例では、規制や罰則はできない。私の考えは、県が条例をつくるのであれば、具体的な事例に基づいて当然罰則も含め規制があるべきだと考えておりました。ところが、今回の条例はそうはなっていない。知事提案の沖縄県差別のない社会づくり条例を何度も読み返しました。また、2月28日の一般質問の議事録を取り寄せて読み返しました。同時に執行部にも確認をさせていただきました。憲法の規定も学びました。この結果、この条例は、規制条例ではなく理念条例であると考えようになりました。その視点で、条例の条文や私の一般質問の議事録を読み返すと、だんだん理解できるようになりました。

理念条例とは、行政の方向性や施策における優先順位などを規定したものであると理解をしております。今回の沖縄県差別のない社会づくり条例は、この理念条例の趣旨に合っていると考えております。玉城知事は私の質問に対する答弁で、基本方針に基づいて不当な差別のない社会の形成に関する施策を講ずるとし、①人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めること、②不当な差別に関する相談に的確に応ずること、③不当な差別が生ずる背景その他の差別の実情を踏まえた取組を行うことにより、不当な

差別の解消の推進を図ることと説明しています。同時に人種、人権、国籍、信条、性別、性的指向、社会的な身分、出身等によって不当な差別をしてはならない、このことも定めているとの説明でした。この条例は、その執行部の思いを込めた理念条例であり、規制条例ではないと考えております。先ほども述べましたが、私の認識は条例をつくって規制をしたり、罰則をつくることを考えておりましたけれども、今回理念条例について再認識をさせていただきました。

また、今回の条例では、施行後3年をめどにして必要な措置をすることも明文化されておりますので、今後私が質問で指摘したことや罰則規定等についても対応ができるものと考えております。

以上申し上げ、沖縄県差別のない社会づくり条例は、理念条例の観点で賛成の立場からの討論といたします。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

〔新垣淑豊君登壇〕

○新垣 淑豊君 会派沖縄・自民党の新垣淑豊でございます。

乙第13号議案「沖縄県差別のない社会づくり条例」の採決について、私は反対の立場で討論をさせていただきます。

同条例の制定に関する趣旨は、我々の会派としても私個人としても、異論はないものだと思っております。沖縄県において、差別のない社会をつくることは非常に大事なことだと思っております。あくまでも今議会においての採決に対して反対ということです。

現段階では、条例制定できるほど議論が尽くされていないと考えます。特に9条の「県民であることを理由とする」、10条の「本邦外出身者等に対する」という部分において、対象を絞られていますが、例えば、県民が県民に対して侮蔑的な言動をした場合にはどうなるのか、沖縄県外から来沖している国内観光客に対してはどのようになっているか。文教厚生委員会でも以前に取り上げられていますが、米軍に対する抗議活動とヘイトの境目についてはどうなっているかなど、内容についてはまだまだ議論が必要であると考えられます。

憲法第94条には、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」となっておりますが、「法律の範囲内」においてという部分と照らしますと、条例において法律により規制されていない行為について、規制することの適法性の議論、検証もまだ不十分であるのではないでしょう

か。本条例9条に関しては、まだまだ議論の余地があるものと考えております。

地方自治法第14条第1項には、普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務（地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの）に関し、条例を制定することができる。同じく第2項には、普通地方公共団体は、義務を課し、権利を制限するためには、法令に特別の定めがある場合を除いて、条例によらなければならないとあります。

今回の委員会の議論におきましても、与党議員からも対象の内容について不満とも受け止められる質疑がありました。そのほかの質疑においても、不当な差別的言動に関しては、県において具体的な事例の収集もなされていないということも分かっております。加えて、与野党において、罰則規定の盛り込みなども要望されておりますので、その点についてもさらなる議論が必要であると考えられます。

執行部より3年後の見直しが示唆されており、条例にも明文化されておりますけれども、我々県議会において条例を定め、それを県民の皆様に遵守していただく、まさに義務を課し、権利を制限することになる条例とは、沖縄県における法律でありますので、特にこのような人権に関わる条例については、全会一致での採択に至るまでしっかりとした議論が必要であると思ひ、我々は文教厚生委員会において、本条例議案の採決は拙速すぎるということで、継続した審議を求めました。

そして、本条例名についても「沖縄県差別のない社会づくり」とありますが、これは今私が読み上げたように「沖縄県、差別のない社会づくり」と読む方もいらっしゃるし、「沖縄県差別、のない社会づくり」ということで、読む人によって受け止め方が異なるというケースもあるのではないかとお話をさせていただきました。条例名についても、まだまだ行政文書としては再度検討するべきではないかというふうには思っております。これは委員会の質疑においても指摘をさせていただきました。こういったことも含めて、この条例案については、もう少し、あと少しの議論を行うべきであり、なぜ今議会での採決が必要なのかということについて、私は理解ができません。委員会同様に、本議会においても強いての議決を諮るのであれば、私は、また我が会派としても反対をせざるを得ないということで、本条例制定に関しては反対ということを表明させていただきたいと思ひます。

どうぞ議員各位の皆様、よろしく願ひいたしま

す。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

〔喜友名智子さん登壇〕

○喜友名 智子さん 立憲おきなわの喜友名智子です。

乙第13号議案沖縄県差別のない社会づくり条例案について、賛成の立場から討論を行います。

今回、賛成・反対と討論が続いておりますが、この議場の中に、全ての人の人権を尊重することに反対をする議員はおられないものと信じております。多く賛否が分かれている点は罰則規定、そしていわゆる県民の定義、沖縄ヘイトの部分であると認識をしており、討論をこの2つに触れる形でこの条例案の意義を述べさせていただきます。

この条例の議論が始まったのは、那覇市内を中心に県内で行われていた街頭のヘイトスピーチの監視を続けていた県民・市民団体からの活動、それから陳情要請によるものです。早い方だと2014年頃から目にしていたと私もお聞きしております。

私が那覇市内でのヘイトスピーチに気づいたのも、ちょうどその頃です。那覇市役所前で、政治体制が異なる国の人々、日本政府と異なる政治姿勢を持つ国の人々をやゆし、罵倒し、おとしめる街頭活動。また、那覇市内などで行われる琉球・沖縄の伝統行事を再現するイベントのその横で、過去に琉球国が特定の国と交流していたことが属国的だと批判をし、その名残がある文化イベントを粉砕するのだという街頭活動も実際に目にしました。

政治的な批判は大いにやればよろしいと思ひます。しかし、過去の歴史や文化まで否定し、おとしめ、なかったことにしようとする言動がこのままエスカレートしていけば、沖縄社会の中で何を生み出すのか。今後どうなっていくのか。その危機感がこの条例案でしっかりとメッセージとして伝えるべき1つだと思っております。この条例を成立させることで、県、県議会が人権尊重に対し、1つのメッセージを発することは非常に大きな意味があると考えております。

ヘイトスピーチ規制については、国会で本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、いわゆるヘイトスピーチ解消法が平成28年6月3日に施行されました。本条例案は、この解消法を基本としながら、これまで沖縄県にない人権の専門家から指摘をされていた、総合的な人権基本条例にヘイトスピーチ規制を加えた内容です。男女共同参画社会法やヘイトスピーチ解消法も、抽象的で不十分な内容だと指摘されながらも、何もない、方向

性がないよりましだということで、差別をなくす実体的な取組に活用されてきました。沖縄県には現在、人権と名前のついた部署はありません。総合的な人権行政がないに等しいとの指摘もある中で、この条例が、沖縄での人権行政の出発点としての意義があることを改めて訴えたいと思います。

さて、今回の条例では、第11条で差別的言動と認められるものについては、この条例により設置される審議会の意見を聞いた上で、国の行政機関に通知、氏名または名称を適切な方法で公表するとしております。罰金などの罰則規定がないものの、差別・憎悪扇動を行った者に対し、意見を述べる機会を与えるとしており、憲法上の表現の自由を担保したものとなっております。

川崎市の条例では、本邦外出身者に対する差別的言動に対し、罰則・罰金を科す全国で初めて刑事罰に踏み込んだ条例が制定されております。国の法律が規制の最低基準を定めたものであることは明らかで、県がそれに罰則を上乗せすることは十分に可能と考えております。今後、審議会でこの分野の知見を持つ専門家も含め、実態のある調査の取組による歯止め、そして差別・憎悪行動は罰則を規定してでもしっかりと規制をしなくてはならないと、さらに踏み込んだ議論をこの条例が可能にするものと考えております。

ここで1つ御紹介したいのは、2021年に起きた京都府のウトロ地区放火事件です。在日コリアンが多く暮らすこの地区の倉庫に火をつけ、7棟が全半焼、地区の歴史を伝える資料50点も燃えてなくなりました。この事件の裁判は、昨年8月末に被告に対して執行猶予なしの実刑判決が行われております。報道によると、この事件の被告がウトロ地区を知って、たった5日後に放火をしたということです。インターネットで調べただけ。裁判中は放火した自らの行為を、後悔があるかと問われると正直ありません、ニュースサイトのコメント欄を意識していたと述べたと報じられております。現在は心境の変化があるような報道もありますが、定かではありません。ヘイトスピーチがあるのかないのか、憎悪表現が実際にあるのかないのか、このような議論が続けている間に、今の日本ではヘイトスピーチ規制にとどまらず、それがヘイトクライム、憎悪犯罪につながった事例も出てしまっていること。沖縄でこれが実際に起きたらどうなるのか、考えるだに私はこの条例の必要性、一步踏み出すことの重要性を認識せざるを得ません。沖縄においてこのようなことが起きる前に、この条例によってヘイトスピーチは許さないと、真正面から向き合う一步となる意義

を非常に大きいものとして皆様に訴えたい。

また、第9条、県民の定義についてです。

私も本会議そして委員会での質問でも、県民の定義あるいは沖縄ヘイトも盛り込むべきだとして指摘をしてきました。条例案の前文では、「特定の個人又は不特定多数に向けて行われる特定の人種、国籍、出身等、本人の意思では変えることが難しい属性を理由とする不当な差別的言動、性的指向や性自認の多様性についての理解が十分ではないことに起因する偏見や不当な差別」について述べられています。この中には差別を受ける例示の列挙に、民族という言葉を入れておらず、ほかの都道府県の条例、市町村の条例、先行事例を見ますと、盛り込むべきだと考えております。しかしながら、県は答弁の中で、これは例示であり、全ての差別が対象と答弁をしておりました。人種差別撤廃条約や国の決議、全国で制定された多くの条例で民族が例示列挙されていることを踏まえると、この記載がないということは私は残念なことであると考えております。しかしながら、パブリックコメントなどが寄せられて県民の議論が大きく分かれていることへの配慮、政治判断だと理解をし、これは今後条例によって設置される審議会で真正面から取り扱うべきテーマだと考えております。

さて、条例案第14条では、沖縄県差別のない社会づくり審議会を設置し、調査審議、知事への答申、建議をすることができるとされております。私は、ここでの議論を沖縄県民全体の人権尊重、特にヘイトスピーチ規制のために、この分野の専門家の知見を生かしながら、県民参加のボトムアップの議論をしていくこと、その場にするのを期待をしております。さきにも述べたとおり、ヘイトスピーチ規制が県議会で議論されるようになったきっかけは、この実態を憂慮し、監視・記録活動を始めた県民の動きからでした。審議会での情報収集を担うに適切な個人や団体が既にあることは、沖縄県の強みの一つであると思います。

また、東京弁護士会が全国の自治体に提言しているヘイトスピーチ規制条例案は、人権の包括的かつ罰則もある内容です。国の法律は規制の最低基準を定めたものであり、地方自治体が地域の実情に応じて罰則を上乗せしたり、あるいは差別の対象となる、これを広げること、これは憲法の範囲内で十分に可能なことです。審議会ですっきりと議論をしていく、その第一歩となることを望んでやみません。

今回の条例案では、先ほども申し上げましたが、「本人の意思で変えることが難しい属性」として、「人種、国籍、出身等」とありますが、民族という言葉が

入っておりません。これは日本という国家の中で、ウチナーンチュあるいは沖縄の人々、沖縄にルーツを持つ人々がたどってきた歴史を振り返ると、やはり踏み込みが足りないとも思います。しかしながら、この理由をもってこの条例案を全て否決することは、私は今の沖縄でのヘイトスピーチの条例を考えると、社会に発するメッセージのマイナスのほうが大きいと考えざるを得ません。日本国民であり、かつウチナーンチュ、沖縄の人々という集団であるということは両立できますし、明言・明記しない理由はありません。しかしながら、様々な指摘がありながらもこのような条例案が出てこなければ、こういった議論も喚起されないまま見過ごされ、たなざらしにされていたのではないのでしょうか。本条例案を出発点として、今後、条例の解釈指針や審議会を中心とする運用の充実強化、そして差別の実態調査実施などをさらに積み重ね、3年後の改正を目指すことは、今日の前で行われているヘイトスピーチ、憎悪の扇動に歯止めをかけることになります。

以上、沖縄県差別のない社会づくり条例案への賛成討論とし、一人でも多くの議員の皆様が、今回この条例を採択する、決めることの意義を改めて申し上げまして、一人でも賛同の議員が増えますよう心よりお願いを申し上げます。

ありがとうございました。（傍聴席にて拍手する者あり）

○新垣 新君 注意してくださいよこれ。議長、駄目ですよ。休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛にお願いします。

座波 一君。

〔座波 一君登壇〕

○座波 一君 同僚議員の小渡議員、そして新垣議員とダブるところがありますが、あえてもう一度私からもさせていただきます。

乙第13号議案に反対の立場で討論させていただきます。

全ての人へ不当な差別が許されないことは、自由と民主主義を国とした法治国家である我が国においては、基本的な理念であります。国においては、本邦外

出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、いわゆるヘイトスピーチ解消法を平成28年から施行しております。今般、沖縄県が、「人々が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する心豊かな社会の実現を目指し」、あらゆる差別のない社会をつくろうとする沖縄県の理念には賛同できるものであります。

しかし、この条例には重大な欠陥があります。まず条例名であります。「沖縄県差別」という表現であります。通常であればこの手の場合は、「沖縄県における」か、あるいはナカポツを入れて「沖縄県・差別のない」という表現にするのが妥当ではないでしょうか。「沖縄県差別」という一つの熟語にした条例名にするということは、沖縄県は、県内において沖縄県差別が事実として行われているということを公に国及び世界に発信することになります。これは県民の民意なんでしょうか。県民の総意と言えるのか。玉城県政はまるで県民が知らないうちに、沖縄県民差別を既成事実化しようとしているのではないかと。県民に対する説明がなく、全く全ての差別をなくそうとする崇高な理念を利用して、強引に「沖縄県差別」を入れ込んできた。このような恣意的な条例化は県民と県外出身者を愚弄するものであり、既に県在住の県外者あるいは県外から疑問と批判が出ているのであります。

そして問題は9条であります。「県は、県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けて施策を講ずる」とする条項であります。本会議や委員会で、県民に対する差別的な言動等の具体的な事例を求めても、提案者である県は具体的事例を示すことはできなかったわけであり、説明では、中部で起こった警察署投石事件や基地反対活動に対する批判がネット上で炎上したことなどを挙げました。しかし、この現象だけで沖縄県民が差別されていると言えるのでしょうか。また事例として、街頭で特定の国に対するヘイトスピーチを挙げましたが、それは沖縄県民に対するものではない。私たちもこのような街頭でのヘイトスピーチがあってはならないと考えており、観光立県として厳しく規制すべきだと考えているわけで、沖縄県民差別と切り離して考えるべきであります。さらにネット上で県民に対し誹謗中傷が散見されることしておりますが、ネット上の問題は個々の思想信条の意見対立や無責任な主張、フェイクなどが氾濫し、このような現象は沖縄県だけではなく全国どこでも見られるのであります。これは、ネット社会の根本的な問題であり、これが沖縄ヘイト、沖縄差別とするのは早計であります。そして法的にも無理があるのではないかと

先ほどもありました。我が国の法律に、あえて沖縄県の差別を明文化している部分はないのであります。すなわち国は、沖縄県民差別を認めておらず、法律の範疇であるべき条例の法的根拠に無理があるのではないかと。

県議会は、沖縄県最高位の立法機関としてしっかりと精査し、このような人権問題に関わる重要な条例案は、全会一致で制定するのが望ましく、数の力で押し切るものではないのであります。そもそも、差別を規制するには、誰が誰に対しどのように差別してどのような被害があるのかしっかりと検証すべきであり、法的根拠も薄く事実確認もできない状況で、この条例案は欠陥としか言いようがないのであります。賛成する議員は、県民差別の事実をもってしっかりと説明ができるのでしょうか。責任が持てるのでしょうか。

視点を変え、沖縄県民は差別されていると言いますが、沖縄県民も県外出身者に対し差別的扱いをする事例はないのでしょうか。思い当たる県民は多いと思います。沖縄県には多くの県外出身者がいるが、恐らく沖縄県民の心ない差別的言動を体験した人は少なくないはずであります。県民は自らに対する差別は規制するが、県外の人に対する差別は規制しないのかという問題に発展します。あるいは、沖縄に在住する県外出身者や結婚相手が県外出身者の場合に、日常生活のトラブルやささやかなけんかで言葉を間違おうものなら、沖縄県差別として捉えられかねない、そのようなことにもなります。ましてや、この条例に罰則規定を入れろという声もありますが、それでは県外出身者は恐ろしくて生活もできなくなるのではないのでしょうか。この9条の悪影響を考えたとき、将来世代に禍根を残す社会問題に発展する可能性があることを忠告しておきます。

沖縄県民は、戦前・戦中・戦後を通して不遇な時代を経験しました。確かに過去においては、差別問題もなかったわけではありません。私も本土復帰を経験した世代として記憶に残っております。しかし、この不遇な時代を先人と県民はたゆまぬ努力で乗り越えてきました。そしてボクシングの具志堅用高さん、甲子園での活躍、オリンピックやゴルフ、そして芸能界での多くのスターも誕生しました。私たちは大いに励まされ自信と勇気をもたらしたはずであります。今ではハワイを超える観光地として国内で屈指の観光地となり、沖縄で暮らすために移住する人口社会増も全国トップレベルで沖縄を愛す沖縄ファンも多い。このような多くの県外の人々が沖縄県民を差別する意識もないし、県民が差別されているなど考えたこともないはずであり

ます。県内の子供たちにとって、差別を受けた経験などもないはずであります。なぜ玉城県政は、自ら沖縄県差別を顕在化するのでしょうか。

私たち自民党は、9条の沖縄差別条項がある限りこの条例に反対します。与党の一部にも、9条を問題視する良識派はいます。玉城知事をおもんぱかって社会全体の差別解消のために前に進めるべきと妥協してしまう方もいるわけでございます。しかし、条例は、一部の文言にでも疑問があれば進めるべきではありません。もっと時間をかけて慎重になるべきではないでしょうか。沖縄県の将来のために、子供たちの明るい未来のために、議員各位の再考を心からお願いするのであります。

県内のメディアにも問いかけたい。ヘイトや差別をなくすため、このすばらしい理念を掲げた条例案がなぜ全会一致にならないか。どこに問題があるのか。沖縄県民や県外出身者が理解できるような報道に心がけてほしい。

議員各位におかれましては、県内に在住している全ての沖縄県民のための条例として全会一致にするため、もう一度汗をかいていただきますよう心からお願いを申し上げます。反対討論といたします。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時9分休憩

午前11時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

これより乙第5号議案から乙第13号議案まで及び乙第17号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず、乙第5号議案から乙第12号議案まで及び乙第17号議案の9件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案9件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第5号議案から乙第12号議案まで及び乙第17号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、乙第13号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤嶺 昇君） 起立多数であります。

よって、乙第13号議案は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第4 乙第16号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長 呉屋 宏君。

〔委員会報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 呉屋 宏君登壇〕

○土木環境委員長（呉屋 宏君） 初めての委員長報告であります。

ただいま議題となりました乙第16号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第16号議案「建築基準法施行条例の一部を改正する条例」は、建築基準法の一部が改正されたことに伴い条例の規定を整理する必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の条例改正によって円滑な災害復旧・復興等に資するとあるが、具体的にどのような効果があるのかとの質疑がありました。

これに対し、これまで応急仮設建築物については、2年3か月しか設置できなかったため、恒久的な建築物の建設が間に合わない場合に不具合が生じていた。今回の改正により、設置期間の延長が可能となったことで、スムーズな建築物の設置及び応急仮設建築物の存続などができるようになるとの答弁がありました。

そのほか、応急仮設建築物の適用範囲について質疑がありました。

採決の結果、乙第16号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのであり

ますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第16号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第16号議案は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第5 委員会提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

経済労働委員長 大浜一郎君。

〔委員会提出議案第1号 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 大浜一郎君登壇〕

○経済労働委員長（大浜一郎君） ただいま議題となりました委員会提出議案第1号につきまして、経済労働委員会の委員により協議した結果、委員会提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提案理由を御説明申し上げます。

現在、本県の観光産業は、人材の確保など新型コロナウイルス感染症の深刻な影響に起因した重大な課題に直面しており、まだまだ観光産業への支援は必要であります。

このような現状に鑑み、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の期限を延長するための条例を提案させていただいた次第であります。

次に、本条例の内容について、その概要を御説明申し上げます。

本条例は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の附則第2項で、令和5年3月31日限り失効することとしている同条例の期限を1年延長し、令和6年3月31日限り失効することとするものであります。

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしく御願ひ申し上げ

げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、申し上げます。

ただいま議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたします。

○議長（赤嶺 昇君） これより委員会提出議案第1号「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第6 乙第21号議案から乙第24号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君） ただいま議題となりました乙第21号議案から乙第24号議案までの4件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び企画部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第21号議案「名護市と今帰仁村との境界変更について」は、地方自治法第7条第1項の規定により名護市及び国頭郡今帰仁村から境界変更の申請があることから、同項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に対し、両市村の土地面積の変更により交付税の算定にどのような影響があるかとの質疑がありまし

た。

これに対し、名護市の面積が210.94平方キロメートル、今帰仁村の面積が39.93平方キロメートルであり、小数点第2位までの表示となっているが、今回は小数点第3位以下の極めて小規模な面積の変更となるので、これに伴う交付税算定への影響はないものと理解しているとの答弁がありました。

そのほか、議案が提出された背景、過去の同様な事案の有無及び両市村の面積の変化などについて質疑がありました。

次に、乙第22号議案「包括外部監査契約の締結について」は、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。主な内容は、令和5年度における外部の専門家による監査の実施及び結果の報告について、1071万3000円を上限とし、公認会計士の嘉陽田洋平氏と契約するものであるとの説明がありました。

本案に対し契約金額の妥当性について質疑がありました。

これに対し、契約金額については、包括外部監査制度が導入されて以来、1000万円を少し超える金額で推移してきているが、他県の状況や実際の経費の充当状況等も勘案しながら検討していきたいとの答弁がありました。

次に、乙第23号議案「沖縄県教育委員会委員の任命について」は、教育委員会委員1人が令和5年4月4日に任期満了するので、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第24号議案「専決処分の承認について」は、県を被告とする土地所有権移転登記手続請求事件について、令和5年1月17日に判決の言渡し及び判決書の送達があり、この判決を不服として控訴を提起する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであるとの説明がありました。

本案に対し、当該県有地の相手方との契約状況や裁判に至った経緯及び今後の県の裁判への対応方針はどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、当該県有地は相手方の住宅の進入路となっているが、賃貸借契約等は行っていない。これまで土地の買取りを求め協議をしてきたが折り合いがつかずにいたところ、相手方が時効取得を主張し訴訟となり、今回このような判決となったものである。県と

しては、本事案は時効取得の要件には当たらないと考えており、今後の裁判において具体的な主張をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

そのほか、未契約のまま使用されている県有地の筆数及び調停等で解決を図る可能性などについて質疑がありました。

裁決の結果、乙第21号議案及び乙第22号議案の議決議案2件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第23号議案の同意議案については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

また、乙第24号議案の承認議案については、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

これより乙第21号議案から乙第24号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず、乙第21号議案及び乙第22号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第21号議案及び乙第22号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、乙第23号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案1件は、委員長の報告のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第23号議案は、委員長の報告のとおり

同意することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、乙第24号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案1件は、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第24号議案は、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第7 甲第1号議案から甲第24号議案まで及び甲第37号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長比嘉瑞己君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔予算特別委員長 比嘉瑞己君登壇〕

○予算特別委員長（比嘉瑞己君） ただいま議題となりました甲第1号議案から甲第24号議案まで及び甲第37号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、室部局長の出席を求め、総務部長から概要説明を聴取した後、会派代表委員による総括的な質疑を行いました。

その後、各常任委員会に対し、所管の予算事項について調査を依頼し、本委員会での審査に加え、各常任委員会において専門的な立場から慎重に調査を行ってまいりました。

以下、審査及び調査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

予算特別委員会では、まず初めに、令和5年度は、SDGsを取り入れ、ウイズコロナからポストコロナの新しい生活様式に適合する「安全・安心で幸福が実感できる島」を形成し、自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現を目標とする新沖縄・21世紀ビジョン基本計画の取組を加速させ、誇りある豊かな沖縄の未来につなげていく重要な年でもあるため、重点テーマに基づき、県民の命と暮らしを守る感染症対策と県経済の再生、恒久平和の願いと希望の未来の発信、沖縄の未来への投資と支援、安全・安心に暮らせる沖縄、沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化の継承・発展、強くしなやかな自立型経済の構築などに取り組

むとともに、変化する社会経済情勢や県民ニーズを捉え、的確に対応するとの基本的考え方により、予算を編成した。

一般会計予算案の総額は、前年度に引き続き8000億円を超える、約8614億円となっている。

特別会計については19会計の合計が、2584億7618万9000円で、前年度に比べ5.4%の増となっている。

公営企業会計については4会計の合計が、1463億7673万3000円で、前年度に比べ5.8%の増となっている。

一般会計予算案について、歳入の主な内容は、社会経済活動の正常化が進むことによる消費の動向を踏まえた県税の増、国の予算額や地方財政計画の動向等を勘案した地方譲与税の増、GoToおきなわキャンペーン事業の減等による国庫補助金の減などである。

歳出の主な内容は、公共施設マネジメント推進事業など総務費の増、子どもの貧困対策推進基金積立事業など民生費の減、新型コロナウイルス感染症受入病床確保事業など衛生費の増などであるとの概要説明がありました。

次に、当初予算案に関し、7名の会派代表委員から予算編成の基本的な考え方、室部局の予算体系及び主な事業の概要などについて質疑がありました。

各常任委員会の調査においては、まず初めに、アジア太平洋地域平和連携推進事業に係る現地調査の場所や目的、調査内容について質疑がありました。

これに対し、調査の場所としては、貿易や観光を通じて本県と往来が盛んな香港、安全保障分野の対話の場として存在感を増しつつあるシンガポール及び平和分野で交流が深まりつつあるカンボジア等を想定している。事前の文献調査やヒアリング等により基礎的な情報収集を行った上で、沖縄との連携可能性を具体化させることを目的として現地を訪問し、県としての考え方を直接説明するとともに、現地の課題や先進的な取組を調査することとしているとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染拡大が落ち着きつつある中で、今後の予算規模はどうなるかの質疑がありました。

これに対し、新型コロナウイルス感染拡大が終息した場合は、その関係予算は縮小されると考えているが、一方で、社会保障関係費は伸びていく傾向にある。今年度で言うと、物価高騰や電気料高騰などの社会経済情勢の変化があることから、予算規模はそれらが反映された形で決まってくるとの答弁がありまし

た。

次に、庁内DXを推進していくに当たっての課題及び効果は何かとの質疑がありました。

これに対し、現在ネットワーク環境が有線に限られているため、ノートパソコンを執務室から持ち出すことが難しいという課題がある。このような課題に対応するため、無線LANやモバイルパソコンを導入し、庁内のペーパーレス会議やテレワークの実施を可能とすることにより、業務の効率化を図っていくとの答弁がありました。

次に、バスケットボールワールドカップ開催に伴う警備警備対策費用の内容について質疑がありました。

これに対し、警備対策の期間は、本年4月から同大会が終了する9月10日までとなっており、所要の体制を構築し、大会会場及びその周辺における各種警備対策を行うこととしている。警備対策費用の内容としては、テロの未然防止、雑踏警備及び交通対策等の各種警察活動であるとの答弁がありました。

次に、議会棟の空調設備に関するシステムの状況及び増設した場合の費用について質疑がありました。

次に、農林水産物流通条件不利性解消事業にかかったこれまでの予算の総額及び前事業との相違点は何かとの質疑がありました。

これに対し、前事業の10年間の決算額の合計は約248億円となっている。

また、前事業との相違点としては、補助単価の考え方が変わったことのほかコールドチェーン体制の構築や共同出荷による物流の効率化の仕組みづくりに取り組んでいるところであり、今後は持続的に低コストで出荷できる体制をつくっていく必要があるとの答弁がありました。

次に、商工労働部の諸課題解決に向け、どのような思いでこの予算を編成したのかとの質疑がありました。

これに対し、新沖縄・21世紀ビジョン基本計画に掲げた目標を達成するため、大きく2つの重点項目を設けている。

1点目が産業DXの加速化による県内企業の稼ぐ力の向上、2点目がクリーンエネルギーの導入拡大及びエネルギーの地産地消の推進という2つの大きな柱を掲げ取組を推進していきたいと考えている。

また、今般課題となっている電気料金の値上げに対しては、国の動向を注視しながら、引き続き県民及び事業者負担の軽減に向け取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、FIBAバスケットボールワールドカップ

2023の開催に向けた取組の状況はどうなっているか。また、経済効果としてどのくらいを見込んでいるのかとの質疑がありました。

これに対し、ワールドカップの開催に向け、受入れ体制の構築など大会運営のサポートを行うとともに、同大会を活用した地域のにぎわいや子供たちとの交流の創出などにより、地域経済の振興を図っていきたいと考えている。

また、県内の調査機関によると、同大会の開催による経済効果としては、約62億円になるという試算があるとの答弁がありました。

次に、これまでの労働争議の件数について質疑がありました。

次に、沖縄県子どもの貧困対策計画の推進に関し、第1期計画の評価と効果、及び次年度の取組について質疑がありました。

これに対し、第1期計画において、160の重点施策の全てに着手し取組を実施した結果、待機児童数の減少など一定の成果が見られた一方で、困窮世帯割合の改善は十分とは言えず、また、ヤングケアラーの問題など新たな課題への対応が必要となっている。

今年度から実施している第2期計画では、165の重点施策を掲げ、子どもの貧困対策推進基金を60億円に積み増しし、子供のライフステージに応じたつながる仕組みの構築やひとり親家庭等困難を抱える保護者への支援などを実施しているところであるとの答弁がありました。

次に、出産・子育て応援補助事業に関し、予算の内容及び市町村における事業の実施状況について質疑がありました。

これに対し、予算の内容は市町村に交付する補助金で、伴走型相談支援として5807万5000円、出産・子育て応援ギフトとして2億8761万7000円となっている。全ての市町村で実施する予定となっており、各自治体の準備が整い次第、事業開始となるとの答弁がありました。

次に、病院事業局の収益的収支予算の病院事業費用及び資本的収支予算の資本的支出が前年度比で大幅に増額している要因について質疑がありました。

これに対し、収益的収支予算の病院事業費用が増額となっている主な要因は、期末・勤勉手当や時間外勤務手当等の給与費の増、薬品費や診療材料費等の高騰による材料費の増及び電気料金の値上げ等に伴う経費の増である。

資本的収支予算の資本的支出の増額の主な要因は、中部病院における電子カルテの更新整備による資産購

入費の増であるとの答弁がありました。

次に、公立学校教職員メンタルヘルス対策に対する調査研究事業に関し、国庫補助事業として採択されなかった場合でも、県予算をしっかりと確保して取り組むべきと考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、文部科学省に対しては、沖縄県の状況を説明している。仮に国庫補助事業として採択されない場合でも、県単費の予算の範囲内でまずは芽出しをしながら、具体的な改善策をつくっていくとの答弁がありました。

次に、赤土等流出防止対策に関し、条例施行からかなり年数が経過していることから、条例改正が必要ではないかとの質疑がありました。

これに対し、条例が施行されてから25年以上が経過しており、改善すべき点について調査を実施する必要があると考えている。現在、赤土等流出防止推進事業による立入調査時の指導内容の検証や赤土等流出防止対策施設機能強化事業による赤土等流出防止効果に係る実証実験などを行っているところである。これらの調査の結果は対策時に改善すべき点として活用できると考えており、関係部局間の情報提供なども含めて、今後さらに必要な調査を実施していきたいとの答弁がありました。

次に、報得川の改修工事に関連し、緊急的な浸水対策についてはどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、2月補正でしゅんせつ等の予算を計上しており、梅雨の時期までに効果が発現できるよう、東風平中学校周辺から先行して着手し流水を阻害している流木等の除去や、しゅんせつを順次行っていきたい。また、万一の際、迅速に避難することができるよう、水位計による情報発信を行うとともに、流域内の関係者と協働して、あらゆる浸水被害対策に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、PFOS等に関し、活性炭を活用した結果、水道水のPFOS等の値はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、令和3年度の北谷浄水場のPFOS、PFOAの合計平均値は12ナノグラムパーリットルであった。令和4年度は、12月までの平均値が4ナノグラムパーリットルで、その後、高機能活性炭へ取り替えた以降は、2月の平均値が1ナノグラムパーリットル未満となっており、令和4年度の2月末までの全体平均値としては、3ナノグラムパーリットルとなっているとの答弁がありました。

また、各常任委員会の調査の過程で、13項目の総

括質疑の報告があり、3月20日に玉城知事に対する総括質疑が行われました。

総括質疑においては、知事の訪米目的、成果をどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄における米軍基地問題の解決については、日本政府のみならず、一方の当事者である米国政府に対しても沖縄県が直接訴えることが重要と考えている。知事自らが訪米して米国政府に直接訴えることに加え、連邦議会議員、関係団体及び有識者とのシンポジウムなどを通して、沖縄が求める問題解決のための対話による平和の構築や信頼関係の醸成の考えをアメリカ本土でも広めてもらうために訪米した。また、多くのメディアからアメリカ国内外に向けてニュースが発信されるなど、一定の成果が得られたと考えているとの答弁がありました。

次に、再生可能エネルギーの導入拡大について、県はどのように考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、持続可能な電源の確保に向け、再生可能エネルギーの利用拡大が大変重要であると考えている。中でも既に技術が確立し、今後も主力となる太陽光発電について、再エネ導入効果が期待できる離島を対象に民間事業の展開に係る予算を拡充していく。さらに令和5年度の新たな取組として、洋上風力発電の導入に適した候補地などの調査を実施していく。2030年度の将来像である低炭素で災害に強い沖縄らしい島嶼型エネルギー社会を実現し、2050年度の脱炭素社会を目指して取り組んでいくとの答弁がありました。

甲第1号議案については、採決に先立ち、沖縄・自民党所属委員から修正案が提出され、公明党所属委員が意見を表明した後に退席し、採決の結果、修正案は賛成少数で否決されました。

なお、無所属の会所属委員は欠席でありました。

修正案が否決されたことに伴い、甲第1号議案の原案の採決に先立ち、沖縄・自民党及び公明党所属委員が意見を表明した後に退席し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本採決におきましても無所属の会所属委員は欠席でありました。

次に、甲第2号議案から甲第24号議案までの当初予算23件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、甲第37号議案の補正予算につきましては、委員会におきまして、総務部長をはじめ関係部局長等の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査及び調査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第37号議案「令和5年度沖縄県一般会計補正予算(第1号)」は、電気料金高騰対策を実施するため、必要な予算を措置するものである。

補正予算の総額は、歳入歳出ともに67億7600万円で、補正後の改予算額は8681億7100万円となる。

歳入の内容は、臨時交付金及び財政調整基金からの繰入金である。

歳出の主な内容は、沖縄電気料金高騰緊急対策事業であり、国が実施する電気・ガス価格激変緩和対策事業に加え、県内の低圧、高圧及び特別高圧の受電契約者に対する負担軽減を図るための緊急的な対策の実施に要する経費である。

補正予算案に関し、石炭、天然ガス等の化石燃料に依存する沖縄の現状が、今日の電気料金高騰につながり、クリーンエネルギーの導入拡大の必要性を浮き彫りにしたと思われるが、この観点から県としてどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、これまで再エネ導入拡大及び化石燃料の低減に向け、宮古島や波照間島において再エネの実証実験を行ってきたところ、2021年度の再エネ電源比率は、約11.1%となっている。今後、太陽光発電の蓄電池の設置による民間の第三者所有モデル等の事業の拡充や、バイオマス発電の利活用可能性調査及び洋上風力発電の導入に向けた調査などに取り組み、2050年の脱炭素化に向け、電源構成の構造転換を図っていきたいとの答弁がありました。

次に、4月に予定されていた電気料金の値上げは先送りが確実となり、経済産業省の通知による電気料金の再計算がされた場合、支援策の見直しもあるのかとの質疑がありました。

これに対して、県が行う事業は5月から実施する方向で考えているが、値上げの開始時期がずれ込めばこれに合わせて支援の開始時期を検討していきたい。値上げ改定幅が縮小した場合、支援単価の見直しや国との再協議も想定されるが、沖縄県の電気料金は全国と比べて高い傾向にあることや、県民所得等が全国最下位にあるという特殊事情を踏まえ、電気料金高騰の負担軽減に取り組んでいくとの答弁がありました。

そのほか、沖縄電気料金高騰緊急対策事業を行う理由及び同事業が県経済に与える影響に関するシミュレーションの必要性などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第37号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査及び調査の経過及び結果

を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

甲第1号議案に対しては、西銘啓史郎君外17人から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

西銘啓史郎君。

〔甲第1号議案に対する修正案 巻末に掲載〕

〔西銘啓史郎君登壇〕

○西銘 啓史郎君 ただいま議題となっております甲第1号議案に対する修正動議について、提出者を代表し提案理由及びその提案内容について説明いたします。

お手元に配付の甲第1号議案「令和5年度沖縄県一般会計予算」に対する修正案を読み上げます。

令和5年度沖縄県一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1表中、歳入歳出予算の一部を次のように改める。歳出の款2総務費、項1総務管理費を240億2094万3000円に、款14予備費、項1予備費を5億7494万4000円とする。なお、歳入歳出の合計は変わりません。詳細は添付の資料を御覧ください。

修正内容としては、知事公室所管の基地対策調査費の中のワシントン駐在員活動事業費7494万4000円を減額し、全て予備費に同額を増額するものであります。

次に、提案理由を述べさせていただきます。

ワシントン事務所は、翁長県政2015年に設置され、これまで初代の所長から現在は4代目の所長が着任しております。初代の所長は御存じのように在沖縄米国総領事館に勤務をされた方で、勤務期間は2年間でした。しかし、残念ながら基地問題については、前進することはありませんでした。現在、4代目の所長が赴任をされていますが、初代、2代目までは県職員で参事監・部長クラス、そして3代目は参事・統括監クラス、そして現在、副参事・課長クラスとなっております。これは事実だけを申し上げます。個人の能力とかを私は批判をするつもりは全くありません。ただ、そういう所長の人事になっているということを皆

さんと共有したいと思います。

そして、この関連費用、決算ベースで令和3年度まで累計で約5億円を既に投下をしております。その中には職員の住宅費や海外手当等は含まれておりません。

県のホームページによりますと、これまでこのワシントン事務所、令和4年3月末で米国連邦議会関係者並びにシンクタンクの有識者等3326名と面談をしたということが書かれております。私は、面談者の数ではなくて、その結果がどうであったか、このワシントンの駐在所の役割が。一生懸命、日常は勤務されていると思いますが、残念ながら知事の最大の公約である辺野古に基地を造らせないという事業については、進捗をしている状況であります。また、この設置目的は、知事の訪米対応、基地問題に対する情報収集、沖縄県の状況など情報発信を主な役割とし、また、知事の考えや沖縄の状況を正確に米側に伝える。知事の公約実現、そして沖縄の課題解決に向けて取り組んでまいりますとあります。一番大事な知事の公約実現、どのようになっているのでしょうか。また、この業務の実態は、活動支援業務と運営支援業務として大半を業務委託先ワシントンコア社に委ねています。

一番大切な、辺野古には絶対基地を造らせないという知事の公約実現に向けては、残念ながらワシントン事務所はその役割を果たしていないと私は考えます。その費用対効果を勘案すると、残念ながらその必要性も低いと言わざるを得ないと思います。そして3代目の所長は、ちょうどコロナ禍で着任が半年ほど遅れたそうであります。その際はリモートで業務を遂行していたこと等からも、現地事務所がなくてもできることがあると私は考えます。言い換えれば、現地事務所がなければできないことは、もしかしたら少ないのかもしれない。

知事の訪米も翁長知事4回、玉城知事3回、計7回の訪米の目的は達成できていないのが現実であります。訪米そのものは本来、基地問題解決という目的達成のための手段であるはずで、今は、私は訪米そのものが目的化されているような気がしてなりません。知事訪米のこの7回、非常に多くの方々にお会いしたことを、また、米国側の事務局がいろんな報告をしているとありますけれども、大切なことは、この基地問題を解決することであり、県の知事の立場からしたら工事を止めることでもあります。この約8年間、残念ながらこれができていないことは、私は、費用対効果その目的等含めて再考すべきであると強く思います。

そして先日、令和3年度ワシントン駐在員活動事業

最終報告書を読みました。与党の皆さんも見ていらっしゃるかも知れません。その中で2点驚くことがあったので指摘をしたいと思います。

まず1点目、お悔やみレターの作成という項目がありました。お悔やみレターは、昨年6月にラムズフェルド元国防長官の御逝去に対する弔辞文、レターであります。私はこの内容自体は特に否定はしませんけれども、差出人が知事名ではなくて所長名であります。そしてもう一つ、2点目、2022年度米国の国防権限法に関する沖縄県からの提案事項と称して、米国議員各位へ提言要請等の言葉を使って、これも所長名で提出されております。私は思います。我々議会は、国に対して要請・意見書を出すときには、議会で議決をしてこの文書を出します。私はワシントンの所長のその権限がどこまであるのか、また、この内容を知事または副知事も含めてしっかり把握をしているのか疑問を呈せざるを得ません。

この4月に設置される地域外交室の方針はまだ策定されておられません。4月以降に策定されると聞いております。私は、地域外交室の役割をまだ見てないので何とも申し上げられませんが、地域外交室で、もしかしたらワシントン事務所の代行もできるのではないかと個人的には思います。

我々会派沖縄・自民党は、当初からワシントン事務所の設置に関しては、その意義・目的それから費用対効果等々から常に反対をしましてまいりました。どうか県民の大切な予算をより効果のあるものに投下するためにも議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより本修正案に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって西銘啓史郎君外17人から提出された修正案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

甲第1号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん 皆さん、こんにちは。

令和5年度沖縄県一般会計予算の修正案に反対し、原案に賛成の立場から討論を行います。

修正案は、ワシントン駐在員活動事業費を削減する

ものでありますが、その主な理由として事業の内容・役割・効果が見えず、事業の進捗状況も見えないということがありました。

そもそも、なぜ沖縄県は他府県がする必要のない経費を使ってアメリカ・ワシントンに事務所を置かなければならないのでしょうか。一言で言うならば、日本政府が沖縄の民意を一顧だにしないからです。

その根拠として、1つ目に、基地負担の割合です。米軍専有面積の70.3%が本県にあり、残り29.7%を他府県の7つの県で分担しています。さらに復帰時の沖縄の基地面積は全国の58.7%でありましたが、その後全国の基地の縮小は進み、沖縄は復帰後に70.3%と負担は増加しました。陸上だけではありません。水域27か所、空域20か所が訓練区域として米軍管制下にあり、漁業や航空経路への制限が続いています。

2つ目に、復帰から今日までの米軍人・軍属の刑法犯罪件数は6000件を超え、そのうち殺人、強姦、放火など凶悪犯は約600件であります。その中には1955年の6歳の女兒に対する暴行、殺人事件等は含まれておりません。そして、いまだ我が国で起きた犯罪を我が国の法律で裁くことさえできておりません。

3つ目に、基地被害です。基地から派生する爆音や落下物、PFOSによる土壌や水質汚染など、県民は安全に生きる権利さえ奪われております。普天間第二小学校に米軍ヘリの窓枠落下事故以来、運動場の2か所に設置されたシェルターへの子供たちの避難は年間1000回を超えるなど、続いています。

4つ目に、米軍基地は沖縄経済発展の最大の阻害要因であると言われるように、嘉手納以南の米軍基地は返還されることによって直接経済効果は年間8900億円とされ、さらに雇用者数は8万人を超えると見込まれています。いまだにその利益を手にすることはできておりません。

5つ目に、県議会において、他府県では見られない米軍基地関連の質疑に労と時間を要し、平成25年から令和3年までの県議会の意見書及び決議の合計は1137件で、そのうち米軍基地関係は496件と43.6%に上ります。

このように戦後から今日まで県民の安全・安心を脅かし、県経済の発展を阻害し、県庁に基地関連部署を設置するなど、他府県にはない負担を強いられています。この上さらに新基地を造るといふ、この不条理を打開するため米国・ワシントンへ事務所を設置いたしました。民意は、子や孫の代までこの状況を押しつけてはならないと、そういう意思を何度も表明していま

す。

ところで私は、2000年初頭から2017年までの間、米軍基地問題を当事者である米国へ訴えるため4度訪米しています。2000年初頭には、米国のあちらこちらで日本の国内問題だと一蹴されたり、ある人は、ロビーイングで米下院のアジア太平洋小委員長に沖縄の人口は2000人ぐらいかと言われたときの衝撃を私に語りました。2012年、2015年、2017年と訪米するうちに人脈ができ、動きが出てきました。訪米団は20代から70代と幅広く、経済界、労働組合、市民運動家、学生、議員を含む20人余の規模で訪米してまいりました。面談相手は米連邦議員、国防省、シンクタンク、自然保護団体、労働団体、退役軍人の会などです。訪米団の中には地元のラジオ番組への生出演や記者会見、ホワイトハウス前での地元の人々と一緒にスタンディングなどを行いました。訪米団はいくつかのチームに分かれ、1回の訪米で50か所以上に面談を行ってまいりました。面談相手から最も多い感想は、初めて知ったという感想であり、要望は、継続した情報が欲しいということでした。

1つの事例を紹介します。一人の人から1250万人へと広がる事例です。

2015年10月、カリフォルニア大学労働研究センター所長であり、アジア太平洋系米国人労働者連合、略してAPALAといいます。その創設者であるケント・ウォン氏が来沖いたしました。私も県議会でお会いしました。辺野古へ案内いたしました。米軍基地のために、こんなに長く苦しい闘いを強いられている人々がいたなんて知らなかったと衝撃を受けたと後に語りました。彼は帰国後すぐに、オークランドで開かれていたAPALAの幹部会議で名護市辺野古の新基地建設計画に反対する決議を提案し、採択されました。

APALAには、全米に20以上の支部を持ち、66万人ものアジア太平洋系の労働組合員がいます。それから2年後の2017年、カリフォルニア州アナハイム市で開かれたAPALA25周年記念総会にオール沖縄訪米団として参加いたしました。エンゼルスタジアムのすぐそばのヒルトンホテルで3日間、全米から集まったAPALAの幹部級代表者約600人に対し、沖縄のブースやワークショップを開き理解を求めました。総会最終日に、沖縄の人々との連帯と題した決議が採択されました。決議は、沖縄県民の大半が辺野古新基地建設計画に反対していると指摘し、1つ目に、米軍基地拡張に反対する沖縄の人々と連携する。2つ目に、米大統領や米連邦議会議員に書簡で沖縄の米軍

基地拡張への反対を伝える。3つ目に、全米の労働組合の幹部らに沖縄の軍事拡張計画への反対を支持するよう伝えるなど、今後の具体的活動を提起しました。

その決議は、APALAの上部団体であるワシントンDCに本部の置かれた米労働総同盟・産別会議に上げられ、私たちは国際部長であるキャシー・ファインゴールド氏に会いました。部長は、APALAと共有して闘いを広めていきたいと連帯の決意を表明しました。全米56の支部を持ち1250万人の組合員がおり、基地関連と反核運動に力点をおいて活動し、民主党の最大の支持母体でもあります。これは、沖縄の現状を見た一人のリーダーの活動の広がりですが、沖縄に関心を持ってもらうためには、一人でも多く招致することが最も重要だと考えています。

ワシントン事務所には、沖縄の現状や民意をリアルタイムで伝え、相手からの要望に迅速に対応し、信頼関係を構築するため継続した取組を期待しております。

戦後70年もの間、日本政府からの情報しか届いていないワシントンに7年間沖縄の民意を伝え、情報をリアルタイムで適切な場所へ提供し続けることこそ沖縄の未来への扉であると考えます。

短い期間において、外交防衛分野で米有数のシンクタンクであるCSISが辺野古新基地について疑問を呈しました。完成するには可能性が低そうだと、そのような問題を報告書に載せたことの重みを私は強く感じております。米メディアが基地問題取材するため来県したこと、知事にインタビューを実現したこと、これも大きな成果です。さらに連邦議会調査局からは高い評価をもらっているなど、県民とともに評価したいと思います。

最後に、2012年の仲井眞知事の訪米費用は5泊7日で1100万円を超えていました。円安の今日、ワシントン事務所の予算は為替レートを踏まえた増額をすべきだと私は考えています。

ワシントン駐在員活動費の削減を求める修正案に反対し、原案に賛成いたします。

どうぞ、皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

〔下地康教君登壇〕

○下地 康教君 会派沖縄・自民党を代表しまして、ただいま議題となっております甲第1号議案に対する修正の動議について賛成の立場から討論を行います。

この修正の動議でありますけれども、我々会派沖縄・自民党は、このワシントン駐在費が2015年度に

設置されて以降、その在り方や存在意義さらには目的の実効性について一貫して疑義を唱え、その廃止を求めてまいりました。その間、沖縄県は、様々な活動を実施してきたと議会答弁を続けておりますけれども、我々からすれば、全くもって成果が伴っていないと言わざるを得ない予算であります。

県のホームページに、2023年3月時点におけるワシントン駐在活動報告書というものが掲載されております。それによりますと、令和4年におけるアメリカ側の関係者との面会人数が1300人を超える見込みであり、過去最高を記録したとの記載がなされております。しかし、そこには、どういった方々とお会いしたのか、政府関係者あるいは連邦議会議員なのか、州議会議員なのか、民間のどのようなシンクタンクなのか、そういった詳細な内訳が一切記載されていないのであります。そして、この1300人という数字は延べ人数なのか、実数なのか、そういったことも分からない。極めて不親切な報告書であると言わざるを得ないのであります。

加えて、米国の様々なシンクタンクの報告書において、県側の主張が酌み入れられたなどとアピールしていますけれども、県の主張がどのようなもので、その裏づけがどのようなものだったのか、それらが引用されて記載されているのであれば内容は理解しやすいということですが、各シンクタンクの調査・報告書の中において、辺野古基地建設は不可能だといった表現が見られるだけで、県のワシントン駐在の活動の成果として、各シンクタンクがどのように動いて、その因果関係を示す根拠となるべき典拠または出典など、そういったものが一切記載されていないのであります。したがって、ワシントン駐在の活動が各シンクタンクの活動にどの程度影響を与えたかということは、誰にも理解できないものとなっています。そういう状況では、ワシントン駐在の在り方というものは極めて信憑性が薄いと云わざるを得ないのであります。

加えて、3月6日から約1週間、知事はワシントンへ自ら赴いて活動したと言っております。予算特別委員会の総括質疑において、知事はどのような方とお会いしたのか、また、それらのアポイントメントを誰がどのように取ったのかという質疑に対してワシントン駐在が行ったと答弁しておりましたが、実際は、外務省がいわゆる便宜供与依頼を受けて行ったということが判明しております。外務省とのやり取りは本庁職員が行えば事足りるのであって、ワシントン駐在がわざわざやり取りを仲介する必要も合理性も全くないのであります。また、業務の実態は、支援活動業務と運営

支援業務と称して、駐在予算の大半を業務委託先に委託しています。

そして、そのような安易な考え方は、次年度新たに創設される地域外交室の活動にも飛び火しないのか非常に憂慮するところであります。結局、現地でのコーディネートは外務省頼みとなり、日本大使館や領事館では、余計な仕事が増えるばかりとなっているのが現状であります。いつまで成果の上がらないワシントン駐在所を存続させるのですか。

創設以来7年間、累計で7億円もの県民の血税が投入されております。

知事の辺野古に絶対基地を造らせないとする公約実現には、残念ながらワシントン事務所はその役割を果たしているとはとても言い難いものがあります。即刻、費用対効果の低いワシントン駐在予算を組み替え、県民の暮らしの安全・安心のために予算を執行すべきであります。

以上の理由から、甲第1号議案に対する修正の動議であるワシントン駐在に係る予算を削り、予備費へ移すことについて、議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます、私の討論といたします。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後0時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

これより甲第1号議案から甲第24号議案まで及び甲第37号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず甲第1号議案を採決いたします。

○上原 章君 議長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後0時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

まず、本案に対する西銘啓史郎君外17人から提出された修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（赤嶺 昇君） 起立少数であります。

よって、修正案は、否決されました。

○座波 一君 議長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時13分休憩

午後0時14分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤嶺 昇君） 起立全員であります。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。



○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後0時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

次に、甲第2号議案から甲第24号議案までの23件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案23件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案から甲第24号議案までは、原案のとおり可決されました。



○當間 盛夫君 議長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時15分休憩

午後0時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

次に、甲第37号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第37号議案は、原案のとおり可決されました。



○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時17分休憩

午後1時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き議事を進行いたします。

日程第8 委員会提出議案第2号 第88回国民スポーツ大会及び第33回全国障害者スポーツ大会の招

致に関する決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

経済労働委員長大浜一郎君。

〔委員会提出議案第2号 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 大浜一郎君登壇〕

○経済労働委員長（大浜一郎君） ただいま議題となりました委員会提出議案第2号につきまして、経済労働委員会の委員により協議した結果、委員会提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提案理由を御説明申し上げます。

国民体育大会は、昭和21年から各都道府県の持ち回りで開催される国内最大のスポーツの祭典であります。

沖縄県においては、昭和48年に若夏国体、昭和62年に海邦国体及び第23回全国障害者スポーツ大会が開催されておりますが、本県における同大会の再度の開催が令和16年に予定されております。

つきましては、同大会の招致に向け決議を提案させていただきます。

次に、委員会提出議案第2号を朗読いたします。

〔第88回国民スポーツ大会及び第33回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、申し上げます。

ただいま議題となっております委員会提出議案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたします。

○議長（赤嶺 昇君） これより委員会提出議案第2号「第88回国民スポーツ大会及び第33回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆

○議長（赤嶺 昇君） この際、日程第9 議員提出議案第1号 沖縄を再び戦場にしないよう日本政府に対し対話と外交による平和構築の積極的な取組を求める意見書及び日程第10 議員提出議案第2号 我が国の平和を維持するための外交・防衛政策の推進を求める意見書を一括議題といたします。

まず、議員提出議案第1号について提出者から提案理由の説明を求めます。

國仲昌二君。

[國仲昌二君登壇]

○國仲 昌二君 皆さん、こんにちは。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、沖縄を再び戦場にしないよう日本政府に対し対話と外交による平和構築の積極的な取組を求めることについて関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第1号を朗読いたします。

[沖縄を再び戦場にしないよう日本政府に対し対話と外交による平和構築の積極的な取組を求める意見書朗読]

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本議案につきましては、意見書の趣旨を関係要路に要請するため、議員を派遣する必要があることから、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後1時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。

議員提出議案第1号に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

大浜一郎君。

[大浜一郎君登壇]

○大浜 一郎君 沖縄・自民党の大浜一郎でございます。

提出されました議員提出議案第1号については、提

出者である与党の皆様とは沖縄・自民党としても議案文の内容の調整については真摯に対応させていただきました。それは、議案が議決された場合においては、議案文に書かれている文言の放つ響きや力、その文脈については、沖縄県議会の意思として発出される以上、それは相当に重く、議会として責任を負うからであります。

議案第1号の根底にある我が国、とりわけ沖縄周辺における厳しさを増す安全保障環境への与党の皆様との現状認識、そして我が国として現状取るべき防衛政策や外交についての各種議論についてこれほどの認識そごがあるのかと、ある意味驚いております。

沖縄・自民党は、沖縄の自民党です。

沖縄・自民党は、これまでも快適で活力ある県民生活の実現のため、そして県民の安心・安全を守るために現実的な解決を視座として政治を行ってまいりました。だからこそ、議案第1号に関しては、県民の安心・安全に関わる事柄であるからこそ、もっと対話を、継続に時間をかけて本来は全会一致を目指すべきであったと思っております。私が疑問に思うことは、なぜにして今定例会でまるで時間切れのように、そして議論を打ち切るかのように議決を急ぐ必要があったのか。次回の定例会までどうして時間をかけた議論を、構築を模索できなかったのか。そこにも大きな疑義を感じておりますし、残念な気持ちであります。

まずは、防衛力整備計画についてお尋ねします。

提出者は、自衛隊駐屯地の建物や装備品の現状をどのように理解しているのか、お伺いします。

次に、沖縄・自民党会派は駐屯地を視察する中で、設備の更新・長寿命化やしかるべき量と質がそろった装備品の調達の実現の必要性を感じておりますが、提出者はどのような現状認識を持っているのか伺います。

反撃能力の保有と抑止力についてであります。

「反撃能力による攻撃」とありますが、あたかも我が国の先制攻撃を認めるとも取れる表現ではありませんか。国家安全保障戦略において、「反撃能力は、憲法及び国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を変更するものではなく、武力の行使の三要件を満たして初めて行使され、武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は許されないことは言うまでもない」と述べられており、表現としては不適切ではないかと、その点をお伺いします。

次に、提出者は、抑止力をどのようなものと捉えているのかお伺いします。

次に、反撃能力の保有は、相手に攻撃を思いとどまらせる、いわゆる拒否的抑止であり、国際関係論にお

いては一般的に是認されている考えだというように思いますが、提出者の見解をお伺いします。

次に、「アジア太平洋地域において甚大な経済損失を生み出す」とありますが、提出者は具体的にどのような事象を想定し、このような結果が引き起こされると考えているのかお伺いします。

また、提出者は「アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増している」という認識を持っておられるようではありますが、安全保障環境を厳しくしている要因は何だと考えているのかお伺いいたします。提出者は、抑止力の強化がかえって地域の緊張を高めるという認識を持っておられるようでもあります。我が国の4倍近い国防費を抱える中国に対して、我が国としてどのような姿勢で外交や対話をすべきであると考えているのかお伺いいたします。

最後に、提出者は防衛当局との意見交換など密に行ったことがあるのかどうか。そして、どのような理論的ベースの上に今回の意見書を提出したのか、その点をお伺いしたいというように思います。

明確な答弁をお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

〔國仲昌二君登壇〕

○國仲 昌二君 それでは、順に答弁していきます。

まず、(1)の防衛力整備計画についてのア、自衛隊駐屯地の建物や装備品の現状の理解についてということでお答えいたします。

宮古や石垣の駐屯地建設は、住民の合意がないまま強引に進められたものと考えております。さらに、防衛力整備計画において、スタンド・オフ防衛能力として、陸上自衛隊にスタンド・オフ・ミサイル部隊を設置することが示されており、到底容認できないと考えております。

次に、設備の更新、長寿命化、装備品の調達の必要性の認識についてお答えいたします。

防衛力整備計画においては、必要な防衛力整備費用を43兆円程度としておりますが、具体的な防衛力整備計画もないまま数字ありきとの指摘もあり、疑問があります。また、装備品についてもスタンド・オフ・ミサイルを配備するとされており、到底容認できないものと考えます。

次(2)、反撃能力の保有と抑止力についてのア、反撃（敵基地）攻撃能力について、これまで日本政府も敵基地攻撃能力と表現してきており、最近になって反撃能力と言い換えたものと承知しています。また、これまで日本政府は専守防衛を基本としてきましたが、敵国に届くようなミサイルを保有することは専守防衛

を逸脱するものであると言わざるを得ないと考えます。

次にイ、抑止力をどのように捉えているかについてお答えいたします。

軍事力のみによる抑止は、相手国との果てしない軍備強化、軍拡競争につながり危険であると考えます。抑止力は経済的互惠関係をはじめ、観光、教育など様々な分野での交流で醸成されてくると考えます。

次にウ、反撃能力の保有は拒否的抑止についてという見解についてお答えいたします。

反撃能力の保有、つまり敵国に届くミサイルは専守防衛を逸脱するものであり、軍事力による抑止は相手国との果てしない軍備強化、軍拡競争につながり、危険極まりないと考えます。

次(3)、「アジア太平洋地域において甚大な経済損失を生み出す」ということについて答弁いたします。

昨年11月11日の日本経済新聞によると、アメリカ国務省が、台湾周辺で紛争が起きれば推計2兆5000億ドル、約356兆円の経済損失が生じ、世界経済に多大な衝撃が及ぶと警告を発したということです。当然、アジア太平洋地域はもとより日本にも多大な影響が及ぶことは必至で、沖縄の基幹産業である観光産業にも甚大な影響が出るものと懸念いたします。

(4)、アジア太平洋地域の安全保障環境の厳しさの要因について。

台湾有事が起きれば米国が介入するとの発言や、台湾有事は日本有事といった発言が地域の緊張を高めていると考えており、このようなことが台湾有事を引き起こしてはならないと考えます。対話と交流による平和的な外交努力がさらに必要ではないかと考えます。

次(5)、中国に対してどのような姿勢で外交や対話をすべきとの考えかについてお答えいたします。

意見書にもあるように、日中共同声明をはじめ、日中平和友好条約、日中共同宣言、戦略的互惠関係の包括的推進に関する日中共同声明及び日中関係の改善に向けた話合いと、日中両国において確認された諸原則を遵守し、両国間の友好関係を発展させ平和的に問題を解決するための外交や対話をすべきだと考えます。

次(6)、どのような理論的ベースで意見書を提出したのかについて。

沖縄本島のうるま市をはじめ、宮古及び八重山地域へのミサイル配備、航空自衛隊那覇基地の地下化、沖縄市の弾薬庫建設など本県の軍事要塞化が進んでおり、沖縄が再び標的にされるとの不安が県民の中に広がっていると考えております。ですから、日本政府に対し、対話と外交による平和構築への一層の取組によ

り、決して沖縄を再び戦場にしないよう強く求める意見書を提出しました。防衛当局との意見交換ですが、防衛当局の地元住民に対する基地建設に関する説明、意見交換が不十分な中で基地建設が進められたことは遺憾であります。本意見書が可決されたら防衛当局に直接意見書を手交し、意見交換できたらと考えます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

〔大浜一郎君登壇〕

○大浜 一郎君 まず、これほど認識のそごというか、認識の違いというか、まるで引き出しが違う。あたかも同じ空気を吸っているのかなと思うような感じがしますが、まずは、1番の防衛力の整備について、住民の合意はない中で進められてきた。住民の合意を認識するには、じゃどういふふうな内容で、どこの時点で合意で、どの時点で合意がないというように言うんですか。皆さんは、選挙で勝てば、全てこれは合意と言って今までもやってきたんじゃないんですか。石垣市でも市議選にせよ首長選にせよ、我が方が当選をしましたが、じゃそれはどういう意味を持つんですか。その点についてお伺いします。

あと、スタンド・オフの——例えば、沖縄に配置するかどうかというのは決まっていないというのが政府の見解であります。しかも何千キロも飛ぶようなスタンド・オフの機能は何も陸上に置く必要もない。これは小野寺さんがはっきり、石垣島で言っていた話です。どこに置くのかを明らかにしない今の現状の中で、どうして石垣島にスタンド・オフの基地を置くというふうに認識されたのか、非常にこれはミスリードですね。

それとイのほうの設備の更新とかありますが、43兆円の数字ありきであるということでもありますけれども、何をどのようにしていくのかというのはこれからの議論になろうかというのがこれは政府の見解であります。ですので、今まで20年間ほとんど日本の防衛費は増減しておりません。整備にしても共食い状態という、部品をこっちから持ってきてあそこに付けて、だましまし防衛をしてきたというのが実際のところであります。このような中でしっかりとした防衛をするためには、それなりの予算が必要だということは、それなりの御理解はいただければいけないというふうに思います。

それと反撃能力に関してですけれども、相手に先制能力を——相手に届くようなミサイルがあることは、これ先制攻撃になるというふうなことが言われておりますが、ここにちゃんと書いてありますようにです

ね、武力の行使の3要件を満たして初めて行使をされるわけでありまして。「武力行使が発生していない段階で、自ら先に攻撃をする先制攻撃は許されないということはいうまでもない。」と明確に言っているわけですので、そういったことがなぜ先制攻撃と同じ、同義になるんですか。その辺のところは全くわかりません。

それとアジア太平洋のこの事象に関してですけれども3番ですね。甚大な経済損失を生み出すということでもありますけれども、これはある想定に対する皆さんの解釈でありまして、どのようなことが起きるかということはまだ明らかになっていないわけではありません。それはもちろん、いろんな経済的な損失は起きるでしょう。でもそれを累積した数字が今現段階で分かるはずもありませんので、もう少しこの辺のところは皆さんの中で精査をして、そういった言葉をお使いになるほうがよろしいかというふうに思います。

アジア太平洋地域の安全保障が激しさを増しているという認識についてですけれども、日本有事という言葉が起因して、安全保障環境が厳しくなっているという趣旨の答弁をされましたけれども、日本有事というのは、我々が巻き込まれてしまうということなわけです。我々がそれを言うから巻き込まれてしまうかもしれないということが、これが安全保障環境を厳しくしているというのは、これはもう問題のすり替えであります。この海峡で、今私たち尖閣諸島を抱える私の地元においては、連日のように領海侵入がされ、約336日ですか、EEZの排他的経済水域をうろちょろうろちょろ毎日毎日やっている。領海侵入だって当たり前のようにやるようになってきた。この前沖永良部の方でも領海侵入をしましたね。この圧力をもってこの近海でやっているのはどこの誰ですか。その辺のところに全く言及しないというのは、非常に、何をか言わんやということぐらい国際感覚が鈍いというふうに私は思います。

提出者の、抑止力がかえって地域の緊張を高めると言うことでもありますけれども、私も御質問しましたけれども、中国の防衛費というのはこの20年間で約7.8倍ですか、相当に上がってきています。今回の全人代でも相当の増額がされています。公表ベース以外にも公表されていないベースがあるというのが世界の常識でありまして、それも我々の、もう4倍以上になるということが分かっております。ですので、そういう力を後ろ盾にした中国が実際にいるということ。そして皆さんのお答えの中にはその点には一切触れずに、日中共同声明を大事にする。これを大事にすることに

よって、この緊張が緩和していく。そうなればそういうふうになるでしょう。しかし、お互いに交わした条約、そして約束事、それを今一方的に毀損しているのはどこの誰ですか。何でそういったところにきちんと言及しないんでしょうか。その辺が非常に回答としては不十分だというように思います。

そして、私たちは常々——先ほど申し上げましたように、現実的な視点からどのようにすれば問題の解決になるかというようなことでもって、もちろん防衛局の話も聞きますし、現場の皆さんからもお声を聞いたり、そして今どういう状況にあるかという国際情勢についても常々新しい情報に触れることを心がけています。しかしながら、皆さんの答弁の中には、不安の声があると。当然不安な声はあるでしょう。だからこそ我々議会、政治家はしっかり、どういうことがあるからどういうことをしなきゃいけないというのを示していくのが我々の仕事ではないんですか。そして、防衛当局が説明が不十分とありますが、いくら言っても、不十分と言うんですよ。石垣でももう7回も説明会をしているんですけども、いまだに不十分と言う。じゃ何回やったら十分なのか。気に入らなければ説明会にも来ないというようなこともある。そうではなくて、真摯に対応すると防衛局が常々言っているのに、不十分ということには当たらないのではないかと思います。その辺についての答弁もしっかりさせていただきたいと思います。

それとただいま國仲議員が答弁について述べてきたけれども、これは与党各会派の共通認識、そして共通の答弁として理解していいんですか。その点についても最後お聞きしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時18分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

國仲昌二君。

〔國仲昌二君登壇〕

○國仲 昌二君 答弁いたしますけれども、ちょっと多くの質問だったので、もし答弁漏れがあれば御指摘をお願いしたいと思います。

まず、駐屯地建設の住民の合意がないままということについてですけども、例えば私の——宮古のほうを例にとりますと、やはりその駐屯地の誘致に関しても、反対の意見も数多くありました。説明会もなかなか開かれないということがありました。そういうことで、住民の合意がないままという表現になっておりまして、私たちもそのように考えているということでご

ざいます。それから43兆円程度について、これは、これから……。

すみません、休憩お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○國仲 昌二君 失礼しました。

この防衛費43兆円については、これは防衛力整備計画で示されているということと、あとは国会でも数字ありきだと批判されたり、あるいは去年の12月の東京新聞でも、具体的な装備を査定している最中に政治決着になったとかということでもいろいろ批判があるということでもあります。

それからスタンド・オフ・ミサイルについてですけども、これは防衛力整備計画の中でしっかりとわけております。さらにそれを、じゃ沖縄に配備しないんですかということになると否定していないということで、沖縄に配備される可能性というのは高いのではないかと私たちは考えております。それから、あと敵基地攻撃能力の中で、相手の攻撃がなければ攻撃はしないと言っているとか、そういうことですけども、これまで日本政府というのは、敵基地攻撃自体というのは他国に攻撃的な脅威を与える兵器を平素から持つことは、憲法の趣旨ではないというふうにしてきているということです。ですからその敵国に届くようなミサイルというのは、これまで日本政府が示してきた専守防衛を逸脱するものであるというふうに私たちは考えております。

(3)については、いろいろと与党議員としても精査しなさいということなので、しっかり勉強させていただきます。

(4)の台湾有事を引き起こしてはならないということについてですけども、台湾有事を日本有事と言った発言がそうなのかと言う御質問ですが、実は私、一般質問でもやりましたけれども、在沖米軍トップの発言で、ウクライナの成功というのは、アメリカと西側諸国が何年もかけてウクライナで準備したんだと、それで成功したんだと。その成功事例を踏まえて、現在は中国との戦争に備えて日本と準備を進めているというような発言があります。それから自民党の防衛大臣経験者が、あるメディアで、台湾有事でアメリカから支援要請が来たときは、日本は同盟国として断れない。断れば同盟が徹底的に毀損すると発言していたというようなこともあります。ですからそういったコメントとかを見ると、台湾有事につながる危険性がある

というふうに考えております。

それとこの答弁については当然提出者全員で確認してありますので、提出者全員の同意ということで理解してよろしいと思います。

以上で答弁ですけれども、答弁漏れがあれば御指摘をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○國仲 昌二君 私たちは、これまで日中両国において確認された諸原則というのは、両国の責任で遵守すべきだというふうに考えております。ですから、これまでの日中両国において確認された諸原則をしっかりと両国遵守して、両国間の友好関係を発展させていく、それが大事だというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時26分休憩

午後2時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○國仲 昌二君 先ほどの経済損失の件ですけれども、これは昨年11月11日の日本経済新聞の記事から引用したものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

[渡久地 修君登壇]

○渡久地 修君 大浜一郎議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど、日中両国間の諸原則に基づいてという点について、先ほど答弁したことに対して、この諸原則を一方的に毀損しているのはどこかということでしたけれども、多分これは尖閣諸島への、向こうの海警局の船の領海侵入とか、そういったものを言っていると思います。で、尖閣諸島は日本の領土であるということは、我々も県議会もみんな共通の認識であります。そしてそのことに対して、断じて容認できないという点でも一致していると思います。その件に関しては、これまで県議会ですべて全会一致の意見書、抗議決議を上げてきました。一番最近では、令和3年3月30日、2年前に意見書も上げています。ですから、私たちはこの尖閣諸島への中国船などの領海侵入とかそういったものは断じて容認できない。だからといって、これを武力で解決したら駄目ですよ、これも対話と平和的な外交でやりなさいよということで、意見書も全会一致で上げていますので、そういう精神でやっていこうというのが今回の趣旨だと思いますので、ぜひ御理解願いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

[下地康教君登壇]

○下地 康教君 沖縄・自民党の下地康教でございます。

議員提出議案第1号「沖縄を再び戦場にしないよう日本政府に対し対話と外交による平和構築の積極的な取組を求める意見書」に対する質疑を行いたいというふうに思います。

今、私たち沖縄県を含むアジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増しております。その中で、中国の軍事費の拡大は周辺国の脅威というふうになっております。2022年、中国の防衛予算は30兆を超えております。それは、日本の国防費5.5兆4000億の約5倍以上にも達している状況であります。中国は、今世紀半ばまでに世界一流の軍隊をつくらんと目標を掲げており、今後も軍拡を続けると見られております。そのような状況において、抑止力を持たず平和外交のみで国民の安全を守り切れるのかということをお私には考えます。また、中国の軍備増強は、東シナ海や南シナ海、さらにインド洋を含むアジア太平洋地域における力による現状変更を行う意図を十分に読み取ることができ、尖閣問題にしても、60年代末に地下資源埋蔵の可能性が明らかになってから中国は領有権を主張し始めております。また、沖縄の本土復帰における日米沖縄返還協定で、対象地域に尖閣が含まれることに中国は初めて公式声明として異を唱えております。そのことを踏まえて質疑に入りたいというふうに思います。

(1)、「沖縄を再び戦場にしないよう」とあるが、提出者は沖縄が再び戦場になるという蓋然性をどのように認識しているのか伺う。

(2)、「沖縄の軍事的負担を強化する」とあるが、防衛力の強化がなぜ負担となるのか、提出者の意見を伺う。

(3)、「本県の軍事要塞化」とあるが、提出者が軍事要塞という用語を用いて意味するところは何かを伺います。

(4)、要請事項の1について。

ア、「軍事力による抑止ではなく」とあるが、提出者は一切の抑止力を否定する趣旨なのか、伺う。

イ、「軍事力による抑止ではなく、外交と対話による平和構築」を実践している国はあるのか、提出者の意見を伺う。

(5)、要請事項の2について、「平和的に問題を解決すること」とあるが、日中両国における問題とは何だというふうに提出者は考えているのか伺う。

(6)、連日のごとくミサイルを発射している北朝鮮の脅威についてはなぜ触れられていないのか、提出者の意見を伺う。

(7)、ロシアによるウクライナ侵略との関連について、同様のことが我が国において発生しないという保証はあるのか、提出者の意見を伺う。

(8)、意見書をめぐる協議・調整は時間をかけて行うべきではないか、なぜ提出者は今議会での議決を急ぐのか伺う。

以上、答弁を聞いて質問します。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

〔國仲昌二君登壇〕

○國仲 昌二君 答弁いたします。

まず(1)、沖縄が再び戦場になるという蓋然性について。

米国のシンクタンクCSISが出した台湾有事のシミュレーションの必要条件に、米軍が日本国内の基地を使用できることだと述べています。その中で嘉手納基地のシミュレーションが事細かく述べられていること、また自衛隊が基地の地下化を進めていることや、政府がシェルターに言及するなど沖縄における有事を視野に入れた動き、これが平和的外交による対話を怠り、軍事強化のみに頼った場合に沖縄が戦場になる可能性は非常に高くなるというふうに考えております。防衛力の強化がなぜ負担になるのか、政府がこのまま軍事力強化を続ける中で台湾有事が起きた場合、沖縄が戦場になる可能性は非常に高まり、そのこと自体が沖縄県民にとって最大の負担になるというふうに考えます。

(3)、「本県の軍事要塞化」について。

この軍事要塞という語を用いている意味するところは何かということですが、沖縄本島のうるま市をはじめ宮古及び八重山地域へのミサイル配備、航空自衛隊那覇基地の地下化、沖縄市の弾薬庫建設など、沖縄での軍事基地拠点化が進んでいることを軍事要塞化と表現したところです。

(4)、要請事項の1についてのア、一切の抑止力を否定する趣旨かについて答弁します。

日本はこれまで専守防衛が基本だったはずですが、今の防衛力強化はそれを超えるものであると考えます。軍事力のみによる抑止は相手国との果てしない軍備強化、軍拡競争につながり危険であり、抑止力は経済的互惠関係をはじめ、観光・教育など様々な分野での交流で醸成されてくるものと考えます。

次イ、外交と対話による平和構築を实践する国について。

これまでは、我が国は専守防衛の考えの下、戦後78年間武力衝突もなく、外交と対話による平和構築に取り組んできたと考えておりました、外交と対話による平和構築を实践する国としては、我が国が挙げられるというふうに考えます。

次(5)、日中両国における問題とは何か。

先ほどから指摘しておりますように、対話と外交による平和構築への取組が不十分であることが問題だと考えます。経済的互惠関係をはじめ、観光・教育など様々な分野での交流により平和構築への一層の取組を求めたいと考えます。

(6)、北朝鮮の脅威についてなぜ触れていないのか。

私たちは昨年2月議会から、日中両国間の友好関係を発展させ、平和的に問題を解決するという趣旨の請願を総務企画委員会で議論してまいりました。今回の意見書は明らかに中国を意識している安保3文書の問題意識を踏まえたものであり、意見書では北朝鮮には触れていません。

(7)、ロシアによるウクライナ侵攻と同様、我が国で発生しないという保証はあるか。

まさに我が国がウクライナと同様のことが起きないように、本意見書を提出したところです。ただ、我が国の状況はロシアによるウクライナ侵攻とは全く状況が異なり、日中は外交で対処しています。私たちがウクライナ戦争から学ぶべきことは、戦争が始まればミサイルからの逃げ場がなく、悲惨な被害が生み出されることになる。そのような状況になる戦争は絶対に起こしてはならないということだと考えます。

(8)、なぜ、意見書の今議会での議決を急ぐのか。

私たちは、昨年2月議会から日中両国間の友好関係を発展させ、平和的に問題を解決するという趣旨の請願を総務企画委員会で議論してまいりました。意見書についても提案してきましたが、自民会派の調整が整わないということで今議会に至っております。今議会では、昨年12月に閣議決定された安保3文書に危機感を抱き、これまでの趣旨と併せて今回の意見書を提出しました。今議会で意見書を提出するに当たり、委員会開催前から自民党会派、公明党会派、無所属の会と文言調整をしてまいりましたが、その中で自民党会派の調整案が私たちの意見書と趣意が全く異なりましたので、再度調整をお願いしましたが合意できないということでありました。私たちが全会一致が望ましいという考えでしたけれども、合意できずに非常に残念だと思っております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

〔下地康教君登壇〕

○下地 康教君 御答弁ありがとうございました。

まずですね、この……。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○下地 康教君 まずですね、私の質問で、連日のごとくミサイルを発射している北朝鮮の脅威についてなぜ触れられていないのかという形に対して、私の納得するような回答ではありませんでした。

まず、今、防衛というものにおいては、このミサイルというのは非常に注目されている。また重要なものだというふうに考えられておまして、中国は中距離弾道ミサイルや極超音速ミサイルなどの一部の能力は、既に米国を上回っているというふうに言われております。また、北朝鮮もそういう技術を非常に今開発をしているという状況です。そういう中において、やはりそういう状況においても、日本はミサイルを含めた抑止力、そういったものを持つてはいけないというふうに本当に考えているのかどうか、それをしっかりお答えいただきたいというふうに思っております。

それともう一つ、まず1番ですね。

(1)、「沖縄を再び戦場にしないよう」という質問の中で、沖縄が再び戦場にならないという蓋然性というふうな質問で、米国のシンクタンクの見解で米国は、日本の基地を必ず使用できるということを言っていると。しかし、やはり日米安全保障条約の中でそういったこともしっかりと捉えられていて、その中で沖縄における安全保障、また世界の状況をしっかりと抑止していくという形で捉えられている中において、なぜ沖縄が再び戦場になるというその不安ですね、それがなぜあるのか、それをしっかりとお聞きしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

國仲昌二君。

〔國仲昌二君登壇〕

○國仲 昌二君 答弁いたします。

まず、日本はミサイルを保有できないのかと、できないと考えているのかということですがけれども、これ

は先ほども答弁しましたが、日本のこれまでの専守防衛という考え方では、他国に攻撃的脅威を与える兵器を平素から持つことは憲法の趣旨ではないというふうにしてきたというのがあります。それから、今月の参議院の予算委員会でも、政府が憲法上保有できないとしてきた他国に脅威を与える攻撃型の兵器にほかならないというような指摘もありまして、やはり専守防衛の下では敵国に、他国に攻撃的脅威を与えるような兵器は持てないというふうに考えております。

それから、沖縄が再び戦場になるという蓋然性についてですけれども、先ほどの繰り返しになりますけれども……。

ごめんなさい。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○國仲 昌二君 先ほども述べたとおり、自衛隊も基地の地下化を進めている、あるいは政府がシェルターに言及する、あるいは国家防衛戦略では南西地域の空港・港湾施設などを整備し、日頃から利用可能範囲を拡大するとか、沖縄県の陸自第15旅団を師団に改編するとか、そういった様々なことを踏まえたと、非常に危うい動きだなというふうに私たちは考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後2時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○國仲 昌二君 それでは、中国の動向について安保3文書の国家安全保障戦略の中で、現在の中国の対外的な姿勢や軍事動向は我が国と国際社会の深刻な懸念事項だというふうに述べております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時50分休憩

午後2時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○國仲 昌二君 私たちは特に中国を意識したものだというふうに理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 議員提出議案第1号「沖縄を再び戦場にしないよう日本政府に対し対話と外交による平和構築の積極的な取組を求める意見書」について質疑を行います。

(1)、与党会派24名の議員提案で提出されておりますけれども、沖縄・自民党18名から提出された意見書も、要請内容は与党会派「外交と対話による平和構築」に対して沖縄・自民党が「対話の継続とあらゆる外交政策」として、私は同一のものと考えております。私は、このような意見書は全会一致にするためには、多数与党の対応は重要だと考えているわけであり

ます。

そこで、提案者に伺います。
多数与党として一本化、全会一致に向けてどのような調整を行ったのか伺います。

(2)、私は外交も抑止につながる力であると考えております。岸田総理のウクライナ訪問、林大臣も今週末に中国訪問とのこと。沖縄県政も地域外交室を設置し、照屋副知事が中国の駐日大使と3月30日に面会、玉城知事は2023年度中に中国訪問を検討とのこととあります。私は、このような国・県の外交を評価し、このことが平和の安定につながっていくと考えております。

そこで、伺います。

外交も抑止につながる力である。このことについて提案者の見解を伺います。

(3)、沖縄県議会は保守も革新も中道も存在をし、それぞれが県民の民意を反映させております。このような意見書は立場の違いを超えて一致点を見いだして、国に対して要請することで県議会の意思として力が発揮できると考えております。

私は今回の意見書の採決は、退席をさせていただこうと考えております。

両案の——先ほど申し上げましたように、与党会派「外交と対話による平和構築」、沖縄・自民党が「対話の継続とあらゆる外交政策」、このことには賛同するものであり、反対できるものではないからであります。

そこで伺います。

与党会派24名に、改めて県議会が全会一致でまとまる対応を今後はお願いをしたい。そのことについて提案者の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

〔國仲昌二君登壇〕

○國仲 昌二君 はい、答弁いたします。

(1)、2つの意見書は、同一と思えてならない。一本化に向けた調整について答弁します。

私たちは、昨年2月議会から、日中両国間の友好関係を発展させ、平和的に問題を解決するという趣旨の請願を総務企画委員会で議論してまいりました。

そして今回は、昨年12月に閣議決定された安保3文書に危機感を抱き、これまでの趣旨と併せて今回の意見書を提出したところであります。

しかし合意に——全会一致にならなかったことは、非常に残念に思います。

また、今回自民党会派が提出した意見書は、防衛3文書は評価されるものである、防衛力の整備強化による抑止力を高めるなどの記述があり、私たちの意見書の趣意と異なるものだと考えます。

次(2)、外交も抑止につながる力である。私たちは、意見書で外交と対話による平和の構築に積極的な役割を果たすこと、日中両国において確認された諸原則を遵守し、両国間の友好関係を発展させ、平和的に問題を解決することを日本政府に求めており、照屋守之議員の認識と一致しております。

(3)、全会一致にまとまるような対応について。

これも繰り返しになりますけれども、今議会でも委員会開催前から文言調整などしてまいりましたが、合意できずに残念に思っております。これまでもいろいろな課題について、全会一致に向けて議員の皆さんは取り組んできたと思いますが、今後とも新たな課題が出てきた場合については、全会一致に向けて取り組んでいくということは当然なことだと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後2時57分休憩

午後2時58分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

次に、議員提出議案第2号について提出者から提案理由の説明を求めます。

花城大輔君。

〔花城大輔君登壇〕

○花城 大輔君 ただいま議題となりました議員提出議案第2号につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、我が国の平和を維持するための外交・防衛政策の推進を求めることについて、関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第2号を朗読いたします。

〔我が国の平和を維持するための外交・防衛政策の推進を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審

議の上、よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本議案につきましては、意見書の趣旨を関係要路に要請するため、議員を派遣する必要があることから、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号及び第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） これより討論に入ります。

議員提出議案第1号及び第2号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 日本共産党県議団を代表して、与党提出の議員提出議案第1号「沖縄を再び戦場にしないよう日本政府に対し対話と外交による平和構築の積極的な取組を求める意見書」に賛成し、野党沖縄・自民党会派提出の議員提出議案第2号「我が国の平和を維持するための外交・防衛政策の推進を求める意見書」に反対する立場から討論を行います。

岸田政権は、去年の12月に安保3文書を閣議決定だけで改定しました。

与党の意見書案は、この3文書改定によって、敵基地攻撃（反撃攻撃）能力の保有によって沖縄が再び戦場にされるのではないかと県民の間で不安が広がっているとして、軍事力による抑止ではなく、外交と対話による平和構築を求めています。

これに対して野党沖縄・自民党会派案は、3文書の決定、反撃能力の保有、防衛体制整備など、評価されるものであるとして、さらに防衛力の整備強化などで抑止力を高めることを求めています。

去年の安保3文書は、これは歴代政権が一貫して否

定してきた敵基地攻撃能力、反撃能力の保有を打ち出したことで、日本は集団的自衛権の行使として、アメリカの戦争に参加をし、相手国領域にミサイル攻撃などができるようになります。まさに、これまでの政府の専守防衛を根底から覆すものとなっています。

今、奄美から沖縄本島のうるま市、宮古、石垣、与那国へのミサイルの配備、沖縄市への弾薬庫の設置などが一気に進められようとしています。

そして全国で核兵器、生物化学兵器攻撃に耐えられるような自衛隊基地の地下化と強靱化が進められようとしています。沖縄でも自衛隊第15旅団が師団に格上げされ、自衛隊那覇基地の地下化、石垣分屯地の地下化をはじめ、核、生物化学兵器攻撃に耐えられる強靱化計画も進められようとしています。まさに、沖縄や全国が戦場になることを想定した動きではないでしょうか。沖縄が再び戦場にされるのではないかと。県民の間で、78年前の悲惨な地上戦に突入していった戦前のようなだと不安が広がっています。

78年前の沖縄戦はどうだったのか。米軍が沖縄に上陸する1年前、1944年3月、南西諸島方面の防衛強化のために沖縄守備軍第32軍が創設されました。

そして、沖縄を不沈空母として軍事要塞化するため、奄美から沖縄まで住民を動員して飛行場の建設が進められました。陸軍伊江島飛行場、陸軍北飛行場（読谷）、陸軍中飛行場（嘉手納）、陸軍南飛行場（浦添）、陸軍東飛行場（西原）、陸軍石嶺飛行場、海軍小禄飛行場、海軍与根飛行場、海軍南大東島飛行場、海軍宮古島飛行場、陸軍宮古島中飛行場、陸軍宮古島西飛行場、海軍石垣島平得飛行場、海軍石垣島北飛行場、陸軍石垣島飛行場、陸軍石垣島宮良飛行場、合計16か所が沖縄県内に造られました。そして、海軍航空隊古仁屋基地（奄美大島）、海軍喜界島飛行場、陸軍北飛行場（徳之島）、陸軍南飛行場（徳之島）と4か所、沖縄と奄美で合わせて合計20か所の飛行場が造られました。

そして、首里城の地下に日本軍沖縄守備隊第32軍司令部壕を造り、本土防衛のための持久作戦が実行されました。その結果どうなったのか。沖縄は、国内で唯一、一般住民を巻き込んだ熾烈な地上戦の場となった。鉄の暴風とも形容される戦火の下で、沖縄県民は、想像を絶する極限状態を経験し、20万人余の貴重な生命と貴重な文化遺産を失ったのです。

今進められている南西諸島の防衛力強化としての自衛隊の増強、自衛隊基地の地下化、強靱化、奄美、沖縄、宮古、石垣、与那国にミサイルを配備する動きなど、78年前の沖縄戦の悲劇を引き起こした戦前の動

きと全く重なって見えるではありませんか。

そして、防衛力整備計画では、長射程ミサイルについて、12式地对艦誘導弾能力向上型、島嶼防衛用高速滑空弾及び極超音速誘導弾をはじめ各種誘導弾の長射程化を実施する。それから米国製のトマホークをはじめとする、外国製スタンド・オフ・ミサイルを導入するとしています。これらのミサイルの射程は、1000キロから3000キロ程度とされており、その3000キロ以内には、中国の北京、上海、韓国のソウル、台北、北朝鮮の平壤があります。このようなミサイルが沖縄に配備されると、逆に相手側も沖縄を狙ってまた配備する。果てしない軍拡競争に突入り、常に一触即発の危険にさらされることになります。

今、台湾有事が盛んにあおられています、一番怖いのは、日本が攻撃されていないのに米軍と一緒にアメリカの戦争に参加していく、その結果、沖縄が標的になり攻撃される危険があるということです。

これについて当のアメリカ側は何と言っているでしょうか。

2023年、今年1月の米国連邦議会調査局CRSの報告書では、中国が台湾を攻撃する場合、日本の南西諸島に近い場所で軍事作戦を行う可能性が高いこと、仮に米軍が台湾有事に介入する場合は、在日米軍基地が関与する可能性があり、その場合、日本は中国の攻撃目標になる可能性がある、これらのことを指摘しています。

同じく2023年、今年1月の戦略国際問題研究所CSISの中国による台湾侵攻を想定したシミュレーションの結果報告書では、中国が台湾に侵攻し、米国が介入した場合、米国が勝利するには在日米軍基地を使用する必要があること、それから、勝利した場合でも、日本に甚大な人的・物的損失が生じるとし、特に、沖縄では多数の防空ミサイルが配備されていたにもかかわらず、中国のミサイルによって、多くの航空機が地上で破壊されることや、嘉手納飛行場は、破壊された多数の航空機、多くの遺体を埋葬する仮設墓地を有するようになるとしています。

このように、台湾有事に米軍が介入したら、日本が出撃基地になり、逆に標的になり攻撃されるおそれがあり、特にこの沖縄が最前線となって、その結果、甚大な被害を受け、多くの人命を失うことになってしまうことをアメリカ自身が指摘しているのです。

戦争は絶対に起こしてはなりません。戦争は始まる前に止めなければなりません。ですから、与党提出の意見書では、1つ、「アジア太平洋地域の緊張を高め、沖縄が再び戦場になることにつながる南西地域へ

のミサイル配備など、軍事力による抑止ではなく、外交と対話による平和の構築に積極的な役割を果たすこと。」2つ目に、「日中両国において確認された諸原則を遵守し、両国間の友好関係を発展させ、平和的に問題を解決すること」を求めているのです。

1972年の日中共同声明において、両国間の「不正常的な状態」が終結され、外交関係が樹立し、両国が平和友好関係を確立し、国連憲章の原則を守ること等が宣言されました。

1978年の日中平和友好条約は、「主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互惠並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を発展させるものとする」こと、「相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないこと」などが確認されています。

1998年には、平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言、2008年には、「戦略的互惠関係」の包括的推進に関する日中共同声明が宣言されています。

与党提出の意見書では、これまでの日中間で取り交わされてきた諸原則を遵守し、友好関係の発展と平和的な外交による解決を求めているのです。

このことは、去年2月議会から請願・陳情審査の中で議論し、毎議会ごとに意見書の提出を野党・中立会派のみなさんに呼びかけてきました。

去年の2月議会、6月議会、9月議会、12月議会、それぞれ呼びかけてきたものであります。

今、日本は戦争か平和かの重大な岐路に立っていると私は思います。そして今、日本が行うべきは、軍事力の大増強ではなく、平和的な外交手段を強化することです。ASEANの平和共同体のように、紛争を戦争に発展させない、東アジアの平和の共同体の構築に日本は全力を挙げるべきであります。

沖縄県も、沖縄を再び戦場にさせないと、地域外交室を設置し、沖縄を平和の発信拠点にするために新たな取組も開始します。

沖縄県議会としても、沖縄を絶対に戦場にさせてはならないとの立場から、今の危険な動きにストップをかける決意が求められているのではないのでしょうか。

よって、与党提出の議員提出議案第1号「沖縄を再び戦場にしないよう日本政府に対し対話と外交による平和構築の積極的な取組を求める意見書」に賛成し、野党沖縄・自民党会派提出の議員提出議案第2号「我が国の平和を維持するための外交・防衛政策の推進を求める意見書」に反対するものです。

議員各位の御賛同をお願いして討論といたします。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

〔仲村家治君登壇〕

○仲村 家治君 沖縄・自民党の仲村家治です。

私は会派を代表して、ただいま議題となっております「沖縄を再び戦場にしないよう日本政府に対し対話と外交による平和構築の積極的な取組を求める意見書」に対して、反対の立場から討論を行います。

本意見書への賛否を判断するに当たり、私たち沖縄・自民党としては、我が国の安全保障環境に関する現状認識が、果たして本意見書において述べられているとおりなのかどうか、その点がまず大いに疑問視されるべきものであると指摘しなければなりません。

先ほど、我が会派の大浜議員、下地議員からの質疑の中で、提案者は明確な回答を述べずにいろいろな新聞記事等の羅列で答弁を濁しておりました。

昨年暮れに閣議決定された、いわゆる安保関連3文書において、外交力の重要性について、イの一番に言及されております。これに対し、本意見書においては、「沖縄の軍事的負担を強化する」、「本県の軍事要塞化も進んでいる」という表現が見られます。

この「沖縄の軍事的負担を強化する」ということは、一体どういうことなのか。確かに、安保関連3文書の中では、国家防衛戦略において南西諸島における防衛力の強化がうたわれ、防衛力整備計画において自衛隊基地の施設整備・更新、装備品の調達等が明記されております。

しかしながら、義務を課し、または権利を制限するなど、まさに負担を強いるということ、これが沖縄県ないし沖縄県民のみに適用されるような具体的事例はどこにもありません。

防衛体制の強化という事実は負担と表現し、県民または国民に対して誤ったメッセージを与えんとする文言は、まさに印象操作、大衆心理を弄び、一種のプロパガンダと断じざるを得ません。さらに軍事要塞化という言葉にも意図的なものを感じざるを得ません。あたかも沖縄県全体が軍事基地として利用される、そういった印象を一方向的に与えるようなものです。こういった県民に誤解を与え、無用の不安と不信を招き、政府と沖縄県の対立構造をいたずらに仕立て上げ、構造的差別の名の下に沖縄が日本本土から差別を受けている、そのような思考過程が根底に流れています。全くもって受け入れがたい内容であると言わざるを得ません。対話を通じて信頼を醸成し、外交努力をすべきだとしておきながら、一方では、内外に対して沖縄県議会としての見解を示すこの意見書という大変重みの

ある文書において、言葉の一つ一つが持つ意味合いについてその受け手がどういった受け止め方をするのか、そういう点を精査することなく提案されたということは誠に残念であり、数の力で押し切ろうという言論封殺のそしりを免れないまさに暴論、暴挙にほかなりません。

反対する第2の理由は、防衛力の強化が沖縄を再び戦場にするという、本末転倒の理屈が意見書において展開されていることでもあります。ウクライナを見てください。冷戦終結後、非核化を進め、NATOの同盟にも加わらず、平和外交に徹してきたウクライナが、いとも簡単に大国の持つ圧倒的な軍事力によって侵略されたのであります。隣国ベラルーシにロシアの戦術核配備がなされるという報道もありました。これは抑止力ではなく、武力による威嚇にほかならず、一方的な脅威の下にさらし、屈服を強要するものであります。隣国に大国を存するという状況にある我が国においても、ウクライナとダブって見えるのは私だけでしょうか。大国との外交関係を優位に展開する意味で、その裏づけとなる抑止力、防衛力そして経済力や情報力など総合的な安全保障のための源泉を確保する必要があるのであって、そのいずれも欠けることがあってはならないのであります。そのような意味で、今般、安保3文書において位置づけられた反撃能力の保有、南西地域の空港・港湾建設などの整備強化のほか南西諸島の安心・安全に資する阻止、取組は評価されてしかるべきであり、意見書に述べられているように防衛力の強化をはなから否定する論拠は到底承服できないというべきであります。

本意見書において、なぜ日中関係のみを取り上げているのか、この点が理解に苦しむところであります。安保3文書においても北朝鮮やロシアなどの脅威が触れられており、特に北朝鮮からは今年に入って連日と言ってもいいくらいミサイルが発射され、我が国の排他的経済水域や公海上に落下しております。本意見書はこのような事象を無視し、むしろ存在していないかのごとく、全く触れられておりません。加えて我が国は、自由で開かれたインド太平洋の実現のために、日本・米国・オーストラリア・インドを中心とした枠組みを通じて、その先頭に立って外交関係を推進しております。意見書にあるような特定の国との関係を際立たせることは、かえって関係悪化を先導していると受け取られる可能性が否定できず、また何らかの思惑や意図があるのではという邪推を惹起するという懸念があります。

また、今議会において我が会派の同僚議員のほか、

多くの議員から質問があった地域外交室ですが、地域外交の言葉の定義や国の外交との関係性などについて、執行部において全く理解がされていないことが明らかになりました。国に対して平和外交を求めるのであれば、本来なら知事自身自ら思いを致している地域外交の在り方について、外務省や防衛省などと意見交換を進めるべきであり、こういったコミュニケーションを図ろうとしないことこそ、今の県政には外交を行う能力が欠如している、このような評価をせざるを得ないのであります。

最後に、この意見書は、我が国の国防を担う自衛隊基地を沖縄県に配備をしないというメッセージが込められています。五十数年前、今の那覇基地、陸自、海自の基地はアメリカの航空基地でありました。復帰が決まり、自衛隊基地に移管をされ、私たちは地元であります。そのとき何が起こったか皆さん御承知でしょうか。自衛隊に反対する一部の県民が押し寄せ、事もあろうか成人式会場の小禄中学校の正門に来て、新成人の自衛隊員を入れずに、おまえら帰れと追い返して、涙を流して帰っていった自衛隊員がおりました。それは私たちは小さな子供でしたけれども、この目に焼き付いております。そして、これでは駄目だということで地域の先輩方が小禄地区自衛隊親睦会という会を設立し、自衛隊との親睦を深めてまいりました。今この意見書が、自衛隊反対だという変なメッセージになって、また五十数年前のように自衛隊反対というそういう雰囲気蔓延することを私は危惧しております。

以上の理由から、本意見書には明確に反対の意見を表明するとともに、議員各位におかれては、本意見書の再考を求め私の討論といたします。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

〔小渡良太郎君登壇〕

○小渡 良太郎君 最終本会議、長い時間議員諸兄の皆様、お疲れさまでございます。

恐らく私の討論で最後になるかと思っておりますので、しばしお時間をいただきたいとお願いを申し上げます。

それでは、議員提出議案第2号に賛成する立場で討論をさせていただきます。

私ども沖縄・自民党は、議員提出議案第1号の案が提示をされて以降、文案調整等で歩み寄れないか検討と議論を重ねてまいったことは、先ほどの家治議員の討論でも述べられたとおりでございます。

しかしながら、解釈の違い、見解の違いというだけでは、どうしても我が方が説明し切れない幾つか

ばめられている、客観的事実と異なる主観的で扇情的な文言、例えば「軍事要塞化」だと南西諸島方面の防備強化が「沖縄が再び「標的」とされる」、「戦場になることにつながる」という言い分だとか、迎撃のためのミサイルを、さも反撃能力を持つものとも言わんばかりの一文だとか、言論の府たる議会が出す意見書としてはあまりにも事実とかけ離れていて不適切であり、客観的に修正するにも限界があるとして、当該意見書の提案に至ったわけでございます。

昨今の南西諸島方面における防衛体制の強化は、沖縄の言論空間では自衛隊の配備だけが取り上げられておりますが、内実いざというときの住民避難に活用される空港や港湾等島嶼インフラの建設・整備・強化も多く講じられております。それは現実論として、日本国民を守るということに、ひいては悲惨な地上戦の再来を極力回避せんとすることに直結する国の意思であります。

無防備とは、我が国のみならず人類の歴史上、どこを見渡しても無責任以外の何物でもありません。国民の生命と財産を守る責務を負う以上、いざというときに備えることは国家として当然のことであり、防災も防衛も必須のことであると私は考えます。しかしながら、それらを準備するだけでは平和構築・維持には不十分で、やはり国の専権事項たる外交における不断の取組がなければ、平和というものは実現できません。

戦争は外交の敗北であるという格言がございます。

ロシアによるウクライナ侵攻を外交的視点で見た、国内外の識者の意見・議論をつぶさに見ていると、西側諸国も含めて十分な抑止力に裏打ちされた外交をウクライナが展開できなかったことに一因があるというふうな意見で一致されております。これは近年の東アジアにおける国際情勢の緊迫化にも同じく当てはまるものであると考えます。

ただし、この抑止力というものは、この日本においては、日本全体で担保するものであり、国境の県である沖縄を含む南西諸島だけが担うものではない。それは沖縄の基地に反撃能力が付与される計画はないと説明している国の言動にも表れていると考えております。

余談ではありますが、次年度より知事公室に地域外交室が設置されると聞いております。

現況下において、沖縄が再び戦場になる可能性が最も高いのは、今まさに台湾の平和を外交的恫喝等で脅かしている中国にほかならないと私どもは考えております。

中国はロシアと違うと信じたいところではあります

が、日中関係を平和裏に進めるために積極的な対話は不可欠であり、外交という観点から見れば沖縄は日本政府だけでなく中国ともコミュニケーションを展開すべきであると考えます。

従来よりアメリカ合衆国等に対して、ときに厳しい言葉を投げかけてきた沖縄だからこそ、大国におもねるのではない。ときには尖閣の漁場を我が物顔でばっこする船舶の行動に対し、しっかりと抗議をしたり、耳の痛い苦言も直接意見できる地域交流が展開できるものと期待しております。

沖縄が訴える恒久平和に相対しているのは、防衛力強化をしている日本ではなく、現状変更をもくろむ覇権的行動を取る中国であります。

余談はさておき、日本政府に対して、防衛力の整備強化だけでなく、対中国、対北朝鮮といった我が国の安全を脅かす行動を取る隣国に対して、抑止力を伴った積極外交の展開を私どもは日本政府に求めたいと考えております。

以上を申し上げ、議員提出議案第2号に賛成の立場からの討論とさせていただきます。

議員諸兄の賢明なる御判断をよろしく願いたします。

○議長(赤嶺 昇君) 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号「沖縄を再び戦場にしないよう日本政府に対し対話と外交による平和構築の積極的な取組を求める意見書」及び議員提出議案第2号「我が国の平和を維持するための外交・防衛政策の推進を求める意見書」の採決に入ります。

○照屋 守之君 議長。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時34分休憩

午後3時37分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

議題のうち、まず、議員提出議案第1号「沖縄を再び戦場にしないよう日本政府に対し対話と外交による平和構築の積極的な取組を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(赤嶺 昇君) 起立多数であります。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長(赤嶺 昇君) ただいま議員提出議案第1号「沖縄を再び戦場にしないよう日本政府に対し対話と外交による平和構築の積極的な取組を求める意見書」が可決されましたので、議員提出議案第2号「我が国の平和を維持するための外交・防衛政策の推進を求める意見書」については、その議決を要しないものとなります。

○議長(赤嶺 昇君) 先ほど可決されました議員提出議案第1号については、提案理由説明の際、提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、議員派遣について採決いたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号の趣旨を関係要路に要請するため議員5人を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(赤嶺 昇君) 起立多数であります。

よって、さよう決定いたしました。

◆ . . ◆
○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時38分休憩

午後3時39分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

日程第11 陳情9件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長大浜一郎君。

[陳情審査報告書 巻末に掲載]

[経済労働委員長 大浜一郎君登壇]

○経済労働委員長(大浜一郎君) ただいま議題となりました陳情9件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長(赤嶺 昇君) これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(赤嶺 昇君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情9件を採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情9件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第12 陳情18件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
文教厚生委員長末松文信君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 末松文信君登壇〕

○文教厚生委員長（末松文信君） ただいま議題となりました陳情18件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情18件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情18件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第13 請願1件及び陳情26件を議題といたします。

請願及び各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
土木環境委員長呉屋 宏君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 呉屋 宏君登壇〕

○土木環境委員長（呉屋 宏君） ただいま議題となりました請願1件及び陳情26件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております請願1件及び陳情26件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

請願及び各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの請願1件及び陳情26件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第14 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺 昇君） 各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど
文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和5年第1回沖縄県議会（定例会）
を閉会いたします。

午後3時44分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 西 銘 純 恵

会議録署名議員 照 屋 守 之